信金中央金庫七十年史

信金中央金庫

本店全景

ごあいさつ

信金中央金庫は、令和2年6月1日をもちまして創立70周年を迎えることができました。これもひとえに、会員信用金庫をはじめとした関係各位の永年にわたるご支援ご協力と、先輩各位のご努力の賜と心から感謝申し上げる次第でございます。

信金中金は、戦後まもない昭和25年に中小企業等協同組合法に基づき「全国信用協同組合連合会」として設立され、翌26年に信用金庫法が公布・施行されたことに伴い、「全国信用金庫連合会」へと組織を変更いたしました。そして、平成12年10月には「信金中央金庫」へと名称を変更するとともに、同年12月に、東京証券取引所に優先出資を上場し、現在では、約40兆円の資金をグローバルに運用する金融機関へと成長いたしました。

信金中金70年の歴史のなかで、この10年間は、経営環境がめまぐるしく変化した激動の時代であったといえます。甚大な被害をもたらした東日本大震災や熊本地震、全国各地で発生した水害など数多くの自然災害を経験しました。また、日本銀行によるマイナス金利政策の導入は、金融機関経営に大きな影響を及ぼしています。

信金中金では、こうした困難をグループ会社一体となって、全国の信用金庫とともに乗り越えてきました。そして、各種課題に対し中長期的な時間軸をもって取り組むことが重要であるとの認識のもと、平成22年度から3か年の中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム」を計3回策定し、信用金庫の地域金融・中小企業金融にかかる課題解決を支援する態勢を強化するとともに、財務基盤の再構築につとめてまいりました。

しかしながら、足元の情勢に目を向けますと、少子高齢化や人口減少、中小企業数の減少等に伴う地域経済の疲弊といった根源的な問題に加え、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が広がるなど、信用金庫業界を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。また、デジタライゼーションが急速に進展するなか、金融機関においては、自らのビジネスモデルを変革していくことが求められています。

私ども信金中金は、信用金庫とこれまで以上に強く連携し、「ひとつの金融グループ」として信用金庫業界の競争力を高めることで、信用金庫とともに、この厳しい時代を乗り越え、次の10年、20年を明るいものにしていきたいと考えております。

令和元年度から開始した新たな中期経営計画「SCBストラテジー2019」では、「信用金庫とともに、各々が強みとする分野への経営資源の適正配分を実現することで、ひとつの金融グループとして、より一体的な業務運営態勢を構築し、業界の競争力を高め、信用金庫が地域において最も信頼される金融機関となること」を中長期的に「目指す姿」として定めました。この「目指す姿」の実現に向け、信金中金グループ一体となって、各種施策に取り組んでまいります。

私が大切にしている言葉に「不易流行」があります。信用金庫の「相互扶助」という基本理念や、「地域のために」という思い、また、そうした信用金庫とともに地域経済・社会の発展につとめるという信金中金の使命は不変ですが、一方変えるべきところは、大胆かつチャレンジングに変えていく必要があります。

私ども役職員一同は、創立70周年を機に、「信金中央金庫七十年史」を編纂し、理念や思いといった本質的なものを再確認するとともに、時代の要請に応じた取組みを振り返り、これからの信金中金の役割発揮にいかしていくことで、信用金庫業界の発展、ひいてはわが国経済社会の繁栄に貢献してまいる所存でございますので、皆様方のより一層のご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

令和2年12月

信金中央金庫

理 事 長　柴田弘之

役　　員（令和2年6月末現在）

会長（非）
御　室　健一郎
（浜松いわた信用金庫理事長）

理事長
柴　田　弘　之

副理事長
日　沖　　肇

専務理事
中　原　　広

専務理事
須　藤　　浩

専務理事
高　野　典　宏

常務理事
井　筒　圭　亮

常務理事
西　野　　譲

常務理事
室　谷　武　彦

理　事
佐々木　英　樹

理　事
花　岡　隆　司

理　事
鈴　木　　存

理　事
田　中　賢　治

理　事
品　川　昌　文

理　事（非）
増　田　雅　俊
（稚内信用金庫理事長）

理　事（非）
星　　倫　市
（杜の都信用金庫理事長）

理　事（非）
樋　口　郁　雄
（福島信用金庫理事長）

理　事（非）
小　森　　哲
（佐原信用金庫理事長）

理　事（非）
平　松　廣　司
（かながわ信用金庫理事長）

理　事（非）
澁　谷　哲　一
（東京東信用金庫会長）

理　事（非）
大　前　孝太郎
（城北信用金庫理事長）

理　事（非）
橋　詰　國　行
（福井信用金庫会長）

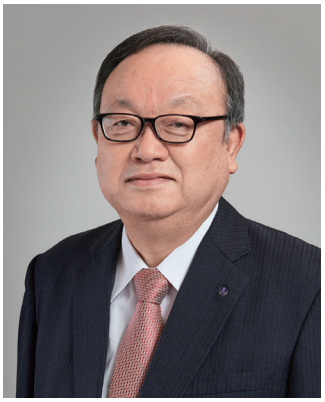

理　事（非）
住　田　裕　綱
（岐阜信用金庫理事長）

理　事（非）
近　藤　　実
（西尾信用金庫理事長）

理　事（非）
中　澤　康　哉
（桑名三重信用金庫理事長）

理　事（非）
白波瀬　　誠
（京都中央信用金庫理事長）

理　事（非）
吉　野　敬　昌
（枚方信用金庫理事長）

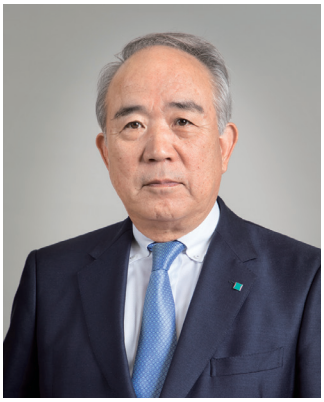

理　事（非）
武　田　龍　雄
（広島信用金庫理事長）

理　事（非）
弓　山　慎　也
（愛媛信用金庫理事長）

理　事（非）
野　村　廣　美
（福岡ひびき信用金庫会長）

理　事（非）
後　藤　孝　行
（鹿児島信用金庫会長）

監　事
千　坂　博　道

監　事（非）
阿　部　　隆
（新潟信用金庫会長）

監　事（非）
作　田　誠　司
（尼崎信用金庫理事長）

監　事（非）
奥　山　章　雄

監　事（非）
吉　野　直　行

（備考）
1.（非）は非常勤であることを示す。
2. 非常勤役員のうち会員選出の理事・監事は地区順に掲載

目　次

ごあいさつ　　理　事　長　柴田　弘之

役　　員

前　編

第1編　設　　立

第１章　中央金融機関設立の背景と経緯……5

第１節　根拠法の変遷と中央金融機関設立の動き……5

1. 信用組合の誕生と産業組合法下の信用組合……5
2. 市街地信用組合法の制定と市街地信用組合……8
3. 中小企業等協同組合法の制定と信用協同組合（信用組合）への改組……10

第２節　全国信用協同組合連合会の創設……12

1. 全国信用協同組合連合会の設立運動……12
2. 全国信用協同組合連合会の設立……15

第２章　信用金庫法制定による組織変更……18

第１節　信用金庫法の制定……18

1. 単独法制定の動き……18
2. 単独法の成立および信用金庫への組織変更……20

第２節　全国信用金庫連合会への組織変更……21

第2編　信金中央金庫（全信連）の動向

［昭和25（1950）～平成20（2008）年度］

第１章　資金調達・資産運用の動向……25

第１節　資金調達……25

1. 資金調達手段の多様化……25
2. 金融自由化への対応……26
3. 全信連債券（信金中金債）の発行……27

第２節　資産運用……28

1. 昭和時代の資産運用……28
2. 平成時代の資産運用……29

第２章　信用金庫の業務機能の補完……32
第１節　決済業務への対応……32
1. 内国為替業務への対応……32
2. 外国為替業務への対応……34
3. 証券決済業務への対応……35
4. その他の資金決済業務等への対応……37
⑴ 手形の代理交換受託／37
⑵ 代理業務・資金中継業務等の推進／37
⑶ 一括支払システムの構築／38
⑷ 信用金庫と他業態とのATM提携への対応／38
⑸ デビットカードサービス業務への対応／39
⑹ スポーツ振興くじへの対応／40
⑺ マルチペイメントネットワークへの対応／40
第２節　市場関連業務への対応……41
第３節　国際化への対応……43
第４節　その他の支援業務……44
1. 確定拠出年金業務への支援……44
2. 宝くじ業務に係る支援……45
3. サービサー業務への支援……46
4. 企業信用格付システムの提供……46
5. 信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベースの構築……47
6. 電子手形サービスの取扱い……47
7. 信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険制度の創設……48
8. しんきん長期固定金利ローンサポートの創設……48
9. 設備担保信用補完制度（しんきんMEサポート）の創設……49
10. 業界のネットワークを活用した業務の強化・拡充……50
11. しんきん傷害保険付定期積金の提供……50
12. 株式会社朝日信託と連携した相続関連業務への支援……51
13. 中小企業向け格付け付与サービスの取扱い支援……52
14. 子会社等を通じた支援業務……52
15. 信用金庫に対する情報提供・相談機能・人材育成支援の強化……54
第３章　信用金庫業界の信用力の維持・向上……55
第１節　信用金庫振興預金制度および振興資金制度の創設……55
第２節　振興基金制度の創設……55
第３節　預金支払準備に関する制度の創設……56
第４節　信用金庫相互援助資金制度の創設と新しい相互援助制度……57
第５節　その他の相互援助制度……58
第６節　信用金庫相互援助資金制度の運営……59
1. 信用金庫相互援助資金制度運営基準の制定……59

2. 信用金庫相互援助資金制度運営委員会の設置……59
3. 資金援助の拠出割合の決定……60
4. 破綻処理への預金保険制度の適用……60
5. 相援制度による出資金全額補塡の開始……61
6. 相援制度による出資金補塡に対する上限の設定……61
7. 破綻金庫の相互援助預金の取扱いの変更……62
8. 相援制度の新規適用の取りやめ……62
9. 相援制度の援助財源における信用金庫負担額の軽減……63
10. 相援制度の援助財源に係る繰上精算への対応……63
11. 相援制度の財政的支援機能の存続……64
第7節　信用金庫の合併等に伴う資本増強支援……64
第8節　信用金庫経営力強化制度の創設・運営……65
第9節　有価証券ポートフォリオ分析・ALM支援等の実施……66
第10節　不測事態発生時における対応の強化……67
第4章　経営態勢……68
第1節　経営方針……68
第2節　名称変更……68
第3節　役員体制……69
第4節　主要委員会……70
1. 業務運営委員会の設置……70
2. 信用金庫役員懇談会と業務推進委員会の設置……70
3. 基本問題委員会の設置と5大構想……71
4. 全信連機能拡充委員会および共同事務センター設置促進委員会の設置……71
第5節　店舗等の整備……72
1. 本店（本所）……72
2. 支店（支所）等……73
第6節　内部管理態勢の強化……74
1. コンプライアンス（法令等遵守）態勢の構築……74
2. リスク管理態勢の強化……74
3. 危機管理態勢の整備……75
4. 総合与信管理制度の導入……75
5. 統合リスク管理の導入……76
6. 財務報告に係る内部統制の構築……77
第7節　システムの整備……78
1. システム基盤の整備……78
2. 営業店事務の本部集中化に伴うシステム基盤整備……78
3. 市場・リスク管理システムの構築……79

4. SCBネットワークの構築……80
5. 営業情報システムの構築……80
6. 信用格付・自己査定システムの構築……80
7. 次期勘定系システムの構築……81
第５章　財務・損益状況等……83
第１節　損益の状況……83
第２節　自己資本の状況……84
1. 自己資本の調達……84
2. 優先出資の上場……85
第３節　格付けの取得……86
第４節　広報活動……87

後　編

第1編　信用金庫との絆を強化した時代

［平成21(2009)～24(2012)年度］

第１章　信金中央金庫をめぐる経営環境……95
第１節　経済・金融の動向……95
1. 経済動向……95
(1) 実体経済の動向／95
イ．海外経済／96
ロ．国内景気／97
ハ．家計部門／99
ニ．物　　価／101
(2) 政府の経済対策／101
イ．麻生内閣における経済政策（平成21年度）／103
ロ．鳩山内閣における経済政策（平成21～22年度）／103
ハ．菅内閣における経済政策（平成22～23年度）／103
ニ．野田内閣における経済政策（平成23～24年度）／103
ホ．安倍内閣における経済政策（平成24年度）／104
2. 金融動向……105
(1) 金融政策の動向／105
イ．包括的な金融緩和の導入（平成22年10月）／105
ロ．「中長期的な物価安定の目途」導入（平成24年2月）／106
ハ．「物価安定の目標」導入（平成25年1月）／107
(2) 債券市場の動向／107
(3) 株式市場の動向／109
3. 金融機関の動向……111
(1) 損益の状況／111
(2) 自己資本等の状況／112
(3) 再編等の状況／113

第２節　金融システムの動向……115
1. 中小企業金融円滑化法の制定および2度にわたる同法の期限延長……115
2. 貸金業法施行に伴う金融機関の消費者向け貸付けへの積極的取組み……117
3. 東日本大震災を受けた金融機能の確保のための金融機能強化法の改正……119
4. 信用金庫による取引先企業の海外子会社への直接貸付等の解禁……121
5. 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理……123
第３節　信用金庫の動向……125
1. 信用金庫数、店舗数、常勤役職員数等の動向……125
2. 主要勘定の動向……126
(1) 預　　金／126
(2) 貸 出 金／128
(3) 余資運用資産／128
3. 決算状況……130
(1) 損益の状況／130
(2) 経営指標の状況／132
第２章　信金中央金庫の動向……135
第１節　資金調達・資産運用……135
1. 資金調達の動向……135
(1) 預金の動向／136
(2) 信金中金債の動向／136
(3) 借用金等の動向／137
2. 資産運用の動向……138
(1) 市場運用の動向／139
(2) 貸出金の動向／141
イ．会員外直接貸出の動向／141
ロ．代理貸付の動向／142
ハ．融資形態の多様化推進／143
第２節　信用金庫の業務機能の補完……145
1. 各種金融商品の提供……145
(1) 預金関連商品／145
イ．デリバティブを活用した預金商品／145
（イ）SCB延長特約付積立定期預金（愛称：えんつみ）／145
（ロ）SCBマルチコーラブル預金／146
ロ．東日本大震災復興支援商品／147
(2) 融資関連商品／148
イ．代理貸付／148
（イ）SCB地域活性化ローン／148
（ロ）SCB住宅ローン「スーパー!」／149
（ハ）東北地方太平洋沖地震災害復旧特別融資制度および既往代理貸付の返済猶予等／150
ロ．しんきん長期固定金利ローンサポート／150
（イ）SCB地域活性化ローンⅡ／150
（ロ）地公体ローンサポート／151
(3) その他金融商品／151
イ．しんきん復興支援育英ファンド（限定追加型）(愛称：こどもの未来）／151
ロ．信用金庫への融資機会の提供および債権流動化による商品提供／152

2. 信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート……152
(1) 個　　人／152
イ．定期積金を活用した商品の提供／152
（イ）しんきん傷害保険付定期積金フラット型／152
（ロ）しんきん傷害保険付定期積金（天災補償タイプ）／153
ロ．相続関連業務の支援／154
(2) 中小企業／155
イ．中小企業への取組みに係る支援／155
（イ）復興支援ファンド「しんきんの絆」／155
（ロ）創業支援／157
（ハ）経営改善支援／157
a. 中小企業経営改善支援に係る研修／157　b. 経営改善・企業再生に係る相談業務／158
（ニ）事業承継支援／159
（ホ）金融円滑化出口戦略に係る支援／160
（ヘ）そ の 他／161
a. しんきんMEサポート（東京都版）の取扱開始等／161
b. 信用金庫の貸出業務を補完するための協調融資／162
c. 株式会社企業再生支援機構への出資・職員派遣／162
ロ．海外進出等に係る支援／163
（イ）現地銀行との業務提携／163
（ロ）バンコク駐在員事務所の開設／164
（ハ）相談・情報提供／165
(3) 地　　域／166
イ．地域活性化コンサルティング／166
ロ．地方公共団体に対するアンケート調査／167
3. 信用金庫業界のネットワークを活用した業務……167
(1) バイヤー等の開拓および大手企業等との連携によるマッチングの支援／167
イ．ビジネスマッチング／167
ロ．日本全国しんきん旨いもん地図／168
(2) ギフトカタログや電子チラシによる販路開拓・拡大支援／169
イ．東日本大震災の復興支援に係る東北地区信用金庫取引先の販路拡大支援／169
ロ．ギフトカタログ「旬彩カタログ　しんきんのつなぐ力」／170
(3) 信用金庫関係先を活用した旅行モデルコースの策定支援／171
(4) 工業系製造業者の販路拡大支援／173
(5) 観光・産業振興等に関する県との包括協定の締結／174
4. 信用金庫の市場関連業務のサポート……174
5. 信用金庫の決済業務のサポート……176
(1) 全信金システムにおいて発生した他行宛仕向電文の送信遅延への対応／176
(2) 全信金システムの更改に伴う業務継続性機能等の強化／178
(3) 内国為替業務における潜在リスクの洗い出しと対応策の策定／179
(4) 内国為替業務における大規模災害発生時の対応／180
(5) 第6次全銀システムへの更改に係る全信金システムの対応／180
(6) 電子記録債権制度の創設に伴う対応／181
(7) マルチペイメントネットワーク「ダイレクト方式」への対応／182
(8) そ の 他／183
6. 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート……184
(1) ALM・リスク管理支援等／184
(2) 信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース（SDB）の運営／184
7. 信用金庫の人材育成のサポート……185
8. 信用金庫に対する情報提供活動……186

第３節　信用金庫業界の信用力の維持・向上……187
1. 信用金庫経営力強化制度の運営状況……187
2. 経営力強化制度の運営方法の見直し……188
3. 東日本大震災被災4信用金庫に対する資本支援……189
第４節　経営態勢……192
1. 役員体制……192
⑴ 田邉理事長の就任／192
⑵ 会員選出役員予選規程の改正／193
2. 主要委員会……194
3. 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2010」……195
⑴ 計画策定までの経緯／195
⑵「SCB中期アクション・プログラム2010」の主要施策と実績／197
イ．コアプラン1「信用金庫の地域金融・中小企業金融に係る課題解決を支援する態勢の強化」／197
ロ．コアプラン2「信用金庫の経営の安定性の確保を支援するための態勢の強化」／198
ハ．コアプラン3「信金中金の安定した芯の強い財務基盤の構築」／199
ニ．サポートプラン1「信用金庫との絆の強化（インターフェイスの抜本的見直し）」／199
ホ．サポートプラン2「業務のスクラップアンドビルドの推進」／200
ヘ．サポートプラン3「ガバナンス態勢等（意思決定プロセスにおけるチェック機能等）の充実・強化」／200
ト．サポートプラン4「中央金融機関の役職員としての誇りを持ち、専門性を有する人材の育成等」／200
4. SCB行動原則の制定……201
5. コンプライアンス態勢……202
⑴ 顧客保護等管理方針等の改正／202
⑵ 金融円滑化管理方針等の制定／203
⑶ 金融ADRへの対応／203
⑷ コンプライアンス・ホットライン制度の見直し／204
6. 監査態勢の整備……205
7. 組織改正……206
⑴ 平成21年度の組織改正／206
イ．リスク統括部／206
ロ．審 査 部／206
⑵ 平成22年度の組織改正／207
イ．「SCB中期アクション・プログラム2010」に伴う組織改正／207
（イ）総 務 部／207
（ロ）総合企画部／207
（ハ）営業推進部／207
（ニ）信金業務支援部／207
（ホ）法人営業推進部／207
（ヘ）地域・中小企業研究所／208
ロ．内国為替管理強化に伴う組織改正／209
⑶ 平成23年度の組織改正／209
イ．財務企画部／209
ロ．営業推進部／209
ハ．信金業務支援部／209
ニ．信用金庫部／209
ホ．市場営業部／210

ヘ．開発投資部／210
(4) 平成24年度の組織改正／211
イ．総 務 部／211
ロ．海外業務支援部／211
ハ．事務統括部／211
ニ．地域・中小企業研究所／211
8. 店舗の整備……212
(1) バンコク駐在員事務所／212
(2) 東北支店／213
(3) 市ヶ谷別館／213
(4) 厚木センター／213
(5) 四国支店・福岡支店・南九州支店／213
(6) 北陸支店・名古屋支店・神戸支店・岡山支店／214
9. 人事・福利厚生・研修制度……214
(1) 就業規則の主な改正／214
(2) 人事制度の改正／215
(3) 時間外勤務の削減・休暇取得の奨励／215
(4) 研修体系の見直し／215
10. 関係会社……216
(1) 全国信用不動産の子会社化および同社と信金中金ビジネスとの合併／216
(2) 信金中金ビジネスと信金パートナーズとの合併／217
第5節 業務態勢……218
1. 営業店体制の強化……218
2. 業務継続基本計画の策定……219
3. バックアップ拠点の構築……220
4. 新SCBファームバンキングサービスの提供開始……222
5. SCB法人インターネットバンキングサービスの提供開始……222
6. 東日本大震災からの復旧・復興に向けた支援に係るその他の取組み……223
(1) 復興支援連絡会の開催／223
(2) ビジネスマッチ東北ハンズオン支援事業への取組み／224
(3) 外部機関と連携した利子補給・助成制度の構築支援／225
(4) ボランティア活動の実施／226
(5)「東日本大震災における被災地の信用金庫の対応について～そのとき何が起こったか～」の情報提供／227
(6) 被災者等に対する避難住宅の提供／228
(7) 日銀「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を活用した被災地信用金庫への資金供給／228
第6節 財務・損益状況等……230
1. 損益の状況……230
2. 自己資本の状況……232
(1) 信用金庫からの永久劣後ローンの借入れ／232
(2) 自己資本比率規制上の国内基準行への移行／233
(3) 一般普通出資の倍額増資／235
(4) 生命保険会社等から借り入れた劣後ローンの借換えの実施／236
(5) 信用金庫から借り入れた劣後ローンの借換えの実施／236
(6) 優先出資の動向／237

3. 不良債権の状況……239
4. 格付けの状況……240
5. IR活動の状況……243
6. PR活動の状況……245

東日本大震災発生直後における対応の記録

1. 職員の安否の確認……249
2. 建物の被災状況の確認……251
3. 業務縮退対応……251
4. 計画停電への対応……252
5. 被災信用金庫等の支援……252
(1) 被災信用金庫等に関する情報収集および支援の実施／252
(2) 被災信用金庫への支援物資の配送／253
(3) 被災信用金庫の車両に対する緊急通行車両指定の取得支援／254
(4) 預金代払スキームの構築／254
(5) 東北地区信金共同事務センターへの重油の手配／255
(6) 田邉理事長による被災地訪問／255

第2編　地域の持続的発展のため新たな一歩を踏み出した時代

［平成25(2013)～27(2015)年度］

第１章　信金中央金庫をめぐる経営環境……259
第１節　経済・金融の動向……259
1. 経済動向……259
(1) 実体経済の動向／259
イ．海外経済／260
ロ．国内景気／261
ハ．家計部門／263
ニ．物　　価／264
(2) 政府の経済対策／265
イ．アベノミクス第1ステージ／265
ロ．アベノミクス第2ステージ／267
2. 金融動向……268
(1) 金融政策の動向／268
イ．量的・質的金融緩和の導入（平成25年4月）／269
ロ．量的・質的金融緩和の拡大（平成26年10月）／270
ハ．マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入（平成28年1月）／271
(2) 債券市場の動向／273
(3) 株式市場の動向／275
3. 金融機関の動向……277
(1) 損益の状況／277
(2) 自己資本等の状況／278
(3) 再編等の状況／279

第２節　金融システムの動向……280
1. 世代間の資産移転を促す税制改正……280
2. 検査・監督に係る方針の見直し……281
3. 反社会的勢力との関係遮断対応の強化……282
4. 経営者保証に関するガイドライン……284
5. NISAの創設……285
6. 新しい自己資本比率規制……286
7. まち・ひと・しごと創生（地方創生）……287
第３節　信用金庫の動向……290
1. 信用金庫数、店舗数、常勤役職員数等の動向……290
2. 主要勘定の動向……291
(1) 預　　金／291
(2) 貸 出 金／293
(3) 余資運用資産／294
3. 決算状況……296
(1) 損益の状況／296
(2) 経営指標の状況／297
第２章　信金中央金庫の動向……301
第１節　資金調達・資産運用……301
1. 資金調達の動向……301
(1) 預金の動向／302
(2) 信金中金債の動向／302
(3) 借用金等の動向／303
2. 資産運用の動向……304
(1) 市場運用の動向／305
(2) 貸出金の動向／307
イ．会員外直接貸出の動向／308
ロ．代理貸付の動向／308
ハ．融資形態の多様化推進／309
第２節　信用金庫の業務機能の補完……311
1. 各種金融商品の提供……311
(1) 預金関連商品／311
イ．しんきん東日本大震災こども応援定期積金Ⅱ／311
ロ．「しんきんの絆」復興応援定期積金／311
(2) 融資関連商品／313
イ．代理貸付／313
ロ．しんきん長期固定金利ローンサポート／314
2. 信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート……315
(1) 個　　人／315
イ．しんきんファミリーサポート定期積金／315
ロ．相続関連業務の支援／316
（イ）株式会社山田エスクロー信託との連携／316
（ロ）「遺言の日」における日本弁護士連合会との連携企画／317

ハ．信用金庫団体信用生命保険制度の運営／318
（イ）信用金庫団体信用生命保険制度の見直し／318
（ロ）団信就業（就業不能保障保険）の導入／319
ニ．NISAに係る信用金庫支援／320
ホ．信用金庫の職域セールス取組支援／321
(2) 中小企業／322
イ．中小企業への取組みに係る支援／322
（イ）創業・育成支援／322
a. ライフステージ・サポートプログラム／322　b. 創業支援サポートプログラム／323
c. 医療・介護分野向け融資参入サポートプログラム／325
（ロ）経営改善・事業承継支援／326
a. ABL導入サポートプログラム／326　b. 事業承継支援サポートプログラム／327
c. M&A活用サポートプログラム／329　d. 経営改善支援サポートプログラム／329
ロ．海外進出等に係る支援／331
（イ）現地銀行との業務提携／331
（ロ）信 金 会／332
（ハ）現地通貨建て貸出支援（タイバーツ・ファンディング取引、スタンドバイL／C）／332
（ニ）信用金庫取引先海外子会社向け実査スキーム／334
（ホ）信用金庫取引先の海外販路拡大支援／335
（ヘ）インバウンド専門家紹介プログラム／336
（ト）独立行政法人日本貿易保険（NEXI）との業務提携／337
(3) 地　　域／338
イ．地方創生に係る態勢整備／338
ロ．地方版総合戦略に係る信用金庫へのデータ提供・セミナー等の実施／339
ハ．地方創生態勢整備支援コンサルティング／340
ニ．地方創生支援パッケージ／341
ホ．商工会議所会頭金庫連絡会／342
3. 信用金庫業界のネットワークを活用した業務……342
(1) しんきん情報共有プラットフォーム／342
(2) しんきん知識の泉／344
(3) 販路開拓・拡大支援／345
イ．大手企業と連携したビジネスマッチング企画／345
ロ．電子チラシ「しんきん　ニッポンの贈りもの」および「しんきんの逸品」／346
4. 市場関連業務への支援……347
5. 信用金庫の決済業務のサポート……349
6. 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート……350
(1) ALM・リスク管理支援等／350
(2) SDBを活用した貸出金利体系構築支援／351
7. 信用金庫の人材育成のサポート……352
8. 信用金庫に対する情報提供活動……353
第3節　信用金庫業界の信用力の維持・向上……355
1. 信用金庫経営力強化制度の運営状況……355
2. 新しい自己資本比率規制に基づく資本増強制度運営規程の改正……355
3. 信用金庫の経営分析とコンサルティング態勢の強化……357
第4節　経営態勢……358
1. 役員体制……358
2. 主要委員会……359

3. 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2013」……360
(1) 計画策定までの経緯／360
(2)「SCB中期アクション・プログラム2013」の主要施策と実績／361
イ．コアプラン1「信用金庫の地域金融・中小企業金融にかかる課題解決の支援」／361
ロ．コアプラン2「信用金庫の経営の安定性確保の支援」／362
ハ．コアプラン3「本中金の財務および収益の安定性向上」／363
ニ．サポートプラン1「業界ネットワークの積極的活用」／364
ホ．サポートプラン2「人材育成と強固な組織態勢の確立」／365
4. 信託業務の兼営……366
5. コンプライアンス態勢……367
(1) 反社会的勢力に係る対応／367
(2) セキュリティポリシー、個人情報保護宣言の一部改正／368
(3) 信金中金倫理綱領の一部改正／368
6. 監査態勢の強化……369
7. 組織改正……370
(1) 平成25年度の組織改正／370
イ．営業推進部／370
ロ．中小企業支援部／370
ハ．海外業務支援部／370
ニ．個人金融支援部／370
ホ．地域・中小企業研究所／370
(2) 平成26年度の組織改正／371
(3) 平成27年度の組織改正／371
イ．平成27年4月1日の組織改正／371
（イ）中小企業支援部／372
（ロ）個人金融支援部／372
（ハ）地域・中小企業研究所／373
ロ．信託業務の兼営に向けた準備のための組織改正／373
8. 店舗の整備……373
(1) 香港駐在員事務所／373
(2) ニューヨーク駐在員事務所／373
9. 人事・福利厚生・研修制度……374
(1) 職場環境の改善に向けた施策／374
(2) 結婚、育児等による退職者再雇用制度／374
(3) 上級事務職の創設／375
(4) 研修体系の見直し／375
(5) 冬期インターンシップの実施／375
10. 関係会社……376
第5節　業務態勢……377
1. 国内系システムの更改……377
2. 首都直下地震の発生を想定した業務継続訓練……378
3. サイバーセキュリティ管理態勢の整備……379
4. 東日本大震災からの復興支援に係るその他の取組み……380
(1)「しんきんの絆」復興応援プロジェクト（第Ⅰ期）／380
(2)「新しい東北」官民連携推進協議会への参画／382
(3) 被災地視察研修／383

第６節　財務・損益状況等……385
1. 損益の状況……385
2. 自己資本の状況……386
(1) 信用金庫からの劣後ローンの借入れ／386
(2) 特定普通出資による増資の実施／387
(3) 優先出資の動向／388
3. 不良債権の状況……390
4. 格付けの状況……390
5. IR活動の状況……392
6. PR活動の状況……393

第3編　次なる10年に向けた基盤強化の時代

［平成28(2016)～令和元(2019)年度］

第１章　信金中央金庫をめぐる経営環境……399
第１節　経済・金融の動向……399
1. 経済動向……399
(1) 実体経済の動向／399
イ．海外経済／400
ロ．国内景気／401
ハ．家計部門／403
ニ．物　　価／404
(2) 政府の経済対策／405
2. 金融動向……407
(1) 金融政策の動向／407
イ．「総括的な検証」と長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入（平成28年9月）／408
ロ．新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化（令和2年3月）／411
(2) 債券市場の動向／411
(3) 株式市場の動向／413
3. 金融機関の動向……415
(1) 損益の状況／415
(2) 自己資本等の状況／416
(3) 再編等の状況／417
第２節　金融システムの動向……420
1. 民法（債権関係）改正……420
2. 金融庁の改革……421
3. 金融行政の変化……422
4. ディスカッション・ペーパーの公表と金融検査マニュアルの廃止……424
5. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策……425
第３節　信用金庫の動向……428
1. 信用金庫数、店舗数、常勤役職員数等の動向……428
2. 主要勘定の動向……429

(1) 預　　金／429
(2) 貸 出 金／431
(3) 余資運用資産／432
3. 決算状況……434
(1) 損益の状況／434
(2) 経営指標の状況／435
第２章　信金中央金庫の動向……439
第１節　資金調達・資産運用……439
1. 資金調達の動向……439
(1) 預金の動向／440
(2) 信金中金債の動向／440
(3) 借用金等の動向／441
2. 資産運用の動向……442
(1) 市場運用の動向／443
(2) 貸出金の動向／444
イ．会員外直接貸出の動向／444
ロ．代理貸付の動向／445
ハ．融資形態の多様化推進／446
第２節　信用金庫の業務機能の補完……448
1. 各種金融商品の提供……448
(1) 融資関連商品／448
イ．代理貸付／448
（イ）特別金利商品／448
（ロ）災害復旧特別融資制度／448
（ハ）新型コロナウイルス感染症特別融資制度／449
ロ．しんきん長期固定金利ローンサポート／449
(2) 私 募 債／450
イ．しんきんCSR私募債「輝く未来」／450
ロ．しんきん福利厚生型私募債「ベネフィットサポート」／450
ハ．しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」／451
(3) 信託商品／452
イ．SCBグローバル信託／452
ロ．SCBコーラブル信託／453
ハ．信託受益権の譲渡／453
2. 信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート……454
(1) 個　　人／454
イ．しんきんiDeCo／454
ロ．しんきん預かり資産ナビ／456
ハ．研修体系の変更による信用金庫の投信窓販業務推進態勢の強化／457
ニ．高齢者の財産管理業務に係る支援／458
ホ．株式会社SBI証券と連携した金融商品仲介スキーム／460
ヘ．大和証券株式会社と連携した金融商品仲介スキーム／461
ト．信託業務／462
（イ）しんきん相続信託「こころのバトン」およびしんきん暦年信託「こころのリボン」／462
（ロ）信託契約代理店への支援／463
（ハ）専業信託銀行と連携した再委託スキームの構築および同スキームによる国民年金基金加入勧奨業務／463
チ．信用金庫団体信用生命保険制度の運営／464

（イ）信用金庫団体信用生命保険制度の再見直し／464
（ロ）がん団信および団信への夫婦連生の導入／465
（ハ）だんしん申込ダイレクト／466
(2) 中小企業／466
イ．中小企業への取組みに係る支援／466
（イ）創業・育成支援／466
（ロ）経営改善・事業承継支援／467
a. 経営改善支援サポートプログラム／467　b. 事業承継ホットライン／468
c. しんきんトランビプラス等による事業承継・M&A支援強化／469
d. 事業承継およびM&Aに係るその他の対応／471
e. エネルギー分野向け融資参入サポートプログラム／472
（ハ）生産性向上支援サポートプログラム／473
（ニ）人材採用支援／474
ロ．海外進出等に係る支援／477
（イ）現地銀行との業務提携／477
（ロ）中小企業基盤整備機構との業務協力協定締結／478
（ハ）国際協力銀行との連携によるツー・ステップ・ローン／479
（ニ）信用金庫取引先の海外販路拡大支援／480
（ホ）インバウンド対応支援／481
（ヘ）外国人材活用支援／482
（ト）新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた対応／483
(3) 地　　域／484
イ．公益財団法人日本財団「わがまち基金」を活用した地域創生支援スキーム／484
ロ．国土交通省および一般財団法人民間都市開発推進機構とのパートナー協定締結／485
ハ．一般財団法人社会変革推進財団との連携による休眠預金を活用した制度への取組み／486
ニ．地域創生支援パッケージの提供／487
ホ．信用金庫による地域経済実態の把握のサポート／488
3. デジタライゼーションへの対応……489
(1) デジタライゼーションに係る取組みの開始／489
(2) 株式会社Origamiとの連携／490
(3) メルカリグループとの連携／491
(4) 東日本電信電話株式会社との連携／492
(5) デジタライゼーションのさらなる推進／492
4. 信用金庫業界のネットワークを活用した業務……493
(1) 熊本地震の復興支援に係る熊本県内信用金庫取引先の販路拡大支援／493
(2) 株式会社ナインシグマ・ジャパンと連携した技術マッチング支援／494
(3) BASE株式会社と連携したネットショップ活用による信用金庫取引先の販路拡大支援／495
(4) 株式会社ジェイアール東日本商事と連携したビジネスマッチング企画／496
(5) ビジネスマッチングプラス1／496
(6) 取引先ワイナリーPR企画「東北しんきんワイナリー紀行」／497
(7) 新現役交流会2.0／498
(8) 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえたマッチング推進／499
(9) 新型コロナウイルス対策に資する情報の「しんきん知識の泉」への掲載／500
(10) しんきんデジタルイニシアティブ～地域を豊かに～／500
(11) しんきん情報ライブラリー／501
(12) 預金調査事務に係る事務受託／502
(13) 電子契約サービスの導入／503
5. 市場関連業務への支援……503
6. 信用金庫の決済業務のサポート……505
(1) 全銀システムの稼動時間拡大に伴う全信金システムの対応／505

⑵ XML電文への対応／506
7. 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート……507
⑴ 信用金庫の運用戦略サポートに係る「基本的な考え方」の策定／507
⑵ ALM・リスク管理支援等／508
⑶ SDBに係る運営規約の改正／508
8. 信用金庫の人材育成のサポート……509
9. 信用金庫に対する情報提供活動……510
第３節　信用金庫業界の信用力の維持・向上……512
1. 信用金庫経営力強化制度の運営状況……512
2. 信用金庫の経営課題の変化を踏まえた経営分析・経営相談機能の強化……512
3. ビジネスモデル策定のサポート……513
第４節　経営態勢……515
1. 役員体制……515
⑴ 佐藤会長の就任／515
⑵ 柴田理事長の就任／515
⑶ 御室会長の就任／516
⑷ 田邉理事相談役の叙勲／517
2. 主要委員会……518
3. 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2016」……519
⑴ 計画策定までの経緯／519
⑵「SCB中期アクション・プログラム2016」の主要施策と実績／520
イ．コアプラン1「信用金庫の営業基盤の強化に向けた取組みの支援」／520
ロ．コアプラン2「信用金庫の経営基盤の強化に向けた取組みの支援」／522
ハ．コアプラン3「信金中金の経営基盤の強化」／523
4. 信託業務の兼営……524
5. リスクアペタイト・フレームワークの構築……525
6. コンプライアンス態勢……526
⑴ お客様本位の業務運営に関する取組方針の制定／526
⑵ 民法（債権関係）改正に係る対応／527
⑶ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への取組み／528
⑷ 信用金庫に対するマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢整備支援／529
⑸ 信金中金倫理綱領の一部改正／530
⑹ コンプライアンス・リスク管理基本方針に係る対応／530
7. 監査態勢の高度化……531
8. 組織改正……532
⑴ 平成28年度の組織改正／532
イ．平成28年4月1日の組織改正／532
（イ）総 務 部／532
（ロ）信託企画部／532
ロ．信託業務の取扱開始に係る組織改正／533
⑵ 平成30年度の組織改正／533
イ．総合企画部／533
ロ．海外業務支援部／533
ハ．信用金庫部／534
ニ．開発投資部／534

ホ．地域・中小企業研究所／534
ヘ．法人営業第1部／534
(3) 令和元年度の組織改正／535
イ．平成31年4月1日の組織改正／535
（イ）総合企画部／535
（ロ）中小企業支援部／535
ロ．令和元年10月1日の組織改正／536
(4) 令和2年度の組織改正／536
イ．総合企画部／536
ロ．地域創生推進部／536
ハ．事務統括部／536
9. 店舗の整備……537
(1) 京橋別館／537
(2) 本　　店／537
10. 人事・福利厚生・研修制度……538
(1) 女性活躍推進法に基づく対応／538
(2) ハラスメントに係る対応の強化／539
(3) 働きやすい職場環境の整備に係る取組み／539
(4) 子ども手当の新設／540
(5) 新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた対応／540
(6) メンター制度の試行導入／541
(7) 研修体系の見直し／541
11. 関係会社……542
第5節　業務態勢……544
1. 営業店機能の強化……544
2. 信金中金グループの取組施策に係るアンケートの実施……545
3. 業務改革プロジェクト……545
(1) システムインフラ整備（ワイヤレス化）／546
(2) 会議運営のペーパーレス化／546
(3) 電子決裁システムの導入／547
(4) オフィス改装／547
4. SDGsに係る取組み……548
5. サイバーセキュリティ管理態勢の強化……550
6. サイバーセキュリティ管理態勢構築に係る信用金庫支援……551
7. 新型コロナウイルス感染症に係る対応……552
8. 業務効率化……554
(1) 貸出業務の集中化／554
(2) 重要書類の集中管理／554
(3) RPAの活用／555
9. 改元に伴う諸対応……555
10. 全信協と連携した安否確認サービスの導入……556
11. 東日本大震災・熊本地震などに係る被災地支援……557
(1)「しんきんの絆」復興応援プロジェクト（第Ⅱ期）および全体交流会の開催／557
(2)「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」の経費残金等を活用したフォローアップ助成／558
(3) 外部機関と連携したインターネットを活用した中小企業の販路拡大等支援／559
(4) 熊本地震での被災信用金庫等への支援物資の送付／559

(5) ボランティア活動の実施／560
(6) 復興支援販売会の開催／560
(7) 日銀「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を活用した被災地信用金庫への資金供給／561
(8) 平成30年7月豪雨等の大規模災害における対応／562
イ．平成30年7月豪雨／562
ロ．北海道胆振東部地震／562
ハ．令和元年房総半島台風（台風15号）および令和元年東日本台風（台風19号）／563

第６節　財務・損益状況等……564
1. 損益の状況……564
2. 自己資本の状況……565
(1) 自己資本比率の状況／565
(2) 優先出資の動向／566
3. 不良債権の状況……567
4. 格付けの状況……568
5. IR活動の状況……569
6. PR活動の状況……571

第4編　信金中央金庫の新たなる挑戦

1. 中期経営計画「SCBストラテジー 2019」の策定……577
2. 中期経営計画「SCBストラテジー 2019」の概要……579
3. 中期経営計画「SCBストラテジー 2019」の実現に向けて……582

旧役員（歴代会長）／ 585　　旧役員（歴代理事長）／ 587　　役員在任表／ 588
本部組織の変遷／ 600　　本部小史／ 608　　店舗小史／ 629
保養所・厚生施設／ 649

資 料 編

Ⅰ．信金中金主要事項……653
1. 信金中央金庫概要……653
2. 会　　員……654
(1) 会員数の推移／654
(2) 会員の変遷／655
3. 組 織 図……668
4. 役職員数の推移……669
5. 子会社の概要……671
Ⅱ．信金中金業務統計……674
1. 財務・損益状況……674
(1) 単体財務諸表／674
貸借対照表／674　損益計算書／704　剰余金処分計算書／728
(2) 連結財務諸表／732
連結貸借対照表／732　連結損益計算書／737　連結剰余金計算書／743
(3) 自己資本比率／746
2. 資金調達業務……754
(1) 資金量の推移／754
(2) 会員・会員外別および預金者別の預金残高の推移／755
3. 資産運用業務……756
(1) 貸出金残高の推移／756
(2) 市場運用残高の推移／758
4. 決済業務……762
(1) 内国為替取扱高の推移／762
(2) 外国為替取扱高の推移／764
Ⅲ．全国信用金庫統計……766
1. 主要勘定等……766
2. 損益状況……768
3. 経営諸比率……770
4. 業態別計数……772
Ⅳ．年　　表……774

主要参考文献・資料

あとがき

◇凡　例

1. 本年史は次のとおり時代区分し、記述した。

前　編

第１編「設　　立」

第２編「信金中央金庫（全信連）の動向」　　昭和25年度から平成20年度まで

後　編

第１編「信用金庫との絆を強化した時代」　　平成21年度から24年度まで

第２編「地域の持続的発展のため新たな一歩を踏み出した時代」　　平成25年度から27年度まで

第３編「次なる10年に向けた基盤強化の時代」　　平成28年度から令和元年度まで

第４編「信金中央金庫の新たなる挑戦」

2. 本文の記述および資料の掲載は、原則として令和2年3月末までとした。
3. 漢字は「常用漢字表」に、送り仮名は「送り仮名の付け方」に、仮名遣いは「現代仮名遣い」に準拠した。ただし、人名、固有名詞、法令用語および引用文は除いた。
4. 引用文は原文のまま掲載したが、旧字体は新字体に、漢数字はアラビア数字に改めた。
   なお、信金中央金庫内部資料以外の引用文については出典を明らかにした。
5. 人名については、原則として敬称を省略し、役職名は記述内容当時のものとした。
6. 一般社団法人しんきん保証基金および連結子会社は、原則として法人格を省略した。
7. 原則として日本銀行は日銀、一般社団法人全国信用金庫協会は全信協、しんきん情報システムセンターはSSCと略称した。
8. 年号表記は元号（明治、大正、昭和、平成、令和）を用い、原則として元号ごとに、項、目、小見出しの初出の場合にのみ表示し、西暦を併記した。
9. 図表の番号は、図と表に分けて（章番号-節番号-連続番号）で表示した。
10. 計数の取扱いは次のとおりとした。
    (1) 数字はアラビア数字を用い、単位未満は原則として切り捨てた。
    (2) 構成比等の比率は原則として小数点以下第1位までとし、第2位以下を四捨五入した。
    (3) 計表中の記号は、特に断りがない限り次のとおりとした。
        「０」　ゼロまたは単位未満の計数
        「－」　該当計数なし
        「…」　計数不詳
        「△」　減少またはマイナス
    (4) 利率、利回りを%で表示したものは、特に断りがない限り「年利」である。

前　編

前　編

第1編

設　　立

第1章　中央金融機関設立の背景と経緯

第1節　根拠法の変遷と中央金融機関設立の動き

1．信用組合の誕生と産業組合法下の信用組合

明治維新後の日本は、零細商工業者や農民が資金難に苦しみ、経済的困窮に陥っていた。こうした状況を打開するため、近代的な協同組合の法制化に取り組んだのが、明治維新政府からヨーロッパに派遣された品川彌次郎と平田東助であった。

長州藩出身の品川と米沢藩出身の平田はドイツに留学し、当時のドイツの産業組合制度のうち、都市部で盛んに設立されたシュルツェ式組合を研究した。2人は、帰国後、「信用組合法案」の立案に取り組み、明治24（1891）年12月、同法案を内務省から国会に上程したが、議会解散によって廃案となってしまった。

その後、品川、平田が信用組合の普及を目指し、全国各地で啓蒙運動を繰り広げたこともあって、報徳社(注1)等を基盤として、信用組合は次々と設立されていった。農商務省の調査によれば、31年に協同組合と目される組織は全国で346組合を数え、そのうち、主として信用事業を営む組合が144組合に達していたが、これらの協同組合の多くは、資金不足で満足な事業を行うことが難しく、かつ法律上認められたものでなかった。

こうしたなか、33年2月、農商務省から小農民の救済を目的としたドイツのライファイゼン式信用組合をモデルとする「産業組合法案」が提出され、3月7日「産業組合法」が公布（9月1日施行）された（図1-1-1）。

この産業組合法に基づく組合は、「信用組合」「購買組合」「販売組合」「生産組合」の4種類に限定され、信用組合については、①他の事業との兼業禁止、②会員外貯金の受入れ禁止などが定められた。

39年4月に、産業組合法の第1次改正が行われ、信用組合に他業との兼業が認められたことなどから、40年頃から兼営の信用組合を中心に産業組合の設立が加速した。

こうした状況のなか、農商務省は、41年以降、後に法制化された産業組合中央会の前身である社団法人大日本産業組合中央会（産業組合の普及発達および事務連絡の組織として38年3月設立）に各種の助成金や補助金を交付して、同会を通じて産業組合の助成を図った。

42年4月には、産業組合法の第2次改正が行われ、産業組合連合会および産業組合中

図1-1-1　信用金庫までの制度の変遷

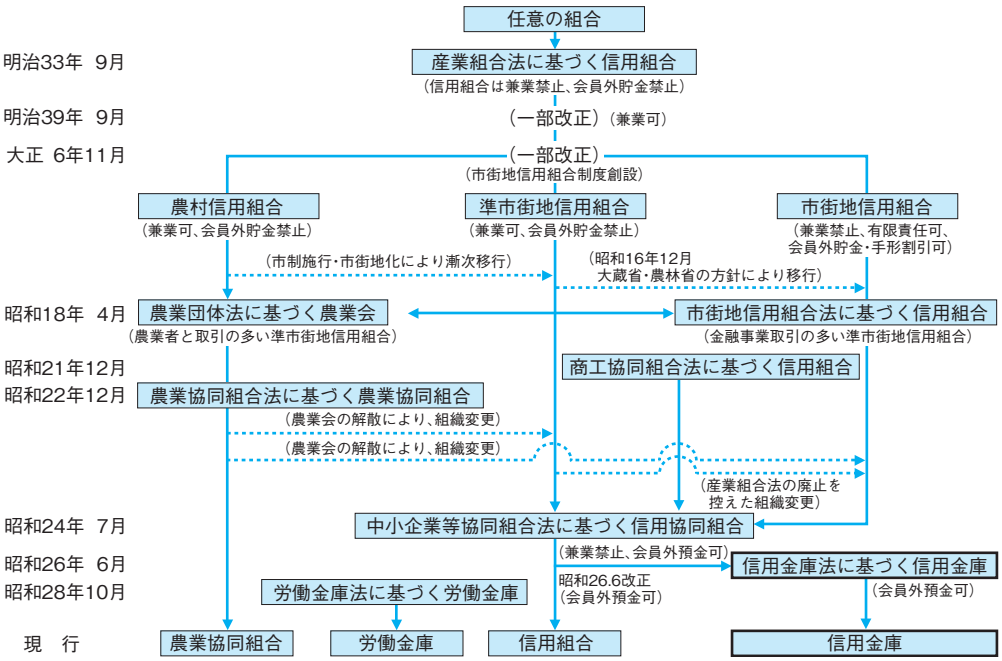

央会の設立が認められたことから、すでに全国各地に設立されていた20を超える府県連合会を「産業組合連合会」に、社団法人大日本産業組合中央会を「産業組合中央会」に組織変更し、いずれも産業組合法により法定された団体となった。

なお、当時の産業組合は、規模が極めて小さく、事業資金の調達にも事欠く状態であったため、33年3月から農工銀行が、38年3月から北海道拓殖銀行が、43年4月から日本勧業銀行が、それぞれ貸出方式で産業組合に資金を供給し、中央金融機関的機能を果たした（図1-1-2）。

その後、信用組合の設立は進んだものの、産業組合に対する政策が農村中心に行われたことにより、大蔵省・農商務省は、都市部に多い中小商工業者の金融難を緩和するため、大正6（1917）年7月に産業組合法の第3次改正を実施し、信用事業を専門に行う信用組合を対象として「市街地信用組合制度」を創設した。

この結果、産業組合法に基づく信用組合は、「農村信用組合」「準市街地信用組合(注2)」「市街地信用組合」の3種類が併存することとなり、これらが現在の農業協同組合、信用組合、信用金庫の母体となった。このうち市街地信用組合は、事業地区内における組合員以外からの一定限度内の貯金受入れ、組合員のためにする手形割引が認められ、銀行的色彩が強まったので、小規模銀行等への影響等を考慮し、大蔵省・農商務省共管とされた。

産業組合が中央金融機関の設置を本格的に要望したのは、9年、日本経済が第1次世

図1-1-2　信用金庫のいわゆる系統中央機関の変遷

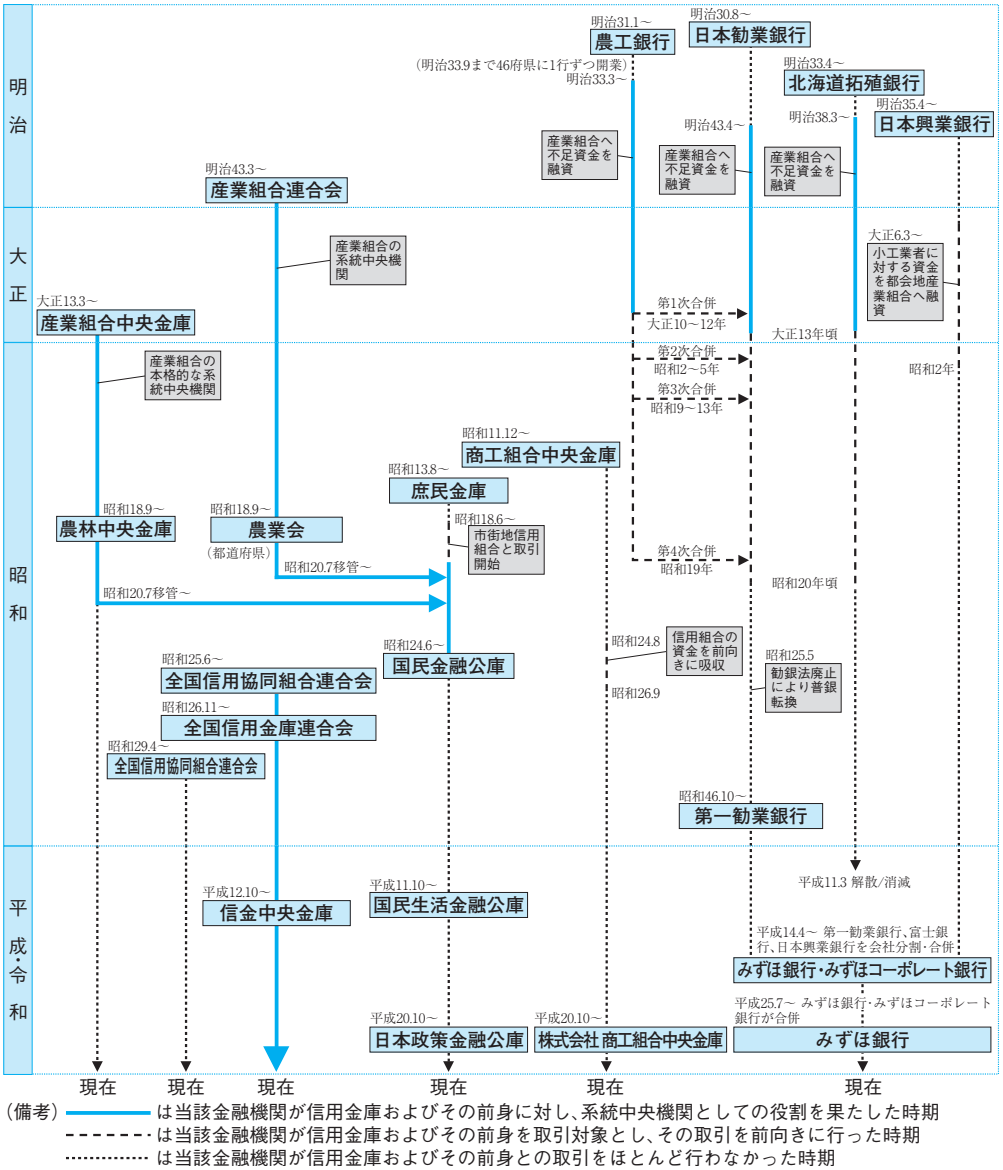

界大戦による好況の反動から不況に見舞われ、多数の産業組合が深刻な経営難におちいったときであった。

当時、産業組合は、日本勧業銀行などに対して救済融資の申込みを行っていたが、同行は長期金融を本業としていたこともあり、短期の資金要請に十分応えられない状況にあった。

また、10年から11年にかけて、農村経済が経済恐慌等の影響から深刻な状況におちいった。政府は、その対策として低利資金の供給による農村の金融難解消が必要と考え、

産業組合に政府の低利資金を融資する中央金融機関の設立を企画し、12年4月に「産業組合中央金庫法」を制定した。同法に基づく「産業組合中央金庫」は、設立準備中に関東大震災が発生したため、設立事務が遅延し、13年3月に「農村信用組合」「準市街地信用組合」「市街地信用組合」共通の中央金融機関として運営を開始した。

市街地信用組合は、市または主務大臣の指定する市街地がその後続々と指定されたこともあって、昭和5（1930）年末に259組合まで増加した。これら市街地信用組合は、準市街地信用組合や農村信用組合と比較すると銀行的な機能が強く、取引層の違いもあって、規模が大きくなっていた。

そうした状況であるにもかかわらず、市街地信用組合に対する行政は、農商務省主導のもと、農林行政的な監督が行われていた。さらに、産業組合中央会は、農林業中心の指導を行っていたため、市街地信用組合の実態に合った監督・指導が行われていなかった。

また、産業組合は、8年1月から、政府の強力な支援のもと、農村を主体に組合の普及、組合員の増加、事業の拡充等に係る「産業組合拡充5か年計画」を実施した。しかし、組合員の商品の共同購入等が行われると、中小商工業者の経営を圧迫する恐れがあるため、中小商工業者は、政府に対し産業組合に対する保護行政や特典の撤廃を要望し、10月以降その運動は活発化した。

こうしたことを背景に市街地信用組合は、産業組合内にとどまることへの不合理感を強く抱くとともに、次第に大蔵省専管を望むようになり、産業組合法から脱却した単独法制定を要望するようになった。

また、市街地信用組合は、10年に独自の指導・連絡機関として「全国市街地信用組合協会」（現在の全国信用金庫協会の前身、以下「全信協」という。）を設立し、大蔵省専管運動を進めるようになった。

（注1）報徳社とは、二宮尊徳が提唱した報徳主義により、一種の農村運動として天保14（1843）年に小田原に設置され、その後、駿河、遠江、三河等に発達した結社で、博愛家・徳行家・富豪に資金を拠出させ、これを産業の振興のために貸し付けたり、貧民の救済に使用したりした。

（注2）市街地信用組合制度の創設後、都市部に所在する信用組合に関しては、市街地信用組合と他の信用組合（他業務の兼営など）が並立するようになったため、これを区別するため、後者は「準市街地信用組合」と通称された。

2. 市街地信用組合法の制定と市街地信用組合

昭和13（1938）年4月、「国家総動員法」が公布（5月施行）され、軍需中心の戦時経済体制を進めるために資金の重点配分が図られるとともに、食料の統制を強化するため、

農業の中央集権化が進められた。

また、17年4月に「金融統制団体令」が公布・施行され、市街地信用組合は、農村組合とは別の統制会を設立するとともに、単独法の制定を要望した。

こうしたなか、18年3月に「農業団体法」が公布（4月施行）され、産業組合中央会は「中央農業会」を結成し、農村産業組合のほとんどは「市町村農業会」に統合された。また、同時に「産業組合中央金庫法」が改正されて「農林中央金庫法」となり、9月に産業組合中央金庫は「農林中央金庫」に改称された。

これを機に、従来、「市街地信用組合」あるいは「準市街地信用組合」と通称されていた組合を産業組合体系から分離し、市街地における中小商工業者や勤労者などのための庶民金融機関にするため、18年3月、「市街地信用組合法」が公布され、4月に施行された。

この法律は、組合員の責任形態を有限責任のみとする一方、監督官庁を大蔵・農林両省共管から大蔵省専管に変更するなど、戦後における信用金庫発展の素地をつくった。

こうして、市街地信用組合は、単独法の制定により農村中心の協同組合体系からの離脱を実現したが、その後も農林中央金庫が市街地信用組合の中央金融機関の役割を継続するなど、依然として独自の中央金融機関設立の問題は残されたままであった。

終戦が間近になり、本土決戦が叫ばれるなか、空襲の激化等により都市の被害は激増した。こうした情勢のもと、20年7月に戦時の庶民金融対策の強化が急務となったため、庶民金融が一元的に推進されることとなった。これまで市街地信用組合の中央金融機関であった農林中央金庫（旧産業組合中央金庫）と農業会（旧産業組合連合会）は、市街地信用組合との取引を庶民金庫（現日本政策金融公庫の前身）に全面的に移管することとなり、庶民金庫が一時的に市街地信用組合の中央金融機関としての役割を担うこととなった。

しかし、庶民金庫は、戦後の経済民主化を前提とした金融統制団体の解散命令に始まる金融機構改革のなかで、解散の運命にあった。

このため、庶民金庫は、恩給金庫と合併のうえ市街地信用組合および無尽会社の中央金融機関としての生き残りを模索し、22年1月に「庶民銀行設立要綱案」を発表した。

そこで、全信協は、3月に代議員会を開催して、庶民銀行設立要綱案が市街地信用組合以外の信用組合を対象としていないことを理由に、この案に反対の意向を表明するとともに、5月に市街地信用組合、無尽会社、商工協同組合など各種協同組合および各種庶民金融機関を広く構成員とする「庶民金融中央機関設立要綱」を発表した。

一方、大蔵省は、24年以降も庶民金庫を現状のまま維持する、または廃止する場合でも市街地信用組合の系統中央機関として改組・存続させるとの意向をもっていた。し

かし、政府関係機関が民間の中央機関業務を行うことについて、連合国最高司令官総司令部（以下「GHQ」（General Headquarters）という。）から難色を示されたため、24年6月に、中央機関業務を除く庶民金庫および恩給金庫の業務を継承する新しい金融機関として、「国民金融公庫」が設立された。このような経緯で、庶民金庫および恩給金庫は廃止され、市街地信用組合の系統中央機関は消滅することとなった。

市街地信用組合は、これまでも様々な中央金融機関構想を打ち出してきたが、中央金融機関業務を担う組織が存在していたため、その緊急性への認識が弱かった。しかし、庶民金庫の廃止が目前に迫り、独自の中央金融機関の設立が急がれることとなった。

そこで、全信協は、24年5月に評議員会を開催して善後策を協議し、独自の中央金融機関が創設されるまでの間、暫定的な措置として、市街地信用組合の資金を地方別にプールする制度「資金の自主的相互援助方策」を決定し、全国の市街地信用組合がこの方策に則り資金を貯蓄するよう勧奨した。

加えて、市街地信用組合が商工組合中央金庫との間で行ってきた金融取引を、独自の中央金融機関の設立という主張を徹底するため、全廃する旨申合せを行った。

3. 中小企業等協同組合法の制定と信用協同組合（信用組合）への改組

戦後、いち早く消費関連物資の生産に着手した中小企業は、大企業に先駆けて業況が回復に転じたが、傾斜生産方式の導入やドッジ・ラインの実施などの影響を受けて、昭和24（1949）年には廃業、倒産に追い込まれるところが目立った。

こうしたなか、中小企業庁は、金融面からの中小企業支援の必要性を痛感し、農業者、漁業者および消費者関連の協同組合を除く各種組合を統合する新しい法律の制定に向けて動き始めた。

全信協は、中小企業庁の構想を具体化した「中小企業等協同組合法案」について、24年4月に役員会、緊急総会を開催し、同構想に対して、法制上の問題点を指摘するとともに、その改善を要望した。

その結果、中小企業等協同組合法案に対する要望が一部認められたうえで、「中小企業等協同組合法」および「協同組合による金融事業に関する法律」が、24年6月に公布（7月施行）された。

中小企業等協同組合法の制定によって、「市街地信用組合」「準市街地信用組合」および「商工協同組合」がすべて大蔵省の監督のもとに一本化され、引き続き信用事業を営もうとする組合は、同法に基づく認可を受けることとなった。

そして、「準市街地信用組合」と「商工協同組合」は25年2月までに、「市街地信用組合」は8月までに組織変更しなければならなくなった。

新法によって一本化される以前の信用組合は、①根拠法が産業組合法、市街地信用組合法、商工協同組合法に分かれていたうえ、監督官庁は根拠法ごとに農林省、大蔵省、商工省と異なっていたこと、②設立の動機や背景が大きく異なっていたこと、③事業規模にも大きな格差があったこと等から、すべてを同一の法律で律することは、信用組合の運営上、適切とは言い難いものがあった。

特に、市街地信用組合については、大正6（1917）年の市街地信用組合制度、昭和18年の市街地信用組合法によって、他の信用組合に比べて、銀行的な監督行政を受けてきただけに、協同組合に対する規制が加わった中小企業等協同組合法に対して反発が根強かった。

そのため、全信協は、中小企業等協同組合法が施行された24年7月、全国10か所で開催した地区協議会において、組合間の資金需給を調整する機関として独自の中央金融機関の設立を決議し、これを大蔵省およびGHQ等に伝えた。さらに、8月に役員会を開催し、中央金融機関設立について具体的な協議を行った。

協議の結果、市街地信用組合法には中央金融機関設置の規定がなく、中小企業等協同組合法における連合会に関する規定の効力が発揮するのは25年3月以降であったため、それまでの暫定措置として、全国の市街地を地区とする市街地信用組合を設立し、中央金融機関の業務を行わせることとして、「全国信用組合(注)設立要項」を定めた。

さらに、24年9月に55組合が出席して設立準備会を開催し、満場一致で「全国信用組合」の設立を決議するとともに、設立発起人を定め、大蔵大臣宛設立認可申請を行った。

一方、大蔵省も、庶民金庫の消滅により、市街地信用組合が地方別に資金をプールしているものの、その効果には限界が予想されるため、早急に全国組織を設立させる意向を固めていた。そこで、24年12月末まで効力のある市街地信用組合法に基づき全国組織の設立手続を完了させる方針で、GHQと折衝した。

その後、全信協は、大蔵省から24年12月12日に全国組織の設立を認可することが決定した旨連絡を受け、設立発起人会の開催等準備をしていたところ、12月30日、GHQ経済科学局長から大蔵大臣宛に、すでに中小企業等協同組合法が公布されているので、市街地信用組合法に基づく全国組織は認められないとの通告があり、状況が一変することとなった。

（注）昭和24年12月開催の全信協臨時総会で、「全国信用組合」から「全国信用組合連合会」と変更した。

第２節　全国信用協同組合連合会の創設

1．全国信用協同組合連合会の設立運動

昭和25（1950）年1月11日に、大蔵省から市街地信用組合法による全国組織の設置が認められない旨通達されたことを受け、全信協は、18日に顧問会議、21日に役員会および設立発起人会を開催し、その善後策を協議した。

その結果、①市街地信用組合が信用協同組合に改組後、大蔵省独自の判断で信用協同組合連合会の設立認可が可能なため、「昭和25年4月1日」を期日として組織変更すること、②同連合会を設立するまでの暫定措置として、全市街地信用組合の資金を都道府県別に特定の銀行にプールすること、③信用組合が信用協同組合に改組後、すみやかに全国信用協同組合連合会を設立すること等を決定した。

全信協による「全国信用協同組合連合会」設立の決定に対し、関東地区の有力信用組合をメンバーとして結成された「月曜会(注1)」は、25年2月、「政府預託金の今後の配分(注2)に備えて一刻も早く連合会を設立する必要があるが、全国一本の連合会では各組合の意見がまとまらない恐れがあるため、まず、関東地区だけで連合会を設立したい。」という地区別連合会（関東地区信用組合連合会）構想を表明した。

これに対し、全信協は、役員会を開催して連合会をブロックごとに設立するとその力が弱体化し、地区によっては経営計画も立てられず、地区連合会を設立できないところが生じるため、全国唯一の強力な中央金融機関の設立を目指すべきである、との方針を決定した。

その後、両者間の意見調整の結果、25年3月の全信協役員会において、月曜会会長である酒井城南信用組合長を設立準備委員長として、信用組合が自主的に連合会の設立を推進し、全信協は直接設立にあたるのではなく、機会を斡旋するにとどめることを決定した。

4月、全国信用協同組合連合会設立準備会が開催され、月曜会のメンバーである城南、埼玉縣、銚子、興産、川崎市の各信用組合長のほか、盛岡、岐阜、静岡、瀬戸市、姫路、尼崎の各信用組合長の合計11人が、全信協から会長、常務理事および参事が出席した。

設立準備会では、全国信用協同組合連合会を設立するにあたって、月曜会から①本所は東京に置き、内容が堅実になるまで支所、出張所を設立しないこと、②当初は預金1億円以上の組合で設立すること、③常勤役員は東京地区より重点的に選出することなど、いくつかの条件が提示された。

これに対し、預金1億円以上の大手組合のみで設立することは排他的な印象を与えることから、まずは少数の組合で連合会を設立することとし、支所、出張所をできるだけ早く設けることなどの意見が出され、設立準備委員会としては、月曜会の要望を基本的に了承することとし、同時に次のとおり主な事項を決定した。

①設立発起人は、次の18組合とする。設立同意組合は、25年2月末で預金総額1億円以上の組合とし、県単位で該当組合がないときは、これに準じて勧奨する。なお、城南信用組合長酒井熊次郎を設立発起人代表とする。

酒井熊次郎	城南信用組合長（代表）	藤田　幸夫	後志信用組合長
澤野房次郎	盛岡信用組合長	村上義之助	埼玉縣信用組合長
大里庄治郎	銚子信用組合長	志津　義雄	興産信用組合長
工藤　雄弘	川崎市信用組合長	高島彌三郎	金沢信用組合長
青木　憲三	福井信用組合長	河合　甚助	岐阜信用組合長
青島富太郎	静岡信用組合長	浅井錠五郎	瀬戸市信用組合長
三宅正太郎	姫路信用組合長	松尾　高一	尼崎信用組合長
奥　　久登	広島信用組合長	松岡　貞市	松山市信用組合長
友松　傳三	八幡市信用組合長	高牟礼清信	鹿児島信用組合長

②定款作成委員は、城南、埼玉縣、興産および川崎市の各信用組合長とする。
なお、全信協は定款案作成、その他免許申請の事務について全面的に協力する。

③創立総会を5月1日に城南信用組合本店で開催する。

④設立当時の出資金は、会員組合の3月末出資金の2割を基準とし、約5,000万円で発足する。なお、出資1口の金額は10万円とする。

⑤本所を城南信用組合本店に設ける。

⑥役員の数は、会員の数に応じて各財務部管内ごとに定める。

⑦理事のなかから常務理事を5人程度選任する。

⑧会議は、総会制とする。

また、同日、設立趣意書を大蔵省に提出した。

さらに、25年4月中旬に開催された設立発起人会は、預金量1億円以上の信用組合と、該当組合の存在しない県における代表的組合との合計81組合に対して設立の同意を求めた。

その際、北海道および九州地区の信用組合から、「東京以外に店舗をもたない中央機関では、北海道や九州との資金送金に時間がかかり、万一の事態に対応できない。それればかりか、中央との親密感もわかない。それでは産業組合中央金庫や庶民金庫当時と同

全国信用協同組合連合会設立趣意書

信用協同組合は、中小企業者及び国民大衆の協同組織による金融機関であるが、地域的で孤立したものであるから、組合資金の円滑な需給調整を図る全国連合会を結成する必要がある。

而して、政府においては、中小企業金融対策の一環として信用協同組合を全面的に活用しようとする情勢下において、信用協同組合の全国的中央機関の急速な設立は、われ等同士組合の最も希求しているところである。

よって、有志組合は、全国信用協同組合連合会を設立し、組合相互間の資金の需給調整を、自らの力によって図るとともに、政府の方策に対し全幅的寄与を期するものである。

昭和25年4月12日

全国信用協同組合連合会

設立発起人　酒井熊次郎

じである。」という異議が出された。

このため、月曜会が説得にあたり、全国信用協同組合連合会設立後直ちに両地区に支所を設けることで了解された。

こうした経緯の後、25年4月24日に発起人代表ほか4人は大蔵省および国会を訪問し、同省に対して内免許申請を行った。なお、4月28日に内免許は下りたが、その際、銀行局長から口頭で「できるだけ早い機会に、全組合の加入を実現させること」が指導された。

（注1）月曜会は、昭和25年1月、東京財務部管内の有力信用組合が会合し、今後の預託金の受入れ・分配について協議した際、それらの信用組合相互間の連携を密にするために結成された。なお、名称は結成日が月曜日であったことから名付けられた。事務所は城南信用組合本店内に設けられ、会員の資格は、東京都区部の信用組合は預金総額が1億5,000万円以上、その他の地区の信用組合は1億円以上とするが、内容が堅実で、全会員の承認を得た場合に限り、それぞれ1億円以上、7,000万円以上の信用組合でも会員となることができた。

（注2）昭和24年のドッジ政策の実施によって、物価は低下し、インフレーションも終息に向かった。しかし、その反面、企業の資金繰りが急速に逼迫したため、大蔵省は、政府の各種中小企業金融対策の一環として、24年12月から大蔵省預金部資金を市中金融機関に預託することとし、市街地信用組合にもその間4回にわたって預託が行われた。

しかしながら、市街地信用組合は、24年6月以降、中央金融機関を喪失していたため、こうした政府資金の配分について、全国の財務部管轄地域ごとに預金量の最も大きい組合を代表組合と定め、ここが一括して受け入れ、さらに代表組合から各組合に再預入するという手続をとっていた。この手続に相当の手数を要したため、預託金分配組合と預託を受ける各組合との間に預託金の円滑化を望む声が高まっていた。

2. 全国信用協同組合連合会の設立

全国信用協同組合連合会設立の内免許が下りたことに伴い、創立総会は昭和25（1950）年5月1日に開催された。総会には、66信用組合（うち委任状による出席17組合）が出席し、次の議案が審議決定された。

議案および質疑応答の要旨は次のとおりである。

第1号議案　全国信用協同組合連合会設立の件

発起人側から「信用組合は、中小企業および国民大衆の協同組織による地域的金融機関であるため、資金の効率運用と資金の需給調整の円滑化を図る必要があり、かたがた政府の中小企業金融対策の一環としての信用組合活用策に対処するため全国的中央機関の早急な設立が必要になった。よって、有志組合が会合して、全国信用協同組合連合会を設立することを申し合わせ、全国的に同意者を募った。」と設立の趣旨説明があった。

審議のなかで、岡山・秋田・墨田区商工信用組合の各組合長から、「緊急を要するため大手組合での設立は了承するが、小規模組合の加入を促進するよう努力すること」という意見が出され、そのことを条件に全員異議なく原案どおり可決された。

第2号議案　全国信用協同組合連合会定款承認の件

岡山信用組合長から、出資1口の金額について、門戸を開放し民主的に設立する趣旨からみて「10万円は不適当と認められることから1万円に引き下げるよう」動議が出された。それに対し墨田区商工信用組合長、伏見信用組合専務理事から、中央機関としての対外信用力強化の観点から10万円が適当であるとの意見が出された。そこで、動議の賛否を諮った結果、動議は否決され定款は原案どおり承認された。

なお、第3号議案審議に先立ち大蔵省銀行局長、日本銀行理事から祝辞があり、その際、銀行局長は「連合会が設立されることは、当局としても熱望していたが、それは大蔵省の預金部資金を預託するためというような便宜主義から出ているのではない。連合会は自らの力によって健全経営を行い、なるべく多数の組合を加入させて、全信用組合の事業中央金融機関となるよう努められたい。」と挨拶している。

第3号議案　全国信用協同組合連合会事業計画設定の件

全員異議なく原案どおり可決された。

創立総会終了後、初の役員会が開催され、初代会長に酒井理事が互選され、4人の常

務理事が選任された。

その後、全国信用協同組合連合会は、60組合から5,140万円（514口）の出資金の払込みを受け、25年5月29日に設立登記を完了するとともに、大蔵大臣宛事業免許の申請を行い、5月31日付をもって正式に免許された（表1-2-1）。

これにより、長年にわたって要望してきた信用組合独自の中央金融機関として、「全国信用協同組合連合会」（以下「全信連」という。）が誕生し、6月1日から業務を開始した。

しかし、開業当時の全信連は、全国信用組合の中央金融機関として活動するには、店舗、組織、資金などあらゆる面において、あまりにも微力すぎた。

店舗は城南信用組合の一室に設けられた本所だけであり、組織は総務部（総務課）お

表1-2-1　全国信用協同組合連合会設立時の会員および出資状況

（単位：千円、口）

都道府県	会員組合名	出資金額	口　数	都道府県	会員組合名	出資金額	口　数
北海道	旭川	1,500	15	岐阜県	岐阜	1,800	18
	北見	400	4	静岡県	静岡	1,000	10
	空知	1,000	10		島田	1,000	10
	渡島	900	9	愛知県	名古屋市民	500	5
	後志	1,000	10		岡崎	800	8
	網走	500	5		瀬戸市	2,000	20
岩手県	盛岡	800	8		蒲郡	500	5
宮城県	仙台	800	8	三重県	松阪	500	5
秋田県	秋田	500	5	滋賀県	長浜	400	4
山形県	米沢市	300	3	京都府	伏見	300	3
福島県	福島市	200	2	大阪府	大阪	1,000	10
茨城県	結城	200	2		大阪商工	1,000	10
栃木県	宇都宮共福	300	3		大阪市民	1,000	10
群馬県	高崎	500	5	兵庫県	神戸	200	2
埼玉県	埼玉縣	1,500	15		姫路	500	5
	川口	1,000	10		尼崎	1,500	15
千葉県	銚子	1,000	10	奈良県	奈良市	100	1
	船橋	500	5	鳥取県	米子	300	3
東京都	城南	5,000	50	島根県	松江	200	2
	興産	1,600	16	広島県	広島	1,400	14
	芝	2,000	20	山口県	山口	500	5
	同栄	1,500	15		関彦	300	3
	東京山手	1,200	12	徳島県	徳島	300	3
	東武	1,000	10	愛媛県	松山市	500	5
	荒川	1,600	16	高知県	須崎	100	1
	中央	500	5	福岡県	八幡市	1,500	15
神奈川県	川崎市	1,700	17		小倉市	700	7
新潟県	三条	500	5		門司市	500	5
福井県	福井	600	6		福岡市	500	5
長野県	長野	200	2	大分県	大分	200	2

（備考）出資金額合計は、5,140万円（514口）である。

よび業務部（業務課、経理課）の2部3課と体制は整っていたものの、事務職員は総務部長のほか1人で、業務部長を常務理事が兼任するという最低限の陣容であった。

また、会員数も60組合と少なく、預金残高は事業計画で初日に3億円の預入と予定されていたものの、実際にはその10分の1にとどまった。

最初の店舗が開設された城南信用組合本店の建物（品川区五反田、写真は信用金庫に改組後）

そのため、全信連は、全信用組合に対して加入の促進、預金の増強に積極的に取り組まなければならなかった。しかし、職員数は26年3月末になってもわずか9人で、全国に点在する信用組合に対し十分な渉外活動を行うまでには至らず、会長および常務理事が各地の信用組合を訪問し、経営方針や事業内容を説明して、加入の促進、預金取引の拡大について勧誘した。また、全信連の非常勤役員や全信協役員も積極的に協力した。

その結果、創業第1年度末である26年3月末に、会員数は開業時の4倍の249組合に達し、27年3月末の預金残高は40億5,456万円と、創立総会において承認された事業計画の目標値を大きく上回る業績を挙げることができた。

なお、全信連設立の動機となった政府預託金の受入れ・分配については、26年8月から取扱いを開始した。

第2章　信用金庫法制定による組織変更

第1節　信用金庫法の制定

1．単独法制定の動き

市街地信用組合が中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合に一斉に改組する直前の昭和25（1950）年3月29日、大手市街地信用組合の有志が中心となって、「中小企業金融機関設立期成同盟会」（以下「期成同盟」という。）を結成して、単独法の制定に向けて運動を開始し、同日、期成同盟は「協同銀行法構想」をまとめた。

その後、期成同盟の希望した法律案は数度にわたり内容が変更され、法案中の組織の名称が「中小企業銀行」「組合銀行」「信用銀行」へと変わっていった。

しかし、そこに一貫して流れていた思想は、役員の選任、総代の定数、代理人の代理議決など、中小企業等協同組合法が市街地信用組合法より後退した部分の是正を図るのみならず、新しい組織を中小企業や勤労者その他国民大衆のための金融機関として位置付けるとともに、そのために備えなければならない金融機能を一層強化しようとするものであった。

さらに、当時、預金残高1億円以上の大手信用組合のなかから43の信用組合が参加した期成同盟は、7月に月曜会に対して期成同盟の方針を説明し、その運動への参加を要請した。

その結果、月曜会は8月、総会を開催して期成同盟の方針に同調することを承認し、今後、両者は協力して運動を進めることとなった。なお、期成同盟は全国各地の主要信用組合を会員としていたが、会員の3分の1が月曜会の会員であるなど、月曜会とかなり密接な関係にあった。

また、9月に月曜会が参加した期成同盟の構想（信用銀行法案）が全信協臨時総会で説明されたが、その構想のすべてが全信用組合の理解を得るまでに至らず、業界の統一意見とはならなかった。

大蔵省においても、中小企業等協同組合法によって、すべての中小企業専門金融機関を監督することには無理があるとの認識から、現状の信用協同組合を中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合と、新しい信用組合とに二分しようと考えていた。

信用組合のなかにも新しい法律制定の動きがあることに対応して、大蔵省は、25年7

月に開催された全信協役員会で、26年10月に施行を目指している新しい金融業法案、すなわち「銀行及び金融業務等に関する法律案」において信用組合を中小企業等協同組合法から離脱させる予定であることを示したが、この法案はGHQの意向に沿うものでなかったため、法案として国会に提出されるには至らなかった。

そこで、大蔵省は、地域的な信用組合を規定する単独法の制定を目指し、25年10月の全信協制度問題専門委員会において、「信用金庫法案」を披露した。

なお、この新法による名称（信用金庫）については、大蔵省が新法に基づく金融機関と、改組しない信用協同組合とを明確に区別する必要に迫られることとなり、①農林中央金庫など政府系金融機関の名称が「○○金庫」で、しかも非営利であること、②新法が対象とする旧市街地信用組合も協同組織による非営利の金融機関であることから、「信用金庫」という名称を考案したものと思われる。

また、大蔵省は、信用金庫法案作成にあたって、最低出資総額に関する規定を設けることとし、一定規模以下の信用組合を中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合とし、一定規模以上の信用協同組合を新しい信用金庫法に基づく信用金庫に移行させることとした。

全信協は、26年2月、各組合に対して信用金庫法制定運動促進のため、信用金庫法期成同盟への加盟と運動資金の協力を依頼し、大蔵省の信用金庫法案・同施行法案の要綱を送付した。

しかし、要綱のなかで、信用金庫に組織変更するために必要な最低出資金が、大都市（6大都市）に所在する組合にあっては1,000万円、その他の地区にあっては500万円と規定されていたことから、出資金の少ない信用組合は、短期間に出資最低限度額を満たすことが難しく、信用金庫への組織変更を希望しても実現できない恐れがあった。

また、同要綱によれば、中小企業等協同組合法の改定によって信用組合は、監督権限が大蔵省から都道府県へ移管され、員外預金の受入れも禁止されることとなっていたため、信用金庫に改組できない、あるいは改組を希望しない信用組合にとっては、認可基準の緩和による信用組合の乱立や、員外預金の受入れ禁止による預金の減少等により、存立基盤が脅かされることに不満を募らせた。

こうした理由で、反対期成同盟が26年2月に結成され、大蔵省の信用金庫法案に対して、①新法は中小信用組合の存立意義を喪失させ、かつ大手信用組合に吸収合併または解散させる意図が含まれている。金融機関の健全性・公共性の強化については、「協同組合による金融事業に関する法律」を一部改正すれば十分に措置できる、②信用金庫の出資総額の最低限度を、大都市にあっては500万円、その他の地区にあっては200万円

とすることが適当である、③信用金庫に改組しない、またはできない信用組合にとって、中小企業等協同組合法の規定を改正し、員外預金の受入れを禁止することは、経営上致命的であるので、この点の改正の必要はない、④改組までの猶予期間が6か月では短すぎるなどの要望を行った。

2. 単独法の成立および信用金庫への組織変更

大蔵省、期成同盟、反対期成同盟等の主張はそれぞれ異なっていたが、信用組合の中小企業等協同組合法からの独立については意見が一致していた。

そこで、再三にわたり折衝を重ねた結果、信用金庫法案は、組織変更期間および出資未達期間の延長、新しい信用組合の員外預金の受入範囲の拡大など、反対期成同盟の意見が相当取り入れられて、昭和26（1951）年6月15日に公布・施行された。

なお、信用金庫法の成立に伴って、信用金庫が従来の信用組合制度と比較して制度上変更された主な点は、次の事項であった。

①会員の「自由脱退」に際し、信用金庫がその脱退会員の持分を取得することが例外として認められた。

②会員による帳簿閲覧権の廃止、総会・総代会の議決権縮小など、経営に関する信用金庫役員の権限の強化が図られた。

③業務の範囲が拡大されるとともに、余裕金の運用先制限が解除された。

④出資総額の最低限度が引き上げられた。

信用金庫法施行法によって、26年6月15日に現存する信用組合は、27年6月14日までに信用金庫へ組織変更すればよいこととなり、26年10月20日から組織変更が始まった。なお、同日、226の信用組合が信用金庫となった。

その後、信用金庫への組織変更は相次いだが、その最終期限が近づくにつれて、組織変更していない信用組合から、信用組合として残った後もこれまでと同じように員外預金を受け入れたいとの要望が出された。

これに対し、信用金庫および信用金庫への組織変更を見込んでいた信用組合から反対運動が起こった。

この反対運動の結果、中小企業等協同組合法の再改正は行われなかったが、その妥協策として、27年6月3日に信用金庫法施行法が改正され、組織変更期限が28年6月14日まで、また、出資未達の猶予期限が29年6月14日までと、それぞれさらに1年間延長され、残存信用組合が信用金庫へ組織変更しやすくなった。

なお、この組織変更の最終期限までに信用金庫となったのは、信用金庫法成立当時の653信用組合のうち、約86％にあたる560組合であり、この間、21組合が解散や合併により消滅し、72組合が信用組合としてとどまった。

第２節　全国信用金庫連合会への組織変更

中小企業等協同組合法では、信用協同組合連合会の会員を信用組合に限定し、信用金庫法では、信用金庫連合会の会員を信用金庫に限定していたため、全信連が信用協同組合連合会でいる間は信用金庫との取引が、全信連が信用金庫連合会へ転換後は、信用組合との取引ができないこととなった。

このような事情により取引が中断されることは、全信連・会員双方にとって不都合であったため、その解決策として昭和26（1951）年8月11日公布・施行の「信用協同組合の信用金庫への組織変更に伴う経過措置に関する政令」において、「信用協同組合と協同組合連合会との関係に関する経過措置」の規定が設けられた。

こうして、組織変更期間が満了する27年6月14日までの間、経過措置として全信連は信用組合および信用金庫のいずれとも会員取引することが可能となった。

さらに、27年6月3日の信用金庫法施行法の改正によって、同政令も改正され、経過措置期限が28年6月14日まで1年間延長されることとなった。

理　由　書

本会は、中小企業等協同組合法により設立し、同法第77条第1項第1号の事業を行っているのでありますが、同法は、純然たる協同組合の理念に基づき、特に事業協同組合を主体として立法化されたものでありますので、金融機関としての機能を充分に発揚することができないのであります。

従って、一日も早く信用金庫法の規定による信用金庫連合会に組織変更して信用金庫の中央機関としてその使命を達成することを念じていたところ、会員たる信用協同組合の大多数が信用金庫に組織変更したので、本会もこの際信用金庫連合会に改組して、これら信用金庫の育成を図り、中小金融の円滑に期するものであります。

このような経過をたどって、既会員との取引中断の恐れがなくなった全信連は、26年10月23日に臨時総会を開催し、信用協同組合連合会から信用金庫連合会への組織変更が満場一致で決議された。

全信連は、11月1日、理由書を添付して、全国信用協同組合連合会から「全国信用金庫連合会」への組織変更の免許申請を行い、同日、大蔵大臣の事業免許が交付された。

前　編

第2編

信金中央金庫（全信連）の動向

［昭和25（1950）～平成20（2008）年度］

第1章　資金調達・資産運用の動向

第1節　資金調達

1. 資金調達手段の多様化

資金調達額（預金、譲渡性預金、信金中金債および借用金等）は、創業した昭和25（1950）年度末はわずか6億8,937万円であったが、60年後の平成22（2010）年度末には29兆7,446億円へと飛躍的に増加した。

創業当初は、中央金融機関としての機能が弱く支所も少なかったため、会員からの預金は低調であったが、中小企業の金融円滑化を目的として、昭和26年8月に始まった政府指定預金の預託によって、預金残高が急激に増加した。しかし、政府指定預金は、29年2月末に信用金庫への新規預託が打ち切られた。

その後、金融緩和下において定期預金金利を維持したことや、29年5月の内国為替集中決済制度の創設等により中央金融機関としての機能が拡充されたことなどから、会員預金は大幅に増加した。

31年10月にコールマネー制度（34年7月に金庫短期資金制度に改称。以下「金庫短期資金」という。）を創設し、信用金庫から金庫短期資金の受入れを開始した。29年秋以降、定期性預金金利を引き下げたことで信用金庫の収益面に悪影響を及ぼすことが懸念され、取引レートが上昇基調にあったコール市場を利用した同制度を創設することで、その影響を緩和することが目的にあった。これに伴い、信用金庫からの金庫短期資金が急増し、32年度末には資金調達全体に占める金庫短期資金の割合が50％超まで上昇した。そのため、資金調達と資産運用の期間のバランスが崩れ、損益面において安定性を欠く

積立定期預金要綱　（取扱開始日　昭和33年12月20日）

1. 利率は日歩2銭とする。
2. 契約期間は2年とする。
3. 契約期間を預入期間12ヶ月及び据置期間12ヶ月に区分する。
4. 預け入れの時期は、契約と同時に第1回目を預入し、第2回目以降は、預入期間満了まで毎月一定の期日に同額預入する。
5. 1回の預入金額は次の5種類とする。10万円　20万円　30万円　50万円　100万円
6. 中途解約は行なわないものとする。
7. 契約金庫に対しては、この預金残高の5倍以内の手形の割引等について便宜をはかる。その金利は、預金利率の日歩3厘高とする。
8. この預金を担保とする貸出については2厘の利鞘を徴する。

こととなった。

そこで、資金調達の安定化を図る観点から、33年12月から積立定期預金の提供を開始した。以降、その増強を推進し、35年度末には積立定期預金の残高が定期預金の残高を上回ることとなった。41年度以降は、定期預金を資金調達の中心に据えたが、46年の金利低下局面には、積立定期預金の金利が相対的に高水準にあったことから、その残高が急激に増加したため、47年2月にいったん積立定期預金の取扱いを休止した。その後、49年2月に契約期間中に1年もの定期預金金利が改定されると、同率で改定後の預入分の金利を見直すように商品内容を変更した積立定期預金を創設した。

2. 金融自由化への対応

昭和50年代に入り、我が国で預金金利の自由化が進められるなか、昭和54（1979）年5月に譲渡性預金の取扱いを開始した。57年12月には信用金庫が勤労者の財産形成促進に積極的に対応できるよう、財形年金預金の提供を開始した。さらに、会員外を対象として、60年4月に市場金利連動型預金、61年9月に大口定期預金（自由金利型定期預金）の提供をそれぞれ開始した。

また、短期金融市場において、コール・手形市場の取引期間が多様化するとともに、その規模が急速に拡大するなかで、金庫短期資金の種類を拡充し、平成元（1989）年7月に1か月もの、10月に2・3か月もの、11月に1・2・3週間もの、2年3月に翌日ものを追加した。

元年7月以降、長短市場金利の逆転現象（短期市場金利が長期市場金利より高い現象）が発生し、信用金庫からの金庫短期資金が急増した。そこで、資金調達の安定を図る観点から、通常の定期預金に比べ高い金利を付利した特別定期預金を提供するとともに、2年10月から新たに2年ものと3年ものの中長期定期預金の提供を開始した。

預金金利自由化の進展に対応し、3年9月に会員向け定期預金の金利を市場金利に連動して決定する方式に改め、5年12月に会員向け定期預金を市中の自由金利型定期預金に準じて、最低預入金額、中間払いを見直すなど、商品内容の改正を実施した。

さらに、6年4月、会員向け定期預金に1か月もの、2か月ものおよび3か月ものを新設し、会員外向け定期預金と同様の期間体系とした。さらに、流動性預金の自由化を受けて、6年10月に普通預金、通知預金および別段預金の金利を市場動向に基づき決定する方法に改め、7年8月に普通預金など流動性預金の上限金利の定めを廃止し、金庫短期資金（無条件もの）を預金に変更して、別段預金（短期運用口）を新設した。

10年6月に大蔵省銀行局長通達「預金、定期積金の取扱いについて」が廃止され、金融機関による預金の商品設計が原則自由となったため、約束手形の発行に伴う事務負担の削減等の観点から、12年7月に金庫短期資金をすべて定期預金に変更した。

その後、信用金庫の預貸率が低下するなか、信用金庫の多様な余資運用ニーズに対応する観点から、17年4月に「SCB延長特約付定期預金」の取扱いを開始した。11月には「SCB積立定期預金」の取扱いを開始し、これに伴い、昭和49年2月に提供を開始した積立定期預金の新規契約を休止した。

なお、平成12年5月公布（13年4月施行）の「預金保険法等の一部を改正する法律」により、協同組織金融機関の連合会が新たに預金保険の対象金融機関とされたため、信金中金に、①12年度から預金保険料を支払うこと、②13年度末までに名寄せに必要な預金者データを整備することが義務付けられた。また、14年12月公布（15年4月施行）の「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」により、ペイオフ全面解禁後も金融機関破綻時に全額保護される決済用預金の制度が15年4月に整備されたことから、17年3月に会員外取引先を対象として無利息型普通預金（決済用預金）の提供を開始した。

3. 全信連債券（信金中金債）の発行

長期の資金調達手段である全信連債（信金中央金庫への名称変更後は信金中金債）は、平成元（1989）年6月の信用金庫法改正により発行が認められ、12月に5年ものの発行を開始し、都市銀行、信託銀行および生命保険会社などを中心に販売した。その後、5年11月に2年ものの発行を開始するとともに、信用金庫への販売を開始し、6年4月から5年ものの信用金庫への販売もスタートした。

さらに、長期的な安定資金を確保する観点から、12年12月に7年もの、10年ものの発行を開始し、21年度末には、4兆8,158億円と過去最高の残高を記録した。

この間、17年11月に信金中金債について「社債等の振替に関する法律」を適用して、従来の登録債・現物債から振替債への段階的移行を決定し、18年4月に振替債での発行を開始した。また、従来、理事会の都度、次

THE ZENSHINREN BANK
新しい債券。新しい全信連。
未来を見つめ躍動し続ける全信連は、おかげさまで資金量10兆円を擁する金融機関に成長いたしました。そして、いま、さらに力強い第一歩を踏み出すに、ふさわしい金融債発行金融機関になりました。この、新しい〈全信連債券の発行〉を契機に、大きな信頼への飛翔をテーマとして、マークも一新。国内はもとより海外にまで業務展開し、より充実したサービスの提供に努めてまいります。21世紀に向けて変化する時代の活力源、それが新しい全信連。今後とも、より一層のご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。
生まれ変わる時代の活力。
全信連

第１回全信連債券発行時の新聞広告

回の理事会までに発行する債券の要項を決定していたが、20年3月に年度末に翌期の年度中発行分を一括して決定することとし、20年度中の発行分から一括して決定した。

第２節　資産運用

1．昭和時代の資産運用

信金中金の資産運用（現金、預け金、コールローン、買入金銭債権、有価証券および貸出金等）は、創業した昭和25（1950）年度末はわずか8億814万円であったが、60年後の平成22（2010）年度末には30兆7,481億円へと飛躍的に増加した。

全信連設立の主な目的の一つであった会員相互間の資金需給調整は、創業時から昭和30年度までは信用金庫からの借入れ申込みが低調で、資産運用は銀行への預け金を中心に金銭信託、有価証券等での運用に依存せざるを得なかった。

その後、31年度に入ると、コールレートが高騰するなか、31年10月に信用金庫からのコールマネー（34年7月以降、金庫短期資金）の受入れを開始したことに伴い、資産運用においてもコールローン（26年11月取扱開始）を中心とした短期運用へと変化させていった。こうした短期の調達・運用構造は、その時々の金融情勢の変化に大きく影響を受けるため、安定的な収益確保が難しい場面もあった。

そこで、収益の安定的な確保とともに、中小企業金融の円滑化、信用金庫の1先貸出限度額の緩和を目的として、33年12月に代理貸付制度を創設した。これは、信用金庫に貸付事務を委託し、信用金庫の会員である中小企業等に対して全信連の資金を貸し付けるという制度であった。その後、商品性の向上を図るため、35年5月に貸付期間を見直し、37年5月に1先貸出限度額、専決限度額（受託金庫が1先ごとに専決で貸付けを実行できる金額）を引き上げた。これに伴い、代理貸付の残高は30年代後半に急激に増加し、54年度末には1兆円台に達した。

また、会員外直接貸出の推進にも積極的に取り組み、40年12月に地方開発公社、46年10月に公共法人、公益法人、証券取引所の貸借銘柄に選定されている株式会社およびこれに準ずる法人に対する貸出を開始して、その増強を図った。

50年代半ば以降は、50年代前半の金融緩和の長期化を背景として、信用金庫の預貸金利鞘が縮小し、収益状況が悪化したことを踏まえ、会員向け定期性預金の金利を可能な限り高水準に維持した。そのため、信用金庫の余裕金が全信連に集中する一方、代理

全信連代理貸付要綱　（実施日　昭和33年12月20日）

1.受　託　者	取扱を希望する信用金庫のうちから全信連が決定する。
2.委託業務の範囲	資金の貸付及び貸付債権の整理回収並びにこれに付随する業務とする。
3.貸付資金の割当	貸付金の総額を事業年度毎に銀行局長の承認を受けて決定し、その範囲内で受託金庫別に割当てる（33年度総額50億円、1金庫当り最高1億円、最低100万円）。
4.貸　付　先	受託金庫の会員である中小企業者
5.貸付金の使途	運転資金及び短期の設備資金
6.貸付限度	受託金庫の自己資本の100分の20に相当する額又は3,000万円の何れか低い額（1口の最低金額50万円）
7.貸付期間	2年以内
8.弁済方法	一時弁済又は分割弁済
9.利　　率	日歩2銭7厘
10.担保及び保証	担保を徴求し、且つ原則として連帯保証人を付する。
11.貸付の形式	手形貸付及び証書貸付
12.貸付の決定	全信連が行う。但し、一定限度（受託金庫の自己資本の100分の15に相当する額）までは受託金庫の専決による。
13.受託金庫の保証責任	受託金庫の専決限度額
14.委託手数料	貸付金に対し日歩2厘の割合
15.監　　査	全信連は受託金庫の受託業務の取扱状況等を監査することができる。
16.委託の解除	受託金庫が要綱に違反し、全信連の指示に従わないときは契約を解除することができる。

貸付の利用促進策を講じるなど、貸出金の増強を図ったが伸び悩んだ。こうしたことを背景として、コールローン、買入手形など短期市場運用を増やすとともに、国債を中心として有価証券運用を増加させた。そして、57年3月に東京ドルコール市場での取引、61年8月にユーロ市場での取引、12月には東京オフショア市場での取引が認められたため、これらの取引により市場運用の多様化を図った。

2. 平成時代の資産運用

平成元（1989）年7月以降は、長短市場金利の逆転現象により調達金利が不安定になるなかで、安定的に利ざやや収入が得られる貸出金の増強に努め、代理貸付を積極的に推進し、3年度末には2兆円台に達した。

3年度後半以降の金利低下局面では、信用金庫からの定期預金が急増したため、短期市場運用では預け金を中心に、有価証券運用では社債を中心に運用した。

なお、会員外直接貸出については、信用金庫の融資補完や地域経済発展への貢献を目的として、3年7月から信用金庫の会員等に対する直接貸出の取扱いを開始した。7年1月には「地公体等資金融通制度」を創設し、9月に信用金庫の保有する地方公共団体等向け貸出債権を対象とする「ローン・パーティシペーション制度」を創設した。

10年度以降、景気低迷や金融システム不安を背景として、短期市場金利が低位で推

移し、さらに13年3月に導入された量的金融緩和政策が継続されたなかで、短期市場運用残高はおおむね減少傾向をたどった。その後、短期市場運用残高は、20年度末に4兆8,189億円と前年度末比倍増したが、これは、①金融証券市場の混乱が深刻化するなか、運用利回りの向上を図るため、オフショア勘定の定期預け金での運用を増加させたこと、②期末の資金繰り資金を十分に確保するため、日銀当座預け金残高を積み上げたことなどが影響した。その後、金融証券市場の混乱が和らいだことなどから、22年度末には3兆3,507億円まで減少した。

一方、有価証券運用については、10年度以降、景況感の悪化や金融システム不安を背景として、相対的に安全性の高い国債を中心にその残高を大幅に増加させた。その後、会員向け定期性預金の減少などの影響により、13年度末に減少したが、14年度末以降は、国債、外国証券を中心にその残高を増やし、17年度末には17兆98億円となった。しかし、金融環境等の変化に左右されにくい強固な収益基盤を確立するため、多様なリスクカテゴリーの有価証券への投資を進めるとともに、国債、社債といった金利リスク資産の残高を調整したことなどが影響し、18年度末には16兆4,106億円と5年ぶりに減少した。その後、運用利回りの向上を図るため、政府短期証券からオフショア勘定の定期預け金への運用替えを進めたことなどにより、20年度末には16兆2,028億円まで減少したが、21年度末以降は、国債を中心に残高を増やし、22年度末は21兆5,479億円となった。

貸出については、会員外直接貸出は、10年度以降、金融システム不安の高まりなどを背景として、市場運用環境に厳しさが増すなか、安定的な収益を確保する観点から、残高増強を推し進めた。国・政府関係機関、公益法人・第3セクターおよび事業会社を中心に直接貸出を推進し、この結果、14年度末に8兆8,744億円と過去最高の年度末残高を記録した。このうち、国・政府関係機関向け貸出の増加は、短期市場運用の代替運用として地方交付税等特別会計への貸出に積極的に応札したことが要因であった。また、公益法人・第3セクター向け貸出の増加には、預金保険機構における金融機関の破綻処理等に係る資金ニーズの高まりに対応したことが寄与した。さらに、事業会社向け貸出の増加には、都市銀行等が自己資本比率向上策として取り組んでいた貸付債権の流動化に積極的に対応したことなどが影響した。

15年度末以降は、地方交付税等特別会計向け貸出、預金保険機構向け貸出の減少を主因として減少傾向をたどり、18年度末には4兆7,365億円まで減少した。しかしながら、その後、地方交付税等特別会計向けの短期貸出が増加したことなどから、21年度末には5兆5,790億円まで増加した。

この間、PFI事業向け融資およびシンジケートローンなどの新形態与信への取組みを

強化した。特に、PFI事業向け融資は、信用金庫とともに地域の活性化を支援するうえで有効なスキームであるとの認識のもと、14年度から積極的に推進した。

また、シンジケートローンは、18年3月の信用金庫法施行令の一部改正（4月施行）により独立行政法人等への貸出が可能となったため、独立行政法人等のシンジケートローンに取り組むにあたり、リード・アレンジャー（主幹事）となった場合などには、信用金庫に案件を紹介し、信用金庫の貸出金増強の支援にも努めた。

代理貸付については、4年度末に2兆6,312億円まで増加したが、その後は、減少傾向をたどり、22年度末には3,677億円まで減少した。この背景には、①景気低迷の長期化などを受けて、中小企業の資金需要が減退したこと、②メガバンク、地方銀行等との中小企業向け貸出の競争が激化したこと、③収益確保の観点から、信用金庫がプロパー貸出の推進を強化したことなどがあった。

この間、13年12月に長期固定金利型の住宅ローンを提供する住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）の業務縮小・廃止が決定されたことを踏まえ、14年3月に信用金庫顧客の個人住宅ローンのニーズなどに対応する観点から、最長35年の貸付期間で固定金利（段階型）の条件を実現した個人向けの代理貸付商品、長期固定金利住宅ローン「しんきんGOOD住まいリング」の提供を開始した。

第2章　信用金庫の業務機能の補完

第1節　決済業務への対応

1．内国為替業務への対応

信用金庫は、昭和26（1951）年6月、信用金庫法において、大蔵大臣の認可を受けることを要件として、会員のためにする内国為替業務を行うことが可能となったが、信用金庫と日銀との預金取引が認められていなかったことなどを理由に、即座に内国為替業務の取扱いは認可されなかった。

そこで全信連は、便宜的措置として、27年7月、振替口預金制度（取扱店舗を加盟信用金庫の本店に限定し、普通送金と普通当座口振込を取り扱う制度）を創設し、内国為替取引に類似した業務の取扱いを開始した。

しかしながらこの制度は、内国為替業務が認可されていない信用金庫が実態的に為替取引を行っているため、大蔵省は、28年9月に全信連を集中決済機関とする業界の内国為替業務の取扱いを認可することとした。

これに伴い、全信連は、29年5月に内国為替集中決済制度を創設し、信用金庫業界の内国為替取引の集中決済業務を開始した。また、45年3月に信用金庫基本通達が改正され、会員以外のためにする内国為替業務が認められたことにより、46年4月に信用金庫と他業態との内国為替取引が開始された。

内国為替集中決済制度の概要　（制度創設当初）

1. 信用金庫は同制度に加盟する場合、全信連に内国為替集中決済約定書を差し入れ、全信連の承諾を得る。
2. 決済保証金は、次のとおりとし、1年もの定期預金で預け入れる。
   基本保証金　普通為替取引のみを行う加盟金庫は200万円
   電信為替取引をあわせ行う加盟金庫は500万円
   追加保証金　普通為替取引のみを行う加盟金庫は、為替取扱店が2店以下の場合30万円、2店を超える場合1店につき30万円、ただし、その合計額の最高限度は300万円とする。
   電信為替取引をあわせ行う加盟金庫は、為替取扱店が2店以下の場合50万円、2店を超える場合1店につき50万円、ただし、その合計額の最高限度は300万円とする。
3. 決済店は全信連の全本支所とする。
4. 加盟金庫は、指定決済店に為替決済預け金口座を開設する。
5. 加盟金庫は、その為替取扱店の為替貸借を統括する母店を定める。
6. 全信連において決済する為替取引種目は次のとおりとする。
   普通送金、電信送金、普通当座口振込、電信当座口振込、代金取立
7. 決済の方式は、被仕向請求方式とする。

広告新聞（昭和55年11月17日）

信用金庫業界では、内国為替取引が飛躍的に増大したため、内国為替業務をオンライン化し、効率化する必要性が高まった。これに伴い、51年10月に内国為替業務のオンライン化と全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」という。）との接続を前提として、全国信用金庫データ通信システム（以下「全信金システム」という。）を稼動させた。54年2月に、全銀システムを中核とする全国銀行内国為替制度（以下「内国為替制度」という。）に加盟し、信用金庫と他業態との内国為替取引をオンライン化した。さらに、55年11月に全信金システムに普通預金オンライン提携システムを追加し、58年3月にはすべての信用金庫が参加する普通預金の全国ネットを実現した。

平成2（1990）年7月に内国為替決済システムの中核である全銀システムに決済リスク対策として仕向超過額管理制度が導入された際や、5年3月に全銀システムにおいて内国為替取引の同日決済が開始された際に、全信金システムについてもそれぞれ同様の措置を講じた。

その後、金融の自由化や情報通信技術の発展などを背景として、金融取引の国際化が進展し、金融取引に係る資金決済が増大した。こうしたなか、金融機関の破綻が相次ぎ、参加者である金融機関の一部が決済不能におちいった場合、その影響が瞬時かつ広範に波及するリスクが増大した。このため、決済リスク対策が進められ、13年1月に内国為替制度が新しい制度に移行し、全銀システムへの保証行責任方式の導入などが実施された。これを受けて、同月、新しい内国為替制度の決済リスク対策を踏まえ、全国信用金庫内国為替決済制度に対応措置が講じられた。15年11月には内国為替取引の決済システムの中核である全銀システムが第5次全銀システムに移行したので、これにあわせて、全信金システムの機能を強化した。

その後、13年1月に国際決済銀行が公表したコア・プリンシプル(注1)（基本原則）などを

指針として、全銀システムなど主要な決済システムの決済リスク対策の強化・拡充の検討が進められ、我が国の大口資金決済システムの安全性・効率性の向上を狙いとして、日銀ネット当座預金決済システムを次世代RTGS(注2)に移行することが決定されることとなり、20年10月に次世代RTGS（第1期）、23年11月に次世代RTGS（第2期）と段階的に進められることとなった。

こうしたなか、信用金庫業界では、次世代RTGS（第2期）における内国為替大口取引（1億円以上）のRTGS化が信用金庫の資金繰りやシステムの整備に大きな影響を与えるため、その対応について検討を進めた。その結果、20年11月に業界内における内国為替大口取引に係る資金決済は従来どおり時点決済とすることなどを決定し、これに伴い、次世代RTGS（第2期）の実施に向けて態勢の整備を進めた。

なお、20年2月、全信金システムの為替電文を制御する基本ソフトに内包されていた不具合が顕在化し、全銀センター向けの為替電文送信処理機能に障害が発生したため、信用金庫から他業態宛の為替電文約74万件が閉局時に未送信電文となった。このため、信金中金は、全信金システムの障害に係る検証・改善の取組みなどを進め、11月に「全信金システムの障害（H20.2.25）に係る再発防止策および緊急時対応の改善策」をとりまとめた。

また、22年3月に全信金システムにおける内国為替取引において、信用金庫業界の他業態向けの仕向超過額が全銀センターにおいて設定している仕向超過限度額を一時的に超過したため、超過中の時間帯に信用金庫から他業態宛送信した仕向電文がエラー電文として処理され、結果として83金庫・1,620件の未送信電文が発生した。この障害を踏まえ、仕向超過限度額に係る再発防止策などの検討を進め、10月に仕向超過限度額に係る障害の再発防止策を決定した。

（注1）世界中のシステミックな影響の大きい資金決済システムの設計と運営が、より安全で効率的なものとなることを促すための普遍的なガイドラインとして利用されることを企図して公表された。

（注2）Real-Time Gross Settlement の略で、日本語に訳せば「即時グロス決済」。時点決済と並ぶ中央銀行における金融機関間の口座振替の手法の一つである。時点ネット決済では、金融機関が中央銀行に持ち込んだ振替指図が一定時点まで蓄えられ、その時点で各金融機関の受払差額が決済される一方、RTGSでは、振替の指図が中央銀行に持ち込まれ次第、一つひとつ直ちに実行される。

2. 外国為替業務への対応

我が国経済の国際化が進展するなか、全信連は、昭和56（1981）年6月の信用金庫法の改正により、外国為替業務の取扱いが認められた。そして、57年3月に東京営業部を外国為替取扱店とする認可を得て、4月から業務の取扱いを開始し、平成2（1990）年10月までにすべての営業店でその取扱いを行った（表2-1-1）。

また、昭和61年2月にコルレス業務(注)に係る認可を得て、4月に同業務を開始し、その後、東南アジア、北米地域を中心にコルレス契約先を増やし、平成元年1月にコルレス包括承認（大蔵省の個別承認を得ることなく、必要に応じて外国銀行とコルレス契約の締結が可能）を取得した。

表2-1-1　外国為替取扱店の状況

年度	取扱店名
昭和57	東京営業部（57.4.1）
58	大阪支店（59.1.17）
59	名古屋支店（59.8.13）、広島支店（60.2.4）
61	札幌支店（61.4.1）、金沢支店（61.4.1）、高松支店（61.4.1）、福岡支店（61.4.1）、仙台支店（61.8.1）、熊本支店（61.8.1）、静岡支店（62.2.2）、神戸支店（62.2.2）
63	京都支店（63.8.1）、岡山支店（63.8.1）
平成 2	関東営業部（2.10.1）、青森支店（2.10.1）、松江支店（2.10.1）（全店外為店体制完了）

（備考）店名は当時のもの、（　）は取扱開始年月日

なお、経営の効率化の観点から、6年6月から外国為替業務の取扱店の統廃合を段階的に進め、11年4月に本店に外国為替業務を集中した。

10年4月に「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律」が公布・施行されたことにより、外国為替公認銀行制度が廃止され、外国為替業務への参入・撤退が自由化された。

こうしたなか、全信連は、外貨預金の取扱い自由化に伴い、信用金庫に対して情報提供等を実施し、その取扱いを支援した。さらに、海外コルレス網を中小企業の進出が活発化したアジア地域を中心に拡大した。また、海外渡航者の増加を背景として、顧客の両替ニーズが多種通貨に拡大したことから、13年11月に多種類の外国通貨を取り扱う銀行と提携し、外貨宅配サービスを開始した。加えて、金融機関の商品・サービスの提供チャネルとしてインターネットバンキングが普及し、その取引内容として外国為替取引の取扱いが広がるなか、18年2月から外為インターネットバンキング・スキームの提供を開始した。

なお、10年12月に新しい外国為替円決済制度が創設されたことに伴い、同制度に直接参加するとともに、信用金庫の決済機能の補完を図るため、信用金庫の外国為替円決済制度の事務受託を開始した。

（注）外国為替取引の仕向・被仕向銀行間の決済を円滑に行うため、外国に存在する銀行を選定してコルレス契約を締結し、為替業務を代行する業務

3. 証券決済業務への対応

昭和50年代に入ると、財政悪化により国債が大量に発行され、金融機関の国債引受額が急増した。これに伴い、国債の移転登録事務や本券の受渡し事務の簡素化および債券管理・保管の合理化を図る必要性が高まったため、昭和55（1980）年2月に国債振替

決済制度が導入された。信用金庫業界では、業界における国債の事務処理を一元化するため、全信連が同制度に直接参加し、すべての信用金庫が全信連を媒介として間接参加する体制が整備され、業界の国債決済の円滑化が図られた。

その後、日銀は、平成2（1990）年5月から日銀ネットでの国債決済（以下「振決国債」という。）を開始し、6年4月に国債DVPシステムを稼動させ、振決国債にDVP決済を導入した。DVPとは、Delivery Versus Paymentの略で、国債売買取引において、国債の受渡しと資金の受払いを同時に行うことを意味しており、タイムラグに伴う決済リスクを削減するものであった。これに伴い、日銀は、国債振替決済制度の直接参加者（全信連等）の振決国債にDVP決済を導入したが、間接参加者である信用金庫の振決国債（預り口分）は対象外とした。

その後、日銀は、決済リスク対策を強化する観点から、当座預金決済および国債決済のRTGS化に取り組み、11年7月に国債決済等のRTGS化に先立ち、振決国債（預り口分）のDVP化を実現することを表明した。

以上を受けて、全信連は、12年4月の振決国債（預り口）のDVP決済の開始にあわせ、間接参加者である信用金庫に代わって証券会社等取引参加者との国債DVP取引を行う代行決済の仕組みを導入し、信用金庫における振決国債のDVP決済に対応した。

さらに、統一的な証券決済法制の整備等が進められ、13年6月に券面を必要としない新しい振替制度を規定する「短期社債等の振替に関する法律」（以下「短期社債等振替法」という。）が公布（14年4月施行）された。その後、14年6月公布（15年1月施行）の「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」に基づき短期社債等振替法が改正され、券面を必要としない新しい振替制度の対象がCPから国債、社債、地方債等にまで拡大された。これを受けて、15年1月に日銀により新国債振替決済制度の運営が開始され、18年1月には証券保管振替機構（以下「保振」という。）により短期社債等振替法に基づく一般債振替制度が導入されることとなった。

こうしたなか、信金中金は、従来の国債振替決済制度の枠組みを利用して信用金庫が間接参加する態勢を整備し、その結果、15年度末までに287金庫が信金中金を通じて新国債振替決済制度に参加した。

また、一般債振替制度については、信用金庫のコスト負担軽減などの観点から、①信金中金が保振に振替口座を開設する直接口座管理機関として一般債振替制度に参加し、信用金庫が信金中金に振替口座を開設して間接口座管理機関として一般債振替制度に参加できる、②有価証券取引のSTP[注1]化を実現できる、③信用金庫が新たなシステム投資を行うことなく、一般債振替制度に参加できるなどの特徴を有した証券決済システムの整

備を進めた。

そして、18年1月に一般債振替制度の運営が開始されると、17年度末までに286金庫が信金中金の証券決済システムを利用して一般債振替制度に参加(注2)した。さらに、15年3月から運営が開始された短期社債振替制度についても、17年度末までに69金庫が信金中金の証券決済システムを利用して参加した。

なお、信金中金は、一般債振替制度への対応として構築した証券決済システムに国債振替決済機能を追加し、20年1月には国債振替決済のSTP化を実現した。

（注1）Straight-Through Processingの略で、証券取引において約定から決済に至るプロセスを、標準化されたメッセージ・フォーマットによりシステム間を自動的に連動させることによって、人手を介さずに一連の作業をシームレスに行うこと。

（注2）信用金庫が顧客の振替債発行・元利金支払業務等を代行する場合、発行・支払代理人として、一般債振替制度に参加する必要があったが、平成17年度末までに71金庫が信金中金の証券決済システムを利用して参加した。

4. その他の資金決済業務等への対応

（1）手形の代理交換受託

信用金庫は、昭和20年代、日銀と当座取引を行うことが認められていなかったため、全信連が信用金庫業界を代表して日銀との取引を開始すべきとの要望が高まり、昭和27（1952）年7月に全信連本所と日銀本店との当座取引を開始した。さらに、信用金庫から要望の強かった手形の代理交換受託についても、27年8月に東京手形交換所へ準社員銀行としての加盟が認められ、9月10日から手形交換に参加し、28年9月に信用金庫の代理交換を受託した。こうした日銀との当座取引および手形交換所への加盟等については、順次他の支所についても態勢整備が図られた。

（2）代理業務・資金中継業務等の推進

代理業務は、信用金庫法上、全信連にその取扱いが認められておらず、業務受託のためには、委託先機関の根拠法等で業務受託機関として指定される必要があった。資金中継業務を行うには、委託先機関の預金の受入れが必要であったが、信用金庫法上、全信連の預金受入先は会員である信用金庫のほかに「国、地方公共団体その他営利を目的としない法人」に限られたため、株式会社等営利法人の預金受入れができなかった。こうしたなか、昭和48（1973）年7月の信用金庫法改正によって、全信連の業務として「国民金融公庫その他大蔵大臣が指定するものの代理」の規定が加えられ、同時に全信連が受託できる代理業務機関として19機関が大蔵省令によって告示されるとともに、資金中

継業務についても、営利法人との取引が可能となるよう信用金庫法の改正が実現したため、代理業務の受託推進および資金中継業務を開始した。

(3) 一括支払システムの構築

一括支払システムとは、金融機関と提携した支払企業（手形を発行している大手メーカー等）が仕入先（下請け等）への代金支払を、従来の手形に代えて銀行振込による支払いとし、併せて仕入先が支払期日以前に資金を必要とする場合は、元受け金融機関もしくは提携金融機関が売掛債権を担保に仕入先に対し当座貸越を行う制度である。同制度の普及は、中小企業専門金融機関にとっては、割引手形の減少をもたらし、仕入先の中小企業にとっても大手企業の指定する金融機関との取引が義務付けられるなど、多くの問題を内包していた。

そこで、信用金庫業界は、昭和60（1985）年3月、一括支払システムの導入が中小企業および信用金庫経営の根幹に関わる問題であるとして、公正取引委員会および大蔵省に慎重な取扱い等を要請したが、大蔵省は、61年5月、都市銀行に条件を提示したうえでその商品化を認めた。その結果、都市銀行から「提携金融機関方式」が示され、信用金庫は元受け金融機関の提携金融機関として参入できる道が開かれたが、このシステムを導入する支払企業は、信用金庫取引のない大企業が中心であり、個別信用金庫のみでの対応では難しい状況にあった。

このため、全信協は、社団法人東京都信用金庫協会（以下「東信協」という。）および社団法人関東信用金庫協会（以下「関信協」という。）の要望を受け、全信連、東信協、関信協、SSCと検討を行い、全信連を元受け金融機関、信用金庫を提携金融機関、SSCをデータ伝送機関、全信協を契約代表機関とする「全信連元受け方式」による業界対応の一括支払システムを構築し、63年11月から取扱いを開始した。

(4) 信用金庫と他業態とのATM提携への対応

信用金庫業界をはじめとする各民間金融団体は、郵便貯金（以下「郵貯」という。）事業等の拡大を官業の民業圧迫ととらえ、郵政省と対立していた。しかしながら、民間金融機関と郵貯とのATM（CDを含む。）の相互利用については、決済サービス機能の向上に資するという観点から、一部の金融機関において提携を求める動きが強まった。これを受けて、平成10（1998）年5月に公布（11年1月施行）された「郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律」により、民間金融機関と郵貯との間でATM（CDを含む。）の相互利用が可能となった。

こうした状況下、信用金庫業界では、10年5月に全信協において、郵貯ATMとの相互利用を利用者利便の見地からいわゆる郵貯問題とは切り離して対処することが決定された。また、7月には信用金庫業界において一括して資金決済する方法が効率的であることから、全信連が代行決済を行うことができるよう郵政省と折衝することが決定された。

これを受けて、全信連は、郵政省と調整を進め、11年3月に信金・郵貯ATM相互利用に伴う資金決済を開始した。これに伴い、信用金庫業界では、同年3月末までに223金庫が郵貯ATMとの接続を開始した。

その後、金融機関では、コスト負担の軽減などの観点から、単独でのATM展開が縮小され、その代替手段としてコンビニATMの活用などが進められた。こうしたなか、信用金庫業界では、15年7月にアイワイバンク銀行（現セブン銀行）とのATM提携を、18年1月に新銀行東京（現きらぼし銀行）とのATM提携を、20年6月にイオン銀行とのATM提携をそれぞれ開始した。これに伴い、信金中金は、信用金庫とアイワイバンク銀行等との間の一括資金決済を開始した。

(5) デビットカードサービス業務への対応

デビットカードサービスとは、利用者が小売店等において金融機関等のキャッシュカードにより商品代金を支払うことができるサービスであり、商品代金は、利用者の預金口座から即時に引き落とされ、小売店等の預金口座に振り替えることで決済が行われるものである。

同サービスは、昭和59（1984）年12月に銀行POS(注)として取扱いが開始されたが、普及が進まず、その後、情報通信技術の進展や平成9（1997）年6月に大蔵省機械化通達が廃止されたことに伴い、同サービスの取扱い拡大に向けた検討が活発化した。これを受けて、10年6月にデビットカード推進協議会が設立され、11年1月に郵貯を含む9金融機関と13加盟店により先行してデビットカードサービスが開始された。

信用金庫業界では、同協議会設立時より参加し、同サービスの取扱いについて検討を進めた。11年3月開催の全信協理事会において、資金決済幹事行である富士銀行（現みずほ銀行）と信用金庫との決済は、全銀システムを利用して全信連が一括決済すること、決済データの授受に関するシステムはSSCが構築することが決定された。

これを受けて、全信連は、12年3月にデビットカードサービスに係る資金決済業務を開始した。

（注） 小売店のPOS（Point of saleの略。販売時点情報管理システム）と銀行のコンピュータを通信回線で結

ぶことで、商品代金を顧客の口座から小売店の口座に自動的に振り替えるシステムのこと。

(6) スポーツ振興くじへの対応

平成10 (1998) 年5月に「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」が公布 (10年11月施行) され、金融機関によるスポーツ振興くじ (以下「サッカーくじ」という。) の発売が可能となった。

こうしたなか、11年6月に、受託金融機関を選定するための公開提案競技(金融コンペ)が実施され、8月にサッカーくじの実施主体である日本体育・学校健康センター (現日本スポーツ振興センター)から受託金融機関として大和銀行(現りそな銀行)が指定され、サッカーくじの当せん金払戻業務は、信用金庫と全信連に再委託された。

これを受けて、9月開催の全信協理事会において、①サッカーくじの販売業務は希望する信用金庫で行うこと、②当せん金の払戻業務は全国の信用金庫で行うこと、③サッカーくじの販売業務および当せん金の払戻業務に係る資金決済を全信連が担うことが決定された。

サッカーくじは、13年3月に全国での販売がスタートし、信用金庫業界では、357金庫が当せん金払戻業務に、39金庫がサッカーくじの販売業務に参入し、信金中金は、信用金庫が行う当せん金の払戻業務およびくじの販売業務の資金決済を開始した。

(7) マルチペイメントネットワークへの対応

電気・ガス・水道等の公共料金や税金、通信販売の料金支払について、官公庁・地方公共団体・収納企業 (以下「収納機関」という。) が発行した請求書を金融機関窓口等に持参する窓口支払や金融機関の口座振替等によって行われていたが、事務負担が大きかった。そこで、収納機関および金融機関は、平成12 (2000) 年5月に日本マルチペイメントネットワーク推進協議会 (JAMPA) を設立し、収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者が電話、パソコン、ATM等を利用して公共料金等を支払うと、収納機関に料金収納の消し込み情報が即座に通知される仕組み、いわゆるマルチペイメントネットワーク (以下「MPN」という。) の構築に向けて態勢整備を進めた (図2-1-1)。

こうしたなか、信用金庫業界では、信金中金が信用金庫業界の資金決済機関となること、MPNとの接続はSSCを経由して行うこととし、全信協、信金中金、SSCは、収納サービスの取扱いに向けて態勢整備を進めた。その結果、信用金庫は、16年1月にMPNによる国庫金等の収納サービス「ペイジー」を開始し、信金中金はMPNの資金決済業務を

図2-1-1　マルチペイメントネットワークのイメージ図

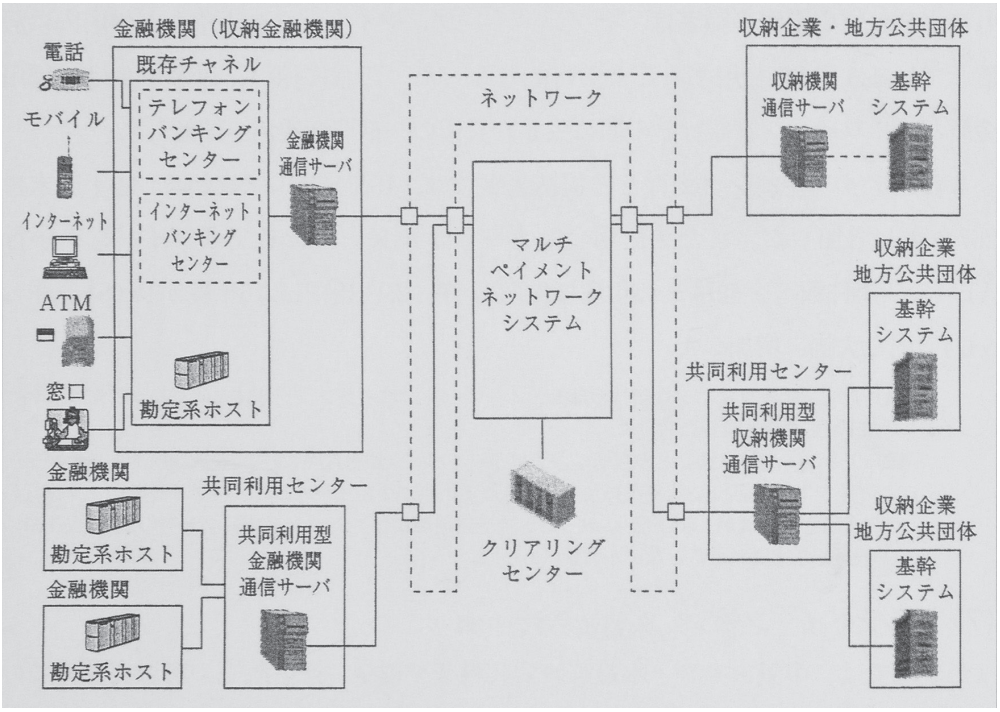

（備考）日本マルチペイメントネットワーク運営機構資料により作成

開始した。

第２節　市場関連業務への対応

信用金庫業界が昭和38（1963）年度以降発行の政府保証債の一部引受けを求められたことを受けて、全信連は、同年度に政府保証債50億円を一括購入し、政府保証債の引受けを開始した。39年5月には政保債引当預金を創設して一括引受けする体制を整備した。

その後、40年度に入ると不況により財政難が深刻化したため、41年1月に長期国債の発行が開始された。これに先立ち、国債の円滑な市中消化を図る観点から、民間金融機関に対して国債引受けシンジケート団の結成が求められたため、全信連は、信用金庫業界を代表して40年11月にこれに参加し、41年1月以降は長期国債の引受けを実施した。

50年代に入り、国債が大量発行され、金融機関の国債引受けが急増した。こうしたなか、56年6月の新銀行法の公布（57年4月施行）により、金融機関は、公共債の窓口販

売およびディーリング業務が認可を得たうえで取り扱うことが可能となった。

これに伴い、全信連は、58年4月に長期利付国債・政府保証債・地方債を対象として窓口販売業務を開始し、公共債の窓口販売の未認可信用金庫の顧客ニーズなどに対応した。また、61年6月に公共債のディーリング業務を開始し、62年6月にはフルディーリング業務に移行して、信用金庫の取引先ニーズなどに対応した。

さらに、平成2（1990）年10月に英国ロンドンに証券現地法人の全信連インターナショナル株式会社（現信金インターナショナル）を設立し、同年12月には全信連投資顧問株式会社（現しんきんアセットマネジメント投信）を設立し、信用金庫の多様化する資金運用ニーズなどに対応した。

その後、4年6月公布（5年4月施行）の「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」により、金融機関は、社債の募集または管理の受託、子会社による信託業務および証券業務への参入などが可能とされた。これに伴い、全信連は、信用金庫取引先の私募債発行ニーズに対応するため、5年6月に私募債の募集または管理の受託業務の認可を取得し、同業務を開始した。6年4月には担保の受託業務に係る信用金庫法上の認可および担保付社債信託法の免許を取得し、7月には社債の担保の受託会社としての業務を開始した。なお、16年3月から信用金庫保証付私募債（企業が発行する私募債の元利金支払債務に対して、信用金庫が保証を付した私募債）の取扱いを開始し、信用金庫の私募債業務への取組みの支援を強化した。

また、信用金庫取引先の信託ニーズおよび信用金庫の多様化する資金運用ニーズに対応する観点から、6年2月に株式会社しんきん信託銀行を設立した。しんきん信託銀行は、4月に営業を開始し、信用金庫向け運用商品としてファンド・トラストの提供とともに、土地信託、公益信託および特定贈与信託の取扱いを開始した。

急激な証券化の流れを踏まえ、8年9月にしんきん証券株式会社を設立した。しんきん証券は同年11月に営業を開始し、全信連債券の募集・販売、事業債の引受け・販売およびユーロ債の販売により、信用金庫の資金運用ニーズに対応した。

なお、金融自由化が進展するなかで、全信連は、5年10月に、金利変動リスクの回避を目的として幅広く利用されていた円－円金利スワップ取引の信用金庫への取次ぎを開始し、以降、信用金庫に取り次ぐデリバティブ取引の多様化を段階的に進めた。

さらに、10年6月に公布（一部を除いて10年12月施行）された「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」により、金融機関本体での投資信託（以下「投信」という。）の窓口販売が可能とされた。これに伴い、都市銀行等は、収益の確保や顧客ニーズへの対応の観点から、投信窓販業務への取組みを活発化し、信用金庫も同業務の取扱

図2-2-1　取次方式による投資信託販売スキームの概要

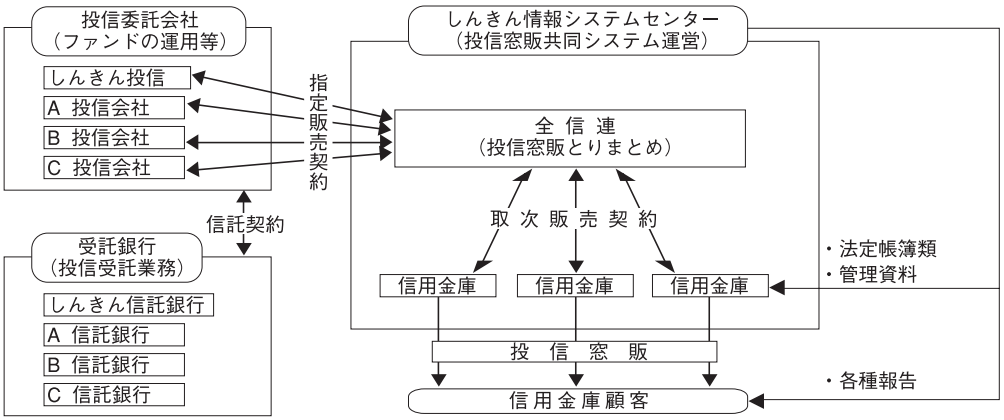

いに関心を高めた。

こうしたなか、全信連は、10年12月に投信窓販業務に係る信用金庫法上の認可を取得し、信用金庫に対して取次方式による投資信託販売スキームの提供を開始した（図2-2-1）。

また、しんきんアセットマネジメント投信およびその他の有力投信会社が設定した商品を信用金庫の投信窓販商品として提供し、22年3月末には51商品まで拡大した。さらに、21年9月には、信用金庫の投信の販売チャネルの多様化を支援するため、SSCにおいて投信インターネットサービスの提供を開始した。

第３節　国際化への対応

昭和50年代に入ると、我が国経済の国際化の進展を背景として、海外拠点の整備を進め、昭和59（1984）年11月にはじめての海外拠点としてロンドン駐在員事務所を開設すると、60年1月にはニューヨーク駐在員事務所（62年11月に支店昇格）を、60年11月にはシンガポール駐在員事務所を開設した。

また、為替相場の円高が急速に進展したことにより、輸出関連中小製造業の中国進出が

ニューヨーク支店オープン時の新聞広告

活発化したが、こうしたなか、平成6（1994）年11月に香港駐在員事務所を開設し、9年10月に香港支店に昇格させた。

なお、シンガポール駐在員事務所は、10年4月以降、香港支店の東南アジアにおける分室として位置付けたうえで運営した。その後、香港支店の業務運営態勢の整備が進展したため、国際業務の効率化などの観点から、14年5月にシンガポール駐在員事務所を廃止し、香港支店に統合した。

また、ロンドン駐在員事務所については、10年6月に支店への昇格を決定し、英国の金融当局に認可を求めたが、その調整が長期化した。こうしたなか、国内外の金融情勢等が大きく変化し、国際業務において証券業務の割合が高まったことなどから、15年6月にロンドン駐在員事務所を廃止し、以降は、信金インターナショナルが英国での海外拠点としての役割を担った。

一方、13年11月の中国のWTO加盟後、信用金庫取引先企業が中国に進出し、特に上海市周辺への進出が活発化したことなどを踏まえ、16年9月に上海駐在員事務所を開設した。

その後、20年9月のリーマン・ショックを契機として世界的な金融危機が発生し、金融証券市場の混乱が深刻化したことにより、リスク管理を強化する必要性が高まったことなどから、海外拠点の有価証券運用を本店に一元化するとともに、21年3月にニューヨークおよび香港の両支店を廃止し、代わりに両地に駐在員事務所を設置した。

第４節　その他の支援業務

1．確定拠出年金業務への支援

バブル経済崩壊後、運用市場の低迷や少子高齢化の進展などを背景として、従来の年金制度の運営が限界に至ったとの見方が広がり、新たな年金制度の整備が進められ、平成13（2001）年6月に公布（13年10月施行）された確定拠出年金法により、10月に確定拠出年金制度が導入されることとなった。

これを受けて、信用金庫業界では、信用金庫単独での参入は困難との認識が広がり、信金中金は、個別信用金庫の確定拠出年金業務への参入をサポートするため、業界共同スキームを構築し、13年11月から企業型、14年2月から個人型の提供を開始した。

その内容は、①確定拠出年金制度における記録関連業務（レコードキーピング）につ

いて、信金中金が信用金庫業界を代表してレコードキーピング会社に出資することで対応する、②信用金庫が企業に対して行う年金コンサルティングや従業員に実施する運用商品の提示・説明について、信金中金がサポートする、③個別運用商品の照会などに対応するため、信金中金にコールセンターを設けるなどの特徴を有するものであった。

その後、信用金庫の確定拠出年金業務への参入をより安価かつ効率的に行うことを可能とするため、確定拠出年金業務の取次スキームを構築して、15年2月にその提供を開始した。

なお、13年6月公布（14年4月施行）の確定給付企業年金法により、適格退職年金制度が24年3月31日に廃止されることとなったため、16年6月に「確定拠出年金と確定給付年金とを総合的に提案するスキーム」を構築し、信用金庫の退職給付制度の見直しを支援した。

2. 宝くじ業務に係る支援

景気の長期低迷が続くなか、政府は、経済を活性化させる観点から各種業務の規制の緩和・撤廃を進める動きを強め、当時、第一勧業銀行（現みずほ銀行）が独占していた「宝くじ業務」についても、見直し論が続出した。

これを受けて、平成10（1998）年10月に宝くじ業務の受託金融機関の範囲の拡大を内容とした「当せん金付証票法の一部を改正する法律」が公布（11年4月施行）された。同法により、宝くじ業務の事務委託先が「銀行」から「銀行その他政令で定める金融機関」と改正され、信用金庫および全信連は、11年4月から地方自治体から宝くじの発売等に係る事務を直接受託することが可能となった。

こうしたなか、全信連自身が元受けとなり発行主体（都道府県、政令指定都市）から

図2-4-1　販売参入方式における宝くじ業務の流れ

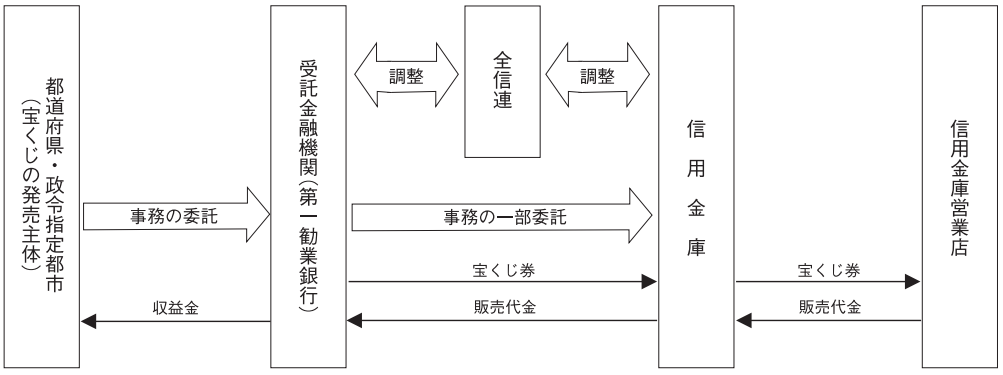

販売事務を直接受託する方式（受託参入方式）では、システム投資などの負担が大きいため、第一勧業銀行から販売事務の委託を受けて、さらに全信連が各信用金庫に再委託して窓口で販売する方式（販売参入方式）により、信用金庫の宝くじ業務への参入を進めることとした（図2-4-1）。

信用金庫は、11年11月から販売参入方式により宝くじ業務への参入を開始し、全信連は、信用金庫における通常の宝くじの取扱いのほか、イベント宝くじの取扱いについても情報提供等により支援した。

3. サービサー業務への支援

バブル経済崩壊後、金融機関の不良債権問題が深刻化するなか、平成10（1998）年10月に「債権管理回収業に関する特別措置法」が公布（11年2月施行）され、11年2月に従来、弁護士にしか認められていなかった事件性・紛争性を伴う債権回収業（以下「サービサー業務」という。）を民間業者が行うことが可能となった。これに伴い、信用金庫業界では、不良債権の処理促進や貸付債権の流動化などの観点から、サービサー業務の取扱いに関心が高まった。

これを受けて、全信連は、12年1月に日債銀債権回収株式会社（現あおぞら債権回収株式会社。以下「日債銀債権回収」という。）と提携し、信用金庫業界のサービサー業務へのニーズに対応することとした。この背景には、全信連がサービサー業務に参入するにあたって、①適正な買取価格の設定、②不動産処分能力の向上、③債権流動化手法の習得といった点に課題を抱えていたことなどがあった。これに伴い、全信連は、日債銀債権回収に資本参加（出資7,000万円、出資比率14％）し、職員を1人派遣するとともに、同社内に信用金庫の案件を専門に扱う「信用金庫担当デスク」を設置して、信用金庫のサービサー業務のニーズに対応する態勢を整備した。

4. 企業信用格付システムの提供

我が国の金融機関は、平成10（1998）年4月の早期是正措置の導入により、厳格な資産査定とともに、与信判断の厳格化・統一化が求められた。このため、他業態では、取引先の信用リスク管理強化の観点から、企業信用格付システムを導入する動きを強めた。信用金庫業界においても、企業信用格付システム導入について検討を進められたが、多くの信用金庫は、検討段階にとどまり、導入済みの信用金庫も、資産査定における債務

者区分との整合性を確保するため見直しを進めるところが大半であった。

こうした状況のなか、10年度より企業信用格付けのシステムの開発に着手し、SSCと共同して「企業信用格付システム」の開発を進め、12年9月にSSCにより同システムによるサービスの提供が開始された。

同システムは、①基本情報（企業属性データ）、②決算書から得られる財務情報、③決算書以外から得られる定性情報を登録し、格付けを算出するというものであった。格付対象先は、信用金庫の与信取引先であり、サービス内容は、①格付システムの提供、②統計情報等の還元、③システムの操作支援であった。

5. 信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベースの構築

平成15（2003）年3月公表の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」により、中小・地域金融機関の不良債権処理に道筋がつけられたが、中小・地域金融機関は、新しい中小企業金融への取組みの強化のため、信用リスクデータベースの整備・充実等が求められることとなった。

これを受けて、信金中金は、信用金庫の信用リスク管理高度化等を支援する観点から、業界の中小企業信用リスクデータベース（以下「SDB」という。）構築の検討を進め、16年2月にSDBの構築に向けて具体的な検討を開始した。その結果、9月以降、SDBの参加信用金庫から統計データを受領して、データベースの整備を進め、16年11月にSDBの稼動を開始した。

信金中金は、SDBの参加信用金庫に対してスコアリングモデルを提供するとともに、統計情報（各種諸比率やデフォルト確率等に関する情報）や分析レポートなど様々なデータ還元を行い、信用金庫における信用リスク管理の高度化等の取組みを支援した。

6. 電子手形サービスの取扱い

信金中金は、信用金庫の取引先中小企業の電子商取引を支援する観点などから、平成13（2001）年12月に「電子手形取引システム構築プロジェクト」を設置し、新たなフィービジネスの一つとして電子手形サービスの取扱いを検討した。

これに伴い、14年度に信用金庫等の協力により電子手形サービスの実証実験を実施した。15年5月には「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づく電子認証業務に係る認定を金融機関としてはじめて取得し、電子手形サービスを取り扱うための態勢整備

を進め、11月に静岡県をモデル地区として電子手形サービスの取扱いを開始した。

その後、①実証実験において電子手形サービスの取扱実績の低迷が続いたこと、②電子手形サービスのシステム運用コストが高く採算が疑問視されたこと、③電子手形サービスの運営には、複数の金融機関の参加が不可欠との認識が強まったこと、④現在の電子記録債権法のような法制度が未整備であったことなどを背景に、16年5月に電子手形サービスの提供を中断し、9月に電子手形サービスに係るシステムを全面的に停止した。

また、金融機関の先駆的な取組みとして、評価すべき点があったものの、①他業態金融機関の参加姿勢が依然として消極的であったこと、②電子手形サービスに関する投資費用の回収見込みが立たなかったこと、③信金中金の抱えるオペレーショナルリスクが無視できない水準であったことなども影響した。

7. 信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険制度の創設

昭和40年代後半に住宅需要が高まるなかで、民間金融機関の住宅金融が活発化したが、この際、住宅ローンの保全を図る観点から、生命保険会社の団体信用生命保険の利用が広がった。これを受けて、昭和50（1975）年1月に、信用金庫の業務機能を補完するため、信用金庫団体信用生命保険制度（以下「一般団信」という。）を創設した。

その後、異業種からの銀行業への参入が進むなど、金融機関の競争が激化するなかで、平成17（2005）年10月に一部のメガバンクが住宅ローン実行の際に付保する団体信用生命保険に3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）を保障対象とした団体信用生命保険制度を導入したため、他の金融機関においても同様の制度を導入する動きが広がった。

こうしたなか、信金中金は、信用金庫の顧客ニーズへの対応などの観点から、18年9月に新たな団体信用生命保険制度として「信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険制度」（以下「3大疾病特約付団信」という。）を創設した。これは、従来の住宅ローン債務者の死亡・高度障害保障に3大疾病保障を加えたもので、所定の支払事由に該当した場合に、債務者の債務残高相当額の保険金が支払われる制度である。信用金庫は、住宅ローンを実行するにあたり、一般団信に加えて、3大疾病特約付団信も提供することが可能となった。

8. しんきん長期固定金利ローンサポートの創設

緩やかな景気回復の持続などを背景として、平成18（2006）年3月に量的金融緩和政

策が5年ぶりに解除されたことに伴い、市場金利の上昇観測が強まったため、長期固定金利型融資商品への借換えなどに関心が高まった。これを受けて、メガバンクや地方銀行は、低金利の長期固定金利型住宅ローン等を提供し、他業態の顧客の取込みを積極化した。このため、信用金庫は、顧客ニーズの対応および競争力の向上の観点から、長期固定金利型融資商品を拡充・強化する必要性が高まった。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、18年10月に信用金庫向け長期固定貸出制度「しんきん長期固定金利ローンサポート」(以下「ローンサポート」という。) を創設した。これは、信用金庫の長期固定金利型貸出等に係る金利リスクを回避するため、信金中金がローン原資を長期固定金利で貸し出すという制度である。その特徴は、①信用金庫がデリバティブ (金利スワップ) 取引を行うことなく、簡便な方法で金利リスクの低減を図れるため、長期固定金利型住宅ローン等の競争力のある新しい商品の提供を迅速に行うことができる、②信用金庫が既往の長期固定金利型住宅ローン等の金利リスクのヘッジに活用できるといった点にあった。その後、19年度に、ローンサポートの利便性向上のため、最低貸付金額の引下げや資金使途への有価証券の追加などを実施した。

9. 設備担保信用補完制度 (しんきんMEサポート) の創設

平成16 (2004) 年12月公表の金融改革プログラムにより、中小・地域金融機関は、中小企業金融の円滑化等の観点から、不動産担保や第三者保証に過度に依存しない融資手法の拡充など、新しい中小企業金融への取組みの強化が求められた。これを受けて、中小・地域金融機関では、16年12月に公布 (17年10月施行) された「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」により創設された動産譲渡登記制度などを活用した新たな融資商品の開発・提供を活発化した。

こうした状況下、信金中金は、19年1月に動産を活用した信用金庫取引先の信用補完スキームとして設備担保信用補完制度 (しんきんMEサポート) を創設した。これは、信用金庫取引先が保有または購入する機械・設備について、信金中金と提携したリース会社が評価額を算出したうえで、信金中金およびリース会社が同評価額を限度として、信用金庫貸出金に対して保証を行うという制度である。その特徴は、①信用金庫が信用金庫取引先の設備資金ニーズに対して、同設備を活用して保全を図りながら与信取引の対応が可能となる、②しんきんMEサポートの保証は根保証のため、新規資金需要に限らず既往取引の保全強化にも活用が可能となる、③リース会社が動産を担保取得することにより信用金庫の担保取得に係る評価・管理・処分事務を軽減できる点にあった。そ

の後、19年度にしんきんMEサポートの保証料率を引き下げ、その活用利便性の向上を図った。

なお、21年度にしんきんMEサポートのスキームを活用して、東京都が実施した中小企業が有する機械・設備を担保とする融資制度案の募集に応募し、その提案が採択されたため、22年3月にしんきんMEサポート（東京都版）の提供を開始した。

10. 業界のネットワークを活用した業務の強化・拡充

中小・地域金融機関は、中小企業金融再生の具体的な取組みの一つとして、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化が求められ、地方銀行は、地方銀行間で連携して、広域的なビジネスフェアの開催などを積極的に行った。これに対抗して、信用金庫においても、顧客ニーズへの対応や競争力向上の観点から、信金中金に対して、取引先大企業や他地域信用金庫取引先とのネットワークを活用した販路開拓に係る支援を求めた。

信金中金は、信用金庫のビジネスマッチング業務への支援に取り組み、平成18（2006）年11月以降、信用金庫取引先企業と信金中金取引先大手企業等との商談会の開催支援を中核としてビジネスマッチング業務への支援を進めることとし、個別信用金庫、地区・県協会が開催するビジネスフェア（商談会を含む。）に大手バイヤー企業を紹介するなどの支援活動を積極的に展開した。

また、19年11月に全国の信用金庫に対して三越グルメギフトカタログへの掲載希望企業の紹介依頼を実施した。

20年度には信用金庫が実施する年金旅行等の顧客の団体旅行を支援するスキームの運営を開始した。具体的には、信用金庫が企画する顧客の団体旅行について、都道府県と連携することで、旅行者に対する物産品のプレゼントや国指定重要文化財の特別開放などの付加価値サービスを提供するというものであった。

11. しんきん傷害保険付定期積金の提供

信用金庫の顧客向け金融商品・サービスの開発・提供に積極的に取り組み、平成20（2008）年12月に信用金庫の強みである定期積金に傷害保険を付帯させた「しんきん傷害保険付定期積金」（以下「保険付定積」という。）の提供を開始した。

これは、信用金庫が顧客と契約する定期積金に対して、信金中金が保険契約者となって標準傷害保険の保険料を負担することにより、信用金庫が定期積金の契約者を被保険

者とする保険付定積を販売することを可能とする仕組みの商品である。その特徴は、①信金中金が保険料を負担するため、信用金庫および定積契約者（被保険者）に保険料負担が生じない、②保険付定積の販売は、いわゆる「保険の窓販」に該当しないため、信用金庫に保険募集の開始に伴う態勢整備の負担が生じない、③保険付定積に付帯する保険は、告知や医師の診断が不要であるため、定積契約者は健康状態にかかわらず加入できるなどの点にあった。

12. 株式会社朝日信託と連携した相続関連業務への支援

高齢者の増加や核家族化の進展などを背景として、個人からの遺言や相続に関する相談ニーズとともに、中小事業者の事業承継に関する相談ニーズが高まった。

地方銀行などの中小・地域金融機関は、大手信託銀行と信託代理店の契約を締結して、遺産・相続や事業承継といった相続関連業務への取組みを積極化した。一方、信用金庫は、大手信託銀行の信託契約代理店として相続関連業務に取り組むことに対して、①態勢整備の負担、②取引先顧客の大手信託銀行への流出などに懸念を抱いていた。

こうした状況下、信金中金は、信用金庫が相続関連業務を効率的・効果的に行うための支援スキームとして、平成21（2009）年12月に株式会社朝日信託（以下「朝日信託」という。）と業務提携し、信用金庫の相続関連業務の支援を開始した。

具体的には、①信金中金が連携ニーズのある信用金庫を朝日信託に紹介し、朝日信託が信用金庫を訪問、②連携意向のある信用金庫は朝日信託と業務提携契約または代理店契約を締結し、相続関連サービスに興味がある顧客を紹介、③朝日信託の提案を踏まえ、契約を希望する顧客は朝日信託と契約、④信用金庫顧客と朝日信託の間で取引が成立し

図2-4-2　朝日信託との業務提携スキーム

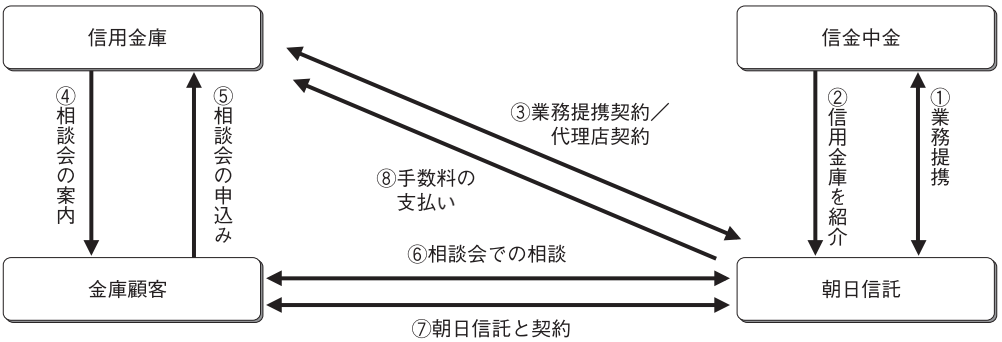

（備考）1. 業務提携契約の場合、相続関連業務（遺言の保管・管理・執行業務、遺産整理業務、財産承継プランニング業務（信託契約に関するものを除く。））の取扱いが可能となる。
2. 代理店契約の場合、相続関連業務に加え、オーダーメイド個人信託や入居一時金保全信託など信託機能を活用（顧客財産の名義を朝日信託名義に変更）した顧客向けサービスが可能となる。

た場合、朝日信託は信用金庫に一定の手数料を支払うというスキームを構築して支援した（図2-4-2）。

その特徴は、①朝日信託は独立系信託会社であるため、大手信託銀行の信託契約代理店として対応することに比べて、信用金庫の顧客流出リスクが低下する、②相続関連業務の取扱いを希望する信用金庫と朝日信託との契約が円滑化し、顧客ニーズへの対応が迅速になる、③朝日信託と信用金庫顧客との取引が成立した場合、個別で提携契約を締結した場合に比して高い手数料を確保できるなどの点にあった。

13. 中小企業向け格付け付与サービスの取扱い支援

経営環境が急激に変化するなか、中小企業は、質の高い人材や販売先の確保などの経営課題を抱えていたが、その対処策の一つとして格付けの取得に関心を高め、地方銀行は、取引先支援の一環として、スタンダード＆プアーズ社などの格付会社が提供する中小企業向け格付け付与サービスの取次ぎを開始した。

こうした状況下、信用金庫の顧客ニーズへの対応などを支援する観点から、平成20（2008）年7月から中小企業向け格付け付与サービスの取扱い支援を開始した。これは、株式会社日本格付研究所が7月から提供を開始した中小企業向け格付け付与サービスを信用金庫に対して取り次ぐものであった。

14. 子会社等を通じた支援業務

昭和30（1955）年以降、信用金庫は、業容の急速な拡大により店舗の新増設および支店用地の確保などを必要としたが、大蔵省の指導基準等により、事業用不動産の取得が難しい状況にあった。このため、35年8月に全国信用不動産株式会社を設立し、信用金庫の事業用不動産の取得を支援した。

また、48年10月の第一次石油危機を契機として、高度経済成長期から安定成長期に移行したため、戦後、旺盛であった企業の資金需要が減少した。こうしたなか、金融機関は、無担保・無保証および資金使途を限定しない消費者信用分野の商品開発・推進を活発化した。これを受けて、50年11月に、信用金庫の個人向け貸出を保証する機関として全国しんきん保証株式会社（53年4月に社団法人しんきん保証基金に改組、現一般社団法人しんきん保証基金）を設立した。

さらに、50年代後半には中小企業の資金調達の多様化および一般投資家の金利選好

意識が高まったことから、金融機関は、抵当証券の取扱いを急速に拡大した。これを受けて、60年2月に全国しんきん抵当証券株式会社を設立（平成12年3月に清算）し、信用金庫の顧客ニーズへの対応を支援した。

経済社会の情報化の進展により、金融業界にシステム構築とネットワークの整備が急務であるとの認識が広がるなかで、昭和60年2月に業界の機械化体制の中枢機関として、SSCが設立された。

バブル経済崩壊以降、景気低迷の長期化などを背景として、中小企業が業況悪化による倒産や後継者難に伴う廃業により減少したため、経済の活力が減退したとの見方が広がった。このため、政府は、経済対策の施策の一つとして、中小企業・ベンチャー企業の振興を打ち出すなど、中小企業を育成する姿勢を強めた。こうした状況下、信用金庫の中小企業育成の補完および信用金庫の取引基盤の強化の観点等から、平成13（2001）年6月にベンチャーキャピタル業務およびM&A業務を取り扱う子会社として信金キャピタル株式会社を設立した。その後、同社は、9月に「信金キャピタル一号投資事業有限責任組合」を、17年10月に「信金キャピタル二号投資事業有限責任組合」を組成し、株式公開を目指す成長意欲が旺盛な信用金庫取引先等に対して投資して、信用金庫の取引基盤の強化に努めた。

また、景気低迷の長期化などにより金融機関が運用難におちいるなかで、消費者金融会社は、消費者ローンを増加させて、業績を伸ばしていた。これを受けて、都市銀行等は、消費者金融会社と提携し、従来に比してリスクの高い顧客層を対象とした消費者ローンを推進する動きを強め、信用金庫も同様の取組みに関心を高めた。こうしたなか、信金中金は、14年11月に株式会社モビット、しんきん信託銀行との共同出資により消費者金融保証会社である信金ギャランティ株式会社を設立し、15年6月に営業を開始した。

図2-4-3　信金ギャランティの業務運営方法の概要

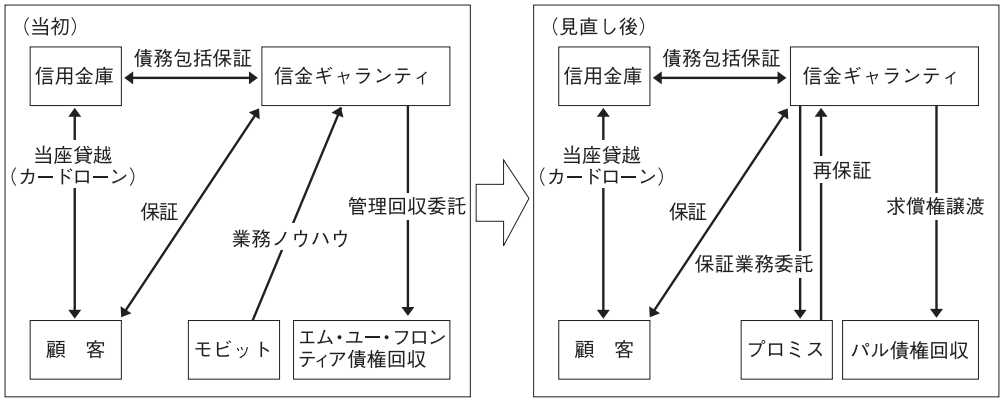

しかし、初期のシステム投資の負担が大きかったことなどから、厳しい経営を強いられ、さらに、19年度にシステムの更改を迎えたが、多額のシステム投資を追加して、事業を継続することが困難な状況にあった。このため、同社独自のシステムをもつ業務運営方式から、同社の保証に大手消費者金融会社プロミス株式会社の再保証を付与することを前提として、保証業務をプロミスに委託する業務運営方式に移行するという業務運営方法の見直しを進め、20年3月に新しい業務運営方式に移行し、引き続き信用金庫の消費者ローンへの取組みを支援した（図2-4-3）。

15. 信用金庫に対する情報提供・相談機能・人材育成支援の強化

金融自由化等の進展を背景に、平成3（1991）年10月から信用金庫の新しい戦略ニーズへの支援として信用金庫に対する経営コンサルティング業務を、4年度から信用金庫のALM態勢構築のための支援業務を本格的に開始した。

また、こうした取組みに加えて、信用金庫に対する有価証券運用（ポートフォリオ）分析、個別投資やデリバティブ取引等に係る相談業務を実施するとともに、市場業務、外為業務および調査・研究業務等について、信用金庫からのトレーニーの受入れ等を行った。

その後、信用金庫を取り巻く経営環境が目まぐるしく変化するなか、6年6月に、総合研究所（現地域・中小企業研究所）を設置し、協同組織金融、中小企業金融、地域金融などの分野で、専門性・独自性を発揮した調査・研究を行い、信用金庫等への情報発信に努めた。

具体的には、①国内外の経済金融動向、金利為替見通し、信用金庫動向、中小企業動向などの経営参考情報、②金融制度、中小企業金融、地域振興策などに関する調査研究情報、③起業・創業、アジア諸国への貿易・資本投資など中小企業の経営戦略に関する情報等を積極的に提供した。

また、15年3月公表の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」により、中小・地域金融機関に対して地域経済の活性化や中小企業経営の健全化が求められたが、こうしたなか、信金中金は、信用金庫の地域振興・中小企業経営改善支援などの取組みをサポートするため、地域振興支援コンサルティング、中小企業経営改善支援コンサルティング、アジア地域の海外貿易投資相談などに取り組んだ。

第3章　信用金庫業界の信用力の維持・向上

第1節　信用金庫振興預金制度および振興資金制度の創設

信用金庫は、事業地区が限定されており、経営規模も銀行と比較して総じて小さいため、地域経済の変化や災害の発生に対する適応能力にはおのずと限界があった。万が一、ある信用金庫が経営に困難を来すようなことがあれば、全国の信用金庫に悪影響を与えることが予想されたため、業界としては一刻も早く相互援助体制を確立する必要があった。

そこで、信用金庫業界は、昭和29（1954）年6月に開催された全国信用金庫大会で、信用金庫の相互援助体制の確立を掲げた。これを受けて、10月、全信連は、全信協と協力して、業界資金を加盟金庫の預金という形でプールし、その資金を貸し出す「信用金庫振興預金制度」を業界の相互援助制度として発足させた。

しかしながら、同制度は、適用貸出残高が10億円であったため、発足わずか2年目にして、その運営に制約が課される状態となった。このため、全信連は、10億円で新たに「振興資金制度」を創設し、31年11月から取扱いを開始した。なお、同制度は、「信用金庫振興預金制度」に準じて運用され、大蔵省から増枠要請を受け、35年5月には資金総額を20億円に増額した。

第2節　振興基金制度の創設

昭和35（1960）年5月、全信連は、さらに業界の相互援助制度の充実を図るため、「振興基金制度」を創設した。同制度は、全信連の剰余金の一部を基金として積み立て、その基金を年6分で運用したものとして計算した年度間の利益金の範囲内において、天災を受けた信用金庫や業況不振の信用金庫等に低利融資を行うために設けた制度であり、あらかじめ資金の総額を定めた「信用金庫振興預金制度」「振興資金制度」とは性格が異なるものであった。

第３節　預金支払準備に関する制度の創設

信用金庫発足10周年を記念して、昭和36（1961）年10月に開催された全国信用金庫大会で、「信用金庫発展の基本方向」が決議され、この決議に基づいて「信用金庫基本方向推進3か年計画」が37年4月にスタートし、このなかで全信連が信用金庫の支払保証機関となることが提唱された。

これを受け、全信連は、37年5月に「預金支払準備に関する制度」を発足させ、天災等不測の事態発生によって信用金庫が預金者に対する現金の支払いを緊急かつ多額に必要とする場合に備えて、すべての信用金庫があらかじめ資金を全信連にプールし、業界の信用力を維持・強化した（図3-3-1）。

図3-3-1　相互援助制度に関する諸制度の変遷

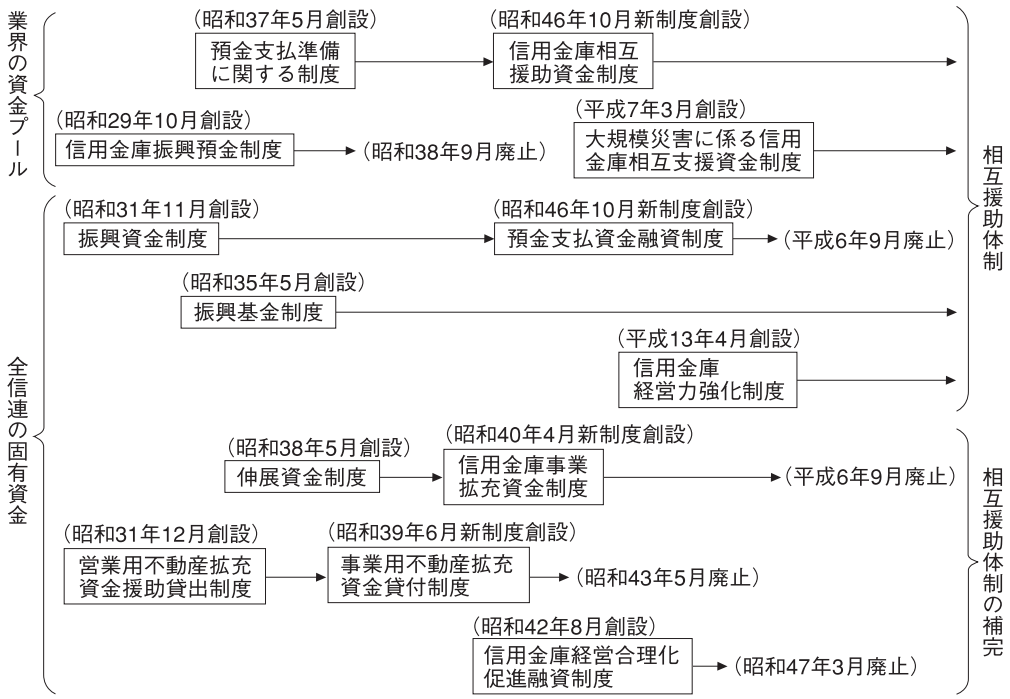

第４節　信用金庫相互援助資金制度の創設と新しい相互援助制度

昭和40年代半ばから金融効率化行政が本格化し、中小金融機関を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増すことが懸念されたため、全信連機能拡充委員会において、信用金庫の相互援助制度のあり方について検討が行われた。

同委員会は「預金支払準備に関する制度」が、①その適用範囲が預金の支払いに限定

表3-4-1　信用金庫相互援助制度の概要（昭和46年10月1日現在）

	信用金庫相互援助資金制度	預金支払資金融資制度	振興基金制度
目的	業界の信用の維持向上を図るため、本会が業界の資金をプールしておき、有事の際に信用金庫に対し、低利資金を融通し、もって預金者の保護と信用金庫の恒久的な発展に資する。	業界の相互援助体制の一環として、本会が固有資金をもって有事に際し、信用金庫に対して預金支払資金を融通し、もって業界の信用の維持向上と発展に資する。	業界の相互援助体制の一環として、本会が固有資金をもって有事に際し、信用金庫に対して低利融通を行い、もって信用金庫の信用維持ならびに育成発展に寄与する。
資金	信用金庫は毎年度末現在の預金・積金の合計額の1,000分の5に相当する額を、翌年度下期の第１営業日に、本会に対し特別の定期預金（利率年6.1％）として預け入れる。なお、資金の総額は全体で500億円とし、必要に応じ増額することができるものとする。	本会の固有資金	本会は各年度の剰余金の状況を勘案のうえ、その一部を振興基金として積み立て、この積立金の年6％の利回りによる運用益の範囲内で利子補給を行う。
融資			
申込要件	天災、その他不測の事態等に起因して、低利の資金を必要とする事態が生じたとき。	天災および経済環境の急変その他不測の事態に起因して、預金の支払資金を必要とする事態が生じたとき。	天災、その他業況不振等により、育成振興を必要とする事態が生じたとき。
貸出決定	本会の理事会において決定する。（緊急やむを得ないときは会長が決定することができる。この場合、理事会の承認を求める。）		
金額	実情に応じてそのつど決定する。	実情に応じてそのつど決定する。	
期間	実情に応じてそのつど決定する。	１か月以内（会長が必要と認めたときは延長することができる。）	
利率	年5％（会長が必要と認めたときは、年5％以下とすることができる。）	年5.875％	
弁済方法	原則として割賦弁済方式（据置期間を設けることができる。）	一括弁済	
担保	原則として徴求する。（必要と認めたときは、役員の保証を徴する。）	原則として物的担保を徴求する。（会長がやむを得ないと認めたときは、常勤役員の保証を徴するか、無担保の扱いをすることができる。）	
監査	必要に応じ貸付先金庫に対し監査を行うことができる。		
資料徴求	貸付先金庫に対し事業報告書等必要資料の提出を求めることができる。		

（備考）振興基金制度の融資金額、期間、利率等は、本制度ではなく運営規程に掲載されている。

され、しかも全信協会長等の意見聴取が義務付けられ、迅速性・機密性に欠ける点に問題がある、②全信連の資金を原資とした「振興資金制度」および「振興基金制度」は、全信連の財務状況や金融情勢に大きく影響を受けるため、長期安定性に欠ける点に問題があると結論付けた。また、相互援助制度をこれら2制度に依存することには問題があり、しかも天災および経済環境の急変、その他不測の事態に起因して再建または合併等を行う場合には、長期かつ低利の資金を必要とするため、信用金庫の規模の拡大に見合った資金を事前に全信連にプールする新たな相互援助制度の創設が望ましいこととした。

同委員会より、昭和45（1970）年11月に「信用金庫相互援助制度に関する答申」が全信連会長宛提出され、この答申を受けて、46年10月に全信連は、「振興資金制度」および「預金支払準備に関する制度」を発展的に解消し、「信用金庫相互援助資金制度」（以下「相援制度」という。）、「預金支払資金融資制度」をそれぞれ創設し、既存の「振興基金制度」とあわせた3つの制度を信用金庫の新たな相互援助体制として発足させた（表3-4-1）。

なお、相援制度の資金総額は、46年10月から毎年洗い替えされ、48年10月には500億円の規模に達した。さらに、57年10月、業界の業容の拡大や援助案件の増加および1件あたりの援助額の大口化等から、相互援助資金の総額を従来の500億円から1,000億円に変更した。

第５節　その他の相互援助制度

急速な業績の向上によって店舗の新築・増築等を行う信用金庫が増え、工事代金の低利貸出の要望が増加したため、昭和31（1956）年12月に「営業用不動産拡充資金援助貸出制度」を創設した。その後、事業用不動産の敷地および福利厚生施設の取得資金についても援助できる制度として39年6月に「事業用不動産拡充資金貸付制度」を創設し、「営業用不動産拡充資金援助貸出制度」を廃止した。

信用金庫業界の均衡ある発展を目指し、特に伸長度の遅れた信用金庫の成長を支援するため、中央金融機関として中小金庫の伸展に寄与する資金援助方策について検討し、「伸展資金制度」を創設し、38年5月からその取扱いを開始した。その後、40年3月に同制度の取扱期限が到来したことに伴い、4月に「信用金庫事業拡充資金制度」を創設し、対象金庫、資金枠、貸出条件を拡大または緩和するとともに、貸出の決定、制度の運営などすべてが全信連の裁量で行うことができるように改めた。

また、平成6（1994）年9月に、長年にわたり取扱いがなかった「預金支払資金融資制度」および「信用金庫事業拡充資金制度」を会員向け一般貸出により代替が可能であることなどから廃止した。「振興基金制度」は、3年度に1件利用されたが、その後の利用はなかった。

さらに、7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、3月に開催された全信協理事会において、相互援助体制の一環として、新たに「大規模災害に係る信用金庫相互支援資金制度」が創設され、全信連は理事会において支援資金の拠出と制度運営に係る事務処理への協力を決定した。

第６節　信用金庫相互援助資金制度の運営

1．信用金庫相互援助資金制度運営基準の制定

平成3年（1991）年1月をもって相互援助資金の総額を1,000億円から2,000億円に増額することとした。また、「信用金庫相互援助資金制度規程」の改正および「信用金庫相互援助資金制度運営基準」を制定し、①相互援助預金の元本は取り崩さず、その運用益をもって援助に充てることを明確にする、②規程および運営基準のなかで同制度の対象となる信用金庫の基準を明確にする、③制度の運営実績を全信連理事会および全信協会長に報告するなどの措置を講じた。

2．信用金庫相互援助資金制度運営委員会の設置

平成3（1991）年8月に東洋信用金庫における巨額の偽造預金証書事件が発覚し、相援制度の一層の充実が望まれることとなった。こうしたなか、4年10月に全信連および全信協の理事会が開催され、①制度運営の透明性・公平性を確保するため、新たに相援制度の運営等を専門的に審議する運営委員会を設置すること、②援助財源の安定的確保を図るため、相互援助預金の預入方法および預金金利の設定方法を改正すること、③自己責任原則の確保を図るため、1信用金庫の資金援助の金額・期間に一定の上限を設けるなどの措置を講じることを決定した。

なお、この改正を受け、4年10月に東洋信用金庫が、大阪府下の信用金庫に事業を譲渡した後、三和銀行（現三菱UFJ銀行）と合併したが、この処理に際して、相援制度と

図3-6-1　相援制度仕組み図（平成8年10月改正施行）

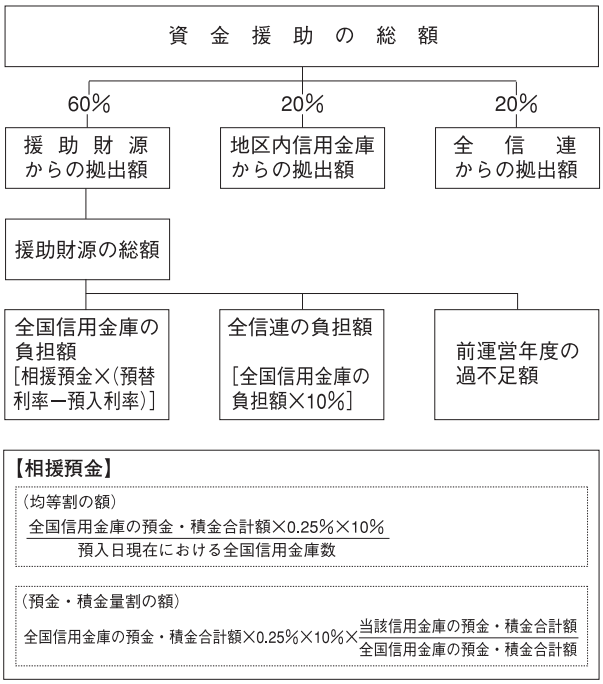

ともにはじめて預金保険制度が適用され、預金保険機構から200億円が三和銀行に対して贈与された。

3. 資金援助の拠出割合の決定

金融機関の不良債権問題が深刻化し、経営破綻が相次いだなか、相援制度は平成8（1996）年10月に抜本的に改正された。これにより、相援制度は、①個別信用金庫を救済するためのものではなく、業界の信用力の維持および体質の強化に資するものであること、②経営責任を明確にすること、③可能な限り業界内で処理すべきであること、④地区内信用金庫および全信連に応分の援助を求めることが必要であることなどが方針として打ち出された。なお、資金援助の拠出割合は、相援制度の援助財源から60%、地区内信用金庫から20%、全信連から20%とされた（図3-6-1）。

4. 破綻処理への預金保険制度の適用

長引く不況のもと、相援制度の適用を受ける信用金庫の数や援助額が増加したため、援助財源に不足を来すこととなり、また、厳しい経営環境下、信用金庫に相援制度の援助財源の追加負担を求めることが難しい状況にあった。

こうした状況下、平成10（1998）年10月に相援制度が改正された。その内容は、①信用金庫の破綻処理は原則として預金保険制度の適用によること、②相援制度の援助財源における全信連の負担額を引き上げること、③資金援助の額は50億円を限度とし、資金援助の期間は7年以内とすること、④資金援助の拠出割合について、地区内信用金庫からの拠出を廃止し、相援制度の援助財源を70%、全信連から30%とすることなどであった。

5. 相援制度による出資金全額補塡の開始

平成10（1998）年10月の相援制度の改正を機に、信用金庫の破綻処理は、預金保険制度が適用されることとなったが、その場合、出資者責任の追及は免れず、破綻信用金庫は、出資金を損失の補塡に充てたうえで事業譲渡により処理されるため、破綻信用金庫の会員である借り手は、会員としての地位が救済信用金庫（譲受金庫）に承継されず、再出資の必要が生じることや取引の移転に伴う負担が生じることとなった。

そこで信用金庫業界では、預金保険制度を適用しても、会員としての地位が救済信用金庫に引き継がれる合併による破綻処理が可能となるよう、行政当局に対する要望活動を展開した。

その結果、預金が全額保護される13年3月末まで、一定の条件のもとで合併による破綻処理が認められることとなり、①合併により破綻処理する場合、出資金の全額補塡および債務超過部分の一部補塡は、相援制度により行うこと、②事業譲渡により破綻処理する場合も、出資金の全額を補塡することとし、これを相援制度によって行うこととなった。

6. 相援制度による出資金補塡に対する上限の設定

相援制度による出資金全額補塡は、平成13（2001）年3月末までと期間が限定されていたことから、4月以降の信用金庫の破綻処理等における相援制度の適用等が重要な課題とされていた。

しかし、ペイオフ解禁が13年4月から14年4月に1年間延長されることとなったため、相援制度の存廃等検討のために、信用金庫から意見を聴取した。その結果、14年4月のペイオフ解禁までは出資金を補塡すべきとの意見が8割以上を占め、このうち、出資金補塡額は出資最低限度額とすべきとの意見が7割を占めた。これを受けて、相援制度における出資金補塡の取扱いは、13年3月末までは出資金の全額を保護し、13年4月から14年3月までは最低出資額である1万円を上限に出資金を保護することが決定された。

これに伴い、14年3月までに処理が完了した破綻信用金庫は、相援制度により正常な会員の出資金について1万円を限度に補塡されることとなった。ただし、破綻信用金庫が発生した地域の信用金庫から強い要望があった場合は、1万円を超える部分の補塡は、相援制度の特例として信金中金が30％、地区内信用金庫が70％を負担することなどにより対応が進められることとなった。

7. 破綻金庫の相互援助預金の取扱いの変更

相援制度の援助財源は、全国信用金庫から預入される相互援助預金に基づき確保された。そして、その預入額は、預入日（毎年10月1日）の属する年の3月末日における全国信用金庫の預金・積金合計額の0.25％に相当する額を基準とし、このうち10％を均等割の額、90％を預金・積金量割の額として算定された。

しかしながら、平成11（1999）年度以降、信用金庫の経営破綻が相次ぐなかで、破綻公表後における破綻金庫の預金の流出が著しかったことから、受け皿金庫が合併・事業譲受日において、破綻金庫の相互援助預金の基準日により算定された預入額を引き継ぐことは、受け皿金庫にとって過大な負担となった。

このため、信用金庫業界では、破綻金庫の相互援助預金の取扱いの検討が進められ、この結果、13年9月に合併または事業の一部もしくは分割譲渡により受け皿金庫が引き受ける相互援助預金は、均等割の額を免除するとともに、預金・積金量割の額は、合併・事業譲渡日の前営業日における残高を基準として再計算した額とすることを決定した。

8. 相援制度の新規適用の取りやめ

相援制度における出資金補塡については、預金全額保護の期限である平成14（2002）年3月までの取扱いが決定されたが、ペイオフ解禁後（14年4月以降）の取扱いが未決定の状況にあった。

こうしたなか、全信協が12年11月に経営対策委員会の諮問機関として設置した「相互補完体制のあり方に関する研究会」において、信用金庫の自己資本増強策等とともに、ペイオフ解禁後の相援制度に代わる新たな枠組みを検討し、①自主・自立の精神とその上に立った「新たな連帯と協調」の実践を目指すことを今後の業界の基本的な考え方とすること、②業界の相互補完体制のあり方としては、13年4月に創設した信用金庫経営力強化制度を主要な柱とすることが適当であること、③相援制度は、繰延べ中の立替金を処理するためだけに存続させることが適当であることなどを内容とする答申「業界の新たな相互補完体制について」をとりまとめた。

その後、この答申に基づき、①14年4月以降は、破綻金庫に係る出資金の補塡を取りやめ、当該金庫の出資者責任を明確にし、これをもって、相援制度の新規適用は行わないこと、②相援制度による資金援助が信金中金の立替金により賄われているため、その精算までは相援制度を存続させることが決定された。

9. 相援制度の援助財源における信用金庫負担額の軽減

平成14（2002）年4月以降、相援制度の新規適用を行わないこととし、信金中金がこれまでに相援制度の資金援助において立て替えた額を援助財源にして19運営年度（19年10月～20年9月）までに精算することとしていた。

信金中金は、経営力強化に向けた合併等により信用金庫数が減少し、各信用金庫の負担額が増加することが見込まれたため、相援制度の援助財源における信用金庫負担額の軽減の検討を進め、14年9月、信用金庫の均等割負担額の軽減等が決定された。具体的には、15運営年度以降、各信用金庫の相互援助預金の均等割負担額を14運営年度の7,500万円を上限とし、相援制度規程に基づき算定された相互援助預金均等割負担額がこれを上回った場合は、その差額分について信金中金が負担することなどが決定された。

また、15運営年度には、信用金庫の預金・積金量割負担額の軽減等が決定された。具体的には、15運営年度以降、各信用金庫の相互援助預金の預金・積金量割負担額について14運営年度の実績を上限とし、相援制度規程に基づく各信用金庫の預金・積金量割負担額に不足が生じた場合は、信金中金が負担することなどが決定された。

これにより、信金中金が相援制度の資金援助において立て替えた額は、前述の信用金庫負担額の軽減策を適用したうえで、精算が進められた。

10. 相援制度の援助財源に係る繰上精算への対応

相援制度による資金援助が信金中金の立替えにより賄われているため、その立替額が援助財源により精算される平成19運営年度（平成19年10月～20年9月）まで相援制度を存続することが決定されていたが、その後、信金中金の立替額の援助財源による精算において、先行き個別信用金庫の拠出負担が増加するとの見方が広がったため、一部の信用金庫は、援助財源の拠出負担の増加を回避するため、信金中金の立替額の前倒し精算の実施を求めた。

これを受けて、17運営年度（17年10月～18年9月）には、従来の延払いのほかに、繰上精算を希望する信用金庫は、19運営年度までの繰上精算ができることとする方針が出され、繰上精算を希望した181金庫は、17運営年度末（18年9月30日）に精算手続を終了することとなった。

11．相援制度の財政的支援機能の存続

平成14（2002）年4月から相援制度の新規適用を取りやめ、信金中金の資金援助の立替額の精算が終了する20年9月まで相援制度を存続することとしていたが、17年4月以降、ペイオフの全面解禁によって、個別信用金庫の経営問題が信用金庫業界に与える影響が大きく変化した。

万が一信用金庫に経営破綻が生じた場合、預金者は、預金のうち元本1,000万円とその利息等を超える払戻しが受けられないため、業界全体の信用に対して大きな影響が及ぶ懸念が生じ、業界の信用力の維持・向上を図るうえで、個別信用金庫の経営破綻を防止することの重要性が従来に比して格段に高まった。

一方、信用金庫業界では、経営力強化制度における資本増強制度による対応だけでは、経営危機に陥った信用金庫の救済合併等が困難になるとの見方が広がった。

これに伴い、やむを得ない事情のある場合に備えるため、相援制度による財政的支援機能を存続させることが必要であるとの認識が高まり、これを受けて、19年3月に相援制度の財政的支援の存続が決定された。

資金援助に係る支援スキームは、全国信用金庫および信金中金で拠出・負担する従来のスキームを維持することとされたが、その運用は、地区内信用金庫と信金中金により拠出・負担するスキーム、府県内信用金庫と信金中金により拠出・負担するスキームなど、個別案件ごとに適切なスキームを検討して、適用することとされた。

第７節　信用金庫の合併等に伴う資本増強支援

平成9（1997）年7月に大蔵省銀行局長通達が発出され、国際統一基準採用金融機関に限定されていた劣後ローンの借り手の範囲が全預金取扱金融機関まで拡大され、貸し手にも新たに預金取扱金融機関が追加された。信用金庫においても自己資本比率向上策として劣後ローンの取入れが可能となったことを受け、全信連は、9年11月に劣後ローン取扱規程を制定し、信用金庫を貸付対象とした劣後ローンの取扱いを開始した。

なお、劣後ローンの取扱いにあたっては、モラルハザードの防止等を考慮して、貸付対象を限定し、経営に重大な支障を来している信用金庫との合併等により自己資本比率が4％未満となる信用金庫および不良資産の償却等により自己資本比率が4％未満とな

る信用金庫とした。また、貸出総額を全信連の自己資本比率への影響を考慮して400億円とした。

しかしながら、景気低迷の長期化等を背景として、信用金庫業界では、経営体力強化のための合併・再編や、早期是正措置への対応のための資本増強の動きが強まったため、合併等により経営基盤の強化を図る信用金庫を支援する観点から、11年8月に劣後ローン取扱規程を改正した。この改正において、経営に重大な支障を来している信用金庫との合併等を行う信用金庫について、当該劣後ローンが合併等を円滑に行うために必要不可欠であると認められるときには、自己資本比率が4%台となる場合であっても貸付対象とすることとした。

その後、12年5月に劣後ローン取扱規程を再度改正し、①合併等の場合における劣後ローンの貸付対象において、合併後の自己資本比率が4%台となる場合から4%以上となる場合に緩和するとともに、②劣後ローンの貸付総額の限度を400億円から全信連の自己資本比率（単体）算定上の自己資本の額（劣後ローン控除前）の15%に改正して、一定水準の劣後ローン供与枠を確保し、信用金庫の合併・再編による経営基盤の強化を支援した。

なお、劣後ローン取扱規程は、13年4月の信用金庫経営力強化制度の創設により資本増強制度運営規程が制定されたことに伴い廃止した。

第８節　信用金庫経営力強化制度の創設・運営

平成11（1999）年度以降、信用金庫の経営破綻が相次ぐなか、その処理に預金保険制度を適用するとともに、破綻金庫の出資者保護に相援制度を適用して対応したが、ペイオフの一部解禁が14年4月に迫っていたことなどから、相援制度の存廃および新たなセーフティネットの構築について検討を行う必要性が高まった。

こうしたなか、全信協は、12年11月に「相互補完体制のあり方に関する研究会」を設置し、特に、相対的に自己資本比率の低い信用金庫において自己資本の充実を図るための対策の検討を早急に進め、12月に「信用金庫の自己資本対策について～支援型スキームの確立に向けて～」をとりまとめ、信金中金に対して、劣後ローン取扱規程の強化・拡充の実現を求めた。

これを受けて、信金中金は、モニタリング制度、経営相談制度および資本増強制度に

よって構成する信用金庫経営力強化制度を創設するという原案をとりまとめ、13年4月に信用金庫経営力強化制度が創設された。

この制度は、信用金庫、全信協および信金中金の3者間契約に基づく制度であり、信用金庫が抱える経営課題を早期に発見し適切な予防的措置を講じることで、信用金庫の経営力を強化し、経営悪化や破綻を未然に防止することを目的としたものである。これに伴い、信金中金は、同月に経営力強化制度を構成する経営分析制度、経営相談制度および資本増強制度の運営を開始した。

経営分析制度では、信用金庫から業務および財産の状況等に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、自己資本、資産内容、経営効率性、収益性および流動性等の定量面ならびに経営体制およびリスク管理体制等の定性面の両面にわたる経営分析を実施した。経営相談制度では、経営相談を受諾した信用金庫に対して、経営全般または個別経営課題に係る経営相談を実施した。その結果、資本増強が必要となる信用金庫に対して、劣後ローンの供与または優先出資の引受けにより資本供与した。

第９節　有価証券ポートフォリオ分析・ALM支援等の実施

バブル経済崩壊後、景気低迷が長期化するなか、信用金庫は、中小企業の資金需要の落ち込みなどを背景として、資産運用に占める有価証券運用の割合を高めたため、有価証券運用の一層の効率化とともに、リスク管理体制の整備・強化を重要な経営課題の一つとした。このため、信金中金は、個々の信用金庫が有価証券運用において抱えるリスク等を把握、分析し、有価証券運用の考え方やリスク管理のあり方について提言する有価証券ポートフォリオ分析に取り組んだ。また、信用金庫の資産・負債全体のリスク管理についても、ALM支援を通じて、ALMの基本的な考え方などをきめ細かく助言した。

特に平成12（2000）年度には、金融商品の時価会計の導入により市場リスク管理の強化が喫緊の経営課題となったため、ALM支援を一段と強化し、①ALMの組織・運営方法の助言、②市場リスクの管理方法の指導、③金利リスクの計量化のためのALM分析ソフトの開発・提供などに努めた。

また、バーゼルⅡや金融検査評定制度の導入など、金融行政によるリスク管理態勢の高度化要請を踏まえ、18年度に、ALM支援をALM・リスク管理支援に強化し、リスク計測支援ツールを利用した信用金庫のリスク量の試算・分析など実務的な支援を実施し

た。

さらに、19年度には有価証券ポートフォリオ分析をALM・リスク量分析に発展させて、信用金庫のバランスシート全体のリスク量分析を開始し、信用金庫に対する支援を強化した。

第10節　不測事態発生時における対応の強化

平成14（2002）年4月に定期性預金、17年4月に流動性預金と段階的にペイオフが解禁されたが、こうしたなか、預金者が金融機関を選別する動きを強めるとの見方が広がったため、金融機関においては、健全性および収益力の向上の観点から、合併等による経営力強化を推進した。

こうした状況下、信金中金は、風評リスクに起因する一時的な流動性資金の不足への対策や業界の健全性のPRなどに努めた。まず、13年6月に信用金庫の顧客向けのパンフレットとして「信用金庫はどうしてそんなに強いのか」を作成して、信用金庫に配付し、信用金庫業界の安全性・健全性を広く社会にアピールした。また、7月には、全国の信用金庫との間で、個別具体的な「緊急時における現金手配対応計画」を策定し、風説の流布または近隣金融機関の破綻などが発生した場合において、金融庁、日銀と連携して対応する体制を整備した。さらに、14年2月に、流動性資金貸付制度を創設し、風説の流布または近隣金融機関の破綻等により預金の払戻しが増加し、一時的に信用金庫の資金の流動性に支障を来すような事態が発生する場合において、流動性資金の貸付けを行う制度を整備した。

そして、17年4月にペイオフが全面解禁された後は、流動性リスク発生時における信用金庫に対する支援を円滑に実施するため、「個別信用金庫に対する緊急時対応策」に基づき、国内営業店において現金手配対応等に係る訓練を実施し、信用金庫の不測事態発生時における対応の強化に努めた。

ペイオフ対策用パンフレット
「信用金庫はどうしてそんなに強いのか」

第4章　経営態勢

第1節　経営方針

全信連は、昭和31（1956）年2月に中央金融機関としてのあるべき事業運営上の基本方針を明確化し、その使命を会員信用金庫の①支払準備資産の集中、②季節的・地域的資金の需給調整、③育成・救済資金の供給、④余裕金の高率運用、⑤経営効率（金融機能の向上）とした。

その後、信用金庫の業容が急速に拡大したことなどから、40年3月に「全国信用金庫の中央機関としての使命感に徹し、すべてを信用金庫の繁栄のために奉仕する。」という基本方針を定め、①支払準備資産の集中と効率運用、②資金の需給調整、③信用力の向上、④機能の充実、⑤人材の育成といった5つの経営方針を明らかにした。

さらに、平成6（1994）年9月に新しい時代に即応した経営理念と運営方針を策定した。経営理念は、「信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。」と定め、具体的な運営方針として、①信用金庫の経営基盤の強化、業務機能の補完、信用力の維持・向上につとめる、②信用金庫からの安定的な資金調達につとめるとともに、資金調達手段の多様化をはかる、③市場運用力の強化、融資の拡充をはかる、④金融環境の変化に柔軟に対応するとともに、新規業務にも積極的に取り組む、⑤地域の一員として、信用金庫とともに地域の発展と活性化に貢献する、⑥健全経営の理念のもと、経営の効率化、自己資本の充実、リスク管理の強化につとめる、⑦プロフェッショナルな人材の養成と魅力ある職場づくりをはかる、⑧社会一般に高く評価される金融機関を目指すと定めた。

第2節　名称変更

昭和25（1950）年5月に設立された「全国信用協同組合連合会」は、26年6月の信用金庫法の公布・施行により、26年11月に「全国信用金庫連合会」へと組織変更したが、これにより、以降、「全国信用金庫連合会」の名称により、信用金庫の中央金融機関とし

て信用金庫の業務機能の補完や業界の信用力の維持・向上等その役割発揮に努めるとともに、自らの経営基盤の強化を図り、幅広く事業を展開した。

しかしながら、「全国信用金庫連合会」という名称では、広範な金融業務を行う金融機関として認知される度合いが低いため、資金調達・資産運用や新たな事業展開などで障害となることが多々あった。このため、平成7（1995）年1月に、その業務機能を最大限かつ有効に発揮できるよう、名称を事業の実態に即したものに改める検討を開始し、11年9月に名称変更に係る信用金庫法の改正を要望することを決定した。

これに伴い、各方面に対して名称変更に係る要望活動を展開し、その結果、議員立法によって名称変更に係る信用金庫法の改正を行うこととなった。そして、12年5月に、全国信用金庫連合会を信金中央金庫という名称に改める「信用金庫法の一部を改正する法律」案が衆参両院において全会一致の賛成により可決成立し、同年6月に公布（12年10月施行）された。

これを受けて、6月開催の第58回通常総会において、名称変更等を内容とする定款変更の一部変更を決定し、12年10月に名称を「信金中央金庫」に改め、名実ともに信用金庫の中央金融機関、セントラルバンクとしてスタートした。

第３節　役員体制

昭和25（1950）年5月の設立時に、初代会長として酒井熊次郎（城南信用組合長）が、32年3月に第2代会長として村上義之助（埼玉縣信用金庫理事長）が就任した。38年5月に第3代会長として小原鐵五郎（城南信用金庫理事長）が就任し、平成元（1989）年1月に死亡退任するまで、25年余にわたり全信連の発展に尽力した。小原会長死亡退任後、次期会長決定までの間、山口勇副会長（朝日信用金庫会長）が会長代行を務め、元年3月に第4代会長に就任した。

その後、金融機関の業務の多様化、高度化、専門化等に適切に対応するため、5年5月に専任理事長制を導入し、初代理事長として宮本保孝が就任した。その約1年後の6年3月に山口会長が退任し、第5代会長として加藤敬吉（岐阜信用金庫理事長）が就任し、13年3月に加藤会長が退任して、第6代会長として4月に長野幸彦（朝日信用金庫会長）が就任した。

17年6月に、12年間にわたって初代専任理事長を務めてきた宮本理事長が退任し、16

年6月から非常勤理事に就任していた中平幸典が2代目の専任理事長に就任した。18年6月には、長野会長が退任し、第7代会長として大前孝治（城北信用金庫理事長）が就任した。

21年度に入り、中平理事長が体調を崩し、21年5月から当面の間、田邉副理事長が理事長職を代理することになったが、中平理事長がしばらく療養に専念することになったため辞任し、6月から田邉光雄が3代目の理事長に就任した。

第４節　主要委員会

1. 業務運営委員会の設置

全信連は、昭和30（1955）年5月に代表理事制を廃止する一方、同年6月に会長の諮問機関として「業務運営委員会」を設置し、定款および業務方法書の変更、決算関係等全信連の業務運営に関する重要事項について、同委員会より会長の諮問に対する意見具申を受けることとした。なお、業務運営委員は、全国を7地区に分け、各地区1人の委員を全信連理事のなかから会長が委嘱した。

その後、業務運営委員会の審議事項が理事会と重複するなど調整の必要が生じたため、44年7月に委員の定数を地区にかかわりなく5人以内とするとともに、付議事項は、「会長が本会の業務運営上必要と認めた事項」とし、開催回数も原則月1回の定例開催から必要の都度開催することに変更した。この改正後、同委員会を数回開催した後、47年5月の委員の任期満了に伴い、委員全員が退任したため委員会活動を中止し、56年3月に廃止した。

2. 信用金庫役員懇談会と業務推進委員会の設置

運営方針について広く信用金庫の理解と協力を要請するとともに、同方針に対する意見および全信連に対する要望等を聴取するため、昭和35（1960）年4月から6月にかけて全国各地で信用金庫の理事長を対象に「信用金庫理事長懇談会」を開催した。その後、39年度に同懇談会を「信用金庫役員懇談会」と改称し、以降毎事業年度開始前後に開催した。

一方、こうした懇談会形式の会合とは別に、事業計画の遂行にあたって積極的な支援

を求めるため、36年5月に「業務推進委員会」を設置した。同委員会は全信連会長が全信用金庫の役員（代表理事）のなかから58人を委員に委嘱し、信用金庫役員懇談会の開催に先立ち開催され、前年度の事業推進状況および当年度の事業計画の内容が説明された。

その後、全信連の理事長・地区担当役員による信用金庫訪問・地区会合への出席等が活発化し、業務運営全般について理解を得られるようになったことなどから、平成8（1996）年6月に業務推進委員会を廃止した。

3. 基本問題委員会の設置と5大構想

信用金庫が発足後10周年を迎え、新たな発展を期して信用金庫発展の基本的方向を策定したことを踏まえ、中央金融機関として会員信用金庫の要請に応えるため、自らの組織・制度および業務に関する諸問題を研究することを目的として、昭和36（1961）年7月に「基本問題臨時委員会」を設置した。

こうしたなか、第3代会長に就任した小原鐵五郎は、全信連の果たすべき機能、役割等について各地の信用金庫役職員と懇談し、信用金庫が今後一層発展するためには、中央金融機関である全信連の役割・機能を強化することが重要であると確信し、38年9月開催の業務運営委員会で、かねてから抱いていた5大構想を発表し、その後の全信連の歩むべき道を具体的に明示し、その実現に努めた。

さらに、この5大構想の実現を目指し、38年10月に基本問題臨時委員会を「基本問題委員会」に改称し、会長の諮問機関とした。

小原会長の５大構想

1. 信用金庫の長期貸出資金を調達するため、その一手段として、本会が「信用債券」を発行する。
2. 信用金庫の預金者の納税の利便を図るため、本会が国税歳入代理店となり、各信用金庫が副代理店となる。
3. 信用金庫の顧客の利便および信用金庫の預金増強のために、本会が元受けとなって株式の払込機関となる。
4. 本会が銀行の内国為替機構に加盟することにより、信用金庫と銀行間で為替取引ができるようにする。
5. 本会が中心となって、全国どこの信用金庫の窓口でも自由に預金の受払いができるような「ネットサービス預金」制度を創設する。

4. 全信連機能拡充委員会および共同事務センター設置促進委員会の設置

昭和43（1968）年10月開催の「信用金庫躍進全国大会」において、業界の総合力発揮

のための諸方策が決議されたことを契機に、全信連は、これに呼応して44年1月に会長の諮問機関として「全信連機能拡充委員会」および「共同事務センター設置促進委員会」を設置した。

全信連機能拡充委員会は、信用金庫業界の総合力発揮に必要な全信連の機能を拡充・強化するために、全信連機能の開発、改善および促進策を協議するなど、会長の諮問機関として重要な役割を果たした。

なお、同委員会は、57年度以降休会となっていたが、その後、金融の自由化・国際化等信用金庫を取り巻く金融環境が著しく変化し、全信連の役割および機能の強化を図ることが必要となったため、広く信用金庫から意見を求めるとともに、全信連の施策に対して信用金庫の理解および協力を得ることを目的として、平成3（1991）年3月に再開された。5年5月に専任理事長制が敷かれて以降は理事長の諮問機関となり、6年9月に「機能拡充委員会」と改称された。

また、共同事務センター設置促進委員会は、信用金庫の業務の電子計算機による機械化処理を促進するため、共同事務センター設置に関する諸問題を協議し、昭和45年12月に最終答申を会長宛に提出し、46年1月をもって廃止された。

第５節　店舗等の整備

新本店ビル（平成19年12月）

1．本店（本所）

昭和25（1950）年6月1日から東京都品川区五反田の城南信用組合の一室を借用し、ここを本所として業務を開始し、業容拡大に伴い26年5月に千代田区神田鍛冶町に移転した。その後、27年3月に中央区日本橋呉服橋（29年7月住居表示変更により、中央区八重洲）に移転し、34年5月に同地に全国信用金庫会館を新築し、6月から同会館で業務を開始した。また、35年9月に名称を本所から本店に変更するとともに、支所を支店に、本所営業部を本店営業部に名称変更した。

さらに業容が拡大し、全信協等業界関係団体の

人員も増加したため、45年3月に東京都中央区宝町に土地を購入し、48年12月に本店を新築・移転した。なお、旧本店は56年10月に「全国信用金庫第二会館」として新築した。

その後、全国信用金庫第二会館（信金中金の八重洲別館）の周辺地区で、再開発計画が進められるようになり、信金中金は、三井住友海上火災保険株式会社と共同ビル事業に取り組み、平成19（2007）年12月に本店を移転した。これにより基礎を築いた八重洲の地に、再び本店ビルを構え、新たなスタートを切った。

なお、旧京橋本店ビルは、信金中金本部各部および全信協等が新本店ビルに移転したことにより、信金中金の子会社および関連団体が新たに入居した。

2. 支店（支所）等

昭和25（1950）年9月、創業時から店舗設置の要望が強かった北海道と九州に最初の支所を開設した。また、その他の地域においては、10月に全信連の業務を会員信用組合（信用金庫）に委託する「業務取扱所」を設置した。これは、全信連の職員が専従ではなかったものの、会員加入の促進・預金の増強に貢献し、28年5月にほぼ1県1店舗体制となった。しかし、39年12月、店舗網が整備されたため、41年6月をもって業務取扱所をすべて廃止した。

27年5月に大阪支所を開設し、支所の体制を整え始めた全信連は、内国為替集中決済業務の開始に伴う業務量の増加等もあり、大蔵省財務局の管轄区域ごとに支所を設置する方針を決め、順次店舗網(注)を整備した。

平成6（1994）年10月には信用金庫との関係強化等、会員外取引の推進および経営の効率化を図るため、長期駐在員制度を創設して分室の設置を開始した。

また、将来の電算機処理体制の構築に備えて、電算機処理、手形交換および研修等を行う設備として、昭和46年6月、東京都新宿区市谷本村町に事務センターを新設した。さらに、平成3年2月、新システムセンターとして厚木システム開発センターを開設し、5年12月にそのバックアップセンターとして、神戸システム開発センターを開設した。

（注） 海外拠点については、前編第2編第2章第3節国際化への対応を参照

第６節　内部管理態勢の強化

1. コンプライアンス（法令等遵守）態勢の構築

我が国の金融機関は、バブル経済崩壊後の一連の金融不祥事を受けて、法令等遵守の姿勢が強く求められた。

こうしたなか、全信連は、信用金庫の中央金融機関として、社会的責任と公的使命を十分に認識し、自己責任に基づく健全で効率的な業務運営を通じて、社会から揺るぎない信頼を確保する必要性が高まった。これに伴い、平成10（1998）年7月に役職員が遵守すべき倫理規範および行動規範を示した「全信連倫理綱領」を策定し、11年9月にコンプライアンスの具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定した。また、同月にコンプライアンス統括部門および関連部門を定め、それぞれの役割を明確化し、12年1月に各部店にコンプライアンス責任者を配置した。

さらに、11年12月に役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定した。12年3月にはコンプライアンス態勢における主要な制度等について、基本的考え方や具体的ルール等をまとめた「コンプライアンス・ガイド」を作成し、4月に職員が他の職員の不正行為等を発見した場合に、コンプライアンス統括部門長等に直接通報するコンプライアンスホットライン制度を創設した。

その後、15年5月に「個人情報の保護に関する法律」が公布（17年4月全面施行）されたことなどを踏まえ、個人情報保護について必要かつ適切な安全管理措置を講じて態勢を整備するとともに、17年4月には「個人情報保護宣言」をホームページ等において公表した。

また、顧客情報セキュリティ対策の強化・徹底等が求められたなかで、19年11月に顧客保護等管理方針等を定め、顧客情報の適切な管理や金融商品・サービスの適切な説明等に努めた。さらに、20年6月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が公布（20年12月施行）されたことにより、21年6月に顧客保護等管理方針に利益相反管理を追加するなど、利益相反管理態勢を整備した。

2. リスク管理態勢の強化

金融機関は、金融の自由化やIT化などを背景として、取扱業務が多様化し、管理す

べきリスクが複雑化したため、業務運営に係る事故等を未然に防ぐうえで、リスク管理態勢の整備・充実を図ることが不可欠となった。

こうした状況下、平成11（1999）年7月に金融監督庁から発出された「金融検査マニュアル」等を指針としてリスク管理態勢の整備・強化の検討を進め、12年7月に「リスク管理の基本方針および各リスクの管理方針」を策定し、リスク管理に対する全体の取組み姿勢とともに、信用・市場・流動性・事務・システムといった個別リスクについて管理態勢等を定めた。

また、長短市場金利の低位水準での推移や株価の下落などにより、金融証券市場における資産運用に厳しさが増すなか、貸出金の推進を積極化する一方、貸出取引に関する信用リスク管理を強化する観点から、13年7月に「与信取引の基本方針」（9月に「クレジットポリシー」に変更）を制定した。

さらに、金融機関は、多様な業務を円滑に遂行するうえで、情報システムへの依存度を高めたが、これに伴い、金融機関は、情報システムの安全性の確保や顧客の信頼確保の観点から、システムリスク管理が不可欠となった。そこで、12年7月にシステムリスクの管理方針を決定し、13年9月に同方針に基づきセキュリティポリシー（情報資産の保護に関する基本的考え方）を制定した。

3. 危機管理態勢の整備

金融機関は、損害の発生を未然に防ぐため、リスク管理態勢の整備に取り組む一方、危機発生時において迅速に対応し、リスク軽減措置等の対策を講じるため、危機管理体制の整備を進めた。

こうしたなか、危機発生時において迅速な対応およびリスク軽減措置等の対策を講じるため、平成13（2001）年6月に危機管理規程を制定した。

その後、首都直下地震および新型インフルエンザなど、金融機関業務の脅威となる事象への警戒レベルが高まったため、危機発生時に継続して行うべき業務の洗い出しに取り組み、22年10月には業務継続基本計画（業務継続に係る基本方針とその前提条件等）を策定した。

4. 総合与信管理制度の導入

金融機関は、金融の自由化などを背景として、業務を遂行するうえで直面するリスク

が多様化したが、特に、金融機関の業務の根幹に位置付けられる信用リスクについては、貸出取引に関するもの、市場取引に関するもの、与信取引に伴うカントリーリスクなど、複雑化・多様化が進んだ。

こうした状況下、平成11（1999）年11月、本邦事業会社を対象として、与信先の信用格付けに応じて自己資本額の一定割合を総合与信限度額として設定し、与信先ごとに貸出取引および市場取引に係る信用リスクを統合して管理する総合与信管理制度を導入した。

また、与信先等に対する信用度を統一的な尺度で把握するため、自己査定の債務者区分との整合性を確保する新しい信用格付けを併せて導入した。さらに、12年4月に海外との取引に係るカントリー・リミット管理を総合与信管理制度の導入にあわせて、全面的に見直した。

その後、13年7月に与信先の特定が困難な証券化商品の取扱いの増加を踏まえ、総合特定与信限度額管理を導入した。

5. 統合リスク管理の導入

金融機関は、顧客ニーズへの対応や競争力の向上の観点から、様々な金融商品・サービスの開発・提供を進めたが、これに伴い、多様かつ複雑なリスクを抱えたため、これらのリスクに的確に対処する必要性が高まった。また、平成19（2007）年3月末の新BIS規制（バーゼルⅡ）の導入、4月の金融検査評定制度の適用開始などにより、金融機関は、リスク管理態勢の一段の高度化が求められた。

大手金融機関では、市場リスク、信用リスクといった異なる種類のリスクを共通の尺度で計量化し、これを経営体力（自己資本）の範囲内にコントロールするリスク管理の手法である統合リスク管理を導入する動きが広がった。

こうした状況下、17年10月に統合リスク管理を導入し、その運用を開始した。その内容は、市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクについてVaR（バリュー・アット・リスク：想定最大損失額）などの手法を用いて計測し、リスク量を把握することによって、経営体力（自己資本）の範囲内でリスクテイクを行うというものである。以降、統合リスク管理の運用によって、資産運用において発生するリスクのコントロールに努めた。

その後、20年9月のリーマン・ショックによって、信金中金は、日米欧の金融機関と同様に、保有する株式、投資信託、証券化商品等について多額の損失を計上した。

これに伴い、リスク管理態勢の強化を重要な経営課題の一つとして位置付け、21年4月に統合リスク管理制度を改正し、①国内基準行への移行に伴う統合リスク管理における自己資本額および留保額、②市場リスクおよび信用リスクの管理手法の精緻化、③リスク量が警戒ラインを超過した際の運営などを見直した。

さらに、22年1月、統合リスク管理制度を見直し、①信金中金の資本の質を勘案した統合リスク管理上の自己資本の定義の見直し、②資本配賦、リスク計測（ストレスケースの損失の測定・管理）、制度運営（リスク限度額および警戒ライン超過時の対応等）のルールの明確化等を実施した。

6. 財務報告に係る内部統制の構築

平成16（2004）年以降、上場会社の有価証券報告書の虚偽記載が相次いで発覚したため、金融庁企業会計審議会は、17年12月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」を公表し、代表者による確認制度の義務化と内部統制報告制度の導入を提言した。

この提言などを踏まえ、18年6月に「証券取引法等の一部を改正する法律」が公布（19年9月全面施行）され、内部統制報告制度が導入されることになった。上場会社は、20年4月以後開始する事業年度から、事業年度ごと（年1回）に、財務報告に係る内部統制（会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制）を自ら評価し、評価結果を内部統制報告書として作成して、公認会計士等の監査を受けた後、開示することが義務付けられた。

これを受けて、信金中金は、19年度以降、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築を進め、20年3月、「内部統制に関する体制の整備に係る基本的な方針等」に「財務報告に係る内部統制の構築」を追加することを決定し、「財務報告に係る内部統制の構築に関する基本的計画および方針」を策定した。

そして、20年度に監査部による財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況の監査を行い、内部統制の有効性を評価するとともに態勢整備を完了し、21年6月、関東財務局宛に最初の内部統制報告書を提出した。

第７節　システムの整備

1. システム基盤の整備

昭和40年代に入ると、業務処理の効率化等の観点から、金融機関による電子計算機の導入が進展したが、こうしたなか、全信連は、昭和46（1971）年8月に電子計算機によるオフラインの事務処理を開始し、50年3月には普通預金など大半の業務を電子計算機による処理に移行した。

53年7月に第1次オンラインシステムの稼動を開始し、54年2月に内国為替業務など主要業務をオンライン処理に移行した。60年11月には第2次オンラインシステムの稼動を開始し、オンライン処理の対象業務を拡大するとともに、経営情報システムを整備し、業務処理の効率化等を図った。その後、日銀において取引金融機関との資金決済をオンラインで処理する日銀ネットの構築が進められたなかで、信用金庫と全信連との間の取引を即時処理することなどを目的として、第3次オンラインシステムの構築を進め、平成4（1992）年1月に稼動させた。

2. 営業店事務の本部集中化に伴うシステム基盤整備

金融機関を取り巻く経営環境が急激に変化するなか、全信連は、環境変化に迅速かつ適切に対応する観点から、徹底した経営の効率化によるスリムで強靭な体質の構築を経営課題の一つとした。このため、平成6（1994）年10月に営業店業務体制検討会を設置して業務処理の効率化を進めた。

まず、営業店事務の本部集中化を図るため、8年7月から信用金庫との間で、①テレ為替（業務通信）を利用した信用金庫からの依頼に基づく資金移動取引の自動処理化、②しんきん共同自動通知システム（しんきんANSER）を利用した信用金庫宛の処理結果通知サービスおよび信用金庫からの照会に対する自動回答サービスの提供を主な内容とするSCBファームバンキング取引を開始した。

さらに、9年10月に第2次業務体制検討会を設置し、営業店業務の集中化などを推進した。これに伴い、営業店事務の集中化を効率的・効果的に行うためのシステム基盤の検討を進め、12年4月以降は、第2次システム整備計画（12～15年度）に基づき、営業店事務の本店集中化に関するシステム基盤の整備に取り組んだ。

その後、第2次システム整備計画に基づき、①新営業店システム、②経理・決算シス

テム、③新経費管理システム、④外為業務関連システム、⑤部門業務系システム、⑥ネットワーク基盤整備、⑦EUC／EUD推進、⑧市場・経営管理システムの構築を開始したが、特に、①、②、③、④といった営業店事務の集中化に関するシステム基盤の整備を優先的に進めた。

3. 市場・リスク管理システムの構築

金融の自由化や情報通信技術の高度化等を背景として、金融証券市場における取引量が拡大し、その取引内容が多様化・複雑化した。このため、金融機関では、金融証券取引に関する事務を円滑に処理し、リスクを適切に管理するため、システム基盤を整備・強化する動きが広がった。

こうした状況下、市場およびリスク管理の統合システムの構築を第2次システム整備計画の中核に据えて、平成12（2000）年4月から検討を進め、14年4月にはその構築を開始し、16年6月に、①新リスク管理システム、②新フロント・バックシステム、③統合データベースからなる市場・リスク管理システムが稼動した。

新リスク管理システムの稼動により、リスク計測の手法・範囲を拡大し、総合与信管理のシステム化を実現した。また、新フロント・バックシステムの稼動により、市場取引の約定から決済までの一連の処理のシステム連携等を実現するとともに、将来の証券決済期間の短縮化などに対応することを可能とした。統合データベースの構築では、シ

図4-7-1　市場・リスク管理システムの概要

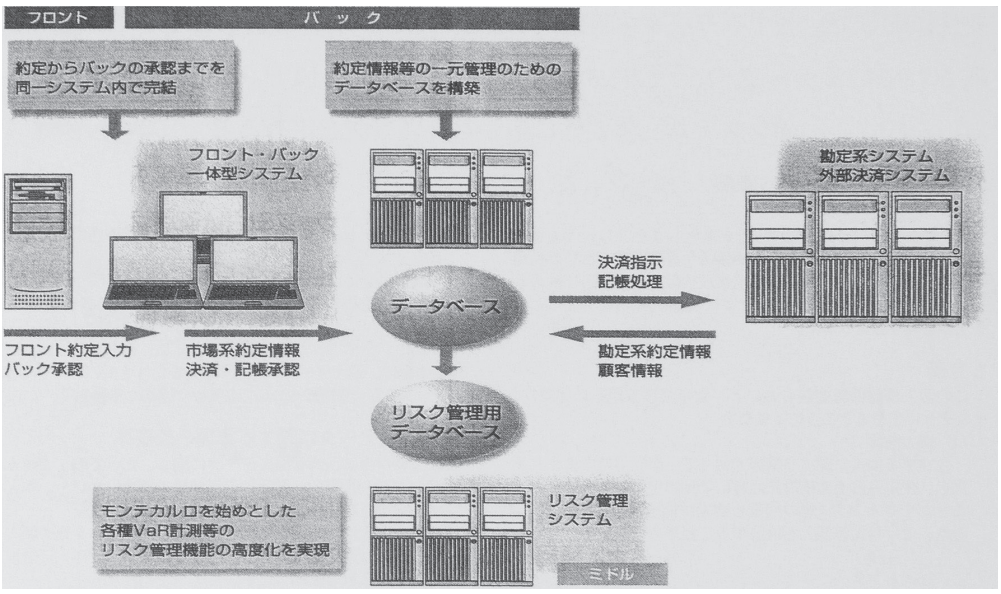

ステムごとに分散していたデータを集約し、市場取引だけでなく貸出取引をも加えてデータを一元管理し、リスク管理において必要な情報を容易に入手・利用することが可能となった（図4-7-1）。

4. SCBネットワークの構築

平成8（1996）年4月から本部および国内営業店を結ぶSCBネットワークを稼動させ、組織内のコミュニケーションの活性化、情報活用力の強化、社内文書のペーパーレス化を進めた。しかしながら、その後、情報通信技術が急激に発展し、インターネットの普及が進展したことに伴い、情報の高度利用を一段と進める必要性を高めた。

これに伴い、SCBネットワークの再構築に取り組み、15年5月に新しいSCBネットワークが稼動し、①ポータル画面の利用、②外部との電子メールでのやりとり、③スケジュールの相互閲覧など新たに追加した機能等の活用を開始した。

さらに、16年3月にSCBネットワークを海外拠点と接続させるとともに、5月に勤務管理システムのSCBネットワーク上での運用を開始した。これにより、情報の伝達・共有のあり方を大きく改善するとともに、事務処理の効率化を実現した。

5. 営業情報システムの構築

SCBネットワーク上において、平成9（1997）年6月から金庫情報システムを、10年11月から員外情報システムを稼動させ、信用金庫および員外顧客に関する情報の一元管理および共有化を図り、渉外活動等に活用した。しかしながら、信用金庫などの顧客情報をより効率的かつ効果的に活用する必要性が高まっていった。

このため、情報内容およびシステム機能の拡充の検討を開始し、その結果、17年4月から営業情報システムの本格的な稼動を開始した。これにより、信金中金は、①信用金庫等顧客に係る情報収集力のさらなる充実、②面談記録等の履歴を踏まえた渉外活動の実施、③顧客に対する情報提供の一段の迅速化などを実現した。

6. 信用格付・自己査定システムの構築

平成14（2002）年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において金融証券市場の整備が掲げられ、その施策の一つとして財務情報の四半

期開示に向けた取組みの強化を打ち出した。

これを受けて、東京証券取引所は、14年6月に「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」を公表し、15年8月に適時開示規則を見直した。これにより、すべての東京証券取引所上場会社は、16年4月以降に開始する事業年度から「四半期財務・業績の概況」の開示が義務付けられた。

これに伴い、信金中金は、「四半期財務・業績の概況」の開示を適切に行うための態勢整備を進め、16年9月に信用格付け・自己査定業務について、手作業部分の事務負荷・事務リスクを軽減するシステムを構築することを決定した。

具体的には、①信用格付けに必要な財務データを一括登録し、電子的に一元管理するとともに、SCBネットワークパソコンにおいて管理・閲覧可能とする、②信用格付けに必要な財務データ等を他システムとの連携によって極力自動で取得可能とし、信用格付けの格付作業・申請・決定に係る業務フローをシステム化する、③基準日における分類額の算出、集計作業を自動化するとともに、ワークシート等の作成および1次査定～3次査定までの業務フローをシステム化することなどであった。

これに伴い、17年6月から信用格付・自己査定システムの構築を進め、18年2月に同システムの稼動を開始した。これにより、信用格付け・自己査定作業の効率化および事務リスクの削減を実現し、「四半期財務・業績の概況」の作成に係る作業を円滑に進めた。

7. 次期勘定系システムの構築

信金中金は、業務の高度化・多様化に対応するため、第1次システム整備計画（平成6～11年度）、第2次システム整備計画（12～15年度）に基づきシステム基盤を整備したが、平成17（2005）年4月以降は、次期勘定系システムの構築を中核とした新たなシステム中長期計画（17～21年度）に基づきシステム基盤の整備を進めた。

次期勘定系システムの構築では、①新商品に係るシステム、②国内勘定系に係るシステム、③信用金庫ファームバンキングシステム等に係るシステムに分けて段階的に構築することとし、18年8月にはこれらのシステムの構築を開始した。

その結果、19年10月に新商品に係るシステムの構築を完了し、エージェント業務支援システムおよび営業店取引統合管理システム（Branch：Basic & Rapid Activity for New Channel）の稼動を開始した。また、21年1月には国内勘定系システムが稼動を開始した。さらに、11月に新SCBファームバンキングシステム、22年3月にはSCB法人インターネットバンキングシステムの稼動を開始した。

これにより、次期勘定系システムに係るシステムの構築が終了し、信金中金のシステム基盤の整備が一段と進展した。

第5章　財務・損益状況等

第1節　損益の状況

全信連は、設立当初から昭和30年代前半まで、経済・金融情勢の変化により資産運用の構成が大きく変動したことを主因として、収益の安定的な確保が困難な状況が続いた。しかしながら、昭和33（1958）年12月に代理貸付制度を創設し、その残高の増強を図ったことなどから、30年代後半から40年代前半にかけての損益は、おおむね堅調に推移した。その後、ニクソンショック、第一次石油危機、第二次石油危機、プラザ合意などの経済・金融情勢の変化などを受けて、損益が大きく変動する状況が続いた。

60年以降は、信用金庫からの余裕資金の流入が急増したため、市場運用を増やし、収益の安定確保を図った。しかしながら、平成2（1990）年度以降は、資産・負債構成が短期調達・中長期運用の構造にあったなかで、短期市場金利が急激に上昇したことなどから、最終利益が100億円台にとどまる状況が続いたが、8年度以降は、資金調達コストの低下などにより、最終利益は改善した。

その後、10年度から13年度にかけては、景気が低迷し、金融システム不安が高まるなか、信用金庫から余裕資金が流入して資産運用残高が増加したものの、市場金利が超低位水準で推移したことなどから、当期純利益は11年度以降400億円前後で推移した。その後も、金融機関の不良債権問題を背景として、短期市場金利がゼロ近辺で推移するなど厳しい運用環境が続いたが、こうしたなか、14年度から16年度にかけて、市場運用力の強化などにより収益力を強化したことにより、当期純利益400億円強の水準を安定的に確保した。

17年度に入ると、景気の緩やかな回復の持続や金融機関の不良債権処理の進展などから、政策金利の引上げ観測が強まるなど、金利環境等が大きく変化した。こうしたなか、経営環境の大きな変化を踏まえ、17年度から19年度にかけて、収益基盤の強化を図るため、①市場運用力の強化、②融資の多様化、③フィービジネスの推進に取り組んだが、収益構造の変革に伴うコスト負担や金利環境の変化による資金調達コストの増加などにより、最終利益は伸び悩んだ。

その後、20年9月のリーマン・ショックを契機として世界的な金融危機が発生し、その影響が信用収縮を通じて実体経済に波及したため、20年度後半には戦後最悪の景気

後退局面におちいるなど、金融経済環境が激変した。こうしたなか、20年度に当期純利益が前年度比2,186億円減の△1,838億円と、昭和25年の創業以来はじめて最終利益赤字かつ無配を記録した。

平成21年度には早期の黒字化・復配を経営の最優先課題として掲げ、役職員一丸となって業績の回復に努めた結果、当期純利益は同2,121億円増の283億円と黒字に転じた。また、21年度には復配も達成し、普通出資の出資配当率を2.5％、優先出資の出資配当率を6.5％として配当した。

なお、優先出資の出資配当率は、21年度に従来の2分の1である6.5％としたが、これは、21年6月の普通出資の倍額増資に伴い、8月に優先出資者の権利の希薄化防止措置として、優先出資1口につき2口の割合で分割したためであった。

第２節　自己資本の状況

1．自己資本の調達

全信連は、昭和25（1950）年5月に普通出資5,140万円をもって設立された後、自己資本の増強を段階的に実施し、38年10月には普通出資を12億円とした。その後も、事業拡大に伴う店舗の取得・整備などの観点から、普通出資を増強し、46年10月には100億円とした。さらに、業務拡大への備えや対外信用力の向上などの観点から、資本調達を段階的に進め、56年10月に200億円、61年10月に500億円、63年10月に1,000億円とした。

その後、平成4（1992）年度末に自己資本比率規制（国際統一基準）の本格適用が開始されるなか、5年5月に「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」が公布（6年4月施行）され、協同組織中央金融機関に優先出資の発行が認められた。これに伴い、全信連は、7年6月に優先出資を私募形式により200億円発行を開始し、11年1月までに合計1,000億円発行した。

なお、2年度に金融機関の自己資本比率向上策として劣後ローンの取扱いが認められたが、これに伴い、4年度に生命保険会社数社から劣後ローン200億円を借り入れ、6年度には損害保険会社数社から劣後ローン200億円を借り入れて、自己資本の充実を図った。

10年度以降は、自己資本の充実を図り、経営基盤をさらに強固にすることが必要であるとの認識を一段と高めた。

この背景には、①金融自由化の進展や情報通信技術の高度化により、金融機関の提供する金融商品・サービスが多様化し、金融機関の競争が激化するとみられたこと、②大手金融機関が相次いで経営破綻したことなどにより､金融システム不安が高まったこと、③こうしたなかで、信用金庫の業務機能の補完および業界の信用力の維持・向上の役割の重要性が一段と高まったことなどがあった。

これに伴い、内部留保の蓄積を図るとともに、段階的に資本調達を実施した。先ず、12年3月に普通出資を1,000億円増資し2,000億円とすると、12年12月には優先出資の公募増資により916億円増資した。また、14年3月に生命保険会社等から借り入れた劣後ローンの一部借換えなどを400億円実施すると、12月には信用金庫の資金運用ニーズに資することなどを踏まえ、信用金庫から劣後ローン2,057億円を借り入れた。さらに、市場における起債環境が極めて良好であり、低コストで市場から劣後ローンを調達することが可能であったことなどから、18年2月には永久劣後ローン1,000億円を市場から取り入れた。

加えて、生命保険会社等から借り入れた劣後ローン400億円を19年3月にいったん返済し、借入対象先を広げたうえで借換え等を行い1,000億円に増額すると、20年9月には信用金庫から永久劣後ローン2,269 億円を借り入れた。

その後、20年9月のリーマン・ショックを契機として金融証券市場の混乱が深刻化したことにより、信金中金は、保有有価証券の評価損が拡大し、自己資本が大幅に減少した。これを受けて、信用金庫業界から中核的自己資本を調達する検討を進め、21年6月には信用金庫業界から普通出資を総額2,000 億円調達し、4,000億円とした。

なお、21年3月には、国際業務運営体制の見直しにより、ニューヨークおよび香港の両支店を廃止し、駐在員事務所を設置したことから、自己資本比率規制上の国際統一基準行から国内基準行へと移行した。

2. 優先出資の上場

協同組織形態の金融機関は、株式会社形態の銀行と異なり、自己資本の調達手段が会員からの出資の受入れに限定された。特に、全信連などの連合組織は、会員数の増加が期待できないなど、自己資本の充実が難しい面があった。このため、広く会員外から出資を受け入れる優先出資制度の検討が進められ、平成5 (1993) 年5月に「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」が公布 (6年4月施行) され、全信連、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会および労働金庫連合会は、優先出資の発行が

東京証券取引所への優先出資の上場

可能となった。

これを受けて、6年5月開催の第51回通常総会において定款変更を決定し、7年6月に優先出資の発行を開始した。前述したとおり、11年1月までに合計4回、1,000億円の発行を実施したが、すべて私募形式による発行であり引受先が50先未満に限定されるなど制約が多いため、追加発行を行う場合において円滑な消化が困難となることが考えられた。

このため、広く一般の投資家からの資本調達を可能とするため、東京証券取引所への上場に向けて準備を進め、12年7月には優先出資を東京証券取引所に上場申請することを決定した。その後、11月に東京証券取引所により優先出資の上場が承認されたため、同日開催の理事会において、優先出資を公募形式により発行することを決定した。そして、12月には東京証券取引所への優先出資の上場を果たすとともに、公募増資により916億円を資本調達した。

第３節　格付けの取得

平成元（1989）年12月に全信連債の発行を開始し、その発行額を拡大したが、これに伴い、投資家による格付会社に対する信金中金に係る照会が増加した。これを受けて、5年8月に海外の格付会社であるムーディーズ・インベスターズ・サービス社（以下「ムーディーズ」という。）により公開情報に基づく勝手格付けが付与されると、11年3月には海外の格付会社であるスタンダード＆プアーズ社（以下「S&P」という。）により勝手格付けが付与された。

その後、12年度に格付けの向上を経営目標の一つに掲げ、ムーディーズおよびS&Pに対して正式に格付けを依頼した。これは、①優先出資の東京証券取引所への上場を進めていたこと、②自己資本比率規制（バーゼル）の見直しにおいて格付けの水準により信用力が区分されるとみられたこと、③外部からのモニタリングによるガバナンス強化

の必要性が高まっていたことなどが背景にあった。これに伴い、信金中金は、①本体格付けAa（AA）の取得、②財務格付けCの取得を掲げ、高格付けの取得を目指した。

その結果、12年12月にS&Pから、長期格付けAA－、短期格付けA－1＋という邦銀最高位の格付けを取得した。これは、S&Pにより、低水準の不良資産、良好な流動性および十分な自己資本が評価されたためであった。

また、13年3月にはムーディーズから銀行財務格付けC＋という邦銀トップクラスの格付けを取得した（長期預金債務の格付けA1および短期預金債務の格付けP－1は勝手格付け時から変更なし）。その後、14年1月に国内格付機関の日本格付研究所（以下「JCR」という。）および格付投資情報センター（以下「R&I」という。）に対して格付けを依頼した。これは、BIS規制の見直しのなかで、外部格付機関による格付けを参照して信用力評価を行う場合、AA格とA格の金融機関との間で信用力格差が拡大する可能性があり、AA格の追加取得が信金中金の資金調達の安定につながるとみられたことなどが背景にあった。

その結果、14年2月にJCRより最高水準の信用力を示すAAAの長期格付けを取得し、同月にはR&Iから邦銀トップの長期格付けAAを取得した。

第４節　広報活動

全信連は、昭和48（1973）年12月に東海地区で発生した1信用金庫に対する預金取付け騒ぎを契機に、全信連の存在、役割を信用金庫の取引先、さらには一般大衆にPRすることが、信用金庫の信用力の維持・向上につながるとの判断から49年度以降テレビコマーシャルを主体としたマス媒体を利用した全信連自体のPR活動を積極的に展開した。また、信用金庫業界のディスクロージャーについての統一基準の制定・実施に伴い、63年8月から「全信連の現況」を作成・配布した。

その後、債券の発行や員外取引の拡大等に伴い、企業イメージを広く一般顧客や企業等に向けてPRするため、ビジュアル・アイデンティティを導

全信連債券の第1回募集にあわせて制定された新しいシンボルマークとロゴタイプ

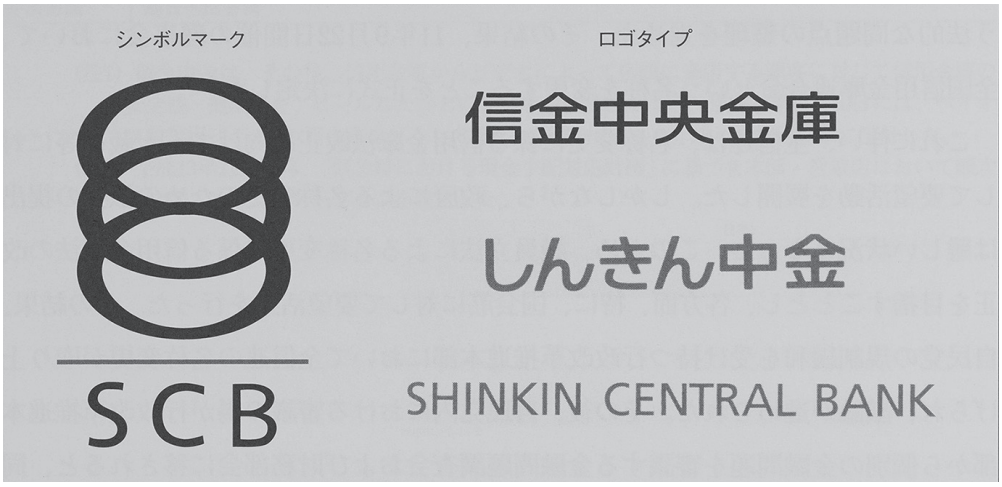

新しいシンボルマークとロゴタイプ

入することを決定し、全信連債券の第1回募集開始日の平成元（1989）年11月28日、新しいシンボルマーク、ロゴタイプおよびコーポレートカラーを制定した。

また、員外取引先等に対する積極的な広報活動を展開するため、7年8月に愛称「しんきんセントラルバンク」(略称：SCB、Shinkin Central Bankの頭文字）を制定した。9年3月にインターネット上に全信連のホームページを開設し、タイムリーな経営のディスクローズに努めた。

その後、創立50周年の節目の年である12年10月に、「全国信用金庫連合会」から「信金中央金庫」に名称変更したことに伴い、新名称にふさわしい新しいシンボルマーク等ビジュアル・アイデンティティを導入した。

また、信金中金は、12年12月に東京証券取引所への優先出資の上場を果たしたが、これを機として、投資家向けIR活動を強化した。13年度に入ると、5月に日銀記者クラブにおいて決算発表を行うとともに、同月には機関投資家・アナリスト等を集め、決算説明会を開始した。また、優先出資者に対しては、全員に小冊子「業務のご報告」を送付するとともに、インターネットのホームページ上に決算短信を掲載し、広く個人投資家に対して事業内容や健全な企業体質をPRした。

東証ホールにおける決算説明会

さらに、投資家向けには、ラ

ジオたんぱの番組を通じて信金中金の事業や決算の説明を実施した。その後、13年10月に総合企画部内のIR担当グループと広報室を一体化してIR広報室を新設し、IR担当のもつ投資家を意識した視点と、広報室のもつメディア戦略のノウハウを生かして、IR活動およびPR活動を展開した。

14年8月に東京証券取引所が上場企業に対して義務付けた四半期情報開示を1年前倒して開始し、以降、資金調達・資産運用、不良債権の状況、自己資本比率の見通しなどを四半期ごとに開示した。また、10月には個人投資家に対する優先出資証券の認知度向上策の一つとして、個人投資家向けセミナーを開始し、経営トップ等から信金中金の資産の内容、収益の状況、今後の経営戦略などを説明した。

その後、米国で発生した不正会計事件等を背景として、投資家の保護や市場の信頼性確保の観点から、上場企業に対するディスクロージャー制度が充実・強化され、これに伴い、信金中金は、東証有価証券上場規程などその他法令に基づき、経営内容を適切に開示した。具体的には、18年6月に公布された金融商品取引法に基づき、従来、東京証券取引所等の自主ルールで行われていた四半期開示制度が法定化されたことにより、信金中金は、20年度から同制度に基づき四半期報告を作成し、業績等に係る情報を適時に開示した。

また、金融商品取引法に基づき内部統制報告制度が導入されたことにより、同制度に基づき、20年度から財務報告に係る内部統制の有効性を評価する内部統制報告書を作成し、有価証券報告書、代表者確認書と併せて関東財務局長宛に提出した。

後　編

後　編

第1編

信用金庫との絆を強化した時代

［平成21（2009）～24（2012）年度］

第1章　信金中央金庫をめぐる経営環境

第1節　経済・金融の動向

1．経済動向

(1) 実体経済の動向

平成20（2008）年9月15日に米大手投資銀行のリーマン・ブラザーズが経営破綻すると、世界の金融システムが一時機能不全の状況になるとともに、信用の収縮を受けて、世界同時株安となり、世界的な金融危機が発生した（以下「リーマン・ショック」という。）。当初日本への影響は相対的に軽微だという認識があったが、日本経済は震源地である米国以上の深刻な打撃を受けた。その最大の理由は、輸出依存型の経済発展を進めていたことにより、短期間における世界市場の縮小によって輸出が激減したことにある。リーマン・ショックを契機に急激な円高が進行したことも、輸出関連企業の業績悪化の要因となった。

その後、金融機能と景気の回復を図るべく、世界各国の政府・中央銀行が過去に例のない大規模な財政金融政策を相次いで打ち出した効果もあり、世界経済は最悪期を脱し、日本経済も緩やかな回復に向かった。しかし、回復途上にあった23年3月11日に東日本大震災が発生し、津波や福島第一原発事故が東北地方に甚大な被害を与えるとともに、サプライチェーンの寸断や計画停電により経済的影響が全国に及ぶなど、再び日本経済は大きな打撃を受けた。

20年　リーマン・ショック

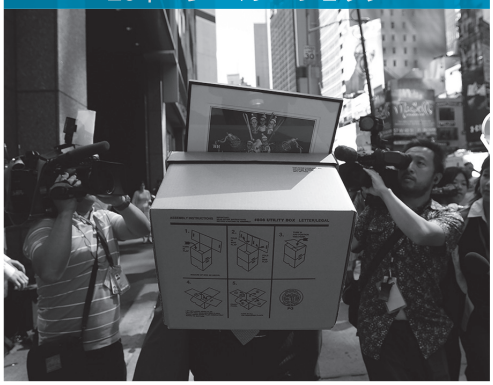

経営破綻を受け、荷物をまとめ運び出すリーマン社社員（提供：AFP＝時事）

23年　東日本大震災

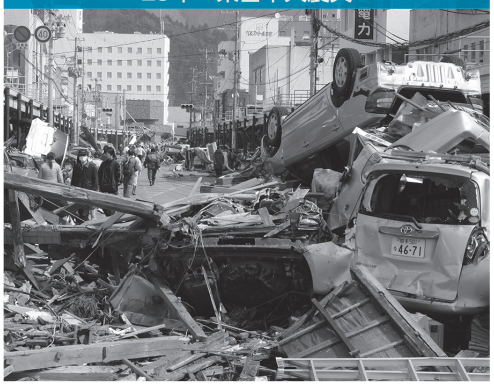

東日本大震災では、サプライチェーンの寸断が大きな問題となった（提供：時事）

このように、21年度から24年度にかけては、日本経済がリーマン・ショックのような国際的要因、あるいは自然災害などの外的要因によって度重なる危機に直面した時期と重なるが、その動向を主要な経済指標等で確認すると、次のような特徴を指摘できる。

イ．海外経済

リーマン・ショック後、世界経済は近年で最も深刻な景気後退に陥った。その後、平成21（2009）年を底に急速に回復へと向かったものの、リーマン・ショックの発生からわずか1年余りの21年10月にギリシャ債務問題が顕在化し、その後、欧州債務危機[注1]へと発展していくなか、世界経済は23年には再び失速した。

そのようななか、世界全体の実質GDP成長率は、21年度から24年度にかけて2度の落ち込みを経験した（図1-1-1）。

リーマン・ショック後の急回復を支えた背景には、各国で実施された大規模な金融緩和と財政政策があった。危機対応に向け、米国のFed（連邦準備制度）は、20年11月にQE1と呼ばれる量的緩和政策（非伝統的金融政策）を開始[注2]し、その後もさらなる対応策として22年11月にQE2、24年9月にQE3を開始した。主要先進国の中央銀行のバランスシートが前例のない規模まで膨らみ、多くの先進国および新興国において金利が過去最低水準まで引き下げられるなど、非常に拡張的な金融政策がとられた（図1-1-2）。また、財政政策においても、深刻な景気後退に対応するため、各国当局から景気刺激策が立て続けに打ち出された。

これらを支えに実体経済は回復に向かったものの、その回復ペースは次第に失速した。これは、新興国において、海外からの旺盛な資本流入や人口の堅調な増加があったほか、

図1-1-1　世界の実質GDP成長率

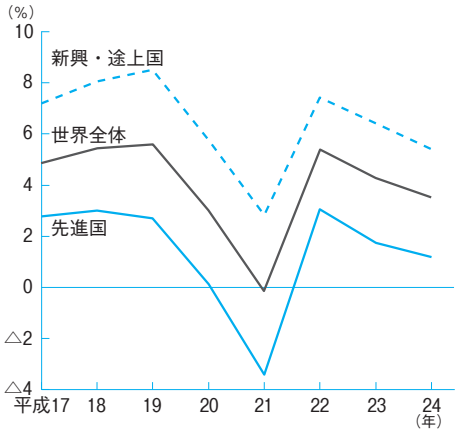

（備考）IMF “World Economic Outlook”より作成

図1-1-2　主要中銀のバランスシート

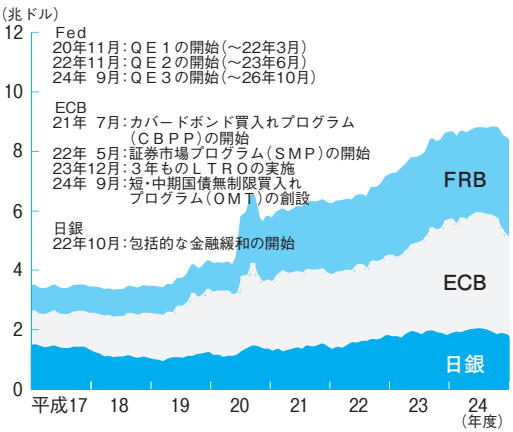

（備考）各中央銀行等資料、Bloombergより作成

中国の大型の景気対策(注3)などの対応もあり、世界経済をけん引した一方、リーマン・ショックの後遺症や欧州債務危機などの影響で先進国経済が伸び悩んだためであった。

（注1）欧州債務危機とは、ギリシャの財政問題に端を発した債務危機が南欧からユーロ圏、欧州へと広域に連鎖した一連の経済危機をいう（平成22年から24年を中心に発生）。21年10月のギリシャの政権交代を機に、前政権による財政赤字の改ざんが判明した。ギリシャ政府の財政破綻への危機意識、すなわちソブリン・リスクに対する懸念は、ポルトガルやアイルランド、スペイン、イタリアなどにも波及した。これは、南欧諸国が財政収支や経常収支の赤字といった共通の脆弱性を抱えていたことが背景にあった。

（注2）Fed（Federal Reserve System：連邦準備制度）は、リーマン・ショック後、大規模な資産買入れ（LSAP：Large Scale Asset Purchase。内外での一般的な通称は「量的緩和」（QE：Quantitative Easing））という非伝統的な手段による金融政策運営に乗り出した。平成20年11月にエージェンシー債とエージェンシーMBS（政府系住宅金融会社が元利支払を保証した不動産担保証券）の購入を決めたほか、21年3月には、これらエージェンシー証券購入の規模拡大と長期国債の購入を決めた（通称：QE1）。一連の資産買入れの目的は、長期金利と住宅ローン金利を引き下げることで、低金利による経済の活性化と株価や住宅などの資産価格の上昇を通じ、危機の収束を狙ったものとみられる。しかしながら、QE1終了後も米国経済の低迷は長期化したため、FedはQE2、QE3と呼ばれる大規模な資産買入れをさらに展開した。

（注3）中国政府は、平成21年11月に4兆元規模（当時の邦貨換算額で約56兆円）の大型景気刺激策を発表し、実施した。

ロ．国内景気

実質GDP成長率は、リーマン・ショックの影響により急速に落ち込み、平成20（2008）年度は前年度比3.4％減となった（図1-1-3）。しかし、その後はアジア向けを中心とした輸出の回復に加え、エコカー減税・補助金や家電関連のエコポイント制度など、政府による景気刺激策に支えられた個人消費の回復などを受け、実質GDP成長率も次第に

図1-1-3　実質GDP成長率

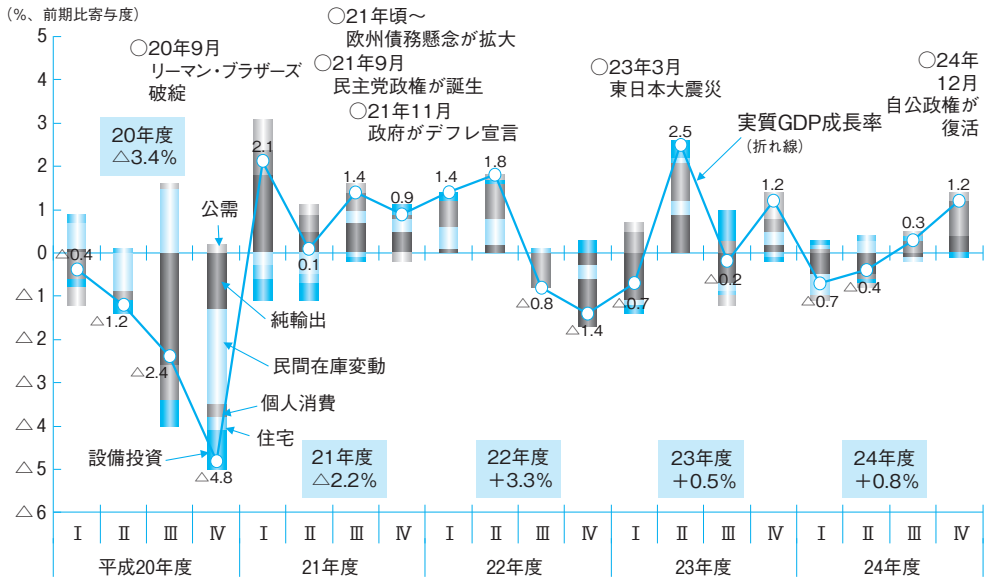

（備考）1．内閣府資料より作成
2．Ⅰ：4－6月期、Ⅱ：7－9月期、Ⅲ：10－12月期、Ⅳ：1－3月期

回復に向かった。そして、22年度には同3.3％増と、プラス成長に転じた。

その後、東日本大震災の影響で23年前半には一時的に落ち込んだものの、復興需要等に支えられた内需が底堅く推移し、次第に再び持ち直した。しかし、24年年央にエコカー補助金の効果の一巡を受けて個人消費が弱含み、これと同じタイミングで欧州債務危機を背景に海外景気が減速するなか、日本経済は内需・外需ともに急速に冷え込み、24年4－6月期から2四半期連続でマイナス成長となるなど、弱含む場面もみられた。ただし、24年度末にかけては、大胆な金融緩和を柱とするアベノミクス(注)に対する期待から円安・株高が進行し、景気にも持ち直しの動きが広がった。

鉱工業生産は、リーマン・ショックの影響でかつてない急角度で落ち込んだものの、22年初めにかけてはアジアを中心とした海外経済の堅調な成長、経済対策の効果などを背景に、低水準ながらも急速に持ち直した（図1-1-4）。しかし、その後は、22年秋からのアジアでのIT関連財の生産調整、東日本大震災によるサプライチェーンの寸断、23年後半のタイの洪水などのショックに見舞われ、横ばい圏内で推移した。そして、23年末から始まった2回目のエコカー補助金により、輸送機械を中心に生産は下支えされたが、24年年央にその効果が一巡するタイミングで、欧州債務危機を主因とした世界景気の減速を背景に輸出が大幅に減少したため、生産は減少に転じた。ただし、エコカー補助金終了による新車販売減少の一巡や米国、中東向けの自動車輸出の増加などにより、25年年初以降は再び持ち直しに向かった。

輸出入の金額を通関ベースでみると、輸出は、リーマン・ショックの影響で21年度に大きく落ち込んだ後、海外景気の回復を受けて22年度に急速に持ち直したが、それ以降は再び緩やかな減少基調で推移した（図1-1-5）。これは、前述の東日本大震災やタ

図1-1-4　鉱工業生産

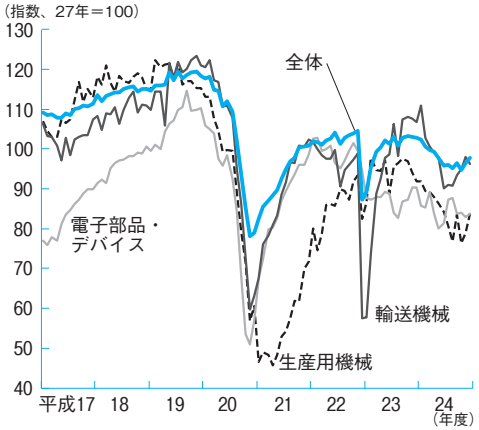

（備考）経済産業省「鉱工業指数」より作成

図1-1-5　通関輸出入

（備考）財務省「貿易統計」より作成

イの洪水被害による自動車生産などへの打撃のほか、欧州債務危機による世界経済の減速、そして長引く円高などが影響した。加えて、尖閣諸島問題による日中関係の悪化が24年後半の中国向け輸出を急減させたことも下押し要因となった。

一方、輸入は、輸出と同様にリーマン・ショック後の生産活動の回復や資源価格の高騰等によりプラスに転じたが、大震災後は原発停止に伴う火力発電の増加でLNG（液化天然ガス）の輸入が急増したこと等に伴い、鉱物性燃料が輸入全体の増加におけるウエイトの大部分を占める傾向が続いた。

（注） 後編第1編第1章第1節1.（2）政府の経済対策を参照

ハ. 家計部門

内需の柱である個人消費についてみると、日本の個人消費は、リーマン・ショック後、主要先進国・地域のなかでも底堅さが目立った。これは、ショック後の各種の政策対応(注1)による下支えや平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災で先送りされた需要（ペントアップディマンド）の発現等により、耐久財消費が個人消費のけん引役となった影響が大きい。

日本の耐久財消費は、21年1－3月期の景気底入れ後、増加基調で推移し、個人消費の動向を示す民間最終消費支出や消費総合指数も底堅く推移した（図1-1-6）。

家電エコポイント制度の対象3品目（テレビ・冷蔵庫・エアコン）が、21年度前半以降、一貫して耐久消費財の増加に寄与した。また、自動車については、エコカー補助金の反動減や大震災などの影響で一時的に落ち込む場面もみられたが、23年後半以降は増加に寄与した。加えて、大震災のペントアップディマンドや被災地の生活再建に関連する消費も23年末から24年後半にかけて個人消費を一時的に押し上げたとみられる。

こうした個人消費の底堅さの背景には、それを支える雇用・所得環境が底堅く推移したことがあった。

この間の雇用・所得環境をみると、東日本大震災前までは緩やかながらも着実な改善を示した。また、大震災直後は一時的に悪化したものの、復旧・復興が進むにつれて、再び緩やかな改善傾向をたどった。

雇用面をみると、有効求人倍率(注2)は、リーマ

図1-1-6 個人消費

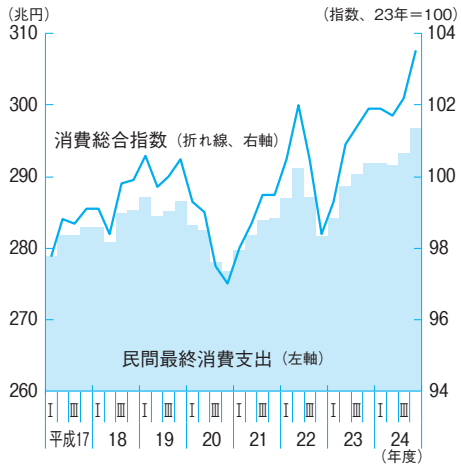

（備考）内閣府「国民経済計算」「消費総合指数」より作成

ン・ショック後には0.4倍近い水準まで悪化したが、21年度後半以降、改善基調で推移し、25年3月時点で0.87倍と、有効求人数と有効求職者数が等しくなる1倍の水準に近づいた（図1-1-7）。

ただし、有効求人倍率を正規社員に限ってみると、全体同様、上昇傾向がみられたものの、同時点で0.5倍近辺の水準にあるなど、求人と求職にミスマッチが生じている状況が続いた。

また、完全失業率(注3)は、リーマン・ショックにより大幅に悪化し、21年夏場には5.5%程度まで上昇したものの、その後は景気が緩やかに回復するなかで低下基調に転じ、24年度には4%台前半と、リーマン・ショック前に近い水準まで回復した。

所得面をみると、実質雇用者報酬(注4)（物価上昇の影響を取り除いた実質ベース）は、リーマン・ショック時には一時的に減少したものの、その後は緩やかに増加した（図1-1-8）。雇用者報酬の動向を雇用者数の伸びと1人あたり賃金の伸びに分解すると、景気の落ち込みに伴う雇用者数の減少が軽微なものにとどまっており(注5)、これが雇用者報酬全体を下支えしたものと考えられる。

図1-1-7　労働需給

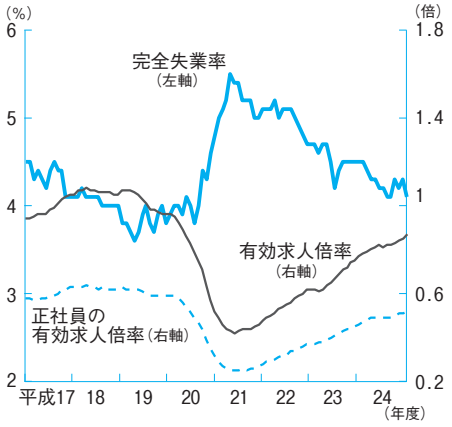

(備考) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」より作成

図1-1-8　賃　　金

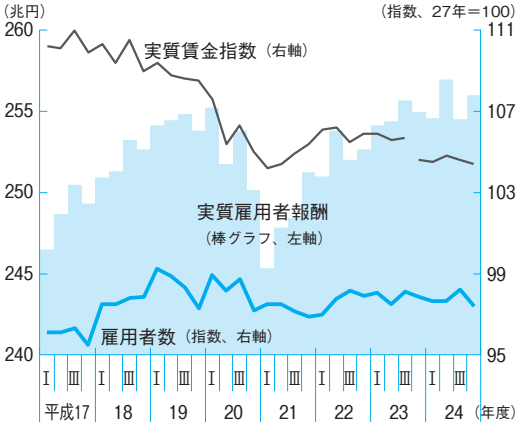

(備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」より作成
2. 実質賃金指数について、平成23年以前は旧系列、24年以降は新系列（本系列）を採用しているため不連続

(注1) エコカー補助金は平成21年4月～22年9月、23年12月～24年9月の2期間にわたって導入され、この間の新車販売台数を大きく押し上げた。また、家電エコポイント制度は21年5月から23年3月まで導入され、ポイント数が半減された22年12月の前月までテレビ、冷蔵庫、エアコンの販売を大きく押し上げた。

(注2) 有効求人倍率とは、ハローワークにおける求職者数に対してどの程度求人があるか示す指標である。

(注3) 完全失業率とは、労働力人口（15歳以上の働く意欲のある人）のうち、完全失業者（職がなく、求職活動をしている人）が占める割合である。

(注4) 雇用者報酬は、国内すべての雇用者に支払われた報酬の合計であるため、1人あたり賃金と雇用者数、両者の増減によって決まる。

（注5）リーマン・ショック後、米国では長期にわたって雇用者数が大幅に減少したのに対し、日本では小幅な減少にとどまった。この背景として、日本では景気の落ち込みに伴う雇用調整を賃金の調整により行う傾向が強い点、平成20年12月からの雇用調整助成金制度の要件緩和が雇用調整を緩やかにした可能性、女性や高齢者の雇用が底堅く推移した点などが指摘できる。

ニ．物　　価

消費者物価は、リーマン・ショック後に生じた大幅な需給ギャップ（供給過剰の大きさ）の拡大等を背景に、下落傾向が鮮明となっていた。平成21（2009）年11月には、政府の「月例経済報告」において、物価の持続的な下落という意味で、我が国経済が緩やかなデフレ状況にあるとの判断がなされた。しかし、その後は需給ギャップの供給過剰解消等に伴い、下落幅を縮小する動きに転じた。

図1-1-9　消費者物価

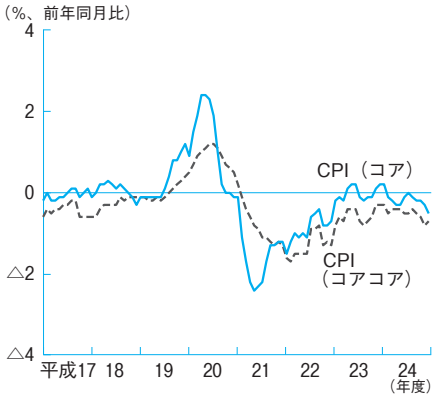

（備考）総務省資料より作成

天候に左右される生鮮食品を除いたコアベース（以下「コアCPI」という。）でみると、リーマン・ショック後の21年夏場までは、前年に原油価格が高騰した反動が前年比伸び率を大きく押し下げていたが、その後、下落幅は縮小に向かった（図1-1-9）。ただし、24年度には、需給ギャップの再拡大や賃金の伸び悩みを主因に、デフレ色の強い状況が続き、コアCPIは再びマイナス圏に沈んだ。

他方、より基調的な物価動向を示すとされ、日銀が金融政策の運営に際し重視している生鮮食品・エネルギーを除くコアベース（以下「コアコアCPI」という。）でみると、リーマン・ショック以降、22年初めまで下落幅の拡大が続いていたが、その後は需給ギャップの改善等に伴い、幅広い品目で価格の下落幅が縮小したことで、下落テンポが緩やかになった。ただし、24年度には、個人消費が盛り上がりに欠けるなか、テレビなどデジタル家電の価格下落等が価格押下げ要因となり、コアCPIと同様に下落幅が再び拡大した。

（2）政府の経済対策

リーマン・ショックによる経済の落ち込みに対して、政府（当時：麻生政権）や日銀（当時：白川総裁）は、次々に政策的対応をとったが、その後は政治情勢が目まぐるしく変化することとなった。

平成21（2009）年9月、民主党政権が誕生したが、24年には再び政権が自由民主党へと移った。この間、政府は相次いで経済対策を打ち出した。ここでは、各内閣が実施し

た経済対策の主な内容等について確認する（表1-1-1）。

表1-1-1　経済対策の実施状況（平成21～24年度）

閣議決定日	内閣	経済対策名	規　模	概　要
平成21年 4月10日（※1）	麻生	経済危機対策	国費　15.4兆円程度 事業規模　56.8兆円程度	雇用対策（雇用調整助成金の拡充） 金融対策（中小企業向け保証枠の拡大） 成長戦略（エコカー補助金、家電エコポイント） 「安心と活力」の実現 税制改正
12月 8日	鳩山	明日の安心と成長のための緊急経済対策	国費　7.2兆円程度 事業規模　24.4兆円程度	雇用 環境（住宅版エコポイントの創設） 景気 生活の安心確保 地方支援 「国民潜在力」の発揮
22年 9月10日	菅	新成長戦略実現に向けた３段構えの経済対策～円高、デフレへの緊急対応～	国費　9,150億円程度 事業規模　9.8兆円程度	「雇用」の基盤づくり 「投資」の基盤づくり 「消費」の基盤づくり（家電・住宅エコポイントの延長） 耐震化・ゲリラ豪雨対策等の「地域の防災対策」 日本を元気にする規制改革100
10月 8日		円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ２～	国費　5.1兆円程度 事業規模　21.1兆円程度	雇用・人材育成新成長戦略の推進・加速 子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保 地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等規制・制度改革
23年10月21日	野田	円高への総合的対応策～リスクに強靭な社会の構築を目指して～	国費　2.0兆円程度 事業規模　23.6兆円程度	円高による「痛み」の緩和（中小企業への金融支援等の拡充） リスクに負けない強靭な経済の構築（立地補助金の拡充、住宅エコポイントの再編・再開） 円高メリットの徹底活用
（第１弾） 24年10月26日 （第２弾） 11月30日		日本再生加速プログラム ～経済の再生と被災地の復興のために～	（第１弾） 国費　4,000億円超 事業規模　7,500億円超（※2） （第２弾） 国費　8,803億円 事業規模　1.2兆円程度	「日本再生戦略」における重点3分野（グリーン・ライフ・農林漁業）をはじめとする施策の実現の前倒し 東日本大震災からの早期の復旧・復興及び大規模災害に備えた防災・減災対策
25年 1月11日	安倍	日本経済再生に向けた緊急経済対策	国費　10.3兆円程度 事業規模　20.2兆円程度	復興・防災対策（東日本大震災からの復興加速、事前防災・減災のための国土強靭化の推進等） 成長による富の創出（民間投資の喚起による成長力の強化、中小企業・小規模事業者・農林水産業対策等） 暮らしの安心・地域活性化

※1：「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議にて決定
※2：同時に使用決定した一般予備費及び既存基金の活用を合わせた総額。なお、これを除いた事業費（事業規模）は7,200億円程度と示された。
（備考）1. 内閣府資料より作成
2. 事業規模については、当該経済対策における記載をそのまま表記している。

イ．麻生内閣における経済政策（平成21年度）

政府・与党は、リーマン・ショック後、急激に悪化する経済情勢を下支えするため、平成21（2009）年4月10日に「経済危機対策」を決定した。事業規模は過去最大の56.8兆円となり、雇用や金融分野への対策に加え、成長戦略として太陽光発電や低燃費車、省エネ家電の普及など、環境分野の施策等にも重点を置いた。

リーマン・ショック直後に成立した麻生内閣は、過去最大規模の追加経済対策を決定した（写真は記者会見する麻生首相）（提供：時事）

ロ．鳩山内閣における経済政策（平成21～22年度）

平成21（2009）年9月に発足した鳩山内閣は、厳しい経済・雇用状況を踏まえ、12月8日に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を閣議決定し、さらに同月30日には、持続的な経済成長を目指した新成長戦略の基本方針「輝きのある日本へ」を閣議決定した。また、22年度予算においては、「国民生活が第一」「コンクリートから人へ」の理念のもと、子ども手当の創設、高校の実質無償化、高速道路無料化、農家戸別補償などを盛り込んだ。

ハ．菅内閣における経済政策（平成22～23年度）

平成22（2010）年6月に発足した菅内閣は、「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の一体的実現を目指し、「新成長戦略」（6月18日閣議決定）と「財政運営戦略」（6月22日閣議決定）を策定した。

その後、円高や海外経済の減速懸念等が我が国景気の大きな下振れリスクとなっているとの認識のもと、9月10日には「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」を、10月8日には「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を閣議決定した。

東日本大震災後の復旧・復興事業に対しては、23年度第1次補正予算および第2次補正予算の策定によって当面の財源を手当てし、さらに、23年7月29日には東日本大震災復興対策本部にて「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定し、復旧・復興のための事業規模と財源確保についての基本的な考え方を示した。

ニ．野田内閣における経済政策（平成23～24年度）

平成23（2011）年9月に発足した野田内閣は、東日本大震災の本格復興策を盛り込んだ予算として10月21日に23年度第3次補正予算を閣議決定した。また同日、急速な円高の進行による景気下振れリスクや産業空洞化リスクに先手を打って対処すべく、「円高

への総合的対応策」を閣議決定した。

また、24年7月31日には、令和2（2020）年までの経済政策の工程表をまとめた「日本再生戦略」を閣議決定した。同戦略においては、大震災からの復興と福島県の再生を最優先するとともに、環境、医療、農林漁業の3分野を中心とした施策を盛り込み、「平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの平均で、名目3％程度、実質2％程度の成長を目指す」こととされた。

その後、景気が弱めの動きとなるなか、景気下押しリスクに対応し、デフレからの早期脱却と経済活性化に向けて、経済危機対応・地域活性化予備費等を活用した経済対策の第1弾を24年10月26日に、第2弾を11月30日に決定した。ただし、11月16日、衆議院が解散されたことから、経済対策の財源が国会審議の必要ない予備費に限られ、その規模は比較的小さなものとなった。

ホ．安倍内閣における経済政策（平成24年度）

平成24（2012）年12月に発足した第2次安倍内閣は、日本経済の再生に向けて、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢[注]」によって、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指した。その詳細な内容と変遷については後述するが、これらの一連の経済対策は「アベノミクス」と呼ばれた。そして、このための取組みの第1弾として、25年1月11日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定した。その中身について、同対策では、防災分野を中心に公共事業を拡大させたほか、重点3分野の一つとして再生医療の実用化支援等の「成長による富の創出」を盛り込むなど、企業活動を後押しすることで経済成長につなげる考えを鮮明にした。

また、1月22日、政府・日銀は、デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するために政策連携を強化することを共同声明として発表するとともに、日銀は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2％とするインフレターゲットの導入を決定した。

党首討論会　質問に答える安倍自民党総裁
（奥は民主党代表の野田首相）（提供：AFP＝時事）

さらに、日銀の総裁人事については、25年3月20日、金融緩和に積極的とみられる黒田東彦

（アジア開発銀行総裁）と岩田規久男（学習院大学教授）が総裁、副総裁に任命された。

（注） 後編第2編第1章第1節1.（2）政府の経済対策を参照

2. 金融動向

（1）金融政策の動向

日銀は、平成20（2008）年4月の白川総裁の就任早々、リーマン・ショックに端を発した世界的な金融危機に直面した（表1-1-2）。その後も、欧州債務危機が起きたほか、国内では2度の政権交代があり、短期的な成果を求める政治的な圧力に晒され続けたことに加え、その間に東日本大震災にも見舞われるなど、日銀を取り巻く環境は目まぐるしく変化した。そのようななか、日銀は、22年10月に実質的なゼロ金利政策を復活させたほか、24年2月に1％の「中長期的な物価安定の目処」、25年1月に2％の「物価安定の目標」をそれぞれ導入するなどしたが、「対応が不十分」との見方から円高が進む場面もみられ、長引くデフレから脱却することはできなかった（図1-1-10）。

ここでは、こうした21年度から24年度にかけての主な金融政策の動向についてみる。

表1-1-2　主な出来事

年度	年月日	出来事
平成20	20年 4月 9日	白川方明が日銀の第30代総裁に就任
	20年 9月15日	米リーマン社破綻で世界金融危機に
21	21年 9月16日	政権交代で民主党・鳩山内閣発足
22	22年10月 5日	「包括的な金融緩和」を導入し、実質的なゼロ金利政策を復活
23	24年 2月14日	「中長期的な物価安定の目途」として物価上昇率1％を設定
24	24年12月26日	政権交代で自民党・安倍内閣発足
	25年 1月22日	政府・日銀が共同文書発表。「物価安定の目標」として物価上昇率2％を設定
	25年 3月19日	白川総裁が退任。翌日20日に黒田東彦が日銀の第31代総裁に就任

図1-1-10　金融政策と消費者物価

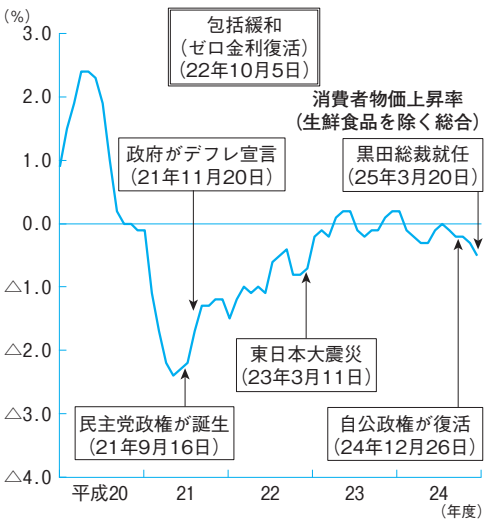

（備考）1. 消費者物価指数は生鮮食品を除くコアベース
2. 日銀、総務省資料より作成

イ．包括的な金融緩和の導入（平成22年10月）

平成21（2009）年9月に誕生した民主党政権は11月に「緩やかなデフレ状況にある」と、3年5か月ぶりにデフレを宣言し、それまでデフレ議論から距離を置いてきた白川日銀

記者会見する白川総裁
（提供：時事）

総裁も「デフレ克服のために最大限の努力を行っていく」と方針転換した。そして、政府の追加経済対策表明と同日である12月1日には、臨時会合で共通担保資金供給オペレーション（新型オペ）を新たに導入し、年0.1％の固定金利で期間3か月の資金を10兆円程度供給することを決め（18年以来の量的緩和）、その後も円高進行などを受け、資金供給を拡大(注)した。また、21年12月18日には、18年3月に導入した「中長期的な物価安定の理解」（中長期的にみて物価が安定していると理解する物価上昇率）について「消費者物価指数の前年比で2％以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1％程度を中心と考えている」に改めることで、ゼロ％以下のマイナス値は許容していないことを明確化した。そして、菅首相が直接的な緩和要求を発するなか、22年10月5日には、海外経済の減速や円高などの影響により景気改善の動きが弱まっているとして、「包括的な金融緩和政策（Comprehensive Monetary Easing）」の導入に踏み切った。

この政策では、政策金利の誘導目標を従来の年0.1％前後から0～0.1％に引き下げ、18年7月以来4年3か月ぶりに実質的なゼロ金利政策に復帰した（表1-1-3）。さらに、新たに5兆円規模で、株価や不動産に連動する投資信託等のリスク性資産を含めた金融資産を買い入れることなどを決定し、従来の量的緩和に加え、信用緩和を含むという意味合いで「包括的な金融緩和」と表現した。

表1-1-3　包括的な金融緩和政策の概要

（1）金利誘導目標の変更
・無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1％程度で推移するよう促す。 →実質ゼロ金利政策の明確化
（2）「中長期的な物価安定の理解」に基づく時間軸の明確化
・消費者物価上昇率でみて1％程度を中心とする中長期的な物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を続ける。
（3）資産買入等の基金の創設
・国債、CP、社債、指数連動型上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（J-REIT）など、5兆円程度の金融資産を1年かけて買い入れる。 →従来の量的緩和に加え、リスク資産の買入れによりリスク・プレミアムの縮小を促す狙い（量的緩和と信用緩和の両方を含む政策＝「包括緩和」） ・固定金利オペ（従来の新型オペ、30兆円程度）と合わせて総額35兆円程度の基金創設を検討 ・長期国債、社債の買取対象は残存期間1～2年程度 ・基金による長期国債の買入れ額を、銀行券発行残高を上限とする「銀行券ルール」の対象外とする。

（備考）日銀資料より作成

（注）　共通担保資金供給オペレーション（新型オペ）による資金供給額は、平成22年3月17日に20兆円程度となり、また8月30日には30兆円程度に増額することが決定された。

ロ.「中長期的な物価安定の目途」導入（平成24年2月）

物価安定に対する考え方について、FRB（連邦準備理事会）は、平成24（2012）年1月

25日に物価上昇率2%を長期的な目標（Longer-run goal）として掲げた。これに続く形で日銀も、2月14日に「中長期的な物価安定の目途（The Price Stability Goal in the Medium to Long Term）」として、消費者物価指数の前年比上昇率で「当面1%」を目途とすることを決めた。これは従来の「中長期的な物価安定の理解」をさらに一歩進めたもの(注)で、白川総裁は会見で「今回の枠組みは（物価の長期的な目標を新たに設定した）FRBの金融政策運営の枠組みに近い」と説明した。

（注） 従来の「中長期的な物価安定の理解」との違いについて、白川総裁は会見で「物価安定の理解は、各政策委員が、それぞれ中長期的にみて物価が安定していると理解する数字を提出し、その範囲を示していたが、必ずしも、日本銀行という組織、日本銀行政策委員会としての意思、判断を表すものになっていないという批判があった。これに対し、今回の『目途』は、日本銀行政策委員会としての判断を示した数字で、そこが大きな違いである。」などと説明した。

ハ.「物価安定の目標」導入（平成25年1月）

政府と日銀は、第2次安倍内閣発足後の平成25（2013）年1月22日に「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について」と題した共同文書を発表した。そのなかで、日銀は、「物価安定の目標（The Price Stability Target）」として、消費者物価指数の前年比上昇率で2%を目標とし、これをできるだけ早期に実現することを目指すことを明示(注)した。白川総裁は会見で「2%の目標達成には相当思い切った努力が必要」と述べ、強力な金融緩和の推進と同時に、政府や民間企業による成長力強化の取組みが重要と強調した。

なお、白川総裁は、共同声明から間もない2月5日に「総裁、副総裁の新体制が同時にスタートできるように」と、4月8日の任期満了を待たずに辞任することを表明した。その後、3月19日に白川総裁が退任、翌20日に黒田東彦（アジア開発銀行総裁）が新総裁に就任し、日銀は新たな体制へと移行することとなった。

（注） 当面1%としていた「目途」から2%の「目標」への変更について、日銀は、今後、成長力強化に向けた幅広い主体の取組みが進展することで、「持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率が高まっていく」点や「先行き、物価が緩やかに上昇していくことが見込まれる中にあって、2%という目標を明確にすることは、持続可能な物価上昇率を安定させるうえで、適当」との判断、そして「柔軟な金融政策運営の重要性に対する理解が浸透してきている」旨の認識から適切と説明している。

（2）債券市場の動向

平成20（2008）年9月以降、リーマン・ショックによる危機的状況を受け、各国中央銀行は大胆な金融緩和に踏み切った。各国の金融緩和策は、市場金利の低下を促すにとどまらず、資本市場を通じた企業金融の円滑化等を図る政策、すなわち、信用緩和の側面を帯びた。

金利低下を促すために、日本でも日銀が10月から利下げ（無担保コール翌日ものの誘

図1-1-11　金　　利

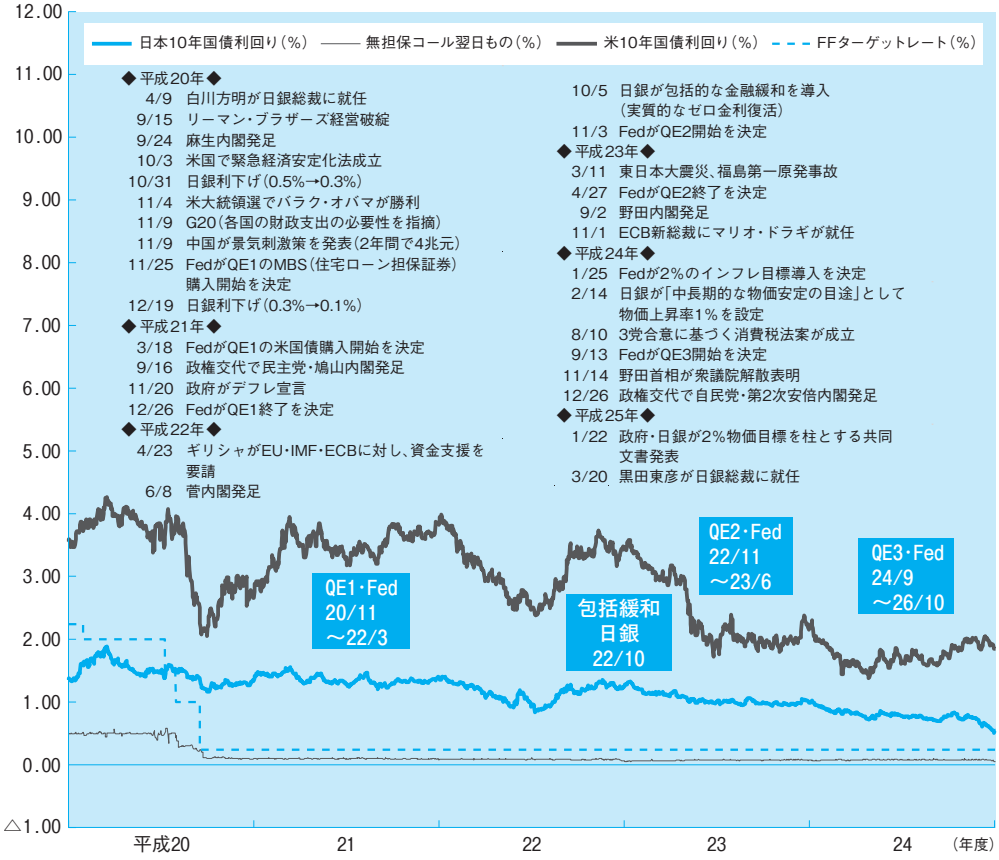

（備考）各種報道資料、Bloomberg等より作成

導目標：0.5%→0.3%）に転じ、12月には誘導目標を再度引き下げる（0.1%）とともに、長期国債の買入れを増額した。これを受けて長期金利は低下傾向を継続、日本の10年国債金利は12月に1.1%台まで低下した（図1-1-11）。

日銀は、さらに21年12月には、誘導目標金利（0.1%）による3か月固定金利での資金供給を導入、やや長めの金利のさらなる低下を促す措置を実施し、金融緩和の一段の強化を図った。その後も、この固定金利方式の共通担保オペは段階的に拡大された。

この間、各国中央銀行の相次ぐ利下げと緩和局面長期化観測等から、長期金利は国内外で低下傾向をたどった。こうした世界的な金利低下の背景には、信用不安の高まりにより投資家がクレジット商品への投資スタンスを慎重化させ、国債を中心としたクレジットリスクの低い債券でインカムを確保する対応が主流となっていたことなども影響したと考えられる。

22年度には、ギリシャやポルトガルなど南欧諸国の財政不安や米国の景気減速懸念などから投資家のリスク回避姿勢が強まり、逃避資金は安全資産である国債に向かった。

こうしたなか、8月には10年国債金利が1％を割り込んだ。さらに、日銀が、10月に無担保コールレートの誘導目標を0.1％から0～0.1％に引き下げる（実質的なゼロ金利政策）と同時に、5兆円規模の資産買入れを行う「包括的な金融緩和政策」[注1]を導入したことを受け、10年国債金利は0.8％台と、一段と低下した。

その後、11月の米国のQE2[注2]開始等を受けた景気回復期待により、国内金利が反転上昇する場面もみられた。しかし、23年3月に東日本大震災が発生し、国内景気の下振れ懸念が浮上したことに加え、国外でも、米国の景気回復期待が後退したほか、イタリアやスペインの財政不安やギリシャのユーロ離脱懸念の高まりなど欧州不安が断続的に再燃したことを受け、投資家のリスク回避姿勢は再び強まった。こうした状況下、10年国債金利は海外金利に足取りを合わせ再びその水準を切り下げていった。

こうした金利低下の流れは、24年度に入っても継続した。12月に大胆な金融緩和を訴えた自由民主党が衆議院総選挙で圧勝し、日銀が新体制下で大胆な金融緩和に踏み切るとの期待が高まったことなどを受け、25年3月には10年国債金利が0.5％台まで低下した。

（注1）後編第1編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照
（注2）リーマン・ショック後の景気悪化に対するFedの量的緩和（Quantitative Easing：QEと呼ばれる）の第2弾。景気回復の促進とインフレ率の低下の阻止等を目的とし、6,000億ドルの米国債の購入を発表した。

（3）株式市場の動向

平成20（2008）年9月以降、リーマン・ショックによる世界的な信用収縮が発生し、株価・商品価格の急落に加え、急激な円高が進んだ（図1-1-12）。日経平均株価が10月に一時7,000円割れとなったほか、ドル円レートも12月には一時90円を割り込んだ。

こうした事態に対し、各国の政府・中央銀行は共同歩調をとり、大規模な景気浮揚策と金融緩和策を発動した。震源地となった米国では、11月以降、Fed（連邦準備制度）が3次にわたるQE（量的緩和政策）を断続的に実施した。一方、日銀も22年10月に包括的な金融緩和[注1]に踏み切り、量的緩和の強化とともにリスク性資産の買入れという異例の政策を打ち出した。他方、各国政府も、中

株価、バブル崩壊後の最安値を更新
（提供：時事）

図1-1-12　株価、為替レート

（備考）各種報道資料、Bloomberg等より作成

国における4兆元に及ぶ大型の景気浮揚策[(注2)]の実施をはじめ、財政出動に動いた。

世界的な金融緩和により供給されたマネーが資産市場に流入したこともあり、各国株価は21年3月を大底として反発に向かった。日経平均株価も、3月安値7,054.98円（終値ベース）で二番底を形成した後、米国株同様、上昇傾向が顕著となり、その後は22年4月高値1万1,339.3円（終値ベース）まで上昇を続けた。

しかし、22年夏場にかけてはギリシャなど南欧諸国の財政不安が相場の重石となったほか、国内では23年3月に東日本大震災が発生し、足踏み局面から持ち直しつつあった日本経済に再び打撃を与えることとなる。日経平均株価は地震発生直後に急落し、震災前の1万円台から一時8,000円台まで急落した。また、原発事故に対する懸念などを背景に一時的に海外市場でもリスクオフの展開となった。為替市場では、リスク回避と震災に伴う本邦勢のレパトリエーション（本国回帰）の思惑などから円が急伸し、ドル

円レートは一時76円台まで円高が進行した。

米国の低金利政策長期化の思惑などから米国株が堅調に推移した一方、震災の影響もあって日本株は軟調な展開が続き、日経平均株価はおおむね1万円を下回る水準で24年秋口まで一進一退を繰り返した。

しかし、11月に民主党の野田首相が衆議院解散を宣言し、政権交代が確実視されると潮目が変わる。12月に実施された総選挙で大胆な金融緩和を訴えてきた自由民主党が圧勝し、大幅な円安が進行するとともに株価も上昇基調に転じた。日経平均株価は1万円台を回復し、その後も第2次安倍内閣が打ち出したアベノミクスへの期待などを支えに堅調な推移を続けた。

（注1）後編第1編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照
（注2）中国政府は、平成21年11月に4兆元規模（当時の邦貨換算額で約56兆円）の大型景気刺激策を発表し、実施した。

3. 金融機関の動向

（1）損益の状況

平成20（2008）年に発生したリーマン・ショックは、日本の実体経済の落ち込みを通じ、本邦金融機関の経営にも大きな影響をもたらした（図1-1-13）。業績悪化への影響が特に大きかったのは、①非資金利益の減少を主因とするコア業務純益の減少、②有価証券関係損益の大幅な悪化、③信用コスト(注1)の急増である。これらの結果、20年度決算では、都市銀行、地域銀行(注2)の半数以上が最終赤字を計上することとなった。

ただし、こうした損失の規模も、欧米金融機関と比べれば相対的に小さく、経営の根幹を揺るがすまでには至らなかった。また、翌21年度以降は景気が緩やかな回復に転じたため、与信コストも縮小に転じ、本邦金融機関の利益水準は回復していくこととなった。その後、24年度決算においては、いずれの業態においてもリーマン・ショック以前の19年度並みあるいはそれを上回る水準の当期純利益を計上した。これは、貸出金利回りの低下の影響が貸出金残高の増加によりある程度相殺されるとともに、金利低下による債券売却益の確保や、信用コストの低下などが寄与したことが背景にあった。

この間、欧米大手行は、欧州債務危機等の影響を受け、引き続きリスク回避、バランスシート縮小を迫られることとなった。世界的な金融危機による傷が癒えきらぬまま新たな危機を迎えた欧米大手行の貸出余力が低下するなか、本邦金融機関はメガバンクを中心に国際的な地位が相対的に向上し、海外での貸出を増加させることになった。

しかしながら、総じてみれば、基礎的収益力を示す業務純益が、預貸金利鞘の縮小・

図1-1-13　損益状況

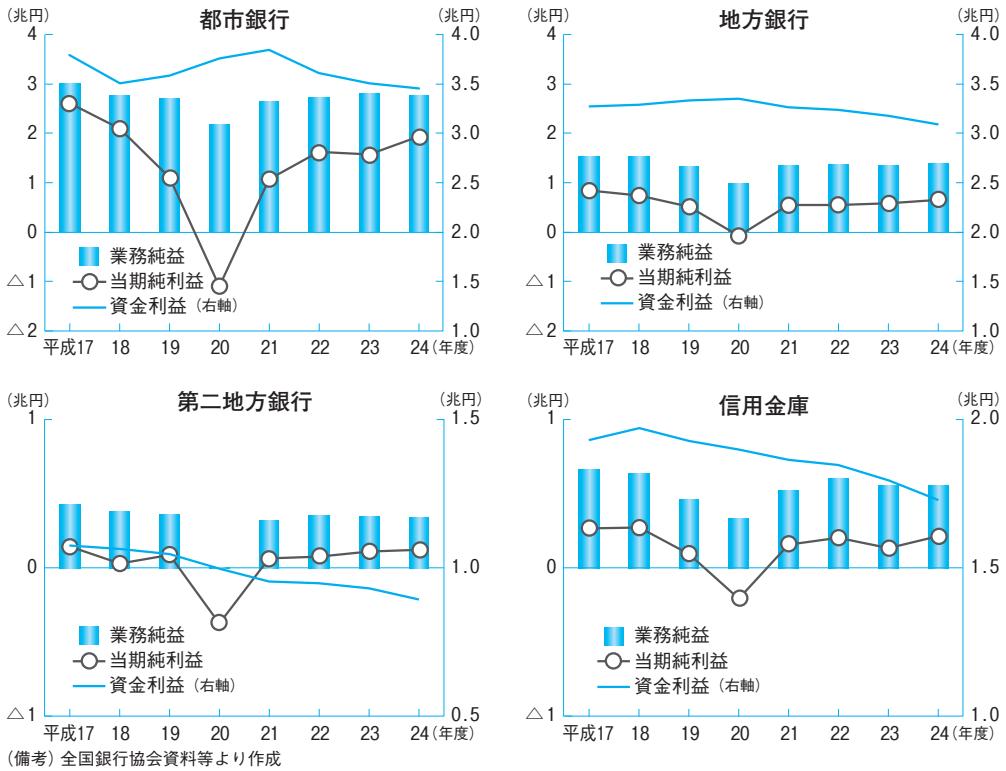

（備考）全国銀行協会資料等より作成

国内資金利益の減少を主因として、事業基盤が国内に集中する地域金融機関を中心に減少傾向をたどるなど、本邦金融機関を取り巻く経営環境は楽観視できない状況が続いた。

（注1）信用コストとは、債権の回収の危険性に応じて将来の損失発生に備えて計上する引当金や貸倒れと認められる額を償却する費用、債権を売却する際に発生する損失などの合計額をいう。
（注2）本年史では、特段の断りがない限り、地方銀行および第二地方銀行を合わせたものを地域銀行として取り扱う。

（2）自己資本等の状況

本邦金融機関は、リーマン・ショック以降、増資や内部留保の蓄積により、自己資本基盤の強化を図った。そのなかで、自己資本比率は、いずれの業態においても総じて上昇基調で推移した（図1-1-14）。特に、海外に営業拠点をもつ国際統一基準行においては、新しいバーゼル規制(注1)の導入に向けて、内部留保の蓄積が積極的に続けられた。

また、不良債権比率は、総じてみればリーマン・ショック以降もおおむね低水準で推移した（図1-1-15）。リーマン・ショック後、不良債権比率が米欧の銀行と比較しても低位にとどまった背景には、各種政策措置(注2)が実施されたことなどが影響したと考えられる。こうした政策措置の効果もあり、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災後

図1-1-14　自己資本比率

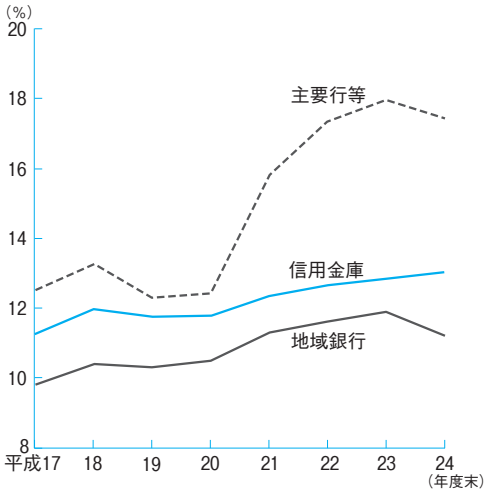

(備考) 1. 金融庁資料等より作成
2. 単体ベース
3. 平成24年度 (25年3月期) の主要行等の計数は、国際統一基準行ベース (バーゼルⅢ適用開始)

図1-1-15　不良債権比率

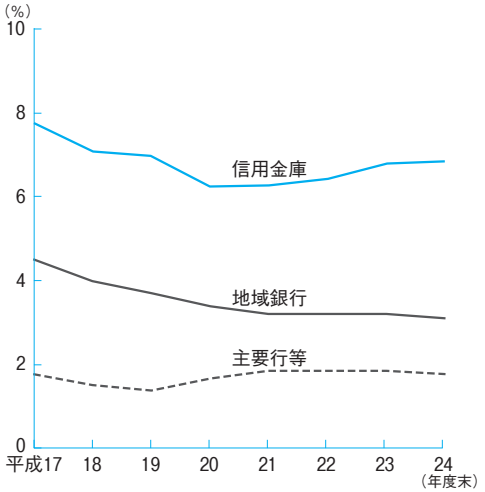

(備考) 1. 金融庁資料等より作成
2. 金融再生法ベース

も企業の倒産件数に目立った増加はみられなかった。

(注1) 新たな自己資本比率規制の概要については、後編第2編第1章第2節6. 新しい自己資本比率規制を参照
(注2) 平成20年11月に金融庁が導入した「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」により、貸出条件を変更した債権であっても、合理的かつ実現可能性が高い抜本的な経営改善計画があれば、要管理債権としない取扱いに変更された。また、21年12月の「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 (中小企業金融円滑化法)」施行に伴い、一定の条件を満たす債務者に対する貸出は、条件変更後当初1年間は貸出条件緩和債権としない取扱いに変更された。

(3) 再編等の状況

主要行等、地域銀行における主な再編等の状況は以下のとおり (表1-1-4)。

金融機関数の推移をみると、2000年代初頭までは不良債権問題等で疲弊した銀行がより規模の大きい銀行に統合される救済型の合併等が相次ぎ、減少に拍車がかかったが、その後は減少ペースが緩やかになった (図1-1-16)。ただし、地域銀行については、リーマン・ショック後の平成22 (2010) 年度から24年度にかけて合併や経営統合の動きが再び増加する傾向もみられた。

図1-1-16　金融機関数

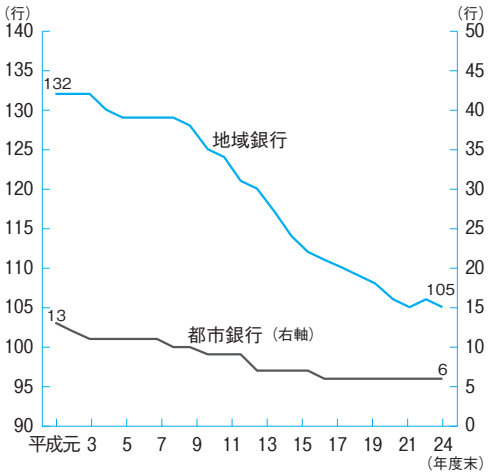

(備考) 1. 預金保険機構資料より作成
2. 表示数値は平成元年度末および24年度末の計数

表1-1-4　主な再編等（平成21～24年度）

業　態	金融機関	形　態	内　　容
主要行等	りそな銀行、りそな信託銀行	合併	平成21年4月1日に合併
	中央三井トラスト・ホールディングス、住友信託銀行、中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行	経営統合・合併	23年4月1日に中央三井トラスト・ホールディングスと住友信託銀行が株式交換による経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングスが発足。ホールディングス傘下の住友信託銀行が24年4月1日に同じく傘下の中央三井信託銀行および中央三井アセット信託銀行を吸収合併。三井住友信託銀行が発足
地域銀行	池田銀行、泉州銀行	経営統合・合併	21年10月1日に池田銀行と泉州銀行が金融持株会社を設立（持株会社名：池田泉州ホールディングス）。両行は同持株会社の子会社となり、翌22年5月1日には、池田銀行を存続会社として泉州銀行を吸収合併（新銀行名：池田泉州銀行）
	荘内銀行、北都銀行	経営統合	21年10月1日に持株会社による経営統合 持株会社名：フィデアホールディングス
	関西アーバン銀行、びわこ銀行	合併	22年3月1日に合併 新銀行名：関西アーバン銀行
	関東つくば銀行、茨城銀行	合併	22年3月1日に合併 新銀行名：筑波銀行
	香川銀行、徳島銀行	経営統合	22年4月1日に持株会社による経営統合 持株会社名：トモニホールディングス
	十六銀行、岐阜銀行	経営統合・合併	22年12月22日に十六銀行が株式交換により岐阜銀行を子会社化。その後、24年9月18日に合併（新銀行名：十六銀行）
	北九州銀行	設立	23年10月3日に山口銀行の九州域内における事業を分割し承継する吸収分割を経て、営業を開始した 免許付与日：23年9月16日　営業開始日：23年10月3日
	きらやか銀行、仙台銀行	経営統合	24年10月1日に持株会社による経営統合 持株会社名：じもとホールディングス

（備考）金融庁資料、全国銀行協会資料等より作成

第２節　金融システムの動向

１．中小企業金融円滑化法の制定および2度にわたる同法の期限延長

平成20（2008）年9月のリーマン・ショックに端を発した世界的な金融・資本市場の混乱は、我が国経済・金融に甚大な影響をもたらし、中小企業の業況・資金繰りも大幅に悪化した(注1)。

こうした状況を踏まえ、金融庁担当政務三役(注2)が21年9月29日に「『貸し渋り・貸し剥がし』対策の検討について」を公表し、金融庁は「貸し渋り・貸し剥がし」対策について検討を開始した。そして、10月20日、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「中小企業金融円滑化法」という。）案を核とした「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ」の骨子を公表した（図1-2-1）。

中小企業や住宅ローンの借り手から申込みがあった場合に、金融機関に対して貸付条件変更を行う努力義務を課した中小企業金融円滑化法案は、10月30日に国会に提出され、11月30日に可決成立し、12月3日に公布（12月4日施行）された。

図1-2-1　中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ

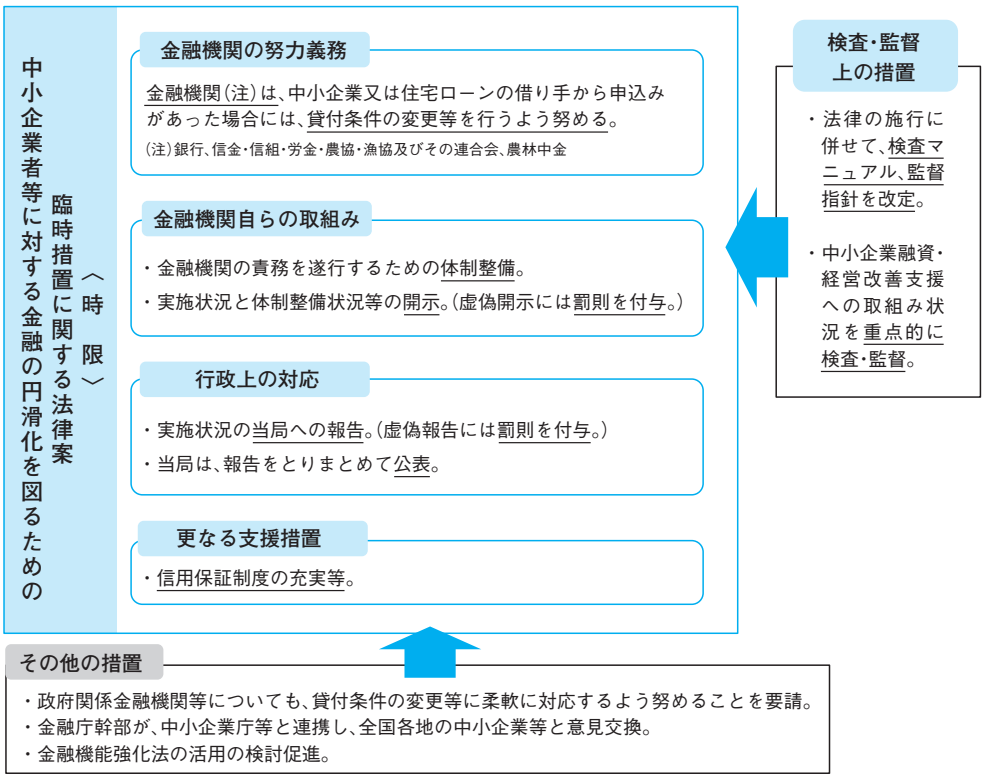

（備考）金融庁資料

中小企業金融円滑化法の期限（23年3月末）が近づいた22年12月14日、金融庁は、中小企業者等の業況・資金繰りが依然厳しく、先行きの不透明感から、今後、一定の貸付条件変更等への需要があると判断し、同法の期限を24年3月末まで1年間延長する方針を公表した(注3)。中小企業金融円滑化法の期限を延長するための改正法案は、23年1月25日に国会に提出され、3月31日に可決成立し、同日に公布・施行された。

中小企業金融円滑化法の延長により金融庁は、金融機関が貸付条件の変更を行っている間に、コンサルティング機能を十分に発揮することで、中小企業者の経営改善が着実に図られ、返済能力改善等につながる流れを定着させようとした。

しかし、金融機関による貸付条件変更等の実行率が9割を超える水準となっていることに加え、金融機関間の連携が進む一方で、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題がみられるようになっていた。

このような点を勘案し、金融庁は、23年12月27日、金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推進する環境整備を円滑に進めるため、中小企業金融円滑化法を25年3月末まで最終延長する旨を公表した(注4)。中小企業金融円滑化法の期限を延長するための改正法案は、24年1月27日に国会に提出され、3月30日に可決成立し、31日に公布・施行された。

また、4月20日、内閣府、金融庁および中小企業庁は、連名で「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（以下「政策パッケージ」という。）を公表した。政策パッケージでは、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るために取り組むべき施策がまとめられた（表1-2-1）。

表1-2-1　中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージの概要

金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮	金融庁は、以下の施策を実施 ・各金融機関に対する、中小企業に対する具体的な支援の方針や取組状況等についての集中的なヒアリング（「出口戦略ヒアリング」） ・抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する旨の監督指針への明記
企業再生支援機構（以下「機構」という。）および中小企業再生支援協議会（以下「協議会」という。）の機能及び連携の強化	内閣府、金融庁、中小企業庁は、緊密に連携して以下のような施策を実施 ・機構における、①企画・業務統括機能の強化、②中小企業の実態に合わせた支援基準の見直し、③専門人材の拡充、④協議会との連携窓口の設置 ・協議会における、①案件の処理期間の大幅短縮化、②専門人材の確保・人員体制の拡充、③最適な解決策の提案など相談機能の充実 ・協議会と機構の連携強化による、①中小企業の支援の手法等に係る改善や指針等の策定、②案件の相互仲介ルールの策定、③協議会や金融機関に対する専門人材の紹介体制の構築 ・機構・協議会・中小企業再生支援全国本部との間の「連携会議」の設置
その他経営改善・事業再生支援の環境整備	内閣府、金融庁、中小企業庁は、以下のような施策を実施 ・協議会と機構を核とした「中小企業支援ネットワーク」の構築 ・事業再生ファンドの設立の促進

（備考）金融庁資料より作成

（注1）信金中金の全国中小企業景気動向調査では、リーマン・ショック直後の平成20年10～12月期の業況判断D.Iが△42.7となり、前期（7～9月期）比11.0ポイント悪化した。前期比で10ポイント以上悪化したのは13年1～3月期以来であった。また、21年1～3月期の業況判断D.Iは△55.3（前期比△12.6ポイント）となり、バブル崩壊後最悪の値を示した。なお、業況判断D.Iが2四半期連続で10ポイント超悪化したことははじめてであった。

（注2）大臣、副大臣および政務官

（注3）金融庁「中小企業金融円滑化法の期限の延長等について」（平成22年12月14日）

なお、金融庁は、延長にあわせて以下のような施策を講じ、中小企業金融円滑化法の期限後も、金融機関による金融仲介機能が適切に発揮される環境の整備を目指すとともに、引き続き中小企業の資金繰りに万全を期す旨を公表した。

①金融機関による開示・報告内容の見直し

・金融機関による開示・報告資料の大幅な簡素化（開示・報告に係る事務負担の軽減）

②金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進

・金融機関がコンサルティング機能（経営相談・指導等、事業再生等）の発揮に際し、果たすべき役割を具体化する方向で監督指針を改定

・法の実施状況に関する検査の一巡後、通常の検査において「金融円滑化編」に基づく検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施

③その他

・中小企業金融に関する実態把握、金融機関に対する金融円滑化の要請の継続

・改正金融機能強化法の活用の検討促進

（注4）金融庁「金融担当大臣談話－中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について－」（平成23年12月27日）

なお、金融庁は、最終延長にあわせて以下のような施策に集中的に取り組むことを公表した。

①金融の円滑化に係る取組み

・金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

・新規融資の促進を図るための、資本性借入金等の活用および動産担保融資（ABL）等の開発・普及等

・金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料のさらなる簡素化等

②金融規律の確保に係る取組み

・実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・進捗状況の適切なフォローアップ

・対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施

・金融機能強化法の活用

③中小企業等に対する支援措置に係る取組み

・企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化を徹底

・中小企業再生支援協議会との連携強化

・産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化

・事業再生等の支援を図るための、様々な制度・仕組みの活用

2. 貸金業法施行に伴う金融機関の消費者向け貸付けへの積極的取組み

平成18（2006）年12月20日に「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、「貸金業の規制等に関する法律」の法律名が「貸金業法」へと変わった(注1)。貸金業法は、貸金業者への規制を通じて新たな多重債務者の発生を防ぐことを目的としていたが、一方で貸金業者による急激な与信の引締め等が生じないよう、19年1月20日、12月19日、21年6月18日、22年6月18日の4段階で施行された(注2)。

一方、金融庁は、消費者金融市場を中長期的に健全な市場として形成する観点から、信用金庫等金融機関が社会的責任を踏まえて消費者向け貸付けに積極的に取り組むこと

を期待していた。そして、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」および「主要行等向けの総合的な監督指針」を22年6月18日に改正し、「消費者向け貸付けを行う際の留意点」を新設した。このなかでは、主な着眼点として、①改正貸金業法の趣旨を踏まえた適切な審査態勢等の構築、②審査等における第三者が保有する信用情報の利用、③法令遵守等が示された。

これに伴い、メガバンクをはじめ多くの銀行では、低金利環境下での収益源の多様化に向けて、①カードローン利用限度額の引上げや貸出金利の引下げ等優良顧客の獲得に向けた商品性の見直し、②テレビCMやインターネットでの広告・宣伝の拡大、③インターネット申込受付の開始、④審査書類である年収証明書の徴求基準の引上げ等を実施し、カードローン推進に積極的に取り組んだ。その結果、これまで横ばいであった銀行のカードローン等残高は23年度末から増加に転じた。(注3)(注4)

信用金庫業界においても、カードローンへの積極的な取組みがみられた。信金中金の子会社である信金ギャランティが提携する信用金庫数は、18年度末の158金庫から24年度末には231金庫へと増加した。また、業界内の保証会社であるしんきん保証基金では、信用金庫から持ち込まれるカードローンに係る保証案件の件数が19年度以降増加した。(注5)

(注1) 法改正の背景には、多重債務問題の深刻化に加え、平成15年8月1日に公布（16年1月1日施行）された「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」の附則で施行後3年を目途として必要な見直しを行うこととされていたことなどがあった。

(注2) 貸金業法は、次のとおり4段階に分けて施行された。
①第1段階（施行日：平成19年1月20日）：罰則の引上げ
②第2段階（同：19年12月19日）：新貸金業協会の設立、取立規制の強化等
③第3段階（同：21年6月18日）：貸金業務取扱主任者の国家資格の創設、財産的基礎の2,000万円への引上げ、指定信用情報機関の指定申請の受付けの開始
④第4段階（同：22年6月18日）：総量規制の導入（借入残高が年収の3分の1を超える者への新規の貸付けを停止）、上限金利の引下げ（年利29.2%→15～20%）、貸金業務取扱主任者の営業所への配置の義務化、財産的基礎の5,000万円への引上げ等

(注3) 業態別のカードローン等残高は次のとおり。

（単位：億円）

	平成18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
国内銀行	34,335	33,451	32,844	32,915	32,554	33,124	35,442
信用金庫	7,076	6,656	6,255	5,931	5,664	5,401	5,326

	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
国内銀行	41,097	46,177	51,300	56,112	58,207	57,064	55,332
信用金庫	5,441	5,677	5,861	6,083	6,243	6,244	6,106

（備考）日本銀行「貸出先別貸出金」より作成

(注4) 銀行がカードローンを推進するなか、その推進姿勢に対して、数多くの批判・指摘が向けられたことなどを背景として、平成28年10月以降、金融庁は、銀行等にヒアリングを行い、30年1月26日、「銀行カードローン検査　中間とりまとめ」を公表した。

（注5）しんきん保証基金のカードローンに係る新規保証取扱件数は次のとおり。

（単位：件）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	92,281	102,345	112,826	116,192	120,339	116,342	129,231

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
件数	142,832	178,573	217,996	236,765	213,784	168,171	148,113

（備考）しんきん保証基金ディスクロージャー誌より作成

3. 東日本大震災を受けた金融機能の確保のための金融機能強化法の改正

東日本大震災は、人的被害のみならず、インフラや経済にも甚大な被害をもたらし、内閣府（防災担当）が平成23（2011）年6月24日に公表したインフラ等の被害額推計は、阪神・淡路大震災の約9兆6,000億円を大きく上回る約16兆9,000億円となった(注1)。また、23年の「中小企業白書」によれば、青森県、岩手県、宮城県および福島県における商工業・観光業の被害額推計は、1兆2,936億円であった。

金融庁は、甚大な被害をもたらした東日本大震災により、今後、金融機関に様々な影響が生じ得ることを踏まえ、23年5月13日に、金融担当大臣談話「東日本大震災を受けた金融機能の確保について」を公表した。談話では、「地域における面的な金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心していただける、万全の枠組みを設けることが適切と考え、金融機能強化法を改正するための法案を国会に提出することとしております。」との発表が行われた。「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下「金融機能強化法」という。）は、16年6月18日に公布（8月1日施行）され、金融機能の強化を通じて地域経済の活性化を図るため、国が金融機関に対して資本参加することを可能とする法律であった(注2)。また、同法は、リーマン・ショックを契機とした世界的な金融危機の発生時には、地域金融機関による中小企業金融の円滑化を図るため、20年3月末で期限切れとなっていた国の資本参加の申請期限を24年3月末まで延長するなどの改正が行われた（20年12月16日公布、17日施行）。

金融庁は、東日本大震災がもたらした国難ともいえる事態に対処するため、金融機能強化法に震災の特例を設けて国の資本参加要件を緩和し、被災地での円滑な信用供与を実施するため自己資本の充実を図る必要がある金融機関に資本参加を行うこととした。信金中金は全信協とともに、特例の検討段階から、信用金庫が同法に基づいて国の資本参加を受ける場合の業界負担割合の極小化など、信用金庫業界の意見を踏まえた要望を金融庁に対して行った。

そして、23年5月27日に、「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成

の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」[注3]案が国会に提出され、6月22日に可決成立し、6月29日に公布（7月27日施行）された。

震災の特例には、申請を行ったすべての金融機関等に適用される「一般的特例」と協同組織金融機関のみに適用される「協同組織金融機関向け特例」（以下「協金特例」という。）があり、「一般的特例」では、経営強化計画の記載事項や国の資本参加の基準が緩和された（図1-2-2）ほか、国の資本参加のコストがTIBOR＋1～2％程度から政府保証調達やTIBOR並みに引き下げられた。

「協金特例」は、信用金庫をはじめとする協同組織金融機関が限定された営業地区を基盤とし、人的に結合した会員組織である一方、信金中金などの中央機関が一定の指導的役割を担っているという特性をもつため、その特性に応じる形で設けられたものであった。「協金特例」では、自ら被災したり、被災者への貸付けを相当程度有しているなど、東日本大震災により今後の財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関について、中央機関との間で経営指導契約を締結することにより、国と中央機関が共同

図1-2-2　一般的特例の概要

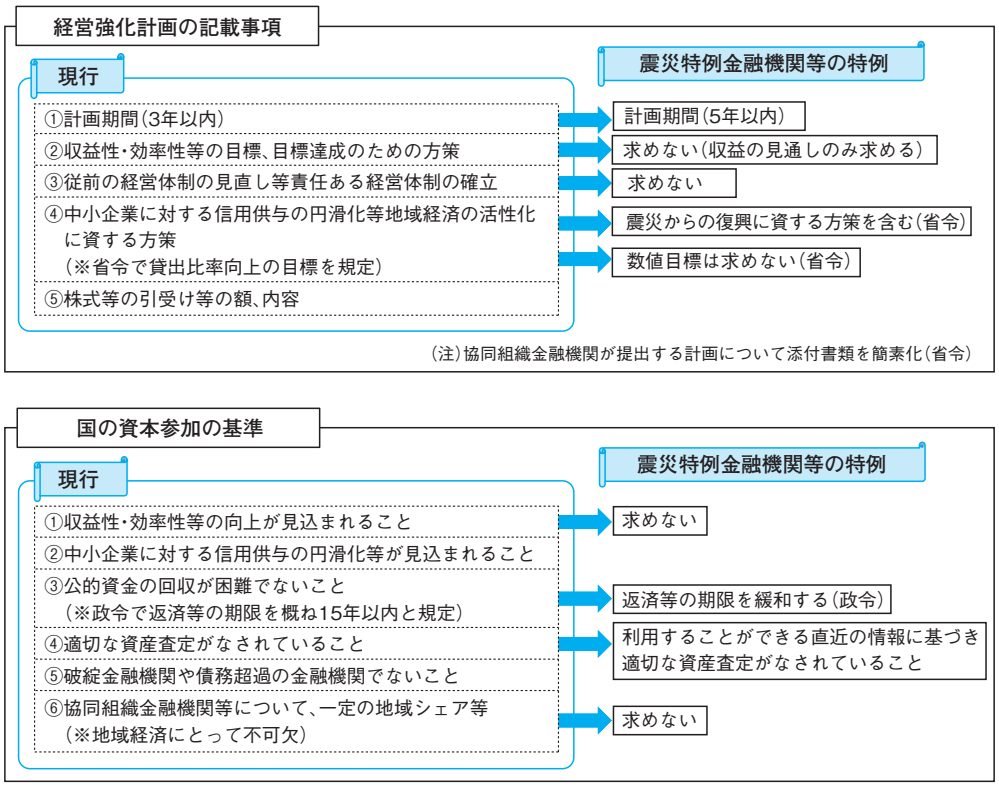

（注）既に国の資本参加を受けている金融機関が震災特例金融機関等であるときは、経営強化計画の変更時等に経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の特例を適用
（備考）金融庁資料

で資本参加できることとされた[注4]（図1-2-3）。加えて、10年（延長可）経過までに、財務状況が一定以上悪化している場合には、資本の整理を含む事業再構築を行うことになっているが、この場合、資本整理のための財源は預金保険機構の一般勘定（保険料）および早期健全化勘定の資金を活用することとされた。

なお、協金特例を活用して申請を行った信用金庫は、宮古信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫およびあぶくま信用金庫の4信用金庫であった[注5]。

図1-2-3　国と中央機関とで協同組織金融機関に資本参加する方式

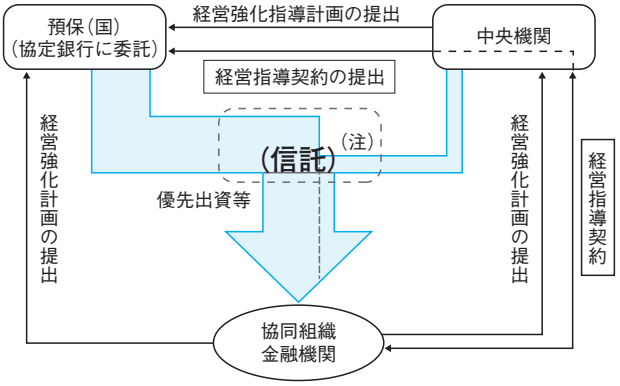

（注）資本参加の具体的な流れ
経営指導契約の内容を含め、国が審査し、資本参加を決定
①中央機関が協同組織金融機関に優先出資または劣後ローンにより資本参加
②中央機関の資本参加を信託受益権化
③預保が信託受益権をリスク分担に応じて買い取ることにより中央機関による資本増強を国が補完

（備考）1. 金融庁資料
2. 国（協定銀行）が取得する信託受益権等の額は、50億円以下の金額に10分の8を乗じて計算した金額と50億円を超える金額に10分の9を乗じて計算した金額との合計額が目安とされた（金融庁総務企画局「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」（平成23年7月））

（注1）内閣府（防災担当）「東日本大震災における被害額の推計について」（平成23年6月24日）。なお、このなかでは、参考として、内閣府（経済財政分析担当）による約16兆～約25兆円という被害額推計が併せて示されている。

（注2）平成14年10月30日に公表された「金融再生プログラム」において、「金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置を講ずる。」とされたことを受け、金融審議会金融分科会第二部会が「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」をとりまとめた。これを踏まえて、金融機能強化法案が16年2月6日に国会に提出され、6月14日に可決成立した。

（注3）「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」の一部改正は、金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を改正金融機能強化法による国の資本参加の申込期限にあわせ、平成29年3月31日まで延長することを内容としたもの

（注4）平成24年3月末までとされていた国の資本参加の申請期限は、震災からの復興が中長期にわたると想定されたため、29年3月末まで延長された。

（注5）後編第1編第2章第3節3. 東日本大震災被災4信用金庫に対する資本支援を参照

4. 信用金庫による取引先企業の海外子会社への直接貸付等の解禁

平成26（2014）年の「中小企業白書」によれば、海外子会社を保有する中小企業[注1]の割合は、13年度の9.3%から、10年後の23年度には13.4%となり、4.1ポイント上昇した[注2]。また、信金中金が23年8月から12月にかけて実施した第9回「信用金庫取引先海外事業調査[注3]」では、有効回答先7,591先のうち約4割が海外進出済みもしくは進出予定であると回答していた。このように、信用金庫取引先などの中小企業は、海外子会社を設立し、

活発な海外進出を行っている状況にあった。

しかし、当該子会社は、事業規模等の問題によって現地金融機関等から借入れを行うことが困難な場合も多かった。一方、信用金庫が会員以外の者に対して行うことができる貸付け等は信用金庫法施行令第8条に、また、信用金庫の付随業務として行える債務保証は信用金庫法施行規則第50条に規定されており、信用金庫は、取引先が海外に設立した子会社に貸付けや債務保証が行えなかった。

こうしたなか、政府の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に、日本企業の海外展開支援として、「信用金庫・信用組合による会員・組合員の海外子会社への融資等の解禁」が盛り込まれ、25年1月11日に閣議決定された。

そして、上記閣議決定を踏まえ、金融庁は、信用金庫法施行令および信用金庫法施行規則を改正し、3月29日に公布・施行した。

これにより、信用金庫は取引先の海外子会社に対する貸付けおよび当該子会社の他金融機関からの借入れへの債務保証が可能となった（図1-2-4）。

図1-2-4　信用金庫・信用組合による会員・組合員企業の海外子会社への直接貸付等の解禁の概要

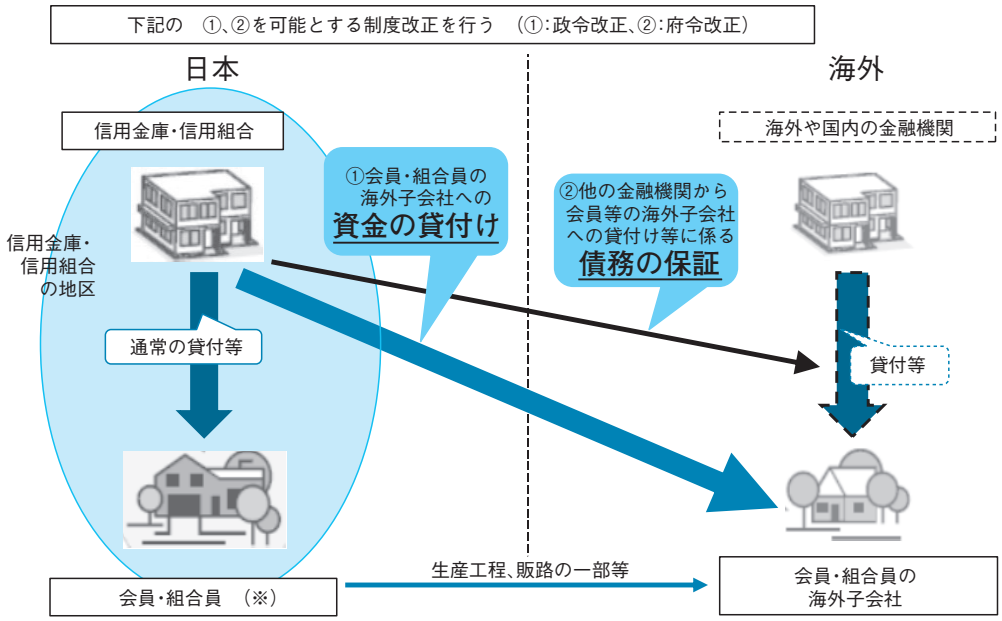

※信用金庫の会員、信用組合の組合員は定款（金融庁が認可）に定められた地区に事業所や住所を持つ中小企業や個人。
（備考）金融庁資料

（注1）調査対象となった中小企業は従業員50人以上かつ資本金3,000万円以上の企業
（注2）製造業に限ると、海外子会社を保有する中小企業の割合は、平成14年度の14.1％から23年度には18.9％に4.8ポイント上昇した。
（注3）全国の信用金庫取引先を対象として2年ごとに実施している。

5. 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理

協同組織金融機関制度は、平成初期に議論(注)が行われて以降、抜本的な議論はなかったが、平成19(2007)年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」に「協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する法制の見直し」が盛り込まれ、20年3月、金融審議会金融分科会第二部会の下に「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「ワーキング・グループ」という。)が設置され、約20年ぶりに協同組織金融機関について議論されることとなった。

ワーキング・グループでは、「①協同組織金融機関の本来的な役割は、相互扶助という理念の下、中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくこと、②一方、協同組織金融機関をめぐる状況の変化等を受け、協同組織金融機関が担うべき役割を十全に果たしていないのではないか、との問題意識が存在、③協同組織金融機関が担うことが期待される役割について、その発揮の阻害要因の特定及び一層の発揮のための方策や制度・環境整備のあり方を検討することが必要」との3つの視座から協同組織金融機関がとらえられた。

以上の3つの視座をベースとして、「地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割」「業態別のあり方」「ガバナンスのあり方」「業務等のあり方」「連合会(中央機関)のあり方」が議論され、21年6月29日に中間論点整理報告書(以下「報告書」という。)が公表された(図1-2-5)。

「地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割」については、預貸率の低下など、従来の融資を通じた金融仲介機能の伸び悩みがみられるなか、協同組織性の強みであるきめの細かい金融サービスを提供する観点から、中小企業再生支援機能、生活基盤支援機能、コンサルティング機能などの役割を積極的に果たしていくことが望まれる旨等が提言された。

「業態別のあり方」については、協同組織金融機関と地域銀行が横並びで発展していくのではなく、協同組織金融機関としての本来の強みを十分に活かすため、例えば、中小企業のニーズに対応した資金融通、情報提供、コンサルティング等のきめ細かいサービスの提供に経営資源を投入するなど、業務の「選択と集中」を図っていくことが望まれる旨等が提言された。

「ガバナンスのあり方」については、総代会制度に係る開示項目の業界内統一、開示方法の拡大(会員との懇談会やホームページでの公表等)、総代選出方法の工夫等総代会機能の向上、半期決算・半期開示、半期監査への自主的取組みの推進が望まれる旨等

図1-2-5　協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理の概要

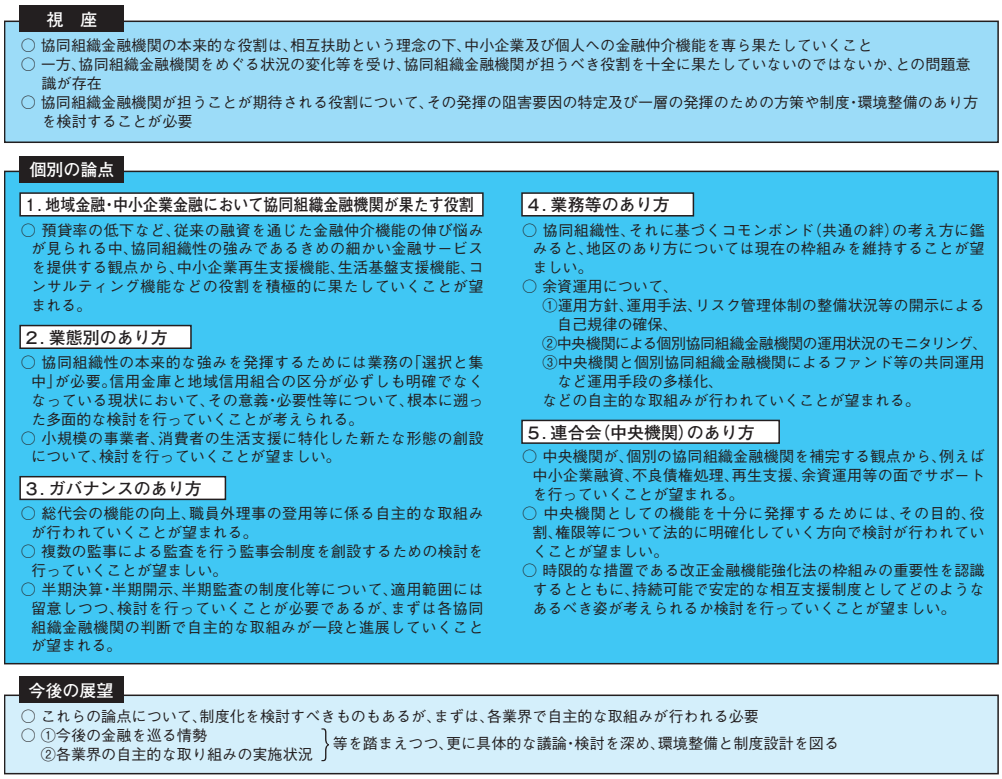

（備考）金融庁資料

が提言された。

「業務等のあり方」では、余資運用について、①運用方針、運用手法、リスク管理体制の整備状況等の開示による自己規律の確保、②中央機関による個別協同組織金融機関の運用状況のモニタリング等について、自主的な取組みが行われていくことが望まれる旨等が提言された。

「連合会（中央機関）のあり方」については、中央機関が、個別の協同組織金融機関を補完する観点から、例えば中小企業融資、不良債権処理、再生支援、余資運用等の面でサポートを行っていくこと、中央機関としての機能を十分に発揮するためには、その目的、役割、権限等について法的に明確化していく方向で検討が行われていくことが望まれる旨等が提言された。

（注）金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告「協同組織形態の金融制度のあり方について」（平成元年5月15日）が公表された。

第３節　信用金庫の動向

1．信用金庫数、店舗数、常勤役職員数等の動向

平成21（2009）年度から24年度における信用金庫数は、4年間で9金庫減少し、24年度末には270金庫となった（表1-3-1、図1-3-1）。

これは、リーマン・ショック以降の深刻な景気後退に伴い、中小企業の業況も急激に悪化し、21年度を中心に、信用金庫が合併等による経営基盤強化の動きを強めたことなどが背景にあった（表1-3-2）。

店舗数は、合併等に伴う重複店舗の統合や不採算店舗の廃止などにより、4年間で167店舗減少し、24年度末には7,504店舗となった。

表1-3-1　信用金庫数、店舗数、常勤役職員数、会員数

（単位：店、人）

	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
店舗数	7,671	7,619	7,584	7,535	7,504
本店（信用金庫数）	279	272	271	271	270
支店	7,126	7,089	7,052	7,005	6,982
出張所	266	258	261	259	252
常勤役職員数	114,012	115,633	115,960	115,260	113,800
常勤役員	2,290	2,271	2,258	2,238	2,238
職員	111,722	113,362	113,702	113,022	111,562
男子	76,956	76,640	75,867	74,678	73,078
女子	34,766	36,722	37,835	38,344	38,484
会員数	9,311,661	9,317,116	9,318,325	9,318,366	9,305,143

図1-3-1　金庫数と店舗数

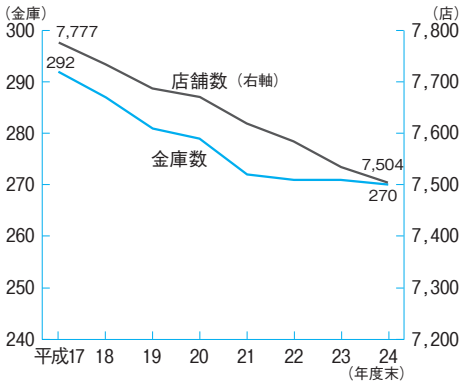

表1-3-2　信用金庫の合併

年度	年月日	変更前（旧金庫名）	変更後（新金庫名）	都道府県
平成21	21年 7月13日	羽後 秋田ふれあい	羽後	秋田
	21年10月13日	西中国 岩国 （下関市職員信組）	西中国	山口
	21年11月 9日	八戸 あおもり 下北	青い森	青森
	21年11月24日	北見 紋別	北見	北海道
	22年 1月12日	山口 萩	萩山口	山口
	22年 2月15日	杵島 西九州	九州ひぜん	佐賀
22	23年 2月14日	富山 上市	富山	富山
24	24年11月26日	東山口 防府	東山口	山口

図1-3-2　常勤職員数と女性職員比率

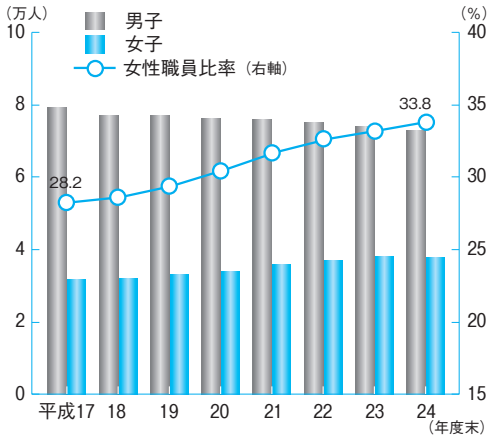

（備考）1．パート・派遣職員を除く。
2．女性職員比率は、常勤役職員に占める女性職員の割合

常勤役職員数は、4年間で212人減少し、24年度末には11万3,800人となった。内訳をみると、男性職員は、ベテラン層の退職が続いた一方で、経費削減の観点から、新卒採用を抑制したことなどが影響し、減少が続いた。一方で、女性職員は増加が続き、それにつれて女性職員比率は上昇傾向をたどり、24年度末には33.8％となった（図1-3-2）。女性職員数は、バブル崩壊後に進んだ全体的な採用抑制と事務職員のパート・派遣職員化などを受けて減少が続いていたが、その後は、事務職員採用の再開に加え、営業や管理職など、女性の活躍の場が広がったことを受けて、17年度末を底に増加に転じた。

なお、会員数は、所在がわからない、いわゆる「睡眠会員」の整理が進んだことなどにより、4年間で6,518人減少し、24年度末には930万5,143人となった。

2．主要勘定の動向

(1) 預　　金

平成21（2009）年度から24年度における預金（譲渡性預金を除く。）は、4年間で9兆4,232億円増加し、24年度末には124兆8,763億円となった（表1-3-3、図1-3-3）。年金資金の安定的な流入等が個人預金の増加を支えるなど、増加基調で推移した。

預金種類別にみると、要求払預金は、4年間で5兆2,649億円増加し、24年度末には43兆7,668億円となった。これは、①要求払預金と定期性預金の利回り差が縮小傾向で推移するなかで、年金資金などが滞留したこと、②23年3月の東日本大震災の発生後に

表1-3-3　信用金庫の預金種類別預金

（単位：億円）

	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
預金計	1,154,531	1,173,806	1,197,465	1,225,884	1,248,763
要求払	385,019	388,510	401,123	422,706	437,668
定期性	764,590	780,139	790,761	798,587	806,621
外貨預金等	4,921	5,157	5,580	4,590	4,472
実質預金	1,152,438	1,171,806	1,195,493	1,223,269	1,246,612
譲渡性預金	517	470	525	498	510

（備考）1．預金計には譲渡性預金を含まない。
2．実質預金は預金計から小切手･手形を差し引いたもの

図1-3-3　預金残高（預金種類別）

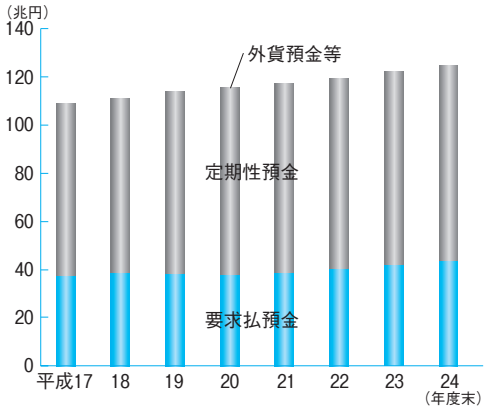

図1-3-4　個人向け国債の発行と償還

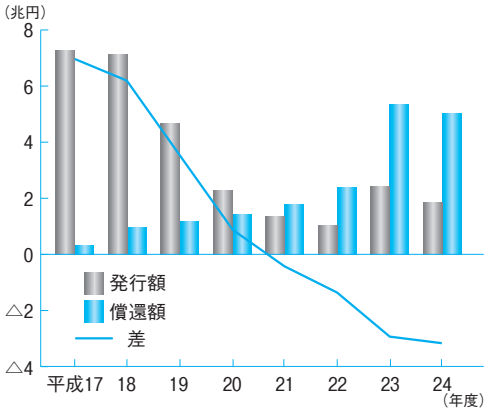

（備考）日本証券業協会資料より作成

は、被災者に支払われた生命保険・損害保険の保険金[(注1)]等の流入がみられたことなどが影響した。

また、定期性預金も、4年間で4兆2,031億円増加し、24年度末には80兆6,621億円となった。年金資金などが要求払預金に滞留する傾向があったものの、個人向け国債の償還金やゆうちょ銀行（旧日本郵政公社）の定額貯金の満期金[(注2)]が一部流入するなどしたことが下支えに寄与したこともあり、増加が続いた（図1-3-4）。

預金者別にみると、個人預金は、年金資金の安定的な流入に加え、個人向け国債の償還金やゆうちょ銀行の定額貯金の満期金の一部流入、震災の被災者に対する生命・損害保険金の流入などもあり、4年間で6兆9,685億円増加し、24年度末には101兆3,971億円となった（表1-3-4）。また、一般法人預金も、中小企業の業況の持ち直しなどにより、4年間で1兆7,080億円増加し、24年度末には19兆5,132億円となった。

（注1）東日本大震災の被災者に支払われた生命保険・損害保険の支払額は、生命保険（死亡保険金）が約1,599億円（生命保険協会集計、平成25年3月末時点）、損害保険（地震保険）が約1兆3,241億円（日本地震再保険社調べ、31年3月末時点）にのぼった。

（注2）郵便貯金の定額貯金（満期は最長で10年）は、平成2～3年度の高金利時に大量に預けられた歴史がある。この定額貯金は、12～13年度に一度満期を迎え、その多くが再預入された。22～23年度は、12～13年度に預入された定額貯金が満期を迎える時期であった（年度別の満期金は、22年度：12.0兆円、23年度：6.5兆円）。

表1-3-4　信用金庫の預金者別預金

（単位：億円）

	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
預金計	1,154,529	1,173,805	1,197,462	1,225,883	1,248,761
個人預金	944,286	960,208	978,354	998,543	1,013,971
一般法人預金	178,052	179,509	181,934	189,710	195,132
公金預金	22,184	23,233	25,841	26,732	28,403
金融機関預金	10,001	10,850	11,329	10,892	11,250
譲渡性預金	517	470	525	498	510

（備考）日銀「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による「表1-3-3　信用金庫の預金種類別預金」の預金計とは一致しない。

(2) 貸 出 金

平成21(2009)年度から24年度における貸出金は、4年間で1兆1,909億円減少し、24年度末には63兆6,874億円となった（図1-3-5、表1-3-5）。地方公共団体（以下「地公体」という。）向けは増加したものの、企業向けや個人向けは減少傾向をたどった。

図1-3-5　貸出金残高（貸出先別）

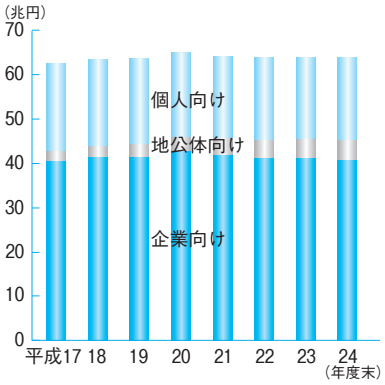

貸出先別にみると、企業向け貸出は、21年度に入って20年10月以降の緊急保証制度（原材料価格高騰対応等緊急保証制度）による貸出が一巡した反動減がみられた一方で、企業の資金需要が低迷を続けた結果、4年間で1兆7,970億円減少し、24年度末には40兆9,200億円となった。

また、個人向け貸出も、他業態との競合激化等により、4年間で6,218億円減少し、24年度末には18兆2,516億円となった。

一方、地公体向け貸出は、地公体の財政の厳しさに加え、公的資金補償金免除繰上償還(注)の影響により、4年間で1兆2,279億円増加し、24年度末には4兆5,157億円となった。貸出ウエイトこそ低いものの、地公体向け貸出の増加は、減少傾向が続いた企業向け貸出と個人向け貸出とは対照的であり、貸出金残高全体の下支えに一定程度寄与したといえる。

表1-3-5　信用金庫の貸出先別貸出金

（単位：億円）

	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
貸出金計	648,783	641,573	637,546	637,886	636,874
企業向け	427,170	420,924	414,550	413,127	409,200
地公体向け	32,878	36,815	40,814	42,638	45,157
個人向け	188,734	183,833	182,182	182,121	182,516

（備考）日銀「業種別貸出金調査表」より作成

（注）公的資金補償金免除繰上償還とは、地公体の厳しい財政状況を踏まえ、地方向け財政融資資金の金利5%以上の貸付金の一部について、新たに財政健全化計画等を策定し徹底した行政改革・経営改革を実施すること等を要件に、補償金を免除した繰上償還を認める制度である。同制度は、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として実施（3年間で約3.2兆円の繰上償還を実施）されたが、その後、22～24年度まで延長されている（3年間で約6,000億円の繰上償還を実施）。

(3) 余資運用資産

平成21（2009）年度から24年度における余資運用資産は、有価証券や預け金の増加により、4年間で12兆6,294億円増加し、24年度末には68兆9,163億円となった（表1-3-6、図1-3-6）。預金が増加する一方で貸出金が減少基調で推移し、預貸率が低下するな

表1-3-6　信用金庫の余資運用

（単位：億円）

	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
現金	16,741	15,872	16,187	15,189	14,501
預け金	214,336	227,793	258,109	264,639	275,885
うち信金中金預け金	181,259	190,076	208,325	207,198	211,611
コールローン	2,439	3,768	1,631	3,109	2,804
債券貸借取引支払保証金	759	150	59	0	0
買入金銭債権	2,653	3,090	2,839	3,289	3,493
金銭の信託	1,768	1,657	1,898	1,932	2,010
商品有価証券	36	51	52	44	53
有価証券	324,132	343,384	344,224	370,593	390,414
国債	97,509	104,547	96,241	103,325	105,777
地方債	37,995	47,258	56,047	64,594	72,574
短期社債	283	21	21	26	211
社債	129,396	137,250	140,598	153,025	162,413
株式	6,580	6,773	6,099	5,798	6,061
投資信託	6,602	6,037	5,664	5,747	6,701
外国証券	44,613	40,327	38,470	37,077	35,679
その他の証券	1,150	1,167	1,080	998	993
余資運用資産計	562,869	595,768	625,003	658,798	689,163

（備考）余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

か、余資運用資産の増加が続いた。

科目別にみると、預け金は、信金中金預け金等の増加により、4年間で6兆1,549億円増加し、24年度末には27兆5,885億円となった。リーマン・ショック後、国内外で金利低下が続くなど運用環境が悪化したこともあり、安全資産へのシフトが鮮明となった。

また、有価証券は、4年間で6兆6,282億円増加し、24年度末には39兆414億円となった。市場金利が低水準で推移したことなどを受けて国債がわずかな増加にとどまった一方、相対的に高い利回りが見込まれる地方債や社債などの増加は相対的に大きいものとなった（図1-3-7）。他方、外国証券や株式などは減少した。

図1-3-6　余資運用資産

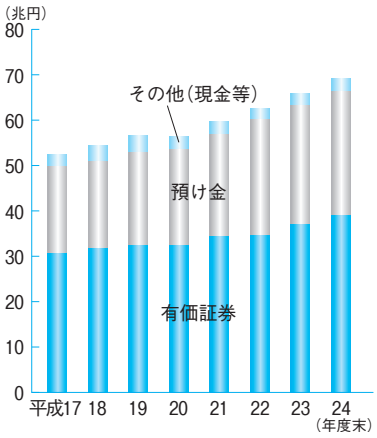

結果として、有価証券残高全体に占める円金利資産の割合が上昇した一方、一般に円金利資産に比べて価格変動が大きいリスク性資産の割合は低下した。

図1-3-7　有価証券残高

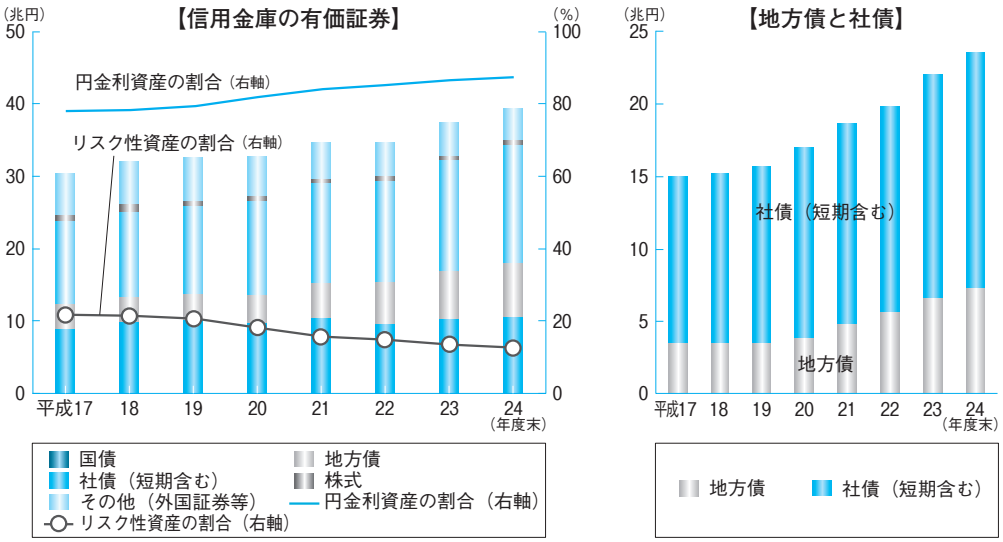

（備考）1. リスク性資産＝株式＋投資信託＋外国証券＋その他の証券
2. 円金利資産＝国債＋地方債＋短期社債＋社債

3. 決算状況

(1) 損益の状況

平成21（2009）年度から24年度における損益の動きをみると、最終損益である当期純利益（全信用金庫の合算ベース）は、リーマン・ショックの影響による落ち込みから持

表1-3-7　信用金庫の損益

（単位：億円）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
業務粗利益	18,000	19,690	20,420	19,684	19,427
資金利益	18,987	18,635	18,456	17,957	17,299
貸出金利息	16,408	15,515	14,755	14,121	13,403
預け金利息	1,920	1,739	1,490	1,183	1,013
有価証券利息配当金	4,299	4,330	4,204	4,105	4,064
預金利息	3,818	2,979	2,111	1,573	1,299
役務取引等利益	788	741	751	736	722
その他業務利益	△ 1,775	313	1,212	989	1,406
経費	14,630	14,336	14,465	14,358	13,963
人件費	8,630	8,469	8,534	8,466	8,358
物件費	5,697	5,572	5,635	5,599	5,326
一般貸倒引当金繰入額	28	102	△ 70	△ 206	△ 102
業務純益	3,341	5,251	6,025	5,532	5,566
（コア業務純益）	5,204	5,096	4,753	4,337	4,174
経常利益	△ 1,872	2,162	2,782	2,661	3,197
当期純利益	△ 2,086	1,540	2,001	1,355	2,165

（備考）1. 業務粗利益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋経費
2. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
3. コア業務純益＝業務純益－債券5勘定尻＋一般貸倒引当金繰入額

図1-3-8　当期純利益

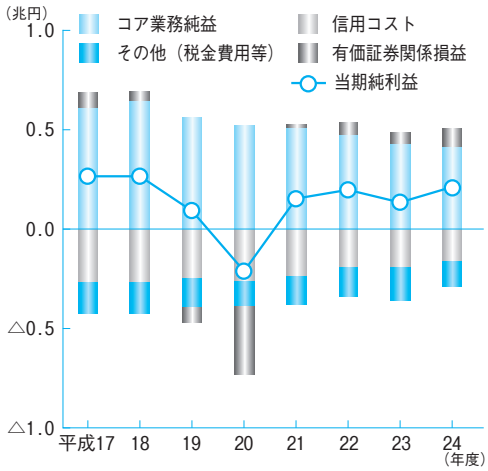

図1-3-9　業務粗利益

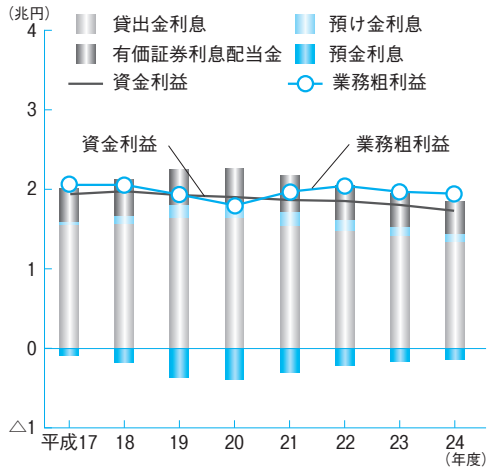

ち直しの動きをみせ、24年度まで4期連続の黒字を確保した（表1-3-7、図1-3-8）。ただし、これには倒産件数の減少や企業業績の持ち直しに伴う信用コストの減少のほか、債券売却益を中心とした有価証券関係収益の増加などによる押上げ効果の影響が大きかった。

本業部分に目を向けると、本業での基礎的収益力を示すコア業務純益(注)が18年をピークに24年度まで6期連続の減少となるなど、最終損益の堅調な推移とは対照的に、本業での収益力低下が続いた。

図1-3-10　経費と貸出金利息

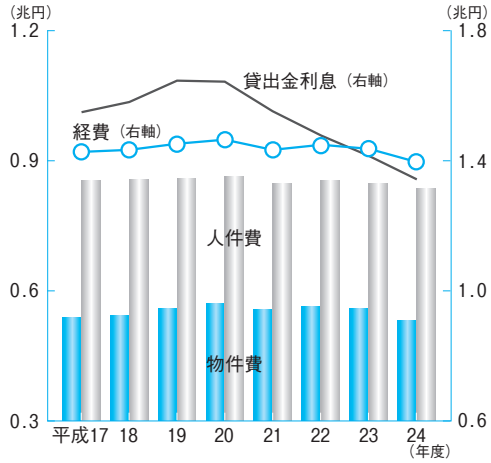

こうした状況を踏まえて、トップラインである業務粗利益の推移をみると、約9割を占める資金利益は減少傾向が続いた（図1-3-9）。これは、低金利環境下において貸出金利回りが低下し続けたほか、貸出金残高が減少したこともあり、貸出金利息の減少が資金利益を大きく押し下げた一方、短期市場金利がゼロ近辺で推移し、預金利回りの低下余地が小さかったことなどが影響した。

一方、経費については、人件費および物件費の減少により、減少傾向で推移したものの、収益の柱である貸出金利息の落ち込みペースがそれを上回り、23年度以降、経費が貸出金利息を上回る状況となった（図1-3-10）。

このように、信用コストの減少や有価証券関連収益による下支えによって最終損益は

押し上げられたものの、本業部分に関しては貸出金利息の減少によって収益力が低下するといった状況が続くなど、信用金庫業界を取り巻く収益環境は厳しさを増していった。

（注）コア業務純益は、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を戻し入れ、債券関係損益（債券5勘定尻）を差し引いたものである。このため、景気変動に伴う信用コストの増減や、保有債券の売却による益出しの影響を除いた本業での収益力を示す利益水準とされる。

（2）経営指標の状況

平成21（2009）年度から24年度における預貸率は、4年間で5.19ポイント低下し、24年度末には50.97％となった（図1-3-11、表1-3-8）。預金が増加する一方で貸出金が減少基調で推移したことが背景にある。

図1-3-11　預貸率

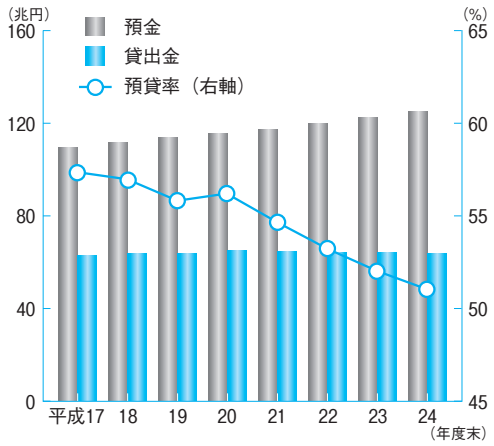

収益の柱である貸出金利回りは、リーマン・ショック後に日銀による緩和的な金融政策が続くなか、他行との金利競争や相対的に低利である地公体向け貸出の増加等もあり、4年間で0.45ポイント低下し、24年度には2.13％となった（図1-3-12）。

一方、預金利回りは、4年間で0.23ポイント低下し、24年度には0.10％となった。こちらも貸出金利回り同様、低下が続いたものの、短期市場金利がゼロ近傍で推移す

表1-3-8　信用金庫の経営指標

（単位：％）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
預貸率	56.16	54.63	53.21	52.01	50.97
預証率	28.06	29.24	28.73	30.21	31.25
資金運用利回り	1.91	1.79	1.66	1.54	1.44
貸出金利回り	2.58	2.43	2.33	2.23	2.13
余資運用利回り	1.14	1.07	0.96	0.85	0.79
有価証券利回り	1.29	1.29	1.22	1.15	1.08
資金調達原価率	1.61	1.48	1.39	1.31	1.23
預金利回り	0.33	0.25	0.17	0.12	0.10
経費率	1.27	1.23	1.21	1.17	1.12
人件費率	0.75	0.72	0.71	0.69	0.67
物件費率	0.49	0.47	0.47	0.45	0.42
預貸金利鞘	0.97	0.94	0.93	0.93	0.90
総貸金利鞘	0.30	0.30	0.27	0.23	0.21
ROA（総資産経常利益率）	△0.15	0.17	0.21	0.20	0.24
自己資本比率（単体）	11.80	12.34	12.67	12.85	13.04

（備考）預貸率、預証率、自己資本比率は年度末

図1-3-12　預貸金利鞘と貸出金利回り

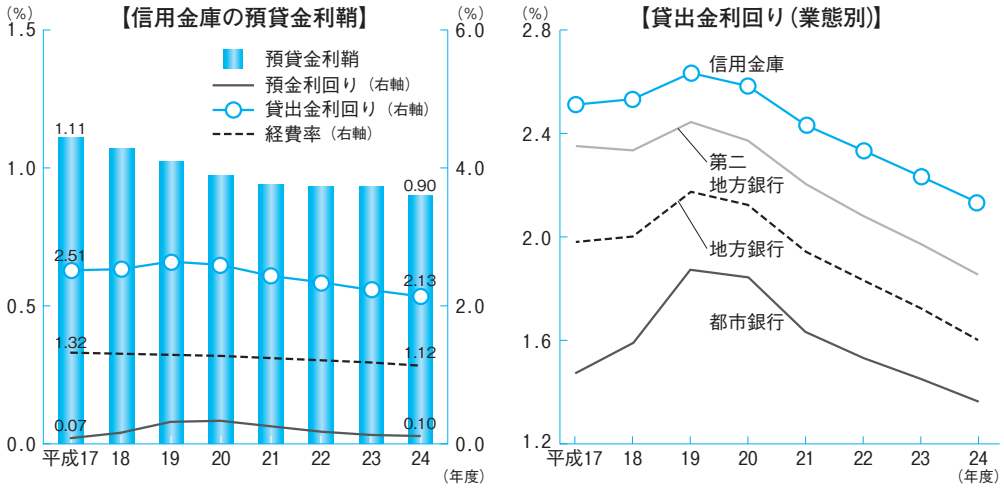

（備考）1.　預貸金利鞘＝貸出金利回り－預金利回り－経費率
2.　他業態の貸出金利回りの推移は全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」より作成

るなか、相対的に低下幅は小さかった。

また、経費率も、4年間で0.15ポイントの低下にとどまった結果、貸出金利回りの低下を経費率の低下でカバーできず、預貸金利鞘（＝貸出金利回り－預金利回り－経費率）は、縮小傾向が続いた。

こうしたなか、自己資本比率は、リーマン・ショック以降、内部留保の蓄積等により自己資本基盤の強化が図られたことなどから、4年間で1.24ポイント上昇し、24年度末には13.04％となった。

第2章　信金中央金庫の動向

第1節　資金調達・資産運用

1．資金調達の動向

平成21（2009）年度から24年度にかけての資金調達の動向をみると、信用金庫の貸出金が減少基調で推移し、預貸率が低下するなかで信用金庫からの余裕資金の流入が目立った。資金調達額は、預金の増加を主因として、4年間で2兆2,500億円増加し、24年度末には28兆4,914億円となった（図2-1-1、表2-1-1）。

図2-1-1　資金調達の状況

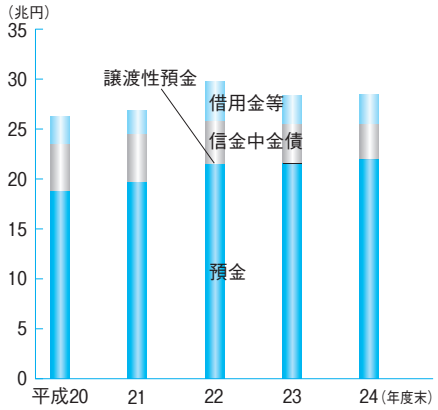

表2-1-1　資金調達の状況

（単位：億円、％）

	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
資金調達合計	262,414	268,556	297,446	283,989	284,914
前年度末比	11,251	6,141	28,890	△ 13,456	925
預金	188,199	197,333	215,806	216,086	220,103
前年度末比	1,863	9,134	18,472	279	4,017
構成比	71.7	73.5	72.6	76.1	77.3
要求払預金	23,179	22,263	22,403	19,534	19,223
定期性預金	163,795	173,772	192,431	194,886	199,717
１～３年もの	128,534	129,526	144,858	149,882	146,730
デリバティブ内包型預金	19,691	25,631	31,773	32,118	40,960
外貨預金等	1,224	1,298	971	1,665	1,162
譲渡性預金	10	29	5	4	17
信金中金債	47,288	48,158	43,406	39,658	35,483
前年度末比	2,686	869	△ 4,751	△ 3,747	△ 4,174
構成比	18.0	17.9	14.6	14.0	12.5
２年もの	－	－	－	－	－
５年もの	47,088	47,958	43,406	39,658	35,483
７年もの	－	－	－	－	－
10年もの	200	200	－	－	－
借用金等	26,915	23,035	38,228	28,240	29,309
前年度末比	7,504	△ 3,880	15,193	△ 9,988	1,068

(1) 預金の動向

資金調達の大宗を占める預金は、定期性預金の大幅増加を主因として、4年間で3兆1,904億円増加し、平成24 (2012) 年度末残高は22兆103億円となった。

預金種類別にみると、要求払預金は、普通預金等の減少により、4年間で3,956億円減少し、24年度末残高は1兆9,223億円となった。20年9月中旬以降、金融市場が混乱したことで信用金庫が流動性の確保を図ったため、20年度末の残高は2兆3,179億円まで増加していたが、その後は市場が落ち着きを取り戻したことで減少基調に転じた。

図2-1-2　デリバティブ内包型預金の残高

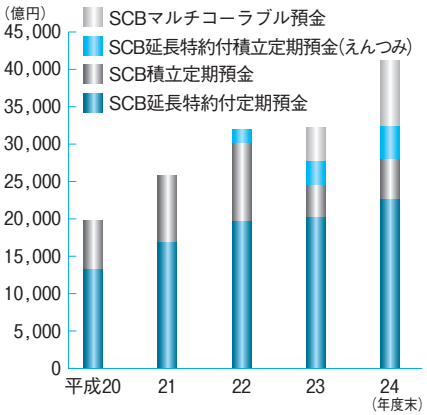

(備考)「SCB延長特約付積立定期預金（愛称：えんつみ)」は平成22年11月1日から、「SCBマルチコーラブル預金」は23年4月25日から取扱開始

一方、定期性預金は、4年間で3兆5,922億円増加し、24年度末残高は19兆9,717億円となった。これは、信用金庫の貸出金が減少基調で推移し、預貸率が低下するなか、信用金庫の余裕資金が①通常の定期預金よりも高利回りの運用が可能になるデリバティブ内包型預金や②1～3年ものを中心とした定期預金などに流入したことが寄与した。

なお、①については、「SCB積立定期預金」の満期受け皿・後継商品として、22年11月1日に「SCB延長特約付積立定期預金（愛称：えんつみ)」の取扱いを開始(注1)したほか、信用金庫の余資運用ニーズへの対応等の観点から、23年4月25日に「SCBマルチコーラブル預金」の取扱いを開始(注2)した。その結果、デリバティブ内包型預金全体の合計額は、4年間で2兆1,269億円増加し、24年度末残高は4兆960億円となった（図2-1-2)。

(注1)(注2) 後編第1編第2章第2節1. 各種金融商品の提供を参照

(2) 信金中金債の動向

信金中金債は、4年間で1兆1,805億円減少し、平成24 (2012) 年度末残高は3兆5,483億円となった。生命保険会社など機関投資家の資金運用ニーズが旺盛だったことから21年度には8,000億円程度の発行を行ったが、その後は、ALM上の観点から、債券発行による資金調達を抑制したことにより、各年の発行額が6,000億円程度にとどまり、各年の償還額

図2-1-3　信金中金債の発行と償還

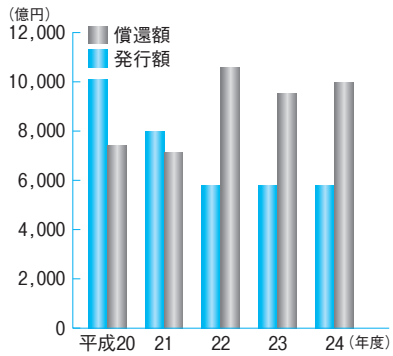

を下回った（図2-1-3）。

(3) 借用金等の動向

借用金等は、債券貸借取引受入担保金やコールマネーの増加により、4年間で2,393億円増加し、平成24（2012）年度末残高は2兆9,309億円となった（表2-1-2）。

その内訳をみると、借入金(注1)は、4年間で1兆1,264億円減少し、24年度末残高は8,118億円となった。20年9月中旬以降、金融証券市場が混乱し、期末の資金繰りに不透明感が生じたため、日銀オペ等で期越え資金を厚めに確保したことで20年度末には大幅増となっていたものの、その後は市場が落ち着いたため残高を大きく減少させた。

なお、この間、23年3月の東日本大震災の発生を受け、日銀による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション(注2)」に参加し、23年7月26日に1,062億円、24年7月26日に1,055億円の借入れをそれぞれ行い、本件の対象となる被災地域の信用金庫に対して資金供給を実施した。

コールマネー(注3)は、4年間で1,245億円増加し、24年度末残高は5,190億円となった。20年9月中旬以降の市場混乱期には通貨スワップ(注4)を用いた1年超の外貨調達によって流動性を確保していたが、その後は市場が落ち着いた一方で通貨スワップの調達コストが相対的に高止まりしたことから、よりコストが低いマネー取引や為替スワップ(注5)といった短期の調達への切替えを進めたことで、コールマネーの残高が増加した（図2-1-4）。また、この残高増加には、22年度から24年度にかけて欧州債務懸念が高まり、海外金融機関のリスク回避的な資金が国内に流入したことでマネー取引による調達環境が好転したことも影響した。

債券貸借取引受入担保金(注6)は、4年間で1兆

図2-1-4　主な外貨調達取引の状況（ドル調達）

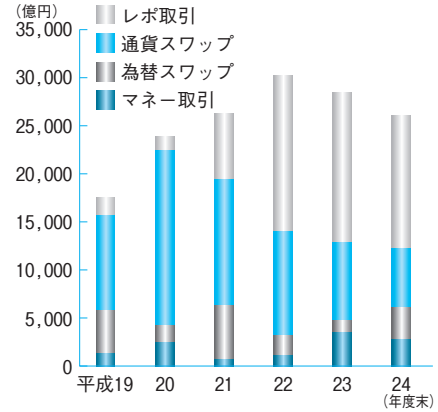

（備考）ドル調達取引について、各年度末時点における取引別残高を積上げ表示

表2-1-2　借用金等の状況

（単位：億円）

	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
借用金等	26,915	23,035	38,228	28,240	29,309
前年度末比	7,504	△ 3,880	15,193	△ 9,988	1,068
借入金	19,383	6,289	6,309	7,924	8,118
コールマネー	3,945	4,019	3,782	4,484	5,190
売現先勘定	1,058	－	－	－	－
債券貸借取引受入担保金	2,527	12,726	28,136	15,831	15,999

3,471億円増加し、24年度末残高は1兆5,999億円となった。特に、21年度末には前年度末比1兆円超の大幅増加となったが、これは、通貨スワップによる調達を減らした一方で、レポ取引(注7)（現金担保付債券貸借取引）による外貨資金調達を大幅に増やしたことが背景にあった。

（注1）借入金とは、手形または借用証書による資金の借入れである。
（注2）後編第1編第2章第5節6.（7）日銀「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を活用した被災地信用金庫への資金供給を参照
（注3）コールマネーとは、資金の一時的かつ短期間の調達手段として、コール市場を通じて他の金融機関（短資業者、証券金融会社を含む。）から借り入れる短期借入金である。なお、コール市場とは、短期金融市場（取引期間1年以内の市場取引型の資金取引を行う市場）のうち、金融機関相互間の資金運用・調達の場であるインターバンク市場のなかに位置付けられる市場である。
（注4）通貨スワップとは、主に外貨の調達手段として、円資金と外貨資金の元利金相当額を交換する（通常1年超）など、異なる通貨間のキャッシュフローを交換する取引である。通常、通貨スワップは元本の交換を伴う取引であり、元本交換を伴わない取引はクーポンスワップと呼ばれる。
（注5）為替スワップとは、異なる受渡日における外貨の買いと売りを同時に行う外国為替取引（通常1年以内）である。直物（通常、2営業日後）の買いと先物（調達期日）売りにより、外貨調達と同じ効果を得られる。
（注6）債券貸借取引受入担保金とは、現金担保付債券貸借取引（現金を担保とした債券の消費貸借契約）で担保として受け入れた取引担保金を処理する勘定である。
（注7）レポ取引とは、有価証券と資金とを一定の期間交換し、その期間が経過した後で同種・同量の有価証券と資金とをそれぞれ元の保有者に返還する取引である。法的形式の違いによって、債券を売買することにより資金をやりとりする債券現先取引と、資金を担保に債券を貸し借りする現金担保付債券貸借取引に分かれるが、両者の経済的実態は基本的に同一であるため、両者を総称して単にレポ取引と呼ぶことがある。信金中金は、保有する信用力や流動性の高い国債やエージェンシーMBS（政府機関による元利金保証が付されたモーゲージ証券）などを用いて米ドル等の外貨資金を調達するなど、当該レポ取引を外債投資に伴う外貨調達手段の一つなどとして活用した。

2. 資産運用の動向

平成21（2009）年度から24年度にかけての資産運用の動向をみると、信用金庫からの余裕資金流入等に伴う資金調達が拡大したことを受け、資産運用残高は増加基調をたどった。資産運用額は、有価証券運用の増加を主因として、4年間で3兆2,517億円増加し、24年度末には29兆9,882億円となった（図2-1-5、表2-1-3）。

図2-1-5　資産運用の状況

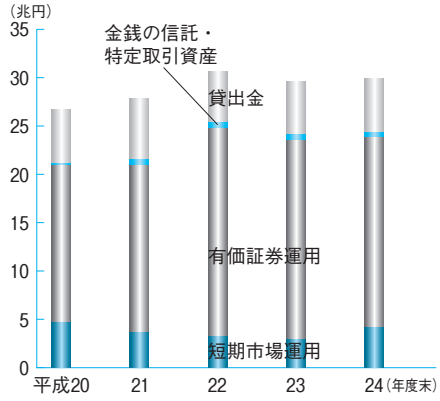

また、これに伴い、資産運用全体に占める有価証券運用の割合は、4年間で5.0ポイント上昇の65.6％となった。一方、短期市場運用の割合は、同3.8ポイント低下の14.2％となったほか、貸出金の割合も、同2.1ポイント低下の18.2％と、それぞれ低下した。

表2-1-3　資産運用の状況

（単位：億円、％）

	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
資産運用合計	267,365	279,479	307,481	296,527	299,882
前年度末比	10,650	12,113	28,002	△ 10,953	3,354
短期市場運用	48,189	37,535	33,507	30,851	42,678
構成比	18.0	13.4	10.9	10.4	14.2
有価証券運用	162,028	173,243	215,479	206,242	196,812
構成比	60.6	62.0	70.1	69.6	65.6
金銭の信託・特定取引資産	2,775	6,062	5,946	5,686	5,790
構成比	1.0	2.2	1.9	1.9	1.9
貸出金	54,371	62,637	52,547	53,746	54,601
構成比	20.3	22.4	17.1	18.1	18.2

（1）市場運用の動向

信金中金は、リーマン・ショックの影響により、平成20（2008）年度に創業以来はじめての最終利益赤字かつ無配(注1)となって以降、経営の最重要課題として早期の黒字化・復配を掲げ(注2)、業績の回復に努めた。そのなかで、21年度には黒字化・復配を達成すると同時に、価格変動資産の残高圧縮等により有価証券ポートフォリオの健全化に一定の目処を付けた。そして、22年度以降は、22年4月にスタートさせた中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2010(注3)」に「ポートフォリオの再構築および市場環境に即した機動的施策の実施」を掲げ、「キャピタルゲインに過度に依存しない収益構造の構築」を最優先事項としてポートフォリオの再構築等に取り組んだ。

21年度から24年度にかけての市場運用の動向をみると、市場運用額は、有価証券運用の増加により、4年間で2兆9,272億円増加し、24年度末には23兆9,490億円となった

表2-1-4　市場運用の状況

（単位：億円）

	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
市場運用合計	210,217	210,779	248,986	237,094	239,490
前年度末比	18,232	561	38,207	△ 11,892	2,396
短期市場運用	48,189	37,535	33,507	30,851	42,678
前年度末比	23,864	△ 10,653	△ 4,028	△ 2,656	11,826
現金	82	82	79	198	173
預け金	32,910	24,609	20,125	19,373	30,902
コールローン等	6,402	6,422	8,379	7,378	8,303
買入金銭債権	8,794	6,422	4,922	3,901	3,298
有価証券運用	162,028	173,243	215,479	206,242	196,812
前年度末比	△ 5,631	11,214	42,235	△ 9,236	△ 9,430
うち国債	82,044	99,923	139,820	137,790	122,498
うち地方債	7,294	4,577	3,700	2,964	2,206
うち社債	10,591	9,481	13,271	14,305	19,906
うち株式	2,165	1,677	1,294	991	895
うち投資信託	4,203	3,387	2,281	2,239	2,908
うち外国証券	53,718	51,667	52,560	45,343	45,863

（備考）コールローン等は、コールローン、買現先勘定および債券貸借取引支払保証金

図2-1-6　有価証券運用の状況

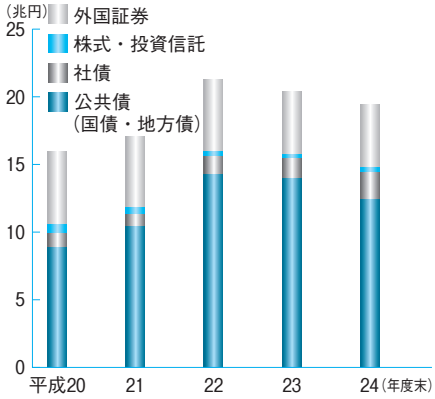

(表2-1-4)。

短期市場運用は、買入金銭債権(注4)や預け金(注5)などの減少により、4年間で5,511億円減少し、24年度末には4兆2,678億円となった。

一方、有価証券運用は、国債や社債の増加を主因として、4年間で3兆4,784億円増加し、24年度末には19兆6,812億円となった(図2-1-6)。

その内訳をみると、国債は、4年間で4兆453億円増加し、24年度末には12兆2,498億円となった。これは、金利が低位安定するとの見通しのもと、21年度および22年度を中心に中・長期国債を積み上げたことが寄与した。また、この間、調達サイドにおいてデリバティブ内包型預金などの変動負債(注6)が増加したことに対応し、国債アセットスワップ取引(注7)を活用することで、保有国債の一部を変動金利化し、金利リスクの抑制に取り組んだ。

社債は、信用力や流動性の高い政府保証債(注8)の購入等により、4年間で9,315億円増加し、24年度末には1兆9,906億円となった。

株式および投資信託について、株式は、4年間で1,270億円減少し、24年度末には895億円となったほか、投資信託は、4年間で1,294億円減少し、24年度末には2,908億円となった。この株式および投資信託の減少は、主に21年度、さらなる減損リスクを減らすため、有価証券ポートフォリオの健全化を進めたことなどが影響した。また、22年度以降においても、キャピタルゲインに過度に依存しない収益構造の構築を図るべく、ポートフォリオ安定化のためのリバランス等に取り組んだことが影響した。

市場運用部フロア風景

外国証券は、4年間で7,854億円減少し、24年度末には4兆5,863億円となった。特に、23年度末には7,000億円超の減少となったが、これは、欧州債務問題が深刻化するなか、満期償還や売却等に伴い、政府保証債や国・政府関係機関債などが減少したことが影響した。

(注1) 損益については、後編第1編第2章第6節1.損益の状況を参照

（注2）信金中金は、平成21年3月期決算発表記者会見（21年5月20日実施）において、早期の黒字化、復配を目指す方針を表明した。
（注3）後編第1編第2章第4節3. 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2010」を参照
（注4）買入金銭債権とは、CP、特定目的会社の発行する特定約束手形、住宅ローン債権信託等の受益権証書等である。
（注5）預け金とは、現金の支払準備や余裕資金の運用のために日銀やその他の金融機関に預ける預金等である。
（注6）デリバティブ内包型預金について、信用金庫が受け取る利息は固定金利であるが、信金中金は市場でカバー取引を行うことから、信金中金としては変動金利（6か月LIBOR変動）の調達となる。
（注7）国債アセットスワップ取引は、国債購入と同年限の金利スワップの固定金利払い・変動金利受けの組合せにより、LIBORを基準とした運用を行うもの。信金中金は、有価証券ポートフォリオの多くを占める国債の一部を金利スワップにより変動金利化することで、評価損益等の変動を抑えるとともに、金利リスクを抑制した運用を行った。
（注8）政府保証債（政保債）は、政府関係機関、独立行政法人、特殊法人などの発行する特殊債のうち、政府が元金および利子の支払いを保証している債券で、利付形式で発行される。なお、代表的な発行体は、日本高速道路保有・債務返済機構、日本政策金融公庫、地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）などである。

（2）貸出金の動向

平成21（2009）年度から24年度における貸出金の動向をみると、貸出金合計は、代理貸付が減少した一方、国・政府関係機関向けの貸出を中心に会員外直接貸出などが増加したことで、4年間で229億円増加し、24年度末残高は5兆4,601億円となった（表2-1-5）。

表2-1-5　貸出金の状況

（単位：億円、%）

	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
貸出金合計	54,371	62,637	52,547	53,746	54,601
前年度末比	△ 4,162	8,265	△ 10,089	1,198	854
代理貸付金	5,170	4,339	3,677	3,121	2,759
前年度末比	△ 875	△ 830	△ 661	△ 556	△ 361
構成比	9.5	6.9	7.0	5.8	5.1
会員外直接貸出	46,322	55,790	46,085	47,177	47,916
前年度末比	△ 3,612	9,467	△ 9,704	1,091	738
構成比	85.2	89.1	87.7	87.8	87.8
国・政府関係機関	11,227	21,369	15,023	17,382	19,492
地方公共団体	5,949	6,460	5,911	5,428	4,574
地方公社等	394	292	216	151	108
公益法人・第3セクター	409	858	287	233	757
預保･保有株式取得機構	－	500	－	－	588
事業会社等	25,917	24,772	23,564	22,960	21,817
会員向け直接貸出	2,879	2,508	2,784	3,447	3,925
前年度末比	325	△ 371	276	663	477

イ．会員外直接貸出の動向

平成21（2009）年度から24年度における会員外直接貸出は、4年間で1,593億円増加し、24年度末残高は4兆7,916億円となった。

その内訳をみると、国・政府関係機関向けの貸出は、4年間で8,265億円増加し、24年度末残高は1兆9,492億円となった。この背景には、短期市場における運用が困難だったため、その代替として地方交付税等特別会計向けの短期貸出金などに積極的に応札したことがあった。

一方、地方公共団体向けの貸出は、4年間で1,374億円減少し、24年度末残高は4,574億円となった。資金ニーズの高まりを受けて、21年度末までは増加が続いていたものの、その後は地銀等との金利競争の激化に伴い、減少基調に転じた。

また、事業会社向けの貸出は、4年間で4,100億円減少し、24年度末残高は2兆1,817億円となった。20年9月中旬以降、世界的な金融危機により、社債などを通じた金融証券市場からの資金調達が困難となり、大企業を中心に借入需要が強まった。これを受けて、事業会社向け貸出は20年度末にいったんは増加した。しかし、その後は大企業の資金需要の低迷が続いたことで再び減少基調に転じた。

ロ. 代理貸付の動向

平成21（2009）年度から24年度における代理貸付の残高は、4年間で2,410億円減少し、24年度末残高は2,759億円となった。世界的な金融危機の発生以降、資金需要の冷え込みから信用金庫のプロパー貸出が減少するなか、代理貸付の利用低迷、他行借換え等による既往貸出の繰上償還のため、残高減少が続いた。

この間、22年9月10日に中小企業者を貸付先とする「SCB地域活性化ローン」、23年10月12日に代理貸付の住宅ローン商品である「SCB住宅ローン『スーパー！』」の取扱いをそれぞれ開始(注)した。この背景には、金融機関間の顧客獲得競争が激化し、他金融機関からの低金利攻勢が強まるなか、既存の代理貸付商品の金利競争力が相対的に低下したことで、信用金庫の競争力の維持・向上に資する低金利商品が求められたことがあった。

なお、主な代理貸付関連商品の利用実績は表2-1-6のとおり。

表2-1-6　代理貸付の商品別利用状況　（単位：金庫、億円）

		平成22年度	23年度	24年度
SCB地域活性化ローン	金庫数	25	30	28
	実行額	36	45	43
SCB住宅ローン「スーパー！」	金庫数	－	5	13
	実行額	－	1	4

（備考）「SCB地域活性化ローン」は平成22年9月10日から、「SCB住宅ローン『スーパー！』」は23年10月12日からそれぞれ取扱開始

（注）　後編第1編第2章第2節1. 各種金融商品の提供を参照

ハ．融資形態の多様化推進

信金中金は、金融環境の変化に対応した投資戦略への転換を進めたが、その一方で、市場運用に過度に依存しない安定的な収益基盤の構築に取り組んだ。その一環として、優良企業からの資金ニーズに対応するとともに、PFI(注)、インフラファイナンス、航空機・船舶ファイナンス、不動産ノンリコースローンなど、融資形態の多様化を推進した（表2-1-7）。

特に、PFI事業向け融資に積極的に取り組んだ（表2-1-8）。これは、PFI事業向け融

表2-1-7　融資形態の多様化に係る取組状況

（単位：件、億円）

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
PFI	件数	2	5	6	5	0
	契約額	64	85	104	168	0
	末残	581	702	642	685	708
インフラファイナンス等	件数	5	1	0	0	2
	契約額	137	7	0	0	27
	末残	296	312	261	227	247
航空機・船舶ファイナンス	末残	800	702	559	469	399
不動産ノンリコースローン	末残	1,738	1,311	1,074	1,147	824

（備考）PFIの契約額は各年度中における契約額の合計

表2-1-8　PFI融資実績（平成21～24年度）

	事 業 名	事業の公共主体	信金中金の役割
平成21年度（5件）	おおい町複合型交流施設整備事業	福井県大飯郡おおい町	リード・アレンジャー（主幹事）
	中央区立人形町保育園等複合施設整備等事業	東京都中央区	
	仙台市新高砂学校給食センター整備事業	宮城県仙台市	
	保健所・保健センター及び地域療育センター等整備・運営事業	愛知県豊橋市	
	宮城県教育・福祉複合施設整備事業	宮城県	
22年度（6件）	甲府地方合同庁舎・公務員宿舎甲府住宅整備等事業	国（国土交通省関東地方整備局、財務省関東財務局甲府財務事務所）	
	久留米市中央学校給食センター整備事業	福岡県久留米市	
	静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業	静岡県静岡市	
	名取市新学校給食共同調理場整備等事業	宮城県名取市	
	野々市小学校施設整備事業	石川県石川郡野々市町（現野々市市）	
	清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業	静岡県静岡市	
23年度（5件）	黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業	富山県黒部市	
	豊橋市芸術文化交流施設整備等事業	愛知県豊橋市	
	大阪府警察学校整備等事業	国（国土交通省近畿地方整備局）・大阪府（大阪府警察本部）	
	門真市立統合中学校整備事業	大阪府門真市	
	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国（内閣府、国土交通省）	フィナンシャルアドバイザー兼リード・アレンジャー

資が信用金庫とともに地域の活性化を支援するうえで有効なスキームであることなどが背景にあった。また、PFI事業向け融資案件のアレンジャー（幹事）となった場合には、地元信用金庫に当該融資案件への参加を呼びかけるなど、信用金庫の貸出金の増加を後押しした。

そのようななか、PFI事業向け融資残高は、4年間で127億円増加し、平成24（2012）年度末残高は708億円となった。ただし、リーマン・ショック以降、市場全体の新規案件数が減少した結果、運用難に苦しむ地方銀行等による低金利攻勢が勢いを増し、24年度には落札件数がゼロとなった。

一方、航空機・船舶ファイナンスや不動産ノンリコースローンについては、リーマン・ショック以降、証券化による取組みが市場で敬遠されたことなどを背景に、新規の案件が枯渇し、融資残高は減少を続けた。

（注）PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法である。PFIは、平成11年7月30日の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（通称：PFI推進法）の公布（9月24日施行）、12年3月13日の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（通称：PFI基本方針）の公表、13年1月22日の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等の策定により、PFI事業を推進するうえでの枠組みが整備された。

第２節　信用金庫の業務機能の補完

１．各種金融商品の提供

（1）預金関連商品

イ．デリバティブを活用した預金商品

（イ）SCB延長特約付積立定期預金（愛称：えんつみ）

信金中金は、平成17（2005）年度からデリバティブを活用した預金商品の取扱いを開始した。その残高は、「SCB延長特約付定期預金[注1]」が17年度末の7,905億円から21年度末には1兆6,929億円に、「SCB積立定期預金[注2]」が17年度末の82億円から21年度末には8,702億円へと増加し、両商品とも信用金庫の余裕資金運用ニーズに応える商品となっていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、22年4月からスタートした「中期経営計画『SCB中期アクション・プログラム2010[注3]』」（以下「SCB中期アクション・プログラム2010」という。）に、「信用金庫の余裕資金運用への支援」を掲げ、さらなる新商品開発に注力した。

こうしたなか、取扱開始から5年が経過する「SCB積立定期預金」が22年度から順次満期を迎えつつあったため、その受け皿として、また、信用金庫が新たに顧客向けに販売する高利回り定期積金のカバー預金として、「SCB延長特約付積立定期預金（愛称：えんつみ）」（表2-2-1）の取扱いを22年11月1日から開始した。

「SCB延長特約付積立定期預金」は、信金中金が当初積立期間の終了時点で積立総額を定期預金として延長する権利を有する商品であった。利率には権利の対価が上乗せされているため、信用金庫は5年もの「SCB積立定期預金」より高い利回りで運用することが可能となった。

なお、「SCB延長特約付積立定期預金」の利用金庫数・残高は、22年度末：63金庫・1,685億円、23年度末：52金庫・3,239億円、24年度末：12金庫・4,324億円となった[注4]。

表2-2-1　SCB延長特約付積立定期預金（愛称：えんつみ）の概要

期間	最長10年（当初積立期間5年、継続後期間2年・3年・4年・5年）
預入日	毎営業日
約定日	原則として、初回預入日の3か月前の応当日（休日の場合は前営業日）から同2営業日前までの間の任意の営業日
預入単位	1,000万円以上1,000万円単位
初回調整	初回に限り、契約額の2分の1を上限として預入額を増額することができる。
利率	約定日に確定した利率を満期まで適用

（備考）取扱開始時点

（注1）「SCB延長特約付定期預金」は、平成17年4月25日から取扱いを開始した。同商品は、信金中金が当初期間満了時点で満期日を延長する権利を有しており、利率にその権利の対価を上乗せしているため、当初期間の預金利率は、通常の定期預金利率よりも高くなった。
　商品取扱開始時、当初期間と継続後期間の組合せは、「当初期間1年、継続後期間5年」のみであったが、徐々に商品の拡充を図り、20年3月10日には、6種類の当初期間（6か月、1年、2年、3年、4年、5年）と4種類の継続後期間（2年、3年、4年、5年）の組合せにより、24種類の預入期間を選択できることとなった。
（注2）「SCB積立定期預金」は、平成17年11月21日から取扱いを開始した。同商品は、6か月ごとの預入日時点の預金利率が適用される「積立定期預金」とは異なり、約定日に決定した預金利率が満期日まで適用されるものであった。また、デリバティブを活用しているため、金利情勢によっては高い預金利率となった。
（注3）「SCB中期アクション・プログラム2010」は、後編第1編第2章第4節3. 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2010」を参照
（注4）平成25年度以降の利用金庫数・残高は、25年度末：26金庫・5,939億円、26年度末：41金庫・7,879億円、27年度末：18金庫・5,599億円、28年度末：14金庫・3,667億円、29年度末：4金庫・3,983億円、30年度末：9金庫・2,799億円、令和元年度末：0金庫・1,396億円

（ロ）SCBマルチコーラブル預金

信金中金は、預金商品開発をさらに進め、デリバティブを活用した預金商品として、「SCBマルチコーラブル預金」（表2-2-2）の取扱いを平成23（2011）年4月25日から開始した。

17年度に取扱いを開始した「SCB延長特約付定期預金」は、信金中金が当初期間の満期時点に預金を継続するか否かを選択できる権利を有する商品であった。一方、「SCBマルチコーラブル預金」は、信金中金が利払日ごとに期限前解約するか継続するかを選択できる権利を有する商品であった。権利行使の判断を複数回できるため、信用金庫は、同期間の「SCB延長特約付定期預金」よりも高い利回りで運用することが可能となった。

なお、「SCBマルチコーラブル預金」の利用金庫数・残高は、23年度末：91金庫・4,422億円、24年度末：135金庫・8,668億円となった(注)。

（注）平成25年度以降の利用金庫数・残高は、25年度末：146金庫・1兆4,569億円、26年度末：156金庫・1兆5,407億円、27年度末：138金庫・1兆3,076億円、28年度末：102金庫・7,913億円、29年度末：127金庫・1兆3,411億円、30年度末：106金庫・1兆1,573億円、令和元年度末：44金庫・1,967億円

表2-2-2　SCBマルチコーラブル預金の概要

申込みの受付け	午前9時45分を目途に「最低募集利率」を案内し、申込みを受け付ける。 ただし、申込総額が各期間ごとに5億円未満の場合もしくは適用利率が「最低募集利率」を下回る場合には、約定が不成立となる。（※1）
期間	5年および10年（※2）
預入日	約定日から2営業日後
約定日	毎営業日
預入単位	1億円以上1億円単位
利率	約定日に確定した固定利率を適用

※1. 平成24年4月25日から、約定不成立の条件として「申込総額が各期間ごとに5億円未満の場合」を廃止
※2. 平成25年2月18日から期間7年を追加
（備考）取扱開始時点

ロ．東日本大震災復興支援商品

信金中金は、平成23（2011）年3月の東日本大震災発生以降、「東日本大震災からの復旧・復興に向けた支援」を経営の最優先課題とし、全国の信用金庫の支援・協力のもと、被災地域の復旧・復興に資するための各種施策を長期にわたり実施した。

田邉理事長（左）から社会福祉法人中央共同募金会斎藤会長（右）に義援金贈呈

その施策の一つとして、信用金庫が顧客に販売する定期積金の募集総額の一定割合（0.25％）を寄附する定期積金「しんきん震災復興支援定期積金」および「しんきん東日本大震災こども応援定期積金」の取扱いを行った（図2-2-1）。

5月27日から取扱いを開始した「しんきん震災復興支援定期積金」（表2-2-3）は、70

図2-2-1　「しんきん震災復興支援定期積金」および「しんきん東日本大震災こども応援定期積金」のスキーム

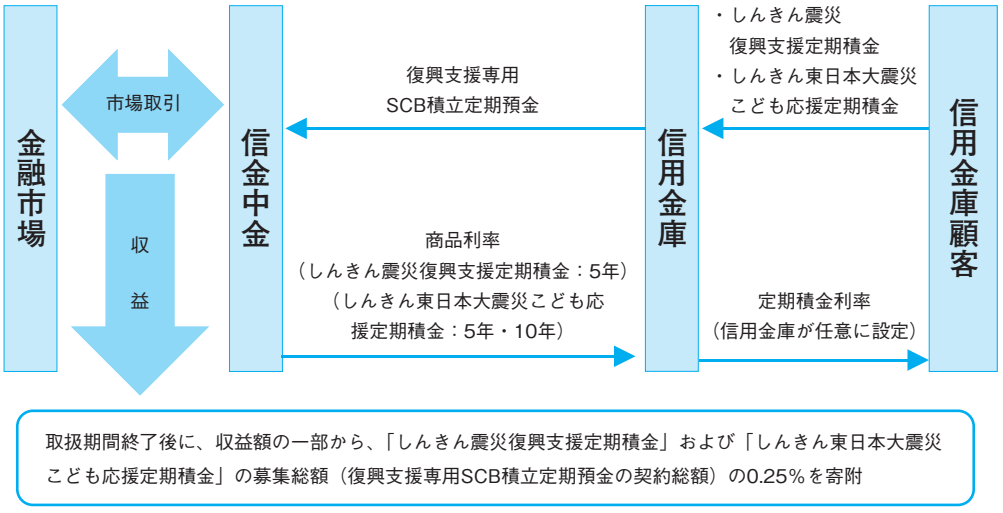

表2-2-3　しんきん震災復興支援定期積金の概要

名称	しんきん震災復興支援定期積金（愛称は信用金庫にて設定）
掛込期間	5年
取扱期間	平成23年5月27日から同年12月30日の間で信用金庫が任意の期間を設定
募集総額	信用金庫が信金中金と約定する復興支援SCB積立定期預金と同額 なお、復興支援SCB積立定期預金は、1信用金庫あたりの契約額上限を原則100億円とし、取扱開始日の2営業日前までに申込契約額の全額を約定することとする。

（備考）取扱開始時点

表2-2-4　しんきん東日本大震災こども応援定期積金の概要

名称	しんきん東日本大震災こども応援定期積金（愛称は信用金庫にて設定）
掛込期間	5年および10年（信用金庫にて選択）
取扱期間	平成24年7月2日から25年2月28日の間で信用金庫が任意の期間を設定
募集総額	信用金庫が信金中金と約定する復興支援SCB積立定期預金と同額 なお、復興支援SCB積立定期預金は、1信用金庫あたりの契約額上限を原則100億円とし、復興支援SCB積立定期預金の取扱期間中に申込契約額の全額を約定することとする。

（備考）取扱開始時点

金庫が取り扱った結果、募集総額は1,628億円となり、信金中金は、24年1月12日、社会福祉法人中央共同募金会に4億700万円を寄附した。

また、東日本大震災に係る震災遺児・孤児の就学等を支援し、これにより被災地の発展に資することを目的として、岩手県、宮城県および福島県が設置した震災遺児・孤児の就学等を支援する基金に寄附を行う「しんきん東日本大震災こども応援定期積金」（表2-2-4）は、7月2日から取扱いを開始し、74金庫が取り扱った結果、募集総額は1,022億円となり、信金中金は、25年3月15日、2億5,550万円を寄附した。なお、寄附先および寄附額は、岩手県「いわての学び希望基金」8,360万円、宮城県「東日本大震災みやぎこども育英基金」1億3,580万円、福島県「福島県東日本大震災被災児童支援基金」3,610万円であった。

（2）融資関連商品

イ．代理貸付

（イ）SCB地域活性化ローン

平成22（2010）年4月30日の日銀・金融政策決定会合において、デフレからの脱却のためには、極めて緩和的な金融環境の維持とともに、成長基盤強化に資する新たな取組みが必要であるとの考え方が示され、6月15日、成長基盤を強化するための資金供給（以下「日銀資金供給」という。）の概要が公表された(注1)。日銀資金供給の貸付利率は、無担保コールレート（オーバーナイトもの）の誘導目標水準(注2)とされ、低利に設定された。

信金中金では、代理貸付での日銀資金供給の活用を検討したが、信用金庫との意見交換の結果、日銀資金供給が求める要件に合致する融資案件が少ないなどの理由から活用を見送った。しかし一方で、日銀資金供給を利用した他金融機関からの低利攻勢に対抗するためには、代理貸付による低利商品が必要との意見が寄せられ、9月10日から「SCB地域活性化ローン」の取扱いを開始した（表2-2-5）。

表2-2-5　SCB地域活性化ローンの概要

貸付期間	3年以内
貸付利率	固定
取扱期間	平成22年9月10日～24年4月9日（実行ベース）

（備考）取扱開始時点

「SCB地域活性化ローン」の利率は、通常の代理貸付の利率よりも低く、他金融機関との競争力の強化に資するものとなった。多くの信用金庫で新規先獲得や他行攻勢からの防衛のため戦略的に活用され、利用金庫数・実行額は、22年度：25金庫・36億円、23年度：30金庫・45億円、24年度：28金庫・43億円となった。(注3)

なお、「SCB地域活性化ローン」は、24年4月9日までの期間限定商品であったが、取扱期間を2回延長し、最終的には26年6月30日まで取り扱った。(注4)

（注1）日銀「成長基盤強化を支援するための資金供給について」(平成22年6月15日)
（注2）平成22年6月15日に公表された無担保コールレート（オーバーナイトもの）の誘導目標水準は0.1％前後
（注3）平成25年度以降の利用金庫数・実行額は、25年度：33金庫・52億円、26年度：9金庫・3億円
（注4）取扱期間を平成26年6月30日まで延長した際には、併せて貸付期間の上限を3年から5年に延ばした。

(ロ) SCB住宅ローン「スーパー！」

国内の住宅ローン残高は、平成10 (1998) 年度以降、ほぼ横ばいで推移していたが、企業の資金需要の低迷により貸出残高が減少傾向にあるなか、多くの金融機関が住宅ローンに積極的に取り組み(注1)、国内銀行貸出に占める住宅ローンの割合は増加していた。

こうしたなかにあって、代理貸付の「SCB住宅ローン」は金利競争力に乏しく、信用金庫の住宅ローン戦略を補完するためには、競争力を有した商品を提供する必要があった。また、23年9月より、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）のフラット35S(注2)の金利優遇幅が「当初10年間△1.0％」から「当初10年間△0.3％」に縮小されることとなったため、このタイミングにあわせて新商品を提供し、信用金庫の住宅ローン推進をサポートする必要があった。

こうした状況を踏まえ、23年10月12日から「SCB住宅ローン『スーパー！』」(表2-2-6) の取扱いを開始した。「SCB住宅ローン『スーパー！』」は、「SCB住宅ローン」よりも大幅に低い優遇金利を適用して競争力のある金利設定を行い、利用金庫数・実行額は、23年度：5金庫・1億円、24年度：13金庫・4億円となった(注3)。また、銀行が取り扱う住宅ローンには、当初固定期間のみ優遇金利が設定され、同期間終了後は店頭表示金利を基準とした標準金利に戻る商品もあったが、「SCB住宅ローン『スーパー！』」は、全貸付期間にわたって優遇金利が適用される特徴を有していた。

なお、「SCB住宅ローン『スーパー！』」の取扱期間は、25年3月29日までの予定であったが、信用金庫から新規先獲得や他行攻勢からの防衛に引き続き戦略的に活用したいとの声があること等を踏まえ、取扱期間を延長した(注4)。

表2-2-6　SCB住宅ローン「スーパー！」の概要

貸付期間	35年以内
貸付利率	3年、5年または10年ごと見直し
取扱期間	平成23年10月12日～25年3月29日

（備考）取扱開始時点

（注1）住宅金融支援機構「平成20年度　民間住宅ローンの貸出動向調査結果」によれば、回答を行った約340の金融機関の9割以上が現在および今後の住宅ローンへの取組姿勢を「積極的」と回答
（注2）「フラット35S」は、「フラット35」を申し込んだ顧客が、省エネルギー性、耐震性等に優れた住宅を取得する場合に、「フラット35」の借入金利が一定期間引き下げられる制度
（注3）平成25年度以降の利用金庫数・実行額は、25年度：9金庫・5億円、26年度：10金庫・6億円、27年度：8金庫・6億円、28年度：9金庫・10億円、29年度：10金庫・8億円、30年度：6金庫・3億円、令和元年度：5金庫・4億円
（注4）令和2年2月時点で3年3月31日までの延長を決定している。

（ハ）東北地方太平洋沖地震災害復旧特別融資制度および既往代理貸付の返済猶予等

信金中金は、東日本大震災で被災した信用金庫取引先の災害復旧に資するため、平成23（2011）年3月17日、代理貸付を活用した「東北地方太平洋沖地震災害復旧特別融資制度」を創設した。

同制度では、貸付金利を大幅に引き下げ、3月17日から24年3月30日まで取扱いを行った[(注1)]。併せて、信用金庫が代理貸付利用先から返済猶予の申し出を受けた場合、柔軟に対応できるようにするため、中間据置の設定および貸付期間の延長に係る信用金庫の専決権限を拡大した。

なお、23年5月2日には、円滑な制度利用に資するため、信用金庫からの照会事項をとりまとめのうえ書面を出状[(注2)]し、制度普及に注力した。

（注1）「東北地方太平洋沖地震災害復旧特別融資制度」の実行は、3件・7,000万円であった。なお、住宅ローンは、平成23年10月12日に取扱いを開始した「SCB住宅ローン『スーパー！』」で代替可能であったため、同商品の取扱開始日をもって新規取扱いを中止した。
（注2）直接的に震災の被害を受けた取引先だけではなく、関連先の被災に伴い、自身が損害を被るなど、間接的に被害を受けた取引先も信用金庫の判断で制度利用が可能であることなどを通知した。

ロ．しんきん長期固定金利ローンサポート

（イ）SCB地域活性化ローンⅡ

資金需要の低迷や金融機関間の競合激化等により、信用金庫の貸出残高が減少傾向にあるなか、信用金庫の長期固定金利貸出の競争力強化に資するため、長期固定貸出制度「しんきん長期固定金利ローンサポート」（以下「ローンサポート」という。）の金利水準を大幅に引き下げた「SCB地域活性化ローンⅡ」の取扱いを平成23（2011）年2月14日から開始した（表2-2-7）。

表2-2-7　SCB地域活性化ローンⅡの概要

貸付形式	証書貸付
貸付金額	5,000万円以上
貸付期間	3年超30年以内
貸付利率	固定金利
資金使途	貸出の新規実行（既往貸出の借換えを含む。）または私募債の新規引受けに係る金利リスクを回避するための資金
担保	信金中金に預入するまたは預入している定期性預金、保有している信金中金債（振替社債）
弁済方法	期日一括弁済または3・6か月ごとの残債（不）均等弁済
取扱期間	平成23年2月14日～24年5月31日（約定ベース）

（備考）取扱開始時点

信用金庫は、同商品を新規取

引先開拓や新商品開発等で戦略的に活用し、他業態からの優良取引先への攻勢や地方公共団体向け貸出における低金利競争への対抗手段として利用した。その結果、利用金庫数・約定額は22年度：7金庫・111億円、23年度：11金庫・91億円、24年度：13金庫・145億円となった(注)。

なお、当初の取扱期間は24年5月31日までであったが、信用金庫業界を取り巻く厳しい貸出環境を踏まえ、最終的には28年3月31日まで延長した。

（注） 平成25年度以降の利用金庫数・約定額は、25年度：16金庫・160億円、26年度：22金庫・260億円、27年度：9金庫・154億円

(ロ) 地公体ローンサポート

地方公共団体向け貸出入札の落札金利が低下傾向にあり、信用金庫の落札率が低迷するなか、地域における信用金庫のプレゼンス向上や預貸率改善を支援するため、平成24（2012）年3月1日から「地公体ローンサポート」の取扱いを開始した（表2-2-8）。

表2-2-8　地公体ローンサポートの概要

貸付形式	証書貸付
貸付金額	5,000万円以上
貸付期間	1年超30年以内
貸付利率	固定金利
資金使途	新規実行に係る地公体向け貸出（債権譲受けを含む。）の金利リスクを回避するための資金
担保	信金中金に預入するまたは預入している定期性預金、保有している信金中金債（振替社債）
弁済方法	期日一括弁済または3・6か月ごとの残債（不）均等弁済
取扱期間	平成24年3月1日～24年6月29日（約定ベース）

（備考）取扱開始時点

「地公体ローンサポート」は、期間限定のキャンペーン商品として、「SCB地域活性化ローンⅡ」を下回る金利で提供し、利用金庫数・約定額は23年度：4金庫・74億円、24年度：10金庫・178億円となった(注)。

なお、「地公体ローンサポート」は、その後25年2月1日（取扱期限：6月28日）と10月1日（取扱期限：26年9月30日）の2回にわたって取り扱い、最終的には28年3月31日まで取扱期限を延長した。

（注） 平成25年度以降の利用金庫数・約定額は、25年度：4金庫・150億円、26年度：5金庫・107億円、27年度：2金庫・11億円

(3) その他金融商品

イ．しんきん復興支援育英ファンド（限定追加型）（愛称：こどもの未来）

東日本大震災からの被災地の復旧・復興に向けた施策は、子会社との連携によっても実施した。

100％子会社であるしんきんアセットマネジメント投信は、平成23（2011）年6月23

日から投信窓販商品「しんきん復興支援育英ファンド（限定追加型）（愛称：こどもの未来）」の募集を開始し、信金中金は、投信窓販を行っている信用金庫に対して、同ファンドの取扱意義の説明やファンドの採用依頼を行った。

なお、同ファンドは、被災地・日本の復興支援に大きな役割を担うと考えられる公共債および株式を投資対象とし、東日本大震災により被災した子供の教育・生活支援のため、しんきんアセットマネジメント投信が5年間にわたり信託報酬0.45%（税抜）の半分0.225%を「あしなが育英会」に寄附する商品であった。同商品は、32の信用金庫が取り扱い、総額5,891万円の寄附が行われた。

ロ．信用金庫への融資機会の提供および債権流動化による商品提供

信用金庫に新たな融資機会を提供するため、信金中金は、独立行政法人、地方公共団体等向けのシンジケート・ローン案件に取り組み、平成21（2009）年度：10件、22年度：7件、23年度：8件、24年度：10件を実行した。

また、信金中金が保有する事業会社向け貸付債権を信託受益権化し、信用金庫に提供することについても取り組み、21年度：160億円、22年度：90億円、23年度：50億円、24年度：50億円の取扱実績となった。

非掲載

信用金庫との協調融資を報じる新聞記事
（日本経済新聞　平成21年4月28日）

2．信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート

（1）個　　人

イ．定期積金を活用した商品の提供

（イ）しんきん傷害保険付定期積金フラット型

信用金庫が顧客に販売する定期積金に傷害保険を付帯させた「しんきん傷害保険付定期積金」は、平成20（2008）年12月10日から取扱いを開始し、信用金庫業界独自の商品として、22年12月末時点において173金庫で活用されていた。一方で、付帯する傷害死亡保険金が毎年逓減する商品性であった(注1)ため、取扱開始から2年近くが経過するなかで、信用金庫から、「契約期間の経過とともに商品付帯のメリットが薄れる。」「死亡保険金を契約期間中一定にしてほしい。」との声が寄せられた。

こうした信用金庫のニーズを踏まえ、契約期間中に傷害死亡保険金が逓減せず一定と

表2-2-9　しんきん傷害保険付定期積金フラット型の概要

掛金等		毎月5,000円以上5,000円単位
契約額		60万～1,500万円
契約期間		10年
利率		各信用金庫が決定
付帯する保険	保険種類	標準傷害保険
	保険者	共栄火災海上保険株式会社（引受幹事会社）および株式会社損害保険ジャパン（現損害保険ジャパン株式会社）（引受非幹事会社）による共同保険
	被保険者	しんきん傷害保険付定期積金の契約者
	保険契約者	信金中央金庫
	保険金が支払われる場合	事故により怪我を被り亡くなった場合や、入院、手術をした場合
	保険金額	①死亡保険金 事故の日から180日以内に死亡した場合、定期積金の契約額（契約期間中一律） ②入院保険金 事故の日から180日以内に入院した場合、入院1日につき、定期積金の掛金総額に0.05％を乗じた金額（契約期間中一律） ③手術保険金 入院保険金が支払われる場合で、その治療のために事故の日から180日以内に保険会社所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じた金額

（備考）取扱開始時点

なる「しんきん傷害保険付定期積金フラット型」の取扱いを23年3月15日から開始した（表2-2-9）。また、当初、「しんきん傷害保険付定期積金フラット型」の契約期間は10年のみであったが、11月1日からは契約期間5年についても取扱いを開始した。

この結果、「しんきん傷害保険付定期積金フラット型」の利用金庫数・約定額は、22年度：3金庫・22億円、23年度：14金庫・453億円、24年度：23金庫・289億円となった。(注2)

（注1）「しんきん傷害保険付定期積金」は、信金中金が保険契約者となって傷害保険の保険料を負担するため、定期積金の契約者（被保険者）は保険料を支払うことなく、不慮の事故による死亡の際に、定期積金の未積立部分に相当する保険金を受け取ることができるなどの特徴を有していた。なお、この死亡保険金は、2年目以降、掛金総額から毎年、初回掛金の12倍（1年分）の金額ずつ減額した金額（定期積金契約日から最初の1年間は定期積金の掛金総額と同額）となる仕組みであった。

（注2）平成25年度以降の利用金庫数・約定額は、25年度：14金庫・89億円、26年度：22金庫・250億円、27年度：9金庫・28億円、28年度：3金庫・27億円、29年度：2金庫・23億円、30年度：2金庫・35億円。令和元年度は実績なし。

（ロ）しんきん傷害保険付定期積金（天災補償タイプ）

「しんきん傷害保険付定期積金」および「しんきん傷害保険付定期積金フラット型」は、日常生活における不慮の事故での傷害に起因する死亡、入院、手術を保険の対象としていたが、東日本大震災の発生後、天災補償に対するニーズが増加していた。このニーズを踏まえ、信金中金は、平成25（2013）年1月4日から「しんきん傷害保険付定期積金（天災補償タイプ）」（表2-2-10）の取扱いを開始した。

表2-2-10　しんきん傷害保険付定期積金（天災補償タイプ）の概要

掛金等		毎月5,000円以上5,000円単位
契約額		30万～1,500万円
契約期間		5年
利率		各信用金庫が決定
付帯する保険	保険種類	天災補償特約付標準傷害保険
	保険者	共栄火災海上保険株式会社（引受幹事会社）および株式会社損害保険ジャパン（現損害保険ジャパン株式会社）（引受非幹事会社）による共同保険
	被保険者	しんきん傷害保険付定期積金の契約者
	保険契約者	信金中央金庫
	保険金が支払われる場合	事故により怪我（地震もしくは噴火またはこれらによる津波による怪我を含む。）を被り亡くなった場合や、入院、手術をした場合
	保険金額	①死亡保険金 事故の日から180日以内に死亡した場合、契約日の最初の1年間については、定期積金の掛金総額と同額となり、2年目以降については、掛金総額から経過年数に初回掛金金額の12倍を乗じた金額を差し引いた金額 ②入院保険金 事故の日から180日以内に入院した場合、入院1日につき、定期積金の掛金総額に0.05％を乗じた金額（契約期間中一律） ③手術保険金 入院保険金が支払われる場合で、その治療のために事故の日から180日以内に保険会社所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じた金額

（備考）取扱開始時点

「しんきん傷害保険付定期積金（天災補償タイプ）」は、付帯する保険が日常生活における不慮の事故での傷害に起因する死亡等に加え、地震、噴火、またはこれらによる津波での傷害に起因する死亡、入院、手術も対象となった。

取扱初年度である24年度、「しんきん傷害保険付定期積金（天災補償タイプ）」の利用金庫数・約定額は、4金庫・65億円となった(注)。

（注）平成25年度以降の利用金庫数・約定額は、25年度：5金庫・56億円、26年度：5金庫・35億円、27年度：4金庫・11億円。28年度以降は実績なし。

ロ．相続関連業務の支援

高齢化・核家族化の進展等による遺言や相続、事業承継に関するニーズの高まりを受け、平成21（2009）年12月1日、株式会社朝日信託（以下「朝日信託」という(注)。）と業務提携を行い、信用金庫の相続関連業務の支援を開始した。

朝日信託と連携した相続関連業務支援は、信金中金が支援ニーズを有する信用金庫を朝日信託に紹介し、信用金庫が朝日信託との間で業務提携契約または代理店契約を締結して顧客対応を図るスキームであった（図2-2-2）。業務提携方式では、信用金庫が顧客に説明・勧誘等の営業活動を行い、ニーズがある顧客を朝日信託に取り次いだ。代理店方式では、信用金庫が朝日信託の代理店として、契約締結を含めた営業活動を行った。一方、朝日信託は、月に1回程度、信用金庫で遺言、相続、事業承継に関する無料相談

図2-2-2　朝日信託との連携スキーム

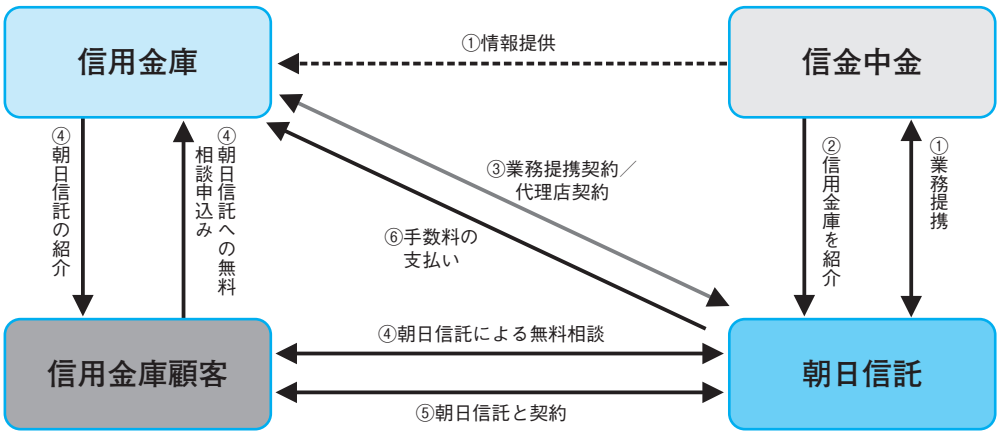

会を開催した。また、ニーズのある顧客に解決策を提案し、顧客から申し出があった場合、契約締結のうえ相続対応を行った。

専業信託銀行と連携した場合、最終的に顧客を奪われる懸念があったが、朝日信託は独立系の信託会社であったため、その懸念はなく、遺言や相続など信用金庫単独では対応困難な顧客ニーズへの対応が可能となった。また、金融商品・サービスの提供機会の増加、朝日信託から手数料を得ることができるなどのメリットがあった。

（注）朝日信託は、平成17年2月に朝日中央綜合法律経済事務所グループを母体として設立された信託会社で、弁護士、公認会計士、税理士等の法律・財務・税務の専門家で構成されている。

(2) 中小企業

イ．中小企業への取組みに係る支援

(イ) 復興支援ファンド「しんきんの絆」

信金中金は、全国の信用金庫の支援・協力を受け、東日本大震災被災地の復旧・復興に向けて取り組んできたが、被災地の真の復興を図るためには、地域の中小企業の再生を迅速に進め、早期に経済活動の回復に努めることが必要であった。しかし、被災地の中小企業の多くは、既往の債務を抱えながら再生に必要な資金を確保しなければならないという「二重ローン問題」に直面していた。

こうしたなか、被災企業等の二重ローン問題対策の一つとして、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン(注1)」の適用が開始されるとともに、被災地の県等の出資により設立された産業復興機構による債権買取の態勢整備が進められていたが、被災地の信用金庫からは、信用金庫取引先を対象とした、より利用しやすい新たな枠組みについての検討要請が寄せられた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、信金キャピタルとの共同出資により、被災地の

非掲載

被災企業支援での中小企業基盤整備機構との業務提携、「しんきんの絆」の設立を報じる新聞記事
（日本経済新聞　平成23年12月19日）

信用金庫取引先に対する資本・資本性資金の供給を目的とした投資事業組合（ファンド）の設立について検討を進め、平成23（2011）年12月19日から、「復興支援ファンド『しんきんの絆』」（以下「しんきんの絆」という。）（表2-2-11）の運営を開始した。(注2)

また、被災地で再生に取り組む中小企業の支援をより実効性の高い取組みとするため、外部機関が有する専門的なノウハウも活用することとした。このため、「しんきんの絆」の運営開始と同日、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）との間で業務協力に係る協定を締結した。この協定は、被災地の中小企業等の再建・復興支援分野で、「復旧・復興支援策の普及、活用促進に関する事項」「専門家等の派遣に関する事項」「ビジネスマッチングに関する事項」「情報交換・相談助言に関する事項」「中小企業等の経営再建に関するその他の事項」について相互に業務協力を行うという内容であった。さらに、中小企業基盤整備機構が提供する「復興支援アドバイザー制度」(注3)等を活用して投資先の中小企業に対す

表2-2-11　「しんきんの絆」の概要

名称	投資事業有限責任組合「しんきんの絆」
出資規模	50億円
出資者	無限責任組合員　信金キャピタル 有限責任組合員　信金中金
存続期間	12年間（必要に応じ最大3年間の延長可）
投資期間	5年間
運営者	信金キャピタル
スキームの概要	下図のとおり

（備考）設立時点

「しんきんの絆」のスキーム

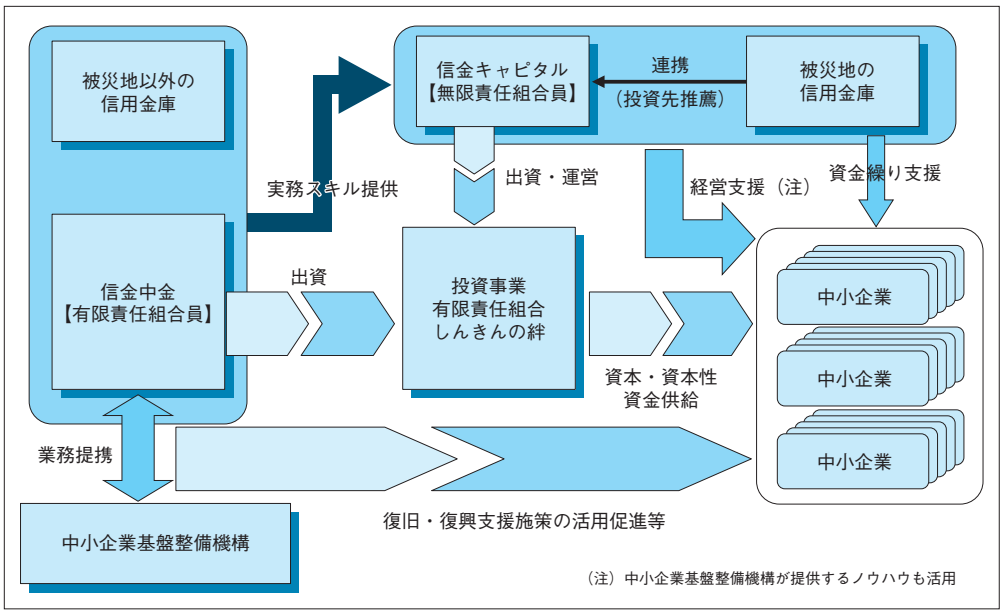

る経営再建支援も行った。

（注1）個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成23年7月）
（注2）「しんきんの絆」は、11信用金庫の取引先に対して、累計39先、総額20億400万円の投資を決定した。
（注3）東日本大震災で被災した中小企業者、自治体・支援機関（各種経済団体）による復興に向けた事業をサポートするため、アドバイザーとして登録されている中小企業診断士、弁護士、公認会計士、大企業・中堅企業での経営管理業務経験者、販路開拓のスペシャリスト、設備の故障・復旧に対応可能なエンジニアや技術士等を無料で派遣する制度

（ロ）創業支援

我が国では、20年以上続く開業率が廃業率を下回る状態(注1)を解消するため、様々な創業支援策が官民を問わず打ち出されてきた。また、信金中金が全国の信用金庫に実施したアンケート(注2)では、新規創業・開業支援に対して「たいへん関心が高い。」「関心が高い。」と回答した信用金庫の割合が8割近くに達するなど、関心の高さがうかがえる結果となった。一方、同アンケートでは、新規創業・開業支援に取り組みにくい理由として、「リスクが高い。」「ノウハウがない。」「創業後のフォローが難しい。」が上位となっていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、日本政策金融公庫と連携し、平成25（2013）年1月29日から、信用金庫の創業支援への対応を支援する取組みを開始した。

この取組みは、①創業希望者から融資の相談を受けた信用金庫が融資対応方針を検討する、②前向き方針の場合、信用金庫は顧客が特定されない形で創業計画等を信金中金に送付する、③信金中金は同公庫に創業融資としての検討可否を協議する、④信金中金は同公庫から検討結果、事業性判断のポイント、事業見直し・再構築のポイント等について還元を受ける、⑤信金中金は信用金庫に還元情報を提供するという流れで行われた。

また、同公庫が前向きに検討できると判断した案件については、信用金庫が創業希望者に同公庫との協調融資を紹介し、創業希望者が希望する場合、協調融資案件として進めていくことができた。仮に日本政策金融公庫との協調融資に至らなかった場合でも、信用金庫には創業融資に係るノウハウを蓄積することができる等のメリットがあった。

（注1）平成30年版「中小企業白書」（付属統計資料P57　10表「開業率・廃業率の推移（非一次産業）」）によれば、企業（個人企業＋会社企業）の開業率は、「1986～1991年」の調査期間以降「2012～2014年」の調査期間に至るまで、廃業率を下回っている。
（注2）地域・中小企業研究所「信用金庫における新規創業・開業支援に係る取組状況に関するアンケート調査結果」（平成24年3月26日）。なお、同調査結果は、信用金庫のみに還元

（ハ）経営改善支援

a. 中小企業経営改善支援に係る研修

平成15（2003）年3月28日、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するア

クションプログラム」が公表され、中小・地域金融機関は、15年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を作成し、中小企業の再生および地域経済の活性化等のための具体的な施策を着実に推進することが求められた。また、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という。)が21年12月3日に公布(12月4日施行)され、金融機関には、貸付条件変更に努めることのほか、顧客の経営改善・再生支援を適切に行うことなどが求められた。

これまで、信金中金は、「製造業」「小売・サービス業」「建設業」の3業種を題材に、全国の信用金庫職員を対象とした模擬コンサルティング形式での研修を実施していたが、併せて、経営改善支援業務に必要な基礎知識習得に係る研修の実施についての要望が信用金庫から寄せられた。そのため、経営改善支援ノウハウをとりまとめ、全国の信用金庫に配布した「中小企業経営改善支援ガイドブック」の活用を目的に、21年8月1日から「基礎コース」を開始した。また、従来のコンサルティング研修を「ケーススタディコース」と位置付け、新たに信用金庫に案内した(表2-2-12)。

その後、同研修は、「基礎コース」を「計画作成支援コース」にリニューアル(注)したほか、23年10月20日には「ケーススタディコース」の題材業種に「農業」を追加するなど研修内容の充実を図った。

表2-2-12　中小企業経営改善支援に係る研修の概要

	基礎コース	ケーススタディコース
受講対象	全国の信用金庫の職員	同左
概要	・経営改善支援業務に必要な基礎知識の習得を目的とする講義中心の研修 ・「中小企業経営改善支援ガイドブック」(経営改善計画作成支援ソフトを含む。)を活用し、現状把握、改善策の方向性の検討および経営改善計画書作成の方法について学ぶもの ・業種は区分なし	・従来より実施してきた模擬コンサルティング形式の研修 ・架空のサンプル企業を教材に、当該企業の現状把握および改善策の方向性の検討、これに基づく経営改善計画書作成までを、演習形式にて個人およびグループ単位で行うもの ・業種は「製造業」「小売・サービス業」「建設業」の中から1業種を選択
募集人数	制限なし	原則として、研修1回につき12人から40人程度
開催場所	研修を依頼した信用金庫等が定めた場所	同左
開催回数	信用金庫等の依頼に応じて随時実施	同左
研修期間	研修1回につき3.5時間	研修1回につき3日間(実質2.5日)

(備考)取扱開始時点

(注)　これまで以上に簡便に取引先の経営改善計画が作成できる「要約版経営計画作成機能」を「中小企業経営改善支援ガイドブック」に追加したことを機にリニューアルした。

b.　経営改善・企業再生に係る相談業務

信用金庫による取引先の経営改善支援をサポートするため、平成22(2010)年10月22

日から、経営改善・企業再生に係る相談業務を開始した。

同相談業務は、信金中金が信用金庫から取引先の財務諸表等の送付を受けて事前診断を行い、その後、信用金庫に対して対応のアドバイス、外部専門家等の紹介、信用金庫と共同での企業再生支援を実施するものであった。また、企業再生支援は、信用金庫の再生支援方針等を踏まえて信金中金が対応方針案を作成し、SWOT分析等により取引先の現状把握を行ったうえで、信用金庫、取引先と共同で再生計画を策定し、進捗管理まで関与していくものであった（表2-2-13）。

その後、同相談業務は、重点実施業種の変更・拡充、事前診断書に基づく信用金庫への訪問協議を必須化(注)するなどの改正を行った。

なお、経営改善・企業再生に関する相談業務では、22年度：20件、23年度：32件、24年度：36件の相談を受け付け、うち、23年度：3件、24年度：6件について信用金庫との共同による企業再生支援を実施した。

表2-2-13　信用金庫と共同での企業再生支援の概要

項　目	内　容
1. 対象先	相談申込みがあった信用金庫取引先のうち、原則として、以下の条件をすべて満たす先が対象 (1) 当年度の重点実施業種に該当する先 平成22年度の重点実施業種は以下のとおり イ. 病院（100～200床程度の病院が主な対象） ロ. 旅館・観光業 ハ. アパート・マンション賃貸業（個人（個人企業を含む。）の貸家業が主な対象） (2)「信用金庫取引先の経営改善・企業再生に関する相談」で把握した信用金庫取引先の状況等を踏まえ、信金中金が信用金庫と共同で再生支援を行うことが適当であると判断した先
2. 具体的活動内容	(1) 再生支援方針策定 (2) 現状把握・調査・分析 (3) 再生計画策定 (4) フォローアップ
3. 実施期間	原則として、3～6か月
4. 実施体制	信用金庫、信金中金および信用金庫取引先によって組織する「経営改善委員会」により実施
5. 費用負担	(1) コンサルティング費用 イ. 信金中金：無料 ロ. 外部専門家等：有料（企業または信用金庫の負担。なお、外部専門家等の利用にあたっては、事前に信用金庫の同意を得る。） (2) 実費（交通費・宿泊費等） 信金中金・外部専門家等：有料（企業または信用金庫の負担） 【参考】「外部専門家等の紹介」により同専門家等を利用する場合は、同専門家等に対する委託費用（コンサルティング費用等）、実費が必要となる。

（備考）取扱開始時点

（注）変更前は「必要に応じて訪問する」スキームであったが、平成25年2月から、事前診断書に基づく訪問協議を必須とした。これは、信用金庫との面談により、対象取引先に関する経営改善・企業再生に係る問題意識をより具体的に共有化するためであった。

（二）事業承継支援

地域・中小企業研究所が実施している全国中小企業景気動向調査の特別調査「中小企

業経営者の健康管理と事業承継について[注]」では、回答者の3分の2が希望する後継者人材として「子供（娘婿を含む。）、配偶者」をあげるなど、親族内での事業承継に対応していくことが信用金庫にとっても重要となっていた。一方、信金中金は信金キャピタルと連携し、事業承継手段の一つであるM&Aに係る勉強会を開催するなどの取組みを行っていたが、同社が行うM&A仲介アドバイザリー業務は第三者承継支援であり、親族等関係者への承継支援については十分には対応できていなかった。

こうした状況を踏まえ、平成24（2012）年度、信金キャピタルおよび中小企業基盤整備機構と連携して「事業承継支援セミナー」を開催した。同セミナーでは、事業承継支援の取組意義、一般的な支援の流れ、リスク等の説明のほか、信金中金の支援施策や地域の支援機関・専門家の紹介等が行われ、年度中113金庫が参加した。

さらに、25年3月1日からは、信金キャピタルや中小企業基盤整備機構等の外部機関と連携し、信用金庫職員を対象とした事業承継支援研修を実施した。

（注）中小企業景況レポート No.141（平成22年10月15日）

（ホ）金融円滑化出口戦略に係る支援

中小企業金融円滑化法の最終延長が行われる直前の平成23（2011）年12月27日、金融担当大臣談話「中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について」のなかで、最終延長にあわせて、①金融の円滑化に係る取組み、②金融規律の確保に係る取組み、③中小企業等に対する支援措置に係る取組みに集中的に取り組んでいく旨が公表された[注1]。

公表された取組みの内容は、これまで信金中金が信用金庫向け実務支援として長年取り組んできた分野と重複しており、一定のノウハウを蓄積していた。信金中金では、既存の支援メニューを再編成し、新たな支援メニューを加えた「金融円滑化出口戦略サポートプログラム」の取扱いを24年7月10日から開始した。

「金融円滑化出口戦略サポートプログラム」は、①モニタリング、コンサルティング対応を通じた「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」（以下「実抜計画」という。）策定ノウハウ、②実抜計画策定過程におけるDDS等の財務的手法や中小企業再生支援協議会等外部機関の活用ノウハウの修得に資するものであった[注2]。

（注1）後編第1編第1章第2節1.中小企業金融円滑化法の制定および2度にわたる同法の期限延長を参照
（注2）「金融円滑化出口戦略サポートプログラム」は、平成26年2月3日から取扱いを開始した「コンサルティング機能強化プログラム」に統合した。

(へ) そ の 他

a. しんきんMEサポート（東京都版）の取扱開始等

平成16（2004）年12月1日、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」の公布（17年10月3日施行）により、動産譲渡登記制度が創設され、法人が行う動産の譲渡について、登記による対抗要件具備が可能となった。これにより、金融機関では動産譲渡登記制度を活用した新たな融資商品の開発が活発化した。また、金融庁が17年3月29日に公表した「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム[注1]」では、事業再生・中小企業金融円滑化の施策の一つとして、担保・保証に過度に依存しない融資の推進等が掲げられた。

こうした状況を踏まえ、19年1月24日、信金中金は「設備担保信用補完制度」（以下「しんきんME[注2]サポート」という。）を創設した[注3]。「しんきんMEサポート」は、信用金庫取引先が保有・購入する機械設備を提携リース会社が評価し、その評価額を限度として信金中金およびリース会社が信用金庫の取引先に対する貸出を保証する制度であった。

さらに、22年3月30日には、「しんきんMEサポート（東京都版）」の取扱いを開始した[注4]（図2-2-3）。「しんきんMEサポート（東京都版）」は、「しんきんMEサポート」の仕組みを活用しつつ、東京都が制度を利用する企業に保証料の補助を行うとともに、損失が生じた場合には、保証機関に損失補助を行うという特徴があった。

図2-2-3　しんきんMEサポートおよびしんきんMEサポート（東京都版）の概要

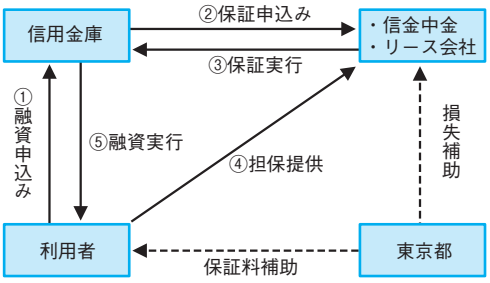

（注）点線の「保証料補助」「損失補助」は「しんきんMEサポート（東京都版）」のみのフロー

	しんきんMEサポート	しんきんMEサポート（東京都版）
保証種類	限定根保証	同左
保証対象	信用金庫取引先	都内に事業所を有する従業員数30人（卸、小売、サービス業は10人）以下の小規模企業
保証金額	5,000万円以内	300万円以上5,000万円以内
保証期間	5年以内	同左
保証料	案件ごとに異なる	保証機関の定めによる（保証料4％以内。東京都が全額補助を実施）

（注1）平成15年3月28日に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」では、15年度および16年度がリレーションシップバンキングの機能強化を図るための集中改善期間として位置付けられていたが、これを承継する形で、17年度および18年度を重点強化期間とする「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」が公表された。

（注2）「しんきんMEサポート」の「ME」は、「machinery（機械）」と「equipments（設備）」の頭文字からとったもの

（注3）「しんきんMEサポート」の特徴は、①信用金庫が取引先の設備資金ニーズに対して、同設備を活用して保全を図りながら融資取引を行うことが可能となる、②根保証であるため、新規融資に限らず既往の融資取引の保全強化にも活用が可能である、③リース会社が動産を担保取得することにより信用金庫の

担保取得に係る評価・管理・処分事務を軽減できる点にあった。取扱実績は以下のとおり。なお、「しんきんMEサポート」は、平成28年度以降取扱いがなく、かつ取扱状況の改善も見込み難い状況にあることから、令和元年9月30日に廃止した。

（単位：件、百万円）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
契約金庫数	164	166	167	167	171	172	173	173
実行件数	6	1	1	1	－	2	1	－
実行金額	82	2	5	50	－	59	21	－

（注4）「しんきんMEサポート（東京都版）」の取扱実績は以下のとおり。なお、「しんきんMEサポート（東京都版）」は、平成26年度以降取扱いがなく、かつ取扱状況の改善も見込み難い状況にあることから、令和元年9月30日に廃止した。

（単位：件、百万円）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
契約金庫数	5	11	11	12	15	17	18	18
実行件数	－	1	－	－	1	－	－	－
実行金額	－	22	－	－	26	－	－	－

b. 信用金庫の貸出業務を補完するための協調融資

信用金庫では、融資残高が内部で取り決めている融資限度額に近づき、追加融資に対応することが困難であったり、プロジェクト融資等事業規模や審査ノウハウの面から単独での対応が難しい案件が発生することがあった。

こうした状況を踏まえ、「SCB中期アクション・プログラム2010」に「信用金庫取引先中小企業に対する協調融資のための態勢構築」を掲げ、信用金庫の貸出業務を補完するため、信用金庫とともに協調融資に取り組むこととした。

信金中金では、平成22（2010）年4月から段階的に協調融資のための態勢構築に取り組むとともに、審査部門に協調融資担当者を配置し、22年度から24年度にかけて10件・84億円の協調融資を取り扱った。

c. 株式会社企業再生支援機構への出資・職員派遣

平成21（2009）年6月26日に公布（9月28日施行）された「株式会社企業再生支援機構法」に基づき、株式会社企業再生支援機構（以下「企業再生支援機構」という。）が10月14日設立された。企業再生支援機構には、預金保険機構を通じて政府が100億円を出資したが、民間金融機関に対しても出資要請があり、信用金庫業界では、信金中金が業界を代表して拠出するとともに[(注1)]、同機構に設置された中小企業再生支援センターに職員1人を派遣した。

また、企業再生支援機構は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者等を対象にして、事業再生支援を行っており、信用金庫からも支援案件が持ち込まれた[(注2)]。

なお、企業再生支援機構は、25年3月18日に公布・施行された「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」により、株式会社地域経済活性化支援機構に改組された。

（注1）信用金庫業界では、平成21年9月18日開催の全信協理事会において、信金中金が業界を代表して一括対応することが妥当であるとの決議が行われた。これを受け、信金中金は、11月19日開催の理事会で企業再生支援機構への拠出を決定した（拠出日は12月25日）。なお、この拠出金は、預金保険機構の企業再生支援勘定に拠出した後、預金保険機構が企業再生支援機構に出資する形がとられた。また、民間金融機関は101億円を出資した。

（注2）企業再生支援機構を活用するメリットは、①公的・中立的な第三者として、難航しがちな債権者間の利害調整が行われること、②投資ファンドの機能を有しており、金融機関等が保有する貸出債権の買取りや事業者に対する出資、融資による資金提供が可能であること、③プロフェッショナル人材の派遣、④債権放棄による損失の損金算入が可能である等の税負担の軽減などにあった。

ロ．海外進出等に係る支援

（イ）現地銀行との業務提携

海外子会社を保有する中小企業の割合が平成13（2001）年度の9.3％から、10年後の23年度には13.4％へと4.1ポイント上昇するなど(注1)、中小企業の海外進出は年々増加していた。また、信金中金が2年ごとに実施している「信用金庫取引先海外事業状況調査」で信用金庫取引先の地域（国）別進出状況をみると、進出先の約9割を占めているアジアのなかでも、中国・香港の割合が低下し、一方でアセアンへの進出が増加している状況にあるなど、主な進出先に変化がみられた（表2-2-14）。

このように経済のグローバル化が進み、アジアを中心とした信用金庫取引先のさらなる海外進出が見込まれるなか、信金中金は、「SCB中期アクション・プログラム2010」に「信用金庫取引先の海外進出に係る支援の強化」を掲げ、アジアの現地銀行との業務提携、海外駐在員事務所の新設(注2)等を進めた。

業務提携を行う銀行は、信用金庫取引先の進出が活発化している国のなかから、ネットワークの充実度、邦銀との業務提携実績・評価などを勘案して検討を行った。そして、

表2-2-14　地域（国）別進出企業数

（単位：先、％）

	平成21年度（第8回）		23年度（第9回）		（参考）25年度（第10回）	
		構成比		構成比		構成比
海外進出企業数	1,488	100.0	2,315	100.0	2,966	100.0
うちアジア	1,332	89.5	2,124	91.7	2,718	91.6
うち中国・香港	941	63.2	1,356	58.6	1,491	50.3
うちアセアン	298	20.0	606	26.2	1,017	34.3
うち米州	109	7.3	123	5.3	180	6.1
うち欧州	38	2.6	51	2.2	49	1.7
うちオセアニア	8	0.5	9	0.4	9	0.3
うちその他	1	0.1	8	0.3	10	0.3

（備考）信金中金「第10回信用金庫取引先海外事業状況調査」より作成

22年10月4日にタイ最大の銀行であるバンコック銀行（タイ）、12月16日に交通銀行（中国）、23年5月10日に中国銀行（中国）、24年7月2日にインドネシア国際銀行（現メイバンクインドネシア。インドネシア）と業務提携を行った。

さらに、23年7月からは、バンコック銀行への職員派遣を皮切りにして、業務提携銀行等に職員を派遣し、信用金庫取引先に対する現地での支援態勢を強化するとともに、信金中金における海外業務要員の養成を加速させた。

前記「信用金庫取引先海外事業状況調査」では、信用金庫取引先が情報提供のほか、現地での金融サービスの提供を求めていることが浮き彫りになっており、業務提携によって、信用金庫取引先に対する現地での預金取引、貿易金融、外国送金および借入れなどの各種金融サービスを円滑に提供することが可能となった。また、金融為替市場、投資奨励策、外国企業に適用される規制、経済・政治・社会・文化などに係る現地の情報が提携銀行から信金中金に対して適宜提供されることとなり、信用金庫およびその取引先に有益な情報を還元した。

（注1）平成26年版「中小企業白書」。なお、調査対象の中小企業は、従業員50人以上かつ資本金3,000万円以上の企業
（注2）後編第1編第2章第2節2.（2）ロ.（ロ）バンコク駐在員事務所の開設を参照

（ロ）バンコク駐在員事務所の開設

信金中金は、アジアの現地銀行との業務提携のほか、海外業務支援センターの設置など、信用金庫取引先の海外進出に係る支援の強化を進めていた。

このようななか、大手地方銀行は、現地銀行との業務提携はもとより、東南アジアに相次いで駐在員事務所を設置していた。これら大手地方銀行は、地元中小企業の東南アジア進出支援にも積極的であり、競合する信用金庫からは、取引先が数多く進出するタイ・バンコクへの駐在員事務所設置を望む声が高まっていた。

バンコク駐在員事務所開設を報じる新聞記事（日本経済新聞　平成24年3月18日）

こうした状況を踏まえ、バンコク駐在員事務所の設置について検討を進めた。事務所の設置場所をタイとした主な理由は、信用金庫取引先が数多く進出していること(注1)に加え、①治安の良さ、②東南アジア周辺諸国へのアクセスの利便性が高いこと、③日系企業の進出先としては、タイが依然優位であることなどであった。

バンコク駐在員事務所の設置は、平成24（2012）

バンコク駐在員事務所　開所式
写真左から、河合バンコク駐在員事務所長、田邉理事長、大前会長、平尾地域・中小企業研究所長

バンコク駐在員事務所開設披露パーティーで挨拶する田邉理事長

年2月23日開催の機能拡充委員会で審議された後、3月16日開催の理事会で承認された。その後、タイ中央銀行からの認可取得（5月11日）、タイ商務省からの外国事業許可取得（8月10日）等を経て、10月1日に同事務所を開設した。(注2)

バンコク駐在員事務所は、信用金庫取引先の進出が多く、信用金庫からの支援ニーズが高い、タイ、ベトナムおよびインドネシアの3か国を中心とした東南アジアを活動範囲とし、「信用金庫業界の東南アジア拠点」と位置付けられた。また、主な業務内容は、信用金庫取引先の海外進出を支援するための「金融・経済情報等の現地情報の収集および提供」「海外進出支援機関等の紹介」「現地視察に係る情報提供」「販路拡大、調達先拡大等に係る情報提供」「提携銀行を通じた現地貸出に関する情報提供」などであった。

（注1）信金中金「第8回　信用金庫取引先海外進出状況調査結果」（平成22年4月）によると、信用金庫取引先の進出先数は、中国（841社）、タイ（113社）、香港（100社）、米国（86社）、ベトナム（56社）、インドネシア（45社）となっており、タイへの進出先数は中国に次いで第2位、東南アジアでは第1位であった。

（注2）バンコク駐在員事務所の開設は、支店廃止に伴い駐在員事務所となったニューヨーク駐在員事務所および香港駐在員事務所を除くと、平成16年9月10日の上海駐在員事務所以来、約8年ぶりであった。なお、バンコク駐在員事務所開設については、後編第1編第2章第4節8. 店舗の整備をあわせて参照

（ハ）相談・情報提供

信金中金は、海外進出あるいは貿易取引を行っている信用金庫取引先、工場進出や販路拡大等を予定している信用金庫取引先の海外業務を支援するため、貿易投資相談や情報提供、信用金庫職員の人材育成等に取り組んだ。

貿易投資相談では、現地の投資環境や労務・税務等の法律、国内外の市場動向や通関制度等に関する信用金庫等からの相談に専任スタッフが対応した。(注1)

また、情報提供では、「中国ビジネスガイドブック」(注2)や「貿易投資相談ニュース」等書籍・レポートの発行、信用金庫等が開催するセミナー・講演会への講師の派遣等を通じて、信用金庫およびその取引先に対して情報提供を行った。

さらに、人材育成については、信用金庫から研修生を受け入れ、貿易投資相談担当者養成研修や海外拠点実務研修等を実施した。

（注1）貿易投資相談の実施件数は、平成21年度：372件、22年度：430件、23年度：603件、24年度：620件、25年度：686件、26年度：708件、27年度：829件、28年度：512件、29年度：621件、30年度：687件、令和元年度：703件

（注2）「中国投資ガイドブック1996年版」の創刊以来、数次にわたる改訂を行い、平成23年5月、内容を全面的にリニューアルのうえ、上巻「中国ビジネス入門編」と下巻「現地企業運営編」の2分冊構成として発刊した。

（3）地　　域

イ．地域活性化コンサルティング

信用金庫の営業エリアにおいては、郊外に大型商業施設ができ、商業機能が中心部から郊外に移転したことにより中心市街地や商店街が衰退したり、温泉施設等の優れた観光資源を有しながらも地域振興にいかしきれず、観光客が減少しているなどの課題を抱える地域が少なくなかった。一方、信用金庫には、地域金融の重要な担い手として、地域が抱える課題の解決に取り組み、地域の活性化や地域産業の振興を図っていくことが期待されていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、信用金庫の地域活性化に向けた取組みを支援するため、中心市街地・商店街・温泉街・地場産業などの活性化についてのコンサルティングを信用金庫と一体となって実施した。(注1)

このコンサルティングは、信用金庫と信金中金だけではなく、商工会、商店街振興会、街づくり会社および観光協会等の地元関係者とワーキンググループ等を組成のうえ、地元と連携・協力し、一体となって取り組むものであった。コンサルティングの内容は、①人口・産業等に係る統計データの収集をスタートとして、立地環境やこれまで実施した地域振興策の成果等ハード・ソフト面の調査、周辺住民・観光客などへのアンケート調査等に基づいて客観的に地域の現状把握を行い、②商店街・宿泊観光施設の関係者等からヒアリングを行ったうえで、課題分析・課題解決に係るディスカッション等を行って課題抽出と課題解決策を検討し、③最終的に報告書のとりまとめや関係者への報告により、提言を行うものであり、8か月前後の期間をかけて実施した。(注2)

また、平成24（2012）年2月には、信用金庫によるコンサルティング・ノウハウ蓄積のため、コンサルティングを実施した信用金庫または実施検討中の信用金庫の実務担当者を対象として情報交換会を開催した。この情報交換会では、各信用金庫からのコンサルティング実施内容の事例発表、テーマ別（観光活性化、商店街活性化等）の意見交換等が行われた。

（注1）当初、地域活性化コンサルティングは、総合研究所（現地域・中小企業研究所）で行っていたが、コンサルティング態勢の強化のため、平成22年度、信金業務支援部に地域振興グループを設置し、実施する態勢とした。なお、その後、地域活性化コンサルティングを実施する態勢はさらに強化され、25年度から地域・中小企業研究所の地域活性化支援室で、27年度から同研究所のしんきん地方創生支援センター（現地域創生推進部）で実施されることとなった。

（注2）地域活性化コンサルティングの実施件数は、平成21年度：4件、22年度：2件、23年度：4件、24年度：4件、25年度：6件、26年度：5件、27年度：4件。なお、同コンサルティングは、27年度途中から「地方創生支援パッケージ」に、また、30年度から「地域創生支援パッケージ」に名称変更した。

ロ．地方公共団体に対するアンケート調査

信金中金では、従前から「全国中小企業景気動向調査」の実施を通じて、信用金庫取引先中小企業の経営実態や経営上の問題点等を調査し、分析結果を経営参考情報として信用金庫に還元していた。

一方で、将来にわたり信用金庫が地域において圧倒的な存在感を確立していくためには、地域の課題や地域金融機関に求められている役割等を把握し、地域の経済社会動向に関する業界独自情報として、信金中金から全国の信用金庫に向けて発信していくことも必要であった。

こうした状況を踏まえ、地方公共団体（以下「地公体」という。）が認識する地域経済社会の課題やその解決に向けた取組みならびに信用金庫等の地域金融機関への期待などを把握するため、平成25（2013）年1月4日、地公体向けアンケートを実施した。

アンケートは、626の地公体に対して行った結果、545の地公体から回答があり、アンケートの分析により、「地公体が特に懸念している課題」「力点をおいて取り組んでいる課題」「地元の金融機関に期待する役割」等が浮き彫りになった。

なお、アンケート結果は、「信金中金月報」にとりまとめ、公表した。

地公体向けアンケートを
とりまとめた「信金中金月報」

3．信用金庫業界のネットワークを活用した業務

（1）バイヤー等の開拓および大手企業等との連携によるマッチングの支援

イ．ビジネスマッチング

金融庁が平成15（2003）年3月28日に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」により、中小・地域金融機関は、中小企業に対

するコンサルティング機能、情報提供機能の強化を図るため、経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備が求められることとなり、ビジネスマッチングへの取組みが本格化した。

ビジネスマッチングの取組みに積極的な信用金庫が増加していくなか、信金中金では、18年6月、信用金庫が主催する商談会に取引先（バイヤー）を招聘し、同バイヤーと信用金庫取引先とのビジネスマッチングを支援する取組みを行った。そして、11月以降、信用金庫や信用金庫協会が主催するビジネスフェアへのバイヤーの招聘等に注力し、信用金庫のビジネスマッチングへの支援を本格化させた(注1)(注2)（表2-2-15）。

21年度以降は、バイヤーをビジネスフェアに招聘するだけではなく、百貨店・スーパー等と連携して、これら企業が自社店舗等で開催する催事・販売イベントに信用金庫取引先の参加を募集する企画を実施し、信用金庫による取引先の販路拡大支援をサポートすることにも注力した。

さらに、25年1月22日、信用金庫取引先等のビジネスマッチングに係るニーズを信用金庫業界で共有し、マッチング機会の創出を図るため、FTFネットの信金中金ホームページに「ビジネスマッチング情報掲載ページ」を開設した(注3)。

表2-2-15　信用金庫等が開催したビジネスフェアへのバイヤー企業の招聘実績

（単位：件、先）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度
招聘支援を実施したビジネスフェア数	32	43	50	47
招聘したバイヤー数（延べ数）	162	203	217	247

（注1）平成25年度以降の実績は次のとおり。

（単位：件、先）

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
招聘支援を実施したビジネスフェア数	56	64	69	63	70	69	59
招聘したバイヤー数（延べ数）	196	205	263	279	272	253	250

（注2）信用金庫のビジネスマッチングに係る取組みは年々増加傾向にあり、これに伴い、信金中金に対する信用金庫からの支援要請も増加したことから、ビジネスマッチング業務の円滑な運営のため、平成21年11月9日に「ビジネスマッチング取扱要領」を制定した。

（注3）「ビジネスマッチング情報掲載ページ」は、平成21年度にFTFネットの信金中金ホームページに開設した「信用金庫取引先の売りたい・買いたい情報」の名称を変更したものであり、信金中金取引先およびバイヤー企業のビジネスマッチングに関するニーズ情報を掲載したもの。25年11月1日には、インターネットに接続できるパソコンやタブレットから閲覧ができるよう、「しんきん情報共有プラットフォーム」に移設した。なお、「しんきん情報共有プラットフォーム」は、後編第2編第2章第2節3.（1）しんきん情報共有プラットフォームを参照

ロ．日本全国しんきん旨いもん地図

地元ならではの食材等を生産・製造する信用金庫取引先をインターネット上でPRすることにより、販路拡大支援につなげるため、平成21（2009）年6月1日、株式会社ぐるなび(注1)（以下「ぐるなび」という。）と連携し、同社の企業間取引（BtoB）サイト内に、信

用金庫取引先に限定したBtoBサイト「日本全国しんきん旨いもん地図」を立ち上げた。

「日本全国しんきん旨いもん地図」は、信用金庫取引先が掲載した商品(注2)を全国のぐるなび会員(注3)が閲覧することにより、ビジネスマッチングの機会を提供する仕組みであった。また、一般的な電子商取引サイトよりも大幅に安価な費用で商品を1年間掲載することができるなど、単独では困難な全国への商品訴求を安価に実施できるというメリットがあった(注4)。

さらに、22年2月には、京橋別館で、サッポロビール株式会社、株式会社しんきんカードおよびぐるなびと連携し、同サイトのエントリー企業25社が出展する「しんきん☆旨いもん交流会」を開催した。同交流会には、百貨店等大手バイヤー約40人、首都圏の飲食店関係者約70人が来場し、活発な商談が行われた。

（注1）全国約6万2,000店（サービス取扱当時）の飲食店の情報を一般消費者に提供するインターネットWebサイトの運営会社
（注2）掲載対象商品は、食料品（農林水産品、加工食品、アルコール等）、伝統工芸品（陶器、箸、暖簾、机、椅子等）、その他（厨房機器、調理機材等）であった。
（注3）ぐるなび会員は全国約6万2,000店（サービス取扱当時）の飲食店、問屋、百貨店、スーパー等
（注4）「日本全国しんきん旨いもん地図」は平成23年3月末に終了した。なお、同サイトへの掲載を契機として、本格的に飲食店への販路開拓に取り組む意向をもった信用金庫取引先のため、ぐるなびが提供する飲食店向け販路開拓支援サービスである「ぐるなびPROメンバー」を信用金庫に案内した。

(2) ギフトカタログや電子チラシによる販路開拓・拡大支援

イ．東日本大震災の復興支援に係る東北地区信用金庫取引先の販路拡大支援

東日本大震災により甚大な被害を受けた信用金庫取引先のなかには、再起に向けて懸命に取り組みつつも、販売先等の被災により販路確保が喫緊の課題となっている先が多数存在していた。こうしたなか、全国の信用金庫役職員から、東北地区の産品を購入することにより、被災地の復興を支援したいとの申し出が多数寄せられた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、一般社団法人東北地区信用金庫協会との連携により、被災地の信用金庫取引先の販路拡大を支援するため、同取引先の商品等を掲載したカタログ「東北復興支援カタログ『しんきんの絆』」を制作し、平成23(2011)年9月20日に全国の信用金庫および関連団体の役職員(約12万人)へ案内した(表2-2-16)。

東北復興支援カタログ「しんきんの絆」

また、さらなる販路拡大支援のため、24年7月9日には「販路応援通販カタログ『しんきんの絆』」および「販

表2-2-16 「東北復興支援カタログ『しんきんの絆』」等の概要

	東北復興支援カタログ「しんきんの絆」	販路応援通販カタログ「しんきんの絆」	販路応援通販サイト「しんきんの絆」
購入申込受付期間	平成23年9月22日～10月31日	24年7月10日～12月31日	24年7月10日～25年9月30日（※3）
掲載商品 掲載企業数	145商品 154社（※1）	136商品（※2） 114社	152商品 123社

※1. 154社のうち21社は、商品の賞味期限が短期間である等の理由により、販売対象外とせざるを得なかった信用金庫取引先であり、そのなかには、ホームページ等から商品購入の申込みが可能な先もあったため掲載
※2. カタログ掲載商品はすべて販路応援通販サイトにも掲載
※3. 平成25年9月9日に開設期間を26年3月31日まで延長した。

路応援通販サイト『しんきんの絆』」を案内した。これらは、案内先を信用金庫業界の役職員に限定せず一般顧客に対しても行うもので、「販路応援通販カタログ『しんきんの絆』」は信用金庫の店頭への設置を、「販路応援通販サイト『しんきんの絆』」はホームページへのリンク設定を信用金庫に依頼した。

なお、「東北復興支援カタログ『しんきんの絆』」は、230金庫・31関連団体から6,900万円の購入申込みがあり、「販路応援通販カタログ『しんきんの絆』」および「販路応援通販サイト『しんきんの絆』」は、212金庫・18関連団体から2,900万円の購入申込みがあった。

ロ. ギフトカタログ「旬彩カタログ　しんきんのつなぐ力」

信用金庫が懸賞品付預金の景品や中元・歳暮等で送付する贈答品の全体額は、業界全体で数十億円の規模であった。しかし、信用金庫取引先のなかには、贈答品にふさわしい商品を生産している企業が多数存在しているものの、多くの信用金庫が品質・安全性確保の観点等から百貨店等に一括発注していた。

図2-2-4 「旬彩カタログ　しんきんのつなぐ力」の利用の流れ

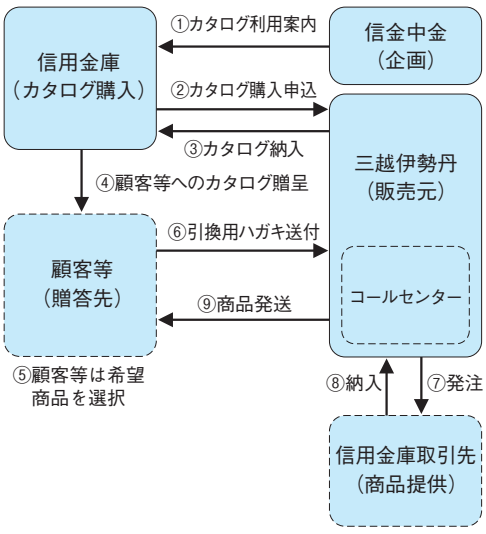

こうした状況を踏まえ、信用金庫取引先が生産する商品のみが掲載されたギフトカタログを作成し、信用金庫でこのカタログを活用する信用金庫取引先の販路拡大支援策を検討した。

複数の大手百貨店に連携を働きかけた結果、株式会社三越（現株式会社三越伊勢丹）（以下「三越伊勢丹」という。）から前向きな反応が得られ、同社との連携により、信用金庫取引先商品のみが掲載されたギフト

カタログ「旬彩カタログ　しんきんのつなぐ力」を制作し、信用金庫業界でこのカタログを利用するスキームを構築した（図2-2-4）。

「旬彩カタログ　しんきんのつなぐ力」は、平成24（2012）年2月10日に案内をスタートして、毎年度制作のうえ信用金庫に案内[(注1)]しており、カタログ掲載商品数は、年々増加した[(注2)]。

「旬彩カタログ　しんきんのつなぐ力」

（注1）平成26年2月20日に信用金庫宛案内したギフトカタログから、しんきん情報共有プラットフォーム内の「しんきん知識の泉」で申込書、カタログ商品等画像データの閲覧・ダウンロードが可能となった。

（注2）カタログ掲載商品は、信金中金が優先出資者向け優待制度のために制作している優待カタログと過年度の「旬彩カタログ　しんきんのつなぐ力」のエントリー商品のなかから、三越伊勢丹が商品を選定した。なお、カタログへの掲載商品数とカタログ申込数の推移は以下のとおり。

（単位：点、数）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
カタログ掲載商品数	115	186	219	242	262	276	282	287
カタログ申込数	3,539	50,605	74,530	68,613	72,816	72,424	68,545	88,987

（3）信用金庫関係先を活用した旅行モデルコースの策定支援

信用金庫が年金受給口座を開設している顧客等を対象に開催している団体旅行は、参加人数が信用金庫業界全体で年間10万人にものぼり[(注1)]、顧客との取引深耕を図る重要なイベントであった。また、大規模な旅行であるため、観光、食事、宿泊、買い物等を通じて旅行先の地域を活性化させる側面もあった。

しかし、地元を熟知し、取引先と強固なリレーションを構築している旅行先の信用金庫が旅行プラン作りに関われば、地元の人のみが知る魅力的な観光スポットの紹介や、取引先と連携して食事・宿泊等に付加価値をつけることが可能であったが、多くの信用金庫は、大手旅行代理店を利用した団体旅行を実施していた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、平成24（2012）年度から信用金庫等と連携した旅行モデルコース[(注2)]の策定支援（図2-2-5）に取り組み、旅行モデルコース作成の際のポイント等に関す

旅行モデルコースのパンフレット

図2-2-5　旅行モデルコース策定支援の概要

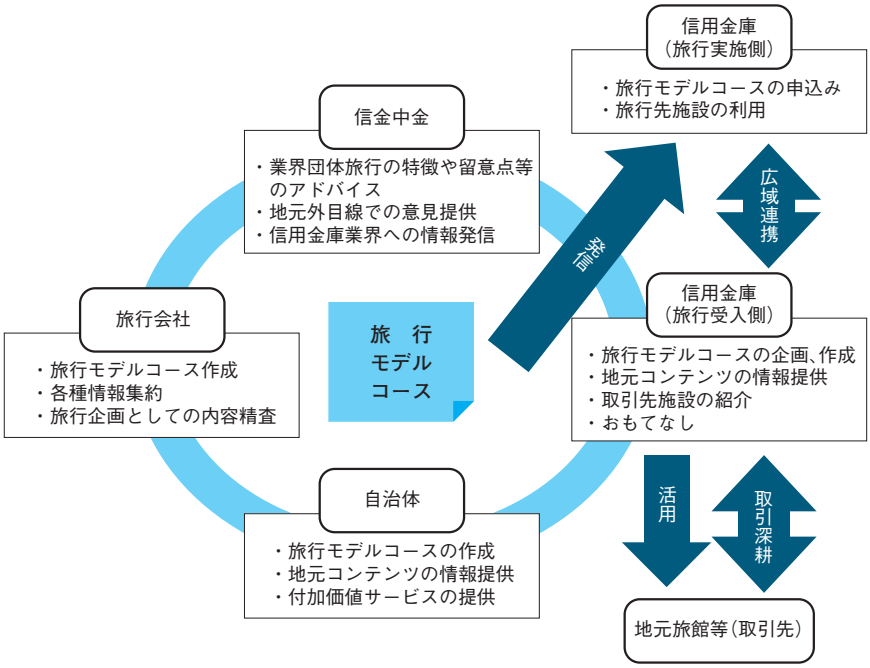

る助言のほか、作成された旅行モデルコースの情報発信等を行った。

信用金庫が旅行プラン作りに関わることによって、旅行先の信用金庫は取引先の利活用を通じた地域振興を、旅行を実施する信用金庫は旅行参加者の満足度向上を図ることができ、初年度は2件の取扱実績となった。(注3)

また、信金中金は、信用金庫の年金旅行の付加価値を高める取組みとして、20年度から都道府県と連携し、旅行者に物産品のプレゼントや国指定重要文化財の特別開放等の付加価値サービスを提供する取組みを実施しており、21年度：49金庫、22年度：47金庫、23年度：40金庫、24年度：24金庫が利用した。(注4)

（注1）信金中金が平成24年5月に実施した調査。年金旅行等について、実施時期、日程、延べ参加人数等について23年度実績と24年度予定をヒアリングした。

（注2）旅行モデルコースは、①表紙（地域の特徴を表す表紙・タイトル、作成者・連携先の記載）、②理事長、県知事挨拶等（地域や信用金庫のPR）、③地域の紹介（地理や文化等の紹介、主要都市からのアクセス情報）、④旅行モデルコース（想定宿泊期間に応じた旅行モデルコース、旅行モデルコースに沿った観光スポット・食事処・宿泊施設等）、⑤観光スポット、食事処、宿泊施設等の紹介（地元の人のみが知っているその地域ならではの情報、旅行モデルコースに盛り込めなかった情報等）、⑥信用金庫取引先の紹介（取引先の活用特典等があれば併せて記載）、⑦信用金庫における誘客への取組み内容、付加価値情報・特典の紹介（信用金庫で実施するおもてなしや誘客への取組みの紹介、自治体等からの付加価値サービス等の掲載）、⑧問合せ先で構成されている。

（注3）平成25年度以降の取扱実績は、25年度：6件、26年度：10件、27年度：7件、28年度：10件、29年度：6件、30年度：1件、令和元年度：3件

（注4）平成25年度以降の利用金庫数は、25年度：19金庫、26年度45金庫、27年度：67金庫、28年度：58金庫、29年度：25金庫

(4) 工業系製造業者の販路拡大支援

信金中金では、食品製造を行っている信用金庫取引先に対して、ビジネスマッチングや個別商談会等を通じた販路拡大支援を実施してきたが、信用金庫からのニーズが高い工業系製造業者に対する販路拡大支援は十分とはいえない状況にあった。

こうした状況を踏まえ、日本最大の製造業製品・技術データベースサイト「イプロス製造業」を運営する株式会社イプロス(注1)（以下「イプロス」という。）と連携のうえ、同サイトを活用した工業系製造業者の販路拡大支援を企画し、平成24（2012）年8月から取扱いを開始した（図2-2-6）。

「イプロス製造業」には、製造業に関連する様々な製品、サービスおよび技術情報が蓄積されており、閲覧者は、大手メーカー等のエンジニア、高等教育機関研究者等であった。信用金庫取引先が自社の製品・技術をこのサイトに掲載することにより、サイト閲覧者に対して情報発信することができ、大手メーカー等との取引機会拡大につなげることができた。また、この企画では、信用金庫取引先に対して、「製品・技術情報登録のイプロスによる代行（5製品まで）」などの無料特典が付与された。さらに、有料サービスの利用を希望する信用金庫取引先に対しては、通常サービスよりも安価なプランの提案も受けることができた。

なお、企画実施1年目の24年度は、66金庫・545社の利用があった(注2)。

図2-2-6　イプロスと連携した販路拡大支援スキーム

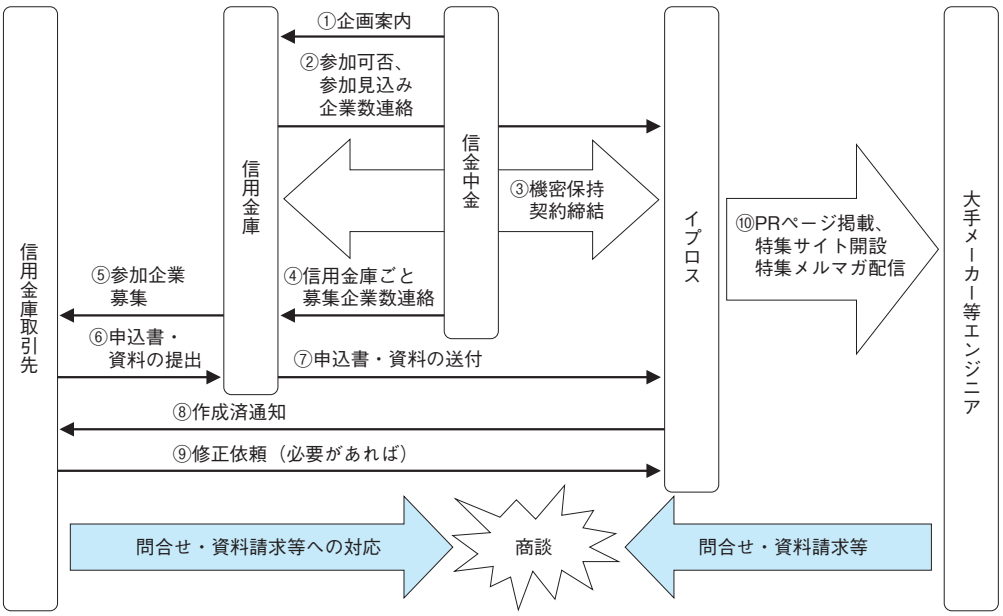

（注1）イプロスは、産業用センサ・測定器製造大手の株式会社キーエンス（東証1部）の社内ベンチャーとして設立された同社の100％出資企業
（注2）この企画の実施期間は1年であり、平成25年10月以降順次終了し、25年度までの累計で136金庫・1,458社の利用があった。なお、信用金庫から企画の再実施について要望があったため、企画の内容を見直し、26年1月から再度信用金庫に案内した。

(5) 観光・産業振興等に関する県との包括協定の締結

都道府県を中心に、地方公共団体が民間企業との間で包括協定を締結し、産業振興、観光情報発信、災害協力等を推進する取組みが全国的に広がりをみせていた。

こうしたなか、三重県と県内5信用金庫は、「産業振興等に関する包括協定[注1]」の締結について検討を開始し、海外や首都圏を含む県外にネットワークを有する信金中金に対しても参加を要請した。

信金中金は、信用金庫だけではカバーできない情報・ネットワークを提供することで個別信用金庫の業務機能補完を図ることができること、信用金庫業界のプレゼンス向上に資すること、地方公共団体との連携を強めることで、新たな信用金庫支援活動や地域貢献活動の実現可能性が高まることなどを踏まえ、協定に参加した。

三重県、県内5信用金庫および信金中金による「産業振興等に関する包括協定」は、平成25(2013)年1月11日に締結された。また、3月27日には島根県と県内3信用金庫の「産業振興等に関する包括協定」にも参加した[注2]。

（注1）包括協定の内容は、①海外および首都圏等における市場動向に関する情報交換、②県内への企業誘致や県内事業者等の新たな事業展開に関する情報交換、③県内企業の海外展開に関する情報交換、④県内企業の受注・発注・仕入れ・販売に対するビジネスマッチング支援、⑤県内企業の販路拡大や県内への観光誘致に関する情報交換、⑥障がい者雇用など、県内の雇用対策に関すること、⑦その他両者が協議し合意した事項であった。
（注2）平成25年度以降の実績は次のとおり。

県名	協定名	協定締結年月
富山	観光・産業振興に関する協定	平成25年 9月
岡山	連携・協力に関する包括協定	26年11月
宮崎	包括連携協定	28年 2月
滋賀	産業振興等に関する協定	28年 7月
和歌山	観光・産業振興等に関する連携協定	28年11月
秋田	地域経済活性化に関する包括連携協定	28年12月

4. 信用金庫の市場関連業務のサポート

信金中金は、信用金庫の市場関連業務の支援ニーズに応えるため、信用金庫との間のデリバティブ[注1]取引、デリバティブ等を活用した金融商品の開発・提供、外国為替・外貨資金取引、有価証券取引等によって、信用金庫の市場関連業務を積極的に支援した（表2-2-17）。

表2-2-17　市場関連業務への支援状況

・デリバティブ取引

（単位：件、億円）

			平成21年度	22年度	23年度	24年度
金利関連デリバティブ取引（金利スワップ）		件数	99	78	58	75
		想定元本	133	94	64	117
為替関連デリバティブ取引		件数	14,500	15,335	14,118	14,114
		想定元本	5,161	4,304	5,781	10,303
	通貨スワップ	件数	17	20	7	10
		想定元本	117	151	63	111
	先物外国為替	件数	14,483	15,315	14,111	14,104
		想定元本	5,044	4,153	5,717	10,192

・外貨資金取引

（単位：件、億米ドル）

		平成21年度	22年度	23年度	24年度
外貨資金	件数	10,427	11,605	10,688	8,748
	金額	238	235	312	211

・預金関連商品

（単位：件、億円）

			平成21年度	22年度	23年度	24年度
デリバティブ内包型預金	SCB延長特約付定期預金	金庫数	107	128	158	137
		件数	447	583	791	653
		約定額	5,241	7,249	11,051	8,031
		末残	16,929	19,622	20,166	22,581
	SCB積立定期預金	金庫数	148	101	118	109
		件数	371	206	235	170
		約定額	2,896	1,385	3,637	1,746
		末残	8,702	10,465	4,292	5,387
	SCB延長特約付積立定期預金（えんつみ）	金庫数	－	63	52	12
		件数	－	106	94	21
		約定額	－	3,799	2,855	510
		末残	－	1,686	3,239	4,324
	SCBマルチコーラブル預金	金庫数	－	－	91	135
		件数	－	－	400	736
		約定額	－	－	5,198	9,079
		末残	－	－	4,422	8,668

（備考）SCB延長特約付積立定期預金（愛称：えんつみ）は平成22年11月から取扱開始、SCBマルチコーラブル預金は23年4月から取扱開始

・融資関連商品

（単位：件、億円）

			平成21年度	22年度	23年度	24年度
しんきん長期固定金利ローンサポート	しんきん長期固定金利ローンサポート	金庫数	30	11	4	3
		件数	98	57	12	7
		約定額	464	141	59	101
		末残	1,911	1,879	1,629	1,645
	SCB地域活性化ローンⅡ	金庫数	－	7	11	13
		件数	－	13	54	56
		約定額	－	111	91	145
		末残	－	111	197	325
	地公体ローンサポート	金庫数	－	－	4	10
		件数	－	－	9	15
		約定額	－	－	74	178
		末残	－	－	74	247

（備考）SCB地域活性化ローンⅡは平成23年2月から取扱開始、地公体ローンサポートは24年3月から取扱開始

信用金庫との間のデリバティブ取引については、金利スワップ(注2)や通貨スワップ(注3)などのデリバティブ取引を信用金庫との間で行うことでリスク回避や運用手段の多様化などのニーズに対応したほか、外貨資金を一定期間貸借する外貨資金取引を行い、資金の調達・運用ニーズに対応した。

さらに、デリバティブ等を活用した金融商品の提供などにも取り組んだ。具体的には、預金関連商品として、信用金庫が通常の定期預金よりも高い利回りでの運用を可能とするため提供していたデリバティブ内包型預金の商品ラインナップを拡充し、従来の2商品（SCB延長特約付定期預金、SCB積立定期預金）に加え、平成22（2010）年11月から「SCB延長特約付積立定期預金（愛称：えんつみ）」、23年4月から「SCBマルチコーラブル預金」の取扱いを開始した(注4)。

また、融資関連商品として、18年10月から取扱いを開始した「ローンサポート」の商品内容を拡充し、23年2月から「SCB地域活性化ローンⅡ」、24年3月から「地公体ローンサポート」の取扱いを開始した(注5)。

（注1）デリバティブとは、金融商品の受渡し・売買に関する権利・義務を表したものであり、その価格ないし価値が外国為替、債券、株式など、基本的な金融資産の価値に依存していることに因んで、金融派生商品と呼ばれる。
（注2）金利スワップは、同じ通貨の異なった種類の金利を交換する取引（代表的なものは、固定金利と変動金利の交換）である。信用金庫の固定金利貸出に係るリスクヘッジ等の手段として平成5年10月に提供を開始した。
（注3）通貨スワップは、円資金と外貨資金の元利金相当額を交換する（通常1年超）など、異なる通貨間のキャッシュフローを交換する取引である。主に信用金庫の外貨の調達手段として平成10年8月に提供を開始した。通常、通貨スワップは元本の交換を伴う取引であり、元本交換を伴わない取引はクーポンスワップと呼ばれる。
（注4）「SCB延長特約付積立定期預金（愛称：えんつみ）」および「SCBマルチコーラブル預金」の概要は、後編第1編第2章第2節1.（1）イ. デリバティブを活用した預金商品を参照
（注5）「SCB地域活性化ローンⅡ」および「地公体ローンサポート」の概要は、後編第1編第2章第2節（2）ロ. しんきん長期固定金利ローンサポートを参照

5. 信用金庫の決済業務のサポート

（1）全信金システムにおいて発生した他行宛仕向電文の送信遅延への対応

信用金庫業界では、昭和54（1979）年2月に全国信用金庫データ通信システム（以下「全信金システム」という。）を全国銀行データ通信システム(注1)（以下「全銀システム」という。）に接続し、他業態との内国為替取引を開始した。その後、平成2（1990）年7月に全国銀行内国為替制度にて、決済リスク対策として仕向超過額の管理(注2)が開始された。

こうしたなか、22年3月31日、全銀システムにおける内国為替取引において、信用金庫業界の他業態向けの仕向超過額が全国銀行内国為替制度に基づき設定していた仕向超

過限度額を一時的に超過したため、超過中の時間帯に信用金庫から他業態宛送信した仕向電文がエラー電文として処理され、各信用金庫に差し戻されることとなった。信用金庫は、これらエラー電文について再送処理を行ったが、一部のエラー電文は為替の取扱時間中に手続を終了できず、結果として83金庫・1,620件の未送信電文が発生した。

この背景には、信金中金が全国銀行内国為替制度に基づき仕向超過限度額を設定(注3)し、仕向超過状況を一定間隔で監視していたが、当日が年度末であったことに加えて、地方公共団体等への大口送金が大幅に増加したという特殊事情もあり、想定をはるかに上回るスピードで仕向超過額が仕向超過限度額を超過したことがあった。

この事態を踏まえ、信金中金は、信用金庫における未送信電文の再送処理(注4)および送信遅延に伴う顧客対応等の状況把握に努めた。また、仕向超過限度額に係る障害の再発防止策として、①全国銀行内国為替制度における仕向超過限度額の上限額である8,000億円（当時）への引上げ、②仕向超過限度額に対する仕向超過額の日々のモニタリング態勢の強化、③仕向超過限度額に対する警戒水準の引下げによる監視運用(注5)などを早急に実施した。

その後、5月10日には、信用金庫業界の内国為替業務の運営に万全を期するため、信金中金職員およびSSC社員等により構成する内国為替管理室を設置し、仕向超過限度額に抵触させないための再発防止策の検討のほか、内国為替業務における潜在的なリスク(注6)

表2-2-18　仕向超過限度額に抵触させないための再発防止策の概要

・再発防止策（未然防止策）

課　　題	再発防止策
仕向超過額に対する警戒水準の見直し	・全信金システムで設定された警戒水準を次のとおり変更 ＜警戒水準＞ （変更前）70%、80%、90% （変更後）40%、50%、90%
仕向超過状況の監視時間・監視間隔の見直し	・全信金システムで設定された監視開始時刻・監視間隔を次のとおり変更 ＜監視開始時刻＞ （変更前）8：35（月末日は7：35） （変更後）8：15（月末日は7：15） ＜監視間隔＞ （変更前）通常時30分、70%超過時に5分、80%超過時に1分 （変更後）通常時15分、40%超過時に5分、50%超過時に1分

・再発防止策（緊急事態発生時の対応策）

課　　題	再発防止策
仕向超過限度額接近時の電文の対応	・全信金システムでは、仕向超過額が仕向超過限度額の50%を超えた場合、限度額引上げ手続を行うこととしているが、当該手続完了までの間に仕向超過限度額の90%を超えた場合、信用金庫から他業態への電文は、一時的に全信金システム内で保留し、手続完了後、保留電文を全銀センターへ発信
緊急時における対応力の強化	次の対応を実施 ・緊急時連絡体制の改善 ・緊急時対応計画の策定 ・障害対応訓練計画の策定

の洗い出しなどを進めた。なお、10月14日開催の決済業務運営委員会において、仕向超過限度額に抵触させないための再発防止策が了承された（表2-2-18）。

（注1）全銀システムは、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが運営しており、全国の金融機関を相互に接続して、顧客からの振込み依頼を相互交換するとともに、これに伴い発生する銀行間の貸借を日々決済するシステム

（注2）仕向超過額の管理とは、全銀システムに対する加盟銀行の「仕向超過額」（引落額－入金額）に一定の限度を設け、仕向超過額がこの限度額を超えないように全銀センターにおいてシステム的に管理する仕組み

（注3）信金中金は、平成22年3月31日に仕向超過限度額を通常の3,000億円から3,700億円に引き上げた。これは、①信用金庫全体の限度額の合計額、②全国銀行内国為替制度において定められた上限額8,000億円（当時）、③過年度における仕向超過ピーク額の状況を勘案して設定した。

（注4）未送信電文のうち、51件は信用金庫において現金搬送等を行い、当日中に資金決済が終了した。また、残りの1,569件は翌日の送金により資金決済が終了した。なお、不渡り等は発生しなかった。

（注5）具体的には、全信金システムで設定された警戒水準（70%、80%、90%（仕向超過限度額に対する率））に、業務運用上で40%および50%を加えた監視運用を実施した。

（注6）潜在リスクへの対応については、後編第1編第2章第2節5.（3）内国為替業務における潜在リスクの洗い出しと対応策の策定を参照

（2）全信金システムの更改に伴う業務継続性機能等の強化

信金中金は、昭和51（1976）年10月に全信金システムが稼動した後、ハードウェアの耐用年数に応じてシステム更改を実施しており、平成22（2010）年の耐用年数の到来に伴うシステム更改にあたっては、全銀システムの第6次全銀システムへの更改[注1]などを考慮し、全信金システムの機能強化の検討を進めた。そして、20年2月5日開催の決済業務運営委員会において、機能強化を含めた全信金システムの更改が了承された。

具体的には、行政当局や他業態の動向を踏まえ、災害時等における業務継続性機能を強化するため、災害発生時において復旧所要時間を1時間要する「現用・待機系方式」を見直し、オンラインを無停止で為替取引が継続できる「両現用系方式[注2]」を採用することとした。

また、信用金庫の利便性の向上などを踏まえ、業務機能を強化するため、①MT代行発信機能の拡充（信用金庫から受け付けたデータの発信順序変更やデータの取消機能の追加）、②管理還元帳票の電子還元（信用金庫での帳票の保管・管理等に係る利便性向上）に係るシステム対応を実施することとした。さらに、個人情報の漏えい・不正防止等の社会的要請を踏まえ、セキュリティ機能を強化するため、個人データの暗号化・マスキングや不正アクセス防止機能を導入することとした。

なお、業務継続性機能等を強化した全信金システムは、22年5月6日に稼動した。

（注1）後編第1編第2章第2節5.（5）第6次全銀システムへの更改に係る全信金システムの対応を参照

（注2）両現用系方式とは、神戸・厚木の両システムセンターに全信金システムの本番機を設置し、両システムを現用系として稼動させる方式。両現用方式導入前は、厚木センターにバックアップ機を設置し、神戸センターに本番機を現用系および待機系として設置していた。

(3) 内国為替業務における潜在リスクの洗い出しと対応策の策定

信金中金は、平成22 (2010) 年5月から、内国為替管理室にて①信用金庫内国為替制度における各種規則、②信用金庫およびその顧客に多大な影響を及ぼすと想定される事象、③過去に発生したシステム障害の事象をもとに、内国為替業務における潜在リスクを洗い出し、その対応策の検討を進めた。そして、23年7月4日開催の決済業務運営委員会において、洗い出した内国為替業務に係る潜在リスクへの対応策が了承された（表2-2-19、表2-2-20)。

具体的には、全信金システム障害時の電文規制対応強化および全銀センター宛発信代替手段強化､全銀エラー電文に係る電文明細ファイルの還元サポート強化(還元対象データの追加) および信用金庫宛通知内容の見直しを図るためのシステム対応を実施することとした。また、必要となる対応手順等を記したマニュアルの整備・拡充および迅速な

表2-2-19　潜在リスクの概要

事　象	リ ス ク
信用金庫から発信された他業態金融機関宛電文が、全信金センターにおいて、大量に電文滞留する。	・全信金センターで大量の電文を抱えたまま通信終了する可能性がある。 ・全銀センターへの発信代替手段について、処理可能件数および時限の制約によりすべての滞留電文を処理できない可能性がある。 ・全信金センターは電文発信ができないにもかかわらず信用金庫から発信された電文を受け付けてしまう。 ・信用金庫が発信規制を行う場合、インターネットバンキング等チャネルによっては確実に発信規制できないものがある。 ・信用金庫で顧客対応および未送信為替の対応等を行う場合に必要な電文明細の還元について、仕様が開示されておらず、緊急時に電文明細の利用ができない可能性がある。
信用金庫から発信された他業態金融機関宛電文が、全銀センターから大量の電文エラーとして返却される。	・信用金庫による電文の再発信および顧客対応が増大する。 ・信用金庫で全銀エラー電文の特定が困難である。 ・エラー電文についてはCSVファイル作成対象外となっており、電文明細の迅速な還元ができない。 ・信用金庫において、再発信、顧客対応および資金調整等、全銀エラー発生時の対応手順が不慣れである。
他業態金融機関から発信された電文が、全信金センターで大量にエラーとなり信用金庫に発信できない。	・信用金庫によるエラー電文の入金対応および顧客対応が増大する。 ・信用金庫でエラー電文の特定が困難である。 ・信用金庫において、顧客対応および資金調整等、エラー発生時の対応手順が不慣れである。

表2-2-20　対応策の概要

対 応 策	実施内容
電文規制対応強化	・信用金庫発信電文を全信金センターで受信規制し、通信時間内に送信できる見込みのない電文を受け付けない対応を実施
全銀センター宛発信代替手段強化	・全信金センターに滞留した電文を全銀センターへ送るための手段として、中継コンピュータ（全銀RC）を使用した送信代行および媒体持込みによる送信代行の仕組みに加え、第6次全銀システム対応で導入される、高速かつ大容量のデータ処理が可能な新ファイル転送を追加
電文明細ファイルの還元サポート強化（還元対象データの追加）	・全信金センターから還元する電文明細データ（CSVファイル）の対象に全銀エラー電文等を追加
全銀エラー電文の信用金庫宛通知内容の見直し	・全銀エラー電文の信用金庫宛通知内容に依頼人名等を追加

対応を実践できるよう定期的な訓練を実施することとした。

(4) 内国為替業務における大規模災害発生時の対応

東日本大震災では、建物倒壊等の直接的な被害に加え、大規模停電や原発事故などにより、東北地区の6金庫が停電、通信の途絶等によって為替の通信規制(注1)の対象となるなど、内国為替業務は多大な影響を受けた(注2)。その後、徐々に通信が復旧するにつれて為替の通信規制は解除となり、平成23 (2011) 年3月30日にはすべての信用金庫の通信規制が解除された。

信金中金は、7月4日開催の決済業務運営委員会において、東日本大震災を踏まえた内国為替業務の課題と対応方針について報告した。その後、大規模災害発生時における内国為替業務に関する信用金庫との連絡手段の多様化等の対応を実施するとともに、信用金庫との連絡途絶時における内国為替業務の取扱いを決定し、不測の事態発生時に備えることとした。

(注1) 被災やシステム障害等の影響により多量の電文が滞留することを回避するために、加盟金融機関宛電文発信を全銀センターがシステムにより規制する緊急措置

(注2) 東日本大震災においては、通信途絶等により連絡がとれず、為替業務継続の確認ができない信用金庫について、地区協会長の判断を仰ぎ通信規制を実施した。また、電力供給の長期途絶により、システムの時間短縮運転等を余儀なくされる信用金庫が出るなどの事象が発生した。

(5) 第6次全銀システムへの更改に係る全信金システムの対応

一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークでは、平成15 (2003) 年11月に稼動した第5次全銀システムの耐用年数が23年に到来することに伴い、19年度から第6次全銀システムへの更改に係る検討を開始し、23年11月の稼動を目途に開発を進めていた。第6次全銀システムでは、安全性、安定稼動の確保を大前提としながら、①決済リスクの一層の削減 (1億円以上の大口内為取引の即時決済化)、②国際標準への対応 (ネットワークの見直し、XMLフォーマットの採用) 等を図ることとしていた。

信金中金は、第6次全銀システムへの更改に係る全信金システムの対応について検討を進め、20年11月14日開催の決済業務運営委員会において、大口内為取引の即時決済化に係る信用金庫業界内の資金決済方法を、従来どおり時点ネット決済とする(注)ことが了承された。22年10月14日開催の決済業務運営委員会においては、第6次全銀システムへの更改に伴う諸機能の追加・変更が了承された。

具体的には、①全銀システムにおける大口内為取引の即時決済化に伴う電文の新設等、②新ファイル転送の導入、③ネットワークの見直し、④情報系システムの機能拡充、⑤電子記録債権の取扱開始に伴う電文の新設等について、必要なシステム開発を行い、併

せて信用金庫内国為替制度における関連規則の改正を行うこととした。また、XMLフォーマットの採用については、信用金庫のシステムを含め影響が極めて大きかったこと、また、他業態の金融機関においても採用する例がなかったことを受け、採用を見送ることとした。

なお、第6次全銀システムへの更改に対応した全信金システムは、23年11月に稼動した。

（注） 業界内の資金決済については、次の理由から従来どおり時点ネット決済とした。
①信用金庫の事務およびシステム対応負荷が大きいこと。
②全信金システム等における開発コストが大きいこと。
③他の系統金融機関における業界内資金決済が時点ネット決済を採用すること。

(6) 電子記録債権制度の創設に伴う対応

経済社会におけるIT化の進展などを背景として、電子的な手段を用いた商取引や金融取引が活発化するなか、政府IT戦略本部は、平成17（2005）年2月に「IT政策パッケージ2005－世界最先端のIT国家の実現に向けて－」を決定し、中小企業のニーズを踏まえた電子債権を活用したビジネスモデルの検討とともに、電子債権法（仮称）の制定を打ち出した。

法務省、経済産業省および金融庁は、電子債権法などの検討を進めて17年12月に「電子債権に関する基本的な考え方」をとりまとめ、手形や売掛債権等の金銭債権の電子化を図る電子記録債権制度の骨格を明らかにした。その後、法務省は、18年2月に法制審議会電子債権法部会を設置して、電子記録債権法の私法的側面の検討を開始した(注1)。金融庁は、6月から金融審議会金融分科会第二部会などにおいて、電子登録債権の管理機関のあり方などの検討を開始した(注2)。これらの検討結果を踏まえ、法務省・金融庁により、19年3月14日に「電子記録債権法」案が国会に提出され、6月20日に可決成立し、6月27日に公布（20年12月1日施行）された。

これに伴い、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、21年9月に全金融機関参加型の電子債権記録機関として株式会社全銀電子債権ネットワーク（略称：でんさいネット。以下「でんさいネット」という。）を設立し、24年5月の開業を目指すことを公表した（図2-2-7）。

信用金庫業界では、22年1月28日開催の全信協理事会において、24年5月からのサービス開始を目途に、業界としてでんさいネットが提供するサービスを利用することとし、全信協が信用金庫をとりまとめて全銀協に手続を行うこと、また、信用金庫のシステム開発を軽減するため、でんさいネットとの接続用の中継センターシステムの開発につい

てSSCを中心に検討することが決定された。

その後、信用金庫、全信協、信金中金およびSSCにおいて、態勢整備が進められ、25年2月[(注3)]からサービスの提供を開始した。

図2-2-7　でんさいネットにおける資金決済のイメージ図

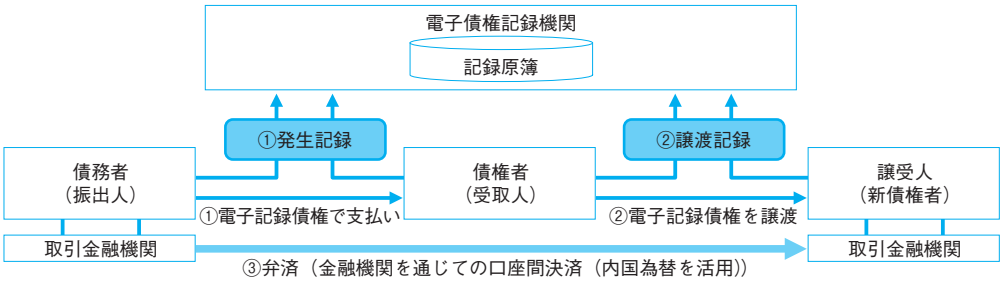

（注1）法務省法制審議会は、電子債権法部会の検討結果を踏まえ、平成19年2月7日に「電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱案」をとりまとめた。なお、信金中金は、電子手形サービスへの取組みを踏まえ17年度以降、同審議会に委員を派遣し、その検討に協力した。

（注2）金融庁金融審議会金融分科会第二部会は、検討の結果を踏まえ、平成18年12月21日に「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」をとりまとめた。

（注3）でんさいネットのサービスの開始は、当初の平成24年5月から25年2月に延期された。

(7) マルチペイメントネットワーク「ダイレクト方式」への対応

マルチペイメントネットワークは、収納機関（官公庁・地方公共団体・民間企業）と金融機関との間で行われる収納事務手続の電子化を実現するためのネットワークである。同ネットワークを利用した収納サービスが13年10月から開始され、16年10月から信用金庫を含む多数の金融機関が取扱いを開始した。

こうしたなか、国税庁がインターネットを利用しない「ダイレクト方式」を活用した納税の取扱いを21年9月から開始した[(注)]。

信用金庫業界では、10月の全信協の経営対策委員会および理事会において、同方式の取扱開始目途を23年度として関係先と調整を進めていくことが報告され、SSCおよび一般社団法人しんきん共同システム運営機構（現一般社団法人しんきん共同センター。以下「しんきん共同システム運営機構」という。）においてシステム対応が進められた。当初、サービス開始をSSCは24年1月、しんきん共同システム運営機構は2～3月としていたが、信用金庫からの要望を受け、23年11月へと前倒しされた。

また、信金中金は、マルチペイメントネットワークにおいて、収納サービスにおける収納金の資金決済を行っており、信用金庫業界が「ダイレクト方式」を取り扱うことに伴い、国税庁との間で、「国税のダイレクト方式電子納税に関する契約書」を締結した。

（注）国税の電子納税の方法には、インターネットバンキングを利用する方式（オンライン方式・情報リンク

方式）とインターネットバンキングを利用しないダイレクト方式がある。ダイレクト方式では、インターネットバンキングの契約が不要、期日を指定しての納付が可能、税理士が納税者に代わって納付手続をすることができる等の特徴があった。

(8) そ の 他

信金中金は信用金庫の中央金融機関として、内国為替・外国為替のほか、資金中継等の決済業務を取り扱い、これらの業務において、信用金庫間や他金融機関との資金決済、信用金庫が収納した公共料金等の一括納入などを行っている。また、信用金庫業界の口座振替を行う口座管理機関として、日銀が運営する国債振替決済制度、証券保管振替機構が運営する一般債振替制度・短期社債振替制度へも参加しており、信用金庫業界における両業務の円滑な運営を担っている(注)（表2-2-21）。

表2-2-21　内国為替業務・決済業務実績

		平成21年度	22年度	23年度	24年度
内国為替取扱高	件数　（千件）	2,475	2,677	2,722	2,774
	金額　（億円）	188,378	177,302	188,069	205,776
全国信用金庫内国為替取扱高	件数　（百万件）	334	330	327	328
	金額　（億円）	2,095,006	2,085,932	2,119,807	2,158,677
外国為替円決済制度代行決済取扱高	受託先　（先）	21	20	20	20
	件数　（千件）	55	58	56	56
	金額　（億円）	15,961	18,422	19,958	32,153
マルチペイメントネットワーク取扱件数	契約数　（件）	31	32	33	33
	幹事指定（件）	12	11	11	11
一括支払システム	契約先　（先）	21	20	19	19
債権譲渡担保方式	契約先　（先）	12	10	10	10
ファクタリング方式	契約先　（先）	9	10	9	9
資金中継業務	契約数　（件）	796	788	787	770
一般債振替制度	金庫数	270	269	271	270
国債振替決済制度	金庫数	252	251	251	250

（注）平成25年度以降の実績は次のとおり。

		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
内国為替取扱高	件数　（千件）	3,385	3,496	3,588	3,590	3,380	3,391	3,431
	金額　（億円）	193,935	216,289	221,743	217,748	202,996	215,421	248,616
全国信用金庫内国為替取扱高	件数　（百万件）	330	336	338	339	337	338	341
	金額　（億円）	2,204,449	2,306,278	2,372,917	2,373,100	2,402,501	2,481,399	2,538,736
外国為替円決済制度代行決済取扱高	受託先　（先）	20	20	20	20	20	20	20
	件数　（千件）	58	62	65	64	73	84	73
	金額　（億円）	69,614	123,034	145,916	122,951	115,983	119,447	126,932
マルチペイメントネットワーク取扱件数	契約数　（件）	35	35	36	34	34	34	34
	幹事指定（件）	11	11	11	11	11	11	11
一括支払システム	契約先　（先）	18	17	20	18	17	17	17
債権譲渡担保方式	契約先　（先）	10	9	12	10	10	10	10
ファクタリング方式	契約先　（先）	8	8	8	8	7	7	7
資金中継業務	契約数　（件）	770	769	763	765	755	753	750
一般債振替制度	金庫数	267	267	265	264	261	259	255
国債振替決済制度	金庫数	248	248	246	245	242	240	236

6. 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート

(1) ALM・リスク管理支援等

信用金庫の預貸率は、平成11 (1999) 年度末に70%を下回り、信用金庫の運用資産に占める有価証券の割合は増加傾向にあった。

20年9月のリーマン・ショックを契機とした金融危機は、主要各国が協調して実施した金融システム安定化の取組みの効果によって落ち着いたものの、その後に発生した欧州債務危機や世界経済の減速懸念等により、市場環境は急激に変化し、金融機関経営におけるリスク管理の重要性は高まっていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、信用金庫のリスク管理の高度化ならびに統合的なリスク管理態勢の構築を支援するため、ALM・リスク管理支援、有価証券ポートフォリオ分析、運用投資相談を実施した (表2-2-22)。

表2-2-22　ALM・リスク管理支援等の実績

(単位：件)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度
ALM・リスク管理支援金庫数	215	105	31	27
有価証券ポートフォリオ分析金庫数	150	151	168	182
運用投資相談件数	518	548	313	302

(2) 信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース (SDB) の運営

表2-2-23　参加金庫数・データ蓄積先数

(単位：千先)

		平成21年度	22年度	23年度	24年度
参加金庫数		268	267	267	265
データ蓄積先数	法人データベース	729	750	749	741
	個人事業主データベース	649	654	671	663

表2-2-24　信用格付制度の検証支援の概要

概要	信金中金が統計手法を用いて信用格付制度の検証および結果報告を行うとともに、信用金庫で継続的に検証が行えるよう、Excelファイル等により実施可能な検証ツールを提供し、その使用方法の説明を行うもの
検証方法	1. 信用格付の評価結果に係る検証 ・格付ランクごとのデフォルト率の検証 ・格付評価のデフォルト判別力分析 ・格付評価の安定性分析 (格付遷移分析) ・外部評価 (SDBスコアリングモデル) との整合性分析 2. 定量評価 (財務指標) の有効性検証 ・財務指標の分布状況の確認 ・財務指標のデフォルト判別力分析 ・財務指標と実績デフォルト率の関係分析 ・財務指標間の相関関係の確認 3. 定性評価の有効性検証 ・定性評価 (項目別評点) の分布状況の分析 ・定性評価のデフォルト判別力分析 ・定性評価 (項目別評点) と実績デフォルト率の関係分析

平成16 (2004) 年11月に稼動した信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース(注1)(以下「SDB」という。) には、毎年度信用金庫から送付を受ける顧客属性データや財務データ等が蓄積(注2)され、その蓄積実績は、法人70万先以上、個人事業主60万先以上に達した (表2-2-23)。信金中金は、このデータを使用し、個別企業の予想デフォルト確率を算出するスコアリングモデル、信用金庫業界の顧客データで構成される統計情報を作

成し、信用金庫に提供した。これらの情報は、信用金庫において、融資審査、適正な貸出金利の算出、中間管理等信用リスク管理の強化など様々な業務で活用された。

こうしたなか、日銀が「2011年度の考査の実施方針等について」で信用格付制度の検証について問題提起したことなどを背景として、信用金庫業界においても自金庫の信用格付制度の検証や精度向上についての問題意識が高まり、信金中金では、SDBの運営で培った統計手法を活用して、24年3月28日から信用金庫に対する信用格付制度の検証支援を開始した（表2-2-24）。

（注1）平成17年1月には個人事業主データベースが稼動した。
（注2）企業名、住所等取引先を特定できるデータは収集していない。

7. 信用金庫の人材育成のサポート

信用金庫では、競合激化に加え、金融商品および顧客ニーズの多様化・高度化が進むなか、より広範かつ高度な知識・ノウハウを有する人材の育成が重要かつ喫緊の課題となっていた。

信金中金は、業務運営を通じて培った専門的なノウハウの還元を目的として各種研修や研修生の受入れ等を行ってきたが、研修のさらなる充実・強化を図るため、平成24（2012）年4月2日から「しんきん実務研修プログラム」の運営を開始した。

「しんきん実務研修プログラム」は、「信金中金が専門性を有する分野に係るノウハウを信用金庫に還元すること」「個々の信用金庫が有する先進事例等のノウハウを業界内で共有すること」を運営の基本方針とし、「スペシャリスト育成コース」と「ノウハウ共有コース」の2つの研修コースを設けた。

「スペシャリスト育成コース」は、信金中金がこれまで実施してきた研修を市場業務、ALM・リスク管理等6つの分野に整理・分類したうえで、各分野に座学形式を主体として基礎的知識の習得を図る「基礎編」と、関連業務部門での受入形式により実践的な知識・経験の習得を図る「実践編」を設けた。

研修実施の風景

「ノウハウ共有コース」は、信用金庫が抱える経営課題等をテーマとして、「事例学習型研修」と「受講者参加型研修」の2

つの研修体系を設けた。「事例学習型研修」は、主に信用金庫の役職員が講師となり、先進的な取組事例や成功事例等に関するノウハウを講義形式により共有するものであり、24年度は「創業支援の現状と課題」をテーマに実施した。また、「受講者参加型研修」は、共通の課題や問題意識について、参加者が自金庫の課題解決に向けた取組事例等を持ち寄り、相互に議論を深め、共有化を図るものであり、「営業店事務の集中化」「創業支援施策の取組みと課題」「住宅ローンのリスク・収益管理」「信用金庫の経営戦略等」をテーマに実施した。

8. 信用金庫に対する情報提供活動

信金中金では、協同組織金融、地域金融、中小企業金融、個人金融のほか、内外の経済動向等幅広い分野で独自の調査・研究を行っており、その結果を「信金中金月報」「中小企業景況レポート」「全国信用金庫概況・統計」等の文書や信用金庫・信用金庫取引先向けの講演等で情報発信した。

さらに、「信金中金月報」には、国内外の大学教授等による寄稿論文や信金中金の研究部門が1つのテーマについて多面的な調査・研究を行った特集等も掲載した（表2-2-25）。

表2-2-25　主な調査・研究内容

レポート名	内　容
経済見通し	日本、米国、ユーロ圏、アジア主要国のGDP、物価、国際収支の予測レポート
内外経済・金融動向	日本（地域経済を含む。）、米国、ユーロ圏、アジア主要国の景気、物価、財政、金融、為替等に関する個別テーマの調査研究レポート
内外金利・為替見通し	日本・米国・ユーロ圏の金利と為替に関する先行き1年程度の予測レポート
中小企業景況レポート	全国の信用金庫取引先に対する景気動向調査（DI分析）と特別調査結果に関する分析レポート
産業企業情報	中小企業経営改善支援の事例、中小企業を中心とした業種別動向、中小企業の経営手法、ベンチャービジネス等に関する調査研究レポート
地域調査情報	地域活性化・まちづくり情報、地場産業・商店街調査等に係る調査研究レポート
金融調査情報	協同組織金融、地域金融、中小企業金融に関連する金融機関動向、金融制度動向、信用金庫統計数値のとりまとめ結果等に関する調査研究レポート
全国信用金庫概況	全国および地区別の経済、産業、信用金庫等の動向に関する冊子
全国信用金庫統計	全国および地区別の信用金庫の統計データに関する冊子
信用金庫別主要勘定	信用金庫別の主要勘定データに関する冊子
信用金庫預貸金予測	金融環境の変化や統計数値の動向により信用金庫の預金・貸出金を予測するレポート
信金中金月報	上記各種レポートや研究成果などを編纂し、業界内外に還元している冊子
ニュース＆トピックス	制度改正、各種統計、指標などニュース性の高い情報をまとめたレポート
NewYorkコラム	米国の金融制度、金融機関経営に関する調査研究レポート

第３節　信用金庫業界の信用力の維持・向上

１．信用金庫経営力強化制度の運営状況

信用金庫経営力強化制度（以下「経営力強化制度」という。）は、個別信用金庫の健全性を確保し、もって信用金庫業界全体の信用力の維持・向上を図るため、信用金庫、全信協および信金中金の総意により、平成13（2001）年4月1日に創設された。

この経営力強化制度は、信金中金が運営する「経営分析制度」「経営相談制度」「資本増強制度」から構成されており(注1)、経営相談等を実施した信用金庫の数は、制度創設1年目の13年度は33金庫であったが、その後徐々に増加し、21年度以降はおおむね100金庫を超える数となった。

一方、資本供与を行った信用金庫の数（年度末累計）は、32金庫（14年度と17年度）をピークとして、22年度以降は30金庫を下回る数となった（表2-3-1）。なお、23年度は、東日本大震災の被災信用金庫に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の協同組織金融機関向け特例を活用した資本支援を実施(注2)したことにより、前年度比4金庫増加した。また、21年度に3,000億円であった資本供与額は、資本供与金庫からの劣後ローンの期限前弁済、優先出資の買入消却により、24年度には2,712億円へと減少した。この間、資本供与限度額算出の基準となる信金中金の自己資本額は増加した。この結果、資本供与の余裕枠が拡大し、資本増強制度の安定的な運営に寄与した。

表2-3-1　経営力強化制度等の運営実績

（単位：億円）

		平成21年度	22年度	23年度	24年度
経営相談およびコンサルティング実施金庫数		130	89	104	108
資本増強制度	年度末適用金庫数	30	25	29	28
	年度末残高	3,000	2,859	2,803	2,712

（単位：億円）

	平成21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
資本増強制度等に基づく資本供与額（a）	3,000	2,859	2,803	2,712
劣後ローン	518	348	274	250
優先出資証券	2,481	2,511	2,529	2,462
流動化等により信用リスクを信金中金以外の者に移転した額（b）	900	1,000	800	800
（a－b）	2,100	1,859	2,003	1,912
資本供与の限度額＝信金中金の年度末自己資本額×15%（c）	2,392	2,419	2,461	2,508
資本供与の余裕枠＝（c－a＋b）	291	559	457	596

（備考）信金中金の自己資本額は、自己資本比率（単体）算定上の自己資本額

（注1）経営分析制度、経営相談制度、資本増強制度の概要は、後編第1編第2章第3節2. 経営力強化制度の運営方法の見直しを参照

（注2）後編第1編第2章第3節3.東日本大震災被災4信用金庫に対する資本支援を参照

2. 経営力強化制度の運営方法の見直し

創設以降、信用金庫業界の信用力の維持・向上に貢献してきた経営力強化制度であったが、リーマン・ショックを契機とした世界的な金融危機の影響により、信用金庫の収益および財務状況は総じて厳しい状況におちいり、信用金庫を取り巻く経営環境は、大きく変化していた。また、平成20（2008）年3月に設置された金融審議会金融分科会第二部会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」では、審議事項の一つとして、業界セーフティネットにおける中央機関のあり方が議論され、中間論点整理報告書のなかで「今後、連合会が相互支援や会員の経営指導等、中央機関としての機能を十分に発揮するためには、その目的、役割、権限等について法的に明確化していく方向で検討が行われていくことが望ましい。」との提言が行われた。

こうした状況を踏まえ、信用金庫業界では、全信協の経営対策委員会および信用金庫制度専門委員会で「今後の業界セーフティネットのあり方等について（案）」がとりまとめられ、21年10月22日開催の全信協理事会に付議された。その後、検討が重ねられ、22年7月28日開催の全信協理事会で、現行の経営力強化制度の見直しなどを信金中金と連携していくことが報告された。

信金中金では、22年10月27日および12月22日開催の機能拡充委員会（理事長の諮問機関）での議論を踏まえ、23年1月28日開催の理事会で経営力強化制度の運営方法の見直し案を審議・決定し、全信協に提示した。

見直し案のポイントは、以下のとおりであった。

① 経営分析制度については、一定の基準(注1)に該当する信用金庫に対して提出を求める資料を追加し、より詳細な分析を実施すること。

② 経営相談制度については、一定の基準(注2)に該当する信用金庫に対して経営相談の受諾を義務化すること。

③ 資本増強制度については、資本供与先に対する信金中金の経営指導権限を明確化することにより、資本供与先への事後管理・経営指導を強化すること。また、資本供与総額の限度額の安定化を図るため、自己資本比率規制（国内基準）の弾力化措置(注3)に準じて、限度額を算定する際の信金中金の自己資本額から「その他有価証券評価差損」の額を控除しない取扱いとすること。

見直し案は、23年2月7日開催の全信協経営対策委員会で審議され、2月23日開催の全信協理事会で了承された（表2-3-2）。

また、信金中金は、見直しに係る関連規程の改正を3月17日開催の理事会で決定し、

23年度から施行した。

表2-3-2　経営分析制度、経営相談制度および資本増強制度の概要

経営分析制度	信用金庫から業務および財産の状況等に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき客観的に信用金庫の経営分析を実施する制度 本制度では、自己資本、資産内容、経営効率性、収益性および流動性等の経営分析を実施し、分析結果に基づき経営相談を勧奨する信用金庫を抽出する。 また、一定の基準に該当する信用金庫に対しては、提出を求める資料を追加し、より詳細な分析を実施している。
経営相談制度	信金中金が経営全般または個別課題に関する経営相談を勧奨のうえ実施する制度 本制度では、経営相談の勧奨を受諾した信用金庫に対して、経営課題の解決に向けた各種施策の提案や優良事例等の情報提供など、信用金庫の経営力強化の実現に向けた支援を行っている。また、経営相談実施時に信金中金が提案を行った経営課題の解決策について、その進捗状況等を確認し、定着を支援するためのフォローアップにもつとめている。 なお、一定の基準に該当する信用金庫に対しては、経営相談の受諾を義務化することとし、制度の実効性を確保している。
資本増強制度	資本増強が必要となる信用金庫や合併等により自己資本比率が低下する信用金庫に対し、信金中金が優先出資の引受け等により資本供与を行う制度 本制度では、信用金庫側のモラルハザードを防止するため、当該信用金庫から経営の合理化のための方策等を定めた健全化計画の提出を受けたうえ、実地調査の結果等を勘案して、資本供与の可否を決定する。 なお、資本を供与した信用金庫に対しては、信金中金が定期的なモニタリングを行うことなどにより事後管理の徹底を図るとともに、必要に応じて経営指導を行うこととしている。

（注1）信金中金理事会で決議する「経営分析制度運営規程」で定めている。
（注2）信金中金理事会で決議する「経営相談制度運営規程」で定めている。
（注3）自己資本比率規制において、自己資本の基本的項目（Tier1）から「その他有価証券の評価差損」を控除しない措置。平成20年12月12日金融庁告示第79号により20年12月12日から24年3月31日まで、24年6月29日金融庁告示第56号により24年6月30日から26年3月30日まで適用された。

3. 東日本大震災被災4信用金庫に対する資本支援

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、地震のみならず、津波、福島第一原子力発電所事故、電力供給制約等の様々な事象を引き起こし、これらが複合的に関連して、広範囲にわたる地域に被害が及んだ。なかでも東北3県（岩手県、宮城県、福島県）の被害は甚大であり、当該地域における信用金庫の経営にも大きな影響を及ぼした（表2-3-3）。

こうしたなか、「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」案が国会に提出され、23年6月22日に可決成立し、6月29日に公布（7月27日施行）された。これにより、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下「金融機能強化法」という。）に震災の特例措置が設けられた。(注1)

こうした状況を踏まえ、信金中金は、全信協と連携し、金融機能強化法の特例措置の

表2-3-3　被災4信用金庫の主な被災状況

（単位：億円、%、店）

		宮古信用金庫	石巻信用金庫	気仙沼信用金庫	あぶくま信用金庫
被災債権の状況	被災債権額	122	312	210	297
	総与信	308	611	451	604
	被災債権額の割合	39.61	51.1	46.6	49.2
店舗の状況	被災前の店舗数	9	12	12	14
	震災による営業休止店舗数	7	9	10	11

（備考）各信用金庫「特定震災特例経営強化計画」より作成

非掲載

東日本大震災の被災4信用金庫への資本注入を報じる新聞記事
（日本経済新聞　平成24年2月2日）

活用に備え、新たな業界の相互支援体制の構築を進めた。そして、現行の資本増強制度の枠組みのなかで金融機能強化法の「一般的特例」(注2)および「協同組織金融機関向け特例」(注3)の活用が可能となるよう、23年11月16日開催の理事会で資本増強制度運営規程の改正を決定した(注4)（11月17日施行）。

その後、宮古信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫およびあぶくま信用金庫から、金融機能強化法の協同組織金融機関向け特例を活用した資本支援要請を受け、信金中金は国に対して、同法に基づく資本支援を申請した。24年2月2日、金融庁において当該支援が決定され、優先出資の引受けによる総額630億円の資本支援（うち国による資本参加547億円）を実施した（図2-3-1）。

図2-3-1　金融機能強化法を活用した資本参加スキーム

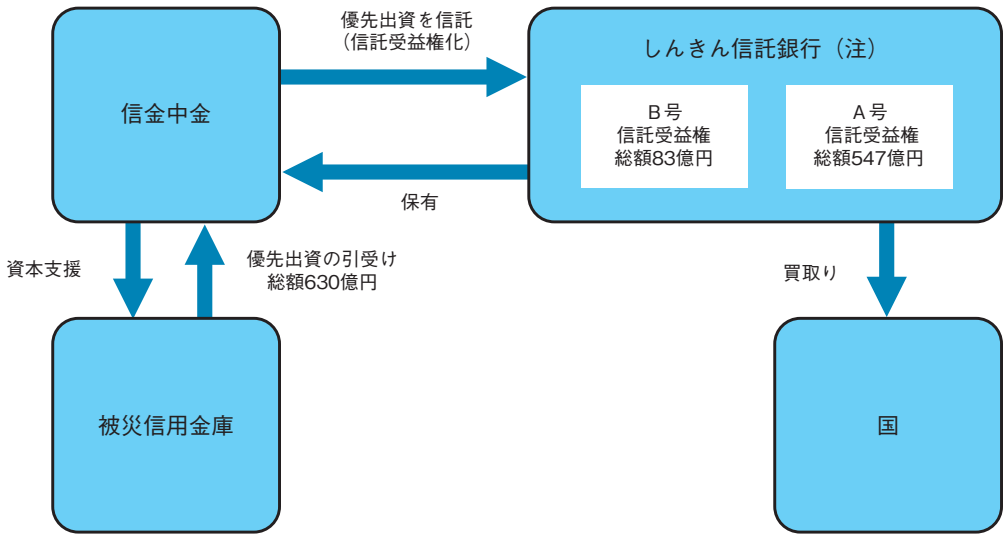

（注）信金中金による信託兼営開始に伴い、平成29年7月31日をもって、しんきん信託銀行から信金中金に受託者交代

資本支援実施後、信金中金は、4信用金庫が金融仲介機能を力強く発揮し、被災地域の復興に資する方策を着実に実施できるよう、継続的かつ広範な支援に取り組んだ。具体的には、復興支援対応室の設置、4信用金庫との連携強化のための職員の出向派遣等のほか、復興支援ファンド「しんきんの絆」の運営を通じた信用金庫取引先の事業再生支援、東北復興支援カタログ「しんきんの絆」への東北地区の信用金庫取引先の商品掲載による販路拡大支援、講師派遣および研修生受入れなどを実施した。

（注1）後編第1編第1章第2節3.東日本大震災を受けた金融機能の確保のための金融機能強化法の改正を参照
（注2）①経営強化計画の策定において、「経営責任は求めない」「収益性・効率性に関する目標設定を求めない」等の弾力化措置に加え、②資本参加コストを平時に求められる水準よりも引き下げる等の措置がとられた。詳細は、後編第1編第1章第2節3.東日本大震災を受けた金融機能の確保のための金融機能強化法の改正を参照
（注3）（注2）に加え、①財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関に対し、国と中央機関が共同して資本参加する、②将来、参加資本の償還の見通しが立たない場合には、事業再構築とともに参加資本の整理を行い、その財源には預金保険の資金等を活用する等の措置がとられた。詳細は、後編第1編第1章第2節3.東日本大震災を受けた金融機能の確保のための金融機能強化法の改正を参照
（注4）資本増強制度運営規程の改正と併せて、全信協により、「東日本大震災に係る信用金庫相互支援規程」が制定された。

第４節　経営態勢

1．役員体制

(1) 田邉理事長の就任

平成21（2009）年度に入って、中平幸典理事長の健康上の理由により、5月20日開催の理事会で、当面の間、田邉光雄副理事長が理事長職を代理することを決定した。その後、中平理事長は療養に専念することとなり、6月17日開催の理事会で理事長職を辞任するとともに、後任の理事長に田邉副理事長を、田邉副理事長の後任の副理事長には服部順一専務理事を推薦した。そして、この理事会において、職員出身者としては初となる田邉副理事長の理事長就任とともに、服部専務理事の副理事長就任を決定した。また、中平理事長の理事相談役への就任を決定した。(注1)

非掲載

田邉理事長の就任を報じる新聞記事
（日本経済新聞　平成21年6月18日）

田邉理事長(注2)就任時の経営環境は、リーマン・ショックを契機とした世界的な金融危機の影響を受け、信金中金の20年度決算が、昭和25（1950）年の創業以来、はじめての赤字となり、普通出資・優先出資とも無配とせざるを得ないなど大変厳しい状況にあった。

就任翌日の6月18日 、田邉理事長は、信金中金役職員に対して、信用金庫とのリレーション（絆）が信金中金の経営の礎であり、これをさらに強固なものにしていかなければならないこと、信用金庫からの意見や指摘を一つひとつ真摯に受け止め、全役職員が一致団結して応えていくことが喫緊の課題であること、そして、こうした努力の積重ねが信用金庫からの信頼の回復、リレーション強化につながると確信していることなど所信を表明した。また、8月18日の南九州地区を皮切りに、全国21か所で信用金庫理事長懇談会を開催し、決算状況や施策等について説明を行った。加えて、同月、経営の方向性および具体的な行動計画を内外に示すため、総合企画部に対して中期経営計画(注3)の策定を指示した。

田邉理事長（右）と大前会長（左）

（注1）中平理事相談役は、平成21年9月23日に70歳で逝去した。信金中金は、11月6日に東京都千代田区紀尾井町のホテルニューオータニで「お別れの会」を開催した。
（注2）田邉光雄理事長の略歴
昭和46年4月全国信用金庫連合会（現信金中央金庫）入会、平成10年7月財務企画部長、12年6月理事財務企画部長、13年6月理事大阪支店長、15年4月常務理事、17年4月専務理事、19年6月副理事長
（注3）田邉理事長のもとで策定された中期経営計画は、「SCB中期アクション・プログラム2010」を1次として、「SCB中期アクション・プログラム2013」「SCB中期アクション・プログラム2016」まで3次にわたった。

（2）会員選出役員予選規程の改正

信金中金は、平成14（2002）年3月20日開催の理事会で、理事および監事のうち「会員たる信用金庫の業務を執行する役員から選出する者」（以下「会員選出役員」という。）の予選に関する事項を定めた「会員選出役員予選規程」を改正した(注1)。

会員選出役員の候補者は、地区信用金庫協会（以下「地区協会」という。）または理事会で予選されるが、この改正により、会員選出役員のうち理事（以下「会員選出理事」という。）の候補者の員数を21人から16人へと変更した(注2)。また、6月21日開催の通常総会で定款の一部を変更し、理事の定数を「36人以内」から「31人以内」へと変更した。信金中金は、信用金庫法(注3)に基づいて定款で「理事の定数の2分の1を超える数は、会員たる信用金庫の業務を執行する役員でなければならない。」と定めており、以降、理事の定数の2分の1を超える16人を総会で選任された会員選出理事（以下「会員選任理事」という。）として運営を進めた。

しかしながら、会員選任理事が理事の定数の2分の1を超える状態を安定的に維持する必要があること、また、信用金庫の意思が一層反映された業務執行の決定ならびにガバナンス態勢の強化等を図る必要があることなどを踏まえ、22年2月25日開催の理事会で会員選出役員の員数見直しを決定した。

具体的には、地区協会で予選される会員選出理事の員数を15人から2人増員して17人とした。

また、地区協会で予選される会員選出役員の員数を、地区別の信用金庫数に応じた員数から、地区別の信用金庫数に信用金庫の会員数を加味した員数に変更した(注4)。これは、現行の地区別の信用金庫数のみを基準とする方法では、必ずしも地区相互間のバランスに配慮した員数とは言い難い状況になっていたことが理由であった。なお、1地区あたりの会員選出役員の員数は最低1人とし、上限を3人とした。

さらに、地区協会で予選される会員選出役員のうち監事（以下「会員選出監事」という。）の選出方法を変更した。従来、会員選出監事は東北地区と関東地区から1人ずつ選出されていたが、地区選出役員の員数が2人以上の地区（東北・東京・関東・東海・近畿）

のうち東京を除く4地区から、東日本地区（東北・関東）、西日本地区（東海・近畿）でおのおの1人選出する方法とした。(注5)

これを踏まえ、信金中金は、22年3月18日開催の理事会で「会員選出役員予選規程」の一部変更を決定した。

（注1）改正前の「会員選出役員予選規程」では、会員選出役員の候補者の員数は、3年ごとに見直す旨が定められており、平成14年度は見直し時期にあたっていた。地区協会選出役員の員数は、7年11月21日開催の理事会で「会員選出役員予選規程」の改正を決定したときから変更していなかったが、当時と比べて信用金庫数が大きく変動していたため、14年1月25日開催の理事会において、21人（理事19人、監事2人）であった地区協会選出役員の員数を17人（理事15人、監事2人）とする決定を行った。また、会員選出役員については、地区協会選出役員以外に信金中金理事長が理事として2人を指名することとなっていたが、これを廃止し、新たに信金中金会長枠1人を設けることとした。これらの決定を踏まえ、14年3月20日開催の理事会で「会員選出役員予選規程」を改正した。

（注2）会員選出理事の候補者の員数の内訳は、地区協会で予選される候補者15人、理事会で予選される候補者1人（会長）。なお、会員選出監事の員数は、2人のまま変更はなかった。

（注3）信用金庫法第32条第1項第4項：理事の定数の少なくとも3分の2（信用金庫連合会の理事について定款で定数の2分の1を超える数を定めたときは、その数）は、会員または会員たる法人の業務を執行する役員（設立当初の理事にあっては、会員になろうとする者又は会員になろうとする法人の業務を執行する役員）でなければならない。

（注4）東海地区と近畿地区の会員選出役員の員数がそれぞれ1人増え、3人となった。

（注5）当初2年間（平成22年の通常総会～24年の通常総会）は、東北地区および東海地区で予選された会員選出監事、次の2年間は、関東地区および近畿地区で予選された会員選出監事とし、以後2年ごとの輪番とした。

2. 主要委員会

平成21（2009）年度から24年度にかけては、リーマン・ショックを契機とした世界的な金融危機、東日本大震災、金融審議会の協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループの「中間論点整理報告書」での信用金庫および信金中金の果たすべき役割の議論等もあり、信金中金を取り巻く経営環境は目まぐるしく変化した。

こうした状況を踏まえ、信金中金の機能拡充等に関する重要事項を審議する機能拡充委員会（理事長の諮問機関）は、21年度から24年度の4年間で8回開催された。同委員会では、信金中金の中期経営計画、信用金庫経営力強化制度の運営方法の見直し、東日本大震災により被災した信用金庫への業界支援、バンコク駐在員事務所の設置等について審議された（表2-4-1）。

また、全国信用金庫内国為替制度の運営管理等決済業務に関する重要事項を審議する決済業務運営委員会（理事長の諮問機関）は、21年度から24年度の間に4回開催された。同委員会では、22年3月に発生した内国為替制度の仕向超過限度額に係る障害の再発防止策、第6次全銀システムの更改に係る全信金システム等の開発、東日本大震災のような大規模災害発生時の内国為替業務取扱いのルール化等について審議された（表2-4-2）。

表2-4-1　機能拡充委員会での審議事項（平成21～24年度）

	審議事項等
第63回 平成21年 7月15日	1.「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」の中間論点整理報告書等について 2. 信用金庫に対する業務機能補完に係る取組みについて （1）信用金庫に対する業務機能補完の変遷について （2）地方銀行の業務戦略について （3）最近の商品・サービス等の概要について イ. しんきん傷害保険付定期積金について ロ. 業界ネットワークを活用した業務について ハ. 信用金庫の地域密着型金融への取組みに対する支援について ニ. 海外拠点を通じた信用金庫に対する各種サービスについて
第64回 12月17日	・信金中金の中期経営計画について
第65回 22年10月27日	・信用金庫経営力強化制度の運営方法の見直しについて
第66回 12月22日	・信用金庫経営力強化制度の運営方法の見直しについて
第67回 23年10月12日	1. 東日本大震災により被災した信用金庫に対する業界支援について 2. 投資事業組合を活用した復興支援の取組みについて
第68回 24年 2月23日	・バンコク駐在員事務所の設置について
第69回 10月23日	・信金中金の次期中期経営計画について
第70回 25年 1月18日	・信金中金の次期中期経営計画について

表2-4-2　決済業務運営委員会での審議事項（平成21～24年度）

	審議事項
第11回 平成21年12月 9日	1. 信用金庫内国為替制度関連規則の改正について 2. 全信金システムの更改に係る移行対応について
第12回 22年10月14日	1. 内国為替制度の仕向超過限度額に係る障害の再発防止策について 2. 第6次全銀システムの更改に係る全信金システム等の開発について
第13回 23年 7月 4日	1. 内国為替業務に係る潜在リスクと対応策について 2. 第6次全銀システムの更改に係る日銀ネット利用に関する手数料の取扱いについて 3. 第6次全銀システムの更改に係る移行対応について 4. 信用金庫内国為替制度関連細則の改正について
第14回 24年11月30日	・東日本大震災を踏まえた内国為替業務の課題への対応について ～大規模災害発生時における取扱いのルール化～

さらに、資本増強制度運営委員会では、資本増強制度の運営方法の見直し等が審議されたほか、信用金庫相互援助資金制度運営委員会（全信協会長および信金中金理事長の諮問機関）では、相互援助資金制度の運営状況について報告が行われた。

3. 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2010」

(1) 計画策定までの経緯

平成20（2008）年9月のリーマン・ショックを契機とした世界的な金融危機の影響を受け、信用金庫および信金中金の業況は急速に悪化した。この結果、20年度決算では、最終利益が赤字となる信用金庫が100金庫を超え、信金中金においては、創業以来、はじめての赤字・無配となった。

21年度に入ってからも、円高やデフレの進行等、先行き不透明な状況が依然として続

き、信用金庫の取引先である中小企業の業況は厳しい状態にあった。また、金融資本市場についても、欧州の信用不安懸念等から予断を許さない状況にあり、信用金庫および信金中金を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況にあった。こうしたなか、信金中金には、信用金庫の経営の安定性を確保するための適時・適切な支援が求められるとともに、安定した財務基盤の構築が急務となっていた。

信金中金は、「内憂外患」ともいえる状況のなかにあり、また、山積する課題に対して、中長期的な時間軸をもって取り組んでいく必要があった。そのため、経営の方向性および具体的な行動計画を中期経営計画としてとりまとめ、信用金庫をはじめ、内外に示していくことが必要であると考え、21年8月から中期経営計画の策定に着手した。

10月30日には本部のみならず、営業店職員からも中期経営計画策定に係るワーキング・チームのメンバーを募り、11月9日にワーキング・チームを立ち上げた。ワーキング・チームでは、信用金庫とともに地域や中小企業の課題解決を支援すること、信用金庫業界のセーフティネットの適時・適切な運営を通じて地域金融の安定化・円滑化を支援することを基本方針として、個別具体的に検討作業が進められた。

その後、12月17日開催の第64回機能拡充委員会で「中期経営計画『SCB中期アクション・プログラム2010』」(以下「SCB中期アクション・プログラム2010」という。) の原案が協議された。そして、全国の信用金庫からも同原案について意見聴取が行われ、さらに具体的な施策等の策定が進められた。

こうして、22年度からの3か年を対象とする「SCB中期アクション・プログラム2010」は、22年2月25日開催の理事会で承認された。

「SCB中期アクション・プログラム2010」は、信用金庫とのリレーション、すなわち

図2-4-1 「SCB中期アクション・プログラム2010」の全体像

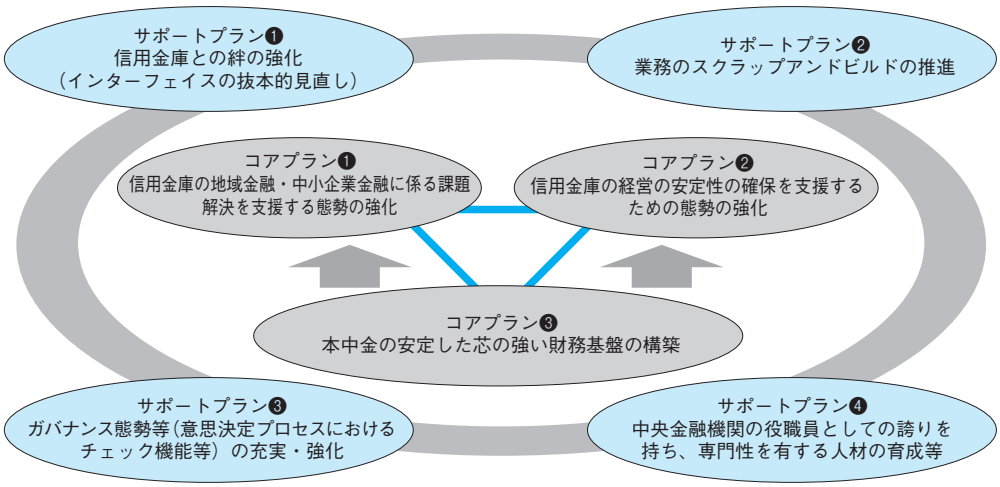

絆が信金中金の経営の礎であるとの認識のもと、信用金庫に軸足を置いた施策を中心に据えた。「信用金庫の地域金融・中小企業金融に係る課題解決を支援する態勢の強化」「信用金庫の経営の安定性の確保を支援するための態勢の強化」「本中金の安定した芯の強い財務基盤の構築」からなる3つのコアプランを掲げ、コアプランを支えるサポートプランとして、「信用金庫との絆の強化（インターフェイスの抜本的見直し）」「業務のスクラップアンドビルドの推進」「ガバナンス態勢等（意思決定プロセスにおけるチェック機能等）の充実・強化」「中央金融機関の役職員としての誇りを持ち、専門性を有する人材の育成等」を掲げた（図2-4-1）。

図2-4-2　目標とする経営指標

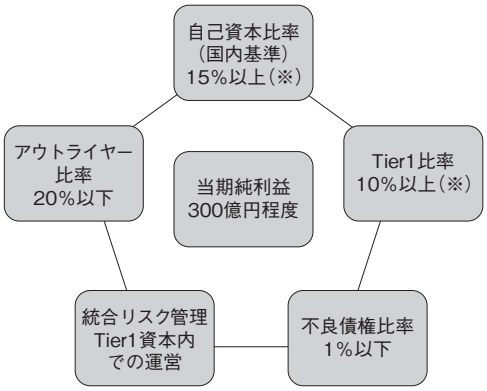

※自己資本比率（国内基準）およびTier1 比率は弾力化措置終了後の数値

また、信金中金が中期的に目指す6つの経営指標を目標として掲げた（図2-4-2）。

（2）「SCB中期アクション・プログラム2010」の主要施策と実績

イ．コアプラン1「信用金庫の地域金融・中小企業金融に係る課題解決を支援する態勢の強化」

地域金融・中小企業金融の重要な担い手として、地域や中小企業が抱える課題の解決に取り組む信用金庫を支援するため、個別信用金庫では対応が困難または非効率な業務等に対する支援態勢を強化した。

コアプラン1で掲げた主要な施策は、①地域金融・中小企業金融を支援するための各種機能の統合・強化、②信用金庫取引先の経営改善・企業再生に係る支援の強化、③信用金庫取引先の事業承継・M&A等に係る支援の強化、④信用金庫取引先の海外進出に係る支援の強化、⑤信用金庫による創業支援活動に係るサポートの強化、⑥信用金庫取引先中小企業に対する協調融資のための態勢構築、⑦個人金融ビジネスに係る支援の強化、⑧信用金庫ネットワークを活用した地域活性化支援の強化であった。

①では、信金中金内に分散している、信用金庫の地域金融・中小企業金融の課題解決に係る各種支援機能を統合し、信用金庫に対する支援機能の充実・強化を図るため、平成22（2010）年4月1日に信金業務支援部を新設した[(注1)]。②では、信用金庫取引先の経営改善・企業再生に関する相談業務として、財務諸表等に基づく事前診断を行い、信用金庫に対するアドバイス、外部専門家等の紹介など、信用金庫と共同して企業再生支援を行っ

た。[注2]③では、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の外部機関と連携し、信用金庫が取引先の事業承継支援を行うための組織体制整備支援や研修を実施した。[注3]④では、22年10月にタイ最大の銀行であるバンコック銀行との業務提携を皮切りに、アジアの現地銀行との業務提携を進めた。[注4]また、24年4月に海外業務支援部を設置したほか、[注5]10月にはバンコク駐在員事務所を開設[注6]するなど信金中金の体制整備を行った。⑤では、日本政策金融公庫と連携し、信用金庫による創業支援業務を強化するスキームを構築した。[注7]⑥では、審査部門に協調融資担当者を配置するなど協調融資態勢を整備した。[注8]⑦では、しんきん傷害保険付定期積金フラット型等金利以外の付加価値がついた預金商品を開発・提供した。[注9]⑧では、信用金庫業界のネットワークを活用し、信用金庫が主催するビジネスフェアにバイヤーを招聘したほか、[注10]信用金庫取引先商品のみが掲載されたギフトカタログを制作し、信用金庫業界で利用するスキームを構築した。[注11]

(注1) 後編第1編第2章第4節7. (2) 平成22年度の組織改正を参照
(注2) 後編第1編第2章第2節2. (2) イ. (ハ) 経営改善支援を参照
(注3) 後編第1編第2章第2節2. (2) イ. (ニ) 事業承継支援を参照
(注4) 後編第1編第2章第2節2. (2) ロ. (イ) 現地銀行との業務提携を参照
(注5) 後編第1編第2章第4節7. (4) 平成24年度の組織改正を参照
(注6) 後編第1編第2章第2節2. (2) ロ. (ロ) バンコク駐在員事務所の開設および後編第1編第2章第4節8. (1) バンコク駐在員事務所を参照
(注7) 後編第1編第2章第2節2. (2) イ. (ロ) 創業支援を参照
(注8) 後編第1編第2章第2節2. (2) イ. (ヘ) b.信用金庫の貸出業務を補完するための協調融資を参照
(注9) 後編第1編第2章第2節2. (1) イ. 定期積金を活用した商品の提供を参照
(注10) 後編第1編第2章第2節3. (1) バイヤー等の開拓および大手企業等との連携によるマッチングの支援を参照
(注11) 後編第1編第2章第2節3. (2) ギフトカタログや電子チラシによる販路開拓・拡大支援を参照

ロ. コアプラン2「信用金庫の経営の安定性の確保を支援するための態勢の強化」

信用金庫業界内に設けられたセーフティネットである「信用金庫経営力強化制度」の運営方法を見直し、個別信用金庫の経営悪化を未然に防止する予防的措置等の強化を図るなど信用金庫経営の安定性の確保を支援する態勢を強化した。

コアプラン2で掲げた主要な施策は、①信用金庫経営力強化制度の運営方法の見直し、②金融機能強化法を活用する場合に備えた態勢の構築、③健全信用金庫に対する新たな資本増強スキームの検討、④将来的な業界セーフティネットのあり方の研究、⑤信用金庫の余裕資金運用への支援であった。

①では、一定基準に該当する信用金庫に対する提出依頼資料の拡充・詳細な分析の実施（経営分析制度）、一定基準に該当する信用金庫に対する経営相談受諾の義務化（経営相談制度）、資本供与先に対する信金中金の経営指導権限の明確化による事後管理・経営指導の強化および資本供与総額の限度額の考え方の整理（資本増強制度）を行った。[注1]

②では、金融機能強化法の特例措置を活用した業界相互支援体制の構築と東日本大震災の被災信用金庫に対する経営指導、モニタリング等を行った[(注2)]。③では、新たな自己資本比率規制の動向等を踏まえ、必要に応じて全信協と協議することとした。④では、海外のセーフティネットの枠組み、持株会社の制度等について調査・研究を行った。⑤では、SCBマルチコーラブル預金等デリバティブを活用した預金商品を開発し、信用金庫に提供したほか[(注3)]、引き続きALM・リスク管理支援等にも取り組んだ[(注4)]。

（注1）後編第1編第2章第3節2. 経営力強化制度の運営方法の見直しを参照
（注2）後編第1編第2章第3節3. 東日本大震災被災4信用金庫に対する資本供与を参照
（注3）後編第1編第2章第2節1.（1）イ. デリバティブを活用した預金商品を参照
（注4）後編第1編第2章第2節6.（1）ALM・リスク管理支援等を参照

ハ. コアプラン3「信金中金の安定した芯の強い財務基盤の構築」

コアプラン1およびコアプラン2に示す施策を着実に実施していくためには、信金中金自らの財務基盤の安定が不可欠であるとの認識のもと、①ポートフォリオの再構築および市場環境に即した機動的施策の実施、②市場運用によらない収益の積上げ、③ALM管理およびリスク管理態勢の強化を掲げ、目標とする経営指標として、「当期純利益300億円程度」「自己資本比率（国内基準）15%以上」「Tier1比率10%以上」「不良債権比率1%以下」「統合リスク管理（Tier1資本内での運営）」「アウトライヤー比率20%以下」を掲げた。

そして、「SCB中期アクション・プログラム2010」の最終年度である平成24（2012）年度末においては、当期純利益（単体）320億円、自己資本比率（国内基準・単体）33.42%、Tier1比率（単体）23.59%、不良債権比率0.7%、アウトライヤー比率（単体）6.2%となり、目標を達成した。

ニ. サポートプラン1「信用金庫との絆の強化（インターフェイスの抜本的見直し）」

サポートプラン1で掲げた主要な施策は、①課題解決を支援する営業店・分室体制等の強化、②営業活動支援基本方針等の策定、③新しい営業店評価制度の導入等であった[(注)]。

①では、2次長制の導入など営業店の人員を増員し、信用金庫の課題解決を支援する態勢を強化した。②では、信用金庫の課題解決の支援に軸足を置いた「営業活動支援基本方針」を策定するとともに、営業店は「信用金庫別活動計画」を、本部各部は「営業店活動支援計画」をそれぞれ策定した。③では、信用金庫の業務支援を重視した営業店評価制度への見直しを実施した。

（注）後編第1編第2章第5節1. 営業店体制の強化を参照

ホ．サポートプラン2「業務のスクラップアンドビルドの推進」

サポートプラン2で掲げた主要な施策は、①本部機能の見直し、②業務のスクラップに係る態勢整備、③機動的な事業戦略策定スキームの構築、④市場関連子会社と一体となった業務推進態勢の構築、⑤信用金庫業界における協働化の推進であった。

①では、旧経営管理部を廃止し、同部所管の予算や合議体運営に関する機能等を総合企画部および総務部に集約することにより、業務の効率化を実施した(注1)。②では、業務主管部門が商品・サービスを定期的に自己点検する業務評価制度を導入した。これにより、資金融通制度など一部商品・サービスの新規取扱停止等を実施した。③では、信用金庫からの要望や外部機関からの提案等に対し、機動的に対応するため、事業戦略会議を設置した。④では、市場関連子会社業務推進会議を設置し、市場関連子会社と連携した商品・サービスの検討を行う態勢を構築した。これにより、投信窓販商品「しんきん復興支援育英ファンド」等を提供した(注2)。⑤では、協働化に係る事例収集・情報還元のほか、県単位による協働化に向けた検討等に参画した。

（注1）後編第1編第2章第4節7.（2）平成22年度の組織改正を参照
（注2）後編第1編第2章第2節1.（3）イ．しんきん復興支援育英ファンド（限定追加型）（愛称：こどもの未来）を参照

ヘ．サポートプラン3「ガバナンス態勢等（意思決定プロセスにおけるチェック機能等）の充実・強化」

サポートプラン3で掲げた主要な施策は、①業務運営管理の強化、②会議・委員会等の見直しであった。

①では、「SCB中期アクション・プログラム2010」に基づく単年度事業計画を策定し、そのPDCAの徹底を図った。②では、経営会議等の合議体を見直すとともに、会議運営に係る標準ルールを策定した。

ト．サポートプラン4「中央金融機関の役職員としての誇りを持ち、専門性を有する人材の育成等」

サポートプラン4で掲げた主要な施策は、①「SCBプリンシプル」の策定、②人事制度・人材育成制度の見直し、③信用金庫への研修出向および業務出向の拡充、④外部機関への出向の拡大・外部機関からの出向受入れの拡大、⑤信用金庫役職員に対する実務研修の強化であった。

①では、「SCB行動原則」を策定し、職員の行動指針・行動様式を明確にするとともに、職員への徹底を図った(注1)。②では、キャリア形成研修の導入など、人材育成制度の見直し

を実施した[注2]。③では、若手職員の信用金庫への研修出向、信用金庫からの要望を踏まえた中堅職員の業務出向等を実施した。④では、専門性を有する外部機関とのリレーション強化等を図るため、海外運用会社や省庁などに職員を派遣した。⑤では、しんきん実務研修プログラムの運営を開始し、信用金庫役職員向けの研修・トレーニーの受入れ等を体系化した[注3]。

（注1）後編第1編第2章第4節4. SCB行動原則の制定を参照
（注2）後編第1編第2章第4節9.（4）研修体系の見直しを参照
（注3）後編第1編第2章第2節7. 信用金庫の人材育成のサポートを参照

4. SCB行動原則の制定

SCB行動原則の制定は、「SCB中期アクション・プログラム2010」のサポートプラン4「中央金融機関の役職員としての誇りを持ち、専門性を有する人材の育成等」のなかで、主要施策の一つとして掲げていた[注1]。

SCB行動原則は、信金中金の経営理念および運営方針のもと、役職員が業務に取り組む際の判断や行動の基本となる統一的な指針として位置付けられ、平成22（2010）年8月25日に制定された[注2]。

田邉理事長は、11月1日に開催された部店長会議で、SCB行動原則に託した想いを「行動原則では、第1に、『お客様本位であること』を掲げています。信用金庫をはじめとするお客様の声をよく聞くことは、もちろん大切ですが、まだまだ十分なものとは、言い難い点もあるように感じます。お客様の本質的なニーズがどこにあるのか見極め、顧客満足度を高めていくには、何をすべきか、何ができるかを、常に考えてもらいたい。また、第2には、『変革志向であること』を掲げています。個々の職員が、安定志向や前例主義におちいると、組織は、変化を嫌う『ぬるま湯』体質におちいっていきます。このため、中期経営計画では、我々に、従前にはない新しい目標や、果敢にチャレンジすべき課題を掲げています。自ら設定したハードルを飛び越えようとチャレンジすることは、役職員の活力を高め、また、一体感を強めることになると思っています。中期経営計画は、これから5年後、10年後に信用金庫業界が、また信金中金がさらなる発展を遂げるために避けては通れないことばかりであり、いわば、ビジネスモデルの変革を図ろうとするものともいえます。ビジネスモデルとは、一時点において、そのときの環境にあわせて設計されるものであり、当然に、時代や環境が変わると変革を余儀なくされるものであります。したがって、信金中金が一企業として、持続的に発展するためには、ビジネスモデルの点検を怠らず、時代や環境にあわせ再構築していく作業の繰返しが必要に

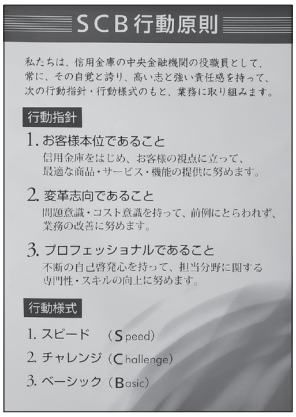

SCB行動原則

なります。変革を止めることが、衰退の一歩であることを是非とも肝に命じてもらいたい。さらに、第3には『プロフェッショナルであること』を掲げています。組織は人で成り立っており、組織に変革を起こそうとするならば、各人が自己啓発心を持ち続けることが必要となります。業務経験を重ねていく過程で、自然と専門性やスキルが向上していくのを待つのではなく、高い探究心と、自己啓発に励むことにより、その身につけた専門性やスキルを遺憾なく発揮する職員こそが、『真の意味でのプロの信金中金職員』と理解してもらいたい。部店長をはじめ、幹部職員の皆さんには、この行動原則が職員の隅々まで行き渡るように、『率先垂範』して取り組んでいただきたい。皆さんの働きぶりを、多くの部下職員が見ています。」と述べた。

（注1）「SCB中期アクション・プログラム2010」では、「SCBプリンシプル」として制定する予定であったが、検討過程における協議のなかで「SCB行動原則」と改題のうえ制定することとなった。
（注2）SCB行動原則には、平成17年6月に制定した行動3原則である「スピード（Speed）・チャレンジ（Challenge）・ベーシック（Basic）」が、「行動様式」として取り入れられた。

5. コンプライアンス態勢

（1）顧客保護等管理方針等の改正

我が国金融・資本市場の競争力強化のため、平成19（2007）年12月21日に金融庁が公表した「金融・資本市場競争力強化プラン」（以下「強化プラン」という。）に、競争力強化の方策の一つとして、「金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備」が盛り込まれた。これは、銀行・証券会社・保険会社間のファイアーウォール規制を見直す一方で、銀行等に利益相反管理態勢の整備を求める内容であった。

20年3月4日、強化プランを踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案が国会に提出され、6月6日に可決成立し、6月13日に公布（12月12日施行。一部を除く。）された。銀行・証券会社・保険会社は、役職員の兼業規制が撤廃され、法人顧客に関する証券会社・銀行等の間の非公開情報の授受の制限が緩和された一方、利益相反管理態勢（顧客の利益が不当に害される恐れのある取引の適切な管理態勢）の整備が求められることとなった。これに伴い、21年5月20日には、利益相反管理態勢等の整備に関する検証ポイントを定めるなどの金融検査マニュアルの改正が公表され、6月1日から施行されることとなった。

信金中金は、利益相反管理態勢の整備について検討を行い、5月20日開催の理事会で顧客保護等管理方針の改正を決定した。そして、顧客の保護および利便の向上に向けて役職員が遵守すべき顧客保護等管理方針に、「顧客との取引については、顧客の利益が不当に害されることのないよう適切に管理する。」旨の利益相反管理を盛り込んだ。また、下部規定である顧客保護等管理規程の改正、利益相反管理細則の制定を顧客保護等管理方針の改正日と同日の6月1日付で実施した。

(2) 金融円滑化管理方針等の制定

平成20 (2008) 年9月のリーマン・ショックの影響を受け、業況・資金繰りが悪化した中小企業を支援するため、21年12月3日に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が公布 (12月4日施行) された(注)。また、併せて監督指針、金融検査マニュアルの改訂等が行われ、金融機関に金融円滑化管理態勢の整備が求められることとなった。

信金中金は、22年1月28日開催の理事会で金融円滑化管理方針の制定を決定し、同方針を2月1日から施行した。また、金融円滑化管理規程等の内部規定を制定した。

(注) 後編第1編第1章第2節1.中小企業金融円滑化法の制定および2度にわたる同法の期限延長を参照

(3) 金融ADRへの対応

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の公布 (19年4月1日施行) により、一般的な裁判外紛争解決手続の法的枠組みが整備された。こうしたなか、金融商品・サービスの多様化・複雑化に伴う、金融機関と利用者間のトラブルの増加を背景として、これを簡易・迅速に解決する手段として、金融分野での裁判外紛争解決制度の整備が進められた。

20年12月17日、金融庁金融審議会金融分科会第一部会・第二部会で、「金融分野における裁判外紛争解決制度 (金融ADR) のあり方について」がとりまとめられ、これを踏まえて、金融分野の裁判外紛争解決手続の法的枠組み等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案が21年3月6日に国会に提出された。同法案は6月17日に可決成立し、6月24日に公布 (22年4月1日施行。一部を除く(注1)。) され、「金融分野における裁判外紛争解決制度」(以下「金融ADR制度」という。) が創設された。

これに伴い、金融機関は、指定紛争解決機関(注2)との間で苦情処理・紛争解決手続の応諾等の契約を締結すること、または苦情処理措置および紛争解決措置を講じることが義務付けられた。

信用金庫業界には指定紛争解決機関を設置しないこととなったため[注3]、信金中金は苦情処理措置および紛争解決措置を講じることとし、22年10月1日、「苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をホームページに掲載するとともに、店頭等に備え付けた[注4]。

また、24年12月10日には、「苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」について、東京都以外の顧客が東京弁護士会、第一東京弁護士会および第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）を利用することが可能であること、「現地調停」や「移管調停」の方法[注5]によって、東京以外の弁護士会の仲裁センターを利用することが可能であることを明示するなどの改正を行った[注6]。

（注1）「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、信用金庫法も改正された。
（注2）指定紛争解決機関とは、金融ADR制度の中核である指定紛争解決機関制度に基づき設置される機関。指定紛争解決機関は、苦情処理・紛争解決手続を実施する機関として業態ごとに主務大臣により指定される。具体的には、①生命保険協会、②全国銀行協会、③信託協会等が指定された。金融機関は、指定紛争解決機関との間で、①苦情処理・紛争解決手続の応諾、②事情説明・資料提出、③手続実施者の解決案の尊重といった内容を含む契約締結が求められた。
（注3）信用金庫業界では、平成22年3月18日開催の全信協理事会において、①コストと事務負担を最小限に抑制するため、指定紛争解決機関を設立しない、②各信用金庫が法令で求められている対応を図るため、内部規則の参考例等を作成し、周知する、③弁護士会の仲裁センターを利用した紛争解決の方法を構築するなどの金融ADR制度への対応方針が決定された。
（注4）日本証券業協会に加盟する金融機関は、同協会が設立した「証券・金融商品あっせん相談センター」を利用できるため、信金中金は、投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、同センターを利用することができる旨公表した。
（注5）「現地調停」は、東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システムを用いて、共同して紛争の解決にあたるもの。また、「移管調停」は、当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管するもの。
（注6）「苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」は、信金中金の組織変更のほか、平成25年2月18日にはでんさいネットのサービス開始、29年1月23日には信託業務の取扱開始に伴う改正等を行った。

（4）コンプライアンス・ホットライン制度の見直し

事業者内部からの通報を契機として、国民生活の安心や安全を損なう企業不祥事が明らかになる事件が相次いだことを受け、法令違反行為を労働者が通報した場合に解雇等不利益な取扱いから保護し、事業者のコンプライアンス経営を強化するため、平成16（2004）年6月18日、「公益通報者保護法」が公布（18年4月1日施行）された。

信金中金は、同法施行以前から、職員が他の職員の不正行為等を発見した場合に、法務部門[注1]の部長または次長に直接通報する制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を運用しており、同法の趣旨を踏まえ、コンプライアンス・ホットライン制度の改正を18年4月1日付で行った。その内容は、通報者の氏名等の個人情報の保護を図り、通報者に対する不利益な処分を禁じるとともに、外部（顧問弁護士事務所）に通報窓口を設け、匿名による通報を受け付けるなど通報者の保護を徹底するものであった。

その後、24年10月、信金中金は、コンプライアンス・ホットライン制度のさらなる

見直しを行った。これは、当時の企業不祥事のなかには、通報窓口が内部に限定されていること等の理由により発覚が遅れたものもみられ、企業不祥事の早期発見や自浄作用の発揮、さらには外部への通報による風評リスク等の拡大防止の観点から、コンプライアンス・ホットライン制度充実の重要性が高まっていたためであった。

見直し後のコンプライアンス・ホットライン制度では、子会社の職員等が自社のコンプライアンス違反を、信金中金の職員等が各子会社のコンプライアンス違反を、各子会社の職員等が信金中金または他の子会社のコンプライアンス違反を信金中金の通報窓口に通報できることとなった(注2)。

（注1）当時は経営管理部長または法務グループ次長
（注2）この制度改正にあわせ、「コンプライアンス・ホットライン制度運営細則」を定め、平成24年10月31日から施行した。

6. 監査態勢の整備

信金中金は、平成19（2007）年4月1日に検査部を監査部に改組し、内部管理態勢および業務運営の適切性・有効性を客観的に検証・評価のうえ、問題点の是正または改善方法の提言を行う態勢とした。その後、20年3月19日開催の理事会において内部監査基本方針（表2-4-3）を決定し、20年度には監査に関する役員連絡会の定期開催、21年度には内部評価(注)を開始するなど、順次、監査態勢の整備を図ってきた。

こうしたなか、内部監査の品質の維持・向上および高度化・効率化を図るため、23年11月から24年2月にかけて、外部の適格かつ独立した第三者による外部評価を実施し、各種提言を受けた。

外部評価の提言を踏まえ、24年度に内部監査結果の報告態勢の高度化を図るべく、報告の会議体を役員連絡会から内部監査報告会に変更するとともに、内部監査の品質向

表2-4-3　内部監査基本方針

本中金は、実効性のある内部監査態勢を構築することが、経営目標の効果的な達成、適切な法令等遵守、顧客保護等管理およびリスク管理に必要不可欠であると位置付け、内部監査基本方針を次のとおり定める。

1. 内部監査の目的
内部監査は、本中金の内部管理態勢および業務運営の適切性・有効性を検証・評価するとともに、その是正または改善を図るための提言等を行うことにより、本中金事業の健全かつ適切な運営に資することを目的とする。

2. 内部監査態勢の整備
本中金は、組織上独立し客観的な検証・評価を行う内部監査部門を設置し、内部監査が適切に機能するための態勢を整備する。

3. 内部監査部門の権限および責任
内部監査部門は、内部監査を効果的に実施するために必要な権限および責任を有するものとする。

4. 内部監査の運営
内部監査の運営については、別に定める諸規程等によるものとする。

上を図るべく、オフサイトモニタリングの見直しを行った。

（注） 内部監査の国際的な基準（IIA基準）等に基づく定期的自己評価

7. 組織改正

(1) 平成21年度の組織改正

平成21（2009）年4月1日に実施した組織改正（表2-4-4）の主な内容は、以下のとおりであった。

イ. リスク統括部

内部統制の整備・運用態勢構築に一定の目処が立ったため、当該業務を経営管理部に移管した。また、与信ポートフォリオ状況の把握・管理および投融資・営業推進へのリスク面からの評価・検証の充実などを目的として、リスク統括部で一元的にリスク管理を行う体制にするとともに、内部統制グループをリスク管理グループに改称した。さらに、財務企画部で行ってきた信用金庫に対するALM支援、リスク管理態勢構築支援および有価証券ポートフォリオ分析について、リスク管理に関する情報・ノウハウが集積されるリスク統括部にリスク管理支援グループを新設し、当該業務を移管した。

ロ. 審 査 部

リスク統括部に総合与信管理の企画・立案および信用格付制度の企画・立案に関する業務を移管したため、企画グループおよび与信先管理グループを統合し、管理グループに改称した。

表2-4-4　平成21年4月1日の組織改正

部　　門	改正内容
財務企画部	・決算等に係る各種計数の予測・分析、会計基準等の改正への対応ならびに会計監査人への対応を強化するとともに、四半期決算への対応に万全を期するため、主計グループを主計第1グループと主計第2グループに再編
リスク統括部	・内部統制に係る業務を内部統制グループから経営管理部管理グループに移管し、内部統制グループをリスク管理グループに改称 ・リスク統括部リスク評価グループ、審査部企画グループおよび同部与信先管理グループでそれぞれ行っていたリスク管理業務を一元的に行うため、同業務をリスク管理グループに移管 ・リスク管理支援グループを新設し、信用金庫に対するALM支援等の機能を財務企画部から移管
審査部	・企画グループおよび与信先管理グループを統合し、管理グループに改称

(2) 平成22年度の組織改正

イ.「SCB中期アクション・プログラム2010」に伴う組織改正

「SCB中期アクション・プログラム2010」に掲げる各種施策を円滑かつ着実に遂行するため、平成22 (2010) 年4月1日に組織改正を実施した (表2-4-5)。

なお、主な内容は、以下のとおりであった。

(イ) 総 務 部

経営管理機能を集約し、業務運営および意思決定プロセスの効率化を図るため、経営管理部を総務部および総合企画部に統合し、経営管理部を廃止した。これにより、総務部は、総会および理事会に関すること、内部統制の整備・運用に関すること、行政当局による検査等に関することなどが新たに業務分掌に加わった。

(ロ) 総合企画部

総務部と同様、経営管理機能を集約し、業務運営および意思決定プロセスの効率化を図るため、経営管理部を総合企画部に統合した。これにより、総合企画部は、予算に係る調整をすること、予算の執行後における効果の検証ならびに長期的観点から予算の統制をすること、子会社等の経営の管理に関することなどが新たに業務分掌に加わった。

(ハ) 営業推進部

信用金庫に係る営業推進機能および営業店統括機能を一元化し、営業推進態勢の強化ならびに営業店管理態勢の効率化を図るため、営業店部を営業推進部に統合し、営業店部を廃止した。

(ニ) 信金業務支援部

信金中金内に分散している、信用金庫の地域金融・中小企業金融の課題解決に係る各種支援機能を統合し、信用金庫に対する支援機能の充実・強化を図るため、信金業務支援部を新設した。

なお、これに伴い、信用金庫とのリレーションを強化するための組織として平成17 (2005) 年4月1日に設置した信金業務本部を廃止した。

(ホ) 法人営業推進部

事業法人等に係る営業推進機能および営業店統括機能を一元化し、営業推進態勢の強

化を図るため、法人営業推進部を新設した。

(ヘ) 地域・中小企業研究所

調査・研究機能について、地域金融・中小企業金融の分野における調査・研究に注力する態勢とするため、総合研究所を地域・中小企業研究所に改組した。

表2-4-5　平成22年4月1日の組織改正

部　門	改正内容
総務部	・経営管理態勢の集約を図るため、経営管理部を総務部および総合企画部に統合し、経営管理部を廃止 ・総務グループに経営管理部管理グループおよび同部予算グループの機能を移管し、総務グループを総務グループおよび管理グループに再編 ・新設するコンプライアンス室に経営管理部コンプライアンスグループの機能を移管
総合企画部	・経営管理態勢の集約を図るため、経営管理部を総合企画部および総務部に統合し、経営管理部を廃止 ・総合調整グループおよびグループ戦略室を統合し、事業戦略グループに改称 ・広報室をIR広報室に改称
財務企画部	・ALMグループおよび運用企画グループを統合し、ALMグループに改称
統合リスク管理部	・リスク統括部を統合リスク管理部に改称 ・リスク管理グループおよびリスク評価グループを統括グループ、管理グループおよび評価グループに再編 ・リスク管理支援グループが行ってきた信用金庫に対するALM支援、リスク管理支援等の機能を信用金庫部に移管し、リスク管理支援グループを廃止
営業推進部	・信用金庫に係る営業推進機能等を一元化し、営業推進態勢の強化および営業店管理態勢の効率化を図るため、営業店部を統合し、営業店部を廃止 ・企画グループに営業店部統括グループの機能の一部を移管し、統括グループに改称 ・信金営業推進グループを営業推進グループに改称 ・業務開発室を商品開発室に改称 ・法人営業推進グループを廃止し、その機能を法人営業推進部に移管
信金業務支援部	・信用金庫に対する支援機能の充実・強化を図るため、信金業務支援部を新設 ・統括グループ、地域振興グループ、中小企業金融グループを新設 ・総合研究所アジア業務室を廃止し、その機能を新設する海外業務支援室に移管 ・営業店部信金ネットワーク推進グループを廃止し、その機能を新設するネットワーク推進室に移管
法人営業推進部	・事業法人等に係る営業推進態勢強化等のため、法人営業推進部を新設し、新事業推進部および公共・金融法人部の機能の一部を移管 ・営業推進部法人営業推進グループを廃止し、その機能を新設する統括グループに移管 ・公共・金融法人部金融法人グループを廃止し、その機能の一部を新設する金融法人グループに移管 ・新事業推進部管理グループを廃止し、その機能を新設する管理グループに移管 ・新事業推進部ストラクチャード金融グループおよびプロジェクト金融グループを廃止し、その機能を新設するプロジェクト金融室に移管
システム部	・企画グループを企画グループおよび管理グループに再編
市場業務部	・市場事務部を市場業務部に改称
地域・中小企業研究所	・調査・研究態勢の見直しを図るため、総合研究所を地域・中小企業研究所に改組 ・アジア業務室の機能を信金業務支援部に移管
法人営業第1部	・事業法人営業第1部を法人営業第1部に改称
法人営業第2部	・事業法人営業第2部を法人営業第2部に改称 ・公共・金融法人部公共法人グループの機能を新設する公共法人グループに移管

ロ．内国為替管理強化に伴う組織改正

平成22（2010）年5月10日、①内国為替業務における潜在的なリスク（システムリスクを含む。）を洗い出し、それぞれのリスクへの対応策を策定・実施すること、②その対応策について、決済業務運営委員会等における審議を経て優先順位付けを行い、順次実施すること、③障害発生時に主体となってその対応を図るとともに、障害発生を想定した訓練を実施することなどを目的として、内国為替管理室を新設した。

(3) 平成23年度の組織改正

平成23（2011）年4月1日に実施した組織改正（表2-4-6）の主な内容は、以下のとおりであった。

イ．財務企画部

国際会計基準へのコンバージェンス等が見込まれる我が国の会計制度について、その変更内容に関する調査等を行うため、会計制度対応室を新設した。

ロ．営業推進部

東日本大震災に関して、信用金庫等における被災状況を把握し、信用金庫の業務継続等のために必要な復興支援策を講じるため、復興支援対応室を新設した。また、投信窓販等、信用金庫における預かり資産業務について、一元的に推進する態勢とするため、投信・年金推進室を新設した。

ハ．信金業務支援部

これまで同部海外業務支援室が行ってきた信用金庫取引先の海外進出等に係る信用金庫に対する支援について、その態勢の充実・強化を図るため、海外業務支援センターを新設した。

ニ．信用金庫部

平成23（2011）年度より信用金庫経営力強化制度（以下「経営力強化制度」という。）の運営方法を見直し、経営分析制度・経営相談制度を中心に強化することとしたが、その見直し内容に即応した組織体制とし、併せて、経営力強化制度によらないコンサルティングを行うための体制についても整備するため、信用金庫部企画グループ、コンサルティング第1グループ、コンサルティング第2グループおよび信用機構グループを再編し、

表2-4-6　平成23年4月1日の組織改正

部　門	改正内容
秘書役	・秘書役室を廃止し、その機能を秘書役に移管
監査部	・企画室を廃止し、その機能を監査部に移管
財務企画部	・会計基準等の改正への対応を図るため、主計第1グループを廃止し、その機能の一部を新設する会計制度対応室に移管 ・主計第1グループの一部機能および主計第2グループの機能を新設する主計グループに移管
統合リスク管理部	・統括グループを廃止し、その機能を管理グループおよび審査部管理グループに移管
営業推進部	・統括グループを廃止し、その機能を営業推進グループに移管 ・業務グループを廃止し、その機能を営業推進グループおよび事務統括部事務管理グループに移管 ・預かり資産業務の推進態勢強化のため、証券業務部投信業務室および年金業務室の一部機能を新設する投信・年金推進室に移管 ・震災復興に係る信用金庫の業務支援を行うため、復興支援対応室を新設
信金業務支援部	・統括グループを廃止し、その機能を中小企業金融グループに移管 ・信用金庫取引先の海外進出等に係る信用金庫に対する支援態勢の充実・強化を図るため、海外業務支援室を廃止し、その機能を新設する海外業務支援センターに移管
信用金庫部	・企画グループ、コンサルティング第1グループ、コンサルティング第2グループおよび信用機構グループを経営分析グループ、経営相談グループ、信用機構グループおよびコンサルティング室に再編
市場営業部	・預かり資産業務の移管に伴い、デリバティブ等のトレーディング業務に専念することとなったため、証券業務部を市場営業部に改称 ・証券業務部営業グループを廃止し、その機能を新設するトレーディンググループおよび市場運用部外貨資金グループに移管 ・証券業務部投信業務室および年金業務室を廃止し、その機能を営業推進部投信・年金推進室および市場業務部投信・年金グループに移管
法人営業推進部	・統括グループを営業推進グループに改称
市場運用部	・企画グループを廃止し、その機能を新設する運用戦略グループに移管 ・短期資金グループを廃止し、その機能を新設する円資金グループおよび外貨資金グループに移管 ・運用第1グループを債券運用グループに改称 ・運用第2グループを廃止し、その機能を新設する開発投資部に移管
開発投資部	・金融・証券市場における資金運用態勢の充実・強化を図るため、開発投資部を新設し、市場運用部運用第2グループの機能を移管
市場業務部	・投信窓販・確定拠出年金等の業務管理について、市場業務部が行う態勢としたため、証券業務部投信業務室および年金業務室の機能の一部を新設する投信・年金グループに移管

経営分析グループ、経営相談グループ、信用機構グループおよびコンサルティング室に再編した。

ホ．市場営業部

これまで証券業務部が推進してきた投信窓販等、信用金庫における預かり資産業務について、営業推進部が一元的に推進する態勢に改めたことに伴い、証券業務部はデリバティブ等のトレーディング業務に専念することとし、市場営業部に改称した。

ヘ．開発投資部

金融・証券市場における資金運用業務について、その態勢の充実・強化を図るため、

市場運用部の一部機能を移管し、開発投資部を新設した。

(4) 平成24年度の組織改正

平成24 (2012) 年4月1日に実施した組織改正 (表2-4-7) の主な内容は、以下のとおりであった。

イ. 総 務 部

危機発生時の対応力の強化および業務継続態勢の充実・強化を図るため、業務継続対応室を設置した。また、同室は、平成25 (2013) 年度上期を目途とするバックアップ拠点における業務継続体制の整備を主導的に推進するなど、業務継続計画全般に係る統括・管理等を行うこととした。

ロ. 海外業務支援部

信用金庫等のニーズを踏まえ、信用金庫取引先の主にアジア地域への進出等に関して、現地の諸制度・市場環境、法務・税務等の専門情報を収集・提供するとともに、現地銀行との業務提携を進め、現地法律・会計事務所等との業務協力態勢(現地支援ネットワーク) を構築するなど、信用金庫取引先の海外進出等に係る支援を強化するため、海外業務支援部を新設した。また、同部における支援業務の実効性向上を図るため、事務統括部の外為事務センターを海外業務支援部に付属するセンターに変更した。さらに、外為を含め一元的に海外業務を支援する体制を構築するため、決済業務部の外為業務に係る企画立案機能等を海外業務支援部に移管した。

ハ. 事務統括部

事務統括部および決済業務部がそれぞれ所管する業務のうち、事務管理上および業務効率化の観点から、一元的なオペレーション対応が可能な業務(代理業務、資金中継業務、一括決済業務等) を原則として事務統括部に移管した。

ニ. 地域・中小企業研究所

全信協との共管組織として地域・中小企業研究所に平成18 (2006) 年4月1日に設置された特別室は、所期の使命・目的を一定程度果たしたこと等を踏まえ、全信協において、同室の廃止および同室の機能・業務を全信協で発展的に継承する旨決定したことから、同室を廃止した。

表2-4-7　平成24年4月1日の組織改正

部　門	改正内容
総務部	・危機発生時の対応力の強化等のため、業務継続対応室を新設 ・管理グループを廃止し、同グループの機能を総務グループに移管
財務企画部	・国際会計基準（IFRS）導入に係る当初スケジュールの延期および財務企画部内における業務運営の効率化を勘案し、主計グループの自己資本比率・決算等に係る各種計数の予測・分析機能等を会計制度対応室に移管し、同室を主計第1グループに改組 ・同室の改組に伴い、主計グループを主計第2グループに改称
信金業務支援部	・海外支援センターの機能を海外業務支援部に移管
海外業務支援部	・海外業務支援態勢のさらなる充実・強化のため、海外業務支援部を新設し、信金業務支援部海外支援センターの機能を移管。同センターは廃止 ・事務統括部の外為事務センターを海外業務支援部に付属するセンターに変更 ・決済業務部為替グループの外為業務に係る企画立案機能等を海外業務支援部企画グループに移管
決済業務部	・内国為替管理室が所管する業務のうち、内国為替業務における潜在的リスクの洗出しおよびその対応策の策定・実施に一定の目処が付いたため、内国為替に係る業務運営の効率化等の観点から、為替グループが所管する内国為替制度の運営等に関する機能を内国為替管理室に移管 ・決済グループの機能の一部を事務統括部事務第1グループ、事務第2グループおよび法人営業推進部金融法人グループに移管 ・為替グループの外為業務に係る企画立案機能等を新設する海外業務支援部企画グループに移管 ・為替グループを廃止
事務統括部	・事務管理上および業務効率化の観点から、決済業務部の機能の一部を事務統括部に移管 ・事務管理グループを廃止し、事務第1グループおよび事務第2グループを新設 ・外為事務センターを海外業務支援部に移管
地域・中小企業研究所	・全信協との共管組織として設置された特別室の機能・業務が全信協において発展的に継承されることとなったため、同室を廃止

8. 店舗の整備

(1) バンコク駐在員事務所

信金中金は、「SCB中期アクション・プログラム2010」の重要施策の一つとして、「信用金庫取引先の海外進出に係る支援の強化」を掲げ、海外業務支援センターの設置、タイおよび中国の現地銀行との業務提携、ジェトロ青島事務所等外部機関への職員の派遣等、順次、支援態勢の充実・強化に努めてきた。

一方、大手地方銀行においては、現地銀行との業務提携はもとより、東南アジアへの駐在員事務所の設置が相次いでいた。こうした大手地方銀行の動きを背景に、競合する信用金庫からは、取引先が多く進出するタイ・バンコクへの駐在員事務所設置を望む声が高まっていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、平成24（2012）年10月1日、バンコク駐在員事務所を開設した(注)。

（注）　後編第1編第2章第2節2.（2）ロ.（ロ）バンコク駐在員事務所の開設を参照

(2) 東北支店

東北支店は、昭和51 (1976) 年12月に竣工した古い建物であり、平成21 (2009) 年度からリニューアル工事を検討した。また、15年5月に発生した三陸南地震を機に実施した耐震診断で、深刻な問題はないものの耐震性にやや疑問があるとの診断結果を受けていたため、併せて耐震補強についても実施することとし、22年8月からリニューアル工事と耐震補強工事に着手した。

なお、23年3月11日に発生した東日本大震災においては、建物に大きな被害はなかった。

(3) 市ヶ谷別館

市ヶ谷別館は、昭和46 (1971) 年6月に信金中金の事務センターとして建設され、以降、主に電算機システムに係る開発・運営業務 (平成3 (1991) 年厚木センターに移設)、手形交換業務、資金中継業務および外国為替業務等を行う拠点として活用されていた。

こうしたなか、BCP対応の観点から建物調査を行ったところ、耐震性の面で疑義があることが判明した。そこで、耐震補強、建替え、入居部署・団体の賃借ビルへの移転について検討を行った。

東日本大震災では、市ヶ谷別館の階段の一部に亀裂が入るなどの被害を受けた。しかし、事前に移転の準備を行っていたため、予定どおり、入居していた事務統括部外為事務センターが23年5月に京橋別館へ、7月にしんきん東京サービス株式会社および信金中金ビジネスが東京ダイヤビルディングに移転し、市ヶ谷別館からの移転は終了した。(注)

(注) 市ヶ谷別館は、平成26年2月に建物が取り壊された。

(4) 厚木センター

平成3 (1991) 年2月に竣工した厚木センターは、設備全体で老朽化が進んでいた。また、多くの電気・機械設備で耐用年数が到来し、大規模な改修工事が必要な状況となっていたため、23年度から大規模改修工事に着手した。

なお、厚木センターの改修工事は、同センターを安定稼動させつつ工事を進めることが必須であり、設備の更新作業も計画的に長期にわたって行う必要があるため、令和2 (2020) 年度まで3期10年の予定工事期間で行われた。

(5) 四国支店・福岡支店・南九州支店

四国支店 (竣工：昭和41 (1966) 年)、福岡支店 (同：45年)、南九州支店 (同：53年) は、

いずれも建物・設備の老朽化が著しく、また、旧耐震基準の建物であったため、耐震性にも問題があり、店舗の建替えまたは賃借について検討を行ってきた。

この結果、費用面および立地の利便性等を勘案して賃借に移行することとし、四国支店は、平成23（2011）年11月21日、高松フコク生命ビル（高松市紺屋町2番地6）に、福岡支店は、25年2月18日、第二博多偕成ビル（福岡市博多区博多駅南1丁目10番4号）に、南九州支店は、3月18日、西嶋三井ビルディング（熊本市中央区桜町1番20号）に移転した。

（6）北陸支店・名古屋支店・神戸支店・岡山支店

平成24（2012）年度、竣工後長期の年数が経過していた北陸支店（竣工：昭和45（1970）年）、名古屋支店（同：42年）、神戸支店（同：55年）、岡山支店（同：51年）について、リニューアル工事と耐震補強工事を行った。

9. 人事・福利厚生・研修制度

（1）就業規則の主な改正

平成21（2009）年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員制度が施行されることに伴い、同日より就業規則を改正し、裁判員休暇を新設した。

22年6月30日には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、就業規則の育児・介護関連に係る休業・休暇等の定めについて改正した(注)。この改正では、育児休業可能期間の延長、子の看護休暇に係る取得可能日数の拡大・休暇理由の追加、要介護状態にある家族の介護その他の世話を行うための介護休暇の新設等を行った。

また、23年4月30日には、時間外勤務の免除の申請ができる職員を「3歳に満たない子を養育している者」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育している者」に拡大した。

8月1日、東日本大震災に伴いボランティア休暇を新設した。なお、ボランティア休暇は、地震、火事、風水害その他の災害により被災した信用金庫の地域の復興に携わるボランティア活動に従事する場合に取得できるものであった。

（注）就業規則だけではなく、関連する「給与規程」「育児休業細則」「介護休暇・介護休業細則」等も併せて改正した。

(2) 人事制度の改正

平成22 (2010) 年4月1日、信金中金は、中堅職員に対して、その自覚を促すとともに、モチベーションの向上を図ることを目的として、給与カーブの一部見直しを実施した。具体的には、新たな昇給基準を設けて、検定試験や滞留年数といった所定の要件を満たした場合に、一定額昇給する仕組みであった。

また、昇給した職員には、「副調査役」(総合職)、「2級S」(事務職) という呼称等がそれぞれ与えられた。

(3) 時間外勤務の削減・休暇取得の奨励

職員の過重労働を防止し、健康管理に配慮するため、平成17 (2005) 年度から毎週水曜日を早帰り日と定め、18時までに退勤する取組みを始めた。

また、23年度および24年度は、東日本大震災に伴う節電対策および職員の健康維持の観点から、毎週金曜日も早帰り日と定めた。(注)

(注) 毎週金曜日を早帰り日とする取組みは、平成25年度まで続けられた。併せて、有給休暇取得奨励の取組みも行われ、26～29年度には、2営業日連続して取得することを要件とする「リフレッシュ休暇」が設けられた。

(4) 研修体系の見直し

平成23 (2011) 年12月、「SCB中期アクション・プログラム2010」のサポートプラン4に掲げた人材育成制度の見直しの一環として、現行の研修体系等を見直しのうえ、若手職員のキャリア形成に資する施策を実施した (図2-4-3)。

この施策は、若手職員が入庫後間もない時期から自身のキャリア目標を描き、その実現に向けてチャレンジできる環境を整備する施策であり、現行の研修体系の一部を見直し・拡充した「能力開発機会 (研修等)」の提供、キャリア形成に資する「各種情報」の発信、対象職員と関わりのある他職員 (上司等) による「協力体制」の構築の3つが柱となっていた。

「能力開発機会 (研修等)」の提供では、主に入庫1年目から6年目までの職員を対象として、対象職員によるキャリア目標等の策定をサポートする集合研修に加え、自らがチャレンジしたい分野の研修等を自律的に選択・受講できるプログラムを提供した。「各種情報」の発信では、職務分野ごとに求められる職員像、保有発揮すべき知識・スキル等キャリア形成に資する情報が発信された。「協力体制」の構築では、キャリア形成に関する照会に対応するためのキャリア相談窓口が人事部に設置されたほか、上司 (管理職等) 向けeラーニング講座が実施された。

図2-4-3　研修体系（平成24年度）

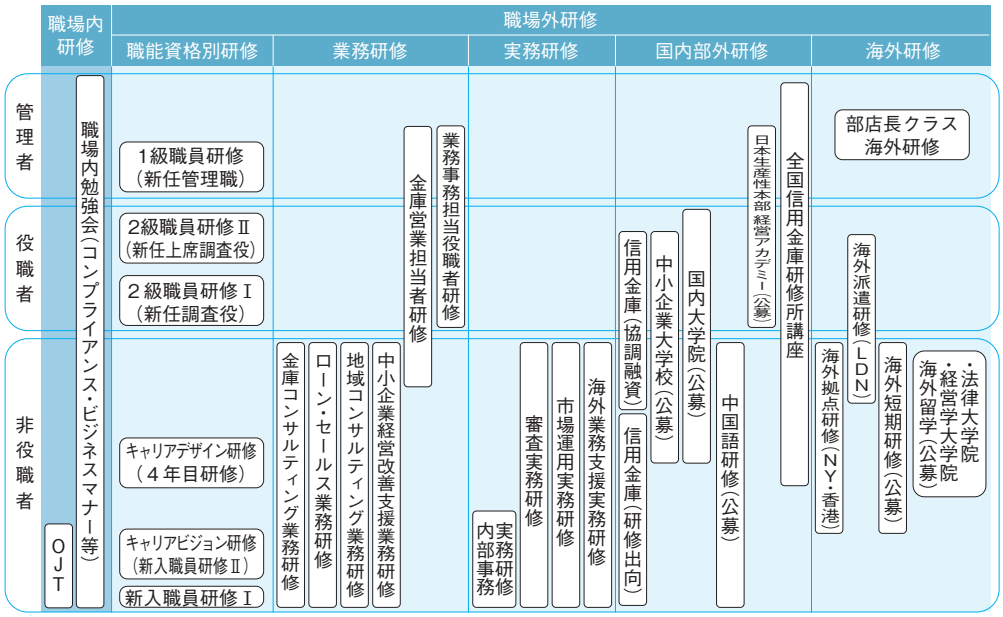

10. 関係会社

(1) 全国信用不動産の子会社化および同社と信金中金ビジネスとの合併

全国信用不動産は、昭和35（1960）年8月、信用金庫の事業用不動産の円滑な取得を支援するため設立(注1)され、その後、取扱業務を保険代理店業務、共同調製業務、人材派遣業務(注2)にまで拡大した。

しかし、平成10（1998）年6月に固定比率規制が撤廃されたことにより、信用金庫が全国信用不動産を利用して事業用不動産を取得する必要性がなくなったため、同社は19年10月の保有不動産売却完了により不動産業務を終了した。また、保険代理店業務については、低金利環境のもと、主力商品である交通事故傷害保険付交通安全定期預金(注3)の利息によって、交通事故傷害保険の保険料が賄えなくなったことなどから、15年度に同定期預金の新規取扱いを停止し、21年2月に保険代理店業務を終了した。

こうしたなか、全国信用不動産は、18年度から3期連続の赤字決算となり、会社存続が困難となった。同社での検討の結果、信用金庫から継続要請の強い事務用品の共同調製業務および人材派遣業務に対応していくためには、信金中金の子会社となって経営の効率化を図ることが必要であるとの結論に至り、信金中金に対して子会社化を要請した。

信金中金は、21年7月24日開催の理事会で①全国の信用金庫が保有する全国信用不動産の株式を全株買い取り、100％子会社にすること、②全国信用不動産の子会社である

信金パートナーズを孫会社とすることを決定し、9月7日、全国信用不動産を子会社とした。

その後、9月18日開催の理事会で、全国信用不動産と信金中金ビジネスとの合併を決定した。これは、①信用金庫法に定める従属業務を取り扱う子会社が2社となったこと、②提供サービスの質を落とすことなく業務運営体制の効率化を図ることが可能であったことが背景にあった。これにより、11月16日に信金中金ビジネスが存続会社となる合併を実施した。

（注1）全国信用不動産は、信用金庫からの要請によって店舗の新築、土地の購入等を信用金庫に代わって行い、その不動産を信用金庫に賃貸し、信用金庫の自己資本の充実を待って、これを信用金庫に売り渡すことを主要な業務として設立された。この背景には、昭和30年代以降、信用金庫の事業の急速な進展に伴い、店舗の新増設および支店用地の確保が必要となったが、①事業用不動産の増大が資金の固定化を招き、経営が圧迫される懸念があったこと、②大蔵省の指導基準まで固定比率を抑えることが困難な場合があったことがあった。

（注2）全国信用不動産は、平成14年1月に信金パートナーズを子会社として設立し、人材派遣業務に参入にした。

（注3）定期預金と交通事故傷害保険がセットになった商品で、定期預金の利息により交通事故傷害保険の保険料を賄う商品性であった。

（2）信金中金ビジネスと信金パートナーズとの合併

信金中金ビジネスの子会社であり、信金中金の孫会社である信金パートナーズは、人材派遣業務および物品販売業務を営んでいた。

しかし、人材派遣業務は景気低迷に伴う人材派遣需要の減少および労働者派遣に関する法令改正等の影響を受け、派遣社員数の減少と利益率の低下が続くなか、営業赤字が拡大傾向にあった。

信金中金は、信金パートナーズの厳しい経営環境に鑑みて、今後の方向性について検討を行った結果、人材派遣業務を廃業したうえで、信金中金ビジネスと合併することが適当であるとの結論に至った。そして、平成23（2011）年4月27日開催の理事会で信金パートナーズの業務の一部廃業および信金中金ビジネスとの合併を決定し、10月1日、信金中金ビジネスを存続会社として信金中金ビジネスと信金パートナーズは合併した。

第５節　業務態勢

1．営業店体制の強化

「中期経営計画『SCB中期アクション・プログラム2010』」（以下「SCB中期アクション・プログラム2010」という。）で示した施策を着実に実行するためには、信用金庫とのリレーション強化が極めて重要であることから、「SCB中期アクション・プログラム2010」のなかで、「信用金庫との絆の強化（インターフェイスの抜本的見直し）」（サポートプラン1）を掲げ、その一環として、平成22（2010）年4月1日、営業店次長を現行の1人から2人に増員した(注1)。また、営業店の定員を30人強増員するとともに、営業担当者のサポートのため、営業副担当者を配置し、各営業担当者の機動性の確保を図った。

これに関して田邉理事長は、その施策に込めた想いを「営業店においては、これまで以上に信用金庫との緊密なリレーションを構築し、信用金庫の経営実態をきめ細かく把握するよう努めるなど、常に『現場』を意識した行動をお願いしたいと思います。（中略）営業店自らが個別信用金庫ごとの様々な課題やニーズを洗い出し、分析、検証したうえで、課題解決のために実効性のある対応策を策定してもらいたい。」と述べ(注2)、営業店に対して、信用金庫の課題解決をサポートする拠点になるよう、抜本的な発想の転換を求めた。

その後、営業店活動を主管する営業推進部が策定した「営業店の活動・支援にかかる基本方針」において、「本部が求めた施策を営業店が信用金庫に勧奨していくのではなく、営業店自らが個別信用金庫の課題・ニーズの洗い出しを出発点として、主体的に課題解決等の営業活動を行い、本部はその活動を支援する役割を担う。」との考え方が示された。営業店の業績評価では、信用金庫の課題・ニーズの解決のために各営業店が策定する「信用金庫別活動計画」の実施状況についてプロセス評価を行う、新たな評価基準体系が導入された。

また、23年2月には信用金庫顧客満足度調査を実施した。この調査を通じて、各種施策・サービスに係る信用金庫の満足度および改善要望を汲み取るとともに、信用金庫自身が抱える課題・ニーズを把握した。そして、調査結果を次年度以降の業務運営態勢強化のための貴重な情報として活用することとした。

（注1）単県管轄の営業店を除く。
（注2）平成22年度第1回部店長会議（22年4月23日開催）での発言。なお、21年6月18日の理事長就任挨拶（役職員向け）において、「今回の増資を通じて、私自身改めて強く認識させられたところですが、やはり、信用金庫とのリレーション、つまり絆は、本中金の経営の礎であり、日々の営業活動を通じて、着実に、

これを強固なものとしていかなければなりません。」と所信を表明し、さらに、理事長就任後初の部店長会議である21年度第2回部店長会議（21年10月30日開催）においては、「信用金庫からの意見・要望等への誠実かつ迅速な対応を実践していくことを通じて、是非とも信用金庫との良好なリレーションを構築してもらいたい。」と述べるなど、信用金庫との関係強化は、理事長就任当初からの喫緊の課題として位置付けていた。

2. 業務継続基本計画の策定

首都直下地震や鳥インフルエンザに由来する強毒性の新型インフルエンザの発生等、金融機関業務の脅威となり得る事象への警戒が高まるなか、金融機関には、金融サービス機能の維持という社会的役割を果たすため、業務継続体制の整備が求められていた。信金中金は、平成13（2001）年6月29日に危機管理規程・細則を制定していたが、これらは被災シナリオを幅広く想定したものであり、首都直下地震等の個別の被災シナリオに対する具体的なアクションプランとしては不十分であった。

こうした状況のなか、19年度から業務継続計画策定に取り組み、22年2月には、業務継続計画で想定する被災シナリオを「首都直下地震（東京湾北部地震）の発生」および「強毒性の新型インフルエンザの発生」と定めた(注)。また、災害が実際に発生した場合、利用可能な人員、システム、執務場所等に一定の制約が生じるだけではなく、業務継続に係る時間的制約も生じるため、基準を定めて被災時の「継続すべき重要業務」を選定した。なかでも、預金業務（現金の供給）、内国為替業務（資金の決済）、資金送回金業務（資金の決済）を中心とした業務については、「優先して継続すべき重要業務」とした。

22年8月には、「優先して継続すべき重要業務」および「継続すべき重要業務」を対象として、これまでの業務経験を踏まえた職員の「スキル・データベース」を構築した。併せて、「首都直下地震の発生」時において、「優先して継続すべき重要業務」を当日中に復旧させるための必要最少人数の把握、「強毒性の新型インフルエンザの発生」時において、「優先して継続すべき重要業務」および「継続すべき重要業務」を2班交代制により継続するための体制等について整備した。

こうして「業務継続基本計画」を10月に制定するとともに、被災シナリオごとの具体的な対応を定めた「対策マニュアル」として、23年2月に「首都直下地震編」および「新型インフルエンザ（強毒性）編」、5月に「重大な

図2-5-1　業務継続計画の概要

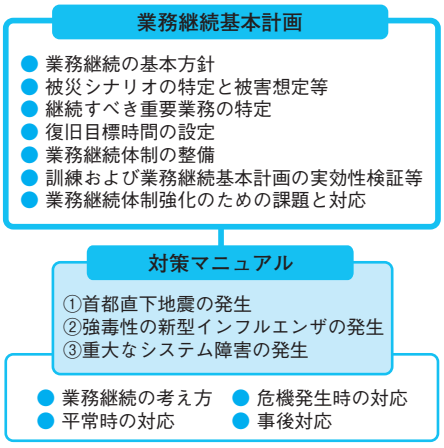

システム障害編」を定めた（図2-5-1）。

（注） これらを被災シナリオとした理由は、「首都直下地震の発生」については、信金中金が内閣府中央防災会議「首都直下地震対策大綱」における経済中枢機関として、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を担っており、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制整備が求められているためであった。また、「強毒性の新型インフルエンザの発生」については、信金中金を含め、金融事業者（預金取扱金融機関・金融商品取引業者、取引・決済インフラ運営主体、日銀）が社会的機能維持者として、最低限の国民生活を維持するのに必要な機能（重要業務）を継続することが求められているためであった。なお、平成23年5月、被災シナリオとして「重大なシステム障害の発生」を加えた。

3. バックアップ拠点の構築

信金中金は、前述のとおり平成22（2010）年10月に「業務継続基本計画」を制定した。しかし、東京地区拠点の全面的使用不能等、被災シナリオの想定を上回る被害が生じた場合、有効に機能するバックアップ拠点がないという問題があった。主要な事務処理拠点である集中事務センターの業務を代替する拠点や、主要なシステムが設置されている厚木センターのバックアップ拠点を構築するなどの体制整備は、業務継続体制強化における大きな課題であった。そのため、「業務継続基本計画」には、集中事務センターのバックアップ拠点として、大阪支店を対象とする方向で検討する旨を明記していた(注1)。大阪支店を対象とした理由は、①営業店のなかで最も規模が大きい、②理事に支店長職を委嘱している、③近隣に僚店が存在するなどであった。

非掲載

災害に備えたバックアップ拠点の構築について報じる新聞記事
（日本経済新聞　平成24年5月2日）

大阪支店・バックアップ拠点

こうした状況を踏まえ、東京の集中事務センター（京橋別館）で集中処理している預金業務、直接貸出業務、内国為替業務、資金送回金業務等(注2)の重要業務について、平常時は東京・大阪の2拠点で分散処理（デュアルオペレーション）を行うとともに、東京・大阪の一方の拠点が使用不能となる危機発生時には、他

方がバックアップ拠点として処理する業務継続体制の構築に着手した。

体制構築は段階的に行い、全国の信用金庫を東地区と西地区に分けたうえ[(注3)]で、24年5月と7月[(注4)]に資金送回金業務、25年3月に内国為替業務、9月に預金業務および直接貸出業務について、平常時に分散処理する取扱いに変更した。また、9月には、平常時に集中事務センター等で処理している証券決済業務・外国為替円決済業務、市場関連部門で処理している資金繰り業務等について、危機発生時には大阪支店で処理する体制に変更した（図2-5-2）。

（注1）厚木センターのバックアップ拠点については、神戸センターをDRサイト（災害復旧対策システム設置拠点）とする方向で検討することとしていた。詳細は、後編第2編第2章第5節1.国内系システムの更改を参照

（注2）資金送回金業務とは、信用金庫の資金繰りを目的として、信用金庫からの送金依頼・回金通知に基づき、信金中金が日本銀行をはじめとする各銀行に保有する口座を介して、信用金庫が信金中金および各銀行に保有する口座の間で資金移動を行う業務のこという。

（注3）業界共同システムの東西センターの地区に準じて、東地区と西地区に分けた。

（注4）西地区のうち、名古屋・大阪・神戸支店管内信用金庫の業務は平成24年5月から、北陸・静岡・岡山・中国・四国・福岡・南九州支店管内信用金庫の業務は24年7月から大阪支店で集中処理を開始した。なお、東地区の信用金庫は、北海道・東北支店、東京営業部、関東営業第1・第2部管内の信用金庫

図2-5-2　業務継続体制

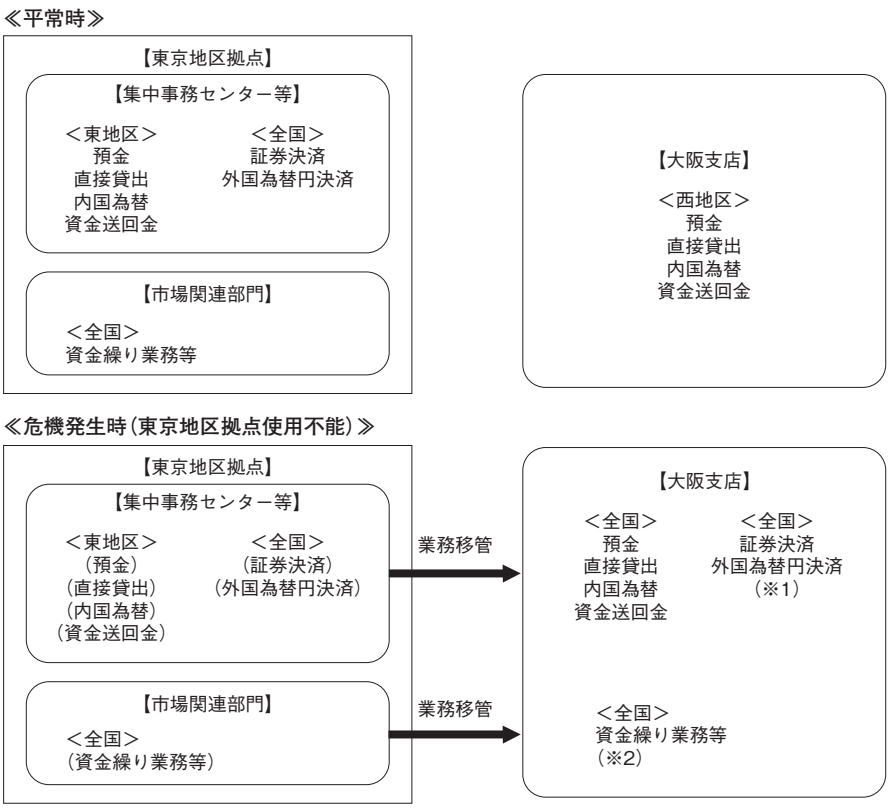

※1. 証券決済における国債・一般債振替決済、外国為替円決済における資金決済が処理対象

※2. 信金中金の資金確保に必要となる最低限の資金繰りおよび資金決済が処理対象

4. 新SCBファームバンキングサービスの提供開始

信用金庫との間の資金取引(注1)の自動処理化を図るため、平成8（1996）年7月8日から提供を開始したSCBファームバンキングサービス（以下「旧FBサービス」という。）は、信用金庫がテレ為替（通信電文）で信金中金に資金取引依頼電文を発信し、そのテレ為替に基づいて信金中金が資金取引を自動処理するものであった。また、信用金庫は、しんきん共同自動通知システム（しんきんANSER）を利用し、FAX等で取引明細等の照会結果を受信することができた。

旧FBサービスは、資金取引におけるインフラとして信用金庫に利用されていたが、システム的な制約から機能・サービスの拡張には限界があり、他業態の類似サービスと比較するとパフォーマンスが劣っている感が否めなくなっていた。

こうした状況を踏まえ、利便性向上・事務効率化・セキュリティ機能強化を図るため、信金中金は、21年から新しいSCBファームバンキングサービス（以下「新FBサービス」という。）の提供を開始した。新FBサービスは、①資金取引および資金取引照会がリアルタイムで行える、②FTF業務ネットワークパソコンのみでサービスが利用できる（従来は勘定系端末とFAX）、③資金取引照会データをダウンロードすることによりデータの活用が可能となるなどの機能を有していた。

なお、新FBサービスは、資金取引照会を行う照会サービスが21年11月2日に提供された後、資金取引を行う資金移動サービスが11月24日から地区別に3段階に分けて提供された。(注2)

（注1）資金取引の対象範囲は、流動性口座間取引（信金中金の同一店内における信用金庫自己勘定間の振替処理）、資金送回金取引（日銀、他金融機関に係る送金依頼・通知）、定期預金取引（定期預金の新規取組み・解約・書替え）、別段預金短期運用口取引（別段預金短期運用口の新規取組み・解約）であった。

（注2）「東京」は平成21年11月24日、「北海道、東北、関東」は12月7日、「北陸、東海、近畿、中国、四国、九州北部、南九州」は12月14日にサービスが提供された。

5. SCB法人インターネットバンキングサービスの提供開始

SCB法人インターネットバンキングサービス（以下「法人IBサービス」という。）は、平成21（2009）年11月から取扱いを開始した新FBサービスとともに、次期勘定系システムの案件としてシステム開発および機能等の確認作業が進められてきた。そして、21年1月に国内勘定系システムが稼動した後、業務面・運用面の機能確認、サービス提供方法・手数料体系の決定等の各作業が進められた。

法人IBサービスは、顧客である員外取引先がインターネットに接続されたパソコン

を利用して、信金中金に開設した利用口座に係る資金取引や各種照会取引を行える機能を有していた。金融機関として当然に提供すべきサービスの一つであること、員外取引先の利便性向上に資すること、信金中金にとっても事務合理化・事務リスク軽減の効果があることなどを勘案して、基本的なインフラとして整備・推進することとなった。

22年3月15日には、子会社であるしんきん信託銀行、SSCおよび信金中金ビジネスにサービス提供され、6月1日から資金中継業務の受託先や直接貸出先等の員外取引先を対象に利用勧奨を行った。

6. 東日本大震災からの復旧・復興に向けた支援に係るその他の取組み

(1) 復興支援連絡会の開催

東日本大震災で被災した信用金庫に対する業界支援として、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」(以下「金融機能強化法」という。) を活用した支援スキームが構築され(注1)、信金中金は、被災地のなかでも特に被害が甚大であった宮古信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫およびあぶくま信用金庫の4金庫に対して、平成24 (2012) 年2月、総額630億円 (うち国による資本参加547億円) の資本支援を行った。

信金中金では、4金庫が金融仲介機能を発揮し、被災地域の復興に資する方策を着実に実施できるよう、職員の出向派遣のほか、信用金庫の施策に係る助言およびモニタリングの実施等、継続的な支援に取り組んだ。そして、この取組みの一環として、24年6月11日に出向者、東北支店、関連本部、部門・地区担当役員等が参加する「復興支援連絡会」を開催した(注2)。

「復興支援連絡会」は、本部からの復興支援関連施策に関する詳細な説明に加え、参加者同士で双方向の情報交換を行う形で運営された。この結果、出向者から報告される信用金庫の課題・ニーズに対して、本部が対応策を提示するだけではなく、他の出向者が自金庫の優れた取組みを紹介するなど、参加者全員が被災信用金庫の課題解決に向けて積極的に情報提供し、課題・ニーズのスピード解決につながる場として機能した。

(注1) 金融機能強化法を活用した支援スキームは、後編第1編第2章第3節3. 東日本大震災被災4信用金庫に対する資本支援を参照

(注2)「復興支援連絡会」は、令和元年度までに12回開催している。また、25年度からは、ひまわり信用金庫を加えた5金庫で開催している。

(2) ビジネスマッチ東北ハンズオン支援事業への取組み

信金中金は、信用金庫や信用金庫協会が開催するビジネスフェアに取引先の大手バイヤーを招聘するなどビジネスマッチングに係る取組みを行っており、東北地区においても、一般社団法人東北地区信用金庫協会（以下「東北地区信用金庫協会」という。）等が主催する「ビジネスマッチ東北」で同様の取組みを行っていた。しかし、被災地の中小企業のなかには、販路開拓に必要な営業やプロモーション活動に十分な経営資源を割くことができない企業も少なくなかった。

こうした状況を踏まえ、平成24（2012）年度から、「ビジネスマッチ東北ハンズオン支援事業」に取り組み、販路開拓支援を行った(注1)。

同事業は、経済産業省の「地域経済産業活性化対策費補助金（工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業）」を活用して、東北地区信用金庫協会が補助事業者となり、特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ(注2)（以下「経営支援NPOクラブ」という。）、一般社団法人東北ニュービジネス協議会等の様々な主体と連携した販路開拓支援のための事業であった。

図2-5-3　ビジネスマッチ東北ハンズオン支援事業の概要

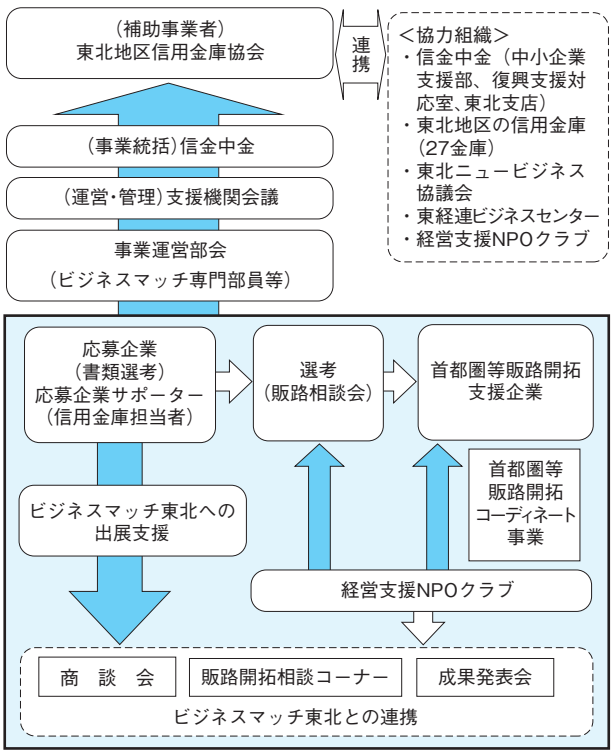

具体的には、①大手企業等への人脈を有する経営支援NPOクラブによる販路相談会、②経営支援NPOクラブのコーディネーターを活用した首都圏等での販路開拓支援事業、③「ビジネスマッチ東北」と連携した商談会の開催等であり、信金中金は、事業運営の統括、支援機関会議への委員派遣、商談会のバイヤー選定・招聘等の支援を実施した（図2-5-3）。

（注1）ビジネスマッチ東北ハンズオン支援事業の実績は次のとおり。

	平成24年度	25年度	26年度	27年度
事業名	ハンズオン支援事業	ハンズオン支援事業Ⅱ	ハンズオン支援事業Ⅲ	ハンズオン支援事業Ⅳ
対象地域	青森県、岩手県、宮城県、福島県	青森県、岩手県、宮城県、福島県	青森県、岩手県、宮城県、福島県	岩手県、宮城県、福島県
対象信用金庫	21	16	16	15
応募企業数（社）	91	47	35	25
支援企業数（社）	30	27	21	15
首都圏販路開拓支援活動数（回）	150	140	103	45
商談成約件数（※）（件）	98	41	55	16
商談成約金額（※）（千円）	798,832	58,651	75,614	4,387

※ 商談成約件数・金額は、平成28年6月末時点における各事業終了以降のモニターベース

（注2）経営支援NPOクラブは、会社経営や専門分野で活躍した企業OB等がその豊富な知見を中小企業に提供し、経営支援等を行う法人。企業OBは、様々な業種の上場企業出身者であり、人事・財務・企画・営業・購買・設計・生産分野等の経験者

（3）外部機関と連携した利子補給・助成制度の構築支援

主に新興国・発展途上国を活動場所として、小口の融資や貯蓄などの金融サービスであるマイクロファイナンスの普及に注力していた特定非営利活動法人プラネットファイナンスジャパン(注1)（以下「プラネットファイナンス」という。）は、米国の非政府組織であるメーシーコープ(注2)から、メーシーコープが集めた支援金を原資として活用する復興支援の相談を受けていた。

こうしたなか、プラネットファイナンスは、被災地でマイクロファイナンスの仕組みを構築するには時間を要すると考え、地域の金融機関と連携した金融支援を模索し、各金融機関を訪問していた。その訪問先の一つが信金中金であった。プラネットファイナンスは、各金融機関との意見交換を通じて、支援のための地元事業者のニーズ把握や効果的な各種支援活動を実施するためには、信用金庫と連携することが有効であると判断するに至っていた。

プラネットファイナンスおよび支援金を拠出するメーシーコープは、すべての被災地を支援したいとの意向をもっていたものの、人員と予算に限りがあるなか、連携する信用金庫を絞らざるを得なかった。その結果、両者は、気仙沼市が被災地のなかでも甚大な被害を被った地域の一つであったこと、メーシーコープ設立の地である米国ワシントン州のシアトル港が気仙沼港と友好港協定を結んでいたことなどを勘案して、気仙沼信用金庫を連携先として検討することとした。

信金中金は、気仙沼信用金庫が限られた情報のなかで具体的な連携スキームを検討しなければならなかったこと、さらに、同金庫は震災に伴って生じる様々な業務にも対応する必要があり、単独で対応することが困難であったことなどから、アドバイザー的立場でスキームの構築に携わった。

図2-5-4　三陸復興トモダチ基金等のスキーム図

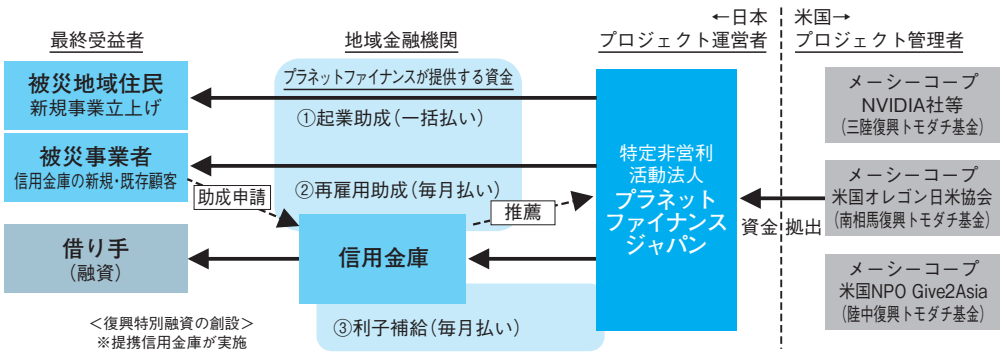

そして、平成23（2011）年11月、気仙沼信用金庫とプラネットファイナンスが連携し、メーシーコープ等が拠出した資金を原資として、①新規事業創出助成、②再雇用サポート助成、③利子補給プログラムの3事業(注3)を運営する制度を構築した（図2-5-4）。この制度は、東日本大震災で米軍が行った災害救援活動「トモダチ作戦」を参考にして、「三陸復興トモダチ基金」と名付けられた。

また、信金中金は、あぶくま信用金庫、宮古信用金庫が同じ制度を導入する際にも両信用金庫の支援を行った(注4)。

（注1）世界各国でマイクロファイナンスに取り組んでいる国際非政府組織プラネットファイナンス（本部：フランス・パリ）の日本の拠点。現在はポジティブプラネットジャパンに名称を変更
（注2）米国オレゴン州に本部を置く国際非政府組織。災害や紛争、貧困などの危機に直面した人々を支援し、彼らが望む生活を送れるような環境整備を手掛けている国際的な金融支援団体
（注3）3事業の主な内容は、「新規事業創出助成」が新規復興事業の立上げを支援するための資金を助成、「再雇用サポート助成」が被災企業による従業員の再雇用を支援するための資金を助成、「利子補給プログラム」が被災信用金庫が提供する復興融資商品に係る一定期間の利子を補給するもの
（注4）あぶくま信用金庫は平成24年10月に「南相馬復興トモダチ基金」、宮古信用金庫は25年2月に「陸中復興トモダチ基金」を創設した。

（4）ボランティア活動の実施

東日本大震災の被災地では、復旧・復興に係るボランティアが不足している一方、全国の信用金庫から信金中金には、ボランティア活動への参加希望が数多く寄せられていた。

こうしたなか、信金中金は、職員を岩手県宮古市および宮城県気仙沼市に派遣し、両市の社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターを通じたボランティア活動に参加し、状況把握を行ったうえで、信用金庫業界による被災地でのボランティア活動を企画した。そして、平成23（2011）年8月2日、全信協との連名により、全国の信用金庫に対して、案内書面「東日本大震災に係る信用金庫のボランティア活動の支援について」を出状した。

表2-5-1　ボランティア活動への参加実績

（単位：人、団体、回）

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
信用金庫（含む信用金庫協会）	664	337	403	395	313	2,112
信金中金	32	46	55	66	35	234
参加者合計	696	383	458	461	348	2,346
参加団体数（含む信金中金）	71	50	63	57	54	111
開催数	9	8	9	13	9	48

企画したボランティア活動は、災害ボランティアセンターの指示または被災地の信用金庫のニーズに基づき活動するもので、側溝泥出し、建物内泥の清掃、仮設住宅への荷物搬入、瓦礫の撤去等を、平日の3日間（1日あたり午前2時間・午後2時間の活動）行うものであった。

ボランティア活動の様子

23年度から27年度の間に48回開催し、参加者は111団体延べ2,346人となり（表2-5-1）、被災地の復旧・復興のみならず、震災の記憶の風化防止や交流人口の維持に貢献した(注1)。

なお、信金中金では、23年8月1日にボランティア休暇(注2)を新設し、ボランティア活動に参加しやすい環境を整備した。

（注1）復旧・復興が進むにつれ、ボランティアの内容は、活動当初の瓦礫撤去等の生活再建に不可欠なボランティアから、海岸清掃や草刈等の平常時のボランティアに変化しており、災害ボランティアとしての役割は十分に果たしたと考えられる状況であったため、平成27年度をもってボランティア活動の定時開催を終了した。

（注2）後編第1編第2章第4節9.（1）就業規則の主な改正を参照

(5)「東日本大震災における被災地の信用金庫の対応について～そのとき何が起こったか～」の情報提供

東日本大震災の発生から年数が経過するとともに、そして復旧・復興が進むにつれて、震災の記憶の風化を懸念する声が聞かれるようになっていた。

こうした状況を踏まえ、「東日本大震災における被災地の信用金庫の対応について～そのとき何が起こったか～」を作成した。同資料は、

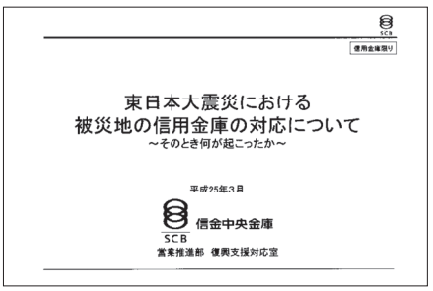

東日本大震災における被災地の信用金庫の対応について～そのとき何が起こったか～

被災信用金庫の役職員の体験や震災直後に業務を継続するなかで直面した課題、金融機能維持のための現地での対応等を記録したものであった。信金中金では、この記録を全国の信用金庫において業務継続体制を整備する際の参考として利用してもらうため、平成25（2013）年3月に全国の信用金庫に情報提供した。

（6）被災者等に対する避難住宅の提供

東日本大震災では、地震直後から多数の人が避難所に避難し、平成23（2011）年3月には避難者の数は全国で約47万人に達していた(注)。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、23年4月、「東日本大震災による被災者を抱える地域」「福島第一・第二原子力発電所の周辺において国から避難指示等が出された地域」を営業エリアとする東北支店管内信用金庫、茨城県内信用金庫、千葉県内信用金庫に対して、職員寮「森の里寮」（神奈川県厚木市）を被災した役職員の家族に一定期間提供する旨を案内した。

森の里寮

（注） 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組」（平成30年1月）

（7）日銀「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を活用した被災地信用金庫への資金供給

日銀は、平成23（2011）年4月7日の政策委員会・金融政策決定会合において、東日本大震災の被災地金融機関を対象として、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援するため、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」(注1)（以下「被災地金融機関支援オペ」という。）の骨子素案を公表した。そして、4月28日には「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」を制定した（表2-5-2）。

被災地金融機関支援オペでは、信用金庫業界は、信金中金を通じて被災地の信用金庫に資金供給するスキームになっているため、信金中金が信用金庫の借入希望額調査や日銀からの借入手続、信用金庫への貸付事務を行った。

なお、被災地金融機関支援オペは、23年度から毎年度実施された(注2)。

表2-5-2　被災地金融機関支援オペの概要

1. 対象先	被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関（以下「被災地金融機関」という。）または被災地金融機関を会員とする系統中央機関で、共通担保資金供給オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先 （注1）被災地は、東日本大震災に係る災害救助法の適用指定を受けている地域（岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県の一部） （注2）系統中央機関は、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫
2. 資金供給方式	共通担保を担保とする貸付け
3. 貸付期間	1年（※1）
4. 貸付利率	0.1％（※2）
5. 貸付総額	1兆円
6. 対象先ごとの貸付限度額	対象先ごとの貸付限度額は、被災地の営業所等の貸出残高（系統中央機関は、自己および会員分の合計）を勘案して定める。ただし、1先あたり1,500億円を上限とする。
7. 貸付受付期間	平成23年10月末まで（※3）

※1. 令和2年3月16日の政策委員会・金融政策決定会合で、「2年以内」へと変更された（7月1日から実施）。
※2. 平成28年1月29日、当分の間、貸付利率は年0%とすることとなった。
※3. 貸付受付期間は毎年度延長されていたが、令和2年3月16日の政策委員会・金融政策決定会合で、期限を設けないこととされた（7月1日から実施）。
（備考）日銀資料より作成

（注1）被災地金融機関支援オペは、期限を1年ずつ更新する枠組みであった。しかし、令和2年3月16日の政策委員会・金融政策決定会合において、復旧・復興に向けた被災地金融機関の取組みへの支援をより安定的に継続する観点から、熊本地震の被災地金融機関を対象として実施される「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」と一本化のうえ、期限を廃止するなどの見直しが行われた。

（注2）被災地金融機関支援オペの実績は、平成23年度：1,062億円、24年度：1,055億円、25年度：1,055億円、26年度：1,055億円、27年度：1,055億円、28年度：1,055億円、29年度：1,055億円、30年度：1,055億円、令和元年度：1,055億円

第６節　財務・損益状況等

1．損益の状況

平成19（2007）年の夏場から、米国サブプライムローン問題に端を発する金融証券市場の混乱が続いていたが、20年9月15日以降は、リーマン・ショックを契機として米欧の金融証券市場の混乱が世界的な金融危機へと発展した。これにより、証券化商品市場は事実上機能不全におちいり、株式市場では世界同時株安が進行し、社債市場では信用スプレッドが拡大するなど､我が国をめぐる金融環境は急激かつ大幅に悪化した。また、こうした金融証券市場の急激な変動は、実体経済にも悪影響を及ぼし、我が国経済は、輸出や生産活動の急激な落ち込みなどから、20年度後半に戦後最悪の景気後退局面に至ることとなった。

図2-6-1　収益（単体）

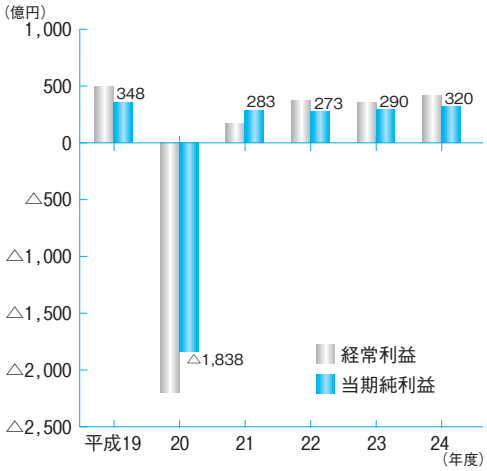

（備考）　表示している計数は当期純利益

こうした金融経済環境下、信金中金は、その影響を極小化すべく対応したが(注1)、20年度には、経常利益が前年度比2,690億円減益の△2,200億円、当期純利益が同2,186億円減益の△1,838億円と、昭和25（1950）年の創業以来はじめて最終利益赤字かつ無配(注2)となった（図2-6-1、表2-6-1）。

これは、①世界的な金融危機の影響により、保有する株式、投資信託、証券化商品等の市場価格が大幅に下落したため、総額2,086億円の減損処理を行ったこと、②金

表2-6-1　損益の状況（単体）

（単位：百万円、％）

		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
経常収益		421,717	462,491	370,040	336,352	370,209	383,891
経常費用		372,769	682,582	352,853	299,689	334,633	342,727
経常利益		48,947	△ 220,090	17,186	36,662	35,575	41,163
当期純利益（△は当期純損失）		34,830	△ 183,812	28,365	27,387	29,007	32,024
配当率	一般普通出資	4.0	－	2.5	2.5	2.5	3.0
	優先出資	6.5	－	6.5	6.5	6.5	6.5
	優先配当	3.0	－	3.0	3.0	3.0	3.0
	参加配当	3.5	－	3.5	3.5	3.5	3.5

（備考）1．優先配当とは、普通出資者に対する配当よりも優先的に支払われる配当である。
2．参加配当とは、優先配当を支払った後の剰余金から普通出資者に対する配当と同順位で支払われるもので、業績に応じて変動する可能性のある配当である。
3．平成19年度の優先出資配当は、21年8月1日付で実施した優先出資の分割を考慮し、分割割合に基づき再計算している（再計算前の配当率は、13.0％）。

融証券市場の先行きの不安定な動きを想定し、翌期以降に発生の懸念がある減損リスクを大幅に圧縮するため、株式、投資信託等を前倒しで処理し、約890億円の売却損等を計上したことなどが影響した。

その後、平成21年度に入ると、日米欧主要各国が協調して実施した金融証券市場の安定化の取組みにより、金融証券市場が落ち着きを取り戻した。

こうしたなか、信金中金は、経営の最優先課題として早期の黒字化・復配を掲げ(注3)、業績の回復に努めた。その結果、21年度は、経常利益が前年度比2,372億円増益の171億円、当期純利益が同2,121億円増益の283億円と黒字に転じた。

信金中金の下方修正（21年3月期の業績予想）を報じる新聞記事（日本経済新聞　平成21年2月7日）

国内金融機関の損失拡大（21年3月期）について報じる新聞記事（日本経済新聞　平成21年4月24日（一部省略））

記事抜粋「国内主要金融機関の損失が急速に膨らんでいる。大手銀行、証券、保険に系統金融機関を合算した二〇〇九年三月期の最終赤字額はおよそ四兆円。（中略）信金中央金庫も二千億円近い赤字に転落する。農協や信用金庫の中央組織の体力低下は、落ち込んだ地方経済にさらなる逆風となる恐れがある。」

これは、①株式等の前倒し処理の効果や金融証券市場の混乱の沈静化などにより、保有有価証券の減損処理が前年度に比べて少額にとどまったこと、②世界的な金融危機下、各国中央銀行が超金融緩和政策を実施したことにより、外貨の調達金利が大幅に低下し、利ざやが改善したことなどが背景にあった。また、21年度には、復配も達成し、一般普通出資の出資配当率を2.5%、優先出資の出資配当率を6.5%（優先配当率3.0%、参加配当率3.5%）として配当を実施した。

なお、21年度の優先出資の出資配当率を従来の2分の1である6.5%としたが、これは、一般普通出資の倍額増資(注4)により、優先出資者の権利の希薄化防止措置として、8月1日に優先出資1口につき2口の割合で分割したことによる。

その後、22年度には、経常収益は、債券や株式の売却益が減少したこと等により、前年度比336億円減収の3,363億円となった。一方、経常費用は、株式の売却損が大幅に減少したことに加え、貸倒引当金繰入額が大幅に減少したことにより、同531億円減少の2,996億円となった。これらの結果、経常利益は同194億円増益の366億円の黒字、

当期純利益は、同9億円減益の273億円の黒字となった。

23年度には、経常収益は、金利の低下に伴い資金運用収益が減少したものの、国債等債券売却益が増加したことにより、前年度比338億円増収の3,702億円となった。一方、経常費用は、金利の低下に伴い預金利息を中心に資金調達費用が減少したものの、国債等債券売却損や金融派生商品費用が増加したことにより、同349億円増加の3,346億円となった。これらの結果、経常利益は同10億円減益の355億円、当期純利益は、同16億円増益の290億円となった。

24年度には、経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金を中心に資金運用収益が減少したものの、国債等債券売却益が増加したことにより、前年度比136億円増収の3,838億円となった。一方、経常費用は、預金利息や債券利息を中心に資金調達費用が減少したものの、金融派生商品費用が増加したことにより、同80億円増加の3,427億円となった。これらの結果、経常利益は同55億円増益の411億円、当期純利益は、同30億円増益の320億円となった。なお、24年度の一般普通出資配当金については、前年度比＋0.5%（＋500円）増配し、3.0%（出資配当金3,000円）とした。

（注1）具体的には、①企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が平成20年10月28日に公表した「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」、②ASBJが12月5日に公表した「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」などを活用して対処した。なお、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」とは、金融証券市場の混乱を背景に、実際の売買事例が極めて少ない金融資産や、売り手と買い手の希望する価格差が著しく大きい金融資産の時価は、基本的に経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額によることが可能とする取扱いを示したものであった。また、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」は、決算期ごとの時価評価を義務付けられている「売買目的」または「その他有価証券」にいったん区分した債券について、時価評価を行わない「満期保有目的」に振り替えて会計処理することを可能とする22年3月末までの特例措置を示したものであった。

（注2）平成20年度末に信用金庫法および優先出資法に規定されている配当可能限度額がマイナスとなった。なお、信用金庫法および優先出資法には、中間配当の制度がないため、普通出資配当、優先出資配当をともに実施していない。

（注3）平成21年3月期決算発表の記者会見（21年5月20日実施）において、早期の黒字化・復配を目指すことを表明した。

（注4）後編第1編第2章第6節2.（3）一般普通出資の倍額増資を参照

2. 自己資本の状況

（1）信用金庫からの永久劣後ローンの借入れ

信金中金は、平成17（2005）年度以降、安定的な収益確保と収益力の強化を図るため、収益構造の改革に取り組み、①人材の確保、②リスク管理の強化、③自己資本の増強の3つの条件を満たすことを前提に多様なリスク資産への分散投資を段階的に進めた。

しかしながら、19年夏場以降の米国サブプライムローン問題に端を発した金融証券市場の混乱の影響により、保有有価証券の含み損が拡大し、19年度末には自己資本額が減

少した(注1)。このため、20年度に入り、信用金庫に対する経営支援を安定的に実施するため、自己資本の増強の検討を進めた。

そして、7月15日開催の理事会において、①18年以降の資本調達先ならびに資本構成のバランスを考慮(注2)し、信用金庫から劣後ローンを借り入れること、②劣後ローンの借入れを20年度上期中とすること、③劣後ローンの借入額を2,000億円程度とすること、④迅速な機関決定と適切な時期での情報開示を行うため、書面による理事会決議(注3)（以下「書面決議」という。）を活用することなどを報告し、承認を得た。

これを踏まえ、9月11日に書面決議により、信用金庫から永久劣後ローンを2,200億円程度借り入れることを決定した。その後、借入手続を進め、9月26日には信用金庫から永久劣後ローン2,269億円を借り入れた。

（注1）国際統一基準行（海外営業拠点をもつ預金取扱金融機関）は、自己資本比率を算定するにあたって、有価証券の評価損を自己資本の基本的項目（Tier1）から控除することとされた。

（注2）平成18年2月27日に永久劣後ローン1,000億円を市場から調達し、19年3月26日には生命保険会社等の劣後ローンを400億円から1,000億円に増額借換えした。

（注3）書面決議とは、理事会の決議を要する事項について、理事の全員が書面または電磁的記録によってその内容に同意をし、かつ監事から異議がなければ、理事会を開催せずとも、当該事項について理事会の決議があったものとみなす制度である。これは、平成18年5月1日に会社法制の現代化を主眼に置いた「会社法」および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う信用金庫法の改正により整備された制度である。これに伴い、信金中金は、18年5月25日開催の理事会での審議を経て、6月22日の第65回通常総会において、定款の一部変更を決定し、書面決議の活用を可能とした。

(2) 自己資本比率規制上の国内基準行への移行

信金中金は、平成20（2008）年9月中旬以降の世界的な金融危機のもと、保有有価証券の市場価格が大幅に下落し、その評価損が急速に拡大したことなどから、自己資本額が急激に変動した。このため、世界的な金融危機の影響を極小化すべく対応を進めた。

こうしたなか、11月20日開催の理事会において、20年度内に国内基準行へ移行すべく、国際業務運営体制を見直し、ニューヨーク支店および香港支店を廃止して、ニューヨークおよび香港に駐在員事務所を設置することを決定した。

これは、①金融環境の変化により、ニューヨーク支店および香港支店の業務運営が開設時から大きく変質し、当初の目的であった信用金庫取引先への現地金融の支援等の拠点としての位置付けから、有価証券運用を中心とする資産運用拠点としての色彩を濃くしていたため、運用効率、リスク管理等の観点から、本部での一元的な対応が望ましいとの認識を強めたこと、②11月7日に「銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化について」が公表され、24年3月期決算までの特例措置として、国内基準行（海外営業拠点をもたない預金取扱金融機関）は有価証券の評価損を自己資本の基本的項目（Tier1）から控除しないこととされたことなどが背景にあった。そのようななか、見直しの是非につ

いて検討したところ、支店廃止により、預金、為替等の取引が直接的に取り扱えなくなるほか、国際的なステータス低下に伴う外貨資金調達面への影響等が懸念されるものの、国内基準行の扱いを受けることで、乱高下する市場価格の変動により、自己資本が直接影響を受けることが抑制されるとのメリットがあり、最終的に国内基準行に移行することとなった。

その後、ニューヨークおよび香港の現地当局に対し、支店の廃止および駐在員事務所の設置に係る認可申請手続を進め、21年1月上旬に完了した。これを踏まえ、1月28日開催の理事会において、ニューヨーク支店および香港支店に関する規定を定款から削除することなどを決定し、2月26日開催の第68回臨時総会において、定款の一部変更を決定した。

この結果、3月24日に自己資本比率規制上の国際統一基準行（海外営業拠点をもつ預金取扱金融機関）から国内基準行へと移行し、20年度末の自己資本比率は、単体ベースで22.43%、連結ベースで22.56%となった（図2-6-2、表2-6-2）。

図2-6-2　自己資本比率

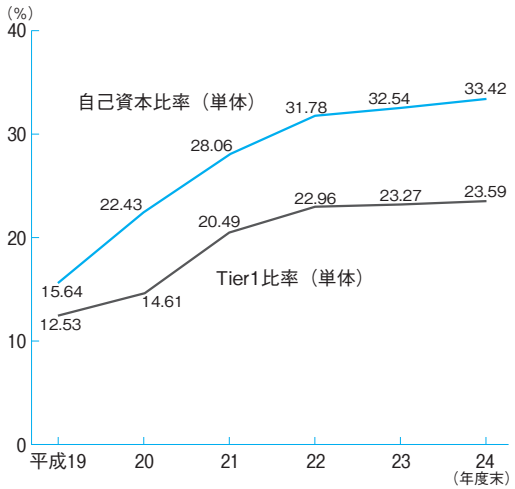

（備考）平成19年度は国際統一基準、20年度以降は国内基準（バーゼルⅡ）（～24年度）

表2-6-2　自己資本比率の状況

（単位：百万円、%）

単体ベース	平成19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
	国際統一基準	国内基準（バーゼルⅡ）				
(1)基本的項目（Tier1）	695,734	730,559	945,554	958,471	973,048	989,430
(2)補完的項目（Tier2）	424,511	653,377	653,482	654,900	668,576	684,077
うち再評価差額金	9,645	9,645	9,645	9,558	9,447	8,847
うち一般貸倒引当金	9,106	13,832	14,887	16,392	22,029	23,890
うち劣後ローン等	405,760	629,900	628,950	628,950	637,100	651,340
(3)控除項目	252,134	262,671	304,353	286,618	281,177	272,161
(4)自己資本額(1)＋(2)－(3)	868,110	1,121,265	1,294,683	1,326,753	1,360,447	1,401,346
(5)リスク・アセット等	5,549,605	4,998,550	4,613,119	4,174,048	4,180,300	4,192,549
(6)単体自己資本比率(4)/(5)	15.64	22.43	28.06	31.78	32.54	33.42
Tier1比率(1)/(5)	12.53	14.61	20.49	22.96	23.27	23.59
（参考）						
連結自己資本比率	15.84	22.56	28.17	31.76	32.43	33.57
Tier1比率	12.76	14.81	20.67	23.06	23.31	23.84

（備考）自己資本比率は、平成19年度は国際統一基準、20年度以降は国内基準（バーゼルⅡ）（～24年度）

(3) 一般普通出資の倍額増資

信金中金は、平成20(2008)年9月15日以降、金融証券市場の急激な変動が続いたため、安定した財務基盤を維持する観点から、中核的自己資本(Tier1資本)を強化する必要性を高めた。このため、11月20日開催の理事会において、信用金庫業界から中核的自己資本となる資本調達手段によって2,000億円程度の資本調達の検討を開始することを決定した。

これに伴い、中核的自己資本の調達手段の検討を踏まえ、21年1月22日開催の理事会において、資本調達手段を多様化する観点から、特定普通出資(既存の普通出資とは配当率の異なる普通出資)および種類優先出資(社債型優先出資)に関する規定を整備する定款の一部変更を行うことを決定し、2月26日開催の第68回臨時総会において、定款の一部変更を決定した。

その後、国内・海外の株式市場が大きく変動し、20年度通期の業績が見通しにくい状況にあったため、3月19日開催の理事会において資本充実策の具体的な実施内容を決定することを見送り、4月9日に臨時理事会を開催し、20年度通期業績見通し等を踏まえ決定することとした。そして、4月9日開催の臨時理事会において、経営環境が大きく変化し、20年度の決算において多額の赤字を計上し無配予想とせざるを得ない状況となるなか、早期の業績回復に向けた取組みを着実に遂行することにより、21年度の黒字化・復配を目指すこととした。さらに、難局を乗り越えるためには、財務基盤を強化し、対外的な信頼を確保することが必要との認識から、信用金庫から21年6月30日に一般普通出資(既存の普通出資)による2,000億円程度の資本調達を実施することを決定した。これに伴い、信金中金は、6月30日に信用金庫から普通出資を総額2,000億円(1口あたりの発行価額10万円、発行口数200万口)を調達した(表2-6-3)。当該調達にあたっては、信用金庫から理解を示す声が寄せられた一方、信用金庫自身を取り巻く経営環境が悪化するなかでの増資要請となったことで厳しい意見も寄せられた。信金中金は、誠心誠意説明を尽くすとともに、役職員一丸となって早期の業績回復に全力を傾注した。

なお、21年5月20日開催の理事会において、①普通出資の倍額増資に伴い優先出資者の権利の希薄化防止措置として優先出資を分割すること(注1)、②普通出資の倍額増資に伴い

表2-6-3　主な資本調達(平成17～21年度)

時　期	内　容	項　目
平成18年2月27日	証券化を前提とした永久劣後ローン1,000億円の調達	Tier2
19年3月26日	生損保から劣後ローン1,000億円の借入れ(既存の期限付劣後ローンを600億円増額借換え)	Tier2
20年9月26日	信用金庫から永久劣後ローン2,269億円の借入れ	Tier2
21年6月30日	一般普通出資を2,000億円から4,000億円に倍額増資	Tier1

優先出資に関する定款の規定を変更すること(注2)などを決定し、6月24日開催の第69回通常総会において優先出資の分割および定款の一部変更を決定した。

これに伴い、8月1日に優先出資者の所有優先出資1口につき2口の割合をもって分割し、総口数を70万8,222口とした。

（注1）信金中金は、平成12年7月27日開催の理事会において「普通出資による増資を行うことを決定した場合には、普通出資の増加割合に応じた優先出資の分割または額面金額による優先出資者割当発行の措置を講じる。」との方針を決定していた。

（注2）具体的には、①普通出資の倍額増資に伴い優先出資の総口数の最高限度を100万口から200万口へ引き上げるとともに、A種優先出資およびB種優先出資ともそれぞれ100万口とするための規定の変更、②優先出資の分割が行われた場合、当該優先出資の優先配当率を分割比率に応じて調整することに関する規定の新設、③優先出資者に対し会員に先立って分配する残余財産は従来の額面金額に当該事業年度の経過優先配当金相当額を加えて分配することに関する規定の変更などを決定した。

（4）生命保険会社等から借り入れた劣後ローンの借換えの実施

信金中金は、自己資本増強の観点から、平成19（2007）年3月26日に生命保険会社および損害保険会社（合計10社）から劣後ローンを1,000億円借り入れたが、24年3月26日に初回の期限前弁済可能日が到来することとなった。

しかし、当該劣後ローンについては、①残存期間が5年以内となり、減価により自己資本比率規制上の自己資本参入額が毎年減少すること、②期限前弁済を行わない場合、ステップアップ金利特約により金利負担が増加することとなっていた。

このため、1月27日開催の理事会において、既存の劣後ローンを全額期限前弁済する一方､新たに劣後ローンを借り入れることを決定した。新たな借入れの決定については、23年3月の東日本大震災で被災した信用金庫に対し、金融機能強化法を活用した資本供与(注1)が見込まれる状況にもあったことから、資本増強制度(注2)に基づく資本供与枠を確保し、制度の安定的な運用を図る狙いがあった。また、借入先については、運用手段の提供に資することを勘案し、信用金庫とした。

これに伴い、信用金庫からの劣後ローンの借入れに向けて手続を進め、24年3月9日付で信用金庫から劣後ローン1,081億円を借り入れて、自己資本の充実を図るとともに、既存の劣後ローンについて、3月26日付で全額期限前弁済を行った。

（注1）後編第1編第2章第3節. 東日本大震災4信用金庫に対する資本支援を参照

（注2）後編第1編第2章第3節2. 経営力強化制度の運営方法の見直しを参照

（5）信用金庫から借り入れた劣後ローンの借換えの実施

信金中金は、自身の経営基盤の強化を図るとともに、信用金庫の資金運用ニーズに資するため、平成14（2002）年12月9日に信用金庫から劣後ローンを2,057億円借り入れ

たが、24年12月10日に初回の期限前弁済可能日が到来することとなった。

しかし、当該劣後ローンについては、前述の19年3月26日付で借り入れた劣後ローン(注)と同様、①残存期間が5年以内となり、減価により自己資本比率規制上の自己資本参入額が毎年減少すること、②期限前弁済を行わない場合、ステップアップ金利特約により金利負担が増加することとなっていた。

このため、24年11月21日開催の理事会において、信用金庫から借り入れている既存の劣後ローンを、いったん全額期限前弁済する一方、新たに信用金庫から劣後ローンを借り入れることを決定した。新たな借入れの決定については、業界セーフティネットの安定的な運営に向けた十分な資本供与枠の確保ならびに信用金庫に対する運用手段の提供を行う狙いがあった。

これに伴い、新たな劣後ローンの借入れに向けて手続を進め、既存の劣後ローンについて12月10日付で全額期限前弁済を行う一方、25年3月8日付で改めて信用金庫から劣後ローン2,162億円を借り入れ、自己資本の充実を図った。

なお、この結果、24年度末の自己資本比率は、単体ベースで33.42%、連結ベースで33.57%となった（前出の図2-6-2、表2-6-2）。

（注） 後編第1編第2章第6節2.（4）生命保険会社等から借り入れた劣後ローンの借換えの実施を参照

(6) 優先出資の動向

優先出資(注1)の価格（終値）は、平成20（2008）年度に入っておおむね42万～46万円（分割調整後21万～23万円）のボックス圏での推移が続いていたが、9月中旬のリーマン・ショック以降、日経平均株価が急速に下落するなか、優先出資の価格も下落傾向を強め、21年4月14日には20.4万円（分割調整後10.2万円）と過去最安値を記録した（図2-6-3）。

しかしながら、政府によって過去最大規模の経済危機対策が打ち出され、景気底入れ観測が強まったことなどから、日経平均株価が回復に向かうなかで優先出資の価格も徐々に持ち直し、22年3月17日には18.3万円まで上昇した。

図2-6-3　優先出資価格

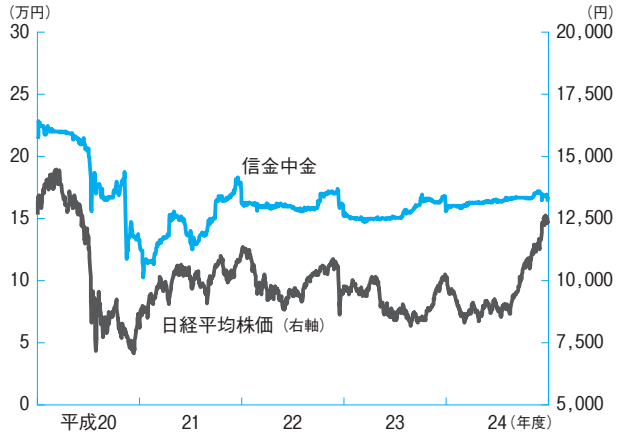

（備考）1．優先出資の価格は終値ベース
2．平成20年4月1日から21年7月31日までの優先出資の価格は分割調整後の価格

その後、22年度から24年度にかけては、日経平均株価が軟調に推移したことなどを背景に、優先出資の価格は、おおむね15万～18万円のボックス圏での推移が続いた。

この間の優先出資の配当について、20年度は米国発の世界的な金融危機の影響により、赤字決算となったことに加え、保有する有価証券の評価損が拡大したことなどから、信用金庫法および優先出資法に基づく配当可能限度額がマイナスとなったため、優先配当(注2)・参加配当(注3)ともに無配とした（表2-6-4）。その後は、21年度に復配して以降、24年度にかけては、1口あたり配当金として、優先配当年3,000円、参加配当年3,500円、計年6,500円を維持した。加えて、23年度には優先出資者向け優待制度を導入(注4)し、優先出資価格の維持・向上等に努めた。

なお、24年度末における優先出資の保有状況（所有口数ベース）を投資家別にみると、金融機関が所有口数54万9,671口（所有割合77.6%）と最も多く、次いで個人が同10万9,648口（同15.5%）であった（表2-6-5）。金融機関のうち優先出資を保有している信用金庫は180金庫、所有口数30万9,741口（同43.7%）であった。

表2-6-4　優先出資の配当

	1口あたり配当		
		優先配当	参加配当
平成20年度	無配	－	－
21年度	6,500円（6.5%）	3,000円（3.0%）	3,500円（3.5%）
22年度	6,500円（6.5%）	3,000円（3.0%）	3,500円（3.5%）
23年度	6,500円（6.5%）	3,000円（3.0%）	3,500円（3.5%）
24年度	6,500円（6.5%）	3,000円（3.0%）	3,500円（3.5%）

表2-6-5　優先出資の所有者別状況

（単位：先、口、%）

		金融機関	うち信用金庫	証券会社	その他の法人	外国法人等	個　人	合　計
平成20年度末	出資者数	239	191	8	254	21	17,434	17,956
	所有口数	542,428	277,990	736	46,512	6,546	112,000	708,222
	割合（%）	76.6	39.3	0.1	6.6	0.9	15.8	100.0
21年度末	出資者数	233	189	10	241	20	16,945	17,449
	所有口数	547,138	291,608	634	45,902	6,283	108,265	708,222
	割合（%）	77.3	41.2	0.1	6.5	0.9	15.3	100.0
22年度末	出資者数	227	185	10	233	12	16,446	16,928
	所有口数	551,437	306,232	6,537	45,492	200	104,556	708,222
	割合（%）	77.9	43.2	0.9	6.4	0.0	14.8	100.0
23年度末	出資者数	226	184	9	229	11	16,292	16,767
	所有口数	553,865	309,828	6,597	43,096	288	104,376	708,222
	割合（%）	78.2	43.7	0.9	6.1	0.1	14.7	100.0
24年度末	出資者数	220	180	16	229	26	17,066	17,557
	所有口数	549,671	309,741	6,776	40,166	1,961	109,648	708,222
	割合（%）	77.6	43.7	0.9	5.7	0.3	15.5	100.0

（備考）1. 平成20年度末の所有口数については、21年7月31日を基準日として実施した優先出資の分割を考慮し、分割割合に基づき再計算した口数を記載している。
2.「外国法人等」には、海外における「個人」を含む。

（注1）信金中金は、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に基づき、優先出資を発行している。優先出資は、金融商品取引法上の有価証券で、協同組織金融機関が自己資本の充実をはかるため、会員からの普通出資を補完するものとして、広く一般から出資を募る目的として発行されるものである。信金中金は、経営基盤の強化を図るため、平成7年6月22日から優先出資を発行してきたが、優先出資の適正な価格形成と円滑な流通によって、広く一般の投資家からの資本の調達を可能とするため、12年12月22日に、我が国ではじめて、優先出資証券を東京証券取引所に上場した（証券コード：8421）。

（注2）優先配当とは、普通出資者に対する配当よりも優先的に支払われる配当である。

（注3）参加配当とは、優先配当を支払った後の剰余金から普通出資者に対する配当と同順位で支払われるもので、業績に応じて変動する可能性のある配当である。

（注4）平成23年1月28日開催の理事会において、優先出資者に対する優待制度の導入を決議し、同日付で対外公表を行った。これは、優先出資への投資魅力を高め、個人投資家による新規取得および長期安定保有を促し、優先出資価格の維持・向上に資することを目的としたものだった。また、当該優待制度の対象は、23年9月30日を第1回目として、以降、毎年9月30日現在の優先出資者名簿に記載または記録された1口以上を保有する優先出資者とされた。なお、優待内容等については、後編第1編第2章第6節5. IR活動の状況を参照

3. 不良債権の状況

我が国経済は、平成20（2008）年9月中旬以降、世界的な金融危機の影響を受けて、輸出や生産活動が急激に落ち込み、減速傾向を強めた。これに伴い、我が国の企業は、製造業を中心に業況が大幅に悪化し、その資金繰りも一段と厳しさを増した。

こうした状況下、不良債権額（金融再生法ベース）は、20年度末に前年度末比178億円増の308億円、21年度末に同91億円増の399億円と増加が続いた（表2-6-6）。これは、景況感の急激な悪化に伴う一部与信先の業況悪化によって破産更生債権及びこれらに準ずる債権や危険債権が増加したことが主因であった。これに伴い、総与信に占める割合

表2-6-6　金融再生法に基づく資産査定の状況（単体）

（単位：百万円、%）

	平成19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	973	9,005	18,974	1,356	1,762	1,102
危険債権	6,982	16,717	14,199	11,365	11,033	8,721
要管理債権	5,095	5,157	6,821	6,502	23,803	28,774
不良債権合計（A）	13,051	30,880	39,995	19,224	36,599	38,597
正常債権	5,905,704	5,470,899	6,279,914	5,280,703	5,395,073	5,476,377
（部分直接償却額） ※平成22年度より部分直接償却を実施	－	－	－	（659）	（1,022）	（1,206）
総与信（B）	5,918,756	5,501,780	6,319,909	5,299,928	5,431,673	5,514,975
総与信に占める割合（A/B）	0.22%	0.56%	0.63%	0.36%	0.67%	0.69%
保全額（C）	12,720	28,756	35,901	18,114	26,674	23,293
保全率（C/A）	97.45%	93.11%	89.76%	94.22%	72.88%	60.35%

（備考）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

（不良債権比率）も、20年度末に前年度末比0.34ポイント上昇の0.56％、21年度末に同0.07ポイント上昇の0.63％となった。

一方、22年度末の不良債権額は、前年度末比207億円減の192億円と、減少に転じた。これは、直接償却等により破産更生債権及びこれらに準ずる債権が大幅に減少したことなどが寄与した。これに伴い、不良債権比率も、同0.27ポイント低下の0.36％となった。

しかし、23年3月に発生した東日本大震災等を契機として一部与信先の業況が悪化し、要管理債権等が増加したことから、23年度末以降、不良債権額は再び増加に転じた。不良債権額は、23年度末に前年度末比173億円増の365億円、24年度末に同19億円増の385億円となった。また、不良債権比率は、23年度末に前年度末比0.31ポイント上昇の0.67％、24年度末に同0.02ポイント上昇の0.69％となった。

ただし、不良債権比率の水準自体は、金融危機の前後も含めて低位な水準にとどまり、信金中金の貸出資産は高い健全性を維持した。

4. 格付けの状況

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の信用力の維持・向上に努めるとともに、自らの経営の健全性の維持・向上を図り、ムーディーズ・インベスターズ・サービス社（以下「ムーディーズ」という。）、スタンダード＆プアーズ社（現S&Pグローバル・レーティング。以下「S&P」という。）、格付投資情報センター（以下「R&I」という。）、日本格付研究所（以下「JCR」という。）といった海外・国内の格付会社から取得した高水準の格付けを維持していた(注)。

しかしながら、平成20（2008）年9月中旬以降の世界的な金融危機の影響により、日米欧の金融機関と同様に、保有有価証券の含み損の拡大による自己資本の減少によってリスク耐久力が悪化したことや、信用金庫を取り巻く事業環境が悪化したことなどを受け、信金中金の格付けは引き下げられた。

まず、国内の格付会社であるR&Iは、11月7日に発行体格付けをAAからAA－へ、12月25日にさらにA+へと引き下げた（表2-6-7）。また、21年2月6日に信金中金が20年度決算予想を赤字、無配に修正したことを受け、21年2月9日にJCRが長期優先債務格付けをAAAからAA+に、3月18日には、ムーディーズが、銀行財務格付けをC+からCへと引き下げた。

その後、4月9日に信金中金が20年度決算における赤字幅の拡大について公表したことを受け、S&Pは、21年4月13日に銀行基礎信用力格付けをBからC+へと引き下げた。

表2-6-7　格付けの変遷

年度	年月日	ムーディーズ			S&P			R&I			JCR		
		長期預金格付け（外貨建）			長期カウンターパーティ格付け			発行体格付け			長期優先債務格付け		
		変更前	変更後	内容	変更前	変更後	内容	変更前	変更後	内容	変更前	変更後	内容
平成20年度	20年 4月 1日	Ａａ２（安定的）		当初	Ａ＋（ポジティブ）		当初	ＡＡ（安定的）		当初	ＡＡＡ（安定的）		当初
	20年 7月11日	－	－	－	Ａ＋（ポジティブ）	Ａ＋（安定的）	見通し引下げ	－	－	－	－	－	－
	20年 9月17日	－	－	－	－	－	－	ＡＡ（安定的）	ＡＡ（格下げ方向）	見通し引下げ	－	－	－
	20年11月 7日	－	－	－	－	－	－	ＡＡ（格下げ方向）	ＡＡ－（格下げ方向）	１ノッチ引下げ	－	－	－
	20年11月11日	Ａａ２（安定的）	Ａａ２（ネガティブ）	見通し引下げ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	20年11月21日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	ＡＡＡ（安定的）	ＡＡＡ（ネガティブ）	見通し引下げ
	20年12月25日	－	－	－	－	－	－	ＡＡ－（格下げ方向）	Ａ＋（安定的）	１ノッチ引下げ	－	－	－
	21年 2月 9日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	ＡＡＡ（ネガティブ）	ＡＡ＋（ネガティブ）	１ノッチ引下げ
21年度	21年 6月 1日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	ＡＡ＋（ネガティブ）	ＡＡ（安定的）	１ノッチ引下げ
	21年 6月29日	Ａａ２（ネガティブ）	Ａａ３（ネガティブ）	１ノッチ引下げ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23年度	23年 8月24日	Ａａ３（ネガティブ）	Ａ１（ネガティブ）	１ノッチ引下げ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	23年12月 6日	－	－	－	Ａ＋（安定的）	Ａ＋（ネガティブ）	見通し引下げ	－	－	－	－	－	－
	24年 2月 6日	A1（ネガティブ）	A1（安定的）	見通し引上げ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24年度	25年 3月31日	A1（安定的）		最終	Ａ＋（ネガティブ）		最終	Ａ＋（安定的）		最終	ＡＡ（安定的）		最終

年度	年月日	ムーディーズ			S&P		
		銀行財務格付け			銀行基礎信用力格付け		
		変更前	変更後	内容	変更前	変更後	内容
20年度	20年 4月 1日	Ｃ＋		当初	Ｂ		当初
	21年 3月18日	Ｃ＋	Ｃ	１ノッチ引下げ	－	－	－
21年度	21年 4月13日	－	－	－	Ｂ	Ｃ＋	１ノッチ引下げ
	21年 6月29日	Ｃ	Ｃ－	１ノッチ引下げ	－	－	－
22年度	22年11月29日	－	－	－	Ｃ＋	Ｂ	１ノッチ引上げ
23年度	23年12月 6日	－	－	－	Ｂ	無し	格付け取り下げ
24年度	25年 3月31日	Ｃ－		最終	無し		最終

（備考）
1．シャドー部分は格付けの変更（格上げ・格下げ）があった箇所。
2．カッコ内は格付け見通し（アウトルック、方向性、レーティングモニター、クレジットモニター等、格付会社により呼称、定義は異なる）を示している。
3．S&Pの銀行基礎信用力格付けについては、銀行の新格付規準に基づく格付け見直しの結果、平成23年12月6日付で取り消された。また、ムーディーズの銀行財務格付けについても、格付手法の変更に伴い、27年3月18日付で取り消された。

また、JCRは、6月1日に長期優先債務格付けをAA+からAAに、6月29日には、ムーディーズが長期預金格付けをAa2からAa3に、銀行財務格付けをCからC－へと引き下げた。

しかしながら、信金中金は、6月30日に普通出資の倍額増資により自己資本を充実させたことに加え、保有有価証券の減損処理や低リスク資産への入替えを進めたことなどにより、S&Pは、22年11月29日に銀行基礎信用力格付けをC+からBへと引き上げた。

23年8月24日には、ムーディーズが日本国債をAa2からAa3に格下げしたことに伴い、多数の邦銀同様、信金中金の長期預金格付けもAa3からA1へと引き下げられた（表2-6-8）。なお、ムーディーズによる日本国債の格下げは、多額の財政赤字と21年の世界的な景気後退以降の政府債務の増加などを理由としており、「この格下げは主に日本政府（サポート提供者）の格下げおよびストレス状況下における政府から銀行システムに対するサポートについてのムーディーズの想定が低下したことを反映している。すな

表2-6-8　長期格付けの状況（平成25年3月末）

ムーディーズ

格付け	主な金融機関
Aa3	三菱東京UFJ　三井住友　商工中金　静岡　中国
A1	信金中金　みずほ　三井住友信託　農林中金　横浜　千葉
A2	りそな　群馬　常陽
A3	山陰合同　第四　百十四
Baa1	福岡　広島　スルガ
Baa2	あおぞら
Baa3	
Ba1	新生

S&P

格付け	主な金融機関
AA+	
AA	
AA−	セブン
A+	信金中金　三菱東京UFJ　三井住友　みずほ　三井住友信託　農林中金　静岡
A	りそな　横浜　千葉　京都　伊予　八十二　七十七　ソニー
A−	あおぞら　北陸
BBB+	新生
BBB	

R&I

格付け	主な金融機関
AA+	
AA	静岡　セブン
AA−	三菱東京UFJ　三井住友　商工中金　横浜　千葉　常陽　伊予　中国
A+	信金中金　みずほ　三井住友信託　りそな　福岡　京都　山口　もみじ　群馬　広島　八十二　七十七　山陰合同　阿波
A	足利　北陸
A−	
BBB+	あおぞら　新生　北洋
BBB	

JCR

格付け	主な金融機関
AA+	商工中金
AA	信金中金　三菱東京UFJ　三井住友　横浜　群馬　伊予　七十七
AA−	みずほ　三井住友信託　山陰合同　阿波　第四　ソニー
A+	りそな　福岡　広島
A	北陸　百十四　住信SBIネット
A−	紀陽　北洋
BBB+	あおぞら
BBB	新生

（備考）格付会社各社について以下の格付けを参照している。
ムーディーズ：原則は発行体格付け、発行体格付けがない場合は長期預金格付け（外貨建）
S&P：長期外貨建て発行体格付け　R&I：発行体格付け　JCR：発行体格付け

わち、今回の格付アクションには①政府から銀行システムへのサポート提供の強い意思は保持されているものの、将来的な危機時において政府のサポート提供能力が低下しているとの懸念、および②極度のストレス状況下において、当局がシステム上重要な銀行を優先して、支援提供の対象を選別する可能性が高まるであろうというムーディーズの想定を反映している。」などとコメントしている。

（注） 具体的には、全信連（現信金中金）は、海外の格付会社2社について、平成5年8月26日にムーディーズから、11年3月15日にS&Pからそれぞれ勝手格付けを付与された。その後、全信連の正式な依頼により、12年12月7日には、S&Pから長期カウンターパーティ格付けAA－を取得したほか、13年3月6日には、ムーディーズから長期預金格付けA1を取得した。また、国内の格付会社2社について、14年2月18日には、JCRから長期優先債務格付けAAAを取得、同年2月20日には、R&Iから発行体格付けAAを取得した。

5. IR活動の状況

信金中金は、信用金庫の中央金融機関であることに加え、総合的な金融サービスを提供し、国内有数の機関投資家としての役割も果たす個別金融機関として、さらには、優先出資を東京証券取引所に上場する上場企業として、多様なステークホルダーに対して、情報開示を通じて経営の透明性を高めることに努めた（表2-6-9）。

特に、我が国では、米国で発生した不正会計事件等を背景として、投資家の保護や市場の信頼性確保の観点から、上場企業に対するディスクロージャー制度が充実・強化されるなか、信金中金は、金融商品取引法その他の関係法令や東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、経営内容を適切に開示した(注)。

日銀金融記者クラブでの決算発表やアナリスト、ファンドマネージャー、マスコミ関係者を対象とした決算説明会のほか、格付会社とのミーティングなどを継続的に実施した。

また、創業以来、初の赤字・無配決算となった平成21（2009）年3月期以降、過去2年間にわたり実施を見送っていた個人投資家向けIRセミナーを再開し、信金中金の財務状況や中期経営計画に基づく取組みなどについて理解促進を図るとともに、23年度から導入した優先出資者向け優待制度を広く周知する機会として、個人投資家への説明を行った。

個人投資家向けIRセミナー　丸ビルホール

個人投資家に向けた説明を行う田邉理事長

23年度に導入した優先出資者向け優待制度は、優先出資への投資魅力を高め、個人投資家による新規取得および長期安定保有を促し、優先出資価格の維持・向上に資することを目的とした。これは、保有口数に応じた優待品を贈呈する制度設計とし、優待品として、優先出資者限定オリジナルグッズまたはグルメカタログを採用した（表2-6-10）。グルメカタログについては、信用金庫業界のネットワークを活用し、信用金庫取引先が取り扱う全国の特産品を取り揃えた。また、優先出資者限定オリジナルグッズについては、23年3月に発生した東日本大震災からの復興支援の一助とするため、東北地方の工芸品を採用した。

（注） 信金中金は、平成21年10月に過年度決算短信等の記載内容の一部を訂正した。これは、自己資本比率等の算定に係るシステムの不具合により、過年度にわたる訂正の必要が生じたことが背景にあった。これに伴い、過年度開示資料の記載内容のうち、自己資本比率、Tier1比率、リスク・アセット等および総所要自己資本額について訂正し、改めて公表した。

表2-6-9　決算内容の公表、刊行物の発行等（平成24年度）

実施内容	実施回数
決算短信、四半期決算短信の発表	年4回
有価証券報告書、四半期報告書の発表	年4回
業績のご報告、中間業績のご報告の作成（優先出資者宛送付）	年2回
ディスクロージャー誌の発行	年1回
アニュアルレポートの発行	年1回
日銀金融記者クラブでの決算発表の実施	年2回
アナリスト・機関投資家向け決算説明会の開催	年2回

表2-6-10　優待内容（平成24年度）

保有口数	優 待 品
1口以上3口未満	優先出資者限定オリジナルグッズ
3口以上10口未満	3,000円相当の全国特産品（グルメカタログ）
10口以上	6,000円相当の全国特産品（グルメカタログ）

優先出資者限定オリジナルグッズ
（会津塗汁椀2色組セット）

全国特産品（グルメカタログ）

6. PR活動の状況

信金中金は、信金中金の経営状況や信用金庫業界の健全な実態等を情報開示することにより、信用金庫業界への信頼感・安心感をより一層高めるため、様々なPR活動を展開した。

信金中金や信用金庫業界に対する認知度や理解度向上に向け、メディアなど各種媒体を通じた広告活動に加え、マスコミ各社とのリレーションを強化し、信金中金の決算や取組みのほか、信用金庫業界に関する情報提供により、報道による情報発信にも取り組んだ（表2-6-11）。

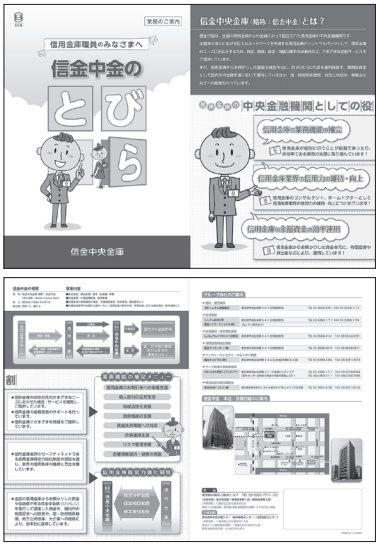

信用金庫職員向けリーフレット
「信金中金のとびら」（平成23年度）

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災からの復旧・復興にあたっては、震災発生直後から、全国信用金庫協会と連携し、被災地の信用金庫に関する情報をはじめ、信用金庫業界をあげて取り組む復旧・復興支援の施策についてマスコミへ情報提供し、被災した地域や避難生活を送る被災者に向けた情報発信に努めた。

このほか、23年度には、信用金庫とのリレーション強化を図る施策の一環として、

メトロリンク日本橋

東海道新幹線広告

表2-6-11　主な広告出稿等（平成24年度）

媒 体 名	実施内容	広告内容	実施回数
雑誌	東海道新幹線車内誌「ひととき」（月刊）	中面1頁カラー広告	年12回
交通広告	東海道新幹線車内電光文字広告	64文字／25秒の電光文字広告	12か月
その他	無料巡回電気バス広告 「メトロリンク日本橋」	協賛	12か月

信用金庫職員を対象に、信金中金の役割や商品・サービス等を簡潔に紹介したリーフレット「信金中金のとびら」を作成し、配布した。

東日本大震災発生直後における対応の記録

東日本大震災発生直後における対応の記録

平成23（2011）年3月11日（金）14時46分頃に発生した東日本大震災は、我が国の観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録し、福島第一原子力発電所での事故発生と相俟って、東北地方沿岸を中心に広範かつ甚大な被害をもたらした。

信金中金は、東日本大震災からの復旧・復興に係る支援を経営の最優先課題と位置付け、信用金庫および信用金庫の取引先を支援する様々な施策に取り組んできたが、非常時・危機対応段階にある震災直後から4月頃までは、緊急対策本部を中心として未曾有の事態に対処した。

緊急対策本部は、東日本大震災発生から約30分後の15時15分に設置され、職員の安否、建物の被災状況、業務の縮退判断、計画停電、被災信用金庫の支援等に係る情報共有や指示を行い、緊急時対応を取り仕切った(注)。

東日本大震災を踏まえ、信金中金は、災害に備えたさらなる態勢強化を進めているが、将来起こり得る不測事態対応時の参考に資するため、東日本大震災発生直後の緊急対策本部での対応を中心に「何が起きたのか」「何をしたのか」を記録した。

（注）東日本大震災発生日当日は4回開催したほか、4月8日までの間に計13回開催した。また、東北支店には現地対策本部を設置した。なお、震災から3か月が経過し、余震が少なくなっていること、復興に向けた当面の対応も目処が付いていることなどを勘案し、平成23年6月15日に解散した。

1．職員の安否の確認

信金中金では、東北支店職員をはじめとして、職員全員の無事が当日中に確認された。

しかし、3月11日、東北支店のある仙台市では、全域で電気、ガス、水道をはじめとしたライフラインがすべて停止した。また、通信規制により外部との連絡が著しく制限された結果、状況把握手段はラジオおよび本部との固定電話1回線のみとなった。

3月12日、仙台市内の一部では通電したが、東北支店、寮の周辺は電気、ガス等のラ

非掲載

インフラのマヒ状況を報じる新聞記事
（日本経済新聞　平成23年3月12日）

非掲載

東日本大震災による帰宅困難者の状況を報じる
新聞記事（日本経済新聞　平成23年3月12日）

イフラインは停止したままであった[(注1)]。水道については、東北支店、寮ともに受水槽の残留分を使用した。なお、買占めや物流の停止に伴い、食料品、日用品およびガソリン等の燃料が大幅に不足するとともに、購入規制等も敷かれ、物資購入のため長蛇の列ができた。

3月11日、本店では、職員に対して、余震が収まるまでの各拠点での待機指示と、交通機関の復旧等安全が確認され次第、帰宅を可能とする旨の連絡が行われた。しかし、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）が首都圏在来線全線を終日運休としたほか、一部私鉄も運転を再開しなかったため、多くの職員が帰宅できず、会社に宿泊した。当日は、コンビニエンスストアの飲食料が品薄となったため、会社から非常用備蓄品の飲食料や毛布の配布が行われた。

なお、週明けの3月14日は東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）による計画停電の影響により交通機関が間引運転を行い、不安定な交通事情にあったこと、3月17日は政府から気温の低下に伴う電力需要の急増により予測不能な大規模停電が発生する恐れがある旨発表されたことを受け、業務終了時間前の帰宅が指示された。

また、職員の安否を確認するための安否確認メールは、震災の際にも有効であったが、通信規制により一時的に安否確認メールが受信者に到着せず、安否確認が遅延するという事態が生じた[(注2)]。

（注1）3月13日、東北支店、寮の周辺が通電した。
（注2）この後、通信規制により安否確認メールを受信できない場合に備え、「新着メール問合せの操作を行い、安否確認メールを受信する。」「安否確認結果を報告する際、メールで報告するのではなく、安否確認システムにログインして報告する。」などの方法を周知した。

2. 建物の被災状況の確認

本店、京橋別館、東北支店の建物には、大きな被害はなかった。

市ヶ谷別館の建物には、階段に一部亀裂が入ったため、一時、職員全員が建物の外に避難した。

3月11日の第2回緊急対策本部会議において、市ヶ谷別館建物の被害状況次第では、3月14日の月曜日以降、外為事務センターの業務ができない可能性があることを踏まえ、京橋別館での業務継続が検討されたほか(注)、京橋別館、市ヶ谷別館、東北支店の建物について、施工会社による状況確認の指示が出された。

(注) 施工会社による建物確認の結果、建物使用に大きな問題は確認されなかったため、市ヶ谷別館で業務を継続した。

3. 業務縮退対応

3月13日の日曜日、菅内閣総理大臣による了承を受け、東京電力が計画停電の実施を決めたため、鉄道各社が運休や運転本数の大幅削減を実施し、3月14日の交通網は大混乱した。

このため、東日本大震災後の営業初日となった3月14日は、事務処理部門の多くの職員が出勤できず、通常の業務遂行が困難となった。

この状況を踏まえ、同日8時に開催された第6回緊急対策本部会議では、①業務を縮退のうえ、優先業務に限定して事務処理を行うこととし、信用金庫に対して早急に連絡すること、②本店にいる事務スキルをもった職員等を早急に選定のうえ、集中事務センターに応援要員として派遣することが決定された(注1)。

業務終了後の15時30分からは、第7回緊急対策本部会議が開催され、業務処理状況について確認が行われた。その結果、翌15日からは、職員の参集状況を踏まえて業務縮退の判断をするものの、原則、通常の業務を行う方針を決定した。また、集中事務センターから、業務開始時点における職員の参集状況が見通せないなか、引き続き朝からの応援要員派遣について要望が出たほか、優先業務に関連する部門については、職員のホテル

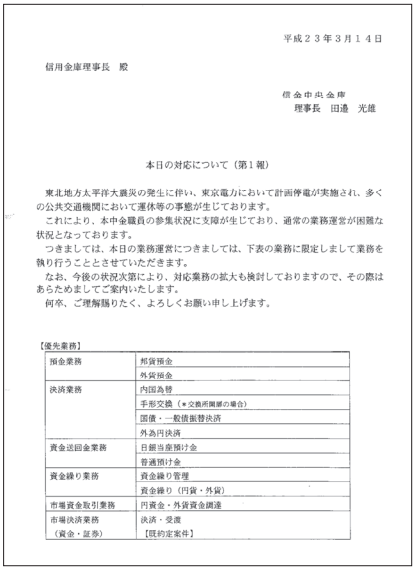

平成２３年３月１４日

信用金庫理事長　殿

信金中央金庫
理事長　田邉　光雄

本日の対応について（第１報）

東北地方太平洋大震災の発生に伴い、東京電力において計画停電が実施され、多くの公共交通機関において運休等の事態が生じております。
これにより、本中金職員の参集状況に支障が生じており、通常の業務運営が困難な状況となっております。
つきましては、本日の業務運営につきましては、下表の業務に限定しまして業務を執り行うこととさせていただきます。
なお、今後の状況次第により、対応業務の拡大も検討しておりますので、その際はあらためましてご案内いたします。
何卒、ご理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

【優先業務】

預金業務	邦貨預金
	外貨預金
決済業務	内国為替
	手形交換（＊交換所開催の場合）
	国債・一般債振替決済
	外為円決済
資金送回金業務	日銀当座預け金
	普通預け金
資金繰り業務	資金繰り管理
	資金繰り（円貨・外貨）
市場資金取引業務	円資金・外貨資金調達
市場決済業務（資金・証券）	決済・受渡
	【既約定案件】

信用金庫宛業務縮退文書

宿泊を可とする対応がとられた。(注2)

(注1)「業務継続対策マニュアル」に基づき作成している「スキルデータベース」(職員の過去の業務経験をもとに作成している。)が応援要員を特定するにあたって、有効に機能した。
(注2) その後、台風や大雪等の災害に備え、始業時の業務遂行に多大な影響が予想される場合には宿泊を可能とする制度が導入された。

4. 計画停電への対応

東京電力による計画停電により、厚木センターも影響を受けることとなり、3月15日8時に開催された第8回緊急対策本部会議において、停電が実施された場合の自家発電へのすみやかな切替えについて指示が出された。

厚木センターは3月15日15時50分から停電となったが、自家発電への切替えが行われ、システム稼動に影響は出なかった。計画停電は翌16日も実施され、自家発電用の重油が減少したものの、重油補給が可能となったため、システムが停止するなどの問題は生じなかった。

5. 被災信用金庫等の支援

(1) 被災信用金庫等に関する情報収集および支援の実施

東日本大震災発生直後は、通信状況が脆弱であり、全く連絡がとれない信用金庫もあるなか、東北支店は、現地対策本部として、震災直後から被災信用金庫等の被害情報や営業情報の収集を懸命に行い、緊急対策本部に対して、被災信用金庫等の支援に必要な情報を送った。

また、信用金庫のみならず、東北地区信金共同事務センター(注1)の状況把握も行った。東北支店は、同センターがバックアップ電源で稼動中であるものの、非常電源用重油の残量が少ない状況を把握し、緊急対策本部に対して支援要請を行った。さらに、震災直後の混乱のなか、被災信用金庫への現金配送(注2)、支援物資配送、被災信用金庫の業務代行(注3)など支援実務にも注力し、極めて大きな役割を果たした。

(注1) 平成26年4月、一般社団法人しんきん共同センターと統合
(注2) 震災により甚大な被害を受け、通常スキームでの現金手配が難しくなった信用金庫に対して、信金中金が日銀で現金手配を行い、信用金庫に搬送する対応をとった。
(注3) 被災信用金庫が参加する手形交換所のうち3交換所が震災による建物被害のため、当分の間休業することとなり、一般社団法人全国銀行協会は、緊急措置として主要手形交換所(盛岡、仙台、福島の各手形交換所等)の手形交換参加地域を拡大した。これにより、3交換所に加盟する金融機関は当該主要手形交換所で交換業務を行えることとなったが、一部の被災信用金庫は、地理的に交換所参加が難しい状況にあった。そのため、信金中金は仙台手形交換所(信金中金の参加交換所)において、被災信用金庫の代理交換業務の一部を受託した。

また、東日本大震災では、東北地区の6信用金庫が一時的に為替通信規制となったため、為替通信規制の期間中、資金の付替え、振込対応等の特例対応・事務代行を行った。

(2) 被災信用金庫への支援物資の配送

被災地のスーパー、コンビニエンスストア等では、停電により照明、レジ等が使用できず、また、物流の停止もあり、震災直後からしばらくの間、閉店している店が多かった。また、開店していても入店規制があり、1人あたりの購入も制限されていたため、食料品や日用品の調達は極めて困難な状況にあった。

そのため、被災地の物資不足に対する支援として、まず、震災発生の翌週に信金中金営業店（関東営業第2部、北陸支店、大阪支店）において職員が物資を調達し、新潟県分室を中継地点として、東北支店職員が営業車等で東北支店まで物資を運搬した。

この後、信金中金、全信協、社団法人東京都信用金庫協会（現一般社団法人東京都信用金庫協会）、社団法人近畿地区信用金庫協会（現一般社団法人近畿地区信用金庫協会）などの各地区信用金庫協会、各県信用金庫協会、個別信用金庫など信用金庫業界では、被災信用金庫を支援するための活動が全国的に広がった。

このような状況を踏まえ、信金中金では、被災地への支援物資の輸送経路が制限され、支援物資の配送に支障が生じている状況に鑑み、物流システムの復旧に目処が立つまでの間、全国の信用金庫等からの支援物資について、いったん京橋別館に集積し、振り分けを行ったうえで、緊急通行車両の指定を有する運送業者等を活用し、効率的かつ大量に一括して被災信用金庫に支援物資を輸送することとした。

なお、信金中金は、3月17日、全信協との連名により、この配送態勢を各地区信用金庫協会に通知した。(注)

支援物資の配送態勢

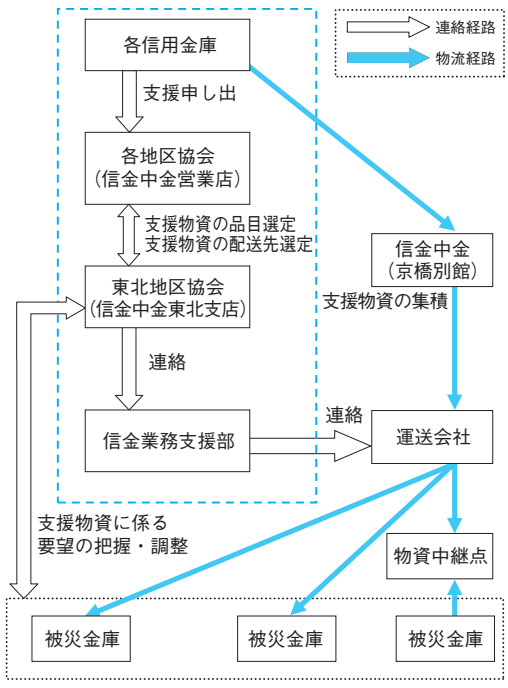

（注） 当該スキームにより、72信用金庫、2団体からダンボールで4,244箱分の食料、衣類および生活物資等の支援物資が寄せられ、被災6信用金庫（宮古、杜の都、石巻、気仙沼、ひまわり、あぶくま）に提供した。なお、配送は3月下旬から6月中旬まで4回行われたが、被災地の食料事情が改善し、生活用品も行き渡るようになったため、7月27日をもって取扱いを終了した。

(3) 被災信用金庫の車両に対する緊急通行車両指定の取得支援

東北地方の高速道路の大半は、緊急交通路が設けられ、緊急自動車（救急・消防・警察等）および災害応急対策を実施する車両（標章と証明書を交付）のみに通行が許可されることとなった。また、ガソリンも枯渇し、緊急通行車両として指定を受けた車両が優先的に給油できることとなった。

信用金庫への支援関連の車両についても、緊急通行車両の指定を受けなければ通行できないこととなり、緊急通行車両への指定が急務となった。

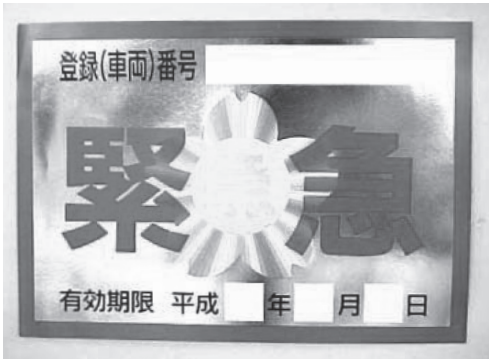

緊急通行車両の標章

このような状況下、東北支店は、3月15日、東北財務局および日銀仙台支店に対し、金融インフラ正常化のため、信金中金を含む被災信用金庫の車両に対する緊急通行車両指定の依頼を行った。

3月16日、東北財務局から、宮城県警察等行政当局との交渉の結果、信金中金および被災信用金庫の車両に対する緊急通行車両指定が認可された旨連絡を受けた。

(4) 預金代払スキームの構築

被災信用金庫の預金者のなかには、被災地から他の地域に避難したものの、キャッシュカード等を紛失してしまったために、ATMでの引出しができない人も多くいた。このため、避難先の近隣信用金庫に来店し、被災信用金庫に預入している預金を払い出したい旨を要望するケースが増えていた。

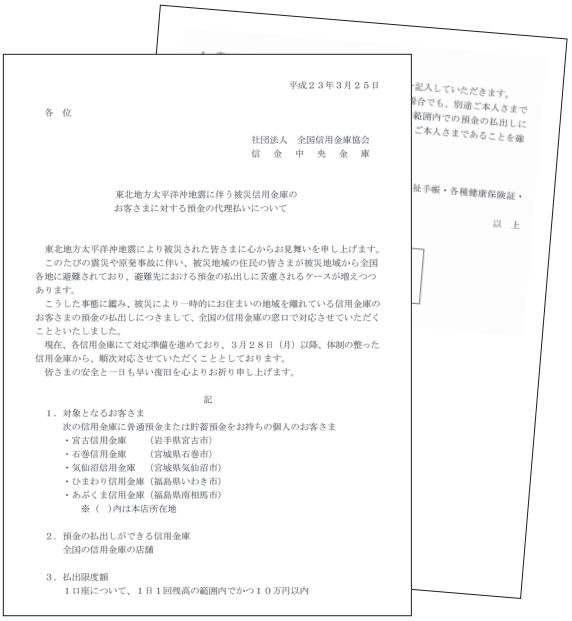
平成２３年３月２５日

各 位

社団法人　全国信用金庫協会
信 金 中 央 金 庫

東北地方太平洋沖地震に伴う被災信用金庫の
お客さまに対する預金の代理払いについて

東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。
このたびの震災や原発事故に伴い、被災地域の住民の皆さまが被災地域から全国各地に避難されており、避難先における預金の払出しに苦慮されるケースが増えつつあります。
こうした事態に鑑み、被災により一時的にお住まいの地域を離れている信用金庫のお客さまの預金の払出しにつきまして、全国の信用金庫の窓口で対応させていただくことといたしました。
現在、各信用金庫にて対応準備を進めており、３月２８日（月）以降、体制の整った信用金庫から、順次対応させていただくこととしております。
皆さまの安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

１．対象となるお客さま
次の信用金庫に普通預金または貯蓄預金をお持ちの個人のお客さま
・宮古信用金庫　（岩手県宮古市）
・石巻信用金庫　（宮城県石巻市）
・気仙沼信用金庫　（宮城県気仙沼市）
・ひまわり信用金庫（福島県いわき市）
・あぶくま信用金庫（福島県南相馬市）
※（ ）内は本店所在地

２．預金の払出しができる信用金庫
全国の信用金庫の店舗

３．払出限度額
１口座について、１日１回残高の範囲内でかつ１０万円以内

預金代払いに係る案内書面

こうした状況を踏まえ、信金中金は、震災により通帳・印鑑・キャッシュカード等を紛失した被災信用金庫の預金者が全国の信用金庫で預金を払い出せるスキーム(注)を検討のうえ構築した。同スキームについては、3月25日に全信協との連名にて公表

し、取扱いを開始した。

同スキームには、全信用金庫が参加したことから、いずれの避難先であっても信用金庫窓口で預金の払出しを受けることが可能となった。

なお、4月22日からは、全国の銀行でも払出しを受けることが可能となった。

（注） 対象の信用金庫に普通預金または貯蓄預金を有する個人顧客が1口座につき、1日1回に限り、残高の範囲内かつ10万円以内の預金を本人確認のみで払い出せるスキーム

【対象信用金庫】

宮古信用金庫、杜の都信用金庫(※)、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫（※杜の都信用金庫は4月5日取扱開始）

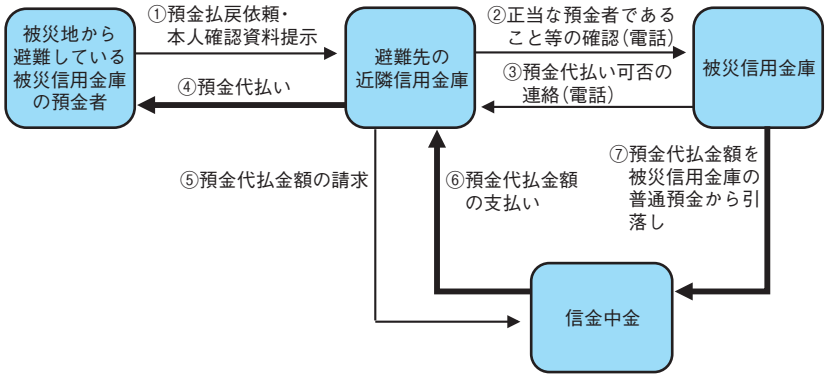

(5) 東北地区信金共同事務センターへの重油の手配

東北地区信金共同事務センターは、震災発生後の停電のため自家発電により対応していたが、自家発電の燃料である重油が不足しかねない状況にあり、信金中金に対して、3月13日、重油調達の要請があった。

これを受け、信金中金は、親密取引先の石油元売業者と交渉し、重油提供を要請した。この結果、13日中に重油が確保でき、同日深夜に東北地区信金共同事務センターに搬入することができた。

なお、13日夕刻、東北地区信金共同事務センターは通電した。

(6) 田邉理事長による被災地訪問

信金中金は、東日本大震災後、前述のとおり様々な対応をとってきたが、被災信用金庫において求められている援助についてのヒアリングやお見舞い、被災地の支援のため、田邉理事長は、全信協大前会長とともに、4月7日、8日に宮古信用金庫、気仙沼信用金庫および石巻信用金庫を訪問した。また、14日にはあぶくま信用金庫とひまわり信用金庫を訪問した。

なお、田邉理事長は、4月28日に開催した平成23年度第1回部店長会議で訪問時の感

気仙沼市鹿折地区で献花する田邉理事長（右）と
気仙沼信用金庫菅原理事長（左）

想を述べるとともに、「（中略）ここで、震災発生時より、最前線に立って、奔走してくれた東北支店の職員、また、その支援活動を支えるために頑張ってくれた全役職員に、心から感謝申し上げたいと思います。そして、今、被災地では、大震災からの復旧・復興に向けた長い道程の第一歩を歩みだしたところであります。その道程には、様々な課題が山積しており、この未曾有の危機を乗り越えていくためには、地域金融・中小企業金融の重要な担い手である信用金庫の果たす役割というのは、極めて大きいものがあります。本中金としては、信用金庫がその役割を発揮し、一刻も早くその危機を乗り越えられるよう、連帯と協調のもと、全信協等関係機関と一体となって、信用金庫の取組みを支援していかなければならないと考えています。」と挨拶した。

後　編

第2編

地域の持続的発展のため
新たな一歩を踏み出した時代

［平成25（2013）～27（2015）年度］

第1章　信金中央金庫をめぐる経営環境

第1節　経済・金融の動向

1．経済動向

(1) 実体経済の動向

大震災からの復興が進むなか、平成24（2012）年12月の衆議院選挙を経て第2次安倍内閣が誕生した。世界的な金融危機、東日本大震災と、日本経済を揺るがす大きなショックが立て続けに起きただけに、新政権に対する経済再建への期待は大きかった。

安倍内閣は、デフレ脱却と経済再生を目指して、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略からなる「三本の矢」を打ち出した。これらを中心とする安倍内閣の経済政策は、高い期待を受けて「アベノミクス」と呼ばれ、金融市場では、新政権への期待や25年4月に導入された日銀の「量的・質的金融緩和」を受け、円安と株高が急速に進んだ。そのなかで、内閣発足後、最初の1年間は堅調な内需に支えられる形で景気が持ち直すなど、経済環境は好転した。

しかし、こうした状況はいつまでも続かなかった。26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられると、駆込み需要の反動等から消費が冷え込み、経済は再び足踏み状態となった。3月以降、ウクライナ問題やIS（イスラム国）の台頭などの地政学リスクが高まるなか、世界的に景気減速懸念が強まり原油価格が下落し始めた。デフレマインド転換の遅れを警戒した日銀が10月末に予想外の追加緩和を決定したことなどを受け、市

25年　アベノミクス始動

参議院予算委員会の開会前に言葉を交わす
安倍首相（右）と黒田日銀総裁（提供：時事）

26年　消費税8%へ

増税前のセール（提供：AFP＝時事）

場では再び株高・円安の局面に移行したものの、新興国経済の減速などから景気が力強い回復を示すことはなく、原油価格のさらなる低下もあって2%の物価目標はむしろ遠のいた。

このように、25年度から27年度は、国内で第2次安倍内閣が誕生し、超金融緩和を起爆剤とする経済政策（アベノミクスの第1ステージ）が大々的に展開された時期などと重なるが、実体経済の動向を主要な経済指標等で確認すると、次のような特徴を指摘できる。

イ．海外経済

海外経済についてみると、平成25（2013）年に入り、米国でシェールガスブームもあり順調な景気回復が続くなど、先進国を中心とした成長が続いた。

金融面では、米国で5月にバーナンキFRB議長がはじめて資産買入規模の縮小について言及したことから、リーマン・ショック以降に導入・拡大した量的緩和政策(注)（非伝統的金融政策）の出口が意識された。そして、12月にはFed（連邦準備制度）がQE3による資産買入縮小（テーパリング）を決定し、26年10月末にQE3を終了させた後、景気回復の状況を見極めながら金融政策の正常化時期を探る状況が続いた（その後、27年12月に約9年半ぶりの利上げを実施）。一方、欧州では、ECB（欧州中央銀行）が26年6月にマイナス金利を導入後、27年3月には量的緩和政策の拡大を開始するなど、緩和姿勢を強めた。

そのようななか、世界全体の実質GDP成長率は、25年以降、抑制されつつも緩やか

図1-1-1　世界の実質GDP成長率

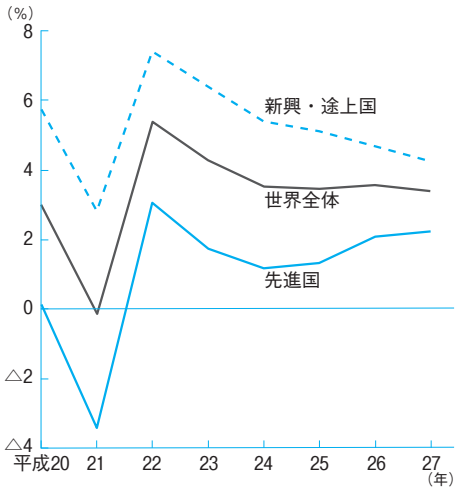

（備考）IMF “World Economic Outlook”より作成

図1-1-2　主要中銀のバランスシート

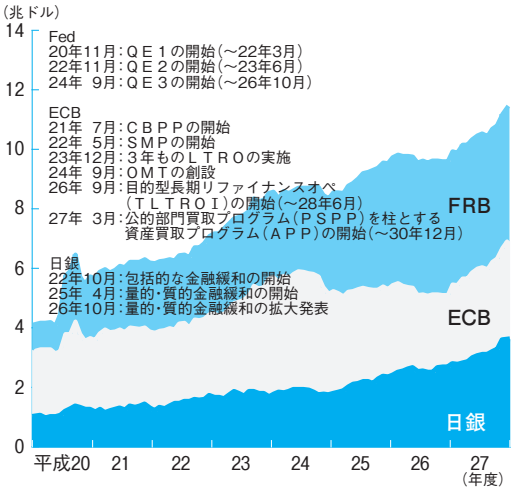

（備考）各中央銀行等資料、Bloombergより作成

なプラス水準を維持した（図1-1-1）。各国において緩和的な金融環境が総じて維持されるなか、25年半ば以降、先進国では景気回復が軌道に乗り、緩やかな回復が続いた（図1-1-2）。一方で、リーマン・ショック後に世界経済のけん引役となっていた新興国経済においては、米国の金融緩和縮小観測から進んだ資本流出や、27年以降の中国経済の減速などの影響による伸び悩みがみられた。

（注） 後編第1編第1章第1節1.（1）実体経済の動向を参照

ロ. 国内景気

実質GDP成長率は、安倍政権による大型経済対策の実施(注1)など、公需の下支えに加え、消費税率引上げ前の駆込み需要もあって個人消費など民需が大きく増加したことで、平成25（2013）年度には前年度比2.6％増と大きく増加した（図1-1-3）。

しかし、26年4月の消費税率引上げ後は、駆込みの反動減等によって個人消費が大幅に減少したこともあり、26年4－6月期にはマイナス成長を記録した。

その後、消費増税の影響が一巡し、個人消費や民間企業設備などが持ち直しに向かったことで、実質GDP成長率も徐々に高まったが、中国など新興国経済の景気減速に伴う輸出の伸び悩みなどを背景に、足踏みする場面もみられた。

景気の足踏みとともに、原油価格の下落等により物価が弱含むなか、日銀は28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入(注2)を決定した。

図1-1-3　実質GDP成長率

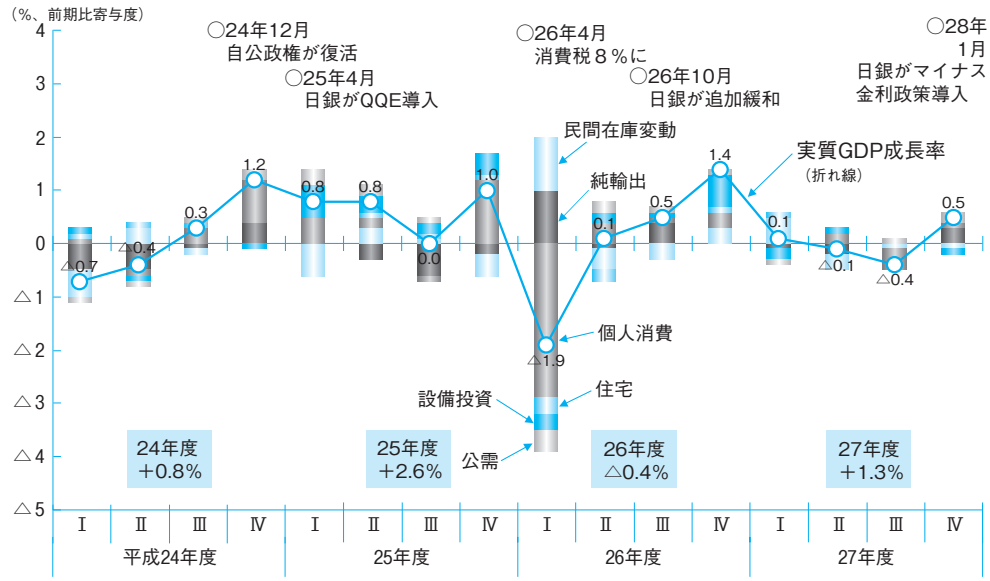

（備考）1. 内閣府資料より作成
2. Ⅰ：4－6月期、Ⅱ：7－9月期、Ⅲ：10－12月期、Ⅳ：1－3月期

鉱工業生産は、エコカー補助金終了による新車販売減少の一巡や米国、中東向けの自動車輸出の増加などにより、25年初に持ち直しに転じた（図1-1-4）。その後、26年初にかけては、消費税率引上げに向けた駆込み需要に対応した増産の動きから次第に増勢を強めたが、その後は駆込みがピークアウトした自動車生産の動きに強く影響され、減少に転じた。

しかし、26年末頃からは再び持ち直しの動きがみられた。業種別にみると、電子部品・デバイスや、はん用・生産用・業務用機械が相対的に堅調な動きを示した。その背景には、電子部品・デバイスについては、スマートフォン需要の高まりにより、関連部材（IC、液晶デバイス等）の輸出が26年後半からアジア向けを中心に増加したことがある。また、はん用・生産用・業務用機械については、米国向けの資本財が、同国の設備投資や住宅回復を受けて増加したことがある。

輸出入の金額を通関ベースでみると、輸出は、海外景気の回復や為替の円安進行により、25年度に増加基調に転じたものの、27年度に入ると中国などの新興国経済の成長ペース鈍化に足取りをあわせるかたちで、年度下期から再び減少に転じた（図1-1-5）。

一方、内需の拡大や原発停止の影響で、25年度の輸入はエネルギー関連を中心に引き続き高い伸びを示した。しかし、26年度以降は、増税後の内需回復の遅れや26年10月頃からの原油価格の大幅下落[(注3)]等を主因に、鉱物性燃料等を中心に減少に転じた。

図1-1-4　鉱工業生産

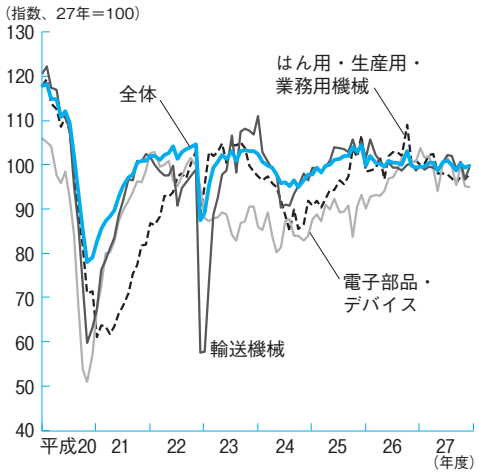

（備考）経済産業省「鉱工業指数」より作成

図1-1-5　通関輸出入

（備考）財務省「貿易統計」より作成

（注1）後編第2編第1章第1節1.（2）政府の経済対策を参照
（注2）後編第2編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照
（注3）原油価格（WTI先物価格）は、平成26年前半頃まではおおむね1バレル＝100ドル前後で推移していたが、10月頃から下落ペースが加速、12月には一時1バレル＝50ドル台前半をつけた。この背景として、需要面では、世界景気の先行き不透明感が需要見込みの低下につながったことが挙げられる。また、供

給面では、シェールガス・オイル（非在来型のガス・原油）の生産が拡大するなか、主要産油国で原油の減産が見送られ、供給量が減少しない見込みが強まったことが挙げられる。

ハ．家計部門

内需の柱である個人消費は、平成26（2014）年4月の消費税率引上げ後に大きく落ち込んだものの、その後は、雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しの動きが続いた。

個人消費の動向を示す民間最終消費支出は、26年4－6月期に大きく落ち込んだが、それ以降はおおむね持ち直し傾向で推移した（図1-1-6）。また、個人消費についての総合的な統計として、家計消費支出や小売業販売額等を統合して作成される、消費総合指数をみてもほぼ同様の動きとなっており、落ち込み後は横ばい圏で推移した。ただし、両指標とも25年度の水準まで戻るには至らないなど、消費税率引上げ後の個人消費は、総じてみれば、底堅さを示しつつも、力強さを示しつつも、力強さを欠く動きであったといえる。その理由としては、後述する消費者物価が上昇基調をたどるなか、物価の伸びに賃金の伸びが追いつかず、実質賃金の伸び悩みが消費者マインドの低下につながったことなどが挙げられる。

こうした個人消費の持ち直しの背景には、それを支える雇用・所得環境が底堅く推移したことがあった。

この間の雇用・所得環境をみると、国内景気の回復等を受け、緩やかながらも改善傾向をたどった。

雇用面をみると、有効求人倍率は、21年度の0.45倍（年度平均）を底に緩やかな上昇が続き、25年度後半には1倍を超え、有効求人数が有効求職者数を超過するようになった（図1-1-7）。その後も上昇を続け、27年度には1.23倍と、リーマン・ショック前の水準を大きく上回った。

ただし、有効求人倍率を正規社員に限ってみると、全体同様、上昇傾向が続いたものの、28年3月時点で0.83倍と、1倍を下回る水準

図1-1-6　個人消費

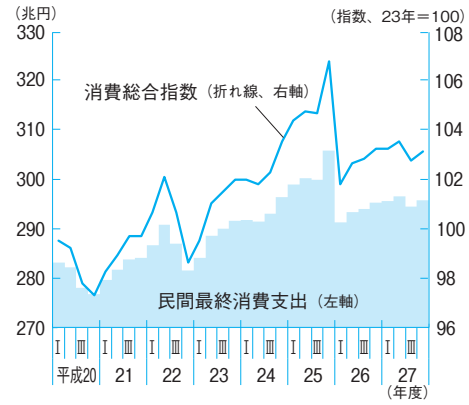

（備考）内閣府「国民経済計算」「消費総合指数」より作成

図1-1-7　労働需給

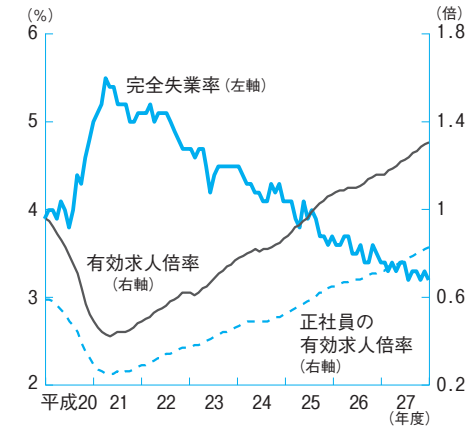

（備考）総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」より作成

にあり、求人と求職に依然としてミスマッチが残る状況であった。

また、完全失業率は、リーマン・ショック後に景気が緩やかに回復するなかで低下基調を継続し、27年度には3%台前半まで低下した。

所得面をみると、実質雇用者報酬（物価上昇の影響を取り除いた実質ベース）は、雇用環境が改善し、全体の雇用者数が非正規雇用を中心に増加したことから、リーマン・ショック以降はおおむね上昇基調にあった（図1-1-8）。消費税率引上げの影響等により26年4－6月期にやや落ち込む場面もみられたものの、その後は緩やかな回復基調をたどった。

図1-1-8　賃　　金

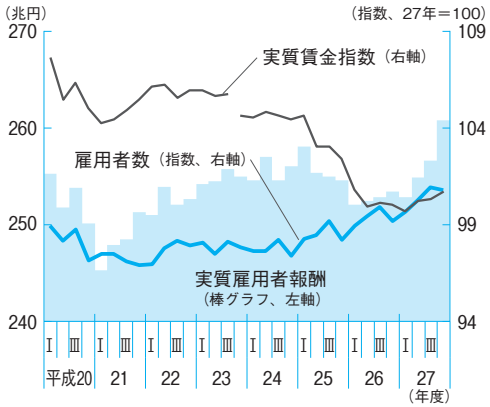

（備考）1. 内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」より作成
2. 実質賃金指数について、平成23年以前は旧系列、24年以降は新系列（本系列）を採用しているため不連続

雇用者報酬の動向を雇用者数の伸びと1人あたり賃金の伸びに分解すると、実質賃金が25年度以降低下している一方で、雇用者数は緩やかな上昇傾向にあることから、雇用者報酬の増加は主に雇用者数の増加に起因していることがわかる。なお、実質賃金が減少した背景については、雇用者数全体に占めるパートタイム労働者比率の高まりが全体の平均的な賃金を押し下げた点が指摘できる。

ニ. 物　　価

消費者物価の動向について、天候に左右される生鮮食品を除いたコアベース（以下「コアCPI」という。）および、より基調的な物価動向を示すとともに、日銀が金融政策の運営に際し重視している生鮮食品・エネルギーを除くコアベース（以下「コアコアCPI」という。）のいずれも、平成25（2013）年春以降、おおむね緩やかに上昇し、前年比プラス基調に転じた（図1-1-9）。これは、アベノミクス開始以降、大幅な円安進行に伴って輸入物価が上昇し、企業間取引から最終消費財へと徐々にコストが転嫁されていったことなどが背景にある。

図1-1-9　消費者物価

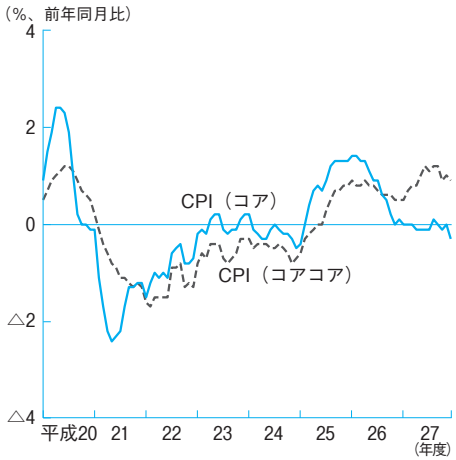

（備考）1. 総務省資料より作成
2. 消費税率引上げの影響除く。

しかし、26年4月の消費増税後に景気が調整局面に入ったことや、同年後半には、新興国経済の減速等を受けて、原油価格が1バレル＝100ドル前後から50ドル前後へと急落した影響を受け、エネルギーを含むコアCPIについては、26年夏以降、おおむね横ばいの動きとなった。また、コアコアCPIについても、円安による押上げ効果が一巡するなかで、それまで押上げに寄与していた食料品がプラス幅を縮小するなどし、上昇のテンポが鈍化した。

物価が弱含みで推移(注1)するなか、日銀は極めて緩和的な姿勢を維持し、28年1月には「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入(注2)を決定した。

（注1）日銀は、平成28年9月の総括的検証で、2％の物価目標の実現を阻害した要因について、①原油価格の下落、②消費税率引上げ後の需要の弱さ、③新興国経済の減速と国際金融市場の不安定な動きと説明した。さらに、実際の物価上昇率が低下したことで、「もともと適合的な期待形成の要素が強い予想物価上昇率が横ばいから弱含みに転じた」と、予想物価上昇率の重要性を強調した。なお、「適合的な期待形成」とは、消費者物価上昇率の予想が物価上昇率の実績の影響を受けて形成されることを指す。

（注2）後編第2編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照

（2）政府の経済対策

平成24（2012）年12月、野田佳彦内閣（23年9月～24年12月）に代わり、第2次安倍内閣が発足した。安倍内閣は、デフレの克服を経済運営上の最重要課題に据え、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略からなる「三本の矢」を打ち出した。これらの一連の経済対策は「アベノミクス」と呼ばれ、一般に27年9月の自民党総裁選までの期間がアベノミクスの第1ステージ、それ以降が第2ステージと位置付けられている。

イ．アベノミクス第1ステージ

第1の矢は、「大胆な金融政策」である。その具体的な内容など詳細は後述するが、選挙時の公約どおり、政府・日銀は共同で2％という物価目標（インフレターゲット）を掲げ(注1)、その実現に力をあわせることを決めた。また、平成25（2013）年3月に就任した黒田日銀総裁は、就任早々、「異次元緩和」とも呼ばれる量的・質的金融緩和(注2)を導入し、政策発表後には円安と株高が急速かつ大幅に進んだ。その後も、26年10月には、異次元緩和の第2弾として量的・質的金融緩和の拡大を決定するなど、それまでの枠組みを超えた大胆な金融政策を次々と打ち出した。

第2の矢は、「機動的な財政政策」である。デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を目指し、25年1月11日に、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（事業規模：20.2兆円程度）を閣議決定した（表1-1-1）。また、12月5日には、26年4月からの消費税率の

「アベノミクス」に関する学術会議後の歓迎式典の挨拶で「三本の矢」を指で示す安倍首相（提供：時事）

引上げ(注3)（5%→8%）による経済への影響に対応するため、「好循環実現のための経済対策」（事業規模：18.6兆円程度）を閣議決定するなど、積極的な需要喚起が図られた。さらに、11月には、4月の消費増税後、駆込み需要に伴う反動減等の影響が長期化するなかで、27年10月に予定されていた消費税率の10%への引上げを1年半延期(注4)することとしたほか、26年12月27日には、景気のもたつきを底上げする狙いで「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を閣議決定した。

第3の矢は、「民間投資を喚起する成長戦略」である。これは、「民間需要を持続的に生み出し、経済を力強い成長軌道に乗せていく」「投資によって生産性を高め、雇用や報酬という果実を広く国民生活に浸透させる」こと等が狙いとされ、安倍政権発足後、25年6月14日付の「日本再興戦略　―JAPAN is BACK―」が最初に閣議決定された成長戦略プランである。その主な柱は、①規制改革、法人税の減税などによる投資の促進、②女性の参画などによる人材の活躍強化、③TPP（環太平洋経済連携協定）等による世

表1-1-1　主な財政政策（第2次安倍内閣発足時～平成27年度）

閣議決定日	経済対策名	規　模	概　要
平成25年 1月11日	日本経済再生に向けた緊急経済対策	国費　10.3兆円程度 事業規模　20.2兆円程度	復興・防災対策（東日本大震災からの復興加速、事前防災・減災のための国土強靭化の推進等） 成長による富の創出（民間投資の喚起による成長力の強化、中小企業・小規模事業者・農林水産業対策等） 暮らしの安心・地域活性化
25年12月 5日	好循環実現のための経済対策	国費　5.5兆円程度 事業規模　18.6兆円程度	競争力強化策 女性・若者・高齢者・障害者向け施策 復興、防災・安全対策の加速 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和
26年12月27日	地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策	国費　3.5兆円程度 事業規模　－兆円程度	現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援 地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化 災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応 経済の好循環を確かなものとするための取組

（備考）1. 内閣府資料より作成
2. 事業規模については、当該経済対策における記載をそのまま表記している。なお、当該経済対策に記載がないものについては「－」としている。

界経済との統合、④農業、医療などの分野での新たな需要の創出などであった。また、これ以降も、政府は毎年6月に「日本再興戦略」や「未来投資戦略」といった名称の成長戦略を策定し、そのなかで、KPI（Key Performance Indicatorの略称）と称される具体的な成果目標に基づく政策運営に取り組んだ。

（注1）後編第1編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照
（注2）後編第2編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照
（注3）安倍政権は、平成25年10月1日に「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」を閣議決定し、消費税率（国・地方）を26年4月1日より5%から8%に引き上げることを確認すると同時に、消費税率の引上げによる反動減を緩和して、その後の持続的な経済成長につなげることを目的とした「経済政策パッケージ」を策定した。これを踏まえ、25年12月5日に「好循環実現のための経済対策」を閣議決定し、26年4月1日には、17年ぶりに消費税率引上げ（5%→8%）を実施するに至った。
（注4）安倍政権は、翌年である平成28年6月1日に、新興国経済を中心に世界的な需要の低迷、成長の減速が懸念されるなか、「内需を腰折れさせかねない消費税率の引上げは延期すべき」として、さらに2年半の延期を正式表明した。

ロ．アベノミクス第2ステージ

安倍首相は、自由民主党総裁再選が正式に決定した平成27（2015）年9月24日以降をアベノミクス第2ステージと位置付け、「新三本の矢」を発表した。新たな三本の矢とは、①希望を生み出す強い経済（戦後最大の名目GDP600兆円の実現）、②夢をつむぐ子育て支援（希望出生率1.8の実現）、③安心につながる社会保障（介護離職ゼロの実現）であり、これらの政策は「ニッポン一億総活躍プラン」(注1)として28年6月2日に閣議決定された。

この新三本の矢によって、アベノミクスの範囲は大きく拡大し、人口政策（少子化対策）、社会保障政策にまで広がっていくことになる。

なお、こちらも詳細については後述するが、日銀は、28年1月、異次元緩和の第3弾ともいうべき追加金融緩和策として、マイナス金利政策の導入(注2)を決定した。この決定は、想定以上の原油価格の下落や新興国の先行き不透明感から世界的に金融市場が混乱するなか、デフレ脱却に向けて断固とした姿勢を示すものとなったが、日銀の発表を受けて金融市場は乱高下した。

自民党の総裁再選が正式に決まり、記者会見する安倍首相（提供：時事）

（注1）後編第3編第1章第1節1.（2）政府の経済対策を参照
（注2）後編第2編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照

2. 金融動向

(1) 金融政策の動向

平成24(2012)年12月に第2次安倍内閣が発足し、三本の矢と称した一連の経済対策「アベノミクス」を開始した。そして、この対策の大きな柱となったのが第1の矢、大胆な金融政策であった。日銀は、25年3月の黒田総裁の就任以降、既存の枠組みを超えた金融緩和策を矢継ぎ早に打ち出し、これらは後に「異次元緩和」とも呼ばれるようになる(表1-1-2)。この異次元緩和を起爆剤とするアベノミクスが大々的に展開されるなか、マクロ経済は短期的に好転したものの、26年4月に消費税が5%から8%に引き上げられた後には、経済成長率や消費者物価の基調は弱いものとなり、日銀の大胆な金融緩和策に

表1-1-2　日銀の主な金融政策 (平成25～27年度)

平成25年4月4日 量的・質的金融緩和(QQE)	**量的・質的金融緩和(QQE)の導入** ・「消費者物価の前年比上昇率２％の『物価安定の目標』を、２年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現」 ・マネタリーベースおよび長期国債・ETFの保有額を2年間で2倍に拡大(マネタリーベース:年60～70兆円増、長期国債:年50兆円増、ETF:年1兆円増、J-REIT:年300億円増) ・長期国債の買入れの平均残存期間を2倍以上に延長(3年弱→7年程度)
26年10月31日 追加緩和	**量的・質的金融緩和(QQE)の拡大** ・マネタリーベース増加額の拡大(年60～70兆円増→年80兆円増) ・長期国債の買入れの拡大(年50兆円増→年80兆円増(約30兆円追加))と年限長期化(平均残存期間:7年程度→7～10年程度(最大3年程度延長)) ・ETF・J-REITの保有残高を年3倍に相当するペースで増加(ETF:年1兆円増→年3兆円増、J-REIT:年300億円増→年900億円増)
27年12月18日 補完措置	**量的・質的金融緩和(QQE)を補完するための諸措置の導入** ・長期国債の年限長期化(平均残存期間:7～10年程度→7～12年程度) ・ETFの買入れ枠を新設(年3,000億円、「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を組み入れたETF(JPX日経400連動のETF等)が対象) ・成長基盤強化支援資金供給の拡充(適格投融資の項目追加等)、貸出支援基金等の受付期間の1年延長 ・日銀オペの適格担保の拡充(金融機関保有の外貨建て証券貸付債権や住宅ローン債権も受け入れ可能に)
28年1月29日 マイナス金利	**マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入** ・「『量』・『質』・『金利』の３つの次元で緩和手段を駆使して、金融緩和を進めていく」 ・金利:マイナス金利の導入 日銀当座預金に△0.1％のマイナス金利を適用(日銀当座預金を3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じて＋0.1％、0％、△0.1％を適用) ・量:金融市場調節方針 マネタリーベースの拡大ペースを維持(年80兆円増) ・質:資産買入れ方針 年限が比較的長い長期国債(平均残存期間:7～12年程度)や、リスク性資産(ETF:年3.3兆円増、J-REIT:年900億円増)の購入ペースを維持

(備考) 日銀・金融政策決定会合資料より作成

も懸念を示す見方が増えていった（図1-1-10）。

ここでは、こうした25年度から27年度にかけての主な金融政策の動向についてみる。

図1-1-10　金融政策と消費者物価

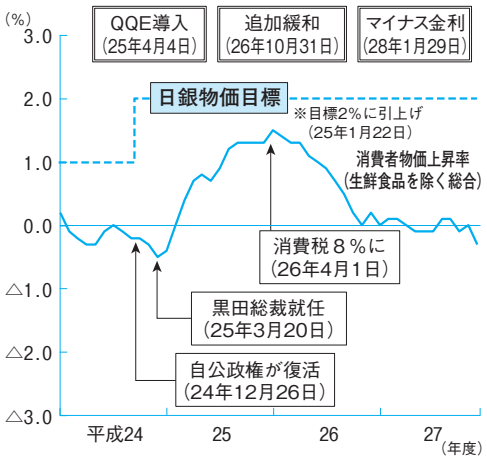

(備考) 1. 消費者物価指数は生鮮食品を除くコアベース（消費税率引上げの影響を除く。）
2. 日銀、総務省資料より作成

イ．量的・質的金融緩和の導入（平成25年4月）

日銀は、平成25（2013）年3月に就任した黒田新総裁のもと、4月4日に「量的・質的金融緩和（Quantitative and Qualitative Monetary Easing）」（以下「QQE」という。）を導入した。このなかで、消費者物価の前年比上昇率2％とする「物価安定の目標」を、2年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現すると明示した。そして、これに向け、量の面では、操作目標を短期金利からマネタリーベース(注1)に変更し、このマネタリーベースを2年間で2倍にする手段として長期国債の大量買入れを決めた。さらに、質の面では、イールドカーブ(注2)の押下げのため国債買入年限を長期化し、ETF、J-REITなどリスク資産の買入れも拡大した。

この政策の主眼は、①2％のインフレターゲットに対する強いコミットメントのもとで大規模な金融緩和を実施することにより、人々の物価に対する見方（予想物価上昇率）を引き上げると同時に、②長期国債の大規模買入れにより、イールドカーブ全体にわたって名目金利に下押し圧力を加えることで、その差分である実質金利(注3)を引き下げ、経済活動を刺激することにあった。

また、日銀から明示的な言及はないものの、黒田総裁は上記①の効果を市場へのサプライズによって高めようとしていたとみられ、政策発表後の会見では「戦力の逐次投入をせずに、現時点で必要な政策をすべて講じた」「量的にみても、質的にみても、これま

ボードを使い説明する黒田総裁（提供：AFP＝時事）

でとは全く次元の違う金融緩和を行う」などと政策効果を鼓舞するような発言を重ね、デフレ脱却への強い意志と自信を示した。

実際、このQQEの導入は金融市場に大きなサプライズを与え、後に「黒田バズーカ1」とも称されたが、大胆な緩和を好感した株高・円安が急速かつ大幅に進行した。また、債券市場では長期金利が乱高下するなど導入当初に混乱も生じたが、次第にQQE下での大規模国債買入オペレーションも円滑に行われるようになり、それとともに国債金利もイールドカーブ全般にわたって低下していった。

そして、このQQE政策を中心としたアベノミクス第1ステージが展開されるなか、短期的にマクロ経済は好転した。大幅な円安によって輸出企業の収益は大きく改善し、経済好転の期待を伴って株価を押し上げた。家計・企業のマインドが上向き、消費、住宅投資、設備投資といった内需も増加した。こうして、日本経済は、24年11月を底に景気拡大局面に入った。また、消費者物価（前年比）は、QQE導入直前の25年3月時点で△0.5％だったが、26年3月には＋1.3％に押し上がり、順調に2％の物価目標に近づいているようにみえた。

しかし、4月以降、状況は悪化に転じることとなる。26年4－6月期の実質GDP成長率は、消費税率引上げに伴う駆込み需要の反動の影響が大きかったことや輸出が弱めの動きとなったことなどからマイナス成長を記録した。また、夏場には天候不順も、個人消費の一時的な下押し要因として作用した。2％の目標に近づきつつあった消費者物価指数（消費税の影響を除く。）も、駆込み需要の反動の影響や原油価格の大幅な下落が物価の下押し要因として働き、26年9月時点で＋1.0％まで低下し、2年以内の目標達成が難しくなってきた。そのようななか、日銀は10月にさらに大胆な金融緩和に踏み切ることとなる。

（注1）マネタリーベースとは、世の中に出回っている現金（銀行券と硬貨）と、金融機関が預金の払戻しなどに備えて日銀に預けている当座預金の残高の合計で、資金供給量ともいう。

（注2）イールドカーブとは、債券の利回り（金利）と償還期間との相関性を示したグラフで、横軸に償還までの期間、縦軸に利回りを用いた曲線グラフのことをいう。右上がり（償還までの期間が長いほど利回りが高い）のときを順イールド、逆に右下がりのときを逆イールドといい、平時は順イールドを形成することが多い。イールドカーブの形状変化として、傾きが大きくなることをスティープ化、逆に傾きが小さくなることをフラット化という。

（注3）実質金利とは、見かけの金利（名目金利）から物価変動の影響（予想物価上昇率）を差し引いた金利を指す。

ロ．量的・質的金融緩和の拡大（平成26年10月）

平成26（2014）年4月の消費税率引上げ（5％→8％）が予想以上の内需の冷え込みを招いたほか、原油価格が大幅に下落したことによりデフレマインドの転換が遅延するリ

スクを警戒し、日銀は、10月31日に「量的・質的金融緩和の拡大」(以下「追加緩和」という。) を決定した。そのなかで、長期国債やETF、J-REITなどの資産買入額拡大などの措置をとった。

この追加緩和はそのタイミングと規模感から「ハロウィーン緩和」とも「黒田バズーカ2」とも呼ばれたが、黒田総裁が直前まで講演等で強気な景気見通しを示し、追加緩和の必要性を否定していたことから、市場は大きなサプライズをもって受け止めた。追加緩和を好感して、日経平均株価は発表当日に1,000円近く上昇し、ドル円レートも3円以上、円安方向に急伸した。

その後も、株高・円安基調は続き、26年9月時点で1万6,000円前後だった日経平均株価は、27年6月に2万円の大台に乗せた。また、26年9月時点で1ドル＝107円前後であったドル円レートも、12月に1ドル＝120円台をつけた。しかし、物価に関しては、原油価格のさらなる低下も影響して低下基調が続き、消費者物価の前年比がゼロ％近辺で膠着するなど、目標に掲げた2％にはほど遠い状況が続いた。

ハ. マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入 (平成28年1月)

平成27 (2015) 年末頃から、原油価格の一段の下落、米国の利上げ、新興国・資源国経済の減速などによって世界の金融市場は不安定化した。当初2年で2％という目標を掲げた消費者物価に関しては、QQE導入からすでに2年以上が経過していたが、上昇率はゼロ％近辺で低迷していた。そのような状況下、日銀は、28年1月29日に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和 (Quantitative and Qualitative Monetary Easing with a Negative Interest Rate)」(以下「マイナス金利政策」という。) を導入した。具体的には、金融機関が保有する日銀当座預金のうち一定残高を上回る部分について、2月16日からマイナス金利 (△0.1％) を適用[(注1)]した。また、今後、必要な場合はさらに金利を下げることも、声明文に盛り込まれた。

日銀がマイナス金利政策を導入した背景には、民間銀行が日銀に売却できる国債の量に限りがあるという国債買入れの量的限界が指摘されている[(注2)]。

マイナス金利政策導入決定後、記者会見する黒田総裁 (提供：AFP＝時事)

また、導入の狙いについて、

黒田総裁は会見で「国債買入れペースを維持しながら、イールドカーブの起点の金利をマイナスにすることによって、イールドカーブ全体を押し下げていくことが、今の時点で最も効果的だと判断した。」などと述べている。実際、導入以降には、日銀の狙いどおりにイールドカーブ全体にわたって金利が大きく低下した（図1-1-11）。特に、長期金利や超長期の金利は大幅に下がり、10年国債金利が28年2月に初のマイナス利回りを記録し、約半年後の7月には△0.3%近くまで低下したほか、同月には20年国債金利も初のマイナス利回りを記録した（図1-1-12）。これは、日銀が政策金利をマイナスにしたことで、将来のさらなる金融緩和、すなわち、マイナス金利の深掘りが予想されるようになったほか、機関投資家がマイナス利回りの短期債と比べてわずかでも収益の得られるプラス利回りの長期債、超長期債の購入を急いだためとみられる。そして、これらの動きとあわせ、住宅ローン金利も低下し、28年度の前半には住宅投資が堅調に推移した。

しかし、それでも賃金が伸び悩むなかで家計の節約志向は根強く、消費者物価指数（生鮮食品除く総合）については、28年3月から12月まで前年比マイナスが続いた。そして、過度な金利の低下や長短金利差の縮小によって金融機関の利ざやが縮小し、デフレ脱却に必要な貸出増加がむしろ妨げられたり、保険や年金の運用利回りの低下を通じて消費者マインドに悪影響を及ぼすなどといった副作用も指摘されるようになった。そのようななか、後述のとおり、日銀のマイナス金利政策は28年9月の「総括的検証」により見直されることとなる。(注3)

図1-1-11　イールドカーブの変遷

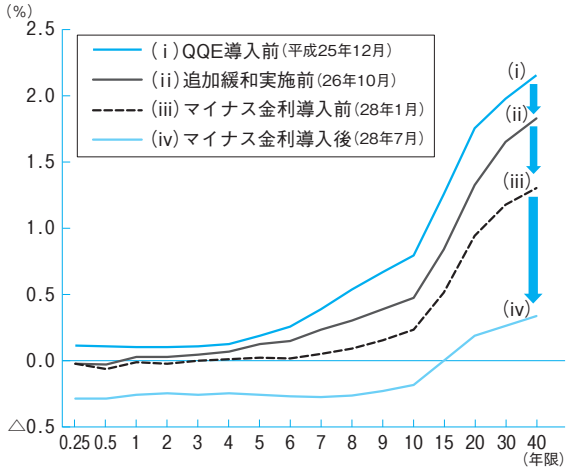

(備考) Bloombergより作成

図1-1-12　10年国債金利

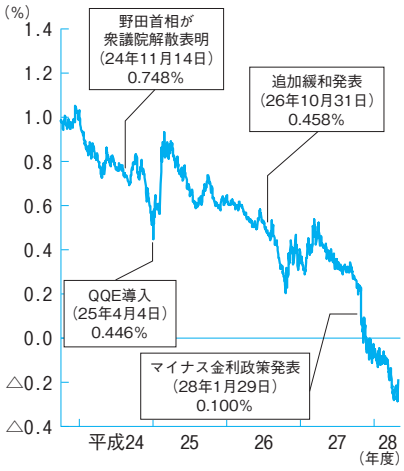

(備考) Bloombergより作成

(注1) 日銀当座預金について、基礎残高、マクロ加算残高、政策金利残高の3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じて+0.1%、0%、△0.1%を適用した。当初の政策金利残高（△0.1%が適用される

残高）は約10兆円とされた。
（注2）例えば、岩田一政・左三川郁子・日本経済研究センター編著（2016）『マイナス金利政策－3次元金融緩和の効果と限界』日本経済新聞出版社など
（注3）後編第3編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照

（2）債券市場の動向

平成24（2012）年12月に発足した第2次安倍内閣は、三本の矢と称した一連の経済対策「アベノミクス」を打ち出した。そうしたなか、第1の矢である「大胆な金融政策」として、日銀は、25年3月の黒田総裁の就任後、4月4日に「量的・質的金融緩和」[(注1)]（以下「QQE」という。）を導入して、マネタリーベースおよび長期国債・ETFの保有額を2年間で2倍に拡大し、長期国債買入れの平均残存期間を2倍以上に延長するなど、量・質ともに次元の違う金融緩和（いわゆる異次元緩和）を行うことを表明した。

このQQE導入は金融市場に大きなサプライズを与え、大胆な緩和を好感した株高・円安が急速かつ大幅に進行した一方、QQE導入直後の債券市場では債券が枯渇するのではないかというパニック的な心理のなかで債券が買い進まれた。10年国債金利は、4月5日には過去最低水準を更新する0.315％まで低下した後、一時0.620％まで急上昇するなど、乱高下した（図1-1-13）。

その後も、債券市場では不安定な展開が続いた。日銀による大規模な国債買入れが金利上昇を抑制する要因となる反面、市場流動性の低下が懸念され、過度なボラティリティが生じやすくなっていたためである。実際、銀行など機関投資家が積極的な国債売買を控えたことで、日銀の思惑とは裏腹に長期金利は上昇に転じた。一段の株高・円安の進行、米金利の上昇などもあり、10年国債金利は、5月23日に一時1.000％まで上昇したが、同日午後に株価が急落すると、終値では0.835％へ急低下した。

危機感を抱いた日銀が、市場参加者との対話を強化し、同月末、市場参加者の要望に沿って国債買入方法を見直したこともあり、ボラティリティは徐々に低下していった。次第にQQE下での大規模国債買入オペレーションも円滑に行われるようになり、それとともに国債金利もイールドカーブ全般にわたって低下していった。

日銀の大規模オペにより需給が引き締まるなか、安倍首相による消費税率引上げ表明（5％→8％）や米債務上限問題をめぐる先行き不透明感などが債券買いの材料となり、10年国債金利は徐々に水準を切り下げ、10月には0.5％台へ低下した。

26年度に入っても、需給の引き締まりが引き続き意識されるなか、米国金利の低下も相俟って、長期金利は低下余地を模索し続けた。26年8月には、ウクライナ情勢の緊迫化や米軍によるイラク空爆など、地政学リスクの高まりが買い材料となり、10年国

図1-1-13　金　　利

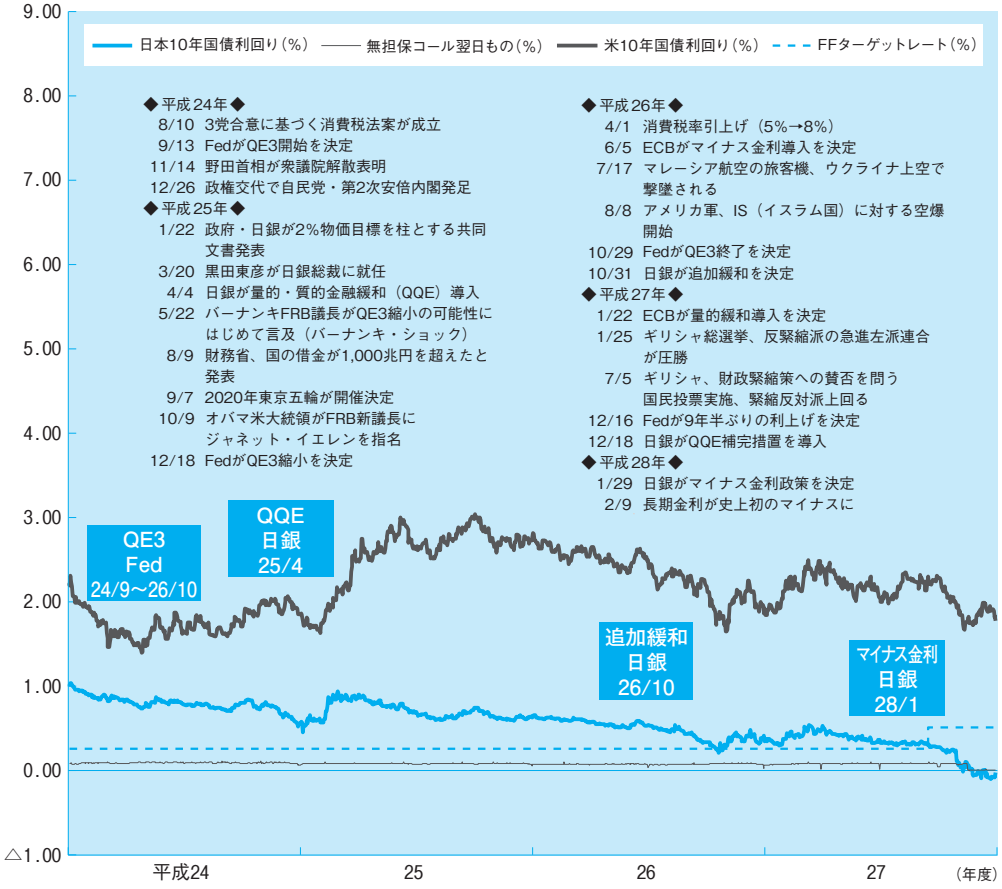

（備考）各種報道資料、Bloomberg等より作成

債金利が節目である0.5%を割り込んだ。さらに、10月末には日銀が追加緩和(注2)に踏み切ったことを受けて、長期金利は一段と低下した。その後も、ギリシャのユーロ離脱懸念や原油安などからリスクオフムードが高まったほか、ECB（欧州中央銀行）が量的緩和に踏み切るとの見方が強まったことも長期金利の低下に拍車をかけた。こうしたなか、27年1月には、10年国債金利がはじめて0.2%を割り込む場面がみられたほか、5年債は初のマイナス金利を記録した。

その後、26年度末から27年度初めにかけては、欧米の金利が反転上昇し、国内の金利低下が一服する場面もみられた。しかし、27年7月以降、ギリシャ国民投票の結果により同国のユーロ離脱懸念が高まったほか、中国株式市場の大幅下落や人民元の切下げを受けて、世界的に株安が進行したため、安全資産である国債への投資が再び勢いを増した。さらに、国内では日銀が、12月にQQEの補完措置として、長期国債買入れの平均残存年限期間の長期化を決定したことに加え、翌月28年1月にはマイナス金利政策の

導入(注3)を決定したことも、長期金利の一段の低下に寄与した。特に、マイナス金利政策の導入は、「金利」から「量」に転換した政策対象に、再び「金利」を加えるという金融政策手法の大きな転換を意味し、イールドカーブ全体を大きく下方シフトさせる効果をもった。10年国債金利は、マイナス金利政策の発表直後にはじめて0.1％を割り込み、その後も、景気減速懸念などを背景にした世界的な債券買いによる金利低下圧力もあり、2月には初のマイナス金利を記録した。

マイナス圏入りした長期金利を示す電光ボード（提供：時事）

（注1）後編第2編第1章第1節2.（1）イ.量的・質的金融緩和の導入（平成25年4月）を参照
（注2）後編第2編第1章第1節2.（1）ロ.量的・質的金融緩和の拡大（平成26年10月）を参照
（注3）後編第2編第1章第1節2.（1）ハ.マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入（平成28年1月）を参照

（3）株式市場の動向

平成24（2012）年11月に民主党の野田首相が衆議院解散を宣言したことを契機に、株高・円安基調が始まった（図1-1-14）。その後、12月に発足した第2次安倍内閣がアベノミクスを打ち出し、金融政策では、日銀が黒田新総裁の就任早々の25年4月、異次元緩和と呼ばれる「量的・質的金融緩和(注1)」（以下「QQE」という。）を導入した。このQQEには、「質的」緩和としてETFの買入れを年間1兆円のペースで行うなど、異例の政策が盛り込まれた（図1-1-15）。こうした迅速かつ大胆なマクロ経済政策の実施を好感して、金融市場では25年末にかけて大幅な株高と円安が進んだ。この間、米国の景気が順調な回復(注2)を示すなかで米国株が底堅く推移するなど、先進国を中心に海外株式も上昇基調にあったが、24年11月に9,000円前後で推移していた日経平均株価が25年末には1万6,000円台を回復するなど、日本株の相対的な堅調ぶりが目立った。また、ドル円も、1ドル＝80円程度から25年末には105円台まで円安が進んだ。

しかし、日本株は26年に入って調整局面を迎えた。4月の消費税率引上げ（5％→8％）以降、個人消費が伸び悩んだほか、ウクライナ問題やIS（イスラム国）の台頭などの地政学リスクが高まるなか、世界的に景気減速懸念が強まり、原油が大幅下落した。デフレマインド転換の遅れを警戒した日銀が、10月末に追加緩和(注3)を決定し、ETFの年間購入ペースを3倍（年間3兆円）に拡大したほか、同日にGPIF(注4)が株式運用比率の引上

図1-1-14　株価、為替レート

（備考）各種報道資料、Bloomberg等より作成

図1-1-15　日銀ETF購入と日経平均

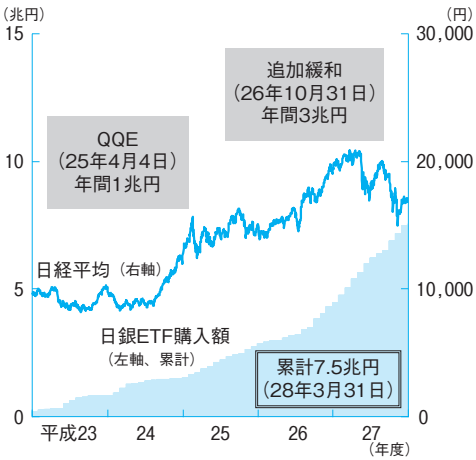

（備考）日銀資料等より作成

げを発表したことなどから、株高・円安基調が再開した。

その後、円安・原油安を背景とした企業業績の改善や企業統治改革への期待が高まったことなども支えとなり、日経平均株価は27年夏に2万円台を回復した。ただし、8月以降、中国経済の減速懸念が強まったほか、原油安や世界景気の先行き不安なども重石となり、日本株も調整色を強めた。

（注1）後編第2編第1章第1節2.（1）イ.量的・質的金融緩和の導入（平成25年4月）を参照
（注2）米国の景気が順調に回復するなか、Fed（連邦準備制度）はQE3の縮小や終了を相次いで決定した（縮小決定：平成25年12月18日、終了決定：26年10月29日）。
（注3）後編第2編第1章第1節2.（1）ロ.量的・質的金融緩和の拡大（平成26年10月）を参照
（注4）GPIFとは、Government Pension Investment Fundの略で、日本の年金積立金管理運用独立行政法人を指す。預託された公的年金積立金の管理、運用を行っている。GPIFが世界最大規模の年金マネーを運用していることから株式市場への資金流入が株価に与える影響は大きいとみられ、その動向が市場関係者から注目を集めた。なお、平成27年度末時点の運用資産額は約134兆円にのぼった。

3. 金融機関の動向

（1）損益の状況

本邦金融機関の損益の状況についてみると、当期純利益はいずれの業態においても堅調に推移した（図1-1-16）。もっとも、その内訳をみると、基礎的収益力を示す業務純益は、預貸金利鞘の縮小や国内資金利益の減少により、第二地方銀行や信用金庫など地域金融機関を中心に減少した。一方、都市銀行の業務純益については、国際業務の拡大により海外資金利益が増加したことで、平成26（2014）年度から27年度にかけて底堅く推移した。

図1-1-16　損益状況

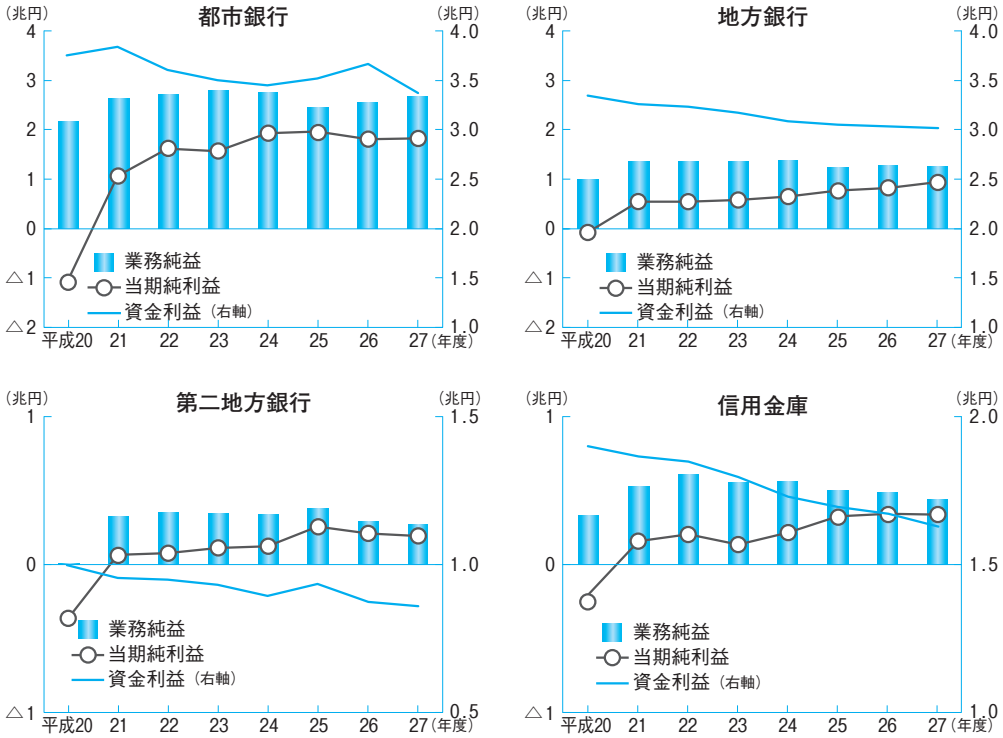

（備考）全国銀行協会資料等より作成

地域金融機関は、貸出収益の減少に直面するなか、有価証券投資の積極化や投信関連手数料などの非資金利益の拡大を図った。一方、大規模金融機関（3メガFG）は、海外M&Aを含む積極的な国際業務展開やグループによる幅広い金融サービスの提供戦略を推進し、一段と規模を拡大するとともに、業務・収益源やリスクの多様化を進めた。

なお、日銀が28年1月に導入を決めた「マイナス金利付き量的・質的金融緩和[注]」により、金融機関収益に対する下押し圧力が強まった。日銀当座預金にマイナス金利を賦課することによる直接的な影響は「階層構造方式」の採用で抑制が図られたものの、イールドカーブの全般的な低下に伴って預貸金利鞘が縮小し、収益には一段の下押し圧力がかかるかたちとなった。このため、本邦金融機関にとっては、収益力の向上に取り組むことがより一層重要な課題として認識された。

（注）後編第2編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照

（2）自己資本等の状況

日本では、海外に営業拠点をもつ国際統一基準行についてはバーゼルⅢが平成24（2012）年度末以降、海外に営業拠点をもたない国内基準行については新国内基準が25年度末以降、それぞれ段階的に適用[注1]されることとなった。

この間、自己資本比率は、規制上の最低水準を大きく上回って推移した（図1-1-17）。国際統一基準行（主要行等）では、総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率（CET1比率）、いずれのベースでも規制水準を大きく上回って推移した。また、国内基

図1-1-17　自己資本比率

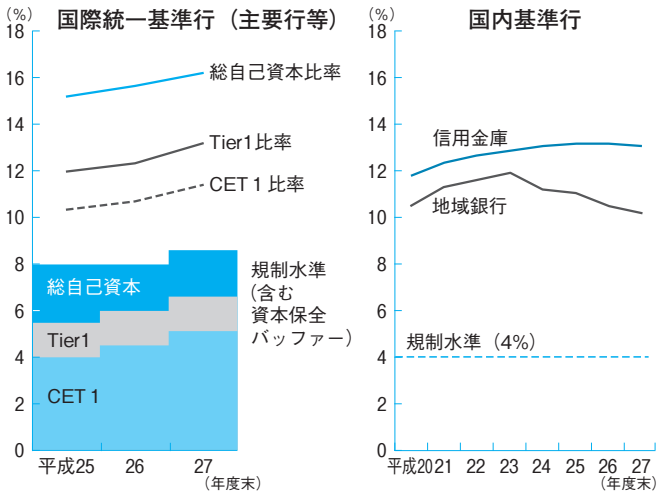

（備考）1. 金融庁資料等より作成
2. 主要行等はグループ連結ベース（4グループ）
3. 地域銀行、信用金庫は単体ベース

図1-1-18　不良債権比率

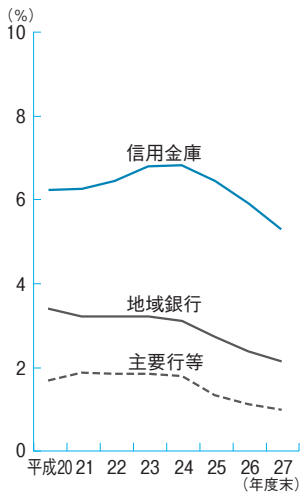

（備考）1. 金融庁資料等より作成
2. 金融再生法ベース

準行（地域銀行、信用金庫）においても、自己資本比率は最低所要水準の4％を達成した。

ただし、主要行等の自己資本比率が改善を続けた一方で、地域銀行の自己資本比率の水準は低下傾向をたどった。これは、日銀による25年4月のQQE(注2)政策導入以降の超低金利環境下において、地方銀行や第二地方銀行をはじめとする地域金融機関が一斉に国債保有量を減らした一方、不動産や住宅ローンを中心とする貸出のほか、外債や株式などのリスク性資産を増やしたことが影響した。

また、不良債権比率は、企業の倒産件数の減少が続いたため、いずれの業態においても低位で推移した（図1-1-18）。

（注1）後編第2編第1章第2節6. 新しい自己資本比率規制を参照
（注2）日銀は、平成25年4月に量的・質的金融緩和（QQE）政策を導入し、金融機関から長期国債を大量に買い入れ、安全資産利子率を押し下げることで、金融機関のリスクテイクを促した。このQQEの概要については、後編第2編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照

（3）再編等の状況

主要行等、地域銀行における主な再編等の状況は以下のとおり（表1-1-3）。

この間、地域銀行では、平成26（2014）年10月に東京都民銀行と八千代銀行が、27年10月に肥後銀行と鹿児島銀行がそれぞれ経営統合に踏み切った。

加えて、26年11月には地銀最大手の横浜銀行と東京都を主な地盤とする東日本銀行が経営統合を発表した。過去の金融再編は地域銀行を含め、不良債権問題で経営が行き詰まった銀行の救済という側面が強かったため、首都圏の有力地銀であった横浜銀行が広域展開を目指して再編に動いたことは、地域銀行を取り巻く経営環境の悪化を踏まえた強い危機感の表れと受け止められた。

表1-1-3　主な再編等（平成25～27年度）

業　態	金融機関	形　態	内　容
主要行等	みずほ銀行	合併	平成25年7月1日、みずほコーポレート銀行（存続会社）とみずほ銀行（消滅会社）が合併し、「みずほ銀行」に商号変更
地域銀行	東京都民銀行、八千代銀行	経営統合	26年10月1日に持株会社による経営統合 持株会社名：東京TYフィナンシャルグループ
	肥後銀行、鹿児島銀行	経営統合	27年10月1日に持株会社による経営統合 持株会社名：九州フィナンシャルグループ

（備考）金融庁資料、全国銀行協会資料等より作成

第２節　金融システムの動向

1. 世代間の資産移転を促す税制改正

平成25（2013）年1月11日、政府は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定し、このなかで「高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、教育・人材育成をサポートするため、祖父母からの教育資金の一括贈与について、贈与税を非課税とする措置を創設」することが掲げられた。

これまでも扶養義務者（父母や祖父母等）が教育資金を都度支払う場合は非課税であったが、事前に一括で贈与する場合には贈与税が課されてきた。一括贈与が非課税となれば、高齢者に偏在する金融資産の若年世代への移転が促進され、将来の教育資金に対する不安から解放された子育て世代による消費拡大が期待された。

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置[注1]」は、与党「平成25年度税制改正大綱」（25年1月24日）および政府「平成25年度税制改正の大綱」（1月29日）に盛り込まれ、法改正を経た後、4月1日に創設された。当初は、27年12月31日までの措置であったが、27年度税制改正において31年3月31日まで延長された[注2]。

また、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置[注3]」が与党「平成27年度税制改正大綱」および政府「平成27年度税制改正の大綱」に盛り込まれ、法改正を経て、27年4月1日に創設された[注4]。これは、将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・子育てを支援するため創設されたものであった。

金融機関では、これら世代間の資産移転を促す税制改正をビジネスチャンスととらえ、信託銀行をはじめ、信用金庫を含む各業態が積極的に対応する商品を創設し、推進した。

（注1）祖父母（贈与者）が子・孫（受贈者）名義の金融機関口座等に、教育資金を一括して拠出することにより、この資金について子・孫ごとに1,500万円（学校等以外の者（塾や習い事等）に支払われるものは500万円）までを非課税とする制度

（注2）平成31年度税制改正において、さらに期限が2年延長され、令和3年3月31日までとなった。

（注3）祖父母や両親（贈与者）が20歳以上50歳未満の子・孫（受贈者）名義の金融機関口座等に、結婚・子育て資金を一括して拠出することにより、子・孫ごとに1,000万円（結婚関係で支払われるものは300万円）を非課税とする制度

（注4）当初の期限は平成31年3月31日までであったが、31年度税制改正において、令和3年3月31日まで延長された。

2. 検査・監督に係る方針の見直し

金融庁は、毎事務年度、「検査基本方針」および業態ごとの「監督方針」を策定・公表のうえ、年度における検査運営の基本的な取組姿勢や重点検証項目、監督上の重点事項等を示し、検査・監督を行っていた。これにより、金融機関の財務の健全性や法令遵守態勢等は総じて整備されてきたが、一方で、内外の経済・金融情勢の急速な変化に的確に対応し、デフレ脱却に向けた取組みを金融面からサポートしていくことが金融行政における重要な課題となっていた。

こうした状況を踏まえ、金融庁は、検査のあり方を中心にモニタリング態勢を見直した。そして、検査局・監督局が協働して、オンサイト（金融機関への立入検査）とオフサイト（金融機関へのヒアリングや資料徴求）を効果的・効率的に組み合わせたモニタリングを行うこととし、平成25（2013）年9月6日、「検査基本方針」に替え、「平成25事務年度金融モニタリング基本方針」を公表した。(注1)

従来の検査は、一定期間ごとに個別の金融機関に立ち入り、主に法令や金融検査マニュアルで規定した最低限の基準（ミニマム・スタンダード）を満たしているかを検証するものであった。一方、「平成25事務年度金融モニタリング基本方針」では、「リアルタイムでの金融機関、金融システムの実態把握」「業界横断的な課題の抽出、改善策の検討」「より優れた業務運営（ベスト・プラクティス（最良慣行））の確立」を目指した金融検査（金融モニタリング）のあり方の見直しが行われた（図1-2-1）。

翌26年9月11日には、検査局・監督局の間で業務がさらに継続的かつ効果的に連携して行われるよう、金融モニタリング基本方針と監督方針が統合され、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」が公表された。

図1-2-1　金融検査（金融モニタリング）のあり方の見直し

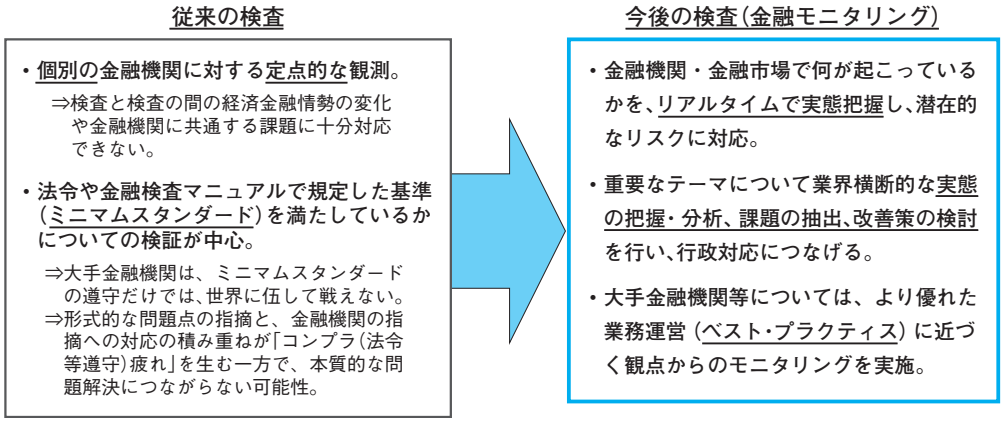

（備考）金融庁資料

さらに、27年9月18日には、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含めた金融行政全般の方針として「平成27事務年度金融行政方針」が公表され、6つの重点施策[(注2)]が掲げられた。重点施策の一つ、「金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保」は、さらに、「企業の価値向上、経済の持続的成長と地方創生に貢献する金融業の実現」と「金融システムの健全性維持（景気に左右されない金融仲介機能の発揮）」とに分けられ、それぞれ具体的重点施策が示された。

「企業の価値向上、経済の持続的成長と地方創生に貢献する金融業の実現」における具体的重点施策には、①融資先企業へのヒアリングによる取引金融機関に対する顧客の評価の実態把握、②金融機関による金融仲介の取組みを客観的に評価できる多様なベンチマークの検討、③事業性評価およびそれに基づく融資や本業支援等の取組状況の確認など、地域経済の発展と地域金融機関自らの収益基盤の安定強化につながる取組みを促す施策が掲げられた。

「金融システムの健全性維持（景気に左右されない金融仲介機能の発揮）」では、①持続可能なビジネスモデルの構築およびビジネスモデルに起因するリスクへの対応状況の確認、②持続可能性を支える経営管理態勢の強化[(注3)]、③財務基盤の強化などが掲げられた。なお、「財務基盤の強化」では、「協同組織金融機関に関しては、中央機関が傘下金融機関のリスク管理や経営分析の指導のほか、財務基盤の強化にも重要な役割を担っていることを踏まえ、中央機関によるこれらの機能の発揮状況を確認するとともに、傘下金融機関の財務基盤の強化の検討も含め、中央機関と一層緊密に連携して対応する。」ことが記された[(注4)]。

（注1）監督方針は、例年どおり策定・公表された。
（注2）6つの重点施策は次のとおり。①活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公平性・透明性の確保、②金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保、③顧客の信頼・安心感の確保、④IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応、⑤国際的な課題への戦略的な対応、⑥その他の重点施策
（注3）「持続可能性を支える経営管理態勢の強化」では、協同組織金融機関について、「協同組織金融機関に関しては、会員や組合員による自治を原則とする協同組織形態であることや、その規模・特性等を踏まえつつ、理事会の監督機能及び監事監査・外部監査等の監査機能の向上等、経営管理態勢の強化に向けた取組みについて、引き続き実態把握するとともに、経営陣と議論を行う。」ことが別記された。なお、同趣旨の記述は、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」にもある。
（注4）同趣旨の記述は、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」にもある。

3. 反社会的勢力との関係遮断対応の強化

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－『世界一安全な国、日本』の復活を目指して－」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、平成18（2006）年7月21日、関係省庁の申合せにより

暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム[注1]が設置された。さらに、同ワーキングチームの下部組織として、企業活動からの暴力団排除グループが設置され、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針) の策定に向けた検討が重ねられた。19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会による申合せにより同指針が策定され、7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

金融庁は、政府指針の周知を図るため、19年7月に関係業界団体に要請文を発出するとともに、20年3月26日に業態ごとの監督指針の改正を行った。また、金融機関では、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに位置付け、関係遮断に向けた態勢整備に取り組むほか、金融取引に係る契約書に暴力団排除条項を盛り込み[注2]、反社会的勢力との取引防止に注力していた。

このようななか、メガバンクの1行において、信販会社との提携ローン[注3]で多数の反社会的勢力との取引があることを把握しながら、2年以上も取引防止・解消のための抜本的な対応を行っていなかったなど、経営管理態勢、内部管理態勢および法令等遵守態勢面での重大な問題が発覚した[注4]。

この問題を踏まえ、25年12月26日、金融庁は、金融機関における反社会的勢力との関係遮断の実効性を高めるため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について」を公表した。その内容は、金融庁および各金融機関・業界団体が関係省庁および関係団体とも連携し、①反社会的勢力との取引の未然防止 (入口)、②事後チェックと内部管理 (中間管理)、③反社会的勢力との取引解消 (出口) に関する取組みを推進するというものであった[注5]。このうち、「①反社会的勢力との取引の未然防止 (入口)」では、「『反社データベース』の充実・強化」として、各金融機関・業界団体が引き続き反社会的勢力の情報を積極的に収集・分析して「反社データベース」の充実を図るとともに、グループ内や業界団体間で反社データベースの共有を進めることが掲げられた。

これを受け、全信協は一般社団法人全国銀行協会 (以下「全銀協」という。) と情報提供等に関する契約を締結し、各信用金庫は、自身が保有する反社会的勢力の情報を補完するため、全信協経由で全銀協の反社データベース (公知情報) の情報を取得できることとなった。

(注1) 平成19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称
(注2) 全銀協が平成20年11月に融資取引、21年9月に普通預金規定等に係る暴力団排除条項の参考事例を提示した。この取組みを参考にして、信用金庫業界においても、全信協が21年8月に融資取引、21年10月に普通預金規定等に係る暴力団排除条項の参考例を信用金庫に示した。
(注3) 顧客からの申込みを受けた信販会社が審査・承諾し、信販会社による保証を条件に金融機関が当該顧客に対して資金を貸し付けるローン

（注4）同行は、平成25年9月27日と12月26日に銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けた。
（注5）平成26年6月4日、金融庁は反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行った。

4. 経営者保証に関するガイドライン

担保・保証に必要以上に依存しない融資への取組みが求められるなか、金融庁は、平成22(2010)年6月18日に閣議決定された「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」を受け、12月24日、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」を策定した。同アクションプランには、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進」することが掲げられ、これを踏まえた監督指針および金融検査マニュアルの改正が23年7月14日に行われた。

個人保証制度のあり方について見直しの機運が高まるなか、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という。)の最終延長期限(注)の到来も踏まえ、中小企業支援策としての個人保証制度のあり方について政策的な方向付けが必要であるとして、25年1月、中小企業庁と金融庁の共同により、「中小企業における個人保証等の在り方研究会」(以下「在り方研究会」という。)が設置された。

在り方研究会は、個人保証の契約時における課題（個人保証の活用実態や保証・担保に過度に依存しない新しい融資慣行や方法等）と個人保証の履行時等における課題（再生局面等における個人保証のあり方等）を整理し、5月に「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」を公表した。報告書では、課題解決策の方向性とともに、当該方向性を具体化したガイドラインの策定が適当である旨の考え方が示された。また、6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」にも、経営者本人による保証に関するガイドラインを本年のできるだけ早期に策定する旨が盛り込まれた。

日本商工会議所と全銀協は、在り方研究会の報告書で示された方向性の具体化を目的として、「経営者保証に関するガイドライン研究会」(以下「ガイドライン研究会」という。)を25年8月に設置し、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的かつ自立的な準則として、「経営者保証に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を12月5日に公表した。

これを受け、金融庁は、金融機関等に対してガイドラインの積極的な活用を要請するとともに、監督指針および金融検査マニュアルの一部改正(26年2月1日から適用)を行っ

た。

（注） 中小企業金融円滑化法の最終延長期限は、平成25年3月31日。後編第1編第1章第2節1. 中小企業金融円滑化法の制定および2度にわたる同法の期限延長を参照

5. NISAの創設

金融庁は、平成21（2009）年度税制改正要望にあたり、我が国金融・資本市場の競争力強化に向け、「貯蓄から投資へ」の流れの促進等に資する観点から、20年8月、上場株式や公募の株式投資信託等への非課税投資を可能とする「『日本版ISA』(注1)（小口の継続的長期投資非課税制度）の創設」などの税制改正要望を行った(注2)。その結果、与党「平成21年度税制改正大綱」に日本版ISAの創設が盛り込まれ、22年度税制改正において法制上の措置を講じることとされた。

22年度税制改正は、民主党中心の政権のもとで行われた。与党「平成22年度税制改正大綱」に「平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20％本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。」と定められ、24年1月1日から日本版ISAを導入することとされた。しかし、23年度の税制改正では、景気回復に万全を期すため、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10％軽減税率の2年延長が決定され、20％本則税率化にあわせて導入予定の日本版ISAの開始時期も26年1月1日まで延期された。

その後24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」において、日本版ISAの制度が成長戦略の観点から見直されることとなった。これを受け、金融庁は、25年度税制改正要望において、これまで3年間としていた毎年100万円までの非課税投資を行うことができる期間（投資可能期間）の恒久化などを要望した。自由民主党中心の政権下で25年1月29日に閣議決定された政府「平成25年度税制改正の大綱」では、恒久化は見送られたものの、投資可能期間が10年間に延長された(注3)。

日本版ISAは、3月30日に公布（4月1日施行）された「所得税法等の一部を改正する法律」により、租税特別措置法に定められ、26年1月1日からスタートした。

なお、25年4月30日、日本証券業協会や全銀協等で組織する「日本版ISA推進・連絡協議会」により、これまで日本版ISAと呼称されてきた

表1-2-1　NISAの概要

非課税対象	株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益
非課税投資枠	新規投資額で毎年120万円が上限（※1）（非課税投資枠は最大600万円）
非課税期間	最長5年（※2）
投資可能期間	平成26年1月1日～令和5年12月31日

※1. 平成27年以前分は100万円。未使用分があっても翌年以降への繰越しはできない。
※2. 期間終了後、新たな非課税投資枠への移管（ロールオーバー）による継続保有が可能
（備考）金融庁「NISAの概要」を加筆・修正

「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」の愛称が「NISA」と決定された。

また、NISAは、毎年の税制改正大綱に盛り込まれ、27年度税制改正では、非課税投資枠が28年1月1日より、100万円から120万円に引き上げられた（表1-2-1）。さらに、同日から、未成年者にNISA口座の開設を認めるジュニアNISAが導入され、4月からの投資が可能となった(注4)。

（注1）「日本版ISA」は、平成11年に英国で導入された投資への配当・譲渡益等を非課税とする個人貯蓄口座「ISA」(Individual Savings Account) の日本版。「NISA」の名称は25年4月から使用され、それまでは、「日本版ISA」等様々な呼び方がされていた。

（注2）リーマン・ショックに端を発した世界的な金融危機の影響による金融経済情勢の悪化を受け、平成20年10月30日に「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」が決定した「生活対策」において、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率10％の3年間延長や少額投資優遇措置の創設を含めた金融資本市場安定対策が打ち出された。これを踏まえ、金融庁は、改めて日本版ISAの創設をはじめとする所要の税制上の措置を要望した。

（注3）一方、「非課税期間」は、10年間から5年間に短縮された。

（注4）さらに、平成29年度税制改正において、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの長期・積立て・分散投資を促進するための「つみたてNISA」を創設することが盛り込まれ、30年1月1日より開始された（口座開設の受付は29年10月1日開始）。

6. 新しい自己資本比率規制

平成20（2008）年9月のリーマン・ショックを契機とした世界的な金融危機の発生を踏まえ、バーゼル銀行監督委員会(注1)は、バーゼルⅡの見直しを進め、22年12月に「より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な枠組み」(バーゼルⅢ）を公表した。これを受けて見直しが行われた自己資本比率規制の国際統一基準(注2)は、バーゼルⅢに即した内容となり、24年2月7日に自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の改正案が公表された後、3月30日に告示が公布され、25年3月31日から適用されることとなった。

一方、国内基準(注3)については、①我が国の実情を十分踏まえること、②金融機関の健全性を確保すること、③金融仲介機能が発揮されることなどを念頭に置いた検討が行われた。これは、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の最終期限が25年3月31日に到来するなか、金融機関による金融仲介機能の発揮が日本経済を支えるうえで非常に大きなテーマとなっていたためであった。

その結果、国内基準は、国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率（4％）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案したものとなった。

自己資本の質の向上を図るため、これまで基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）

に分かれていた自己資本の構成要素が質の高い資本等のみで構成される「コア資本」に一本化された。その結果、劣後ローンや土地再評価差額金など質の低い資本は、コア資本に算入しないこととなった。また、資本調達手段が限られる協同組織金融機関の特殊性に配慮し、非累積的永久優先出資(注4)を含む会員勘定にあたる項目が引き続きコア資本として算入可能とされた。

地域経済への影響という観点では、自己資本比率規制の潜在的な問題であるプロシクリカリティ（景気循環増幅効果）を抑制する策が盛り込まれた。景気や市場動向の悪化により、貸倒引当金の積増しや保有有価証券の評価損拡大により自己資本比率が低下することは、貸し渋りを招き、さらなる景気悪化につながる恐れがあった。これを回避するため、一般貸倒引当金のコア資本への算入上限を引き上げるとともに(注5)、その他有価証券の評価損益を自己資本比率算出に反映させない(注6)こととなった。

新たな自己資本比率規制（第1の柱）に係る告示は、24年12月12日に公表された後、25年3月8日に公布され、26年3月31日から適用されることとなった。また、原則10年間の経過措置が導入され、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施されることとなった(注7)。

（注1）バーゼル銀行監督委員会は、昭和49年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、G10中央銀行総裁会議によって翌50年に設立された機関。国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等国際的な基準の設定などについて幅広く検討を行っている。日本からは、金融庁および日銀が出席している。

（注2）国際統一基準とは、海外営業拠点（海外支店または海外現地法人）を有する預金取扱金融機関に適用される基準

（注3）国内基準とは、海外営業拠点（海外支店または海外現地法人）を有しない預金取扱金融機関に適用される基準

（注4）非累積的永久優先出資とは、告示「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」第4条第4項および第13条第4項に定める12の要件を満たす出資

（注5）従来の国内基準では、「リスク・アセット」の0.625％が自己資本（Tier2）への算入上限であったところ、「信用リスク・アセット」の1.25％が算入上限となった。

（注6）平成20年12月12日から24年3月31日まで適用され、その後、24年6月30日に26年3月30日まで適用が延期された「銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化措置」が盛り込まれる形となった。

（注7）その後、平成25年10月23日に自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示改正案が公表され、26年2月18日に公布（適用日は3月31日）された。

7. まち・ひと・しごと創生（地方創生）

昭和42（1967）年に1億人を超えた我が国の人口は、平成20（2008）年をピークに減少が始まった。少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来

にわたって活力ある社会を維持していくことは、我が国の喫緊の課題となっていた。

こうした状況を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生法」(以下「創生法」という。) が26年11月28日に公布・施行された。政府は、12月27日、創生法に基づき、今後目指すべき将来の方向性を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「長期ビジョン」という。) と27年度を初年度とする5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。) を閣議決定した (図1-2-2)。

地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生の主体と位置付けられ、国の総合戦略を勘案し、中長期を見通した「地方人口ビジョン」、5か年の「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方版総合戦略」という。) の策定に取り組むこととなった。(注1)

信用金庫をはじめとする地域金融機関は、創生法 (第5条) において、事業者に対する施策協力の努力義務が課せられていたことに加え、地域経済や地場の産業・企業の発展に貢献することが自らの健全性確保につながり、持続可能なビジネスモデルの構築に資するものであることから、まち・ひと・しごと創生に積極的に関わった。(注2)(注3) また、政府から地方公共団体に対して、地方版総合戦略の策定にあたり金融機関の積極的活用勧奨が行われたほか、金融機関と地方公共団体との連携例が紹介されるなど、(注4) まち・ひと・

図1-2-2　まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像

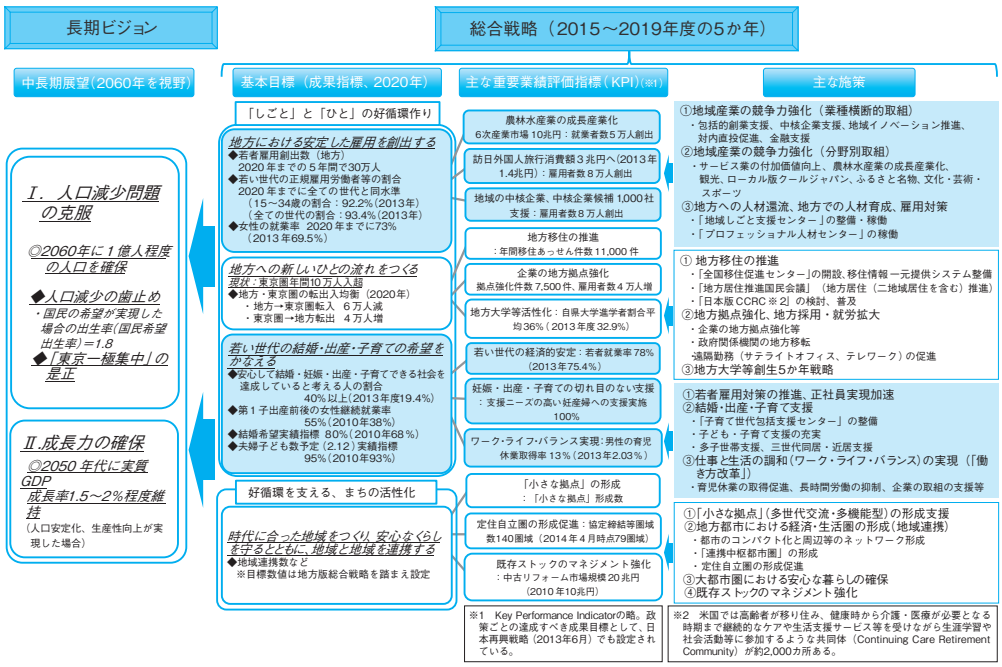

(備考) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部資料

しごと創生において、金融機関に期待される役割は大きかった。

「地方創生元年」となる27年、政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（以下「基本方針」という。）を策定し、6月30日に閣議決定した。基本方針は、国の総合戦略に掲げられた基本目標の達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応の方向をとりまとめたものであり、総合戦略の改訂を通じ、28年度以降の施策展開につなげていくものであった。この基本方針を踏まえ、政府は26年12月27日に閣議決定した総合戦略を改訂し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（以下「改訂版総合戦略」という。）を27年12月24日に閣議決定した(注5)。改訂版総合戦略では、政策メニューの拡充が行われた。また、地域の取組みを情報、人材、財政の面から支援するため、「地方創生版・3本の矢」として支援策を示した。具体的には、情報面（情報支援の矢）については地域経済分析システム（Regional Economy Society Analyzing System、略称RESAS）の拡充・普及促進等、人材面（人的支援の矢）では地方創生リーダーの育成・普及や地方創生コンシェルジュの設置等、財政面（財政支援の矢）では新型交付金（地方創生推進交付金）や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設等が盛り込まれた。

（注1）まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくためには、住民、民間事業者等の参加・協力が重要であるとして、地方版総合戦略は、住民、産官学金労等で構成される推進組織において方向性や具体策について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映される体制のもとで策定された。

（注2）金融庁の「平成27事務年度金融行政方針」では、「Ⅱ.金融行政の目指す姿・重点施策　2.金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保」のなかで、金融機関による地方創生への貢献を促している。

（注3）信金中金は、地方公共団体が策定した「地方版総合戦略」について、信用金庫が関与・推進していく際の支援ツールとして、平成27年度から、信用金庫向けに「地方創生支援パッケージ」（30年度から「地域創生支援パッケージ」に改称）を提供し、各種支援メニューに対応したコンサルティングを実施してきた。詳細は、後編第2編第2章第2節2.（3）ニ. 地方創生支援パッケージを参照

（注4）内閣官房まち・ひと・しごと創生本部「地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会」（平成27年4月3日）

（注5）総合戦略の改訂は、毎年度行われた。また、総合戦略の最終年度となる令和元年度には、2年度から6年度までの5か年を対象とした第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、元年12月20日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」とともに閣議決定された。

第３節　信用金庫の動向

1．信用金庫数、店舗数、常勤役職員数等の動向

平成25（2013）年度から27年度における信用金庫数は、3年間で5金庫減少し、27年度末には265金庫となった（表1-3-1、図1-3-1）。

この間、大阪では、合併により預金量が1兆円を超える「兆円規模」の信用金庫が相次いで誕生した（表1-3-2）。25年11月に、大阪市信用金庫、大阪東信用金庫、大福信用金庫の3金庫が合併し、大阪シティ信用金庫（合併時の預金量(注1)：2.2兆円）が誕生した。また、翌年26年2月には、十三信用金庫と摂津水都信用金庫が合併し、北おおさか信用金庫（合併時の預金量：1.2兆円）が誕生した。

過去の業界再編においては、他業態同様、実質的な救済合併といったケースも多くみられたが、こうした大規模な合併が続いた背景には、厳しい経営環境が続くとの見通しのもと、将来を見据えた経営行動の一環として合併を選択するという側面が強まったこ

表1-3-1　信用金庫数、店舗数、常勤役職員数、会員数

（単位：店、人）

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
店舗数	7,504	7,451	7,398	7,379
本店（信用金庫数）	270	267	267	265
支店	6,982	6,946	6,898	6,883
出張所	252	238	233	231
常勤役職員数	113,800	112,525	111,477	110,428
常勤役員	2,238	2,220	2,219	2,195
職員	111,562	110,305	109,258	108,233
男子	73,078	71,801	70,496	69,126
女子	38,484	38,504	38,762	39,107
会員数	9,305,143	9,282,698	9,270,457	9,273,887

図1-3-1　金庫数と店舗数

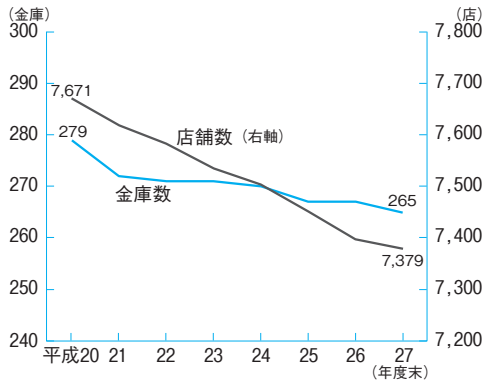

表1-3-2　信用金庫の合併

年度	年月日	変更前（旧金庫名）	変更後（新金庫名）	都道府県
平成25	25年11月 5日	大阪市 大阪東 大福	大阪シティ	大阪
	26年 2月24日	十三 摂津水都	北おおさか	大阪
27	28年 1月12日	大垣 西濃	大垣西濃	岐阜
	28年 2月15日	福井 武生	福井	福井

となどが影響したものと考えられる。

店舗数は、合併等に伴う重複店舗の統合や不採算店舗の廃止などにより、3年間で125店舗減少し、27年度末には7,379店舗となった。

常勤役職員数は、3年間で3,372人減少し、27年度末には11万428人となった。内訳をみると、ベテラン層の退職が続いた一方で、企業の人手不足感の高まりなどを背景とした採用難がみられたことなどが影響し、男性職員の減少が続いた。一方で、女性活躍の場の広がり等を受けて、女性職員は増加が続き、それにつれて女性職員比率は上昇傾向をたどり、27年度末には35.4％となった（図1-3-2）。この計数には、パート・派遣職員が含まれていないことから、この間、非正規職員の採用が浸透した時期であることを考慮すると、信用金庫内で業務に従事している女性職員は、さらに高いウエイトを占めていることが推測される。女性の活躍の場が広がりをみせた背景には、安倍政権が女性の活躍推進を成長戦略に掲げ、27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行(注2)され、信用金庫業界における女性職員のキャリア形成に対する関心が高まったことも影響したとみられる。

図1-3-2　常勤職員数と女性職員比率

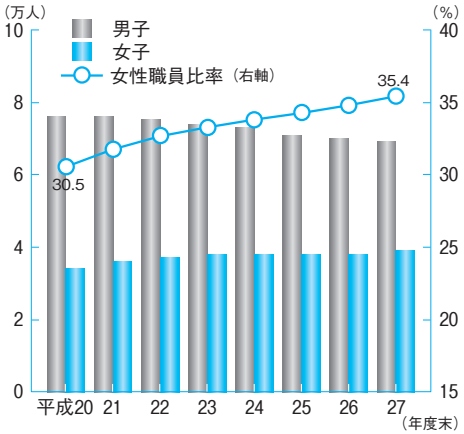

（備考）1. パート・派遣職員を除く。
2. 女性職員比率は、常勤役職員に占める女性職員の割合

なお、会員数は、所在がわからない、いわゆる「睡眠会員」の整理が進んだことなどにより、3年間で3万1,256人減少し、27年度末には927万3,887人となった。

（注1）合併時の預金量は、合併直前月末時点の預金量の単純合算を示した。
（注2）平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）では、国・地方公共団体、従業員301人以上の企業は、28年4月1日までに、(1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表、を行うことが義務付けられることになった（300人以下の企業は努力義務）。

2. 主要勘定の動向

(1) 預　　金

平成25（2013）年度から27年度における預金（譲渡性預金を除く。）は、3年間で9兆8,713億円増加し、27年度末には134兆7,476億円となった（図1-3-3、表1-3-3）。アベノミクスによる景気回復を背景とした企業収益の持ち直しや雇用・所得環境の改善がみ

られたほか、一部の大手信用金庫による預金獲得キャンペーンなどが押上げに寄与し、増加基調で推移した。

預金種類別にみると、要求払預金は、3年間で6兆6,062億円増加し、27年度末には50兆3,730億円となった。これは、雇用・所得環境の改善や中小企業の手元資金の積上がりなどがみられたほか、日銀が25年4月に導入した量的・質的金融緩和(注1)による低金利環境下において、定期性預金の満期資金や給与・年金資金等が要求払預金に滞留する傾向が続いたことなどが影響した。

図1-3-3　預金残高（預金種類別）

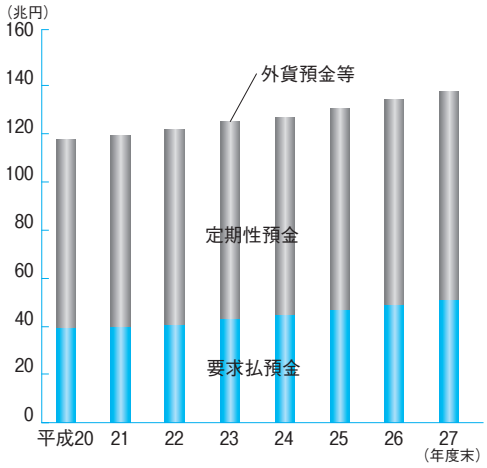

図1-3-4　個人向け国債の発行と償還

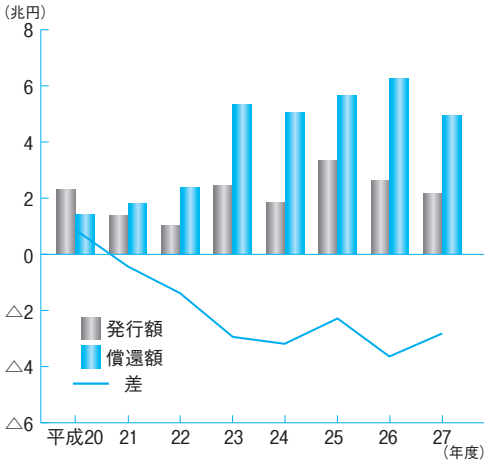

(備考) 日本証券業協会資料より作成

表1-3-3　信用金庫の預金種類別預金

(単位：億円)

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
預金計	1,248,763	1,280,602	1,319,433	1,347,476
要求払	437,668	459,125	483,819	503,730
定期性	806,621	817,509	831,514	840,685
外貨預金等	4,472	3,967	4,099	3,060
実質預金	1,246,612	1,279,037	1,317,889	1,345,990
譲渡性預金	510	580	625	791

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手･手形を差し引いたもの

表1-3-4　信用金庫の預金者別預金

(単位：億円)

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
預金計	1,248,761	1,280,600	1,319,432	1,347,474
個人預金	1,013,971	1,031,824	1,055,295	1,070,478
一般法人預金	195,132	203,425	216,436	227,566
公金預金	28,403	33,989	37,471	38,977
金融機関預金	11,250	11,357	10,224	10,448
譲渡性預金	510	580	625	791

(備考) 日銀「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による「表1-3-3　信用金庫の預金種類別預金」の預金計とは一致しない。

また、定期性預金も、個人向け国債の償還金の一部流入などの下支えにより、3年間で3兆4,064億円増加し、27年度末には84兆685億円となった。ただし、低金利を反映して普通預金等に資金を滞留させる動きが出たほか、26年1月に開始されたNISA（少額投資非課税制度(注2)）を利用した投資信託等への投資など、資金運用の多様化も影響し、増勢が鈍化する場面もみられた。

預金者別にみると、個人預金は、雇用・所得環境の改善に加え、個人向け国債の償還金の一部流入や一部の大手信用金庫による預金獲得キャンペーンなどにより、3年間で5兆6,507億円増加し、27年度末には107兆478億円となった（図1-3-4、表1-3-4）。また、一般法人預金も、企業収益が改善し、中小企業の手元資金が積み上がる傾向が強まったことなどから、3年間で3兆2,434億円増加し、27年度末には22兆7,566億円となった。

（注1）後編第2編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照
（注2）後編第2編第1章第2節5. NISAの創設を参照

(2) 貸 出 金

平成25（2013）年度から27年度における貸出金は、3年間で3兆6,326億円増加し、27年度末には67兆3,200億円となった（表1-3-5、図1-3-5）。金利水準の低下や節税対策などを背景に、不動産業向け貸出や住宅ローンがけん引し、増加基調で推移した。

表1-3-5　信用金庫の貸出先別貸出金

（単位：億円）

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
貸出金計	636,874	644,790	658,014	673,200
企業向け	409,200	412,056	419,282	427,068
地公体向け	45,157	47,660	50,633	52,729
個人向け	182,516	185,074	188,098	193,402

（備考）日銀「業種別貸出金調査表」より作成

図1-3-5　貸出金残高（貸出先別）

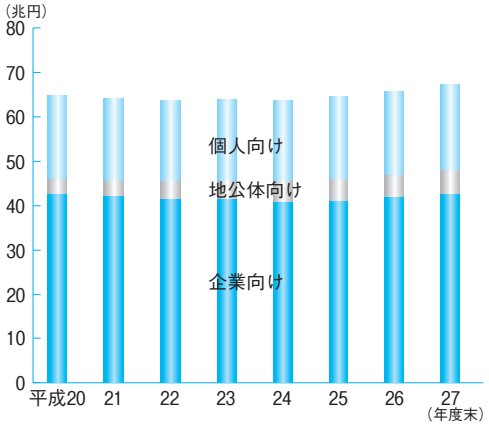

図1-3-6　不動産業向け貸出

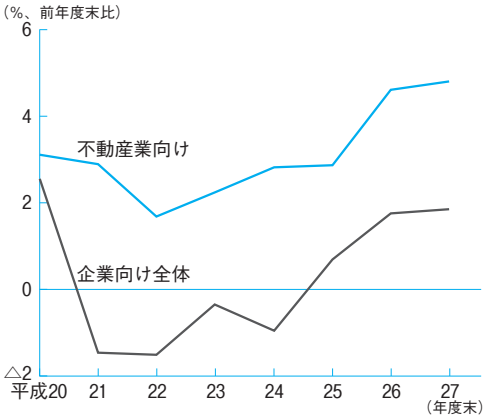

貸出先別にみると、企業向け貸出は、3年間で1兆7,868億円増加し、27年度末には42兆7,068億円となった。これは、アベノミクス効果などに伴う景気の持ち直しを反映して企業の資金需要が改善したほか、日銀による量的・質的金融緩和政策(注1)の導入後の金利低下、堅調な不動産市況、27年1月の相続税法の改正(注2)を受けた節税対策への関心の高まりなどを反映して、アパートローン（個人による貸家業向け貸出）等を含む不動産関連を中心に貸出が増加したことなどが影響した（図1-3-6）。

また、個人向け貸出も、雇用・所得環境が良好なうえ、金利水準が低下し、不動産市況も底堅く推移したことで、3年間で1兆886億円増加し、27年度末には19兆3,402億円となった。26年4月の消費税率引上げ（5%→8%）前の駆込み需要が住宅ローン残高を押し上げ、26年度に入っても低金利や住宅ローン減税制度の延長・拡充などで堅調な推移が持続した。

（注1）後編第2編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照
（注2）平成25年度税制改正に盛り込まれ、27年1月に施行された相続税法の改正では、基礎控除引下げによる課税ベースの拡大などが行われた。これを受けて課税対象が拡大したため、節税目的としての貸家の着工が増加した。

(3) 余資運用資産

平成25（2013）年度から27年度における余資運用資産は、預け金や有価証券の増加により、3年間で8兆9,484億円増加し、27年度末には77兆8,647億円となった（表1-3-6、

表1-3-6　信用金庫の余資運用

（単位：億円）

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
現金	14,501	15,048	14,662	14,440
預け金	275,885	297,649	314,770	327,585
うち信金中金預け金	211,611	227,989	246,111	264,394
コールローン	2,804	1,756	1,637	847
債券貸借取引支払保証金	0	0	0	0
買入金銭債権	3,493	2,105	2,386	2,058
金銭の信託	2,010	1,408	1,273	1,262
商品有価証券	53	32	30	25
有価証券	390,414	400,267	423,234	432,426
国債	105,777	101,633	99,338	93,047
地方債	72,574	80,324	87,450	94,737
短期社債	211	39	74	49
社債	162,413	167,223	171,206	171,054
株式	6,061	6,374	7,565	7,343
投資信託	6,701	8,770	17,754	25,494
外国証券	35,679	34,853	38,593	39,409
その他の証券	993	1,048	1,252	1,289
余資運用資産計	689,163	718,269	757,995	778,647

（備考）　余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

図1-3-7)。貸出金の伸びを上回るペースで預金の増加が続き、預貸率が依然として低下するなか、余資運用資産の増加が続いた。

科目別にみると、預け金は、信金中金預け金等の増加により、3年間で5兆1,700億円増加し、27年度末には32兆7,585億円となった。日銀による量的・質的金融緩和(注)が導入された25年4月以降、低金利環境が続くなか、国債等、円金利資産の運用による利ざやの確保が困難となり、預け金への滞留が増加した。

図1-3-7　余資運用資産

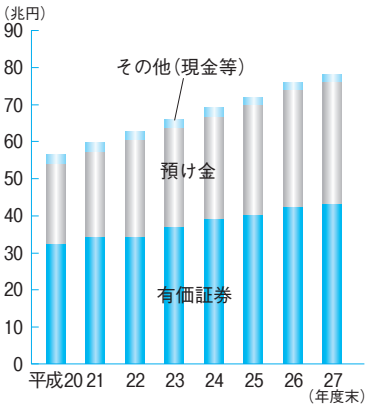

また、有価証券は、3年間で4兆2,012億円増加し、27年度末には43兆2,426億円となった。低金利環境を反映して、国債の減少が続いた一方、相対的に高い利回りが見込まれる地方債や社債などは増加基調で推移した(図1-3-8)。他方、国内債の運用収益が総じて目減りするなか、より高い利回りを求めて投資信託や外国証券などへの運用に軸足をシフトする動きがみられた。

結果として、有価証券残高全体に占める円金利資産の割合が低下し続けた一方、一般に円金利資産に比べて価格変動が大きいリスク性資産の割合は上昇が続いた。

図1-3-8　有価証券残高

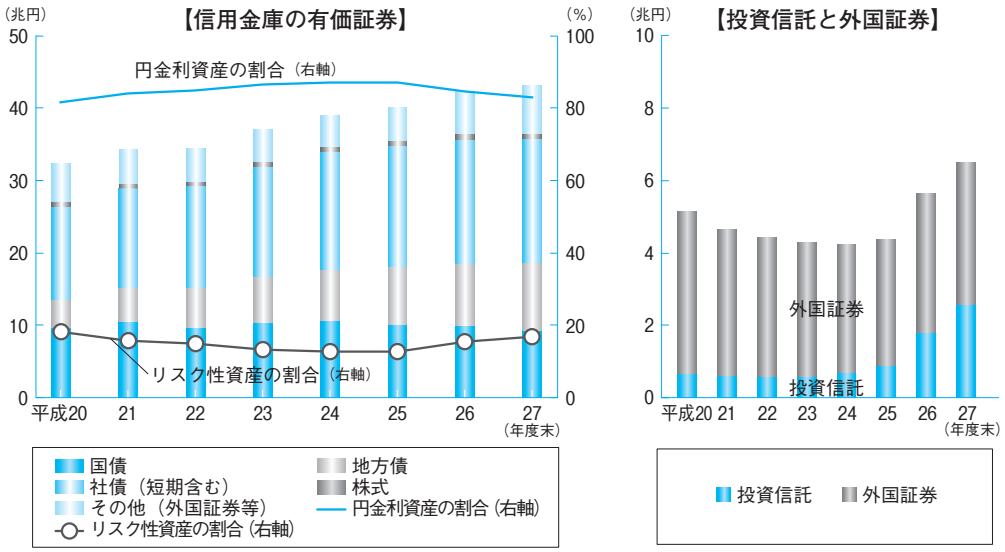

(備考) 1. リスク性資産＝株式＋投資信託＋外国証券＋その他の証券
2. 円金利資産＝国債＋地方債＋短期社債＋社債

(注) 後編第2編第1章第1節2.(1) 金融政策の動向を参照

3. 決算状況

(1) 損益の状況

平成25 (2013) 年度から27年度における損益の動きをみると、最終損益である当期純利益 (全信用金庫の合算ベース) は底堅く推移し、リーマン・ショックの影響による落ち込みから回復した21年度以降、27年度まで7期連続の黒字を確保した (図1-3-9、表1-3-7)。ただし、これには倒産件数の減少や企業業績の持ち直しに伴う信用コストの減少のほか、債券や株式の売却益を中心とした有価証券関係収益の増加などによる押上げ効果の影響が引き続き大きかった。

図1-3-9　当期純利益

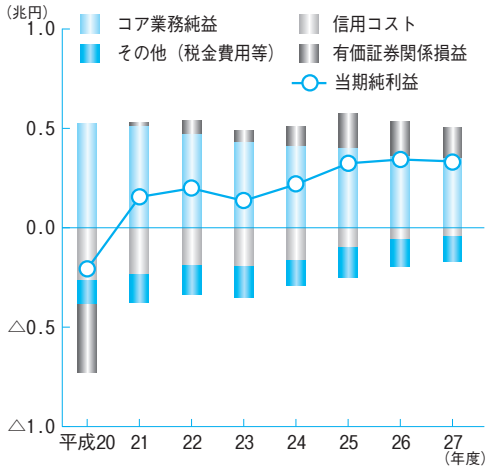

本業部分に目を向けると、本業での基礎的収益力を示すコア業務純益(注)が18年をピークに27年度まで9期連続の減少となるなど、最終損益の堅調な推移とは対照的に、本業の収益力の低下傾向に歯止めがかからない状況が続いた。

こうした状況を踏まえて、トップラインである業務粗利益の推移をみると、約9割を占める資金利益は減少傾向が続いた (図1-3-10)。これは、低金利環境が続く

表1-3-7　信用金庫の損益

(単位：億円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度
業務粗利益	19,427	18,720	18,680	17,918
資金利益	17,299	16,940	16,696	16,258
貸出金利息	13,403	12,693	12,453	12,069
預け金利息	1,013	984	966	894
有価証券利息配当金	4,064	4,292	4,335	4,370
預金利息	1,299	1,141	1,153	1,185
役務取引等利益	722	710	726	726
その他業務利益	1,406	1,069	1,257	932
経費	13,963	13,772	13,914	13,532
人件費	8,358	8,253	8,285	8,224
物件費	5,326	5,246	5,333	4,991
一般貸倒引当金繰入額	△ 102	△ 36	△ 37	△ 4
業務純益	5,566	4,984	4,803	4,391
(コア業務純益)	4,174	4,009	3,642	3,545
経常利益	3,197	4,522	4,634	4,430
当期純利益	2,165	3,228	3,413	3,337

(備考) 1. 業務粗利益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋経費
2. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
3. コア業務純益＝業務純益－債券5勘定尻＋一般貸倒引当金繰入額

図1-3-10　業務粗利益

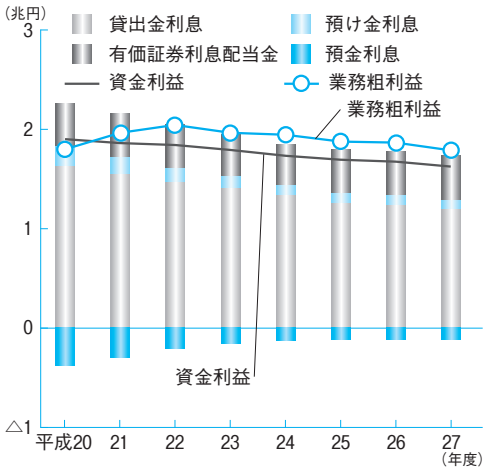

図1-3-11　経費と貸出金利息

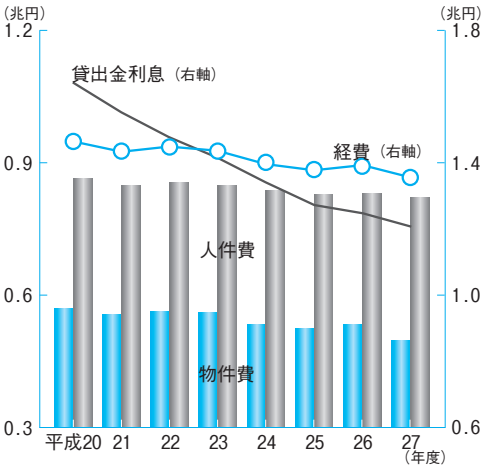

なか、貸出金利回りが低下し続けたことにより、貸出金利息の減少が資金利益を大きく押し下げた一方、短期市場金利がゼロ近辺で推移し、預金利回りの低下余地が小さくなっていたことなどが影響した。

一方、経費については、27年度に預金保険料率が引き下げられた影響もあり、物件費を中心に減少傾向が続いたものの、収益の柱である貸出金利息の落ち込み分をカバーするには至らなかった（図1-3-11）。

このように、信用コストの減少や有価証券関連収益による下支えによって最終損益は引き続き押し上げられたものの、本業部分に関しては貸出金利息の減少によって収益力が低下するといった状況が続くなど、信用金庫業界を取り巻く収益環境はさらに厳しくなった。

（注）コア業務純益は、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を戻し入れ、債券関係損益（債券5勘定尻）を差し引いたものである。このため、景気変動に伴う信用コストの増減や、保有債券の売却による益出しの影響を除いた本業での収益力を示す利益水準とされる。

(2) 経営指標の状況

平成25（2013）年度から27年度における預貸率は、3年間で1.04ポイント低下し、27年度末には49.93%となった（表1-3-8、図1-3-12）。貸出金の伸びを上回るペースで預金の増加が続き、依然として低下傾向で推移した。

収益の柱である貸出金利回りは、25年4月に日銀による量的・質的金融緩和が導入されるなか、他行との金利競争や地公体向け貸出の増加等もあり、3年間で0.30ポイント低下し、27年度には1.83%となった（図1-3-13）。

一方、預金利回りは、3年間で0.02ポイント低下し、27年度には0.08%となった。こ

表1-3-8　信用金庫の経営指標

（単位：%）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度
預貸率	50.97	50.32	49.84	49.93
預証率	31.25	31.24	32.06	32.07
資金運用利回り	1.44	1.37	1.31	1.24
貸出金利回り	2.13	2.01	1.93	1.83
余資運用利回り	0.79	0.79	0.76	0.72
有価証券利回り	1.08	1.10	1.07	1.04
資金調達原価率	1.23	1.18	1.15	1.09
預金利回り	0.10	0.09	0.08	0.08
経費率	1.12	1.09	1.06	1.01
人件費率	0.67	0.65	0.63	0.61
物件費率	0.42	0.41	0.40	0.37
預貸金利鞘	0.90	0.83	0.77	0.73
総貸金利鞘	0.21	0.19	0.15	0.15
ROA(総資産経常利益率)	0.24	0.33	0.33	0.30
自己資本比率（単体）	13.04	13.16	13.17	13.08

（備考）預貸率、預証率、自己資本比率は年度末

図1-3-12　預 貸 率

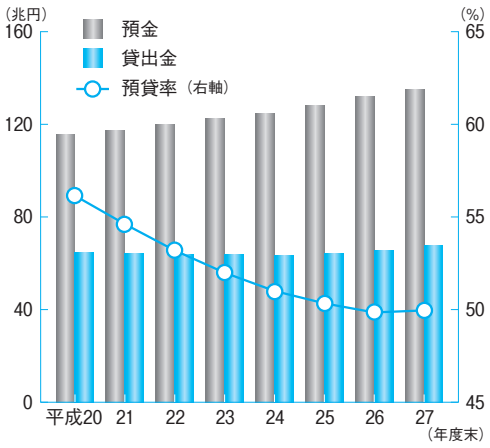

ちらも貸出金利回り同様、低下傾向が続いたものの、短期市場金利がゼロ近辺で推移するなか、相対的に低下幅は小さかった。

また、経費率も、27年度には制度要因（預金保険料率の引下げ）により前年度比の低下幅が比較的大きくなったものの、3年間の低下幅は0.11ポイントにとどまった。結果として、貸出金利回りの低下を経費率の低下でカバーできず、預貸金利鞘（＝貸出金利回り－預金利回り－経費率）は、縮小傾向が強まった。

こうしたなか、自己資本比率は、3年間で0.04ポイント上昇し、27年度末には13.08%となった。なお、日本では、海外に営業拠点をもたない国内基準行については新国内基準が25年度末以降段階適用されたが、この間、信用金庫の自己資本比率は最低所要水準である4%を大きく上回って推移した。

図1-3-13　預貸金利鞘と貸出金利回り

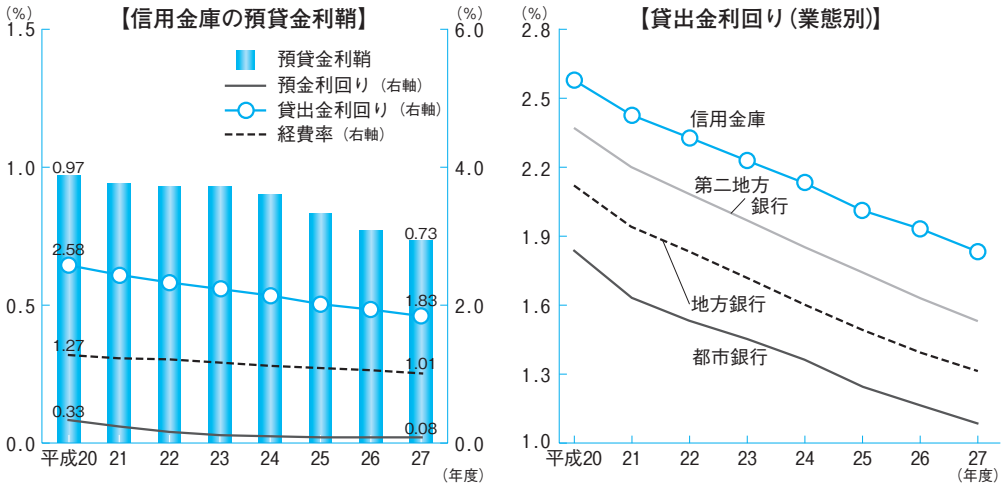

（備考）1. 預貸金利鞘＝貸出金利回り－預金利回り－経費率
2. 他業態の貸出金利回りの推移は、全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」より作成

第2章　信金中央金庫の動向

第1節　資金調達・資産運用

1．資金調達の動向

平成25（2013）年度から27年度にかけての資金調達の動向をみると、信用金庫の預貸率が依然として低下するなか、信用金庫からの余裕資金の流入が顕著であった。資金調達額は、預金の大幅増加を主因として、3年間で4兆1,518億円増加し、27年度末には32兆6,433億円となった（図2-1-1、表2-1-1）。なお、26年度末時点の資金調達額は30兆円を突破した。

図2-1-1　資金調達の状況

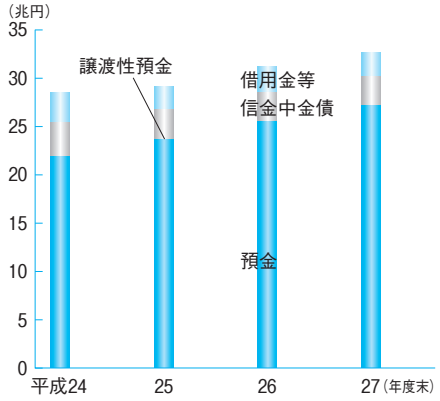

表2-1-1　資金調達の状況

（単位：億円、％）

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
資金調達合計	284,914	291,478	312,519	326,433
前年度末比	925	6,564	21,040	13,913
預金	220,103	236,840	255,652	272,366
前年度末比	4,017	16,736	18,812	16,714
構成比	77.3	81.3	81.8	83.4
要求払預金	19,223	19,702	18,514	18,347
定期性預金	199,717	215,842	233,547	251,386
１～３年もの	146,730	149,301	156,676	188,394
デリバティブ内包型預金	40,960	52,094	54,146	46,820
外貨預金等	1,162	1,294	3,590	2,632
譲渡性預金	17	52	58	1
信金中金債	35,483	31,681	30,077	30,555
前年度末比	△ 4,174	△ 3,802	△ 1,603	477
構成比	12.5	10.9	9.6	9.4
２年もの	－	－	－	－
５年もの	35,483	31,681	30,077	30,255
７年もの	－	－	－	100
10年もの	－	－	－	200
借用金等	29,309	22,904	26,730	23,509
前年度末比	1,068	△ 6,404	3,826	△ 3,221

(1) 預金の動向

資金調達の大宗を占める預金は、定期性預金の大幅増加を主因として、3年間で5兆2,262億円増加し、平成27 (2015) 年度末残高は27兆2,366億円となった。

預金種類別にみると、要求払預金は、普通預金等の減少により、3年間で875億円減少し、27年度末残高は1兆8,347億円となった。

一方、定期性預金は、3年間で5兆1,669億円増加し、27年度末残高は25兆1,386億円となった。これは、信用金庫の預貸率が依然として低下する厳しい運用環境のもと、信用金庫からの余裕資金が相対的に利回りの高い1～3年ものを中心とした定期預金に流入したことが主因となった。また、「SCBマルチコーラブル預金(注)」等のデリバティブ内包型預金にも引き続き流入がみられ、デリバティブ内包型預金全体の合計額は、3年間で5,860億円増加し、27年度末残高は4兆6,820億円となった (図2-1-2)。

図2-1-2　デリバティブ内包型預金の残高

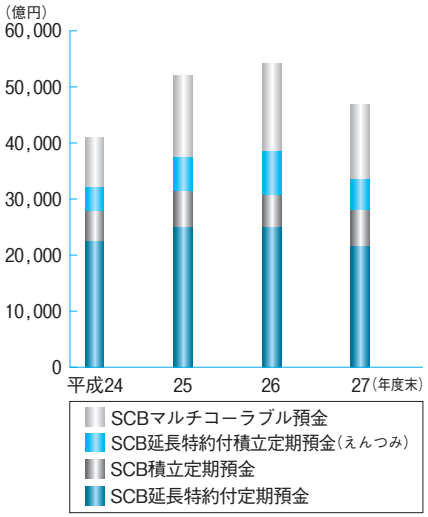

(注) 「SCBマルチコーラブル預金」は、信用金庫の余資運用ニーズに応えるため、平成25年2月18日に期間7年の商品を追加した。なお、取扱開始時点では、期間5年および10年の2種類としていた。

(2) 信金中金債の動向

信金中金債は、3年間で4,928億円減少し、平成27 (2015) 年度末残高は3兆555億円となった。これは、生命保険会社や信託銀行など機関投資家向けのほか、独立行政法人など官公庁等向けの資金運用ニーズに対応するため、各年6,000億円程度の発行を続けた一方、25年度および26年度に発行を上回る償還があったことが影響した (図2-1-3)。

図2-1-3　信金中金債の発行と償還

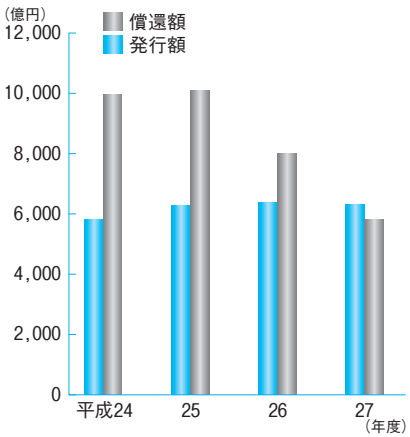

なお、27年度には、毎月発行の5年債に加え、9月に7年債 (100億円)、10年債 (200億円) を併せて発行した。これは、25年4月に導入された日銀による「量的・質的金融緩和政策」を受け市場金利が低水準で推移するなか、事業会社向けの長期貸出などに伴う対応として、ALMの観点か

ら実施したものである。

また、信金中金債の発行利率の決定に係る刻み幅について、28年3月債の募集より、0.025%（2.5bp）から0.01%（1bp）に変更した。これは、28年1月の日銀による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和政策」の導入に伴う市場金利の一段の低下を受け、より市場実勢を反映したきめ細かな利率設定を行うことができるように意図したものである。

(3) 借用金等の動向

借用金等は、コールマネーや債券貸借取引受入担保金の減少により、3年間で5,799億円減少し、平成27（2015）年度末残高は2兆3,509億円となった（表2-1-2）。

その内訳をみると、借入金は、信用金庫からの劣後ローンの借入れ(注1)等により、3年間で174億円増加し、27年度末残高は8,293億円となった。

なお、この間、日銀による「貸出増加を支援するための資金供給(注2)」に参加し、25年9月17日に100億円の借入れを行った。加えて、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション(注3)」に引き続き参加し、25年度から27年度まで各年度1,055億円の借入れを行い、本件の対象となる東日本大震災の被災地域の信用金庫に対して資金供給を実施した。

コールマネーは、3年間で4,706億円減少し、27年度末残高は483億円となった。特に、27年度末には前年度比3,000億円超の減少となったが、これは、28年1月以降、日銀による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和政策」の導入を受け、国内短期金融市場の金利がマイナス化し、コール市場全体が縮小したことが影響した。

債券貸借取引受入担保金は、3年間で1,905億円減少し、27年度末残高は1兆4,094億円

図2-1-4　主な外貨調達取引の状況（ドル調達）

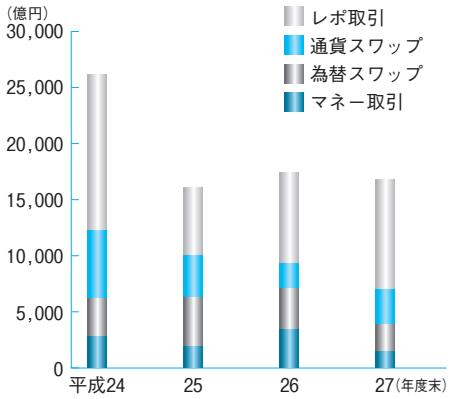

表2-1-2　借用金等の状況

（単位：億円）

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
借用金等	29,309	22,904	26,730	23,509
前年度末比	1,068	△6,404	3,826	△3,221
借入金	8,118	9,373	9,353	8,293
コールマネー	5,190	3,667	3,821	483
売現先勘定	－	354	739	638
債券貸借取引受入担保金	15,999	9,509	12,817	14,094

となった。これは、25年5月以降、FRBによるQE3の縮小が意識[注4]されるなか、将来の米国金利の上昇を見据え、金利リスク量を抑制すべく、米国債等の残高の圧縮を進めたことで、レポ取引（現金担保付債券貸借取引）による外貨資金調達が減少したことなどが背景にあった（図2-1-4）。

（注1）信金中金は、平成26年3月24日に信用金庫から劣後ローン1,624億円を新たに借り入れた。なお、当該借入れの概要については、後編第2編第2章第6節2.（1）信用金庫からの劣後ローンの借入れを参照
（注2）日銀は、金融機関のより積極的な行動と企業等の前向きな資金需要の増加を促す観点から、貸出残高を増やした金融機関に対し、希望に応じてその増加額の2倍相当額まで、低利かつ長期で資金供給する枠組みとして、「貸出増加を支援するための資金供給」を平成24年12月に創設した。
（注3）後編第1編第2章第5節6.（7）日銀「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を活用した被災地信用金庫への資金供給を参照
（注4）平成25年5月にバーナンキFRB議長は、持続的な回復を示す米雇用市場を背景に議会証言にて近い将来の量的緩和の縮小を示唆した。その後、Fedは、25年12月のFOMCで資産購入額の減額を決定した。

2. 資産運用の動向

平成25（2013）年度から27年度にかけての資産運用の動向をみると、資産運用額は、短期市場運用や貸出金の増加を主因として、3年間で4兆6,653億円増加し、27年度末には34兆6,535億円となった（図2-1-5、表2-1-3）。この間、信用金庫からの余裕資金流入等に伴う資金調達が引き続き拡大したことを受け、資産運用残高は増勢を強めた。

また、これに伴い、資産運用全体に占める短期市場運用の割合は、3年間で13.9ポイント上昇の28.1％となったほか、貸出金の割合は、同1.3ポイント上昇の19.5％となった。一方、有価証券の割合は、同14.2ポイント低下の51.5％となった。

図2-1-5　資産運用の状況

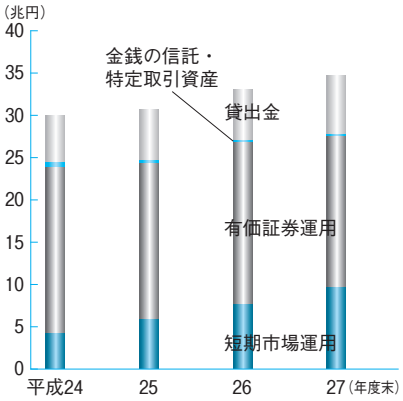

表2-1-3　資産運用の状況

（単位：億円、％）

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
資産運用合計	299,882	306,882	330,410	346,535
前年度末比	3,354	6,999	23,528	16,125
短期市場運用	42,678	59,669	77,302	97,366
構成比	14.2	19.4	23.4	28.1
有価証券運用	196,812	184,505	191,321	178,394
構成比	65.6	60.1	57.9	51.5
金銭の信託・特定取引資産	5,790	2,949	2,929	3,137
構成比	1.9	1.0	0.9	0.9
貸出金	54,601	59,758	58,857	67,638
構成比	18.2	19.5	17.8	19.5

これは、市場金利の低下に伴い、債券による運用が難しいなか、結果として有価証券運用から短期市場運用へのシフトが進んだことが背景にあった。

(1) 市場運用の動向

国内金融市場では、平成25 (2013) 年4月に導入された日銀による「量的・質的金融緩和政策」のもと、市場金利の低下が継続するとともに、長短金利差の縮小が進んだ。これに伴い、信金中金には信用金庫からの余裕資金の流入が続いた。このようななか、25年4月にスタートさせた中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2013[注1]」において「ポートフォリオの最適化による財務および収益の安定性向上」や「サブポートフォリオの構築・拡充」を掲げ、投融資環境の変化に応じたポートフォリオ運営を実施した。また、分散投資の考え方のもと、円金利資産によるポートフォリオ(コアポートフォリオ)を軸として、市場・商品・投資時期・金額等の分散を図りながら、グローバル運用の積上げやプロジェクトファイナンスなど、新たな収益の源泉となる複数のポートフォリオ(サブポートフォリオ) の構築・拡充に段階的に取り組んだ (図2-1-6)。

25年度から27年度にかけての市場運用の動向をみると、市場運用額は、短期市場運用の増加により、3年間で3兆6,269億円増加し、27年度末には27兆5,760億円となった(表2-1-4)。

短期市場運用は、預け金の大幅増加を主因として、3年間で5兆4,688億円増加し、27年度末には9兆7,366億円となった。これは、25年4月以降、日銀が「量的・質的金融緩

図2-1-6　サブポートフォリオの構築・拡充イメージ

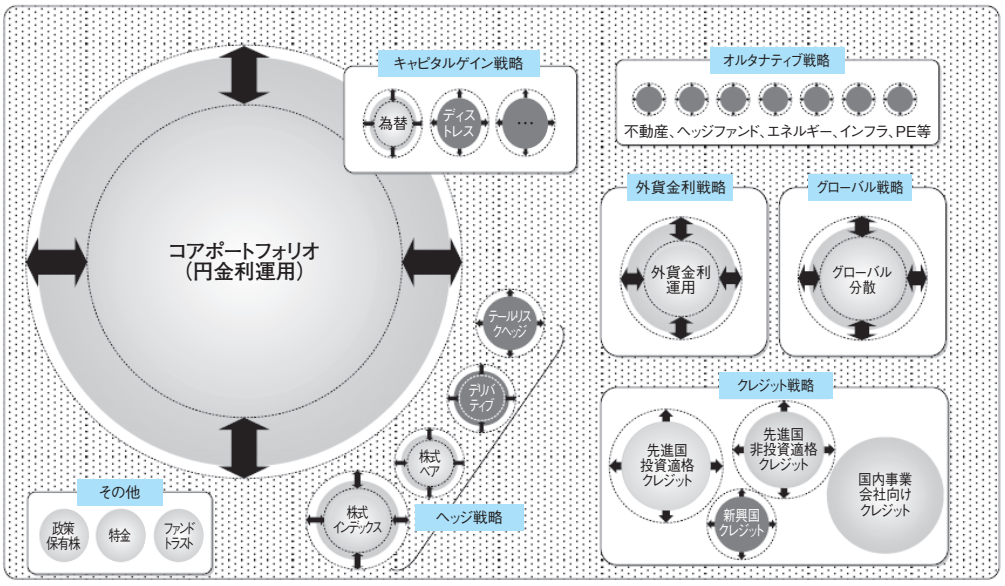

表2-1-4　市場運用の状況

（単位：億円）

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
市場運用合計	239,490	244,174	268,624	275,760
前年度末比	2,396	4,683	24,449	7,136
短期市場運用	42,678	59,669	77,302	97,366
前年度末比	11,826	16,991	17,633	20,063
現金	173	70	168	152
預け金	30,902	49,202	68,375	90,916
コールローン等	8,303	7,700	6,460	4,551
買入金銭債権	3,298	2,695	2,298	1,746
有価証券運用	196,812	184,505	191,321	178,394
前年度末比	△ 9,430	△ 12,307	6,816	△ 12,927
うち国債	122,498	114,751	112,236	98,396
うち地方債	2,206	1,849	1,754	3,576
うち社債	19,906	24,230	28,292	29,423
うち株式	895	922	1,198	1,112
うち投資信託	2,908	3,426	4,402	5,162
うち外国証券	45,863	36,879	40,921	38,289

和政策」のもとで長期国債の大量購入等を進めるなか、運用手段の確保が困難となったことで日銀当座預金への預入を増加させたことが背景にあった（図2-1-7）。

図2-1-7　預け金の状況

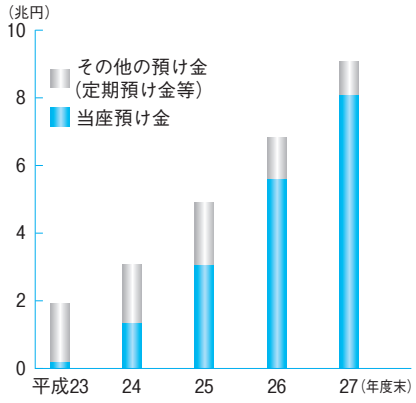

図2-1-8　有価証券運用の状況

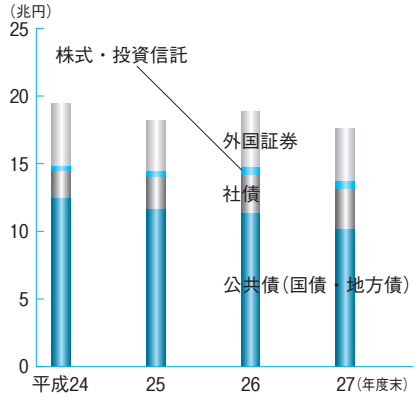

一方、有価証券運用は、国債や外国証券の減少を主因として、3年間で1兆8,418億円減少し、27年度末には17兆8,394億円となった（図2-1-8）。

その内訳をみると、国債は、中・長期国債の償還・売却により、3年間で2兆4,101億円減少し、27年度末には9兆8,396億円となった。

社債は、信用力や流動性の高い政府保証債の購入等により、3年間で9,516億円増加し、27年度末には2兆9,423億円となった。

株式および投資信託について、株式は、3年間で217億円増加し、27年度末には1,112億円となったほか、投資信託は、3年間で2,253億円増加し、27年度末には5,162億円となった。特に、投資信託の増加幅が大きかったが、これは、国内株式市場において、アベノミクスに対する期待や日銀による緩和的な金融政策を背景とした緩やかな株価上昇が続くとの見通しのもと、国内株式インデックス型の投資信託（ETFを含む。）の購入などを継

続したほか、相場急変の影響を抑制するため、株式ベア型ファンド(注2)などにも取り組んだことなどが寄与した。

外国証券は、3年間で7,574億円減少し、27年度末には3兆8,289億円となった。特に、25年度末には9,000億円弱の減少となったが、これは、上述のとおり、25年5月以降、FRBによるQE3の縮小が意識されるなか、将来の米国金利の上昇を見据え、金利リスク量を抑制すべく、米国債等の残高の圧縮を進めたことなどが影響した。一方、リスク分散型の外国投資信託（グローバル分散ファンド）については、ポートフォリオの大宗を占める円金利資産との相関性が低く、また運用規模に対応できる投資対象として、投資銘柄や投資時期の分散を図りつつ、残高の積上げを図った。

市場運用部フロア風景

（注1）後編第2編第2章第4節3. 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2013」を参照
（注2）株式ベア型ファンドとは、株価指数先物の利用により、基準価格の値動きが日経平均株価やTOPIX等の株式インデックスの値動きとおおむね逆となる投資成果（リターン）を目指すファンドを指す。

（2）貸出金の動向

平成25（2013）年度から27年度における貸出金の動向をみると、貸出金合計は、国・政府関係機関向けの貸出を中心に会員外直接貸出などが増加したことを主因に、3年間で1兆3,036億円増加し、27年度末残高は6兆7,638億円となった（表2-1-5）。

表2-1-5　貸出金の状況

（単位：億円、%）

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
貸出金合計	54,601	59,758	58,857	67,638
前年度末比	854	5,156	△ 900	8,780
代理貸付金	2,759	2,663	2,657	2,554
前年度末比	△ 361	△ 96	△ 5	△ 102
構成比	5.1	4.5	4.5	3.8
会員外直接貸出	47,916	53,305	52,322	60,730
前年度末比	738	5,389	△ 983	8,408
構成比	87.8	89.2	88.9	89.8
国・政府関係機関	19,492	27,653	28,437	36,354
地方公共団体	4,574	3,840	3,362	3,194
地方公社等	108	78	110	61
公益法人・第３セクター	757	546	218	205
預保・保有株式取得機構	588	389	1	－
事業会社等	21,817	20,067	19,148	19,944
会員向け直接貸出	3,925	3,788	3,877	4,352
前年度末比	477	△ 136	88	475

イ．会員外直接貸出の動向

平成25（2013）年度から27年度における会員外直接貸出は、3年間で1兆2,814億円増加し、27年度末残高は6兆730億円となった。

その内訳をみると、国・政府関係機関向けの貸出は、3年間で1兆6,861億円増加し、27年度末残高は3兆6,354億円となった。この背景には、短期市場運用の代替として地方交付税等特別会計向けの短期貸出金などへの積極的な応札を継続したことがあった。

一方、地方公共団体向けの貸出は、地銀等との金利競争が依然として厳しく、3年間で1,379億円減少し、27年度末残高は3,194億円となった。

また、事業会社向けの貸出は、3年間で1,872億円減少し、27年度末残高は1兆9,944億円となった。市場における資金余剰、日銀の成長基盤強化や貸出増加を支援するための資金供給(注)、長期金利の低下等により、地銀等からの低金利攻勢が激しさを増したことで事業会社向け貸出は減少した。

（注）日銀は、平成22年度以降、成長基盤強化や貸出増加に向けた金融機関の取り組みを金融面から支援するための資金供給の枠組みを、時限措置として導入した。「成長基盤強化を支援するための資金供給」については、金融機関が成長基盤の強化に向けた取り組みを進めるうえでの「呼び水」としての効果を発揮する狙いから、わが国経済の成長に資する融資・投資を行う金融機関に対し、日銀が低利かつ長期の資金を供給する枠組みとして22年6月に導入した。また、「貸出増加を支援するための資金供給」については、金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、貸出残高を増やした金融機関に対し、希望に応じてその増加額の2倍相当額まで、低利かつ長期で資金供給する枠組みとして24年12月に導入した。

ロ．代理貸付の動向

平成25（2013）年度から27年度における代理貸付の残高は、3年間で204億円減少し、27年度末残高は2,554億円となった。信用金庫を取り巻く貸出環境が厳しいなか、代理貸付の利用低迷、他行借換え等による既往貸出の繰上償還が継続したため、残高減少が

表2-1-6　代理貸付の商品別利用状況

（単位：金庫、億円）

		平成24年度	25年度	26年度	27年度
代理貸付	金庫数	69	100	114	114
	実行額	460	536	554	510
うち地域活性化ローン	金庫数	28	33	9	－
	実行額	43	52	3	－
うちスーパー！	金庫数	13	9	10	8
	実行額	4	4	6	6
うちハイパー！およびハイパー500	金庫数	－	56	95	90
	実行額	－	61	217	156
うちハイパーL	金庫数	－	－	－	62
	実行額	－	－	－	59

（備考）「SCB事業資金特別ローン『ハイパー！』」は平成25年9月2日から、「SCB事業資金特別ローン『ハイパー500』」は26年4月1日から、「SCB事業資金特別ローン『ハイパーL』」は27年5月8日からそれぞれ取扱開始

続いた。

この間、信用金庫の貸出金増強施策の一環として、25年9月2日に日銀の貸出増加を支援するための資金供給制度を活用した「SCB事業資金特別ローン『ハイパー！』」、26年4月1日に「SCB事業資金特別ローン『ハイパー500』」、27年5月8日に「SCB事業資金特別ローン『ハイパーL』」の取扱いをそれぞれ開始(注)した。この背景には、金融機関間の顧客獲得競争が継続し、他金融機関からの低金利攻勢が一層強まるなか、既存の代理貸付商品の金利競争力が相対的に低下したことで、信用金庫の競争力の維持・向上に資する固定金利型の低金利商品が求められたことがあった。

なお、主な代理貸付関連商品の利用実績は表2-1-6のとおり。

（注） 後編第2編第2章第2節1. 各種金融商品の提供を参照

ハ. 融資形態の多様化推進

分散投資の考え方のもと、円金利資産によるポートフォリオ（コアポートフォリオ）以外の新たな収益源となるサブポートフォリオの構築・拡充の一環として、PFI事業向け融資、インフラファイナンス、航空機・船舶ファイナンス、不動産ノンリコースローン等のプロジェクトファイナンス融資に引き続き取り組んだ（表2-1-7）。

そのようななか、プロジェクトファイナンス推進のため、海外駐在員事務所･現地法人や海外の金融機関等からの情報収集活動を積極的に行い、見込み案件の獲得に努めたところ、天然ガスや石油等のエネルギー関連事業を中心とした海外向けインフラファイナンス案件が大きく増加した。また、国内向けには、再生可能エネルギーに対して社会的関心が高まるなか、太陽光発電事業の案件に対する取組みを平成25（2013）年度に新たに開始した。これらの取組みの結果、インフラファイナンス向け融資残高は、3年間で268億円増加し、27年度末残高は515億円となった。

一方、PFI事業向け融資については、依然として市場全体の新規案件数が細るなか、

表2-1-7　融資形態の多様化に係る取組状況

（単位：件、億円）

		平成24年度	25年度	26年度	27年度
ＰＦＩ	件数	0	1	2	0
	契約額	0	74	74	0
	末残	708	655	666	661
インフラファイナンス等	件数	2	4	4	2
	契約額	27	114	218	93
	末残	247	314	433	515
航空機・船舶ファイナンス	末残	399	264	143	78
不動産ノンリコースローン	末残	824	643	427	391

（備考）PFIの契約額は各年度中における契約額の合計

表2-1-8　PFI融資実績（平成25～27年度）

（単位：件、億円）

	事 業 名	事業の公共主体	信金中金の役割
平成25年度（1件）	東京国税局整備等事業	国	フィナンシャルアドバイザー兼リード・アレンジャー（主幹事）
26年度（2件）	準天頂衛星システムの運用等事業	国（内閣府）	参加
	川崎市スポーツ・文化複合施設整備等事業	神奈川県川崎市	リード・アレンジャー

地方銀行等による低金利攻勢が継続し、落札件数は低調に推移した（表2-1-8）。また、航空機・船舶ファイナンスや不動産ノンリコースローンについても、リーマン・ショック以降の低迷が継続し、融資残高は減少した。

第２節　信用金庫の業務機能の補完

１．各種金融商品の提供

（1）預金関連商品

イ．しんきん東日本大震災こども応援定期積金Ⅱ

信金中金では、平成23（2011）年3月の東日本大震災発生以降、23年度と24年度に、募集総額の一定割合を寄附する定期積金(注)を取り扱い、多くの信用金庫の協力の結果、6億円を超える寄附を行った。

しかし、被災地の復興は道半ばであり、継続的な支援が必要な状況にあったため、東日本大震災に係る震災遺児・孤児ならびに被災児童の就学等を支援し、これにより同地域の発展に資することを目的とした「しんきん東日本大震災こども応援定期積金Ⅱ」（表2-2-1）の取扱いを25年6月3日から開始した。

同定期積金は、「しんきん東日本大震災こども応援定期積金」と同様、募集総額の0.25％を信金中金が寄附するものであり、64金庫での取扱いの結果、募集総額は986億円となり、26年2月10日、2億4,650万円を寄附した。なお、寄附先および寄附額の内訳は、岩手県「いわての学び希望基金」7,750万円、宮城県「東日本大震災みやぎこども育英基金」1億3,290万円、福島県「福島県東日本大震災子ども支援基金」3,610万円であった。

表2-2-1　しんきん東日本大震災こども応援定期積金Ⅱの概要

名称	しんきん東日本大震災こども応援定期積金Ⅱ（愛称は信用金庫にて設定）
掛込期間	5年および10年（信用金庫にて選択）
取扱期間	平成25年6月3日から26年1月31日の間で信用金庫が任意の期間を設定
募集総額	信用金庫が信金中金と約定する復興支援専用SCB積立定期預金と同額 なお、復興支援専用SCB積立定期預金は、1信用金庫あたりの契約額上限を原則100億円とし、復興支援専用SCB積立定期預金の取扱期間中に申込契約額の全額を約定することとする。

（注）平成23年5月27日に「しんきん震災復興支援定期積金」、24年7月2日に「しんきん東日本大震災こども応援定期積金」を取り扱った。詳細は、後編第1編第2章第2節1.（1）ロ．東日本大震災復興支援商品を参照

ロ．「しんきんの絆」復興応援定期積金

東日本大震災発生以降、3年にわたり被災地支援のための寄附を行う定期積金(注1)を取り扱ってきたが、信金中金では、東日本大震災からの復興は、3年という短い期間で完了するものではなく、腰を据えて取り組むべき課題であるととらえ、今後も信用金庫業界

の絆を結集した継続的な支援が必要であると考えていた。

このようななか、被災信用金庫や営業推進部復興支援対応室などからは、被災地では避難生活の長期化等により被災者の心身への負担が増大しており、復興の第2ステージとして、被災者一人ひとりの日常生活の再建を支援することが重要であるとの意見が出ていた。一方、特定非営利活動法人や一般社団法人等がこうした支援に取り組んでいたが、草の根レベルの支援活動に対する行政・民間の支援は十分とはいえず、被災信用金庫からも、継続的な支援を望む声が寄せられている状況にあった。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、「『しんきんの絆』復興応援定期積金」(表2-2-2) を取り扱うこととした。同定期積金は、認定特定非営利活動法人日本NPOセンター(以下「日本NPOセンター」という。) が設置している「東日本大震災現地NPO応援基金(特定助成)」のなかに、信金中金が信用金庫業界独自の取組みとして「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト(注2)」を立ち上げ、募集総額の一定割合(注3)を寄附するものであった。

同定期積金は、2度にわたって取り扱い、平成26 (2014) 年9月1日から取扱いを開始した「『しんきんの絆』復興応援定期積金」は、47金庫による取組みの結果、募集総額が580億円に達し、1億4,500万円を寄附した。

さらに、集中復興期間の最終年度である27年度には、第2弾として27年6月1日から「『しんきんの絆』復興応援定期積金Ⅱ」(表2-2-3) の取扱いを開始した。同定期積金は、復興関連定期積金のなかで最多となる96金庫による取組みの結果、募集総額は1,367億円に達し、2億7,352万円を寄附した。

表2-2-2 「しんきんの絆」復興応援定期積金の概要

名称	「しんきんの絆」復興応援定期積金 (愛称は信用金庫にて設定)
掛込期間	5年
取扱期間	平成26年9月1日から27年3月31日の間で信用金庫が任意の期間を設定
募集総額	信用金庫が信金中金と約定する復興支援専用SCB積立定期預金と同額 なお、復興支援専用SCB積立定期預金は、1信用金庫あたりの契約額上限を原則100億円とし、復興支援専用SCB積立定期預金の取扱期間中に申込契約額の全額を約定することとする。

(備考) 取扱開始時点

表2-2-3 「しんきんの絆」復興応援定期積金Ⅱの概要

名称	「しんきんの絆」復興応援定期積金Ⅱ (愛称は信用金庫にて設定)
掛込期間	5年
取扱期間	平成27年6月1日から28年3月31日の間で信用金庫が任意の期間を設定
募集総額	信用金庫が信金中金と約定する復興支援専用SCB積立定期預金と同額 なお、復興支援専用SCB積立定期預金は、1信用金庫あたりの契約額上限を原則100億円とし、復興支援専用SCB積立定期預金の取扱期間中に申込契約額の全額を約定することとする。

(備考) 取扱開始時点

（注1）「しんきん震災復興支援定期積金」および「しんきん東日本大震災こども応援定期積金」は、後編第1編第2章第2節1.（1）ロ. 東日本大震災復興支援商品を参照。また、「しんきん東日本大震災こども応援定期積金Ⅱ」は、後編第2編第2章第2節1.（1）イ. しんきん東日本大震災こども応援定期積金Ⅱを参照。なお、各商品の取扱金庫数、募集総額および寄附額は次のとおり。

	取扱金庫数	募集総額（億円）	寄附額（百万円）
しんきん震災復興支援定期積金	70	1,628	407
しんきん東日本大震災こども応援定期積金	74	1,022	255
しんきん東日本大震災こども応援定期積金Ⅱ	64	986	246

（注2）後編第2編第2章第5節4.（1）「しんきんの絆」復興応援プロジェクト（第Ⅰ期）、後編第3編第2章第5節11.（1）「しんきんの絆」復興応援プロジェクト（第Ⅱ期）および全体交流会、後編第3編第2章第5節11.（2）「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」の経費残金等を活用したフォローアップ助成を参照

（注3）「しんきんの絆」復興応援定期積金では募集総額の0.25%、「しんきんの絆」復興応援定期積金Ⅱでは同0.2%を寄附した。

（2）融資関連商品

イ．代理貸付

平成22（2010）年9月10日から取扱いを開始した特別金利商品「SCB地域活性化ローン」[注1]は、取扱期間を26年6月30日まで2回延長していたが、この間も金利競合は激しさを増し、信用金庫の貸出推進支援のためには、新規先獲得や他行攻勢の防衛に資する、より競争力のある特別金利商品が必要であった。

こうした状況を踏まえ、25年度から毎年、代理貸付の特別金利商品の取扱いを行った。

9月から取扱いを開始した「ハイパー！」は、取扱期間が7か月間であったが、利用金庫数56金庫、実行額61億円となり、通年で取り扱っていた「SCB地域活性化ローン」の25年度実績（利用金庫数33金庫、実行額52億円）を上回った。

また、「ハイパー！」（貸付期間3年以内）の取扱終了後、26年4月1日からは、より長期の貸付けに対応できる「ハイパー500」（貸付期間5年以内）の取扱いを開始した。さらに、27年5月8日から、5年超10年以内の貸付けに対応する「ハイパーL」を取り扱い、10年以内の貸付けに対して低金利で対応できる商品構成とした（表2-2-4）。これら特別金利商品の利用金庫数・実行額は、「ハイパー500」が26年度：95金庫・217億円、27年度：90金庫・156億円、「ハイパーL」が27年度：62金庫・59億円となった[注2]。

表2-2-4　特別金利商品の概要

名　称	ハイパー！	ハイパー500	ハイパーL
貸付期間	3年以内	5年以内	5年超10年以内
貸付利率	固定		
取扱期間	平成25年9月2日～26年3月31日（実行ベース）	26年4月1日～27年3月31日（実行ベース）	27年5月8日～28年3月31日（実行ベース）

（備考）取扱開始時点

なお、「ハイパー500」と「ハイパーL」は、令和3（2021）年3月31日まで取扱期間を延長した。

（注1）後編第1編第2章第2節1.（2）イ.（イ）SCB地域活性化ローンを参照

（注2）平成28年度以降の実績は以下のとおり。

（単位：億円）

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
ハイパー500	利用金庫数	85	104	102	85
	実行額	168	188	244	159
ハイパーL	利用金庫数	73	86	84	82
	実行額	163	178	177	139

ロ．しんきん長期固定金利ローンサポート

長期固定貸出制度「しんきん長期固定金利ローンサポート」（以下「ローンサポート」という。）の特別金利商品である「SCB地域活性化ローンⅡ」[注1]（以下「活性化ローンⅡ」という。）は、平成23（2011）年2月14日から取扱いを開始し、信用金庫において新規取引先開拓等で活用されていた。

しかし、活性化ローンⅡの資金使途は、「貸出の新規実行（既往貸出の借換えを含む。）または私募債の新規引受けに係る金利リスクを回避するための資金」であり、既往の貸出・私募債の金利リスク回避のための活用は制限されていた。

このため、さらなる長期固定金利貸出の推進に資することを目的として、27年5月8日から、「SCB地域活性化ローンα（アルファ）」（以下「活性化ローンα」という。）（表2-2-5）の取扱いを開始した。活性化ローンαは、既往の貸出・私募債の金利リスクを回避するために活用することが可能であり、活性化ローンⅡよりも金利水準を引き下げた商品であった。

活性化ローンαは、取扱期限である28年3月31日までの1年弱の間に34金庫で利用され、実行額は639億円となった[注2]。

表2-2-5　活性化ローンαの概要

貸付形式	証書貸付
貸付金額	5,000万円以上
貸付期間	7年超30年以内
貸付利率	固定金利
資金使途	貸出または私募債に係る金利リスクを回避するための資金（既往分も可）
担保	信金中金に預入するまたは預入している定期性預金、保有している信金中金債（振替社債）
弁済方法	期日一括弁済または3・6か月ごとの残債（不）均等弁済
取扱期間	平成27年5月8日～28年3月31日（約定ベース）

（備考）取扱開始時点

（注1）後編第1編第2章第2節1.（2）ロ.（イ）SCB地域活性化ローンⅡを参照
（注2）後継商品として、平成28年4月1日から「SCB地域活性化ローン『未来』」が取扱開始となった。詳細は、後編第3編第2章第2節1.（1）ロ. しんきん長期固定金利ローンサポートを参照

2．信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート

（1）個　　人

イ．しんきんファミリーサポート定期積金

金融機関による個人顧客獲得競争が激化するなか、信用金庫の主要顧客層である高齢層の囲い込みと、長期的取引が見込める若年層の取込みのためには、個人のライフイベントに応じた特色あるサービスを各種金融商品に付加し、差別化を図っていく必要があった。

顧客向けガイドブック

こうした商品として、これまで信金中金では、定期積金に標準傷害保険をセットした「しんきん傷害保険付定期積金(注1)」を信用金庫に提供していたが、平成26（2014）年2月、標準傷害保険の代わりに大手福利厚生会社が提供する「ライフサポートサービス」と医療関連会社による「健康関連サービス」を一緒に付加した「しんきんファミリーサポート定期積金」（表2-2-6）の提供を信用金庫に案内し、4月1日から取扱いを開始した。

サービスの具体的内容は、「ライフサポートサービス」がホテル・旅館・保養所・ゴルフ場等を中心としたリゾートメニューなどの割引提供、「健康関連サービス」がセカ

表2-2-6　しんきんファミリーサポート定期積金の概要

掛金等	毎月5,000円以上
契約額	60万円以上
掛込期間	5年
利率	各信用金庫が決定
付加されるサービス	【ライフサポートサービス】 ・提供会社：リゾートソリューション株式会社 ・ホテル、ゴルフ場等を中心としたリゾートメニューの割引提供 【健康管理サービス】 ・提供会社：ティーペック株式会社 ・セカンドオピニオンサービス、24時間電話健康相談サービス、糖尿病臨床医紹介サービス、軽度認知障害スクリーニングテスト

（備考）取扱開始時点

ンドオピニオンサービス、24時間電話健康相談サービス、糖尿病臨床医紹介サービスおよび軽度認知障害スクリーニングテストの無料利用であった。

「しんきんファミリーサポート定期積金」は、付加サービスの内容が多岐にわたっているため、子育て世帯との取引深耕や高齢者取引のサービス強化、職域セールスにおける従業員向け商品としての販売など、取引のきっかけづくり商品として様々な目的で活用された。

また、「しんきんファミリーサポート定期積金」を取り扱う信用金庫は、その販売額と同額を積立定期預金で信金中金に預け入れることになっており、信金中金がその運用益の一部からサービス提供会社にサービス利用料等を支払うため、「しんきんファミリーサポート定期積金」の契約者は利用料を負担することなく、サービスを利用することができた。

なお、「しんきんファミリーサポート定期積金」の利用金庫数・約定額は、26年度：62金庫・796億円、27年度：40金庫・274億円で推移(注2)(注3)した。

（注1）後編第1編第2章第2節2.（1）イ. 定期積金を活用した商品の提供を参照
（注2）平成28年度以降の利用金庫数・約定額は、28年度：2金庫・10億円、29年度：5金庫・17億円、30年度：5金庫・20億円、令和元年度：1金庫・3億円
（注3）平成28年4月25日から、掛込期間10年のしんきんファミリーサポート定期積金の取扱いを開始した。

ロ. 相続関連業務の支援

（イ）株式会社山田エスクロー信託との連携

高齢化社会の進展により、相続や遺言等に関する個人のニーズが高まり、相続関連業務への取組みを検討する信用金庫が増加していた。

こうしたなか、信金中金は、信用金庫の相続関連業務をサポートするため、平成21（2009）年12月に株式会社朝日信託(注1)、24年10月に特定非営利活動法人遺言・相続リーガルネットワーク(注2)（以下「リーガルネットワーク」という。）と業務提携を行った。

そして、信用金庫の選択肢を増やすため(注3)、第三の連携先として、株式会社山田エスクロー信託（以下「山田エスクロー信託」という。）と26年2月に業務提携を行った（図2-2-1）。

山田エスクロー信託が対応する主な業務は、遺言に関する相談、遺言書の作成助言および保管、遺言執行の一括引受を内容とする「遺言信託業務」と、財産の調査・財産目録の作成・分割協議書作成のサポート・名義書換えまでを相続人に代わって引き受ける「遺産整理業務」であった。また、山田エスクロー信託には、母体である株式会社山田債権回収管理総合事務所のサービサー業務等を通じて登記に精通した司法書士が多数在

図2-2-1　山田エスクロー信託との業務提携スキーム

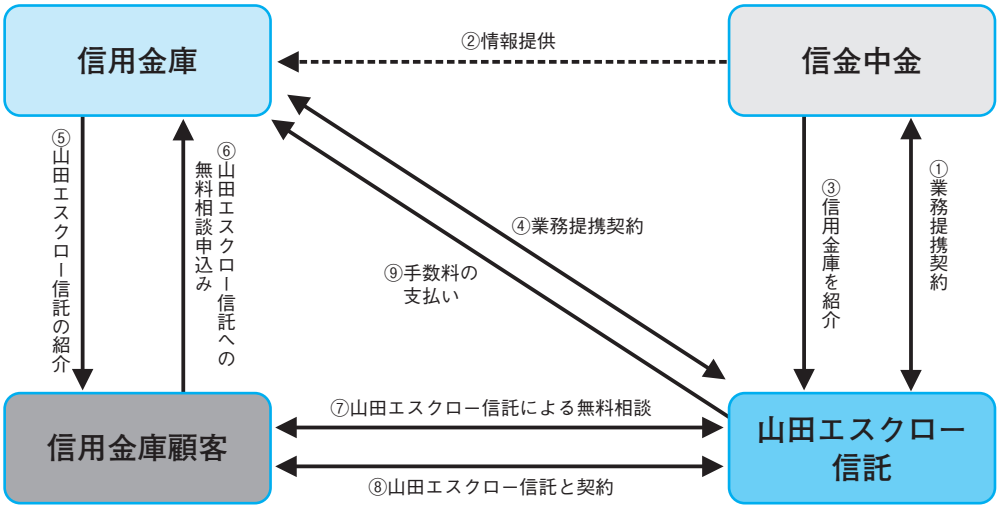

籍しており、迅速な対応が可能であった。

なお、山田エスクロー信託との連携実績は、26年度：3金庫、27年度：8金庫であった。(注4)

（注1）後編第1編第2章第2節2.（1）ロ. 相続関連業務の支援を参照
（注2）後編第2編第2章第2節2.（1）ロ.（ロ）「遺言の日」における日本弁護士連合会との連携企画を参照
（注3）①信託会社は、すでに業務提携を行っている地方銀行との関係から対応困難な地域がある、②リーガルネットワークは、遺言・相続に関する普及啓発が主な事業目的であり、相続関連業務における税務相談への対応が困難であるなど、提携先ごとに利用上の留意点があるため、提携先を増やした。
（注4）平成28年度以降の提携実績は、28年度：2金庫、29年度：3金庫、30年度：2金庫、令和元年度：1金庫となった。

（ロ）「遺言の日」における日本弁護士連合会との連携企画

信金中金は、平成24（2012）年10月にリーガルネットワークと業務提携し、信用金庫が遺言・相続に関する顧客向けセミナー等を開催する場合に、その分野に精通した弁護士を信用金庫に紹介する取組みを行っていた。また、リーガルネットワークは、18年に日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）のなかに設置された遺言信託プロジェクトチームが母体であり、数百人の弁護士が登録されていた。

このようななか、リーガルネットワークを通じて、日弁連から「『遺言の日』(注1)に信用金庫と連携し、遺言・相続に関連した取組み」の実施について打診があった。

具体的には、日弁連から要請を受けた弁護士が信用金庫を訪問し、信用金庫の顧客と遺言・相続について個別面談方式で無料法律相談を行うものであった。(注2)

この連携企画は、27年11月16日(注3)に44都道府県の138の信用金庫で開催した。また、信用金庫業界における遺言・相続分野への取組姿勢を広めることができる機会であるとと

もに、社会的意義も高いものであったため、28年度以降も実施した。

（注1）日弁連は、4月15日（よい遺言）と11月15日（いい遺言）の2日を「遺言の日」としている。
（注2）当該企画は平成28年度以降も継続実施し、企画への参加信用金庫数は、28年度：175金庫、29年度：185金庫、30年度：195金庫、令和元年度：189金庫となった。
（注3）11月15日が日曜日であったため、1日繰り下げて実施した。

ハ．信用金庫団体信用生命保険制度の運営

（イ）信用金庫団体信用生命保険制度の見直し

信用金庫団体信用生命保険制度（以下「信用金庫団信制度」という。）は、信用金庫の要望を踏まえ、昭和50（1975）年1月に全国信用金庫連合会（当時）を保険契約者として創設され、利用を希望する信用金庫と制度加盟契約を締結して取扱いを開始した（図2-2-2）。全国の信用金庫が利用することで、規模の利益により保険料率や配当率が有利になった。

また、当初の信用金庫団信制度は、死亡・高度障害を保障する団信（以下「一般団信」という。）のみの取扱いであったが、その後信用金庫の要望を受け、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中の3大疾病まで保障する団信（以下「3大疾病団信」という。）の取扱いを平成18（2006）年9月から開始した。

信用金庫団信制度の利用信用金庫数（26年3月末）は、一般団信で263金庫、3大疾病団信で231金庫にのぼっていた。しかし、他金融機関との競合が激しくなるなか、住宅ローンの推進スタンスは信用金庫ごとに異なり、また、信用金庫業界以外の団信商品を利用するケースも増加していた。このため、信用金庫団信制度の残高は減少傾向にあり、今後、保険料率の上昇、信用金庫間の保険料負担格差の拡大、さらには保険料負担の大きい信用金庫の単独団信移行など、制度創設時の目的である規模の利益が失われ、将来的に信用金庫団信制度の維持に懸念が生じる恐れがあった。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、25年10月1日、信用金庫に信用金庫団信制度の現状と課題を情報提供して課題の共有化を図るとともに、意見・要望を収集した。そして、信用金庫団信制度の課題への対応策について検討を進め、併せて機能拡充委員会（理

図2-2-2　信用金庫団信制度の仕組み

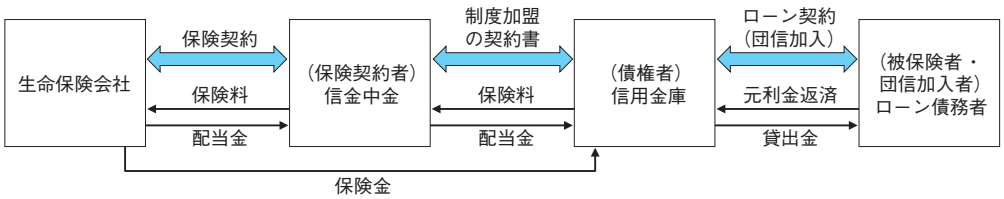

事長の諮問機関）委員からも個別に意見等を聴取した。(注1)

信用金庫の意見・要望を整理・検討した結果、課題解決には、信用金庫団信制度に関する施策として「保険料負担格差縮小のための見直し」、商品性向上に関する施策として「新商品の導入」、住宅ローン保証に関する施策として「住宅ローン保証制度の見直し」が必要との意見が大宗を占めた。このため、26年3月24日、信用金庫に対して、これらの施策に取り組んでいく旨の書面を出状した。

このうち、「保険料負担格差縮小のための見直し」は、信用金庫間の保険料負担格差を縮小するため、一般団信、3大疾病団信それぞれについて、全信用金庫一律保険料率から加入者年齢に応じた信用金庫別の保険料率へ変更する内容であった。その後、この内容を26年5月16日開催の理事会に付議して信用金庫団信制度の見直しを決定し、27年1月から適用した。(注2)

なお、「新商品の導入」については、4月1日から「団信就業（就業不能保障保険）(注3)」の取扱いを開始し、「住宅ローン保証制度の見直し」については、しんきん保証基金が実施する住宅ローン保証制度の改正について、同基金との連携を強化し、住宅ローン保証制度の使い勝手向上に向けた取組みをサポートした。

（注1）機能拡充委員会は、平成26年2月14日に開催予定であったが、大雪の影響で開催中止となり、委員から個別に意見を聴取した。
（注2）このときは、激変緩和を図るため、「（全信用金庫一律保険料率＋個別信用金庫の団信加入者年齢を100％反映した保険料率）÷2」で算定した保険料率への変更であったが、その後、令和2年1月1日から個別信用金庫の保険料率を100％反映する方法に変更した。詳細は、後編第3編第2章第2節2.（1）チ.（イ）信用金庫団体信用生命保険制度の再見直しを参照
（注3）後編第2編第2章第2節2.（1）ハ.（ロ）団信就業（就業不能保障保険）の導入を参照

（ロ）団信就業（就業不能保障保険）の導入

平成25（2013）年10月1日に実施した信用金庫団信制度に係る意見・要望の収集(注1)の結果、商品性向上のために保障範囲の拡大を求める意見・要望が多数あがった。これは、競合する他金融機関が8大疾病団信等保障範囲の広い団信を導入していることなどが背景にあった。

信金中金では、こうした意見等を踏まえて「新商品の導入」について検討を進めた。そして、26年3月24日、「保険料負担格差縮小のための見直し(注2)」の内容とともに、検討を進めている3大疾病団信に付加する商品について信用金庫に案内した。同商品は、一部の例外を除くすべての疾病・怪我を保障対象としたものであり、保障範囲で他金融機関に劣後しないものであった。具体的には、住宅ローンの借入人が疾病・怪我により長期の就業不能状態となった場合、保険会社が信用金庫に住宅ローンの月額返済元利金額

を一定期間支払い、当該期間経過後も就業不能状態が継続している際には、住宅ローン残高相当分の保険金額が信用金庫に支払われ、住宅ローンに充当されるというものであった。

商品導入にあたっては、複数の保険会社の提案内容を比較検討するとともに、信用金庫からも意見聴取を行った。その結果、保険料率に優位性がある明治安田生命保険相互会社が引受会社となる「団信就業（就業不能保障保険）」の導入を決定し、27年4月1日から取扱いを開始した。

（注1）信用金庫に対して、信用金庫団信制度の現状と課題を情報提供して課題の共有化を図るとともに、信用金庫団信制度に係る意見・要望を収集するため実施したもの。あわせて、後編第2編第2章第2節2.（1）ハ.（イ）信用金庫団体信用生命保険制度の見直しを参照

（注2）後編第2編第2章第2節2.（1）ハ.（イ）信用金庫団体信用生命保険制度の見直しを参照

ニ．NISAに係る信用金庫支援

平成10（1998）年12月、金融機関本体による投資信託の窓口販売（以下「投信窓販」という。）が可能となった。これに対応して、信金中金は、信用金庫が単独で投信窓販に参入するよりも、低コストかつ効率的に取り組めるよう、投信窓販取扱商品の選定やシステム対応[(注1)]などの信用金庫の機能を信金中金が補完する取次販売方式による投信窓販態勢を構築した。その後も順次、投信窓販に係る研修の実施、投信窓販業務参入に係るサポート、関連法制度改正等の情報提供など、信用金庫の投信窓販推進支援を行った。これにより、10年度に54金庫であった投信窓販取扱信用金庫は、24年度末には201金庫となり、投信窓販の販売額も増加していた[(注2)]。

このようななか、家計の資産形成や「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点等から、26年1月1日にNISA（少額投資非課税制度[(注3)]）が創設されることとなり、金融機関による顧客囲い込みのための営業活動が活発化していた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、全信協と連携して信用金庫業界におけるNISA推進を支援するため、25年5月、東京（京橋別館）と大阪（大阪支店）で、NISAの制度概要や制度開始に向けたスケジュール等に係る説明会を実施した。また、6月から7月にかけ、信金中金の営業店を会場として、「NISAに係る営業店別説明会」を開催した。この説明会では、信金中金のみならず、SSCおよびしんきんアセットマネジメント投信が、勧誘・販売活動における顧客への説明事項、信用金庫における事務手続、NISAに係る投信窓販共同システムの運用内容等について説明を行った。

その後も、28年1月1日のNISA非課税投資枠の引上げ（100万円から120万円へ）、未成年者専用にNISA口座の開設を可能とするジュニアNISAのスタートなどの制度改正の際には、事務面のサポートに加え、NISAを活用した顧客への投資提案研修、NISA

口座獲得のためのパンフレットの例示など推進支援を行った。

この結果、NISA取扱金庫数・口座数は、26年度：165金庫・17万口座、27年度：164金庫・21万口座へと拡大した。

（注1）取次販売方式で投信窓販を行う場合、SSCが運営・管理する「投信窓販共同システム」を利用している。

（注2）取次販売方式による投信窓販取扱実績は以下のとおり。

（単位：万件、億円）

	平成21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
信用金庫数	201	201	201	201	198	197	195
販売件数	44	40	36	33	41	55	70
販売額	809	1,066	962	1,228	2,215	2,974	3,190
総資産残高	6,789	6,497	6,094	7,022	6,865	8,225	8,757

（備考）販売件数、販売額は年度末累計

（注3）NISAについては、後編第2編第1章第2節5. NISAの創設を参照

ホ．信用金庫の職域セールス取組支援

企業の資金需要の低迷により貸出が伸び悩むなか、多くの信用金庫は、個人取引推進に注力していたが、日中仕事のため自宅を不在にしている顧客も多く、渉外担当者が自宅を訪問して取引勧奨を行う営業活動だけでは、顧客と接点をもつことさえ困難な場合もあった。そのため、個人取引開拓の有効な手段として、職場で従業員に商品・サービスを勧奨する職域セールスを実施する信用金庫が増えていた。

しかし、信用金庫は、地元優良企業等との関わりが限定的であることなどから、職域セールスを十分に推進できない場合もあった。一方、信金中金は、大手事業会社との間で貸出等を通じた取引があり、これら取引先に信用金庫を取り次ぐことが可能であった。

こうした状況を踏まえ、職域セールス機会の提供を通じ、個人取引の拡充に向けた支援を行った。具体的には、信用金庫から職域セールス取組支援の依頼があった場合、信金中金が取引先と交渉を行い、信用金庫が工場等の職域で営業活動、商品・サービスのポスター掲載・チラシ設置などを行うことの可否を確認し、了承が得られた取引先を信用金庫に紹介するものであった。

このような取組みの結果、職域セールス開始に至った信用金庫数は、平成25（2013）年度：11金庫、26年度：17金庫、27年度：5金庫となった。

また、取引先との関係を活用した信用金庫の個人取引推進支援は、①大手デベロッパーが手掛けるマンションの提携ローン先として信用金庫を紹介する取組み、②共通ポイント運営会社のポイントを信用金庫が個人向け商品・サービスに付加する企画のサポート(注)など、職域セールス取組支援の枠を越えて実施した。

（注）平成28年2月には、信用金庫による共通ポイントの活用検討に資するため、共通ポイント会社を講師としたセミナーを開催した。

(2) 中小企業

イ. 中小企業への取組みに係る支援

(イ) 創業・育成支援

a. ライフステージ・サポートプログラム

平成25 (2013) 年3月末に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という。) が終了した後も、コンサルティング機能の発揮は、引き続き信用金庫の重要な役割であり、信用金庫には、取引先のライフステージ等に応じた最適なソリューションの提案と外部機関等との連携が期待されていた。

こうした状況を踏まえ、信用金庫による取引先のライフステージに応じた課題解決型金融の支援・強化を目的として、26年度から、新ファンドの設立と外部専門機関との連携の2本柱からなる「ライフステージ・サポートプログラム(注1)」の提供を開始した。

新たに設立した「中小企業向け創業・育成&成長支援ファンド『しんきんの翼』」(以下「しんきんの翼」という。) (表2-2-7) は、信金中金と信金キャピタルが出資を行い、6月25日から運営を開始した。また、「しんきんの翼」の運営は信金キャピタルが行い、中小企業のライフステージのうち「創業・育成」および「成長(あるいは成長分野)」のステージにある信用金庫取引先に対して、資本または資本性資金を直接供給した。決定した投資 (累計) は、26年度：15金庫・17先・6億2,600万円、27年度：37金庫・48先・15億2,000万円と(注2)(注3)なった。

また、「経営改善」や「事業承継」を必要とする信用金庫取引先に対しては、課題解決に適した知見・ノウハウ、投資手段等を有し、信金中金が連携した外部機関(注4)を信用金庫に紹介するスキームを設け、26年5月1日から対応を開始した。

非掲載

「しんきんの翼」の設立について報じる新聞記事
(日本経済新聞　平成26年3月18日)

表2-2-7 「しんきんの翼」の概要

名称	投資事業有限責任組合「しんきんの翼」
出資規模	50 億円
出資者	無限責任組合員　信金キャピタル　　有限責任組合員　信金中金
存続期間	10 年間 (うち投資期間 5年間)
投資形態	普通株式、優先株式、債券等
スキームの概要	次ページ図のとおり

(備考) 運営当初

「しんきんの翼」のスキーム

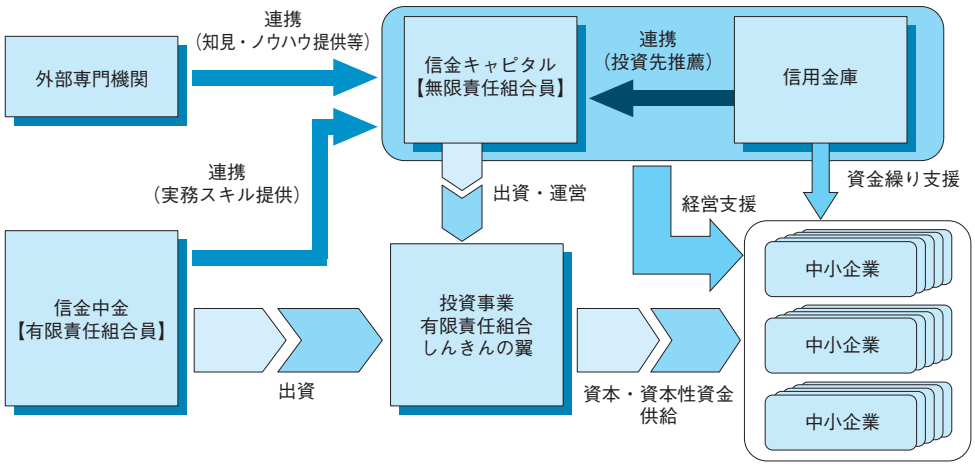

（注1）ライフステージ・サポートプログラムは、平成31年4月に廃止した。このため、外部専門機関紹介に関する相談は、事業承継支援については「事業承継支援サポートプログラム」および「事業承継ホットライン」で、経営改善支援については「経営改善支援サポートプログラム」で対応することとした。なお、「しんきんの翼」は、信金キャピタルを通じて取扱いを継続した。

（注2）平成28年度以降の実績（累計）は以下のとおり。

（単位：先、百万円）

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
信用金庫	53	63	69	70
先数	68	87	101	111
投資決定額	2,345	3,070	3,678	4,019

（注3）「しんきんの翼」は、平成28年6月に存続期間を2年間延長して12年間とした後、30年1月に出資規模を50億円から80億円へ増額するとともに、存続期間をさらに2年間延長し、14年間とした。

（注4）経営改善分野については、あおぞら債権回収株式会社および株式会社地域経済活性化支援機構、事業承継分野については、日本プライベートエクイティ株式会社および新生コーポレート・サポート・ファイナンス株式会社と連携

b. 創業支援サポートプログラム

信用金庫の創業支援対応強化のため、これまでに信用金庫と日本政策金融公庫の協調融資を側面支援するスキームの構築(注1)、同公庫および独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携した創業支援セミナーの開催(注2)などを行ってきたが、先進金庫の創業支援態勢の調査やパイロット案件での共同作業を通じ、これらの信用金庫では、総じて組織横断的に取り組んでいるという実態が浮き彫りになった。

こうした状況を踏まえ、信用金庫が創業支援策を企画・検討する際に、信金中金が組織横断的な検討をサポートする「創業支援サポート」の提供を平成26（2014）年3月18日から開始した。具体的には、①信金中金による創業支援に関連する各部署（以下「関連部署」という。）の問題意識・課題等の把握、②関連部署合同での意見交換会を通じた問題意識・課題の共有等、③信金中金からの必要な情報・ノウハウ(注3)の提供を行うものであ

り、26年度中、15金庫で実施した。

その後、産業競争力強化法の施行、まち・ひと・しごと創生総合戦略の閣議決定等により、地域の特性を踏まえた創業促進が図られるなか、地方公共団体等との連携により、創業支援を強化する信用金庫が増えつつあった。こうした状況を踏まえ、「創業支援サポート」の内容を拡充した「創業支援サポートプログラム」の提供を27年3月9日から開始した。

同サポートプログラムは、創業支援態勢の整備を検討フェーズと実行フェーズの2段階で実施するものであった(注4)。検討フェーズでは、「創業支援サポート」と同様、関連部署間での問題意識・課題の共有等により、態勢整備の方向性や具体的な施策検討をサポートした。検討フェーズ終了後、信用金庫からさらなるサポートの申し出があった場合、実行フェーズに移行した。実行フェーズでは、個別サポートメニュー（表2-2-8）から必要な施策を選択してもらい、組織体制整備、外部連携、人材育成、施策実行等の態勢整備支援を行った。

なお、同サポートプログラムの実施実績は、27年度中、10金庫となった(注5)。

表2-2-8　実行フェーズでの個別サポートメニュー

	実施事項		訪問作業時間（訪問回数）
組織体制	組織体制の整備	・組織体制、規程・通達、様式、業務フロー、評価制度等の整備についてのアドバイス	半日程度（２回～）
	検討組織の設置運営	・組織横断的な支援検討会議の設置に係る企画・検討をサポート（必要に応じ、会議設置後の運営を一定期間継続してサポート）	半日程度（３回～）
外部連携	支援機関等との連携強化	・地公体や支援機関に同行訪問し、連携に向けた話合いをサポート	半日程度（１回～）
	産業競争力強化法等への対応	・地域の創業支援推進部会等の運営サポート（他地域における取組事例の紹介等）	半日程度（１回～）
人材育成	人材育成施策の検討支援	・OJT、Off－JTおよび自己啓発に係る制度や教材等の作成をサポート	２時間程度（１回～）
	関連部門職員への情報提供・説明	・創業者に対する営業推進・経営支援・審査管理の実施施策や支援施策の活用等につき、各種事例の情報提供や説明を行い、関連部門職員の企画力等の向上をサポート	２時間程度（１回～）
施策実行	営業店の実態把握	・実施金庫および競合金融機関における店頭での創業支援対応状況に係る調査を実施 ・職員アンケート調査の企画（調査対象抽出、調査票設計）および結果分析をサポート	内容により個別調整
	各種施策実行の企画・運営支援	・創業者の発掘、セミナー開催、創業者向け情報提供等の企画等をサポート	内容により個別調整

（注1）このスキームは、平成25年1月から取扱いを開始した。協調融資に至らなかった場合でも、日本政策金融公庫から事業性判断のポイント等についての情報還元が受けられるため、ノウハウの蓄積につながった。詳細は、後編第1編第2章第2節2.（2）イ.（ロ）創業支援を参照

（注2）平成26年1月から3月にかけて、全国9地区で開催

（注3）創業支援に関する基礎知識、先進金庫の取組事例、公的施策の活用方法等
（注4）平成30年2月1日には、「創業支援サポートプログラム」のなかに、「ロールプレイング講座」を新設した。
（注5）平成28年度以降の実績は、28年度：2金庫、29年度：5金庫、30年度：10金庫、令和元年度：7金庫。
なお、29年度以降は、（注4）に記載の「ロールプレイング講座」の実績を含む。

c. 医療・介護分野向け融資参入サポートプログラム

医療・介護分野は、高齢化が進行する我が国において市場拡大が見込める数少ない成長分野であり、他業態では専担チームを設置するなど融資推進に注力していた。しかし、信用金庫業界では同分野に係るノウハウが十分ではなく、具体的取組みに未着手の信用金庫も少なくなかった。

こうした状況を踏まえ、平成26（2014）年3月から信用金庫に対する医療・介護分野向け融資参入支援を開始した。この支援では、同分野への融資参入に係る態勢整備に本格的に取り組もうとする信用金庫を対象とした「融資参入サポート」と、すでに具体的取組みに着手している信用金庫を対象とした「融資推進サポート」の2つのメニューを設け、26年度中、「融資参入サポート」を26金庫、「融資推進サポート」を20金庫に対して実施した。

27年4月1日からは、支援内容の充実・高度化を図るため、医療・介護経営環境把握コース、診療所事業性評価コース、デイサービス事業性評価コースの3コースからなる「医療・介護分野向け融資参入サポートプログラム」の提供を開始した。

同サポートプログラムは、①医療・介護分野での効率的な融資参入・推進を支援すること、②事業性評価能力の向上および医療機関・介護事業者に対するマーケット分析や経営改善支援等の付加価値の提供を支援することを目的としており、27年度中、14金庫で実施した(注1)。

また、28年3月30日には、同サポートプログラムにサービス付き高齢者向け住宅事業性評価コースを追加する旨の案内を信用金庫に行い、4月1日から4コースで実施した(注2)（表2-2-9）。

表2-2-9　医療・介護分野向け融資参入サポートプログラムの概要

コース名		内　容	期間	対　象
①医療・介護経営環境把握コース		医療・介護分野を取り巻く外部環境や融資のポイントを講義形式で習得するコース	1日	信用金庫本部職員
事業性評価コース	②診療所	診療所（開業間もない架空のサンプル診療所）を題材とした模擬コンサルティングを実施するコース	各1.5日	信用金庫本部・営業店職員
	③デイサービス	デイサービス（開設を予定している架空のデイサービス）を題材とした模擬コンサルティングを実施するコース		
	④サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅を取り巻く外部環境や融資のポイントを講義形式で習得するコース	半日	

（注1）平成28年度以降の実績は、28年度：18金庫、29年度：11金庫、30年度：15金庫、令和元年度：28金庫
（注2）「医療・介護分野向け融資参入サポートプログラム」は、平成29年4月3日および31年2月14日にも内容改定を行った。詳細は、後編第3編第2章第2節2.（2）イ.（イ）創業・育成支援を参照

（ロ）経営改善・事業承継支援

a. ABL導入サポートプログラム

平成25（2013）年3月末に中小企業金融円滑化法が終了した後も、コンサルティング機能の強化は、信用金庫をはじめとした地域金融機関の引き続き重要な課題であり、経営改善・事業再生等を図るための再建資金のほか、成長のための新規融資を円滑に供給する役割が期待されていた。また、金融庁では、企業が保有する在庫や売掛金を担保とするABL（Asset Based Lending：動産・売掛金担保融資）が中小企業の円滑な資金調達のみならず、モニタリングを行う金融機関の目利き力向上にも資することが期待されるとして、積極的な活用を推進していた。(注1)

こうした状況を背景として、ABL導入に向けた信用金庫の支援ニーズが増加したため、ABLに関係する外部機関と業務協力協定を締結し、25年10月1日、信用金庫に当該機関を紹介する「ABL導入サポートプログラム」(図2-2-3）の取扱いを開始した。

同サポートプログラムは、信金中金によるABLの概要・仕組みの説明を内容とした

図2-2-3　ABL導入サポートプログラムの全体像

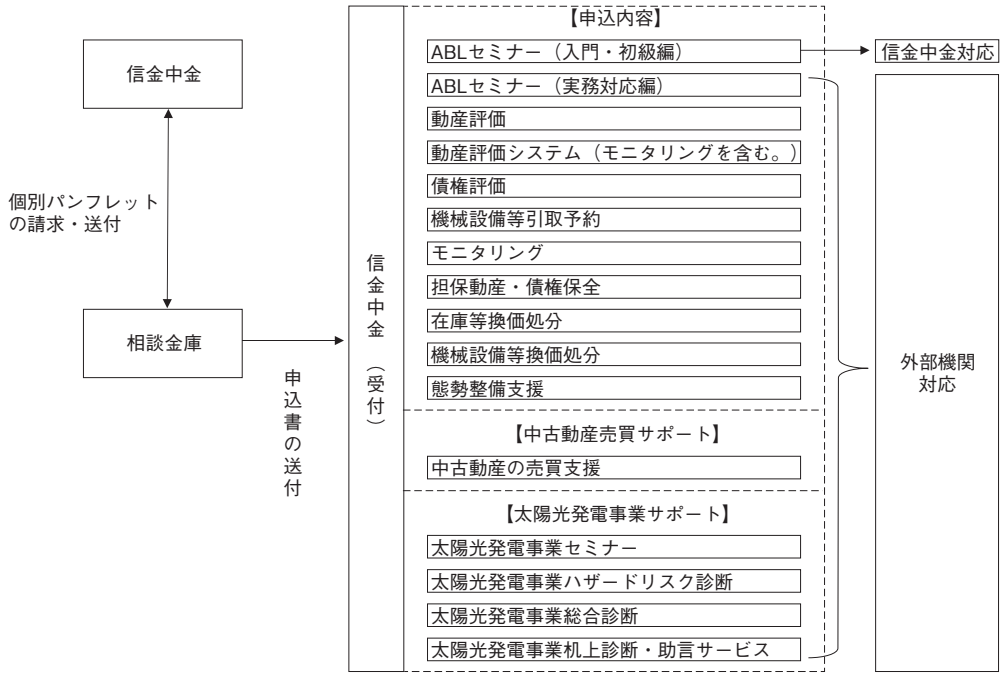

表2-2-10　ABL導入サポートプログラム利用金庫数

		平成25年度	26年度	27年度
入門・初級編セミナー		46	44	15
外部機関との連携に係る支援		9	18	14
太陽光発電事業関連メニュー	外部機関によるセミナー	10	3	1
	災害リスク等の事業診断	3	2	0
	信金中金による机上診断	5	3	3
中古動産売買サポート		－	－	7

入門・初級編のセミナーのほか、外部機関による実務対応（評価・換価処分）サポート、組織的対応のための態勢整備支援（コンサルティング）で構成されていた。信用金庫にとっては、従来接点のない外部機関へのアクセス窓口が信金中金に一本化されること、一部メニューについては、通常よりも優遇された条件（料金等）で利用できることなどのメリットがあった(注2)。

なお、26年1月6日からは「ABL導入サポートプログラム」の特別メニューとして、太陽光発電事業関連メニュー(注3)、27年3月16日からは中古動産売買サポート(注4)の取扱いを開始した(注5)（表2-2-10）。

（注1）金融庁「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について」（平成25年2月5日）
（注2）平成28年度から、しんきん知識の泉に、外部機関の提供メニューを網羅した総合パンフレットと外部機関ごとの個別パンフレットを掲載した。また、29年8月18日、信金中金による入門・初級編セミナーを終了（同様のセミナーは、外部機関が提供）する一方、個別相談の内容充実を図った。
（注3）太陽光発電事業に係るリスクコントロールのノウハウを有する損害保険会社と連携し、信用金庫に対して、セミナー開催、事業リスク診断、ハザードリスク診断等のメニューを提供するもの。平成28年4月25日からは、新たに「エネルギー分野向け融資参入サポートプログラム」として提供を開始した。なお、詳細は、後編第3編第2章第2節2.（2）イ.（ロ）e. エネルギー分野向け融資参入サポートプログラムを参照
（注4）信金中金が連携したリース会社を信用金庫に紹介するもの。信用金庫は、取引先の中古動産購入・売却ニーズを把握した場合、リース会社に取引先を紹介し、リース会社・取引先間の売買をマッチングする。
（注5）平成28年度以降の利用金庫数は以下のとおり。

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
入門・初級編セミナー	3	－	－	－
信金中金による個別相談	－	8	15	9
外部機関との連携に係る支援	1	1	0	1
中古動産売買サポート	1	0	6	0

b. 事業承継支援サポートプログラム

信用金庫による取引先の事業承継支援をサポートするため、これまでに「事業承継支援セミナー」の開催、「事業承継支援研修」の実施などを行ってきたが(注1)、経営者の高齢化が進む多くの中小企業では事業承継の準備が進んでおらず、信用金庫では、取引先の潜在的な支援ニーズへの組織的な対応が課題となっていた。

こうした状況を踏まえ、信用金庫の組織横断的な事業承継支援態勢の整備をサポート

する「事業承継支援サポートプログラム」の提供を平成26（2014）年12月15日から開始した。

同サポートプログラムは、「創業支援サポートプログラム」[(注2)]と同様、態勢整備のサポートを検討フェーズと実行フェーズの2段階に分けて実施するものであった。検討フェーズでは、①事業承継支援に関連する部署（以下「関連部署」という。）へのヒアリング等により、事業承継支援態勢の現状把握を行い、②関連部署と現状に係る情報共有を行ったうえで、③他金庫事例等を参考にしながら、両者協働で態勢整備の方向性を検討した。検討フェーズの内容を踏まえて、信用金庫が態勢整備方針等を決定し、さらなるサポートの申し出があった場合、実行フェーズに移行した。実行フェーズは、個別サポートメニュー（表2-2-11）から必要な施策を選択してもらい、信用金庫とともにサポート施策を実施するものであった。

なお、同サポートプログラムの利用金庫は、26年度：4金庫、27年度：9金庫であった。[(注3)]

表2-2-11　実行フェーズでの個別サポートメニュー

	実施事項		訪問作業時間（訪問回数）
組織体制	組織体制の整備	・信用金庫の方針に応じた組織づくりに向け、組織体制、規程・通達、様式、業務フロー等の整備等についてアドバイス	半日程度（2回～）
	検討組織の設置運営	・組織横断的な支援検討会議の設置に係る企画検討の支援 ・必要に応じ、会議設置後の運営を一定期間継続してサポート	半日程度（3回～）
外部連携	地域連携の強化	・地域の支援機関や専門家に同行訪問し、連携に向けた話合いをサポート ・公的支援施策の活用等をサポート	半日程度（1回～）
	業界内連携の強化	・ライフステージ・サポートプログラム等業界内で活用できる支援機能を紹介	2時間程度（1回～）
人材育成	営業店職員向け研修	・支援ニーズの発掘を目的に、事例を踏まえた実践的内容の研修を実施	2時間程度（1回～）
	本部職員への情報提供	・支援先の実態把握、各種ソリューションの活用等につき、事例を交えて情報提供	2時間程度（1回～）
施策実行	取引先の実態把握	・取引先に対するアンケート調査の企画（調査対象の抽出、調査票設計）および結果分析をサポート ・調査結果のデータベース化と活用についてアドバイス	内容により個別調整
	セミナー等の開催支援	取引先向けの情報提供、セミナー、後継者塾等の企画をサポート	内容により個別調整

（注1）後編第1編第2章第2節2.（2）イ.（ニ）事業承継支援を参照
（注2）後編第2編第2章第2節2.（2）イ.（イ）b. 創業支援サポートプログラムを参照
（注3）平成28年度以降の実績は、28年度：7金庫、29年度：12金庫、30年度：3金庫、令和元年度：10金庫

c. M&A活用サポートプログラム

取引先経営者の高齢化が進むなか、信用金庫が顧客基盤を維持していくためには、事業承継支援のみならず、M&Aに係る顧客ニーズにも対応していくことが必要であった。また、信用金庫から、競合他行による取引先へのM&A提案セールスが活発化しているとして、M&A支援に重点を置いた相談が増加していた。

こうした状況を踏まえ、平成27（2015）年11月12日、M&Aに係る組織体制や業務フロー等の態勢整備をサポートする「M&A活用サポートプログラム」の提供を開始した。

同サポートプログラムは、「事業承継支援サポートプログラム」[(注1)]と同様、検討フェーズと実行フェーズに分けて態勢整備のサポートを実施するものであった。

また、検討フェーズの進め方も「事業承継支援サポートプログラム」と同じく、①M&A関連部署（以下「関連部署」という。）へのヒアリング等によるM&A支援態勢の現状把握、②関連部署との情報共有、③他金庫事例等を参考にした態勢整備の方向性検討という流れで行った。実行フェーズでは、M&A業務の態勢構築と人材育成に主眼を置いた個別サポートメニュー（表2-2-12）に基づくサポート施策を実施し、特に人材育成では、信金キャピタルと連携した。

なお、初年度である27年度における同サポートプログラムの利用金庫は、2金庫であった。[(注2)]

表2-2-12　実行フェーズでの個別サポートメニュー

	実施事項		訪問作業時間（訪問回数※）
態勢構築	M&A業務の態勢構築支援	・信用金庫のM&A取組方針決定を情報提供等によりサポート ・信用金庫の取組方針に基づきM&Aを実行するための規程・業務フロー・提案資料等の整備についてサポート ・M&A関連の支援機関や専門家へ同行訪問し、連携に向けた協議をサポート	半日程度（2回～）
人材育成	M&A業務の人材育成支援（信金キャピタルと連携して提供）	・信金キャピタルが信用金庫から紹介を受けた顧客の対応を実施する際における、顧客提案や提案書作成等のノウハウの習得 ・支援ニーズ発掘を目的とした研修の実施 ・M&Aアドバイザーを育成したい場合における、信金キャピタルによるトレーニー受入れ・OJT指導	内容により個別調整

※1回の訪問に複数の実施事項をまとめることができるため、実際の訪問回数は訪問スケジュールを調整のうえ決定

（注1）後編第2編第2章第2節2.（2）イ.（ロ）b. 事業承継支援サポートプログラムを参照
（注2）平成28年度以降の実績は、28年度：5金庫、29年度：1金庫、30年度：1金庫

d. 経営改善支援サポートプログラム

中小企業の経営課題が多様化・複雑化するなか、財務・会計等の専門的知識を有する

者による支援事業を通じて、課題解決の鍵となる事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務であるとして、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(中小企業経営力強化支援法) が平成24 (2012) 年6月27日に公布 (8月30日施行) された(注1)。これにより、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」が改正されることとなり、中小企業に対して専門性の高い支援を行う経営革新等支援機関の認定制度が創設され、多くの信用金庫が当該機関に認定された。

こうした状況を背景にして、コンサルティングや公的制度活用に係るノウハウ蓄積の重要性が高まり、26年2月3日、「コンサルティング機能強化プログラム」の対応を開始した。同プログラムには、「経営革新計画策定支援コース」「経営改善計画策定支援コース」「金融円滑化出口戦略支援コース(注2)」の3コースがあり、成長企業に対する前向きな計画策定支援から、業況不振先企業に対する「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」策定支援まで、対象企業の状況に応じた多様なコース選択が可能であった。3日間のコンサルティングを通じ、コンサルティング実務と認定支援機関として求められる公的制度活用のノウハウを習得する「コンサルティング機能強化プログラム」は、25年度：2金庫、26年度：2金庫で実施した。

その後、地域金融機関に対して、企業の事業性評価に係る目利き能力向上やコンサルティング機能の一層の発揮が求められるなか、27年4月1日から「経営改善支援サポートプログラム」の提供を開始した (表2-2-13)。

同サポートプログラムは、従前から実施していた「事前診断」および「共同コンサルティング(注3)」と「コンサルティング機能強化プログラム」を統合のうえ、内容を拡充したものであった。同サポートプログラムには、新たなメニューとして「コンサルティング能力強化トレーニング」を設けた。これは、座学のみならず、実在する信用金庫取引先について、受講者がSWOT分析や経営改善策の立案等を行い、①講師とのディスカッション、②講師からのアドバイス (経営改善に係るヒントや取引先への要確認事項等)、③受講者による②に関しての取引先からの情報収集、④講師による③に関する受講者対応の検

表2-2-13　経営改善支援サポートプログラムの概要

	実施内容
机上診断	信金中金による信用金庫取引先の既存経営改善計画に対する診断書 (セカンドオピニオン) を還元
共同コンサルティング	信金中金と信用金庫が信用金庫取引先のコンサルティングを共同で実施
コンサルティング能力強化トレーニング	基礎知識の確認を目的とした座学講義および実際の信用金庫取引先を題材とした演習を実施 (座学講義のみを実施する場合もあり)

証、⑤総括という流れで行う実践形式のものであった。

人材育成やコンサルティング実務等をサポートする同サポートプログラムの実績は、提供初年度となる27年度は、机上診断：2金庫、共同コンサルティング：3金庫、コンサルティング能力強化トレーニング：14金庫となった。

（注1）「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」では、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」のほか、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」および「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」などが改正された。なお、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」は、平成28年7月1日に「中小企業等経営強化法」に名称が改められた。

（注2）平成24年7月10日に提供を開始した「金融円滑化出口戦略サポートプログラム」を引き継いだもの。なお、「金融円滑化出口戦略サポートプログラム」は、後編第1編第2章第2節2.（2）イ.（ホ）金融円滑化出口戦略に係る支援を参照

（注3）後編第1編第2章第2節2.（2）イ.（ハ）b. 経営改善・企業再生に係る相談業務を参照

ロ. 海外進出等に係る支援

（イ）現地銀行との業務提携

平成22（2010）年度にバンコック銀行（タイ）、交通銀行（中国）、23年度に中国銀行（中国）、24年度にインドネシア国際銀行（現メイバンク・インドネシア。インドネシア）と業務提携を行った後も、アジア地域へ進出する信用金庫取引先のサポート態勢をさらに充実させるため、25年4月26日にベトナム投資開発銀行（ベトナム）、11月12日に東亜銀行（香港）、26年10月31日に上海銀行（中国）と業務提携を行った。

これら業務提携行のなかには信金中金が職員を派遣(注1)した先もあり、本部のみならず、当該職員や駐在員事務所が関係強化を図ったことにより、施策連携が進んだ。

25年12月3日にはベトナム投資開発銀行と連携し、業務提携行では初となる合同セミナーを開催した。ベトナムは、製造業を中心として信用金庫取引先の進出が増加しており、信用金庫業界にとっても極めて重要な国の一つであったが、セミナーには、信用金庫取引先に加え多数の同行取引先も参加し、両者間の交流促進が図られた。

25年12月6日には、インドネシア国際銀行等と「インドネシア現地法人向けセミナー」を共催した。また、26年11月7日には、同行の後援により、信金中金が駐在員事務所を設置していない国で初となる信金会（ジャカルタ信金会）を開催(注2)した。

さらに、26年11月5日には東亜銀行との共催による合同商談会(注3)を開催した。

（注1）平成28年3月末時点で職員派遣を行っていた業務提携行は、バンコック銀行、メイバンク・インドネシア（27年11月に「インドネシア国際銀行」から名称変更）およびベトナム投資開発銀行

（注2）後編第2編第2章第2節2.（2）ロ.（ロ）信金会を参照

（注3）後編第2編第2章第2節2.（2）ロ.（ホ）信用金庫取引先の海外販路拡大支援を参照

(ロ) 信 金 会

アジアの駐在員事務所（香港、上海）では、現地トピックスの提供や信用金庫取引先相互間の交流機会提供を目的として、毎年、信金会を開催していた。これは、平成24（2012）年10月1日に開設したバンコク駐在員事務所[注1]においても同様であり、信金会は、信用金庫取引先が進出先でネットワークを構築するために重要な役割を果たしていた[注2]（表2-2-14）。

信金会（ジャカルタ信金会）の様子

表2-2-14　信金会開催実績

（単位：回、社）

	平成25年度	26年度	27年度
開催回数	5	7	8
参加数（延べ）	169	378	466

こうしたなか、新たな取組みとして、駐在員事務所を設置していない国での初の信金会となるジャカルタ信金会を26年11月7日に開催した。ジャカルタ信金会では、インドネシア国際銀行のチーフエコノミストによるインドネシア経済の見通し、現地事情に精通したコンサルタント会社によるインドネシアの労務事情についての講演など、信用金庫取引先が現地で活動を行ううえで有益となる情報を提供した。

また、28年2月26日に開催した第6回バンコク信金会では、信金中金がビジネスマッチングを希望する参加者の商談ニーズを事前に把握し、当日、参加者同士によるビジネスマッチングを実施するという新たな試みを行い、50件にのぼる商談の機会を設けた。

（注1）後編第1編第2章第2節2.（2）ロ.（ロ）バンコク駐在員事務所の開設および後編第1編第2章第4節8. 店舗の整備を参照

（注2）平成28年度以降の開催実績は次のとおり。なお、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、2年2月以降に開催を予定していた信金会を中止した。

（単位：回、社）

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
開催回数	7	8	11	4
参加数（延べ）	468	649	635	305

(ハ) 現地通貨建て貸出支援（タイバーツ・ファンディング取引、スタンドバイL／C）

海外展開する信用金庫取引先が増えるなか、その海外子会社による現地通貨建て借入のニーズが高まっていた。平成25（2013）年3月29日に公布・施行された信用金庫法施行令等の改正[注1]により、取引先の海外子会社へ貸出を行う信用金庫は徐々に増えていたが、

一方で現地通貨の調達が困難な信用金庫は、ニーズに対応できず、貸出取引が他業態に奪われるケースも出ていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、現地通貨のなかでも特にニーズが高いタイバーツに係る信用金庫向けファンディング取引を27年1月から開始した。また、タイバーツ以外でも、信用金庫が取引先海外子会社の現地通貨建て借入を支援できるよう、スタンドバイＬ／Ｃ（信用状）の勧奨も行った。

タイバーツ・ファンディング取引は、信用金庫が取引先海外子会社にタイバーツ建て貸出を実行するために、信金中金がタイバーツを調達し、信用金庫に供給する取引であった（図2-2-4）。この取引を利用することにより、信用金庫は、円建てであれば借入人が被る為替リスクを排除し、かつ長期での貸出を実行できることとなる(注2)など、取引先を支援することが可能となった。

一方、スタンドバイＬ／Ｃは、信金中金が現地銀行に対して発行し、現地銀行がこれを担保として、信用金庫の取引先海外子会社に貸出を行う取引であった（図2-2-5）。信用金庫が信用補完を行う形で取引先海外子会社の借入支援を行うものであり、取引先との関係維持に寄与した。

なお、それぞれの取扱実績は、タイバーツ・ファンディング取引が26年度：1件・1,800

図2-2-4　タイバーツ・ファンディング取引のスキーム

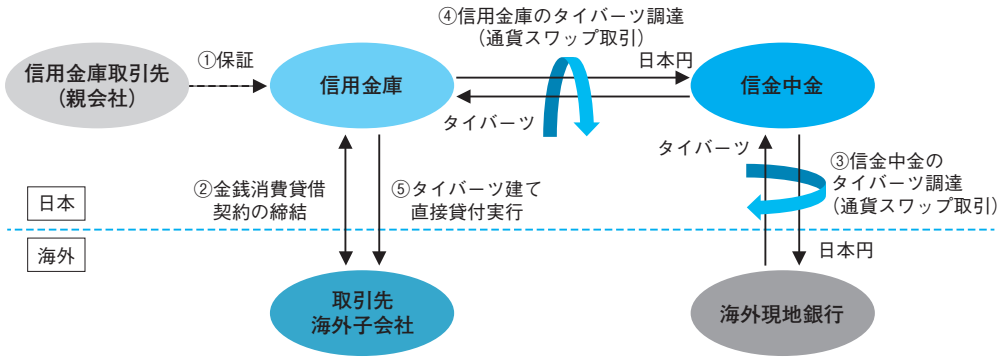

図2-2-5　スタンドバイＬ／Ｃのスキーム

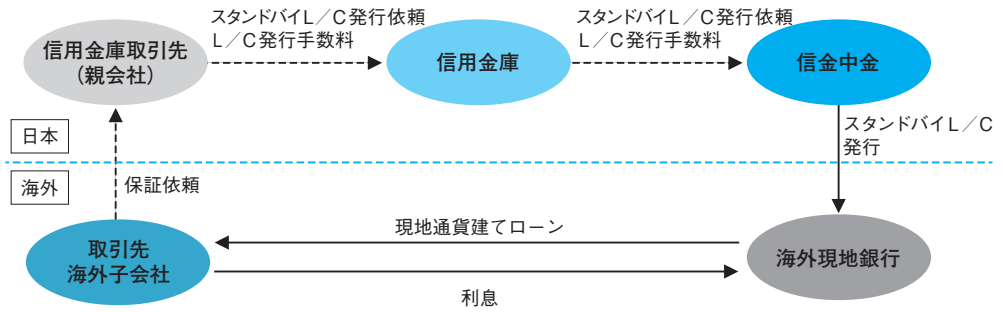

万バーツ、27年度：3件・4,800万バーツ、スタンドバイＬ／Ｃが26年度：8件・3億7,500万円、27年度：14件・3億6,900万円で推移した。(注3)

（注1）後編第1編第1章第2節4. 信用金庫による取引先企業の海外子会社への直接貸付等の解禁を参照
（注2）タイバーツ・ファンディング取引を利用した貸出は、信用金庫の与信判断に基づくものであるため、長期での貸出が可能であった。一方、スタンドバイＬ／Ｃを担保とした現地銀行の貸出は、通常、長期貸出には対応していなかった。
（注3）平成28年度以降の実績は以下のとおり。

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
タイバーツ・ファンディング取引	件	3	1	1	2
	百万バーツ	50	16	12	23
スタンドバイＬ／Ｃ	件	16	31	43	46
	百万円	435	1,077	1,550	1,850

（二）信用金庫取引先海外子会社向け実査スキーム

信用金庫による取引先海外子会社への貸出等の増加に伴い、リスク管理の一環として、海外子会社の業況把握ニーズが高まっていた。

このため、駐在員事務所等（業務提携行への派遣者を含む。以下「海外拠点」という。）を活用した信用金庫取引先海外子会社等向け実査スキーム（以下「実査スキーム」という。）（図2-2-6）を構築し、平成28（2016）年2月、信用金庫に提供した。実査スキームは、海外拠点の職員が信用金庫取引先の海外子会社を訪問するため、信用金庫が日本から出張するよりも安い費用で一定のリスク管理を行えるメリットがあった。(注1)

当該スキームに基づく実査の範囲は、①信用金庫が指定する取引先海外子会社など実査対象先への訪問、②事務所、工場、店舗または機械設備等の写真の撮影（必要に応じて）、③信用金庫があらかじめ指定した書類またはデータの受領（必要に応じて）、④その他、信用金庫と信金中金の間であらかじめ合意した事項に関するヒアリング、⑤①～④事項の結果に関する信用金庫への報告書の提出であった。

なお、実査スキームは、取引先海外子会社に与信がある場合だけでなく、海外子会社

図2-2-6　実査スキームの概略図

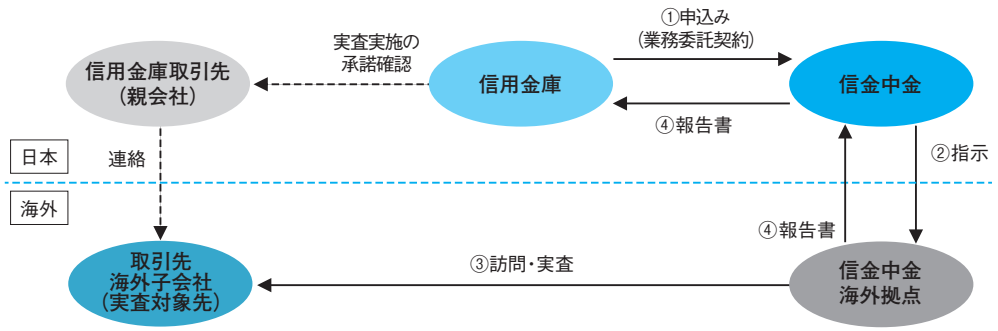

をもつ取引先の業況把握のためにも活用された。(注2)

（注1）当初、実査スキームの対象とした海外拠点は、タイ、インドネシア、ベトナムであり、その後、米国を対象に加えた。また、その他の国については、個別に相談に応じることとした。
（注2）平成28年度以降の契約締結金庫数・実査件数は、28年度：2金庫・0件、29年度：9金庫・10件、30年度：9金庫・9件、令和元年度：6金庫・11件

（ホ）信用金庫取引先の海外販路拡大支援

信金中金が2年ごとに実施している「信用金庫取引先海外事業状況調査」（以下「海外事業状況調査」という。）では、「海外進出支援への要望」についても調査しており、信用金庫取引先が望むサービスとして、ビジネスマッチングや販売先の紹介ニーズが高かった。(注1) また、第11回海外事業状況調査（調査時期：平成27年8～12月）では、海外新規進出先の進出動機として、「コストダウン」の回答が1割強程度にとどまる一方、「市場の拡大期待」の回答が過半数を占め、販売活動を重視する傾向がみられた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、従来から行っている海外バイヤーの信用金庫主催ビジネスフェア等への招聘、バイヤーの個別紹介に加え、信用金庫取引先の海外販路拡大に資する新たな支援に取り組んだ。

具体的には、26（2014）年11月5日、業務提携行の東亜銀行と連携して、同行取引先の5つ星ホテル、有名レストラン、大手小売チェーン等54社、日系企業9社をバイヤーとして招聘し、信用金庫取引先との商談会として「しんきん　食の商談会in香港」を開催した。この商談会には、サプライヤーとして信用金庫取引先21社が参加した。

また、28年3月2日から上海輸出入商会(注2)と連携したビジネスマッチングサポートを開始した（図2-2-7）。これは、会員である上海市の国有・民営企業等約6,000社に対し、同商会が会員向け新聞やSNSを通じて信用金庫取引先の商談ニーズを案内し、取引希望者を募るものであった。初年度の27年度は、開始から1か月弱の間で、1金庫・1件の商

図2-2-7　上海輸出入商会と連携したビジネスマッチングサポート

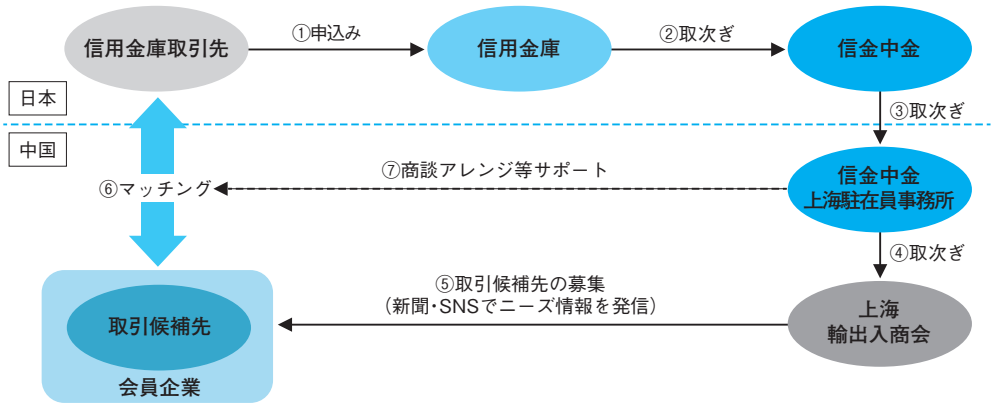

談が成立した。(注3)

（注1）第10回（調査時期：平成25年8～12月）と第11回（同：27年8～12月）の海外事業状況調査の調査結果
（注2）上海輸出入商会は、上海市の国有・民営企業等約6,000社が会員となっている非営利の社団法人
（注3）平成28年度以降の商談成立実績は次のとおり。28年度：7金庫・11件、29年度：4金庫・6件、30年度：3金庫・6件。なお、令和元年度は実績なし。

(ヘ) インバウンド専門家紹介プログラム

平成27（2015）年の訪日外国人旅行者（以下「訪日旅行者」という。）の数は1,974万人と、5年前（22年）の861万人から2倍以上増加するとともに、その消費額は1.1兆円から3.5兆円へと3倍を超える額にまで増加していた。また、訪日旅行者による買い物、宿泊、飲食等のインバウンド消費は、観光業のみならず、小売業、サービス業、伝統的製造業など地域の産業を活性化させ、信用金庫取引先の事業拡大にもつながるものとして期待されていた。

こうした状況を踏まえ、インバウンド対応に取り組む信用金庫を支援するため、28年2月10日、「インバウンド専門家紹介プログラム」（以下「紹介プログラム」という。）を信用金庫に提供した。

紹介プログラムは、信用金庫がインバウンド対応を検討する地元企業または地方公共団体・観光協会・商工会・信用金庫等により構成される組織から相談を受けた場合に、信金中金がコンサルティング、集客、誘致に取り組む専門家や旅行会社等を紹介するものであった。さらに、支援メニューも地域・地元企業の様々なニーズに応じるため複数設けていた（表2-2-15）。

なお、インバウンドに係る施策は、紹介プログラムの提供にとどまらず、翌年度以降も継続して実施した。(注)

表2-2-15　インバウンド専門家紹介プログラムの支援メニュー

	戦略立案支援	集客・誘致支援	受入態勢整備支援
ニーズ	現状把握、戦略立案、外国人旅行者の誘致等	外国人旅行者の認知度アップ、客数アップ等	外国人旅行者の満足度向上、売上アップ等
支援内容	・外国人向け観光資源発掘 ・対象国等のターゲット設定 ・ターゲットにあわせた誘致方法検討 ・受入態勢整備の検討 ・セミナー開催	・外国人向けHP作成・管理 ・海外広告・メディア活用 ・Webサイト、SNS利用	・外国人向けHP作成・管理 ・翻訳、多言語化 ・免税手続 ・インバウンド人材紹介・派遣 ・社員向けセミナー・研修開催
紹介先	コンサルティング会社	マーケティング会社、広告会社、コンサルティング会社	マーケティング会社、IT関連サービス会社、コンサルティング会社

（注）後編第3編第2章第2節2.（2）ロ.（ホ）インバウンド対応支援を参照

(ト) 独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) との業務提携

中小企業が輸出を行う場合、取引相手との力関係により、後払いを取引条件として受けざるを得ないケースも多く、この場合、代金の回収が不能となるリスクがあった。また、輸出取引に際して付保している海上保険は、輸送途上における輸出貨物自体の損害(破損、水濡れ、盗難)による損失をカバーする保険であり、輸出代金の回収不能をカバーするものではなかった。

一方、独立行政法人日本貿易保険(注1)(以下「NEXI」という。)では、企業が行う輸出入、海外投資等の対外取引に関して、海上保険では救済することができない非常危険(対象国における戦争、動乱、為替制限等)および信用危険(契約相手方の破産や3か月以上の債務の履行遅延等)をてん補する保険を提供していた。

NEXIが提供する保険は、輸出取引における信用金庫取引先のリスク軽減に資するものであり、信金中金は、平成26(2014)年4月1日、NEXIと業務協力に係る覚書を締結し、信用金庫に対してNEXIが提供する貿易保険の案内を行った。また、NEXIとの業務提携を希望する信用金庫を募集し、NEXIに取り次いだ(図2-2-8)。

信用金庫は、NEXIと業務提携を行うことにより、取引先に対する中小企業輸出代金保険(注2)の保険料10%割引などの優遇措置の提案が可能となった。また、貿易保険は、輸出取引に係るリスク管理手段としての取引先への提案、取引先に供与するユーザンス(支払猶予)の信用補完などにおいて活用することができるものであった。

なお、信金中金は、26年5月9日(東京)と14日(大阪)にNEXIとの業務提携に係る説明会を開催した。この結果、NEXIと業務提携を行った信用金庫数(累計)は、説明会参加金庫を中心として、26年度末:22金庫、27年度末:38金庫となった(注3)。

図2-2-8　NEXIによる中小企業輸出代金保険のスキーム

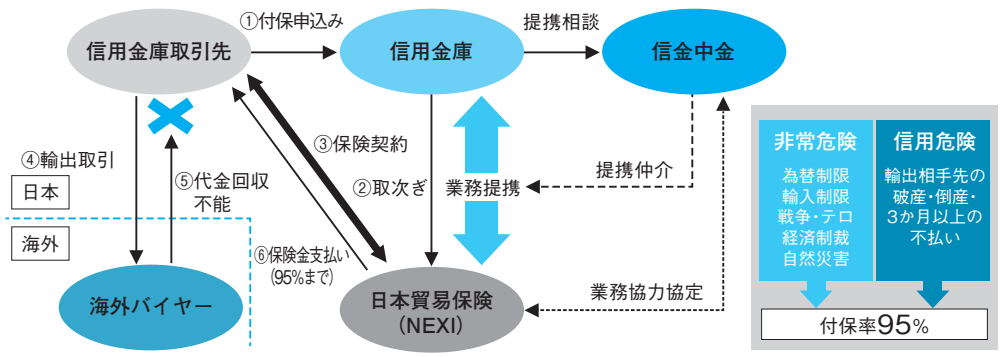

(注1) 平成13年に設立された日本政府100%出資の独立行政法人で、貿易保険制度の運営を行っている。
(注2) NEXIが提供する貿易保険の一つで、中堅・中小企業者が利用でき、①1回の取引額が5,000万円以下、②日本からの輸出のみ、③船積み後のリスクをカバー(船積み前リスクはカバーされない)などの特徴

を有していた。
（注3）平成28年度以降の提携金庫数（累計）は、28年度末：41金庫、29年度末：41金庫、30年度末：41金庫、令和元年度末：37金庫

（3）地　　域

イ．地方創生に係る態勢整備

信用金庫の地域活性化に係る取組みの支援強化を図るため、平成25（2013）年4月に地域・中小企業研究所に設置した地域活性化支援室[注1]では、地域活性化コンサルティング等の実施、共通課題を抱える信用金庫の組織化[注2]を重点施策として取り組んでいた。

こうしたなか、「まち・ひと・しごと創生法」（以下「創生法」という。）の公布・施行（26年11月28日）、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）等の閣議決定（12月27日[注3]）が行われた。これにより、すべての地方公共団体に地方版総合戦略の策定・推進に係る努力義務が課せられた。また、創生法（第5条）では、事業者にも施策協力義務が課せられているほか、政府から地方公共団体に対して、地方版総合戦略策定における金融機関の積極的な活用勧奨が行われた。

このような状況を踏まえると、多くの地方公共団体から信用金庫に協力要請が出てくることが想定され、信金中金として、今まで以上に強固な支援態勢を構築する必要があった。態勢構築に際しては、最前線で地方創生に取り組む信用金庫との人事交流を図ることにより、情報交換が活発になり、相乗効果が期待できた。こうした背景から、しんきん地方創生支援センターを設置するとともに[注4]、3金庫から3人の出向者を受け入れ[注5]、体制・人員面での強化を図った。

図2-2-9　地方創生に係る体制図

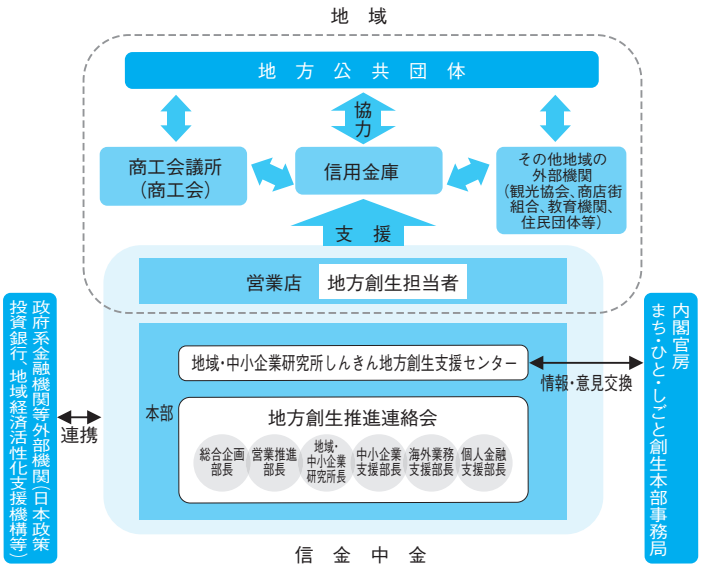

さらに、地方創生に係る関連本部の組織横断的な会議体として地方創生推進連絡会を設置したほか、各営業店の営業担当次長を地方創生担当者として配置するなど、組織体制を整備した（図2-2-9）。

なお、27年3月19日には、これら組織体制

の整備とともに、今後実施する支援策(注6)を信用金庫に案内し、地方創生への取組みをスタートさせた。

（注1）後編第2編第2章第4節7.（1）平成25年度の組織改正を参照
（注2）観光・温泉地および商店街の活性化等に課題をもつ信用金庫を集めた情報交換会、セミナーの開催等を実施
（注3）後編第2編第1章第2節7. まち・ひと・しごと創生（地方創生）を参照
（注4）後編第2編第2章第4節7.（3）平成27年度の組織改正を参照。なお、「しんきん地方創生支援センター」は、平成30年4月に「地域創生支援センター」に改称し、その後、令和2年4月1日に「地域創生推進部」となった。
（注5）平成27年度実績。以降も定期的に出向者を受け入れている。
（注6）信用金庫宛案内した主要施策は、①信用金庫と協力した地方公共団体による地方版総合戦略策定の支援、②地域活性化コンサルティングの拡充、③信用金庫の地方創生に関する態勢整備および人材育成への支援、④商工会議所および政府系金融機関等外部機関との連携強化、⑤地方創生対応支援セミナーの開催、⑥地方創生関連情報の収集・還元

ロ．地方版総合戦略に係る信用金庫へのデータ提供・セミナー等の実施

地方公共団体による地方版総合戦略の策定の期限は、平成27（2015）年度中であり、策定の動きが本格化する前に、信用金庫への支援策を実施する必要があった。

こうした状況を踏まえ、国が提供する地域経済分析システム（RESAS）のデータ等をもとにして、「市町村別基礎データ」を全国の市町村分作成し、27年6月から順次、営業店を通じて全国の信用金庫に提供した。市町村別基礎データは、人口構成や将来の人口推移のほか、どのような産業がどの程度の付加価値を生み出しているかなど、地方公共団体の経済構造等を把握できるものであった。信用金庫が269の地方公共団体に提供した結果、担当者を対象にした地域経済分析に係るセミナーの開催、総合戦略推進組織への参加につながるケースもみられた。

27年6月から7月にかけては、全国13か所で「地方創生対応支援セミナー」を開催し、262金庫・378人が参加した。このセミナーでは、市町村別基礎データおよびしんきん地方創生支援センターの機能を活用した地方版総合戦略への関与の勧奨のほか、地方創生推進連絡会のメンバーである中小企業支援部、海外業務支援部および個人金融支援部から地方創生に関連する施策の説明等を行った。

また、10月から28年2月にかけて、「地域経済分析研修」を全国13か所で開催した。同研修は、自金庫営業地区が位置する地方公共団体について、人口動態・構造、産業構造および所得動向・財政力について分析・検証を行い、分析結果を活用して政策評価手法、信用金庫の経営環境把握手法について説明を行うものであり、204金庫・249人が参加した。

ハ．地方創生態勢整備支援コンサルティング

地方創生の担い手でもある信用金庫には、地方公共団体による地方版総合戦略の策定・推進に関与し、地域が抱える課題解決に貢献する役割が求められていた。加えて、当該関与は、自らの持続可能なビジネスモデルの構築にも資するものであり、信用金庫経営の観点からも重要な位置付けとなっていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金では、平成27（2015）年度から「地方創生態勢整備支援コンサルティング(注)」を実施した。

同コンサルティングは、信用金庫が地方版総合戦略の策定に関与して、地方創生と信用金庫経営の両方に寄与する施策を立案するとともに、施策実現に係る態勢の整備を目的としたものであった。また、人材育成の観点から、トレーニーとして信金中金に派遣された信用金庫職員が、自金庫営業エリア内の市町村を対象に実施した。

具体的には、①外部環境（営業エリアの人口動態・人口構造、産業構造等）の分析・将来予測、②①を前提とした預金・貸出金残高、収益の将来予測、③雇用力や成長性等の視点からの主要産業の育成・支援に資する課題解決策・アクションプランの検討、④地方公共団体との連携、融資推進・安定的な収益確保に向けた態勢整備を支援するものであった（図2-2-10）。

なお、同コンサルティングは、27年度中、4金庫で実施した。

図2-2-10　地方創生態勢整備支援コンサルティングの流れ

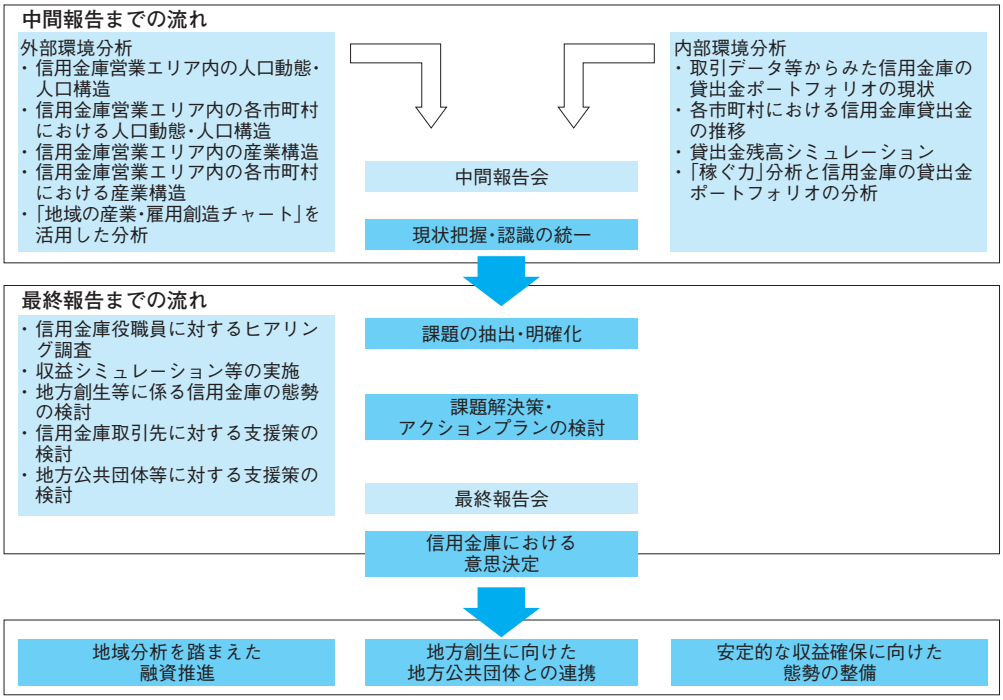

（注） 平成28年度においては、コンサルティングに係る実施体制の効率化および支援内容の充実・高度化を図り、名称を「地方創生推進支援コンサルティング」に改称した。なお、同コンサルティングは、28年度中、13金庫で実施した。

ニ．地方創生支援パッケージ

地方版総合戦略の策定状況は、創生法の施行から1年余りが経過した平成27（2015）年末の時点で、約6割の地方公共団体が完了を予定するなど、今後は本格的な推進段階に移行しつつあった。また、地方公共団体から推進に係る具体的な関与や支援の実施を期待される信用金庫が増えていた。

こうした状況を踏まえ、27年12月30日から、地方版総合戦略の推進支援に係る「地方創生支援パッケージ」（表2-2-16）を提供した。

同パッケージは、地域産品の付加価値向上・販路拡大、観光活性化、まちづくりなど、テーマごとの支援メニューで構成されていた。また、これまでに実施してきた「地域活性化コンサルティング」の内容を包含し、かつこれまでに蓄積してきた同コンサルティングのノウハウ、外部機関などを活用したものであった(注)。

なお、同パッケージにおける支援メニューの内容および活用方法等を説明するため、28年1月から2月にかけて全国13か所で「地方版総合戦略推

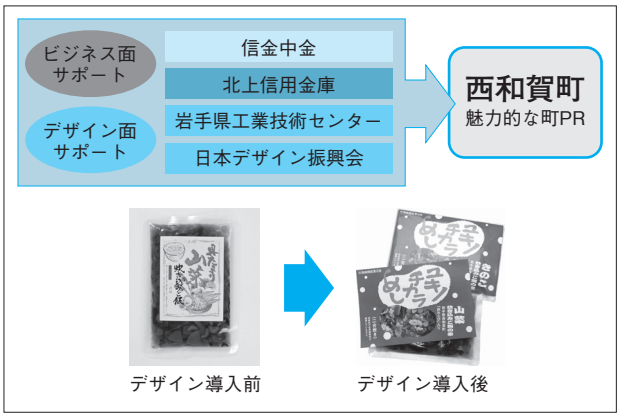

デザイン導入支援の例
（西和賀町・地方創生　地域づくりデザインプロジェクト）

表2-2-16　地方創生支援パッケージの概要

テーマ	支援メニュー
地域産品の付加価値向上・販路拡大	・デザイン導入支援 ・テストマーケティング実施支援 ・バイヤー紹介（国内向け、海外向け） ・ふるさと納税振興支援
観光活性化	・インバウンド対応支援 ・地域回遊型ゲームを活用した誘客体制構築支援 ・旅行モデルコース作成支援
まちづくり	・空き店舗・空き家等の活用策検討支援 ・公有資産の有効活用策検討支援
アクションプログラムの推進主体の構築	・日本版DMO構築検討支援
農林業支援	・生産性向上・販路拡大に向けた農業生産法人および林業事業体に対する支援 ・地域農産物のブランド化支援

進セミナー」を開催し、225金庫・289人が参加した。

（注）「地方創生支援パッケージ」の前身である「地域活性化コンサルティング」は、平成25年度：6件、26年度：5件、27年度：4件を実施した。

ホ．商工会議所会頭金庫連絡会

地域金融機関は、地方版総合戦略の策定プロセスのみならず、そのなかで定められるアクションプランの実行段階においても積極的な関与が期待されていた。特に、「『しごと』と『ひと』の好循環を作り、その好循環が『まち』を支える」という地方創生の基本的な考え方の中で、「しごとづくり」への具体的な取組みが求められていた。

こうした状況を踏まえ、主に「しごとづくり」に係る課題や必要な取組み等について議論する場として、商工会議所会頭に就任している信用金庫役員をメンバーとする「商工会議所会頭金庫連絡会」を平成27（2015）年9月16日に開催した(注)。

同連絡会には、15金庫の参加があり、「地方創生に向けた産業界目線での課題や必要な取組み」「地方公共団体における地方版総合戦略の策定・推進に係る課題」「地方創生に向けた信用金庫ネットワーク等業界機能の発揮に向けた課題」について意見交換を行った。

また、意見交換に先立ち、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局による講演と信金中金関係各本部から地方創生に向けた各部の取組みについて説明が行われた。

（注） 商工会議所会頭金庫連絡会は、平成27年度を初回とし、以降毎年度開催している。

3．信用金庫業界のネットワークを活用した業務

（1）しんきん情報共有プラットフォーム

信用金庫では、年金受給口座を開設している顧客等を対象に団体旅行を開催しており、旅行を実施する信用金庫が旅行先の信用金庫取引先宿泊施設、飲食店などを利用することによる経済効果は小さくなかった。このため、信金中金では、全国の信用金庫に対して取引先の宿泊施設等の情報（以下「旅行関連情報」という。）提供を依頼し、当該情報を業界内のイントラネットであるFTFネット(注1)上で共有することにより、団体旅行における信用金庫取引先の活用促進を図っていた。しかし、FTFネットは、インターネット環境に接続されておらず、掲載企業のホームページが閲覧できないなど、利便性が低いとの意見が寄せられていた。

こうした状況を踏まえ、平成25（2013）年4月、インターネット環境上に信用金庫間の情報共有用ホームページとして「しんきん情報共有プラットフォーム」（以下「プラッ

トフォーム」という。）を開設した[注2]。そして同時に、信用金庫に対してプラットフォームへ掲載するコンテンツとして、旅行関連情報の提供を依頼した。

7月31日、信用金庫から提供を受けた旅行関連情報を掲載し、プラットフォームが本格稼動した（図2-2-11）。さらに、11月1日には、信用金庫取引先に対するビジネスマッチング機会の提供のため、「ビジネスマッチング情報掲載ページ」を設けた。「ビジネスマッチング情報掲載ページ」には、信用金庫取引先をはじめ、信金中金取引先およびバイヤー企業のニーズ情報が掲載されており、当該情報を閲覧した信用金庫が取引先に情報提供し、商談を提案することが可能となった。

信金中金は、その後も、FTFネットの信金中金ホームページ等で信用金庫に提供していた販路拡大支援関連情報等を掲載するため、「中小企業支援部からの情報ページ」を設けるなど[注3]、プラットフォームを活用した信用金庫間における情報共有の態勢整備を進めた。

また、プラットフォームには、27年4月1日、「しんきん知識の泉」が開設された[注4]。

図2-2-11　しんきん情報共有プラットフォーム（旅行関連情報）の活用イメージ

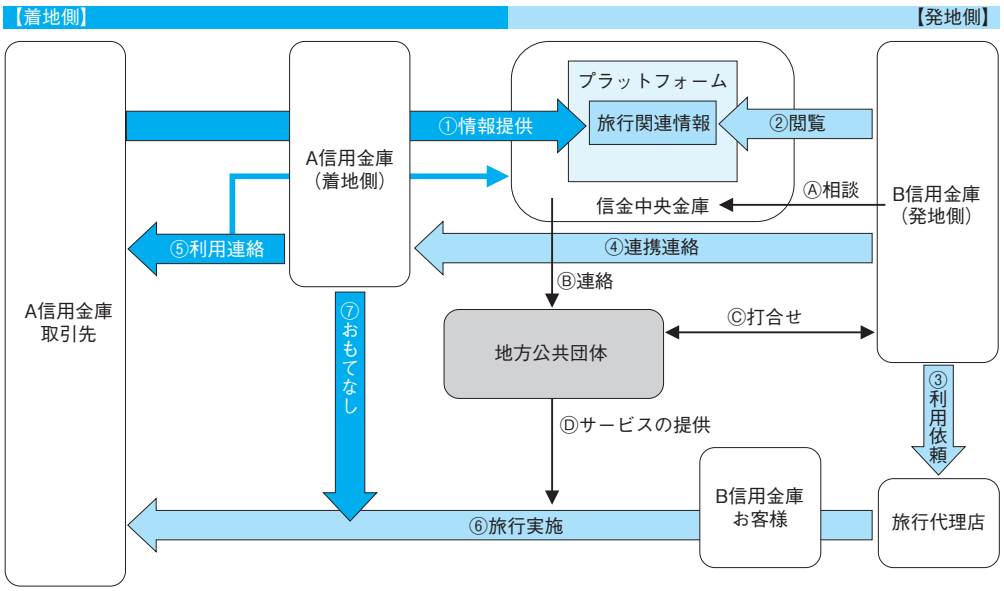

（注1）FTFネットは、信用金庫業界における情報の共有化、情報連絡の迅速化および業務の効率化を図るため、SSCにより、平成10年3月2日から運営が開始された。
（注2）プラットフォームは、信用金庫のみにログイン用のIDおよびパスワードが発行され、利用対象者は信金中金および信用金庫に限定された。
（注3）「中小企業支援部からの情報ページ」には、販路拡大支援関連情報のほか、FTFネットの信金中金ホームページで「業界ネットワーク関連情報」として掲載していた情報なども掲載した。
（注4）後編第2編第2章第2節3.（2）しんきん知識の泉を参照。また、平成30年10月1日、「しんきん情報共有プラットフォーム」は、「しんきん情報共有プラットフォーム　しんきん知識の泉」に名称を変更した。

(2) しんきん知識の泉

平成25 (2013) 年7月、全信協によりとりまとめられた報告書「2025年信用金庫ビジョン　未来への挑戦」において、10年先を見据えた業界の目指すべき方向と対応の基本方針が示された。また、業界として対応すべき新たな取組みとして、①信用金庫業界内の知識・ノウハウ・情報を集約・共有する専用サイト「しんきん知識の泉」の開設、②中小企業支援に特化した専門機関「中小企業支援センター」の設立など、5つの「業界への提言」が掲げられた。

これを受け、全信協経営対策委員会の下部機関である「提言検討専門部会（中小企業支援部門）」で具体策の検討が行われ、「情報提供（しんきん知識の泉）」「情報連携促進」および「外部機関（専門家）紹介」の3つの機能を担う「中小企業支援センター」の設置について提言が行われた。そして、全信協より、同センターの設置に向けた準備および運営主体の役割を信金中金が担うことについて依頼を受けた。(注1)

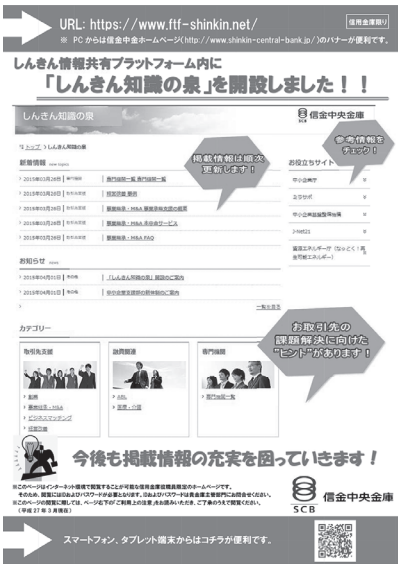

開設当初の「しんきん知識の泉」に係る信用金庫への周知用チラシ

信金中金では、対応の方向性を26年11月27日および27年3月19日開催の理事会で報告するとともに、提言された3つの機能を中小企業支援部に追加するため、27年4月1日、同部にしんきん情報支援グループを新設し(注2)、プラットフォーム内に「しんきん知識の泉」を開設した。

当初、「しんきん知識の泉」は、「取引先支援」「融資関連」「外部連携」を3本柱とし、その下に創業、事業承継・M&Aなどに係る情報（概要、信金中金サービス、他金庫事例等）を掲載する形でスタートした（表2-2-17）。その後、信用金庫ニーズの高い「公的支援施策関連」（補助金等）の情報を「取引先支援」のなかに掲載したほか、新たな

表2-2-17　開設当初の「しんきん知識の泉」における掲載情報

カテゴリー		掲載情報
取引先支援分野	創業	創業支援の概要、信金中金サービス、他金庫事例
	事業承継・M&A	事業承継支援の概要、信金中金サービス、他金庫事例
	ビジネスマッチング	ビジネスマッチングの概要、信金中金サービス、他金庫事例
	経営改善	経営改善支援の概要、信金中金サービス、他金庫事例
融資関連分野	ABL	ABLの概要、信金中金サービス、他金庫事例
	医療・介護分野	医療・介護制度の基本、信金中金サービス
外部連携情報	専門機関一覧	専門機関一覧

カテゴリーとして、「海外業務支援」「地方創生支援」を設けるなど、順次、情報の充実を進めた。(注3)(注4)

（注1）「提言検討専門部会（中小企業支援部門）」の提言には、個別信用金庫および全信協の人的支援を含めた全面的な協力が不可欠との内容も盛り込まれた。これにより、平成27年度から信用金庫および全信協の職員が中小企業支援部に出向した。
（注2）後編第2編第2章第4節7.（3）平成27年度の組織改正を参照
（注3）平成29年4月3日から、信用金庫から中小企業支援に関する照会や外部機関の紹介依頼を受け付ける機能を追加した。なお、これら照会等に対しては、信金中金が電子メールや電話等により回答した。また、10月2日からは、海外業務支援についての照会が可能となった。
（注4）平成30年10月1日に「しんきん知識の泉」と「しんきんネットワーク関連情報」を統合したことに伴い、プラットフォームの正式名称を「しんきん情報共有プラットフォーム　しんきん知識の泉」に変更した。

（3）販路開拓・拡大支援

イ．大手企業と連携したビジネスマッチング企画

信用金庫による取引先の販路開拓・拡大支援をサポートするため、信金中金では、各地区で開催される信用金庫等主催ビジネスフェアへの大手バイヤーの招聘(注1)、大手流通業者が開催する販売イベントへの出店案内、信用金庫取引先の商品が掲載されたギフトカタログの制作・業界内活用(注2)などに取り組んできた。

こうしたなか、販売力を有する大手小売企業等と連携し、当該企業との直接取引等によって、信用金庫取引先の商品を業界外に販売する新たな支援スキームの構築に取り組んだ。

第1弾は、平成25（2013）年7月に業務提携を行った三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）の有する商流機能やネットワークを活用した販路拡大支援であった(注3)。具体的には、三菱商事系の企業投資ファンドが出資していたスーパーマーケットと連携し、同社が店頭で信用金庫取引先の商品を販売する企画であった。25年10月21日、当該企画を全国の信用金庫に案内し、77金庫の取引先173社がエントリーした結果、6金庫・7社との間で商談が成立した。

26年10月17日には、大手コンビニエンスストアと連携し、同社取扱商品の原材料および同社店舗において販売する酒類を募集する取組みを行った。これまでのビジネスマッチングにより、遠隔地から首都圏への物流コストを上乗せした納入価格では、商談成立が困難であるとの課題が浮き彫りになったため、全国11地区の拠点ごとに取引を行うこととした。この結果、81金庫の取引先206社がエントリーし、8金庫・8社との商談が成立した。

27年10月には、大手ECサイト運営企業と連携し、同社がECサイトで販売する商品を対象としたビジネスマッチングを企画した。これまでのビジネスマッチングで取り扱

う商品は、主に食品・飲料であったが、この企画では伝統工芸品や日用品を加え、対象商品を拡大した(注4)。また、27年10月から28年10月までの1年間でエリアごとに期間を変えて信用金庫取引先から商品募集を行った(注5)。

（注1）後編第1編第2章第2節3.（1）イ. ビジネスマッチングを参照
（注2）後編第1編第2章第2節3.（2）ギフトカタログや電子チラシによる販路開拓・拡大支援を参照
（注3）三菱商事との提携は、平成25年7月に、地域活性化への貢献および国内外における優良な投融資機会の獲得を目的に、「中小企業支援分野」「金融事業（投融資）分野」「復興支援分野」「人材育成・交流分野」の4つの分野で行った。
（注4）同社とは、平成29年に入り、酒類を対象としたビジネスマッチング企画も実施した。なお、酒類は、84金庫の取引先167社がエントリーし、59金庫の取引先92社との商談が成立した。
（注5）伝統工芸品等のビジネスマッチングでは、61金庫の取引先130社がエントリーし、21金庫の取引先25社との商談が成立した。

ロ. 電子チラシ「しんきん　ニッポンの贈りもの」および「しんきんの逸品」

信用金庫の取引先商品が掲載されているギフトカタログ「旬彩カタログ　しんきんのつなぐ力」(注1)は、平成24（2012）年2月に取扱いを開始し、毎年、多くの信用金庫からカタログ購入の申込みがあった。しかし、低価格帯（2,000円以下）の商品ニーズや個別商品単位での申込みには対応しておらず、これらに対応するためには、新たなスキームの構築が必要であった。

こうした状況を踏まえ、複数の大手百貨店と協議した結果、特に前向きな反応が得られた株式会社大丸松坂屋百貨店（以下「大丸松坂屋」という。）と連携し、低価格帯の個別商品を掲載した電子チラシ「しんきん　ニッポンの贈りもの」の取扱いを行った。

「しんきん　ニッポンの贈りもの」は、①信金中金が信用金庫を通じて、取引先に掲載商品募集を行い、②大丸松坂屋が商品選考と電子チラシ製作を行った後、③信金中金がしんきん情報共有プラットフォームに電子チラシを掲載して信用金庫・関連団体に案内を行い、④信用金庫等が電子チラシのなかから商品を選んで、大丸松坂屋に注文するというスキームであった。また、「旬彩カタログ　しんきんのつなぐ力」と同様、信用金庫取引先の商品を贈答品等として、業界内で利用するものであった。

電子チラシ「しんきん　ニッポンの贈りもの」

25年9月13日、掲載商品募集に係る案内を信用金庫に行い、大丸松坂屋による商品選考・電子チラシの製作後、26年4月28日、信

金中金から信用金庫に取扱開始と活用依頼に係る案内を行った(注2)。

27年3月4日には、第2版作成のための掲載商品募集を行い、12月8日から取扱いを開始した。この際、掲載商品のラインナップにあわせ、名称を「しんきんの逸品」に変更するとともに、信用金庫から照会が多かった東北産品の品揃えを拡充し、「東北復興応援特集(注3)」を設けた。

なお、「しんきん　ニッポンの贈りもの」および「しんきんの逸品」の掲載商品数と利用件数は、26年度：70商品・17件、27年度：89商品・20件となった(注4)(注5)。

（注1）後編第1編第2章第2節3.（2）ロ. ギフトカタログ「旬彩カタログ しんきんのつなぐ力」を参照
（注2）「しんきん　ニッポンの贈りもの」は、平成27年7月末まで取り扱った。
（注3）平成29年1月からは、「熊本復興応援特集」を設けた。
（注4）平成28年度以降の実績は、28年度：98商品・23件、29年度：86商品・12件
（注5）「しんきんの逸品」は、平成29年12月末まで取り扱った。

４．市場関連業務への支援

信金中金は、信用金庫の市場関連業務の支援ニーズに応えるため、信用金庫との間のデリバティブ取引、デリバティブ等を活用した金融商品の開発・提供、外国為替・外貨資金取引、有価証券取引等によって、信用金庫の市場関連業務を積極的に支援した（表2-2-18）。

デリバティブ等を活用した金融商品の開発・提供については、貸出金利回りの低下によって収益の減少を余儀なくされる信用金庫が増えるなか、「SCBマルチコーラブル預金(注1)」の利用がさらに拡大し、平成26（2014）年度には件数1,288件、約定額1兆6,683億円と、23年4月の商品取扱開始以降、件数、約定額ともに最大の利用となった。

また、融資関連商品として、「ローンサポート」の商品内容を拡充し、27年5月から「SCB地域活性化ローンα(注2)」の提供を開始した。

一方、信用金庫との間のデリバティブ取引については、低コストの外貨調達が可能なインターネット取引の普及など、信用金庫取引先企業における外貨調達手段の多様化等を背景に、為替関連デリバティブ取引や外貨資金取引の件数が緩やかながら減少基調をたどった。ただし、国内で低金利環境が継続するなか、一部の信用金庫では、高い利回りを求めて外債投資を積極化したことに伴い、ドル調達需要が高まったことから、為替スワップ(注3)の利用が拡大した。

（注1）後編第1編第2章第2節1.（1）イ.（ロ）SCBマルチコーラブル預金を参照
（注2）後編第2編第2章第2節1.（2）ロ. しんきん長期固定金利ローンサポートを参照
（注3）為替スワップとは、異なる受渡日における外貨の買いと売りを同時に行う外国為替取引（通常1年以内）である。直物（通常、2営業日後）の買いと先物（調達期日）売りにより、外貨調達と同じ効果を得られる。

表2-2-18　市場関連業務への支援状況

・デリバティブ取引

（単位：件、億円）

		平成25年度	26年度	27年度
金利関連デリバティブ取引（金利スワップ）	件数	97	147	104
	想定元本	200	222	587
為替関連デリバティブ取引	件数	14,417	12,839	11,741
	想定元本	5,099	9,782	15,170
通貨スワップ	件数	4	0	3
	想定元本	19	0	10
先物外国為替	件数	14,413	12,839	11,738
	想定元本	5,079	9,782	15,160

・外貨資金取引

（単位：件、億米ドル）

		平成25年度	26年度	27年度
外貨資金	件数	7,602	7,030	6,377
	金額	177	135	147

・預金関連商品

（単位：件、億円）

			平成25年度	26年度	27年度
デリバティブ内包型預金	SCB延長特約付定期預金	金庫数	154	126	89
		件数	833	589	269
		約定額	10,120	7,250	3,470
		末残	25,144	25,068	21,645
	SCB積立定期預金	金庫数	98	125	127
		件数	142	197	173
		約定額	1,470	1,822	1,690
		末残	6,441	5,792	6,499
	SCB延長特約付積立定期預金（えんつみ）	金庫数	26	41	18
		件数	39	59	25
		約定額	1,841	1,735	883
		末残	5,939	7,879	5,599
	SCBマルチコーラブル預金	金庫数	146	156	138
		件数	757	1,288	778
		約定額	8,824	16,683	9,108
		末残	14,569	15,407	13,076

・融資関連商品

（単位：件、億円）

			平成25年度	26年度	27年度
しんきん長期固定金利ローンサポート	しんきん長期固定金利ローンサポート	金庫数	1	5	5
		件数	1	8	26
		約定額	100	445	1,700
		末残	1,365	1,637	3,146
	SCB地域活性化ローンⅡ	金庫数	16	22	9
		件数	79	97	23
		約定額	160	260	154
		末残	453	621	754
	地公体ローンサポート	金庫数	4	5	2
		件数	21	23	4
		約定額	150	107	11
		末残	384	491	277
	SCB地域活性化ローンα	金庫数	－	－	34
		件数	－	－	97
		約定額	－	－	639
		末残	－	－	628

5．信用金庫の決済業務のサポート

昭和63（1988）年10月に稼動した日銀金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）は、①日銀当座預金を用いた金融機関間の資金決済、②金融機関間の資金決済と密接に関連する国債決済を安全かつ効率的に行う基幹的な決済システムである。稼動後も、証券と資金の同時決済（DVP：Delivery Versus Payment）、日銀当座預金決済および国債決済の即時グロス決済（RTGS：Real-Time Gross Settlement）化、日銀当座預金決済における流動性節約機能の導入、民間大口資金取引の日銀当座預金によるRTGS化など決済の安全性・効率性の向上を図るための施策が順次講じられた。

こうしたなか、取引のグローバル化の進展に伴う国際標準への対応、取引量の増加に備えたシステムの拡張性の確保等を踏まえ、日銀は、平成21（2009）年7月に新日銀ネット構築構想を打ち出した。新日銀ネットの機能・仕様（図2-2-12）は、22年4月以降、日銀が開催する「新日銀ネット構築に関する意見交換会」で議論され、詳細が固められていった。

また、新日銀ネットの全面稼動時に、稼動時間延長と全利用先の接続を必須とするコアタイムの導入が行われることとなった。[(注1)] これにあわせ、外国為替円決済制度[(注2)]での仕向取引受付時限の1時間延長[(注3)]、内国為替制度での大口内国為替取引のRTGS化に伴う決済開始時刻の

図2-2-12　新日銀ネットの主な機能の改善・統廃合

＜主な機能の改善＞　決済の安全性・効率性向上などのニーズに対応

- 担保の管理単位を店舗単位から法人単位へ変更
  → 担保利用効率の向上
- 振替社債等DVPの資金決済：同時決済口（流動性節約機能）の使用可能化
  → 資金効率の向上
- 振替停止期間廃止、利子配分先変更機能の新設
  → 国債決済の円滑化・担保利用効率の向上

このほかに、機能の統廃合を通じて、複雑化したシステムをスリム化

- 同時処理・一般処理を廃止して、RTGS処理へ統合　など

（備考）日銀資料

表2-2-19　新日銀ネット全面稼動に伴う各業務の主な変更概要

対象業務	主な変更概要
証券決済	・振替停止期間を廃止 ・利払口座振替機能を廃止するとともに、利子配分先変更機能を追加 ・個人向け国債中途換金資金入金時刻を変更（15：00→11：00すぎ） ・新日銀ネットの電文フォーマット・コード体系の変更にあわせて画面・帳票を変更
外国為替円決済	・信用金庫からの仕向取引の受付時限を延長（12：00→13：00） ・信用金庫への被仕向取引の通知時限を延長（14：30→15：30） ・信金中金と信用金庫との間の資金決済について、14時40分に資金決済額集計処理後、15時に決済を行い、資金決済額集計処理後に受信した電文は、個別に入金処理するよう決済方法を変更 ・新日銀ネットの電文フォーマット・コード体系の変更にあわせて画面・帳票を変更
内国為替	・仕向超過限度額臨時引上げ実施開始時刻を変更（通常日9：00→8：30、月末日9：00→7：30） ・他業態宛大口内為取引電文のRTGS化に伴い決済開始時刻を変更（通常日9：05→8：35、月末日8：35→7：35）

前倒し[注4]など、国債振替決済制度[注5]以外の他の決済制度でも変更が行われることとなり、信金中金では、新たな業務フローの構築およびシステム変更を行った（表2-2-19）。

なお、新日銀ネットの稼動日は、第1段階が26年1月6日、第2段階が27年10月13日であり、信金中金の新システムも同日付で稼動した。

（注1）日銀ネットの稼動時間は、8時30分～19時となった（変更前は、当座預金決済が9時～19時、国債決済が9時～16時30分）。また、コアタイムは、当座預金決済が9時～17時、外国為替円決済が9時～15時、国債決済が9時～16時30分となった。なお、平成28年2月15日から、日銀ネットの稼動時間は、8時30分～21時へとさらに拡大された。

（注2）外国為替円決済制度は、一般社団法人全国銀行協会を運営主体とする国内金融機関（在日外銀を含む。）相互間における外為市場での外貨の売買等に伴う円資金の決済を集中的に行う制度。信金中金は、直接日銀ネットを利用して決済制度関係事務を処理する「加盟銀行」として参加しており、「決済制度事務委託銀行」として参加する信用金庫から、支払指図の交換および交換した支払指図に記載された金額の受払いに関する事務を受託している。

（注3）「9時～14時」を「9時～15時」に延長

（注4）平常日における大口内国為替取引の決済開始時刻は9時5分から8時35分に、月末日は8時35分から7時35分に繰り上げられた。

（注5）国債振替決済制度は、帳簿上の口座の受払いにより証券に関する権利の移転等を行うブックエントリー制度であり、昭和55年2月に日銀により創設された。平成28年3月末現在においては、246金庫が信金中金に口座を開設する間接参加者として参加しており、信金中金は、信用金庫（間接参加者）の国債売買等に係る口座振替および資金受渡し等を行っている。

6. 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート

(1) ALM・リスク管理支援等

日銀による量的・質的金融緩和が導入された平成25（2013）年以降、低金利環境を反映して、信用金庫業界における国債の残高が減少した。一方、より高い利回りを求めて、地方債や社債のみならず、投資信託や外国証券などへの運用に軸足をシフトする動きがみられた[注]。

こうしたなか、信用金庫のリスク管理の高度化ならびに統合的なリスク管理態勢の構築を支援するため、ALM・リスク管理支援、有価証券ポートフォリオ分析、運用投資相談を実施した（表2-2-20）。

また、26年度からは、資金運用方針やリスク管理態勢に係る信用金庫との意見交換を充実させるため、有価証券ポートフォリオ分析実施金庫の有価証券運用方針等を事前に確認し、その結果をとりまとめのうえ、信用金庫に情報還元する取組みを開始した。

表2-2-20　ALM・リスク管理支援等の実績

（単位：件）

	平成25年度	26年度	27年度
ALM・リスク管理支援金庫数	22	24	69
有価証券ポートフォリオ分析金庫数	190	197	198
運用投資相談件数	274	267	266

（注） 後編第2編第1章第3節2.（3）余資運用資産を参照

（2）SDBを活用した貸出金利体系構築支援

信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース（以下「SDB」という。）を運営する信金中金では、SDBに蓄積されている大量データ（表2-2-21）を使用して、個別企業の予想デフォルト確率を算出するスコアリングモデルや統計情報を作成し、信用金庫に提供していた。また、平成24（2012）年3月からは、SDBの運営で培った統計手法を活用して、信用格付制度の検証支援(注1)を開始し、信用リスク管理分野での支援業務を拡大していた。

こうしたなか、新たな取組みとして、26年3月より貸出金利体系構築支援を開始した。これは、収益環境が厳しいなか、信用コスト等を精緻に反映した貸出金利体系を整備のうえ、適正収益確保の取組みを進めようとする信用金庫が少なくないためであった。

この支援では、信金中金が作成した「プライシング・ガイドライン構築支援ツール」（以下「構築支援ツール」という。）を使用した。構築支援ツールは、①ポートフォリオ分析(注2)、②新たに構築する貸出金利体系の適用可能性の分析(注3)、③収益シミュレーションなどの機能を有していた。25年度：6金庫、26年度：60金庫、27年度：18金庫に構築支援ツールを提供し(注4)、貸出金利体系構築に係る意見交換などを行った。

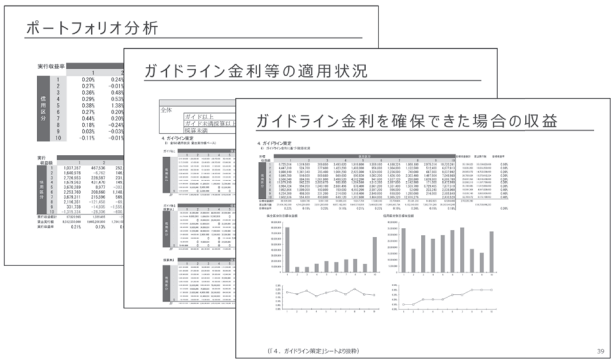

構築支援ツールの画面（抜粋）

表2-2-21　参加金庫数・データ蓄積先数

（単位：千先）

		平成25年度	26年度	27年度
参加金庫数		262	262	260
データ蓄積先数	法人データベース	737	734	744
	個人事業主データベース	672	674	673

（注1）後編第1編第2章第2節6.（2）信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース（SDB）の運営を参照
（注2）貸出金を信用ランク等で分類し、ランクごとの収益性等を分析することができた。
（注3）既往貸出の実行金利と新たに構築する貸出金利体系とを比較し、新たな貸出金利体系を満たしている貸出先数の割合などを算出した。
（注4）平成28年度以降の提供実績は、28年度：4金庫、29年度：15金庫、30年度：22金庫、令和元年度：16金庫

7. 信用金庫の人材育成のサポート

平成24（2012）年度から運営を開始した「しんきん実務研修プログラム」[注1]（表2-2-22）では、25年度以降、より多くの信用金庫が参加できるよう、東京以外での開催を進めた。25年度には、信金中金が有する専門的なノウハウを信用金庫に還元する「スペシャリスト育成コース」で、市場業務研修、外国為替基礎研修等複数の研修を大阪で開催した。翌26年度には、東京、大阪のみならず、東北、静岡、名古屋、岡山、福岡および南九州の各支店で開催した[注2]。

研修テーマの内容拡充も進めた。信用金庫が抱える経営課題等を題材として実施する「ノウハウ共有コース」では、信用金庫からの情報収集および経営環境を踏まえ、ニーズに即した開催テーマを選定している。先進金庫や外部機関が講師となり開催するセミナー（事例学習型研修）のうち、女性活躍推進法の公布・施行[注3]などにより関心が高まった「女性職員の活躍推

「女性職員の活躍推進セミナー」で挨拶する田邉理事長

表2-2-22　しんきん実務研修プログラムの主な実績

（単位：人）

			平成25年度	26年度	27年度
スペシャリスト育成コース（集合研修）	市場業務分野	信用金庫数	138	130	115
		人数	311	265	236
	ALM・リスク管理分野	信用金庫数	199	141	118
		人数	261	188	147
	海外進出支援分野	信用金庫数	15	33	29
		人数	22	53	38
	外国為替分野	信用金庫数	58	59	65
		人数	84	94	100
	預かり資産分野	信用金庫数	67	74	72
		人数	142	175	175
	合計（延べ）	信用金庫数	477	437	399
		人数	820	775	696
ノウハウ共有コース	セミナー	信用金庫数	392	377	251
		人数	514	509	328
	情報交換会	信用金庫数	88	102	167
		人数	125	145	197
	合計（延べ）	信用金庫数	480	479	418
		人数	639	654	525

進」、業務効率化や店舗戦略の見直しの一環として注目された「営業店事務の集中化」は、複数年度にわたって開催した。

また、25年5月には、「しんきん実務研修プログラム」の活動周知および活用促進を図るため、「『しんきん実務研修プログラム』通信」の発行を開始した。

（注1）後編第1編第2章第2節7. 信用金庫の人材育成のサポートを参照

（注2）「ノウハウ共有コース」でも東京以外での開催を進めた。平成25～27年度における東京以外での主な開催実績は次のとおり。

	テ ー マ	開催年月	開催場所
セミナー（事例学習型研修）	中小企業に対する補助金等の申請支援業務	平成25年 7月	大阪支店
	医療・介護業界向け融資推進	25年 9月	〃
	地域活性化支援	26年10月	〃
	相続関連業務	27年 3月	〃
	共通ポイント	28年 2月	〃
情報交換会（受講者参加型研修）	女性職員のキャリア形成	25年10月	〃
	〃	26年 6月	静岡支店
	〃	27年 7月	神戸支店
	営業店事務の集中化	26年10月	福岡支店
	住宅・個人ローンの推進・管理	27年 3月	名古屋支店
	営業渉外戦略	27年 7月	四国支店

（注3）正式な法律名は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」であり、公布・施行日は平成27年9月4日

8. 信用金庫に対する情報提供活動

少子高齢化や人口減少、中小企業数の減少等は、将来的に、信用金庫の顧客基盤に深刻な影響をもたらす懸念があった。また、金融行政においても、金融機関の中長期的なビジネスモデルに対する問題提起が行われ、金融機関との間で、中長期的な経済・社会の動向等の認識、それを踏まえた経営方針等についての議論を求めていた。(注1)

こうした状況を踏まえ、平成25（2013）年度から27年度にかけては、中長期的なビジネスモデル検討の参考となる調査研究を行い、情報発信した。

26年1月号の「信金中金月報」では、「展望 2020年の信用金庫経営」と題した特集を組み、日本経済・地域経済の中期展望、令和2（2020）年に向けての中小企業の経営環境の変化とそれを踏まえた信用金庫による支援のあり方、

「信金中金月報」

信用金庫が持続的成長を続けるための施策等について論じた。また、27年8月および28年2月には、増刊号で「5～10年後を見据えた信用金庫のビジネスモデルの検討」の特集を組んだ。

さらに、貸出金量の将来推計に関するレポート(注2)など、中長期的視点での経済分析も行った。

（注1）平成25事務年度の「金融モニタリング基本方針」および「中小・地域金融機関向け監督方針」、26事務年度の「金融モニタリング基本方針（監督・検査方針）」、27事務年度の「金融行政方針」などでこうした問題提起が行われている。

（注2）地域・中小企業研究所　内外経済・金融動向「地域社会の構造変化に伴う資金需要への影響」（平成27年4月17日）。なお、同レポートは、信用金庫のみに還元

第３節　信用金庫業界の信用力の維持・向上

1. 信用金庫経営力強化制度の運営状況

信金中金が運営する信用金庫経営力強化制度（以下「経営力強化制度」という。）では、平成24（2012）年度に100を超えていた経営相談およびコンサルティング実施金庫数が25年度に入って100を切ったものの、25～27年度の期間中、90前後の信用金庫に対して経営相談等を実施し、信用金庫の経営力強化に取り組んだ（表2-3-1）。

また、26年度から、経営分析制度に基づく経営分析態勢を強化し、経営効率分析（決算分析）のみならず、信用金庫の収益に係る動的分析、営業地域の動態分析も併せて行い、信用金庫経営の現状および中長期的な課題・原因を発見し、共有する取組みを始めた。(注)

さらに、資本増強制度に基づく資本供与額の残高は、経営状況が好転した資本供与金庫による優先出資等の買入消却等が行われて毎年減少し、資本供与の余裕枠は安定的に1,000億円台で推移した。

表2-3-1　経営力強化制度等の運営実績

（単位：億円）

		平成25年度	26年度	27年度
経営相談およびコンサルティング実施金庫数		89	89	93
資本増強制度	年度末適用金庫数	28	29	29
	年度末残高	2,597	2,593	2,496

（単位：億円）

		平成25年度末	26年度末	27年度末
資本増強制度等に基づく資本供与額（a）		2,597	2,593	2,496
	劣後ローン	226	202	178
	優先出資証券	2,371	2,391	2,318
資本供与に係る自己資本控除不要額（b）		1,037	1,084	1,308
制度運営上の資本供与の総額（c＝a－b）		1,560	1,509	1,187
資本供与の限度額（d） （資本供与限度額算定上の信金中金の年度末自己資本額×15%）		2,696	2,638	2,852
資本供与の余裕枠（d－c）		1,136	1,129	1,664

（注）　後編第2編第2章第3節3. 信用金庫の経営分析とコンサルティング態勢の強化を参照

2. 新しい自己資本比率規制に基づく資本増強制度運営規程の改正

平成25（2013）年3月8日、新たな自己資本比率規制（国内基準）（以下「新規制」という。）に係る告示が公布され、26年3月末から原則10年間の経過措置を伴って段階的に実施されることとなった。(注1)

新規制では、①基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）に分かれていた自己資本

の構成要素が「コア資本」に一本化されるとともに、②補完的項目として自己資本に含まれていた負債性資本調達手段（劣後ローン等）が、段階的に自己資本に算入されない取扱いとなるなど、自己資本の質の向上を図るための規制強化が図られた。また、信金中金による信用金庫に対する資本供与の額は、自己資本比率の算定上、すべて意図的保有として信金中金の自己資本から控除されていたが、新規制では、信金中金の自己資本の10％を超える額についてのみ自己資本から控除される取扱いとなった。

こうした新規制の実施にあわせ、信金中金は、資本増強制度運営規程の改正を行った。

資本増強制度では、信金中金の経営の健全性を確保するため、資本供与限度額を設け、その範囲内で信用金庫に対する資本供与を行うこととしており、これまで資本供与限度額は、「信金中金の自己資本比率（単体）算定上の自己資本の額から信用金庫に対する資本供与の総額を控除しない額の15％」であった。

しかし、前述の新規制によって、信用金庫への資本供与の額は、信金中金の自己資本の10％を超える額のみ自己資本から控除することとなったため、資本供与限度額の考え方を見直した。具体的には、「信金中金の自己資本比率（単体）算定上の自己資本の額(注2)から、信用金庫に対する資本供与の額（信用金庫に対する資本供与の総額から信金中金の自己資本の10％に相当する額（自己資本控除不要額）を控除した額）を控除しない額の15％」とした。

また、資本供与の総額の考え方についても見直しを行った。これまで資本供与の総額は、「信用金庫に対する資本供与の総額から流動化等により与信リスクが信金中金以外の者に移転されたものの額を控除した額」であったが、控除額に、「信金中金の自己資本の10％に相当する額（自己資本控除不要額）」を加えた。

さらに、新規制においては、26年3月末までに調達した劣後ローンは段階的に自己資本に算入できないこととなり、その分、資本供与限度額は減少することとなった。しかし、こうしたなかにあっても、将来を見据えて、資本供与余力を十分に確保する手段を残し、資本増強制度を安定的に運営する必要があった。そのため、資本供与限度額を補完的に拡充する手段として、新しい自己資本比率規制が適用となる26年3月末以降に劣後ローンを調達した場合、その残高(注3)の15％を資本供与限度額に算入できることとした。

これらの改正は、25年7月25日開催の資本増強制度運営委員会で承認を得た後、7月26日開催の理事会で決定し、9月1日から施行された。

（注1）後編第2編第1章第2節6. 新しい自己資本比率規制を参照
（注2）経過措置により資本算入可能な劣後ローン等を含む。
（注3）ただし、信金中金のコア資本と同額が上限

3. 信用金庫の経営分析とコンサルティング態勢の強化

我が国の人口が平成20（2008）年をピークに減少局面を迎え、今後、信用金庫の営業基盤である地域経済にも、様々な変化が生じ得る状況にあった。また、25年9月6日に金融庁が公表した「平成25事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」では、「急激な社会・経済等の変化に対応するため、経営陣が責任ある迅速な経営判断を行うとともに、5～10年後を見据えた中長期の経営戦略を検討することが重要」であるとし、地域金融機関の経営に中長期的な視点が必要であることが示された。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、個別信用金庫の中長期的課題を信用金庫と早急に共有化し、適切な対応を図っていく取組みを進めた。

信金中金では、経営力強化制度に基づき、信用金庫から業務および財産の状況等に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき客観的に信用金庫の経営分析を実施している(注1)が、信用金庫を取り巻く環境の変化を踏まえ、「中期経営計画『SCB中期アクション・プログラム2013』」に「信用金庫に対するモニタリング体制の強化」を掲げ、26年度から経営分析態勢を強化した。具体的には、経営効率分析（決算分析）のみならず、市場・競合分析（信用金庫の営業地域の動態分析）、収益の動的分析（今後5年間のシミュレーション）を行うとともに、信用金庫と意見交換を行い、現状および中長期的な課題を発見し、共有する取組みを始めた。

また、信用金庫に対するコンサルティング態勢も強化した。コンサルティングでは、現状分析・役職員ヒアリング等の診断を実施し、テーマに応じた実態把握および課題抽出を行い、課題解決に向けて信用金庫の実態に即した改善支援を行っている。このコンサルティングを勧奨する主な対象は、①営業店が日常の営業活動を通して信用金庫と接するなかで、コンサルティングの実施がふさわしいと考える信用金庫、②先進的な取組みの要望があり、コンサルティングの実施によってさらなる経営基盤の強化等が見込める信用金庫であったが、前述の収益の動的分析の結果を踏まえ、早期の収益力低下が懸念される信用金庫等も勧奨対象とした。

加えて、信金中金は、営業店が信用金庫の課題解決のサポート拠点となるよう、22年4月1日に営業店体制の強化を行ったが(注2)、コンサルティング等に関わる営業担当者のさらなる課題解決力を強化するため、26年度には、「金庫営業担当者研修」を基礎編と実践編に分けて実施するなど人材育成面の対応も行った。

（注1）後編第1編第2章第3節2. 経営力強化制度の運営方法の見直しを参照
（注2）後編第1編第2章第5節1. 営業店体制の強化を参照

第４節　経営態勢

1．役員体制

平成26（2014）年6月20日、コーポレート・ガバナンスの強化等を目的とした「会社法の一部を改正する法律」が成立し、27日に公布（27年5月1日施行）された。この改正では、取締役会の監督機能強化のための社外取締役の積極的な活用のほか、会計監査人の独立性強化に係る改正などが行われた。これにより、会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権を有する機関は、取締役（会）から、監査役（会）に変更された。また、会社法改正にあわせて、信用金庫法が改正され、改正会社法第399条第1項（会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の関与）を新たに準用することとなった(注1)。これにより、理事は、会計監査人の報酬等の決定にあたり、あらかじめ監事の過半数の同意を得ることが必要となった。

これらの法改正にあわせ、信金中金は、27年10月29日開催の監事連絡会において、監事連絡会に関する基本的な事項を定めた監事連絡会規程(注2)を改正した。

具体的には、監事の過半数の同意によって行う事項として、「総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定すること」「会計監査人または一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等に対する同意をすること」などを同規程に追加した。

また、改正会社法の施行に伴う信用金庫法および同法施行規則の改正により、監事監査環境の整備に係る規定の充実・具体化が図られることとなった(注3)。このため、監事連絡会規程に、「監事連絡会は、必要がある場合は、次に掲げる体制(注4)の内容について、監事の過半数の同意をもって、当該体制を整備するよう理事または理事会に対して要請するものとする。」と定めた(注5)。

その後、28年1月28日開催の監事連絡会において、監事連絡会規程に、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針に関する事項」を監事連絡会での協議事項として追加することを決定した。これは、会計監査人の選解任等に係る議案の内容の決定権が監事に付与されたことを踏まえたものであった。また、「監事連絡会」の名称を「監事会」に変更するとともに、規程の名称を「監事連絡会規程」から「監事会規程」に変更した。

（注1）信用金庫法第38条の3では、会計監査人についての会社法等の準用を定めている。なお、会社法上、取締役は会計監査人の報酬等の決定にあたり、監査役の過半数の同意を得ることになっている。
（注2）この日開催の監事連絡会で「監事連絡会規則」から「監事連絡会規程」に名称変更した。
（注3）これに伴い、信金中金は、平成27年4月24日開催の理事会で「内部統制に関する体制の整備にかかる基本的な方針等」の一部変更（監事監査環境の整備、子法人等に対する統制）を決定した。

（注4）「次に掲げる体制」とは次のとおり。
①監事の職務を補助する職員（監事付）の理事からの独立性および監事の指示の実効性を確保するための体制
②信金中金および子法人等の役職員が監事に報告をするための体制
③前号（前記②）の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
④監事の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の手続のすみやかな処理に関する体制
⑤その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（注5）このときの規程改正で、平成27年6月30日付で改正された全信協の「監事会規程例」を参考に、①監事監査環境に係る体制整備の充実に係る規定、②代表理事との会合等に関する規定、③監事の執行状況に関する報告に関する規定、④監事連絡会への関係者（理事、会計監査人等）の出席に関する規定などを追加した。

2. 主要委員会

平成25（2013）年度から27年度にかけて、信金中金を取り巻く経営環境は、新たな自己資本比率規制の導入、高齢化の進展や相続税の課税強化等を背景とした世代間の資産移転ニーズの高まり、信用金庫における余資運用の多様化・高度化、全銀システムの稼動時間拡大へ向けた動きなどにより大きく変化していた。信金中金では、会員信用金庫が委員となっている各種委員会での多様な意見を踏まえ、信用金庫業界で共通して抱えるこれらの課題への対応について意思決定していく必要があった。

こうした状況を踏まえ、信金中金の機能拡充等に関する重要事項を審議する機能拡充委員会（理事長の諮問機関）は、25年度から27年度の間に3回開催された。同委員会では、28年度からの3か年における信金中金の次期中期経営計画、26年3月末から適用される新たな自己資本比率規制を踏まえた資本増強制度の一部見直し、信託業務機能の強化に係る対応について審議された（表2-4-1）。

また、全国信用金庫内国為替制度の運営管理等決済業務に関する重要事項を審議する決済業務運営委員会（理事長の諮問機関）は、26年度と27年度におのおの1回開催された。同委員会では、全銀システムが30年度中に24時間365日稼動を目指すこととされたことを踏まえた全信金システムの対応や、全信金システムのハードウェアの保守期限が30年5月に到来することを踏まえたシステム更改への対応などについて審議された（表2-4-2）。

さらに、信用金庫経営力強化制度に基づく資本増強制度運営委員会では、資本増強制度運営規程の一部変更等が審議されたほか、信用金庫相互援助資金制度運営委員会（全信協会長および信金中金理事長の諮問機関）では、相互援助資金制度の運営状況について報告が行われた。

表2-4-1　機能拡充委員会での審議事項（平成25～27年度）

	審議事項
第71回　平成25年 7月 1日	・資本増強制度の一部見直しについて
第72回　27年10月19日	1. 信託業務機能の強化に係る対応について 2. 次期中期経営計画について
第73回　28年 1月14日	・次期中期経営計画について

表2-4-2　決済業務運営委員会での審議事項（平成26～27年度）

	審議事項
第15回　平成27年 2月 6日	1. 全銀システムの稼動時間拡大に伴う全信金システムの対応について 2. 新日銀ネット全面稼動に伴う内国為替に係る大口電文の決済開始時刻について
第16回　11月24日	1. 全信金システムの更改への対応について 2. 全銀システムの稼動時間拡大に伴う全信金システムの対応について

3. 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2013」

(1) 計画策定までの経緯

「中期経営計画『SCB中期アクション・プログラム2010』」（以下「前プログラム」という。）については、計画期間中に東日本大震災の発生やギリシャに端を発した欧州債務危機など、策定時には想定し得なかった事象が発生したものの、各プランに掲げた諸施策を着実に実行し、おおむね所期の目的を達成した。しかし、一部継続して取り組むべき施策のほか、今後さらなる充実・強化が必要となる施策などがあった。また、社会経済の変化に加え、他業態等との競合激化、金融規制等の動向などを勘案すると、信用金庫業界を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあった。

図2-4-1　「SCB中期アクション・プログラム2013」の全体像

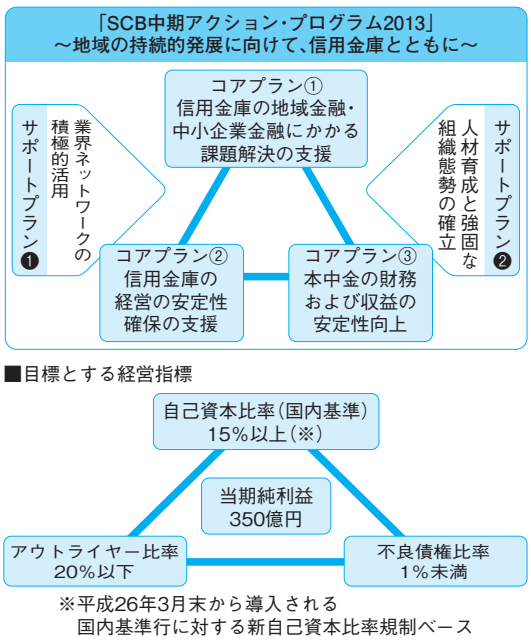

こうした状況を踏まえ、平成24(2012)年8月、次期中期経営計画の策定に係るワーキング・チーム（以下「WT」という。）のメンバーが募られ、個別具体的な検討作業を実施した(注)。その後、同計画は、「中期経営計画『SCB中期アクション・プログラム2013』」（以下「SCB中期アクション・プログラム

2013」という。）として、24年10月23日開催の第69回機能拡充委員会と25年1月18日開催の第70回機能拡充委員会で協議され、1月30日開催の理事会で承認された。

「SCB中期アクション・プログラム2013」は、前プログラムに掲げた3つのコアプランを踏襲しつつ、新たに2つのサポートプランを掲げ、4つの経営指標を目標とした（図2-4-1）。

（注） WTは、中小企業金融WT、個人金融WT、地域活性化WT、業界ネットワーク活用WTおよび収益力強化WTが設置された。また、メンバーは、総合企画部長が指名する総合企画部職員のほか、その他の部・営業店に所属する職員のなかから選定された。

（2）「SCB中期アクション・プログラム2013」の主要施策と実績

イ．コアプラン1「信用金庫の地域金融・中小企業金融にかかる課題解決の支援」

コアプラン1では、「中小企業にかかる支援の強化」「個人金融にかかる支援の強化」「地域活性化にかかる支援の強化」という3つの主要施策に焦点を当て、中小企業のライフステージに応じた各種支援の拡充、信用金庫取引先の海外進出支援態勢の充実・強化、個人のライフイベントに応じた商品の開発・提供、信用金庫と共同での地域活性化コンサルティングなど、信用金庫に提供する機能やサービスの拡充に取り組んだ。

「中小企業に係る支援の強化」では、①中小企業を支援するための態勢整備、②創業・育成支援、③経営改善・事業承継支援、④海外進出に係る支援、⑤中小企業に対する資金供給に係る支援を主要施策とした。

①では、信金業務支援部の「中小企業支援部」への改組(注1)、全信協の提言検討専門部会（中小企業支援部門）の提言を踏まえた「しんきん情報支援グループ」の新設等グループの再編成、信用金庫等からの出向者受入れによる支援態勢強化を行った(注2)。②および③では、中小企業のライフステージに応じた各種サポートプログラム構築による信用金庫の態勢整備支援(注3)を実施した。④では、アジア現地銀行との業務提携や職員派遣による海外拠点網の拡充(注4)、信用金庫による取引先海外子会社への貸出実行支援(注5)、商談会等を通じた海外販路拡大支援(注6)を行った。⑤では、信金キャピタルと連携した中小企業向け創業・育成＆成長支援ファンド「しんきんの翼」の運営を通じた信用金庫取引先に対する資本・資本性資金の供給(注7)、代理貸付等の特別金利商品提供による信用金庫の貸出金増強支援を行った(注8)。

「個人金融に係る支援の強化」では、①信用金庫の個人金融を支援するための態勢整備、②個人ローンおよび預かり資産業務の推進、③ライフイベントに応じた商品・サービスの提供に係る支援、④取引チャネルの多様化に向けた支援を主要施策とした。

①では、「個人金融支援部」の新設、営業推進部の投信・年金推進室の個人金融支援

部への移管による預かり資産業務の一体的推進に向けた態勢整備を行った(注9)。また、信用金庫の顧客における世代間資産移転ニーズ等に対応するため、「信託兼営準備室」を新設し、信金中金の信託兼営に向けた態勢整備を実施した(注10)。②では、信金ギャランティおよびしんきん保証基金と連携した個人ローン推進支援、NISA等の制度改正を踏まえた信用金庫の預かり資産業務の推進支援を強化した(注11)。③では、福利厚生会社・医療関連会社の提供サービスを付加した定期積金を開発した(注12)。④では、信金中金の取引事業会社等との関係を活用し、職域セールス推進の機会を信用金庫に提供した(注13)。

「地域活性化に係る支援の強化」では、①地域活性化を支援するための態勢整備、②実践型コンサルティングの実施、③分野別の信用金庫の組織化を主要施策とした。

①では、地域活性化支援室の「しんきん地方創生支援センター」への改組(注14)、営業店への地方創生担当者の配置等支援態勢を構築した(注15)。②では、地方公共団体等と連携したコンサルティングの実施(注16)、市町村別基礎データの提供等を通じた地方版総合戦略策定に係る支援、地方創生に関連する支援策を統合した「地方創生支援パッケージ」の提供を行った(注17)。③では、観光・温泉地活性化等をテーマにした情報交換会等を通じて、先進事例の情報共有を行い、地域活性化に取り組む信用金庫の組織化を促した。

(注1) 後編第2編第2章第4節7. (1) 平成25年度の組織改正を参照
(注2) 後編第2編第2章第2節3. (2) しんきん知識の泉を参照
(注3) 後編第2編第2章第2節2. (2) イ. 中小企業への取組みに係る支援を参照
(注4) 後編第2編第2章第2節2. (2) ロ. (イ) 現地銀行との業務提携を参照
(注5) 後編第2編第2章第2節2. (2) ロ. (ハ) 現地通貨建て貸出支援 (タイバーツ・ファンディング取引、スタンドバイL/C) を参照
(注6) 後編第2編第2章第2節2. (2) ロ. (ホ) 信用金庫取引先の海外販路拡大支援を参照
(注7) 後編第2編第2章第2節2. (2) イ. (イ) a. ライフステージ・サポートプログラムを参照
(注8) 後編第2編第2章第2節1. (2) 融資関連商品を参照
(注9) 後編第2編第2章第4節7. (1) 平成25年度の組織改正を参照
(注10) 後編第2編第2章第4節7. (3) ロ. 信託業務の兼営に向けた準備のための組織改正を参照
(注11) 後編第2編第2章第2節2. (1) ニ. NISAに係る信用金庫支援を参照
(注12) 後編第2編第2章第2節2. (1) イ. しんきんファミリーサポート定期積金を参照
(注13) 後編第2編第2章第2節2. (1) ホ. 信用金庫の職域セールス取組支援を参照
(注14) 後編第2編第2章第4節7. (3) 平成27年度の組織改正を参照
(注15) 後編第2編第2章第2節2. (3) イ. 地方創生に係る態勢整備を参照
(注16) 後編第2編第2章第2節2. (3) ハ. 地方創生態勢整備支援コンサルティングを参照
(注17) 後編第2編第2章第2節2. (3) ニ. 地方創生支援パッケージを参照

ロ. コアプラン2「信用金庫の経営の安定性確保の支援」

中小企業の資金需要の低迷、他業態との競合激化、長引く低金利環境等から、信用金庫の本業による収益は縮小傾向にあり、収益力向上に向けた対応が喫緊の課題となっていた。こうした状況を踏まえ、コアプラン2では、「信用金庫の収益力向上に向けた支援態勢の整備」「信用金庫の健全性確保に向けた態勢の整備」を掲げた。

「信用金庫の収益力向上に向けた支援態勢の整備」では、①信用金庫の運用手段の多様化等に係る支援の強化、②ALM・リスク管理支援および有価証券ポートフォリオ分析等の強化を主要施策とした。

①では、シンジケートローンの組成による融資機会の提供、子会社と連携した私募投信、合同運用金銭信託商品の提供等、信用金庫の運用手段の拡充を行った。また、信用金庫の余資運用態勢強化を支援するため、集合研修を実施したほか、個別ニーズに応じて研修生を受け入れた。②では、信用金庫のニーズ、個別信用金庫の体力、経営実態に応じた具体的な運用相談を行うなど、収益力向上に向けた支援を実施した。(注1)

「信用金庫の健全性確保に向けた態勢の整備」では、①信用金庫に対するモニタリング体制の強化、②資本増強制度等の見直し、③将来的なセーフティネット等の調査・研究を主要施策とした。

①では、経営効率分析において、市場競合分析、収益の動的分析を導入し、分析内容の充実を図るとともに、コンサルティング等に係る信金中金営業担当者の課題解決力強化のための研修内容を拡充した。(注2) ②では、平成26（2014）年3月末より適用された新しい自己資本比率規制にあわせ、所要の改正を行うとともに、資本供与限度額を補完的に拡充する手段を設けるなど、制度の安定運営に資する見直しを行った。(注3) ③では、人口動態等を考慮した預金、貸出金の将来予測等に基づき、地域における信用金庫の中長期的なビジネスモデルの調査・分析を行った。また、経営統合における法的課題、効果等の比較検討を行った。加えて、ストレス状況下において信金中金と信用金庫の自己資本がどのように変化するかをシミュレーションし、資本供与余力を毎年度検証することとした。

（注1）後編第2編第2章第2節6.信用金庫の資金運用・リスク管理のサポートを参照
（注2）後編第2編第2章第3節3.信用金庫の経営分析とコンサルティング態勢の強化を参照
（注3）後編第2編第2章第3節2.新しい自己資本比率規制に基づく資本増強制度運営規程の改正を参照

ハ．コアプラン3「本中金の財務および収益の安定性向上」

信金中金では、リーマン・ショックの影響により財務基盤を大きく毀損したことを踏まえ、前プログラムのもと、安定した芯の強い財務基盤の構築に向け、ポートフォリオの再構築、リスク管理の強化などに取り組み、一定の成果をあげてきた。しかし、いまだ道半ばであり、コアプラン3では、「ポートフォリオの最適化による財務および収益の安定性向上」「サブポートフォリオの構築・拡充」「市場運用以外の収益の獲得」を掲げた。

「ポートフォリオの最適化による財務および収益の安定性向上」では、金融規制の強

化等に備え、財務基盤の一層の充実を図るため、1,624億円の劣後ローンおよび2,000億円の特定普通出資による資本調達を実施した(注1)。また、市場環境の変化に対応したポートフォリオの最適化、リスク管理態勢の高度化に取り組んだ。「サブポートフォリオの構築・拡充」では、分散投資の考え方のもと、円金利資産によるポートフォリオ（コアポートフォリオ）を軸として、市場・商品・投資時期・金額等の分散を図りながら、グローバル運用の積上げ等新たな収益の源泉となる複数のポートフォリオ（サブポートフォリオ）の構築・拡充に取り組んだ(注2)。「市場運用以外の収益の獲得」では、PFI等のプロジェクトファイナンス案件等に対する投融資の促進、他業態との連携による投融資案件の獲得に取り組んだ(注3)。

なお、目標として掲げた「当期純利益350億円」「自己資本比率（国内基準）15％以上」「不良債権比率1％未満」「アウトライヤー比率20％以下」の4つの経営指標は、「SCB中期アクション・プログラム2013」の最終年度である平成27（2015）年度末において、当期純利益408億円、自己資本比率（国内基準）42.38％、不良債権比率0.54％、アウトライヤー比率9.0％となり、目標を達成した。

（注1）後編第2編第2章第6節2.（1）信用金庫からの劣後ローンの借入れおよび（2）特定普通出資による増資の実施を参照
（注2）後編第2編第2章第1節2.（1）市場運用の動向を参照
（注3）後編第2編第2章第1節2.（2）ハ. 融資形態の多様化推進を参照

ニ. サポートプラン1「業界ネットワークの積極的活用」

サポートプラン1では、信用金庫業界の最大の強みであるネットワークを活用し、「モノ」は勿論のこと、「ヒト」や「技術」のマッチングに取り組むとともに、そのためのインフラ整備を進めるため、「各種マッチングの強化」「業界ネットワークを活用するためのインフラの整備」「信用金庫業界の協働化・ノウハウの共有化の促進」を掲げた。

「各種マッチングの強化」では、①「モノ」のマッチングや信用金庫の主催する年金旅行等の支援強化、②大手企業OB等の中小企業への人材紹介（「ヒト」のマッチングに係る支援の実施）、③信用金庫取引先企業の優れた技術の活用（「技術」のマッチングに係る支援の実施）を主要施策とした。

①では、ビジネスマッチング情報や、地方公共団体等が提供する付加価値サービス等の旅行関連情報を「しんきん情報共有プラットフォーム」で情報発信した(注1)。②では、ITコーディネータ紹介スキームの構築、中小企業庁が設置した支援ポータルサイト「ミラサポ」の運営事務局による信用金庫取引先向けセミナー等への講師派遣の案内など、信用金庫取引先への外部人材紹介に係る取組みを行った。③では、信用金庫取引先工業系

製造業者と大手メーカー等のマッチングに係る具体的施策に取り組んだ。(注2)

「業界ネットワークを活用するためのインフラの整備」では、「しんきん情報共有プラットフォーム」および「しんきん知識の泉」の開設(注3)、「信用金庫業界の協働化・ノウハウの共有化の促進」では、協働化に係る取組事例の収集および特徴的な事例の情報還元を行った。

（注1）後編第2編第2章第2節3.（1）しんきん情報共有プラットフォームを参照
（注2）後編第1編第2章第2節3.（4）工業系製造業者の販路拡大支援を参照
（注3）後編第2編第2章第2節3.（1）しんきん情報共有プラットフォームおよび（2）しんきん知識の泉を参照

ホ．サポートプラン2「人材育成と強固な組織態勢の確立」

サポートプラン2では、「SCB中期アクション・プログラム2013」の遂行に向け、引き続き信金中金および信用金庫の人材育成に努めるとともに、必要な業務運営体制の見直し等を進め、強固な組織態勢を確立するため、「人材の育成等」および「強固な組織態勢の確立」を掲げた。

「人材の育成等」では、①先進的かつ高度な業務に対応できる人材の育成、②信用金庫の派遣要請に応え得る人材の育成、③職員のモチベーションの向上等、④信用金庫役職員に対する実践的な研修の拡充を主要施策とした。

①では、資産運用会社の海外拠点や海外業務提携行等への職員派遣に取り組んだ。(注1)②では、若手職員の信用金庫への研修出向および信用金庫からの要望等を踏まえた中堅職員の業務出向を継続したほか、出向者を支援するための担当者の設置、業務出向者情報連絡会の開催など具体的施策に取り組んだ。③では、上級事務職の創設やリフレッシュ休暇制度の創設など、モチベーション向上に向けた具体的施策に取り組んだ。(注2)④では、しんきん実務研修プログラムや信用金庫ごとの個別研修などを通じて、信用金庫役職員の人材育成を支援した。(注3)

「強固な組織態勢の確立」では、①戦略的な業務提携の実施、②業務継続態勢の強化、③組織・業務運営体制の見直しを主要施策とした。

①では、業務提携に基づき、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）傘下の大手スーパーと連携したビジネスマッチング企画の展開(注4)、三菱商事業務部門と連携したプライベート・エクイティ、私募リートへの共同投資を行った。また、三菱商事復興支援財団と連携して被災地支援に取り組んだ。②では、大阪バックアップ拠点等の構築や各種業務継続訓練を実施し、業務継続態勢を整備した(注5)。また、信用金庫と地方公共団体との大規模災害時における相互支援協定締結など業界BCP対応力の強化に向けた支援を実施した。③では、コアプラン1に関連する施策の実施や地方創生に係る支援を実施するための本部組織の新設・改組(注6)など、「SCB中期アクション・プログラム2013」を円滑

に遂行するための態勢を構築した。また、法令改正に沿ったガバナンスやコンプライアンス態勢の強化を行った。(注7)

(注1) 後編第2編第2章第2節2. (2) ロ. (イ) 現地銀行との業務提携を参照
(注2) 後編第2編第2章第4節9. 人事・福利厚生・研修制度を参照
(注3) 後編第2編第2章第2節7. 信用金庫の人材育成のサポートを参照
(注4) 後編第2編第2章第2節3. (3) イ. 大手企業と連携したビジネスマッチング企画を参照
(注5) 後編第2編第2章第5節1. 国内系システムの更改および2. 首都直下地震の発生を想定した業務継続訓練を参照
(注6) 後編第2編第2章第4節7. 組織改正を参照
(注7) 後編第2編第2章第4節5. コンプライアンス態勢を参照

4. 信託業務の兼営

信金中金グループでは、平成6(1994)年2月に設立したしんきん信託銀行でファンド・トラストなど信用金庫向け運用商品の提供等を行ってきた。しかし、高齢化の進展や相続税の課税強化等を背景とした個人顧客における世代間の資産移転ニーズの高まりや、信用金庫において余資運用の多様化、高度化が喫緊の課題となっていたことを踏まえ、信託業務機能の強化を図ることとした。(注1)

信託業務の機能強化にあたっては、①しんきん信託銀行を強化する方法、②信金中金の信託兼営による方法の2つの選択肢があった。信金中金では、14年以降、本体で子会社と同一の信託業務の取扱いが可能となっていることやグループ全体での経営の効率性を高める観点等から、信金中金の信託兼営による方法を選択し、27年10月19日開催の機能拡充委員会で協議を行うとともに、その結果を10月29日開催の理事会で報告した。

そして、11月27日開催の理事会において、信金中金本体での信託業務の兼営に係る認可を得られることを前提として(注2)、29年中を取扱開始予定時期として信託業務を取り扱うこと、しんきん信託銀行は、信金中金への事業譲渡を行ったうえで所要の手続を経て解散することを決定した。

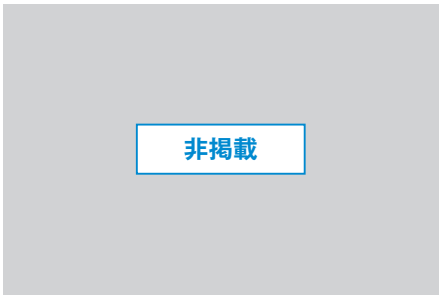

信託業務の認可申請について報じる新聞記事
(日本経済新聞　平成27年11月28日)

また、27年12月1日付で総合企画部内に「信託兼営準備室」を新設したほか、関連部門との協働を目的とした組織横断的なプロジェクト体制を構築するなど、全社をあげて信託業務の兼営に向けた対応を進めた。(注3)

(注1) 個人取引分野においては、信用金庫における顧客囲い込み手段として、遺言代用信託、暦年贈与型信託といった世代間の資産移転を支援する信託商品を提供すること、余資運用分野においては、信託機能

を活用した多様な運用商品の提供やこれに伴うリスク管理等のサポートを行うこととした。
（注2）「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」第1条に定める兼営の認可を得る必要があった。
（注3）その後の対応は、後編第3編第2章第4節4. 信託業務の兼営を参照

5. コンプライアンス態勢

（1）反社会的勢力に係る対応

メガバンクにおける提携ローン先への対応が社会的な問題に発展(注1)するなか、信金中金においても、反社会的勢力との取引の有無に係る調査を開始し、平成25（2013）年11月1日から、①反社会的勢力に該当するか否かの照会手続に漏れがないか、②信金中金が制定している契約書面（ひな形）に暴力団排除条項が導入されているか、③既往取引契約等において、暴力団排除条項が導入されているかについて一斉点検を実施した。さらに、26年1月30日開催の理事会での決議により、「内部統制に関する体制の整備にかかる基本的な方針等」を改正(注2)し、反社会的勢力排除に向けた態勢強化の一環として、反社会的勢力との関係遮断を徹底することを明確化した。

また、3月19日開催の理事会で、信金中金において反社会的勢力との取引は存在しなかった旨の調査結果を報告(注3)した。この調査は、提携ローン等を含む取引先について、信金中金独自収集情報のほか、一般社団法人全国銀行協会の反社データベース（公知情報(注4)）や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの情報を用いて照合を行ったものであった。

その後、反社会的勢力との関係遮断に向け、取引を3つの段階、すなわち「入口」（反社会的勢力との取引の未然防止）、「中間管理」（事後チェックと内部管理）、「出口」（反社会的勢力との取引解消）に分け、態勢強化策を策定(注5)した。

まず、「入口」（反社会的勢力との取引の未然防止）では、反社会的勢力でないことの事前チェックを行う対象先を拡大し、「信用金庫代理業（代理貸付・外国為替取引）の取引見込先」や「提携ローンの取引見込先」を対象とした。また、①契約書等への暴力団排除条項の導入の徹底(注6)、②信金中金グループ各社間における反社会的勢力に係る情報の共有化、③信用金庫代理業（代理貸付・外国為替取引）の実地監査において、信用金庫の反社会的勢力対応に係る態勢の整備状況の定期的確認(注7)などを行うこととした。

また、「中間管理」（事後チェックと内部管理）では、事後チェック実施頻度を年1回から年2回へ拡大した。

さらに、「出口」（反社会的勢力との取引解消）においては、提携ローンにおける反社会的勢力向け債権の引取りに係る覚書の締結などを実施した。

（注1）後編第2編第1章第2節3. 反社会的勢力との関係遮断対応の強化を参照
（注2）「内部統制に関する体制の整備にかかる基本的な方針等」において、「法令等遵守体制」で定めている「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除する。」との文言を「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除し、関係遮断を徹底する。」との文言に変更した。
（注3）調査結果は、平成25年11月21日および26年1月30日開催の理事会でも報告した。また、子会社による一斉点検の結果は、26年5月16日開催の理事会で報告した。
（注4）後編第2編第1章第2節3. 反社会的勢力との関係遮断対応の強化を参照
（注5）態勢強化策の概要は、平成26年5月16日開催の理事会で報告した。
（注6）平成26年4月1日から、暴力団排除条項は、国、地方公共団体、日銀など一部の公共セクターを除いた直接貸出先・外部委託先等との契約等に導入することとした。
（注7）代理貸付業務については、平成26年6月20日に「代理貸付業務における反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢強化策の実施について」を、外国為替業務については、6月25日に「外国為替業務における反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢強化策の実施について」を信用金庫宛出状した。

(2) セキュリティポリシー、個人情報保護宣言の一部改正

平成25（2013）年5月31日に公布（27年10月5日施行）された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、27年10月5日から個人番号の通知が開始され、28年1月から利用が開始されることとなった。

これを踏まえ、信金中金は、個人情報の取扱いに係る基本方針である「セキュリティポリシー（情報資産の保護に関する基本的考え方）」および「個人情報保護宣言」について、27年10月5日付で一部変更を行い、10月29日および11月27日開催の理事会に報告した。

セキュリティポリシーでは、個人番号をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」と定義し、特定個人情報を個人情報保護宣言の策定対象として追加した。

また、個人情報保護宣言では、「利用目的の通知等」において、番号法が限定的に定める範囲を超えて特定個人情報を取り扱わないこと、特定個人情報について必要かつ適切な安全管理措置を講じること、特定個人情報の取扱いを委託する場合、委託先が情報を安全に管理するよう適切に監督することなどを定めた。

なお、これに伴い、個人情報管理規程等を28年1月1日付で改正した。

(3) 信金中金倫理綱領の一部改正

平成10（1998）年8月5日に制定した「信金中金倫理綱領」(注1)（以下「倫理綱領」という。）は、「信金中金の企業倫理」および「役職員の行動基準」からなっており、そのうち「信金中金の企業倫理」は、全信協が制定している「信用金庫行動綱領」等を参考に策定したものであった。

「信用金庫行動綱領」は17年12月16日の制定(注2)後、25年4月25日に改定された。この改

定では、①東日本大震災の経験等を踏まえた、災害発生時の業務継続確保への取組みのさらなる向上、②反社会的勢力排除の取組みについて、19年6月の政府指針（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」）を受けた関係遮断の徹底などの文言が追加された。

この改定を踏まえて、信金中金は、倫理綱領（信金中金の企業倫理）の見直しについて検討を行い、より信用金庫業界の指針に準じたものとするため、25年7月26日開催の理事会で一部変更を決定し、8月1日から施行した。

具体的には、「質の高い金融サービスの提供等」「従業員の人権の尊重等」「環境問題への取組み」「社会貢献活動への取組み」の項目を新設した。また、「反社会的勢力の排除」の文言を「反社会的勢力との関係遮断」とするなどの項目名の変更を行った(注3)。

（注1）制定当時は、「全信連倫理綱領」
（注2）平成17年制定の「信用金庫行動綱領」は、9年制定の「信用金庫倫理綱領」にCSR（企業の社会的責任）への取組みを盛り込むなど内容の改定を行い、表題を改めたもの
（注3）このときの一部変更では、「高い社会的評価の実現」との文言を削除した。これは、改正後の倫理綱領の項目の内容と重複するとともに、既存の項目「信頼の確保」における「社会から揺るぎない信頼を確保」と同趣旨であるためであった。

6. 監査態勢の強化

信金中金は、平成23（2011）年度に実施した外部評価の提言(注1)を踏まえ、規定等の遵守状況を検証する監査（準拠性監査）にとどまらない監査を行うことを目指し、監査態勢の強化を進めることとした。

具体的な取組みとしては、25年度から、相対的にリスクの高い分野に、より多くの監査資源を投入する「リスクベース監査」を開始し、内部監査の高度化を図った。また、真因分析チェックリストおよびリスク度判定基準を作成し、内部監査の品質の維持・向上を図った。

26年度には、オフサイトモニタリング(注2)に基づくリスクアセスメント（リスク評価）を開始し、業務運営上の課題の洗い出しや、優先して監査を実施するテーマの選定等に活用する態勢を構築した。

27年度には、内部監査の高度化の一環として、従来、監査部担当理事が承認していた年度監査計画について、経営会議による決議事項に見直すなど、ガバナンスの強化を図った。

（注1）後編第1編第2章第4節6. 監査態勢の整備を参照
（注2）内部監査の効率的な実施および品質の向上を図るため、内部監査に必要な情報を各部から直接収集するとともに、監査部が委員会等の重要な会議にオブザーバーとして出席するなど、年間を通じたオフサイトモニタリングを実施している。

7. 組織改正

(1) 平成25年度の組織改正

平成25 (2013) 年4月1日、「SCB中期アクション・プログラム2013」に掲げる各種施策を円滑かつ着実に遂行するとともに、引き続き東日本大震災からの復興に向けた支援に取り組むため、組織改正を実施した (表2-4-3)。

なお、主な内容は、以下のとおりであった。

イ. 営業推進部

被災地の信用金庫および信用金庫取引先のニーズを適時・的確に把握し、かつ迅速に対応できる態勢を強化するため、営業推進部復興支援対応室を東北支店内に移転した。

ロ. 中小企業支援部

創業・育成支援および経営改善・事業承継支援など、信用金庫による中小企業のライフステージに応じた取組みを支援する態勢の強化を図るため、信金業務支援部を中小企業支援部に改組した。

ハ. 海外業務支援部

外国為替業務の効率化を図るため、海外業務支援部企画グループの外国為替業務に係る企画立案機能等を外為事務センターに移管し、同センターを外国為替センターに改組した。

ニ. 個人金融支援部

個人ローンおよび預かり資産業務の推進や個人のライフイベントに応じた商品の開発・提供など、信用金庫による個人金融に係る取組みを支援する態勢の強化を図るため、個人金融支援部を新設した。

また、預かり資産業務 (投信、年金および保険) の一体的推進等を行うため、営業推進部の投信・年金推進室を個人金融支援部に移管し、預かり資産推進室として改組した。

ホ. 地域・中小企業研究所

信用金庫による地域活性化に係る取組みを支援する態勢の強化を図るため、信金業務

支援部の地域振興グループを地域活性化支援の専担部署として、地域活性化支援室に改組するとともに、地域・中小企業研究所における地域振興に係る調査・研究機能とのシナジー発揮を図るため、同研究所に移管した。

表2-4-3　平成25年4月1日の組織改正

部　門	改正内容
営業推進部	・東日本大震災からの復興に向けた取組みを支援する態勢を強化するため、復興支援対応室を東北支店内に移転 ・投信・年金推進室を廃止し、その機能を個人金融支援部に移管
中小企業支援部	・信用金庫による中小企業のライフステージに応じた取組みを支援する態勢の強化を図るため、信金業務支援部を中小企業支援部に改組 ・中小企業の育成支援や経営改善、DDS等の新形態与信支援および成長分野への支援に係る業務等を担う支援第1グループを新設 ・創業支援、事業承継支援、ファンド関連業務および信金キャピタル対応等を担う支援第2グループを新設
海外業務支援部	・外国為替業務に係る体制の見直しを図るため、企画グループの外国為替業務に係る企画立案機能等を外為事務センターに移管し、同センターを外国為替センターに改組
個人金融支援部	・信用金庫による個人金融に係る取組みを支援する態勢の強化を図るため、個人金融支援部を新設 ・営業推進部投信・年金推進室を廃止し、その機能を新設する預かり資産推進室に移管 ・相続関連業務、個人金融商品の開発、取引チャネルの開拓に係る支援および信金ギャランティ対応等を担う個人金融グループを新設
地域・中小企業研究所	・信金業務支援部の地域振興グループを地域活性化支援の専担部署として地域活性化支援室に改組し、地域・中小企業研究所に移管 ・地域・中小企業研究所における機能の明確化を図るため、地域や中小企業等に係る調査・研究等を担う調査・研究グループを新設 ・しんきん実務研修プログラムの運営等を担うしんきん実務研修グループを新設 ・中小企業信用リスクデータベースに係る業務を担うSDB推進室をSDB室に改称

(2) 平成26年度の組織改正

財務企画部では、主計業務のうち、決算分析、会計基準改正対応および決算システム開発等を主計第1グループで、決算に係る事務処理等を主計第2グループで担当していたが、これらの業務を同一グループで担当し、機動的な業務運営を行うため、平成26(2014)年4月1日に主計第1グループと主計第2グループを統合し、主計グループに改組した。

(3) 平成27年度の組織改正

イ．平成27年4月1日の組織改正

平成27(2015)年4月1日に実施した組織改正(表2-4-4)の主な内容は、以下のとおりであった。

(イ) 中小企業支援部

全信協経営対策委員会の下部機関である「提言検討専門部会（中小企業支援部門）」による提言を踏まえ、中小企業支援態勢を充実・強化するため、中小企業支援部に信用金庫への情報提供、信用金庫間連携の支援および外部機関の紹介に係る業務を所管するしんきん情報支援グループを新設した。

(ロ) 個人金融支援部

投資信託業務および確定拠出年金業務に係る推進機能および事務・管理機能を集約し、預かり資産業務に係る信用金庫のサポートを一元的に行える態勢とするため、市場業務部の投信・年金グループを個人金融支援部に移管するとともに、個人金融支援部の預かり資産推進室を廃止し、推進機能を担う預かり資産推進グループおよび事務・管理機能を担う預かり資産業務グループに再編した。

表2-4-4　平成27年4月1日の組織改正

部　門	改正内容
総合企画部	・経営企画グループを企画グループに改称
統合リスク管理部	・管理グループを企画グループに改称
審査部	・管理グループを企画グループに改称
営業推進部	・信用金庫への営業推進態勢を効率化するため、営業推進グループおよび商品開発室の所管業務を見直し、営業推進に係る企画・管理業務を所管する企画グループおよび信用金庫営業を担う営業店に対する運営支援等を所管する営業推進グループに再編 ・商品開発室を廃止
中小企業支援部	・中小企業支援態勢を充実・強化するため、信用金庫への情報提供、信用金庫間連携の支援および外部機関の紹介に係る業務を所管するしんきん情報支援グループを新設 ・支援第1グループおよび支援第2グループの所管業務を見直し、創業・事業成長等の取組みに係る信用金庫支援等を所管する創業・成長支援グループおよび事業再生・承継等の取組みに係る信用金庫支援等を所管する再生・承継支援グループに再編
個人金融支援部	・投資信託業務および確定拠出年金業務に係る推進機能および事務・管理機能を集約するため、市場業務部の投信・年金グループを個人金融支援部に移管 ・預かり資産推進室を廃止し、推進機能を担う預かり資産推進グループおよび事務・管理機能を担う預かり資産業務グループに再編 ・個人金融グループを企画グループに改称
事務統括部	・事務企画グループを企画グループに改称
法人営業推進部	・管理グループを業務グループに改称
開発投資部	・サブポートフォリオの拡充に係る態勢を充実・強化するため、株式投資業務等および投資信託投資業務等を所管する投資第1グループおよびストラクチャード金融業務等を所管する投資第2グループを新設
市場業務部	・管理グループを企画グループに改称 ・投信・年金グループを廃止し、その機能を個人金融支援部に移管
地域・中小企業研究所	・地域活性化に向けた信用金庫の取組みに係る支援態勢を充実・強化するため、しんきん地方創生支援センターを新設し、地域活性化支援室の機能を移管
法人営業第2部	・管理グループを業務グループに改称

(ハ) 地域・中小企業研究所

平成26 (2014) 年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行されるとともに、12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されるなど地方創生をめぐる動きが加速するなか、地域活性化に向けた信用金庫の取組みに係る支援態勢を充実・強化するため、地域・中小企業研究所にしんきん地方創生支援センターを新設し、地域活性化支援室の機能を移管した。

ロ. 信託業務の兼営に向けた準備のための組織改正

平成27 (2015) 年11月27日開催の理事会で、信金中金本体が信託業務の認可を得られることを前提に、信託業務を取り扱うことを決定(注)したことを踏まえ、その準備を進めるため、27年12月1日付にて総合企画部に信託兼営準備室を設置した。

(注) 後編第2編第2章第4節4. 信託業務の兼営を参照

8. 店舗の整備

(1) 香港駐在員事務所

香港駐在員事務所は、信用金庫からのトレーニー派遣要望の増加により、平成22(2010)年5月27日から入居しているオフィス(注)の執務スペースが不足しつつあった。また、賃貸契約が25年5月に期限到来することになっていた。

こうした状況を踏まえ、事務所移転の検討を行い、これまでよりも広く、かつ大規模な見本市が開催される国際展示場に隣接するなど、信用金庫取引先に対する販路拡大支援にも適するオフィスが見つかった。加えて、賃料もこれまでより廉価であった。

こうした点を勘案し、25年4月8日、香港駐在員事務所をSuite 4008, 40/F, Central Plaza, 18 Harbour Road, Wan Chai, Hong Kong, P.R. of Chinaに移転した。

(注) 1413-1414, Two Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong, P.R. of China

(2) ニューヨーク駐在員事務所

ニューヨーク駐在員事務所は、平成19 (2007) 年2月20日から入居しているオフィスの賃貸契約が26年11月に期限到来することになっていた。ニューヨーク駐在員事務所は、支店であった時期から入居しているオフィスであったため、余剰スペースが生じており、現状の人員にあった適正規模の物件調査を進めていた。

この結果、賃借面積の縮小による賃借料の削減および立地の利便性等を勘案し、25

年11月18日、ニューヨーク駐在員事務所を655 Third Avenue, Suite 2620, New York, NY 10017, USAに移転した。

9. 人事・福利厚生・研修制度

(1) 職場環境の改善に向けた施策

「SCB中期アクション・プログラム2013」のサポートプラン2において、ワーク・ライフ・バランスに軸足を置いた施策など、職場環境の改善に向けた取組みを掲げ、その一環として、新たな年次有給休暇取得推進策を実施した。具体的には、年度中に1回、2営業日連続して年次有給休暇を取得することができる「リフレッシュ休暇」を平成26(2014)年4月に導入した。同制度は、翌年度以降も継続し(注1)、職場環境の向上に寄与した。

また、職場におけるパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)の予防・解決に係る取組みの重要性および社会的関心が高まっていたことを踏まえ、26年3月1日、パワハラに関する外部相談窓口を設置し、職員が安心して相談できる環境を整備した。

さらに、6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律(注2)」により、心理的な負担の程度を把握するための検査およびその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした「ストレスチェック制度」が義務化された。これを踏まえ、職員自身のストレスおよび疲労状態への気付きを促進することにより、メンタルヘルス不全の未然防止を図ることを目的として、外部機関が提供するストレスチェックシステムを用いたセルフチェックを行う仕組みを11月に導入した。

(注1) 平成30年度においては、より積極的な年次有給休暇取得推進策として、有給休暇の最低取得日数(年度中5日)を設定する施策を導入したことにより、「リフレッシュ休暇」の設定は見送った。なお、令和元年度には、「アニバーサリー休暇」の導入とともに、再度設定した。

(注2) 改正労働安全衛生法は段階的に施行され、ストレスチェック制度に関する定め(第66条の10)は、平成27年12月1日に施行された。

(2) 結婚、育児等による退職者再雇用制度

多様化する職員の働き方の拡大を図るとともに、仕事と家庭の両立支援を図るため、平成26(2014)年4月30日、「結婚、育児等による退職者再雇用制度」を創設した。

同制度は、結婚、出産、育児、配偶者の転勤、家族の介護を理由に退職した職員を対象として、勤続期間3年以上など一定の条件を満たす場合、退職時および退職後に再雇用希望の登録を受け付け、人員状況等に応じて再雇用する制度であった。

また、信金中金のホームページに制度内容を掲載し、制度の普及を図った。

(3) 上級事務職の創設

「SCB中期アクション・プログラム2013」のサポートプラン2における職員のモチベーション向上策の一つとして、職員の働き方の多様性拡大を検討し、平成27 (2015) 年4月1日、職能資格制度において、事務職から転換可能な職務「上級事務職」を新設した。

この目的は、事務職の活躍の場の拡大、モチベーションの向上および事務管理態勢の強化であった。

上級事務職は、事務全般等に係る広範な業務知識をいかし、個別の事務処理ではなく、役職者として企画・管理・実行および管理など事務全般に係る広範な職務が求められ、新設時には6人が転換した。

(4) 研修体系の見直し

職能資格別の新たな研修として、若手職員研修 (総合職3年目対象) および中堅職員研修 (総合職6年目対象) を平成26 (2014) 年度に新設した。(注)

若手職員研修は、入庫後の3年間を振り返るとともに、各部署の業務を理解したうえで、キャリアの考え方について学ぶ研修であった。中堅職員研修は、中堅職員に求められる役割や行動を理解するとともに、自身の現状を把握し、周囲により良い影響力を発揮するための行動指針を立て、行動変容への動機付けを促す内容であった。

また、上級事務職の創設に伴い、27年度から、上級事務職を対象とした「上級事務職研修」、上級事務職を目指す事務職職員を対象とした「事務職キャリアアップ研修」を新設した。

さらに、職能資格別以外の研修では、海外進出支援等に係る人材育成の一環として、26年度から、「海外進出支援業務研修」および「外国為替業務研修」を追加した。

(注) これに伴い、平成24年度に導入したキャリアデザイン研修 (総合職4年目対象) およびキャリア適正診断 (総合職6年目対象) は廃止

(5) 冬期インターンシップの実施

信金中金は、平成20 (2008) 年度から夏期に約1週間のインターンシップを実施していたが、26年度からは冬期インターンシップも実施した。5日間の日程で1回のみ実施する夏期インターンシップに対して、冬期インターンシップは2日間の短期スケジュールで実施した。また、開催場所も東京だけでなく、大阪でも開催した。これは、開催回数を増やし、より多くの学生にインターンシップを体験してもらうことが目的であった。

こうして開催した冬期インターンシップは、参加人数が夏期インターンシップを上回り、27年度においては119人 (夏期：80人) となった。(注)

（注） 平成28年度以降のインターンシップ参加人数は次のとおり。

（単位：人）

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
冬期	299	209	290	327
夏期	59	71	101	91
合計	358	280	391	418

10. 関係会社

信金中金では、関係会社との間の意思疎通を図り、グループの円滑な事業運営に資するため、年1回、関係会社の常勤役員全員が出席する「関係会社全体会議」と関係会社の社長、担当役員および担当部長が出席する「関係会社個別会議」をそれぞれ開催していた。

こうしたなか、関係会社のコンプライアンス、リスク管理、事業計画等の経営管理全般の強化を図る観点から、実務に近い構成員がメンバーとなって関係会社との意思疎通、情報伝達をより円滑に行うため、平成25（2013）年12月30日、「関係会社協議会運営要項[注]」を定め、「関係会社協議会」を設置した。

関係会社協議会は、総合企画部の部長、次長および関係会社の担当部門長が構成員となり、会議の協議事項に応じて構成員が追加された。協議事項がコンプライアンスに関する事項の場合は総務部長、市場・流動性・信用リスク管理に関する事項の場合は統合リスク管理部長、事務リスク管理に関する事項の場合は統合リスク管理部長および事務統括部長、システムリスク管理に関する事項の場合は統合リスク管理部長およびシステム部長が追加的に構成員となった。

第1回目の関係会社協議会の全体会は、26年1月に開催され、次年度事業計画の策定、反社会的勢力との関係遮断の徹底、業務継続計画、システム管理に係る確認などの協議事項が議論された。

（注）「関係会社協議会運営要項」は、平成30年4月1日に改正され、名称が「子会社会議運営要項」に変更された。これに伴い、会議の名称も「関係会社協議会」から「子会社協議会」に変更された。

第５節　業務態勢

1．国内系システムの更改

平成27（2015）年12月に国内系システム(注1)のハードウェアの保守期限が到来(注2)するため、ハードウェアの更改にあわせ、①DRシステム（災害復旧用システム）の機能拡充、②業務継続における実効性向上のための自動化・効率化を内容としたシステム更改の基本的方向性を25年3月29日の経営会議(注3)で決定した。

国内系システムのうち、勘定系システムに係るDRシステムは、すでに24年9月に信金中金神戸センターに構築されていたが、厚木センターから神戸センターへのバックアップデータの伝送は、前営業日終了時点のデータを1日1回伝送するのみであった。この場合、災害発生時には、前営業日終了時点のバックアップデータをもとに復旧を図ることになるため、5時間程度の復旧時間が必要であった。しかし、システム更改により実施するDRシステムの機能拡充は、データ伝送を常時行う（ホットサイト方式）ことにより、復旧時間を1～2時間程度に短縮することを可能とするものであった。さらに、信用金庫と信金中金の間での資金取引のインフラであるSCBファームバンキングシステムは、DR対応が未実施であったため、勘定系システムと同様、常時データ伝送を行う方法でDR対応を図ることとした（図2-5-1）。

また、業務継続における実効性向上のための自動化・効率化では、システム運用関連と業務処理関連に分けたシステム更改を行うこととなった。これにより、システム運用関連ではシステム部門のシステム運用負担軽減が、業務処理関連では事務処理部門の事務負担軽減が図られることとなった。

以上のシステム更改を行うにあたり、開発スケジュールと体制は、①すべての開発に

図2-5-1　更改後のDRシステムのイメージ

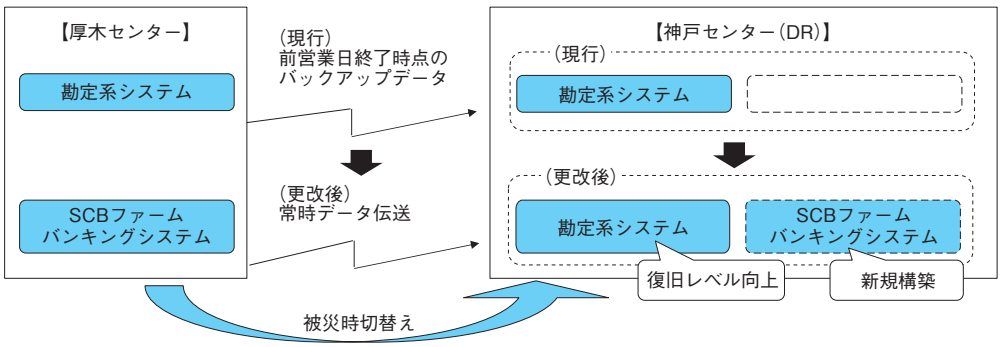

表2-5-1　システム開発フェーズ

対応フェーズ	対応内容
フェーズ1	・ハードウェアの更改 ・ＤＲシステムの復旧レベルの向上 ・業務継続における実効性向上のための自動化・効率化の実現（システム運用関連）
フェーズ2	・業務継続における実効性向上のための自動化・効率化の実現（業務処理関連）

同時着手する案と②フェーズを分割し、段階的に着手する案とが比較検討された。その結果、フェーズを分割して開発に着手する案が採用された。これは、①ハードウェアの更改については期限内に更改を完了する必要があること、②基幹システムの更改として重要なプロジェクトであり、十分な要員体制の確保が求められるものの、システム部門および事務部門ともに限られた要員での対応となることから、大規模開発における開発リスクの低減を図り、テスト検証作業等の実施に懸念がないよう、スケジュールを策定する必要があることなどが主な理由であった。

この結果、フェーズを2つに分割（表2-5-1）し、フェーズ1に先行着手することとなった。フェーズ1は、28年1月4日に完了し、新たな国内系システムが稼動した(注4)。

（注1）国内系システムは、①勘定系システム、②ファームバンキング（FB）およびインターネットバンキング（IB）関係の処理を担うFBシステム、③営業店端末および勘定系ホストとの接続のための周辺装置からなる営業店システム、④システムの運用管理を行う運用管理システムを総称したもの
（注2）旧国内系システムは、①顧客向けサービスの強化、②内部管理の強化、③事務効率化による生産性向上をコンセプトとして、平成21年1月に更改した。
（注3）経営会議は、経営に関する重要事項を審議し、決定する会議であり、理事長、副理事長、専務理事、常務理事が構成員となっている。
（注4）フェーズ2は、日銀による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入決定に伴い、信金中金でもマイナス金利に係るシステム対応の必要性が生じたため、一部の対応スケジュールを1年後ろ倒しにした。これにより、すべての開発が終了したのは平成30年9月であった。

2．首都直下地震の発生を想定した業務継続訓練

信金中金では、平成22（2010）年10月に「業務継続基本計画」を制定した後、被災シナリオごとの具体的な対応を定めた「対策マニュアル」として、23年2月に「首都直下地震編」および「新型インフルエンザ（強毒性）編」を、5月に「重大なシステム障害編」を策定し(注1)、毎年、マニュアルに基づく業務継続訓練（以下「訓練」という。）を実施していた。

このうち、「首都直下地震編」に基づく訓練については、25年9月に大阪支店をバックアップ拠点とするデュアルオペレーション体制(注2)の構築が完了したこと、および緊急時の対応力強化・業務継続計画のさらなる実効性向上を図る必要があることなどを踏まえ、訓練内容の大幅見直しを行った。

27年2月の訓練では、従来から実施していた緊急対策本部での業務縮退・大阪バック

アップ拠点への業務切替えの協議に加え、大阪支店における業務切替えの準備作業や管内信用金庫等への連絡訓練なども実施した。

また、7月には、緊急対策本部を対象として、BCP訓練の支援を専門的に行っている外部機関(注3)を活用した訓練を実施した。この訓練は、参加者にあらかじめシナリオを開示しないブラインドシナリオ形式(注4)で行うものであった。具体的には、①外部機関が刻々と変化する災害状況、被災状況等に係る情報を参加者に提示したうえで、②参加者が当該情報を材料にして対応方針を検討し、③併せて外部機関から必要な情報収集を行いながら対応方針を決定していくという内容であった。より実践的な訓練であり、予期せぬ事象への対応力強化に資するものであった。

さらに、28年2月には、休日の被災により本店への参集ができない状況を想定し、クラウド型情報共有ツール「Bousaiz（ボウサイズ）」を利用した訓練を実施した。この訓練は、緊急対策本部構成員が役職員の安否状況、建物・システムの被災状況等の必要な情報を自宅で「Bousaiz」に書き込み、事務局が報告内容をとりまとめ、この情報をもとに、緊急対策本部がBCPを発動し、業務縮退およびバックアップ拠点への業務の切替えを決定するという内容であった。

（注1）後編第1編第2章第5節2.業務継続基本計画の策定を参照
（注2）後編第1編第2章第5節3.バックアップ拠点の構築を参照
（注3）MS&ADインシュアランスグループのシンクタンクであり、BCPに係る訓練支援の実績を豊富に有するリスク関連分野に特化したコンサルティング会社である株式会社インターリスク総研（現MS&ADインターリスク総研株式会社）
（注4）訓練参加者に事前にシナリオを開示せず、訓練開始とともに逐次状況を付与し、その対応を求める形式の訓練

3. サイバーセキュリティ管理態勢の整備

世界的規模で発生するサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化等を踏まえ、我が国では、平成26（2014）年11月12日に「サイバーセキュリティ基本法」が公布（27年1月9日全面施行）されるなど、政府、官公庁、民間が一体となって対策を進めていた。また、金融庁は、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」など各業態の監督指針および金融検査マニュアルについて、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況、顧客への対応等に関する監督上の着眼点、セキュリティ対策などに係る改正を行い（27年4月22日から適用）、金融機関にサイバーセキュリティ管理態勢の整備を求めた。さらに、金融機関に対し「サイバーセキュリティに関する経営陣の取組み」など(注1)について事前に書面で質問を行ったうえでインタビューを行い、金融機関のサイバーセキュリティ対策の実態把握を進めた(注2)。

こうした状況のなか、信金中金は、監督指針および金融検査マニュアルにおけるサイバーセキュリティ管理に係る確認項目等とシステムの現状とのギャップを分析して、必要となる対応策の洗い出しを行った。対応策は、システム対応のみならず、標的型メール攻撃を想定した訓練(注3)の実施など役職員に対する啓蒙など多方面から進めた。また、27年9月1日には、情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制の強化を図ることを目的として、一般社団法人金融ISAC(注4)に正会員として加入した。

さらに、28年3月には、サイバー攻撃等のサイバーセキュリティインシデント（システムの正常な利用を阻害する事象およびその可能性がある事象。以下「インシデント」という。）に対する早期警戒対応およびインシデント検知時の対応等を目的として「信金中央金庫CSIRT（SCB－CSIRT(注5)）」を構築することとし、リスク管理委員会(注6)の下部機関に「サイバーセキュリティ部会」を常設（設置日は4月1日）することを決定した。また、事務局として、CSIRT事務局（サイバーセキュリティ対策班）がシステム部企画グループに設置された。

（注1）「サイバーセキュリティに関する経営陣の取組み」のほか、「リスク管理の枠組み」「サイバーセキュリティリスクへの対応態勢」「コンテンジェンシープランの整備と実効性確保」「サイバーセキュリティに関する監査」について確認が行われた。

（注2）フェーズ1として平成27年10～12月の間に地方銀行・第二地方銀行、証券会社、大手以外の生損保会社等82社、フェーズ2として28年5～6月の間にフェーズ1での未実施金融機関のなかから、地方銀行を中心に大手以外の証券会社・生損保会社等61社に対して実施された。なお、信金中金も実態把握の対象となった。

（注3）標的型メール攻撃を想定した訓練は、平成28年2月から継続的に実施している。なお、3月には、訓練用の模擬メールを受信した役職員を対象にアンケートを実施し、標的型メール攻撃に対する役職員の意識の実態把握を行った。

（注4）一般社団法人金融ISACは、情報セキュリティおよび物理セキュリティに関する情報の共有および分析を行うことにより、金融機関の安全性の向上を推進することで、国民の金融機関に対する信頼を継続的に確保することを目的として、平成26年8月1日に設立された法人

（注5）CSIRTは、Computer Security Incident Response Teamの略であり、インシデントに対応するためのチーム

（注6）リスク管理委員会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事が構成員となっている経営会議の下部機関

４．東日本大震災からの復興支援に係るその他の取組み

(1)「しんきんの絆」復興応援プロジェクト（第Ⅰ期）

東日本大震災の被災地においては、避難生活の長期化等により被災者の心身への負担が増大するなか、復興の第2ステージとして、被災者一人ひとりの日常生活の再建を支援することが重要となっていた。また、こうした支援に取り組む特定非営利活動法人や一般社団法人等（以下「ＮＰＯ法人等」という。）の果たす役割の重要性も高まっていた。

しかしながら、こうした草の根レベルの支援活動に対する行政・民間の支援は十分と

はいえず、被災信用金庫からも、継続的な支援を望む声が寄せられていた。

このため、信金中金は、認定特定非営利活動法人日本NPOセンター（以下「日本NPOセンター」という。）が設置している「東日本大震災現地NPO応援基金（特定助成）」のなかに、信用金庫業界独自の取組みとして「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」を立ち上げ、平成26（2014）年9月1日から取扱いを開始した「『しんきんの絆』復興応援定期積金(注1)」の募集総額の一定割合を寄附することとした。

日本NPOセンターは、被災地の様々な草の根活動の支援に取り組んでおり、その寄附金をもとにして、復興支援活動を行っているNPO法人等に助成した（図2-5-2）。また、「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」では、助成先を選考する際の選考委員に信金中金営業推進部復興支援対応室長が就任するなど、寄附だけではなく、マンパワーも割いて活動を支援した。

「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」の助成対象となるNPO法人等は、「日常生活の再建(注2)」や「地域コミュニティ・文化の再生(注3)」に取り組んでいる先であり、助成金の応募枠には、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）の信用金庫から推薦された団体が応募する「信用金庫推薦枠」と公募による「一般公募枠」とがあった。

「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」による助成は、27年6月1日から「『しんきんの絆』復興応援定期積金Ⅱ」の取扱いを開始したため、第Ⅰ期と第Ⅱ期に分けて行わ

図2-5-2　「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」の全体像

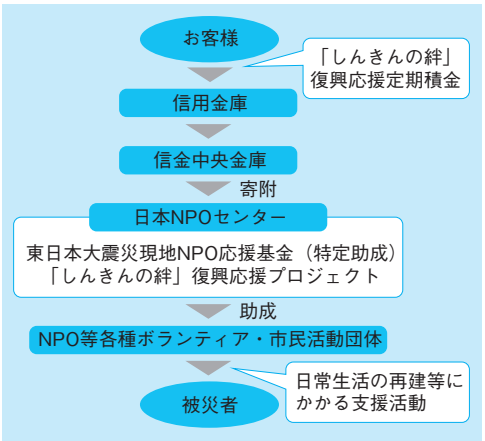

表2-5-2　「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト（第Ⅰ期）」助成実績

【第1回】　（単位：件、万円）

	件数	金額
信用金庫推薦枠	13	2,977
一般公募枠	7	2,494
合計	20	5,471

【第2回】　（単位：件、万円）

	件数	金額
信用金庫推薦枠	11	3,184
一般公募枠	11	3,556
合計	22	6,740

れた。第Ⅰ期の助成期間（第1回：27年4月1日～28年3月31日、第2回：27年10月1日～28年9月30日）においては、42先に対して、計1億2,211万円の助成が実施された（表2-5-2）。なお、助成金の使途や復興支援活動の内容を周知し、NPO法人等の活動および同プロジェクトに対する理解の浸透を図るため、助成先の概要や活動内容等をとりまとめた「助成結果報告書」や「ニュースレター」が日本NPOセンターから信用金庫に還元された。

（注1）「『しんきんの絆』復興応援定期積金」および「『しんきんの絆』復興応援定期積金Ⅱ」の詳細は、後編第2編第2章第2節1.（1）ロ.「しんきんの絆」復興応援定期積金を参照
（注2）被災地の住民の日常生活を支える活動をはじめ、住民全体の生活再建への取組みを支援する事業や活動等
（注3）①仮設住宅での地域交流イベントの開催等を通して、住民間における交流を促進するなど、被災地における地域コミュニティの再生や活性化を支援する事業や活動等、②被災地における伝統芸能や祝祭、町並みの保全活動などの文化活動の再生や復興を支援する事業や活動等

（2）「新しい東北」官民連携推進協議会への参画

政府は、東日本大震災からの復旧・復興を最重要課題の一つとして位置付け、復興庁が中心となって復興の加速化に取り組んでいた。一方、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題を抱えたままの現状に単に復旧するのではなく、震災復興を契機にこうした課題を克服し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性ある未来社会」としての「新しい東北」を官民が連携して創り上げることを目指していた。(注1)

このため、復興庁は、行政機関のみならず、被災地で展開されている多様な主体による復興の取組みについて、被災地内外の関係者の間で情報共有を図ることで、様々な連携を進めるため、「『新しい東北』官民連携推進協議会」（以下「協議会」という。）を設立することとした。そして、東北3県の知事、経済団体、金融機関、大学および連携復興センターの代表者21人が設立発起人となり、平成25（2013）年12月に協議会が設立され、信用金庫業界では、田邉理事長が設立発起人に就任した。(注2)

信金中金は、協議会に設けられた分科会のうち、「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会(注3)）」と「企業連携グループ（販路開拓支援チーム(注4)）」のメンバーとなり、産業復興に関する情報共有や共通の課題に係る意見交換を行った。

なお、「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」は、メンバーが関与した復興に関する取組みを収集した「復興金融事例集」を27年度に公表し、このなかで、信金中金の「ビジネスマッチ東北ハンズオン支援事業Ⅳ」「復興支援ファンド『しんきんの絆』」「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」の3事例が掲載された。

（注1）この考え方は、平成25年6月5日に復興推進委員会がとりまとめた「『新しい東北』の創造に向けて（中間とりまとめ）」で示され、6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針について」に盛

り込まれた。

（注2）設立発起人は、協議会の代表または副代表に就任することとなっており、田邉理事長は副代表となった。

（注3）「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」は、①被災地での新たな資金供給の創出を目指し、金融機関等と産業復興に関する情報共有を行うこと、②被災地の事業者に対し、資金供給を呼び込めるようなきめ細かな支援を実施することを目的としている。メンバーは、35団体（平成28年11月末）

（注4）「企業連携グループ（販路開拓支援チーム）」は、被災地の基幹産業である水産加工業の販路回復・開拓という課題を克服するため、被災地支援に取り組む民間企業・団体が情報を共有し、互いの強みを活かした連携を生み出すことを目的としている。メンバーは、26団体（平成28年11月末）であり、このほか協力団体として3団体、オブザーバーとして2団体が参加している。

(3) 被災地視察研修

東日本大震災の被災地では、瓦礫の撤去や公共インフラ等の復旧が進み、来訪者を受け入れる環境が整いつつあった。また、被災地訪問による交流人口の増加が復興支援につながるという考え方が一般的に定着してきた。

こうしたなか、被災信用金庫（宮古、石巻、気仙沼、ひまわり、あぶくまの各信用金庫）において、視察を積極的に受け入れる態勢を徐々に整備した結果、被災地支援を目的とした視察旅行や年金旅行が増加した。この状況を踏まえ、信金中金は、被災信用金庫と連携し、平成25（2013）年度より「被災地視察研修」を実施した。

被災地視察研修は、①被災信用金庫の震災時の経験を共有し、業務継続体制整備の一助とすること、②被災地の状況と被災信用金庫の復興に向けた取組みを共有し、復興支援策を検討する際の一助とすることを主な目的としていた。

研修では、被災地各所の視察のほか、被災信用金庫の理事長をはじめとする役職員から、震災直後の状況、信用金庫の現状と復旧・復興に向けた取組みなどについて説明が行われた。また、被災信用金庫と研修参加者との間で、「職員の安否確認方法」「職員に出した避難指示の内容」「当時対応しておけば良かったと思われること」「被災者でもある職員の心理状況を踏まえて経営者としてとった行動」などについて質疑が交わされた。さらに、被災信用金庫の取引先企業を訪問し、経営への影響、金融機関に期待することなどについて、直接話を聞く機会が設けられた。

被災地視察研修は、25年度から27年度の3年間で12回開催、59団体延べ142人が参加

表2-5-3　被災地視察研修実績

（単位：人、団体、回）

	平成25年度	26年度	27年度	合計
参加者計（延べ）	57	51	34	142
信用金庫（信用金庫協会を含む。）	50	42	26	118
信金中金	7	9	8	24
参加団体数（信金中金を含む。）	27	21	25	59
開催数	4	4	4	12

（備考）参加団体数合計は、重複先を除いてカウント

した(注)（表2-5-3）。

（注）「被災地視察研修」は、その後、平成28年度と29年度に内容の見直しを行った。主な見直し内容は次のとおり。

【28年度】

・開催日程・内容を個別の参加信用金庫の意向にあわせる方式で開催（これまでは定時開催）

【29年度以降】

・研修の名称を「災害対応研修」に変更（自然災害が頻発していること、今後も首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されることを勘案し、業務継続体制整備の一助を主眼に置いた研修とするため）

・個別開催に加えて、定時開催もあわせて実施

第６節　財務・損益状況等

1．損益の状況

平成25（2013）年度から27年度にかけては、25年4月に日銀による量的・質的金融緩和が導入されたことに伴い、国内の長期金利は低下基調をたどり、厳しい運用環境が続いた。そのような環境下、信金中金は、25年度から27年度までの3か年を計画期間とする中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2013」において掲げた、①ポートフォリオの最適化による財務および収益の安定性向上、②サブポートフォリオ（新たな収益の源泉となる複数のポートフォリオ）の構築・拡充、③市場運用以外の収益の獲得に取り組んだ。

損益の状況について、年度別にみると、25年度には、経常収益は、国債等債券売却益の減少等により、前年度比1,032億円減収の2,806億円となった。一方、経常費用は、預金利息や債券利息を中心に資金調達費用が減少したこと、および金融派生商品費用が減少したことにより、同1,107億円減少の2,319億円となった。これらの結果、経常利益は同74億円増益の486億円、当期純利益は、同33億円増益の353億円となった（図2-6-1、表2-6-1）。

26年度には、経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金を中心に資金運用収益が減少したものの、株式等売却益などのその他経常収益が増加したこと等により、前年度比24億円減収の2,782億円となった。一方、経常費用は、預金利息や債券利息を中心に資金調達費用が減少したこと、および国債等債券売却損などのその他業務費用が減少したこと等により、同349億円減少の1,970億円となった。これらの結果、経常利益は同325億円増益の811億円となったほか、当期純利益は同254億円増益の608億円と、過去最高益(注1)を計上した。なお、業績が過去最高益となるなど堅調に推移したことから、26年度の配当について、一般普通出資・優先出資いずれも1口当

図2-6-1　収益（単体）

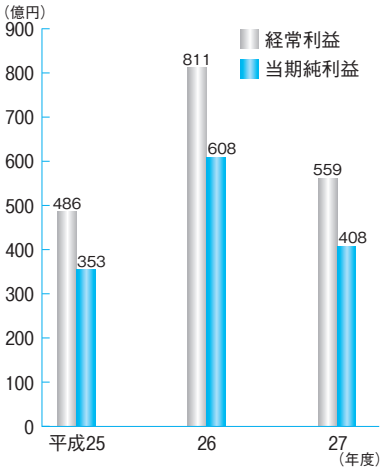

非掲載

信金中金の最高益（27年3月期）について報じる新聞記事
（日本経済新聞　平成27年5月20日）

表2-6-1　損益の状況（単体）

（単位：百万円、%）

		平成25年度	26年度	27年度
経常収益		280,637	278,236	269,637
経常費用		231,985	197,038	213,665
経常利益		48,651	81,198	55,971
当期純利益		35,396	60,817	40,875
配当率	一般普通出資	3.0	3.5	3.0
	特定普通出資	－	－	1.5
	優先出資	6.5	7.0	6.5
	優先配当 参加配当	3.0 3.5	3.0 4.0	3.0 3.5

たり500円の特別配当を実施した。これに伴い、一般普通出資配当率・優先出資配当率は、それぞれ前年度比＋0.5%（＋500円）の増配となる3.5%、7.0%となった。

27年度には、経常収益は、日銀による量的・質的金融緩和(注2)の継続に加え、マイナス金利の導入に伴う市場金利の一段の低下により資金運用収益が減少したこと等により、前年度比85億円減収の2,696億円となった。一方、経常費用は、アセットスワップ付債券の売却に伴い金融派生商品費用が増加したこと等により、同166億円増加の2,136億円となった。これらの結果、経常利益は同252億円減益の559億円、当期純利益は、同199億円減益の408億円となった。また、信用金庫から特定普通出資(注3)による資本調達を実施したことに伴い、一般普通出資・特定普通出資の出資配当率をそれぞれ3.0%、1.5%、優先出資の出資配当率を6.5%（優先配当率3.0%、参加配当率3.5%）として配当を実施した。

（注1）従来の最高益（当期純利益）は、平成10年3月期の501億円（単体）
（注2）後編第2編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照
（注3）後編第2編第2章第6節2.（2）特定普通出資による増資の実施を参照

2. 自己資本の状況

（1）信用金庫からの劣後ローンの借入れ

我が国では、国内基準行に対する自己資本比率規制が改正され、新たな自己資本比率規制(注)（バーゼルⅢ）が平成26（2014）年3月期から適用されることとなった。同規制では、自己資本の定義をはじめ、ダブルギアリング規制の抜本的な見直し等が実施され、信金中金および信用金庫の自己資本比率はもとより、業界セーフティネットへの影響も生じたことから、規制内容を十分に踏まえた対応が求められた。

こうしたなか、26年1月30日開催の理事会において、新規制の適用開始にあわせ、劣後ローンの自己資本参入に係る経過措置の効果的な活用、および既存の劣後ローン返済

時における激変緩和の観点から、新たに信用金庫から劣後ローンを借り入れることを決定した。

これに伴い、新たな劣後ローンの借入れに向けて手続を進め、3月24日付で信用金庫から劣後ローン1,624億円を借り入れ、自己資本の充実を図った（表2-6-2）。

表2-6-2　劣後ローンによる資本調達の実施

調達先	信用金庫
調達手段	劣後ローン
調達金額	1,624億円
借入日	平成26年3月24日
借入条件	・借入日から10年間 10年もの円スワップ金利＋30bp（固定金利） ・10年後以降 6か月もの円LIBOR＋180bp（変動金利）

（注）後編第2編第1章第2節6. 新しい自己資本比率規制を参照

（2）特定普通出資による増資の実施

信金中金は、経営の健全性を確保するためには、自己資本の充実が何よりも重要であるとの認識から、内部留保の蓄積を図るとともに、段階的に資本調達を行っていた。

こうしたなか、平成27（2015）年4月24日開催の理事会において、今後想定される金融規制の強化等に備え、財務基盤の一層の充実・強化を図るため、信用金庫から特定普通出資(注1)による2,000億円の資本調達を行うことを決定した（表2-6-3）。

これに伴い、信金中金は、同日の理事会での承認を経て、6月19日開催の第75回通常総会において、特定普通出資に係る残余財産分配額に関して、1口あたりの残余財産分配額を出資1口の金額（10万円）までとする定款の一部変更を決定した。これにより、優先出資者の残余財産分配額を希薄化させることなく(注2)、特定普通出資による増資を実施することが可能となった。

その後、資本調達に向けて手続を進め、9月30日に特定普通出資による増資を実施し、自己資本の充実を図った。

なお、この結果、27年度末の自己資本比率は、単体ベー

表2-6-3　特定普通出資による資本調達の実施

調達先	信用金庫
調達手段	特定普通出資（注）
調達金額	2,000億円 （1口あたりの発行価額10万円、発行口数200万口）
払込日	平成27年9月30日
配当金	1口あたり1,500円（年1.5%） （平成27年度の配当金は、払込日から期末日までの日割り計算により支払い）

（注）既存の普通出資（一般普通出資）と配当率が異なることに加え、優先出資者の権利の希薄化への対応として、定款変更により、1口あたりの残余財産分配額を出資1口（10万円）までとしたもの

非掲載

信金中金の増資発表を報じる新聞記事
（日本経済新聞　平成27年4月25日）

図2-6-2　自己資本比率

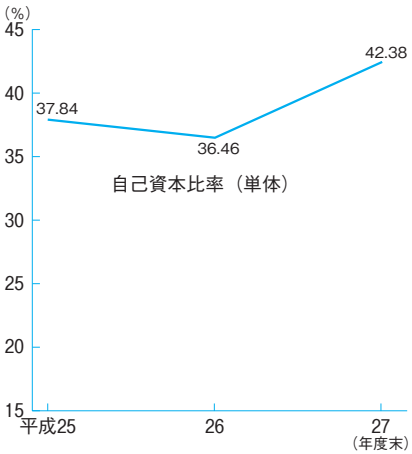

（備考）平成25年度以降は国内基準（バーゼルⅢ）

表2-6-4　自己資本比率の状況

（単位：百万円、%）

単体ベース	平成25年度末	26年度末	27年度末
	国内基準（バーゼルⅢ）		
(1) コア資本に係る基礎項目の額	1,812,439	1,779,926	1,929,899
(2) コア資本に係る調整項目の額	148,024	151,570	129,093
(3) 自己資本の額 (1)－(2)	1,664,414	1,628,355	1,800,805
うち経過措置適用額	798,414	713,511	629,956
(4) リスク・アセット等の額の合計額	4,398,553	4,466,115	4,248,555
(5) 単体自己資本比率 (3) / (4)	37.84	36.46	42.38
(参考)			
連結自己資本比率	37.86	36.40	41.10

（備考）自己資本比率は、平成25年度以降は国内基準（バーゼルⅢ）

スで42.38%、連結ベースで41.10%となった（図2-6-2、表2-6-4）。

（注1）信金中金は、「一般普通出資」と「特定普通出資」の2種類の普通出資を発行することができる。このうち特定普通出資とは、一般普通出資と配当率が異なることに加え、定款により1口あたりの残余財産分配額を出資1口の金額（10万円）までとしたものである。

（注2）普通出資による増資は、会員である信用金庫より、常に1口あたり10万円で受け入れる方法によって行われるため、信金中金の1口あたり純資産額が10万円を超える場合に増資を行うと、優先出資者の残余財産分配額が希薄化する。このため、優先出資の希薄化防止措置として「普通出資による増資を行うことを決定した場合には、普通出資の増加割合に応じた優先出資の分割または額面金額による優先出資者割当発行の措置を講じる」との方針を平成12年7月27日付の理事会で決定していた。しかし、今回の定款変更により、特定普通出資による増資においては優先出資者の残余財産分配額に希薄化が生じないこととなったため、上述の希薄化防止措置は講じられなかった。

(3) 優先出資の動向

優先出資の価格（終値）は、平成25（2013）年度に入り、日経平均株価が緩やかに上昇傾向をたどるなか、底堅く推移した（図2-6-3）。これは、24年12月16日の衆議院総選挙で大胆な金融緩和を訴えてきた自由民主党が圧勝して以降、安倍新政権に対する期待が継続したことに加え、25年4月4日に日銀が発表した量的・質的金融緩和の導入が好感され、相場全体の支えとなったことなどが背景にあった。日経平均株価が揉み合いながらも徐々に上値を試すなか、優先出資の価格もおおむね17万円近辺で底堅く推移した後、翌年度の26年7月4日には20万円を突破、さらに、27年3月25日には24.8万円まで上昇した。27年度は、日経平均株価が軟調な推移に転じたことなどを背景に、優先出資の価格もおおむね22万～23万円のボックス圏での推移が続いた。

この間の優先出資の配当について、25年度および27年度は、1口あたり配当金として、優先配当年3,000円、参加配当年3,500円、計年6,500円とした（表2-6-5）。また、26年度には、業績が過去最高益となるなど堅調に推移したことを受け、1口あたり500円の

特別配当を実施することとし、1口あたり配当金として、優先配当年3,000円、参加配当年4,000円（参加配当のうち特別配当0.5％・500円）、計年7,000円とした。

なお、27年度末における優先出資の保有状況（所有口数ベース）を投資家別にみると、金融機関が所有口数53万6,550口（所有割合75.8％）と最も多く、次いで個人が同11万9,615口（同16.9％）であった（表2-6-6）。金融機関のうち優先出資を保有している信用金庫は176金庫、所有口数31万5,579口（同44.6％）であった。

また、減少傾向をたどっていた個人の優先出資所有者数は、23年度末を境に増加に転じ、27年度末には、10年ぶりに2万人台となった。

図2-6-3　優先出資価格

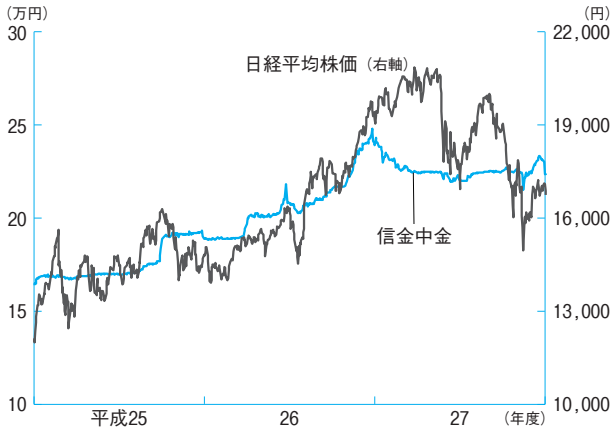

（備考）優先出資の価格は終値ベース

表2-6-5　優先出資の配当

	1口あたり配当		
		優先配当	参加配当
平成25年度	6,500円（6.5％）	3,000円（3.0％）	3,500円（3.5％）
26年度	7,000円（7.0％）	3,000円（3.0％）	4,000円（4.0％）
27年度	6,500円（6.5％）	3,000円（3.0％）	3,500円（3.5％）

（備考）平成26年度の参加配当には、特別配当500円を含む。

表2-6-6　優先出資の所有者別状況

（単位：先、口、％）

		金融機関	うち信用金庫	証券会社	その他の法人	外国法人等	個　人	合　計
平成25年度末	出資者数	214	179	7	217	32	18,315	18,785
	所有口数	543,149	315,258	6,684	40,358	2,733	115,298	708,222
	割合（％）	76.7	44.5	0.9	5.7	0.4	16.3	100.0
26年度末	出資者数	211	175	8	201	56	19,513	19,989
	所有口数	539,789	317,789	6,729	39,372	4,490	117,842	708,222
	割合（％）	76.2	44.8	1.0	5.6	0.6	16.6	100.0
27年度末	出資者数	213	176	11	214	46	20,569	21,053
	所有口数	536,550	315,579	7,221	38,366	6,470	119,615	708,222
	割合（％）	75.8	44.6	1.0	5.4	0.9	16.9	100.0

（備考）「外国法人等」には、海外における「個人」を含む。

3．不良債権の状況

我が国経済は、平成26（2014）年4月の消費税増税を前にした駆込み需要の反動と家計の購買力の低下を背景に一時的な下振れを余儀なくされたが、アベノミクス効果の浸透によって金融市場では円安・株高が続き、企業の景況感は増税後も大企業を中心に底堅く推移した。我が国の金融機関では、25年度以降、底堅い景況感の持続などを背景として、不良債権比率の低下が続いた(注)。

こうしたなか、不良債権額（金融再生法ベース）は、25年度末に前年度末比7億円減の378億円、26年度末に同52億円増の430億円、27年度末に同65億円減の365億円となった（表2-6-7）。

また、総与信に占める割合（不良債権比率）は、25年度末に前年度末比0.07ポイント低下の0.62%、26年度末に同0.09ポイント上昇の0.71%、27年度末に同0.18ポイント低下の0.53%と、1%を下回る水準で推移した。

表2-6-7　金融再生法に基づく資産査定の状況（単体）

（単位：百万円、%）

	平成25年度末	26年度末	27年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	758	863	253
危険債権	8,102	10,754	5,399
要管理債権	29,012	31,481	30,936
不良債権合計（A）	37,873	43,099	36,590
正常債権	6,030,135	5,964,342	6,832,763
（部分直接償却額）	（951）	（584）	（310）
総与信（B）	6,068,008	6,007,441	6,869,354
総与信に占める割合（A/B）	0.62%	0.71%	0.53%
保全額（C）	27,842	30,265	25,151
保全率（C/A）	73.51%	70.22%	68.73%

（注）　業態別の不良債権比率の状況は、後編第2編第1章第1節3.（2）自己資本等の状況を参照

4．格付けの状況

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、ムーディーズ、S&P、R&I、JCRといった海外・国内の格付会社から取得した邦銀上位の格付けを維持していた。

こうしたなか、信金中金は、平成27（2015）年4月24日に、全国の信用金庫を出資者とする特定普通出資により2,000億円の資本調達を実施すると発表した。これを受けて、R&Iは、同日、発行体格付けの方向性をA+（安定的）からA+（ポジティブ）(注1)に引き上

表2-6-8　格付けの変遷

年　度	年 月 日	ムーディーズ			S&P			R&I			JCR		
		長期預金格付け（外貨建）			長期カウンターパーティ格付け			発行体格付け			長期優先債務格付け		
		変更前	変更後	内容	変更前	変更後	内容	変更前	変更後	内容	変更前	変更後	内容
平成25年度	25年 4月 1日	A1（安定的）		当初	A＋（ネガティブ）		当初	A＋（安定的）		当初	AA（安定的）		当初
27年度	27年 4月24日	－	－	－	－	－	－	A＋（安定的）	A＋（ポジティブ）	見通し引上げ	－	－	－
	27年 9月17日	－	－	－	A＋（ネガティブ）	A（安定的）	1ノッチ引下げ	－	－	－	－	－	－
	28年 3月31日	A1（安定的）		最終	A（安定的）		最終	A＋（ポジティブ）		最終	AA（安定的）		最終

（備考）1．シャドー部分は格付けの変更（格上げ・格下げ）があった箇所
2．カッコ内は格付け見通し（アウトルック、方向性、レーティングモニター、クレジットモニター等、格付会社により呼称、定義は異なる）を示している。

表2-6-9　長期格付けの状況（平成28年3月末）

ムーディーズ

格付け	主な金融機関				
Aa3					
A1	信金中金	三菱東京UFJ	三井住友	三井住友信託	みずほ
	農林中金	商工中金	横浜	千葉	静岡
	中国				
A2	りそな	群馬	常陽	山陰合同	第四
A3	広島	スルガ	百十四		
Baa1	福岡				
Baa2	あおぞら				
Baa3	新生				
Ba1					

S&P

格付け	主な金融機関				
AA+					
AA					
AA−					
A+	三菱東京UFJ	静岡	セブン		
A	信金中金	三井住友	みずほ	三井住友信託	りそな
	農林中金	千葉	八十二	ソニー	
A−	あおぞら	京都	群馬	伊予	北陸
	七十七				
BBB+	新生				
BBB					

R&I

格付け	主な金融機関				
AA+					
AA	静岡	セブン			
AA−	三菱東京UFJ	三井住友	みずほ	商工中金	横浜
	千葉	福岡	常陽	伊予	中国
A+	信金中金	三井住友信託	りそな	京都	山口
	もみじ	群馬	広島	八十二	七十七
	山陰合同	阿波			
A	足利	北陸			
A−	あおぞら	紀陽	北洋	イオン	
BBB+	新生				
BBB					

JCR

格付け	主な金融機関				
AA+	商工中金				
AA	信金中金	三菱東京UFJ	三井住友	みずほ	横浜
	群馬	伊予	七十七		
AA−	三井住友信託	山陰合同	阿波	第四	ソニー
A+	りそな	福岡	広島		
A	紀陽	北洋	百十四	住信SBIネット	楽天
A−	あおぞら				
BBB+	新生				
BBB					

（備考）格付会社各社について以下の格付けを参照している。
ムーディーズ：原則は発行体格付け、発行体格付けがない場合は長期預金格付け（外貨建）
S&P：長期外貨建て発行体格付け　R&I：発行体格付け　JCR：発行体格付け

げた（表2-6-8、表2-6-9）。これについて、「近年の安定した業績によって利益蓄積が進んだこともあり、リスク耐久力はAAゾーンにかなり近づくまで改善する見通し。このため発行体格付けA+を維持したものの、方向性をポジティブに変更した。」などとコメントした。

その後、S&Pが、9月16日に日本の自国通貨建て長期ソブリン格付けをAA－からA+に1ノッチ引き下げ、アウトルック(注2)を安定的としたことを受けて、9月17日に、信金中金を含む大手行・系統金融機関5グループの12法人と外資系信託1行の長期カウンターパーティ格付けを、それぞれ1ノッチ引き下げた。この日本ソブリンの格下げの理由として、「デフレ脱却や経済成長を目指した日本政府の経済政策（アベノミクス）の効果が導入当初に比べて弱まってきたため、日本の経済力が日本政府の信用力を下支えする効果も短期的には改善する可能性が低くなった」ことをあげており、邦銀の格下げについては、「変更前の格付けには邦銀各社が危機的状況に陥った際に政府から特別な支援が提供される可能性が高いとの評価が1ノッチ引き上げる形で織り込まれていたが、日本ソブリンの格下げによって織り込む余地がなくなった」などとコメントした。

（注1）ポジティブとは、格付けが引き上げられる可能性があるとの見方を示すものである。
（注2）アウトルックとは、経済、事業の基礎的状況を考慮した中長期的な信用力の変化の方向性を示すものである。

5．IR活動の状況

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として様々な金融業務を展開するとともに、優先出資を東京証券取引所に上場する上場企業として、金融商品取引法その他の関係法令や東京証券取引所の有価証券上場規程に則り、経営内容の適時適切な開示に努めた（表2-6-10）。

平成26（2014）年3月には、対外的な情報発信ツールとして、IR資料をはじめ、ニュー

表2-6-10　決算内容の公表、刊行物の発行等（平成27年度）

実施内容	実施回数
決算短信、四半期決算短信の発表	年4回
有価証券報告書、四半期報告書の発表	年4回
業績のご報告、中間業績のご報告の作成（優先出資者宛送付）	年2回
ディスクロージャー誌の発行	年1回
アニュアルレポートの発行	年1回
日銀金融記者クラブでの決算発表の実施	年2回
アナリスト・機関投資家向け決算説明会の開催	年2回
個人投資家向けIRセミナー（合同形式）の実施	年3回

表2-6-11　優待内容（平成27年度）

保有口数	優 待 品
１口以上３口未満	優先出資者限定オリジナルグッズ
３口以上10口未満	3,000円相当の全国特産品（グルメカタログ）
10口以上	6,000円相当の全国特産品（グルメカタログ）

優先出資者限定オリジナルグッズ
（会津塗銘々皿と和フォーク２客組セット）

全国特産品（グルメカタログ）

スリリースや経営内容に関する情報を掲載するホームページについて、閲覧者の利便性向上に向け、ナビゲーション機能の充実や過去情報の蓄積機能を強化する全面リニューアルを実施した。加えて、信金中金へのアクセス機会を多様化させ、情報受発信機能を高めるべく、普及が進むスマートフォンに対応する専用ページも併せて新設した。

ホームページの全面リニューアルとスマートフォン専用サイトの新設のお知らせ（ディスクロージャー誌2014）

また、信金中金および信用金庫業界に対する認知度向上や信金中金自身の財務内容、経営戦略に加え、23年度から実施している優先出資者向け優待制度（表2-6-11）の周知に向け、個人投資家向けIRセミナーを継続的に実施した。

6. PR活動の状況

信金中金は、他業態等との競争激化など、信用金庫を取り巻く経営環境がより厳しさを増すことが予想されるなか、信用金庫が地域における存在感を高め、信用金庫ブラン

ドの浸透やイメージアップを図る観点から、新聞、雑誌、インターネット等の各種メディアを活用した広告活動を積極的に実施した(注1)（表2-6-12）。

平成26（2014）年9月には、信金中金や信用金庫業界のブランド力向上に向け、信金

表2-6-12　主な広告出稿等（平成27年度）

媒 体 名	実施内容	広告内容	実施回数
雑誌	東海道新幹線・山陽新幹線車内誌「ひととき」（月刊）	中面1頁カラー広告	年12回
雑誌	しんきんカード会員誌「はれ予報」	裏表紙広告	2回
交通広告	東海道新幹線・山陽新幹線車内電光文字広告	64文字／25秒の電光文字広告	12か月
インターネット	マネー誌「ダイヤモンド　ZAi」におけるWebサイト	Web上に公開	1か月
その他	無料巡回電気バス広告「メトロリンク日本橋」	車体広告、車内CF放映	12か月

広告素材（平成26年度）

（地球儀編）

（パズル編）

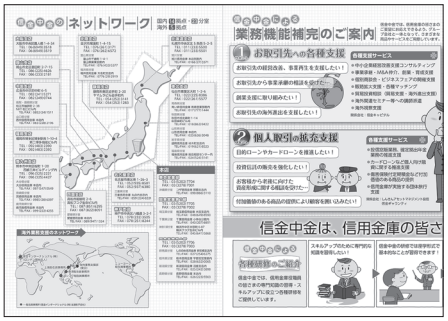

リニューアルした信用金庫職員向けリーフレット「信金中金のとびら」（平成25年度）

マネー誌「ダイヤモンド　ZAi」におけるWebサイト
および個人投資家向けIRセミナー配布資料（2次利用）（平成27年度）

（Webサイト）

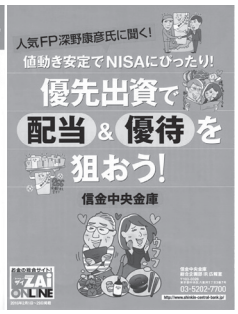

（個人投資家向けIRセミナー配布資料）

中金の使命感や役割、信金中金と信用金庫との「つなぐ力」をテーマとした新たな広告素材（2種類）を制作し、各種メディアへの掲載を開始した。(注2)

このほか、マスコミを活用した情報発信や「ディスクロージャー誌」、海外向け英文レポート「アニュアルレポート」、優先出資者向け小冊子「業務のご報告（ミニディスクロージャー誌）」など各種刊行物を通じて、信金中金および信用金庫業界を取り巻く様々なステークホルダーに対して、的確でわかりやすい情報提供に努めた。

また、25年度には、信用金庫職員を対象として、信金中金の役割や商品・サービス等を簡潔に紹介したリーフレット「信金中金のとびら」を全面的に刷新し、配布した。

（注1）平成28年2月には、優先出資および信金中金の認知度向上等を目的として、マネー誌「ダイヤモンドZAi」のWebサイト「投資＆お金の総合サイト！ザイ・オンライン」に、ファイナンシャルプランナーとタイアップした広告を掲載した。また、当該広告については、ホームページへ掲載するとともに、個人投資家向けIRセミナーで配布するなど、広く周知を図った。

（注2）平成27年1月には、信用金庫に対する一定の理解がある富裕層・中小企業経営者層を読者とする、しんきんカード会員向け情報誌「はれ予報」へはじめて広告を掲載し、以後、年2回のペースで出稿を継続することとなった。

後　編

第3編

次なる10年に向けた基盤強化の時代

［平成28（2016）～令和元（2019）年度］

第1章　信金中央金庫をめぐる経営環境

第1節　経済・金融の動向

1．経済動向

(1) 実体経済の動向

平成28（2016）年以降、世界経済は成長を加速し、29年に入ってさらにその増勢を強めた。米国が3次にわたるQEや大型減税で回復の足取りを強めたほか、停滞感のあった欧州や中国も持ち直した。金融危機から10年弱を経たこの時期は、経済が安定して成長した2000年代半ばの「グレート・モデーション（大いなる安定）」の再来とも呼ばれた。

ただし、29年初めには、政治問題が世界経済の下振れリスクとして強く意識された。実際、欧州では英国民投票の結果、EU離脱（ブレグジット）が事前予想に反して支持されたほか、米国ではトランプ大統領が保護主義的な方向に舵を切り、様々な国際秩序を揺るがす行動に踏み出したが、大きな流れとしては従来秩序の維持、つまり、ポピュリズム（大衆迎合主義）抑制の方向に向かい、各国政府の対応が実体経済を下押しする事態は回避された。

しかし、30年後半以降は世界経済の好循環に停滞がみられた。米中間の貿易摩擦の激化や中国での与信政策の引締め（デレバレッジ）、米欧の金融政策正常化などが減速要因となったほか、英国のEU離脱交渉が混迷を極めたことも企業部門を中心に活動を抑制する方向に作用した。

さらに、令和2（2020）年になると、新型コロナウイルス感染拡大が世界中に広がり、

28年　英国民投票

英国民投票で勝利を喜ぶ離脱派関係者（提供：時事）

31年　新元号「令和」に決定

新元号「令和」を公表する菅官房長官（提供：時事）

スペイン風邪以来100年ぶりとされるパンデミック（世界的な大流行）の状態におちいった。各国・地域で、外出・出入国制限や営業・生産活動の停止措置などの感染拡大防止策がとられ、経済活動が大きく制約されることとなった。

このように、28年度から元年度にかけては、日本経済を取り巻く外部環境が不確実性を増しながら大きく変化した期間といえよう。この間の実体経済の動向を主要な経済指標等で確認すると、次のような特徴が指摘できる。

イ．海外経済

平成27（2015）年以降、中国経済が減速したことに加え、27年12月の米国の利上げによって新興国・資源国からの資金流出懸念が高まったことから、国際金融市場は不安定化した。

政治面では、28年6月の英国の国民投票でEU離脱という予想外の選択肢が支持され、また11月の米国大統領選挙では保護主義的色彩の強い政策を志向する共和党のドナルド・トランプが選出されるなど、これまで世界の自由貿易やグローバル化を積極的に推進してきた両国に大きな変化があった。

一方、金融面では、世界的な金融危機以降、大胆な金融緩和政策が実施されてきたが、米国が先陣を切る形で金融政策の正常化に舵を切り、これに欧州が追随する動きもみられた（図1-1-1）。

そのようななか、世界全体の実質GDP成長率は、伸び悩みつつも底堅く推移した（図1-1-2）。

28年前半は、米国で企業部門の一部に弱めの動きがみられたことや中国経済の減速

図1-1-1　主要中銀のバランスシート

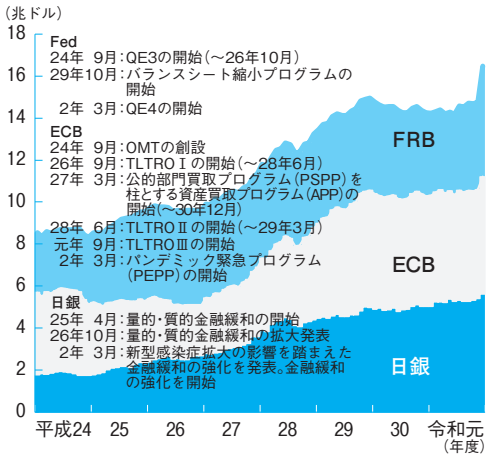

（備考）各中央銀行等資料、Bloombergより作成

図1-1-2　世界の実質GDP成長率

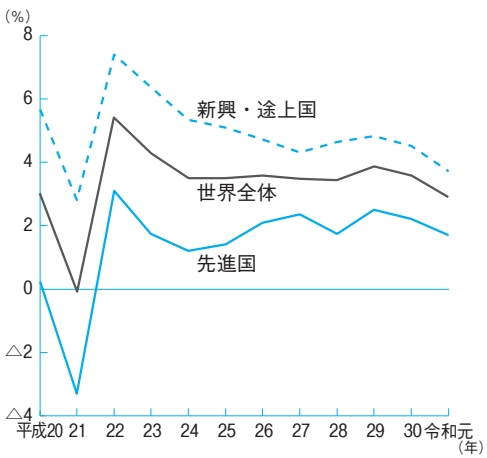

（備考）IMF “World Economic Outlook”より作成

懸念に加え、英国の国民投票後の金融市場の混乱等があったことで、先進国を中心に低成長となった。しかし、28年半ば以降は、米国を中心に先進国の景気回復が持続するなかで新興国経済が持ち直しに向かったことなどから、先進国、新興国ともに企業の景況感が上向き、世界全体で景気の同時回復がみられ、世界貿易の伸びも高まった。

そして、29年の世界実質GDP成長率は、世界貿易の回復が大きく寄与し、23年以来最も高い3.87％となった。この背景には、米国、日本、英国などの先進国における投資の拡大、コモディティー価格の上昇を通じた資源国の所得拡大や米国のシェール・オイルなどのエネルギー部門への投資の拡大などが挙げられる。

しかし、30年後半には米中貿易摩擦の激化や関税引上げ、企業の景況感の悪化、主要国での金融正常化に向けた動き、英国のEU離脱等の政策の不確実性の高まりなどを受け、先進国、新興国ともに成長の勢いが弱まった。

さらに、令和元（2019）年も先進国、新興国ともに減速基調で推移した。米国と中国の通商面での対立が激しさを増すなか、貿易取引が減少傾向をたどったことが足かせとなった。

なお、2年に入り、両大国の関係改善を期待させる動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症が世界的な規模で流行し、各国・地域で経済活動が大きく抑制されたことから、世界景気は急減速を余儀なくされた。

ロ．国内景気

平成27（2015）年半ば以降、世界経済の不透明感が高まったことなどにより、28年度の実質GDP成長率は伸びがやや鈍化した（図1-1-3）。ただし、この間も国内における雇用・所得環境の改善は続き、企業収益も高い水準を維持したことで、28年度後半からは世界経済の回復に伴い、実質GDP成長率の伸び率も再び持ち直していった。内外需がともに回復するバランスのとれた成長を続け、29年度の実質GDP成長率は前年度比1.9％増と堅調であった。

もっとも、その勢いも長くは続かなかった。中国経済の減速や世界的な情報関連財需要の増勢一服等の影響を受け、30年後半以降は輸出が減少し、企業の生産活動の一部にも弱さがみられた。30年度の実質GDP成長率は0.3％の増加にとどまり、伸び率が鈍化した。さらに、令和元（2019）年度後半には、10月からの消費増税に伴う駆込み需要の反動減、年度末の新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響などにより、2四半期連続のマイナス成長となった。

鉱工業生産は、28年半ばまで弱めの動きで推移していた（図1-1-4）。しかし、その

図1-1-3　実質ＧＤＰ成長率

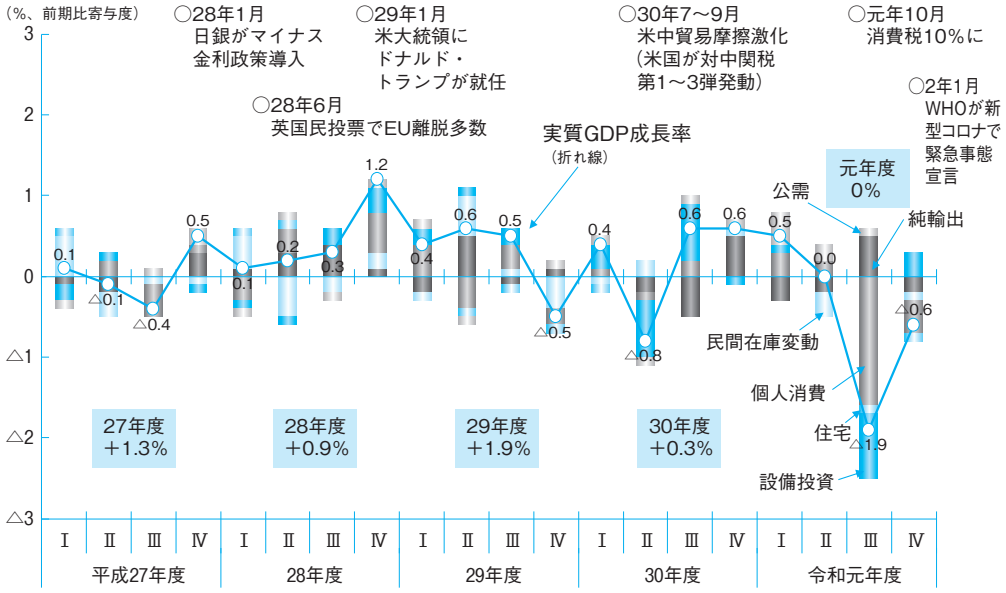

（備考）１．内閣府資料より作成
２．Ⅰ：4－6月期、Ⅱ：7－9月期、Ⅲ：10－12月期、Ⅳ：1－3月期

図1-1-4　鉱工業生産

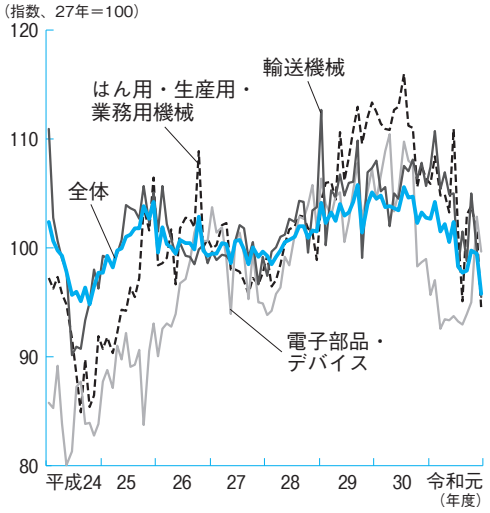

（備考）経済産業省「鉱工業指数」より作成

後は海外需要の回復に加え、自動車や家電など幅広い分野でのIoT関連需要の高まりを背景に電子部品・デバイスの生産が増加したほか、国内外の設備投資の回復によりはん用・生産用・業務用機械などの生産が大きく伸びたことで、生産全体も緩やかに増加した。

ただし、30年に入ると、増勢は鈍化した。輸出の減速や情報関連財の在庫調整が生産用機械や電子部品・デバイスの生産を下押しし、その影響が関連業種にも波及した。IoT関連需要の減退、世界経済の成長鈍化を背景に、30年末からは足踏みを余儀なくされ、元年度には米中関係の悪化に伴う世界的な貿易取引の縮小などが押下げ要因となったことで、鉱工業生産は4年ぶりに減少した。

輸出入の金額を通関ベースでみると、輸出は、28年以降、世界経済の緩やかな回復や米大統領選の結果を受けた為替の円安転換などを追い風に増加に転じた（図1-1-5）。

アジア向け、特に中国向けの寄与が顕著であり、29年から30年初めにかけて、IC（集積回路）などの電子部品や半導体製造装置が含まれる情報関連財の輸出が大きく増加した。

しかし、その後は半導体市場の景気循環や中国経済の減速によって一般機械や電気機械の輸出が落ち込んだことから伸び悩み、30年末以降は前年割れが続いた。さらに、元年度は、米中対立が続くなか、世界的に貿易取引が縮小傾向をたどったことで、年度を通じ輸出は低調であった。

図1-1-5　通関輸出入

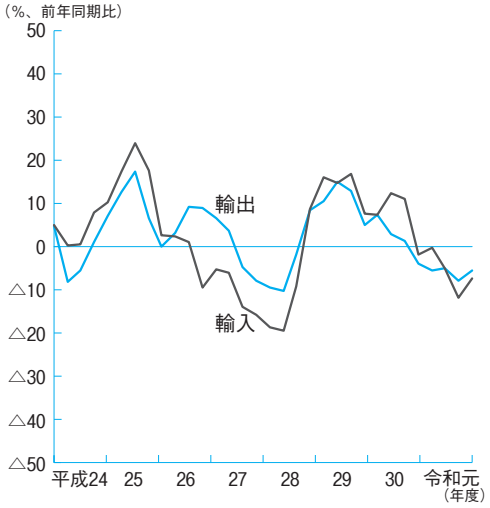

（備考）財務省「貿易統計」より作成

一方、輸入は、原油価格が前年水準を下回る状況が続いたことを主因に減少が続いていたが、29年に入ってからは、国内景気の持ち直しに足取りをあわせ、プラス基調に転じた。その後も国内民間需要が底堅く推移したことに加え、30年秋口まで原油価格が上昇基調をたどったことを反映し、29年度から30年度にかけてはほぼ一貫して輸出を上回るペースで増加した。

ただし、30年秋から年末にかけての原油価格急落を背景に、年明け後は前年比マイナスに転じた。元年度も減少基調で推移したが、年度後半には原油価格のさらなる下落や国内製造業による部材調達ニーズの低下を背景にマイナス幅が拡大した。

ハ．家計部門

内需の柱である個人消費は、平成26（2014）年4月の消費税率引上げ後に落ち込んだものの、その後は良好な雇用・所得環境が下支えする形で緩やかな回復基調をたどった（図1-1-6）。ただ、令和元（2019）年度後半には減速基調に転じた。10月の消費増税後の駆込み需要の反動による個人消費の減少や、元年度末の新型コロナウイルス感染拡大が下押しの要因となった。

この間の雇用・所得環境をみると、国内

図1-1-6　個人消費

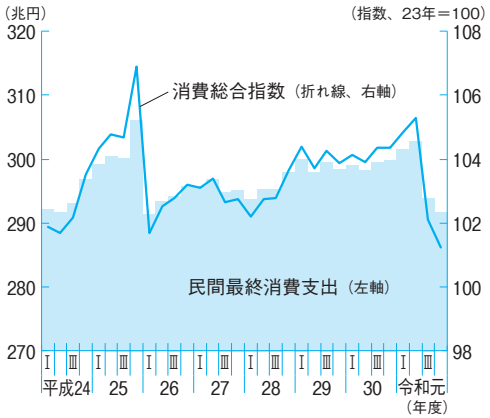

（備考）内閣府「国民経済計算」「消費総合指数」より作成

図1-1-7　労働需給

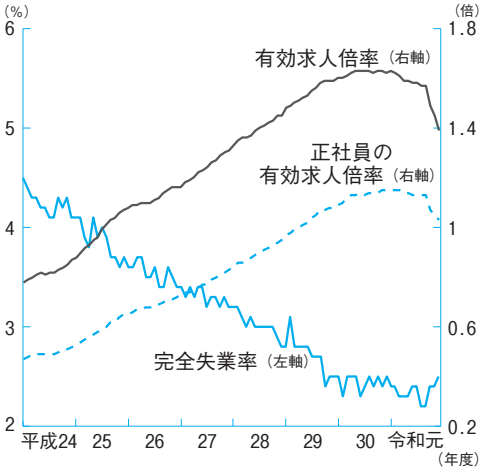

（備考）総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」より作成

図1-1-8　賃　　金

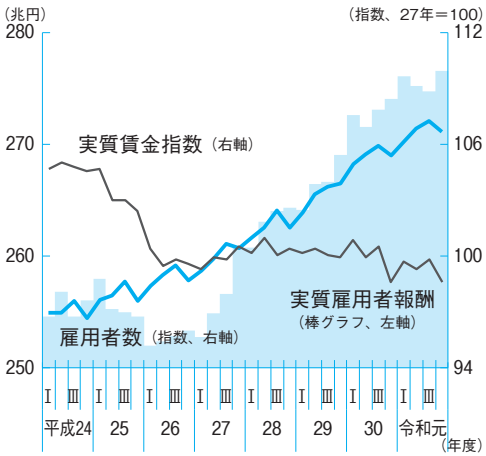

（備考）内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」より作成

の景気回復が長期化したことなどを受け、引き続き緩やかながらも着実に改善傾向をたどった。ただし、元年度末に向けて経済活動が大きく抑制されたことを反映し、悪化する動きもみられた。

雇用面をみると、有効求人倍率は、おおむね上昇基調を継続し、元年度には1.55倍（年度平均）と、高い水準となった（図1-1-7）。また、有効求人倍率を正規社員だけに限ってみても、29年度以降は1倍を超える水準で推移した。これは、景気の回復が続き、企業の採用意欲が高まり求人数が大きく増加した一方で、失業者数が大きく減少し、求職者が減少したためである。ただし、元年度末に向けては企業からの求人が減少したことで低下した。

また、完全失業率は、景気回復の長期化により低下傾向が続き、元年度には2%台前半で推移した。

所得面をみると、実質雇用者報酬は、雇用環境の改善とともに増加を続けた（図1-1-8）。雇用者報酬の動向を雇用者数の伸びと1人あたり賃金の伸びに分解すると、実質賃金が28年度以降横ばいとなる一方で、雇用者数は上昇傾向にあり、雇用者報酬の増加が主に雇用者数の増加に起因していることがわかる。雇用者数が増加した背景として、生産年齢人口の減少が続いた一方で、景気回復の長期化によって女性や高齢者の労働参加率が上昇したことなどが指摘できる。

二．物　　価

消費者物価の動向について、天候に左右される生鮮食品を除いたコアベース（以下「コアCPI」という。）でみると、平成28（2016）年中は、為替の円高推移やエネルギー価格の下落等により前年比マイナスで推移した（図1-1-9）。しかし、28年11月から12月に

かけてのOPEC等の減産合意以降、原油価格が堅調に推移したことなどからガソリンを含む石油製品などの価格が上昇し、コアCPIは29年に入りプラスに転じた後、上昇率は拡大傾向をたどった。30年以降、前年比上昇率はおおむね0％台後半で推移したが、令和元（2019）年度末には、原油価格が急落したことに加え、飲食、旅行などサービス関連需要が大きく減少したことから、上昇率は縮小傾向をたどった。

図1-1-9　消費者物価

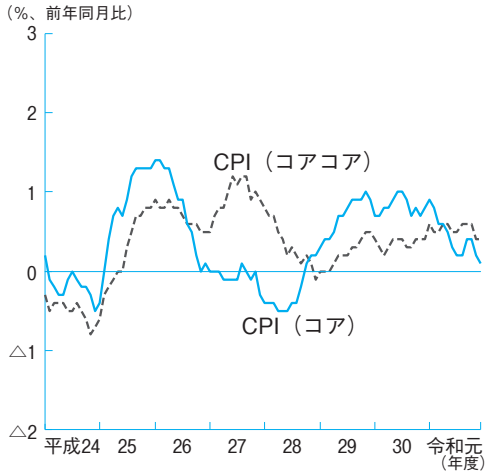

（備考）1．総務省資料より作成
2．消費税率引上げ・教育無償化政策の影響を除く。

他方、より基調的な物価動向を示し、日銀が金融政策の運営に際し重視している生鮮食品・エネルギーを除くコアベース（以下「コアコアCPI」という。）でみると、エネルギー価格の動向に影響されるコアCPIと比べ、元年度後半を除き弱めの動きが続いた。29年夏以降、コアコアCPIは前年比でプラスの動きが続き、食料品、宿泊料や外国パック旅行費などの個人サービス、外食などを中心に緩やかに上昇した。ただし、30年春以降は、食料品を中心に企業の価格引上げの動きが一服したことや、家事用耐久財等の耐久消費財や携帯電話通信料による押下げもあり、上昇率が一時縮小する場面もみられた。しかし、元年に入ると、耐久消費財の価格押下げ効果が徐々にはく落するとともに、景気回復に伴う需要の高まり、人件費の上昇などコスト面からの押上げもあり、宿泊や外国パック旅行、外食などのサービス価格が上昇し、コアコアCPIの上昇率も再び緩やかに高まった。

なお、物価が弱含みで推移するなか、日銀は28年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入(注)を決定した。また、30年7月から、政策金利に係る先行き方針（フォワードガイダンス）を新たに導入した。

（注）　後編第3編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照

（2）政府の経済対策

安倍内閣は、誰もが活躍できる社会を創ることを目指し、平成28（2016）年6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。このなかで、「戦後最大の名目GDP600兆円」「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」という目標を掲げ、この3つの的に向かって新しい三本の矢を放つとした。新しい三本の矢とは、①希望を生み出す強い経済、②夢をつ

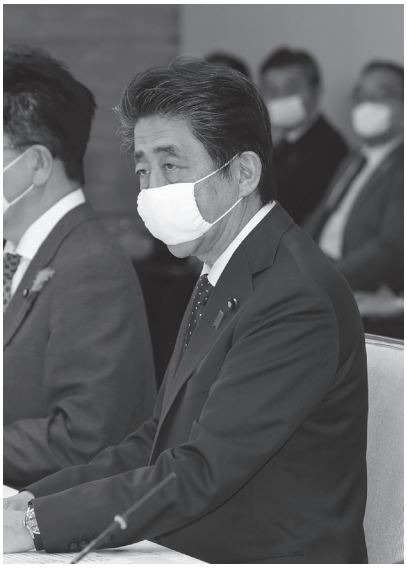
新型コロナウイルス感染症対策本部で発言する安倍首相(提供：時事)

むぐ子育て支援、③安心につながる社会保障であり、これらによってアベノミクスの範囲は大きく拡大し、人口政策（少子化対策）、社会保障政策にまで広がる[注1]こととなった。また、同プランでは、「働き方改革」を一億総活躍社会の実現に向けた横断的な課題に位置付け、これを最大のチャレンジと表現することで、人手不足が深刻化し、経済成長を制約し始めたことなどへの対応を重視する姿勢を強めた。

そのようななか、安倍内閣は、個人消費や民間投資が力強さを欠いた状況にあるほか、新興国経済に陰りがみえ、世界経済の需要の低迷、成長の減速のリスクが懸念されるとの認識のもと、28年8月2日に「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定した（表1-1-1）。この経済対策の事業規模は28.1兆円と、麻生内閣が21年（56.8兆円）、20年（37.0兆円）にまとめた対策に次ぐ過去3番目の規模となった。

その後、令和元（2019）年10月の消費増税による消費の冷え込み懸念や米中貿易摩擦など、国内外で景気下振れリスクが強まるなか、12月5日には「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定したが、翌年2年に入ると、新型コロナウイルスの感染拡大に直面することとなる。

そうしたなか、世界経済の急速な落ち込みに対応するため、2月に緊急対応策、3月に緊急対応策の第2弾を決定したほか、4月には緊急経済対策「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」をとりまとめた（令和2年4月7日閣議決定、同年4月20日変更の閣議決定）。この対策の事業規模は117.1兆円と、リーマン・ショック時（56.8兆円）を上回る過去最大規模となった。これは名目GDP（元年実績554兆円）の約2割分に相当し、安倍首相は「世界的に見ても最大級の経済対策」と説明した。対策は、雇用の維持と事業の継続に80兆円以上が充てられたほか、企業の資金繰りを支援するための納税や社会保険料の支払猶予、さらには家庭向け現金給付[注2]などが盛り込まれた。

（注1）その後も、安倍内閣は、平成29年12月8日に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。同パッケージは、少子高齢化に立ち向かうことを狙いとし、「人づくり革命」と「生産性革命」の2本柱で構成された。人づくり革命には、3～5歳児の保育費用の無償化、保育士の賃上げ、待機児童の解消などを盛り込んだ。一方、生産性革命では、一定の賃上げや設備投資を行う企業への法人税減税、中小企業のIT投資支援などを盛り込み、生産性を年2％向上（27年までの5年間の平均0.9％の伸びから倍増）させることなどを目指すとした。

表1-1-1　主な財政政策（平成28年度以降（～令和2年4月））

閣議決定日	経済対策名	規　　模	概　　要
平成28年 8月2日	未来への投資を実現する経済対策	国費　6.2兆円程度 事業規模　28.1兆円程度	一億総活躍社会の実現の加速（保育・介護の受け皿整備等） 21世紀型インフラの整備（観光振興のためのインフラ整備、リニア中央新幹線の計画前倒し等） 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化 成長と分配の好循環を強化するための構造改革等の推進（働き方改革の推進等）
令和元年12月5日	安心と成長の未来を拓く総合経済対策	国費　7.6兆円程度 事業規模　26.0兆円程度	災害からの復旧・復興と安全・安心の確保 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上
2年 4月7日 ※同月20日変更	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～	国費　33.9兆円程度 事業規模　117.1兆円程度	感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発（マスク・消毒液等の確保、治療薬・ワクチンの開発加速等） 雇用の維持と事業の継続（全国民への10万円給付等） 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 強靭な経済構造の構築 今後への備え

（備考）1．内閣府資料より作成
2．事業規模については、当該経済対策における記載をそのまま表記している。なお、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の事業規模（117.1兆円程度）には、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）の未執行分等が含まれる。

（注2）国民1人あたり10万円を一律給付。なお、当初決定された減収世帯への30万円給付は撤回された。

2. 金融動向

(1) 金融政策の動向

平成25（2013）年4月のQQE政策導入後、3年半が経過しても、当初2年としていた2%の物価目標は達成が見通せず、マイナス金利政策についても金融機関の経営を圧迫するなど弊害を指摘する声が強まっていた（図1-1-10）。そのようななか、日銀はそれまでの緩和策を総括し、限界説が唱えられていた「量」から「金利」に政策の軸足を移すことで長期戦を視野に入れるなど、軌道修正を図った（表1-1-2）。

ここでは、28年度から令和元（2019）年度にかけての主な金融政策の動向についてみる。

図1-1-10　金融政策と消費者物価

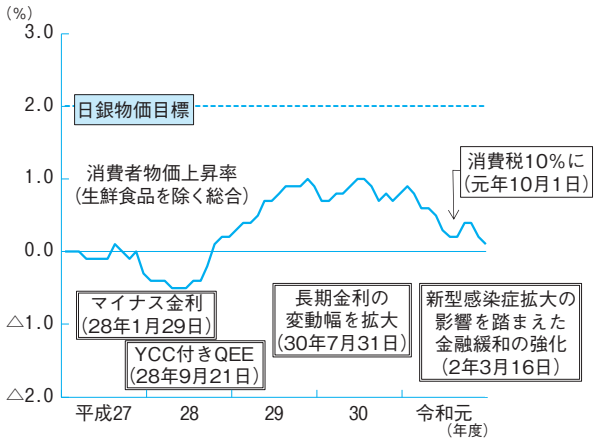

(備考) 1．消費者物価指数は生鮮食品を除くコアベース(消費税率引上げ・教育無償化政策の影響を除く。)
2．日銀、総務省資料より作成

イールドカーブ・コントロール導入決定後、記者会見する黒田総裁
(提供：AFP＝時事)

イ．「総括的な検証」と長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入（平成28年9月）

日銀は、平成28（2016）年9月21日、QQE以降の金融政策について「総括的な検証」を行い、それを踏まえて、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和（Quantitative and Qualitative Monetary Easing with Yield Curve Control）」(以下「YCC」という。)を導入した。

このうち「総括的な検証」では、QQEによって「物価の持続的な下落という意味でのデフレではなくなった」との判断を示したうえで、2%の実現を阻害した要因として、「①2014年夏以降の原油価格の下落と消費税率引上げ後の需要の弱さ、②2015年夏以降の新興国経済の減速とそれを受けた世界的な金融市場の不安定化」などを指摘した。

こうした検証を踏まえ、新たな金融政策の枠組みが以下のように示された。

①長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）

短期金利については、当座預金の一部に△0.1%を適用する措置を維持する。一方、新たに操作対象とする長期金利については、10年国債金利がおおむね現状程度（ゼロ%程度）で推移するよう、長期国債の買入れを行う。

これに伴い、長期国債の買入れ額を固定すると最適なイールドカーブを形成できないことから、年間80兆円の長期国債買入れ目標を「めど」に改める。また、長短金利操作を円滑に行うため、「指値オペ」(注1)などの新型オペレーションを導入する。

②オーバーシュート型コミットメント

消費者物価上昇率の実績値が安定的に2%の「物価安定の目標」を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する。

表1-1-2　日銀の主な金融政策（平成28～令和元年度）

平成28年7月29日 金融緩和の強化	**金融緩和の強化** ・ETF買入れ額の増額（年3.3兆円増→年6兆円増） ・企業・金融機関の外貨資金調達環境の安定のための措置 成長支援資金供給・米ドル特則（※）の拡大、米ドル資金供給オペの担保となる国債の貸付け制度の新設 ※企業の海外展開を支援するため、最長4年の米ドル資金を金融機関経由で供給する制度 ・金融市場調整方針、ETF以外の資産買入れ方針、政策金利のマイナス金利適用は維持
28年9月21日 YCC付き QQE	**長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入** ・イールドカーブ・コントロール（Yield Curve Control：YCC） 長短金利操作を行う。具体的には、政策金利残高へのマイナス金利適用を維持する一方、10年物国債金利が概ねゼロ％程度で推移するよう長期国債の買入れを行う。現状の長期買入れペースがめど。平均残存期間の定めは廃止 ・オーバーシュート型コミットメント 2％の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続 ・資産買入れ方針は維持
30年7月31日 枠組み強化	**強力な金融緩和継続のための枠組み強化** ・政策金利のフォワードガイダンスを導入 『2019年10月に予定されている消費税率引き上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、現在のきわめて低い長短金利の水準を維持』 ・長期金利について、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるもの（※）とし、長期国債の弾力的な買入れを実施 ※許容する金利変動幅を、従来の±0.1％程度から倍程度（±0.2％程度）へと拡大し、事実上、長期金利の一時的な上振れを容認した形となった。 ・ETFの銘柄別の買入れ額を見直し、TOPIXに連動するETFの買入れ額を拡大
31年4月29日 フォワードガイダンス見直し等	**フォワードガイダンスの見直しおよび緩和継続に資する諸措置の実施** ・フォワードガイダンスの明確化 「海外経済の動向や消費税率引き上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、少なくとも2020年春頃まで、現在のきわめて低い長短金利の水準を維持」 ・強力な金融緩和の継続に資する諸措置の実施（日本銀行適格担保の拡充、成長基盤強化支援資金供給の利便性向上・利用促進、国債補完供給（SLF）の要件緩和、ETF貸付制度の導入）
令和元年10月31日 フォワードガイダンス変更	**新たなフォワードガイダンスの決定** ・フォワードガイダンスの変更 「少なくとも2020年春頃まで」としてきた時間軸を削除し、「『物価安定の目標』に向けたモメンタムが損なわれる惧れに注意が必要な間、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定」に変更
2年3月16日 新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化	**新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化** ・一層潤沢な資金供給の実施 国債買入れ、日米欧の6中銀が協調しドル資金供給を拡充等 ・企業金融支援のための措置 企業金融支援特別オペの導入、CP・社債等買入れの増額（追加買入枠合計2兆円） ・ETF・J-REITの積極的な買入れ 購入枠を当面、年12兆円、年1,800億円にそれぞれ倍増

（備考）日銀・金融政策決定会合資料より作成

これらを導入した狙いには、次の点が考えられる。まず、①については、操作目標を、限界説が唱えられていた「量（マネタリーベース）」から「金利（イールドカーブ）」に事実上変更することで、金融緩和政策の持続可能性を担保すること(注2)や、28年2月のマイナス金利適用後に問題となったイールドカーブの過度なフラット化に対処し、長短金利差を収益源とする金融機関の利ざや確保に配慮することなどが挙げられる。

また、②については、一時的に消費者物価が上振れしても緩和を続けると明言してい

るところが特徴(注3)で、QQEやマイナス金利と同様に実質金利の低下を促すなかで、人々の予想物価上昇率への働きかけを強化し、コミットメント（公約すること）をより明確化したものであると解釈できる。

長短金利操作の導入により国債買入れ額を調整したことで、市場では日銀が適正と判断するイールドカーブを模索する展開となり、スティープ化（長短金利差が拡大）した（図1-1-11）。また、指値オペという補完ツールを導入したことで、長期金利は28年秋の米大統領選直後などの一時期を除いて安定的に推移した（図1-1-12）。

しかし、その後も消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は1％止まりと、目標の2％まで遠い状況が続いた。日銀は、30年7月に政策金利のフォワードガイダンスを導入するとともに、長期金利の許容変動幅を従来の倍程度に柔軟化した。政策金利のフォワードガイダンスは当初、「当分の間、現在のきわめて低い長短金利の水準を維持」であったが、31年4月に「少なくとも2020年春頃まで」という文言が追加された。また、令和元（2019）年10月には、時期に係る記述が「『物価安定の目標』に向けたモメンタムが損なわれる惧れに注意が必要な間」へと変更されるとともに、長短金利の水準に関して、「現在の水準またはそれを下回る水準で推移することを想定」に変更された。

（注1）指値オペとは、狙いとする水準から金利が大きくかい離することを防ぐため、金利上昇時などに日銀が指定する利回りで原則、無制限に国債を買い入れるもの。日銀はかねて「長期金利の誘導は容易ではない」と説明していたが、各種オペ等の手段による長期金利の誘導は、こうした公式見解を大きく転換するものとなった。

（注2）当時、日銀が年間の国債発行額に近い年間120兆円もの国債を買い続けていたことで、民間銀行が日銀に売却できる国債の量に限りがあるという国債買入れの量的限界が指摘されていた。

（注3）緩和の期間について、それまで日銀は2％の物価上昇率が「安定的に持続するために必要な時点まで」としてきた。

図1-1-11　イールドカーブの変遷

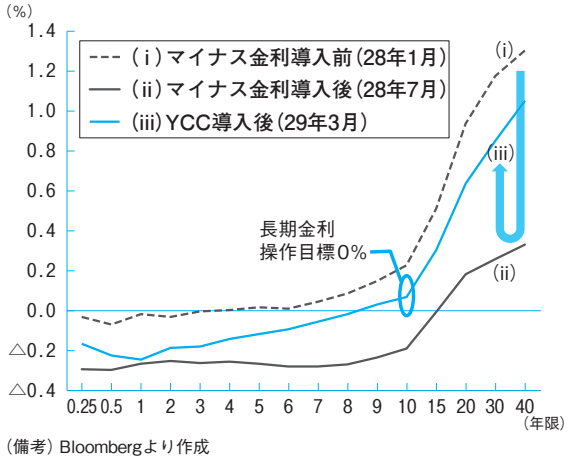

（備考）Bloombergより作成

図1-1-12　10年国債金利

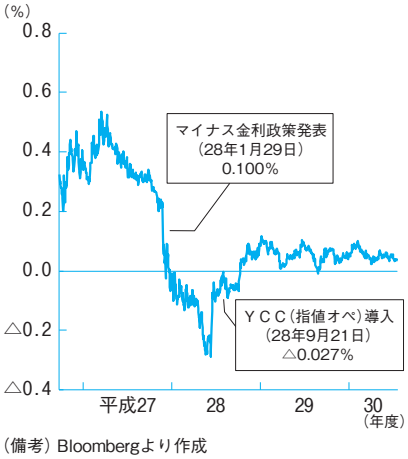

（備考）Bloombergより作成

ロ．新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化（令和2年3月）

新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、世界経済の不透明感が高まり、内外金融資本市場で不安定な動きが続くなか、日銀は、令和2（2020）年3月16日に「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」を導入した。具体的には、①一層潤沢な資金供給の実施（国債買入れ、日米欧の6中銀が協調しドル資金供給を拡充等）、②企業金融支援のための措置（企業金融支援特別オペの導入、CP・社債等買入れの増額）、③ETF・J-REITの積極的な買入れ（購入枠を当面、年12兆円、年1,800億円にそれぞれ倍増）などを決めた。

導入の狙いについて、黒田総裁は、「（マイナス金利の深掘りや国債買入れの増額は可能だが）市場の不安定化あるいはリスク・プレミアムの拡大を防いでリスクテイクを促進するためには今回決定した三つの対応が、今の日本の経済・金融にとって最も効果的かつ重要であると考えて実施した」と政策発表後の会見で説明した。

（2）債券市場の動向

日銀が平成28（2016）年1月に導入を決めたマイナス金利政策(注1)の枠組みにおいて短期金利をマイナスに引き下げた結果、長期金利や超長期の金利が大幅に低下し、債券市場ではイールドカーブの極端な平坦化（ブル・フラットニング）が起こっていた。10年国債金利は、マイナス金利政策導入以降、おおむね△0.1％前後と、マイナス圏での推移が続いていた（図1-1-13）。

こうした状況が金融機関の経営を圧迫するなど、副作用への懸念が次第に高まるなか、日銀は28年9月にYCCを導入した。長短金利操作が導入されたことで市場では日銀が適正と判断するイールドカーブを模索する展開となり、イールドカーブはスティープ化（長短金利差が拡大）した。また、指値オペという補完ツールを導入したことで、長期金利は28年秋の米大統領選直後などの一時期を除いて安定的に推移した。10年国債金利は、11月以降、おおむね0～0.1％の間での推移が続いた。

10年半ぶりの利下げを決め、会見するパウエルFRB議長（提供：時事）

その後、30年7月に日銀がフォワードガイダンス導入、長期金利の許容変動幅の柔軟化(注2)を決めた後は、長期金利が0.15％

図1-1-13　金　　利

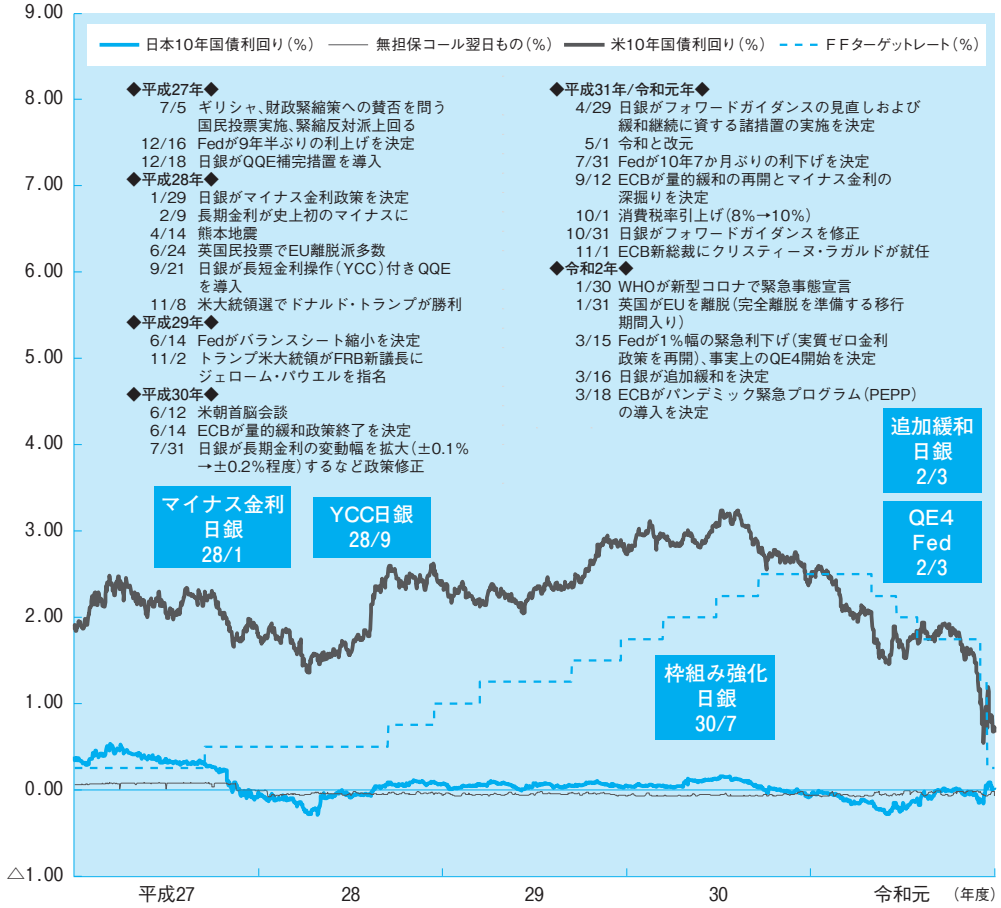

（備考）各種報道資料、Bloomberg等より作成

程度まで上振れる場面もみられた。しかし、30年末には、米中貿易摩擦や英国のEU離脱交渉等、世界経済の不透明感が高まるなか、低下余地を探る米長期金利につれる形でマイナス圏に突入した。

その後も、グローバルな金利低下が国内金利を抑制する展開が続いた。令和元（2019）年7月以降、米中貿易摩擦の激化に伴い、世界経済の減速が懸念されるなかでFedやECBは相次いで利下げに動いた。米10年国債金利は2%を下回り、独10年国債金利は日本よりも深いマイナス水準に低下した。そうした状況下、日本の10年国債金利は、日銀の許容レンジの下限とされる△0.2%を一時的に下回る場面もみられた。

元年末には、米中貿易協議の進展や英国の合意なきEU離脱に対する懸念の後退などから長期金利は一時プラス圏へ浮上したが、年明け後は新型コロナウイルスの感染拡大に対する懸念から再び水準を切り下げた。ただ、その後は各国中銀による緊急利下げを受けて株式市場が落ち着きを取り戻したため、長期金利は上昇に転じた。財政出動に伴

う国債需給の悪化が意識され始めたことも金利上昇要因となり、長期金利はプラス圏で年度末を迎えた。

（注1）後編第2編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照
（注2）長期金利の許容レンジについて、黒田日銀総裁は、平成30年7月31日の政策決定会合後の会見で「概ね±0.1％の幅から、その倍程度を念頭に置いている」と述べ、事実上、±0.2％程度を示唆した。

（3）株式市場の動向

平成27（2015）年夏場以降、日本株は調整色を強めていたが、28年度に入っても軟調な展開が続いた（図1-1-14）。6月に、英国のEU離脱の選択を受けて欧州の政治、経済不安が高まった局面では、円高と株安がさらに進んだ。

しかし、同月に決定された消費増税再延期、7月の参院選での与党の圧勝、日銀による金融緩和の強化の決定（ETFの購入ペースを年間6兆円に倍増）等を契機に、株式市場は持ち直しに転じた（図1-1-15）。その後、11月の米大統領選後は米金利上昇を背景とした円安の大幅進行が企業業績の改善期待を高め、日経平均株価は12月に1万9,000円台を回復した。

その後、29年度前半は北朝鮮情勢の緊迫化などを受けて円高が進行することとなり、日本株も上値の重い展開が続いた。しかし、10月の衆院選における与党の大勝や12月の米国での減税法案成立などを受けて市場心理が改善し、日本株は再び上昇の勢いを強めた。30年に入っても世界的な株高の流れに乗って水準を切り上げ、日経平均株価は1月、約26年ぶりに2万4,000円台を回復した。

しかし、その後の株式市場は、調整局面を何度か挟む変動の激しい展開となった。2月に米国の長期金利上昇をきっかけに世界的な株価調整局面を経験したほか、春先以降は米トランプ政権の強硬かつ保護主義的な通商政策による貿易摩擦激化への警戒感が強まった。夏場にかけて持ち直す場面もあったが、10月以降は米株安に加え、グローバルな景気減速懸念が強まるなかで国内の景気・企業業績への期待も後退した。日本株は再び株安基調をたどり、12月には日経平均株価が大台である2万円台を一時割り込む水準まで下落した。年明け後、パウエルFRB議長が金融緩和に柔軟な姿勢を示したことなどで世界的な株安の流れに歯止

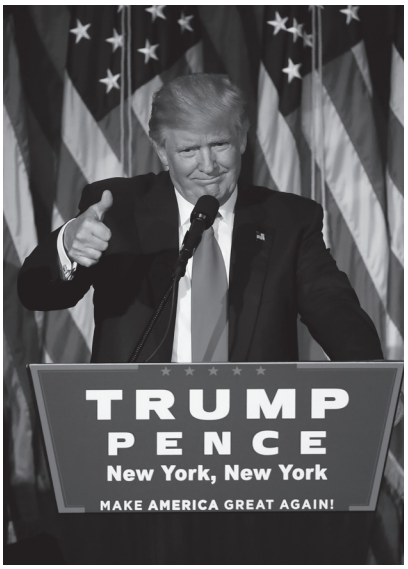

米大統領選の勝利を喜び、親指を立てるドナルド・トランプ　（提供：AFP＝時事）

図1-1-14　株価、為替レート

（備考）各種報道資料、Bloomberg等より作成

図1-1-15　日銀ＥＴＦ購入と日経平均

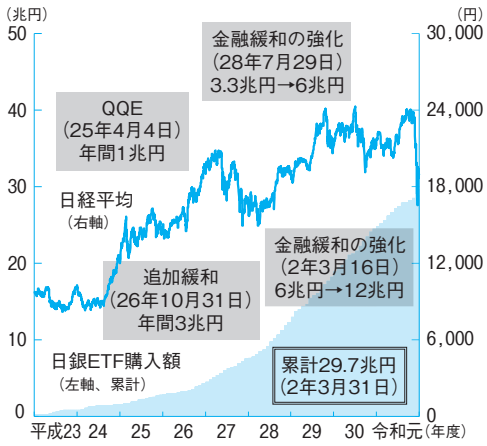

（備考）日銀資料等より作成

めがかかり、日本株もグローバルな株価上昇の流れにあわせ持ち直した。もっとも、日本にとっての最大の貿易相手国である中国の景気減速が意識されたほか、令和元（2019）年10月の消費税率引上げに伴う景気低迷が警戒されたことなどを背景に、米国株対比では緩やかな上昇ペースにとどまった。その後も米中貿易摩擦の行方や米金融政策の動向など、先行き不透明感が拭えないなか、一進一退の展開が続いたが、年末にかけては貿易協議の進展期待から買いが優勢となった。米中が部分合意した12月、日経平均株価は一時2万4,000円台を回

復した。

しかし、2年に入り、新型コロナウイルスの感染が世界各地で広がり始めると、状況は一変した。景気減速懸念から世界同時株安におちいり、日経平均株価は3月19日の終値で1万6,500円台まで急落した。感染拡大による金融市場の動揺を抑えるため、Fedと日銀は3月15～16日に緊急の追加緩和を決めた。Fedが1％の大幅利下げに踏み切り、約4年ぶりにゼロ金利政策を導入した一方、日銀はETFの購入枠拡大(注)など、異例の危機対応を打ち出した。年度末にかけては、こうした各国中銀の金融政策や政府の大規模な財政出動への期待が株価を押し上げたが、感染の収束が見通せないことが相場の重石となった。こうしたなか、年度末の日経平均株価は1万8,917円と、2万円の大台を下回る水準で取引を終えた。

（注） 後編第3編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照

3. 金融機関の動向

（1）損益の状況

本邦金融機関の損益の状況についてみると、当期純利益はいずれの業態においても相応の水準が維持されたものの、緩やかな減少傾向をたどった（図1-1-16）。内訳をみると、基礎的収益力を示す業務純益は総じて減益基調で推移した。これは、マイナス金利環境下において、預貸金利鞘の縮小により国内資金利益が減少トレンドをたどったことに加え、非資金利益が低迷したことなどが背景にあった。さらに、令和元（2019）年度決算においては、株式関係損益の悪化や信用コストの増加（新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に対する予防的引当の計上を含む。）などが利益を押し下げた。

基礎的収益力が低下するなか、本邦金融機関は、海外の有価証券投資を含む海外向け与信や不動産業向け貸出等を増加させた。海外の有価証券投資としては、一部の金融機関でCLO（ローン担保証券）投資の拡大がみられた。また、不動産業向け貸出に関しては、昭和60年代と比べて貸出残高の伸びは緩やかで、過去の不動産バブル期のような過熱感はみられないものの、貸出残高は過去最高水準で推移した(注)。ただし、金融機関の融資姿勢の慎重化から伸び率は次第に鈍化した。

（注） 不動産業向け貸出残高、とりわけアパートローンが増加した背景には、平成25年4月以降の日銀のQQE政策のもとで貸出金利が低下し、金融機関がアパートローンなど相対的に利ざやを確保できる長期間の貸出を積極化させたことや、27年1月の相続税法の改正で課税対象が拡大したため、節税目的としての貸家の着工が増加したことなどが挙げられる。

図1-1-16　損益状況

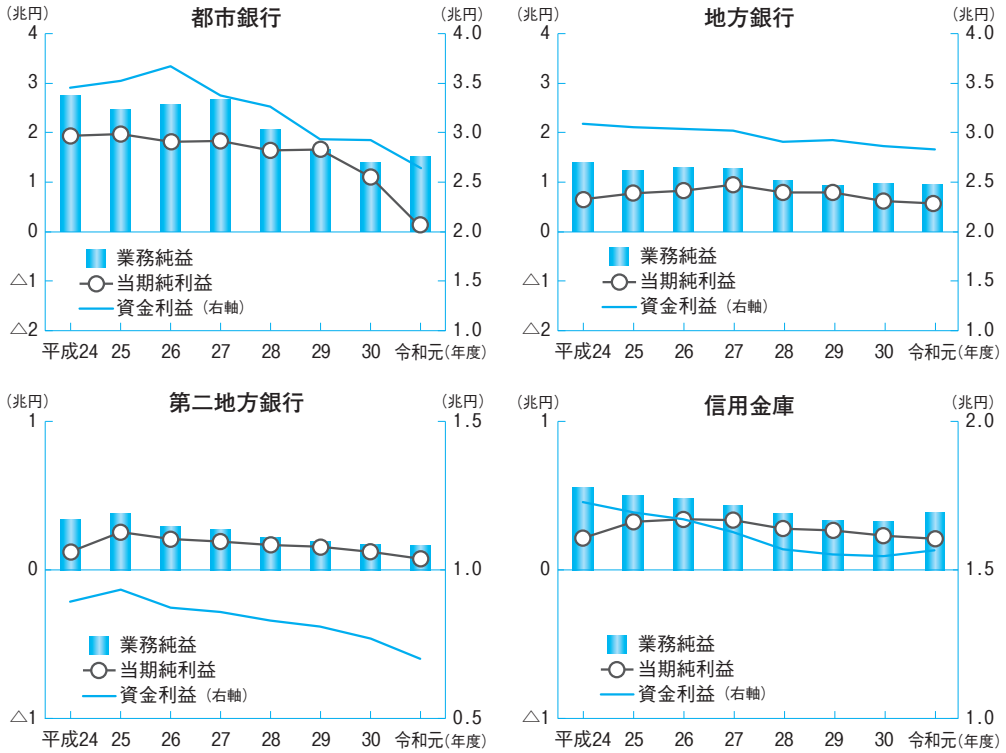

（備考）全国銀行協会資料等より作成

（2）自己資本等の状況

この間、本邦金融機関の自己資本比率は規制上の最低水準を大きく上回って推移した（図1-1-17）。海外に営業拠点をもつ国際統一基準行（主要行等）については、総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率（CET1比率）、いずれのベースでも規制水準を大きく上回った。また、海外に営業拠点をもたない国内基準行（地域銀行、信用金庫）においても、自己資本比率は最低所要水準の4％を達成した。

ただし、地域銀行や信用金庫の自己資本比率の水準は緩やかながら低下傾向をたどるなど、長引く低金利環境や人口減少等により収益環境は厳しさを増した。また、一部の地域銀行では新国内基準に係る経過措置の終了(注)により、自己資本比率が大きく低下することが見込まれており、こうした地域銀行では損失吸収力の維持が重要な経営課題となる。

また、不良債権比率は、企業の倒産件数が引き続き減少傾向にあったため、いずれの業態においても低位で推移した（図1-1-18）。

（注）日本では平成25年度末以降、新国内基準が段階的に導入されている。これは、22年にバーゼル委員会

図1-1-17　自己資本比率

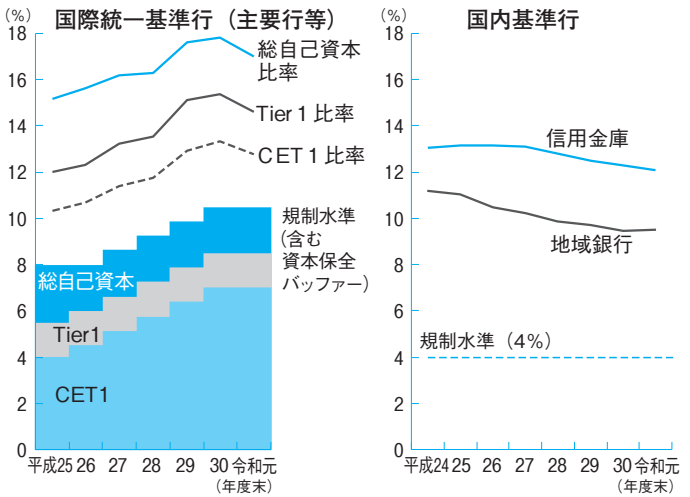

（備考）1．金融庁資料等より作成
2．主要行等はグループ連結ベース（４グループ）
3．地域銀行、信用金庫は単体ベース

図1-1-18　不良債権比率

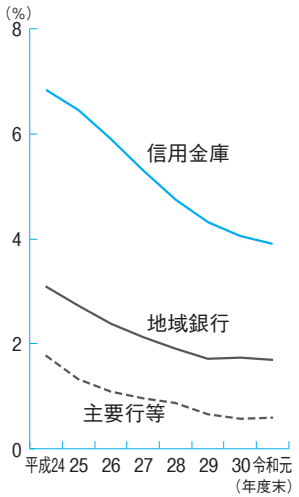

（備考）1．金融庁資料等より作成
2．金融再生法ベース

によって公表されたバーゼルⅢテキストの内容を踏まえたものである。これを受け、国内基準行では、バーゼルⅢを踏まえた国内基準に係る経過措置の段階的な縮小（資本不算入の拡大（一部の劣後債は自己資本に算入不可））が続いている。なお、当該規制の概要については、後編第2編第1章第2節6. 新しい自己資本比率規制を参照

(3) 再編等の状況

この間、地域銀行では、再編等の動きが増加した（表1-1-3）。これは、地方経済の長期停滞と人口減少という長年の構造問題に加え、日銀が平成28（2016）年に導入したマイナス金利政策が浸透したことで収益環境の悪化が深刻化し、再編の機運が高まったことが背景にあった。また、29年4月に施行された改正銀行法(注1)により、資産の運用やバックオフィス業務、コールセンター業務といったグループ内の共通・重複業務の持株会社での一体的運営や傘下銀行間での柔軟な資金融通が可能となったことも、事業運営の効率化に向けた再編を促す契機につながった。

再編の主な形態としては合併と持株会社方式による経営統合があり、この間に多く用いられたのは後者であったが、30年度以降には、東京TYフィナンシャルグループ傘下の3行の合併など、経営統合に際し、一段の統合効果を求めて合併を選択する銀行もみられた(注2)。

ただし、金融機関が少ない地域では、経営統合に伴う市場の寡占化が問題視された。新潟県の地銀同士（第四銀行、北越銀行）が統合して誕生した第四北越フィナンシャルグループや、長崎県の親和銀行を傘下にもつふくおかフィナンシャルグループと同県最大手の十八銀行の経営統合のケースでは、公正取引委員会の企業結合審査が長期化(注3)した。

加えて、28年以降は地域銀行同士の提携や地域銀行と異業種の提携もみられた。

前者は、地域銀行同士が経営の独立性を維持したまま包括的な提携（アライアンス）を結ぶようなケースで、28年の千葉・武蔵野アライアンス（千葉・武蔵野）や四国アライアンス（阿波・百十四・伊予・四国）、令和元（2019）年の横浜銀行と千葉銀行の業務提携などが挙げられる。経営統合に要する多大な調整コストを回避しつつ、連携によるメリットを追求する試みといえる。地域銀行各々が有するネットワークやノウハウを相互に有効活用するほか、事務集約による業務効率化を視野に入れた提携が行われた。

後者については、野村證券が、元年に山陰合同銀行、2年に阿波銀行と金融商品仲介でそれぞれ包括提携した。また、SBIホールディングスは「第4のメガバンク」を目指し、地域銀行と資本提携する連合構想を推進するなかで、元年以降、島根銀行、福島銀行、筑邦銀行、清水銀行に相次いで出資を決めるなどした。

（注1）情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年5月25日成立、同年6月3日公布）

（注2）持株会社方式による経営統合は、統合する銀行が共通の持株会社（フィナンシャルグループ、FG）を

表1-1-3　主な再編等（平成28～令和元年度）

業　態	金融機関	形　態	内　容
主要行等	三菱UFJ 信託銀行、しんきん信託銀行	合併	平成29年9月19日に三菱UFJ信託銀行によるしんきん信託銀行の吸収合併
地域銀行	横浜銀行、東日本銀行	経営統合	28年4月1日に持株会社による経営統合 持株会社名：コンコルディア・フィナンシャルグループ
	東京TYフィナンシャルグループ、新銀行東京、東京都民銀行、八千代銀行	経営統合・合併	28年4月1日に東京TYフィナンシャルグループが株式交換により新銀行東京を子会社化。30年5月1日に東京TYフィナンシャルグループ傘下の3行が合併し、きらぼし銀行が発足。なお、同日付で東京TYフィナンシャルグループは東京きらぼしフィナンシャルグループへと商号を変更
	トモニホールディングス、大正銀行	経営統合	28年4月1日にトモニホールディングスが株式交換により大正銀行を子会社化
	常陽銀行、足利ホールディングス	経営統合	28年10月1日に足利ホールディングスが株式交換により常陽銀行を子会社化及び「めぶきフィナンシャルグループ」へ商号を変更
	西日本シティ銀行、長崎銀行	経営統合	28年10月3日に持株会社による経営統合 持株会社名：西日本フィナンシャルホールディングス
	近畿大阪銀行、関西アーバン銀行、みなと銀行	経営統合・合併	29年11月14日に持株会社関西みらいフィナンシャルグループを設立、同年12月に近畿大阪銀行を子会社化、30年4月1日に関西アーバン銀行及びみなと銀行を子会社化し、経営統合完了 31年4月1日に近畿大阪銀行と関西アーバン銀行が合併し、関西みらい銀行設立
	三重銀行、第三銀行	経営統合	30年4月2日に両行の完全親会社となる持株会社三十三フィナンシャルグループの設立による経営統合
	第四銀行、北越銀行	経営統合	30年10月1日に持株会社による経営統合 持株会社名：第四北越フィナンシャルグループ
	ふくおかフィナンシャルグループ、十八銀行	経営統合	31年4月1日にふくおかフィナンシャルグループが株式交換により十八銀行を子会社化

（備考）金融庁資料、全国銀行協会資料等より作成

設立し、自らは持株会社の傘下に入る仕組みである。このため、各行とも自行の名前を残すことができる。また、持株会社のもとで、第三者（他の銀行）にも参加を呼びかけることができるため、より広域での再編も可能である。しかし、この手法は店舗の統廃合をはじめとする経営のスリム化につながりづらく、一般に合併に比べて経費削減効果は低いとの指摘もある。

（注3）とりわけ、ふくおかフィナンシャルグループと十八銀行の経営統合をめぐっては、長崎県内の融資シェアが約7割に高まり、寡占化が進むことを公正取引委員会が問題視し、審査に約2年半を費やした（当初予定から2年遅れの平成31年4月に統合）。

第２節　金融システムの動向

１．民法（債権関係）改正

民法の債権関係の規定（契約等[注1]）は、明治29（1896）年に同法が制定された後、約120年間ほとんど改正されていなかった。この間、我が国の社会・経済は、取引量の増大、取引内容の複雑化・高度化、高齢化、情報伝達手段の発展など、様々な面で大きく変化していた。このため、取引に関する最も基本的なルールを定めている民法の規定を社会・経済の変化に対応させる必要があった。また、民法が定める基本的なルールのなかには、

図1-2-1　民法（債権関係）改正の概要

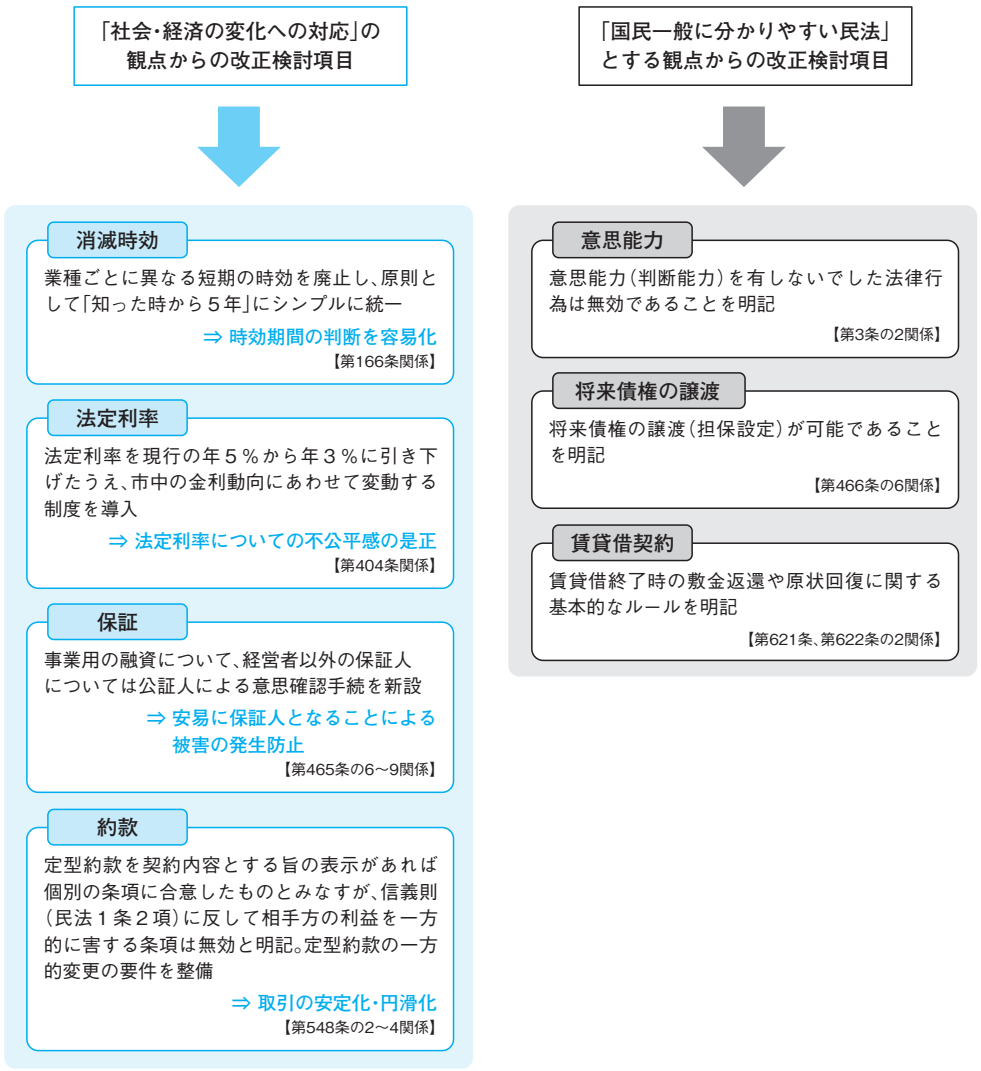

（備考）法務省資料より作成

裁判や取引実務で通用していても、条文からは読み取りにくいものが少なくなく、法律の専門家でない国民一般にとって、基本的なルールがわかりにくい状態となっていた。

こうした状況を踏まえ、平成21（2009）年10月28日開催の法制審議会（総会）において、法務大臣から民法の規定見直しに関する諮問第88号が発出され、債権関係の規定（契約等）を中心とした見直しが進められた。その後5年余りの審議を経て、見直しの要綱が27年2月24日開催の法制審議会（総会）で決定され、同日、法務大臣に答申された。そして、3月31日、「民法の一部を改正する法律」（以下「改正民法」という。）案が国会に提出され、29年5月26日可決成立し、6月2日公布（令和2（2020）年4月1日施行。一部を除く。）された。

改正民法は、「社会・経済の変化への対応」の観点と、確立した判例や解釈論など基本的なルールを明文化し、「国民一般に分かりやすい民法」とする観点から見直しが行われた（図1-2-1）。

一方、「定型約款」の規定の新設や個人保証の保護強化など、現行ルールの改正により金融実務に幅広い影響を及ぼすものであるため、金融機関においては、「取引規定」「契約書」「事務取扱要領」「帳票」等の見直しに取り組んだ。(注2)

（注1）平成21年10月28日開催の法制審議会第160回会議で発出された諮問（第88号）では、見直しの対象範囲が「債権関係の規定」と示され、「第3編債権」に置かれている規定に限定されていなかった。このため、「第1編総則」など、債権編の規定と関連が深いものについては、見直しの対象となった。

（注2）信金中金の対応は、後編第3編第2章第4節6.（2）民法（債権関係）改正に係る対応を参照

2．金融庁の改革

金融庁は発足当初から検査と監督を行う組織が分かれており、検査局が金融機関への立入検査で実態把握を行う「オンサイト・モニタリング」を担当し、監督局がヒアリングや徴求資料の分析によって金融機関の実態を把握する「オフサイト・モニタリング」を担当してきた。こうした体制は、「金融システムの安定」を図るうえでは効果的に機能したが、資料・情報の重複徴求が生じるなど非効率な側面もあった。

また、金融システムへの不安が和らぎ金融機関に対し柔軟な「金融仲介機能の発揮」が期待されるようになると、金融検査マニュアル等に基づくルールベースの行政手法が金融機関の創意工夫を阻害する要因として指摘されるようにもなった。

こうした状況を受け、金融庁において検査・監督行政の一体化と抜本的な行政運営の見直しが進められることとなった。

まずは、検査局と監督局が別々に策定してきた年度方針の統合に向けて、平成25（2013）事務年度に検査局の「検査基本方針」が「金融モニタリング基本方針」に改めら

表1-2-1　検査・監督基本方針の主なポイント

金融行政の基本的な考え方
- 金融行政の目標の明確化
  - ✓ 金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、利用者保護/利用者利便、市場の公正性・透明性/市場の活力のそれぞれを両立させ、
  - ✓ これを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指す。
- 「市場の失敗」を補い、市場メカニズムの発揮を通じて究極的な目標を実現。
- 「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に視野を広げる。
- ルール・ベースの行政からルールとプリンシプルのバランス重視へ。

検査・監督の進め方
- 実質・未来・全体の視点からの検査・監督に注力。
  - ✓「最低基準検証」を形式チェックから実効性の評価に改める。
  - ✓ フォワードルッキングな分析に基づく「動的な監督」に取り組む。
  - ✓ ベスト・プラクティスの追求のための「見える化と探究型対話」を工夫していく。
- チェックリストに基づく網羅的な検証から優先課題の重点的なモニタリングへ。
- 定期検査中心のモニタリングからオン・オフ一体の継続的なモニタリングへ。
- 各金融機関の実情についての深い知見、課題毎の高い専門性を蓄積し、金融機関内外の幅広い関係者との対話を行う。

当局の態勢整備
- 外部からの提言・批判が反映されるガバナンス・品質管理。
- 分野別の「考え方と進め方」などを用いた対話を進めていく。
- 平成30年度終了後（平成31年4月1日以降）を目途に検査マニュアルを廃止（金融機関の現状の実務の否定ではなく、より多様な創意工夫を可能とするために行う）。
- 新しい検査・監督のあり方に沿って、内部組織・人材育成・情報インフラを見直す。

（備考）金融庁資料

れた。26事務年度には、監督局の「監督方針」が吸収される形で一本化が図られ、27事務年度以降は総務企画局の担当分野まで含めた金融庁全体の方針が「金融行政方針」として示される形となった。

次に、検査局と監督局が別々に確立してきた行政手法の統合に向けて、28事務年度に「金融モニタリング有識者会議」が設置され、新しい検査・監督の目指すべき方向性や、そのために対応すべき課題について議論が行われた。同会議が29年3月にとりまとめた報告書の内容を踏まえ、金融庁は30年6月に「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（以下「検査・監督基本方針」という。）を公表し（表1-2-1）、金融行政のあり方が同方針に基づいて抜本的に見直されることとなった。

そして、最後に検査局と監督局の組織的な統合が30事務年度に行われ、検査局が監督局に統合されるとともに、総務企画局が発展的に再編される形で、金融行政全体を俯瞰する総合政策局と、環境変化に臨機応変な対応を図る企画市場局の2局が新設された。

3. 金融行政の変化

金融庁の改革に伴い、検査・監督の考え方にも大きな変化が生じた。

これまでの金融行政は、「金融システムの安定」「利用者保護」「市場の公正性・透明性の確保」といった安定を重視した目標のもとで進められてきた。一方、平成30（2018）年6月に公表された検査・監督基本方針では、金融行政の究極的な目標が「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大」にあるとして、安定重視

だけではなく、「金融仲介機能の発揮」「利用者利便」「市場の活力」といった成長の観点での目標を設定し、両者のバランスをとりながら究極的目標の達成を目指す考え方が示された（図1-2-2）。

また、検査・監督の進め方についても、これまでは「ルールベース」で視点が「形式・過去・部分」に集中する傾向がみられたが、今後は「ルール」と「プリンシプル」のバランスをとりながら「実質・未来・全体」に視野を拡大する方向性が示された（図1-2-3）。

これに伴い、検査・監督の手法についても、「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」「持続的な健全性を確保するための動的な監督」「実質・未来・全体への視野の拡

図1-2-2　金融行政の目標

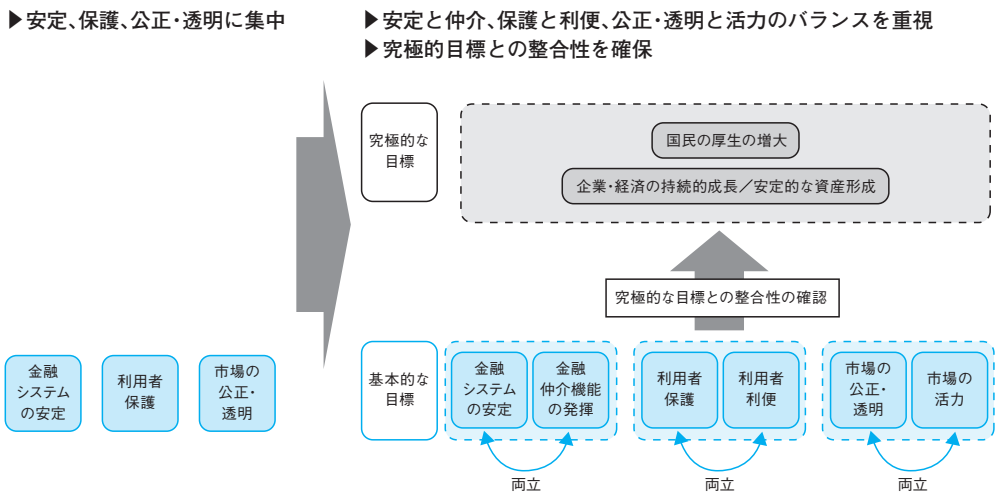

（備考）金融庁資料

図1-2-3　「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」への考え方

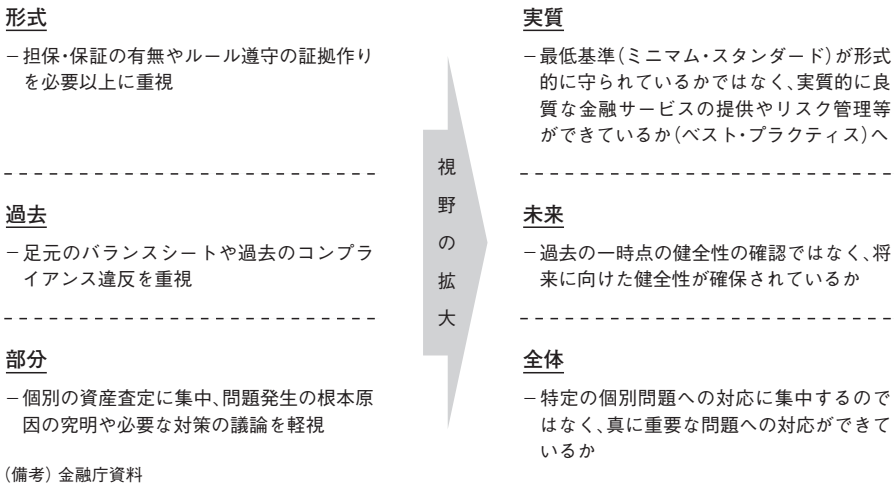

（備考）金融庁資料

大」に沿った観点から、オン・オフ一体で見直される形となった。

4. ディスカッション・ペーパーの公表と金融検査マニュアルの廃止

金融検査マニュアルの廃止を報じる新聞記事（日本経済新聞　令和元年12月19日）

金融検査マニュアルは、金融検査官の手引書として平成11（1999）年7月に策定されたもので、金融機関に自己責任原則を徹底する目的で公表されていたことから、金融機関が最低限の自己査定・償却引当、リスク管理態勢、法令遵守・顧客保護態勢を確立するうえで、大きな役割を果たした。しかし、長年にわたり金融検査マニュアルを用いた定期的で網羅的な検査が反復された結果、「チェックリストの確認が検査の焦点になり、検査官による形式的・些末な指摘が助長され、実質や全体像が見失われる。」などの懸念が指摘されていた。

金融庁では、検査・監督基本方針に沿った手法の見直しを進めるにあたり、固定的な「バイブル」に依拠した従来の行政からの脱却を図るべく金融検査マニュアルを廃止するとともに、今後は基本的に「考え方・進め方・プリンシプル」を示すにとどめ、金融機関に対してモニタリングの方向性を明らかにする必要のある分野については分野別の「考え方と進め方」をディスカッション・ペーパーとして示す方針とした(注)。

しかしながら、金融検査マニュアルの内容は、過去の運用を通じて金融機関の業務運営に広く受け入れられており、特に「別表1」の内容は自己査定、償却、引当に係る実務として定着していたことから、その廃止に伴う現場の混乱が懸念される状況にあった。

そこで、金融庁は30年7月以降、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を開催し、現状の実務を出発点として、より的確な将来見通しに基づく引当を可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について議論を行った。そして、上記研究会における議論の内容を踏まえ、個別分野ごとの考え方と進め方を示すディスカッション・パーパーの一環として「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を令和元（2019）年12月に公表し、金融検査マニュアルは、同日廃止された。

（注）「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」が公表された。

5. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

我が国では、マネー・ローンダリング対策等に関する政府間会合であるFATF（Financial Action Task Force。金融活動作業部会）の勧告等を基準としながら、国内の犯罪情勢等を踏まえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）対策に係る法制度を順次発展させ、官民一体となってその対策に取り組んでいた。この一環として、FATF勧告が求める本人確認・取引記録の保存の措置を法制化するため、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」[注1]（以下「金融機関等本人確認法」という。）が平成14（2002）年4月26日に公布（15年1月6日施行）され、金融機関等は、同法に基づく本人確認等を行っていた。

こうしたなか、15年6月のFATF勧告の改訂により、本人確認等の措置を講ずべき事業者の範囲が非金融業者（不動産業者、宝石商等）や職業的専門家（法律専門家等）に拡大されたことなどを踏まえ、金融機関等本人確認法の全部および組織的犯罪処罰法の一部を母体とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」という。）案が19年2月13日に国会に提出され、3月29日に可決成立し、3月31日公布（20年3月1日施行。一部を除く。）された。

FATFは、各参加国・地域に対し、その他の参加国等により構成される審査団を派遣して、マネロン・テロ資金供与対策の法制、監督・取締体制等の様々な観点から、勧告の遵守状況について審査を行っており、我が国は、これまで6年、10年および20年の3次にわたるFATFの相互審査を受けていた。20年の第3次FATF対日相互審査における指摘等を踏まえ、23年に犯収法の改正[注2]が行われたものの、その後も顧客管理に関する事項が法令に明記されていないなどの指摘を受け、フォローアップ対象国に指定された[注3]。これを踏まえ、犯収法は26年にも改正が行われ[注4]、28年10月の施行により第3次FATF対日相互審査のフォローアップ・プロセスが終了した。

令和元（2019）年には第4次FATF対日相互審査が行われることとなった。第4次審査は、法令等の整備状況が中心的な審査事項であった第3次審査と比べ、金融機関等および当局の双方がリスクベースで実効的な対策を実施しているかが審査の重点とされており、官民の連携強化が求められていた。

金融機関等の態勢の脆弱性等がひとたび顕在化すれば、我が国の金融システムに対す

る国際的な信頼を揺るがしかねない問題に発展する可能性があり、金融庁は、30年2月6日、実効的なマネロン・テロ資金供与対策の基本的な考え方（リスクベース・アプローチの実施）を明らかにし、金融機関等における有効な対策の実施を促す観点から、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）（図1-2-4）を公表した。(注5)

ガイドラインでは、マネロン・テロ資金供与対策に係る基本的考え方として、①自らのリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずる「リスクベース・アプローチ」の実施が最低基準（ミニマム・スタンダード）であること、②経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、組織全体としてマネロン・テロ対策を高度化することが重要であること、③業界団体・中央機関の役割、④ガイドラインの位置付けと監督上の対応が示された。金融機関では、ガイドラインを踏まえ、マネロン・テロ資金供与対策を経営の重点施策の一つとして位置付け、リスクベース・アプローチに基づく「犯

図1-2-4　ガイドラインの概要

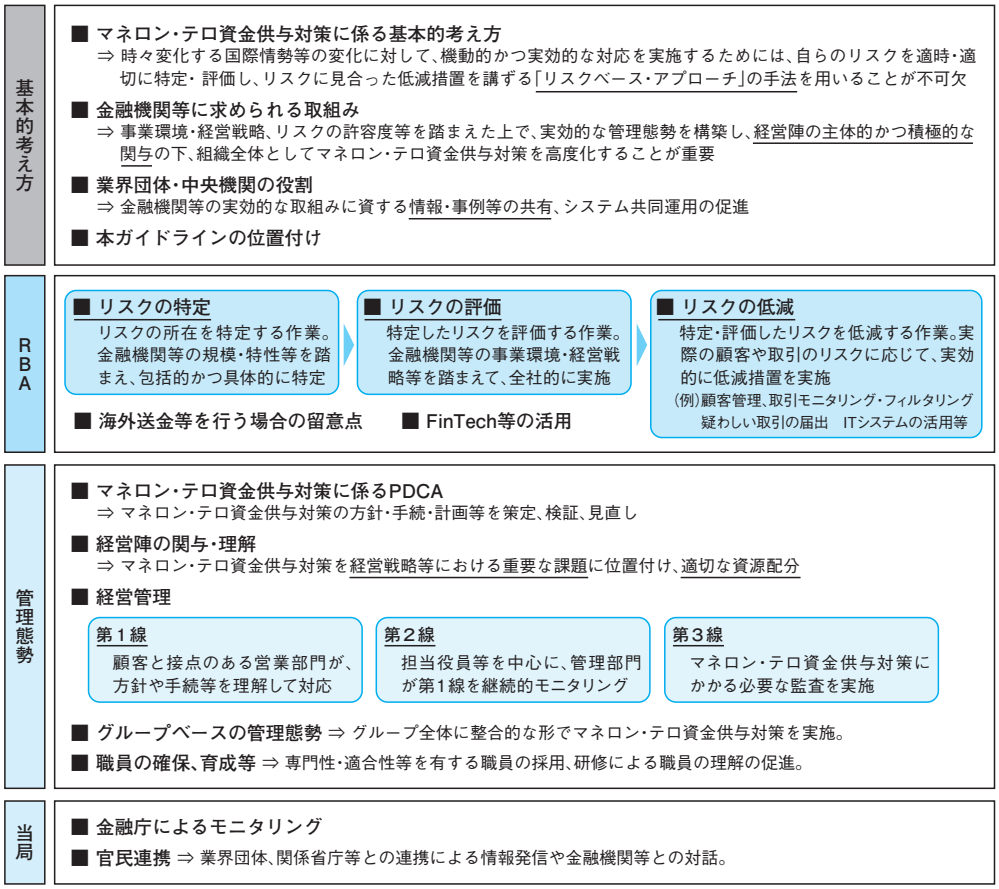

（備考）金融庁資料

罪収益移転リスク評価書」の策定や、経営陣による関与のもと、有効なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築を行った。

（注1）同法は、平成16年12月の改正により、名称が「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改められた。

（注2）平成23年改正犯収法は、23年4月28日に公布（25年4月1日全面施行）され、①取引時の確認事項として、本人特定事項に加え、「取引を行う目的」「職業（自然人）又は事業の内容（法人・人格のない社団又は財団）」「実質的支配者（法人）」の追加、②取引時確認等を的確に行うための措置として、「事業者は、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育等の必要な体制の整備に努めなければならないこと」の追加、③本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化などが盛り込まれた。

（注3）相互審査においてFATFから指摘を受けた項目については、被審査国において改善に向けた取組みが求められることとなっており、フォローアップはその改善状況を管理する仕組み

（注4）平成26年改正犯収法は、26年11月27日に公布（28年10月1日全面施行）され、①本人確認書類の取扱いの変更、②法人の実質的支配者の特定およびその本人確認、②外国の政府等において重要な公的地位にある者（外国PEPS）等の確認の厳格化などが盛り込まれた。

（注5）ガイドラインは、平成31年4月10日に改正された。

第３節　信用金庫の動向

１．信用金庫数、店舗数、常勤役職員数等の動向

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度における信用金庫数は、4年間で10金庫減少し、元年度末には255金庫となった（図1-3-1、表1-3-1）。

この間、合併により預金量が1兆円を超える「兆円規模」の信用金庫が次々と誕生した（表1-3-2）。北海道では、30年1月に札幌信用金庫、小樽信用金庫および北海信用金庫の3金庫が合併し、北海道信用金庫（合併時の預金量(注1)1.0兆円）が誕生した。また、静岡県では、31年1月に、浜松信用金庫と磐田信用金庫が合併し、浜松いわた信用金庫（同2.4兆円）が誕生したほか、元年7月には、静岡信用金庫と焼津信用金庫が合併し、しずおか焼津信用金庫（同：1.5兆円）が誕生した。

こうした大規模な合併が続いた背景には、日銀が28年1月に導入したマイナス金利政策(注2)等により、より一層厳しい経営環境が続くとの見通しのもと、将来を見据えた経営行動の一環として合併を選択するという側面がさらに強まったことなどが影響したものと考えられる。

店舗数は、合併等に伴う重複店舗の統合や不採算店舗の廃止などにより、4年間で142店舗減少し、元年度末には7,237店舗となった。

常勤役職員数は、4年間で6,386人減少し、元年度末には10万4,042人となった。

図1-3-1　金庫数と店舗数

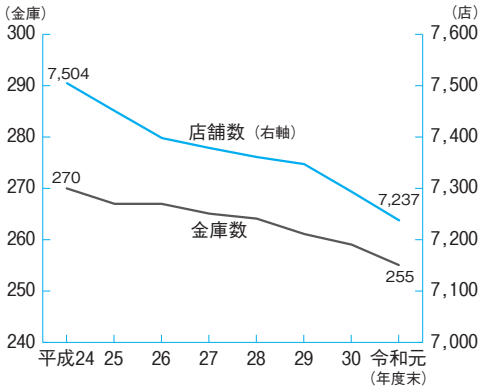

表1-3-1　信用金庫数、店舗数、常勤役職員数、会員数

（単位：店、人）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
店舗数	7,379	7,361	7,347	7,294	7,237
本店（信用金庫数）	265	264	261	259	255
支店	6,883	6,854	6,832	6,800	6,754
出張所	231	243	254	235	228
常勤役職員数	110,428	109,587	108,475	106,541	104,042
常勤役員	2,195	2,204	2,173	2,130	2,110
職員	108,233	107,383	106,302	104,411	101,932
男子	69,126	67,808	66,199	64,108	61,654
女子	39,107	39,575	40,103	40,303	40,278
会員数	9,273,887	9,264,892	9,242,088	9,197,080	9,137,735

ベテラン層の退職や金融機関の採用難がみられたことなどにより、男性職員中心に減少が続いた。フィンテックによる業務量削減を進める大手行の大規模な人員削減やマイナス金利下における金融機関の収益環境悪化等を報じる報道が目立ったことなどにより、金融機関全般における採用難の影響が及んだものとみられる。

一方で、女性の活躍の場の広がり等を受けて女性職員の増加は続いたことから、女性職員比率は上昇傾向をたどり、元年度末には38.7％となった（図1-3-2）。これは、27年9月の女性活躍推進法の施行(注3)により、信用金庫業界における女性職員のキャリア形成に対する関心が高まったほか、31年4月の働き方改革法案の施行により、ダイバーシティへの取組みなどが社会から求められるようになったことなども影響したとみられる。

なお、会員数は、所在がわからない、いわゆる「睡眠会員」の整理が進んだことなどにより、4年間で13万6,152人減少し、元年度末には913万7,735人となった。

表1-3-2　信用金庫の合併

年度	年月日	変更前（旧金庫名）	変更後（新金庫名）	都道府県
平成28	29年1月23日	江差 函館	道南うみ街	北海道
29	30年1月　1日	札幌 小樽 北海	北海道	北海道
	30年1月22日	宮崎 都城	宮崎都城	宮崎
30	31年1月21日	浜松 磐田	浜松いわた	静岡
	31年2月25日	桑名 三重	桑名三重	三重
令和元	元年6月24日	掛川 島田	島田掛川	静岡
	元年7月16日	静岡 焼津	しずおか焼津	静岡
	2年1月20日	宮崎都城 南郷	宮崎第一	宮崎
	2年2月10日	備前 日生	備前日生	岡山

図1-3-2　常勤職員数と女性職員比率

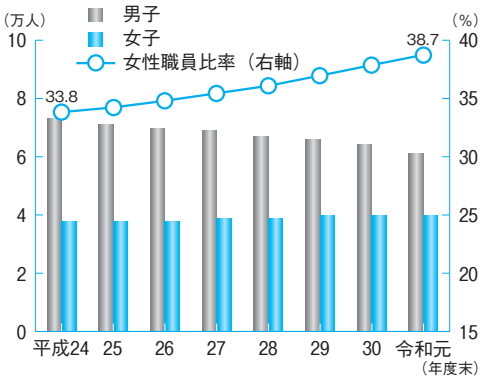

（備考）1．パート・派遣職員を除く。
2．女性職員比率は、常勤役職員に占める女性職員の割合

（注1）合併時の預金量は、合併直前月末時点の預金量の単純合算を示した。
（注2）後編第2編第1章第1節2.（1）金融政策の動向を参照
（注3）後編第2編第1章第3節1. 信用金庫数、店舗数、常勤役職員数の動向を参照

2. 主要勘定の動向

（1）預　　金

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度における預金（譲渡性預金を除く。）は、4年間で10兆5,202億円増加し、元年度末には145兆2,678億円となった（図1-3-3、表

図1-3-3　預金残高（預金種類別）

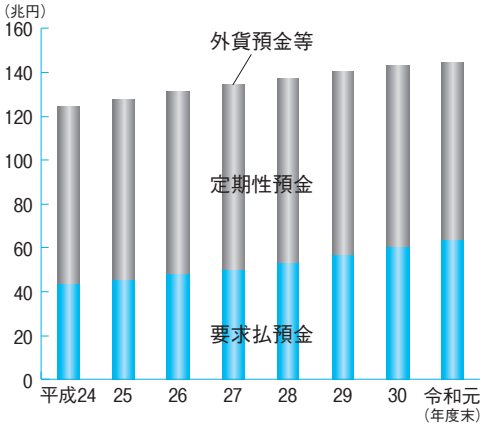

1-3-3）。日銀が28年1月に導入したマイナス金利政策により、債券等が超低金利、場合によってはマイナス金利となったことから、MMF等の運用が困難となり、預金以外の比較的低リスクで運用できる選択肢が減少した。こうした状況下で預金金利も低下したものの、顧客が安全性を重視し、預金が選好されやすい状況が続いた。(注)

預金種類別にみると、要求払預金は、4年間で13兆3,916億円増加し、元年度末には63兆7,646億円となった。これは、金利水準が一段と低下し、定期性預金の満期資金や給与・年金資金などが普通預金等に滞留する傾向が継続したことなどが影響した。また、中小企業等の底堅い収益環境を背景に、手元資金の積上がりなども押上げに寄与したものとみられる。

一方、定期性預金は、4年間で2兆9,753億円減少し、元年度末には81兆932億円となった。これは、低金利を反映して普通預金等に資金を滞留させる傾向が強まったり、金利水準が相対的に高い金融商品へシフトする動きが出たりしたことなどが影響した。

預金者別にみると、個人預金は、雇用・所得環境の改善を背景に、4年間で5兆6,461

表1-3-3　信用金庫の預金種類別預金

（単位：億円）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
預金計	1,347,476	1,379,128	1,409,771	1,434,771	1,452,678
要求払	503,730	537,831	571,193	604,369	637,646
定期性	840,685	838,043	834,737	826,510	810,932
外貨預金等	3,060	3,252	3,840	3,891	4,099
実質預金	1,345,990	1,377,605	1,407,904	1,433,038	1,451,554
譲渡性預金	791	730	1,007	901	747

（備考）1．預金計には譲渡性預金を含まない。
2．実質預金は預金計から小切手･手形を差し引いたもの

表1-3-4　信用金庫の預金者別預金

（単位：億円）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
預金計	1,347,474	1,379,126	1,409,770	1,434,770	1,452,677
個人預金	1,070,478	1,084,755	1,101,996	1,115,489	1,126,939
一般法人預金	227,566	240,260	253,876	261,951	266,974
公金預金	38,977	43,708	43,190	47,217	48,787
金融機関預金	10,448	10,398	10,703	10,108	9,971
譲渡性預金	791	730	1,007	901	747

（備考）日銀「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による「表1-3-3　信用金庫の預金種類別預金」の預金計とは一致しない。

億円増加し、元年度末には112兆6,939億円となった（表1-3-4）。また、一般法人預金も、中小企業の収益が底堅く推移し、資金調達も増加したため、手元資金が積み上がる傾向が強まったことなどから、4年間で3兆9,408億円増加し、元年度末には26兆6,974億円となった。

（注） 令和2年の年初以降、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って国内の経済金融環境も大きく変化した。こうしたなか、信用金庫の預金残高は、元年度末までは大きく変動しなかったものの、4月以降は大きく増加し、2年夏場にかけて増勢を強めた。これは、資金繰り資金や各種給付金などの滞留により法人預金が増加したことに加え、個人の外出自粛に伴う消費の抑制や5月以降に特別定額給付金の支給が進んだことなどにより個人預金が増加したことなども寄与した。

(2) 貸 出 金

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度における貸出金は、4年間で5兆3,550億円増加し、元年度末には72兆6,750億円となった（図1-3-4、表1-3-5）。低金利環境や節税対策などを背景とした不動産業向け貸出や住宅ローンの増加がけん引し、増加が続いた。(注)

貸出先別にみると、企業向け貸出は、4年間で4兆1,394億円増加し、元年度末には46兆8,462億円となった。これは、日銀が28年1月に導入したマイナス金利政策等による金利低下、相続税等の節税対策や不動産投資の活発化などを反映して、アパートローン

図1-3-4　貸出金残高（貸出先別）

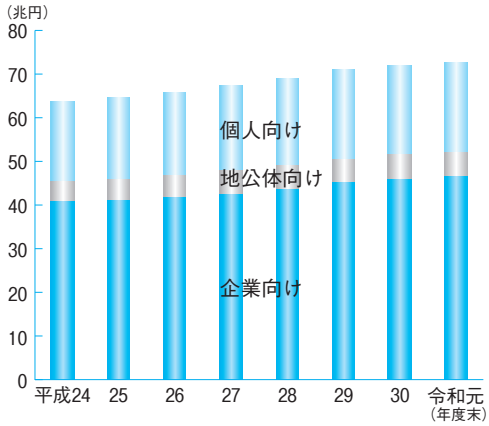

図1-3-5　不動産業向け貸出

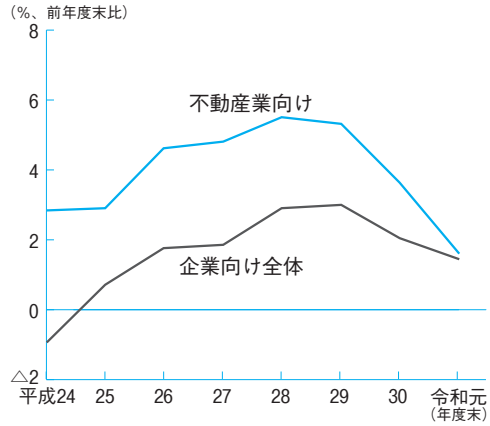

表1-3-5　信用金庫の貸出先別貸出金

（単位：億円）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
貸出金計	673,200	691,673	709,633	719,836	726,750
企業向け	427,068	439,419	452,529	461,756	468,462
地公体向け	52,729	53,871	55,511	55,372	53,836
個人向け	193,402	198,382	201,592	202,707	204,451

（備考）日銀「業種別貸出金調査表」より作成

等を含む不動産業向けが増加したほか、景況感の改善により建設業向けなどが増加したことも影響した（図1-3-5）。ただし、スルガ銀行の不適切融資の問題等を受けて貸出審査が厳格化したことや、相続税対策の需要が一巡したことで、不動産業向け貸出の増勢は次第に鈍化した。

また、個人向け貸出も、4年間で1兆1,049億円増加し、元年度末には20兆4,451億円となった。これは、大半を占める住宅ローンについて、雇用・所得環境が堅調なうえ、低水準の借入金利、住宅取得優遇税制などの下支えがあったことなどが影響した。

（注）令和2年の年初以降、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って国内の経済金融環境も大きく変化した。こうしたなか、信用金庫の貸出金残高は、預金同様、元年度末までは大きく変動しなかったものの、4月以降は大きく増加し、2年夏場にかけて増勢を強めた。これは、信用金庫による積極的な資金繰り支援に加え、5月以降には民間金融機関でも都道府県等の制度融資を活用して実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度の開始もあり、企業向け運転資金が急増したことが大きく寄与した。

(3) 余資運用資産

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度における余資運用資産は、預け金の増加を主因として、4年間で5兆2,639億円増加し、元年度末には83兆1,286億円となった（表1-3-6、図1-3-6）。貸出金の伸びを上回るペースで預金の増加が続き、余資運用資産の増加が続いた。

科目別にみると、預け金は、信金中金預け金等の増加により、4年間で5兆2,055億円

表1-3-6　信用金庫の余資運用

（単位：億円）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
現金	14,440	14,754	14,999	15,131	15,105
預け金	327,585	350,164	365,177	376,847	379,640
うち信金中金預け金	264,394	284,264	294,345	300,565	305,844
コールローン	847	485	753	483	396
債券貸借取引支払保証金	0	0	0	0	0
買入金銭債権	2,058	1,575	1,794	2,351	3,438
金銭の信託	1,262	1,316	1,561	1,736	1,926
商品有価証券	25	47	56	19	18
有価証券	432,426	426,196	425,704	432,763	430,760
国債	93,047	86,227	76,964	68,256	64,535
地方債	94,737	92,158	92,215	93,313	85,744
短期社債	49	0	29	19	19
社債	171,054	162,636	155,710	151,570	154,969
株式	7,343	8,529	9,585	9,484	8,647
投資信託	25,494	35,403	43,160	47,908	48,945
外国証券	39,409	39,761	46,363	60,316	65,567
その他の証券	1,289	1,480	1,675	1,893	2,329
余資運用資産計	778,647	794,539	810,046	829,333	831,286

（備考）余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

増加し、元年度末には37兆9,640億円となった。預金が増加し続ける一方、日銀によるマイナス金利政策導入以降、超低金利環境が長引いた。これに伴い、国債等、円金利資産の運用による利ざやの確保が困難さを増し、預け金での運用が増加した。

また、有価証券は、低金利環境を反映して、国債を中心とした国内債の減少傾向が続いたことにより、4年間で1,666億円減少し、元年度末には43兆760億円となった(図1-3-7)。ただし、国内債の運用収益が総じて目減りするなか、より高い利回りを求めて投資信託や外国証券などへの運用に軸足をシフトする動きがさらに鮮明となった。

図1-3-6　余資運用資産

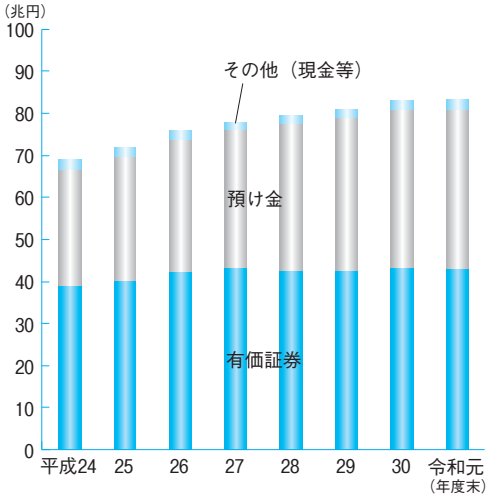

結果として、有価証券残高全体に占める円金利資産の割合が低下し続けた一方、一般に円金利資産に比べて価格変動が大きいリスク性資産の割合は上昇が続いた。

図1-3-7　有価証券残高

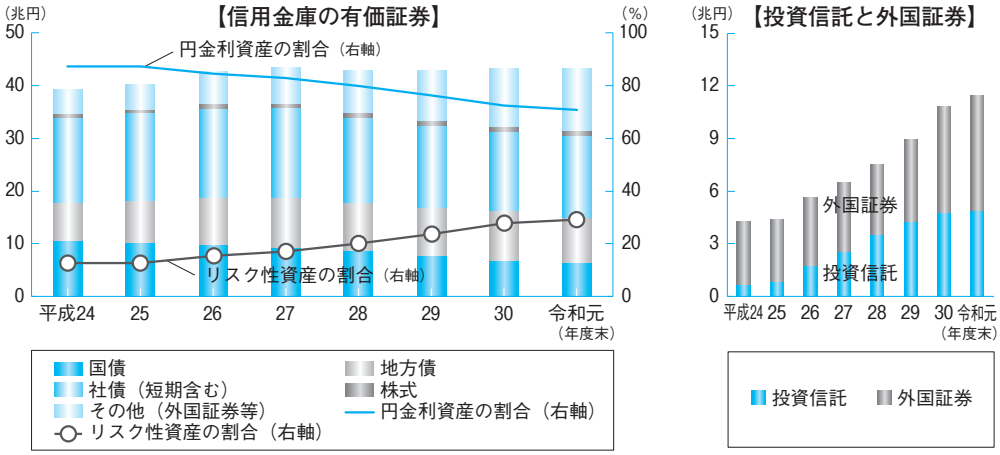

（備考）1．リスク性資産＝株式＋投資信託＋外国証券＋その他の証券
2．円金利資産＝国債＋地方債＋短期社債＋社債

3．決算状況

(1) 損益の状況

平成28 (2016) 年度から令和元 (2019) 年度における損益の動きをみると、最終損益である当期純利益 (全信用金庫の合算ベース) は底堅く推移し、リーマン・ショックの影響による落ち込みから回復した21年度以降、元年度まで11期連続の黒字を確保した(図1-3-8、表1-3-7)。ただし、これは、倒産件数の減少や企業業績の持ち直しに伴って信用コストが低水準にとどまったほか、株高・債券高基調を背景とする債券売却益を中心とした有価証券関係収益の計上などによる押上げ効果の影響が大きかった。

図1-3-8　当期純利益

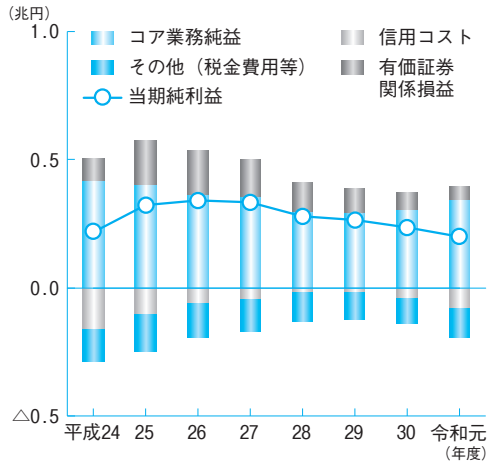

本業部分に目を向けると、本業での基礎的収益力を示すコア業務純益(注)が18年をピークに29年度まで11期連続の減少となるなど、最終損益の堅調な推移とは対照的に、本業の収益力の低下傾向がみられた。

こうした状況を踏まえて、トップラインである業務粗利益の推移をみると、約9割を占める資金利益は減少傾向が続い

表1-3-7　信用金庫の損益

(単位：億円)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
業務粗利益	17,918	17,222	16,602	16,414	16,864
資金利益	16,258	15,680	15,534	15,464	15,670
貸出金利息	12,069	11,553	11,254	11,104	10,934
預け金利息	894	674	622	600	522
有価証券利息配当金	4,370	4,309	4,317	4,353	4,708
預金利息	1,185	975	800	725	640
役務取引等利益	726	659	595	588	628
その他業務利益	932	881	472	361	565
経費	13,532	13,445	13,255	13,006	12,877
人件費	8,224	8,154	8,045	7,885	7,761
物件費	4,991	4,985	4,911	4,827	4,808
一般貸倒引当金繰入額	△ 4	△ 40	△ 1	136	190
業務純益	4,391	3,817	3,348	3,271	3,796
(コア業務純益)	3,545	2,974	2,923	3,029	3,440
経常利益	4,430	3,778	3,610	3,204	2,863
当期純利益	3,337	2,783	2,652	2,334	2,011

(備考) 1．業務粗利益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋経費
2．業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
3．コア業務純益＝業務純益－債券５勘定尻＋一般貸倒引当金繰入額

図1-3-9　業務粗利益

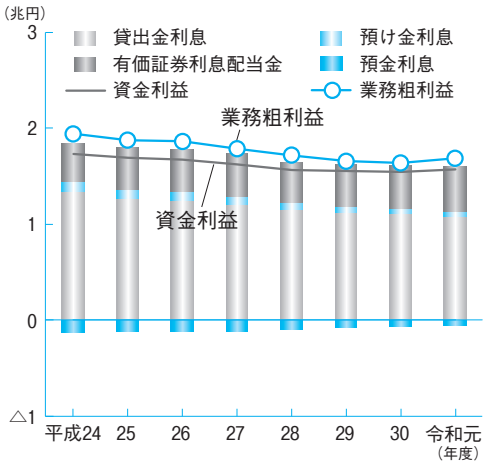

図1-3-10　経費と貸出金利息

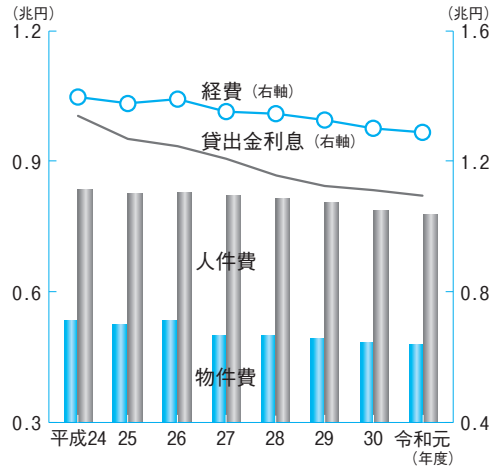

た（図1-3-9）。これは、超低金利環境が長期化するなか、貸出金利回りが低下し続けたことにより、貸出金利息の減少が資金利益を大きく押し下げた一方、短期市場金利がゼロ近辺で推移し、預金利回りの低下余地が小さかったことなどが影響した。

一方、経費については、人件費および物件費の減少により、減少傾向が続いたものの、収益の柱である貸出金利息の落ち込み分をカバーするには至らなかった（図1-3-10）。

このように、信用コストが低水準にとどまったことや有価証券関連収益による下支えによって最終損益は引き続き押し上げられたものの、本業部分に関しては貸出金利息の減少によって収益力が低下するといった状況が続くなど、信用金庫業界を取り巻く収益環境はより一層厳しくなっていった。

（注）コア業務純益は、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を戻し入れ、債券関係損益（債券5勘定尻）を差し引いたものである。このため、景気変動に伴う信用コストの増減や、保有債券の売却による益出しの影響を除いた本業での収益力を示す利益水準とされる。

（2）経営指標の状況

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度における預貸率は、4年間で0.07ポイント上昇し、元年度末には50.0％となった（表1-3-8、図1-3-11）。

収益の柱である貸出金利回りは、28年1月に日銀によるマイナス金利政策が導入されるなか、他行との金利競争や地公体向け貸出の増加等もあり、4年間で0.30ポイント低下し、元年度には1.53％となった（図1-3-12）。

一方、預金利回りは、4年間で0.04ポイント低下し、元年度には0.04％となった。こちらも貸出金利回り同様、低下傾向が続いたものの、短期市場金利がゼロ近辺で推移し、低下余地が限られていることから低下幅は小さかった。

表1-3-8　信用金庫の経営指標

（単位：%）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
預貸率	49.93	50.12	50.29	50.13	50.00
預証率	32.07	30.88	30.17	30.14	29.63
資金運用利回り	1.24	1.15	1.10	1.07	1.07
貸出金利回り	1.83	1.70	1.62	1.57	1.53
余資運用利回り	0.72	0.66	0.65	0.64	0.66
有価証券利回り	1.04	1.02	1.03	1.03	1.11
資金調達原価率	1.09	1.03	0.99	0.95	0.92
預金利回り	0.08	0.07	0.05	0.05	0.04
経費率	1.01	0.98	0.95	0.91	0.89
人件費率	0.61	0.59	0.57	0.55	0.53
物件費率	0.37	0.36	0.35	0.33	0.33
預貸金利鞘	0.73	0.65	0.61	0.60	0.59
総貸金利鞘	0.15	0.11	0.11	0.12	0.14
ROA（総資産経常利益率）	0.30	0.25	0.23	0.20	0.18
自己資本比率（単体）	13.08	12.78	12.51	12.26	12.10

（備考）預貸率、預証率、自己資本比率は年度末

図1-3-11　預 貸 率

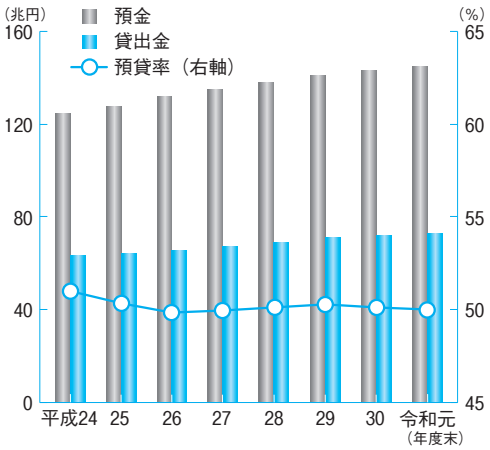

また、経費率は、4年間で0.12ポイント低下し、元年度には0.89%となった。経費率は改善したものの、貸出金利回りの低下をカバーできず、預貸金利鞘（＝貸出金利回り－預金利回り－経費率）は、引き続き縮小傾向で推移した。

こうしたなか、自己資本比率は、内部留保の蓄積等により自己資本が増加したものの、それを上回るペースでリスクアセットが増加したため、4年間で0.98ポイント低下し、元年度末には12.10%となった。

図1-3-12　預貸金利鞘と貸出金利回り

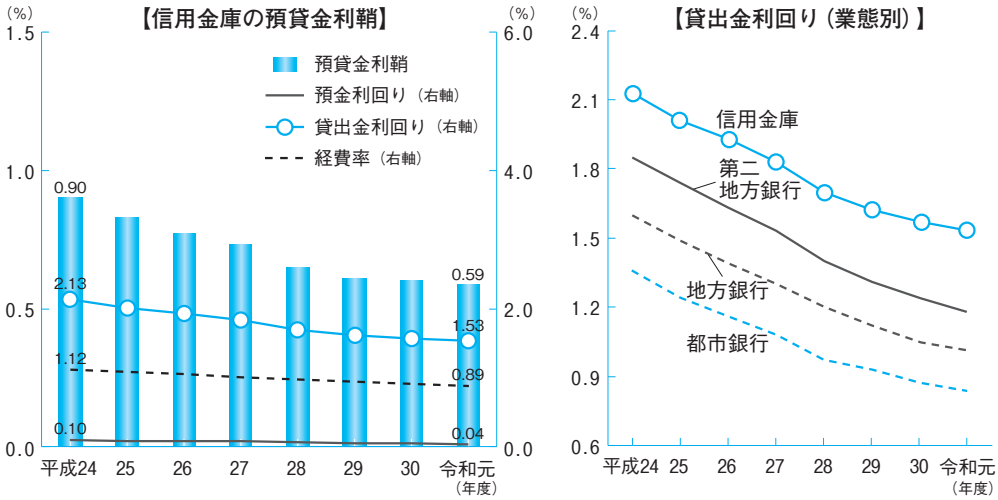

（備考）1．預貸金利鞘＝貸出金利回り－預金利回り－経費率
2．他業態の貸出金利回りの推移は全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」より作成

第2章　信金中央金庫の動向

第１節　資金調達・資産運用

1．資金調達の動向

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけての資金調達の動向をみると、28年1月に発表された日銀による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和政策」のもとで超低金利環境が続くなか、信用金庫からの余裕資金の流入が一段と進んだ。資金調達額は預金の大幅な増加を主因として、4年間で6兆128億円増加し、元年度末には38兆6,561億円となった（図2-1-1、表2-1-1）。

図2-1-1　資金調達の状況

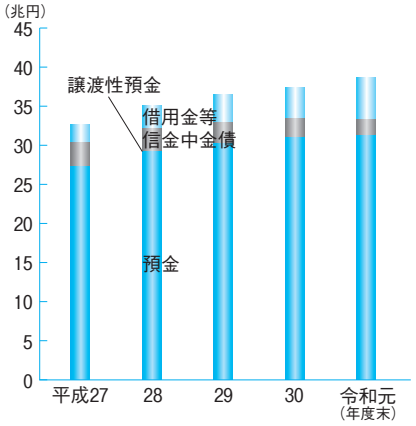

表2-1-1　資金調達の状況

（単位：億円、％）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
資金調達合計	326,433	351,489	365,182	373,866	386,561
前年度末比	13,913	25,056	13,692	8,684	12,694
預金	272,366	291,760	302,603	309,668	312,085
前年度末比	16,714	19,393	10,842	7,064	2,417
構成比	83.4	83.0	82.9	82.8	80.7
要求払預金	18,347	18,981	20,802	19,692	19,009
定期性預金	251,386	271,109	278,563	286,252	291,885
１～３年もの	188,394	229,437	236,202	247,608	272,496
デリバティブ内包型預金	46,820	30,825	32,047	24,581	8,658
外貨預金等	2,632	1,669	3,237	3,722	1,190
譲渡性預金	1	0	－	－	－
信金中金債	30,555	29,529	27,148	24,867	21,414
前年度末比	477	△1,026	△2,380	△2,281	△3,452
構成比	9.4	8.4	7.4	6.7	5.5
２年もの	－	－	－	－	－
５年もの	30,255	29,229	26,848	24,567	21,114
７年もの	100	100	100	100	100
10年もの	200	200	200	200	200
借用金等	23,509	30,199	35,429	39,331	53,060
前年度末比	△3,221	6,690	5,230	3,901	13,729

(1) 預金の動向

資金調達の大宗を占める預金は、定期性預金の大幅な増加を主因として、4年間で3兆9,719億円増加し、令和元(2019)年度末には31兆2,085億円となった。

預金の増加要因について預金種類別にみると、要求払預金は、普通預金等の増加により、4年間で661億円増加し、元年度末には1兆9,009億円となった。

また、定期性預金は、4年間で4兆498億円増加し、元年度末には29兆1,885億円となった。これは、超低金利環境が長引くなか、信用金庫からの余裕資金が相対的に利回りの高い1～3年ものを中心とした定期預金に一段と流入したことが主因となった。

なお、「SCBマルチコーラブル預金(注)」等のデリバティブ内包型預金については、平成28(2016)年1月以降、市場金利の低下に伴い、新規約定額が大きく減少した。その結果、デリバティブ内包型預金全体の合計額は、4年間で3兆8,161億円減少し、元年度末には8,658億円となった(図2-1-2)。

(注) 後編第1編第2章第2節1.(1)イ.(ロ)SCBマルチコーラブル預金を参照。なお、同商品は令和2年4月1日付で新規受入れを停止した。

図2-1-2 デリバティブ内包型預金の残高

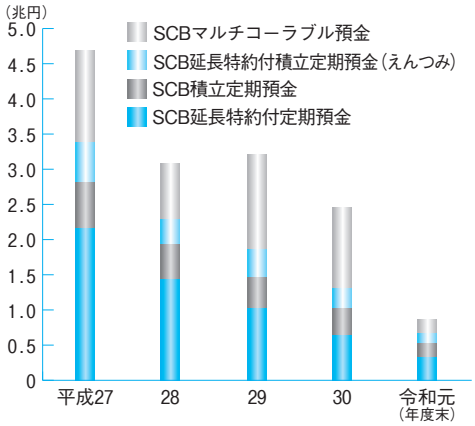

(2) 信金中金債の動向

信金中金債は、4年間で9,140億円減少し、令和元(2019)年度末には2兆1,414億円となった。低金利環境のもと、信金中金債の発行利率が一段と低下し、独立行政法人など官公庁等の資金運用ニーズは依然として底堅かった一方、特に信用金庫の資金運用ニーズが縮小したことなどが影響した(図2-1-3)。

図2-1-3 信金中金債の発行と償還

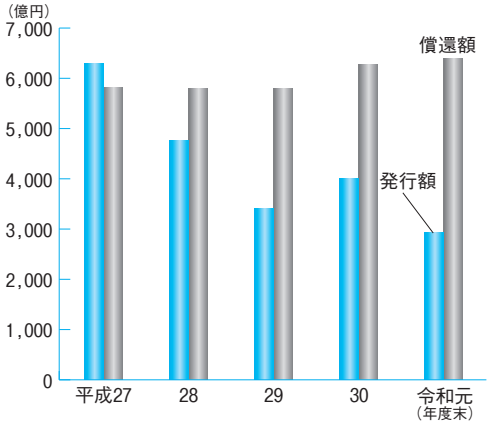

(3) 借用金等の動向

借用金等は、借入金や債券貸借取引受入担保金の増加により、4年間で2兆9,550億円増加し、令和元（2019）年度末には5兆3,060億円となった（表2-1-2）。

その内訳をみると、借入金は、4年間で2兆4,216億円増加し、元年度末には3兆2,509億円となった。これは、会員外直接貸出や代理貸付の積極的な推進に活用するため、日銀による「貸出増加を支援するための資金供給」に引き続き参加したことなどが背景にあった。

なお、この間、日銀による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」[注1]にも参加し、日銀から資金を借り入れ、東日本大震災および平成二十八年熊本地震の被災地の信用金庫に対して貸付けを実施した。

債券貸借取引受入担保金は、4年間で3,789億円増加し、元年度末には1兆7,883億円となった。これは、平成28（2016）年4月にスタートした中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2016」に掲げた、安定的な財務および収益基盤の確立に向けて、外貨調達手段の多様化を図るため、クレジット債を活用したトライパーティレポの開始や、委託レポスキームを活用した取引先数の拡充により、ユーロ建レポ取引による外貨調達額を増やしたものである（図2-1-4）。

加えて、28年度より信託業務の取扱いを開始したことから、借用金等の内訳として信託勘定借[注2]が追加された。その後、個人向け信託商品（しんきん相続信託「こころのバトン」、しんき

図2-1-4　主な外貨調達取引の状況

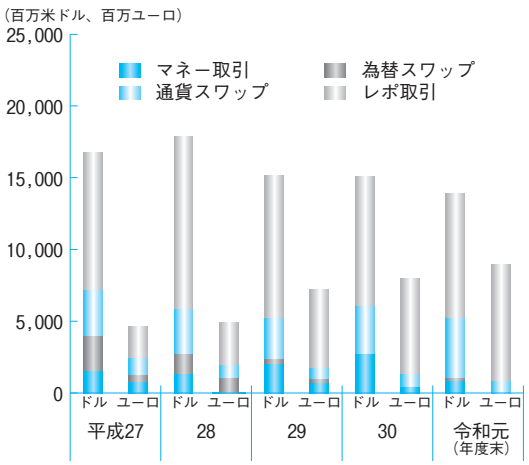

（備考）各年度末時点における取引別残高を積上げ表示

表2-1-2　借用金等の状況

（単位：億円）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
借用金等	23,509	30,199	35,429	39,331	53,060
前年度末比	△3,221	6,690	5,230	3,901	13,729
借入金	8,293	12,038	16,377	19,671	32,509
コールマネー	483	248	253	228	161
売現先勘定	638	1,884	983	1,527	2,284
債券貸借取引受入担保金	14,094	16,027	17,761	17,762	17,883
信託勘定借	－	0	53	140	220

（備考）平成28年度より信託業務の取扱いを開始したことから、「信託勘定借」を追加している。

ん暦年信託「こころのリボン」）の提供拡大等に伴い、信託勘定借の残高は増加した。

（注1）「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の概要は、後編第3編第2章第5節11.（7）日銀「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を活用した被災地信用金庫への資金供給を参照。また、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の概要は、後編第1編第2章第5節6.（7）日銀「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を活用した被災地信用金庫への資金供給を参照

（注2）信託勘定借は、信託勘定の余裕金または未運用元本を銀行勘定で運用する場合の受入科目である。信金中金は、平成29年1月23日の信託業務の兼営開始により個人向け信託商品を提供しているが、同商品の信託財産については運用先を信金中金の銀行勘定としていることから、「借用金等」の内訳として当該科目が加わった。

2. 資産運用の動向

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけての資産運用の動向をみると、資産運用額は、短期市場運用や貸出金の増加を主因として、4年間で4兆6,540億円増加し、元年度末には39兆3,076億円となった（図2-1-5、表2-1-3）。この間、信用金庫からの余裕資金流入等に伴う資金調達が引き続き拡大したことを受け、資産運用残高も一段と増加した。

また、これに伴い、資産運用全体に占める短期市場運用の割合は、4年間で7.2ポイント上昇の35.3％となったほか、貸出金の割合は、同2.0ポイント上昇の21.6％となった。一方、有価証券の割合は、同9.6ポイント低下の41.9％となった。これは、

図2-1-5　資産運用の状況

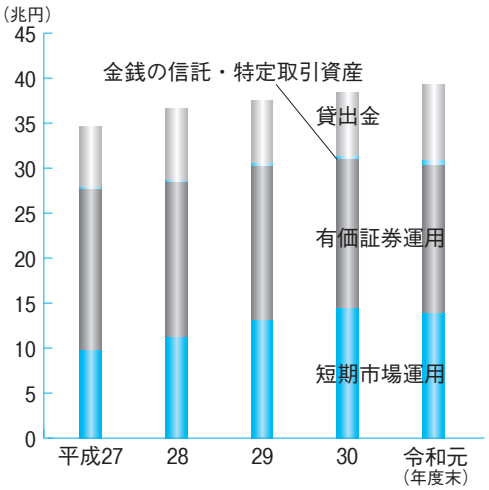

表2-1-3　資産運用の状況

（単位：億円、％）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
資産運用合計	346,535	366,362	374,668	383,812	393,076
前年度末比	16,125	19,826	8,306	9,144	9,263
短期市場運用	97,366	112,304	130,594	143,659	138,673
構成比	28.1	30.7	34.9	37.4	35.3
有価証券運用	178,394	172,047	171,377	166,135	164,773
構成比	51.5	47.0	45.7	43.3	41.9
金銭の信託・特定取引資産	3,137	2,056	3,170	3,561	4,889
構成比	0.9	0.6	0.8	0.9	1.2
貸出金	67,638	79,953	69,526	70,455	84,740
構成比	19.5	21.8	18.6	18.4	21.6

マイナス金利環境下で資産運用手段の確保が難しい状況が続くなか、結果として短期市場に資金が滞留したことが背景にあった。

(1) 市場運用の動向

国内金融市場では、平成28 (2016) 年1月に発表された日銀による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和政策」のもとで超低金利環境が続いた。信金中金には信用金庫からの余裕資金の流入が一段と進んだものの、市場金利が過去に例のない水準まで低下するとともに、イールドカーブがほぼフラットとなったことで、円金利資産の運用による利ざやの確保は困難さを増した。こうした状況のもと、信金中金は、28年4月にスタートさせた中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2016(注)」において「安定的な財務および収益基盤の確立」を掲げ、円金利資産によるポートフォリオを中心としつつ、市場・商品・投資時期・金額等の分散を図りながら、引き続き海外金利資産やクレジット資産、リスク分散型の投資信託等への投融資に取り組んだ。

28年度から令和元 (2019) 年度にかけての市場運用の動向をみると、市場運用額は、短期市場運用の増加により、4年間で2兆7,685億円増加し、元年度末には30兆3,446億円となった (表2-1-4)。

短期市場運用は、預け金の増加を主因として、4年間で4兆1,306億円増加し、元年度末には13兆8,673億円となった。これは、超低金利環境が長引くなか、運用手段の確保が困難な状況が続いたことで日銀当座預金への預入を増加させたことが背景にあった

表2-1-4　市場運用の状況

(単位：億円)

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
市場運用合計	275,760	284,351	301,972	309,795	303,446
前年度末比	7,136	8,591	17,620	7,823	△6,349
短期市場運用	97,366	112,304	130,594	143,659	138,673
前年度末比	20,063	14,937	18,290	13,065	△4,986
現金	152	142	274	264	103
預け金	90,916	105,774	123,513	133,118	135,076
コールローン等	4,551	4,597	5,032	8,058	1,271
買入金銭債権	1,746	1,789	1,773	2,217	2,221
有価証券運用	178,394	172,047	171,377	166,135	164,773
前年度末比	△12,927	△6,346	△669	△5,241	△1,362
うち国債	98,396	79,016	63,593	47,901	45,992
うち地方債	3,576	5,861	8,113	10,875	14,251
うち社債	29,423	35,705	43,893	47,493	47,434
うち株式	1,112	1,101	1,078	1,197	978
うち投資信託	5,162	6,367	6,309	6,909	5,370
うち外国証券	38,289	41,731	46,223	49,785	48,869

(備考) コールローン等は、コールローン、買現先勘定および債券貸借取引支払保証金

図2-1-6　預け金の状況

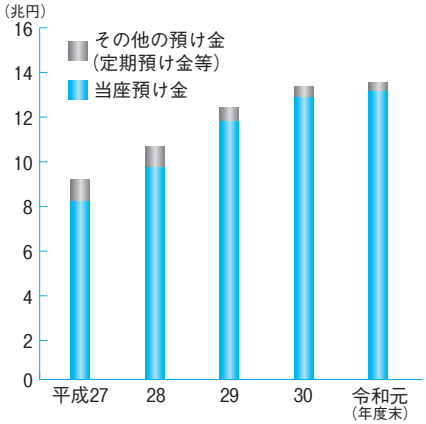

図2-1-7　有価証券運用の状況

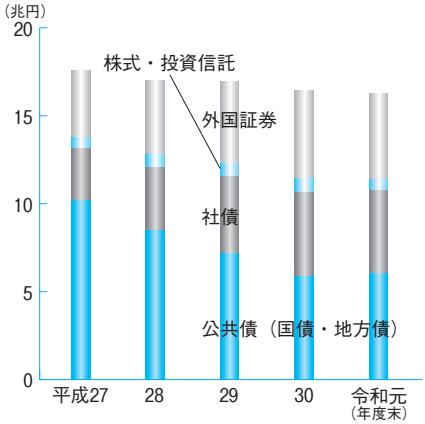

(図2-1-6)。

一方、有価証券運用は、国債の減少を主因として、4年間で1兆3,621億円減少し、元年度末には16兆4,773億円となった(図2-1-7)。

その内訳をみると、国債は、中・長期国債の償還・売却により、4年間で5兆2,404億円減少し、元年度末には4兆5,992億円となった。

社債は、信用力や流動性の高い政府保証債の購入等により、4年間で1兆8,010億円増加し、元年度末には4兆7,434億円となった。

株式および投資信託について、株式は、4年間で133億円減少し、元年度末には978億円となった一方、投資信託は、4年間で208億円増加し、元年度末には5,370億円となった。

外国証券は、外国投資信託の増加等により、4年間で1兆579億円増加し、元年度末には4兆8,869億円となった。特に、リスク分散型の外国投資信託(グローバル分散ファンド)については、ポートフォリオの大宗を占める円金利資産との相関性が低いことおよび信金中金の運用規模に対応できる投資対象であることから、投資時期の分散を図りつつ、投資を継続した。

(注)　後編第3編第2章第4節3. 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2016」を参照

(2) 貸出金の動向

平成28(2016)年度から令和元(2019)年度における貸出金の動向をみると、貸出金合計は、事業会社向けを中心に会員外直接貸出が増加したことを主因に、4年間で1兆7,102億円増加し、元年度末には8兆4,740億円となった(表2-1-5)。

イ．会員外直接貸出の動向

平成28(2016)年度から令和元(2019)年度における会員外直接貸出は、4年間で1兆4,673億円増加し、元年度末には7兆5,404億円となった。

表2-1-5　貸出金の状況

（単位：億円、%）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
貸出金合計	67,638	79,953	69,526	70,455	84,740
前年度末比	8,780	12,315	△10,427	929	14,284
代理貸付金	2,554	2,579	2,835	3,478	3,611
前年度末比	△102	24	256	643	132
構成比	3.8	3.2	4.1	4.9	4.3
会員外直接貸出	60,730	72,074	61,569	61,491	75,404
前年度末比	8,408	11,343	△10,504	△77	13,912
構成比	89.8	90.1	88.6	87.3	89.0
国・政府関係機関	36,354	39,932	29,382	24,797	33,241
地方公共団体	3,194	3,126	2,740	2,974	2,875
地方公社等	61	114	62	77	49
公益法人・第３セクター	205	3,793	1,211	844	664
預保・保有株式取得機構	－	3,096	722	432	110
事業会社等	19,944	23,922	26,759	31,315	36,768
会員向け直接貸出	4,352	5,300	5,122	5,485	5,725
前年度末比	475	948	△178	363	239

その内訳をみると、国・政府関係機関向けの貸出は、日銀の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和政策」を背景とした金融機関の資産運用手段確保に向けた積極的な応札姿勢の影響を受けて落札金額が減少し、地方交付税等特別会計向けの短期貸出金が減少したことなどにより、4年間で3,113億円減少し、元年度末には3兆3,241億円となった。

また、地方公共団体向けの貸出も4年間で319億円減少し、元年度末には2,875億円となった。

一方、事業会社向けの貸出は、4年間で1兆6,824億円増加し、元年度末には3兆6,768億円となった。これは、低金利環境が継続するなか、法人営業推進の強化を図り大企業の資金ニーズを取り込んだことなどによるものである。

ロ．代理貸付の動向

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度における代理貸付は、4年間で1,056億円増加し、元年度末には3,611億円となった。これは、信用金庫において代理貸付の特別金利商品と信用金庫のプロパー貸出を併用したパッケージ商品が推進され、実行額が増加したことなどが要因である。

結果として、28年度における残高は、7年度末以来21年ぶりに前年度末比で増加した。

この間、信用金庫の貸出金増強施策の一環として、29年4月1日に「SCB事業資金特別ローン『ハイパーSL』」および「SCB事業資金特別ローン『ハイパーMAX』」の取扱いをそれぞれ開始(注)した。この背景には、信用金庫と他業態との競合が依然として厳しい

表2-1-6　代理貸付の商品別利用状況

（単位：金庫、億円）

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
代理貸付	金庫数	114	122	140	133	125
	実行額	510	694	767	1,182	869
うちスーパー！	金庫数	8	9	10	6	5
	実行額	6	10	8	3	4
うちハイパー！およびハイパー500	金庫数	90	85	104	102	85
	実行額	156	168	188	244	159
うちハイパーＬ	金庫数	62	73	86	84	82
	実行額	59	163	178	177	139
うちハイパーＳＬ	金庫数	－	－	32	32	26
	実行額	－	－	38	70	42
うちハイパーＭＡＸ	金庫数	－	－	11	10	11
	実行額	－	－	22	32	25

（備考）「SCB事業資金特別ローン『ハイパー SL』」および「SCB事業資金特別ローン『ハイパー MAX』」は平成29年4月1日に取扱開始

なか、他業態に対する競争力を高める商品が求められたことがあった。そのため、既存顧客のニーズを充たすとともに、新たな顧客獲得にも資するよう、期間10年超の特別金利商品を信用金庫に提供することとした。

なお、主な代理貸付関連商品の利用実績は表2-1-6のとおり。

（注）　後編第3編第2章第2節1. 各種金融商品の提供を参照

ハ. 融資形態の多様化推進

信金中金は、分散投資の考え方のもと、市場運用以外の収益獲得に向けて、LNGプロジェクトなどの海外エネルギー事業、海外の航空機・船舶ファイナンスおよび公共インフラ整備などの国内PFI等、市場拡大が予想される投融資を引き続き推進した（表2-1-7）。

そのようななか、これらの投融資を推進するため、海外の金融機関等からの情報収集活動を積極的に行い、見込み案件の獲得に努めたところ、天然ガス等のエネルギー関連

表2-1-7　融資形態の多様化に係る取組状況

（単位：件、億円）

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
ＰＦＩ	件数	0	0	0	3	3
	契約額	0	0	0	97	59
	末残	661	625	501	537	592
インフラファイナンス等	件数	2	3	5	2	1
	契約額	93	55	133	45	27
	末残	515	558	563	678	645
航空機・船舶ファイナンス	末残	78	102	151	139	171
不動産ノンリコースローン	末残	391	397	338	380	382

（備考）PFIの契約額は各年度中における契約額の合計

表2-1-8　PFI融資実績（平成27～令和元年度）

	事 業 名	事業の公共主体	信金中金の役割
平成30年度（3件）	横浜文化体育館再整備事業	神奈川県横浜市	リード・アレンジャー（主幹事）
	福岡市総合体育館整備運営事業	福岡県福岡市	
	みなとみらい21中央地区20街区MICE施設事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業	神奈川県横浜市	
令和元年度（3件）	横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業	国（関東地方整備局、横浜税関）	
	浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業	静岡県浜松市	コ・アレンジャー（副幹事）
	北海道内7空港特定運営事業等	国（国土交通省）、北海道、旭川市、帯広市（コンセッション方式）	参加

事業を中心とした海外向けインフラファイナンスの実行件数が大きく増加した。また、国内向けには、再生可能エネルギーに対して社会的関心が高まるなか、太陽光発電・風力発電事業向けの実行件数が増加した。これらの取組みの結果、国内外のインフラ整備事業向け融資残高は、4年間で130億円増加し、令和元（2019）年度末には645億円となった。

また、PFI事業向け融資についても平成30（2018）年度および元年度には契約数が増加した（表2-1-8）。

第２節　信用金庫の業務機能の補完

１．各種金融商品の提供

（１）融資関連商品

イ．代理貸付

（イ）特別金利商品

信金中金は、代理貸付の特別金利商品として、平成26（2014）年4月に「ハイパー500」（貸付期間5年以内）、27年5月に「ハイパー L」（同5年超10年以内）の取扱いを開始し[(注)]、10年以内の貸付けまで低金利で対応できる商品構成とした。

これら商品は積極的に利用されたが、一方で、期間10年を超える固定金利での資金調達ニーズが高まっているとして、信用金庫からはさらなる長期・低金利の商品提供を求める意見が出ていた。

こうした状況を踏まえ、10年超の貸付けに対応する特別金利商品として、「ハイパー SL」（貸付期間10年超15年以内）および「ハイパー MAX」（同15年超20年以内）の取扱いを29年4月1日から開始した（表2-2-1）。

両商品の当初取扱期間は30年3月までであったが、一定の利用ニーズがある（表2-2-2）ことから、毎年度取扱期間を延長し、令和2（2020）年2月には、3年3月まで延長した。

表2-2-1　特別金利商品の概要

名　　称	ハイパー SL	ハイパー MAX
貸付期間	10年超15年以内	15年超20年以内
貸付利率	固定	
取扱期間	平成29年4月1日～30年3月30日（実行ベース）	

（備考）取扱開始時点

表2-2-2　ハイパー SLおよびハイパー MAXの実績

（単位：億円）

		平成29年度	30年度	令和元年度
ハイパー SL	利用金庫数	32	32	26
	実行額	38	70	42
ハイパー MAX	利用金庫数	11	10	11
	実行額	22	32	25

（注）　後編第2編第2章第2節1.（2）イ．代理貸付を参照

（ロ）災害復旧特別融資制度

平成28（2016）年4月に発生した熊本地震および平成30年7月豪雨により被災した信用金庫取引先の災害復旧に資するため、代理貸付を活用し、28年5月に「熊本地震災害復旧特別融資制度」、30年7月に「平成30年7月豪雨災害復旧特別融資制度」を創設した。

また、既往代理貸付の返済猶予等に信用金庫が柔軟に対応できるよう、両制度の創設

にあわせて、信用金庫の専決権限を拡大した。

(ハ) 新型コロナウイルス感染症特別融資制度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う信用金庫取引先への影響が懸念されるなか、既往代理貸付の返済猶予等に信用金庫が柔軟に対応できるよう、令和2 (2020) 年3月11日から、既往代理貸付の返済猶予に係る信用金庫の専決権限を拡大した。

さらに、信用金庫取引先の資金繰り支援強化を目的として、「新型コロナウイルス感染症特別融資制度」を創設し、3月30日から取扱いを開始した。同制度では、制度の目的に鑑み、特別金利商品を大幅に下回る極めて低い貸付金利を下限金利として設定したほか、従来は規程外の取扱いとなる2年超5年1か月以内の期日一括弁済を信用金庫の専決で取扱い可能とするなど、柔軟な対応を図った。

ロ. しんきん長期固定金利ローンサポート

信用金庫の貸出推進支援のため、長期固定貸出制度「しんきん長期固定金利ローンサポート」(以下「ローン・サポート」という。) の特別商品として、これまで「SCB地域活性化ローンⅡ」「地公体ローンサポート(注1)」「SCB地域活性化ローンα(注2)」(以下総称して「既存特別商品」という。) の3商品を提供していたが、既存特別商品のなかでは、「SCB地域活性化ローンα」の金利が最も低く、利用状況も同商品に集中していた。

こうした状況を踏まえ、既存特別商品を統合(注3)し、新たに「SCB地域活性化ローン『未来』」(表2-2-3) の取扱いを平成28 (2016) 年4月1日から開始した。同商品は、金利水準を既存特別商品の最低水準にあわせ、かつ貸付期間も「SCB地域活性化ローンα」の「7年超30年以内」に対し、「3年超30年以内」とするなど商品性を向上させた。

「SCB地域活性化ローン『未来』」の当初取扱期間は29年3月までであったが、実行額が28年度：881億円、29年度：580億円、30年度：885億円、令和元 (2019) 年度：331

表2-2-3　SCB地域活性化ローン「未来」の概要

貸付形式	証書貸付
貸付金額	5,000万円以上
貸付期間	3年超30年以内
貸付利率	固定金利
資金使途	貸出または私募債に係る金利リスクを回避するための資金 (既往分も可)
担保	信金中金に預入するまたは預入している定期性預金、保有している信金中金債 (振替社債)
弁済方法	期日一括弁済または3・6か月ごとの残債 (不) 均等弁済
取扱期間	平成28年4月1日～29年3月31日 (約定ベース)

(備考) 取扱開始時点

億円で推移するなど積極的に利用されていることから、毎年度取扱期間を延長し、2年2月には、3年3月まで延長した。

（注1）「SCB地域活性化ローンⅡ」および「地公体ローンサポート」は、後編第1編第2章第2節1.（2）ロ.（イ）SCB地域活性化ローンⅡおよび（ロ）地方体ローンサポートを参照
（注2）後編第2編第2章第2節1.（2）ロ. しんきん長期固定金利ローンサポートを参照
（注3）既存特別商品は、平成28年3月31日に取扱いを終了した。

（2）私 募 債

イ．しんきんCSR私募債「輝く未来」

信金中金は、信用金庫取引先が発行する私募債の財務代理人受託等を通じて信用金庫の業務推進のサポートを行っていたが、平成29（2017）年4月3日から、地方創生の取組みの一環として、地域の将来を担う子供たちの成長を支援し、魅力あふれるまちづくりに貢献することを目的とした、寄附型私募債「しんきんCSR私募債『輝く未来』」（以下「輝く未来」という。）の取扱いを開始した。

図2-2-1 「輝く未来」のスキーム

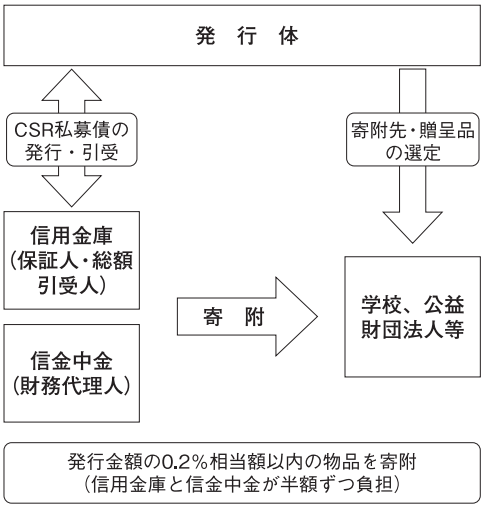

「輝く未来」は、私募債の発行体である信用金庫取引先が選定する学校など(注1)に対して、信用金庫および信金中金が発行金額の0.2%相当額以内の物品(注2)を寄附するものであった（図2-2-1）。

「輝く未来」の発行実績は、29年度：13件・10億8,000万円、30年度：60件・43億3,000万円、令和元（2019）年度：46件・33億2,000円となり(注3)、グランドピアノや書籍等の寄附を行った。

（注1）当初は原則、学校教育法第1条に定める国公立および私立学校としていたが、一部の信用金庫において、学校以外に対する寄附のニーズがあったため、平成30年から寄附先の拡充を図った。
（注2）寄附する物品は、信用金庫が購入し、信金中金は購入費用の半額（最大で発行金額の0.1%）を負担した。
（注3）「輝く未来」は、後述する「しんきんSDGs私募債『ちいきのミライ』」の取扱いに伴い、令和2年6月30日に取扱いを終了した。

ロ．しんきん福利厚生型私募債「ベネフィットサポート」

令和元（2019）年5月7日からは、「輝く未来」に続く、付加価値を付与した私募債として、「しんきん福利厚生型私募債『ベネフィットサポート』」（以下「ベネフィットサポート」という。）の取扱いを開始した（図2-2-2）。

「ベネフィットサポート」は、私募債の発行体である信用金庫取引先に、①安価な料

金による福利厚生代行会社のサービス（宿泊・レジャー・各種生活サポート等）の提供、②信用金庫および信金中金による初年度サービス利用料の補助を行うものであり、信用金庫取引先の福利厚生制度の充実および人材の確保・定着等を支援することを目的としていた。

なお、「ベネフィットサポート」の元年度における発行実績は、2件・1億5,000万円であった。

図2-2-2 「ベネフィットサポート」のスキーム

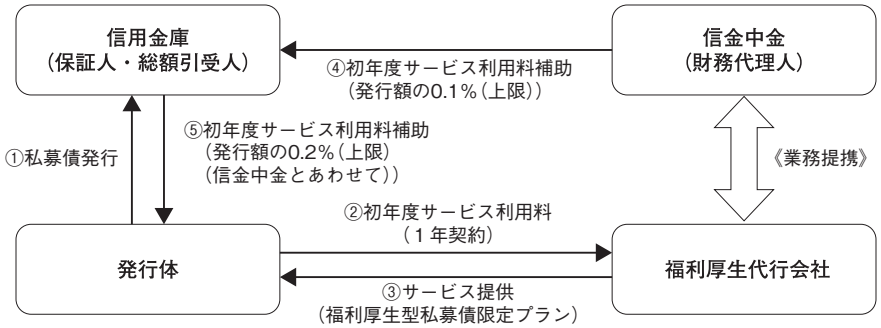

ハ. しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」

信金中金は、地域における持続可能な社会の実現と信用金庫および信用金庫取引先のSDGs(注)（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みを支援するため、令和2（2020）年1月6日から「しんきんSDGs私募債『ちいきのミライ』」（以下「ちいきのミライ」）という。）の取扱いを開始した。

「ちいきのミライ」は、信用金庫および信金中金が受け取る手数料の一部を割り引きし、発行体が、信用金庫と協議のうえ決定した先に対して、SDGsの17の目標を達成するための用途に用いられる物品等を寄贈するものであった（図2-2-3）。

図2-2-3 「ちいきのミライ」のスキーム

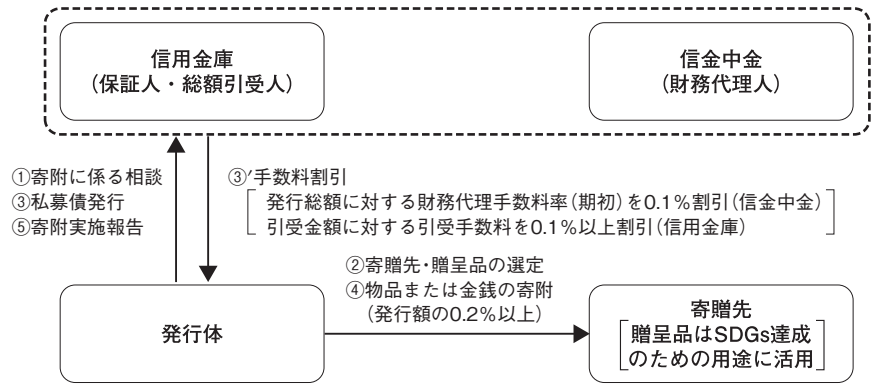

なお、「ちいきのミライ」の元年度における発行実績は、7件・4億9,000万円であり、地方公共団体や公益財団法人等への物品等の寄贈が行われた。

（注） SDGsは、平成27年9月に国連サミットで採択された国際社会共通の目標であり、世界における環境問題や人権問題などの社会的課題について「誰一人取り残さない」をテーマに、令和12年までに達成すべき17の目標および169のターゲットで構成されている。

(3) 信託商品

イ．SCBグローバル信託

信金中金では、信用金庫の有価証券運用の多様化に資するために信託機能を活用した運用商品の開発を進め、平成29 (2017) 年11月6日から、海外の多様な資産クラスへの分散投資型の信託商品として、「SCBグローバル信託」の取扱いを開始した。

「SCBグローバル信託」は、信金中金の信託勘定を通じて信用金庫の運用資金を集約し、安定的な配当を目標とした外国籍の円建私募投資信託に投資を行うスキームであった (図2-2-4)。運用資金を集約することにより、信用金庫は運用に伴う事務負担や委託報酬等を抑制しつつ、相対的に収益性の高い海外資産への分散投資が可能となった。また、信金中金が自己投資で培ったノウハウを活用した管理レポートや詳細な投資情報等を信用金庫に還元し、リスク管理面のサポートを行った。

取扱開始当初、第1弾として、リスク・リターン特性の異なる3商品をラインナップとして信用金庫に提供した。その後、信用金庫のさらなる分散投資ニーズに資するため、商品ラインナップを拡充し、令和2 (2020) 年2月までに、それぞれリスク・リターン特性の異なる10商品を提供した。

なお、「SCBグローバル信託」の各年度末における取引金庫数・残高は、29年度：109金庫・1,497億円、30年度：141金庫・4,083億円、元年度：166金庫・8,903億円となった。

図2-2-4　SCBグローバル信託のスキーム

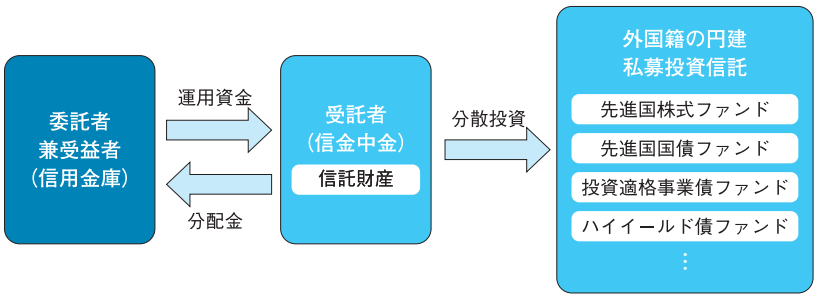

ロ．SCBコーラブル信託

平成30（2018）年5月から、「SCBグローバル信託」に続く信託機能を活用した運用商品として、「SCBコーラブル信託」の取扱いを開始した（表2-2-4）。

表2-2-4　SCBコーラブル信託の概要

期間	15年、20年
期限前償還または期限延長の時期	ワンタイムコーラブル型 期間15年：5年後 期間20年：10年後 マルチコーラブル型 期間15年：6か月ごと 期間20年：6か月ごと
申込日	毎月複数回
申込金額	1億円以上10億円以内
申込単位	1,000万円単位

（備考）取扱開始時点

「SCBコーラブル信託」は、主に国債や信金中金預金での運用を行う合同運用指定金銭信託(注)（以下「合同金信」という。）に対して信金中金が期限前弁済特約付貸出（以下「特約付ローン」という。）を実行するとともに、当該特約付ローンを信託受益権化して、信用金庫に運用商品として提供するものであった。

同商品は、これまで提供していたデリバティブを活用した預金商品である「SCB延長特約付定期預金」や「SCBマルチコーラブル預金」と同様に期限前償還特約付であったが、預金商品で取り扱っていなかった期間15年、20年という超長期の商品であり、各年度末における取引金庫数・残高は、30年度：25金庫・334億円、令和元（2019）年度：26金庫・652億円となった。

なお、2年4月6日からは、「SCBコーラブル信託」のマルチ型の期間に5年、7年、10年を加え、商品性を拡充した。

（注）合同金信は、「SCBコーラブル信託」の運用管理を行う「器（うつわ）」の機能を有しており、特約付ローン（信託財産）で資金を調達し、日本国債または信金中金預金で運用を行う。

ハ．信託受益権の譲渡

信金中金は、平成29（2017）年9月27日に自己信託業に係る登録(注)を行い、貸付債権を自己信託し、発生した信託受益権を分割して、信用金庫に譲渡するスキーム（図2-2-5）を構築した。

譲り受ける側の信用金庫にとって、信託受益権は資金運用商品の一つであり、11月30日、当該スキームを活用したはじめての案件を組成した。

この取組みは、毎年度実施し、その実績は29年度：174件・276億円、30年度：183件・335億円、令和元（2019）年度：236件・481億円となった。

図2-2-5　信託受益権の譲渡スキーム

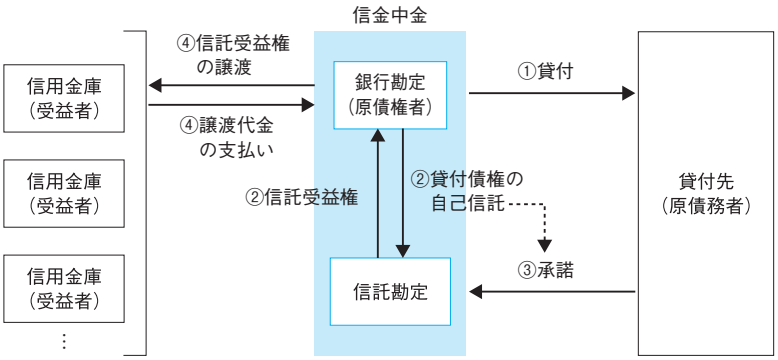

（注）自己信託を活用した信託の受益権を50人以上の者に取得させる場合は、信託業法第50条の2に基づき、内閣総理大臣の登録を受ける必要がある。

2. 信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート

(1) 個　　人

イ. しんきんiDeCo

信金中金では、平成13（2001）年10月1日の確定拠出年金法施行にあわせ、営業推進部に年金センターを設置し、確定拠出年金業務に必要なインフラを信用金庫業界で共有する「業界共同スキーム」[注1]の提供を11月から開始した[注2]。また、15年2月には、投資信託の窓口販売（以下「投信窓販」という。）業務を行っていない信用金庫を対象として、信金中金に顧客を取り次ぐ「取次スキーム」[注3]を提供した。これら業界共同スキームおよび取次スキーム（以下「既存スキーム」という。）は、27年度末の時点で73金庫が活用していた。

こうしたなか、老後の資産形成に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が28年6月3日に公布（29年1月1日施行。一部を除く。）された。これに伴い、個人型確定拠出年金の加入者範囲が拡大され、国民年金第3号被保険者（専業主婦等）、企業年金加入者[注4]、公務員等共済加入者も加入できるようになるなどの制度改正が行われた。また、「確

信金中金のiDeCoへの取組みを報じる新聞記事
（日本経済新聞　令和元年9月25日）

定拠出年金普及・推進協議会」により、個人型確定拠出年金の愛称公募が行われ、28年9月16日に「iDeCo（individual-type Defined Contribution pension plan・イデコ）」と決定された。

29年1月の加入者範囲の拡大以降、iDeCoの加入者数が急増[注5]するなか、既存スキームを活用して積極推進を検討する信用金庫が増える一方、加入者増加に伴う受付業務（帳票記入内容の精査および不備への対応等）の負担増加を避けるため、他社への顧客紹介を検討する信用金庫も増えていた。さらに、既存スキームは、①コールセンターにフリーダイヤルがなく、平日夜間・休日の対応をしていない、②Webに加入者専用ページがないなど他社と比較して機能面で差があった。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、個人型確定拠出年金「しんきんiDeCo」（表2-2-5）の取扱いを令和元（2019）年10月1日から開始した。「しんきんiDeCo」では、既存スキームにおいて信用金庫が担っていた運営管理機関[注6]の役割を信金中金が担うとともに、ノウハウをもつ外部業者[注7]にコールセンター・Webサイトの運営等を委託した。これにより「しんきんiDeCo」は、信用金庫の事務負担を軽減し、信用金庫が加入者獲得に注力できる仕組みとなり、信用金庫が営業基盤の拡充および預かり資産業務の強化策として活用することが可能となった。

なお、「しんきんiDeCo」では、信用金庫が投資信託の商品提供機関となる「冠プラン」と、信金中金が投資信託の商品提供機関となる「共通プラン」の2プランを用意し、初年度である元年度は、22金庫が「冠プラン」を、9金庫が「共通プラン」を取り扱った。また、「しんきんiDeCo」を取り扱った信用金庫のうち、5金庫がiDeCoをはじめて取り扱う信用金庫であり、「しんきんiDeCo」は、個人型確定拠出年金業務への新規参入に資するものとなった。

表2-2-5　しんきんiDeCoの概要

	新規スキーム（しんきんiDeCo）		既存スキーム
	冠プラン（※1）	共通プラン	
運営管理機関	信金中金	信金中金	信用金庫 （取次スキームは信金中金）
商品提供機関（※2）	信用金庫	信金中金	信用金庫 （取次スキームは信金中金）
コールセンター、Webサイトの運営	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社 （略称：J-PEC）		信金中金
受付業務	信用金庫またはJ-PEC （信金中金が委託）		信用金庫

※1．同プランの取扱いは、投信窓販業務の取扱いが前提
※2．預金の商品提供機関は信金中金、保険の商品提供機関は保険会社

（注1）「業界共同スキーム」は、①信用金庫業界のレコードキーピングについて、信金中金が業界を代表してレコードキーピング会社に出資する、②信用金庫が企業に対して行う年金コンサルティングや従業員に実施する運用商品の提示・説明について、信金中金がサポートする、③年金加入者からの照会対応のため、信金中金にコールセンターを設けるなど業務で必要なインフラ等を信用金庫業界で共有するスキーム

（注2）企業型については平成13年11月、個人型については14年2月から信用金庫に提供

（注3）「取次スキーム」は、確定拠出年金の個人型のみを対象として、信用金庫が信金中金に顧客を取り次ぐスキーム。信用金庫は投信の販売を行わず、確定拠出年金制度加入等に係る書類の受付業務および顧客に対する投資教育のみを行った。

（注4）企業型確定拠出年金の加入者については、企業型年金規約で個人型確定拠出年金制度に加入できることを認めている場合のみ

（注5）iDeCoの加入者数は次のとおり。

（単位：人）

	平成28年12月時点	29年3月時点	30年3月時点	31年3月時点
第1号加入者	77,249	85,075	120,144	148,326
第2号加入者	229,065	339,649	710,381	1,024,319
第3号加入者	－	6,205	23,198	37,392
合計	306,314	430,929	853,723	1,210,037

（備考）国民年金基金連合会資料

（注6）運営管理機関は、加入者等のために確定拠出年金制度の運営・管理等を行う機関で、具体的には、各プランの設定、運用商品の選定、当該運用商品に係る情報の提供等を行う。

（注7）三井住友銀行グループのジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社に委託

ロ．しんきん預かり資産ナビ

金融庁は、「平成28事務年度金融行政方針」において、「家計における長期・積立・分散投資の促進」および「金融機関等による顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の確立と定着」を掲げ、国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れをつくろうとしていた。一方、信用金庫の投信窓販残高は緩やかに増加していたものの、信用金庫ごとにみると偏りがみられていた[注1][注2]。信金中金では、投信窓販業務の課題を探るため、信用金庫から「顧客との手続」「営業店の事務負担」「本部の事務負担」「商品ラインナップ」「人材育成」などについて幅広くヒアリングを行うとともに、他業態の業務システムの調査等を進めた。その結果、営業活動に付随して発生する紙ベースによる膨大かつ煩雑な業務フローが推進活動の妨げになっている実態などが浮き彫りになった。また、他業態では事務負担軽減に資するシステムの導入が一般的になっていた。

こうした状況を踏まえ、「しんきん預かり資産ナビ」（以下「しんきん預ナビ」という。）の導入を中心とした信用金庫の投信窓販業務推進態勢の整備[注3]を進めた。

「しんきん預ナビ」は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キヤノンMJ」という。）が開発した投資商品販売システムを、キヤノンMJと信金中金が連携し、信用金庫の実務に即した仕様に開発したものであった。平成30（2018）年7月2日から提供を開始[注4]し、令和元（2019）年8月1日には「しんきん預ナビ」と投信窓販共同システム[注5]とのデータ連携を行った。

信用金庫は、「しんきん預ナビ」を利用することにより、①コンプライアンス態勢の強化（金融商品取引法等に定める顧客保護ルールの遵守、商品提供から契約手続までの円滑化等）、②事務効率化および事務負荷の軽減（取引記録や帳票の電子化等による事務効率化、申込書類への記入負荷の軽減等）、③顧客対応力の向上（パソコン・タブレットを活用した顧客への提案等）などが可能となった。

なお、「しんきん預ナビ」は、30年度：11金庫、元年度：21金庫が導入した。

（注1）取次販売方式による投信窓販取扱実績は次のとおり。

（単位：万件、億円）

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
信用金庫数（年度末）	196	197	195	189
販売件数	83	110	153	198
販売額	2,725	2,911	2,813	3,097
総資産残高（年度末）	8,837	8,650	9,263	7,864

（注2）平成27年度末時点で投信窓販残高（取次販売方式）10億円未満の信用金庫の割合は、取次方式採用金庫全体の5割弱を占めていた。

（注3）態勢整備においては、信金中金が信用金庫に対して実施している研修の大幅見直しも実施した。詳細は、後編第3編第2章第2節2.（1）ハ. 研修体系の変更による信用金庫の投信窓販業務推進態勢の強化を参照

（注4）「しんきん預ナビ」のサービス提供主体はキヤノンMJであり、信用金庫は取引件数に応じた利用料をキヤノンMJに支払う。

（注5）SSCが運営・管理するシステムで、信用金庫が共同利用形態で使用している。同システムでは、信用金庫が入力したデータに基づき、顧客口座管理、約定管理、資金決済、帳簿書類等の作成等を集中処理している。

ハ. 研修体系の変更による信用金庫の投信窓販業務推進態勢の強化

信金中金では、信用金庫の投信窓販業務推進に係る人材育成およびノウハウ共有を支援するため、信用金庫職員向け研修を実施していたが、投信窓販業務への取組みを積極化する信用金庫が増えるなか、より多くの信用金庫職員に研修機会を提供する必要があった。

こうした状況を踏まえ、平成29（2017）年度に投信窓販業務推進に係る研修体系を大幅に変更した(注1)（表2-2-6）。

主な変更内容は、3点であった。1点目は、信用金庫で行う基礎知識習得に係る研修の講師を営業店職員が担当したことであった。これまでは本部職員が講師を担当していたが、15の国内営業店職員が講師となることにより、機動的な研修開催が可能となった。2点目は、研修の新設であり、人材育成支援や信用金庫間でのノウハウ共有に資する研修を新たに設置した(注2)。3点目は、研修開催地を増加させたことであった。これまで、先進事例や制度改正内容などを紹介する「預かり資産業務推進研修」は東京のみで開催していたが、遠方の信用金庫のなかには参加が難しい信用金庫もあり、同研修を大阪でも

開催した。

表2-2-6　平成29年度における研修体系の主な変更内容

支援内容		対 象 者	主な変更点	
			変更前（平成28年度）	変更後（29年度）
人材育成支援	基礎知識習得支援	全職員	【投信窓販研修】 信金中金本部職員が講師となり、信用金庫で研修を実施	【基礎研修】 信金中金営業店職員が講師となり、外部業者作成研修DVDを活用して信用金庫で研修を実施
	顧客提案方法習得支援	本部販売専担者	【ゼミ形式集合研修】 信用金庫から実施の要望がある都度、不定期に信金中金本店で研修を実施	【販売専担者研修】 定期的に信金中金本店で研修を実施
	OJTスキル習得支援	本部OJT専担者	（新設）	【OJT専担者研修】 信金中金本店および大阪支店で外部講師による2回セットの研修を実施
	本部基礎実務習得支援	新任本部役職者	（新設）	【新任本部役職者基礎研修】 信金中金本店で研修を実施
ノウハウ共有支援		本部役職者	（新設）	【本部役職者研修・情報交換会】 信金中金営業店で研修・情報交換会を実施
		役員・部長	【預かり資産業務推進研修】 信金中金本店で研修を実施	【預かり資産業務推進研修】 信金中金本店および大阪支店で研修を実施

（注1）研修体系は、平成30年度以降も毎年見直しを行った。
（注2）OJTを通じて顧客提案スキルを有する職員を増やすための「OJT専担者研修」、投信窓販推進に係る各種施策の企画を担当する本部役職者を早期に育成するための「新任本部役職者基礎研修」、他金庫事例や最新情報の情報収集、信用金庫同士のネットワーク構築のための「本部役職者研修・情報交換会」を新設

ニ．高齢者の財産管理業務に係る支援

これまで株式会社山田エスクロー信託（以下「山田エスクロー信託」という。）等と連携して、信用金庫の遺言・相続関連業務をサポートしていた(注1)が、高齢化社会の進展に伴い、信用金庫の顧客が求めるサービスは、遺言・相続にとどまらず、認知症等判断能力の低下に備えた高齢者の財産管理に関するものにまで拡大していた。

こうした状況を踏まえ、高齢者の財産管理に関する業務を行っている外部専門機関と連携し、当該機関を信用金庫に案内した。

第1弾は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(注2)（以下「リーガルサポート」という。）との連携によるものであった。その内容は、①信用金庫がリーガルサポートと協定を締結し、②信用金庫が顧客から成年後見制度に関する相談を受けた際に、当該顧客をリーガルサポートに取り次ぐスキーム（図2-2-6）であり、平成31（2019）年1月24日に信用金庫に案内した。

図2-2-6　リーガルサポート取次スキーム

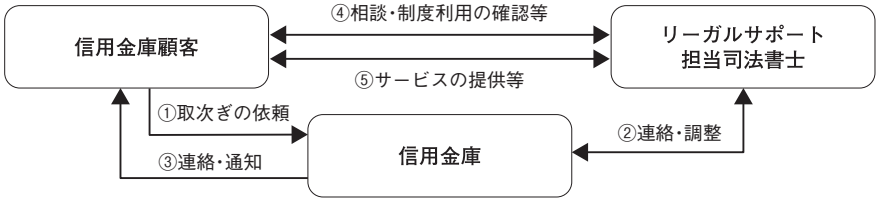

第2弾として、民事信託のコンサルティング業務を行う、ほがらか信託株式会社(注3)（以下「ほがらか信託」という。）および税理士法人レガシィ(注4)（以下「レガシィ」という。）と業務提携を行った。民事信託（図2-2-7）は、委託者の財産の所有権が受託者に移転するため、信託契約締結後に委託者の判断能力が低下したとしても、引き続き受託者が信託目的に沿って、信託財産の処分・運用ができた。このため、成年後見制度よりも柔軟な財産管理手法であるとして注目されていた。

図2-2-7　民事信託イメージ

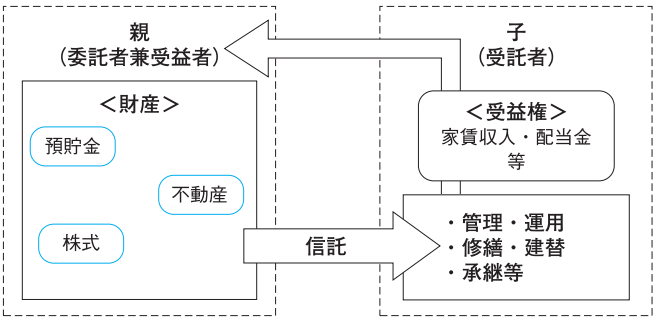

民事信託コンサルティング業務は、遺言・相続関連業務の既提携先である山田エスクロー信託も取扱いを開始したことから、31年3月、ほがらか信託、レガシィおよび山田エスクロー信託による民事信託コンサルティング業務（図2-2-8）の案内を信用金庫に行った(注5)。信用金庫は、これら外部専門機関を利用することにより、①高齢者の財産管理に係る課題解決策の提案、②高齢者本人のみならず、信託受託者となる本人の親族（次世代の顧客）との取引の実現などが可能となった。また、成約実績に応じた外部専門機

図2-2-8　民事信託コンサルティング業務に係る連携スキーム

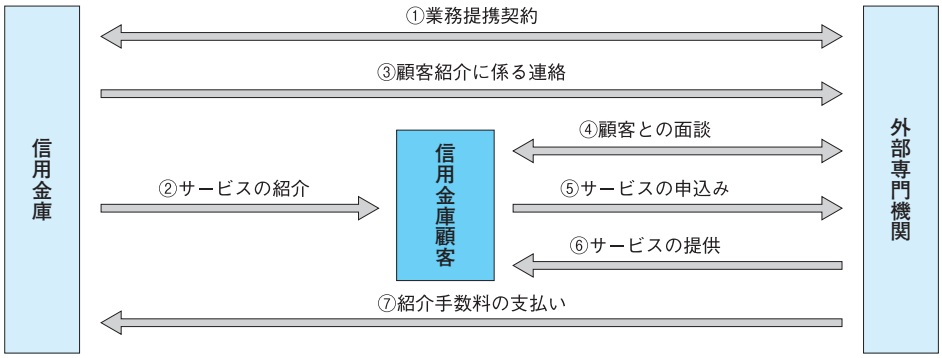

関からの紹介手数料も受領することができた。

なお、これら外部専門機関との連携実績は、表2-2-7のとおりであった。

表2-2-7　成年後見制度および民事信託等に係る外部機関との連携金庫数

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
リーガルサポート	－	－	22	33
ほがらか信託	－	－	8	15
レガシィ	－	－	5	11
山田エスクロー信託	13	16	18	18

（備考）年度末累計。なお、山田エスクロー信託には、遺言・相続関連業務に係る業務提携金庫を含む。

（注1）後編第1編第2章第2節2.（1）ロ. 相続関連業務の支援および後編第2編第2章第2節2.（1）ロ. 相続関連業務の支援を参照
（注2）成年後見制度の普及と成年後見人の養成・供給を目的として、日本司法書士会連合会が母体となって設立された公益社団法人
（注3）弁護士法人中村綜合法律事務所が母体となって設立された管理型信託会社
（注4）相続税申告業務の取扱いについて日本最大規模の実績がある税理士法人
（注5）サービス提供可能エリアが限られているため、信用金庫への案内は個別に行った。

ホ．株式会社SBI証券と連携した金融商品仲介スキーム

社会保障への不安等から、将来の備えとなる資産形成の重要性が高まるなか、個人顧客の多様な資産運用ニーズに対応するため、運用に関する商品や販売チャネルの拡充を図ることは、信用金庫にとっても重要なテーマとなっていた。特に、若年層を中心にインターネット取引が増加するなか、当該販売チャネルへの対応の重要度が高まっていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、平成31（2019）年1月7日、ネット証券最大手の株式会社SBI証券（以下「SBI証券」という。）と「金融商品仲介業務等に関する基本合意書」を締結し、インターネットによる金融商品仲介業務への参入を目指す信用金庫をサポートするスキーム（図2-2-9）の取扱いを開始した。

図2-2-9　SBI証券と連携した金融商品仲介スキーム

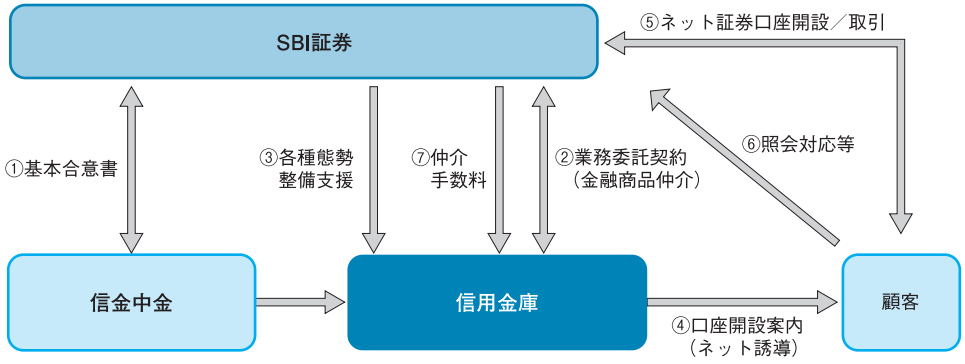

金融商品仲介業務の開始・運営にあたっては、信用金庫において内部管理態勢等の整備が必要であったが、同スキームでの信金中金とSBI証券のサポート(注)を活用することにより、負担軽減を図ることができた。また、業務開始後は、SBI証券から顧客向けセミナーの開催など顧客向けプロモーションのサポートを受けることができ、株式や外国債券といった窓販業務では取り扱うことができない商品を提供し、個人顧客の資産運用ニーズに幅広く対応することが可能となった。

（注） 金融商品仲介業務の開始に向けた当局宛届出や内部規程類の見直しに係るサポート、信用金庫が自金庫のホームページ上で推奨する商品を限定できる「導入ページ」の提供等、業務面・システム面の両面でのサポートを実施

へ. 大和証券株式会社と連携した金融商品仲介スキーム

金融商品仲介業務でのSBI証券との連携に続き、令和2（2020）年3月10日からは大和証券株式会社（以下「大和証券」という。）と連携した金融商品仲介スキーム（図2-2-10）の取扱いを開始した。

同スキームは、SBI証券と異なり、信用金庫が顧客に勧誘や商品説明等を行い、注文等を大和証券に取り次ぐ対面型の金融商品仲介スキームであった。地方銀行が運用商品や販売チャネルの拡充を図り、個人顧客の資産形成に係る多様なニーズに対応することで高齢者の囲い込みを強化するなか、同スキームは、証券会社の経営資源を活用し、対面によって高齢者層を中心とした資産運用ニーズへの対応を可能とするものであった。

また、同スキームでは、信金中金および大和証券が態勢整備に関する各種サポートを実施した。

図2-2-10　大和証券と連携した金融商品仲介スキーム

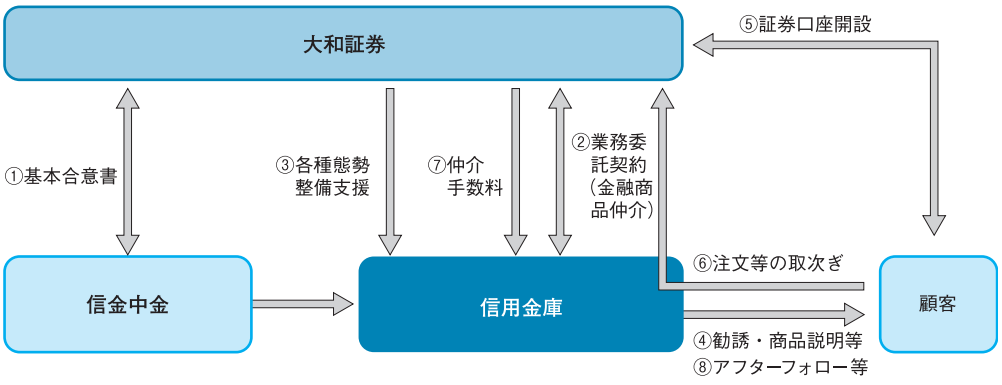

ト．信託業務

（イ）しんきん相続信託「こころのバトン」およびしんきん暦年信託「こころのリボン」

高齢化の進展や相続税の課税強化等を背景として、信託機能を活用した相続関連商品へのニーズが高まりつつあるなか、信用金庫における個人顧客との取引深耕や顧客基盤の強化に資するため、平成29（2017）年1月23日の信託業務の取扱開始と同時に、信用金庫業界独自ブランドの個人向け信託商品として、「しんきん相続信託『こころのバトン』」（以下「こころのバトン」という。）および「しんきん暦年信託『こころのリボン』」（以下「こころのリボン」という。）（図2-2-11）の取扱いを開始した(注1)。

「こころのバトン」は、契約者に相続が発生した場合、あらかじめ指定された受取人が複雑な相続手続を経ずに、迅速に資金を受け取れる商品であった(注2)。「こころのリボン」は、贈与税の非課税枠（受贈者1人あたり110万円）を活用した毎年の生前贈与手続をサポートする商品で、信金中金が書面等のやりとりを通じて贈与の受諾の意思確認や贈与金の振込みを行うものであった。

また、両商品とも、信託契約代理店となる信用金庫の媒介により、信金中金が信用金庫顧客と信託契約を締結し金銭信託を受け入れるもので、預金保険の対象となり、元本保証されていた。

信用金庫にとっては、両商品の活用により、①現役世代との取引を通じた次世代顧客との関係構築、②資金受取りをきっかけとした次世代顧客との複合取引の推進、③信用

図2-2-11　「こころのバトン」および「こころのリボン」スキーム

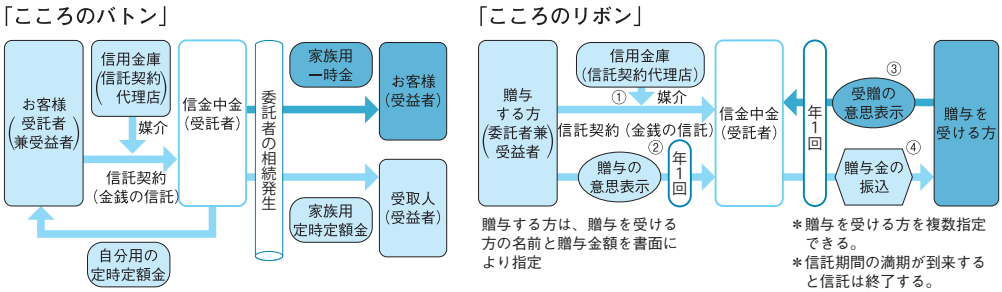

表2-2-8　「こころのバトン」等取扱状況

（単位：件、億円）

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
信託契約代理店信用金庫数		60	137	158	166
しんきん相続信託「こころのバトン」	取扱件数	10	875	2,532	3,622
	取扱金額	0	26	68	105
しんきん暦年信託「こころのリボン」	取扱件数	11	390	1,048	1,799
	取扱金額	1	39	118	205

（注）件数、金額は累計

金庫ブランドによる金利以外の付加価値商品の取扱いによる地域でのプレゼンス向上などの効果が期待できるものであり、信託契約代理店となる信用金庫数、取扱状況とも毎年拡大した（表2-2-8）。

（注1）両商品の名称・愛称は、信金中金職員からアイディアを募集し決定された（商標登録済み）。なお、「バトン」は次世代に引き継ぐこと、「リボン」は贈り物であることを示しており、「こころ」は気持ちが込められていることを表現している。
（注2）受取方法は、2通り（一時金・定時定額）から指定可能なほか、契約者自身が生前に定時定額で受け取ることも選択できた。

（ロ）信託契約代理店への支援

信金中金では、平成28（2016）年7月に全国で開催した「信託業務説明会」の結果等を踏まえ、信用金庫の信託業務取扱開始希望時期等に応じ、信託契約代理店登録、有資格者育成のための信託業務研修等に係る支援を実施した。

信用金庫が財務局長を経由して内閣総理大臣宛に行う信託契約代理店登録は、「信託会社等に関する総合的な監督指針(注)」で所属信託兼営金融機関が代理人となって行うことが可能であるため、信金中金が信託兼営認可の取得後に代理申請を行った。

また、信託契約代理店となり、その業務を運営するためには、「信託業務等に関する知識を有する者」や「信託関係法令に関する知識を有する者」を配置する必要があり、信金中金ではこれを支援するための研修を多数実施した（表2-2-9）。

さらに、個人向け信託業務推進の参考となる情報を共有するため、29年4月から「信託業務ニュース」を発行するとともに、30年10月からは「信託契約代理店会議」を毎年開催した。

表2-2-9　信託業務研修等の実績

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
信託業務研修	開催回数	67	146	90	123
	参加金庫数	86	106	70	78
	参加人数	6,454	11,673	4,606	5,499
信託関連法令研修	開催回数	9	6	13	9
	参加金庫数	110	19	14	9
	参加人数	250	136	230	65

（注）「信託会社等に関する総合的な監督指針」の「10-2-2　登録申請に係る代理申請について」

（ハ）専業信託銀行と連携した再委託スキームの構築および同スキームによる国民年金基金加入勧奨業務

信金中金では、信託契約代理店を通じた信用金庫の顧客向け商品である「こころのバ

トン」「こころのリボン」に続く商品・サービスを提供するため、三菱UFJ信託銀行（以下「MUTB」という。）との連携により新たに「再委託スキーム」を構築し[(注1)]、令和元（2019）年6月3日から、資産形成分野の商品である「国民年金基金[(注2)]加入勧奨業務」の取扱いを開始した。

「再委託スキーム」は、信用金庫がMUTBの代理店である信金中金との間で再委託契約を締結することにより、MUTBの併営業務[(注3)]の商品・サービスを再委託先として顧客に提供することが可能となるものであった。また、「再委託スキーム」により取り扱う「国民年金基金加入勧奨業務」は、信用金庫がMUTBの再委託先として国民年金基金の加入資格を有する顧客に勧誘・説明し、顧客から徴求した加入申出書の内容確認およびとりまとめを行ったうえで、信金中金およびMUTBを通じて全国国民年金基金へ取り次ぐものであった。

国民年金基金の新規加入者の約6割は30～40歳代であり、信用金庫においては、掛金の引落口座を通じた現役世代との接点獲得や将来の年金口座の獲得が期待できるほか、単独で信託銀行の代理店となって同業務を取り扱う負担を軽減しつつ、委託手数料を収受できることとなり、元年度は21金庫が取り扱った。

（注1）信用金庫は、信用金庫法第53条第3項の「その他の付随業務」として取り扱うため、当局への登録手続は不要であった。また、信託銀行の代理店となる場合に通常必要となる業務方法書の変更（信託銀行の名称の追加）も不要であった。当局とも協議し、顧客保護の観点から信金中金の信託契約代理店でのみ取り扱うスキームとした。
（注2）自営業やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者を対象に、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする確定給付の公的な年金制度
（注3）金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項第3～7号に掲げる業務であり、例えば、国民年金基金加入勧奨業務や遺産整理業務等の業務がある。なお、再委託スキームでは、国民年金基金加入勧奨業務に続き、遺産整理業務・簡易型遺産整理業務を取り扱う予定とした。

チ．信用金庫団体信用生命保険制度の運営

（イ）信用金庫団体信用生命保険制度の再見直し

信用金庫団体信用生命保険制度（以下「信用金庫団信制度」という。）は、制度創設以降、全信用金庫一律の保険料率を適用してきたが、信用金庫ごとの利用状況に差異が生じ、信用金庫間の保険料負担格差が拡大したことから、平成27（2015）年1月に保険料率算定方法を見直し、個別信用金庫の加入者構成年齢に基づく保険料率（以下「個別料率」という。）を50％反映することとした[(注1)]。しかし、信用金庫間の保険料負担格差は依然として残っており、信用金庫団信制度の持続・安定的運営を図るため、保険料率算定方法の再見直しを検討する必要があった。

こうした状況を踏まえ、保険料負担格差を完全に解消するため、個別料率を100％反

映する算定方法への見直しを、31年1月16日に機能拡充委員会（理事長の諮問機関）で審議した後、1月30日開催の理事会で報告し、2月から全国の信用金庫に対して説明を行った。併せて、信用金庫団信制度の商品性向上のため、①夫婦連生(注2)の導入、②リビング・ニーズ特約(注3)の導入、信用金庫団信制度の活性化のため、①加入手続のWeb化による利便性の向上(注4)、②しんきん保証基金との連携強化などを行う旨を報告した。

信用金庫団信制度の改正のうち保険料率算定方法の見直しは、令和元（2019）年7月30日開催の理事会に付議して決定し、2年1月から適用した。また、信用金庫団信制度の商品性向上に係る夫婦連生およびリビング・ニーズ特約は、元年6月から導入した(注5)。

（注1）後編第2編第2章第2節2.（1）ハ.（イ）信用金庫団体信用生命保険制度の見直しを参照
（注2）連帯債務者の夫婦それぞれに対して債務全額の付保を可能とする取扱い
（注3）余命6か月以内と判断されたとき、保険金（債務残高全額）が支払われる特約
（注4）後編第3編第2章第2節2.（1）チ.（ハ）だんしん申込ダイレクトを参照
（注5）信用金庫団信商品のうちがん団信については、平成30年5月の取扱開始時にリビング・ニーズ特約を導入済み

（ロ）がん団信および団信への夫婦連生の導入

信用金庫団信制度では、これまで死亡・高度障害を保障対象とした「一般団信」、保障対象を3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に拡大した「3大疾病団信」および生活習慣病や怪我等による就業不能状態も保障対象とした「団信就業（就業不能保障保険(注1)）」を導入し、継続的に商品性の拡充を図ってきた。

こうしたなか、平成29（2017）年8月に実施した「導入希望商品」のアンケートでは、がんの保障に特化した団信に対するニーズが高く、30年5月から「信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険」（以下「がん団信」という。）の取扱いを開始した。

「がん団信」は、所定のがんと診断確定されたときなどにローン残高相当額の保険金が支払われるものであり、対象となるローンは、住宅ローンだけではなく、フリーローンなど事業性資金を除くすべてのローンであった。さらに、「がん団信」には、アンケートで要望のあった、生前給付を可能とする「リビング・ニーズ特約(注2)」を付した。

また、令和元（2019）年6月1日からは、信用金庫団信制度のさらなる商品性向上のため、「一般団信」、「3大疾病団信」、「団信就業（就業不能保障保険）」および「がん団信」のすべての団信について、連帯債務者の夫婦それぞれに対して債務残高全額の付保を可能とする「夫婦連生」を導入した。

（注1）後編第2編第2章第2節2.（1）ハ.（ロ）団信就業（就業不能保障保険）の導入を参照
（注2）一般団信、3大疾病団信、団信就業（就業不能保障保険）についても令和元年6月1日以降の融資実行分から付した。

（ハ）だんしん申込ダイレクト

信用金庫団信制度では、保険加入申込者に告知事項がある場合などには、信用金庫が関係書類を保険会社に郵送し、事前の加入審査である「事前査定」の手続を経る必要があった。しかし、郵送での手続であるため、①査定期間の長期化、②郵送に係る事務負担やコストの発生、③書類紛失リスクの懸念などの課題があった。

こうした状況を踏まえ、事前査定手続をWebで行う「だんしん申込ダイレクト」の取扱いを令和2（2020）年3月2日から開始した。

「だんしん申込ダイレクト」は、インターネット上の専用サイトにスキャニングした関係書類をアップロードすることにより、事前査定手続を依頼するものであった。郵送による課題が解消されたことに加え、随時、保険会社による査定状況を確認することができ、迅速な顧客対応を行うことも可能となった。

（2）中小企業

イ．中小企業への取組みに係る支援

（イ）創業・育成支援

平成27（2015）年4月1日から提供を開始した「医療・介護分野向け融資参入サポート

表2-2-10　医療・介護分野向け融資参入サポートプログラムの概要

<table>
<tr><th colspan="2">コース名</th><th colspan="2">内　容</th><th>期　間</th><th>対　象</th></tr>
<tr><td colspan="2">①個別相談</td><td colspan="2">・医療・介護分野向け融資案件に係る個別相談に対応
・診療所等の開業・再生支援等専門性が高い分野については、外部専門機関と連携し対応</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">②商圏分析・事業計画検証コース</td><td colspan="2">商圏分析手法やケーススタディを用いた事業計画検証方法に加え、医療・介護制度動向に係る知識を習得するコース</td><td>半日</td><td>信用金庫
本部職員</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業性評価コース</td><td rowspan="2">③診療所</td><td>基本講座</td><td>医療分野の基礎知識および融資推進・経営支援に係る知識・ノウハウを講義形式で習得するコース</td><td rowspan="4">【基本講座】
各半日

【基本講座】
＋
【実践ワーク】
各1日</td><td rowspan="5">信用金庫
本部・営業店
職員</td></tr>
<tr><td>実践ワーク</td><td>「基本講座」と併せて、診療所（開業間もない架空の先）を題材とした模擬コンサルティングを実施するコース</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④介護サービス</td><td>基本講座</td><td>介護分野の基礎知識および融資推進・経営支援に係る知識・ノウハウを講義形式で習得するコース</td></tr>
<tr><td>実践ワーク</td><td>「基本講座」と併せて、デイサービス（開設を予定している架空の先）を題材とした模擬コンサルティングを実施するコース</td></tr>
<tr><td>⑤高齢者向け住宅</td><td colspan="2">高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、グループホーム等）を取り巻く外部環境や融資のポイントを講義形式で習得するコース</td><td>半日</td></tr>
</table>

プログラム[注1]」は、提供から2年が経過した29年4月3日、「診療所事業性評価コース」と「介護サービス事業性評価コース[注2]」に、融資推進や経営支援等に関する知識・ノウハウを習得するための「基本講座」を新設した[注3]。

また、事業計画の検証ポイントなど、個別融資案件に関する照会が増えてきたことから、31年2月14日、新たなコースとして「個別相談」を新設した。さらに、高齢者向け住宅事業の市場拡大を踏まえ、既存の「サービス付き高齢者向け住宅事業性評価コース」の内容を拡充し、有料老人ホームやグループホーム等の事業も対象に加えた「高齢者向け住宅事業性評価コース」を提供した（表2-2-10）。

なお、同サポートプログラムは、28年度：18金庫、29年度：11金庫、30年度：15金庫、令和元（2019）年度：28金庫で実施した。

（注1）後編第2編第2章第2節2.（2）イ.（イ）c. 医療・介護分野向け融資参入サポートプログラムを参照
（注2）旧デイサービス事業性評価コース
（注3）「診療所事業性評価コース」と「介護サービス事業性評価コース」（旧デイサービス事業性評価コース）で実施していた模擬コンサルティングは、「実践ワーク」のなかで継続実施した。

（ロ）経営改善・事業承継支援

a. 経営改善支援サポートプログラム

事業性評価に基づく融資や取引先支援が求められるなか、「経営改善支援サポートプログラム[注1]」に、経営改善業務および企業の事業性評価に係る分析手法等の基礎的な講義を内容とする「事業性評価講座」を平成28（2016）年4月1日に開設した。また、同サポートプログラムで実施する「共同コンサルティング」は、実効性向上を図るため、コンサ

表2-2-11　経営改善支援サポートプログラムの概要と利用金庫数

目　的	メニュー	内　容
業務運営支援	個別案件照会	経営改善および再生の個別案件に関する照会事項に対して、参考情報等を提供
人材育成支援	事業性評価講座	座学を中心とした講座（「基礎編」「実践編①（原価分析コース）」「実践編②（提案コース）」「態勢整備編」の4コースから選択）
	経営改善支援研修	ケーススタディ型の集合研修（架空企業の事例をもとに、企業分析・SWOT分析・経営改善策立案・計画策定までの演習を実施）
	コンサルティング能力強化トレーニング	実践的な集合研修（信用金庫取引先を題材として、講師の指導のもと、財務分析とヒアリングの実践を通してコンサルティング能力の向上を図る研修）
	中小企業支援実務研修	信金中金へのトレーニー研修（信用金庫取引先を対象に、分析・調査からソリューション提案までを一連で実施）

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
個別案件照会（旧机上診断を含む。）	1	0	4	8
共同コンサルティング	1	2	2	－
事業性評価講座	66	59	17	19
コンサルティング能力強化トレーニング	5	9	21	18

ルティング実施後、定期的にフォローアップ(注2)を行うこととした。

29年7月12日には、経営改善等に関する幅広い内容の照会を受け付ける「個別案件照会」(注3)のメニューを新設した。また、事業性評価に関する人材育成や態勢整備等のニーズにきめ細かに対応するため、「事業性評価講座」を基礎編、実践編、態勢整備編に分けた。さらに、31年4月1日には、実践編を「実践編①（原価分析コース）」と、題材企業の財務分析、SWOT分析等を演習形式で行う「実践編②（提案コース）」とに分け、内容の充実を図った（表2-2-11）。

（注1）後編第2編第2章第2節2.（2）イ.（ロ）d. 経営改善支援サポートプログラムを参照
（注2）平成28年度以降に実施する「共同コンサルティング」では、①信用金庫は、コンサルティングでの提案内容の実効性を確保するため、施策の定着状況や数値目標の達成度合い等のモニタリングを定期的に実施する、②信金中金は、一定期間経過後、信用金庫とともにコンサルティング対象企業を訪問のうえ施策実施状況等について確認し、必要に応じて助言することとした。なお、「共同コンサルティング」は、31年4月1日、「個別案件照会」に統合した。
（注3）「個別案件照会」は、信用金庫と取引先が策定した経営改善計画に対するセカンドオピニオンを提供する「机上診断」をリニューアルし、内容を拡充したもの。なお、平成31年4月1日からは、再生支援に関する照会にも対応することとした。

b. 事業承継ホットライン

「事業承継支援サポートプログラム」(注1)等を通じて、信用金庫の事業承継支援態勢づくりをサポートするなか、個別の事業承継案件に関する相談が増加していた。この要因として、税務等の専門知識が必要となる取引先からの相談が増えていることが考えられたが、地方部では、事業承継に関するスキルと経験を有する税理士等の専門家が少ないのが現状であった。

こうした状況を踏まえ、税理士法人髙野総合会計事務所（以下「髙野総合会計事務所」という。）と連携し、平成30（2018）年6月15日、信用金庫による相談対応をサポートする「事業承継ホットライン」（以下「ホットライン」という。）を開設した。ホットラインは、①信用金庫からの個別案件に関する相談、②自社株対策の検討に必要となる株価試算表

図2-2-12　ホットラインのスキーム

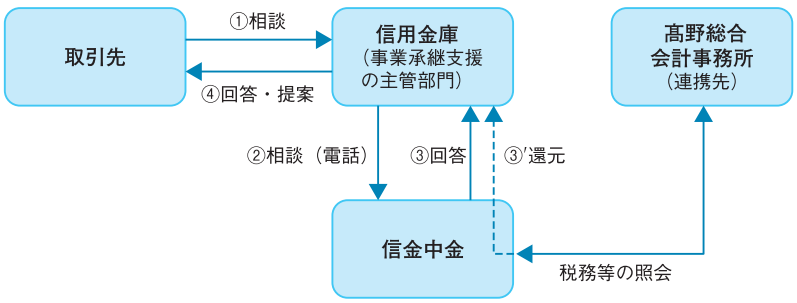

の作成・提供、③高野総合会計事務所等専門機関の紹介に対応するものであった。相談内容のうち、税務に関する事項については、信金中金が高野総合会計事務所に照会し、その結果を信用金庫に還元した（図2-2-12）。

また、令和元（2019）年8月からは、「しんきん知識の泉[注2]」に「事業承継ホットライン問合せ・回答事例」を掲載し、信用金庫業界での事業承継に係る情報共有を進めた。

なお、ホットラインの利用実績は、30年度：49金庫、元年度：75金庫となった。

（注1）後編第2編第2章第2節2.（2）イ.（ロ）b. 事業承継支援サポートプログラムを参照
（注2）後編第2編第2章第2節3.（2）しんきん知識の泉を参照

c. しんきんトランビプラス等による事業承継・M&A支援強化

信金中金では、信用金庫取引先経営者の高齢化や後継者不足が深刻化するなか、「事業承継支援サポートプログラム」の提供、「事業承継ホットライン」の設置、「M&A活用サポートプログラム」の提供、「しんきんM&Aネットワーク」の運営開始など、信用金庫による取引先の事業承継・M&Aをサポートする態勢を拡充してきた。また、「中期経営計画『SCBストラテジー2019』」（以下「SCBストラテジー2019」という。）においても、信用金庫の顧客基盤の拡充を図る観点から、事業承継・M&A支援の強化を重要施策として位置付け、取組強化を図ることとしていた。

こうした取組みの一環として、令和元（2019）年5月、信金キャピタルを通じて、国内最大級のM&Aプラットフォーム「トランビ[注1]」を運営する株式会社トランビ（以下「トランビ」という。）に出資するとともに、信金キャピタル、トランビの3者で業務提携を行った。そして、M&Aプラットフォーム「トランビ」内に信用金庫業界専用のプラットフォーム「しんきんトランビプラス」（以下「トランビプラス」という。）を構築し、2年4月1日から提供を開始した。また、「トランビプラス」を核としつつ、併せてM&A成約までの信用金庫および取引先のサポートを行うための態勢も整備した（図2-2-13）。

「トランビプラス」には、全国の信用金庫が登録した譲渡希望企業・買収希望企業の情報が掲載されおり[注2]、信用金庫は、取引先のニーズに即した相手先を検索・情報提供して、M&Aマッチングを支援することができた。さらに、情報登録は信用金庫が行うため、取引先の負担も軽減されていた。信用金庫は、情報の代理登録を行うことによる取引先

トランビと連携した取組みを報じる新聞記事
（日本経済新聞　令和2年3月25日）

図2-2-13　トランビプラスおよび信金中金グループの事業承継・M&A支援強化策の全体像

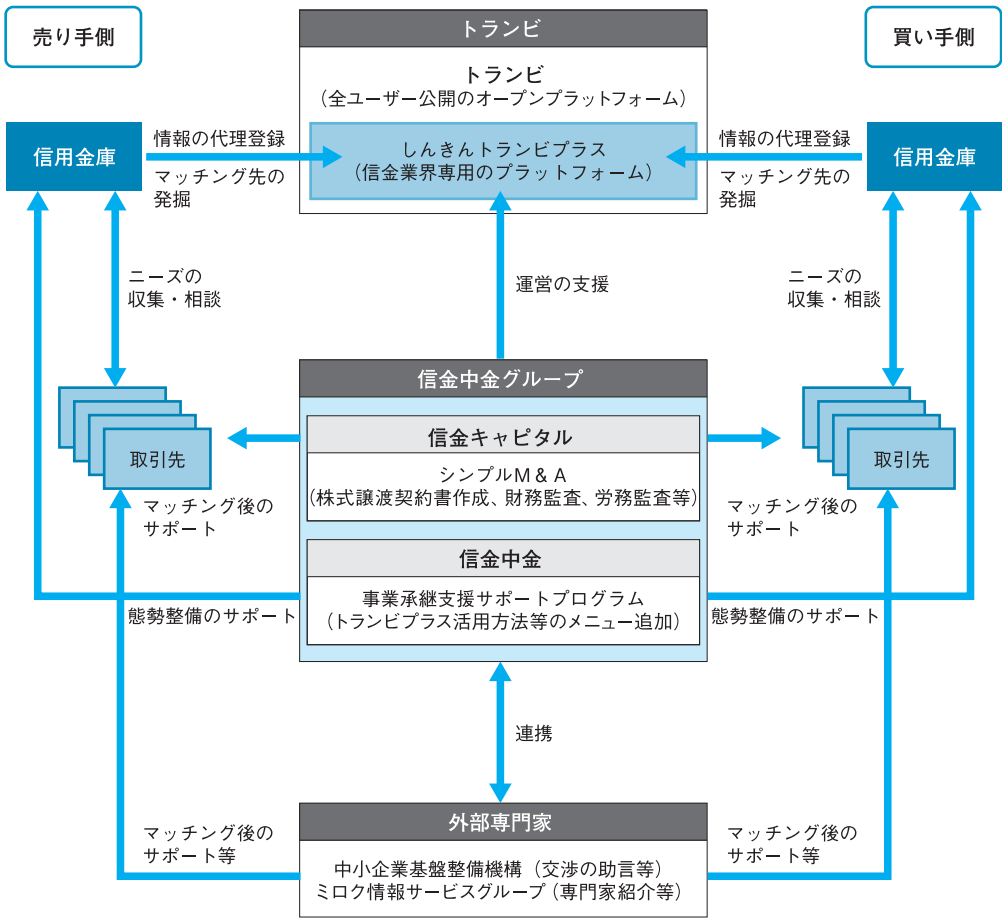

からの委託手数料等を収受することもできた。(注3)

また、「トランビプラス」を活用したM&Aマッチング後の支援態勢も構築した。通常、M&Aでは、仲介会社が譲渡希望企業・買収希望企業探しから始まるフルサービスの支援を行うため、手続費用は高額であった。この問題を解決するため、信金キャピタルは、株式譲渡契約書の作成や財務監査など、両者間の基本合意後の手続を廉価でサポートする「シンプルM&A」を提供した。

さらに、「トランビプラス」提供に先立つ2年2月10日、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）およびミロク情報サービスグループ(注4)と連携し、信用金庫および取引先が事業承継・M&Aの専門家を利用できるサービス（図2-2-14）を提供した。中小企業基盤整備機構およびミロク情報サービスグループとも、全国ネットワークを有していることから、きめ細かな対応ができることが特徴であった。(注5)

図2-2-14　外部機関との連携サービスの概要

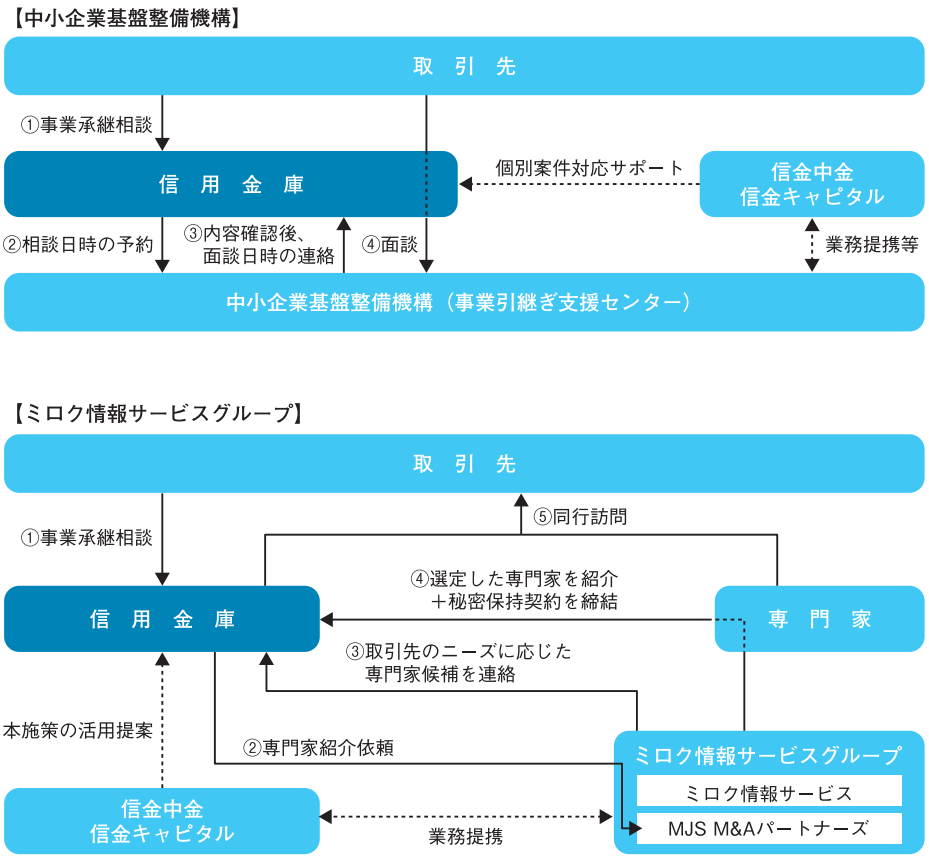

（注1）ユーザー登録数が4万件を超える（令和2年1月時点）、国内最大級のM&Aプラットフォーム
（注2）売り手側の取引先が一般公開を望めば、トランビの全ユーザーが閲覧・アプローチできる方法で情報登録することも可能。また、買い手側の取引先は、全ユーザーを選択して情報検索することにより、トランビ全体から売り手を検索することが可能
（注3）委託手数料は、信用金庫が任意に設定。このほか、トランビから情報登録に係る特典として一定額が支払われた（期限付き）。
（注4）東証1部上場の株式会社ミロク情報サービスおよびその100％出資子会社である株式会社MJS M&Aパートナーズ
（注5）中小企業基盤整備機構については、「トランビプラス」を活用してM&Aを進める際に、相手先の選定や交渉の進め方に関する助言を受けることが可能であった。

d. 事業承継およびM&Aに係るその他の対応

信用金庫取引先のM&A情報等を信用金庫業界内で共有し、マッチング機会の創出を図るため、信金中金は、信金キャピタルと連携し、平成30（2018）年4月27日、「しんきん知識の泉」に「しんきんM&Aネットワーク」ページを新設した。このページには、信用金庫間で案件情報の共有を図るため、信用金庫から信金キャピタルに寄せられたM&A案件情報（譲渡案件と買収案件のノンネームシート）を掲載し、30年度：2,642件、

令和元（2019）年度：4,534件の情報ダウンロードが行われた。(注1)

また、これまで「事業承継支援サポートプログラム」「M&A活用サポートプログラム」として別々に提供していた事業承継・M&Aに関するサポートメニュー(注2)を31年2月15日に統合し、新たに「事業承継支援サポートプログラム」として提供した。これは、取引先からの事業承継に関する相談が増加し、その内容が多様かつ複雑化することが見込まれるため、親族内（外）承継、M&Aに区分することなく、より網羅的に対応する必要からであった。

なお、「事業承継支援サポートプログラム」および「M&A活用サポートプログラム」の実績は、表2-2-12のとおりであった。

表2-2-12　事業承継支援サポートプログラム等の利用金庫数

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
事業承継支援サポートプログラム	7	12	3	10
M&A活用サポートプログラム	5	1	1	－

（注1）「しんきんM&Aネットワーク」を利用できる信用金庫は、信金キャピタルとの間でM&A仲介業務に関する協定書を締結した信用金庫
（注2）後編第2編第2章第2節2.（2）イ.（ロ）b. 事業承継支援サポートプログラムおよび同c. M&A活用サポートプログラムを参照

e. エネルギー分野向け融資参入サポートプログラム

再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成24（2012）年7月から始まり、発電設備や電力会社向け売掛債権を担保とする太陽光発電ABLの取組機運の高まりを背景に、信金中金では、「ABL導入サポートプログラム」の特別メニューとして、太陽光発電事業関連メニューを26年1月6日から提供した。(注1)

その後、太陽光発電の買取価格の低下等による他の再生可能エネルギー（バイオマス発電、中小水力発電等）への社会的関心の高まりや、28年4月からの電力小売りの全面自由化などを踏まえ、エネルギー分野全般に関する知識・融資スキルの向上に資する「エネルギー分野向け融資参入サポートプログラム」を新設した。同サポートプログラムは、信金中金がエネルギー分野全般に関する基礎知識や融資検討時の着眼点等をセミナー形式で解説する「入門セミナー」と、外部機関による「ハザードリスク診断(注2)」の2つのメニューで構成されており、28年4月25日から提供を開始した。(注3)

その後30年8月には、融資推進、審査・管理面のサポートを充実させるため、メニューの新設・拡充を行った（表2-2-13）。個別案件に関する融資審査のポイントや担保設定

手続等に係る照会の増加を踏まえ、「個別相談」メニューを新設した。また、ハザードリスク以外のリスクに対応するため、既存の「ハザードリスク診断」の内容を拡充した「事業リスク診断」を新設し、「太陽光発電設備メンテナンスリスク診断(注4)」と「木質バイオマス発電事業リスク診断(注5)」を加えた。さらに、利用件数が減少していた「入門セミナー」を廃止し、外部機関による「事業リスク勉強会」を導入した(注6)。

表2-2-13　エネルギー分野向け融資参入サポートプログラムの概要と利用金庫数

メニュー（提供者）	概　要
個別相談（信金中金）	・再生可能エネルギー事業向け融資案件に係る個別相談
事業リスク勉強会（外部機関）	・再生可能エネルギー事業に係る業界動向や事業リスク（事故事例等）とそのリスク低減策、融資検討時の着眼点等に係るセミナー形式での解説
事業リスク診断（外部機関）	・再生可能エネルギー事業に係る個別案件に係る以下のリスク診断 ①ハザードリスク診断 ②太陽光発電設備メンテナンスリスク診断 ③木質バイオマス発電事業リスク診断

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
入門セミナー	19	0	－	－
ハザードリスク診断	3	1	－	－
信金中金による個別相談	－	－	13	13
外部専門機関による事業リスク診断等	－	－	6	4

（注1）後編第2編第2章第2節2.（2）イ.（ロ）a. ABL導入サポートプログラムを参照
（注2）地震、風水災、火山噴火、落雷、積雪等
（注3）これに伴い、太陽光発電事業関連メニューは、平成28年3月末に廃止した。
（注4）「太陽光発電設備メンテナンスリスク診断」は、外部機関が設備の経年劣化による故障・変形・発火、パネルの傷、汚れなどによる発電効率の低下等のリスクを診断
（注5）「木質バイオマス発電事業リスク診断」は、外部機関が燃料保管庫での自然発火、ボイラーの付着灰による故障等のリスクを診断
（注6）平成29年4月にも「エネルギー分野向け融資参入サポートプログラム」の見直しを行っており、このときは、「入門セミナー」の実施内容を改正した。具体的には、8コース（①業界・制度動向編、②太陽光発電編、③風力発電編、④中小水力発電編、⑤地熱・温泉熱発電編、⑥木質バイオマス発電編、⑦バイオガス発電編、⑧電力小売自由化編）に分かれていたコースを1つにまとめ、エネルギー分野の基礎知識等を網羅的に解説する内容に変更した。

（ハ）生産性向上支援サポートプログラム

人手不足の深刻化や働き方改革の実施に伴う労働環境の変化等を受け、中小企業において生産性の向上が喫緊の課題となるなか、信用金庫がその支援を行うことの重要性が高まっていた。

こうした状況を踏まえ、リコージャパン株式会社（以下「リコージャパン」という。）、株式会社エフアンドエム（以下「エフアンドエム」という。）および中小企業基盤整備機

構などの外部専門機関と連携し、IT等を活用した信用金庫による取引先の生産性向上支援をサポートする「生産性向上支援サポートプログラム」(表2-2-14) の取扱いを令和2 (2020) 年1月6日から開始した。

同サポートプログラムでは、取引先の生産性向上支援に取り組む信用金庫との態勢整備等に関する意見交換、生産性向上に関する基礎知識や外部専門機関の活用方法等に関する研修を実施した。また、連携する外部専門機関は、リコージャパンがIT導入の提案・サポートおよびIT導入補助金(注1)申請支援、中小企業基盤整備機構がビジネスアプリケーション紹介サービス「ここからアプリ」の活用等に係る研修の実施、エフアンドエムがものづくり補助金(注2)の申請支援および経営力向上計画・先端設備等導入計画策定に係る支援などを行った。外部専門機関 (中小企業基盤整備機構を除く。) を利用した場合、同機関から信用金庫に一定の紹介手数料が支払われた。

なお、同サポートプログラムは、元年度に25金庫で実施した。

表2-2-14　生産性向上支援サポートプログラムの概要

メニュー	内　　容	所要時間
①態勢整備等に関する意見交換	【本部役職員との意見交換】 生産性向上支援に係る態勢整備等に関する意見交換	(電話の場合) － (訪問の場合) 1～2時間
②外部専門機関紹介	【外部専門機関紹介 】 信金中金が連携する以下の外部専門機関を紹介 ・IT　導　入　支　援：リコージャパン ・IT　導　入　支　援：中小企業基盤整備機構 ・補助金申請支援等：エフアンドエム	－
③生産性向上支援研修	【本部・営業店職員向けの研修】 ・生産性向上に関する基礎知識、外部専門機関と連携した生産性向上に向けたIT導入支援等について、座学とケーススタディによる研修 ・外部専門機関を活用する場合は、当該機関による研修も利用可	2～4時間 (内容によって個別に調整)
④経営計画策定支援研修	【営業店職員向け研修 】 事業拡大等に向けた経営計画の策定支援について、座学とロールプレイングによる研修	3時間

(注1) IT導入補助金 (正式名：サービス等生産性向上IT導入支援事業) は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズにあったITツールを導入する経費の一部を補助するもの。当該補助金申請のサポートを行うリコージャパンは、その採択数がトップクラス

(注2) ものづくり補助金 (正式名：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金) は、中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部を補助するもの。当該補助金申請のサポートを行うエフアンドエムは、その採択数がトップクラス

(二) 人材採用支援

若年層の減少や地域から都市部への人口流出等により、中小企業の人手不足が深刻化

するなか、信金中金は、平成29（2017）年11月、「しんきん知識の泉[注1]」でパーソルホールディングス株式会社[注2]（以下「パーソルホールディングス」という。）のグループ会社が運営する中途採用関連サービス「ミイダス[注3]」を信用金庫に紹介し、信用金庫による取引先の人材採用支援をサポートする取組みを開始した。

その後、「SCBストラテジー2019」に、信用金庫が人材紹介業務を直接的に手掛けるための態勢構築をサポートし、役務取引の拡大を図るとともに、地域の人手不足の解消を目指すことを掲げ、令和元（2019）年10月11日、パーソルホールディングスと業務提携を行った。そして、新たに新卒採用関連サービスや信用金庫における人材紹介業務参入のサポートを順次実施し、人材関連サービスのソリューション拡充を図っていくこととした。

業務提携日には、同日から提供を開始する新卒採用関連サービス「dodaキャンパス[注4]」と既存の「ミイダス」の内容（図2-2-15）とともに、両サービスに付した信用金庫向け特典を案内した。両サービスは、信用金庫取引先がデータベースのなかから採用したい求職者（学生）を探し、求職者に直接オファーメッセージを送る（ダイレクトリクルーティング）ものであった。信用金庫は、取引先の新卒採用・中途採用ニーズへの対応が可能となったほか、取引先の利用内容に応じて一定の紹介手数料が支払われるため[注5]、役務取引の拡大にもつながった。なお、パーソルホールディングスと業務提携契約を締結した信用金庫は、元年度末の時点で128金庫となった。

図2-2-15　パーソルホールディングスと連携した新卒・中途採用スキーム

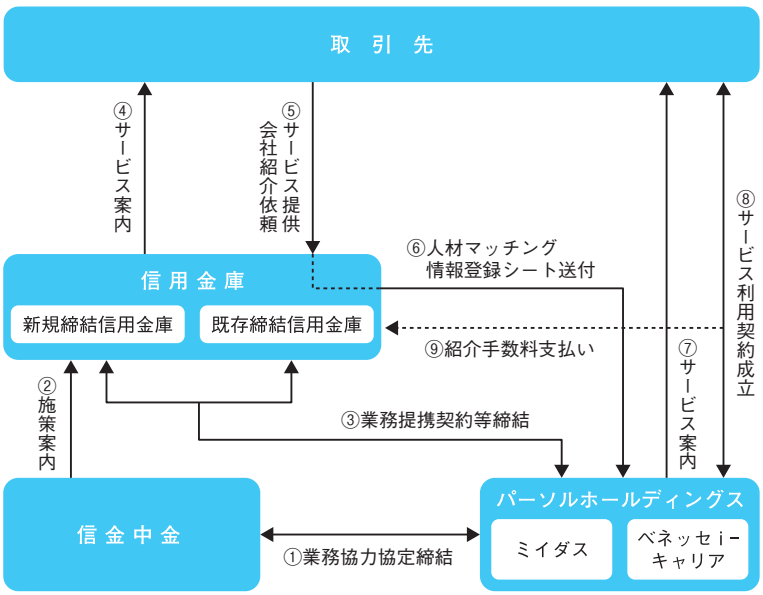

図2-2-16　人材紹介業務参入サポートの概要

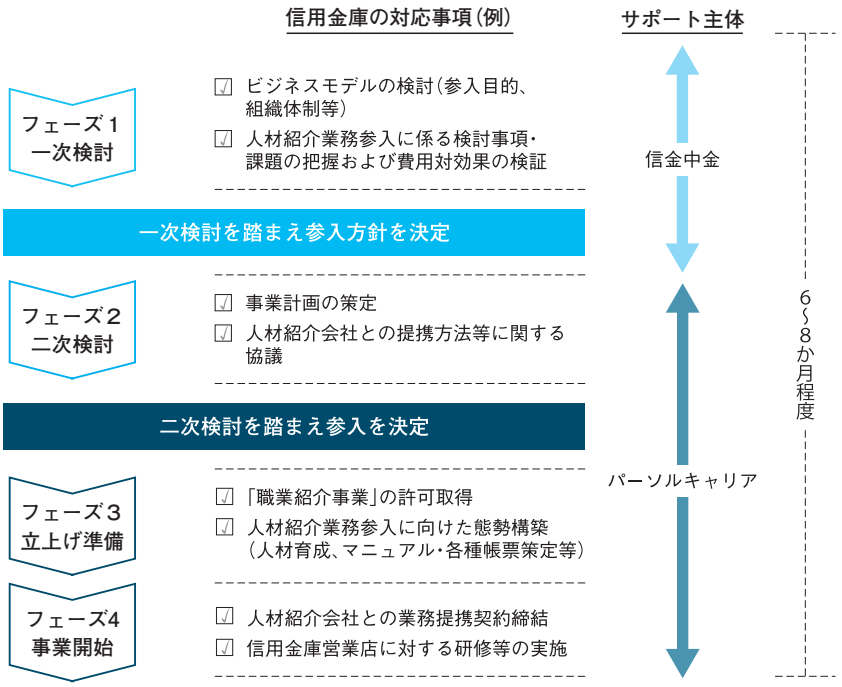

さらに、2年1月6日からは、「人材紹介業務参入サポート」（図2-2-16）の提供を開始した。

人材紹介業務は、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正(注6)により、金融機関の「その他の付随業務」に該当することが明確化されたことから、参入を検討する金融機関が増えていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、パーソルホールディングスのグループ会社であるパーソルキャリア株式会社（以下「パーソルキャリア」という。）と連携し、人材紹介業務への参入を検討している信用金庫に対する支援を開始した。

人材紹介業務は、深刻化する人手不足に直面する取引先の支援に資するものであるが、一方、信用金庫に相応の負担が発生する業務であり、業務採算の確保も容易ではなかった。このため、同業務への参入検討の初期段階では、信金中金が主体となり、取扱人材（業種、職種、年収層等）、業務範囲(注7)、採算見通しおよび組織体制等について、信用金庫と綿密な意見交換を行った。意見交換を踏まえて、信用金庫が参入方針を決定した後は、パーソルキャリアが主体となり、事業計画策定や人材紹介会社との提携方法等に関する検討や立上げ準備、事業開始までをサポートした。

なお、「人材紹介業務参入サポート」を利用した信用金庫は、元年度末の時点で14金庫となった。

（注1）後編第2編第2章第2節3.（2）しんきん知識の泉を参照
（注2）東証1部上場の大手総合人材サービス企業
（注3）中途採用関連サービス「ミイダス」は、当初、パーソルキャリアが提供していたが、平成31年4月からは、同社から分社化されたミイダス株式会社が運営することとなった。
（注4）新卒採用関連サービス「dodaキャンパス」は、パーソルホールディングスのグループ会社である株式会社ベネッセｉ－キャリアが提供
（注5）同サービス開始前に信用金庫がパーソルホールディングスと契約を締結している場合でも、信金中金スキームを利用するため、同社と変更契約を締結することにより、一定の紹介手数料を得ることができた。
（注6）平成30年3月30日改正
（注7）人材紹介業務とは、信用金庫またはその子会社が職業安定法に基づき、厚生労働大臣より「職業紹介事業」の許可を取得したうえで、人材採用ニーズを有する取引先等（求人企業）と転職等を検討する求職者の雇用関係の成立をあっせんする業務。同業務は、一般的に、①求人企業対応（求人要件を明確化し、求人票を作成）、②求職者対応（求人要件に合致する人材を探索のうえ、最適な人材を求人企業に紹介）の2つに分類される。先行参入している地方銀行の多くは、①のみを対応し、②は提携している人材紹介会社等を活用するスキームを採用していた。

ロ．海外進出等に係る支援

（イ）現地銀行との業務提携

信金中金では、信用金庫取引先の海外進出等を支援するため、アジア4か国（中国、タイ、ベトナム、インドネシア）の現地銀行7行(注1)との間で業務提携を実施してきた。

「中期経営計画『中期アクション・プログラム2016』」（以下「中期アクション・プログラム2016」という。）では、コアプラン1において、「中小企業の海外進出等への取組み」を掲げ、信用金庫取引先の海外進出状況を踏まえ、海外拠点網を拡充することとしていた。

こうしたなか、アジア地域以外では初となるバノルテ銀行（メキシコ）と平成29（2017）年1月19日に業務提携を行った。メキシコは、日墨自由貿易協定や北米自由貿易協定（当時）締結などを背景に、自動車産業を中心として大手・中堅企業による進出が増加しており、将来的に中小企業の進出拡大が見込まれる国であった。また、同行は地場資本系銀行の最大手であり、日系中小企業との取引に対しても前向きなスタンスを有する銀行であった。

3月21日にはBDOユニバンク（フィリピン）と業務提携を行った(注2)。フィリピンは、ASEAN地域において、タイ・ベトナム・インドネシアに次いで信用金庫取引先の進出が多い国であった。また、同行はフィリピン最大の商業銀行であり、フィリピン国内の銀行のなかで最大のジャパンデスクを有し、日系企業との取引にも積極的であった。

BDOユニバンクとの業務提携によって信金中金の業務提携行は9行となり、海外駐在員事務所とともに、海外進出する信用金庫取引先をサポートする態勢が整備された（図2-2-17）。

現地銀行との業務提携は、主な目的である信用金庫取引先に対する現地での円滑な金

図2-2-17　信金中金の海外ネットワーク

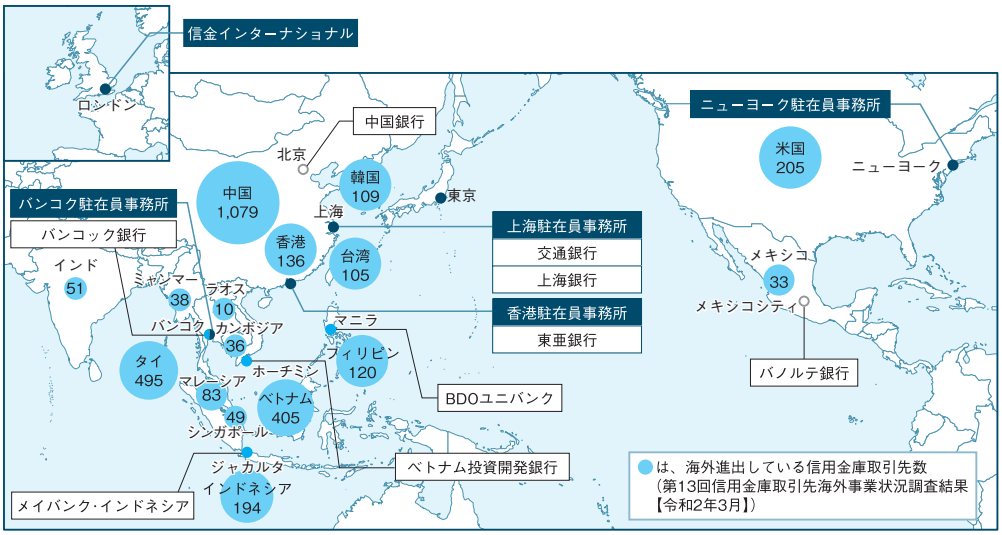

融サービスの提供、現地情報の入手・信用金庫への提供などにとどまらず、連携内容は広がりをみせた。29年11月15日にはタイから三重県へのインバウンド誘客に協力するため、バンコクにおいて、バンコック銀行と連携した「三重県PRイベント」を開催した。(注3) また、我が国においてインバウンドへの関心が高まり、信用金庫によるインバウンドをテーマとした顧客向けビジネスセミナーの開催が増えるなか、信金中金およびバンコック銀行から講師を派遣した。さらに、令和元（2019）年6月17日には、ベトナム投資開発銀行が信用金庫業界を含む我が国金融機関のデジタル技術活用や金融サービスに係る先進事例を収集するため信金中金を訪問した。

（注1）業務提携を行った現地銀行は次のとおり。

	業務提携先	提携時期	職員派遣
中国	交通銀行	平成22年12月	
	中国銀行	23年 5月	
	上海銀行	26年10月	
香港	東亜銀行	25年11月	
タイ	バンコック銀行	22年10月	○
ベトナム	ベトナム投資開発銀行	25年 4月	○
インドネシア	メイバンク・インドネシア	24年 7月	○

（注2）BDOユニバンクには併せて職員派遣を行った。
（注3）平成25年1月に三重県、三重県内5金庫および信金中金の3者間で締結した「産業振興等に関する包括協定」に基づくもの

（ロ）中小企業基盤整備機構との業務協力協定締結

信金中金では、信用金庫取引先の海外展開を支援するため、各種の支援施策・サービスを提供してきたが、外部機関が有するネットワークを活用した取引先の海外展開支援

を推進するため、平成31（2019）年2月1日、中小企業基盤整備機構と業務協力協定を締結した。

業務協力協定に基づく第1弾の連携施策として、2月12日のバンコク信金会にあわせて開催した「ローカル企業とのビジネス発掘商談会inバンコク」[注1]を共催した。

令和元（2019）年5月からは、中小企業基盤整備機構が運営するビジネスマッチングサイト「J-GoodTech」（以下「ジェグテック」という。）を活用し、信用金庫取引先と海外現地企業との海外ビジネスマッチングを推進した。

ジェグテックには、国内中小企業約1万7,000社のほか、日本企業との連携に関心がある海外の政府関係機関等から推薦を受けた海外企業約7,300社、ジェグテックの趣旨に賛同する日本の大手企業約500社が登録[注2]していた。そして、ジェグテックを活用することにより、自社情報（製品・技術）の発信・プロモーション、自社ニーズにあった他社情報の検索、登録企業同士での直接の情報交換・マッチング等を行うことができた。

また、ジェグテック登録企業は、中小企業基盤整備機構から①Webでの効果的なPR等に関する相談、②Web掲載ページの英語翻訳サービス、③海外企業との商談、契約、取引等に関する相談などのサポートを受けることができたが、サイト内の「信用金庫取引先専用ジェグテック登録ページ」から登録した信用金庫取引先は、さらに特別サポート[注3]を受けることができた。

（注1）後編第3編第2章第2節2.（2）ロ.（ニ）信用金庫取引先の海外販路拡大支援を参照
（注2）令和2年3月時点
（注3）①中小企業基盤整備機構コーディネーター／アドバイザー等の個別サポートによる海外企業への販路開拓支援、原材料・部品等の調達先開拓支援等のマッチング支援、②信金中金と同機構が共催する海外企業との商談会等への優先招待、③同機構が関係を有する外国政府・外国企業団が来日した際の商談会・交流会への招待などの連携施策

（ハ）国際協力銀行との連携によるツー・ステップ・ローン

信金中金では、タイバーツ・ファンディング取引やスタンドバイL／Cの取扱い[注]など、信用金庫取引先の海外現地での資金調達に係る支援に取り組んでいたが、さらなる資金調達手段の多様化に向けて、国際協力銀行（以下「JBIC」という。）との間で平成30（2018）年4月

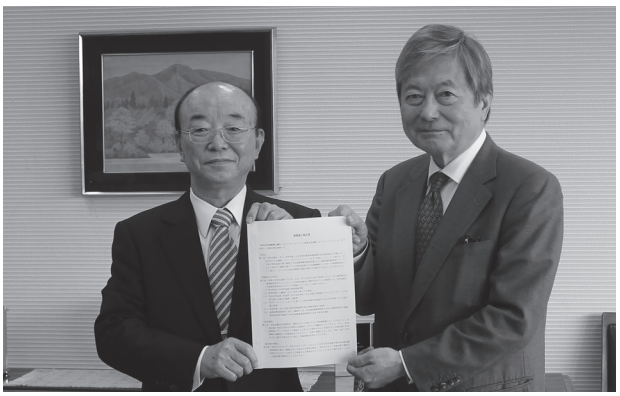

業務協力協定調印式の様子
田邉理事長（左）と国際協力銀行 近藤代表取締役総裁（右）

図2-2-18　ツー・ステップ・ローンのスキーム

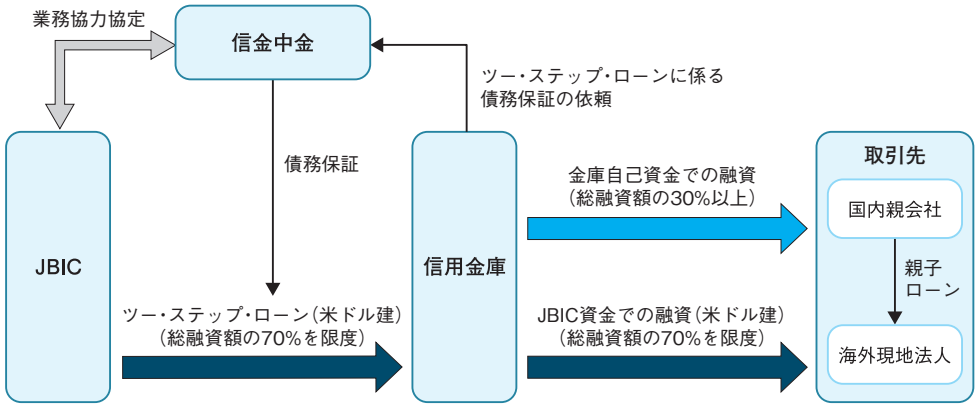

2日に業務協力協定を締結し、ツー・ステップ・ローンの取扱いを開始した（図2-2-18）。

信用金庫は、ツー・ステップ・ローンを利用することにより、JBICから調達した米ドル資金をもとに、取引先である中小企業の海外事業展開に係る資金調達ニーズに適切かつ迅速に対応することができることとなった。

（注）後編第2編第2章第2節2.（2）ロ.（ハ）現地通貨建て貸出支援（タイバーツ・ファンディング取引、スタンドバイL／C）を参照

（二）信用金庫取引先の海外販路拡大支援

信金中金が2年ごとに実施している「信用金庫取引先海外事業状況調査」（以下「海外事業状況調査」という。）では、信用金庫取引先が求めるサービスとしてビジネスマッチングが毎回挙げられ、第12回調査（調査時期：平成29年8～10月）でもこの傾向は同様であった[(注1)]。

こうした状況を踏まえ、信金中金では、これまで実施してきた信用金庫主催ビジネスフェア等への海外バイヤーの招聘や上海輸出入商会と連携したビジネスマッチングサポート[(注2)]などに加え、自ら「食品海外販路開拓商談会」「日用品・雑貨海外販路開拓商談会」を開催した。食品や日用品・雑貨を対象としたのは、信用金庫取引先からの海外販路開拓ニーズが高く、これら商品には日本製というブランド力をいかした競争力があるためであった。

「食品海外販路開拓商談会」は、平成29（2017）年8月21日を第1回として、30年8月6日および9月10日、令和元（2019）年7月19日および9月2日と毎年開催した。30年度の商談会からは、香港のバイヤーがWebで参加する新たな取組みを行った。また、元年

度は9月2日の東京会場（京橋別館）に先立ち、7月19日に大阪会場（大阪支店）でも開催した。なお、「食品海外販路開拓商談会」への信用金庫取引先の参加者数は、29年度：47社、30年度：93社、元年度：117社となった。

「日用品・雑貨海外販路開拓商談会」は、30年3月1日を第1回として、その後、31年3月1日、元年9月3日と毎年開催し、信用金庫取引先の参加社数は29年度：42社、30年度：38社、元年度：29社となった。

さらに、2年2月10日には越境EC（海外の消費者に向けてインターネットを活用して行う電子商取引）の市場規模が急拡大していることを踏まえ、「中国・東南アジア向け越境ECフェア」を開催した。同フェアは、越境ECに係る専門家と事業者によるセミナーと個別マッチング会の2部構成であり、フェアへの参加社数は21社、個別マッチング会には20社が参加した。

なお、販路拡大支援は、海外駐在員事務所等の活用によっても実施し、31年1月18日にベトナム信金会(注3)の開催に併せて「ローカル企業とのビジネス発掘商談会inホーチミン」を実施した。同様の商談会は2月12日にバンコク信金会で、2年1月15日にはジャカルタ信金会でも開催した。なお、バンコクとジャカルタで開催した商談会は、31年2月1日に業務提携を行った中小企業基盤整備機構と連携したものであった(注4)(注5)。

（注1）信用金庫および金融機関に求めるサービスとしてビジネスマッチングは、「国内において求めるサービス」では海外進出企業の22.5%、全体の18.0%、「海外において求めるサービス」では海外進出企業の21.3%、全体の15.7%が挙げた。
（注2）後編第2編第2章第2節2.（2）ロ.（ホ）信用金庫取引先の海外販路拡大支援を参照
（注3）信金会は、現地に進出している信用金庫取引先を対象とする現地情報交換会で、アジア地域の海外拠点で開催している。詳細は、後編第2編第2章第2節2.（2）ロ.（ロ）信金会を参照
（注4）後編第3編第2章第2節2.（2）ロ.（ロ）中小企業基盤整備機構との業務協力協定締結を参照
（注5）令和2年3月9日に予定していた「第2回マニラ信金会」において、BDOユニバンクと連携し、同行取引先との商談会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大により中止した。

（ホ）インバウンド対応支援

訪日外国人観光客（以下「訪日外国人」という。）が年々増加するなか、全国各地でインバウンド誘致に係る取組みが活発化し、信用金庫取引先においてもインバウンド需要への対応に関心が高まっていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金では、信用金庫取引先の営業支援や地域活性化に向けた取組みの一環として、平成29（2017）年5月から株式会社地域ブランディング研究所（以下「地域ブランディング研究所」という。）と連携し、信用金庫取引先が訪日外国人向けに提供する日本各地の文化や生活を体験できる有料プログラム（以下「インバウンド向け体験プログラム」という。）を「日本体験カタログ」にとりまとめ、地域ブランディ

ング研究所が運営するWebサイト「Attractive JAPAN」に掲載する取組みを実施した。なお、29年度における「日本体験カタログ」への掲載社数は43先であった。

同取組みは内容の充実を図り、30年8月から「インバウンド向け『日本体験』販促支援パッケージ」として信用金庫に提供した。同パッケージでは、信用金庫取引先が取り扱うインバウンド向け体験プログラムをより多くの訪日外国人にPRするため、同プログラムを既存の「Attractive JAPAN」に加え、新たに複数の世界的な大手旅行情報・予約サイトにも掲載することとし、掲載社数は30年度末時点：71先、令和元（2019）年度末時点：44先となった。

インバウンド対応支援では、商談会も実施した。31年2月15日には観光関連事業を営む信用金庫取引先と旅行会社等のランドオペレーター（以下「バイヤー」という。）との「インバウンド商談会」を開催した。同商談会には35の信用金庫取引先が参加し、自社が提供する商品・サービスの商談を行った。

さらに、2年2月25日には「インバウンド商談会」を発展させた「インバウンド・ソリューションフェア」を開催した。同フェアは、インバウンドの最新動向や補助金を活用したインバウンド対策に関するセミナーとインバウンド向け体験プログラムに関するバイヤーとの個別商談会およびインバウンド専門家との個別マッチング会をあわせたものであった。当日来場が難しい信用金庫取引先を対象として、Webでの商談も実施した。なお、同フェアには信用金庫取引先23先が参加し、このうち個別商談会には20先、個別マッチング会には9先が参加した。

（ヘ）外国人材活用支援

人口減少や少子高齢化などを背景として、中小企業における人手不足感が深刻になるなか、外国人労働者数は、政府が推進している高度外国人材や技能実習生の受入れが進んだことなどにより、平成30（2018）年10月末時点で過去最高の146万人となっていた。また、28年11月28日に公布（29年11月1日施行）された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、技能実習生の技能実習期間が延長され、企業が技能実習生を活用する機会が拡大していた。そして、信用金庫取引先においても技能実習生を含む外国人材の活用ニーズが増大していた。

こうした状況を踏まえ、信金中金では、令和元（2019）年10月1日、ベトナムの大手人材送出機関であるEsuhai Co.,Ltd（以下「エスハイ社」という。）およびその日本における連携先であるベトナムコンサルティング有限会社（以下「ベトナムコンサルティング」という。）との3者で業務提携を行った。そして、信用金庫取引先において優れた外

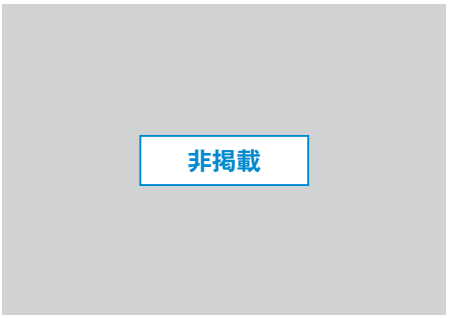

ベトナム人材派遣会社との業務提携を報じる新聞記事（日本経済新聞　令和元年10月1日）

図2-2-19　外国人材活用支援スキーム

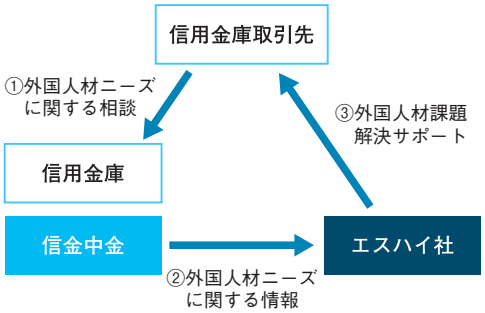

国人材の活用が可能となる支援スキーム（図2-2-19）の取扱いを開始した。

当該スキームは、信用金庫による取引先の外国人材活用に係る課題解決支援をサポートし、ひいては地域の活性化に貢献できるものであった。また、信用金庫は、取引先の外国人材活用ニーズをベトナムコンサルティングに情報提供し、成約に至った場合、紹介手数料を得ることができた。取扱初年度となる元年度において当該スキームは、38件の利用があった。

なお、信金中金は、「海外ビジネス相談ニュース」での情報提供、セミナーの開催(注)などによっても外国人材の活用支援を実施した。

（注）セミナーの主な開催実績は次のとおり。
- 平成30年2月1日「外国人技能実習制度セミナー」（京橋別館・Web配信）
- 31年1月21日「高度外国人材活用セミナー」（京橋別館・Web配信）
- 令和元年6月17日「新在留資格『特定技能』人材活用セミナー」（京橋別館・Web配信）
- 2年3月2日「外国人材活用最新動向セミナー」（Web配信）

（ト）新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国内のみならず海外展開する信用金庫取引先にも影響を与え、信金中金では信用金庫やその取引先をサポートする取組みを実施した。

現地で活動する信用金庫取引先の動向や現地の様子を海外駐在員事務所および海外現地銀行出向者（以下「駐在員事務所等」という。）が「新型コロナウイルス海外現地レポート(注1)」としてとりまとめ、令和2（2020）年2月28日から定期的に発行した。

4月1日からは、駐在員事務所等が信用金庫取引先の海外子会社を訪問して状況把握を行う「信用金庫取引先海外子会社向け実査スキーム(注2)」（以下「実査スキーム」という。）の特別メニューの取扱いを開始した。特別メニューは、「実査スキーム」で対象とする実査範囲のなかから業績の概況や今後の見通し等に範囲を絞り、迅速なヒアリング調査を無料で行うものであった。また、特別メニューの利用は、「実査スキーム」に係る基本契約書締結の有無にかかわらず、どの信用金庫でも利用できることとした。

さらに、5月15日には、海外展開する信用金庫取引先向けファイナンスに資する情報として、①業務提携行であるバンコック銀行の資金繰り支援策、②JBICの融資制度「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」、③信用保証協会の「特定信用状関連保証制度[注3]」（国内金融機関が発行するスタンドバイ信用状に関し、信用保証協会が保証する制度）の取扱開始について案内した。

（注1）令和2年4月3日発行分から名称を「SCB 海外 Special Report」とした。
（注2）後編第2編第2章第2節2.（2）ロ.（ニ）信用金庫取引先海外子会社向け実査スキームを参照
（注3）同制度に係る信用保証協会保証は、国内融資に係る一般枠とは別枠であるため、信用金庫取引先現地法人の海外における資金繰り支援策として活用することができた。
　なお、同制度の根拠法である産業競争力強化法では、中小企業者からのスタンドバイ信用状の発行依頼を受けた金融機関が、直接外国銀行にスタンドバイ信用状を発行することを同制度利用の要件としており、信用金庫からの依頼に基づき、信金中金がスタンドバイ信用状を発行する仕組みでは、同制度の利用が困難であった。そのため、信用金庫が信金中金にスタンドバイ信用状の発行を取り次ぐ形態をとることで、信金中金が信用金庫からの依頼に基づきスタンドバイ信用状を発行する場合においても同制度の利用が可能となるスキームを構築した。

（3）地　　域

イ．公益財団法人日本財団「わがまち基金」を活用した地域創生支援スキーム

ほぼすべての地方公共団体は、平成27（2015）年度までに地方版総合戦略の策定を完了して28年度から本格的な事業推進段階に入っており、信用金庫は、地方公共団体から、地方版総合戦略における個別施策の実施に向けた支援を期待されていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、地域創生の推進に係る支援の充実を図るため、公益財団法人日本財団[注]（以下「日本財団」という。）および全信協と連携のうえ、29年4月から、日本財団の「わがまち基金」を活用した地域創生支援スキーム（図2-2-20）の提供を開始した。

同スキームは、信用金庫および地元企業等の事業パートナーが実施する地域創生に資する事業に対して、「わがまち基金」から1事業あたり原則1,000万円（総額10億円程度）

図2-2-20　「わがまち基金」を活用した地域創生支援スキーム

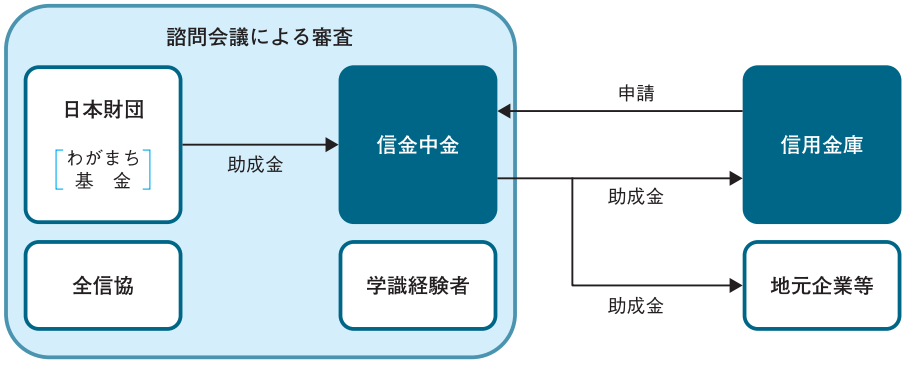

を助成するものであった。また、地域に「新たなお金の流れ」を創出することで、地域の課題解決や地域創生の担い手の育成等を支援し、自立的かつ持続可能な社会を創出することを目的として、信用金庫が新たな事業推進主体の立上げや地域の課題解決に資する官民協同のプラットフォームの形成などに主体的に関与することにより、新たな事業や雇用を生み出し、投融資につなげることを目指すものであった。

表2-2-15 「わがまち基金」の実績

（単位：事業、百万円）

	平成29年度	30年度	令和元年度
信用金庫数	13	17	31
事業数	14	17	23
金額	130	180	337

同スキームの活用により、地域産品の販路開拓・ブランド化に資する「地域商社」機能の強化、観光地域づくりのための「DMO」組織の創設、町家の利活用による観光・定住促進のための「まちづくり会社」の創設などに向けた「シードマネー」として助成金が交付された（表2-2-15）。

なお、29年度から令和元（2019）年度までの3か年の助成期間において同スキームが浸透し、最終年度となる元年度には信用金庫から同スキームの継続を要望する意見が多数寄せられた。こうした状況を踏まえ、同スキームの提供継続に向けた新たな制度の枠組みについて日本財団と協議を重ねた結果、同スキームの提供継続およびこれに伴う2年度募集の実施が決定され、2年6月に信用金庫宛案内した。

（注） 公営競技の一つである競艇の収益金をもとに、海洋船舶関連事業の支援や公益・福祉事業、国際協力事業を主に行っている公益財団法人

ロ．国土交通省および一般財団法人民間都市開発推進機構とのパートナー協定締結

急激な人口減少や少子高齢化等により、「都市のスポンジ化」(注1)などの課題が顕在化しつつある都市が増えるなか、一般財団法人民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）では、地域金融機関と連携して「まちづくりファンド」を組成し、民間まちづくり事業を支援する取組みを行っていた。

こうしたなか、信金中金では、平成27（2015）年12月に提供を開始した「地方創生支援パッケージ」(注2)における「まちづくり分野」の支援内容拡充を図るため、28年7月、国土交通省および民都機構との間で、まちづくり事業の推進に関するパートナー協定を締結し、信用金庫がまちづくり事業に積極的に関わることができるスキームを構築した。

同協定において信金中金は、国土交通省および民都機構から提供される、まちづくり事業推進のための支援制度「マネジメント型まちづくりファンド」に係る情報を信用金庫に提供するとともに、信用金庫から提供されるファンド活用見込案件に関する情報を

国土交通省および民都機構に対して提供する役割を担った。また、民都機構は、信用金庫または顧客からの要請に応じて、まちづくり事業の事業者に対して専門家の派遣、事業計画についての相談を行い、国土交通省は、まちづくり事業に関して、関係機関等に対して協力要請等を行った。

なお、民都機構との共同出資により信用金庫が設立した「マネジメント型まちづくりファンド」の設立実績は、29年度：4件、30年度：4件、令和元（2019）年度：6件となった。

（注1）都市の大きさが変わらないにもかかわらず人口が減少し、都市内に使われない空間が穴のように生じ、密度が低下する事象
（注2）後編第2編第2章第2節2.（3）ニ. 地方創生支援パッケージを参照。なお、平成30年度に「地域創生支援パッケージ」に改称した。

ハ. 一般財団法人社会変革推進財団との連携による休眠預金を活用した制度への取組み

休眠預金等(注1)を民間公益活動(注2)の促進に活用するため、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が平成28（2016）年12月9日に公布（30年1月1日施行）された。これにより、休眠預金等は、金融機関から預金保険機構に移管された後、預金保険機構から、休眠預金等活用法に基づく指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）に交付され、JANPIAが公募により決定した資金分配団体に助成金が交付されることとなった。

図2-2-21　SIIFとの連携による休眠預金を活用した制度の概要

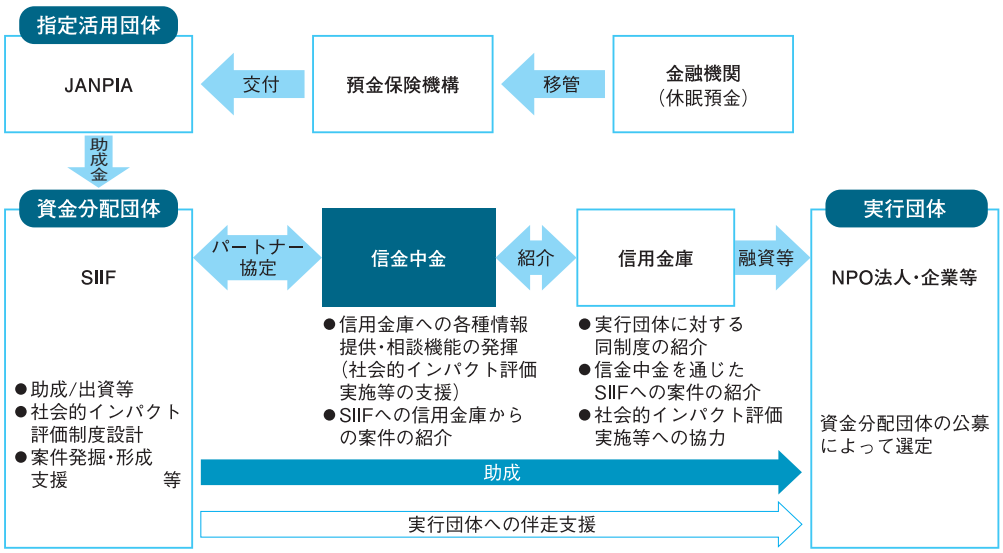

こうしたなか、信金中金は、SDGsなどの社会的要請に応える事業を支援するため、令和元（2019）年12月、資金分配団体である一般財団法人社会変革推進財団（以下「SIIF」という。）との間でパートナー協定を締結し、休眠預金等活用法に基づき実施される休眠預金等を活用する制度について連携することとした（図2-2-21）。

この協定において信金中金は、SIIFによる民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）の公募案内等の情報提供を信用金庫に行う役割を担った。また、同制度では、実行団体に対し、事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果を定量的・定性的に把握し、事業や活動について価値判断を加える「社会的インパクト評価」を実施することが求められており、信金中金は、当該評価のポイント解説や実施支援等も行った。

なお、SIIFによる実行団体の公募は、2年3月から開始された。

（注1）預金等であって、当該預金等に係る最終移動日から10年を経過したもの
（注2）休眠預金等活用法では、「人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれるなかで国および地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動」と定められており、具体的には①子供および若者の支援、②日常生活等を営むうえで困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動が列挙されている。

ニ．地域創生支援パッケージの提供

信金中金では、平成27（2015）年12月から「地方創生支援パッケージ(注)」を信用金庫に提供し、信用金庫が関与する地方版総合戦略の推進に係る支援を実施してきた。しかし、推進に向けた動きが停滞している地方公共団体も多く、地方版総合戦略の最終年度である令和元（2019）年度に向け、信用金庫の関与がこれまで以上に重要になっていた。

こうした状況を踏まえ、「地方創生支援パッケージ」の見直しを行い、30年4月26日、「地域創生支援パッケージ」として提供した。

「地域創生支援パッケージ」は、地域創生の目的を明確化するための事業構想プロセスを支援する「事業化サポート」と、地域創生の手段を検討・実施するための実行プロセスを支援する「事業推進サポート」に分かれていた。「事業化サポート」は、地域創生や地域課題を解決するための事業スキームを信用金庫とともに地方公共団体に提案することにより、信用金庫が主体となって地域創生事業を推進できるよう支援するものであった。一方、「事業推進サポート」は、「地域産品の付加価値向上・販路拡大」「観光活性化」「まちづくり」を重点3分野と位置付け、地域の「稼ぐ力」の向上や地域課題の解決を信用金庫とともに支援するものであった。

「地域創生支援パッケージ」を活用する信用金庫数は年々増加し（表2-2-16）、地域創生に対する信用金業界の姿勢を裏付けるものとなった。

表2-2-16　地域創生支援パッケージ実績

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
地域創生支援パッケージ（※）	11	12	15	27
事業化サポート	－	－	5	14
事業推進サポート	－	－	10	13

※　平成29年度までは「地方創生支援パッケージ」として提供

（注）後編第2編第2章第2節2.（3）ニ. 地方創生支援パッケージを参照

ホ. 信用金庫による地域経済実態の把握のサポート

金融庁「平成27事務年度金融行政方針」では、人口減少や高齢化、金利低下等により経営環境が厳しさを増すなか、金融機関が自らのビジネスモデルの持続可能性について検討し、中長期的な経営戦略の策定・実行、強固な経営管理態勢の構築を行うことが重要であるとの考え方が示された。

こうした状況を踏まえ、信用金庫が地方版総合戦略の策定に関与して、地方創生と信用金庫経営の両方に寄与する施策の立案・実現に係る態勢を整備するため、平成27（2015）年度から実施してきた「地方創生態勢整備支援コンサルティング」[注1]の内容を見直し、28年度から「地方創生推進支援コンサルティング」として実施した。同コンサルティングでは、信用金庫の地方創生への取組みを支援しつつ、地域経済の将来的な見通しを踏まえた経営戦略立案・収益管理体制構築等の支援を行った。

29年度には「地方創生推進支援コンサルティング」の内容を見直し、「地域経済分析支援コンサルティング」を新設した。同コンサルティングは、信用金庫の営業地域の経済分析を行い、中長期的に持続可能なビジネスモデルの策定・見直し、また、中期経営計画や単年度事業計画の策定を検討している信用金庫などに対して、判断材料となる基礎資料を提供するものであった[注2]。

なお、30年3月、「しんきん知識の泉」[注3]およびFTF業務ネットの信金中金ホームページに地域経済実態の把握に必要となる各種データおよびマニュアルを掲載し、信用金庫が地域経済分析を実施できる環境を整備した[注4]。

（注1）後編第2編第2章第2節2.（3）ハ. 地方創生態勢整備支援コンサルティングを参照
（注2）「地方創生推進支援コンサルティング」の主な対象は、「営業エリアの人口が著しく減少」「預貸率が50％以上で、貸出金利息およびコア業務純益が減少傾向」などの信用金庫であった。
（注3）後編第2編第2章第2節3.（2）しんきん知識の泉を参照
（注4）これに伴い、地域経済分析支援コンサルティングは、平成30年3月末をもって終了した。

3. デジタライゼーションへの対応

(1) デジタライゼーションに係る取組みの開始

情報技術(IT)が進化するなか、国内大手金融機関は、人工知能(AI)やブロックチェーン技術[注1]などをいかし、スマートフォンアプリの開発や仮想通貨の創設などフィンテック[注2]を活用した新たな商品・サービスの提供に向けた取組みを加速していた。

信金中金では、平成28年(2016)年度から関連部門が連携してフィンテックの調査・研究を開始していたが、信用金庫業界が他業態に後れをとることのないよう、施策の具体化を進めた。

29年7月には、IoT(Internet of Things)や人工知能などの分野で最も活力のある米国シリコンバレーの企業と我が国の企業とをつなぐ目的で設立されたシリコンバレー・ジャパン・プラットフォームに、9月には一般社団法人Fintech協会にそれぞれ加盟し、国内外におけるデジタル化の動向等に係る情報収集体制を強化した[注3]。さらに29年度からは、自動化のための簡易的な人工知能と位置付けられているRPA[注4](Robotic Process Automation)の活用による事務効率化に着手し、外国為替業務や各部の定型的な事務処理にRPAを導入した[注5]。

組織面からもフィンテック等への対応を強化するため、29年10月1日、総合企画部に専担者を配置し、SSCを含む関連部門等の職員が参画する「デジタルイノベーション推進プロジェクトチーム」を設置した。同チームは、30年4月1日には「デジタルイノベーション推進室」とし、態勢のさらなる充実・強化を図った。

また、信用金庫業界への活用が可能な技術を有するフィンテック企業等の発掘、企業育成ノウハウの蓄積および最先端の産業動向の把握を目的として、米国シリコンバレーのスタートアップ企業等への投資を行うベンチャー・キャピタルであるジオデシック・キャピタルが募集するファンドへの出資を30年4月に決定したほか、30年10月からシリコンバレーに職員を派遣した。

なお、金融機関とフィンテック企業との連携・協働による革新(オープン・イノベーション)を進めていくための制度的枠組みの整備を目的とする「銀行法等の一部を改正する法律」が29年6月2日に公布(30年6月1日施行。一部を除く。)された。これにより、金融機関にはフィンテック企業などの電子決済等代行業者との連携および協働に係る方針の制定・公表等が義務付けられるとともに、電子決済等代行業者が利用者の識別符号等を取得することなくサービス提供が可能となる体制の整備(オープンAPI導入に係る体制整備)が努力義務として求められることとなった。信金中金では、同法を踏まえ、「電

子決済等代行業者との連携および協働に係る方針」を30年3月1日に公表するとともに、SSCが29年12月に参照系のオープンAPI(注6)共通基盤を構築した。

(注1) 中央管理者（中央サーバーなど）を必要とせず、参加者全員で取引データをお互いに共有、監視し合いながら正しい取引データを“鎖（チェーン）”のようにつなぐ仕組み
(注2) 金融（finance）と技術（technology）を組み合わせた言葉であり、ビッグデータ、人工知能（AI）などの最新技術を駆使した金融サービス
(注3) 外部団体への参画は、このほかにもSBIホールディングス株式会社等がブロックチェーン技術等を活用した参加金融機関間の安価な送金スキームの構築を目的として、平成28年10月に設立した「内外為替一元化コンソーシアム」に発足当初から参画した。
(注4) ソフトウェアに組み込んだロボット的な機能により、一定の判断を自動的に行いながら、事務を効率化する仕組み
(注5) 外国為替業務では、業務プロセスの実行・管理を支援する情報システムであるBPM（Business Process Management）ツールも導入し、ペーパーレス化、システム間連携、各種業務の自動処理などの効率化を実現した。なお、各部の定型的な事務処理は、後編第3編第2章第5節8.（3）RPAの活用を参照
(注6) 一般的に「あるアプリケーションの機能や管理するデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様書等」を指し、このうち他の企業等からアクセス可能なAPIが「オープンAPI」と呼ばれている。

（2）株式会社Origamiとの連携

我が国政府は、平成30（2018）年4月に経済産業省が定めた「キャッシュレス・ビジョン」で、キャッシュレス決済比率を令和7（2025）年までに4割程度にまで倍増させる目標を掲げ、特に東京オリンピック・パラリンピックに向け、社会のキャッシュレス化の推進に取り組んでいた。また、こうした動きを受け、メガバンクや地銀等の競合金融機関はもとより、IT企業も含め、スマートフォンやQRコードを活用した独自の決済サービスを展開する動きが相次いでいた。さらに、地域創生の観点からも、QRコード決済を活用した外国人観光客の消費獲得は重要なテーマとなっていた。

こうした状況を踏まえ、30年9月14日、キャッシュレス決済の普及を通じた地域の活性化を図るため、スマートフォンを活用したQRコード決済基盤の開発・運営を手掛ける株式会社Origami（以下「Origami」という。）との資本・業務提携を行った。Origamiを提携先として選定した主な理由は、同社が「地域のキャッシュレス化」と「地域創生の実現」を事業戦略の柱の一つに位置付けるなど信用金庫業界との親和性が高く、信用金庫側の意向を踏まえた連携が可能なことなどにあった(注)。30年度中にOrigamiと連携した信用金庫は258金庫にのぼった。また、コンビニエンスストアなど、大企業のチェーン店を中心にキャッシュレス決済の普及が進むなか、地域の中小・零細企業への普及促進に向けて、信用金庫業界が積極的にOrigami Payの加盟店開拓を進め、加盟店申込数は8万社超となった。さらに、信用金庫、地方公共団体等とOrigami が連携し、富山県永見市、愛知県瀬戸市などでの祭りや東京都北区での花火大会など全国58か所

で、Origami Payを来場者に体験してもらう取組みが行われた。これらは、キャッシュレス決済の普及にとどまらず、信用金庫と地域の関係者が連携して地域活性化を目指す取組みであった。

こうしてOrigamiは一定の事業基盤を構築するに至ったが、キャッシュレス決済市場は、大手企業同士の経営統合など市場競争力の強化に向けた合従連衡が進み、激しく変化していた。Origamiは、単独での事業継続が困難となり、2年1月23日、フリマアプリ「メルカリ」を運営する株式会社メルカリ（以下「メルカリ」という。）および決済スマホサービス「メルペイ」を運営する株式会社メルペイ（以下「メルペイ」という。また、両社を総称して「メルカリグループ」という。）と、メルカリグループの子会社となることで合意・対外公表した。

（注）一方でQR決済の事業者が乱立するなか、今後どの事業者が定着するかは不透明な部分もあったため、新たな連携先を含め、連携のあり方については継続的に検討することとした。

(3) メルカリグループとの連携

信金中金では、信用金庫が開拓してきた全国に広がるOrigami加盟店、およびこれまでOrigamiと連携して取り組んできた地域活性化型キャッシュレスの推進に向けた地方公共団体との連携施策等が、円滑かつ継続性をもってメルカリグループに継承され、また、信用金庫業界にとってのさらなるシナジー発揮に資するため、令和2（2020）年1月23日、メルカリグループとの間で業務提携を行った。

業務提携後、最優先で取り組んだことは、信用金庫が開拓したOrigami加盟店のメルペイ加盟店への円滑な移行であった。Origami加盟店をメルペイ加盟店へ円滑に移行させるためメルペイと緊密な移行作業を行ったほか、メルカリグループおよびOrigamiに相談窓口を設置した。また、信用金庫および加盟店向けに移行に係る動画を作成するなどの情報提供を行った(注)。こうした動きやメルカリグループへの期待などにより、全ての信用金庫がメルカリグループと連携することとなった。

メルカリグループは、メルペイによるスマホ決済サービスのほか、メルカリが運営するフリマアプリ「メルカリ」等を展開しており、Origamiを大きく上回るユーザーを有していた。また、同グループは2年2月4日に株式会社NTTドコモと業務提携し、顧客基盤のさらなる拡大が見込まれることとなった。

信用金庫業界にとっては、これまで開拓してきた加盟店ネットワークとメルカリグループの機能・顧客基盤が融合することにより、取引先加盟店におけるキャッシュレス決済を通じた本業支援や地域活性化等につながることが期待された。

信金中金では、メルペイ加盟店への移行手続に目途がついた後、2年5月から、信用金庫口座をメルペイに登録したメルペイユーザー、Origamiからメルペイに移行した加盟店を対象としたキャンペーンを実施するなど、メルカリグループと連携した地域におけるキャッシュレス化の推進および地域の活性化に取り組んだ。

（注） 令和2年3月にOrigami Payの加盟店移行等に係る信用金庫向け説明会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、動画による説明とした。

(4) 東日本電信電話株式会社との連携

信金中金では、平成30（2018）年9月14日のOrigamiとの業務提携により地域活性化型キャッシュレスの推進に取り組んでいたが、QRコード決済事業は大手IT企業等の参入により競争が一層激化していた。さらに地銀等が複数のQRコード決済サービスを推進する動きを加速させるなか、信用金庫からもOrigami Pay以外のQRコード決済への対応を求める声が高まった。

こうした状況を踏まえ、信金中金は令和元（2019）年9月6日に東日本電信電話株式会社と業務提携し、マルチQRコード決済サービスの提供を開始した。

同サービスは、加盟店が専用アプリや専用決済端末を利用することにより、複数の大手QRコード決済事業者のQRコード決済サービスに対応できるもので、元年度は233金庫が業務提携を行った。

(5) デジタライゼーションのさらなる推進

これまで信金中金では、信用金庫業界のキャッシュレス化への対応を推進してきたが、キャッシュレス化はもとより、地域密着を強みとする信用金庫の独自性をいかしながら、信用金庫業界における業務革新をより一層推進し、デジタライゼーションの加速による環境変化への対応、地域の活性化に資するデジタライゼーションの推進を図るべく、令和2（2020）年4月1日に「しんきんイノベーションハブ」を設置した。

「しんきんイノベーションハブ」は、「信用金庫と地域顧客に、デジタルとリアルが融合された最高の体験を届ける。」ことを意味する「Shinkin-Experience ～ “しんきん”で最高の体験を～」をビジョンとし、その実現のため、「デジタルバンク分野」「ビッグデータ分野」「オープンイノベーション分野」の3分野にフォーカスして取組みを進めた（図2-2-22）。

各分野で施策の方向性を示し、「デジタルバンク分野」では、オンライン上で金融・非金融問わず、様々な取引ができるデジタルチャネル「しんきんDigital Platform」を

図2-2-22　しんきんイノベーションハブの全体像

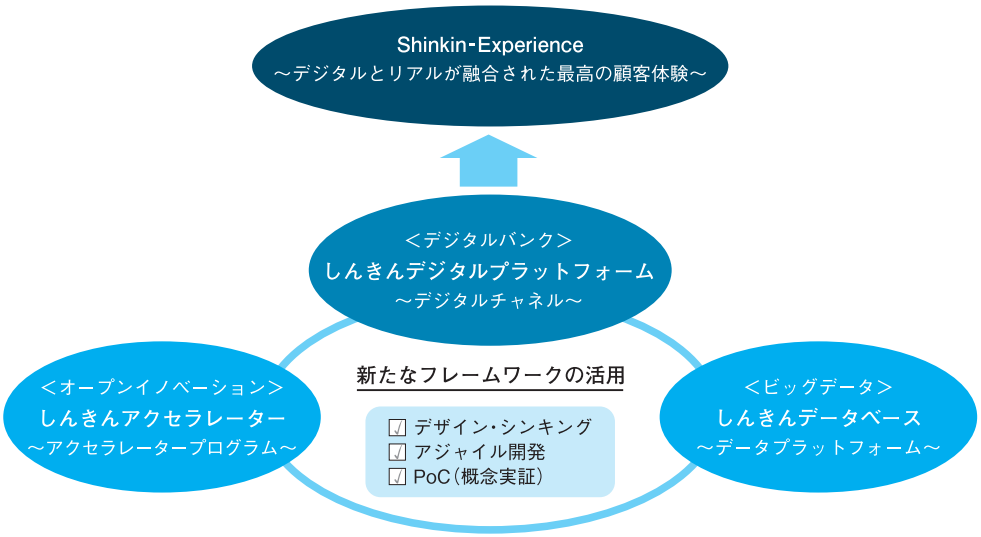

構築し、デジタルとリアル（店舗・渉外）を連動させた、一貫性のあるサービス提供の検討を進めた。

「ビッグデータ分野」では、信用金庫が保有するデータに加え、外部企業が有するデータ等を結合したデータプラットフォームを構築し、これらビッグデータの活用を通じて、顧客ニーズ把握の深化、商品・サービスの開発、経営の高度化などの分野で各種施策を展開することを目指した。

「オープンイノベーション分野」では、地域密着を強みとする信用金庫が、地域貢献の想いをもつ社会起業家等と地域課題の解決に向けて、両者の強みをいかした新サービスを共創するスキーム「しんきん版アクセラレータープログラム」の構築を目指していくこととした。

4. 信用金庫業界のネットワークを活用した業務

(1) 熊本地震の復興支援に係る熊本県内信用金庫取引先の販路拡大支援

平成28（2016）年4月の熊本地震では、設備損壊等は免れたものの、観光客減少等による売上減少に直面している信用金庫取引先が少なくなかった。

こうした状況を踏まえ、熊本県内の信用金庫取引先を対象とした販路拡大支援を実施することとし、28年6月17日、信用金庫・関連団体が贈答品等の購入のため利用する電子チラシ「しんきんの逸品(注1)」への熊本地震復興支援特集ページの追加、および「しんきん情報共有プラットフォーム(注2)」のビジネスマッチング情報掲載ページでの熊本県特集の

実施について、熊本県内信用金庫に案内した。[注3]

「しんきんの逸品」には、連携する株式会社大丸松坂屋百貨店（以下「大丸松坂屋」という。）により商品選考が行われ、29年1月から特集ページに商品が掲載された。掲載商品数と利用団体数は、28年度が98商品・4団体、29年度が86商品・6団体となった。

また、信金中金南九州支店独自の取組みとして、日本航空株式会社（以下「JAL」という。）熊本支店と連携し、28年11月1日から30日までの間、熊本県内の信用金庫取引先の商品（日本酒・焼酎）を羽田空港のJAL国内最上級ラウンジでサンプリング商品として展示・提供する取組みを行った。商品は、JALホームページにも掲載され、全国的なPRにつながった。

（注1）後編第2編第2章第2節3.（3）ロ. 電子チラシ「しんきん　ニッポンの贈りもの」および「しんきんの逸品」を参照
（注2）後編第2編第2章第2節3.（1）しんきん情報共有プラットフォームを参照
（注3）特集の掲載は、「しんきんの逸品」「しんきん情報共有プラットフォーム」ともに平成29年12月31日（当初の期限である29年3月31日から延長）まで行った。

（2）株式会社ナインシグマ・ジャパンと連携した技術マッチング支援

平成24（2012）年度から27年度にかけて実施した株式会社イプロスとの連携による技術マッチング[注1]に続き、29年10月から、技術マッチングサイト「テクロス」を運営する株式会社ナインシグマ・ジャパン[注2]（以下「ナインシグマ」という。）と連携し、信用金庫取引先による大手メーカー等への技術提案機会を提供する取組み（図2-2-23）を実施した。[注3]

この取組みは、①信用金庫取引先が、大手メーカー等から技術探索の依頼を受けているナインシグマに対して技術提案を行い、②ナインシグマが大手メーカー等へ信用金庫取引先からの提案技術の報告を行った後、③大手メーカー等の選考を通過した技術について、信用金庫取引先が大手メーカー等と個別協議を行うものであった。また、信用金庫取引先は、技術提案に際して、ナインシグマの専門家からサポートを受けることができた。

図2-2-23　ナインシグマと連携した技術マッチング支援の概要

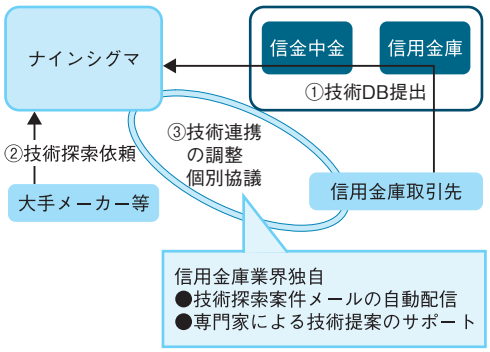

（備考）取扱当初

30年3月30日までの予定であった同取組みは、信用金庫取引先の積極的な利用を踏まえて2回延長し、最終的には令和2（2020）年3月31日まで延長した。[注4]

なお、同企画への参加金庫および参加取

引先の実績（累計）は、29年度：46金庫・269先、30年度：51金庫・293先、元年度：56金庫・310先となった。

（注1）後編第1編第2章第2節3.（4）工業系製造業者の販路拡大支援を参照
（注2）平成30年1月1日、ナインシグマ・アジアパシフィック株式会社に社名変更
（注3）同取組みは、平成29年2月に東京地区の信用金庫で先行実施し、効果測定を行った。
（注4）1回目の延長時には、参加申込受付期間を撤廃し、随時参加申込みができるなどの取扱方法の変更を行った。また、2回目の延長時には、ナインシグマが大手メーカー等への提案候補先を探す過程で、同候補先が信用金庫取引先であることが判明した場合、信用金庫を通じて同取組みへの参加および技術提案を打診するフローを追加するなどの変更を行った。

（3）BASE株式会社と連携したネットショップ活用による信用金庫取引先の販路拡大支援

平成29（2017）年にネットショッピング等BtoC－EC(注1)の市場規模が16兆5,054億円と、5年前の1.7倍に拡大するなか(注2)、信用金庫取引先においても、インターネットを活用した販売ニーズが今後さらに高まることが予想された。

こうした状況を踏まえ、30年6月から、ショッピングアプリおよびネットショップ作成サービスを運営するBASE株式会社（以下「BASE」という。）と連携し、信用金庫取引先のネットショップ出店および運営を支援する取組みを開始した。

同取組みでは、BASE社内に信用金庫取引先専用のサポートデスクを設置したほか、出店手続の解説や売上向上のノウハウ提供をテーマとしたセミナーを開催するなど、信用金庫取引先向けの限定特典を用意した。また、信用金庫においては、取引先が出店したネットショップの売上状況に応じて、BASEから紹介手数料を受け取ることも可能であった。

31年3月29日までの予定であった同取組みは、信用金庫およびその取引先のニーズを踏まえ、令和2（2020）年3月31日まで実施期間を延長した。

延長に際しては、業種別の活用事例紹介など販売促進に資する新たなセミナーの動画配信に加えて、取引先に活用提案を行う信用金庫役職員向けに「営業担当者向けBASE提案勉強会」の動画配信、営業担当者向けサポートデスクの設置などを行った。

なお、BASEと連携した同企画への参加金庫および参加社の実績（累計）は、30年度：34金庫・146社、元年度：43金庫・187社となった。

（注1）BtoCはBusiness to Consumerの略、また、ECはElectronic Commerceの略で、ネットショッピング等の消費者向け電子商取引
（注2）経済産業省「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」

(4) 株式会社ジェイアール東日本商事と連携したビジネスマッチング企画

信金中金では、大手小売企業等と連携し、当該企業との直接取引等によって、信用金庫取引先の商品を業界外に販売するビジネスマッチング企画を平成25 (2013) 年度から実施していた(注1)。

この取組みの一環として、株式会社ジェイアール東日本商事(注2)(以下「JR東日本商事」という。) と連携した信用金庫取引先の販路拡大支援策を、30年6月20日、信用金庫に案内した。具体的には、信用金庫取引先から、JR東日本商事の通信販売 (インターネット、カタログ) で取り扱う地域産品 (食品・飲料) と、JR東日本商事がJR上野駅およびJR秋葉原駅で開催する催事「のものマルシェ」で農産品等を販売する事業者を募集する取組みであった。

通信販売は、「JR東日本」グループのネームバリューにより多数の消費者に訴求できるほか、産地直送であるため、物流コストを抑えつつ賞味期限の短い商品も取り扱うことができるなどの効果が期待できるものであった。また、「のものマルシェ」での農産品等の販売は、1日あたり20万人内外の両駅乗降者に訴求することができた。

なお、地域産品の通信販売には54金庫の取引先126先が応募するとともに、「のものマルシェ」には5金庫の取引先7先が出店した。

(注1) 後編第2編第2章第2節3. (3) イ. 大手企業と連携したビジネスマッチング企画を参照
(注2) 令和元年10月1日、株式会社JR東日本商事に社名変更

(5) ビジネスマッチングプラス1

信用金庫取引先の販路拡大支援のため、信用金庫が開催するビジネスフェアへのバイヤー招聘(注1)や大手小売企業と連携したビジネスマッチング企画の実施などに引き続き取り組む一方で、商談成約率を高める取組みとして、「ビジネスマッチングプラス1」を、平成30 (2018) 年12月、信用金庫に案内した。

「ビジネスマッチングプラス1」は、売り手である信用金庫取引先、買い手であるバイヤー双方の商談ニーズのミスマッチを減らして商談成約率を高める取組みであった。具体的には、バイヤー側から、「○○の養殖業者からの提案」「○○エリアでは流通していない商材」など、個別具体的な募集ニーズを提示してもらい、信用金庫が取引先に案内するチラシに掲載した。一方、信用金庫取引先には、農林水産省の「フード・コミュニケーション・プロジェクト (FCP)」が作成した「FCP展示会・商談会シート(注2)」などを活用して、商品特性や品質管理情報など商談先選定においてバイヤーが求める情報の説明を依頼した。書類選考の結果、商談が見送りとなった場合でも、信金中金が商品の改善に資

するバイヤーのコメント等を入手し、信用金庫を通じて取引先に還元した。

また、「ビジネスマッチングプラス1」では、「モノ」だけではなく、バイヤーの自社店舗内で一定期間出店・商品販売を行う「ポップアップストア」出店事業者、商品の共同開発パートナーの募集も行った。

「ビジネスマッチングプラス1」は、第2弾として令和元（2019）年9月にも実施し、応募した信用金庫数・取引先の実績は、30年度：41金庫・114先、元年度：24金庫・41先となった。

（注1）後編第1編第2章第2節3.（1）イ. ビジネスマッチングを参照
（注2）出展者の「伝えたい情報」とバイヤーの「知りたい情報」を1枚にまとめることで、効率的に商談を進めることを可能にしたシート

（6）取引先ワイナリー PR企画「東北しんきんワイナリー紀行」

「中期経営計画『SCB中期アクション・プログラム2010』」の策定・実行以降、信用金庫の課題解決をサポートする拠点となるべく活動してきた営業店(注1)において、独自に課題解決策を企画し、実施する事例が数多くみられるようになっていた。

平成30（2018）年3月に実施した取引先ワイナリー PR企画「東北しんきんワイナリー紀行」はその一つであり、東北地区の6金庫と連携し、地域特産品である「日本ワイン」の認知度向上による地場産業の育成、地域ブランディング、取引先ワイナリーの販路拡大、ワインツーリズムによる観光誘致等を図る複合的な取組みであった。この取組みの柱となるPRパンフレット「東北しんきんワイナリー紀行」の作成は、外部専門家に委託せず、信用金庫、ワイナリー・アペタイザー（おつまみ）製造業者、信金中金の3者が協働で行った。また、ワインを販売した首都圏のレストラン等からの評価・反応を、信用金庫業界のネットワークを活用してヒアリングし、関係者間で共有してさらなる販路拡大支援につなげるなど業界力を結集したきめ細かい取組みを行った。

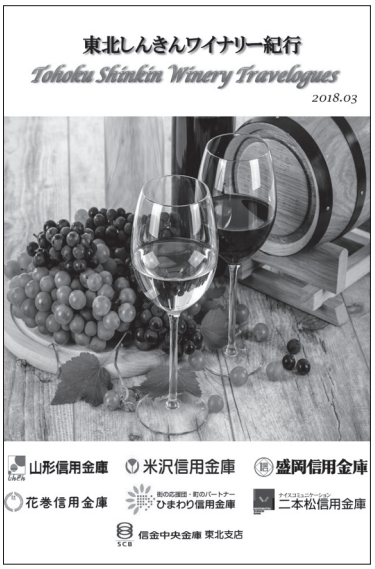

PRパンフレット
「東北しんきんワイナリー紀行」

さらに信金中金は、全国の信用金庫に同取組みを案内するとともに、「しんきん情報共有プラットフォーム(注2)」にPRパンフレットを掲載し、ワイナリー等と全国の信用金庫取引先との商談を支援した。

なお、同取組みは、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部から、「平成30年度地方創生に資する金融

機関等の『特徴的な取組事例』」として表彰された。

（注1）後編第1編第2章第5節1. 営業店体制の強化を参照
（注2）後編第2編第2章第2節3. (1) しんきん情報共有プラットフォームを参照

(7) 新現役交流会2.0

東北3県（岩手、宮城、福島）では、東日本大震災から8年以上が経過してもなお数多くの中小企業が販路拡大や生産性向上に向けた解決策等を必要とするなど、被災地の真の復興は道半ばの状況にあった。

こうしたなか、金融庁では、若手職員による「地域課題解決支援チーム」が地域で課題を抱える現場に飛び込み、地方と中央、官と民の結節点になって、解決に資する施策を共同で企画・実施する取組みを進めていた。そして、この取組みを通じて、首都圏への販売戦略に強い人材や、実務に強く、専門的なアドバイスができる人材など、中小企業の経営をサポートできる「専門的な人材」が不足しているという課題が浮かび上がってきた。

こうした状況を踏まえ、金融庁が中心となり、「新現役交流会2.0」（以下「交流会2.0」という。）の開催が企画された。交流会2.0は、大企業等の退職者や退職予定者といった実務経験豊富な「新現役」と中小企業のマッチングの場を提供するものであり、主に関東圏の信用金庫等が関東経済産業局と連携して取り組んでいる「新現役交流会」(注1)を参考にして準備が進められた。

交流会2.0は、令和元（2019）年11月28日、東京、盛岡、仙台、福島を会場として行われた。東京は、信金中金京橋別館3階大会議室が会場となり、参加企業と新現役との直接面談が行われた。また、東京会場と盛岡、仙台、福島の3会場をインターネットでつなぎ、Web形式で遠隔地との面談が行われた。

交流会2.0で挨拶する柴田理事長

信金中金は、キックオフミーティングの段階から参加し、会場提供のほか、信用金庫に対する参画勧奨、新現役アドバイザーによる信用金庫取引先への同行訪問など、開催に向けた各種サポートを行った。また、「新現役交流会」に関する多くのノウハウを有する亀有信用金庫が

運営ノウハウの提供等で協力した。

交流会2.0は、首都圏在住の新現役100人、東北3県の金融機関およびその取引先43社の参加により開催され、新現役とマッチング（成約）した取引先数は32社（全体の74%）となった。(注2)

（注1）新現役交流会は、平成21年に亀有信用金庫がはじめて開催し、その後、関東の地域金融機関への取組みへと拡大した。
（注2）令和2年5月、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部より、「令和元年度地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に認定され、参加金融機関、協力機関（亀有信用金庫、信金中金）が表彰された。

(8) 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえたマッチング推進

新型コロナウイルス感染症の拡大は地域経済にも悪影響を及ぼし、サプライチェーンの混乱によって部品等の調達が困難となり、事業活動に支障を来たす信用金庫取引先が増えていた。

こうした状況を踏まえ、令和2(2020)年3月13日、「しんきん知識の泉(注)」を活用したマッチング推進施策を信用金庫に案内した。これは、「しんきん知識の泉」に新型コロナウイルス対策専用ページを設け、部品等の調達を求める先と供給可能な取引先のマッチング情報を掲載するものであった（図2-2-24）。

当該取組みは、信用金庫からの協力により、案内開始から早々に多くのマッチング情報が掲載されるとともに、商談が開始された。

図2-2-24　新型コロナウイルス対策専用ページを活用したマッチングの概要

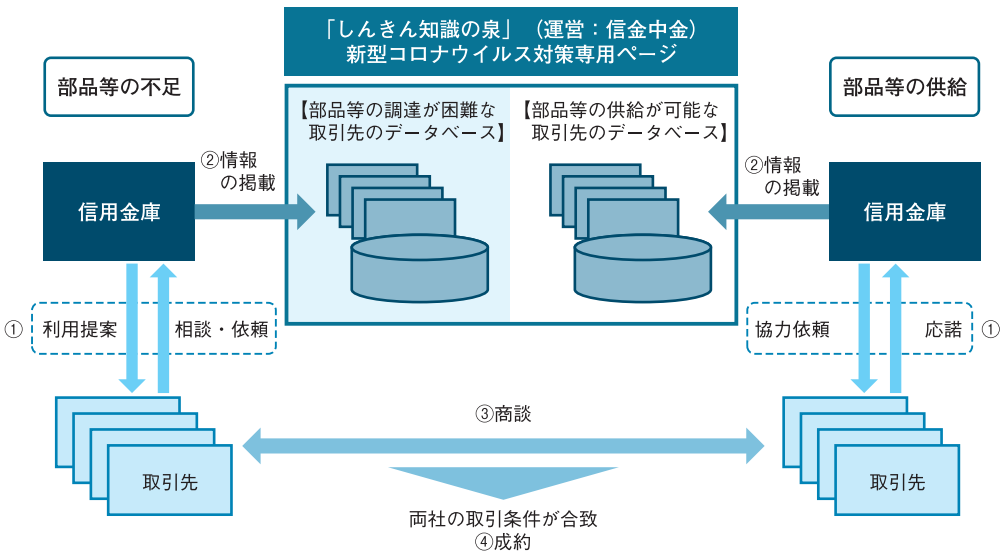

（注）後編第2編第2章第2節3.（2）しんきん知識の泉を参照

(9) 新型コロナウイルス対策に資する情報の「しんきん知識の泉」への掲載

新型コロナウイルス感染症の拡大が信用金庫取引先の経営を圧迫し、信用金庫による取引先への金融支援や情報提供の重要性が高まっている状況を踏まえ、新型コロナウイルス対策専用ページには、前述のマッチング情報に加え、新型コロナウイルス対策等に関する各種情報を掲載し、信用金庫が取引先支援を行ううえで必要となる情報を「しんきん知識の泉」に集約した。

掲載した情報は、新型コロナウイルスに対応する補助金・助成金に係る情報、国・地方公共団体が実施する支援施策、外部専門機関と連携した新型コロナウイルス対策に資する各種サポート施策、信用金庫職員向け取引先支援講座などであった。

(10) しんきんデジタルイニシアティブ～地域を豊かに～

信金中金は、「信金中央金庫グループSDGs宣言」(注1)を策定し、令和元(2019)年9月27日、全国の信用金庫とともに持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組んでいく旨を宣言した。

そして、同宣言に係る取組みの一環として、デジタル活用による地域活性化プロジェクト「しんきんデジタルイニシアティブ～地域を豊かに～」を10月10日から開始した。同プロジェクトでは、「中小企業に成長を」「子どもたちに未来を拓く力を」「シニア世代に活力を」という3つのコンセプト(図2-2-25)を掲げ、信用金庫が有する全国津々浦々に広がるネットワークおよび金融サービス等の課題解決手段に加え、連携する大手ITプラットフォーマーのGoogleが提供するデジタルスキルトレーニングプログラム

図2-2-25 「しんきんデジタルイニシアティブ～地域を豊かに～」コンセプト図

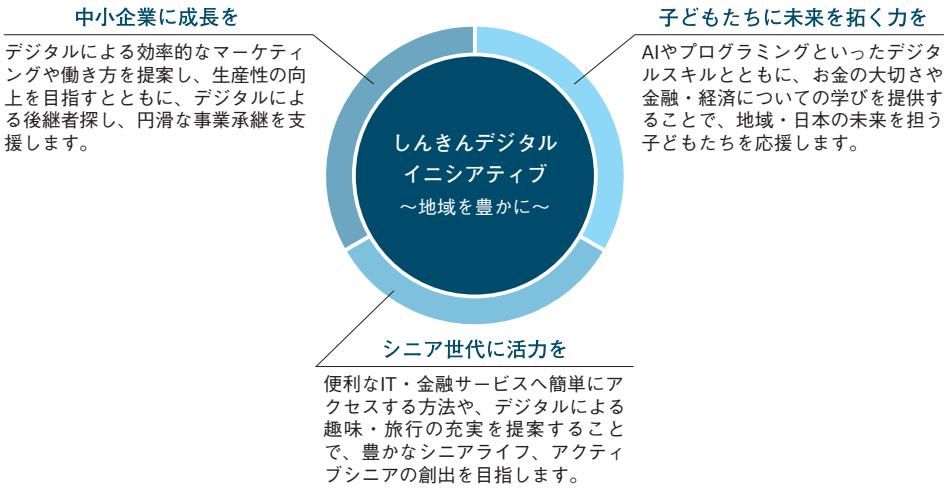

「Grow with Google」[注2]を活用することによって、金融とデジタルの恩恵を地域のすべての人に届けることを目指した。

同プロジェクトの第1弾の取組みとして、プロジェクト開始日当日（10月10日）、信用金庫取引先に対する無料デジタルスキルトレーニング（以下「トレーニング」という。）の提供を信用金庫に案内した。トレーニングは、「対面形式」と「オンライン形式」で提供され、テーマは、デジタルマーケティング、「Googleマイビジネス」の活用方法、デジタルを活用した働き方改革、無料のデジタルツールを活用した観光面での活用方法などであった。その実績は、「対面形式」が41金庫で開催され、7,330人が受講し、「オンライン形式」は、670人が受講した。

なお、実施期間は、当初、2年3月31日までであったが、信用金庫からのニーズが高く、12月31日まで延長した[注3]。

（注1）後編第3編第2章第5節4. SDGsに係る取組みを参照

（注2）Grow with Google は、Google による、これからの時代に役立つデジタルスキルの習得をサポートする取組みであり、個人・ビジネス・学生・教育者・スタートアップ・デベロッパー等、様々なニーズにあわせたトレーニングを提供している。トレーニングは、Google またはGrow with Google のパートナー（※）によって提供され、その形式には、セミナーやイベント等を受講する「対面形式」と、インターネットを通じて受講する「オンライン形式」があり、いずれも無料で受講できる。Google、Grow with Google および Google マイビジネス は Google LLC の商標

※当該プロジェクトの趣旨に賛同し、地域や業界の活性化を目指す企業・団体・個人のこと。プロジェクト開始時のパートナーは、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング、マイナビ、ネットラーニング、freee等

（注3）新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年3月以降に予定していたセミナーの開催を中止した。

（11）しんきん情報ライブラリー

信金中金では、信用金庫から提供を受けた各種規程や事務取扱要領等（以下「規程等」という。）を蓄積し、信用金庫から他金庫事例を参考にしたいとの要望を受ける都度、蓄積している規程等を提供していた。しかし、営業店が信金中金の保有するデータベースから要望に合致する規程等を検索のうえ提供していたため、相応の時間を要していた。

こうした状況を踏まえ、平成28（2016）年度から提供スキームの見直しを行い、「しんきん情報共有プラットフォーム」[注1]内に情報提供サイト「しんきん情報ライブラリー」（以下「ライブラリー」という。）を新設し、信用金庫がインターネット経由で直接必要な情報を検索のうえ、規程等を入手できるスキームを構築することとした[注2]。

そして、30年6月、ライブラリー稼動に向けた準備の開始を信用金庫に案内するとともに、ライブラリーに掲載する規程等の提供を依頼した。その後、信用金庫から提供された規程等を掲載し、ライブラリーは12月25日から稼動した。

なお、令和元（2019）年度末時点でライブラリーの利用を申し込んだ信用金庫は214

にのぼった。

（注1）後編第2編第2章第2節3.（1）しんきん情報共有プラットフォームを参照
（注2）構築にあたっては、信用金庫のニーズに即したものとするため、スキーム内容、提供できる情報の種類、情報の開示方法などについて信用金庫から意見聴取を行った。また、パイロット金庫を選定し、試験運用を行った。

（12）預金調査事務に係る事務受託

金融業界では、複数の金融機関による業務集中処理や業務の外部委託によって業務効率化を図り、コスト削減に取り組む動きが広がっていた。一方、信用金庫業界における業務効率化は、営業店事務の本部集中化が大半を占めており、その取組みは限定的であった。

こうした状況を踏まえ、信金中金では、「SCB中期アクション・プログラム2016」に「地域を超えた信用金庫の業務効率化・経費削減に向けた枠組みを段階的に構築する」ことを掲げ、平成28（2016）年度から業界共通業務の集中化について検討を進めた。

そして、集中化対象業務の第1弾として、地方公共団体等公的機関からの個人や法人の預金口座などの取引状況に関する照会に対応する、預金調査事務を対象として取り組むこととした。これは、預金調査事務が全国の信用金庫に共通する、定型的かつ大量の事務であり、信用金庫のニーズも高いためであった。

信金中金は、一般社団法人しんきん共同センター等と連携し、これまで多くの信用金庫が手作業で実施していた事務内容をシステム化し、照会機関への回答書を自動作成する仕組みを構築した（図2-2-26）。29年6月からパイロット金庫との間で試行運営を行った後、全国の信用金庫からの事務受託を30年6月25日から開始した。

図2-2-26　預金調査事務集中化のフロー図

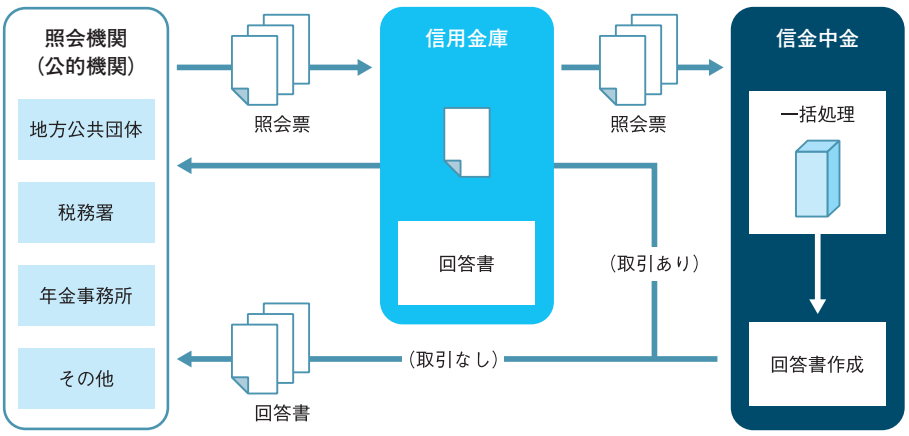

信用金庫においては、預金調査事務を担当する人員の削減、営業店で対応していた預金調査事務に係る事務量の削減、新たな業務の本部集中化などが可能となり、令和元(2019)年度末において事務受託を行った信用金庫は76金庫にのぼった。

(13) 電子契約サービスの導入

「SCB中期アクション・プログラム2016」における「収益力向上に向けた取組みにかかる支援」(コアプラン2)に掲げる、信用金庫の「業務効率化および経費削減」に向けた取組みとして、平成30(2018)年10月29日から電子契約サービス(注1)の取扱いを開始した。

そして、第1弾として、「ローンサポート(注2)」について、電子契約サービスを導入した。「ローンサポート」では、取引ごとに信用金庫と信金中金の間で金銭消費貸借契約証書を締結しているが、電子契約サービスの導入により、信用金庫において、重要書類管理の効率化、印紙税の節税が図られるなどのメリットがうまれることとなった。

(注1) 電子ファイルで作成した契約書などの電子文書の保存、電子文書に対する電子署名やタイムスタンプの付与等を行うことができるWeb上のサービス

(注2) 後編第1編第2章第2節1.(2)ロ. しんきん長期固定金利ローンサポート、後編第2編第2章第2節1.(2)ロ. しんきん長期固定金利ローンサポートおよび後編第3編第2章第2節1.(2)ロ. しんきん長期固定金利ローンサポートを参照

5. 市場関連業務への支援

信金中金は、信用金庫との間のデリバティブ取引、デリバティブ等を活用した金融商品の開発・提供、外国為替・外貨資金取引および有価証券取引等によって、信用金庫の市場関連業務を積極的に支援した(表2-2-17)。

デリバティブ等を活用した金融商品の開発・提供については、融資関連商品として、「ローンサポート」の特別商品を統合し、「SCB地域活性化ローン『未来』(注1)」の取扱いを平

表2-2-17　市場関連業務への支援状況

・デリバティブ取引　　(単位：件、億円)

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
金利関連デリバティブ取引(金利スワップ)	件数	88	54	21	45
	想定元本	720	172	68	556
為替関連デリバティブ取引	件数	11,337	10,803	9,579	9,035
	想定元本	17,228	12,594	7,416	8,352
通貨スワップ	件数	4	0	0	0
	想定元本	8	0	0	0
先物外国為替	件数	11,333	10,803	9,579	9,035
	想定元本	17,220	12,594	7,416	8,352

・外貨資金取引

（単位：件、億米ドル）

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
外貨資金	件数	6,513	6,288	5,969	6,183
	金額	171	158	147	124

・預金関連商品

（単位：件、億円）

			平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
デリバティブ内包型預金	SCB延長特約付定期預金	金庫数	14	18	18	0
		件数	37	58	63	0
		約定額	162	666	596	0
		末残	14,355	10,196	6,311	3,175
	SCB積立定期預金	金庫数	5	7	8	1
		件数	6	9	8	1
		約定額	37	40	60	3
		末残	4,889	4,456	3,898	2,120
	SCB延長特約付積立定期預金（えんつみ）	金庫数	14	4	9	0
		件数	20	4	11	0
		約定額	539	49	206	0
		末残	3,667	3,983	2,800	1,396
	SCBマルチコーラブル預金	金庫数	102	127	106	44
		件数	561	609	409	147
		約定額	6,223	6,715	5,351	1,743
		末残	7,913	13,411	11,573	1,967

・融資関連商品

（単位：件、億円）

			平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
しんきん長期固定金利ローンサポート	しんきん長期固定金利ローンサポート	金庫数	4	0	1	2
		件数	13	0	1	3
		約定額	651	0	100	200
		末残	3,626	3,466	2,603	1,845
	SCB地域活性化ローンⅡ	金庫数	－	－	－	－
		件数	－	－	－	－
		約定額	－	－	－	－
		末残	676	603	536	469
	地公体ローンサポート	金庫数	－	－	－	－
		件数	－	－	－	－
		約定額	－	－	－	－
		末残	253	231	199	153
	SCB地域活性化ローンα	金庫数	－	－	－	－
		件数	－	－	－	－
		約定額	－	－	－	－
		末残	584	546	500	446
	SCB地域活性化ローン「未来」	金庫数	54	49	67	30
		件数	184	137	156	71
		約定額	881	580	885	331
		末残	831	1,370	2,126	2,299

（備考）SCB地域活性化ローンⅡ、地公体ローンサポートおよびSCB地域活性化ローンαは28年3月末で取扱終了

・信託機能を活用した運用商品

（単位：件、億円）

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
SCBグローバル信託	契約金庫数	－	167	191	206
	取引件数	－	704	2,441	6,236
	末残	－	1,497	4,083	8,903
SCBコーラブル信託	契約金庫数	－	－	47	55
	約定額	－	－	450	1,102
	末残	－	－	334	652

成28（2016）年4月から開始した。一方、預金関連商品については、28年1月に日銀がマイナス金利付き量的・質的金融緩和を導入して以降、市場金利の低下によって参考利率を提示できない状況が断続的に発生したことから、デリバティブ内包型預金の利用が伸び悩んだ。加えて、29年1月の信託業務の取扱開始以降、信用金庫の運用手段の多様化ニーズに対応するため、信託機能を活用した運用商品の開発・提供にも取り組んだ。外国籍の円建私募投資信託を投資対象とした運用商品として、「SCBグローバル信託」(注2)の取扱いを29年11月から開始したほか、デリバティブを活用した運用商品として、「SCBコーラブル信託」(注3)の取扱いを30年5月から開始した。

（注1）後編第3編第2章第2節1.（1）ロ. しんきん長期固定金利ローンサポートを参照
（注2）後編第3編第2章第2節1.（3）イ. SCBグローバル信託を参照
（注3）後編第3編第2章第2節1.（3）ロ. SCBコーラブル信託を参照

6. 信用金庫の決済業務のサポート

（1）全銀システムの稼動時間拡大に伴う全信金システムの対応

一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）および一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）は、決済インフラの高度化等の観点から全銀システムのあり方について検討を行い、平成26（2014）年12月18日、「全銀システムのあり方に関する検討結果」を公表した。このなかで、「決済インフラの高度化、ひいては経済の活性化と国民生活の向上を図るため、銀行振込の中核システムである『全銀システム』の24時間365日稼動を実現させることにより、世界最先端の決済サービスを提供する。」ことを表明した。24時間365日稼動の実現方法は、全銀システムの「現行の稼動時間帯」（平日8：30～15：30、月末7：30～16：30）に加え、「平日夕方～夜」「土日祝日」など、これまで未対応の時間帯をカバーするための新プラットフォーム（モアタイムシステム）を本体システム（コアタイムシステム）とは別に構築するものであった（図2-2-27）。

こうした状況を踏まえ、信用金庫業界における内国為替のインフラである全信金システムの対応について27年2月6日開催の決済業務運営委員会で審議し、全銀システムにあわせ、24時間365日稼動の方向で検討することが了承された。また、27年11月24日開催の決済業務運営委員会において、モアタイムシステムについては、①全銀システムの要件定義内容を踏まえた取扱いとする、②コアタイムシステムとは別の新たなシステムとする、③コアタイムシステム同様、両現用方式(注)を採用するなどの対応内容が了承された。

そして、28年5月12日開催の決済業務運営委員会で基本設計工程以降への着手についての承認を得た後、システム開発作業に着手し、同システムは、全銀システムにおけるモアタイムシステムと同日の30年10月9日から稼動した。

図2-2-27　新たに拡大する稼動時間帯のイメージ

<table>
<tr><th>時 間 帯</th><th>平　　日</th><th>土日／祝日</th></tr>
<tr><td>0：00
〜</td><td></td><td rowspan="4">新たに拡大する稼動時間帯
（モアタイムシステムを利用）
・24時間365日稼動を実現するため、本体システムとは別に新プラットフォーム（モアタイムシステム）を構築。
・主にインターネットバンキングやATMなどを利用した振込を想定。
・接続する参加銀行間において、リアルタイム着金が実現。</td></tr>
<tr><td>8：30
〜
15：30</td><td>現行の稼動時間帯
（既存システムを利用）
・現在、全加盟銀行が接続を義務付けられている時間帯。
・全加盟銀行間でのリアルタイム着金が可能。
・既存システムにおける現行の稼動時間帯は維持。</td></tr>
<tr><td>〜
18：00</td><td>＜共通接続時間＞
・「新たに拡大する稼動時間帯」のうち、全参加銀行が共通して接続する時間帯。</td></tr>
<tr><td>〜
24：00</td><td></td></tr>
</table>

（備考）全銀ネット資料

（注）厚木センター、神戸センターの両センターに本番機を構築し、いずれかのセンターで障害が発生しても正常センターの本番機でオンライン取引を継続して本番運用を可能とする方式

（2）XML電文への対応

平成27（2015）年12月22日に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」で報告書がとりまとめられ、決済インフラの抜本的機能強化の一環として、令和2（2020）年までに、企業間の国内送金指図について、現行の固定長電文(注1)を廃止し、情報量や情報の互換性等に優れたXML電文(注2)に全面移行することが提言された。これを受け、全銀協を事務局とする「XML電文の移行に関する検討会」が28年2月に組織され、論点整理のための検討が行われた(注3)。

そして、12月15日、全銀協および全銀ネットの理事会において、企業間送金に係る電文を金融取引における国際標準であるXML電文に移行し、国内送金電文に商流情報の添付を可能とする金融EDI(注4)実現に向けた取組みを進めるため、「金融・ITネットワークシステム」（以下「全銀EDIシステム」という。）を構築することが決定された。

全銀EDIシステムの構築により、企業が総合振込(注5)を行う際に請求書番号や支払通知番号等様々な情報の添付が可能となるXML電文の取扱いが可能となり、受取企業では請求書番号等の確認による売掛金の消込作業の効率化が、支払企業では受取企業からの請求に関する問合せ減少による負担軽減が図られるなど、企業の経理業務の効率化や生産

性向上が期待された。

信用金庫業界では、29年5月8日、全信協の29年度第1回経営対策委員会において、①業界としてXML電文への移行に参加すること、②業界内の制度設計を信金中金で、全銀EDIシステムとの接続対応の検討をSSCで行うことが了承された。

これを受け、信金中金では、29年11月6日開催の決済業務運営委員会において、全銀EDIシステムに接続するための新たなシステム「全国信用金庫EDI中継システム」の構築について了承を得てシステム対応を進め、同システムは、全銀EDIシステム稼動と同日の30年12月25日から稼動した。

（注1）電文の長さや情報量があらかじめ定められた電文形式
（注2）電文の長さ等を柔軟に設計・変更することが可能な電文形式。XMLは、eXtensible Markup Languageの略
（注3）平成28年3月31日、同検討会から「XML電文への移行に関する論点整理」が公表された。
（注4）受発注に関して、支払企業から受取企業に伝達する電子的なメッセージ。EDIは、Electronic Data Interchangeの略
（注5）多数の振込みを一括して実行できるサービス

7. 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート

(1) 信用金庫の運用戦略サポートに係る「基本的な考え方」の策定

信金中金では、後述する有価証券ポートフォリオ分析に加え、信用金庫部有価証券運用サポート室による投資商品レポートや収益シミュレーションの提供等による資金運用・リスク管理のサポートを実施してきた。

こうしたなか、「SCBストラテジー2019」において、本部、営業店および子会社が個々の信用金庫の抱える課題を共有し、共通の考え方に基づいて、信用金庫への運用戦略サポートを実施することを目的として「信用金庫の運用戦略サポートにかかる『基本的な考え方』」（以下「基本的な考え方」という。）を策定した（図2-2-28）。

「基本的な考え方」は、信用金庫の余資運用に係るサポートを進めていくうえで必要となる「組織態勢」と「ポートフォリオ構築・運営」についての着眼点を明確にするとともに、当該着眼点をベースに、本部・営業店・子会社が一体となって、資金運用に係る信用金庫の課題解決に取り組

図2-2-28 「基本的な考え方」の概要

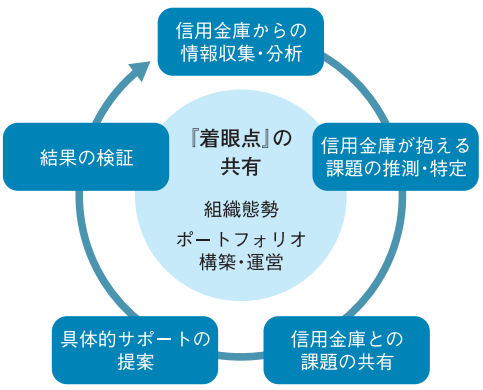

むフローをまとめたものであった。また、信用金庫の運用戦略サポートにおける信金中金グループ共通の指針であり、グループの役職員が信用金庫の運用戦略サポートに取り組むうえで身に付けるべきミニマムスタンダードとして位置付けられた。

(2) ALM・リスク管理支援等

低金利環境が続き、国内金利資産中心の投資による収益の積上げが困難となるなか、信用金庫業界における有価証券運用は、多様化・複雑化していた。これに伴い、リスク管理態勢の整備や人材の確保・育成のほか、既存ポートフォリオのメンテナンスなど、信用金庫の有価証券運用における課題は多岐にわたっていた。

こうした状況を踏まえ、信金中金では、従来から実施してきた有価証券ポートフォリオ分析、ALM・リスク管理支援および運用投資相談に加え、平成30 (2018) 年度から、証券会社システムを活用した「収益シミュレーション・運用計画策定支援」(以下「運用計画策定支援」という。) を開始した (表2-2-18)。運用計画策定支援では、信用金庫の有価証券運用について様々な切り口から分析を行ったうえで、資本・リスク・収益のバランスを考慮した有価証券運用に係るサポートを実施した。

表2-2-18　ALM・リスク管理支援等の実績

(単位：件)

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
ALM・リスク管理支援金庫数	57	89	70	33
有価証券ポートフォリオ分析金庫数	215	220	222	211
運用計画策定支援金庫数 (※)	－	－	52	134
運用投資相談件数	231	220	273	251

※　有価証券ポートフォリオ分析ツールを活用した簡易版収益シミュレーションを含む。

(3) SDBに係る運営規約の改正

信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース (以下「SDB」という。) は、平成16 (2004) 年に稼動し、我が国有数の規模のデータベースとなっていた (表2-2-19)。一方、SDB稼動当時と比べ、信用金庫を取り巻く経営環境は大きく変化し、近年、信用金庫は、

表2-2-19　参加金庫数・データ蓄積先数

(単位：千先)

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
参加金庫数		259	256	254	250
データ蓄積先数	法人データベース	750	769	780	797
	個人事業主データベース	640	640	648	652

持続可能なビジネスモデルの構築やデジタライゼーションへの対応などの経営課題に直面していた。

こうした状況を踏まえ、信金中金では、信用金庫の経営課題の解決に資するため、SDBの機能を一層充実させ、信用リスク管理業務に限らず幅広い業務分野で役立てていくことについて検討した。そして、令和元（2019）年12月、SDBに参加する信用金庫（以下「SDB参加金庫」という。）に、現在の利用状況や利用範囲の拡大に関するアンケートを行った。

アンケートの結果、「信用リスク管理の高度化」に限定されているSDBの利用目的に「金融仲介機能の発揮」を追加することや、利用目的の範囲内でSDBの集計データやスコアリングモデルを利用可能とすることなど、SDBの機能を充実させることについて賛同が得られた。

この結果を踏まえ、SDBの運営規約を改正することとし、2年3月、規約の改正案をSDB参加金庫に案内するとともに、意見を求めた。意見集約の結果、規約改正案についての理解が得られる見通しとなったため、7月にSDB参加金庫から運営規約の改正に係る同意書の提出を受け、9月に運営規約を改正した。

8. 信用金庫の人材育成のサポート

「しんきん実務研修プログラム」では、信用金庫の経営環境を踏まえ、ニーズに即したテーマを選定して研修を開催している（表2-2-20）。平成28（2016）年度以降は、熊本地震や豪雨災害の発生により、災害発生時の危機管理対応への関心が高まるなか、28年度、29年度、令和元（2019）年度の3か年にわたって、「危機管理セミナー」を開催した。同セミナーでは、東日本大震災、熊本地震および豪雨災害で被災した信用金庫による災害対応の説明や、信金中金で災害対応を経験した総務部役職員からの講演が行われた。

また、信用金庫の店舗戦略策定の支援を目的として、「店舗戦略セミナー」を29年度と30年度の2か年にわたって開催した。同セミナーでは、営業力強化および顧客満足度向上に資する、効果的・効率的な店舗体制を構築している信用金庫の取組事例が紹介された。

なお、「しんきん実務研修プログラム」の利便性向上に向けた取組みも行い、28年度からは、FTF業務ネットの信金中金ホームページに研修要綱や研修資料の掲載を開始した。さらに、30年度からは、信用金庫での研修や勉強会で活用できるよう、信用金庫

向けセミナーのWeb配信を開始した。

表2-2-20　しんきん実務研修プログラムの主な実績

（単位：人）

			平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
スペシャリスト育成コース（集合研修）	市場業務分野	信用金庫数	148	148	131	231
		人数	353	360	339	395
	外国為替分野	信用金庫数	52	50	57	61
		人数	73	72	80	87
	調査・研究分野	信用金庫数	9	34	21	27
		人数	10	36	36	28
	信用リスク管理分野	信用金庫数	96	95	104	112
		人数	127	122	131	155
	預かり資産分野	信用金庫数	176	310	34	39
		人数	307	446	34	78
	内部監査分野	信用金庫数	－	－	－	119
		人数	－	－	－	122
	合計（延べ）	信用金庫数	481	637	347	589
		人数	870	1036	620	865
ノウハウ共有コース	セミナー	信用金庫数	283	332	317	204
		人数	349	459	430	267
	情報交換会	信用金庫数	112	113	144	6
		人数	154	126	146	9
	合計（延べ）	信用金庫数	395	445	461	210
		人数	503	585	576	276

9. 信用金庫に対する情報提供活動

信金中金では、地域・中小企業研究所が金融、経済、産業の動向などの様々な分野で研究テーマを設定して調査・研究を行い、「信金中金月報」などで情報発信している。

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度の間においては、急速に脚光を浴びているフィンテック(注1)やIoT(注2)などの情報技術（IT）に着目し、これらと中小企業の関わり方について情報発信を行った。

さらに、中小企業に着目した調査・研究では、厳しい経営環境のなかでも持続的に収益を稼いでいる中小企業の取組みに着目して、「稼ぐ力」を確保するためのポイントを整理し、今後の中小企業経営のあり方に関して論じたレポートを29年8月から4回にわたって発信した。また、事業承継問題が中小企業にとって大きな問題であることを踏まえ、元年8月からは「中小企業の『継続力』を考える」と題した特集を組み、全国各地の「長寿企業」を取材し、その特徴などについての情報発信を行った。

（注1）「Finance（金融）」と「Technology（技術）」を組み合わせた造語で、主にITを活用した革新的な金融サービス事業を指す。

（注2）「Internet of Things：モノのインターネット」の略で、ありとあらゆるモノがセンサーや無線通信などを介してインターネットにつながり、それを通じて収集したビッグデータをロボットやAI（人工知能）を使って分析し、“新たな付加価値”を生み出す仕組み

第３節　信用金庫業界の信用力の維持・向上

１．信用金庫経営力強化制度の運営状況

多くの信用金庫で収益力の向上や将来にわたる健全性確保が経営課題と位置付けられるなか、信金中金では、信用金庫経営力強化制度(注)（以下「経営力強化制度」という。）に基づき実施する経営分析および経営相談等に注力し、平成28（2016）年度から令和元（2019）年度までの間も、約80の信用金庫に経営相談等を実施した（表2-3-1）。

また、資本増強制度に基づく資本供与額の残高は、経営状況が好転した資本供与金庫による優先出資等の買入消却等が行われて毎年減少した。

表2-3-1　経営力強化制度等の運営実績

（単位：億円）

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
経営相談およびコンサルティング実施金庫数		87	84	83	82
資本増強制度	年度末適用金庫数	27	24	23	23
	年度末残高	2,208	2,072	1,853	1,735

（単位：億円）

	平成28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
資本増強制度等に基づく資本供与額（a）	2,208	2,072	1,853	1,735
劣後ローン	58	47	20	20
優先出資証券	2,150	2,025	1,833	1,715
資本供与に係る自己資本控除不要額（b）	1,326	1,351	1,365	1,386
制度運営上の資本供与の総額（ｃ＝a－b）	882	720	487	348
資本供与の限度額（d） （資本供与限度額算定上の信金中金の年度末自己資本額×15%）	2,737	2,542	2,191	2,247
資本供与の余裕枠（d－c）	1,854	1,822	1,704	1,899

（注）　後編第1編第2章第3節2. 信用金庫経営力強化制度の運営方法の見直しを参照

２．信用金庫の経営課題の変化を踏まえた経営分析・経営相談機能の強化

多くの信用金庫が抱える重大な経営課題が、従来の不良債権処理等から、収益力の向上や将来にわたる健全性確保へと変化するとともに、金融行政においても早期警戒制度の一部見直しが行われるなか、信金中金では経営力強化制度の運営主体として、経営分析および経営相談機能の一層の強化に取り組んだ。

経営分析においては、従前から実施してきた経営効率分析表等を用いた決算分析の際、地域の情報や将来の収益性・健全性を加味した分析をこれまで以上に強化し、信用金庫の中長期的課題の把握に努めた。具体的には、平成26（2014）年度から実施している、

今後5年間の収益・自己資本に係るシミュレーション分析の内容見直しを行うとともに、30年度からは、同分析結果に基づき、原則として全信用金庫と意見交換することとした。

また、地域経済の分析では、従前活用してきたデータに加え、29年度の経営効率分析時には、しんきん地方創生支援センター（当時。現地域創生推進部）が提供する「地域産業関連分析データ」も参照することとした。30年度には(注1)同データを経営効率分析の実務で効果的に活用するため、信用金庫部において「地域経済分析（要約資料）」および活用の手引き等を作成のうえ営業店に還元した。さらに、同分析は、収益・自己資本に係るシミュレーション分析とあわせ、信用金庫の中長期課題について信用金庫経営陣と意見交換する際の資料として活用した。

そのほか、「中期経営計画『SCBストラテジー2019』」で掲げる営業店のコンサルティング拠点化を進めるため、経営効率分析に係る信用金庫経営陣との意見交換時に信用金庫部職員を派遣する枠組みを30年度から導入した。令和元（2019）年度には、経営効率分析表の補助資料を営業店に試行的に提供し、営業店活動サポートおよび分析の標準化を進める取組みを開始した。また、店舗周辺の市場分析に資するため、政府が無料提供しているjSTAT MAP(注2)の利活用を信用金庫に勧奨し、jSTAT MAPの活用手法をマニュアル化のうえ、信用金庫および営業店に還元するなどの活動を行った。

経営相談においては、同相談を実施した信用金庫に対する提言施策の具体化や実行・定着を支援するため、信用金庫部職員を信用金庫に派遣し、信用金庫職員と協働する短期滞在型支援の仕組みを元年度に導入するなど、能動的なフォローアップ態勢を強化した。加えて、経営課題を有する信用金庫に対しては、経営相談を実施する前の段階における実効的な支援活動を展開するため、信用金庫部職員を派遣した。そして、営業店と連携のうえ、信用金庫の経営計画と信金中金が作成する収益・自己資本に係るシミュレーションとの比較検証等を行うなど、信用金庫との深度ある対話によって、経営課題とその対応に係る方向性の共有を推し進める枠組みを元年度に導入した。

（注1）しんきん地方創生支援センター（現地域創生推進部）が行っていた、地域経済関連データの更新は、平成30年度から信用金庫部が主管部門となった。

（注2）政府が無料提供する地理情報システムであり、店舗周辺の人口や産業等に係る分析など経営環境を把握するツール

3. ビジネスモデル策定のサポート

人口減少や高齢化の進展、フィンテック等の技術革新の動き、世界的な長短金利の低下等、金融機関の経営環境が大きく変化するなか、金融庁は、「平成28事務年度金融行

政方針」において、「横並びで単純な量的拡大競争に集中するような銀行のビジネスモデルが限界に近づいているなど、従来型のビジネスモデルでは競争力を失う可能性がある。」と指摘した。そして、金融機関に対して、問題意識をもって自らのビジネスモデルを検証し、それぞれが自主的な創意工夫のもと、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた具体的かつ有効な取組みを行うことを求めた。

こうした状況を踏まえ、信金中金では、「ビジネスモデル策定研修」「ビジネスモデル策定相談」「ビジネスモデル策定コンサルティング」により、信用金庫のビジネスモデル策定に係る取組みのサポートを平成29（2017）年2月から開始した(注)。

「ビジネスモデル策定研修」は、持続可能なビジネスモデル策定の考え方等に関する基本的事項の説明、「ビジネスモデル策定相談」は、ビジネスモデルの自己検証結果を踏まえ、新たなビジネスモデルの策定に向けた具体的検討を進めている信用金庫を対象にして、相談と意見交換を行うものであった。

また、「ビジネスモデル策定コンサルティング」は、持続可能なビジネスモデルの策定プロセスを個別にサポートするコンサルティングであり、各種調査、データ分析、ヒアリング等を踏まえ、中長期経営計画のベースとなる報告書をとりまとめる内容であった。同コンサルティングでは、実効性の高いビジネスモデルおよび中長期経営計画の策定に5～10年後の経営を担う職員が、主体的にその策定プロセスに関与していくことが必要であるため、中堅職員が参加するプロジェクトチームを設置して実施した。

ビジネスモデル策定サポートは、28年度に金融庁から持続可能なビジネスモデルの構築に係る問題提起がなされたこともあり、特に開始直後に多くの信用金庫に利用された（表2-3-2）。

表2-3-2　ビジネスモデル策定サポート利用金庫数

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
策定研修および策定相談	44	73	4	3
策定コンサルティング	1	5	－	－

（注）ビジネスモデル策定コンサルティングは、平成29年2月に信用金庫に案内を行い、4月から実施

第４節　経営態勢

１．役員体制

(1) 佐藤会長の就任

平成28（2016）年6月24日開催の第76回通常総会において、大前孝治会長（城北信用金庫会長）が退任し、同日開催の理事会において第8代会長として佐藤浩二理事（多摩信用金庫会長）が選定された。

佐藤会長は、7月1日の就任挨拶において、「（前略）近年のITの発達、普及による情報サービス業の進化は目ざましく、『IoT』『AI』『フィンテック』などの言葉に代表されるように、その影響はものづくりから消費、暮しまで及び、そうしたことが今後さらなる変化へと連なると想定されます。そのような変化のなか、信用金庫のお客様である中小企業、地域に暮らす人々、そして地域社会自体に様々な課題が生じており、そうした課題にどう対応していくか、今、私ども信用金庫に問われています。お客さまとともにあり、考え、解決していくというインフラとしての役割こそ私どものルーツでもあります。信用金庫の中央機関でありパートナーである信金中央金庫は、直接的、間接的にそうした役割をサポートしてこられましたが、これをさらに強化し、信用金庫のビジネスモデルの確立に貢献することが今後の繁栄の道であると思います。」と所信を表明した。

就任挨拶をする佐藤会長

(2) 柴田理事長の就任

平成30（2018）年6月20日開催の理事会で柴田弘之副理事長が理事長に選定され、21年6月から9年間理事長を務めてきた田邉理事長が理事相談役に就任した。

柴田理事長(注1)就任時の経営環境は、中小企業数の減少、人口減少や高齢化などの構造的な問題に伴う地域経済の疲弊、日銀のマイナス金利政策の影響による低金利の継続などを受け非常に厳しい状況にあった。加えて、デジタライゼーションの急速な進展により、従来の金融機関業務の様々な分野において、金融ビジネスそのものが変化の激しい局面を迎えていた。

役職員向けに就任挨拶をする柴田理事長

就任翌日の6月21日、柴田理事長は信金中金役職員に対する就任挨拶のなかで、「金融業界は非常に厳しい状況に置かれていますが、私は、このような状況こそ、むしろ、我々、信用金庫業界が強みを発揮できるチャンスであると考えています。」と述べた。また、その強みとは、①信用金庫は地域経済の発展に関して実績と経験を有するプロフェッショナルであること、②信用金庫は業界内のネットワークをいかして有機的につながることで、あたかも信用金庫業界全体が一つの金融機関であるかのように大きな力を発揮することができること、③信用金庫の課題解決を役割とする信金中金が存在することにあるとの考えを示した。

柴田理事長は、この3つの強みを最大限に発揮することで、地域経済が抱える課題を解決に導き、地域経済の持続的な発展に信用金庫業界が寄与できるとしたうえで、この状況で、信金中金がなすべきことは、①個別信用金庫への支援を通じて、個々の信用金庫の経営力強化を実現すること、②信用金庫業界のネットワークバリューを強化して、信用金庫同士が相互に関わることのシナジー効果を増幅させることであるとの考えを示した。そして、「個別信用金庫の収益力強化」にフォーカスした支援への取組みの強化と、信用金庫業界の「ネットワークバリューの最大化(注2)」を目指していくとした。

また、信用金庫に求められる機能が多様化・高度化しているとしたうえで、個別の信用金庫では困難なことや非効率であることを信金中金が「支援」することにとどまらず、信用金庫と目標を共有し、ともに力をあわせて困難な課題解決に取り組み、協力して働く「協働」という新しい取組み方を実践していくという考えを示した。

（注1）柴田弘之理事長の略歴
昭和55年4月全国信用金庫連合会（現信金中央金庫）入会、平成17年4月総合企画部長、19年6月理事総合企画部長、21年6月常務理事、25年6月専務理事、28年6月副理事長

（注2）「ネットワークバリューの最大化」は、信用金庫業界のネットワークの活用による個々の信用金庫の課題解決能力の強化と、それによる信用金庫業界全体のネットワークバリューのさらなる向上により、「信金ブランド」の向上につなげる施策であった。

(3) 御室会長の就任

令和2（2020）年6月24日開催の第81回通常総会において、佐藤浩二会長（多摩信用金

庫会長）が退任し、同日開催の理事会において第9代会長として御室健一郎理事（浜松いわた信用金庫理事長）が選定された。

役職員向けに就任挨拶をする御室会長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、4月に外出自粛・休業要請を内容とする「緊急事態宣言」が発出され、5月下旬には全国的に「緊急事態宣言」は解除されたものの、依然として感染リスクが残るなか、御室会長は、6月25日に信金中金役職員に対して就任挨拶を行い、「（前略）全国には255の信用金庫がありますが、立地環境や規模は千差万別であり、またそれぞれの特色も抱える課題も様々であります。信金中金には、先ずは是非とも、各地の信用金庫がどのような課題を抱えているのかについて、きめ細やかなリサーチをするとともに、最適な解決策や情報をタイムリーに提供していただきたいと思います。そして、既存概念にとらわれない斬新な発想で、新たな生活様式に対応する信用金庫の営業スタイルを信用金庫とともに考え、作り出していただくことを期待しています。信用金庫の中央金融機関として、『信用金庫業界の発展に努め、ひいては、日本経済社会の繁栄に貢献する』という経営理念を、皆様とともに少しでも実現できればと考えております。」と所信を表明した。

（4）田邉理事相談役の叙勲

平成21（2009）年6月から30年6月まで理事長職を務めた田邉理事相談役は、平成最後となる30年秋の叙勲において、旭日小綬章を受章した。

平成30年11月、旭日小綬章を受章した田邉理事相談役

31年2月21日にパレスホテル東京で開催した叙勲受章記念「感謝の集い(注)」には、信用金庫会長・理事長や信用金庫関係団体等の関係者約330人が臨席した。

席上、柴田理事長は、創業以来初の赤字・無配という厳しい経営環境のなかで理事長に就任した田邉理事相談役がリーダーシップを発揮し、喫緊の課題であった財務基盤の立て直しに取り組み、その後、3次にわ

たる中期経営計画の策定・実施により経営基盤を強化したこと、信用金庫と一体となった地方創生、中小企業支援、個人金融支援などの各種課題に果敢に取り組み、信用金庫とのリレーション強化に努めたこと、全国の信用金庫と連携した東日本大震災・熊本地震被災地復興のための継続的な支援に取り組んだことなどを紹介し、敬意を表した。

また、田邉理事相談役は、「この度の受章は、私個人というより、信金中金が昭和25年の創業以来、68年の永きにわたり、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展のために、その役割・機能を果たしてきたことが認められ、私が代表として受章したものと認識しております。」との挨拶を行い、信用金庫業界の方々、信金中金の諸先輩、役職員に対する感謝とお礼を述べた。

（注）「感謝の集い」に先立つ平成30年12月6日には、ベルサール八重洲で「叙勲祝賀会」を開催し、信金中金OBおよび役職員が出席のうえ、田邉理事相談役の受章を祝った。

2. 主要委員会

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけて、信金中金を取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化の進展、日銀による異次元の金融緩和の長期化、デジタライゼーションの加速などにより大きく変化しており、会員信用金庫が委員となる各種委員会での多様な意見を踏まえ、信用金庫業界が抱える様々な課題への対応について意思決定していく必要があった。

こうした状況を踏まえ、信金中金の機能拡充等に関する重要事項を審議する機能拡充委員会（理事長の諮問機関）は、29年度から元年度の間に4回開催された(注)。同委員会では、元年度からの3か年を計画期間とする信金中金の次期中期経営計画のほか、個人向け証券業務における信用金庫の課題とその解決に向けた取組み、信用金庫業界の業務効率化に向けての今後の取組みなどについて審議された（表2-4-1）。

また、全国信用金庫内国為替制度の運営管理等決済業務に関する重要事項を審議する

表2-4-1　機能拡充委員会での審議事項（平成29～令和元年度）

	審議事項
第74回　平成29年11月24日	1. 個人向け証券業務における課題と今後の取組みについて 2. 信用金庫業界における業務効率化策について
第75回　30年10月31日	・信金中金の次期中期経営計画について
第76回　31年 1月16日	・信金中金の次期中期経営計画について
第77回　令和元年11月18日	1. 信用金庫業務の共同化について 2. 地域商社機能の考え方について
第78回　2年 3月 3日	（審議事項はなく、報告事項のみ。なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開催を見送り、書面による個別説明を実施）

表2-4-2　決済業務運営委員会での審議事項（平成28～令和元年度）

	審議事項
第17回　平成28年　5月12日	・全信金システムの更改および全銀システムの稼動時間拡大に伴う全信金システムの対応にかかる基本設計工程以降の着手について
第18回　29年　2月16日	（審議事項はなく、報告事項のみ）
第19回　7月10日	・全銀システムの更改に伴う全信金システムの対応について
第20回　11月　6日	・XML電文への移行に伴う全銀EDIシステムとの接続にかかるシステム対応について
第21回　30年　3月　8日	1.　全信金システムの第7次全銀システムへの対応にかかる基本設計工程以降の着手について 2.　全信金システムの更改に伴う信用金庫内国為替制度関連規則の改正について
第22回　7月19日	・全信金システムの稼動時間拡大対応に伴う信用金庫内国為替制度関連規則の改正について
第23回　12月19日	・XML電文への移行に伴う信用金庫内国為替制度関連規則の改正について
第24回　令和　2年　2月18日	・全信金EDI中継システムの外部によるシステム監査の実施について

決済業務運営委員会（理事長の諮問機関）は、28年度から元年度の間に8回開催された。同委員会では、30年5月の全信金システムの更改、第7次全銀システム更改に係る全信金システムの対応などについて審議された（表2-4-2）。

さらに、信用金庫経営力強化制度に基づく資本増強制度運営委員会では、資本供与信用金庫の健全化計画の達成状況に係る報告が行われたほか、信用金庫相互援助資金制度運営委員会（全信協会長および信金中金理事長の諮問機関）では、相互援助資金制度の運営状況について報告が行われた。

（注）　平成28年度は開催されていない。また、令和2年3月3日に開催予定であった第78回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開催を見送り、書面による個別説明を実施

3.　中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2016」

（1）計画策定までの経緯

信金中金は、これまで2度にわたって中期経営計画を策定し、諸施策の実現に向けて役職員一丸となって取り組んできた。そして、計画に掲げた諸施策を着実に実行に移し、おおむね所期の目標は達成した。

その一方で、信用金庫業界を取り巻く経営環境は、本業収益が減少傾向にあるうえ、少子高齢化等に伴う人口減少や中小企業数の減少が加速しており、厳しい状況が続いていた。

こうした状況を踏まえ、平成27（2015）年9月に次期中期経営計画の策定に係るディスカッション・メンバーを募り、計画策定に向けた個別具体的な検討作業を実施した。

図2-4-1　中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2016」

全体像

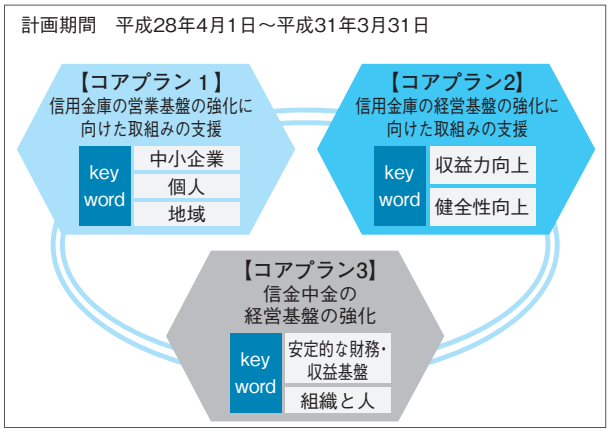

目標とする経営指標

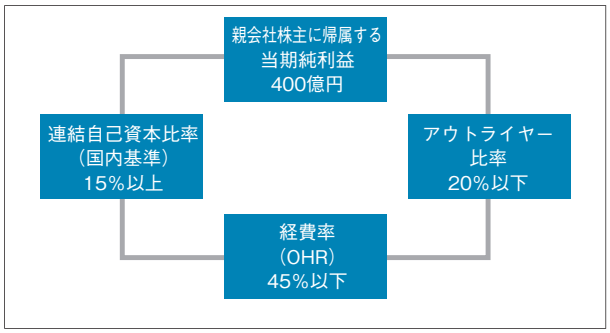

その後、同計画は、27年10月19日開催の第72回機能拡充委員会と28年1月14日開催の第73回機能拡充委員会で協議された。また、27年10月29日開催の理事会や、11月に全国10地区で開催した「信用金庫理事長懇談会」でその骨子案を説明して、信用金庫から意見聴取を行った。こうして、同計画は、「中期経営計画『SCB中期アクション・プログラム2016』」（以下「SCB中期アクション・プログラム2016」という。）として28年1月28日開催の理事会で承認された。

28年度から30年度までの3か年を計画期間とする「SCB中期アクション・プログラム2016」では、当該期間を「次なる10年に向けて業界が総合力を発揮するための基盤を強化する期間」と位置付けた。そして、行動計画として「信金中金の経営基盤の強化」はもとより、「信用金庫の営業基盤の強化に向けた取組みの支援」ならびに「信用金庫の経営基盤の強化に向けた取組みの支援」からなる3つのコアプランを掲げた。また、信用金庫が地域における存在感を高め、かつ、地域の持続的な発展につながることを目指し、業界の中央金融機関として対応すべき施策を示した。併せて、目標とする4つの経営指標を掲げた(注)（図2-4-1）。

（注）「SCB中期アクション・プログラム2016」は、日銀による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受け、平成28年2月24日に修正を行った。

(2)「SCB中期アクション・プログラム2016」の主要施策と実績

イ．コアプラン1「信用金庫の営業基盤の強化に向けた取組みの支援」

コアプラン1では、「中小企業への取組みにかかる支援」「個人への取組みにかかる支

援」「地域への取組みにかかる支援」を3つの重点施策とした。また、金融業界において「フィンテック」に関する動きが加速化する状況を踏まえ、「フィンテックの活用に向けた取組みにかかる支援」に取り組んだ。

「中小企業への取組みにかかる支援」では、①中小企業のライフステージに応じた取組み、②中小企業の各種マッチングへの取組み、③中小企業の海外進出等への取組み、④業界におけるノウハウの共有化を掲げた。

①では、中小企業のライフステージに応じた信用金庫の取組みを支援するため、創業、経営改善、事業承継などに係るサポートプログラムの実施(注1)、中小企業向け創業・育成&成長支援ファンド「しんきんの翼」のファンド総額の増額・存続期間の延長(注2)などを行った。また、信用金庫取引先のM&A情報を共有するため、「しんきん情報共有プラットフォーム」内に「しんきんM&Aネットワーク」ページを新設(注3)するなど業界ネットワークを活用した支援を行った。②では、信用金庫取引先の販路拡大や技術マッチング支援のため大手バイヤー等の開拓および外部専門機関との連携(注4)を実施した。③では、スタンドバイL／Cの発行など信用金庫取引先の海外現地での資金調達に係る支援に引き続き取り組む一方で、海外販路拡大支援(注5)やインバウンド対応支援(注6)など、本業を支援する取組みを拡大した。また、信用金庫取引先の海外進出状況を踏まえ、新たに現地銀行2行と業務提携を行い、海外ネットワークの拡大を進めた(注7)。④では、中小企業支援等に関する情報を信用金庫間で共有するためのホームページである「しんきん知識の泉」の情報充実を図った。

「個人への取組みにかかる支援」では、①個人向け信託商品等の推進、②預かり資産業務の推進、③個人ローンの推進、④商品・サービス等の多様化を掲げた。

①では、平成29（2017）年1月23日から信託業務の取扱いを開始(注8)し、同日、個人向け信託商品「しんきん相続信託『こころのバトン』」および「しんきん暦年信託『こころのリボン』」の取扱いを開始した(注9)。②では、投信窓販に係る業務効率化およびコンプライアンス態勢強化等を目的とした業務支援システム「しんきん預かり資産ナビ」の信用金庫への提供を開始した(注10)。③では、しんきん保証基金および信金ギャランティに対し、銀行カードローン問題等の情報還元を行うとともに、各種会議への参加等を通じ、両社の個人ローン推進に係る情報連携の支援を実施した。④では、個人顧客の多様化する資産形成ニーズに対応するため、インターネットによる金融商品仲介スキーム(注11)の信用金庫への提供を開始した。

「地域への取組みにかかる支援」では、①地方版総合戦略の推進、②地方創生に係るコンサルティング機能の強化を掲げた。

①では、27年12月から提供してきた「地方創生支援パッケージ」の内容を見直し、「地域創生支援パッケージ」として提供した(注12)。②では、公益財団法人日本財団の「わがまち基金」を活用した地域創生支援スキームの提供(注13)、国土交通省および一般財団法人民間都市開発推進機構との間で締結したパートナー協定に基づく、信用金庫のまちづくり事業への参画支援を実施した(注14)。

「フィンテックの活用に向けた取組みにかかる支援」では、キャッシュレス決済の普及を通じた地域の活性化を図るため、株式会社Origamiと資本・業務提携し、スマートフォンを活用した新たなキャッシュレス決済スキームとして、同社が提供するOrigami Payを信用金庫に案内した(注15)。また、米国シリコンバレーのスタートアップ企業等への投資を行うベンチャー・キャピタルへの出資やシリコンバレーへの職員派遣を行うなど、デジタル化の動向に係る情報収集態勢を強化した(注16)。

(注1) 後編第3編第2章第2節2. (2) イ. 中小企業への取組みに係る支援を参照
(注2) 後編第2編第2章第2節2. (2) イ. (イ) a. ライフステージ・サポートプログラムを参照
(注3) 後編第3編第2章第2節2. (2) イ. (ロ) d. 事業承継およびM&Aに係るその他の対応を参照
(注4) 後編第3編第2章第2節4. 信用金庫業界のネットワークを活用した業務を参照
(注5) 後編第3編第2章第2節2. (2) ロ. (ニ) 信用金庫取引先の海外販路拡大支援を参照
(注6) 後編第3編第2章第2節2. (2) ロ. (ホ) インバウンド対応支援を参照
(注7) 後編第3編第2章第2節2. (2) ロ. (イ) 現地銀行との業務提携を参照
(注8) 後編第3編第2章第4節4. 信託業務の兼営を参照
(注9) 後編第3編第2章第2節2. (1) ト. (イ) しんきん相続信託「こころのバトン」およびしんきん暦年信託「こころのリボン」を参照
(注10) 後編第3編第2章第2節2. (1) ロ. しんきん預かり資産ナビを参照
(注11) 後編第3編第2章第2節2. (1) ホ. 株式会社SBI証券と連携した金融商品仲介スキームを参照
(注12) 後編第3編第2章第2節2. (3) ニ. 地域創生支援パッケージの提供を参照
(注13) 後編第3編第2章第2節2. (3) イ. 公益財団法人日本財団「わがまち基金」を活用した地域創生支援スキームを参照
(注14) 後編第3編第2章第2節2. (3) ロ. 国土交通省および一般財団法人民間都市開発推進機構とのパートナー協定締結を参照
(注15) 後編第3編第2章第2節3. (2) 株式会社Origamiとの連携を参照
(注16) 後編第3編第2章第2節3. (1) デジタライゼーションに係る取組みの開始を参照

ロ. コアプラン2「信用金庫の経営基盤の強化に向けた取組みの支援」

コアプラン2では、「収益力向上に向けた取組みにかかる支援」「健全性向上に向けた取組みにかかる支援」を重点施策とした。

「収益力向上に向けた取組みにかかる支援」では、①運用手段の多様化と②業務効率化および経費削減の2つの側面から取り組んだ。

①では、信用金庫の資金運用手段の多様化に資するため、海外の多様な資産クラスに分散投資する信託商品「SCBグローバル信託」、デリバティブ内包型信託商品「SCBコーラブル信託」の提供を開始した(注1)。また、代理貸付、しんきん長期固定金利ローンサポー

トおよび私募債において、特別商品の取扱いを行った(注2)。さらに、信用金庫の有価証券運用に係るサポート態勢を整備・強化するため、有価証券運用サポート室を設置し、信用金庫の運用計画策定支援等を実施した(注3)。②では、信用金庫の業務効率化およびコスト削減への取組みを支援するため、預金調査事務の集中化(注4)、信金中金・信用金庫間の電子契約サービスの導入(注5)、個別信用金庫の各種規程等を蓄積した「しんきん情報ライブラリー(注6)」の開設を行った。

「健全性向上に向けた取組みにかかる支援」では、①モニタリング機能の強化、②人材支援態勢の強化、③信用金庫役職員の人材育成を掲げた。①では、地域の人口動態等を踏まえた経営効率分析や経営相談の実施(注7)、経営環境の変化が信用金庫のビジネスモデルに与える影響の分析(注8)などを行った。②では、信用金庫の要請に基づき業務出向者を段階的に拡充した。③では、信用金庫向けセミナー等について、Web配信を実施した(注9)。

（注1）後編第3編第2章第2節1.（3）イ. SCBグローバル信託およびロ. SCBコーラブル信託を参照
（注2）後編第3編第2章第2節1.（1）融資関連商品および（2）私募債を参照
（注3）後編第3編第2章第2節7.（1）信用金庫の運用戦略サポートに係る「基本的な考え方」の策定および（2）ALM・リスク管理支援等を参照
（注4）後編第3編第2章第2節4.（12）預金調査事務に係る事務受託を参照
（注5）後編第3編第2章第2節4.（13）電子契約サービスの導入を参照
（注6）後編第3編第2章第2節4.（11）しんきん情報ライブラリーを参照
（注7）後編第3編第2章第3節2. 信用金庫の経営課題の変化を踏まえた経営分析・経営相談機能の強化を参照
（注8）後編第3編第2章第3節3. ビジネスモデル策定のサポートを参照
（注9）後編第3編第2章第2節8. 信用金庫の人材育成のサポートを参照

ハ. コアプラン3「信金中金の経営基盤の強化」

コアプラン3では、「安定的な財務および収益基盤の確立」「組織・人材の強化」を重点施策とした。

「安定的な財務および収益基盤の確立」では、マイナス金利に伴う円貨収支の減少を補完するため、米国や欧州の国債を中心とした海外金利資産やファンド等のクレジット資産、リスク分散ファンドの積増しに加え、オルタナティブ資産への段階的な投資や事業会社向け直接貸出の推進など、収益源の多様化に向けた取組みを推進・強化した(注1)。また、相場急変によるポートフォリオの悪化を抑制するため、リスクオフ局面に備えたヘッジポジションの構築を進めた。さらに、外貨調達手段の多様化を図るため、資金取引やレポ取引による調達先の拡充などを行った(注2)。

「組織・人材の強化」では、①経営管理態勢の強化、②信託兼営に係る態勢の整備、③業務運営態勢の強化、④専門性を有する人材の育成、⑤活力ある職場づくりを掲げた。①では、リスクアペタイト・フレームワーク構築(注3)に向けた取組みを進めた。また、顧客

本位の業務運営を徹底するため、平成29（2017）年11月に「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を制定した(注4)。②では、28年10月に信託兼営に係る認可を取得した後、信託業務に係る管理態勢整備のため、11月に信託企画部を信託部へ組織変更するとともに、「信託業務管理方針」の制定、信託業務に係る人材育成を進めた(注5)。③では、27年度から部門別事業計画にKPI（Key Performance Indicator）を導入していたが、29年度以降はKPIに加えてKGI（Key Goal Indicator）を設定することでPDCAサイクルを強化した。また、RPAを活用した業務効率化への取組み(注6)、サイバーセキュリティに係る態勢強化(注7)、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る態勢の整備・強化(注8)を実施した。④では、「テーマ別研修」や「海外拠点実地研修」などの新たな研修を新設した(注9)。⑤では、「働き方改革」の趣旨を踏まえ、有給休暇の最低取得日数を設定した(注10)。

なお、目標として掲げた「親会社株主に帰属する当期純利益400億円」「連結自己資本比率（国内基準）15%以上」「アウトライヤー比率20%以下」「経費率（OHR）45%以下」の4つの経営指標は、「SCB中期アクション・プログラム2016」の最終年度である30年度末において、「親会社株主に帰属する当期純利益447億円」「連結自己資本比率（国内基準）23.65%」「アウトライヤー比率12.53%」「経費率（OHR）40.77%」となり、目標を達成した。

（注1）後編第3編第2章第1節2.（1）市場運用の動向を参照
（注2）後編第3編第2章第1節1.（3）借用金等の動向を参照
（注3）後編第3編第2章第4節5.リスクアペタイト・フレームワークの構築を参照
（注4）後編第3編第2章第4節6.（1）お客様本位の業務運営に関する取組方針の制定を参照
（注5）後編第3編第2章第4節4. 信託業務の兼営を参照
（注6）後編第3編第2章第5節8.（3）RPAの活用を参照
（注7）後編第3編第2章第5節5. サイバーセキュリティ管理態勢の強化を参照
（注8）後編第3編第2章第4節6.（3）マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への取組みを参照
（注9）後編第3編第2章第4節10.（7）研修体系の見直しを参照
（注10）後編第3編第2章第4節10.（3）働きやすい職場環境の整備に係る取組みを参照

4. 信託業務の兼営

平成27（2015）年11月27日開催の理事会で信託業務の取扱いを決定した(注1)後、29年中の業務取扱開始に向けて準備を進め、28年4月1日に新設した信託企画部(注2)が中心となり、信用金庫個人顧客向け商品および信用金庫向け運用商品の開発、専業信託銀行との連携、認可申請の準備、組織・人員体制の整備、内部規程の制定等所要の態勢構築を進めた。

28年6月24日には、同日開催した通常総会で定款変更を決議し、信金中金が行い得る業務として、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により行う同法第1条第1項に規定する信託業務を追加した。

そして、同年9月14日、内閣総理大臣宛に信託業務の兼営に係る認可申請を行い、10月5日、認可を取得した。これに伴い、信託業務に係る管理態勢整備のため、11月1日に信託企画部を信託部に改組するとともに、「信託業務管理方針」の制定、「内部監査基本方針」および「理事会規程」の改正を11月25日開催の理事会で決定した。(注3)

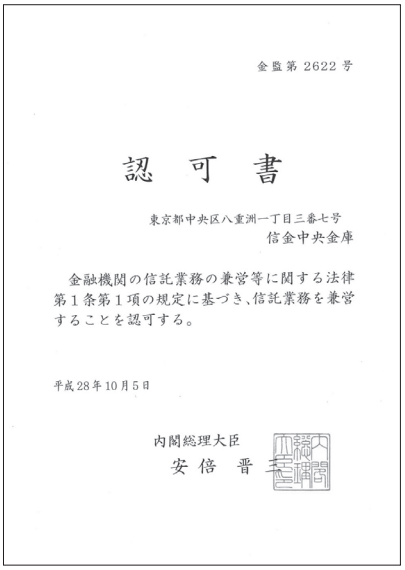
金監第 2622 号

認　可　書

東京都中央区八重洲一丁目三番七号
信金中央金庫

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定に基づき、信託業務を兼営することを認可する。

平成 28 年 10 月 5 日

内閣総理大臣
安 倍 晋 三

信託業務の兼営に係る認可書

27年11月に信託業務の取扱いを決定してから1年余りが経過した29年1月23日、信金中金は信託業務の取扱いを開始した。また、信託業務の取扱開始日から、個人向け信託商品「しんきん相続信託『こころのバトン』」および「しんきん暦年信託『こころのリボン』」の提供を開始した。(注4) その後、11月からは、「SCBグローバル信託」(注5)の取扱いを開始した。

（注1）後編第2編第2章第4節4. 信託業務の兼営を参照
（注2）後編第3編第2章第4節8. (1) イ. 平成28年4月1日の組織改正を参照
（注3）「信託業務管理方針」は、信託兼営金融機関として、信託の委託者および受益者の保護を図りつつ、業務の健全かつ適切な運営を確保するための方針を定めた。また、「内部監査基本方針」は、信託業務管理に係る内部監査態勢の構築が必要不可欠であるため、その旨を基本方針に追加し、「理事会規程」は、信託業務管理に関する重要事項を理事会決議事項に追加する改正を行った。
（注4）後編第3編第2章第2節2. (1) ト. (イ) しんきん相続信託「こころのバトン」およびしんきん暦年信託「こころのリボン」を参照
（注5）後編第3編第2章第2節1. (3) イ. SCBグローバル信託を参照

5. リスクアペタイト・フレームワークの構築

信金中金では、令和元 (2019) 年度から、リスクアペタイト・フレームワーク(注1)(注2) (以下「RAF」という。) の枠組み (図2-4-2) を導入するとともに、同年7月30日開催の理事会において、RAFの内容を明文化した「リスクアペタイト・ステートメント」(以下「RAS」という。) の制定を決定した。RASにおいては、信用金庫の中央金融機関としての機能を永続的かつ安定的に発揮するために、「財務の健全性」と「安定的な利益」の確保を優先し、過度なリスクテイクは行わないというリスク文化を明示した。また、このリスク文化を踏まえて、信金中金のリスクアペタイトを設定するとともに、連結自己資本比率 (国内基準) および配当可能限度額を維持すべき経営指標 (リスクアペタイト指標) として掲げた。

図2-4-2　リスクアペタイト・フレームワークの構成

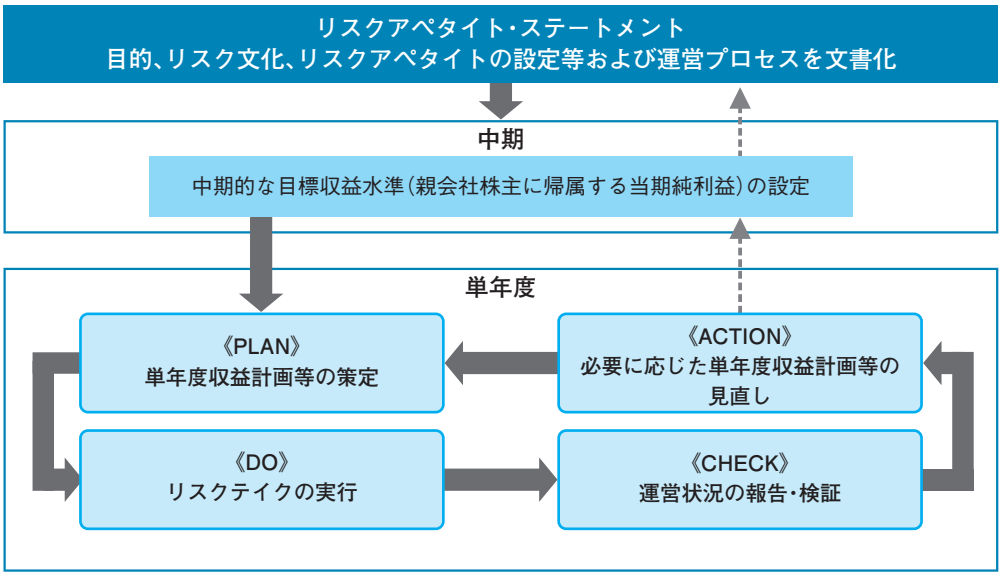

信金中金では、RAFの枠組みのなかで、自己資本の水準を踏まえた効率的なリスクテイクを実行し、中長期的な財務基盤の構築を進めた。

（注1）リスクアペタイトとは、自社のビジネスモデルの個別性を踏まえたうえで、事業計画達成のために進んで受け入れるべきリスクの種類と総量。リスクアペタイト・フレームワークとは、リスクアペタイトを資本配分や収益最大化を含むリスクテイク方針全般に関する社内の共通言語として用いる経営管理の枠組み（金融庁「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」【平成31年3月】）

（注2）RAFは、大手金融機関ではその導入が進んでいたが、中小・地域金融機関についても、令和元年6月28日に改正された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で新設された「Ⅱ-2-3　持続可能な収益性と将来にわたる健全性」のなかで、「継続的に金融仲介機能を発揮していくため、持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保する態勢」の一例として挙げられた。

6. コンプライアンス態勢

（1）お客様本位の業務運営に関する取組方針の制定

平成29（2017）年3月30日、金融庁から「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表された。同原則には、金融事業者(注)が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指すうえで有用と考えられる原則が定められており、金融事業者が同原則を採択する場合には、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、当該方針に基づいて業務運営を行うことが求められた。

こうした状況のなか、信金中金では、顧客本位の業務運営に関する原則の趣旨を踏まえ、信金中金および資産運用関連業務に携わる連結子会社2社（しんきん証券、しんき

んアセットマネジメント投信）を「信金中金グループ」として、当該原則を採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を制定することを29年11月29日開催の理事会で決定した。

また、同取組方針に基づき、「信金中金グループ」の各社がそれぞれの業務や機能等を踏まえたアクションプランを策定した。

なお、ホームページに「お客様本位の業務運営に関する取組方針」および同方針に基づくアクションプランを掲載するとともに、アクションプランの取組状況を定期的に公表した。

（注）「顧客本位の業務運営に関する原則」では、「金融事業者」という用語を特に定義しておらず、顧客本位の業務運営を目指す金融事業者において幅広く採択されることが期待されている。

（2）民法（債権関係）改正に係る対応

法務省の法制審議会において民法（債権関係）改正(注1)に係る検討が進められるなか、平成25（2013）年度から顧問弁護士や関連団体等からの情報収集を開始し、28年3月、主要な改正項目に関する影響調査を実施した。さらに、「民法の一部を改正する法律」（以下「改正民法」という。）の公布（29年6月2日）を受け、30年2月、調査範囲を拡大して第2弾の影響調査を行った。

当該調査では、本部各部が所管している規程・細則・通達および帳票・ひな形等を対象として、民法改正に伴う影響の具体的内容や必要となる対応事項等を調査した。また、この影響調査にあわせ、本部各部のコンプライアンス担当者を「民法改正に係る担当者」に任命するとともに、各部から顧問弁護士に適宜相談できる態勢を整備した。

調査の結果、改正民法で新設された定型約款(注2)に関する規定について、本部各部が所管する契約書等の定型約款への該当性の判定が課題である実態が明らかとなった。このため、総務部が本部各部による定型約款の該当性判定に関する要領を策定し、顧問弁護士の意見を踏まえて、31年2月に定型約款として取り扱う文書を確定した。

令和元（2019）年5月以降、複数部門が定期的に集まり、共通する改正項目(注3)についての課題の共有や対応事項の擦り合わせを行ったほか、他行ヒアリングや弁護士相談等を通じて情報収集を継続した。

これらを踏まえ、本部各部において、所管する規程・細則および帳票等を改正のうえ通達により周知を行うとともに、全職員を対象にeラーニング研修を実施し、2年4月の改正民法施行に向けた対応は完了した。

（注1）後編第3編第1章第2節1. 民法（債権関係）改正を参照

（注2）定型取引（不特定多数の者を相手方として行う取引、かつ取引の内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの）において、契約の内容とすることを目的として当事者の一方（定型約款準備者）により準備された条項の総体をいう。
（注3）例えば定型約款、金銭消費貸借契約書や保証約定書等

(3) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への取組み

信金中金では、金融庁が平成30（2018）年2月6日に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(注1)」（以下「ガイドライン」という。）等を踏まえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）対策を経営の最重要課題の一つとして位置付け、態勢整備を進めた。

ガイドラインは、金融機関等が自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講じるリスクベース・アプローチを求めていた。信金中金では、30年4月から事務統括部等の関連部門を構成メンバーとする社内連絡会を定期的に開催してガイドラインの「対応が求められる事項」と信金中金の現状とのギャップ分析を5月に行った。7月からは総務部長をリーダーとす

図2-4-3　マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク管理態勢

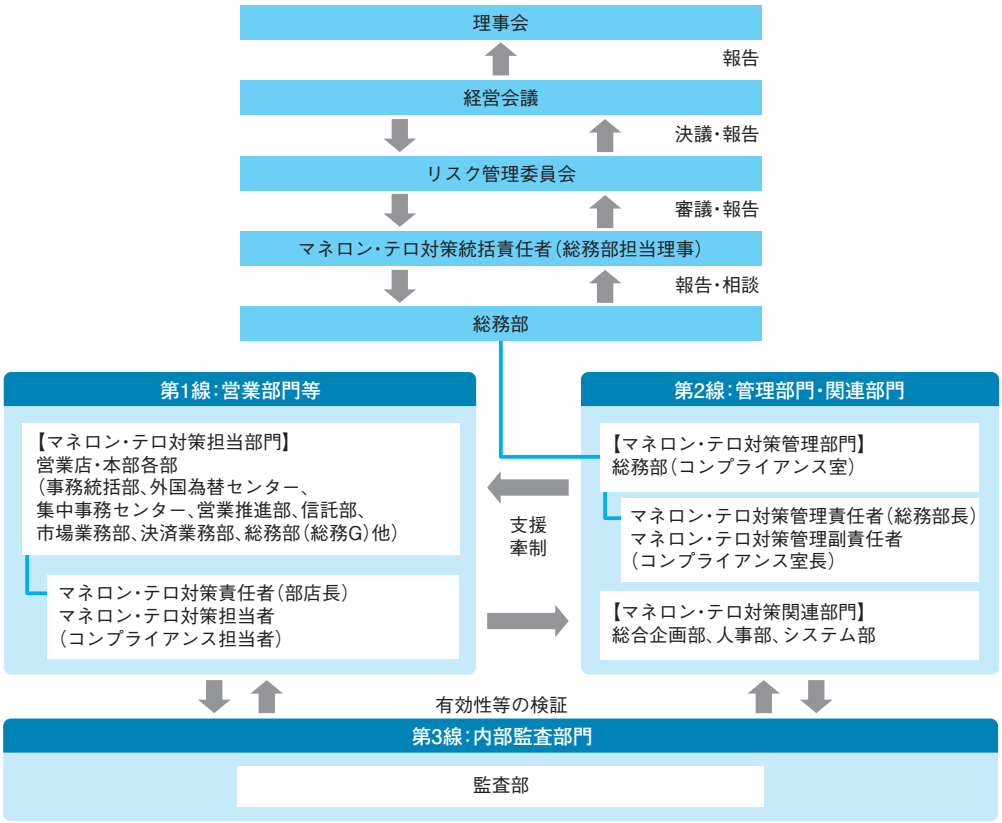

るプロジェクト体制により部門横断的な対応を開始し、ギャップ分析結果等を踏まえ、管理部門（当時、事務統括部）が定めたリスク評価手順書に基づき、部門横断的にマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価およびリスク低減措置の検証を行った。10月1日、これらの内容をとりまとめた「犯罪収益移転リスク評価書」[注2]と、マネロン・テロ資金供与リスクが高い顧客・取引に係る対応基準である「顧客受入れに関する対応基準」[注3]を制定した。また、同基準に基づく具体的な事務手続等を定めるため、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策マニュアル」を制定した。

さらに、組織体制の整備も行い、10月1日、総務部担当理事を「マネロン・テロ対策統括責任者」とし、総務部を第2線（管理部門）とするリスク管理態勢を構築した（図2-4-3）。総務部は、規定体系の整備のほか、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」などに基づく取引時確認や疑わしい取引の届出に対応している第1線（営業部門等）への支援・牽制、職員への研修などを行う役割を担った。第3線（内部監査部門）である監査部は、信金中金におけるマネロン・テロ資金供与対策の有効性等の検証を行う役割を担った。

なお、31年2月1日には、信金中金の規定体系にあわせ、「顧客受入れに関する対応基準」および「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策マニュアル」を「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク管理規程・細則」として制定した[注4]。

（注1）後編第3編第1章第2節5. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を参照
（注2）ガイドラインⅡ－2「リスクの特定・評価・低減」で、リスク評価の結果を文書化することが求められている。
（注3）「犯罪収益移転リスク評価書」に基づき、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を類型的に判断できるよう定めたもの。ガイドラインⅡ－2「リスクの特定・評価・低減」の「(3) リスクの低減（ⅱ）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）」における「対応が求められる事項」で策定が求められている。
（注4）「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク管理細則」は、令和元年9月2日に改正した「犯罪収益移転リスク評価書」の見直し結果を反映し、9月9日に改正した。

(4) 信用金庫に対するマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢整備支援

信金中金では、ガイドラインの「業界団体や中央機関等の役割」[注1]を踏まえ、信用金庫によるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の整備を支援した。

平成30（2018）年11月から12月にかけて実施した信用金庫へのヒアリングにより、一部の信用金庫が対応に苦慮している実態が明らかになり、30年度第4四半期には、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の管理部門である総務部が営業店と信用金庫を同行訪問し、ガイドラインの「対応が求められる事項」と自金庫の現状とのギャップ分析、リスクベース・アプローチの出発点となるリスク評価[注2]に関して意見交換や他金庫の事例

提供などを行った。

令和元（2019）年度に入ってからは、リスク評価の実施に係る支援に加え、同評価に基づき、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を類型的・具体的に判断することができるよう、顧客の受入れに関する方針[注3]の制定等に係る支援を実施した。また、下期からは、顧客管理の実践に係る支援を行い、信金中金の対応を踏まえた提言や他金庫事例の提供等を実施した。

（注1）ガイドラインⅠ－3「業界団体や中央機関等の役割」
（注2）ガイドラインⅡ－2「リスクの特定・評価・低減」で定められている。なお、ガイドラインでは、リスク評価の結果を文書化することが求められており、信金中金では、「犯罪収益移転リスク評価書（特定事業者作成書面）」として文書化している。
（注3）ガイドラインⅡ－2「リスクの特定・評価・低減」の「(3) リスクの低減（ⅱ）顧客管理」における「対応が求められる事項」で策定が求められており、信金中金では、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク管理細則」に「顧客受入れに関する対応基準」として定めている。

(5) 信金中金倫理綱領の一部改正

「SDGs（持続可能な開発目標）」やマネロン・テロ資金供与対策等への対応が求められるなか、全信協が制定する「信用金庫行動綱領」が平成30（2018）年4月に改正され、信金中金では、9月27日開催の理事会で「信金中金倫理綱領」の一部変更を決定し、10月9日に改正した。

改正の具体的内容は、①SDGsにおける理念「誰一人取り残さない」を反映した「人権の尊重」の項目の新設、②マネロン・テロ資金供与対策の高度化に努めることを明確化し、「反社会的勢力との関係遮断」の項目への「テロ等の脅威への対応」の追加、③お客様本位の業務運営等、近時の社会的要請を踏まえた「信頼の確保」「質の高い金融サービスの提供等」「社会とのコミュニケーション」「従業員の働き方、職場環境の充実」「社会参画と発展への貢献」の各項目に係る記載内容の変更であった。

(6) コンプライアンス・リスク管理基本方針に係る対応

金融庁は、検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を整理した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（以下「検査・監督基本方針」という。）を平成30（2018）年6月に公表した[注]。そして、今後は検査・監督基本方針を踏まえ、個々のテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方を議論のための材料であることを明示した文書（ディスカッション・ペーパー）の形で示すこととした。

こうしたなか、金融検査マニュアルにおいて法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢として扱われていた分野を対象とする「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監

督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（以下「コンプライアンス・リスク管理基本方針」という。）が10月に公表され、金融機関はリスクベース・アプローチによるメリハリのあるリスク管理態勢の構築が求められることとなった。

信金中金では、令和元（2019）年11月から部門横断的にコンプライアンス・リスク管理基本方針と信金中金の現状との差異（ギャップ）分析を行い、分析結果およびコンプライアンス部門による検証結果を社内で共有した。

2年度には、元年度に続き、コンプライアンス・プログラムにコンプライアンス・リスク管理基本方針への対応を掲げ、同年度中にリスクベース・アプローチの具体的手法を検討し、実施することとした。

（注） 後編第3編第1章第2節2. 金融庁の改革を参照

7. 監査態勢の高度化

平成19（2007）年度の検査部から監査部への改組以降、約10年の歳月をかけて、内部監査報告会の設置等の「監査態勢の整備」、リスクベース監査の実施等の「監査態勢の強化」を進めてきた。28年度からは、次なる監査の段階を目指して、中期的な監査計画の策定等の「監査態勢の高度化」を進めることとした。

具体的な取組みとしては、28年度から、リスクが顕在化する蓋然性が高い、または、顕在化した際の影響度が大きい重要な事案について、組織横断的に検証を行う「テーマ監査」を開始した。

表2-4-3　中期監査計画の概要

監査のさらなる高度化	リスクベース監査の強化
	フォワード・ルッキングな経営視点に立った監査の実施
	双方向の監査・3線モデルの確立
	信金中金グループとしての監査の高度化
	信用金庫への監査支援
	監査部門のあり方の調査・研究
監査のさらなる効率化	主管部門における業務との重複回避
	リスクベース監査に専念できる体制の確立
	監査資料・モニタリング等のデジタル化
監査のさらなる品質向上	監査のＰＤＣＡ（振返り等）の強化
	実践的な監査手法の定着
	研修・ＯＪＴの拡充
	自己研鑽の推進等
	人員配置の協議等
	外部評価の実施

29年度から30年度にかけて、フォワード・ルッキングな視点での「業務監査」や、本部から現場までの一連の業務プロセスを一つの単位（全体）としてとらえた「双方向の監査[注1]」を開始した。加えて、監査態勢の高度化を進めるための資源を確保するため、監査報告の見直し等の「監査態勢の効率化」を併せて実施した。

31年3月には、28年度に実施した監査法人による外部評価（2回目）の結果等を踏まえ、令和元（2019）年度から3年度までの3か年を対象期間とする「中期監査計画」（表2-4-3）を策定した。中期監査計画は、これまで取り組んできた監査態勢の高度化等を中期的な時間軸でさらに進めるものとし、信金中金および子会社のみならず、信用金庫の監査態勢の高度化に貢献する施策[注2]を含むものとした。

（注1）例えば、現場（営業店等）への監査においては、主管部門の指示の浸透状況や実施状況等に加え、PDCAサイクルに則った業務プロセスの有効性を検証し、一方、主管部門（本部各部）への監査においては、各部門への指示・モニタリング状況等を検証した。
（注2）例えば、令和元年6月から、「しんきん実務研修プログラム」として、内部監査に係る研修を開始した。

8. 組織改正

（1）平成28年度の組織改正

イ．平成28年4月1日の組織改正

平成28（2016）年4月1日に実施した、組織改正（表2-4-4）の主な内容は、以下のとおりであった。

また、法人営業関連部門が一丸となって営業推進活動を展開し、会員外向け直接貸出による収益獲得を図るため、法人営業推進部、法人営業第1部、法人営業第2部、大阪法人営業部および国内15営業店（会員外向け直接貸出）により構成する法人営業本部を6月24日に設置した[注]。

（イ）総 務 部

業務継続対応室が対応してきたバックアップ拠点の構築、業務継続計画の整備および業務継続部会の設置等について、安定的運営のための態勢が整ったことから、同室を廃止し、その機能を総務グループに移管した。

（ロ）信託企画部

信金中金本体による信託業務の兼営に向けた準備に万全を期するため、信託企画部を新設し、総合企画部の信託兼営準備室の機能を移管した。

表2-4-4　平成28年4月1日の組織改正

部　門	改正内容
総務部	・業務継続対応に係る態勢が整備できたことから、業務継続対応室を廃止して、その機能を総務グループに移管
総合企画部	・信託企画部の新設に伴い、信託兼営準備室を廃止
信託企画部	・信託業務の兼営に向けた準備に万全を期するため、信託企画部を新設し、総合企画部信託兼営準備室の機能を移管
決済業務部	・決済グループの一部機能を事務統括部事務第2グループに移管
事務統括部	・決済業務部決済グループが所管する手形交換業務を事務統括部事務第2グループに移管
法人営業推進部	・金融法人グループの一部機能を法人営業第2部に移管
市場業務部	・管理グループを新設し、企画グループが所管する決算関連業務等を移管
法人営業第2部	・法人営業推進部金融法人グループによる金融法人に対する営業等を法人営業第2部に移管 ・公共法人グループを営業第3グループに改称し、同グループが公共法人および金融法人に対する営業等を所管

（注）法人営業本部は、組織規程外の組織。なお、同本部の各部店で法人営業推進に係る意識付けや態勢整備が行われ、会員外向け直接貸出で着実に成果が挙がるなど、所期の目的が達成されたことから、平成30年6月20日に法人営業本部を発展的に廃止した。

ロ．信託業務の取扱開始に係る組織改正

信託企画部を新設のうえ、信託業務の兼営に向けた準備を行ってきたが、信託業務の兼営の認可を取得したことから、平成29（2017）年1月23日の信託業務の取扱開始に向けて、法令等で求められる業務運営・管理態勢を構築するため、28年11月1日に信託企画部を信託部に改組した。

また、信託業務に係る企画および立案等を所管する企画グループ、信託業務に係る営業推進および信託契約代理店業務に係る信用金庫支援等を所管する営業推進グループならびに信託業務に係る事務・管理を所管する業務グループを新設した。

（2）平成30年度の組織改正

平成30（2018）年4月1日に実施した、組織改正（表2-4-5）の主な内容は、以下のとおりであった。

イ．総合企画部

フィンテックの活用に向けた取組みを強化するため、デジタルイノベーション推進室を新設した。

ロ．海外業務支援部

ニューヨーク駐在員事務所における信用金庫取引先支援業務の比重の高まりと、海外

駐在員事務所の所管部門一元化のため、ニューヨーク駐在員事務所の所管部門を市場運用部から海外業務支援部に変更した。

ハ．信用金庫部

有価証券運用に係るサポート態勢を整備・強化するため、有価証券運用サポート室を新設した。

ニ．開発投資部

エクイティ投資に係るノウハウの集約化および所管商品の明確化を図るため、法人営業推進部プロジェクト金融室で取り扱っているエクイティ投資の所管部門を開発投資部に変更した。

ホ．地域・中小企業研究所

地域の活性化に資する支援等を強化するため、しんきん地方創生支援センターを地域創生支援センターに改称した。

ヘ．法人営業第1部

貸出業務の集約化を図るため、私募REIT向けローンに係る所管部門を法人営業推進部プロジェクト金融室から法人営業第1部に変更した。

表2-4-5　平成30年4月1日の組織改正

部　門	改正内容
総合企画部	・デジタルイノベーション推進室を新設 ・金融機関との戦略的な連携を進めるため、金融法人との連携等に係る所管部門を総合企画部企画グループに変更し、法人営業推進部金融法人グループを廃止
海外業務支援部	・ニューヨーク駐在員事務所の所管部門を市場運用部から海外業務支援部に変更
信用金庫部	・有価証券運用サポート室を新設
法人営業推進部	・金融法人グループを廃止し、同グループの機能を総合企画部企画グループに移管 ・プロジェクト金融室の一部機能を開発投資部および法人営業第1部に移管
開発投資部	・法人営業推進部プロジェクト金融室で取り扱っているエクイティ投資の所管部門を開発投資部に変更
地域・中小企業研究所	・しんきん地方創生支援センターを地域創生支援センターに改称
法人営業第1部	・私募ＲＥＩＴ向けローンに係る所管部門を法人営業推進部プロジェクト金融室から法人営業第1部に変更

(3) 令和元年度の組織改正

イ. 平成31年4月1日の組織改正

平成31 (2019) 年4月1日に実施した、組織改正 (表2-4-6) の主な内容は、以下のとおりであった。

(イ) 総合企画部

信用金庫における業務の共同化の促進に係る施策を企画・立案するため、共同化推進室を新設した。

(ロ) 中小企業支援部

しんきん情報支援グループについて、従来の役割 (信用金庫への情報提供、信用金庫間連携の支援および外部機関の紹介等) に加え、中小企業支援に係る企画に対応することとし、しんきん情報支援グループを企画グループに改称した。

また、これまで信用金庫取引先のライフステージに応じたグループ構成のもと、 支援メニューの充実を図ってきたが、今後、事業承継・M&A支援を強化するにあたり、効率的な業務運営態勢とするため、創業・成長支援グループと再生・承継支援グループを統合し、「支援グループ」に再編した。

表2-4-6　平成31年4月1日の組織改正

部　門	改正内容
総合企画部	・共同化推進室を新設
営業推進部	・営業店の効率的な業務運営を目的として、営業店において実施している代理貸付およびしんきん長期固定金利ローンサポートの実行や回収、期中管理業務を集約し、一元的に対応するため、業務グループを新設 ・信用金庫の課題解決に向けた役割を強化するにあたり、信用金庫や営業店からの意見・評価を信金中金の活動内容や商品・サービスに効率的に反映できる体制とするため、企画グループと営業推進グループを統合し、企画グループに再編
中小企業支援部	・しんきん情報支援グループの役割に中小企業支援に係る企画を加え、企画グループに改称 ・創業・成長支援グループと再生・承継支援グループを統合し、支援グループに再編
法人営業推進部	・法人営業第2部営業第3グループで実施している公共・金融法人に係る入札業務等については、収益計画や管理、投資判断等の観点から、法人営業推進部で対応することとし、同グループを法人営業推進部に移管し、営業グループに改称 ・営業推進グループを企画グループに改称
市場運用部	・クレジット投資に係るスキル・ノウハウの蓄積と、金利リスク・株価変動リスクに係るポートフォリオの機動的な運営を行うため、市場運用部運用戦略グループと債券運用グループの投資対象等の見直しを行い、両グループを国債・株式運用グループに再編
開発投資部	・クレジット投資に係るスキル・ノウハウの蓄積と、金利リスク・株価変動リスクに係るポートフォリオの機動的な運営を行うため、開発投資部投資第1グループおよび投資第2グループの投資対象等の見直しを行い、両グループをクレジット投資グループおよびグローバル・オルタナティブ投資グループに再編

ロ．令和元年10月1日の組織改正

信用金庫業界における一層のキャッシュレス推進を図り、キャッシュレスを通じた地域活性化に資する施策を実現していくため、令和元（2019）年10月1日、総合企画部にキャッシュレス推進室を新設し、これまで同部デジタルイノベーション推進室で実施してきたキャッシュレス推進業務をキャッシュレス推進室に移管した。

また、デジタルイノベーション推進室は、今後の取組みとして、信用金庫および信金中金子会社、さらには外部機関との連携を図るハブとなり、信用金庫関連業務に係る新たなサービス等を研究・開発する場として、2年4月にしんきんイノベーションハブの設置を目指すこととし、元年10月1日、デジタルイノベーション推進室の業務分掌に、しんきんイノベーションハブの設立準備を追加した。

（4）令和2年度の組織改正

令和2（2020）年4月1日に実施した、組織改正（表2-4-7）の主な内容は、以下のとおりであった。

イ．総合企画部

信用金庫業界における業務革新をより一層推進するため、しんきんイノベーションハブを新設し、デジタルイノベーション推進室の機能を移管した。なお、しんきんイノベーションハブは、センターと同等の位置付けとした。

また、令和元（2019）年9月に策定した「信金中央金庫グループSDGs宣言」を踏まえ、今後、グループのSDGsへの取組みを推進するため、SDGs推進室を新設した。

ロ．地域創生推進部

地域活性化に向けた信用金庫の取組みに係る推進態勢を強化するため、地域創生推進部を新設し、地域・中小企業研究所地域創生支援センターの機能を移管した。

また、ビジネスマッチング等国内外の販路拡大の取組みを強化するとともに、地域・中小企業・個人に対する課題解決を進めるため、中小企業支援部ネットワーク推進室の機能を地域創生推進部に移管した。

ハ．事務統括部

信用金庫の業務の共同化に関する取組みについて、共同化施策の企画・立案を行ううえで、より効果的な業務態勢にするとともに、信用金庫に対する共同化施策の推進を強

化するため、総合企画部共同化推進室を事務統括部に移管した。

表2-4-7　令和2年4月1日の組織改正

部　　門	改正内容
総合企画部	・デジタルイノベーション推進室を廃止し、その機能を新設するしんきんイノベーションハブに移管 ・信金中金グループのSDGsへの取組みを推進するため、SDGs推進室を新設
地域創生推進部	・地域創生推進部を新設し、地域・中小企業研究所地域創生支援センターの機能を移管 ・中小企業支援部ネットワーク推進室の機能を地域創生推進部に移管し、ネットワーク戦略グループを設置 ・推進グループを設置
中小企業金融推進部	・中小企業支援部を中小企業金融推進部に改称 ・ネットワーク推進室の機能を地域創生推進部に移管 ・支援グループを推進グループに改称
海外業務推進部	・海外業務支援部を海外業務推進部に改称 ・支援グループを推進グループに改称
個人金融推進部	・個人金融支援部を個人金融推進部に改称
事務統括部	・信用金庫の業務の共同化施策の企画・立案に係る業務態勢をより効果的にするとともに、同施策の推進強化を図るため、総合企画部共同化推進室を事務統括部に移管
地域・中小企業研究所	・地域創生支援センターを廃止し、その機能を地域創生推進部に移管

9. 店舗の整備

(1) 京橋別館

京橋別館は、昭和48 (1973) 年12月に竣工し、平成19 (2007) 年12月に現在の八重洲ファーストフィナンシャルビルに本店を移転するまで、30年以上本店として使用してきた。その間、平成7年から12年にかけての大規模改修工事のほか、25年11月には2階集中事務センターの床改修工事を行った。

そして、前回の大規模改修工事から約20年が経過し、建物全体の経年による老朽化への対応や一部設備での更新の必要性を踏まえ、設備機器等全般（建築・電気設備・機械設備）について、27年度から3期・10年にわたる大規模改修工事を開始した。

なお、第1期工事は29年10月に終了した。

(2) 本　　店

業務改革プロジェクト(注)の一環として、本店オフィスの改装に取り組み、令和元 (2019) 年7月に総合企画部をパイロット・オフィスとして改装した。その後、業務改革プロジェクトチームでの協議内容に加え、各部門へのヒアリング結果やパイロット・オフィスでの検証結果を踏まえ、10月から各部の執務エリアの改装に着手した。

また、食堂が食事をするためだけの場所ではなく、ソロワーク、ミーティングのほか、

本店食堂

職員間の交流イベント等に活用できるよう、ラウンジとしての機能を付加するというワークスタイル・コンセプト「ENJOY! ～ for the next innovation ～」に基づき、食堂の改装も行い、これら本店オフィスの改装は、2年3月に完了した。

なお、改装にあわせ、鍵で施錠する書庫を廃止し、各執務エリアにダイヤル鍵付書庫を設置したことにより、鍵の管理負担等が大幅に軽減されることとなった。

（注） 後編第3編第2章第5節3. 業務改革プロジェクトを参照

10. 人事・福利厚生・研修制度

(1) 女性活躍推進法に基づく対応

女性が職業生活で能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27（2015）年9月4日に公布された(注1)。これにより、常時雇用する労働者が301人以上の大企業（一般事業主）は、女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、それを踏まえた「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）の策定が義務付けられることとなった(注2)。

こうした状況を踏まえ、信金中金は、28年4月1日からの3か年を計画期間とし、計画期間において「総合職採用者に占める女性の比率を平均20％以上」とする目標を定めた行動計画を策定のうえ、28年3月31日に公表した(注3)。なお、その実績は、28年度：

表2-4-8　採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）

（単位：人、％）

		平成28年度				29年度				30年度			
		全体	男性	女性		全体	男性	女性		全体	男性	女性	
				人数	比率			人数	比率			人数	比率
合計		72	42	30	41.7	72	44	28	38.9	73	41	32	43.8
職員	総合職	44	36	8	18.2	45	35	10	22.2	47	36	11	23.4
	事務職	20	0	20	100.0	17	0	17	100.0	16	0	16	100.0
	技能職	0	0	0	－	0	0	0	－	1	1	0	－
嘱託職員（※）		8	6	2	25.0	10	9	1	10.0	9	4	5	55.6

※　嘱託職員は有期契約労働者

18.2%、29年度：22.2%、30年度：23.4%となった（表2-4-8）。

（注1）施行日は、原則、公布日（平成27年9月4日）と同日であるが、一般事業主による行動計画の策定に関する定めは、28年4月1日。なお、同法の改正法が令和元年6月5日に公布（2年6月1日施行。一部を除く。）された。
（注2）国および地方公共団体は、「特定事業主」として、「特定事業主行動計画」を策定
（注3）平成31年3月27日には、4月1日からの3か年における行動計画を策定・公表した。なお、目標は「総合職の新卒採用者に占める女性の割合を20%以上とする。」であった。

（2）ハラスメントに係る対応の強化

平成29（2017）年1月1日、過年度に設置したメンタルヘルスおよびハラスメントに関する外部相談窓口での相談対象に「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」（以下「マタハラ」という。）を加え、セクシャルハラスメント（以下「セクハラ」という。）、パワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）も含めたハラスメント全般およびメンタルヘルスに関する相談体制を整備した(注1)。また、パワハラやセクハラに関して、社会的注目を集める事例が相次ぐなか、30年度以降、改めて人事部からハラスメント防止に関する注意喚起を行ったほか、パワハラに関する相談窓口（人事部）の設置(注2)、管理職向けメンタルヘルス研修の実施などハラスメント防止に向けた取組みを強化した。

なお、「中期経営計画『SCBストラテジー2019』」（以下「SCBストラテジー2019」という。）においても、ハラスメント防止およびメンタルヘルスケアを重要な課題として位置付けている。

（注1）メンタルヘルスについて、年間5回まで同一の心理カウンセラーに相談できる「電話継続カウンセリング」を平成31年3月1日に導入し、機能拡充を図った。
（注2）平成30年11月1日に設置。なお、セクハラおよびマタハラについては、「セクシャルハラスメントおよび妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止等に関する規程」により、相談窓口が設置されている。

（3）働きやすい職場環境の整備に係る取組み

ワークライフバランスの充実を図るため、平成26（2014）年度から、2営業日連続して年次有給休暇を取得できる「リフレッシュ休暇(注1)」を導入するなど、年次有給休暇の取得を推進してきた。

こうしたなか、年次有給休暇の取得義務（年間5日）が盛り込まれた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」案が30年4月6日に国会に提出された。信金中金では、このような社会情勢の変化を踏まえ、31年4月1日の同法の施行に先んじ、30年4月1日から、有給休暇の年間5日の最低取得日数を設定した。

令和元（2019）年度には、有給休暇の年間5日の最低取得日数の設定に加え、「働き方改革」の趣旨を踏まえた新たな年次有給休暇取得促進策として、「リフレッシュ休暇」の

再導入[注2]と「アニバーサリー休暇」の導入を行った。「アニバーサリー休暇」は、自分を含む家族の誕生日や結婚記念日、子供の入学式・卒業式等、各職員が自由に「記念日」を設定し、取得する休暇であった。

なお、元年7月1日には、特別休暇として「ドナー休暇」を新設した。これにより、骨髄・末梢血幹細胞等（以下「骨髄等」という。）移植のための骨髄等の提供希望者として、事前にドナー登録を行い、骨髄等の提供のために通院・入院が必要となる場合には、5日以内の休暇を取得できることとなった。

加えて、これまでにない新たな施策にも取り組み、元年8月より2か月間、ポロシャツやチノパンなどの軽装で勤務する「ビジネスカジュアル」を試行実施した。また、同年12月から、あらかじめ設定された勤務時間のなかから、職員一人ひとりが自らの職務や環境にあう時間を選択して勤務する「スライドワーク」を試行的に実施した。これにより職員は、最大で始業時刻の45分の繰上げ、終業時刻の60分繰下げが可能となった。

（注1）後編第2編第2章第4節9.（1）職場環境の改善に向けた施策を参照
（注2）平成30年度は、有給休暇の取得義務化を行ったため、2営業日以上連続で有給休暇を取得することを職員の任意とし、リフレッシュ休暇の実施は見送った。

（4）子ども手当の新設

配偶者が無職またはパートタイム労働者であることなどを前提に支給される配偶者手当等の手当は、夫婦間の性別的役割分業が一般的であった時代に多くの企業において生活費補助として設けられていた。一方、この手当については、女性の社会進出を阻害する要因であるとして、廃止を含めた見直しについての社会的要請が高まっていた[注1]。

信金中金では、配偶者や子女を対象とした扶養手当を支給していたが、こうした社会的変化に対応するため、平成30（2018）年3月1日、扶養手当を廃止するとともに、新たに子育て世代への支援強化を目的として、子女に係る手当を拡充[注2]した「子ども手当」を新設した。

（注1）配偶者手当については、経済の好循環実現に向けた政労使会議「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」（平成26年12月6日）、「『日本再興戦略』改訂2015」（27年6月30日閣議決定）、一億総活躍国民会議「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策―成長と分配の好循環の形成に向けて―」（27年11月26日）などで、そのあり方の検討が促された。
（注2）拡充内容は、①子女1人あたりの支給額の増額、②子女の年齢要件を満18歳未満から満22歳未満に延長、③家族に係る手当の支給上限の増額

（5）新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた対応

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた対応[注1]として、令和元（2019）年12月に試行導入した「スライドワーク[注2]」の勤務パターンを拡充し、2年2月20日から、新たに1

時間15分の繰上げおよび最大1時間45分の繰下げを可能とするパターンを追加した。これは、出退勤時に利用する公共交通機関等における感染リスクを抑制するため、時差出勤の可能範囲を拡大するためであった。

また、3月2日からは、部門長の判断により在宅勤務を可能とする取扱いを開始した。

（注1）後編第3編第2章第5節7. 新型コロナウイルス感染症に係る対応を参照
（注2）後編3編第2章第4節10.（3）働きやすい職場環境の整備に係る取組みを参照

(6) メンター制度の試行導入

信金中金では、新入職員の育成を入庫1年目に実施する新入職員研修や各職場でのOJTなどによって行っていたが、令和元（2019）年6月、新入職員が抱える業務面以外の不安解消のサポートを行う「メンター制度」を試行導入[注1]した。

導入の目的は、①新入職員が抱える悩みや不安（社会人生活、今後のキャリア等）を取り除き、会社組織への定着を図ること、②後輩への指導・アドバイスを通じ、相談を受ける職員の人材育成スキルの向上を図ること、③「SCBストラテジー2019」で目指している働きやすい職場環境の整備を図ることであった。

メンター制度は、各部門から推薦を受け、人事部が任命した原則入庫4～8年目の総合職職員がメンター（相談を受ける職員）となり、面談・電話・メール等を活用して、メンティー（相談を行う職員）である新卒入庫の総合職職員[注2]からの相談を受けるものであった。

また、メンター制度は、総合職職員だけではなく、10月から事務職職員でも試行導入した。

（注1）実施期間は、令和元年6月から2年3月。また、後述する事務職職員を対象としたメンター制度の実施期間は、元年11月から2年3月
（注2）入庫1年未満の総合職中途採用者のうち希望者も対象となった。

(7) 研修体系の見直し

女性職員のさらなる活躍に資することなどを目的として、平成28（2016）年度に、業務や金融実務に係る一部の研修について、上級事務職・事務職を受講対象とするなど、受講対象者の拡大を図った[注1]。また、多様な分野での職員の能力開発および幅広い人脈形成の支援を目的として、「社外公開講座派遣研修」を新設した。この講座は、外部の研修会社が全国の主要都市で開催している公開講座に職員を派遣するものであり、首都圏勤務職員だけではない全国の営業店職員（事務職を含む全職員）が受講可能であった。

29年度には、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、創設から2年が経過する上級事務職[注2]職

員のさらなるモチベーション向上および役職者としての指導・育成スキルの向上に向け、「事務調査役情報連絡会」を新設した。また、「SCB中期アクション・プログラム2016」の「信用金庫の経営基盤の強化に向けた取組みの支援」（コアプラン2）で掲げる「本部人材を必要とする信用金庫に対する業務出向の段階的な拡充」を踏まえ、総合職の職能資格別研修において、信用金庫業務出向経験者を講師としたカリキュラムを実施し、業務出向に備えた信金中金職員の人材育成を図った(注3)。さらに、各業務分野において専門性を有する人材を計画的に育成するため、これまで座学形式で実施していた研修を社内トレーニー形式による実務的な研修に切り替え、より実践的な知識・スキルの早期習得を図ることとした。

30年度には、職能資格等級に応じて発揮することが求められる実践的なビジネススキルの習得を図るため、コーチング研修や問題解決力強化研修、レジリエンス(注4)強化研修などの「テーマ別研修」を職能資格別研修に新設した。また、海外拠点で実際に業務を経験する「海外拠点実地研修」を新設するなど、実践的な研修の充実を進めた。

令和元（2019）年度には、「SCBストラテジー2019」を踏まえ、職員のヒューマンスキル（対人関係能力）の向上を図るため、30年度から実施しているコーチング研修およびレジリエンス強化研修の受講対象者を拡充した。また、テレビ会議システムを活用した「業務基礎研修」を開始し、職員に対して幅広い業務基礎知識の習得機会を提供した。

2年4月21日には、業界の中央金融機関の職員として求められる知識・スキルを有する人材の育成を図るとともに、若手職員の早期育成および人材育成を重視する企業文化を醸成するため、「SCBユニバーシティ」を設立した。「SCBユニバーシティ」では、大学の単位制を模した仕組みを導入し、多数のカリキュラムのなかから受講者が学びたいと考える項目を自由に選択できた。また、受講講座に応じて単位を付与することにより、若手職員の単位修得状況を可視化して管理者に還元するなど、人材育成に携わる各主体（若手職員、管理者、人事・講師部門）が相互に関与することで、実効性を確保する仕組みとした。

（注1）受講希望状況等を踏まえ、平成29年度以降、適宜受講対象者の見直しを図っている。
（注2）後編第2編第2章第4節9.（3）上級事務職の創設を参照
（注3）同カリキュラムは、平成30年度以降の職能資格別研修でも実施している。
（注4）レジリエンスとは、一般的に「逆境や困難、強いストレスに直面したときに適応する精神力と心理的プロセス」と定義（全米心理学会による）され、精神的な回復力・緩衝力・適応力などを指す。

11. 関係会社

信金中金では、信託業務の取扱いを決定した平成27（2015）年11月27日開催の理事会

で、信金中金本体での信託業務の兼営認可の取得を前提として、しんきん信託銀行を解散することを決定した(注1)。

そして、28年10月5日に信託業務の兼営認可を取得したことにより、10月27日開催の理事会でしんきん信託銀行の事業承継の方法およびその手続を決定した。具体的には、①信金中金がしんきん信託銀行から証券投資信託受託業務に係る事業を除くすべての事業を事業譲渡の方法により承継する(注2)、②しんきん信託銀行の証券投資信託受託業務に係る事業は、信託業務の機能強化に係る連携先である三菱UFJ信託銀行としんきん信託銀行の合併により承継する(注3)という内容であった。

これら、しんきん信託銀行の事業譲渡および合併は、29年9月19日に完了し、同日付でしんきん信託は解散した。

（注1）後編第2編第2章第4節4. 信託業務の兼営を参照
（注2）平成28年10月31日、しんきん信託銀行との間で事業譲渡契約書を締結した。
（注3）証券投資信託受託業務に係る事業については、事業譲渡の場合、信用金庫顧客を中心とする多くの受益者に同意を求める手続を要することから、より円滑に事業承継を行うため、三菱UFJ信託銀行への合併により包括的に事業を承継する方法とした。なお、平成28年10月31日、三菱UFJ信託銀行、しんきん信託銀行および信金中金の間で合併に係る基本合意書を締結した。

第５節　業務態勢

1．営業店機能の強化

信用金庫の課題解決を行うためには、信金中金の営業店、本部および子会社等の総合的な支援力、すなわち信金中金グループ力の強化が必要であり、特に、信用金庫とのインターフェースを担う営業店においては、これまで以上に信用金庫の課題解決に向けた役割の重要性が高まっていた。そのため、「中期経営計画『SCBストラテジー2019』」（以下「SCBストラテジー2019」という。）では、営業店を信用金庫の課題解決に取り組むコンサルティング拠点と位置付け、営業店の評価基準および人材育成内容の見直し等を行うことにより、その機能強化を図ることとした。

こうした状況を踏まえ、平成31（2019）年3月、営業店活動を主管する営業推進部から、「信用金庫の課題解決が営業店における最優先業務であり、よりコンサルティング拠点としての機能発揮を重視する。」という考え方のもと、令和元（2019）年度における営業店活動の取組方針が示された。

これに併せて、営業店を評価する基準も抜本的に見直しを行った。具体的には、コンサルティング拠点としての機能発揮をより重視する観点から、信用金庫の優先課題を踏まえて策定する「信用金庫別活動計画」への取組状況を重点的に評価する一方で、課題解決のための一手段である商品・サービスの利用状況等を評価項目から除外するなどした。

2年3月には、次年度（2年度）の営業店活動の取組方針として、引き続きコンサルティング機能の発揮を目指す考え方を示すとともに、貸出業務の集中化(注1)により営業店事務が効率化されたことなどを踏まえ、新たな営業店体制および役割のイメージを示した(注2)。

また、信用金庫の優先課題解決への取組みについては、信用金庫ごとに経営環境が異なり、必要となるサポート内容も様々であることを踏まえて、営業店に一律の活動を求める営業店評価基準を廃止し、営業店が主体的にコンサルティング活動を行える仕組みとした。

（注1）後編第3編第2章第5節8.（1）貸出業務の集中化を参照

（注2）これまで営業担当の次長のもとで行われることが多かった調査・分析、定型・基礎資料作成等の営業事務を、段階的に内部管理担当の次長のもとで行い、営業店のコンサルティング活動を強化する体制。なお、営業店の次長は、令和2年4月1日の組織改正にあわせ、「次長（内部管理担当）」を「次長（企画管理担当）」に、「次長（営業担当）」を「次長（コンサルティング担当）」に改称した。

2. 信金中金グループの取組施策に係るアンケートの実施

信金中金では、「SCBストラテジー2019」において、信金中金が5～10年後に目指す姿として「信用金庫とともに、各々が強みとする分野への経営資源の適正配分を実現することで、1つの金融グループとして、より一体的な業務運営態勢を構築し、業界の競争力を高め、信用金庫が地域において最も信頼される金融機関となることを目指す。」と定めた。

その目指す姿の達成に向けて、信用金庫とのインターフェースを担う営業店については、信用金庫の課題解決に取り組むコンサルティング拠点と位置付けた。そして、営業店の評価基準については、有効な対応策を実行できているかなど、よりコンサルティング拠点としての機能を重視するものへと見直しを図り、加えて、信用金庫からの評価を反映させる仕組みの導入を検討することとした。

こうした状況を踏まえ、令和2（2020）年1月、信用金庫に対する課題解決をより適切かつ効果的に進めるため、信用金庫に「本中金グループの取組施策にかかるアンケート」を行い、抱える経営課題の優先順位、信金中金との協働を求めた経営課題および信金中金からの提案施策の実施結果など7項目について調査を実施した。当該調査結果は、本部・営業店で共有のうえ、信用金庫の課題解決に向けた取組みに活用した。また、2年7月、とりまとめ結果の信用金庫宛還元も実施した。

なお、経営課題の優先順位は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、経営環境の変化に応じて変更されることが想定されるため、継続的にアンケートを実施していくこととした。

3. 業務改革プロジェクト

信金中金では、業務運営態勢の強化のためRPA(注1)（Robotic Process Automation）の活用等による業務効率化に取り組んでいた(注2)が、変化が激しい外部環境への対応、業務の多様化・高度化など各種課題に限られた経営資源で対応するためには、従来の延長線上での業務効率化のみならず、新しいシステム・枠組みを構築し、さらなる業務効率化、生産性向上に取り組む必要があった。

こうした状況を踏まえ、役職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境を整備し、業務運営態勢のさらなる強化に取り組むため、平成30（2018）年8月1日、総合企画部、人事部、総務部およびシステム部が連携する「業務改革プロジェ

クト」を設置した。

「業務改革プロジェクト」は、「デジタルベースの業務運営の推進」「コミュニケーションを重視した業務環境の整備」という2つの方向性のもと、後述のとおりシステムインフラ整備、会議運営のペーパーレス化、電子決裁システムの導入、そしてオフィス改装を進めた。

（注1）ソフトウェアに組み込んだロボット的な機能により、一定の判断を自動的に行いながら、事務を効率化する仕組み
（注2）後編第3編第2章第5節8.（3）RPAの活用を参照

（1）システムインフラ整備（ワイヤレス化）

信金中金では、パソコンによるSCBネットワークへの接続を有線で行い、かつ持出防止のためパソコンと机をワイヤーで固定するなど、パソコンの使用環境が業務改革プロジェクトで目指している、場所にとらわれない柔軟な働き方の障害の一つとなっていた。

このため、システムインフラ整備では、無線LAN環境の構築と無線LAN対応パソコンの導入を進めた。

無線LAN環境の構築は、厚木センターが令和元（2019）年6月、本店が7月、京橋別館が8月に完了した。また、無線LANに対応するモバイルパソコンを10月から順次導入し、12月までの間に導入が完了した。

このシステムインフラ整備により、後述する「会議運営のペーパーレス化」「電子決裁システムの導入」「オフィス改装」に係る基本的な環境が整い、テレワークなど外から執務できるインフラが整備された(注)。

（注）令和2年3月4日からオンラインストレージの暫定利用を開始し、7月20日から本格導入した。

（2）会議運営のペーパーレス化

従来からの紙媒体を用いた各会議・委員会等（以下「会議」という。）の運営では、会議資料の準備に一定の負荷がかかっていたほか、文書保管においても広い書庫スペースを要していたことから効率的な運営が十分できていなかった。

そのため、会議の円滑かつ効率的な運営および審議の実効性向上を図るため、従来の会議運営ルールを改正(注)するとともに、無線LANやモバイルパソコン等のインフラ面を整備したうえで、令和2（2020）年1月15日から正式運営を開始した。

新しい会議運営ルールでは、会議前の構成員に対する資料の事前配付に加え、会議開催時には、説明者がモバイルパソコン内に格納した電子ファイルを大型モニターに投影

のうえサマリーを中心に説明することとしたことで、論点の明確化、説明時間の短縮および十分な審議時間の確保に資するものとなった。また、ペーパーレスとなったことで資料組み、配布、差替え等の事務負担も軽減されることとなった。

（注） 平成30年12月からペーパーレス会議運営ルールの検討を行い、令和2年1月15日に制定した。

(3) 電子決裁システムの導入

電子決裁システムは、これまで紙媒体で行っていた文書の起案、決裁および管理等を電子的に行うものであり、令和2 (2020) 年6月1日から運用を開始した(注)。これにより、SCBネットワーク利用環境下であれば場所を問わず起案・決裁することが可能となった。また、同システムにより決裁・管理を行うことで、①他部門への合議・回覧に係る時間の短縮、②紙文書の新規発生の抑制、③保存文書の電子化による文書検索時間の短縮、④文書の「保管」「保存」「廃棄」に係る事務負担軽減等の導入効果が得られた。

（注） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う2班体制への移行等によりユーザーの操作習熟が不十分であることが想定されたため、当初の運用開始予定日である令和2年3月から延期した。

(4) オフィス改装

本店オフィス改装は、単なる美装工事ではなく、役職員の意識改革を促し、何事にも前向きにチャレンジできる風土の醸成につなげる目的をもって進めたものであった。そして、役職員の様々な意見を取り入れるため、①現状の働き方やオフィス環境に関する意識を定量的に把握するためのWebアンケート調査、②経営陣および部門長が職員に求める働き方に関するヒアリングなどの各種調査を実施した。また、職員参加型のワークショップを開催し、働き方に関する「これからのありたい姿」の検討、新しいオフィスに求められる要素の洗い出し、コンセプト・ワードのアイディア出し等を行った。

本店オフィス（上：改装前　下：改装後）

令和元 (2019) 年7月2日、役職員の様々な意見を取り入れながら、新しい働き方を表すワークスタイル・コンセプト「ENJOY!

ワークスタイル・コンセプト「ENJOY！～for the next innovation～」

～for the next innovation～」をとりまとめた。

新しいオフィスには、ABW(注1)（Activity Based Working）の考え方に基づき、業務内容にあわせて働く場所を選べるよう、職員数分の座席を確保したうえで、コミュニケーションスペースや作業集中ブース等の新しい機能をもたせた。また、グループの配置は原則としてグループアドレス(注2)とし、部門長以外の管理者が他の職員と同じ場所に座り、コミュニケーションの活性化が図られるオフィス形態とした。

なお、ワークスタイル・コンセプトに基づく本店オフィス改装を行うためには、スペース確保のため既存文書の大幅削減を行う必要があった。このため、執務スペースのキャビネットに格納している紙媒体の既存文書は、廃棄、電子化または厚木センター等への移送により約8割削減した。

（注1）仕事内容にあわせて、働く場所を自由に選ぶ働き方
（注2）フリーアドレスのタイプの一つで、グループの職員が指定された範囲の席に座るオフィス形態

4. SDGsに係る取組み

信金中金では、SDGs(注1)（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を尊重し、倫理綱領において環境問題や人権問題等の社会的課題への対応を進めていくことを表明しており、令和元（2019）年度からスタートした「SCBストラテジー2019」においても、SDGsの内容を踏まえた施策を盛り込んだ。

施策の一環として、気候変動対策に取り組む企業や地方公共団体などによって構成されるネットワークである気候変動イニシアティブ（JCI：Japan Climate Initiative）に平成31（2019）年3月から参加するとともに、元年7月には気候関連財務情報開示タスクフォース(注2)（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）提言への賛同を表明し、TCFD提言に賛同する企業や金融機関等が一体となって気候変動に係る取組みについて議論する共同事業体であるTCFDコンソーシアムに参加した。

こうしたなか、信金中金は元年9月27日開催の理事会で「信金中央金庫グループ

SDGs宣言」を決議し、同日公表した。このなかで、「地域の持続的繁栄」「あらゆる人々の幸福」「地球環境の保全」の3つを重要なテーマと位置付け、グループ一体となって、全国の信用金庫とともに持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組んでいくことを宣言した。

世銀債への投資を報じる新聞記事
(日本経済新聞　令和2年6月24日)

また、信金中金では「地球環境の保全」に関して、自らの業務を通じ、その解決に向け積極的に取り組んでいく必要があるとの考え方に基づきESG投融資を推進していたが、2年3月には「責任ある投融資を行うための事業別投融資ガイドライン」(表2-5-1) を制定し、石炭火力発電事業への投融資は原則として行わないなどの対応を宣言した。さらに、6月には世界銀行が展開するSDGs等に関連するプロジェクトを資金面からサポートするため、同行が信金中金のみを対象として私募形式で発行するサステナブル・ディベロップメント・ボンドへの総額2億米ドル (約214億円) の投資を決定した。(注3)

なお、2年4月1日には信金中金グループが一体となってSDGsへの取組みをさらに強化するため「SDGs推進室」を新設した。また、信金中金およびグループ会社の役員で構成する「グループSDGs推進協議会」を新たに設置し、信金中金グループの気候変動を含むSDGsに係る方針や取組状況等について協議する場を設けた。(注4)

表2-5-1　責任ある投融資を行うための事業別投融資ガイドライン

1. クラスター弾製造事業への対応
　クラスター弾の非人道性を踏まえ、当該事業を行う企業に対する投融資は行いません。

2. 石炭火力発電事業への対応
　石炭火力発電は、他の発電方式と比べて温室効果ガスの排出量が多く、環境への負荷が大きい事業であることから、石炭火力発電所の建設を資金使途とする投融資は原則として行いません。
　ただし、国際的なガイドラインおよびわが国のエネルギー政策・法規制と整合的である場合または災害時対応等のやむを得ない場合に限り、投融資を検討することがあります。

3. パーム油農園開発事業および森林伐採事業への対応
　パーム油農園開発事業および森林伐採事業は、違法伐採や生態系への悪影響などの問題が生じる恐れがあります。当該事業を資金使途とする投融資は、地域社会・環境等に与える影響の有無を十分に確認したうえで検討します。

(注1) SDGsは、平成27年9月に国連サミットで採択された国際社会共通の目標であり、世界における環境問題や人権問題などの社会的課題について「誰一人取り残さない」をテーマに、令和12年までに達成すべき17の目標および169のターゲットで構成されている。

(注2) TCFDは、G20の要請により金融安定理事会 (FSB) が「気候変動が金融市場を不安定化させる潜在的な要因である。」との認識から、平成27年12月に設置した主に民間メンバーで構成されるタスクフォース。29年6月に提言が公表されており、令和2年8月時点で世界全体約1,300機関が提言に賛同している。なお、日本は約270機関が賛同しており、最多となっている。

（注3）令和2年7月には、アジア開発銀行が信金中金のみを対象として私募形式で発行するグリーンボンドおよびウォーターボンドへの総額1億米ドル（約107億円）の投資を決定した。
（注4）令和2年7月31日に第1回協議会を開催した。

5. サイバーセキュリティ管理態勢の強化

平成27（2015）年度から進めてきたサイバーセキュリティ管理態勢の整備[注1]は、28年4月1日にシステム部に設置したCSIRT事務局（サイバーセキュリティ対策班[注2]）が中心となってさらに進め、態勢強化を図った。その骨子[注3]は、①経営陣の関与、②システム対応、③コンティンジェンシープランの実効性確保、④サイバーセキュリティに係る人材育成・確保、⑤管理態勢の検証・評価からなり、主な内容は次のとおりであった。

「①経営陣の関与」では、サイバーセキュリティ対応に係るルールを明確にするため、関連する規程・細則の見直しを行うとともに、後述する「サイバー攻撃にかかるインシデント対応取扱細則」を制定した。また、「信金中央金庫CSIRT（SCB－CSIRT）」を構築し、リスク管理委員会の下部機関として「サイバーセキュリティ部会」を、その事務局としてシステム部にCSIRT事務局（サイバーセキュリティ対策班）を28年4月1日付で設置し、組織体制を整備した[注4]。

「②システム対応」では、金融検査マニュアルでも求められている多段階のサイバーセキュリティ対策[注5]（入口対策、内部対策、出口対策）を組み合わせ、システム対応を行った。主な内容は、不審なメール・Webを検知する能力に優れたクラウドサービスの利用（入口対策）、SCBネットワークにおけるインターネット環境の論理分離（内部対策）、セキュリティベンダーによる通信監視の導入（出口対策）などであった。また、セキュリティ水準の評価を行うため、セキュリティベンダーを活用し、SCBネットワークに対する情報窃取攻撃の可否を検証した。

「③コンティンジェンシープランの実効性確保」では、サイバー攻撃によるインシデントを検知した場合等の対応態勢および対応手順を明確にするため、「サイバー攻撃にかかるインシデント対応取扱細則[注6]」を29年1月1日に制定した。また、28年度以降、一般社団法人金融ISAC[注7]、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）等が主催するサイバー攻撃を想定した演習に定期的に参加するとともに、当該演習に基づき、信金中金内でも訓練を実施した。さらに、システム利用者のセキュリティ意識向上のため、29年4月以降、毎月100人程度の役職員を対象に模擬メールを送信し、標的型メール攻撃に関する対応訓練を実施するとともに、役職員のサイバーセキュリティに係る意識の向上を図るため、視聴覚教材を活用した研修を28年度から毎年実施した[注8]。

「④サイバーセキュリティに係る人材育成・確保」では、28年度に人材育成計画を策定し、内部勉強会、外部セミナー、演習・訓練等を活用してCSIRT事務局員およびCSIRT構成員等の人材育成を進めた。

「⑤管理態勢の検証・評価」では、監査部職員がサイバー監査に関する国際資格（公認情報セキュリティマネージャー）を取得した。

なお、信金中金の子会社は、信金中金と同様のチェック項目を用いて、サイバーセキュリティへの対応状況に係る自主点検を実施しており、信金中金ではその結果をリスク管理委員会で共有した。

（注1）後編第2編第2章第5節3. サイバーセキュリティ管理態勢の整備を参照
（注2）後編第2編第2章第5節3. サイバーセキュリティ管理態勢の整備を参照
（注3）サイバーセキュリティ管理態勢の強化に係る対応は、次の①と②を踏まえて整理したもの。
①平成27年4月22日に改正された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」および「金融検査マニュアル」で示された、サイバーセキュリティ管理に係る着眼点・検証ポイントに基づき、信金中金の管理態勢およびシステム対応状況について現状分析を行い、洗い出した必要な追加対応事項
②金融庁からのヒアリング要請を受け、27年10月に実施した「金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた実態把握」において、追加対応が必要と整理した事項
（注4）後編第2編第2章第5節3. サイバーセキュリティ管理態勢の整備を参照
（注5）平成27年4月22日改正の金融検査マニュアルでは、「サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。」との検証ポイントが定められ、それぞれ、「入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入等）」「内部対策（例えば、特権ID・パスワードの適切な管理、不要なID の削除、特定コマンドの実行監視 等）」「出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断等）」が例示された。
（注6）同細則は、サイバー攻撃の動向、各種訓練および各システムの利用状況等の実態把握を通じ、適宜見直しを行うこととしている。
（注7）サイバーセキュリティに係る情報の収集・共有体制の強化を図るため、平成27年9月1日加入。後編第2編第2章第5節3. サイバーセキュリティ管理態勢の整備を参照
（注8）新入職員研修でも、職員として遵守すべきルールやサイバー攻撃に係る講義・映像教材による研修を実施した。

6. サイバーセキュリティ管理態勢構築に係る信用金庫支援

信金中金は、自らのサイバーセキュリティ管理態勢の強化を進める一方、全信協およびSSCと連携して、信用金庫業界におけるサイバーセキュリティ管理の態勢整備支援に取り組んだ(注1)。この一環として、全信協が平成30（2018）年1月に設置した「サイバーインシデント対応研究会」に参加(注2)し、インシデント対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）等態勢整備に必要となる規程類のひな型作成に関わった(注3)。また、ワークショップや勉強会の開催、信用金庫との意見交換等を通じて、サイバーセキュリティ管理態勢整備に資する情報提供を行った。

こうしたなか、30年10月に改正された金融庁の「金融分野におけるサイバーセキュリ

ティ強化に向けた取組方針」において、中小金融機関では、「サイバーセキュリティ対策の基礎となるサイバーセキュリティに着眼したリスク評価が不十分であり、自組織のどこにサイバーセキュリティに係るリスクがあるか特定できていない」「インシデント発生時のコンティンジェンシープランが未整備の状況にある」といった傾向が顕著であるとの問題意識が示された。そして、信用金庫・信用組合のそれぞれの協同組織中央機関・業界団体による適切な支援のもと、各信用金庫・信用組合が態勢整備を加速させていく必要があるとの指摘が行われた。

全信協では、これまでも全国単位でのサイバーセキュリティ対策に係る説明会を適宜開催していた。31年1月には、リスク評価の実施と対応マニュアルの策定に重点を置いた「サイバーセキュリティ態勢整備に関する勉強会」を開催し、信金中金は、信用金庫に対して当該勉強会への参加を勧奨した。また、支援ニーズのある信用金庫に対して、リスク評価実施と対応マニュアル策定ノウハウの提供、信用金庫が策定した対応マニュアルの試案に対する提言、他金庫事例の紹介等のサポートを行った。

これらの取組みにより、リスク評価の実施と対応マニュアルの策定には目処がついたものの、サイバーセキュリティ管理態勢を有効に機能させるためには、インシデント対応訓練やセキュリティの脆弱性診断など多くの対応を図っていく必要があった。このため、より組織的な信用金庫支援を実施するため、信金中金では、令和元（2019）年7月から、営業店が窓口となって信用金庫の支援ニーズを把握し、システム部が支援を行う態勢を構築した。

当該支援は、信用金庫訪問や信用金庫協会主催会議への参加、テレビ会議・電話会議を通じて、サイバーリスク対策におけるPDCAサイクルの確立、インシデント対応訓練や標的型メール訓練の実施方法、システム対応時のベンダー選定方法など様々なテーマについて意見交換を行うものであった。

（注1）3者の主な役割は、全信協が信用金庫業界全体を対象とした説明会の開催およびアンケート調査の実施等、SSCが信用金庫のシステムの対策強化およびインシデント対応訓練の提供等、信金中金がマニュアル策定等支援および県単位での説明会等であった。
（注2）全信協、信金中金のほか、先進信用金庫およびSSCが参加
（注3）作成したひな型は、平成30年6月に全信協から信用金庫宛に還元された。

7. 新型コロナウイルス感染症に係る対応

令和元（2019）年12月に中国で確認された新型コロナウイルス感染症は、2年1月に国内初となる感染者が確認された。1月28日には「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」が公布（2月7日施行）され、我が国において流行が懸念され

る状況となった。

こうした状況を踏まえ、信金中金では、2月5日に緊急対策本部を設置し、①業務継続体制の構築、②業務運営の見直し、③勤務形態の拡充など業務継続体制の維持に向けた対応を実施した。

業務継続体制の構築については、さらに感染が拡大した場合の2班体制（1班が業務処理、残り1班が自宅待機する体制）への移行に備え、危機管理細則に定める「優先して継続すべき重要業務」（以下「優先業務」という。）と「継続すべき重要業務」（以下「継続業務」という。）の担当部門に対して、2月10日に移行準備を指示した。そして、優先業務を担当する部門については、3月2日から当該業務を対象として、他の業務に支障がない範囲で、原則として2班体制に移行することとした。さらに、継続業務を担当する部門については、当該業務を対象に3月6日から2班体制に移行できることとした。

業務運営の見直しでは、感染拡大状況および政府の緊急事態宣言を踏まえて、会議・研修・出張の実施について段階的に対応を強化した。会議・研修の開催は、4月7日に緊急事態が宣言され、7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされたことを踏まえ、4月8日から、代替手段（Web配信等）がない場合は原則として中止（延期を含む。以下同じ。）することとし[注1]、出張についても同様とした。なお、信用金庫への訪問は、緊急事態措置を実施すべき区域が4月16日に全都道府県に拡大されたことを踏まえ、4月20日から原則として中止し、信用金庫との連絡は電話・Web等の方法で適宜実施することとした[注2]。訪問の必要がある場合であっても、信用金庫の意向等を十分考慮のうえ慎重に検討することとした。

勤務形態の拡充として、元年8月から時差出勤の制度として導入していた「スライドワーク」[注3]において、2年2月20日から始業時刻および就業時刻の繰上げ・繰下げのパターンを増やし、出退勤時の感染リスク抑制のため時差出勤を励行した。さらに、3月2日からは在宅勤務の取扱いを開始した[注4]。

なお、政府が新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急事態解除宣言を5月25日に行ったことを受け、6月1日、解除後の対応を決定した。優先業務と継続業務に係る2班体制を継続する一方で、会議・研修・出張・信用金庫への訪問は、6月19日以降、「原則として中止」の取扱いを変更し、業務上の必要性等を十分考慮のうえ対応するとともに、代替手段（Web配信等）による対応もあわせて検討することとした。

また、信用金庫の中央金融機関としての使命を果たすべく、業務の安定的運営および業務継続性の確保に一丸となって取り組む職員への慰労および感謝のため、6月に特別手当が支給された。

（注1）令和2年3月18日に開催を予定していた理事会も開催を見送り、書面決議とした。また、2年度の第1回、第2回理事会はWeb会議により開催した。さらに、2年度第1回信用金庫役員懇談会は中止とし、別途、Web配信等を行った。なお、第1回部店長会議はTV会議システムにより開催した。
（注2）4月20日までは、緊急事態措置を実施すべき区域における拠点の外訪活動は、原則として中止するものの、それ以外については、業務上の必要性および信用金庫の意向等を勘案のうえ、各部門において慎重に決定する取扱いであった。
（注3）後編第3編第2章第4節10.（3）働きやすい職場環境の整備に係る取組みを参照
（注4）金融庁から令和2年4月13日に「出勤者7割削減を実現するための要請について（周知）」が発出されたことを踏まえ、4月15日には在宅勤務のさらなる活用について指示を出した。

8. 業務効率化

（1）貸出業務の集中化

信金中金では、「SCBストラテジー2019」に掲げる「効率的なオペレーションの促進」（ストラテジー6）の一環として、平成31（2019）年4月から貸出業務の集中化に取り組み、専門性が高い人材による質の高い業務運営の実現とともに、より効率的な業務運営体制の構築を進めた。また、「SCBストラテジー2019」では、営業店を信用金庫の課題解決に取り組むコンサルティング拠点として位置付けており、このための態勢整備の一環でもあった。

代理貸付および長期固定貸出制度「しんきん長期固定金利ローンサポート」は、本部に全営業店の業務を順次移管(注1)することとし、主管部門である営業推進部に31年4月1日付で業務グループを新設した。そして、令和元（2019）年6月に在京営業店(注2)の業務を営業推進部に移管し、以降、段階的に集中化を進め、12月に集中化を完了させた。

また、事業会社や地方公共団体向けの直接貸出については、一部を除き、法人営業推進部、法人営業第1部・第2部、大阪法人営業部、名古屋支店の各法人営業拠点に順次移管した。

（注1）商品説明等の渉外活動は、引き続き各営業店が対応
（注2）東京営業部、関東営業第1部および関東営業第2部

（2）重要書類の集中管理

契約書等の重要書類の現物管理においては、員数管理、金庫・書庫の鍵管理、店内検査など多くの付随業務が伴い、各部門の事務負荷が高いことから、書類の誤廃棄・紛失等防止策とあわせて管理方法を改善していく必要があった。

こうした状況を踏まえ、平成29（2017）年から全部店の契約書、稟議書等の重要書類にICラベルを貼付し、RFID（Radio Frequency IDentification）を利用したシステム

による集中管理へ移行した。

集中管理への移行は、支店の書類を含めた約7万件の書類を対象として実施し、同年12月に完了した。また、書類が手元にないことによる業務上の不便解消のため、本店以外の国内拠点については、事務統括部が書類をスキャンした電子ファイルを送信し、書類を閲覧できることとした。

その後31年1月には、各部門でのさらなる書類管理負担軽減を図るため、集中管理の対象となる書類の範囲を拡大した。

(3) RPAの活用

長時間労働の是正などを目指す「働き方改革」が政府から提唱されるなか、信金中金においても、中長期的な業務運営における既存業務の効率化や省力化への取組みは、その重要性を増していた。

こうした状況を踏まえ、RPA等のデジタル技術を活用した効率的な業務運営体制の構築に取り組むこととし、実証実験を進めた。そして、預金調査事務等一部業務にRPAツール「WinActor」(注1)(以下「WinActor」という。)を先行導入した結果、一定の削減効果が得られたことから、平成30 (2018) 年8月から本格導入した。

WinActorは、これまで職員が行ってきたパソコン操作を自動化するものであり、WinActorに適した業務の選定やシナリオ(注2)作成が必要であった。このため、事務処理を統括する事務統括部が普及促進する役割を担い、システム部がシステム面の環境整備を行った。この結果、WinActorを導入した部門は、令和2 (2020) 年2月末時点で11部門となった。

また、信金中金で得られた効果やノウハウ等は、信用金庫からの視察受入れ、勉強会・意見交換会への参画等を通じて、情報還元を行った。

(注1) 日本電信電話株式会社 (NTT) のグループ会社が開発したRPAツール
(注2) WinActorを用いて実行させる処理内容を記録したファイル

9. 改元に伴う諸対応

信金中金では、日付の表記は和暦を原則としていたが、改元に伴う負担軽減等の観点から、西暦を原則とする日付表記への見直しについて、平成30 (2018) 年5月から検討を開始した。

西暦を原則とした場合の業務への影響を各部門にヒアリングした結果、業務への特段

の支障はなく、また日銀のほか大手金融機関ではすでに日付表記は西暦となっていた。

こうした状況を踏まえ、30年10月16日に、内部文書に関しては31年4月1日から日付表記を原則西暦化することとした。信用金庫等への対外書面の日付表記については、さらに情報収集を進めたうえで決定することとしたが、一部信用金庫や全信協等においても日付表記を原則西暦とする予定であることなどを踏まえ、31年2月1日に、4月1日からの原則西暦化を信用金庫に案内した。

なお、新天皇の即位に伴い、令和元（2019）年5月1日が祝日となり、平日であった4月30日から5月2日が休日に変更された結果、4月27日から5月6日まで連続して休日（10連休）となった。このため、事前にシステム改修、顧客周知および事務・運用面で対応が必要となる事項を洗い出して準備を進めた。また、10連休中も動きのある外国為替、内国為替等の業務については、業務処理状況を確認し、担当役員へ報告するなど、不測の事態が生じないよう万全の態勢で臨んだ。

10. 全信協と連携した安否確認サービスの導入

東日本大震災や熊本地震のような大規模災害発生時には、全信協、各地区信用金庫協会（以下「地区協会」という。）および信金中金は、それぞれのネットワークを活用して、信用金庫役職員の安否や信用金庫の本部・営業店における被災状況や業務継続の可否等について確認を行っていた。しかし、非常時対応中の電話照会等が被災信用金庫の負担になることや、大規模災害発生による電話回線の寸断で迅速な状況確認ができないことが懸念されていた。

こうした状況を踏まえ、全信協および信金中金は、被災信用金庫の負担を抑えつつ、大規模災害発生時における信用金庫の被災状況を迅速かつ適切に把握・共有するため、セコムトラストシステムズ株式会社が提供する「セコム安否確認サービスSCM」（以下「安否確認サービス」という。）を導入し、平成30（2018）年5月から稼動を開始した(注1)。

安否確認サービスは、震度5以上の地震が発生した場合に、地震発生地の都道府県を居住地や勤務地として登録した利用者に対して、自動的に安否確認メールが送信され(注2)、利用者が当該メールに記載されたURLに接続してWeb等により被災状況を報告するものであった。

利用者は、全国の信用金庫、全信協、地区協会および信金中金であり(注3)、報告内容を確認・集計することにより、被災状況等をすみやかに把握・共有することが可能となった。

なお、30年7月から毎年、災害発生時等の円滑な対応および利用者の登録状況の正確

性確認を目的として、安否確認サービスを利用した安否確認訓練を行っている。

（注1）平成30年4月17日、全信協と信金中金の連名で、信用金庫および地区協会に案内を行った。
（注2）業務運営に多大な支障を来す風水害、その他インフラの甚大な損壊等の場合も手動により安否確認サービスを発報することができる。
（注3）信用金庫業界における災害対応力強化に資するため、令和2年7月1日からSSCおよび一般社団法人しんきん共同センターを追加した。

11. 東日本大震災・熊本地震などに係る被災地支援

(1)「しんきんの絆」復興応援プロジェクト（第Ⅱ期）および全体交流会の開催

信金中金では、認定特定非営利活動法人日本NPOセンター（以下「日本NPOセンター」という。）が設置している「東日本大震災現地NPO応援基金（特定助成）」のなかに、信用金庫業界独自の取組みとして、「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」を立ち上げ、「『しんきんの絆』復興応援定期積金」の募集総額の一定割合を寄附してきた。その寄附金を原資として、日本NPOセンターは、被災者一人ひとりの心のケアや日常生活の再建等を支援するNPO法人や一般社団法人等（以下「NPO法人等」という。）に助成を行い、その実績（第Ⅰ期）は42先・1億2,211万円となっていた(注1)。同プロジェクトは、助成を受けたNPO法人等からも高い評価を受け、信用金庫業界への大きな期待が寄せられていた。

こうした状況を踏まえ、集中復興期間の最終年度である平成27（2015）年度には、「『しんきんの絆』復興応援定期積金Ⅱ」を取り扱い、全国数多くの信用金庫の協力により募集総額は1,367億円に達した。信金中金は、2億7,352万円を寄附(注2)し、第Ⅱ期の助成期間中(注3)、69先に対し、計2億3,824万円の助成が行われた（表2-5-2）。

第Ⅱ期の助成終了にあわせ、被災地における助成先の今後の活動を後押しするため、「全体交流会」を30年4月19日に開催し、助成先59先、同プロジェクト選考委員、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の信用金庫、日本NPOセンターおよび復興庁などあわせて約120人が参加した。「全体交流会」の挨拶で、田邉理事長は、「未だ道半ばといえる、被災者の『心の復興』を実現していくには、被災者の生きがいづくりやコミュニティ形成等を支援するため、今後も、助成先の皆様方による継続的な取組みや活動が、必要不可欠である

全体交流会で挨拶する田邉理事長

表2-5-2 「しんきんの絆」復興応援プロジェクト（第Ⅱ期）助成実績

【第3回】（単位：件、万円）

	件数	金額
信用金庫推薦枠	11	3,290
一般公募枠	10	3,697
合計	21	6,987

【第4回】（単位：件、万円）

	件数	金額
信用金庫推薦枠	11	3,617
一般公募枠	10	3,559
合計	21	7,176

【第5回】（単位：件、万円）

	件数	金額
信用金庫推薦枠	14	4,822
一般公募枠	13	4,839
合計	27	9,661

と考えております。(中略)私ども信金中金では、『東日本大震災からの復興に向けた支援』を、引き続き、重要課題として位置付け、震災の記憶を風化させることなく、被災者の『心の復興』に向けて、信用金庫業界の『絆』を結集した、継続的な支援に取り組んでまいります。」と述べた。

なお、第Ⅱ期の助成終了に伴い、日本NPOセンターにより、総括報告書が公表された。このなかでは、日本NPOセンターが助成先に対して行ったアンケート結果もとりまとめられ、「使いやすい助成であった。」「NPOの運営財源として助かった。」「『しんきん』の名前が地域内の公的機関でポジティブに影響した。」などの意見が紹介された。

（注1）後編第2編第2章第5節4.(1)「しんきんの絆」復興応援プロジェクト（第Ⅰ期）を参照
（注2）後編第2編第2章第2節1.(1) ロ.「しんきんの絆」復興応援定期積金を参照
（注3）第Ⅱ期の助成期間は、第3回：平成28年4月1日～29年3月31日、第4回：28年10月1日～29年9月30日、第5回：29年4月1日～30年3月31日

(2)「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」の経費残金等を活用したフォローアップ助成

「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」は、効率的なプロジェクト運営の結果、約1,900万円の経費残金等が発生した。一方、東日本大震災の被災地では、5万人を超える人々が避難生活を余儀なくされており、引き続き被災者の心身のケアなどの支援が重要な課題として残っていた。

こうした状況を踏まえ、日本NPOセンターと協議し、「『しんきんの絆』復興応援プロジェクト」の助成先を対象として、経費残金等を活用したフォローアップ助成を実施することとした。

信金中金では、被災信用金庫からの意見をもとに、日本NPOセンターと選考を行い、平成31（2019）年4月、21先に対し1,686万円の助成を実施した(注)。

（注）最終的な経費残金等は、日本NPOセンターが運営する「東日本大震災現地NPO応援基金」に振替を行った。

(3) 外部機関と連携したインターネットを活用した中小企業の販路拡大等支援

東日本大震災の被災地では、震災発生から6年以上が経過してもなお、売上が震災前の水準を下回り、既存の販路・販売促進施策だけでは売上回復が困難な中小企業が少なくなかった。

こうした状況を踏まえ、インターネットを活用して販売チャネルの拡大等を図るため、一般社団法人中小・地方・成長企業のためのネット利活用による販路開拓協議会(注1)（以下「ネッパン協議会」という。）と連携し、被災信用金庫の取引先に対する販路拡大支援を実施した。支援の具体的内容は、ネッパン協議会の賛助会員（IT企業等）がインターネット活用に係る課題解決策を個別に助言・提供する「ハンズオン支援」と、活用ポイント等を説明する「販路拡大セミナー」の実施であり(注2)、平成29（2017）年9月から30年1月の日程で行った。信金中金は、セミナー開催に係る補助金申請支援(注3)、チラシ作成支援、信用金庫およびネッパン協議会との調整などを行った。

同様の取組みは、30年7月、熊本地震で被災した信用金庫取引先に対しても実施し、令和元（2019）年7月からは、東日本大震災および熊本地震の被災信用金庫取引先を対象にして、通年で取り組んだ。

（注1）ネッパン協議会は、中小企業のインターネット活用による販路拡大を促進することを目的として、インターネット活用に課題を抱える中小企業（一般会員）と、中小企業から相談を受ける金融機関等（特別会員）ならびにインターネット活用に係る専門家（賛助会員）をつなぐプラットフォーム「ネッパンクラブ」を運営していたが、令和2年3月末をもって解散となった。信金中金は、「応援団」（ネッパン協議会の理念に賛同する団体）として登録していた。
（注2）当該支援では、ハンズオン支援と販路拡大セミナーの参加者を対象にして、ネッパン協議会の支援メニュー（ネッパン協議会賛助会員約60社が提供するITツール）を割安で利用できるプランも提供された。
（注3）ハンズオン支援および販路拡大セミナー実施に係る講師旅費等は、復興庁の補助金や中小企業庁の補助金（ミラサポ専門家派遣事業）で手当てすることができた。

(4) 熊本地震での被災信用金庫等への支援物資の送付

平成28（2016）年4月に発生した熊本地震(注1)は、熊本県を中心に甚大な被害をもたらし、熊本市内に本店を置く熊本、熊本第一および熊本中央の3信用金庫では多数の職員が避難生活を余儀なくされた。信金中金南九州支店は、建物の老朽化等により25年3月に移転(注2)していたため店舗被害は免れたものの、住居のライフライン断絶等により、職員はしばらくの間、支店に宿泊せざるを得なかった。

こうした状況を踏まえ、4月16日と17日の両日、本店、鹿児島県分室および宮崎県分室から南九州支店に支店職員のための支援物資（飲料水、非常食、衛生用品等）を送付した。

また、4月18日には、一般社団法人南九州信用金庫協会（以下「南九州信用金庫協会」

という。）等と26年6月に締結した「大規模災害時等における相互援助協定書」に基づき、熊本市内に本店を有する3信用金庫に支援物資を送付した。

（注1）平成28年4月14日（木）21時26分頃、熊本県熊本地方を震央とするマグニチュード6.5の地震（前震）が発生し、熊本県益城町で震度7を観測した。その後4月16日（土）1時25分頃には、同じく熊本県熊本地方を震央とするマグニチュード7.3の地震（本震）が発生し、熊本県西原村と益城町で震度7を観測した。
（注2）後編第1編第2章第4節8.（5）四国支店・福岡支店・南九州支店を参照

（5）ボランティア活動の実施

熊本地震では、熊本県を中心に家屋倒壊や土砂災害等の大規模な被害が発生し、被災地での復旧活動や被災者の生活再建のため、多くのボランティアが活動していた。

こうした状況を踏まえ、信金中金では、一般社団法人九州北部信用金庫協会および南九州信用金庫協会と連携し、被災地の情報提供、災害ボランティアセンター等との事前調整および現地交通手段の手配等、ボランティア活動を希望する九州地区の信用金庫を支援した。

ボランティア活動は原則として1日（午前2時間・午後2時間）であり、平成28（2016）年9月17日、18日、24日および25日の4日間で、信用金庫を中心とした14団体、89人（延べ）が参加し、コンクリートの撤去や清掃作業、草刈りなどを行った。

（6）復興支援販売会の開催

信金中金は、平成27（2015）年から毎年3月、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社と連携し、信金中金役職員および八重洲ファーストフィナンシャルビルの入居者等を対象として、復興支援販売会を開催した（表2-5-3）。

当初は、東日本大震災で被災した信用金庫取引先の特産品を取り扱い、「東北復興支援販売会」として開催していたが、29年3月には、前年4月に発生した熊本地震の復興支援を兼ね、「東北・熊本復興支援販売会」との名称で開催した。

さらに、31年3月には、平成30年豪雨で甚大な被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県の信用金庫取引先を対象に加え、復興支援販売会を開催した。

復興支援販売会では、毎年多くの商品が売れ、販売が好調であった商品は、販売面で

表2-5-3　復興支援販売会の実績

（単位：先、商品）

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
信用金庫	7	9	15	15	20
取引先	9	12	25	28	34
商品	11	16	40	45	48

連携する一般社団法人東北物産館が運営するアンテナショップで常時販売されるなど、継続的な販路拡大にもつながった。また、震災当時の写真パネルを展示し、震災の記憶の風化を防ぐ取組みも併せて行った。

なお、復興支援販売会は、令和2（2020）年3月にも開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け中止した。

(7) 日銀「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を活用した被災地信用金庫への資金供給

日銀は、平成28（2016）年4月28日の政策委員会・金融政策決定会合において、熊本地震の被災地金融機関を対象として、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援するため、「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション[(注1)]」（以下「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関支援オペ」という。）の実施を決定した（表2-5-4）。

平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関支援オペでは、信用金庫業界は、信金中金を通じて被災地の信用金庫に資金供給することになっていたため、信金中金は、信用金庫の借入希望額調査や日銀からの借入手続、信用金庫への貸付事務を行った。

なお、平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関支援オペは、28年度から毎年度実施された[(注2)]。

表2-5-4　平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関支援オペの概要

1. 対象先	被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関（以下「被災地金融機関」という。）または被災地金融機関を会員とする系統中央機関で、共通担保資金供給オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先 ・被災地は、平成二十八年熊本地震に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域（熊本県内全45市町村） ・系統中央機関は、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫
2. 資金供給方法	共通担保を担保とする貸し付け
3. 貸付期間	1年以内（※1）
4. 貸付利率	年0%
5. 貸付総額	3,000億円
6. 対象先ごとの貸付限度額	対象先ごとの貸付限度額は、被災地の営業所等の貸付残高（系統中央機関は、自己および会員分の合計。）を勘案して定める。
7. 貸付受付期間	平成29年4月30日まで（※2）

※1. 令和2年3月16日の政策委員会・金融政策決定会合で、「2年以内」へと変更された（7月1日から実施）。
※2. 貸付受付期間は毎年度延長されていたが、令和2年3月16日の政策委員会・金融政策決定会合で、期限を設けないこととされた（7月1日から実施）。
（備考）日銀資料より作成

（注1）平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関支援オペは、期限を1年ずつ更新する枠組みであった。

しかし、令和2年3月16日の政策委員会・金融政策決定会合において、復旧・復興に向けた被災地金融機関の取組みへの支援をより安定的に継続する観点から、東日本大震災の被災地金融機関を対象として実施される「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」と一本化のうえ、期限を廃止するなどの見直しが行われた。

（注2）平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関支援オペの実績は、平成28年度：247億円、29年度：288億円、30年度：288億円、令和元年度：288億円

（8）平成30年7月豪雨等の大規模災害における対応

信金中金では、「災害からの復興に向けた支援」を重要課題として位置付け、信用金庫や業界関連団体と連携しつつ対応を図り(注1)、熊本地震以来の特定非常災害(注2)となった平成30年7月豪雨をはじめ、全国各地で相次ぎ発生した大規模災害では、以下のとおり、支援物資の提供や情報提供、業務支援などを実施した。

（注1）従来以上に迅速な大規模災害対応を図る態勢とするため、大規模災害等発生時に信金中金のみで対応が可能な初動対応について、「初動対応標準ルール」を策定し、令和2年5月7日から施行した。なお、標準ルール化した支援施策は、「営業店長裁量による救援物資の提供」「既往代理貸付の代理店専決による返済猶予等」「信金中金職員のボランティア活動支援」

（注2）「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により、著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定された災害

イ．平成30年7月豪雨

西日本の信用金庫を中心に被害が発生した平成30年7月豪雨では、特に被害が大きかった中国・四国地区内において、「大規模災害発生時等における相互支援に係る協定書」に基づき、地区内信用金庫や地区・県の信用金庫協会、営業店が連携して救援物資を被災信用金庫に提供した。また、過去に類似の被害にあった信用金庫の協力を得つつ、①水没書類の復旧に係るクリーニング処理会社の被災信用金庫への紹介、②グループ補助金(注1)対応に係る事例提供・説明会開催、③同補助金申請業務の経験者を派遣しての申請書類の提出、復興事業計画の策定に係る支援などを実施した。さらに、移動店舗車両を保有する信用金庫と当該車両の貸与を受けたい信用金庫との仲介を行った(注2)。

（注1）正式名称は、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」。被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を策定し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができる。

（注2）貸与を行った信用金庫からは、車両貸与だけではなく、車両操作のレクチャー等のための職員派遣の協力を受けた。

ロ．北海道胆振東部地震

平成30（2018）年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、信用金庫の店舗への物理的な被害は限定的であったが、自家発電設備をもたない店舗では停電によって営業ができなくなった。固定電話が不通となった地域もあるなかで、電話連絡と30年5月に導

入した安否確認サービス(注)を併用して、各信用金庫の被災状況を把握し、全信協等と情報共有した。また、①道内信用金庫の手形代理交換業務について、厚木システムセンターによる北海道支店の代行資金決済処理の実施、②停電等により、SCBファームバンキングサービス、証券決済システムおよび投信窓販共同システムが利用できなくなった信用金庫の代行処理の実施などを行った。

（注） 後編第3編第2章第5節10. 全信協と連携した安否確認サービスの導入を参照

ハ. 令和元年房総半島台風（台風15号）および令和元年東日本台風（台風19号）

福島県いわき市および長野県長野市で信金中金職員によるボランティア活動を実施し、家屋内の片付け・泥出し、ゴミの分別・運搬などを行った。

第６節　財務・損益状況等

1．損益の状況

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度においては、日銀による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和政策」が継続される一方で、海外においては、米中間における貿易摩擦や英国のEU離脱交渉などを背景に先行きの不透明感が払拭されず、また、元年度末にかけては新型コロナウイルスの世界的流行により不安定な市場展開が続いた。こうした厳しい収益環境のもと、信金中金は、市場変動に応じた機動的なオペレーションを実施するとともに、安定的な収益基盤の構築に向けた分散投資の継続や、事業会社向け貸出の積極的な推進などに取り組んだ。

損益の状況について、年度別にみると、28年度には、経常収益は、金利低下により資金運用収益が減少したものの、アセットスワップ付債券の売却に伴い国債等債券売却益が増加したことなどにより、前年度比143億円増収の2,840億円となった。一方、経常費用は、金利低下により資金調達費用が減少したものの、ヘッジ取引の解消に伴い金融派生商品費用が増加したことなどにより、同220億円増加の2,356億円となった。これらの結果、経常利益は同76億円減益の483億円となったが、法人税等合計が減少したことから、当期純利益は、ほぼ横ばいの413億円となった（図2-6-1、表2-6-1）。

29年度には、経常収益は、しんきん信託銀行の事業譲渡・合併に伴う配当に加え、投資信託の分配金および解約益などにより、資金運用収益が増加したが、アセットスワップ付債券に係る売却益の減少に伴い、国債等債券売却益が減少したことなどから、前年度比103億円減収の2,736億円となった。一方、経常費用は、28年度に計上したヘッジ取引の解消に伴う費用の反動減により、金融派生商品費用が減少したことなどから、同227億円減少の2,129億円となった。これらの結果、経常利益は同123億円増益の606億円となったが、法人税等合計が同92億円増加したことにより、当期純利益は同51億円増益の464億円となった。

30年度には、経常収益は、投資信託の投資残高増加等に伴い投資信託の分配金が増加したが、投資信託の含み益の実現を

図2-6-1　収益（単体）

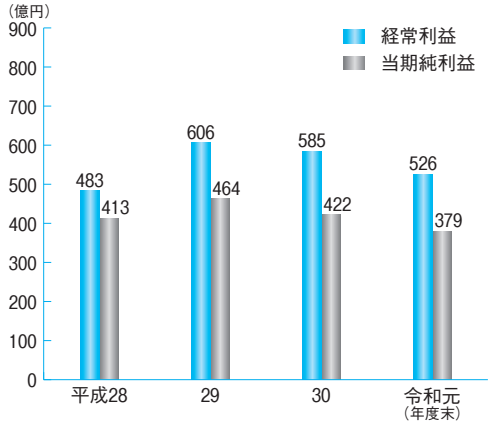

表2-6-1　損益の状況（単体）

（単位：百万円、％）

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
経常収益		284,018	273,648	258,686	266,519
経常費用		235,676	212,969	200,124	213,883
経常利益		48,342	60,678	58,562	52,636
当期純利益		41,383	46,498	42,286	37,924
配当率	一般普通出資	3.0	3.0	3.0	3.0
	特定普通出資	1.5	1.5	1.5	1.5
	優先出資	6.5	6.5	6.5	6.5
	優先配当	3.0	3.0	3.0	3.0
	参加配当	3.5	3.5	3.5	3.5

（備考）1. 優先配当とは、普通出資者に対する配当よりも優先的に支払われる配当である。
2. 参加配当とは、優先配当を支払った後の剰余金から普通出資者に対する配当と同順位で支払われるもので、業績に応じて変動する可能性のある配当である。

抑制したことによる有価証券利息配当金の減少などにより、前年度比149億円減収の2,586億円となった。一方、経常費用は、29年度に実施したポートフォリオのリバランスに伴う投資信託解約損を中心とした国債等債券償還損が減少したことなどにより、同128億円減少の2,001億円となった。これらの結果、経常利益は同21億円減益の585億円となった。また、29年度に特別利益として計上したしんきん信託銀行の事業譲渡に伴う譲渡益の影響の剥落などにより、当期純利益は同42億円減益の422億円となった。

元年度には、経常収益は、投資信託等の分配金の増加や含み益の実現による有価証券利息配当金の増加を主因に、前年度比78億円増収の2,665億円となった。一方、経常費用は、ポートフォリオのリバランスによるアセットスワップ付債券の売却に伴う金融派生商品費用の増加を主因に、同137億円増加の2,138億円となった。その結果、経常利益は、同59億円減益の526億円となり、当期純利益は、同43億円減益の379億円となった。

2. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけての自己資本比率の状況をみると、単体自己資本比率（国内基準）は、4年間で17.2ポイント低下し、元年度末には25.18％となった（図2-6-2、表2-6-2）。これは、自己資本比率の分子である自己資本の額が劣後ローンの返済などにより減少したこと、また、自己資本比率の分母で

図2-6-2　自己資本の額と自己資本比率

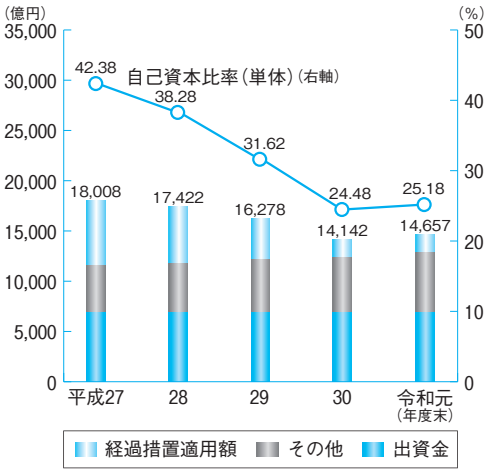

表2-6-2　自己資本比率の状況

（単位：百万円、%）

単体ベース	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
	国内基準（バーゼルⅢ）				
(1) コア資本に係る基礎項目の額	1,929,899	1,870,345	1,751,799	1,538,628	1,556,916
(2) コア資本に係る調整項目の額	129,093	128,057	123,915	124,408	91,188
(3) 自己資本の額 (1) － (2)	1,800,805	1,742,288	1,627,883	1,414,219	1,465,728
うち経過措置適用額	629,956	551,075	401,340	167,199	166,255
(4) リスク・アセット等の額の合計額	4,248,555	4,550,398	5,147,547	5,776,544	5,819,913
(5) 単体自己資本比率 (3) / (4)	42.38	38.28	31.62	24.48	25.18
(参考)					
連結自己資本比率	41.10	37.03	30.57	23.65	24.31

あるリスク・アセット等の額の合計額が増加したことが影響した。

(2) 優先出資の動向

平成28 (2016) 年度から令和元 (2019) 年度にかけては、日銀による金融緩和が継続される一方で、海外における米中間の貿易摩擦や英国のEU離脱交渉などを背景として、株式市場では先行き不透明感が拭えない状況が続いた。このような市場環境下、日経平均株価は上下に振れ幅を伴いながらも総じてみれば底堅く推移した。これに伴い、優先出資の価格もおおむね22万～25万円のレンジで堅調な推移を続けた (図2-6-3)。ただし、2年2月以降は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う世界同時株安が発生し、日経平均株価とともに優先出資の価格も元年度末にかけて急速に下げ幅を拡大する場面がみられた。

この間の優先出資の配当について、1口あたり配当金として、優先配当年3,000円、参加配当年3,500円、計年6,500円を維持した (表2-6-3)。

なお、元年度末における優先出資の保有状況 (所有口数ベース) を投資家別にみると、金融機関が所有口数55万7,600口 (所有割合78.7%) と最も多く、次いで個人が同10万7,272口 (同15.1%) であった (表2-6-4)。金融機関のうち優先出資を保有している信用金庫は172金庫、

図2-6-3　優先出資価格

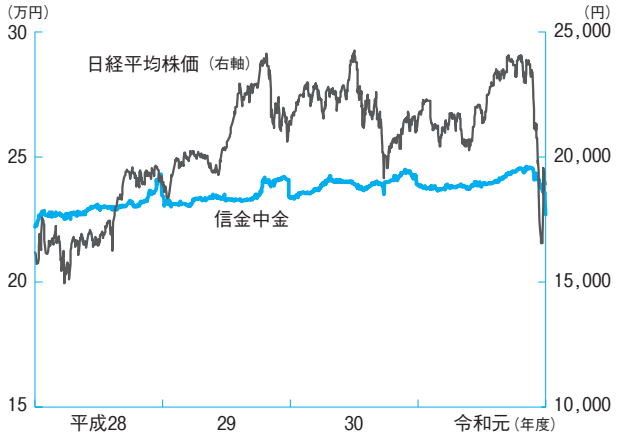

(備考) 優先出資の価格は終値ベース

表2-6-3　優先出資の配当

	1口あたり配当		
		優先配当	参加配当
平成28年度	6,500円（6.5%）	3,000円（3.0%）	3,500円（3.5%）
29年度	6,500円（6.5%）	3,000円（3.0%）	3,500円（3.5%）
30年度	6,500円（6.5%）	3,000円（3.0%）	3,500円（3.5%）
令和元年度	6,500円（6.5%）	3,000円（3.0%）	3,500円（3.5%）

表2-6-4　優先出資の所有者別状況

（単位：先、口、%）

		金融機関	うち信用金庫	証券会社	その他の法人	外国法人等	個　人	合　計
平成28年度末	出資者数	211	174	11	211	50	20,076	20,559
	所有口数	542,602	323,115	6,996	38,401	4,245	115,978	708,222
	割合（%）	76.6	45.6	1.0	5.4	0.6	16.4	100.0
29年度末	出資者数	205	173	11	211	36	19,747	20,210
	所有口数	546,775	331,562	6,904	38,871	1,771	113,901	708,222
	割合（%）	77.2	46.8	1.0	5.5	0.3	16.1	100.0
30年度末	出資者数	206	175	10	204	34	19,062	19,516
	所有口数	552,887	343,789	6,963	36,761	1,387	110,224	708,222
	割合（%）	78.1	48.5	1.0	5.2	0.2	15.6	100.0
令和元年度末	出資者数	203	172	10	199	29	18,362	18,803
	所有口数	557,600	350,159	7,789	33,858	1,703	107,272	708,222
	割合（%）	78.7	49.4	1.1	4.8	0.2	15.1	100.0

（備考）「外国法人等」には、海外における「個人」を含む。

所有口数35万159口（同49.4%）であった。

3. 不良債権の状況

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけての不良債権の状況をみると、不

表2-6-5　金融再生法に基づく資産査定の状況（単体）

（単位：百万円、%）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	253	204	326	287	323
危険債権	5,399	10,857	10,994	4,147	3,729
要管理債権	30,936	30,682	30,568	19,907	19,025
不良債権合計（A）	36,590	41,743	41,889	24,341	23,079
正常債権	6,832,763	8,060,144	7,004,527	7,100,198	8,556,323
（部分直接償却額）	（310）	（204）	（199）	（355）	（320）
総与信（B）	6,869,354	8,101,888	7,046,416	7,124,539	8,579,402
総与信に占める割合（A/B）	0.53	0.51	0.59	0.34	0.26
保全額(C)	25,151	30,383	30,289	16,826	15,359
保全率(C/A)	68.73	72.78	72.30	69.12	66.54

良債権額（金融再生法ベース）は、4年間で135億円減少し、元年度末には230億円となった（表2-6-5）。

また、総与信に占める割合（不良債権比率）は、4年間で0.27ポイント低下の0.26%となり、いずれの年度も1%を下回る水準で推移した。

4. 格付けの状況

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の信用力の維持・向上に努めるとともに、自らの健全性の維持・向上を図り、ムーディーズ、S&P、R&I、JCRといった海外・国内の格付会社から取得した邦銀上位の格付けを維持していた。

こうしたなか、日銀のマイナス金利政策導入により市場金利が一段と低下し、金融機関全般の収益環境のさらなる悪化を懸念する見方が強まったことで、一部の地域銀行を格下げする動きなどもみられた。一方、信金中金の格付自体に変動はなかったものの、平成28（2016）年4月19日には、R&Iが、発行体格付けの方向性をA+（ポジティブ）からA+（安定的）に変更した（表2-6-6、表2-6-7）。これについて、R&Iは、「信用金庫の事業環境は年々厳しさを増していたが、マイナス金利政策の導入でその度合いは強くなっている。市場運用環境の悪化によって信金中金の収益力も低下する見通しで、信金中金がリスク耐久力をAAゾーンに見合うまで改善させるにも時間がかかるとR&Iはみている。これらを踏まえ、格付の方向性をポジティブから安定的に変更した。」などとコメントした。

表2-6-6　格付けの変遷

年度	年月日	ムーディーズ			S&P			R&I			JCR		
		長期預金格付け（外貨建）			長期カウンターパーティ格付け			発行体格付け			長期優先債務格付け		
		変更前	変更後	内容	変更前	変更後	内容	変更前	変更後	内容	変更前	変更後	内容
平成28年度	28年4月 1日	A1（安定的）		当初	A（安定的）		当初	A＋（ポジティブ）		当初	AA（安定的）		当初
	28年4月19日	－	－	－	－	－	－	A＋（ポジティブ）	A＋（安定的）	見通し引下げ	－	－	－
令和元年度	2年3月31日	A1（安定的）		最終	A（安定的）		最終	A＋（安定的）		最終	AA（安定的）		最終

（備考）カッコ内は格付け見通し（アウトルック、方向性、レーティングモニター、クレジットモニター等、格付会社により呼称、定義は異なる）を示している。

表2-6-7　長期格付けの状況（令和2年3月末）

ムーディーズ

格付け	主な金融機関
Aa3	
A1	信金中金　三菱UFJ　三井住友　三井住友信託　みずほ 農林中金　商工中金　千葉　静岡
A2	りそな　横浜　広島　中国
A3	福岡　群馬　常陽　山陰合同　第四
Baa1	新生　百十四
Baa2	
Baa3	
Ba1	

S&P

格付け	主な金融機関
AA+	
AA	
AA−	
A+	セブン
A	信金中金　三菱UFJ　三井住友　みずほ　三井住友信託 りそな　農林中金　千葉　静岡　京都 伊予　八十二　ソニー　ゆうちょ
A−	群馬　北陸
BBB+	新生　あおぞら
BBB	

R&I

格付け	主な金融機関
AA+	
AA	セブン
AA−	三菱UFJ　三井住友　みずほ　商工中金　横浜 千葉　静岡　福岡
A+	信金中金　三井住友信託　りそな　常陽　足利 山口　もみじ　群馬　広島　八十二 中国　山陰合同　阿波　伊予
A	京都　北陸　七十七　紀陽
A−	あおぞら　新生　北洋　イオン
BBB+	
BBB	スルガ

JCR

格付け	主な金融機関
AA+	商工中金
AA	信金中金　三菱UFJ　三井住友　みずほ　横浜 群馬　伊予　七十七　八十二
AA−	三井住友信託　りそな　広島　山陰合　阿波 ソニー　同
A+	第四　福岡
A	あおぞら　紀陽　北洋　百十四　住信SBIネット 楽天
A−	新生
BBB+	
BBB	

（備考）格付会社各社について以下の格付けを参照している。
ムーディーズ：原則は発行体格付け、発行体格付けがない場合は長期預金格付け（外貨建）
S&P：長期外貨建て発行体格付け　R&I：発行体格付け　JCR：発行体格付け

5. IR活動の状況

信金中金は、信用金庫の中央金融機関や個別金融機関としての役割を果たすとともに、優先出資を東京証券取引所に上場する企業として、経営内容の開示等を通じて経営の透明性を高めることに努めた（表2-6-8）。

平成29（2017）年1月に信金中金本体による信託業務の取扱いを開始したことを踏まえ、29年発行のディスクロージャー誌や有価証券報告書等から信託業務に係る記載項目を追加し、信託兼営の金融機関としての開示を開始した。

また、令和2（2020）年のディスクロージャー誌については、統合報告書として発行した。統合報告書として発行した目的は、SDGsの達成に向けた取組みや環境問題への

表2-6-8　決算内容の公表、刊行物の発行等（令和元年度）

実施内容	実施回数
決算短信、四半期決算短信の発表	年4回
有価証券報告書、四半期報告書の発表	年4回
業績のご報告、中間業績のご報告の作成（優先出資者宛送付）	年2回
ディスクロージャー誌の発行	年1回
アニュアルレポートの発行	年1回
日銀金融記者クラブでの決算発表の実施	年2回
アナリスト・機関投資家向け決算説明会の開催	年2回
個人投資家向けIRセミナー（合同形式）の実施	年1回

図2-6-4　IRカレンダー（令和元年度）

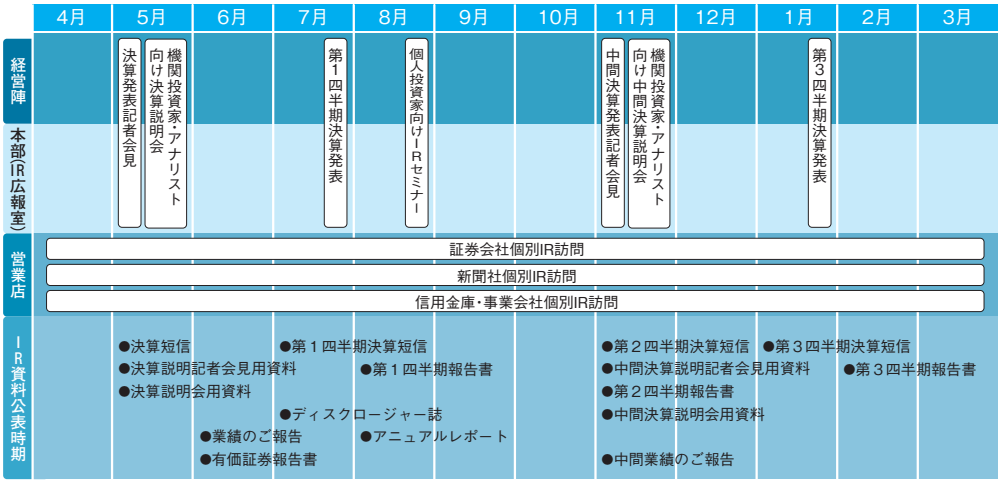

対応など、非財務情報の開示を含む信金中金の中長期的な価値創造プロセス等を説明することで、信金中金のステークホルダーにおける信金中金の存在意義・業務内容のより深い理解浸透を図ることである。

さらに、経営内容を多様なステークホルダーに適切に開示する観点から、日銀金融記者クラブでの決算発表やアナリスト、ファンドマネージャー等を対象とした決算説明会の開催に加え、個人投資家向けIRセミナーへの参加やホームページ、各種刊行物を通じた情報発信を継続した（図2-6-4、表2-6-9）。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、元年度決算に係る決算発表は京橋別館大会議室で開催したほか、決算説明会はWeb音声ライブ配信で対応を行った。

表2-6-9　優待内容（令和元年度）

保有口数	優 待 品
1口以上3口未満	優先出資者限定オリジナルグッズ
3口以上10口未満	3,000円相当の全国特産品（グルメカタログ）
10口以上	6,000円相当の全国特産品（グルメカタログ）

オリジナルグッズ（富士山グラス）

グルメカタログ（3,000円相当）

グルメカタログ（6,000円相当）

個人投資家向けIRセミナー

決算発表記者会見

6. PR活動の状況

信金中金は、信用金庫業界のプレゼンス向上や信用金庫の顧客基盤拡充に資する信用金庫ブランドの浸透、さらには、信金中金の認知度・理解度向上に向け、新聞、雑誌等の各種メディアを活用した広告活動を実施した（表2-6-10）。

平成30（2018）年4月からは、8年度から実施している新幹線テロップ広告について、従来の東海道・山陽新幹線（東京～博多）に加え、九州新幹線（博多～鹿児島中央）における掲載も開始した。

30年6月には、29年1月から取扱いを開始した個人向け信託商品の知名度向上や信用

表2-6-10　主な広告出稿等（令和元年度）

媒 体 名	実施内容	広告内容	実施回数
雑誌	東海道新幹線・山陽新幹線車内誌「ひととき」（月刊）	中面1頁カラー広告	年12回
雑誌	しんきんカード会員誌「はれ予報」	裏表紙広告	年2回
雑誌	雑誌「New Finance」	裏表紙広告	年3回
交通広告	東海道新幹線・山陽新幹線・九州新幹線　車内電光文字広告	64文字／25秒の電光文字広告	12か月
その他	無料巡回電気バス広告「メトロリンク日本橋」	車体広告、車内CF放映	12か月

広告素材（平成30年度）
（個人向け信託商品）

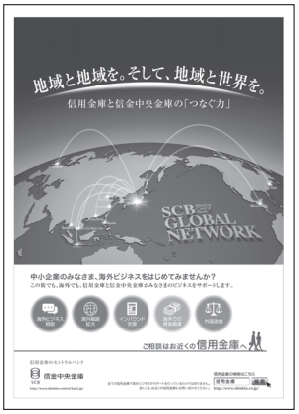

広告素材（平成30年度）
（海外業務支援）

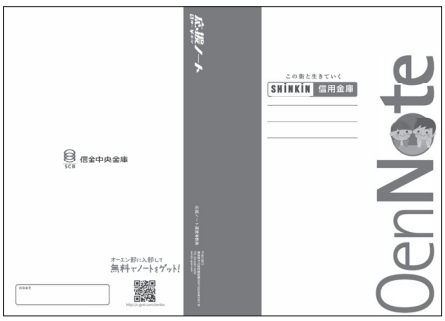

応援ノート（平成30年度、令和元年度）

金庫とともに取り組んでいる海外業務支援について周知を図るため、新聞や雑誌媒体への掲載用として、新たな広告素材を制作した。

このほか、30年度および令和元（2019）年度には、若年層に向けたPRや金融教育の一環として、信用金庫本支店が所在する地区内の小学生を対象に、お金の働きや信用金庫の業務内容を簡単に記載したノートを配布する取組みを実施した(注)。

また、31年3月からは、信金中金の知名度の向上や職員のモチベーション向上を図ることを目的として、信金中金の本店や京橋別館などをロケ地募集サイトに登録し、映画

やテレビドラマ等のロケ撮影の誘致を行った。

（注）「応援ノート」の名称で、C-GRAT社が運営する企画に参加するものであり、小学生が日常的に使用するノートに、信用金庫に関する情報を盛り込むことにより、イメージの浸透や親近感の醸成を図ることを主な狙いとした。

後 編

第4編

信金中央金庫の新たなる挑戦

1. 中期経営計画「SCBストラテジー2019」の策定

平成20（2008）年9月のリーマン・ショックを契機とした世界的な金融危機の影響等を受け、信金中金はもとより信用金庫業界は、急激な業況悪化を余儀なくされ、内包していた多くの課題が顕在化することとなった。

このように信用金庫業界を取り巻く経営環境が極めて厳しい状況のなか、信金中金では、各種課題に対し中長期的な時間軸をもって取り組むことが肝要であるとの認識のもと、22年度から、3か年の中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム」を計3回、9年間にわたって策定・実行してきた。そして、財務基盤の再構築に取り組むとともに、改めて信金中金設立の原点に立ち返り、信用金庫に軸足を置いた施策を柱に据え、個々の信用金庫が抱える課題解決に努めた。計画に掲げる各種施策を着実に実行した結果、金融危機時に取り崩した内部留保の回復を果たすとともに、信用金庫との絆もより強固なものとすることができた。

しかし、信用金庫業界を取り巻く経営環境を俯瞰すると、人口減少や高齢化の進展、中小企業数の減少、それらに伴う地域経済の疲弊といった根源的な問題に加え、異次元の金融緩和を主因とする信用金庫の収益力の大幅な低下や、デジタライゼーションの急速な進展など、対応すべき新たな重要課題が生じていた。

こうした状況を踏まえ、新たな中期経営計画（以下「新中計」という。）の策定にあたっては、23部門4センター33人から構成される組織横断的なワーキング・チーム（以下「WT」という。）を30年10月に立ち上げ、戦略に係る個別具体的な施策やその実現可能性の検討を始めた。また、新中計策定に係る職員の参画意識を高めるため、職員との意見交換会を開催のうえ広く意見・提案を募るとともに、30年10月31日開催の機能拡充委員会や、11月から12月にかけて開催された地区別信用金庫役員懇談会において、信用金庫からも意見・提案を聴取し、これら意見・提案やWTでの議論を踏まえて新中計の策定を進めた。

新中計の策定にあたってのポイントは4点であった。

1点目は、信金中金が中長期的に「目指す姿」を定めたことであった。新中計の計画期間は3年であるが、この3年間の施策の列挙にとどまらず、今後の進むべき方向性を示すため、新たに信金中金が5年後から10年後に「目指す姿」を定めた。

2点目は、施策の「網羅性」よりも「優先度合い」を重視したストラテジー（戦略）を示したことであった。今後、3年間で取り組むべき施策を網羅的に列挙するのではなく、「目指す姿」の実現に向けて必要な優先度の高いストラテジーを具体的に示した。

3点目は、信用金庫に対する「支援」から一歩踏み込んで、信用金庫と「協働」するとの考え方に立ったことであった。個々の信用金庫が対応するには困難な施策等について信金中金が信用金庫を「支援」するという、これまでの考え方から一歩踏み込み、「協働」するとの考え方に立ち、信用金庫と目標を共有し、ともに力をあわせて困難な課題の解決に取り組んでいくこととした。

4点目は、外部機関とのコラボレーションを強化していくことであった。新しい令和の時代にふさわしい信用金庫業界を切り拓いていくため、外部機関とのコラボレーションを加速させ、高い専門性や異なる視点を有する企業の商品・サービス、考え方などを積極的に取り込んでいくこととした。

新中計は、31年1月16日開催の機能拡充委員会で再度審議し、1月30日開催の第8回理事会で中期経営計画「SCBストラテジー2019」(以下「SCBストラテジー2019」とい

図4-1　SCBストラテジー2019

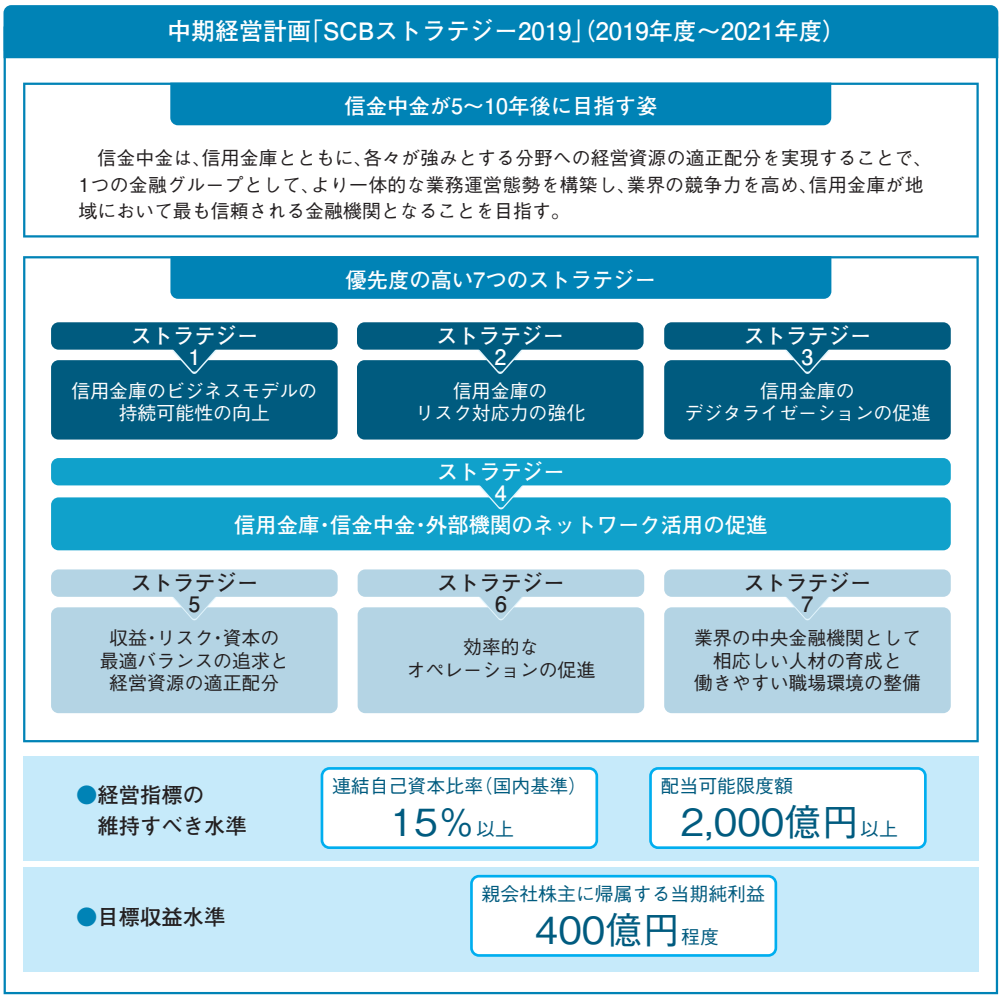

う。）の策定が決議された[注]（図4-1）。

（注） 信金中金の各連結子会社も中期経営計画を策定した。

2. 中期経営計画「SCBストラテジー2019」の概要

「SCBストラテジー2019」では、「信金中金は、信用金庫とともに、各々が強みとする分野への経営資源の適正配分を実現することで、1つの金融グループとして、より一体的な業務運営態勢を構築し、業界の競争力を高め、信用金庫が地域において最も信頼される金融機関となること」を中長期的（5～10年後）に「目指す姿」と定め、今後3年間で実行すべき優先度の高い戦略として、以下のとおり7つのストラテジーを設定した（表4-1）。

ストラテジー1では、「信用金庫のビジネスモデルの持続可能性の向上」を掲げた。地域において様々なサービスを提供し、地域の課題解決に取り組んでいる信用金庫がそうした活動を持続的に行うためには、適正な収益水準を確保し、顧客とともに成長・発展していく必要があった。このため、信金中金は、現下の厳しい収益環境を勘案し、信用金庫が抱える各種課題のなかで、収益力強化が最大の課題ととらえ、「信用金庫の余資運用力の強化」「信用金庫の業務効率化の促進」「信用金庫の顧客基盤の拡充」のための取組みを強化することとした。また、ビジネスモデルの持続可能性に必要不可欠である「信用金庫の人材育成・確保」についても重点的に取り組んでいくこととした。

ストラテジー2では、「信用金庫のリスク対応力の強化」を掲げた。信用金庫は、各種金融規制で求められるリスク管理水準の高まりや、金融環境の変化に応じて、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策、サイバーセキュリティの強化等、より多様化するリスクへの対応力が求められていた。信金中金は、信用金庫が顧客の課題を解決するための取組みに経営資源を振り向けられるよう、自らの知見・ノウハウをいかし、全信協等関連団体との連携のもと、信用金庫のリスク対応力強化に係るサポート態勢を構築するとともに、信用金庫の健全性確保のための仕組みの強化、信用金庫の課題解決に向けた信金中金グループ力の強化等についても取り組んでいくこととした。

ストラテジー3では、「信用金庫のデジタライゼーションの促進」を掲げた。デジタライゼーションが加速し、IT企業などの他業態による金融関連業務の取組みも活発化するなか、各金融機関は、従来のビジネスモデルを時代の変化に対応させていくことが求められていた。信金中金は、デジタライゼーションの促進策として、これまでに実施し

表4-1　中期経営計画「SCBストラテジー2019」で掲げた7つのストラテジー

- ストラテジー1　信用金庫のビジネスモデルの持続可能性の向上
  - 1. 信用金庫の余資運用力の強化
    - (1) 運用戦略等にかかるサポート強化
    - (2) 信金中金グループにおける商品提供力の向上
  - 2. 信用金庫の業務効率化の促進
    - (1) 事務の共通化・共同化
    - (2) RPA等の導入支援
  - 3. 信用金庫の顧客基盤の拡充
    - (1) 事業承継・M&A支援の強化
    - (2) 顧客本位の考え方に基づく個人顧客の資産形成にかかるコンサルティングスキームの確立支援等
    - (3) 次世代への資産承継等の取組みの強化
  - 4. 信用金庫の人材育成・確保
    - (1) 信用金庫役職員向け研修・受入出向等の強化
    - (2) 業界に対する人材支援態勢の充実
- ストラテジー2　信用金庫のリスク対応力の強化
  - 1. 信用金庫のリスク対応力強化にかかるサポート態勢の構築
    - (1) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化
    - (2) サイバーセキュリティの強化
    - (3) コンプライアンス・リスク管理機能の強化
    - (4) 業界内コミュニケーションツールの構築および活用
  - 2. 信用金庫の健全性確保のための仕組みの強化
  - 3. 信用金庫の課題解決に向けた信金中金グループ力の強化
- ストラテジー3　信用金庫のデジタライゼーションの促進
  - 1. キャッシュレス決済を活用した地域経済の活性化
  - 2. デジタライゼーションに対応した新たな商品・サービスの提供
    - (1) フィンテック企業等と連携した商品・サービスの開発・提供
    - (2) しんきん版アクセラレータープログラムの創設
    - (3) 業界内ビッグデータの蓄積・活用によるデータビジネス等の検討
  - 3. 新たなビジネスの創出に向けた実験の「場」の構築
- ストラテジー4　信用金庫・信金中金・外部機関のネットワーク活用の促進
  - 1. ネットワークの活用による課題解決型スキームの構築
  - 2. ソーシャルインパクトを創出するための仕組みの構築
    - (1) 地域活性化
    - (2) 高齢化対策
    - (3) 雇用対策
  - 3. 災害発生時の支援態勢等の強化
- ストラテジー5　収益・リスク・資本の最適バランスの追求と経営資源の適正配分
  - 1. リスクアペタイト・フレームワーク等の構築
  - 2. リスクアペタイト・フレームワークに基づく中期的な投融資戦略
  - 3. 経営指標の維持すべき水準および目標収益水準
  - 4. 経営資源の最適配分
- ストラテジー6　効率的なオペレーションの促進
  - 1. デジタル技術による業務効率化
  - 2. 集中化による営業店の業務効率化
  - 3. アウトソーシングによる業務効率化
- ストラテジー7　業界の中央金融機関に相応しい人材の育成と働きやすい職場環境の整備
  - 1. エンゲージメントの向上
  - 2. イノベーションを生み出す人材を養成する組織風土の醸成
  - 3. 業界の中央金融機関役職員として求められるスキルの強化
  - 4. 働きやすい職場環境の整備とダイバーシティの実現

ている信用金庫のキャッシュレス決済の推進に加え、今後は、デジタライゼーションをとらえた新たな商品・サービスを開発・提供していくとともに、デジタライゼーションの動向を的確にとらえるため、業界団体と連携のうえ、新たなビジネスの創出に向けた実験の「場」を構築していくこととした。

ストラテジー4では、「信用金庫・信金中金・外部機関のネットワーク活用の促進」を掲げた。これまで信金中金は、業界のネットワークを活用したビジネスマッチング、年金旅行およびインバウンド需要の取込みに係る支援により、中小企業と中小企業、個人と地域、国内と海外とをつなぐことで、国内外の販路拡大・販売促進の仕組みを構築してきた。引き続き、これらの取組みを強化するとともに、業界のハブとしての機能を最大限に活用して、課題解決のための新たなプラットフォームを構築していくこととし、地域・中小企業・個人の様々な課題を解決するためのツールを取り揃えた、課題解決型スキームおよびソーシャルインパクトを創出するための仕組みの構築に努めることとした。

ストラテジー5では、「収益・リスク・資本の最適バランスの追求と経営資源の適正配分」を掲げた。近年、信金中金の収益構造は、金利資産から価格変動資産へとシフトしてきたことで、金利以外のリスク量の比率が増加していた。また、異次元の金融緩和の継続や消費増税後の景気動向等、今後の市場の見通しについても不透明感は増していた。こうした状況のもと、業界の中央金融機関としての役割を永続的に発揮し続けるため、必要な利益水準、資本によって規定されるリスク許容度およびリスクテイク方針を議論し実行する仕組み（リスクアペタイト・フレームワーク）を構築し、当該枠組み等のなかで、自己資本の水準を踏まえた効率的なリスクテイクを実行することにより、中長期的な財務基盤の構築を図ることとした。併せて、経営指標の維持すべき水準および目標収益水準を設定した。また、信金中金は、環境の変化等に応じて、業務範囲の拡大、業務内容の高度化を進めてきたところであり、各業務の優先順位も変化してきているが、これにあわせて、経営資源の適正化を図ることとした。

ストラテジー6では、「効率的なオペレーションの促進」を掲げた。近年、デジタル技術の進歩や金融業務のアウトソーシング先の多様化等、業務効率化の手段が増加していることに加え、メガバンクにおいて、デジタル技術の活用等により、合計で3.2万人相当分の業務量削減を目指す方針が公表されるなど、業務の効率化に関連する環境が大きく変化してきていた。信金中金は、外国為替業務等においてRPAの導入等を実施し、業務の堅牢性向上および業務量削減を図ってきたが、限られた経営資源を有効活用するため、引き続き、デジタル技術の活用、集中化およびアウトソーシングによる業務効率

「次期中期経営計画『SCBストラテジー2019』に係る職員向け説明会」の様子

化に取り組むこととした。

ストラテジー7では、「業界の中央金融機関に相応しい人材の育成と働きやすい職場環境の整備」を掲げた。信金中金役職員が、信用金庫と協働し、成果を出していくためには、役職員一人ひとりが業界の中央金融機関としての役割や社会的使命を認識するとともに、高度な金融知識や業務執行能力等のスキルを有する必要があり、これらの意識・能力を保有する人材を計画的に育成していく必要があった。加えて、金融業界のみならず他業態を含めた競争が激化しているなか、従来型の価値観にとらわれず、能動的に活動することで業界を変革させ、イノベーションを生み出すことができる役職員を育成するためには、トライアンドエラーを許容し、チャレンジを推奨する組織風土へ転換していく必要があった。これらの実現に向け、エンゲージメントの向上、イノベーションを生み出す人材を養成する組織風土の醸成、業界の中央金融機関役職員として求められるスキルの強化、働きやすい職場環境の整備とダイバーシティの実現に取り組むこととした。

3. 中期経営計画「SCBストラテジー2019」の実現に向けて

柴田理事長は、平成31（2019）年2月に開催された「次期中期経営計画『SCBストラテジー2019』に係る職員向け説明会」で自ら説明を行い、「SCBストラテジー2019」への取組みに関するメッセージを伝えた。

同説明会において柴田理事長は「計画に掲げる各種施策の実現・達成は決して容易ではなく、多くの努力が求められ、苦労を覚悟する必要がありますが、信金中金グループ役職員一丸となって取り組んでいきたいと考えています。」と述べた。

そして、計画達成のためには、「役職員一人ひとりが常に一歩先を見据え、失敗を恐れずチャレンジする姿勢をもつことが不可欠」であるとして、「SCBストラテジー2019」でも掲げるトライアンドエラーを許容し、チャレンジを推奨する組織風土への転換を加

速させることを表明した。

また、「信金中金グループの役職員一人ひとりがもつ『個』の力は、個人間のつながりにとどまらず、部門内、そして部門の枠を越え、時には外部を巻き込んで多様なネットワークを構築することにより何倍にも膨らむ」として、「部門の垣根を越えて結集し、大きな有機的なネットワークのもとで新しいことにチャレンジする意識をもつことが重要」との認識を示した。

最後に、「次期中期経営計画に掲げるストラテジーを一つひとつ着実に実行することで、信用金庫業界および地域経済社会に漂う閉塞感は打破できると信じています。そして、本中金が5年後から10年後に目指す姿に向けて次期中期経営計画を実行・達成したその先には、明るい未来があると信じています。」と述べ、役職員一丸となって信用金庫業界の未来を切り拓いていく決意を表明した。

旧役員（歴代会長）

初代会長
酒　井　熊次郎
（城南信用金庫理事長）

第2代会長
村　上　義之助
（埼玉縣信用金庫理事長）

第3代会長
小　原　鐵五郎
（城南信用金庫会長）

第4代会長
山　口　　勇
（朝日信用金庫会長）

第5代会長
加　藤　敬　吉
（岐阜信用金庫会長）

第6代会長
長　野　幸　彦
（朝日信用金庫会長）

第7代会長
大　前　孝　治
（城北信用金庫会長）

第8代会長
佐　藤　浩　二
（多摩信用金庫会長）

（備考）信用金庫役職名は退任時のものを掲載

旧役員（歴代理事長）

初代理事長
宮　本　保　孝

第2代理事長
中　平　幸　典

第3代理事長
田　邉　光　雄

役員在任表

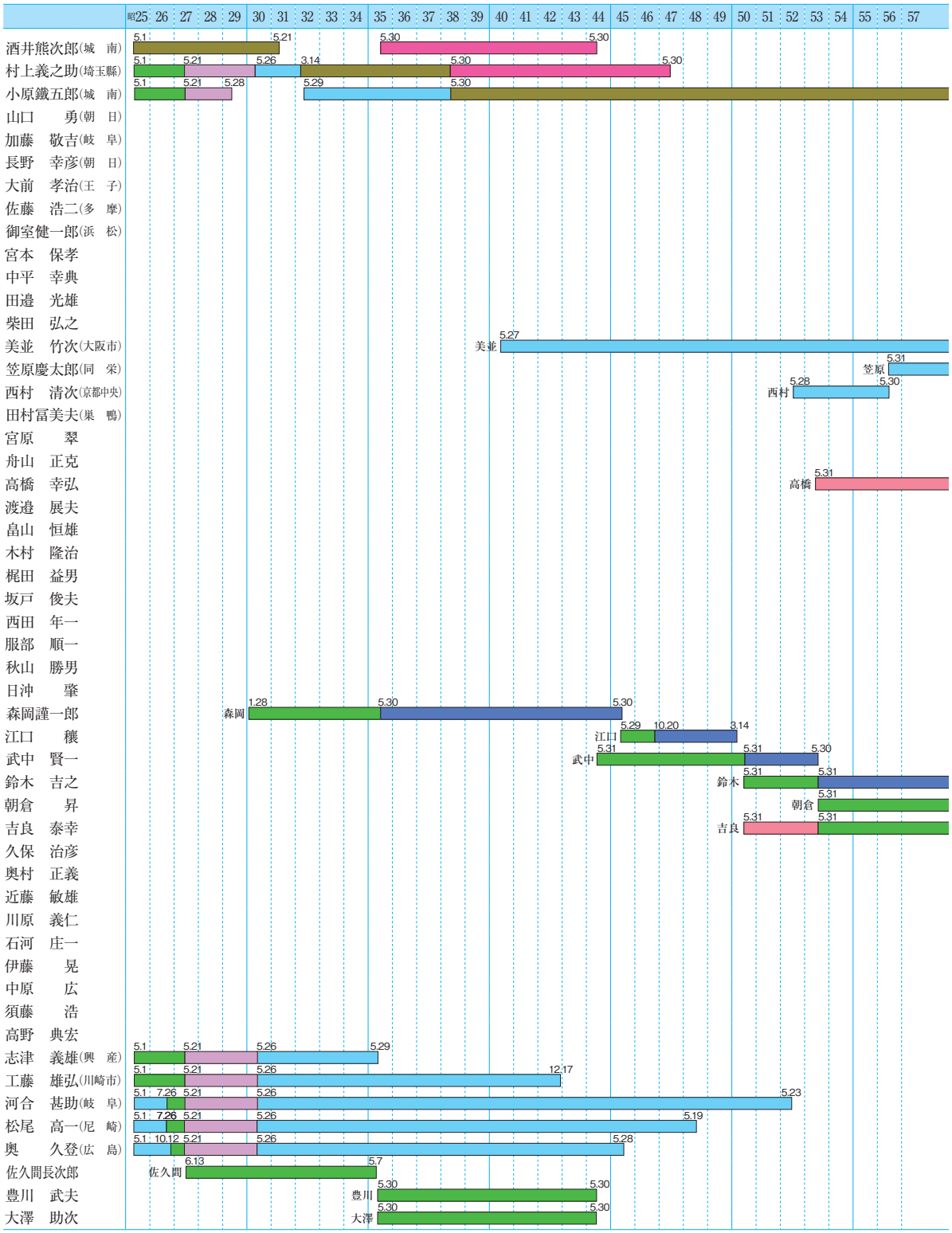

(備考) 1. 令和2年6月末現在　2. 原則として最終役職順および最終役職への就任日順。ただし、就任日が同一の会員選出役員は地区信用金庫協会順

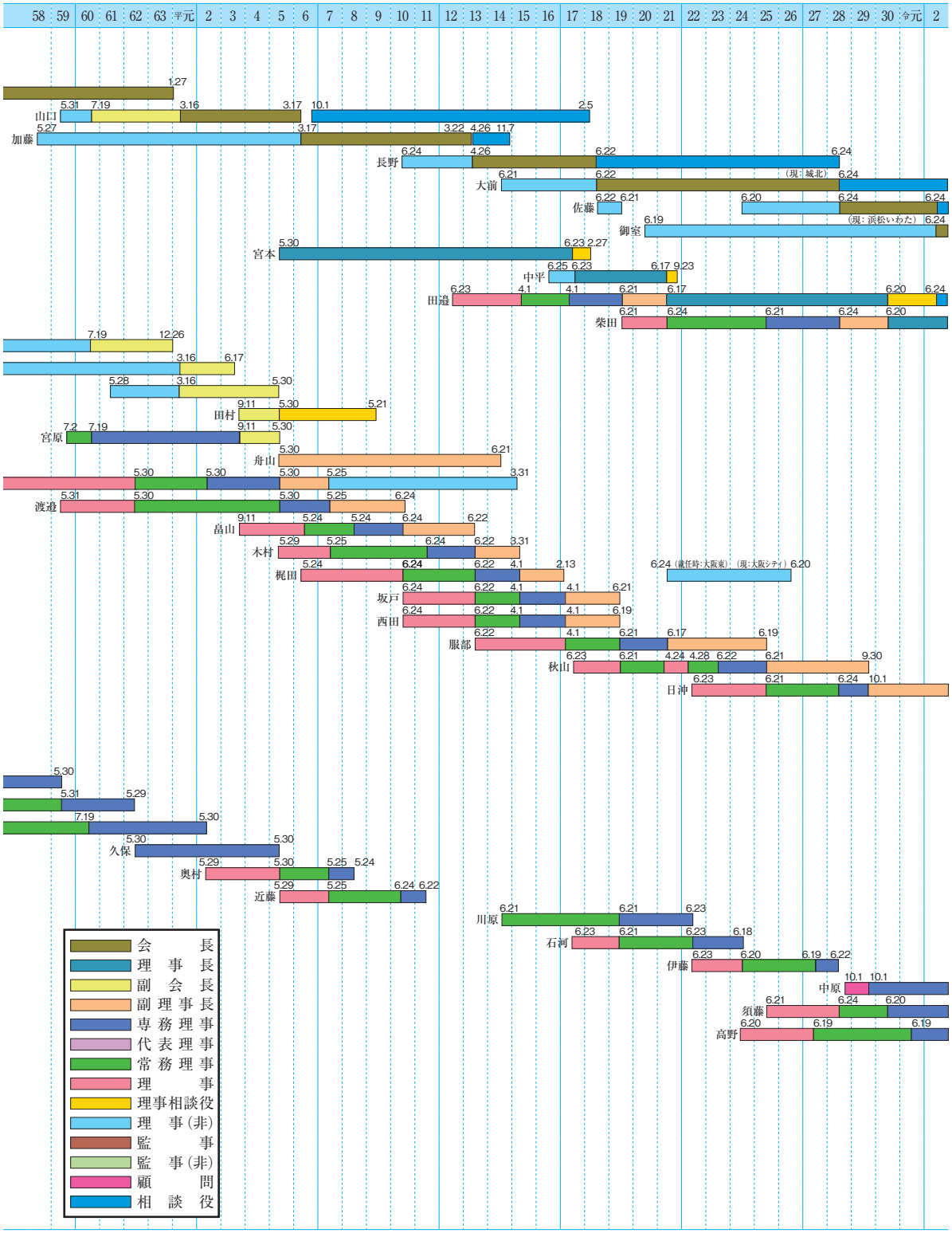

3. 日付は就任日、ただし右端の日付は退任日　4. 会員選出役員の（ ）内は就任時の信用金庫名

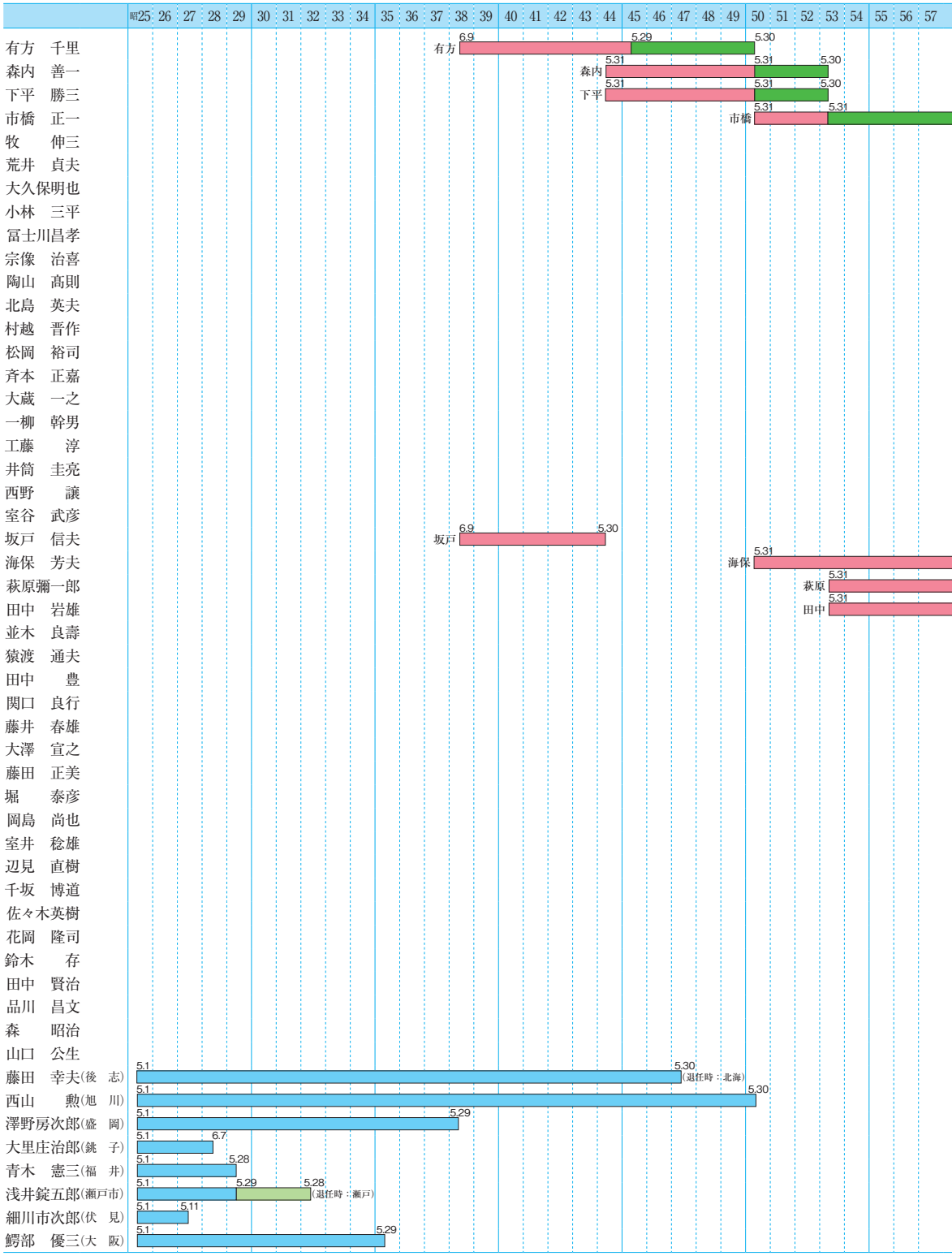
昭25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57
有方 千里
森内 善一
下平 勝三
市橋 正一
牧 伸三
荒井 貞夫
大久保明也
小林 三平
冨士川昌孝
宗像 治喜
陶山 高則
北島 英夫
村越 晋作
松岡 裕司
斉本 正嘉
大蔵 一之
一柳 幹男
工藤 淳
井筒 圭亮
西野 譲
室谷 武彦
坂戸 信夫
海保 芳夫
萩原彌一郎
田中 岩雄
並木 良壽
猿渡 通夫
田中 豊
関口 良行
藤井 春雄
大澤 宣之
藤田 正美
堀 泰彦
岡島 尚也
室井 稔雄
辺見 直樹
千坂 博道
佐々木英樹
花岡 隆司
鈴木 存
田中 賢治
品川 昌文
森 昭治
山口 公生
藤田 幸夫(後 志)
西山 勲(旭 川)
澤野房次郎(盛 岡)
大里庄治郎(銚 子)
青木 憲三(福 井)
浅井錠五郎(瀬戸市)
細川市次郎(伏 見)
鰐部 優三(大 阪)
有方
6.9
5.29
5.30
森内
5.31
5.31
5.30
下平
5.31
5.31
5.30
市橋
5.31
5.31
坂戸
6.9
5.30
海保
5.31
萩原
5.31
田中
5.31
5.1
5.30
(退任時：北海)
5.1
5.30
5.1
5.29
5.1
6.7
5.1
5.28
5.1
5.29
5.28
(退任時：瀬戸)
5.1
5.11
5.1
5.29

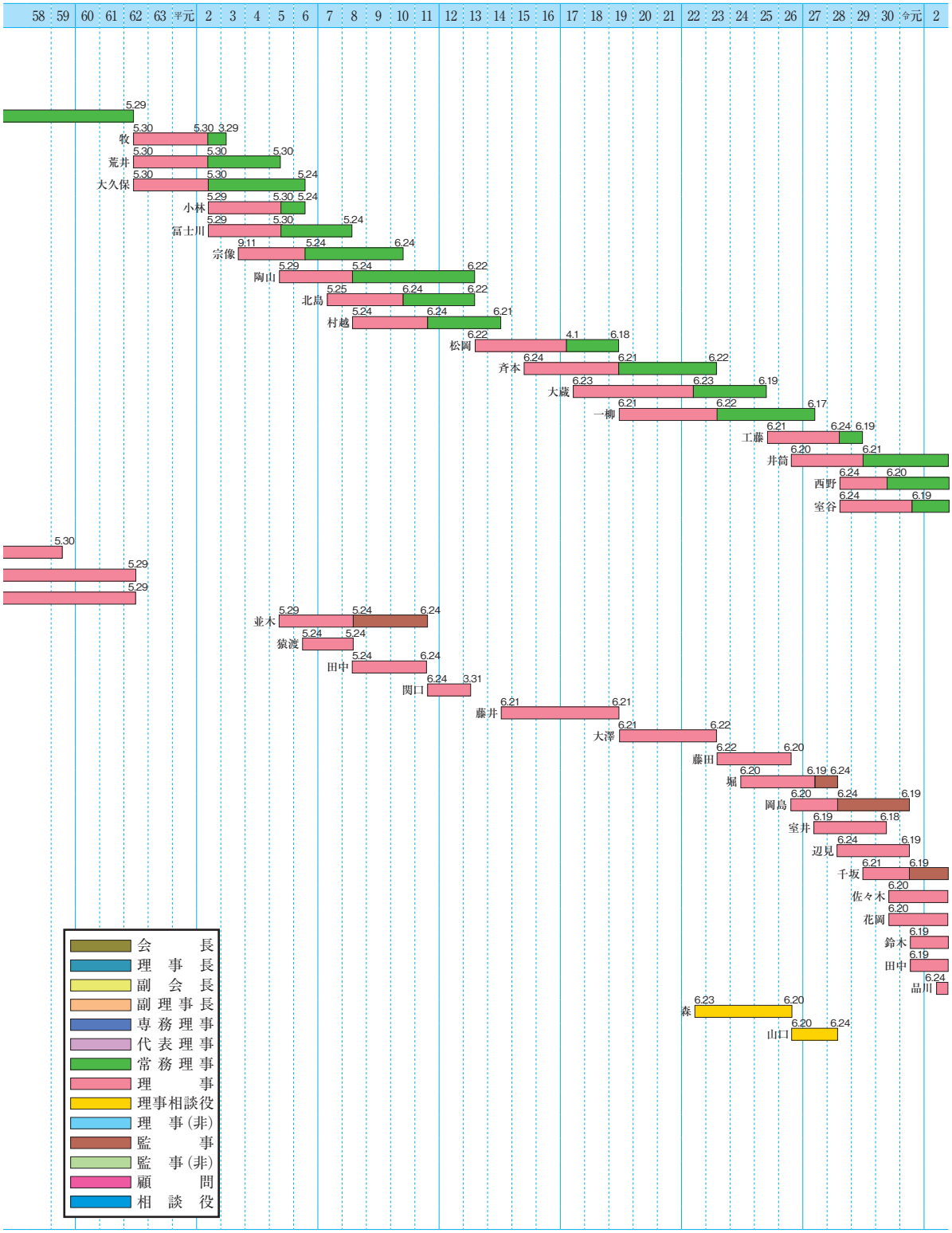
58 59 60 61 62 63 平元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令元 2
5.29
牧 5.30 5.30 3.29
荒井 5.30 5.30 5.30
大久保 5.30 5.30 5.24
小林 5.29 5.30 5.24
冨士川 5.29 5.30 5.24
宗像 9.11 5.24 6.24
陶山 5.29 5.24 6.22
北島 5.25 6.24 6.22
村越 5.24 6.24 6.21
松岡 6.22 4.1 6.18
斉本 6.24 6.21 6.22
大蔵 6.23 6.23 6.19
一柳 6.21 6.22 6.17
工藤 6.21 6.24 6.19
井筒 6.20 6.21
西野 6.24 6.20
室谷 6.24 6.19
5.30
5.29
5.29
並木 5.29 5.24 6.24
猿渡 5.24 5.24
田中 5.24 6.24
関口 6.24 3.31
藤井 6.21 6.21
大澤 6.21 6.22
藤田 6.22 6.20
堀 6.20 6.19 6.24
岡島 6.20 6.24 6.19
室井 6.19 6.18
辺見 6.24 6.19
千坂 6.21 6.19
佐々木 6.20
花岡 6.20
鈴木 6.19
田中 6.19
品川 6.24
森 6.23 6.20
山口 6.20 6.24
会長
理事長
副会長
副理事長
専務理事
代表理事
常務理事
理事
理事相談役
理事(非)
監事
監事(非)
顧問
相談役

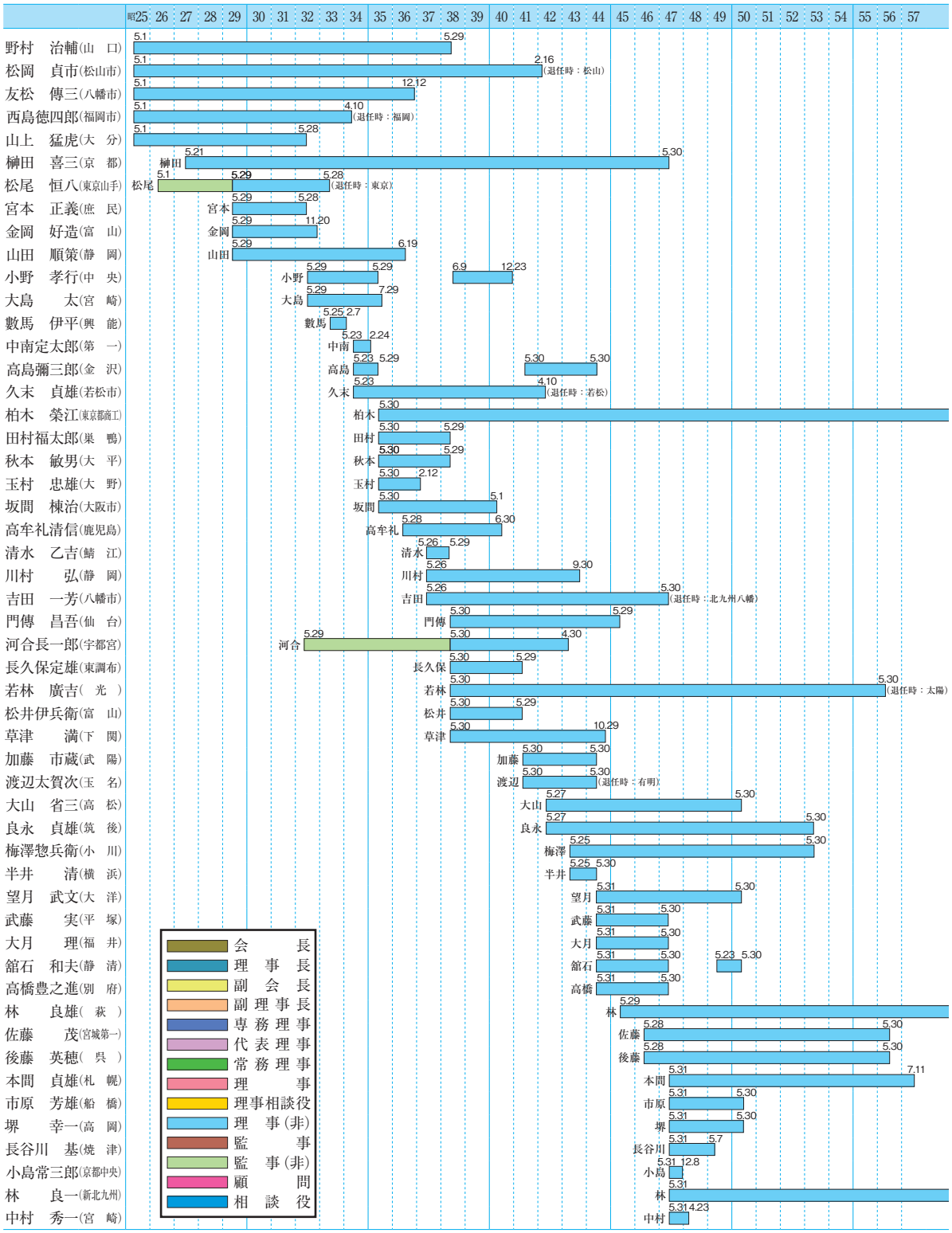
昭25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57
野村 治輔(山 口) 5.1 5.29
松岡 貞市(松山市) 5.1 2.16 (退任時：松山)
友松 傳三(八幡市) 5.1 12.12
西島徳四郎(福岡市) 5.1 4.10 (退任時：福岡)
山上 猛虎(大 分) 5.1 5.28
榊田 喜三(京 都) 榊田 5.21 5.30
松尾 恒八(東京山手) 松尾 5.1 5.29 5.28 (退任時：東京)
宮本 正義(庶 民) 宮本 5.29 5.28
金岡 好造(富 山) 金岡 5.29 11.20
山田 順策(静 岡) 山田 5.29 6.19
小野 孝行(中 央) 小野 5.29 5.29 6.9 12.23
大島 太(宮 崎) 大島 5.29 7.29
數馬 伊平(興 能) 數馬 5.25 2.7
中南定太郎(第 一) 中南 5.23 2.24
高島彌三郎(金 沢) 高島 5.23 5.29 5.30 5.30
久末 貞雄(若松市) 久末 5.23 4.10 (退任時：若松)
柏木 榮江(東京都商工) 柏木 5.30
田村福太郎(巣 鴨) 田村 5.30 5.29
秋本 敏男(大 平) 秋本 5.30 5.29
玉村 忠雄(大 野) 玉村 5.30 2.12
坂間 棟治(大阪市) 坂間 5.30 5.1
高牟礼清信(鹿児島) 高牟礼 5.28 6.30
清水 乙吉(鯖 江) 清水 5.26 5.29
川村 弘(静 岡) 川村 5.26 9.30
吉田 一芳(八幡市) 吉田 5.26 5.30 (退任時：北九州八幡)
門傳 昌吾(仙 台) 門傳 5.30 5.29
河合長一郎(宇都宮) 河合 5.29 5.30 4.30
長久保定雄(東調布) 長久保 5.30 5.29
若林 廣吉(光) 若林 5.30 5.30 (退任時：太陽)
松井伊兵衛(富 山) 松井 5.30 5.29
草津 満(下 関) 草津 5.30 10.29
加藤 市蔵(武 陽) 加藤 5.30 5.30
渡辺太賀次(玉 名) 渡辺 5.30 5.30 (退任時：有明)
大山 省三(高 松) 大山 5.27 5.30
良永 貞雄(筑 後) 良永 5.27 5.30
梅澤惣兵衛(小 川) 梅澤 5.25 5.30
半井 清(横 浜) 半井 5.25 5.30
望月 武文(大 洋) 望月 5.31 5.30
武藤 実(平 塚) 武藤 5.31 5.30
大月 理(福 井) 大月 5.31 5.30
舘石 和夫(静 清) 舘石 5.31 5.30 5.23 5.30
高橋豊之進(別 府) 高橋 5.31 5.30
林 良雄(萩) 林 5.29
佐藤 茂(宮城第一) 佐藤 5.28 5.30
後藤 英穂(呉) 後藤 5.28 5.30
本間 貞雄(札 幌) 本間 5.31 7.11
市原 芳雄(船 橋) 市原 5.31 5.30
堺 幸一(高 岡) 堺 5.31 5.30
長谷川 基(焼 津) 長谷川 5.31 5.7
小島常三郎(京都中央) 小島 5.31 12.8
林 良一(新北九州) 林 5.31
中村 秀一(宮 崎) 中村 5.31 4.23
会 長
理 事 長
副 会 長
副 理 事 長
専 務 理 事
代 表 理 事
常 務 理 事
理 事
理事相談役
理 事(非)
監 事
監 事(非)
顧 問
相 談 役

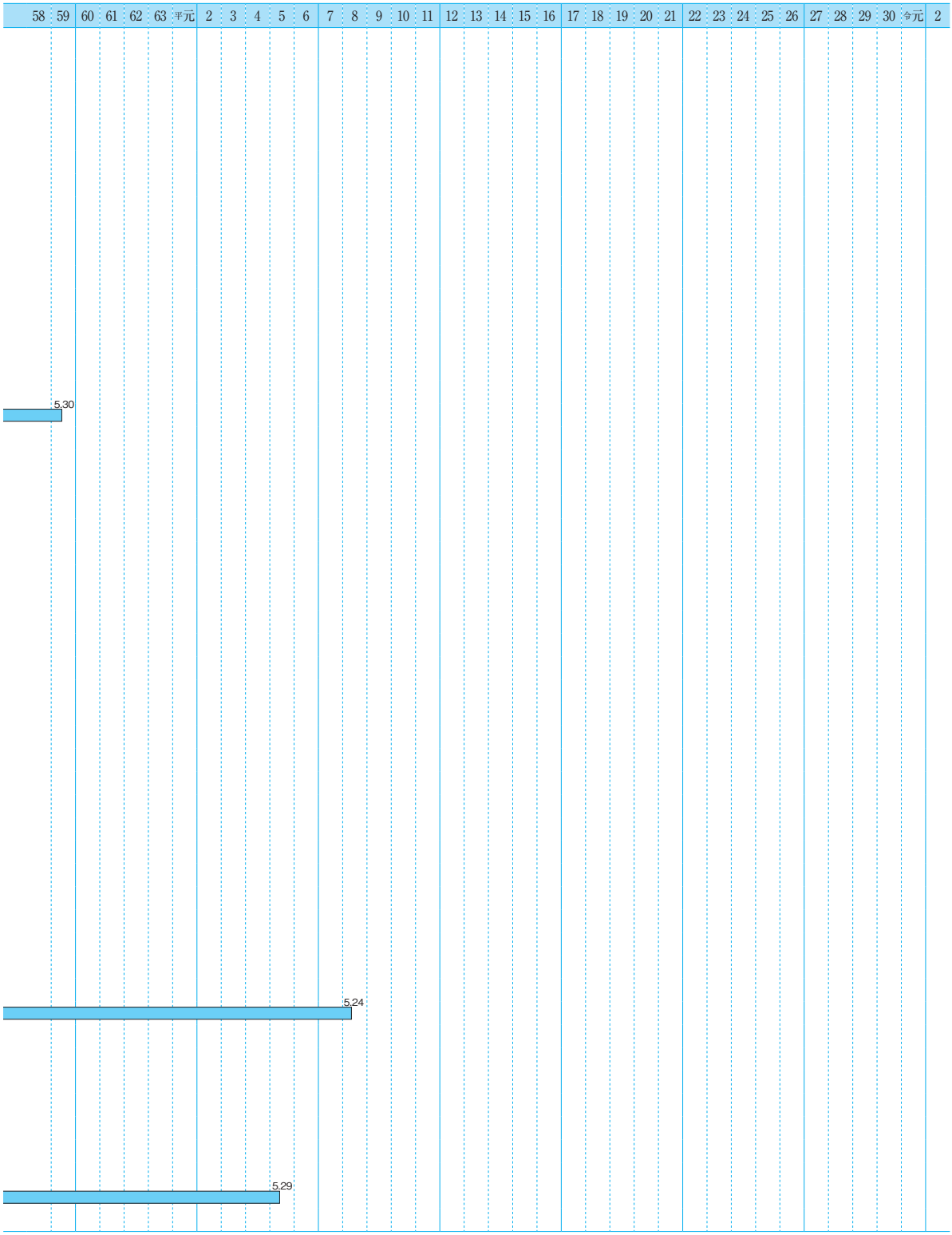
58 59 60 61 62 63 平元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令元 2
5.30
5.24
5.29

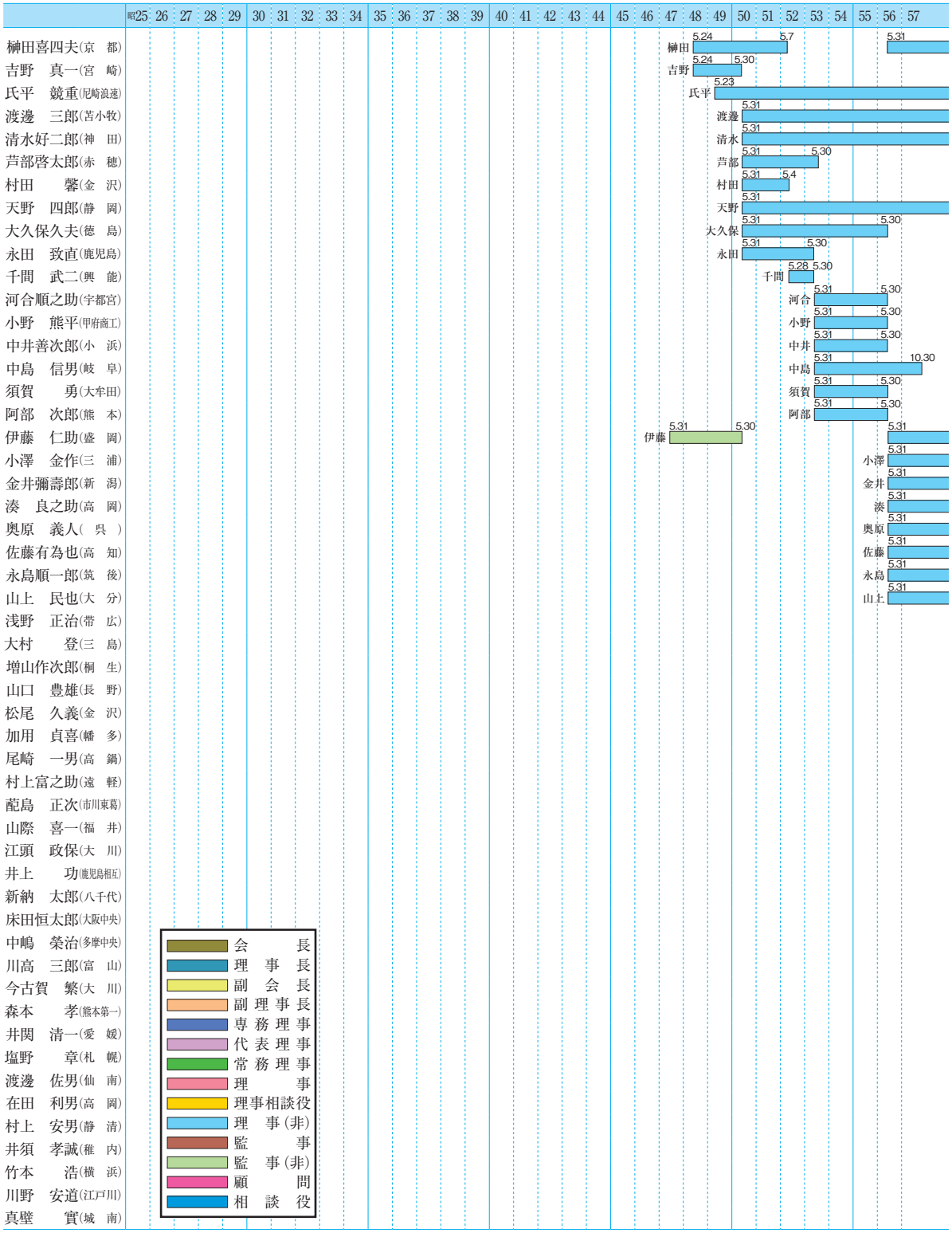
昭25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57
榊田喜四夫(京 都)
吉野 真一(宮 崎)
氏平 競重(尼崎浪速)
渡邊 三郎(苫小牧)
清水好二郎(神 田)
芦部啓太郎(赤 穂)
村田 馨(金 沢)
天野 四郎(静 岡)
大久保久夫(徳 島)
永田 致直(鹿児島)
千間 武二(興 能)
河合順之助(宇都宮)
小野 熊平(甲府商工)
中井善次郎(小 浜)
中島 信男(岐 阜)
須賀 勇(大牟田)
阿部 次郎(熊 本)
伊藤 仁助(盛 岡)
小澤 金作(三 浦)
金井彌壽郎(新 潟)
湊 良之助(高 岡)
奥原 義人(呉)
佐藤有為也(高 知)
永島順一郎(筑 後)
山上 民也(大 分)
浅野 正治(帯 広)
大村 登(三 島)
増山作次郎(桐 生)
山口 豊雄(長 野)
松尾 久義(金 沢)
加用 貞喜(幡 多)
尾崎 一男(高 鍋)
村上富之助(遠 軽)
配島 正次(市川東葛)
山際 喜一(福 井)
江頭 政保(大 川)
井上 功(鹿児島相互)
新納 太郎(八千代)
床田恒太郎(大阪中央)
中嶋 榮治(多摩中央)
川高 三郎(富 山)
今古賀 繁(大 川)
森本 孝(熊本第一)
井関 清一(愛 媛)
塩野 章(札 幌)
渡邊 佐男(仙 南)
在田 利男(高 岡)
村上 安男(静 清)
井須 孝誠(稚 内)
竹本 浩(横 浜)
川野 安道(江戸川)
真壁 實(城 南)
榊田 5.24 5.7
吉野 5.24 5.30
氏平 5.23
渡邊 5.31
清水 5.31
芦部 5.31 5.30
村田 5.31 5.4
天野 5.31
大久保 5.31 5.30
永田 5.31 5.30
千間 5.28 5.30
河合 5.31 5.30
小野 5.31 5.30
中井 5.31 5.30
中島 5.31 10.30
須賀 5.31 5.30
阿部 5.31 5.30
伊藤 5.31 5.30
小澤 5.31
金井 5.31
湊 5.31
奥原 5.31
佐藤 5.31
永島 5.31
山上 5.31
会 長
理 事 長
副 会 長
副理事長
専務理事
代表理事
常務理事
理 事
理事相談役
理 事(非)
監 事
監 事(非)
顧 問
相 談 役

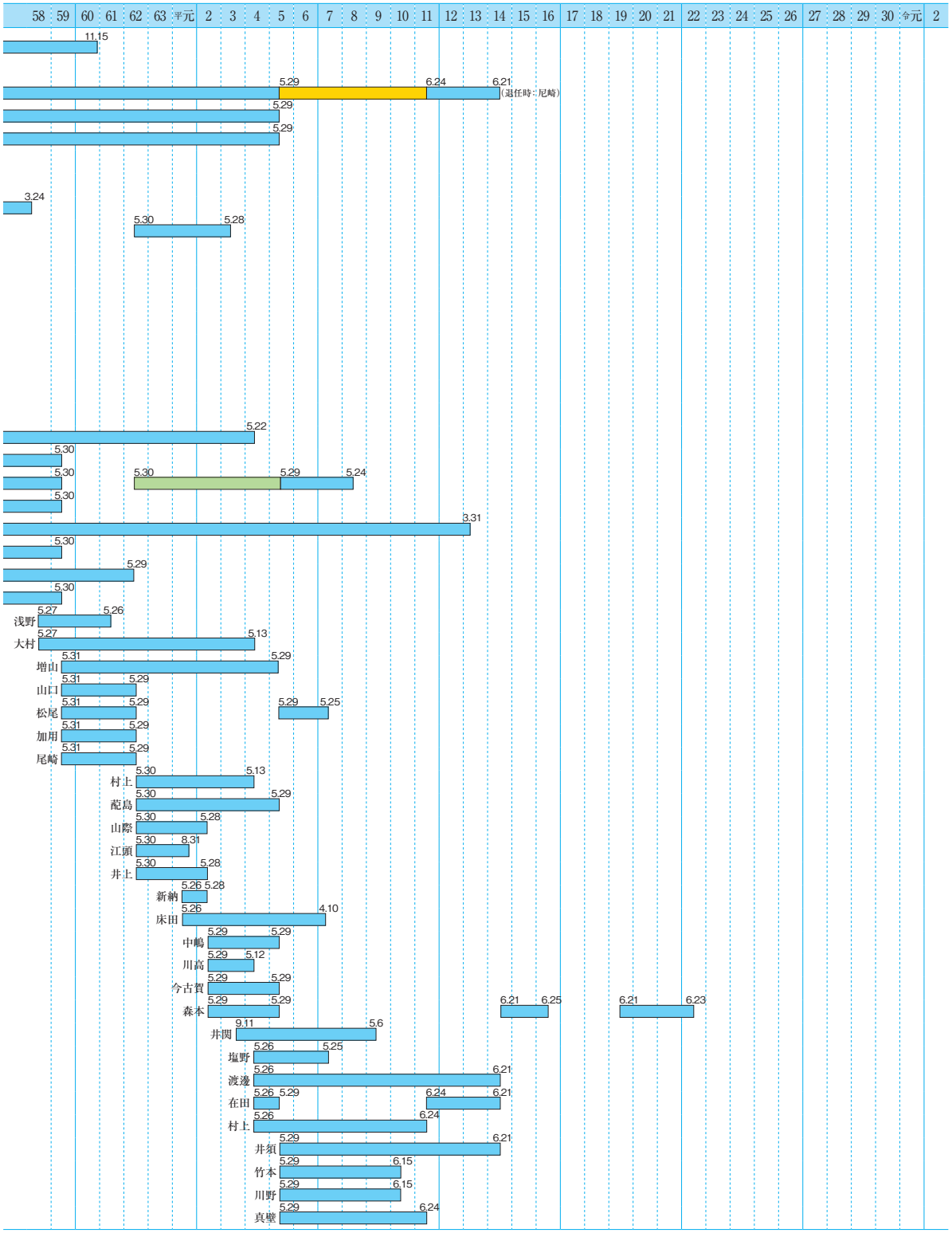
58 59 60 61 62 63 平元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令元 2
11.15
5.29
6.24
6.21
(退任時：尾崎)
5.29
5.29
3.24
5.30
5.28
5.22
5.30
5.30
5.30
5.29
5.24
5.30
3.31
5.30
5.29
5.30
浅野
5.27
5.26
大村
5.27
5.13
増山
5.31
5.29
山口
5.31
5.29
松尾
5.31
5.29
5.29
5.25
加用
5.31
5.29
尾崎
5.31
5.29
村上
5.30
5.13
配島
5.30
5.29
山際
5.30
5.28
江頭
5.30
8.31
井上
5.30
5.28
新納
5.26
5.28
床田
5.26
4.10
中嶋
5.29
5.29
川高
5.29
5.12
今古賀
5.29
5.29
森本
5.29
5.29
6.21
6.25
6.21
6.23
井関
9.11
5.6
塩野
5.26
5.25
渡邊
5.26
6.21
在田
5.26
5.29
6.24
6.21
村上
5.26
6.24
井須
5.29
6.21
竹本
5.29
6.15
川野
5.29
6.15
真壁
5.29
6.24

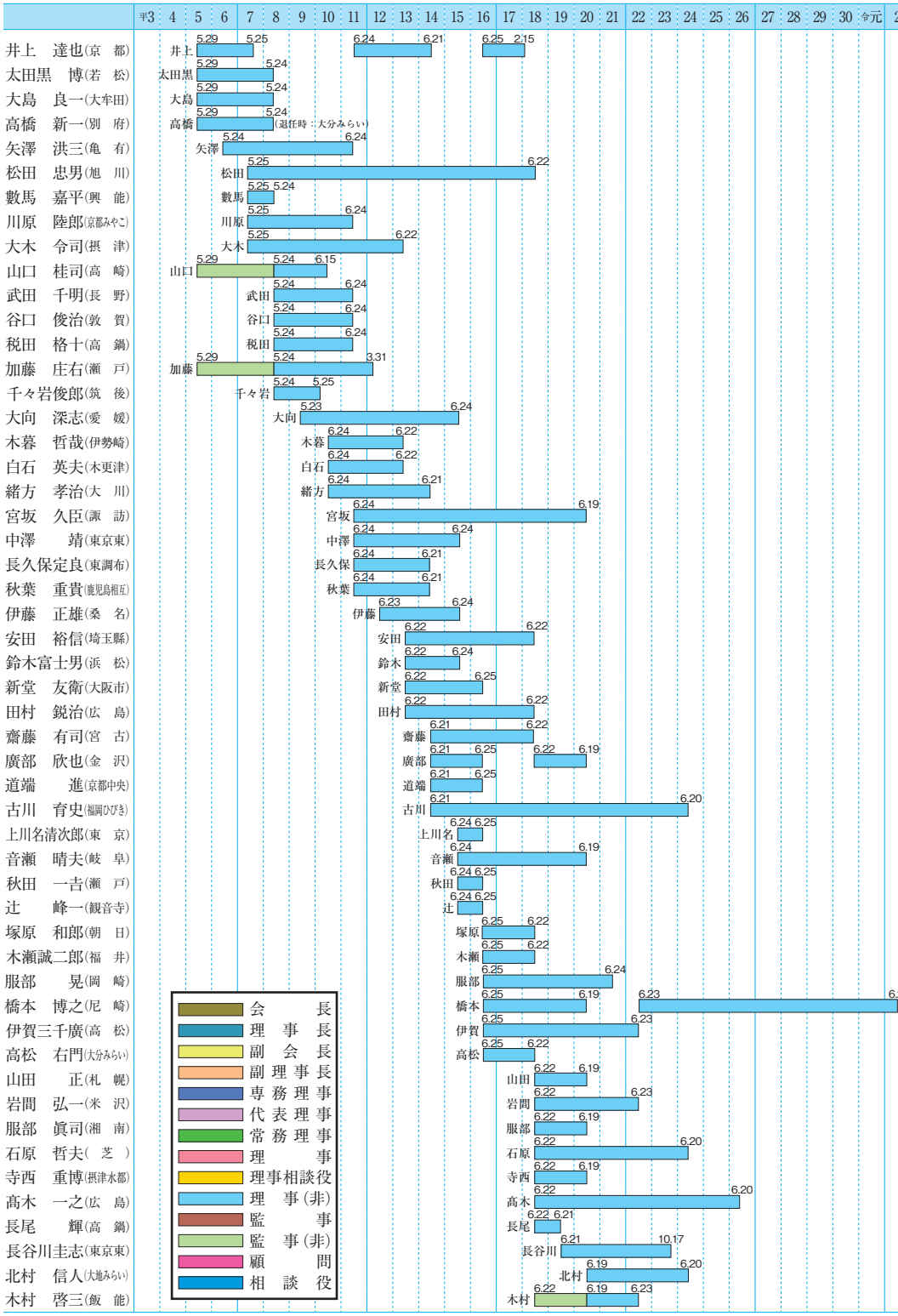
平3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令元 2
井上 達也(京 都)
太田黒 博(若 松)
大島 良一(大牟田)
高橋 新一(別 府)
矢澤 洪三(亀 有)
松田 忠男(旭 川)
數馬 嘉平(興 能)
川原 陸郎(京都みやこ)
大木 令司(摂 津)
山口 桂司(高 崎)
武田 千明(長 野)
谷口 俊治(敦 賀)
税田 格十(高 鍋)
加藤 庄右(瀬 戸)
千々岩俊郎(筑 後)
大向 深志(愛 媛)
木暮 哲哉(伊勢崎)
白石 英夫(木更津)
緒方 孝治(大 川)
宮坂 久臣(諏 訪)
中澤 靖(東京東)
長久保定良(東調布)
秋葉 重貴(鹿児島相互)
伊藤 正雄(桑 名)
安田 裕信(埼玉縣)
鈴木富士男(浜 松)
新堂 友衛(大阪市)
田村 鋭治(広 島)
齋藤 有司(宮 古)
廣部 欣也(金 沢)
道端 進(京都中央)
古川 育史(福岡ひびき)
上川名清次郎(東 京)
音瀬 晴夫(岐 阜)
秋田 一吉(瀬 戸)
辻 峰一(観音寺)
塚原 和郎(朝 日)
木瀬誠二郎(福 井)
服部 晃(岡 崎)
橋本 博之(尼 崎)
伊賀三千廣(高 松)
高松 右門(大分みらい)
山田 正(札 幌)
岩間 弘一(米 沢)
服部 眞司(湘 南)
石原 哲夫(芝)
寺西 重博(摂津水都)
高木 一之(広 島)
長尾 輝(高 鍋)
長谷川圭志(東京東)
北村 信人(大地みらい)
木村 啓三(飯 能)
会 長
理 事 長
副 会 長
副理事長
専務理事
代表理事
常務理事
理 事
理事相談役
理 事(非)
監 事
監 事(非)
顧 問
相 談 役

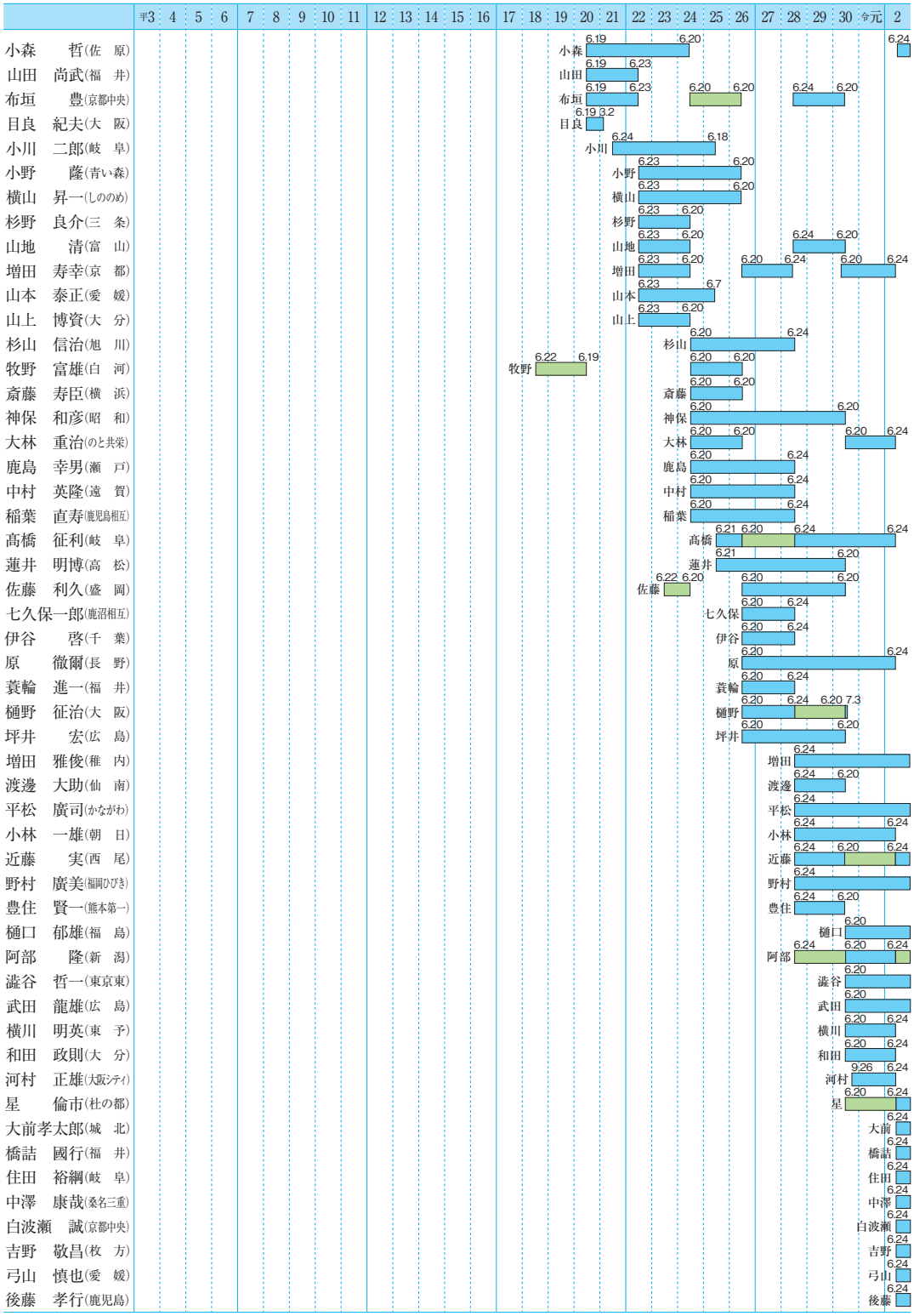
平3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令元 2
小森 哲(佐 原)
山田 尚武(福 井)
布垣 豊(京都中央)
目良 紀夫(大 阪)
小川 二郎(岐 阜)
小野 薗(青い森)
横山 昇一(しののめ)
杉野 良介(三 条)
山地 清(富 山)
増田 寿幸(京 都)
山本 泰正(愛 媛)
山上 博資(大 分)
杉山 信治(旭 川)
牧野 富雄(白 河)
斎藤 寿臣(横 浜)
神保 和彦(昭 和)
大林 重治(のと共栄)
鹿島 幸男(瀬 戸)
中村 英隆(遠 賀)
稲葉 直寿(鹿児島相互)
髙橋 征利(岐 阜)
蓮井 明博(高 松)
佐藤 利久(盛 岡)
七久保一郎(鹿沼相互)
伊谷 啓(千 葉)
原 徹爾(長 野)
蓑輪 進一(福 井)
樋野 征治(大 阪)
坪井 宏(広 島)
増田 雅俊(稚 内)
渡邊 大助(仙 南)
平松 廣司(かながわ)
小林 一雄(朝 日)
近藤 実(西 尾)
野村 廣美(福岡ひびき)
豊住 賢一(熊本第一)
樋口 郁雄(福 島)
阿部 隆(新 潟)
澁谷 哲一(東京東)
武田 龍雄(広 島)
横川 明英(東 予)
和田 政則(大 分)
河村 正雄(大阪シティ)
星 倫市(杜の都)
大前孝太郎(城 北)
橋詰 國行(福 井)
住田 裕綱(岐 阜)
中澤 康哉(桑名三重)
白波瀬 誠(京都中央)
吉野 敬昌(枚 方)
弓山 慎也(愛 媛)
後藤 孝行(鹿児島)

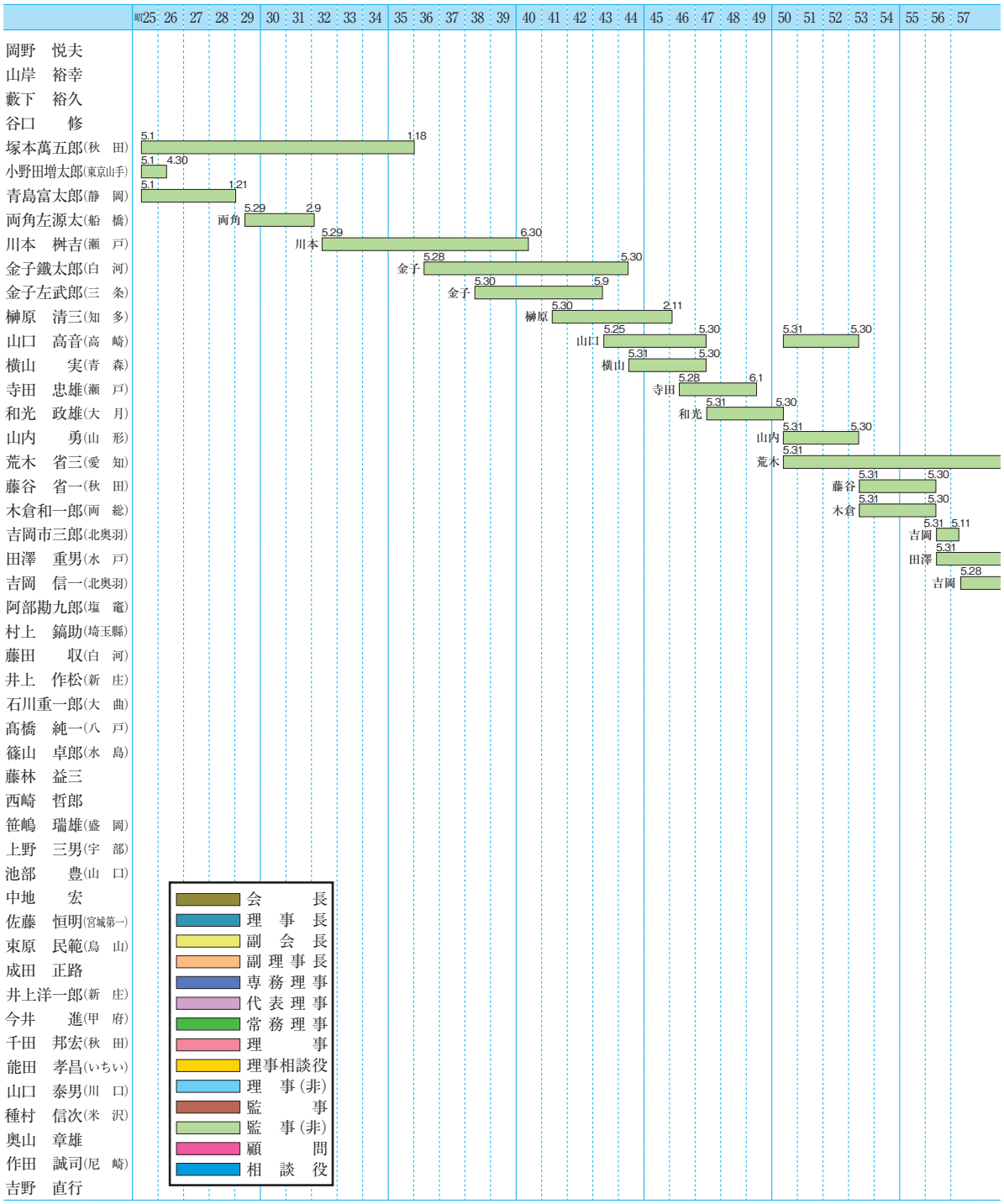
昭25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57
岡野　悦夫
山岸　裕幸
藪下　裕久
谷口　修
塚本萬五郎(秋　田)
小野田増太郎(東京山手)
青島富太郎(静　岡)
両角左源太(船　橋)
川本　桝吉(瀬　戸)
金子鐵太郎(白　河)
金子左武郎(三　条)
榊原　清三(知　多)
山口　高音(高　崎)
横山　実(青　森)
寺田　忠雄(瀬　戸)
和光　政雄(大　月)
山内　勇(山　形)
荒木　省三(愛　知)
藤谷　省一(秋　田)
木倉和一郎(両　総)
吉岡市三郎(北奥羽)
田澤　重男(水　戸)
吉岡　信一(北奥羽)
阿部勘九郎(塩　竈)
村上　鎬助(埼玉縣)
藤田　収(白　河)
井上　作松(新　庄)
石川重一郎(大　曲)
髙橋　純一(八　戸)
篠山　卓郎(水　島)
藤林　益三
西崎　哲郎
笹嶋　瑞雄(盛　岡)
上野　三男(宇　部)
池部　豊(山　口)
中地　宏
佐藤　恒明(宮城第一)
東原　民範(島　山)
成田　正路
井上洋一郎(新　庄)
今井　進(甲　府)
千田　邦宏(秋　田)
能田　孝昌(いちい)
山口　泰男(川　口)
種村　信次(米　沢)
奥山　章雄
作田　誠司(尼　崎)
吉野　直行
5.1
1.18
5.1
4.30
5.1
1.21
両角
5.29
2.9
川本
5.29
6.30
金子
5.28
5.30
金子
5.30
5.9
榊原
5.30
2.11
山口
5.25
5.30
横山
5.31
5.30
寺田
5.28
6.1
和光
5.31
5.30
山内
5.31
5.30
荒木
5.31
藤谷
5.31
5.30
木倉
5.31
5.30
吉岡
5.31
5.11
田澤
5.31
吉岡
5.28
会　長
理　事　長
副　会　長
副 理 事 長
専 務 理 事
代 表 理 事
常 務 理 事
理　事
理事相談役
理　事(非)
監　事
監　事(非)
顧　問
相　談　役

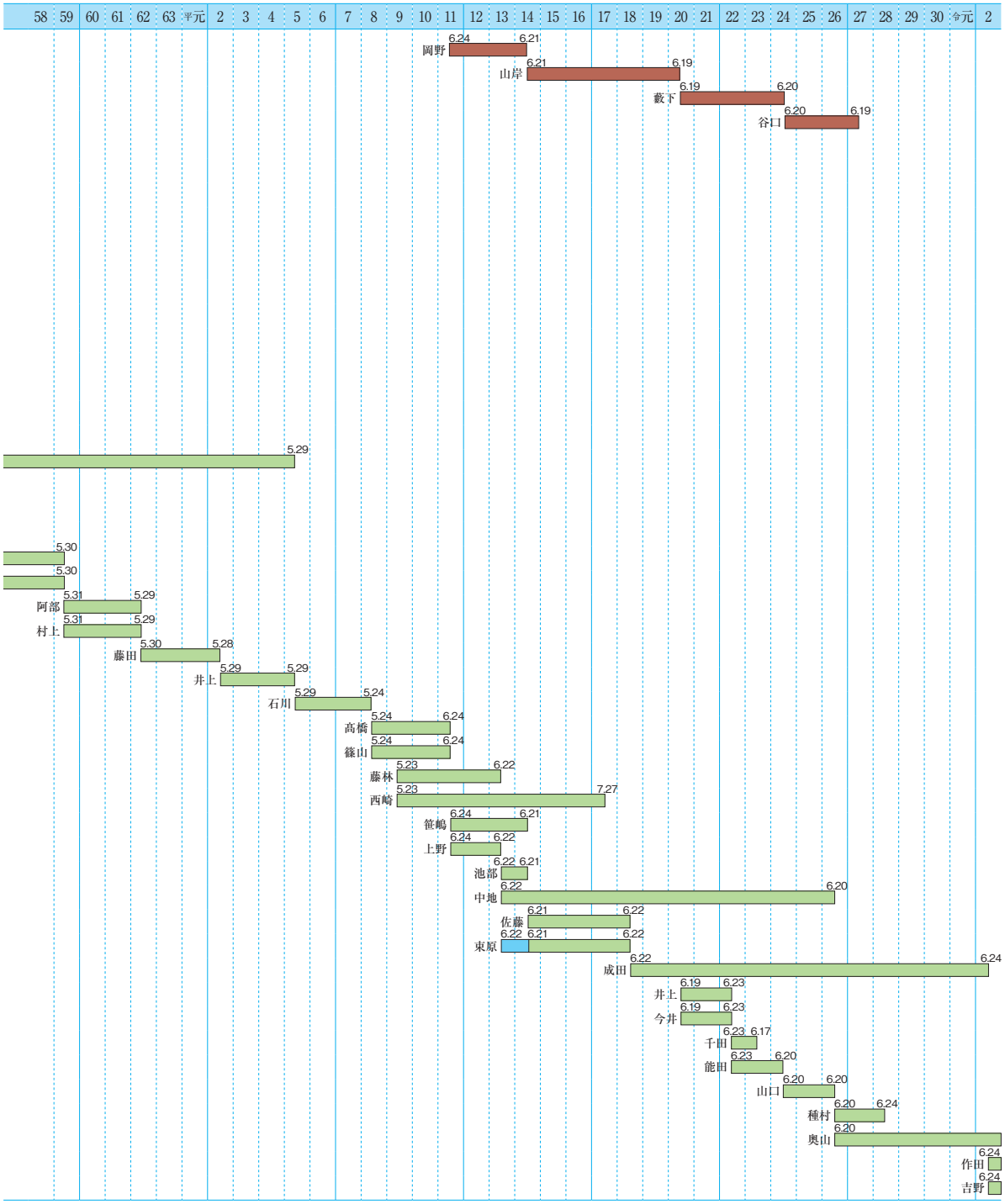
58 59 60 61 62 63 平元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令元 2
岡野 6.24 6.21
山岸 6.21 6.19
藪下 6.19 6.20
谷口 6.20 6.19
5.29
5.30
5.30
阿部 5.31 5.29
村上 5.31 5.29
藤田 5.30 5.28
井上 5.29 5.29
石川 5.29 5.24
高橋 5.24 6.24
篠山 5.24 6.24
藤林 5.23 6.22
西崎 5.23 7.27
笹嶋 6.24 6.21
上野 6.24 6.22
池部 6.22 6.21
中地 6.22 6.20
佐藤 6.21 6.22
東原 6.22 6.21 6.22
成田 6.22 6.24
井上 6.19 6.23
今井 6.19 6.23
千田 6.23 6.17
能田 6.23 6.20
山口 6.20 6.20
種村 6.20 6.24
奥山 6.20
作田 6.24
吉野 6.24

本部組織の変遷

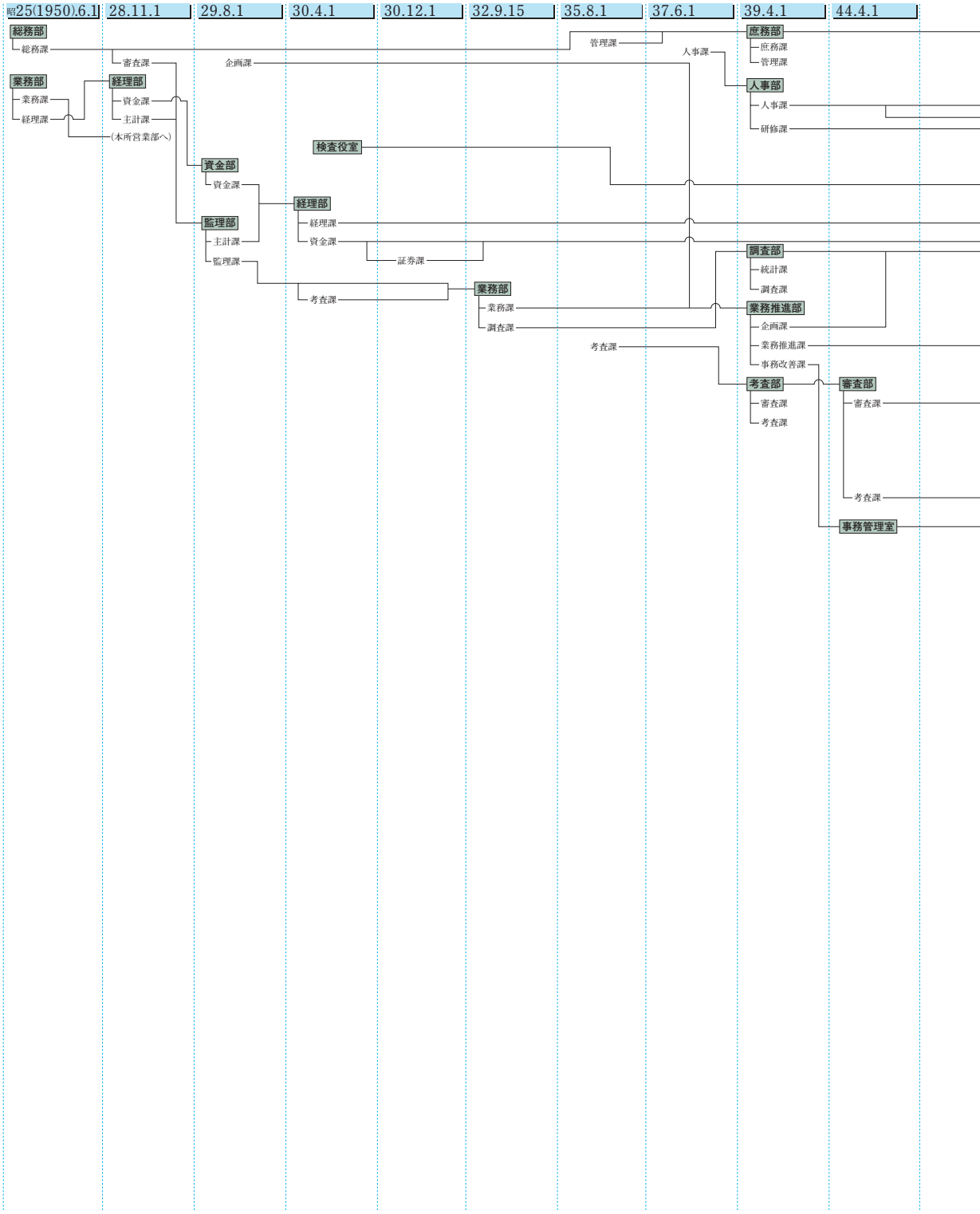
昭25(1950).6.1
28.11.1
29.8.1
30.4.1
30.12.1
32.9.15
35.8.1
37.6.1
39.4.1
44.4.1
総務部
総務課
業務部
業務課
経理課
審査課
経理部
資金課
主計課
(本所営業部へ)
企画課
資金部
資金課
監理部
主計課
監理課
検査役室
経理部
経理課
資金課
証券課
考査課
業務部
業務課
調査課
管理課
考査課
人事課
庶務部
庶務課
管理課
人事部
人事課
研修課
調査部
統計課
調査課
業務推進部
企画課
業務推進課
事務改善課
考査部
審査課
考査課
審査部
審査課
考査課
事務管理室

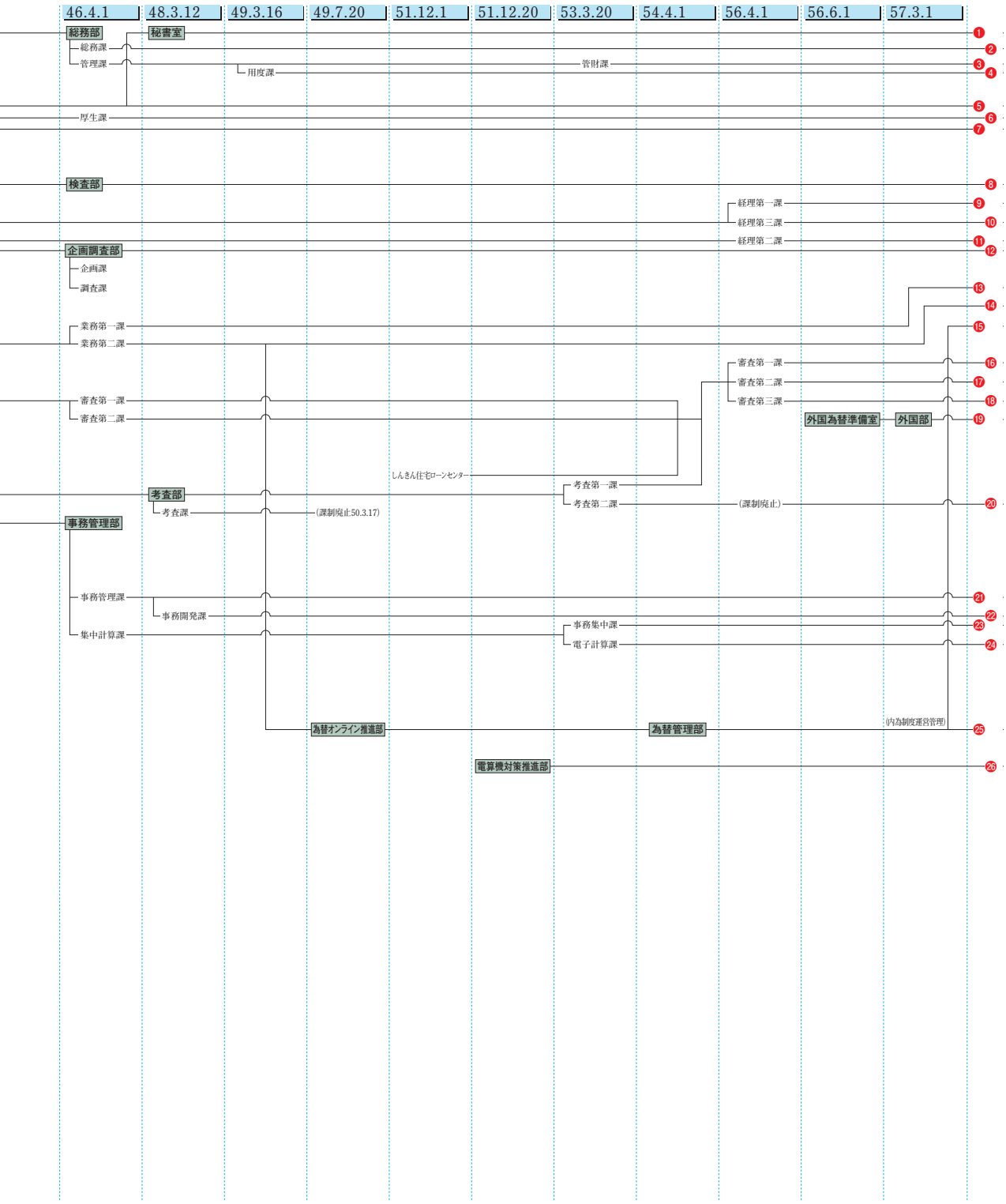
46.4.1
48.3.12
49.3.16
49.7.20
51.12.1
51.12.20
53.3.20
54.4.1
56.4.1
56.6.1
57.3.1
総務部
秘書室
総務課
管理課
用度課
管財課
厚生課
検査部
経理第一課
経理第三課
経理第二課
企画調査部
企画課
調査課
業務第一課
業務第二課
審査第一課
審査第二課
審査第一課
審査第二課
審査第三課
外国為替準備室
外国部
しんきん住宅ローンセンター
考査第一課
考査第二課
考査部
考査課
(課制廃止50.3.17)
(課制廃止)
事務管理部
事務管理課
事務開発課
集中計算課
事務集中課
電子計算課
為替オンライン推進部
為替管理部
(内為制度運営管理)
電算機対策推進部
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

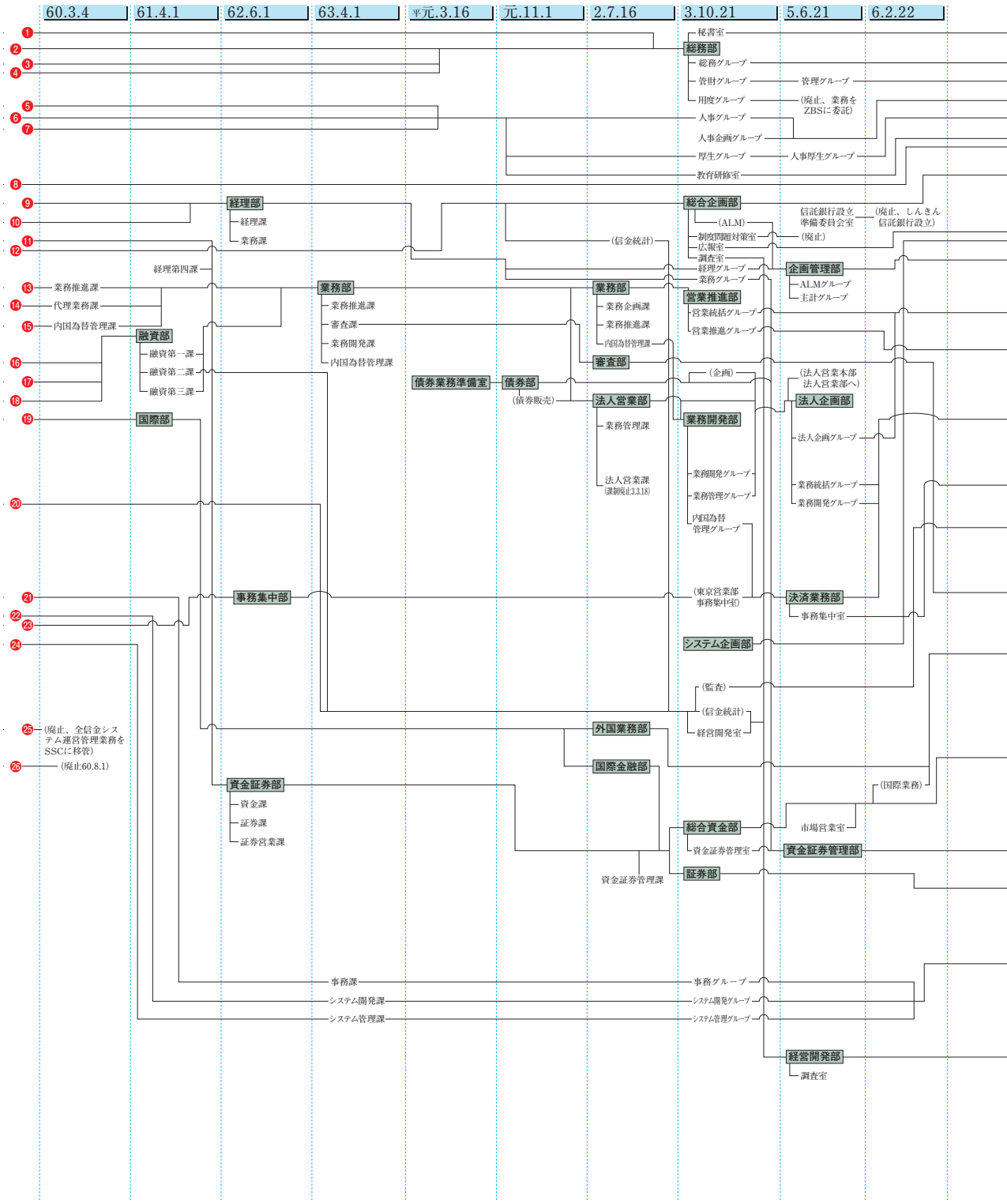
60.3.4
61.4.1
62.6.1
63.4.1
平元.3.16
元.11.1
2.7.16
3.10.21
5.6.21
6.2.22
秘書室
総務部
総務グループ
管財グループ
用度グループ
人事グループ
人事企画グループ
厚生グループ
教育研修室
管理グループ
(廃止、業務をZBSに委託)
人事厚生グループ
経理部
経理課
業務課
経理第四課
業務推進課
代理業務課
内国為替管理課
融資部
融資第一課
融資第二課
融資第三課
国際部
事務集中部
資金証券部
資金課
証券課
証券営業課
証券業務準備室
総合企画部
(ALM)
制度問題対策室
広報室
調査室
経理グループ
業務グループ
(信金統計)
信託銀行設立準備委員会室
(廃止、しんきん信託銀行設立)
(廃止)
企画管理部
ALMグループ
主計グループ
営業推進部
営業統括グループ
営業推進グループ
業務部
業務推進課
審査課
業務開発課
内国為替管理課
審査部
(企画)
債券部
(債券販売)
法人営業部
業務管理課
法人営業課
(課税廃止3.3.18)
業務開発部
業務開発グループ
業務管理グループ
内国為替管理グループ
(東京営業部事務集中室)
(法人営業本部法人営業部へ)
法人企画部
法人企画グループ
業務統括グループ
業務開発グループ
決済業務部
事務集中室
システム企画部
(監査)
(信金統計)
経営開発室
外国業務部
国際金融部
(廃止、全信金システム運営管理業務をSSCに移管)
(廃止60.8.1)
(国際業務)
市場営業室
総合資金部
資金証券管理室
資金証券管理部
証券部
資金証券管理課
事務課
システム開発課
システム管理課
事務グループ
システム開発グループ
システム管理グループ
経営開発部
調査室

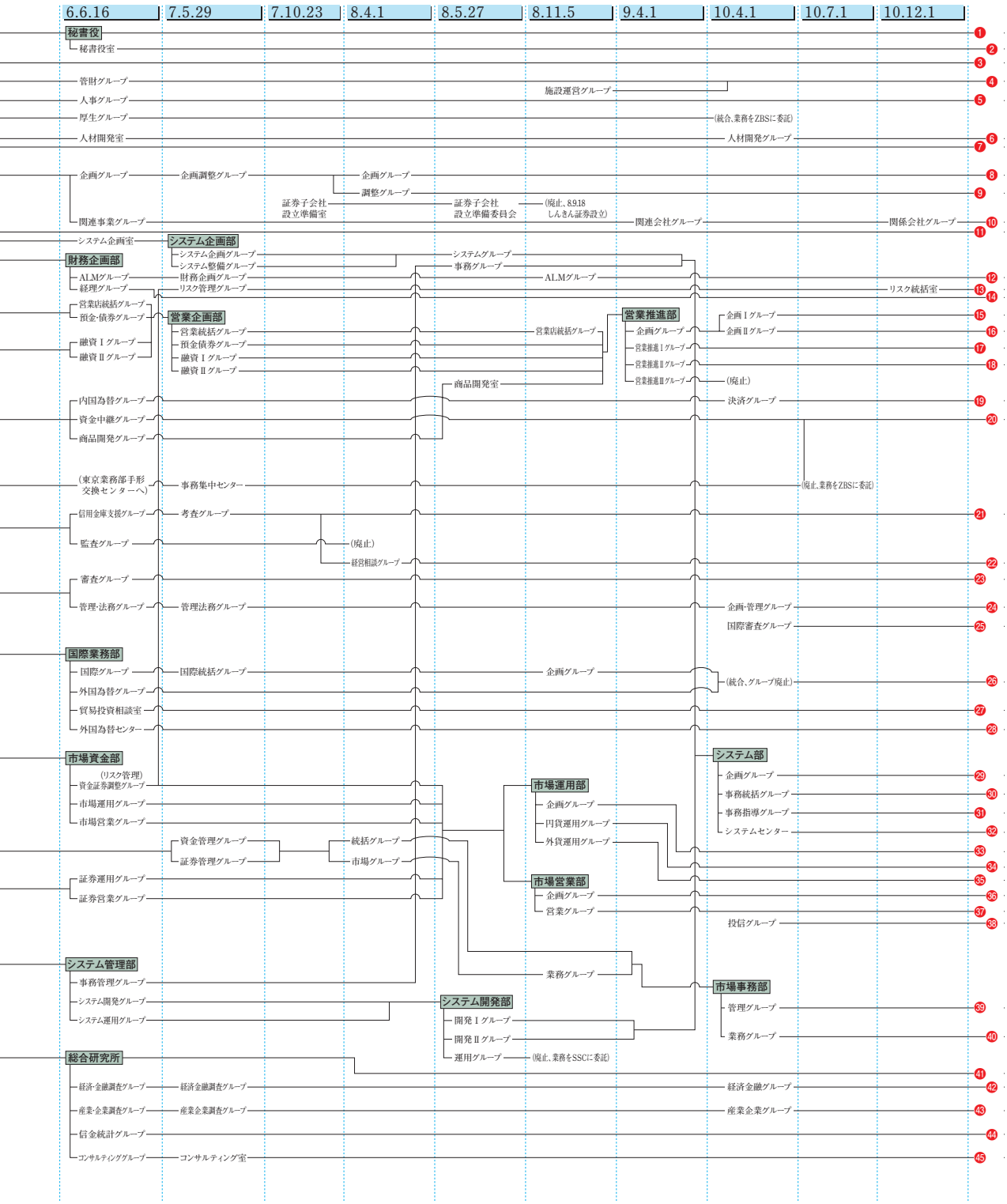
6.6.16
7.5.29
7.10.23
8.4.1
8.5.27
8.11.5
9.4.1
10.4.1
10.7.1
10.12.1
秘書役
秘書役室
管財グループ
人事グループ
厚生グループ
人材開発室
企画グループ
企画調整グループ
関連事業グループ
システム企画室
システム企画部
システム企画グループ
システム整備グループ
財務企画部
財務企画グループ
ALMグループ
リスク管理グループ
経理グループ
営業店統括グループ
預金・債券グループ
融資Ⅰグループ
融資Ⅱグループ
営業企画部
営業統括グループ
預金債券グループ
融資Ⅰグループ
融資Ⅱグループ
内国為替グループ
資金中継グループ
商品開発グループ
(東京業務部手形交換センターへ)
事務集中センター
信用金庫支援グループ
考査グループ
監査グループ
審査グループ
管理・法務グループ
管理法務グループ
国際業務部
国際グループ
国際統括グループ
外国為替グループ
貿易投資相談室
外国為替センター
市場資金部
(リスク管理)
資金証券調整グループ
市場運用グループ
市場営業グループ
資金管理グループ
証券管理グループ
証券運用グループ
証券営業グループ
システム管理部
事務管理グループ
システム開発グループ
システム運用グループ
総合研究所
経済・金融調査グループ
産業・企業調査グループ
信金統計グループ
コンサルティンググループ
コンサルティング室
経済金融調査グループ
産業企業調査グループ
証券子会社設立準備室
企画グループ
調整グループ
証券子会社設立準備委員会
(廃止、8.9.18しんきん証券設立)
システムグループ
事務グループ
ALMグループ
営業店統括グループ
商品開発室
(廃止)
経営相談グループ
統括グループ
市場グループ
業務グループ
システム開発部
開発Ⅰグループ
開発Ⅱグループ
運用グループ
(廃止、業務をSSCに委託)
関連会社グループ
営業推進部
企画グループ
営業推進Ⅰグループ
営業推進Ⅱグループ
(廃止)
市場運用部
企画グループ
円貨運用グループ
外貨運用グループ
市場営業部
企画グループ
営業グループ
(統合、業務をZBSに委託)
人材開発グループ
企画Ⅰグループ
企画Ⅱグループ
決済グループ
(廃止、業務をZBSに委託)
企画・管理グループ
国際審査グループ
(統合、グループ廃止)
システム部
企画グループ
事務統括グループ
事務指導グループ
システムセンター
投信グループ
市場事務部
管理グループ
業務グループ
関係会社グループ
リスク統括室
経済金融グループ
産業企業グループ

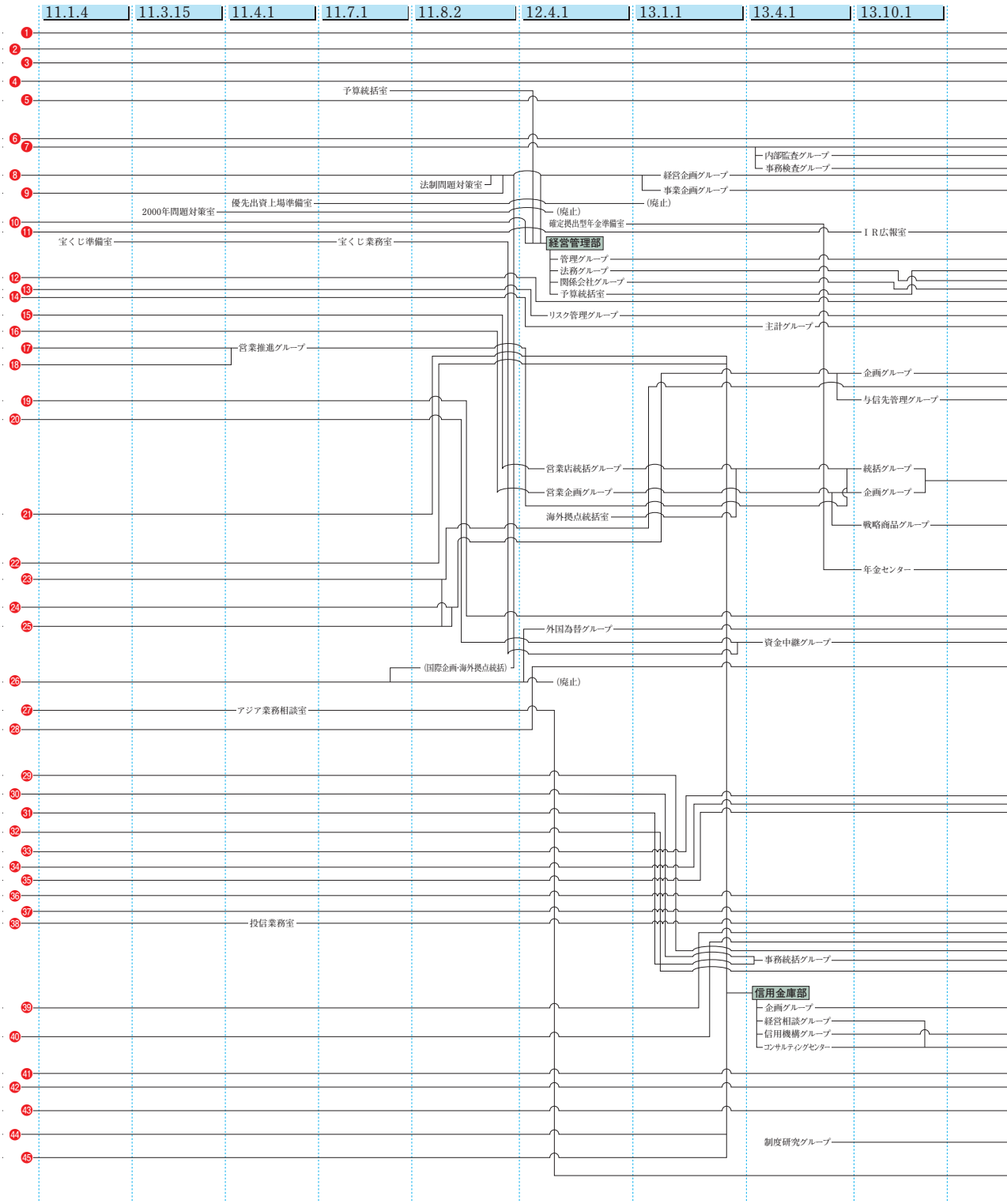
11.1.4
11.3.15
11.4.1
11.7.1
11.8.2
12.4.1
13.1.1
13.4.1
13.10.1
予算統括室
法制問題対策室
優先出資上場準備室
2000年問題対策室
宝くじ準備室
宝くじ業務室
営業推進グループ
アジア業務相談室
投信業務室
(国際企画･海外拠点統括)
経営企画グループ
事業企画グループ
(廃止)
(廃止)
確定拠出型年金準備室
経営管理部
管理グループ
法務グループ
関係会社グループ
予算統括室
リスク管理グループ
営業店統括グループ
営業企画グループ
海外拠点統括室
外国為替グループ
(廃止)
内部監査グループ
事務検査グループ
主計グループ
資金中継グループ
事務統括グループ
信用金庫部
企画グループ
経営相談グループ
信用機構グループ
コンサルティングセンター
制度研究グループ
ＩＲ広報室
企画グループ
与信先管理グループ
統括グループ
企画グループ
戦略商品グループ
年金センター

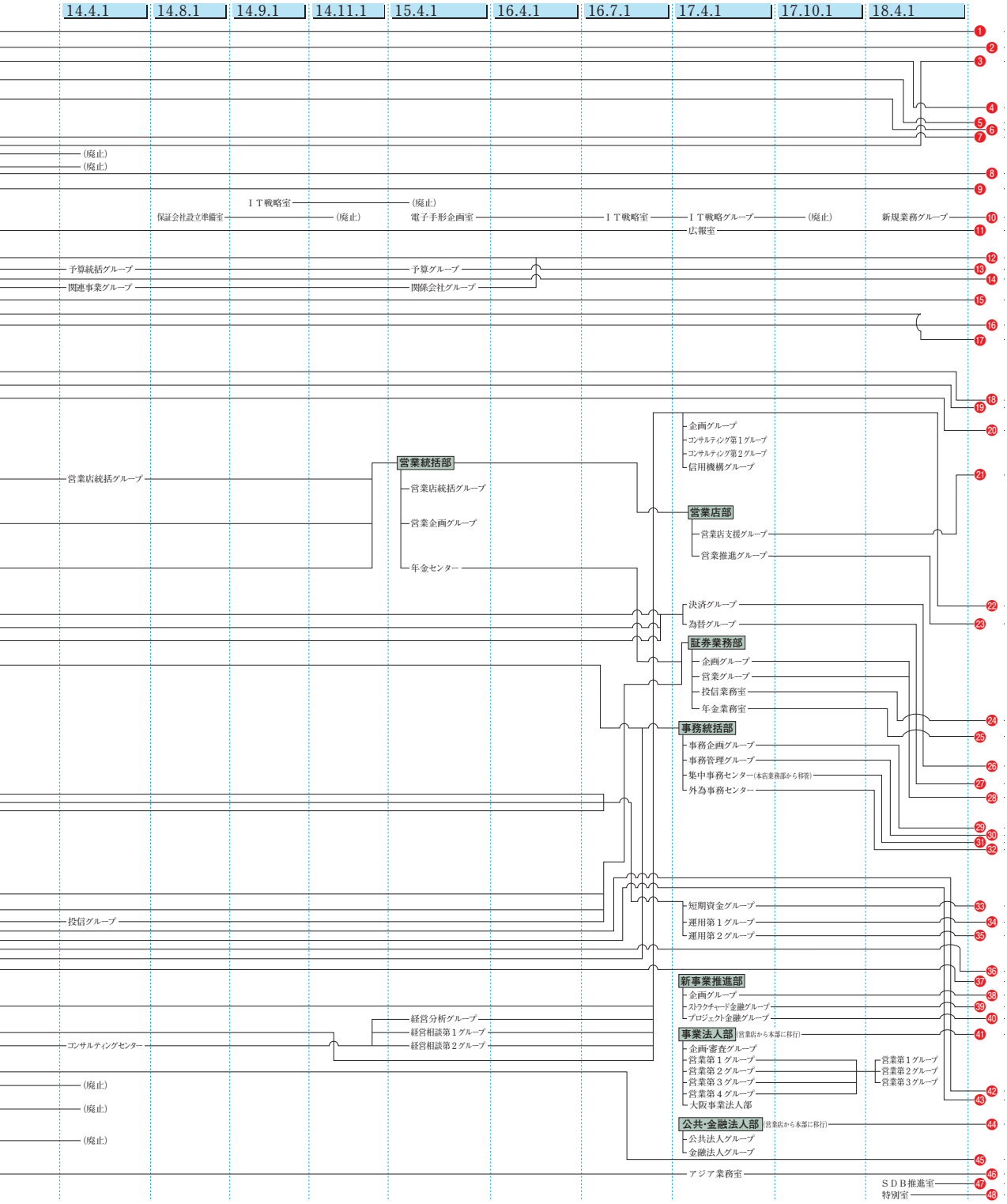
14.4.1
14.8.1
14.9.1
14.11.1
15.4.1
16.4.1
16.7.1
17.4.1
17.10.1
18.4.1
(廃止)
(廃止)
ＩＴ戦略室
保証会社設立準備室
(廃止)
(廃止)
電子手形企画室
ＩＴ戦略室
ＩＴ戦略グループ
(廃止)
新規業務グループ
広報室
予算統括グループ
関連事業グループ
予算グループ
関係会社グループ
営業店統括グループ
営業統括部
営業店統括グループ
営業企画グループ
年金センター
企画グループ
コンサルティング第１グループ
コンサルティング第２グループ
信用機構グループ
営業店部
営業店支援グループ
営業推進グループ
決済グループ
為替グループ
証券業務部
企画グループ
営業グループ
投信業務室
年金業務室
事務統括部
事務企画グループ
事務管理グループ
集中事務センター(本店業務部から移管)
外為事務センター
投信グループ
短期資金グループ
運用第１グループ
運用第２グループ
新事業推進部
企画グループ
ストラクチャード金融グループ
プロジェクト金融グループ
経営分析グループ
経営相談第１グループ
経営相談第２グループ
コンサルティングセンター
事業法人部(営業店から本部に移行)
企画・審査グループ
営業第１グループ
営業第２グループ
営業第３グループ
営業第４グループ
大阪事業法人部
営業第１グループ
営業第２グループ
営業第３グループ
公共・金融法人部(営業店から本部に移行)
公共法人グループ
金融法人グループ
(廃止)
(廃止)
(廃止)
アジア業務室
ＳＤＢ推進室
特別室
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48

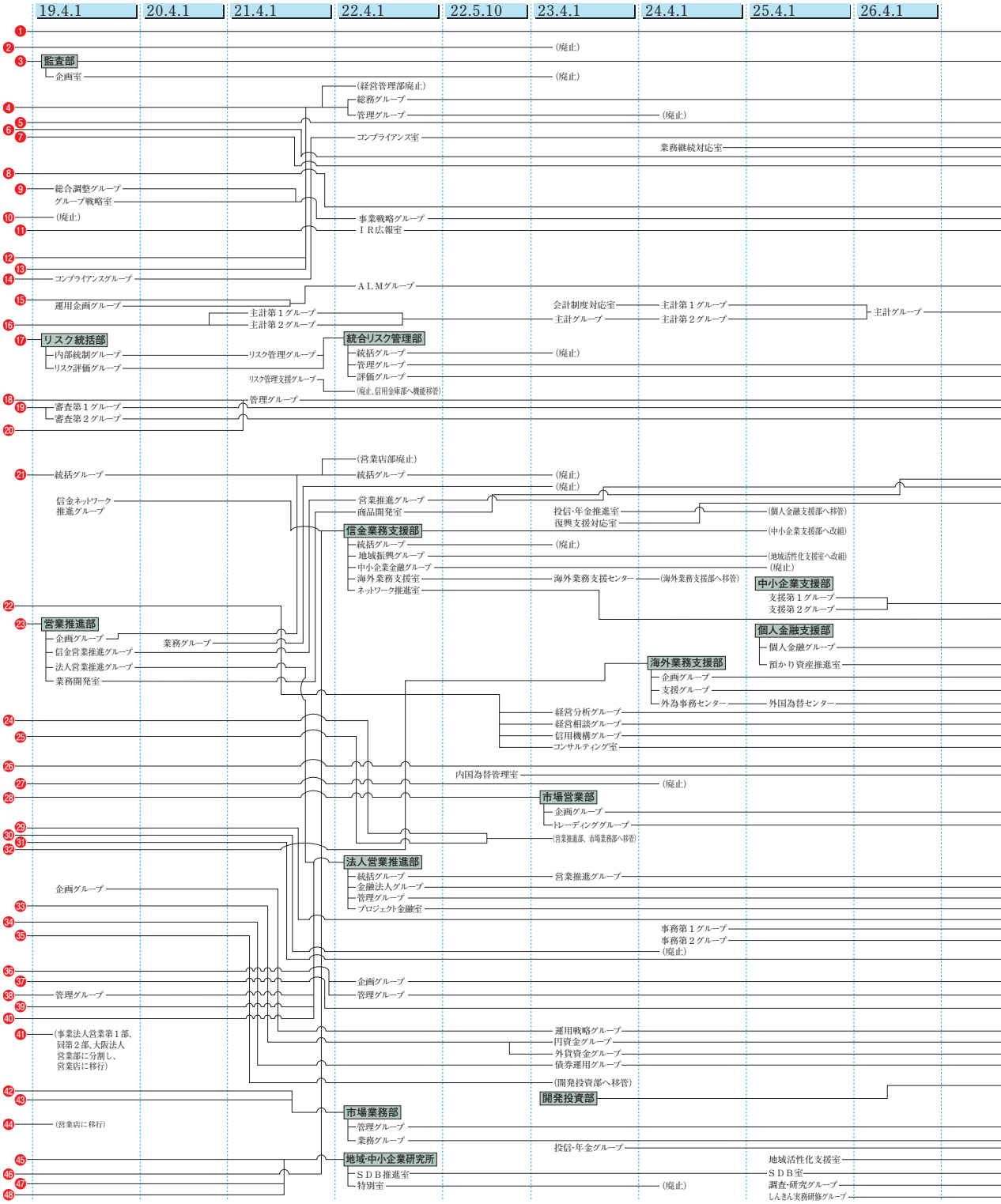
19.4.1
20.4.1
21.4.1
22.4.1
22.5.10
23.4.1
24.4.1
25.4.1
26.4.1
監査部
企画室
(廃止)
(経営管理部廃止)
総務グループ
管理グループ
コンプライアンス室
業務継続対応室
総合調整グループ
グループ戦略室
(廃止)
事業戦略グループ
ＩＲ広報室
コンプライアンスグループ
ＡＬＭグループ
運用企画グループ
会計制度対応室
主計第１グループ
主計第２グループ
主計グループ
リスク統括部
内部統制グループ
リスク評価グループ
リスク管理グループ
リスク管理支援グループ
統合リスク管理部
統括グループ
管理グループ
評価グループ
(廃止､信用金庫部へ機能移管)
審査第１グループ
審査第２グループ
(営業店部廃止)
統括グループ
信金ネットワーク
推進グループ
営業推進グループ
商品開発室
投信･年金推進室
復興支援対応室
(個人金融支援部へ移管)
(中小企業支援部へ改組)
信金業務支援部
地域振興グループ
中小企業金融グループ
海外業務支援室
ネットワーク推進室
海外業務支援センター
(海外業務支援部へ移管)
(地域活性化支援室へ改組)
中小企業支援部
支援第１グループ
支援第２グループ
営業推進部
企画グループ
信金営業推進グループ
法人営業推進グループ
業務開発室
業務グループ
個人金融支援部
個人金融グループ
預かり資産推進室
海外業務支援部
企画グループ
支援グループ
外為事務センター
外国為替センター
経営分析グループ
経営相談グループ
信用機構グループ
コンサルティング室
内国為替管理室
市場営業部
企画グループ
トレーディンググループ
(営業推進部、市場業務部へ移管)
法人営業推進部
統括グループ
金融法人グループ
管理グループ
プロジェクト金融室
営業推進グループ
企画グループ
事務第１グループ
事務第２グループ
(廃止)
企画グループ
管理グループ
管理グループ
(事業法人営業第１部、
同第２部､大阪法人
営業部に分割し、
営業店に移行)
運用戦略グループ
円資金グループ
外貨資金グループ
債券運用グループ
(開発投資部へ移管)
開発投資部
市場業務部
管理グループ
業務グループ
(営業店に移行)
投信･年金グループ
地域･中小企業研究所
ＳＤＢ推進室
特別室
地域活性化支援室
ＳＤＢ室
調査･研究グループ
しんきん実務研修グループ

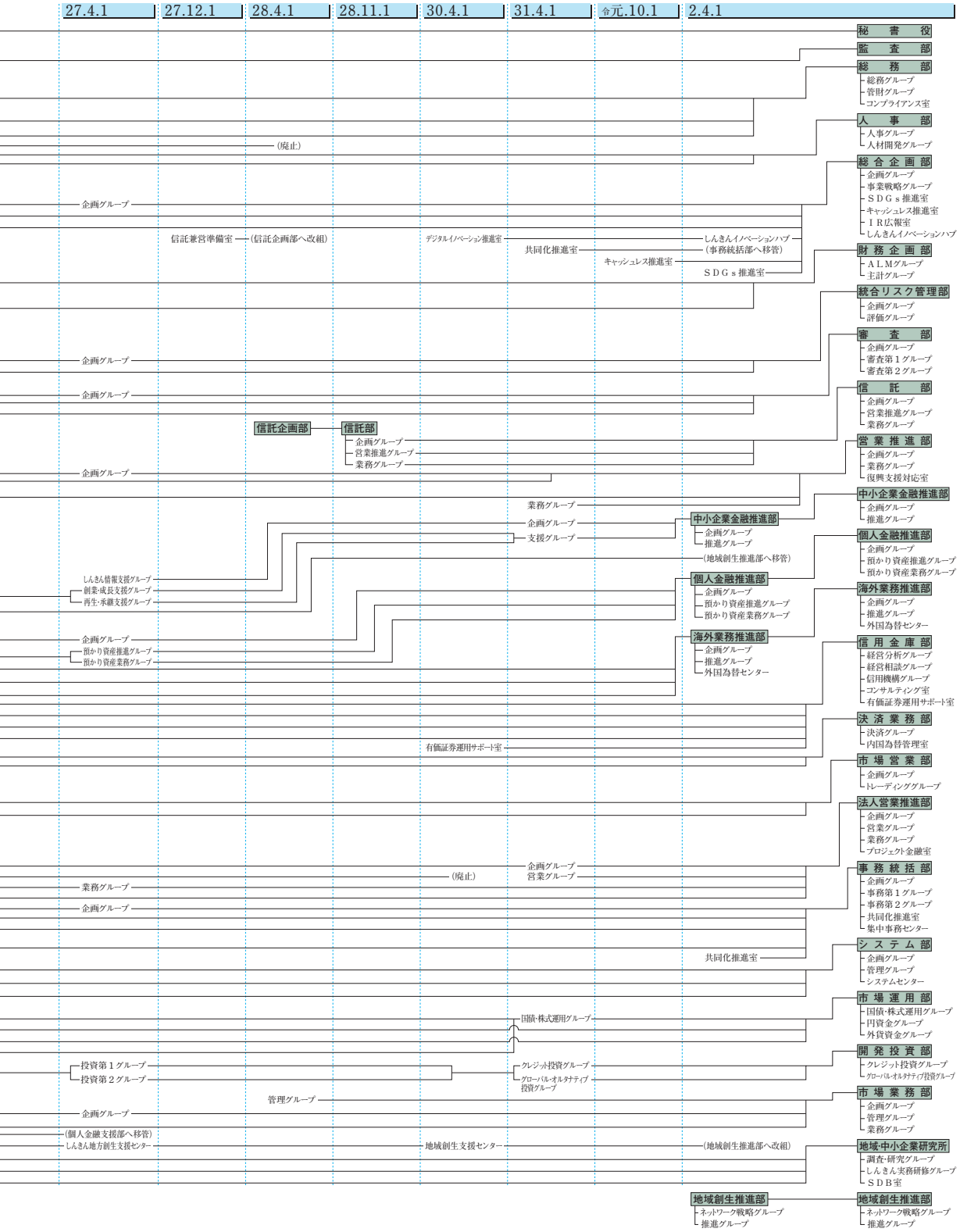
27.4.1
27.12.1
28.4.1
28.11.1
30.4.1
31.4.1
令元.10.1
2.4.1
秘書役
監査部
総務部
総務グループ
管財グループ
コンプライアンス室
人事部
人事グループ
人材開発グループ
総合企画部
企画グループ
事業戦略グループ
ＳＤＧｓ推進室
キャッシュレス推進室
ＩＲ広報室
しんきんイノベーションハブ
財務企画部
ＡＬＭグループ
主計グループ
統合リスク管理部
企画グループ
評価グループ
審査部
企画グループ
審査第１グループ
審査第２グループ
信託部
企画グループ
営業推進グループ
業務グループ
営業推進部
企画グループ
業務グループ
復興支援対応室
中小企業金融推進部
企画グループ
推進グループ
個人金融推進部
企画グループ
預かり資産推進グループ
預かり資産業務グループ
海外業務推進部
企画グループ
推進グループ
外国為替センター
信用金庫部
経営分析グループ
経営相談グループ
信用機構グループ
コンサルティング室
有価証券運用サポート室
決済業務部
決済グループ
内国為替管理室
市場営業部
企画グループ
トレーディンググループ
法人営業推進部
企画グループ
営業グループ
業務グループ
プロジェクト金融室
事務統括部
企画グループ
事務第１グループ
事務第２グループ
共同化推進室
集中事務センター
システム部
企画グループ
管理グループ
システムセンター
市場運用部
国債・株式運用グループ
円資金グループ
外貨資金グループ
開発投資部
クレジット投資グループ
グローバル・オルタナティブ投資グループ
市場業務部
企画グループ
管理グループ
業務グループ
地域・中小企業研究所
調査・研究グループ
しんきん実務研修グループ
ＳＤＢ室
地域創生推進部
ネットワーク戦略グループ
推進グループ
企画グループ
（廃止）
信託兼営準備室
（信託企画部へ改組）
デジタルイノベーション推進室
共同化推進室
キャッシュレス推進室
ＳＤＧｓ推進室
（事務統括部へ移管）
信託企画部
信託部
企画グループ
営業推進グループ
業務グループ
業務グループ
企画グループ
支援グループ
（地域創生推進部へ移管）
しんきん情報支援グループ
創業・成長支援グループ
再生・承継支援グループ
預かり資産推進グループ
預かり資産業務グループ
有価証券運用サポート室
企画グループ
営業グループ
（廃止）
業務グループ
企画グループ
管理グループ
投資第１グループ
投資第２グループ
クレジット投資グループ
グローバル・オルタナティブ投資グループ
企画グループ
（個人金融支援部へ移管）
しんきん地方創生支援センター
地域創生支援センター
（地域創生推進部へ改組）

本部小史

秘書役

平 6. 6.16　秘書役を新設。秘書役室を設置し総務部から秘書業務を移管
23. 4. 1　秘書役室を廃止し、機能を秘書役に移管

◆担当役員

高橋　幸弘（副理事長）	平 6. 6～	7. 5
渡邉　展夫（副理事長）	7. 5～	10. 6
畠山　恒雄（副理事長）	10. 6～	13. 6
木村　隆治（副理事長）	13. 6～	15. 3
梶田　益男（副理事長）	15. 4～	17. 2
田邉　光雄（常務理事）	17. 2～	17. 3
田邉　光雄（専務理事）	17. 4～	19. 6
田邉　光雄（副理事長）	19. 6～	21. 6
服部　順一（副理事長）	21. 6～	25. 6
秋山　勝男（副理事長）	25. 6～	29. 6
柴田　弘之（副理事長）	29. 6～	30. 6
日沖　　肇（副理事長）	30. 6～	

◆歴代秘書役

早川　守久	平 6. 6～	7. 5
田邉　光雄	7. 5～	10. 6
斉本　正嘉	10. 7～	13. 6
柴田　弘之	13. 6～	17. 3
工藤　　淳	17. 4～	19. 6
須藤　　浩	19. 6～	21. 6
室谷　武彦	21. 6～	23. 3
佐々木英樹	23. 4～	24. 3
品川　昌文	24. 4～	26. 3
豊島　　敦	26. 4～	28. 3
(副)秋山　勝男	28. 4～	28. 5
関口　育男	28. 5～	31. 3
小平　敏宏	31. 4～	

監査部

平19. 4. 1　監査部に改組。企画室を設置
23. 4. 1　企画室を廃止し、機能を監査部に移管

◆担当役員

(19.4～19.6　理事長直轄)

川原　義仁（専務理事）	平19. 6～	21. 6

(21.6～　理事長直轄)

◆歴代部長

荒井　一久	平19. 4～	20. 6
青木　弘和	20. 6～	22. 3
貫井　敏雄	22. 4～	23. 3
小山　裕庸	23. 4～	24. 5
三木　一志	24. 6～	29. 3
千坂　博道	29. 4～	29. 6
(理)千坂　博道	29. 6～	30. 6
成田　昌人	30. 6～	31. 3
菊池　　俊	31. 4～	

総務部

昭46. 4. 1　庶務部を総務部に改称し再設置。総務課と管理課を設置
49. 3.16　用度課を新設（管理課から独立）
53. 3.20　管理課を管財課に改称
平 3.10.21　独立の部門であった秘書室を部内室として統合。従来の課をグループに変更
5. 6.21　管財グループを管理グループに改称、用度グループを廃止（業務を全信連ビジネスサービス㈱（現信金中金ビジネス㈱）に移管）
6. 6.16　秘書業務を秘書役秘書役室に移管。管理グループを管財グループに改称
8.11. 5　施設運営グループを新設
10. 4. 1　施設運営グループを管財グループに統合
11. 7. 1　予算統括室を新設
12. 4. 1　予算統括室を経営管理部に移管
22. 4. 1　総務グループに経営管理部管理グループおよび同部予算グループの機能を移管し、総務グループを総務グループおよび管理グループに再編。経営管理部コンプライアンスグループの機能を移管し、コンプライアンス室を新設
24. 4. 1　業務継続対応室を設置。管理グループを廃止し、機能を総務グループに移管
28. 4. 1　業務継続対応室を廃止し、機能を総務グループに移管

◆担当役員

江口　　穣（専務理事）	昭48. 3～	49. 2
鈴木　吉之（常務理事）	50. 6～	53. 5
吉良　泰幸（常務理事）	53. 5～	59. 5
朝倉　　昇（専務理事）	59. 5～	60. 7
宮原　　翠（常務理事）	59. 7～	60. 7
宮原　　翠（専務理事）	60. 7～平	3. 9
宮原　　翠（副会長兼専務理事）	3. 9～	3.10
舟山　正克（副理事長）	5. 6～	7. 5
奥村　正義（専務理事）	7. 5～	8. 5
渡邉　展夫（副理事長）	8. 5～	9. 4
畠山　恒雄（専務理事）	9. 4～	10. 6
畠山　恒雄（副理事長）	10. 6～	11. 6
舟山　正克（副理事長）	11. 7～	14. 6
木村　隆治（副理事長）	14. 6～	15. 3
梶田　益男（副理事長）	15. 4～	17. 2
田邉　光雄（常務理事）	17. 2～	17. 3
田邉　光雄（専務理事）	17. 4～	18. 6
西田　年一（副理事長）	18. 6～	19. 6
田邉　光雄（副理事長）	19. 6～	21. 6
川原　義仁（専務理事）	21. 6～	22. 3

（備考）1.令和2年9月末現在
2.担当役員には、部長・室長を委嘱された理事を含まない。
3.（代）（副）（専）（常）（理）は部長・室長を委嘱された代表理事、副理事長、専務理事、常務理事または理事であることを示す。

服部　順一（副理事長）	22. 4～　25. 6
秋山　勝男（副理事長）	25. 6～　29. 6
柴田　弘之（副理事長）	29. 6～　30. 6
高野　典宏（常務理事）	30. 6～令元. 6
高野　典宏（専務理事）	元. 6～

◆歴代部長

吉良　泰幸	昭46. 4～　50. 5
㈱吉良　泰幸	50. 5～　50. 6
柴本　　弘	50. 7～　53. 6
浮田　　敏	53. 6～　54. 3
尾崎　孝志	54. 3～　57. 2
榎本　　修	57. 2～　59. 5
田口　哲夫	59. 6～　60. 3
奥村　正義	60. 3～　62. 5
冨士川昌孝	62. 6～平 2. 5
㈱冨士川昌孝	2. 5～　3.10
㈱小林　三平	3.10～　5. 5
㈱小林　三平	5. 5～　5. 6
㈱近藤　敏雄	5. 6～　7. 5
㈱並木　良壽	7. 5～　8. 5
田邉　光雄	8. 5～　8. 5
天野　輝昭	8. 5～　10. 3
笹本　七郎	10. 4～　13. 3
小坂井雅夫	13. 4～　15. 3
上妻　宏行	15. 4～　16. 3
木村　雅人	16. 4～　20. 6
上條　博英	20. 6～　22. 3
㈱大澤　宣之	22. 4～　23. 6
㈱藤田　正美	23. 6～　26. 6
㈱岡島　尚也	26. 6～　28. 6
㈱室井　稔雄	28. 6～　30. 6
㈱柴田　弘之	30. 6～　30. 6
㈱千坂　博道	30. 6～令元. 6
品川　昌文	元. 6～　2. 6
㈱品川　昌文	2. 6～

人事部

昭39. 4. 1	総務部人事課を人事部として独立。人事課、研修課を設置
46. 4. 1	厚生課を新設
48. 3.12	秘書室新設に伴い人事課の秘書業務を移管
平 3.10.21	人事課を人事グループに、厚生課を厚生グループに改称、研修課を教育研修室に改組、人事企画グループを新設
5. 6.21	人事グループを人事企画グループに統合、厚生グループを人事厚生グループに改称
6. 6.16	人事企画グループを人事グループに、人事厚生グループを厚生グループに、教育研修室を人材開発室に改称
10. 4. 1	厚生グループを廃止（業務を全信連ビジネスサービス㈱（現信金中金ビジネス㈱）に委託）。人材開発室を人材開発グループに改称

◆担当役員

森岡謹一郎（専務理事）	昭44. 5～　45. 5
江口　　穣（専務理事）	48. 3～　49. 2
吉良　泰幸（常務理事）	59. 5～　60. 7
吉良　泰幸（専務理事）	60. 7～平 2. 5
宮原　　翠（専務理事）	2. 5～　3.10
小林　三平（理　　事）	3.10～　5. 5
小林　三平（常務理事）	5. 5～　5. 6
高橋　幸弘（副理事長）	5. 6～　7. 5
渡邉　展夫（副理事長）	7. 5～　10. 6
畠山　恒雄（副理事長）	10. 6～　13. 6
木村　隆治（副理事長）	13. 6～　15. 3
梶田　益男（副理事長）	15. 4～　17. 2
田邉　光雄（常務理事）	17. 2～　17. 3
田邉　光雄（専務理事）	17. 4～　19. 6
田邉　光雄（副理事長）	19. 6～　21. 6
服部　順一（副理事長）	21. 6～　25. 6
秋山　勝男（副理事長）	25. 6～　29.10
日沖　　肇（副理事長）	29.10～

◆歴代部長

森内　善一	昭39. 4～　44. 3
海保　芳夫	44. 3～　46. 3
宮田　猛雄	46. 3～　50. 2
田中　岩雄	50. 2～　50. 6
㈱市橋　正一	50. 6～　53. 5
㈱市橋　正一	53. 5～　53. 5
㈱田中　岩雄	53. 5～　56. 5
㈱海保　芳夫	56. 6～　59. 5
㈱吉良　泰幸	59. 5～　59. 5
荒井　貞夫	59. 6～　60. 3
冨士川昌孝	60. 3～　62. 5
畠山　恒雄	62. 6～平 3. 9
㈱畠山　恒雄	3. 9～　3.10
陶山　高則	3.10～　5. 5
㈱陶山　高則	5. 5～　6. 6
関口　良行	6. 6～　8. 5
㈱田中　　豊	8. 5～　11. 6
服部　順一	11. 6～　13. 6
㈱服部　順一	13. 6～　15. 3
秋山　勝男	15. 4～　17. 6
㈱秋山　勝男	17. 6～　19. 6
日沖　　肇	19. 6～　22. 6
高野　典宏	22. 6～　24. 6
㈱高野　典宏	24. 6～　25. 3
室谷　武彦	25. 4～　28. 6
㈱西野　　譲	28. 6～　30. 6
髙橋　裕司	30. 6～

総合企画部

平 3.10.21	企画調査部を総合企画部に改組。制度問題対策室、広報室、調査室を設置。信用金庫統計業務を考査部に移管
5. 6.21	ＡＬＭ業務を企画管理部に、調査室の業務を経営開発部に移管。制度問題対策室を廃止。信託銀行設立準備委員会室を新設
6. 2.22	信託銀行設立準備委員会室を廃止（㈱しんきん信託銀行として設立）
6.16	企画グループ、関連事業グループを新設。システム企画部を統合し部内室としてシステム企画

室を新設
7. 5.29　システム企画室を分離（システム企画部として新設）。企画グループを企画調整グループに改称
10.23　証券子会社設立準備室を新設
8. 4. 1　企画調整グループを企画グループと調整グループに分離
5.27　証券子会社設立準備室を廃止
9. 4. 1　関連事業グループを関連会社グループに改称
10.12. 1　関連会社グループを関係会社グループに改称
11. 1. 4　宝くじ準備室を新設
3.15　2000年問題対策室を新設
4. 1　優先出資上場準備室を新設
7. 1　宝くじ準備室を宝くじ業務室に改称
8. 2　独立組織である法制問題研究チームを統合し、部内室である法制問題対策室として新設
12. 4. 1　確定拠出型年金準備室を新設。管理業務および関係会社グループを経営管理部に移管。宝くじ業務室を決済業務部に移管。調整グループと法制問題対策室を廃止し企画グループに統合。2000年問題対策室を廃止。国際企画業務を国際業務部から移管
13. 1. 1　優先出資上場に伴い、優先出資上場準備室を廃止。企画グループを経営企画グループと事業企画グループに分離
10. 1　経営企画グループからIRに関する事項を広報室に移管し、IR広報室に改称。確定拠出年金業務開始に伴い、確定拠出型年金業務室を廃止
14. 8. 1　保証会社設立準備室を設置
9. 1　IT戦略室を設置
11. 1　信金ギャランティ㈱を設立したことに伴い、保証会社設立準備室を廃止
15. 4. 1　電子手形企画室を設置し、IT戦略室を廃止
16. 7. 1　電子手形企画室をIT戦略室に改称
17. 4. 1　IT戦略室をIT戦略グループに、IR広報室を広報室に改称
10. 1　ＩＴ戦略グループを廃止
18. 4. 1　新規業務グループを設置
19. 4. 1　事業企画グループを総合調整グループに改称。新規業務グループを廃止し、グループ戦略室を設置
22. 4. 1　総合調整グループおよびグループ戦略室を統合し、事業戦略グループに改称。広報室をIR広報室に改称
27. 4. 1　経営企画グループを企画グループに改称
12. 1　信託兼営準備室を新設
28. 4. 1　信託企画部の新設に伴い、信託兼営準備室を廃止
30. 4. 1　デジタルイノベーション推進室を新設。法人営業推進部金融法人グループの機能を企画グループに移管
31. 4. 1　共同化推進室を新設
令元.10. 1　キャッシュレス推進室を新設
2. 4. 1　デジタルイノベーション推進室を廃止し、しんきんイノベーションハブを新設。SDGs推進室を新設。共同化推進室を事務統括部に移管

◆担当役員

宮原　翠（副会長兼専務理事）	平 3.10～	3.10
渡邉　展夫（常務理事）	3.10～	5. 5
渡邉　展夫（専務理事）	5. 5～	7. 5
奥村　正義（専務理事）	7. 5～	8. 5
畠山　恒雄（専務理事）	8. 5～	10. 6
近藤　敏雄（専務理事）	10. 6～	11. 6
舟山　正克（副理事長）(2000年問題対策室担当)	11. 3～	12. 3
木村　隆治（専務理事）	11. 6～	13. 6
梶田　益男（専務理事）	13. 6～	15. 3
梶田　益男（副理事長）	15. 4～	16. 6
西田　年一（専務理事）	16. 6～	17. 3
坂戸　俊夫（副理事長）	17. 4～	19. 6
田邉　光雄（副理事長）	19. 6～	21. 6
服部　順一（副理事長）	21. 6～	25. 6
日沖　肇（常務理事）	25. 6～	27. 6
柴田　弘之（専務理事）	27. 6～	28. 6
須藤　浩（常務理事）	28. 6～	30. 6
須藤　浩（専務理事）	30. 6～	

◆歴代部長

木村　隆治	平 3.10～	5. 5
(理)木村　隆治	5. 5～	6. 6
北島　英夫	6. 6～	7. 5
(理)北島　英夫	7. 5～	9. 3
坂戸　俊夫	9. 4～	10. 6
(理)坂戸　俊夫	10. 6～	13. 6
斉本　正嘉	13. 6～	15. 6
(理)斉本　正嘉	15. 6～	17. 3
柴田　弘之	17. 4～	19. 6
(理)柴田　弘之	19. 6～	21. 6
須藤　浩	21. 6～	25. 6
(理)工藤　淳	25. 6～	28. 6
髙橋　裕司	28. 6～	30. 6
神野　善則	30. 6～	

信託部

平28.11. 1　信託企画部を信託部に改組。企画グループ、営業推進グループおよび業務グループを設置

◆担当役員

柴田　弘之（副理事長）	平28.11～	29. 6
日沖　肇（専務理事）	29. 6～	29.10
日沖　肇（副理事長）	29.10～	30. 6
西野　譲（常務理事）	30. 6～	

◆歴代部長

佐々木英樹	平28.11～	30. 6
(理)佐々木英樹	30. 6～令元. 6	
工藤　文仁	元. 6～	

財務企画部

平 6. 6.16　企画管理部を財務企画部に改称。ALMグループと経理グループを設置
7. 5.29　市場資金部資金証券調整グループからリスク管理業務を移管しリスク管理グループを新設。

ALMグループを財務企画グループに改称
8.11. 5　財務企画グループをALMグループに改称
10.12. 1　リスク管理グループをリスク統括室に改組
12. 4. 1　リスク統括室をリスク管理グループに改称
13. 4. 1　経理グループを主計グループに改称
19. 4. 1　運用企画グループを設置
21. 4. 1　主計グループを主計第1グループ、主計第2グループに分割
22. 4. 1　ALMグループと運用企画グループをALMグループとして統合
23. 4. 1　主計第1グループの一部機能を移管し、会計制度対応室を設置。主計第1グループおよび主計第2グループを廃止し、主計グループを新設
24. 4. 1　主計グループの一部機能を会計制度対応室に移管のうえ、同室を主計第1グループに改組。主計グループを主計第2グループに改称
26. 4. 1　主計第1グループと主計第2グループを統合し、主計グループに改組

◆担当役員

奥村　正義（常務理事）	平 6. 6〜	7. 5
舟山　正克（副理事長）	7. 5〜	14. 6
木村　隆治（副理事長）	14. 6〜	15. 3
田邉　光雄（常務理事）	15. 4〜	17. 3
田邉　光雄（専務理事）	17. 4〜	19. 6
秋山　勝男（常務理事）	19. 6〜	21. 4
秋山　勝男（理　　事）	21. 4〜	22. 4
秋山　勝男（常務理事）	22. 4〜	23. 6
秋山　勝男（専務理事）	23. 6〜	25. 6
秋山　勝男（副理事長）	25. 6〜	29.10
柴田　弘之（副理事長）	29.10〜	30. 6
日沖　　肇（副理事長）	30. 6〜	

◆歴代部長

田中　　豊	平 6. 6〜	8. 5
西田　年一	8. 5〜	10. 6
田邉　光雄	10. 6〜	12. 6
(理)田邉　光雄	12. 6〜	13. 6
秋山　勝男	13. 6〜	15. 3
大澤　宣之	15. 4〜	17. 3
日沖　　肇	17. 4〜	19. 6
伊藤　　晃	19. 6〜	21. 3
工藤　　淳	21. 4〜	23. 3
堀　　泰彦	23. 4〜	24. 6
(理)堀　　泰彦	24. 6〜	26. 6
佐々木英樹	26. 6〜	28. 3
花岡　隆司	28. 4〜	30. 6
(理)花岡　隆司	30. 6〜令元. 6	
(理)田中　賢治	元. 6〜	

統合リスク管理部

平22. 4. 1　リスク統括部を統合リスク管理部に改称。リスク管理グループおよびリスク評価グループを統括グループ、管理グループおよび評価グループに再編。リスク管理支援グループを廃止し、機能を信用金庫部に移管
23. 4. 1　統括グループを廃止し、機能を管理グループおよび審査部管理グループに移管
27. 4. 1　管理グループを企画グループに改称

◆担当役員

石河　庄一（常務理事）	平22. 4〜	22. 6
大蔵　一之（常務理事）	22. 6〜	23. 6
一柳　幹男（常務理事）	23. 6〜	24. 6
伊藤　　晃（常務理事）	24. 6〜	27. 6
伊藤　　晃（専務理事）	27. 6〜	28. 6
柴田　弘之（副理事長）	28. 6〜	29.10
中原　　広（専務理事）	29.10〜	30. 6
井筒　圭亮（常務理事）	30. 6〜令元. 6	
室谷　武彦（常務理事）	元. 6〜	

◆歴代部長

伊藤　　晃	平22. 4〜	22. 6
(理)伊藤　　晃	22. 6〜	24. 6
原田　一人	24. 6〜	26. 3
花岡　隆司	26. 4〜	28. 3
鈴木　武宏	28. 4〜	29. 6
川村　典久	29. 6〜	31. 3
林　　徹	31. 4〜	

審査部

平 2. 7.16　業務部審査課を独立させ審査部として再設置
6. 6.16　審査グループ、管理・法務グループを新設
7. 5.29　管理・法務グループを管理法務グループに改称
10. 4. 1　管理法務グループを企画・管理グループに改称。国際審査グループを新設
12. 4. 1　国際審査グループを廃止し、企画・管理グループおよび審査グループに統合
13.10. 1　与信先管理グループを新設。企画･管理グループのうち、与信先の管理回収に係る企画･立案および管理回収の実施を与信先管理グループに移管し、企画グループに改称
19. 4. 1　審査グループを審査第1グループと審査第2グループに分割
21. 4. 1　企画グループおよび与信先管理グループを統合し、管理グループに改称
27. 4. 1　管理グループを企画グループに改称

◆担当役員

高橋　幸弘（専務理事）	平 2. 7〜	3.10
大久保明也（常務理事）	3.10〜	5. 6
小林　三平（常務理事）	5. 6〜	6. 5
宗像　治喜（常務理事）	6. 5〜	7. 5
畠山　恒雄（常務理事）	7. 5〜	8. 5
畠山　恒雄（専務理事）	8. 5〜	9. 4
近藤　敏雄（常務理事）	9. 4〜	10. 6
近藤　敏雄（専務理事）	10. 6〜	11. 6
陶山　高則（常務理事）	11. 6〜	13. 6
梶田　益男（専務理事）	13. 6〜	15. 3
田邉　光雄（常務理事）	15. 4〜	17. 3
川原　義仁（常務理事）	17. 4〜	18. 6
松岡　裕司（常務理事）	18. 6〜	19. 6
石河　庄一（常務理事）	19. 6〜	22. 6
石河　庄一（専務理事）	22. 6〜	24. 6

伊藤　　晃（常務理事）　24. 6～　27. 6
伊藤　　晃（専務理事）　27. 6～　28. 6
高野　典宏（常務理事）　28. 6～　29. 6
井筒　圭亮（常務理事）　29. 6～

◆歴代部長

横川　利行　平 2. 7～　5. 6
畑　　俊夫　5. 6～　6. 6
下村　英二　6. 6～　7. 5
井原　義雄　7. 5～　8. 5
西村　　裕　8. 5～　10. 3
酒井　庸雄　10. 4～　13. 3
山口　純一　13. 4～　14. 3
石河　庄一　14. 4～　17. 6
(理)石河　庄一　17. 6～　19. 6
上條　博英　19. 6～　20. 6
井筒　圭亮　20. 6～　22. 3
谷口　　修　22. 4～　24. 6
鈴木　　存　24. 6～　28. 3
茅野　雅文　28. 4～令元. 5
鈴木　武宏　元. 6～

営業推進部

平19. 4. 1　再設置。営業店部から営業推進業務を移管。企画グループ、信金営業推進グループ、法人営業推進グループ、業務開発室を設置
20. 4. 1　業務グループを設置
22. 4. 1　企画グループに営業店部統括グループの機能の一部を移管し、統括グループに改称。信金営業推進グループを営業推進グループに、業務開発室を商品開発室に改称。法人営業推進グループの機能を法人営業推進部に移管
23. 4. 1　統括グループを廃止し、機能を営業推進グループに移管。業務グループを廃止し、機能を営業推進グループおよび事務統括部事務管理グループに移管。投信・年金推進室を設置し、証券業務部投信業務室および年金業務室の一部機能を移管。復興支援対応室を設置
25. 4. 1　投信・年金推進室の機能を個人金融支援部に移管。復興支援対応室を東北支店内に移転
27. 4. 1　営業推進グループおよび商品開発室の所管業務を見直し、企画グループおよび営業推進グループに再編
31. 4. 1　業務グループを新設。企画グループと営業推進グループを企画グループとして統合

◆担当役員

川原　義仁（常務理事）　平19. 4～　19. 6
斉本　正嘉（常務理事）　19. 6～　22. 3
柴田　弘之（常務理事）　22. 4～　24. 6
一柳　幹男（常務理事）　24. 6～　27. 6
柴田　弘之（専務理事）　27. 6～　28. 6
工藤　　淳（常務理事）　28. 6～　29. 6
高野　典宏（常務理事）　29. 6～令元. 6
高野　典宏（専務理事）　元. 6～

◆歴代部長

大澤　宣之　平19. 4～　19. 6
(理)大澤　宣之　19. 6～　20. 6
大田中　智　20. 6～　22. 3
山口　和男　22. 4～　24. 3
大田中　智　24. 4～　25. 3
西野　　譲　25. 4～　26. 3
室井　稔雄　26. 4～　27. 6
(理)室井　稔雄　27. 6～　28. 6
成田　昌人　28. 6～　30. 3
岸川　幹一　30. 4～令 2. 3
(専)高野　典宏　2. 4～　2. 6
石田　浩一　2. 6～

海外業務推進部

令 2. 4. 1　新設。海外業務支援部を海外業務推進部に改称。支援グループを推進グループに改称し、企画グループおよび外国為替センターを設置

◆担当役員

須藤　　浩（専務理事）　令 2. 4～

◆歴代部長

河島　航一　令 2. 4～

中小企業金融推進部

令 2. 4. 1　新設。中小企業支援部を中小企業金融推進部に改称。支援グループを推進グループに改称。ネットワーク推進室の機能を地域創生推進部に移管

◆担当役員

室谷　武彦（常務理事）　令 2. 4～

◆歴代部長

(理)鈴木　　存　令 2. 4～

個人金融推進部

令 2. 4. 1　新設。個人金融支援部を個人金融推進部に改称。企画グループ、預かり資産推進グループおよび預かり資産業務グループを設置

◆担当役員

井筒　圭亮（常務理事）　令 2. 4～

◆歴代部長

大野　英明　令 2. 4～

地域創生推進部

令 2. 4. 1　新設。地域・中小企業研究所の地域創生支援センターを廃止のうえ機能を移管し、推進グ

ループを設置。中小企業支援部のネットワーク推進室の機能を移管し、ネットワーク戦略グループを設置

◆担当役員

室谷　武彦（常務理事）	令 2. 4〜

◆歴代部長

小宮啓二朗	令 2. 4〜

信用金庫部

平13. 4. 1　考査部と総合研究所信金統計グループ、同コンサルティング室を統合し新設。企画グループ、経営相談グループ、信用機構グループ、コンサルティングセンターを設置
14. 4. 1　経営相談グループをコンサルティングセンターに統合
15. 4. 1　経営分析グループ、経営相談第1グループおよび経営相談第2グループを設置し、コンサルティングセンターを廃止
17. 4. 1　企画グループおよび経営分析グループを統合し企画グループとし、経営相談第1グループおよび経営相談第2グループをそれぞれコンサルティング第1グループおよびコンサルティング第2グループに改称
23. 4. 1　企画グループ、コンサルティング第1グループ、コンサルティング第2グループおよび信用機構グループを再編し、経営分析グループ、経営相談グループおよび信用機構グループならびにコンサルティング室を設置
30. 4. 1　有価証券運用サポート室を新設

◆担当役員

梶田　益男（常務理事）	平13. 4〜	13. 6
西田　年一（常務理事）	13. 6〜	15. 3
西田　年一（専務理事）	15. 4〜	17. 3
西田　年一（副理事長）	17. 4〜	19. 6
服部　順一（専務理事）	19. 6〜	21. 6
柴田　弘之（常務理事）	21. 6〜	25. 6
柴田　弘之（専務理事）	25. 6〜	27. 6
高野　典宏（常務理事）	27. 6〜	30. 6
西野　　譲（常務理事）	30. 6〜	

◆歴代部長

松岡　裕司	平13. 4〜	13. 6
(理)松岡　裕司	13. 6〜	17. 3
(理)藤井　春雄	17. 4〜	19. 6
藤田　正美	19. 6〜	23. 6
西野　　譲	23. 6〜	25. 3
(理)高野　典宏	25. 4〜	27. 6
小野寺　稔	27. 6〜	30. 3
多田　篤史	30. 4〜	

決済業務部

平 5. 6.21　業務開発部の内国為替管理グループと東京営業部事務集中室を統合し新設。事務集中室を設置
6. 6.16　法人企画部の業務統括グループ、業務開発グループを統合し新たに内国為替グループ、資金中継グループ、商品開発グループを新設。事務集中室を東京業務部に移管
7. 5.29　東京業務部から手形交換センターを移管し、事務集中センターを新設
8. 5.27　商品開発グループを営業企画部に移管
10. 4. 1　内国為替グループを決済グループに改称
7. 1　事務集中センターを廃止（業務を全信連ビジネスサービス㈱（現信金中金ビジネス㈱）に委託）
11. 4. 1　資金中継業務等集中化プロジェクトチームを新設
12. 4. 1　総合企画部から宝くじ業務室を移管。国際業務部から外国為替業務およびコルレス業務を移管し、外国為替グループを新設。同部から外国為替センターを移管。資金中継業務等集中化プロジェクトチームを廃止
13. 4. 1　宝くじ業務室を資金中継グループに統合
17. 4. 1　決済グループ、外国為替グループおよび資金中継グループを、決済グループおよび為替グループに再編。外国為替センターを事務統括部の付属とし、外為事務センターに改称
22. 5.10　内国為替管理室を設置
24. 4. 1　為替グループの機能を内国為替管理室に移管し、為替グループを廃止。為替グループの一部機能を海外業務支援部に移管し、一部機能を事務統括部に移管
28. 4. 1　決済グループの一部機能を事務統括部事務第2グループに移管

◆担当役員

小林　三平（常務理事）	平 5. 6〜	6. 5
宗像　治喜（常務理事）	6. 5〜	6. 6
冨士川昌孝（常務理事）	6. 6〜	8. 5
近藤　敏雄（常務理事）	8. 5〜	9. 4
宗像　治喜（常務理事）	9. 4〜	10. 6
梶田　益男（常務理事）	10. 6〜	13. 6
西田　年一（常務理事）	13. 6〜	15. 3
坂戸　俊夫（専務理事）	15. 4〜	17. 3
西田　年一（副理事長）	17. 4〜	18. 6
松岡　裕司（常務理事）	18. 6〜	19. 6
服部　順一（専務理事）	19. 6〜	21. 6
川原　義仁（専務理事）	21. 6〜	22. 6
石河　庄一（専務理事）	22. 6〜	24. 6
伊藤　　晃（常務理事）	24. 6〜	27. 6
日沖　　肇（常務理事）	27. 6〜	28. 6
日沖　　肇（専務理事）	28. 6〜	29.10
日沖　　肇（副理事長）	29.10〜	30. 6
西野　　譲（常務理事）	30. 6〜	

◆歴代部長

松尾　　敏	平 5. 6〜	6. 6
(理)八尋　俊明	6. 6〜	7.11
梶田　益男	7.11〜	8. 5
巣黒　紳市	8. 5〜	9. 4
木原　俊文	9. 4〜	10. 3
小坂井雅夫	10. 4〜	13. 3

茶圓　勉	13. 4〜 15. 3
一柳　幹男	15. 4〜 17. 3
服部　秀樹	17. 4〜 19. 3
村松　信二	19. 4〜 20. 3
浅野慎一朗	20. 4〜 22. 3
千坂　博道	22. 4〜 24. 3
片岡　靖	24. 4〜 26. 3
寺迫　幹也	26. 4〜 31. 3
渡邊　章生	31. 4〜

市場営業部

平23. 4. 1　証券業務部を市場営業部に改称。企画グループおよびトレーディンググループを設置

◆担当役員

斉本　正嘉（常務理事）	平23. 4〜 23. 6
大蔵　一之（常務理事）	23. 6〜 25. 6
柴田　弘之（専務理事）	25. 6〜 27. 6
高野　典宏（常務理事）	27. 6〜令元. 6
高野　典宏（専務理事）	元. 6〜

◆歴代部長

奥山　敬二	平23. 4〜 24. 3
戸田　博之	24. 4〜 27. 6
楫　賢吾	27. 6〜 31. 3
猪野　正雄	31. 4〜

法人営業推進部

平22. 4. 1　新設。営業推進部法人営業推進グループの機能を移管し、統括グループを設置。公共･金融法人部金融法人グループの機能の一部を移管し、金融法人グループを設置。新事業推進部管理グループの機能を移管し、管理グループを設置。また、新事業推進部ストラクチャード金融グループおよびプロジェクト金融グループの機能を移管し、プロジェクト金融室を設置
23. 4. 1　統括グループを営業推進グループに改称
27. 4. 1　管理グループを業務グループに改称
28. 4. 1　金融法人グループの一部機能を法人営業第2部に移管
30. 4. 1　金融法人グループを廃止し、機能を総合企画部企画グループに移管。プロジェクト金融室の一部機能を開発投資部および法人営業第1部に移管
31. 4. 1　法人営業第2部営業第3グループを同部に移管し、営業グループを設置。営業推進グループを企画グループに改称

◆担当役員

斉本　正嘉（常務理事）	平22. 4〜 23. 6
大蔵　一之（常務理事）	23. 6〜 25. 6
柴田　弘之（専務理事）	25. 6〜 27. 6
高野　典宏（常務理事）	27. 6〜 28. 6
辺見　直樹（理　事）	28. 6〜 30. 6
中原　広（専務理事）	30. 6〜

◆歴代部長

辺見　直樹	平22. 4〜 23. 3
戸田　博之	23. 4〜 24. 3
小泉　伸洋	24. 4〜 26. 3
多々納　啓	26. 4〜 28. 3
辺見　直樹	28. 4〜 28. 6
(理)辺見　直樹	28. 6〜令元. 6
豊島　敦	元. 6〜

事務統括部

平17. 4. 1　新設。事務企画グループおよび事務管理グループを設置。本店業務部および決済業務部外国為替センターをそれぞれ集中事務センター、外為事務センターに改称し、事務統括部の付属
20. 7.14　集中事務センター内に本店京橋出張所を設置
24. 4. 1　事務管理グループを廃止のうえ、事務第1グループおよび事務第2グループを設置。外為事務センターを海外業務支援部に移管
27. 4. 1　事務企画グループを企画グループに改称
28. 4. 1　決済業務部の一部機能を事務第2グループに移管
令 2. 4. 1　総合企画部の共同化推進室を移管

◆担当役員

川原　義仁（常務理事）	平17. 4〜 18. 6
松岡　裕司（常務理事）	18. 6〜 19. 6
斉本　正嘉（常務理事）	19. 6〜 22. 6
石河　庄一（専務理事）	22. 6〜 23. 6
一柳　幹男（常務理事）	23. 6〜 27. 6
秋山　勝男（副理事長）	27. 6〜 29. 6
日沖　肇（専務理事）	29. 6〜 29.10
日沖　肇（副理事長）	29.10〜

◆歴代部長

一柳　幹男	平17. 4〜 18. 3
荒井　一久	18. 4〜 19. 3
青木　弘和	19. 4〜 20. 6
鈴木　久夫	20. 6〜 21. 6
(常)斉本　正嘉	21. 6〜 21. 6
貫井　敏雄	21. 6〜 22. 3
飛塚　洋一	22. 4〜 25. 3
室井　稔雄	25. 4〜 26. 3
笠原　英樹	26. 4〜 27. 3
鈴木　実	27. 4〜 29. 3
寺尾　由久	29. 4〜 31. 3
小島　一泰	31. 4〜

システム部

平10. 4. 1　システム企画部をシステム部に改組。企画グループ、事務統括グループ、事務指導グループを設置。システム開発部を統合し、同部の業務を分掌するシステムセンターを設置
11. 4. 1　次期システムプロジェクトチームを新設
13. 4. 1　事務指導グループを事務統括グループに統合
17. 4. 1　事務統括部新設に伴い、事務統括グループを廃止

22. 4. 1　企画グループを企画グループおよび管理グループに再編

◆担当役員

陶山　高則（常務理事）	平10. 4～	13. 6
坂戸　俊夫（常務理事）	13. 6～	15. 3
西田　年一（専務理事）	15. 4～	17. 3
坂戸　俊夫（副理事長）	17. 4～	18. 6
服部　順一（常務理事）	18. 6～	19. 6
服部　順一（専務理事）	19. 6～	21. 6
服部　順一（副理事長）	21. 6～	22. 3
石河　庄一（常務理事）	22. 4～	22. 6
石河　庄一（専務理事）	22. 6～	23. 6
一柳　幹男（常務理事）	23. 6～	27. 6
日沖　　肇（常務理事）	27. 6～	28. 6
日沖　　肇（専務理事）	28. 6～	29.10
日沖　　肇（副理事長）	29.10～	

◆歴代部長

関口　良行	平10. 4～	11. 6
(理)関口　良行	11. 6～	13. 3
佐藤　広志	13. 4～	16. 3
荒井　隆史	16. 4～	18. 3
一柳　幹男	18. 4～	19. 6
(理)一柳　幹男	19. 6～	23. 6
佐藤　洋介	23. 6～	24. 3
千坂　博道	24. 4～	28. 6
笠原　英樹	28. 6～	30. 3
若松　史憲	30. 4～	

市場運用部

平 8.11. 5　市場資金部と証券部との統合分割により市場運用部を新設（他に市場営業部を新設）。企画グループ、円貨運用グループ、外貨運用グループを設置
17. 4. 1　企画グループ、円貨運用グループおよび外貨運用グループを、短期資金グループ、運用第1グループおよび運用第2グループに再編
19. 4. 1　企画グループを設置
23. 4. 1　企画グループを廃止し、運用戦略グループを設置。短期資金グループを廃止し、機能を新たに設置する円資金グループおよび外貨資金グループに移管。運用第1グループを債券運用グループに改称。運用第2グループを廃止し、機能を開発投資部に移管
31. 4. 1　運用戦略グループおよび債券運用グループを国債・株式運用グループに変更

◆担当役員

木村　隆治（常務理事）	平 8.11～	10. 6
北島　英夫（常務理事）	10. 6～	13. 6
坂戸　俊夫（常務理事）	13. 6～	14. 6
川原　義仁（常務理事）	14. 6～	17. 3
松岡　裕司（常務理事）	17. 4～	18. 6
服部　順一（常務理事）	18. 6～	19. 6
秋山　勝男（常務理事）	19. 6～	21. 4
秋山　勝男（理　　事）	21. 4～	22. 4
秋山　勝男（常務理事）	22. 4～	23. 6
秋山　勝男（専務理事）	23. 6～	25. 6
秋山　勝男（副理事長）	25. 6～	26. 6
日沖　　肇（常務理事）	26. 6～	28. 6
日沖　　肇（専務理事）	28. 6～	29. 6
須藤　　浩（常務理事）	29. 6～	30. 6
須藤　　浩（専務理事）	30. 6～令元. 6	
井筒　圭亮（常務理事）	元. 6～	

◆歴代部長

松岡　裕司	平 8.11～	12. 3
木下　節夫	12. 4～	14. 3
川野義太郎	14. 4～	16. 3
伊藤　　晃	16. 4～	19. 6
工藤　　淳	19. 6～	21. 3
奥山　敬二	21. 4～	22. 3
大田中　智	22. 4～	24. 3
佐々木英樹	24. 4～	26. 6
(理)堀　　泰彦	26. 6～	27. 6
田中　賢治	27. 6～令元. 6	
田中　宏之	元. 6～	

開発投資部

平23. 4. 1　新設。市場運用部運用第2グループの機能を移管
27. 4. 1　投資第1グループおよび投資第2グループを新設
30. 4. 1　法人営業推進部の一部機能を同部に移管
31. 4. 1　投資第1グループおよび投資第2グループをクレジット投資グループおよびグローバル・オルタナティブ投資グループに変更

◆担当役員

秋山　勝男（常務理事）	平23. 4～	23. 6
秋山　勝男（専務理事）	23. 6～	25. 6
柴田　弘之（専務理事）	25. 6～	27. 6
日沖　　肇（常務理事）	27. 6～	28. 6
日沖　　肇（専務理事）	28. 6～	29. 6
須藤　　浩（常務理事）	29. 6～	30. 6
須藤　　浩（専務理事）	30. 6～	

◆歴代部長

岡戸　勝志	平23. 4～	26. 3
田中　賢治	26. 4～	27. 6
森下　大悟	27. 6～	31. 3
川村　典久	31. 4～	

市場業務部

平22. 4. 1　市場事務部を市場業務部に改称
23. 4. 1　投信・年金グループを設置し、証券業務部投信業務室および年金業務室の一部機能を移管
27. 4. 1　投信・年金グループを個人金融支援部に移管。管理グループを企画グループに改称
28. 4. 1　管理グループを新設し、企画グループの一部機能を移管

◆担当役員

秋山　勝男（常務理事）	平22. 4～　23. 6
秋山　勝男（専務理事）	23. 6～　25. 6
一柳　幹男（常務理事）	25. 6～　26. 6
秋山　勝男（副理事長）	26. 6～　29.10
柴田　弘之（副理事長）	29.10～　30. 6
中原　　広（専務理事）	30. 6～

◆歴代部長

三木　一志	平22. 4～　24. 5
西村　知明	24. 6～　29. 3
田中　宏之	29. 4～令元. 6
鈴木　　実	元. 6～　2. 3
星住　圭一	2. 4～

地域・中小企業研究所

平22. 4. 1　総合研究所を地域・中小企業研究所に改組。アジア業務室の機能を信金業務支援部に移管
24. 4. 1　特別室を廃止
25. 4. 1　信金業務支援部の地域振興グループを地域活性化支援室へ改組し、同研究所に移管。調査・研究グループおよびしんきん実務研修グループを設置。SDB推進室をSDB室に改称
27. 4. 1　しんきん地方創生支援センターを新設し、地域活性化支援室の機能を移管
30. 4. 1　しんきん地方創生支援センターを地域創生支援センターに改称
令 2. 4. 1　地域創生支援センターを廃止し、機能を地域創生推進部に移管

◆担当役員

川原　義仁（専務理事）	平22. 4～　22. 6
大蔵　一之（常務理事）	22. 6～　24. 6
柴田　弘之（常務理事）	24. 6～　25. 6
日沖　　肇（常務理事）	25. 6～　26. 6
一柳　幹男（常務理事）	26. 6～　27. 6
柴田　弘之（専務理事）	27. 6～　28. 6
柴田　弘之（副理事長）	28. 6～　29.10
中原　　広（専務理事）	29.10～

◆歴代所長

平尾　光司	平22. 4～　25. 3
藤野　次雄	25. 4～　26. 6
松崎　英一	26. 6～

◆歴代副所長

松崎　英一	平22. 4～　23. 3
助川　　徹	23. 4～　26. 6

■廃止部（廃止日付順）

業務部

昭25. 6. 1　業務部として新設。業務課と経理課を設置
28.11. 1　廃止。業務課業務を本所営業部に、経理課業務を経理部に移管

◆歴代部長

(専)小原鐵五郎	昭25. 6～　27. 5
(代)小原鐵五郎	27. 5～　27.12
鈴木　正治	27.12～　28.10

経理部

昭28.11. 1　業務部経理課を経理部として独立。資金課と主計課を設置
29. 8. 1　廃止。業務を資金部および監理部に移管

◆歴代部長

(常)佐久間長次郎	昭28.11～　29. 7

資金部

昭29. 8. 1　経理部資金課を資金部として独立。資金課を設置
30. 4. 1　廃止。業務を経理部に移管

◆歴代部長

(常)佐久間長次郎	昭29. 8～　30. 3

監理部

昭29. 8. 1　経理部主計課を独立させ新設。主計課と監理課を設置
30. 4. 1　主計課業務を経理部に移管、考査課を新設
32. 9.15　廃止。業務を業務部に移管

◆歴代部長

橋本　　勝	昭29. 8～　31. 9
(常)森岡謹一郎	31. 9～　32. 4
有方　千里	32. 5～　32. 9

総務部

昭25. 6. 1　総務部として新設。総務課を設置
28.11. 1　審査課を新設
29. 8. 1　企画課を新設。監理部新設に伴い審査課を移管
35. 8. 1　管理課を新設
37. 6. 1　人事課を新設。管理課を総務課に統合
39. 4. 1　庶務課に改称。庶務課と管理課を設置。人事部新設に伴い人事課を移管。業務推進部新設に伴い企画課を移管

◆歴代部長

有方　千里	昭25. 6～	27. 5
(常)佐久間長次郎	27. 6～	29. 2
大澤　助次	29. 3～	35. 5
(常)大澤　助次	35. 5～	35. 7
有方　千里	35. 8～	38. 6
(理)有方　千里	38. 6～	39. 3

業務部

昭32. 9.15　監理部を改称し業務部に再設置。業務課と調査課を設置
35. 8. 1　考査課を新設
39. 4. 1　廃止。業務課業務を業務推進部に、調査課業務を調査部に、考査課業務を考査部に移管

◆歴代部長

鎌田　武雄	昭32. 9～	38. 4
森内　善一	38. 5～	39. 3

考査部

昭39. 4. 1　業務部考査課を考査部として独立。審査課と考査課を設置
44. 4. 1　審査部に改称

◆歴代部長

(理)有方　千里	昭39. 4～	44. 3
下平　勝三	44. 3～	44. 3

庶務部

昭39. 4. 1　新設（総務部を改称)。庶務課、管理課を設置
46. 4. 1　廃止（総務部に改称）

◆担当役員

森岡謹一郎（専務理事）	昭44. 5～	45. 5

◆歴代部長

(常)大澤　助次	昭39. 4～	44. 3
武中　大三	44. 3～	45. 4
小花　　弘	45. 4～	46. 3
吉良　泰幸	46. 3～	46. 3

調査部

昭39.4.1　調査部として独立。統計課、調査課を設置
46.4.1　廃止。業務を企画調査部に移管

◆担当役員

有方　千里（理　　事）	昭44. 3～	45. 4

◆歴代部長

(理)坂戸　信夫	昭39. 4～	42. 3
中西　　豊	42. 3～	43. 5
(理)有方　千里	43. 5～	44. 3
小花　　弘	44. 3～	45. 4
(理)有方　千里	45. 4～	45. 5
(常)有方　千里	45. 5～	46. 3
海保　芳夫	46. 3～	46. 3

為替オンライン推進部

昭49. 7.20　新設。業務推進部業務第二課から内国為替業務を移管
54. 4. 1　廃止（為替管理部に改称）

◆担当役員

有方　千里（常務理事）	昭49. 7～	50. 5
武中　賢一（専務理事）	50. 5～	50. 6
下平　勝三（常務理事）	50. 6～	53. 5

◆歴代部長

萩原彌一郎	昭49. 7～	53. 5
(理)萩原彌一郎	53. 5～	54. 3

為替管理部

昭54. 4. 1　新設（為替オンライン推進部を改称）
60. 3. 4　廃止。全信金システム運営管理業務を㈱しんきん情報システムセンターに、内国為替制度の運営管理業務等を業務推進部に移管

◆担当役員

萩原彌一郎（理　　事）	昭54. 5～	59. 5
田中　岩雄（理　　事）	59. 5～	60. 3

◆歴代部長

(理)萩原彌一郎	昭54. 4～	54. 5
井汲　憲二	54. 5～	57. 2
末廣　徹雄	57. 2～	60. 3

電算機対策推進部

昭51.12.20　新設
60. 8. 1　廃止。業務を㈱しんきん情報システムセンターに移管

◆担当役員

萩原彌一郎（理　　事）	昭53. 5～	54. 5

◆歴代部長

伊能　元夫	昭51.12～	54. 5
(理)萩原彌一郎	54. 5～	59. 5
(理)田中　岩雄	59. 5～	60. 7

審査部

昭44. 4. 1　考査部を審査部に改称。審査課と考査課を設置

46. 4. 1　審査課を審査第一課と審査第二課に分割
48. 3.12　考査部再設置に伴い、考査課の業務を同部に移管
51.12. 1　しんきん住宅ローンセンターを新設
56. 4. 1　しんきん住宅ローンセンターを廃止し、同センター業務を審査第一課に統合。考査部考査第一課から業務を移管し、審査第三課を新設
61. 4. 1　融資部に改称

◆担当役員

吉良　泰幸（専務理事）	昭60. 8～　61. 3

◆歴代室長・部長

下平　勝三	昭44. 4～　44. 5
(理)下平　勝三	44. 5～　46. 3
(理)森内　善一	46. 3～　50. 5
(常)森内　善一	50. 5～　50. 6
(理)吉良　泰幸	50. 6～　53. 5
(常)吉良　泰幸	53. 5～　53. 5
(理)高橋　幸弘	53. 5～　61. 3

外国部

昭56. 6. 1　外国為替準備室として新設
57. 3. 1　外国部に改組
61. 4. 1　廃止（国際部に改称）

◆担当役員（外国為替準備室担当を含む。）

吉良　泰幸（常務理事）	昭56. 6～　57. 3
朝倉　　昇（常務理事）	57. 4～　59. 5
渡邉　展夫（理　　事）	59. 5～　61. 3
朝倉　　昇（専務理事）	60. 8～　61. 3

◆歴代室長・部長

(外国為替準備室長)

竹内　正義	昭56. 5～　57. 2

(外国部長)

竹内　正義	昭57. 3～　59. 5
大久保明也	59. 6～　61. 3

業務推進部

昭39. 4. 1　総務部企画課と業務部業務課を統合し新設。企画課、業務推進課、事務改善課を設置
44. 4. 1　事務改善課を事務管理室に移管
46. 4. 1　企画課業務を企画調査部に移管、業務推進課を業務第一課、業務第二課に分割
49. 7.20　業務第二課の内国為替業務を為替オンライン推進部に移管
60. 3. 4　為替管理部から内国為替制度の運営管理業務等を移管し、内国為替管理課を新設。業務第一課を業務推進課に、業務第二課を代理業務課に改称
63. 4. 1　廃止。業務を業務部に移管

◆担当役員

有方　千里（常務理事）	昭48. 3～　50. 5
武中　賢一（専務理事）	50. 5～　53. 5
下平　勝三（常務理事）	50. 6～　53. 5
市橋　正一（常務理事）	53. 5～　62. 5
吉良　泰幸（専務理事）	60. 8～　63. 3
高橋　幸弘（常務理事）	62. 5～　63. 3

◆歴代部長

(理)坂戸　信夫	昭39. 4～　44. 3
森内　善一	44. 3～　44. 5
(理)森内　善一	44. 5～　46. 3
山澤　　明	46. 3～　47. 3
室谷　芳郎	47. 3～　48. 3
塩本　浩三	48. 3～　50. 6
浮田　　敏	50. 7～　53. 6
末廣　徹雄	53. 6～　57. 2
牧　　伸三	57. 2～　58. 3
荒井　貞夫	58. 3～　59. 5
垂井　徹雄	59. 6～　60. 3
那須　信夫	60. 3～　61. 5
畠山　恒雄	61. 5～　62. 5
田口　哲夫	62. 6～　63. 3

融資部

昭61. 4. 1　新設。融資第一課、融資第二課、融資第三課を設置
63. 4. 1　廃止。融資第一課、融資第三課の業務を業務部に移管。融資第二課の信用金庫経営相談業務を考査部に移管

◆担当役員

吉良　泰幸（専務理事）	昭61. 4～　63. 3

◆歴代部長

(理)高橋　幸弘	昭61. 4～　62. 5
(常)高橋　幸弘	62. 6～　63. 3

国際部

昭61. 4. 1　外国部を国際部に改称
62.11. 6　企画調査部から駐在員事務所の管理業務を移管
平 2. 7.16　廃止（国際金融部と外国業務部に分離）

◆担当役員

渡邉　展夫（理　　事）	昭61. 4～　62. 5
朝倉　　昇（専務理事）	61. 4～　62. 5
久保　治彦（専務理事）	62. 5～平 2. 7

◆歴代部長

大久保明也	昭61. 4～　62. 5
(理)大久保明也	62. 6～平 2. 5
(常)大久保明也	2. 5～　2. 7

秘書室

昭48. 3.12　秘書室として新設（人事部人事課の秘書業務を移管）
平 3.10.21　総務部の部内室として同部に統合

◆担当役員

江口　　穣（専務理事）	昭48. 3～　49. 2
鈴木　吉之（常務理事）	50. 6～　53. 5
吉良　泰幸（常務理事）	53. 5～　60. 7
宮原　　翠（専務理事）	60. 8～　62. 5
吉良　泰幸（専務理事）	62. 5～平 2. 5
宮原　　翠（専務理事）	2. 5～　3. 9
宮原　　翠（副会長兼専務理事）	3. 9～　3.10

◆歴代部長

吉良　泰幸	昭48. 3～　50. 5
(理)吉良　泰幸	50. 5～　50. 6
柴本　　弘	50. 7～　53. 6
浮田　　敏	53. 6～　54. 3
尾崎　孝志	54. 3～　57. 2
榎本　　修	57. 2～　59. 5
荒井　貞夫	59. 6～　60. 3
冨士川昌孝	60. 3～　60. 7
奥村　正義	60. 8～　62. 5
冨士川昌孝	62. 6～平 2. 5
冨士川昌孝	2. 5～　3.10

企画調査部

昭46. 4. 1　調査部と業務推進部の企画課を統合し新設。企画課、調査課を設置
59.11. 1　ロンドン駐在員事務所開設に伴い事務所業務を分掌
60. 1.10　ニューヨーク駐在員事務所開設に伴い事務所業務を分掌
11. 1　シンガポール駐在員事務所開設に伴い事務所業務を分掌
62.11. 6　駐在員事務所の管理業務を国際部に移管
平 3.10.21　廃止。業務を総合企画部に移管

◆担当役員

武中　賢一（常務理事）	昭48. 3～　50. 5
森内　善一（常務理事）	50. 6～　53. 5
吉良　泰幸（常務理事）	53. 5～　58. 2
吉良　泰幸（常務理事）	58. 3～　60. 7
吉良　泰幸（専務理事）	60. 7～平 2. 5
宮原　　翠（専務理事）	2. 5～　3. 9
宮原　　翠（副会長兼専務理事）	3. 9～　3.10
渡邉　展夫（常務理事）	2. 7～　3.10

◆歴代部長

海保　芳夫	昭46. 4～　50. 5
(理)海保　芳夫	50. 5～　50. 6
宮城　辰夫	50. 9～　52. 3
木幡　　寛	52. 3～　55. 3
竹内　正義	55. 3～　56. 5
榎本　　修	56. 6～　57. 2
渡邉　展夫	57. 2～　58. 2
(常)吉良　泰幸	58. 3～　58. 3
牧　　伸三	58. 3～　62. 5
(常)渡邉　展夫	62. 6～平 2. 7
木村　隆治	2. 7～　3.10

業務部

昭63. 4. 1　業務推進部ならびに融資部融資第一課および第三課を統合し業務部に再設置。業務推進課、審査課、業務開発課、内国為替管理課を設置
平 2. 7.16　会員外との業務を法人営業部に移管。審査部の再設置に伴い審査課業務を移管。業務開発課を業務企画課に改称
3.10.21　廃止。業務を営業推進部および業務開発部に移管

◆担当役員

吉良　泰幸（専務理事）	昭63. 4～平 2. 5
高橋　幸弘（常務理事）	昭63. 4～平 2. 5
高橋　幸弘（専務理事）	2. 5～　3.10

◆歴代部長

田口　哲夫	昭63. 4～平元. 3
近藤　敏雄	元. 3～　3.10

事務集中部

平62. 6. 1　事務管理部事務集中課を事務集中部として独立
平 3.10.21　廃止。業務を東京営業部に移管

◆担当役員

宮原　　翠（専務理事）	昭62. 6～平 2. 5
高橋　幸弘（専務理事）	2. 5～　3.10

◆歴代部長

時田　好啓	昭62. 6～　63. 3
辻　傳二郎	63. 3～平元. 4
桂　　槌男	元. 5～　3. 3
山岸　興治	3. 3～　3.10

国際金融部

平 2. 7.16　国際部から分離し国際金融部として独立
3.10.21　廃止。業務を総合資金部に移管

◆担当役員

久保　治彦（専務理事）	平 2. 7～　3.10

◆歴代部長

(理)大久保明也	平 2. 7～　3. 3
宗像　治喜	3. 3～　3. 9
(理)宗像　治喜	3. 9～　3.10

資金証券部

昭62. 6. 1　経理部の経理第二課と経理第四課を独立させて新設。資金課、証券課、証券営業課を設置
平 2. 7.16　資金証券管理課を新設
3.10.21　廃止。業務を総合資金部および証券部に移管

◆担当役員

久保　治彦（専務理事）	昭62. 6～平 3.10

◆歴代部長

(理)荒井　貞夫	昭62. 6～平 2. 5
(常)荒井　貞夫	2. 5～　3.10

債券部

平元. 3.16　債券業務準備室として新設
11. 1　債券部に改組
2. 7.16　債券販売業務を法人営業部に移管
5. 6.21　廃止。企画業務を法人企画部に、その他の業務を資金証券管理部に移管

◆担当役員（債券業務準備室担当を含む。）

吉良　泰幸（専務理事）	平元. 3～　2. 5
渡邉　展夫（常務理事）	元. 3～　3.10
高橋　幸弘（専務理事）	2. 5～　3.10
荒井　貞夫（常務理事）	3.10～　5. 6

◆歴代室長・部長

（債券業務準備室長）	
酒井　宏	平元. 3～　元.10
（債券部長）	
酒井　宏	平元.11～　4. 3
呉藤　利彦	4. 3～　5. 6

経理部

昭30. 4. 1　再設置。資金課と経理課を設置
12. 1　証券課を新設
32. 9.15　証券課を廃止し業務を資金課に移管
56. 4. 1　経理課を経理第一課と経理第三課に分割、資金課を経理第二課を改称
61. 4. 1　経理第四課を新設
平 3.10.21　従来の課をグループに変更
5. 6.21　廃止。業務を企画管理部および資金証券管理部に移管

◆担当役員

武中　賢一（専務理事）	昭44. 5～　50. 5
森内　善一（専務理事）	50. 6～　53. 5
朝倉　　昇（専務理事）	53. 5～　59. 5
朝倉　　昇（専務理事）	60. 8～　62. 5
久保　治彦（専務理事）	62. 5～平 3.10
渡邉　展夫（常務理事）	3.10～　5. 5
渡邉　展夫（専務理事）	5. 5～　5. 6

◆歴代部長

(常)佐久間長次郎	昭30. 4～　32. 8
海塚重治郎	32. 8～　34. 9
(常)佐久間長次郎	34. 9～　34.10
森内　善一	34.10～　35. 7
中西　　豊	35. 8～　38. 4
鎌田　武雄	38. 5～　42. 3
(常)豊川　武夫	42. 3～　44. 3
小川喜代治	44. 3～　48. 8
田中　岩雄	48. 8～　50. 3
柴本　　弘	50. 3～　50. 6
塩本　浩三	50. 7～　52. 3
宮城　辰夫	52. 3～　55. 3
渡邉　展夫	55. 3～　57. 2
堀口　武邦	57. 2～　59. 5
(理)渡邉　展夫	59. 6～　62. 5
小林　三平	62. 6～平 2. 5
(理)小林　三平	2. 5～　3.10
山岸　興治	3.10～　5. 6

法人営業部

平 2. 7.16　業務部の会員外との業務と債券部の債券販売業務を統合し新設。業務管理課、法人営業課を設置
3. 3.18　課制を廃止
10.21　資金中継・代理業務を業務開発部へ移管
5. 6.21　廃止。業務を法人企画部に移管

◆担当役員

高橋　幸弘（専務理事）	平 2. 7～　3.10
荒井　貞夫（常務理事）	3.10～　5. 6

◆歴代部長

並木　良壽	平 2. 7～　5. 5
(理)並木　良壽	5. 5～　5. 6

業務開発部

平 3.10.21　法人営業部の資金中継・代理業務担当および業務部内国為替管理課を統合し新設。業務開発グループ、業務管理グループ、内国為替管理グループを設置
5. 6.21　廃止。業務を法人企画部および決済業務部に移管

◆担当役員

冨士川昌孝（理　　事）	平 3.10～　5. 5
冨士川昌孝（常務理事）	5. 5～　5. 6

◆歴代部長

松尾　　敏	平 3.10～　5. 6

企画管理部

平 5. 6.21　経理部経理グループと総合企画部ALM担当を

統合して新設。主計グループ、ALMグループを設置
6. 6.16　廃止（財務企画部に改称）

◆担当役員

渡邉　展夫（専務理事）	平 5. 6～	6. 6

◆歴代部長

田中　　豊	平 5. 6～	6. 6

法人企画部

平 5. 6.21　法人営業部の企画部門、業務開発部業務開発グループおよび業務管理グループならびに債券部の企画担当を統合し新設。法人企画グループ、業務統括グループ、業務開発グループを設置
6. 6.16　廃止。業務を営業推進部および決済業務部に移管

◆担当役員

舟山　正克（副理事長）	平 5. 6～	6. 6

◆歴代部長

(理)並木　良壽	平 5. 6～	6. 6

システム企画部

平 3.10.21　新設
6. 6.16　廃止（業務を総合企画部に移管。部内室システム企画室に改組）

◆担当役員

大久保明也（常務理事）	平 3.10～	5. 6
奥村　正義（常務理事）	5. 6～	6. 6

◆歴代部長

田中　　豊	平 3.10～	5. 6
呉藤　利彦	5. 6～	6. 6

外国業務部

平 2. 7.16　国際部の外国為替部門を分離し外国業務部を新設
6. 6.16　廃止。業務を国際業務部外国為替センターに移管

◆担当役員

久保　治彦（専務理事）	平 2. 7～	3.10
大久保明也（常務理事）	2. 7～	3. 3
冨士川昌孝（理　　事）	3.10～	5. 5
冨士川昌孝（常務理事）	5. 5～	5. 6
大久保明也（常務理事）	5. 6～	6. 5
渡邉　展夫（専務理事）	6. 5～	6. 6

◆歴代部長

旦　　綏之	平 2. 7～	5. 1
(理)冨士川昌孝	5. 1～	5. 5
(常)冨士川昌孝	5. 5～	5. 6
山岸　興治	5. 6～	6. 3
(常)大久保明也	6. 3～	6. 5
小坂井雅夫（心得）	6. 5～	6. 6

総合資金部

平 3.10.21　国際金融部および資金証券部を統合分離して新設（他に証券部を新設）。資金証券管理室を設置
5. 6.21　市場営業室を新設。資金証券管理室の業務を資金証券管理部に移管
6. 6.16　廃止。国際業務を国際業務部に、その他の業務を市場資金部に移管

◆歴代部長

(理)宗像　治喜	平 3.10～	6. 5
(常)宗像　治喜	6. 5～	6. 6

事務管理部

昭44. 4. 1　業務推進部事務改善課を独立させ事務管理室を新設
46. 4. 1　事務管理部に改組。事務管理課、集中計算課を設置
48. 3.12　事務管理課から事務開発課を分離
53. 3.20　集中計算課を事務集中課と電子計算課に分割
62. 6. 1　事務集中課を事務集中部に移管
63. 4. 1　事務管理課を事務課に、事務開発課をシステム開発課に、電子計算課をシステム管理課に改称
平 3.10.21　従来の課をグループに変更
6. 6.16　廃止（システム管理部に改称）

◆担当役員（事務管理室担当を含む。）

武中　賢一（常務理事）	昭44. 5～	48. 3
有方　千里（常務理事）	48. 3～	50. 5
下平　勝三（常務理事）	50. 6～	53. 5
朝倉　　昇（常務理事）	53. 5～	57. 3
萩原彌一郎（理　　事）	57. 4～	59. 5
田中　岩雄（理　　事）	59. 5～	60. 2
田中　岩雄（理　　事）	60. 3～	60. 8
市橋　正一（常務理事）	60. 8～	62. 5
宮原　　翠（専務理事）	60. 8～平	3.10
渡邉　展夫（常務理事）	昭62. 6～平	2. 5
渡邉　展夫（常務理事）	2. 7～	3.10
大久保明也（常務理事）	3.10～	5. 6
小林　三平（常務理事）	5. 6～	6. 5
宗像　治喜（常務理事）	6. 5～	6. 6

◆歴代室長・部長

（事務管理室長）		
萩原彌一郎	昭44. 4～	46. 3
市橋　正一	46. 3～	46. 3
（事務管理部長）		
市橋　正一	昭46. 4～	48. 3
山澤　　明	48. 3～	50. 5

(常)森内　善一	50. 5〜	50. 6
清水　達也	50. 7〜	55. 3
木幡　　寛	55. 3〜	57. 2
井汲　憲二	57. 2〜	58. 3
石井　　克	58. 3〜	60. 2
(理)田中　岩雄	60. 2〜	60. 3
垂井　徹雄	60. 3〜	63. 3
時田　好啓	63. 3〜平	2. 4
(常)渡邉　展夫	2. 5〜	2. 7
佐藤　公也	2. 7〜	3.10
畑　　俊夫	3.10〜	5. 6
岡野　彰夫	5. 6〜	6. 6

経営開発部

平 5. 6.21　総合企画部調査室、考査部信用金庫統計担当および経営開発室を統合して新設。調査室を設置
6. 6.16　廃止。業務を総合研究所に移管

◆歴代部長

(常)奥村　正義	平 5. 6〜	6. 6

営業推進部

平 3.10.21　業務部を分割し営業推進部を新設。業務推進課業務を移管（他の業務は業務開発部に移管）。営業統括グループ、営業推進グループを設置
6. 6.16　営業統括グループを法人企画部法人企画グループと統合し、営業店統括グループと預金・債券グループに、営業推進グループを融資Ⅰグループと融資Ⅱグループに分割
7. 5.29　営業企画部に改称

◆担当役員

冨士川昌孝（理　　事）	平 3.10〜	5. 5
大久保明也（常務理事）	5. 6〜	6. 5
渡邉　展夫（専務理事）	6. 5〜	6. 6
冨士川昌孝（常務理事）	6. 6〜	7. 5

◆歴代部長

野田　紘一	平 3.10〜	5. 5
(常)冨士川昌孝	5. 5〜	5. 6
村越　晋作	5. 6〜	6. 6
(理)梶田　益男	6. 6〜	7. 5

システム管理部

平 6. 6.16　新設（事務管理部を改称）。事務管理グループ、システム開発グループ、システム運用グループを設置
8. 5.27　廃止（システム開発部に改組）

◆担当役員

宗像　治喜（常務理事）	平 6. 6〜	7. 5
渡邉　展夫（副理事長）	7. 5〜	8. 5

◆歴代部長

岡野　彰夫	平 6. 6〜	7. 5
呉藤　利彦	7. 5〜	8. 5

市場資金部

平 6. 6.16　総合資金部を改組して新設。資金証券調整グループ、市場運用グループ、市場営業グループを設置
7. 5.29　資金証券調整グループのリスク管理業務を財務企画部に移管
8.11. 5　廃止。業務を市場運用部および市場営業部に移管

◆担当役員

奥村　正義（常務理事）	平 6. 6〜	7. 5
木村　隆治（常務理事）	7. 5〜	8.11

◆歴代部長

(理)猿渡　通夫	平 6. 6〜	8. 5
坂戸　俊夫	8. 5〜	8.11

証券部

平 3.10.21　資金証券部と国際金融部を統合分割したことに伴い新設（他に総合資金部を新設）
6. 6.16　証券運用グループ、証券営業グループを新設
8.11. 5　廃止。業務を市場運用部および市場営業部に移管

◆担当役員

宗像　治喜（理　　事）	平 3.10〜	6. 5
宗像　治喜（常務理事）	6. 5〜	6. 6
奥村　正義（常務理事）	6. 6〜	7. 5
木村　隆治（常務理事）	7. 5〜	8.11

◆歴代部長

猿渡　通夫	平 3.10〜	6. 5
(理)猿渡　通夫	6. 5〜	6. 6
酒井　　洋	6. 6〜	7. 5
坂戸　俊夫	7. 5〜	8. 5
松岡　裕司	8. 5〜	8.11

営業企画部

平 7. 5.29　新設（営業推進部を改称）。営業統括グループ、預金債券グループ、融資Ⅰグループ、融資Ⅱグループを設置
8.11. 5　営業統括グループを営業店統括グループに改称
9. 4. 1　廃止（営業推進部に改称）

◆担当役員

冨士川昌孝（常務理事）	平 7. 5〜	8. 5
陶山　高則（常務理事）	8. 5〜	9. 3

◆歴代部長

(理)梶田　益男	平 7. 5～	8. 5
彦阪　英次	8. 5～	9. 3

システム企画部

平 7. 5.29　総合企画部からシステム企画室を分離し、システム企画部として独立。システム企画グループ、システム整備グループを設置
8. 5.27　システム管理部から事務グループを移管。システム企画グループとシステム整備グループをシステムグループとして統合
10. 4. 1　廃止（システム部に改組）

◆担当役員

渡邉　展夫（副理事長）	平 7. 5～	8. 5
陶山　高則（常務理事）	8. 5～	10. 3

◆歴代部長

西田　年一	平 7. 5～	8. 5
関口　良行	8. 5～	10. 3

資金証券管理部

平 5. 6.21　総合資金部資金証券管理室、経理部業務グループおよび債券部の一部業務を統合し新設
7. 5.29　資金管理グループ、証券管理グループを新設
8. 4. 1　資金管理グループ、証券管理グループを廃止。統括グループ、市場グループを新設
11. 5　市場グループを業務グループに改称
10. 4. 1　廃止（市場事務部に改称）

◆担当役員

宗像　治喜（理　　事）	平 5. 6～	6. 5
宗像　治喜（常務理事）	6. 5～	6. 6
奥村　正義（常務理事）	6. 6～	7. 5
木村　隆治（常務理事）	7. 5～	9.10

◆歴代部長

酒井　　洋	平 5. 6～	6. 6
畑　　俊夫	6. 6～	7. 5
木原　俊文	7. 5～	9. 3
服部　順一	9. 4～	9.10
(常)木村　隆治	9.10～	10. 3

システム開発部

平 8. 5.27　システム管理部を改組し新設。開発Ⅰグループ、開発Ⅱグループ、運用グループを設置
11. 5　運用グループを廃止（業務を㈱しんきん情報システムセンターに委託）
10. 4. 1　廃止（システム企画部と統合しシステム部システムセンターに改組）

◆担当役員

陶山　高則（常務理事）	平 8. 5～	9. 1
陶山　高則（常務理事）	9. 4～	10. 3

◆歴代部長

呉藤　利彦	平 8. 5～	9. 1
(常)陶山　高則	9. 2～	9. 3
塩田　友助	9. 4～	10. 3

国際業務部

平 6. 6.16　総合資金部の国際業務部門と外国業務部を統合し新設。国際グループ、外国為替グループ、貿易投資相談室、外国為替センターを設置
7. 5.29　国際グループを国際統括グループに改称
8.11. 5　国際統括グループを企画グループに改称
10. 4. 1　企画グループと外国為替グループを統合、グループを廃止
11. 4. 1　貿易投資相談室をアジア業務相談室に改称
12. 4. 1　廃止。国際企画業務を総合企画部に、海外拠点の統括管理を営業推進部に、外国為替業務およびコルレス業務ならびに外国為替センターを決済業務部に、アジア業務相談室を総合研究所に移管

◆担当役員

宗像　治喜（常務理事）	平 6. 6～	10. 6
北島　英夫（常務理事）	10. 6～	12. 3

◆歴代部長

石黒　　武	平 6. 6～	8. 8
小坂井雅夫	8. 8～	10. 3
早川　守久	10. 4～	12. 3

考査部

昭48. 3.12　考査部を再設置。審査部から考査課を移管
50. 3.17　課制を廃止
53. 3.20　考査第一課と考査第二課を新設
56. 4. 1　考査第一課の業務を審査部審査第二課に移管。課制を廃止
63. 4. 1　融資部融資第二課から信用金庫経営相談業務を移管（同課を統合）
平 3.10.21　経営開発室を新設。総合企画部調査室から信用金庫統計業務を移管
5. 6.21　経営開発部の新設に伴い、経営開発室業務および信用金庫統計業務を同部に移管
6. 6.16　信用金庫支援グループ、監査グループを新設
7. 5.29　信用金庫支援グループを考査グループに改称
8. 4. 1　考査グループ分掌の経営相談業務を独立させ経営相談グループを新設。監査グループを廃止
13. 4. 1　廃止。考査グループおよび経営相談グループの機能を信用金庫部に移管

◆担当役員

江口　　穣（専務理事）	昭48. 3～	49. 2
森内　善一（常務理事）	50. 6～	51. 3
森内　善一（常務理事）	51. 3～	53. 5

高橋　幸弘（理　　事）	53. 6～	56. 4
高橋　幸弘（理　　事）	56. 5～	57. 5
高橋　幸弘（理　　事）	57. 6～	60. 1
高橋　幸弘（理　　事）	60. 3～	62. 5
吉良　泰幸（専務理事）	60. 8～平	2. 5
高橋　幸弘（常務理事）	昭62. 5～平	2. 5
高橋　幸弘（専務理事）	2. 5～	3.10
冨士川昌孝（理　　事）	3.10～	5. 5
冨士川昌孝（常務理事）	5. 5～	5. 6
大久保明也（常務理事）	5. 6～	6. 5
渡邉　展夫（専務理事）	6. 5～	6. 6
冨士川昌孝（常務理事）	6. 6～	7. 5
近藤　敏雄（常務理事）	7. 5～	10. 6
梶田　益男（常務理事）	10. 6～	13. 3

◆歴代部長

室谷　芳郎	昭48. 3～	51. 3
(常)森内　善一	51. 3～	51. 3
高橋　幸弘	51. 4～	53. 5
(理)高橋　幸弘	53. 5～	53. 6
井汲　憲二	53. 6～	54. 5
稲垣　晴弘	54. 5～	56. 4
(理)高橋　幸弘	56. 4～	56. 5
柴崎　正雄	56. 5～	57. 2
浮田　　敏	57. 2～	57. 5
(理)高橋　幸弘	57. 5～	57. 6
大久保明也	57. 6～	59. 5
吉岡聯太郎	59. 6～	60 .1
(理)高橋　幸弘	60. 1～	60. 3
田口　哲夫	60. 3～	62. 5
寺尾　　亮	62. 6～	63. 3
末津　胤男	63. 4～平	3. 1
横川　利行	3. 1～	3. 3
梶田　益男	3. 3～	6. 5
(理)梶田　益男	6. 5～	6. 6
村越　晋作	6. 6～	8. 5
(理)村越　晋作	8. 5～	11. 6
八尋　俊明	11. 6～	12. 3
平澤　数雄	12. 4～	13. 3

営業推進部

平9. 4. 1　営業企画部を営業推進部に改称し、再設置。企画グループ、営業推進Ⅰグループ、営業推進Ⅱグループ、営業推進Ⅲグループを設置
10. 4. 1　企画グループを企画Ⅰグループ、企画Ⅱグループに分割、営業推進Ⅲグループを廃止
11. 4. 1　営業推進部Ⅰグループ、営業推進部Ⅱグループを統合し、営業推進グループを新設
12. 4. 1　海外拠点の統括管理を国際業務部から移管し海外拠点統括室を新設。企画Ⅰグループを営業店統括グループに、企画Ⅱグループを営業企画グループに改称
13. 4. 1　海外拠点統括室を営業店統括グループに統合
10. 1　営業店統括グループを統括グループに、営業企画グループを企画グループに改称。営業推進グループの業務を企画グループおよび統括グループに移管のうえ、同グループを廃止。戦略商品グループを新設。確定拠出年金業務開始に伴い、年金センターを設置
14. 4. 1　統括グループと企画グループを統合し、営業店統括グループに改称
15. 4. 1　営業統括部に改称

◆担当役員

陶山　高則（常務理事）	平 9. 4～	11. 6
村越　晋作（常務理事）	11. 6～	14. 6
坂戸　俊夫（常務理事）	14. 6～	15. 3

◆歴代部長

彦坂　英次	平 9. 4～	11. 3
坂本　一馬	11. 4～	14. 3
植田　講三	14. 4～	15. 3

営業統括部

平15. 4. 1　営業推進部を営業統括部に改称。営業店統括グループ、営業企画グループ、年金センターを設置
17. 4. 1　廃止（営業店部に改称）。年金センターを年金業務室に改称のうえ証券業務部に移管

◆担当役員

坂戸　俊夫（専務理事）	平15. 4～	17. 3

◆歴代部長

植田　講三	平15. 4～	16. 3
大蔵　一之	16. 4～	17. 3

市場営業部

平 8.11. 5　市場資金部と証券部の統合分割により市場営業部を新設（他に市場運用部）。企画グループ、営業グループを設置
10. 4. 1　投信グループを新設
11. 4. 1　投信グループを投信業務室に改称
14. 4. 1　投信業務室を投信グループに改称
17. 4. 1　廃止（証券業務部に改称）

◆担当役員

木村　隆治（常務理事）	平 8.11～	10. 6
北島　英夫（常務理事）	10. 6～	13. 6
坂戸　俊夫（常務理事）	13. 6～	14. 6
川原　義仁（常務理事）	14. 6～	17. 3

◆歴代部長

坂戸　俊夫	平 8.11～	9. 4
(理)北島　英夫	9. 4～	10. 6
田谷　光男	10. 6～	13. 3
伊藤　和宏	13. 4～	16. 3
武盛　　進	16. 4～	17. 3

検査部

昭30. 4. 1　検査役室として新設
　46. 4. 1　検査部に昇格
平13. 4. 1　内部監査グループおよび事務検査グループを設置
　14. 4. 1　内部監査グループおよび事務検査グループを廃止
　19. 4. 1　廃止（監査部に改組）

◆担当役員

江口　　穣（専務理事）	昭48. 3～　49. 2
有方　千里（常務理事）	49. 2～　50. 5
武中　賢一（専務理事）	50. 5～　53. 5
市橋　正一（常務理事）	53. 5～　54. 8
市橋　正一（常務理事）	55. 3～　60. 7
朝倉　　昇（専務理事）	60. 8～　62. 5
宮原　　翠（専務理事）	62. 5～平 2. 5
（2.5～5.12会長・理事長直轄）	
高橋　幸弘（副理事長）	5.12～　6. 6
舟山　正克（副理事長）	6. 6～　11. 6
畠山　恒雄（副理事長）	11. 7～　13. 6
（13.6～17.3理事長直轄）	
坂戸　俊夫（副理事長）	17. 4～　18.10
（18.11～19.3理事長直轄）	

◆歴代室長・部長

（検査役室長）

海塚重治郎	昭30. 4～　32. 8
境　　浩	32. 8～　37.10
武中　大三	38. 3～　42. 3
伊原誠一郎	42. 3～　44. 3
室谷　芳郎	44. 3～　46. 3

（検査部長）

室谷　芳郎	昭46. 4～　47. 3
山澤　　明	47. 3～　48. 3
清水　達也	48. 3～　50. 6
井汲　憲二	50. 7～　53. 6
柴崎　正雄	53. 6～　54. 8
(常)市橋　正一	54. 8～　55. 3
柳田　恵臣	55. 3～　57. 6
山田　三郎	57. 6～　59. 5
末津　胤男	59. 6～　61. 3
坂東　敏男	61. 3～　62. 5
三谷　　武	62. 6～　63. 3
田中　　彰	63. 3～平 3. 3
谷　　義雄	3. 3～　4. 3
岡野　彰夫	4. 3～　5. 6
森本　義正	5. 6～　8. 2
佐々木俊司	8. 2～　8. 5
加藤　久勝	8. 5～　9. 3
伊藤　堯夫	9. 4～　11. 3
彦阪　英次	11. 4～　13. 6
酒井　庸雄	13. 6～　14. 3
山岸　　民	14. 4～　16. 6
千葉　　昇	16. 6～　19. 3

事業法人部

平17. 4. 1　営業店から本部に移行。新事業推進新設に伴い特別金融グループを廃止。大阪支店法人営業部を大阪事業法人部に改称し、事業法人部に付属
　18. 4. 1　営業第1～第4グループを、営業第1～第3グループに再編
　19. 4. 1　営業店に移行（事業法人営業第1部、事業法人営業第2部、大阪法人営業部に分割再編）

◆担当役員

服部　順一（常務理事）	平17. 4～　18. 6
川原　義仁（常務理事）	18. 6～　19. 3

◆歴代部長

武盛　　進	平17. 4～　19. 3

公共・金融法人部

平17. 4. 1　営業店から本部に移行
　19. 4. 1　営業店に移行

◆担当役員

服部　順一（常務理事）	平17. 4～　18. 6
川原　義仁（常務理事）	18. 6～　19. 3

◆歴代部長

川野義太郎	平16. 4～　18. 3
（16.4～17.3は営業店としての部長）	
小西　泰三	18. 4～　19. 3

経営管理部

平12. 4. 1　新設。総合企画部から管理業務および関係会社グループを移管し、総務部から予算統括室を移管し、管理グループ、法務グループ、関係会社グループ、予算統括室を設置
　14. 4. 1　関係会社グループを関連事業グループに、予算統括室を予算統括グループに改称
　15. 4. 1　予算統括グループを予算グループに、関連事業グループを関係会社グループに改称
　16. 4. 1　関係会社グループの業務を管理グループに移管し、同グループを廃止
　19. 4. 1　法務グループをコンプライアンスグループに改称
　22. 4. 1　廃止。業務を総務部に移管

◆担当役員

木村　隆治（専務理事）	平12. 4～　14. 6
梶田　益男（専務理事）	14. 6～　15. 3
梶田　益男（副理事長）	15. 4～　16. 6
坂戸　俊夫（専務理事）	16. 6～　17. 3
坂戸　俊夫（副理事長）	17. 4～　19. 6
石河　庄一（常務理事）	19. 6～　22. 3

◆歴代部長

山岸　裕幸	平12. 4～	14. 6
大蔵　一之	14. 6～	16. 3
山田　　寛	16. 4～	18. 3
藪下　裕久	18. 4～	20. 6
(理)大澤　宣之	20. 6～	22. 3

リスク統括部

平19. 4. 1　新設。内部統制グループ、リスク評価グループを設置
21. 4. 1　内部統制グループをリスク管理グループに改称。リスク管理支援グループを設置
22. 4. 1　廃止（統合リスク管理部に改称）

◆担当役員

坂戸　俊夫（副理事長）	平19. 4～	19. 6
石河　庄一（常務理事）	19. 6～	22. 3

◆歴代部長

飯田　匡洋	平19. 4～	21. 3
伊藤　　晃	21. 4～	22. 3

営業店部

平17. 4. 1　営業統括部を営業店部に改称。営業店統括グループおよび営業企画グループを廃止し、営業店支援グループおよび営業推進グループを設置
19. 4. 1　営業店支援グループを統括グループに改組し、営業推進の業務を営業推進部に移管。信金ネットワーク推進グループを設置
22. 4. 1　廃止。営業推進部と統合（信金ネットワーク推進グループの業務を信金業務支援部に移管）

◆担当役員

西田　年一（副理事長）	平17. 4～	19. 6
服部　順一（専務理事）	19. 6～	21. 6
柴田　弘之（常務理事）	21. 6～	22. 3

◆歴代部長

藁品　尚一	平17. 4～	18. 3
藤田　正美	18. 4～	19. 3
服部　秀樹	19. 4～	20. 3
堀　　泰彦	20. 4～	21. 6
小泉　伸洋	21. 6～	22. 3

新事業推進部

平17. 4. 1　新設。企画グループ、ストラクチャード金融グループおよびプロジェクト金融グループを設置
19. 4. 1　管理グループを設置
22. 4. 1　廃止。業務を法人営業推進部に移管

◆担当役員

服部　順一（常務理事）	平17. 4～	18. 6
川原　義仁（常務理事）	18. 6～	19. 6
秋山　勝男（常務理事）	19. 6～	21. 4
秋山　勝男（理　　事）	21. 4～	22. 3

◆歴代部長

大蔵　一之	平17. 4～	17. 6
(理)大蔵　一之	17. 6～	19. 6
小山　裕庸	19. 6～	22. 3

市場事務部

平10. 4. 1　資金証券管理部を市場事務部に改称。管理グループ、業務グループを設置
22. 4. 1　廃止（市場業務部に改称）

◆担当役員

木村　隆治（常務理事）	平 7. 5～	10. 6
北島　英夫（常務理事）	10. 6～	13. 6
坂戸　俊夫（常務理事）	13. 6～	14. 6
川原　義仁（常務理事）	14. 6～	17. 3
松岡　裕司（常務理事）	17. 4～	18. 6
服部　順一（常務理事）	18. 6～	19. 6
秋山　勝男（常務理事）	19. 6～	21. 4
秋山　勝男（理　　事）	21. 4～	22. 3

◆歴代部長

塩田　友助	平10. 4～	11. 4
山岸　裕幸	11. 4～	12. 3
佐藤　広志	12. 4～	13. 3
稲垣　和成	13. 4～	15. 7
佐野　和晴	15. 7～	17. 6
浅川　　昭	17. 7～	19. 3
飛塚　洋一	19. 4～	22. 3

総合研究所

平 6. 6.16　経営開発部を総合研究所に改組。経済・金融調査グループ、産業・企業調査グループ、信金統計グループ、コンサルティンググループを設置
7. 5.29　経済・金融調査グループを経済金融調査グループに、産業・企業調査グループを産業企業調査グループに、コンサルティンググループをコンサルティング室に改称
10. 4. 1　経済金融調査グループを経済金融グループに、産業企業調査グループを産業企業グループに改称
12. 4. 1　国際業務部廃止に伴いアジア業務相談室を同部から移管
13. 4. 1　信金統計グループを信用金庫部企画グループに、コンサルティング室を同部コンサルティングセンターに移管。制度研究グループを設置
14. 4. 1　経済金融グループ、産業企業グループおよび制度研究グループを廃止
17. 4. 1　アジア業務相談室をアジア業務室に改称
18. 4. 1　SDB推進室、特別室を設置
22. 4. 1　廃止（地域・中小企業研究所に改組）

◆担当役員

渡邉　展夫（専務理事）	平 6. 6～	7. 5
木村　隆治（常務理事）	7. 5～	11. 6
木村　隆治（専務理事）	11. 6～	13. 3
西田　年一（常務理事）	13. 6～	14. 6
川原　義仁（常務理事）	14. 6～	19. 6
川原　義仁（専務理事）	19. 6～	22. 3

◆歴代所長

(理)木村　隆治	平 6. 6～	7. 5
下村　英二	7. 5～	8. 5
井原　義雄	8. 5～	12. 3
松岡　裕司	12. 4～	13. 3
(専)木村　隆治	13. 4～	13. 5
藤野　次雄	13. 6～	17. 3
武富　　將	17. 4～	20. 6
平尾　光司	20. 6～	22. 3

◆歴代副所長

荒井　一久	平13. 6～	15. 3
服部　秀樹	15. 4～	17. 3
青木　弘和	17. 4～	19. 3
松崎　英一	19. 4～	22. 3

信金業務本部

平17. 4. 1　設置。信用金庫部、営業店部、決済業務部、証券業務部の4部をもって構成
19. 4. 1　構成部門に営業推進部を追加
22. 4. 1　廃止

◆担当役員

西田　年一（副理事長）	平17. 4～	19. 6
服部　順一（専務理事）	19. 6～	21. 6
柴田　弘之（常務理事）	21. 6～	22. 3

（備考）信金業務本部は、組織規程に定める組織以外の組織として設置された。

証券業務部

平17. 4. 1　市場営業部を証券業務部に改称。投信グループを投信業務室に改称。営業統括部から年金センターを移管し、年金業務室に改称
23. 4. 1　廃止（市場営業部に改称）。営業グループを廃止し、トレーディンググループおよび市場運用部外貨資金グループに移管。投信業務室および年金業務室を廃止し、機能を営業推進部投信・年金推進室および市場業務部投信・年金グループに移管

◆担当役員

西田　年一（副理事長）	平17. 4～	18. 6
服部　順一（常務理事）	18. 6～	19. 6
斉本　正嘉（常務理事）	19. 6～	23. 3

◆歴代部長

大澤　宣之	平17. 4～	19. 3
小西　泰三	19. 4～	21. 3
飯田　匡洋	21. 4～	22. 3
奥山　敬二	22. 4～	23. 3

信金業務支援部

平22. 4. 1　新設。統括グループ、地域振興グループおよび中小企業金融グループを設置。総合研究所アジア業務室の機能を移管し、海外業務支援室を設置。営業店部信金ネットワーク推進グループの機能を移管し、ネットワーク推進室を設置
23. 4. 1　統括グループを廃止し、機能を中小企業金融グループに移管。海外業務支援センターを設置し、海外業務支援室の機能を移管。海外業務支援室を廃止
24. 4. 1　海外業務支援部の設置に伴い、海外業務支援センターを廃止
25. 4. 1　廃止(中小企業支援部に改組)。地域振興グループを地域活性化支援室に改組のうえ、地域・中小企業研究所に移管

◆担当役員

斉本　正嘉（常務理事）	平22. 4～	23. 6
石河　庄一（専務理事）	23. 6～	24. 6
柴田　弘之（常務理事）	24. 6～	25. 3

◆歴代部長

小泉　伸洋	平22. 4～	24. 3
井筒　圭亮	24. 4～	25. 3

信託企画部

平28. 4. 1　新設。総合企画部信託兼営準備室の機能を移管
28.11. 1　廃止（信託部に改組）

◆担当役員

秋山　勝男（副理事長）	平28. 4～	28. 6
柴田　弘之（副理事長）	28. 6～	28.10

◆歴代部長

佐々木英樹	平28. 4～	28.10

法人営業本部

平28. 6.24　設置。法人営業推進部、法人営業第1部、法人営業第2部、大阪法人営業部および国内15営業店（会員外向け直接貸出）をもって構成
30. 6.20　廃止

◆担当役員

辺見　直樹（理　　事）	平28. 6～	30. 6

（備考）法人営業本部は、組織規程に定める組織以外の組織として設置された。

海外業務支援部

平24. 4. 1　新設。信金業務支援部海外業務支援センターから機能を移管。事務統括部から外為事務センターを移管。決済業務部為替グループの一部機能を移管。企画グループと支援グループを設置
25. 4. 1　企画グループの一部機能を移管のうえ、外為事務センターを外国為替センターに改組
令 2. 4. 1　廃止（海外業務推進部に改称）

◆担当役員

大蔵　一之（常務理事）	平24. 4〜　25. 6
伊藤　　晃（常務理事）	25. 6〜　27. 6
伊藤　　晃（専務理事）	27. 6〜　28. 6
須藤　　浩（常務理事）	28. 6〜　30 .6
須藤　　浩（専務理事）	30. 6〜令 2. 3

◆歴代部長

朝日　　真	平24. 4〜　29. 6
鈴木　武宏	29. 6〜令元. 5
河島　航一	元. 6〜　2. 3

中小企業支援部

平25. 4. 1　信金業務支援部を中小企業支援部に改組。支援第1グループ、支援第2グループを設置し、ネットワーク推進室と合わせて2グループ1室体制に再編
27. 4. 1　しんきん情報支援グループを新設。支援第1グループおよび支援第2グループの所管業務を見直し、創業・成長支援グループおよび再生・承継支援グループに再編
31. 4. 1　しんきん情報支援グループを企画グループに変更。創業・成長支援グループと再生・承継支援グループを支援グループとして統合
令 2. 4. 1　廃止（中小企業金融推進部に改称）。ネットワーク推進室を廃止し、機能を地域創生推進部に移管

◆担当役員

柴田　弘之（常務理事）	平25. 4〜　25. 6
日沖　　肇（常務理事）	25. 6〜　27. 6
柴田　弘之（専務理事）	27. 6〜　28. 6
柴田　弘之（副理事長）	28. 6〜　29. 6
井筒　圭亮（常務理事）	29. 6〜令元. 6
室谷　武彦（常務理事）	元. 6〜　2. 3

◆歴代部長

井筒　圭亮	平25. 4〜　26. 6
(理)井筒　圭亮	26. 6〜　29. 6
品川　昌文	29. 6〜令元. 6
(理)鈴木　　存	元. 6〜　2. 3

個人金融支援部

平25. 4. 1　新設。個人金融グループを設置。営業推進部投信・年金推進室の機能を移管し、預かり資産推進室に改組
27. 4. 1　市場業務部投信・年金グループの機能を移管し、預かり資産推進室を廃止のうえ、預かり資産推進グループおよび預かり資産業務グループに再編。個人金融グループを企画グループに改称
令 2. 4. 1　廃止（個人金融推進部に改称）

◆担当役員

柴田　弘之（常務理事）	平25. 4〜　25. 6
日沖　　肇（常務理事）	25. 6〜　28. 6
工藤　　淳（常務理事）	28. 6〜　29. 6
井筒　圭亮（常務理事）	29. 6〜令 2. 3

◆歴代部長

大田中　智	平25. 4〜　26. 6
(常)日沖　　肇	26. 6〜　26. 6
助川　　徹	26. 6〜　28. 3
榎本　茂雄	28. 4〜　29. 6
菊池　　俊	29. 6〜　31. 3
大野　英明	31. 4〜令 2. 3

店舗小史

本　店　〒103-0028　東京都中央区八重洲1丁目3番7号　電話番号 03(5202)7711(代表)

昭25. 6. 1　東京都品川区五反田2丁目372番地城南信用組合本店内に開設
26. 5. 1　東京都千代田区神田鍛冶町1丁目3番地に移転
27. 3.11　東京都中央区日本橋呉服橋2丁目1番地に移転
28.11. 1　本所営業部を設置
29. 7. 1　東京都中央区八重洲2丁目1番地に住居表示変更
32. 4.22　本所新築のため東京都中央区日本橋通2丁目3番地日本橋富士ビル内に移転
34. 6. 1　東京都中央区八重洲2丁目1番地の新築店舗（全国信用金庫会館）に移転
35. 9. 1　本所営業部を本店営業部に改称
37. 7.16　店舗を増築（6階部分）
38. 5. 1　本店営業部を東京営業部、関東営業部に分割
39. 4. 1　東京営業部、関東営業部を東京店、関東店に改称
41. 3. 7　店舗を増築（西側新館）
46. 4. 1　東京店、関東店を本店営業部として統合
48. 1. 1　東京都中央区八重洲1丁目3番12号に住居表示変更
10. 1　日本銀行歳入代理店事務の取扱開始
12.17　東京都中央区宝町3丁目2番地1の新築店舗（全国信用金庫会館）に移転
53. 1. 1　東京都中央区京橋3丁目8番1号に住居表示変更
54. 4. 1　本店営業部を東京営業部および関東営業部に分割
東京都中央区八重洲1丁目3番12号の旧全国信用金庫会館を解体し、全国信用金庫第二会館を新築開設
57. 4. 1　東京営業部において外為業務の取扱開始
平 2.10. 1　関東営業部において外為業務の取扱開始
3.10.21　事務集中部の業務を東京営業部に移管し部内に事務集中室を新設
5. 6.21　東京営業部を東京営業第1部、東京営業第2部および東京業務部に分割し、東京営業本部を新設。関東営業部を関東営業第1部、関東営業第2部、関東営業第3部および関東業務部に分割し、関東営業本部を新設。東京関東地区の会員外に対する営業部門として法人営業本部を新設、部内に法人営業部を設置。決済業務部の新設に伴い事務集中室を同部に移管
6. 6.16　決済業務部から事務集中室を移管し、東京業務部手形交換センターを新設
7.18　全国信用金庫第二会館の略称を八重洲別館と制定
9.23　東京都中央区京橋2丁目12番6号東信商事ビルに本店別館を設置。関東営業第1部、関東営業第2部、関東営業第3部および関東業務部を移転
10. 3　長野県分室を長野市大字鶴賀133番1号長野信用金庫本店内に開設
7. 5.29　東京営業本部、関東営業本部および法人営業本部を廃止。法人営業部を金融法人部および事業法人部に分割。事業法人部内に公共法人室を設置。東京業務部と関東業務部を統合し東京関東業務部を新設。東京業務部手形交換センターを決済業務部事務集中センターに移管
7.24　埼玉県分室を大宮市仲町1丁目63番埼玉縣信用金庫大宮支店内に、千葉県分室を千葉市美浜区幸町1丁目21番8号千葉信用金庫幸町分館内に、新潟県分室を長岡市関東町2番2号長岡信用金庫関東町支店内に開設
8.10　神奈川県分室を横浜市中区太田町6丁目87番横浜フコク生命ビル内に開設
10. 2　群馬県分室を前橋市大手町3丁目2番10号群馬県産業会館群馬県信用金庫協会内に開設
8. 2. 6　多摩地区分室を立川市曙町2丁目8番28号多摩中央信用金庫本店内に開設
4. 1　東京関東業務部を本店業務部に改称
6.25　沖縄県分室を那覇市松山1丁目1番12号沖縄信用金庫本店内に開設
9. 6. 2　栃木県分室を宇都宮市大通り1丁目4番25号宇都宮信用金庫大工町支店内に開設
12.26　群馬県分室を前橋市大手町3丁目3番1号群馬県中小企業会館群馬県信用金庫協会内に移転
10. 4.20　茨城県分室を水戸市城南2丁目2番21号水戸信用金庫本店内に開設
4.23　山梨県分室を甲府市中央5丁目2番27号甲府信用金庫中央支店内に開設
8.10　新潟県分室を新潟市東万代町4番12号新潟信用金庫沼垂支店内に移転
11. 3. 1　東京営業第1部および東京営業第2部を本店別館（東信商事ビル）に移転
11.19　長野県分室を長野市大門町542番1号長野信用金庫大門町支店内に移転
12. 3. 7　千葉県分室を千葉市稲毛区園生町1105千葉信用金庫小仲台分館内に移転
4.24　関東営業第1部、関東営業第2部および関東営業第3部を八重洲別館（全国信用金庫第二会館）に移転
14.10.15　東京営業第1部および東京営業第2部を八重洲別館（全国信用金庫第二会館）に移転
15. 7. 1　関東営業第1部、関東営業第2部および関東営業第3部を関東営業第1部および関東営業第2部に再編し、関東営業第3部を廃止
16. 4. 1　金融法人部と事業法人部公共法人室を統合し、公共･金融法人部に改称。事業法人部の公共法人室を廃止
10.12　八重洲別館（全国信用金庫第二会館）の建替えに伴い、東京営業第1部および東京営業第2部、関東営業第1部および関東営業第2部を、東京都中央区日本橋1-3-16三井住友海上日本橋ビル4階に移転
17. 4. 1　本店業務部を事務統括部の付属とし、集中事務センターに改称。東京営業第1部および東京営業第2部を統合し、東京営業部に改称。事業法人部および公共･金融法人部を本部に位置付け

4.28　茨城県分室および山梨県分室を廃止
12.31　多摩地区分室を廃止
18. 9.11　群馬県分室を前橋市古市町228番地2しののめ信用金庫新前橋支店内に移転
19. 4. 1　事業法人部を、事業法人営業第1部、事業法人営業第2部、大阪法人営業部に分割再編するとともに、公共・金融法人部とともに営業店に位置付けを変更
7.24　栃木県分室を宇都宮市中央1丁目9番4号栃木信用金庫宇都宮営業部内に移転
12. 3　現住所に本店を新築し移転。各建物略称について、旧本店ビル（全国信用金庫会館）を京橋別館、三井住友海上日本橋ビルを八重洲別館に変更
12.24　東京営業部、関東営業第1部および関東営業第2部を京橋別館に移転
20. 3.18　八重洲別館（三井住友海上日本橋ビル）からの移転完了に伴い、同建物の使用を終了
7.14　京橋別館内に本店京橋出張所を設置
22. 4. 1　事業法人営業第1部を法人営業第1部に、事業法人営業第2部を法人営業第2部に改称。公共･金融法人部を廃止
23. 2.14　東京営業部、関東営業第1部および関東営業第2部を本店に移転
24.11. 5　長野県分室を長野市大字鶴賀133番地1長野信用金庫本店内に移転
27. 4. 1　法人営業第2部の管理グループを業務グループに改称
27. 4.27　沖縄県分室を沖縄市上地2丁目10番1号コザ信用金庫本店内に移転
28. 4. 1　法人営業推進部の一部機能を法人営業第2部に移管
29. 4.10　群馬県分室を高崎市岩押町18番13号しののめ信用金庫高崎本部別館内に移転
29. 9.30　埼玉県分室を廃止
29.12.31　神奈川県分室を廃止
30. 3.31　千葉県分室を廃止
30. 4. 1　法人営業推進部プロジェクト金融室の一部機能を法人営業第1部に移管
31. 4. 1　法人営業第2部営業第3グループの機能を法人営業推進部に移管

（備考）原則として令和2年6月末現在

◆本所営業部長
鈴木　正治　昭28.11～　32. 6
有方　千里　32. 8～　35. 7
森内　善一　35. 8～　35. 8

◆本店営業部長
森内　善一　昭35. 9～　38. 4

◆東京営業部長
中西　豊　昭38. 5～　39. 3

◆東京店長
中西　豊　昭39. 4～　42. 3
武中　大三　42. 3～　44. 3
宮田　猛雄　44. 3～　46. 3
(理)下平　勝三　46. 3～　46. 3

◆本店営業部長
(理)下平　勝三　昭46. 4～　50. 5
(常)下平　勝三　50. 5～　50. 6
(理)海保　芳夫　50. 6～　54. 3

◆東京営業部長
(理)海保　芳夫　昭54. 4～　56. 5
(理)田中　岩雄　56. 6～　59. 5
(理)萩原彌一郎　59. 5～　62. 5
(理)牧　伸三　62. 6～平 2. 5
(常)牧　伸三　2. 5～　3. 3
(常)大久保明也　3. 3～　3.10
(理)奥村　正義　3.10～　5. 5
(常)奥村　正義　5. 6～　5. 6

◆東京営業本部長
(常)畠山　恒雄　平 6. 6～　7. 5

◆東京営業第１部長
石黒　武　平 5. 6～　6. 6
松井　秀史　6. 6～　7.11
八尋　俊明　7.11～　11. 3
平澤　数雄　11. 4～　12. 3
小笠原　治　12. 4～　14. 3
坂本　一馬　14. 4～　16. 3
上妻　宏行　16. 4～　17. 3

◆東京営業第２部長
西田　年一　平 5. 6～　6.10
(常)畠山　恒雄　6.10～　7. 5
彦阪　英次　7. 5～　8. 5
藤野　徹　8. 5～　10. 3
山口　純一　10. 4～　13. 3
上妻　宏行　13. 4～　15. 3
藁品　尚一　15. 4～　17. 3

◆東京営業部長
上妻　宏行　平17. 4～　19. 3
坂下　敦夫　19. 4～　22. 3
浅野慎一朗　22. 4～　24. 3
山口　和男　24. 4～　27. 5
岸川　幹一　27. 6～　30. 3
真下　正博　30. 4～

◆関東営業部長
孤嶋洋次郎　昭38. 5～　39. 3

◆関東店長
孤嶋洋次郎　昭39. 4～　42. 1
森内　善一　42. 1～　42. 3
宮田　猛雄　42. 3～　44. 3
市橋　正一　44. 3～　46. 3
(理)下平　勝三　46. 3～　46. 3

◆関東営業部長
浮田　敏　昭54. 4～　57. 2
那須　信夫　57. 2～　60. 3
荒井　貞夫　60. 3～　62. 5
堀口　武邦　62. 6～　63. 5
野田　紘一　63. 5～平 3.10
近藤　敏雄　3.10～　5. 6

◆関東営業本部長
(理)並木　良壽　平 6. 6～　7. 5

◆関東営業第１部長
関口　良行　平 5. 6～　6. 6
横森　久　6. 6～　8. 5
川島　千春　8. 5～　10. 3
稲垣　和成　10. 4～　12. 3
植田　講三　12. 4～　14. 3
自覚　道久　14. 4～　17. 3
片桐　利光　17. 4～　18. 3
伊藤　和宏　18. 4～　20. 3
村松　信二　20. 4～　23. 3
松崎　英一　23. 4～　26. 6
落合　謙　26. 6～　28. 5
吉田　大作　28. 6～　31. 3
浅沼　宏行　31. 4～

◆関東営業第２部長
木原　俊文　平 5. 6～　7. 5
早川　守久　7. 5～　10. 3
武藤　正治　10. 4～　14. 3
伊藤　晃　14. 4～　16. 3
荒井　一久　16. 4～　18. 3
貫井　敏雄　18. 4～　21. 6
飛田　和宣　21. 6～　22. 6
寺迫　幹也　22. 6～　25. 3
鈴木　実　25. 4～　27. 3
真下　正博　27. 4～　30. 3
田尻　和之　30. 4～令 2. 6
香川　隆志　2. 6～

◆関東営業第３部長
彦阪　英次　平 5. 6～　7. 5
今井　俊裕　7. 5～　10. 3
佐野　和晴　10. 4～　12. 3
木村　浩　12. 4～　15. 6

◆東京業務部長
太田　信義　平 5. 6～　7. 5

◆関東業務部長
辻　勇次　平 5. 6～　6. 6
藤井　俊美　6. 6～　7. 5

◆東京関東業務部長
太田　信義　平 7. 5～　7. 6
佐々木俊司　7. 6～　8. 2
中辻　修三　8. 2～　8. 3

◆本店業務部長
中辻　修三　平 8. 4～　9. 3
佐藤　健一　9. 4～　10. 3
今井　俊裕　10. 4～　11. 3
山岸　民　11. 4～　14. 3
野崎　和英　14. 4～　14.11
千葉　昇　14.11～　16. 6
磯野　賢　16. 6～　17. 3

◆法人営業部長
坂戸　俊夫　平 5. 6～　7. 5

◆金融法人部長
酒井　洋　平 7. 5～　8. 4
(常)宗像　治喜　8. 4～　8. 5
横森　久　8. 5～　11. 3
伊藤　和宏　11. 4～　13. 3
田谷　光男　13. 4～　15. 3
木村　雅人　15. 4～　16. 3

◆公共・金融法人部長
川野義太郎　平16. 4～　18. 3
小西　泰三　18. 4～　19. 3
目黒　光生　19. 4～　22. 3
(17.4～19.3は本部)

◆事業法人部長
笹本　七郎　平 7. 5～　10. 3
藤井　春雄　10. 4～　14. 6
(理)藤井　春雄　14. 6～　15. 3
(理)服部　順一　15. 4～　17. 3
武盛　進　17. 4～　19. 3
(17.4～19.3は本部)

◆事業法人営業第１部長
辺見　直樹　平19. 4～　22. 3

◆法人営業第１部長
多々納　啓　平22. 4～　26. 3
茅野　雅文　26. 4～　28. 3
渡部　陽一　28. 4～　30. 3
境田　裕之　30. 4～　31. 3
増田　泰丈　31. 4～

◆事業法人営業第２部長
浅羽　和哉　平19. 4～　20. 3
山本　茂広　20. 4～　21. 3
小西　泰三　21. 4～　22. 3

◆法人営業第２部長
飯田　匡洋　平22. 4～　24. 3
茅野　雅文　24. 4～　26. 3
川久保　努　26. 4～　29. 3
星住　圭一　29. 4～令 2. 3
鈴木　俊輔　2. 4～

京橋別館　〒104-0031　東京都中央区京橋3丁目8番1号　電話番号 03(5202)7711

昭48.12.17　東京都中央区宝町3丁目2番地1に本店として新築移転
53. 1. 1　現住所に住居表示変更
平19.12. 3　本店移転に伴い略称を京橋別館と制定

厚木センター　〒243-0123　厚木市森の里青山22番1号　電話番号 046(250)8901

平 3. 2.28　厚木システム開発センターとして現在地に新築開設
6. 7.18　略称を厚木センターと制定

神戸センター　〒651-1301　神戸市北区藤原台北町2丁目15番1号　電話番号 078(987)3990

平 5.12. 9　神戸システム開発センターとして現在地に新築開設
　 6. 7.18　略称を神戸センターと制定

北海道支店　〒060-0005　札幌市中央区北5条西5丁目2番5　電話番号 011(233)5500

昭25. 9.14　北海道支所として札幌市南二条西8丁目5番地北海道信用組合協会内に開設
28.10. 1　札幌市北一条西4丁目2番地札幌商工会議所ビルに移転
33. 4.21　札幌市北一条西3丁目2番地の14大和銀行ビルに移転
35. 9. 1　札幌支店に改称
39. 8.17　札幌市北五条西5丁目2番地の新築店舗に移転
47. 4. 1　札幌市が政令指定都市に移行することに伴い現住所に住居表示変更
8.31　店舗を増築(6階部分)
54. 8.10　日本銀行歳入代理店事務の取扱開始(平15.6.30廃止)
61. 4. 1　外為業務の取扱開始
平 7.10. 2　北海道支店に改称
12. 1　旭川分室を旭川市四条通8丁目旭川信用金庫本店内に開設
8. 7. 4　釧路分室を釧路市北大通8丁目2番地釧路信用金庫本店内に開設
9.10.13　外為店統廃合に伴い外為業務を本店に移管
10.10.22　函館分室を函館市豊川町15番20号函館信用金庫本店内に開設
11. 9　店舗建替工事のため札幌市北区北七条西4丁目3番地1新北海道ビル内の仮店舗に移転
11.27　北見分室を北見市北二条東1丁目11番地北見信用金庫本店内に開設
12. 9. 4　現在地の新築店舗に移転
14. 5.31　函館分室を廃止
15. 3.31　北見分室および釧路分室を廃止
17. 4. 1　旭川分室を旭川市一条通9丁目旭川信用金庫本店別館2階に移転

◆北海道支所長

藤田　幸夫	昭25. 9～	28. 3
鈴木　正治	28. 5～	30. 1
坂戸　信夫	30. 1～	32. 4
中西　豊	32. 5～	35. 7
下平　勝三	35. 8～	35. 8

◆札幌支店長

下平　勝三	昭35. 9～	39. 3
海保　芳夫	39. 3～	44. 3
田中　岩雄	44. 3～	46. 3
萩原彌一郎	46. 3～	49. 7
浮田　敏	49. 7～	50. 6
末廣　徹雄	50. 7～	53. 6
小坂　昇	53. 6～	56. 5
石井　克	56. 5～	58. 3
水清田一郎	58. 3～	61. 5
那須　信夫	61. 5～	62. 5
並木　良壽	62. 5～平	2. 7
岡野　彰夫	2. 7～	4. 3
松井　秀史	4. 3～	6. 6
伊藤　堯夫	6. 6～	7.10

◆北海道支店長

伊藤　堯夫	平 7.10～	9. 3
山岸　裕幸	9. 4～	11. 4
一柳　幹男	11. 4～	13. 3
眞柄　静夫	13. 4～	16. 3
伊藤　和宏	16. 4～	18. 3
飛田　和宣	18. 4～	21. 6
西野　譲	21. 6～	23. 3
室谷　武彦	23. 4～	25. 3
髙橋　裕司	25. 4～	28. 3
曽我部　望	28. 4～	31. 3
丸山　武志	31. 4～	

東北支店　〒980-0804　仙台市青葉区大町1丁目2番6号　電話番号 022(225)8386

昭32. 5. 1　仙台支所として仙台市東二番丁113番地の3に開設
35. 9. 1　仙台支店に改称
38.11.18　仙台市南町30番地の新築店舗に移転
45. 2. 1　仙台市一番町2丁目5番17号に住居表示変更
51.12.20　仙台市大町1丁目2番6号の新築店舗に移転
61. 8. 1　外為業務の取扱開始
平元. 4. 1　仙台市が政令指定都市に移行することに伴い現住所に住居表示変更
7.10. 2　東北支店に改称
12.25　秋田県分室を秋田市旭北錦町1番14号明治生命秋田錦町ビル内に開設
8. 6. 3　福島県分室を福島市大町8番22号福島信用金庫中央支店別館内に開設
9.10.13　外為店統廃合に伴い外為業務を本店に移管
10. 9. 1　岩手県分室を盛岡市材木町6番6号盛岡信用金庫材木町支店内に開設
9.10　山形県分室を山形市七日町1丁目4番14号山形信用金庫本店内に開設
11. 4.26　青森支店を統合し分室化(青森県分室として青森市本町1丁目1番6号旧青森支店内に開設)
14. 5.31　青森県分室を青森市本町2丁目11番9号あおもり信用金庫本町別館内に移転
8.30　福島県分室を福島市万世町1番2号福島信用金庫総合相談センター内に移転
21. 2.16　山形信用金庫と山形庶民信用組合の合併により、山形県分室の住居表示を山形信用金庫七日町支店内に変更
23. 7.19　山形県分室を山形市白山1丁目10番3号山形信用金庫本店内に移転
30. 4. 1　青森県分室、秋田県分室および岩手県分室を統合し、北東北分室を盛岡市中ノ橋通1丁目4番22号中ノ橋106ビル内に開設

◆仙台支所長

浮田	昭家	昭32. 5～35. 8

◆仙台支店長

浮田	昭家	昭35. 9～37. 2
宮田	猛雄	37. 3～42. 3
吉良	泰幸	42. 3～44. 3
柴本	弘	44. 3～48. 3
木幡	寛	48. 3～50. 3
柴崎	正雄	50. 3～53. 6
山田	三郎	53. 6～56. 5
荒井	貞夫	56. 5～58. 3
奥村	正義	58. 3～60. 3
時田	好啓	60. 3～62. 5
桂	槌男	62. 6～平元. 3
梶田	益男	元. 3～3. 3
石黒	武	3. 3～5. 6
笹本	七郎	5. 6～7. 5
山口	純一	7. 5～7.10

◆東北支店長

山口	純一	平 7.10～10. 3
上妻	宏行	10. 4～13. 3
藁品	尚一	13. 4～15. 3
坂下	敦夫	15. 4～19. 3
谷口	修	19. 4～22. 3
室井	稔雄	22. 4～25. 3
渡部	陽一	25. 4～28. 3
小島	一泰	28. 4～31. 3
市川	正造	31. 4～

北陸支店　〒920-0902　金沢市尾張町1丁目4番15号　電話番号 076(261) 3171

昭32. 5. 1　金沢支所として金沢市広坂通り25番地の1の1金沢電電ビル内に開設
35. 9. 1　金沢支店に改称
37. 4.17　金沢市木の新保二番丁63番地に移転
40. 9. 1　金沢市本町1丁目4番6号に住居表示変更
45. 9.14　現在地の新築店舗に移転
50. 6.23　日本銀行歳入代理店事務の取扱開始(平16.3.31廃止)
61. 4. 1　外為業務の取扱開始
平 7.10. 2　北陸支店に改称
8. 6.10　富山県分室を富山市千歳町1丁目4番1号薬業会館内に開設
10. 4.27　外為店統廃合に伴い外為業務を本店に移管
13. 7.30　福井県分室を福井市大手3丁目8番6号福井信用金庫大名町支店内に開設

◆金沢支所長

藤井源次郎	昭32. 5～	35. 7
岡田　保	35. 8～	35. 8

◆金沢支店長

岡田　保	昭35. 9～	39. 9
市橋　正一	39. 9～	44. 3
伊能　元夫	44. 3～	47. 3
稲垣　晴弘	47. 3～	50. 3
尾崎　孝志	50. 3～	52. 3
榎本　修	52. 3～	56. 5
坂東　敏男	56. 5～	59. 5
谷　義雄	59. 6～	62. 5
横川　利行	62. 6～平	2. 7
村越　晋作	2. 7～	5. 6
井原　義雄	5. 6～	7. 5
塩田　友助	7. 5～	7.10

◆北陸支店長

塩田　友助	平 7.10～	9. 3
小笠原　治	9. 4～	12. 3
佐野　和晴	12. 4～	15. 7
片桐　利光	15. 7～	17. 3
佐藤　洋介	17. 4～	20. 3
千坂　博道	20. 4～	22. 3
渡部　陽一	22. 4～	25. 3
鈴木　武宏	25. 4～	28. 3
市川　正造	28. 4～	31. 3
岸　智弘	31. 4～	

静岡支店　〒420-0853　静岡市葵区追手町2番20号 ヤマムラビル追手町内(平23.4.1ビル名称変更) 電話番号 054(252)3141

昭34.11. 1　静岡出張所として静岡市追手町16番地2静岡信用金庫本店内に開設
36. 9. 1　静岡支店に昇格
39. 4.20　静岡市紺屋町13番の5の新築店舗に移転
62. 2. 2　外為業務の取扱開始
平7. 4.10　静岡市追手町2番20号千代田生命静岡ビル内に移転
10. 4.27　外為店統廃合に伴い外為業務を本店に移管
15. 5. 1　ビル名称が千代田生命静岡ビルからコハラビル追手町に変更
17. 4. 1　静岡市が政令指定都市に移行することに伴い現住所に住居表示変更

◆静岡出張所長

山田　順策	昭34.11～	35. 9
小川喜代治	36. 8～	36. 8

◆静岡支店長

小川喜代治	昭36. 9～	42. 5
塩川　猛	42. 5～	45. 6
圓池　富男	45. 7～	48. 8
末廣　徹雄	48. 8～	50. 6
重田　忠三	50. 7～	54. 3
岩立　仁	54. 3～	57. 2
志津　祺人	57. 2～	60. 3
横川　利行	60. 3～	62. 5
松尾　敏	62. 6～	63. 5
田中　豊	63. 5～平	2. 7
関口　良行	2. 7～	5. 6
佐藤　和夫	5. 6～	6. 5
東谷昌二(心得)	6. 5～	6. 5
小笠原　治	6. 5～	9. 3
藤田　眞	9. 4～	11. 3
大庭　忠明	11. 4～	13. 2
坂下　敦夫	13. 2～	15. 3
日沖　肇	15. 4～	17. 3
飯田　匡洋	17. 4～	19. 3
小泉　伸洋	19. 4～	21. 3
助川　徹	21. 4～	23. 3
落合　謙	23. 4～	26. 6
佐々木城夛	26. 6～	28. 3
神野　善則	28. 4～	30. 6
坂根　雄一	30. 6～	

名古屋支店　〒461-0004　名古屋市東区葵1丁目26番3号　電話番号 052(935) 8581

昭30. 4. 1　名古屋支所として名古屋市千種区覚王山通5丁目11番地瀬戸信用金庫名古屋支店内に開設
35. 9. 1　名古屋支店に改称
9. 3　名古屋市中区宮町4丁目6番地樋口ビルに移転
41. 3.30　名古屋市中区錦3丁目4番15号に住居表示変更
42.11.12　名古屋市東区添地町5番地の2の新築店舗に移転
56. 9.13　現住所に住居表示変更
59. 8.13　外為業務の取扱開始
平10. 4.27　外為店統廃合に伴い外為業務を本店に移管
12. 9. 1　三重県分室を津市万町141三重信用金庫丸の内支店内に開設

◆名古屋支所長

森内　善一	昭30. 4～	34.10
大城戸　虔	34.10～	35. 8

◆名古屋支店長

大城戸　虔	昭35. 9～	37.10
境　浩	37.10～	42. 5
岡田　保	42. 5～	44. 3
吉良　泰幸	44. 3～	46. 3
小花　弘	46. 3～	48. 3
柴本　弘	48. 3～	50. 3
木幡　寛	50. 3～	52. 3
尾崎　孝志	52. 3～	54. 3
那須　信夫	54. 3～	57. 2
寺尾　亮	57. 2～	59. 5
堀口　武邦	59. 6～	62. 5
野田　紘一	62. 6～	63. 5
松尾　敏	63. 5～平	3.10
佐藤　公也	3.10～	5. 6
北島　英夫	5. 6～	6. 6
天野　輝昭	6. 6～	8. 5
下村　英二	8. 5～	10. 3
岩永　孝彦	10. 4～	12. 3
早川　守久	12. 4～	14. 3
木下　節夫	14. 4～	16. 3
藪下　裕久	16. 4～	18. 3
山田　寛	18. 4～	21. 6
堀　泰彦	21. 6～	23. 3
工藤　淳	23. 4～	25. 6
辺見　直樹	25. 6～	28. 3
豊島　敦	28. 4～令元. 6	
(理)花岡　隆司	元. 6～	

大阪支店　〒540-0011　大阪市中央区農人橋1丁目4番34号　電話番号 06(6949)3518

昭27. 5. 1　大阪支所として大阪市南区長堀橋筋2丁目14番地大阪信用金庫本店内に開設
　　8.15　大阪市東区今橋2丁目30番地に移転
　30. 7.31　大阪市北区梅田7番地の3梅田ビルに移転
　35. 9. 1　大阪支店に改称
　41.12. 5　大阪市東区農人橋1丁目4番地の新築店舗に移転
　49. 7. 1　日本銀行歳入代理店事務の取扱開始(平15.6.30廃止)
　59. 1.17　外為業務の取扱開始
平元. 2.13　現住所に住居表示変更
　10. 4.27　外為店統廃合に伴い大阪支店取扱分の四国、福岡および南九州支店の外為業務を本店に移管
　11. 4.26　外為店統廃合に伴い大阪支店取扱分の京都、大阪および神戸支店の外為業務を本店に移管
　　5. 6　店舗建替工事に伴い大阪市北区東天満2丁目6番2号南森町中央ビル内の仮店舗に移転
　13. 4. 1　京都支店、大阪支店および神戸支店の事業法人に係る営業等を統合し、法人営業部を新設
　　7. 9　新店舗(現住所)にて営業開始
　15. 7.26　京都支店を統合
　25. 9. 9　大阪支店内にバックアップ拠点を設置

◆大阪支所長

有方　千里	昭27. 5～	32. 4
坂戸　信夫	32. 5～	35. 8

◆大阪支店長

坂戸　信夫	昭35. 9～	38. 6
(理)坂戸　信夫	38. 6～	39. 3
下平　勝三	39. 3～	44. 3
岡田　　保	44. 3～	48. 3
市橋　正一	48. 3～	50. 5
(理)市橋　正一	50. 5～	50. 6
田中　岩雄	50. 6～	53. 5
(理)田中　岩雄	53. 5～	53. 6
柴本　　弘	53. 6～	57. 2
尾崎　孝志	57. 2～	58. 2
渡邉　展夫	58. 3～	59. 5
(理)渡邉　展夫	59. 5～	59. 5
寺尾　　亮	59. 6～	62. 5
奥村　正義	62. 5～平	2. 5
(理)奥村　正義	2. 5～	3.10
(理)畠山　恒雄	3.10～	6. 5
(常)畠山　恒雄	6. 5～	6. 6
(理)陶山　高則	6. 6～	8. 5
(理)梶田　益男	8. 5～	10. 6
(理)西田　年一	10. 6～	13. 6
(理)田邉　光雄	13. 6～	15. 3
(理)藤井　春雄	15. 4～	17. 3
(理)斉本　正嘉	17. 4～	19. 6
(理)大蔵　一之	19. 6～	22. 6
(理)日沖　　肇	22. 6～	25. 6
(理)須藤　　浩	25. 6～	28. 6
(理)室谷　武彦	28. 6～令元. 6	
(理)佐々木英樹	元. 6～	

大阪法人営業部　電話番号 06(6949)3532

平13. 4. 1　京都支店、大阪支店および神戸支店の事業法人に係る営業等を統合し、法人営業部として大阪支店に新設
　17. 4. 1　大阪事業法人部に改称。事業法人部に移管し、本部に位置付けを変更
　19. 4. 1　事業法人部の分割により営業店に位置付けを変更し、大阪法人営業部として独立

◆法人営業部長

原田　政夫	平13. 4～	15. 6
藤田　正美	15. 7～	16. 3
浅羽　和哉	16. 4～	17. 3

◆大阪事業法人部長(事業法人部)

浅羽　和哉	平17. 4～	19. 3

◆大阪法人営業部長

田中　　進	平19. 4～	22. 3
西澤　高也	22. 4～	25. 3
岡田　秀夫	25. 4～	28. 3
増田　泰丈	28. 4～	30. 6
石川　　孝	30. 7～令	2. 3
長尾　泰一	2. 4～	

神戸支店　〒651-0085　神戸市中央区八幡通3丁目2番1号　電話番号 078(232)3505

昭38.10. 1　神戸市生田区下山手通5丁目39番地の1兵庫県信用金庫会館内に開設
54. 8.10　日本銀行歳入代理店事務の取扱開始(平12.9.1廃止)
55. 9. 8　神戸市葺合区八幡通3丁目2番1号の新築店舗に移転
12. 1　現住所に住居表示変更
62. 2. 2　外為業務の取扱開始
平 7. 1.18　阪神・淡路大震災により臨時休業(～1.23)
8.11.25　外為店統廃合に伴い外為業務を大阪支店に移管
13. 4. 1　事業法人に関する営業等を大阪支店法人営業部に移管

◆神戸支店長

室谷　芳郎	昭38.10～	44. 3
塩本　浩三	44. 3～	48. 3
平野　和男	48. 3～	52. 3
渡邉　展夫	52. 3～	55. 3
香川　幸雄	55. 3～	58. 3
畠山　恒雄	58. 3～	61. 5
近藤　敏雄	61. 5～	63. 3
猿渡　通夫	63. 3～平	3.10
横森　久	3.10～	6. 6
服部　順一	6. 6～	9. 3
佐藤　広志	9. 4～	12. 3
大蔵　一之	12. 4～	14. 6
山田　寛	14. 6～	16. 3
藤田　正美	16. 4～	18. 3
浅野慎一朗	18. 4～	20. 3
岡島　尚也	20. 4～	22.11
花岡　隆司	22.11～	26. 3
品川　昌文	26. 4～	29. 3
大野　英明	29. 4～	31. 3
関口　育男	31. 4～	

岡山支店　〒700-0816　岡山市北区富田町2丁目7番15号　電話番号 086(225)4626

昭35. 9. 5　岡山出張所として岡山市東田町52番地岡山県産業会館内に開設
37. 6. 5　岡山市上石井174番地岡山会館に移転
39. 7.20　岡山市駅前町1丁目1番25の413号に住居表示変更
40.10. 1　岡山支店に昇格
51. 9.10　日本銀行歳入代理店事務の取扱開始(平12.9.1廃止)
11.15　岡山市富田町2丁目7番15号の新築店舗に移転
63. 8. 1　外為業務の取扱開始
平10. 4.27　外為店統廃合に伴い外為業務を本店に移管
21. 4. 1　岡山市が政令指定都市に移行することに伴い現住所に住居表示変更

◆岡山出張所長

増田　誠	昭35. 9～	38. 9
清水　達也	38. 9～	40. 9

◆岡山支店長

清水　達也	昭40.10～	42. 3
圓池　富男	42. 3～	45. 6
高橋　幸弘	45. 7～	47. 1
井汲　憲二	47. 1～	50. 6
青島　慎二	50. 7～	53. 5
牧　伸三	53. 6～	55. 3
水清田一郎	55. 3～	58. 3
田中　彰	58. 3～	61. 3
松尾　敏	61. 3～	62. 5
畑　俊夫	62. 6～平	2. 7
西田　年一	2. 7～	3.10
笹本　七郎	3.10～	5. 6
岩永　孝彦	5. 6～	6. 6
藤田　眞	6. 6～	9. 3
植田　講三	9. 4～	10. 3
千葉　昇	10. 4～	12. 3
木村　雅人	12. 4～	15. 3
鈴木　悟	15. 4～	18. 3
大田中　智	18. 4～	20. 3
室井　稔雄	20. 4～	22. 3
笠原　英樹	22. 4～	24. 3
川久保　努	24. 4～	26. 3
佐藤　隆	26. 4～	28. 3
多々納　啓	28. 4～	30. 3
石田　浩一	30. 4～令	2. 6
鈴木　信生	2. 6～	

中国支店　〒730-0026　広島市中区田中町6番5号　電話番号 082(241)5271

昭30. 4. 1　広島支所として広島市猿猴橋町60番地広島信用金庫駅前支店内に開設
35. 9. 1　広島支店に改称
40. 4. 1　広島市猿猴橋町4番4号に住居表示変更
41. 7.25　広島市田中町6番5号の新築店舗に移転
55. 4. 1　広島市が政令指定都市に移行することに伴い現住所に住居表示変更
60. 2. 4　外為業務の取扱開始
平10. 4.27　外為店統廃合に伴い外為業務を本店に移管
11. 4.14　山口県分室を下関市細江町1丁目1番8号下関信用金庫本店内に開設
13. 2.24　松江支店を統合し分室化(鳥取・島根県分室として松江市灘町1番地9旧松江支店内に開設)、中国支店に改称
16.12.25　鳥取・島根県分室を松江市袖師町2-38ＮＫＴ松江ビルに移転
29. 9.25　鳥取・島根県分室を松江市御手船場町557番地4号しまね信用金庫本店内に移転

◆広島支所長

池田　正春	昭30. 4～	32. 8
大城戸　虔	32. 8～	34.10
孤嶋洋次郎	34.10～	35. 8

◆広島支店長

孤嶋洋次郎	昭35. 9～	37. 2
浮田　昭家	37. 3～	42. 3
小花　弘	42. 3～	44. 3
山澤　明	44. 3～	46. 3
浮田　敏	46. 3～	49. 7
竹内　正義	49. 7～	52. 5
吉岡聯太郎	52. 5～	56. 4
堀口　武邦	56. 4～	57. 2
田口　哲夫	57. 2～	59. 5
桂　槌男	59. 6～	62. 5
旦　綏之	62. 6～平	2. 7
畑　俊夫	2. 7～	3.10
西田　年一	3.10～	5. 6
伊藤　堯夫	5. 6～	6. 6
岩永　孝彦	6. 6～	8. 5
酒井　庸雄	8. 5～	10. 3
植田　講三	10. 4～	12. 3
自覚　道久	12. 4～	13. 2

◆中国支店長

自覚　道久	平13. 2～	14. 3
嶋　直志	14. 4～	16. 3
村松　信二	16. 4～	19. 3
山口　和男	19. 4～	22. 3
井筒　圭亮	22. 4～	24. 3
岸川　幹一	24. 4～	27. 5
多田　篤史	27. 6～	30. 3
板橋　朋亮	30. 4～	

四国支店　〒760-0027　高松市紺屋町2番地6 高松フコク生命ビル内　電話番号 087(851)6295

昭32. 5. 1　高松支所として高松市東瓦町20番地の1に開設
12.27　高松市南亀井町8番地の2に移転
33. 7.11　換地処分により高松市亀井町7番地の13に住居表示変更
35. 9. 1　高松支店に改称
41. 3.22　高松市西の丸町13番地の1の新築店舗に移転
44. 6.15　高松市西の丸町13番5号に住居表示変更
61. 4. 1　外為業務の取扱開始
平 7.10. 2　四国支店に改称
8. 6.11　愛媛県分室を松山市二番町4丁目1番5号愛媛県建築士会館内に開設
9.10.13　外為店統廃合に伴い外為業務を大阪支店に移管
10. 8. 1　愛媛県分室を松山市二番町4丁目2番11号愛媛信用金庫本店内に移転
23.11.21　現住所に移転

◆高松支所長

孤嶋洋次郎	昭32. 5～	34.10
宮田　猛雄	34.10～	35. 8

◆高松支店長

宮田　猛雄	昭35. 9～	37. 2
伊原誠一郎	37. 3～	42. 3
塩本　浩三	42. 3～	44. 3
浮田　敏	44. 3～	46. 3
柴崎　正雄	46. 3～	50. 3
山田　三郎	50. 3～	53. 6
青島　慎二	53. 6～	56. 4
奥村　正義	56. 4～	58. 3
冨士川昌孝	58. 3～	60. 3
旦　綏之	60. 3～	62. 5
山岸　興治	62. 6～平	3. 3
矢野　弘文	3. 3～	5. 6
佐々木一顕	5. 6～	7.10

◆四国支店長

佐々木一顕	平 7.10～	8. 5
今中　照夫	8. 5～	10. 3
藁品　尚一	10. 4～	13. 3
高宮　昭	13. 4～	16. 3
谷口　修	16. 4～	19. 3
奥山　敬二	19. 4～	21. 3
佐々木英樹	21. 4～	23. 3
菊池　俊	23. 4～	26. 3
田中　宏之	26. 4～	29. 3
小宮啓二朗	29. 4～令	2. 3
長田　俊樹	2. 4～	

福岡支店　〒812-0016　福岡市博多区博多駅南1丁目10番4号 第二博多偕成ビル内　電話番号 092(483)2390

昭25. 9.14　九州支所として福岡市渡辺通5丁目59番地福岡市信用組合本店内に開設
29. 8. 9　福岡市綱場町5番地の新築店舗に移転
35. 9. 1　福岡支店に改称
36. 3.20　店舗新築のため福岡市天神町61番地の1渡辺ビル内の仮店舗に移転
37. 5.14　福岡市綱場町5番地の新築店舗に移転
41. 2. 1　福岡市綱場町9番14号に住居表示変更
45. 7.13　福岡市下呉服町1番4号の新築店舗に移転
47. 4. 1　福岡市が政令指定都市に移行することに伴い福岡市博多区下呉服町1番4号に住居表示変更
51. 9.16　日本銀行歳入代理店事務の取扱開始(平12.9.1廃止)
61. 4. 1　外為業務の取扱開始
平 9.10.13　外為店統廃合に伴い外為業務を大阪支店に移管
25. 2.18　現住所に移転

◆九州支所長

西島徳四郎	昭25. 9～	28. 4
有方　千里	28. 5～	30. 1
中西　豊	30. 1～	32. 4
下平　勝三	32. 5～	35. 7
武中　大三	35. 8～	35. 8

◆福岡支店長

武中　大三	昭35. 9～	38. 3
小花　弘	38. 3～	42. 3
宮城　辰夫	42. 3～	47. 3
伊能　元夫	47. 3～	51. 3
石井　克	51. 3～	55. 3
大久保明也	55. 3～	57. 6
末津　胤男	57. 6～	59. 5
酒井　宏	59. 6～	62. 5
木村　隆治	62. 6～平	2. 7
田中　豊	2. 7～	3.10
下村　英二	3.10～	6. 6
佐藤　広志	6. 6～	9. 3
平澤　数雄	9. 4～	11. 3
秋山　勝男	11. 4～	13. 6
中田　伸彦	13. 6～	15. 3
加用　貞二	15. 4～	18. 1
堀　泰彦	18. 2～	20. 3
岡戸　勝志	20. 4～	23. 3
辺見　直樹	23. 4～	25. 6
小島　一泰	25. 6～	28. 3
鈴木　存	28. 4～令元. 6	
髙田　眞	元. 6～	

南九州支店　〒860-0805　熊本市中央区桜町1番20号 西嶋三井ビルディング内　電話番号 096(325)2221

昭34.11. 1　熊本出張所として熊本市鶯町8番地上田ビル内に開設
36. 9. 1　熊本支店に昇格
38.11.25　熊本市春日町字久末屋敷798番地の新築店舗に移転
43.11. 1　熊本市春日1丁目14番27号に住居表示変更
49. 7. 1　日本銀行歳入代理店事務の取扱開始(平12. 9. 1廃止)
53. 3.13　熊本市草葉町4番18号の新築店舗に移転
61. 8. 1　外為業務の取扱開始
平 6.10. 3　大分県分室を大分市大道町3丁目4番42号大分信用金庫本店内に開設
7. 7.17　宮崎県分室を宮崎市吉村町堂の後2663番3号高鍋信用金庫宮崎東支店内に開設
10. 2　南九州支店に改称
9.10.13　外為店統廃合に伴い外為業務を大阪支店に移管
10. 7.28　鹿児島県分室を鹿児島市名山町1番23号鹿児島信用金庫本店内に開設
24. 4. 1　熊本市が政令指定都市に移行することに伴い、熊本市中央区草葉町4番18号に住居表示変更
25. 3.18　現住所に移転
25. 4.15　宮崎県分室を宮崎市橘通東2丁目4番1号宮崎信用金庫本店内に移転
27. 5. 7　宮崎県分室を宮崎市橘通東1丁目8番11号ＴＯＫＩＷＡ25内に移転
29. 3.21　宮崎県分室を宮崎市橘通東2丁目4番1号宮崎信用金庫本店内に移転

◆熊本出張所長

室谷　芳郎	昭34.11～	36. 8
本多立太郎	36. 8～	36. 8

◆熊本支店長

本多立太郎	昭36. 9～	39. 3
萩原彌一郎	39. 3～	44. 3
増田　誠	44. 3～	48. 3
小坂　昇	48. 3～	53. 6
寺尾　亮	53. 6～	57. 2
時田　好啓	57. 2～	60. 3
野田　紘一	60. 3～	62. 5
陶山　高則	62. 6～平	2.12
坂戸　俊夫	2.12～	5. 6
田邉　光雄	5. 6～	7. 5
稲垣　和成	7. 5～	7.10

◆南九州支店長

稲垣　和成	平 7.10～	10. 3
茶圓　勉	10. 4～	13. 3
藪下　裕久	13. 4～	16. 3
上條　博英	16. 4～	19. 3
高野　典宏	19. 4～	22. 6
成田　昌人	22. 6～	25. 6
工藤　文仁	25. 6～	28. 3
浅沼　宏行	28. 4～	31. 3
原田　榮郎	31. 4～	

ニューヨーク駐在員事務所　655 Third Avenue, Suite 2620, New York, NY 10017, U.S.A.　電話番号 +1-212-642-4700

平21. 3.24　ニューヨーク支店を廃止(3.23）し、ニューヨーク駐在員事務所を設置
25.11.18　現住所に移転

◆ニューヨーク駐在員事務所長

原田　一人	平21. 3～	22. 3
豊島　　敦	22. 4～	26. 3
岸　　智弘	26. 4～	29. 5
曽根健太郎	29. 6～	

香港駐在員事務所　Suite 4008, 40/F, Central Plaza, 18 Harbour Road, Wan Chai, Hong Kong, P.R. of China　電話番号 +852-2537-3777

平21. 3.24　香港支店を廃止（3.23）し、香港駐在員事務所を設置
22. 5.27　1413-1414, Two Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong, P.R. of Chinaに移転
25. 4. 8　現住所に移転

◆香港駐在員事務所長

吉田　　裕	平21. 3～	22. 3
岩崎　篤雄	22. 4～	26. 3
原田　幸三	26. 4～	30. 3
山口　正雄	30. 4～	

上海駐在員事務所　200336 中華人民共和国上海市延安西路2201号 上海国際貿易中心508室　電話番号 +86-21-6270-3091

平16. 9.10　現住所に開設

◆上海駐在員事務所長

丹羽　弘之	平16. 9～	23. 3
村上　昌隆	23. 4～	26. 6
丹羽　弘之	26. 7～令元. 7	
阿部　洋祐	元. 7～	

バンコク駐在員事務所　19th Floor, 1903, Athenee Tower, 63 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan,　Bangkok 10330, Thailand　電話番号 +66-2-168-8796

平24.10. 1　現住所に開設

◆バンコク駐在員事務所長

河合　峰貴	平24.10～	29. 6
清田　直人	29. 7～	

廃止店舗

北九州支店

昭35.10. 3　小倉出張所として小倉市米町151番地新小倉ビルに開設
38. 2.10　北九州市小倉区米町151番地に住居表示変更
9.16　北九州支店に昇格
45.10. 1　福岡支店に業務を移管
46. 7. 1　廃止

◆小倉出張所長

武中	大三	昭35.10～	38. 3
小花	弘	38. 3～	38. 9

◆北九州支店長

市橋	正一	昭38. 9～	39. 9
山澤	明	39. 9～	44. 3
宮城	辰夫	44. 3～	46. 6

青森支店

昭39.12. 1　青森出張所として青森市大字古川字美法2番61青森信用金庫長島支店内に開設
43. 6.24　青森市大字大野字長島83富国生命館に移転
9. 1　青森市長島2丁目10番2号に住居表示変更
46. 7. 1　青森支店に昇格
47. 5. 1　青森市本町1丁目1番6号に移転
51. 9.10　日本銀行歳入代理店事務の取扱開始
58. 2.19　店舗新築のため青森市橋本1丁目9番22号住友生命ビルに移転
59. 5.21　青森市本町1丁目1番6号の新築店舗に移転
平 2.10. 1　外為業務の取扱開始
8.11.25　外為店統廃合に伴い外為業務を東北支店に移管
11. 4.25　廃止（4.26東北支店に統合、青森県分室に改組）

◆青森出張所長

宮田	猛雄	昭39.12～	40. 4
山田	三郎	40. 4～	44. 3
柴崎	正雄	44. 3～	46. 3
那須	信夫	46. 3～	46. 6

◆青森支店長

那須	信夫	昭46. 7～	50. 3
山本	米吉	50. 3～	54. 3
荒井	貞夫	54. 3～	56. 5
冨士川	昌孝	56. 5～	58. 3
八代	允亨	58. 3～	60. 3
並木	良壽	60. 3～	62. 5
梶田	益男	62. 5～	平元. 3
石黒	武	元. 3～	3. 3
森本	義正	3. 3～	5. 6
巣黒	紳市	5. 6～	7. 5
山岸	裕幸	7. 5～	9. 3
武藤	正治	9. 4～	10. 3
一柳	幹男	10. 4～	11. 4

松江支店

昭39.10. 1　松江出張所として松江市朝日町498番地松江信用金庫本店内に開設
46. 4.26　松江市殿町128番地日本生命松江ビル内に移転
7. 1　松江支店に昇格
52. 7.18　日本銀行歳入代理店事務の取扱開始（平12.9.1廃止）
56. 5.25　松江市灘町1番地9の新築店舗に移転
平 2.10. 1　外為業務の取扱開始
8.11.25　外為店統廃合に伴い外為業務を広島支店に移管
13. 2.23　廃止（2.24広島支店（同日中国支店に改称）に統合、鳥取・島根県分室に改組）

◆松江出張所長

浮田　昭家	昭39.10～	42. 3
山本　米吉	42. 3～	44. 3
稲垣　晴弘	44. 3～	46. 6

◆松江支店長

稲垣　晴弘	昭46. 7～	47. 3
榊原登喜男	47. 3～	50. 3
三谷　　武	50. 3～	54. 3
垂井　徹雄	54. 3～	57. 2
樋口　　勝	57. 2～	59. 5
辻　傳二郎	59. 6～	61. 3
山岸　興治	61. 3～	62. 5
吉田三千彦	62. 6～平元. 3	
矢野　弘文	元. 3～	3. 3
伊藤　堯夫	3. 3～	5. 6
塩田　友助	5. 6～	7. 5
川島　千春	7. 5～	8. 5
藤井　春雄	8. 5～	10. 3
自覚　道久	10. 4～	12. 3
坂下　敦夫	12. 4～	13. 2

京都支店

昭39.11. 2　京都市中京区三条通堀川東入橋詰町2番地に開設
42.11.25　店舗を増築（会議室）
63. 8. 1　外為業務の取扱開始
平 7. 7.24　京都市中京区車屋御池下ル梅屋町358番地に移転
8.11.25　外為店統廃合に伴い外為業務を大阪支店に移管
13. 4. 1　事業法人に関する営業等を大阪支店法人営業部に移管
15. 7.25　廃止（7.26大阪支店に統合）

◆京都支店長

岡田　　保	昭39.11～	42. 5
小川喜代治	42. 5～	44. 3
大久保久夫	44. 3～	45. 5
(理)下平　勝三	45. 5～	45. 6
塩川　　猛	45. 7～	48. 8
圓池　富男	48. 8～	51. 3
柳田　恵臣	51. 3～	55. 3
牧　　伸三	55. 3～	57. 2
垂井　徹雄	57. 2～	59. 5
樋口　　勝	59. 6～	61. 3
田中　　彰	61. 3～	63. 3
呉藤　利彦	63. 3～平 3.10	
彦阪　英次	3.10～	5. 6
天野　輝昭	5. 6～	6. 6
小坂井雅夫	6. 6～	8. 8
坂本　一馬	8. 8～	11. 3
服部　秀樹	11. 4～	13. 2
片桐　利光	13. 2～	15. 7

ニューヨーク支店

昭60. 1.22　ニューヨーク駐在員事務所としてOne World Trade Center, Suite8007, NewYork, N.Y. 10048, U.S.A.に開設
62. 4.28　One World Trade Center, Suite 1447に移転
10.20　One World Trade Center, Suite 8023に移転
11. 6　ニューヨーク支店に昇格
平 5. 2.26　世界貿易センタービル爆破事件によるビル閉鎖のため千葉銀行ニューヨーク支店内で営業（～4.4）
9.11.17　1251 Avenue of the Americas, Suite 3820, New York, NY 10020, U.S.A.に移転
19. 2.20　114 West 47th Street, Suite 2420, New York, NY 10036, U.S.A.に移転
21. 3.23　廃止（3.24ニューヨーク駐在員事務所を設置）

◆ニューヨーク駐在員事務所長

溝江	義郎	昭60. 1～ 62.11

◆ニューヨーク支店長

溝江	義郎	昭62.11～平 3.10
北島	英夫	3.10～ 5. 6
松岡	裕司	5. 6～ 8. 5
木下	節夫	8. 5～ 12. 3
大澤	宣之	12. 4～ 15. 3
中田	伸彦	15. 4～ 18. 3
原田	一人	18. 4～ 21. 3

香港支店

平6. 11.25　香港駐在員事務所として、1601-1603 One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong P.R. of Chinaに開設
9. 7. 1　英国の中国への香港返還に伴い、1601-1603 One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong, P.R. of Chinaに住居表示変更
9.10.13　香港支店に昇格
14. 5. 1　シンガポール駐在員事務所を統合
16. 8.23　事務所を入居ビルの16階から30階に移転
21. 3.23　廃止（3.24香港駐在員事務所を設置）

◆香港駐在員事務所長

田谷	光男	平 6.11～ 9.10

◆香港支店長

田谷	光男	平 9.10～ 10. 6
大蔵	一之	10. 6～ 12. 3
武盛	進	12. 4～ 16. 3
小山	裕庸	16. 4～ 19. 6
助川	徹	19. 6～ 21. 3

シンガポール駐在員事務所

昭60.11. 1　65　Chulia Street, #26-04 OCBC Centre, Singapore 0104, Republic of Singaporeに開設
平 5. 4. 1　80 Raffles Place, #29-02, UOB Plaza 1, Singapore 048624, Republic of Singaporeに移転
　14. 4.30　廃止（5.1香港支店に統合）

◆シンガポール駐在員事務所長

岡	弘夫	昭60.11～	63. 3
下村	英二	63. 3～平	2. 2
坂本	一馬	2. 3～	4. 3
自覚	道久	4. 3～	6. 6
渡辺	啓寿	6. 6～	9. 3
佐藤	健生	9. 4～	11. 6
田中	進	11. 7～	14. 4

ロンドン駐在員事務所

昭59.11. 1　03 Cannon Street, London EC4N5 AD, U.K.に開設
平 3. 6.24　2nd Floor, 55 Moorgate, London EC2R 6EX, U.K.に移転
　15. 6.30　廃止

◆ロンドン駐在員事務所長

瀬川	治久	昭59.11～平	2. 2
三浦	帯刀	2. 3～	6. 3
伊藤	和宏	6. 3～	8. 5
伊藤	晃	8. 5～	11.10
荒井	一久	11.11～	13. 3
吉田	裕	13. 4～	15. 6

新宿出張所

昭35. 8.16　本所営業部新宿出張所として東京都新宿区新宿3丁目41番地松井ビル内に開設
　41. 2.21　東京都新宿区西大久保2丁目275番地東京不動信用金庫新宿支店内に移転
　46. 7. 1　本店業務部に業務を移管
　47. 6.30　廃止

東京北出張所

昭35.12. 1　本店営業部東京北出張所として東京都北区田端新町3丁目96番地に開設
41. 2. 1　東京都北区田端新町3丁目21番2号に住居表示変更
46. 7. 1　本店業務部に業務を移管
47. 6.30　廃止

立川出張所

昭34.12.18　本所営業部立川出張所として立川市曙町2丁目63番地多摩中央信用金庫本店内に開設
41.10. 1　立川市曙町2丁目8番28号に住居表示変更
45.12.21　立川市羽衣町1丁目19番多摩中央信用金庫東立川支店内に移転
46. 7. 1　本店営業部に業務を移管
47. 6.30　廃止

市ヶ谷別館

昭46. 6.14　東京都新宿区市ヶ谷本村町42番地12に事務センターとして新築開設
59.11. 5　東京都新宿区市谷本村町9番1号に住居表示変更
平 6. 7.18　略称を市ヶ谷別館と制定
23. 7.18　入居部門等の移転完了に伴い同建物の使用を終了のうえ、閉鎖

保養所・厚生施設

SCB八ヶ岳山荘

〒408-0032　山梨県北杜市長坂町大井ヶ森字畑ヶ原1002番1　電話番号 0551(32)6201

SCB市ヶ谷荘

〒162-0064　東京都新宿区市谷仲之町3番13号　電話番号 03(3341)4500

資料編

Ⅰ. 信金中金主要事項　1. 信金中央金庫概要

名　称	信金中央金庫（略称：信金中金）　英文名称：Shinkin Central Bank
沿　革	昭和25（1950）年 6月 1日　創立（創立時の名称「全国信用協同組合連合会」）
	昭和26（1951）年11月 1日　全国信用金庫連合会に組織変更
	平成12（2000）年10月 1日　信金中央金庫に名称変更
常勤役職員数	1,223人（うち常勤役員13人）
拠点数	国内14、海外5（うち駐在員事務所4、海外現地法人1）
総資産	40兆6,332億円
資金量	33兆3,500億円（うち債券残高2兆1,414億円）
出資金	6,909億円（うち優先出資金909億円）
純資産額	1兆5,208億円
自己資本比率（国内基準）	25.18％（連結24.31％）
会員数	255信用金庫

役　員（令和2年6月末現在）

会長（非）	御室健一郎	（浜松いわた信用金庫理事長）
理事長	柴田　弘之	
副理事長	日沖　　肇	
専務理事	中原　　広	
	須藤　　浩	
	高野　典宏	
常務理事	井筒　圭亮	
	西野　　譲	
	室谷　武彦	
理　　事	佐々木英樹	
	花岡　隆司	
	鈴木　　存	
	田中　賢治	
	品川　昌文	
理事（非）	増田　雅俊	（稚内信用金庫理事長）
（非）	星　　倫市	（杜の都信用金庫理事長）
（非）	樋口　郁雄	（福島信用金庫理事長）
（非）	小森　　哲	（佐原信用金庫理事長）
理　　事（非）	平松　廣司	（かながわ信用金庫理事長）
（非）	澁谷　哲一	（東京東信用金庫会長）
（非）	大前孝太郎	（城北信用金庫理事長）
（非）	橋詰　國行	（福井信用金庫会長）
（非）	住田　裕綱	（岐阜信用金庫理事長）
（非）	近藤　　実	（西尾信用金庫理事長）
（非）	中澤　康哉	（桑名三重信用金庫理事長）
（非）	白波瀬　誠	（京都中央信用金庫理事長）
（非）	吉野　敬昌	（枚方信用金庫理事長）
（非）	武田　龍雄	（広島信用金庫理事長）
（非）	弓山　慎也	（愛媛信用金庫理事長）
（非）	野村　廣美	（福岡ひびき信用金庫会長）
（非）	後藤　孝行	（鹿児島信用金庫会長）
監　　事	千坂　博道	
監　事（非）	阿部　　隆	（新潟信用金庫会長）
（非）	作田　誠司	（尼崎信用金庫理事長）
（非）	奥山　章雄	
（非）	吉野　直行	

（備考）1．常勤役職員数から会員数までの計数は令和2年3月末現在
　　2．非常勤役員の信用金庫役職名は令和2年6月末現在

2. 会　　員

(1) 会員数の推移

年度末	会　員　数	備　　考
昭25（1950）	（信用組合数　636） 249	
26（1951）	（信用金庫数　567） 334	
27（1952）	（信用金庫数　561） 447	
28（1953）	（信用金庫数　559） 501	
29（1954）	（信用金庫数　556） 546	
30（1955）	549	昭和31年1月25日に全信用金庫が加入
31（1956）	547	
32（1957）	541	
33（1958）	540	
34（1959）	538	
35（1960）	538	
36（1961）	535	
37（1962）	534	
38（1963）	530	
39（1964）	527	
40（1965）	524	
41（1966）	523	
42（1967）	520	
43（1968）	519	
44（1969）	507	
45（1970）	499	
46（1971）	483	
47（1972）	484	
48（1973）	484	
49（1974）	476	
50（1975）	471	
51（1976）	469	
52（1977）	468	
53（1978）	466	
54（1979）	462	
55（1980）	461	
56（1981）	456	
57（1982）	456	
58（1983）	456	
59（1984）	456	
60（1985）	456	
61（1986）	455	
62（1987）	455	
63（1988）	455	
平元（1989）	454	
2（1990）	（信用金庫数　451） 450	八千代信用金庫が平成3年3月29日自由脱退（3年4月1日に普通銀行転換)
3（1991）	440	
4（1992）	435	
5（1993）	428	
6（1994）	421	
7（1995）	416	
8（1996）	410	
9（1997）	401	
10（1998）	396	
11（1999）	386	
12（2000）	371	
13（2001）	349	
14（2002）	326	
15（2003）	306	
16（2004）	298	
17（2005）	292	
18（2006）	287	
19（2007）	281	
20（2008）	279	
21（2009）	272	
22（2010）	271	
23（2011）	271	
24（2012）	270	
25（2013）	267	
26（2014）	267	
27（2015）	265	
28（2016）	264	
29（2017）	261	
30（2018）	259	
令元（2019）	255	

（備考）昭和26年度末、27年度末の会員数、信用金庫数には信用組合を含む。

(2) 会員の変遷（信用金庫への組織変更、名称変更および合併等）

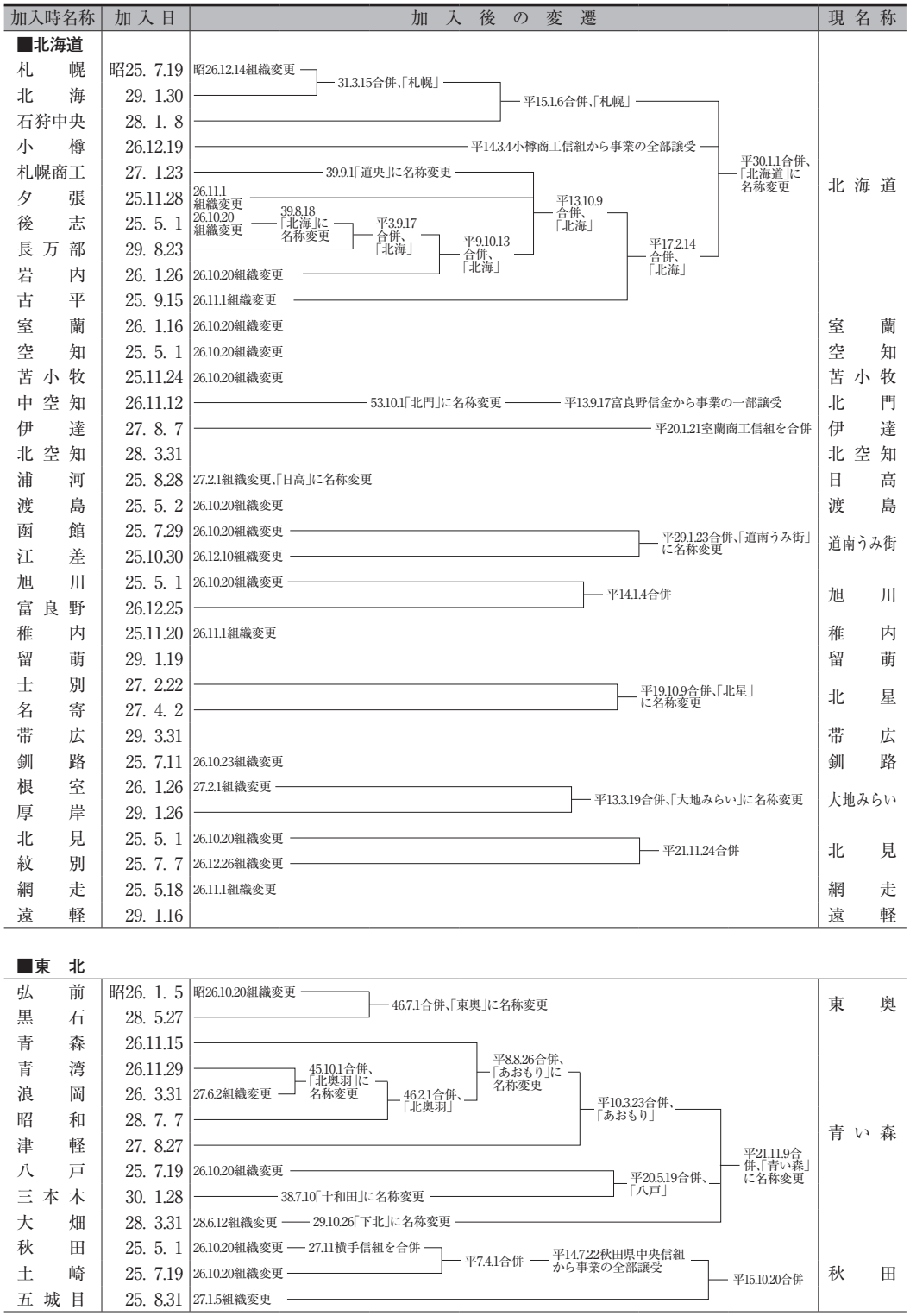

加入時名称	加入日	加入後の変遷	現名称
本荘	30.11.21	47.10.16湯沢信組を合併、「鳥海」に名称変更 → 平7.2.6合併、「羽後」に名称変更 → 平21.7.13合併	羽後
矢島	27. 3.20	27.3.27組織変更 → 平7.2.6合併、「羽後」に名称変更 → 平21.7.13合併	羽後
仙北	30. 1.28	38.5.14「大曲」に名称変更 → 平9.3.24合併、「秋田ふれあい」に名称変更 → 平14.6.24合併、「秋田ふれあい」 → 平21.7.13合併	羽後
能代	26. 3.28	27.3.22組織変更 → 平9.3.24合併、「秋田ふれあい」に名称変更 → 平14.6.24合併、「秋田ふれあい」 → 平21.7.13合併	羽後
角館	29. 8.17	平14.6.24合併、「秋田ふれあい」 → 平21.7.13合併	羽後
山形	29. 6.28	平21.2.16山形庶民信組を合併	山形
米沢市	25. 5. 1	26.10.20組織変更、「米沢」に名称変更	米沢
鶴岡	27. 4.30	平20.3.17合併	鶴岡
酒田	29. 6.28	平14.6.24庄内信組を合併 → 平20.3.17合併	鶴岡
新庄	30. 1.28		新庄
盛岡	25. 5. 1	26.10.20組織変更 → 平20.7.7合併	盛岡
福岡町	29. 6.28	47.10.1「二戸」に名称変更 → 平20.7.7合併	盛岡
宮古	25. 6.26	26.12.20組織変更	宮古
一関	29. 9.21		一関
黒沢尻	28. 3.30	29.8.25「北上」に名称変更	北上
花巻	25. 7.31	27.2.26組織変更	花巻
水沢	25. 9.15	27.5.6組織変更	水沢
仙台	25. 5. 1	26.10.20組織変更 → 平14.6.17宮城県中央信組から事業の一部譲受 → 平17.7.19合併、「杜の都」に名称変更	杜の都
塩竈	25. 9.20	26.12.8組織変更 → 平17.7.19合併、「杜の都」に名称変更	杜の都
宮城第一	30. 1.31	平14.6.17宮城県中央信組から事業の一部譲受	宮城第一
石巻	25. 8.14	26.12.11組織変更	石巻
仙南	29. 6.28		仙南
気仙沼	25. 8. 7	26.11.15組織変更 → 平14.7.8岩手信組から事業の全部譲受	気仙沼
会津	26.12.10		会津
郡山	25.11.21	26.10.20組織変更	郡山
白河	26. 2. 7	26.10.20組織変更	白河
須賀川	26. 8. 2	26.10.20組織変更	須賀川
小名浜	27. 4.23	49.8.1合併、「磐洋」に名称変更 → 平4.10.12合併、「ひまわり」に名称変更	ひまわり
植田	29. 6.28	49.8.1合併、「磐洋」に名称変更 → 平4.10.12合併、「ひまわり」に名称変更	ひまわり
平	25.12.26	26.10.22組織変更 → 平4.10.12合併、「ひまわり」に名称変更	ひまわり
原町	30. 1.28	59.9.1「あぶくま」に名称変更	あぶくま
二本松	27. 3. 5		二本松
福島市	25. 5. 1	26.10.20組織変更 → 34.7.1合併、「福陽」に名称変更 → 45.7.1合併、「福陽」 → 51.5.1合併、「福島」に名称変更	福島
太陽	27. 4.17	34.7.1合併、「福陽」に名称変更 → 45.7.1合併、「福陽」 → 51.5.1合併、「福島」に名称変更	福島
飯坂	27. 9. 3	45.7.1合併、「福陽」 → 51.5.1合併、「福島」に名称変更	福島
伊達中央	29. 6.28	51.5.1合併、「福島」に名称変更	福島
釜石	25. 7.25	26.10.20組織変更 → 平5.10.1岩手銀行ほか2行、県内3信金に事業の全部譲渡後解散	－

■関　東

高崎	昭25. 5. 1	昭26.10.20組織変更	高崎
桐生	25. 7.26	26.10.30組織変更 → 平4.3.1合併	桐生
桐生中央	29. 3.12	平4.3.1合併	桐生
上毛	29. 8.31		上毛
伊勢崎	25. 8.18	26.10.30組織変更 → 平14.1.4合併、「伊勢崎太田」に名称変更 → 平17.1.4「アイオー」に名称変更	アイオー
太田	30.10.21	平14.1.4合併、「伊勢崎太田」に名称変更 → 平17.1.4「アイオー」に名称変更	アイオー
沼田	26. 1.18	26.11.20組織変更、「利根郡」に名称変更	利根郡
館林	26.11.12		館林
北群馬	29.10.13		北群馬

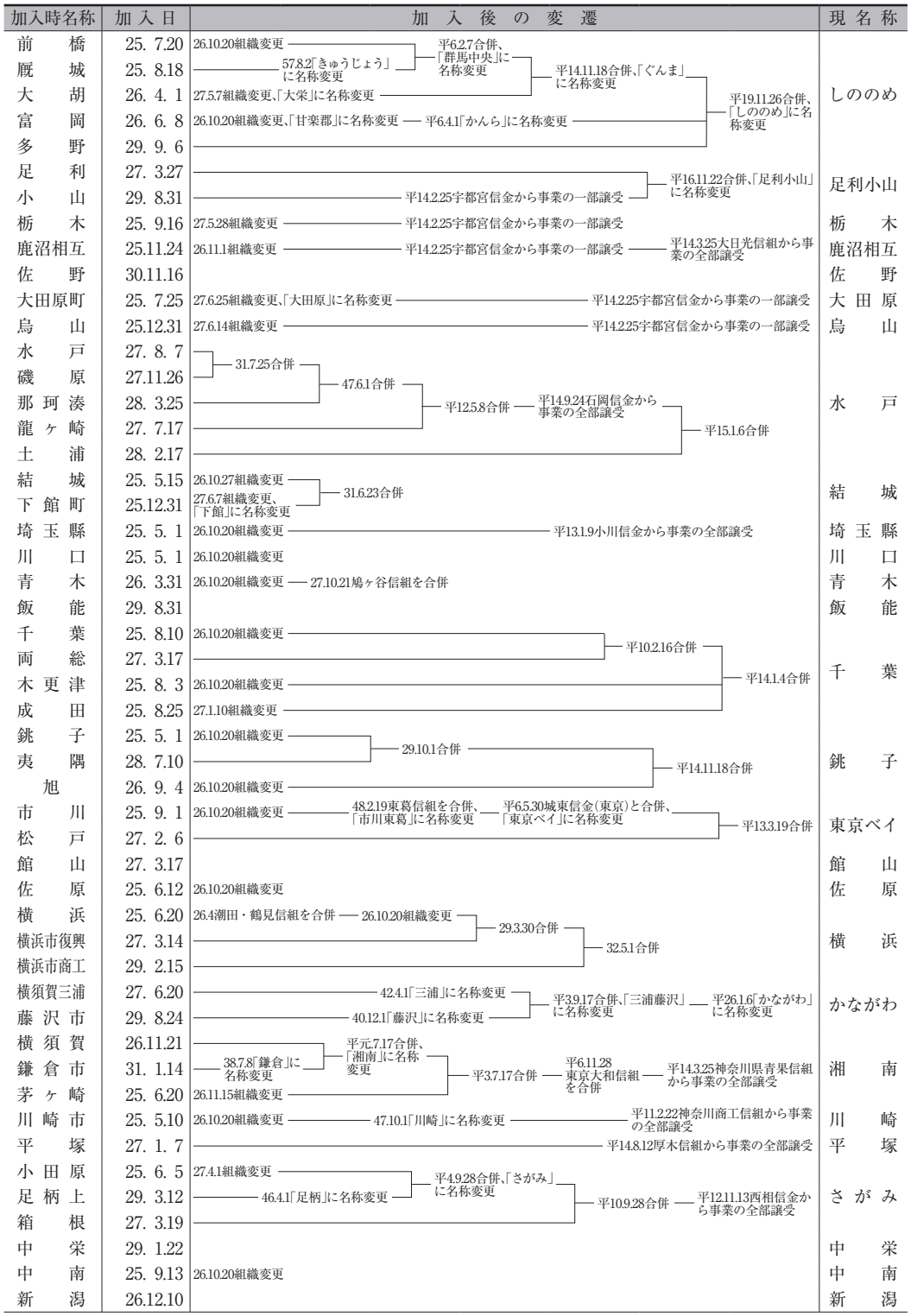
加入時名称
加入日
加入後の変遷
現名称
前橋 25. 7.20
厩城 25. 8.18
大胡 26. 4. 1
富岡 26. 6. 8
多野 29. 9. 6
足利 27. 3.27
小山 29. 8.31
栃木 25. 9.16
鹿沼相互 25.11.24
佐野 30.11.16
大田原町 25. 7.25
烏山 25.12.31
水戸 27. 8. 7
磯原 27.11.26
那珂湊 28. 3.25
龍ヶ崎 27. 7.17
土浦 28. 2.17
結城 25. 5.15
下館町 25.12.31
埼玉縣 25. 5. 1
川口 25. 5. 1
青木 26. 3.31
飯能 29. 8.31
千葉 25. 8.10
両総 27. 3.17
木更津 25. 8. 3
成田 25. 8.25
銚子 25. 5. 1
夷隅 28. 7.10
旭 26. 9. 4
市川 25. 9. 1
松戸 27. 2. 6
館山 27. 3.17
佐原 25. 6.12
横浜 25. 6.20
横浜市復興 27. 3.14
横浜市商工 29. 2.15
横須賀三浦 27. 6.20
藤沢市 29. 8.24
横須賀 26.11.21
鎌倉市 31. 1.14
茅ヶ崎 25. 6.20
川崎市 25. 5.10
平塚 27. 1. 7
小田原 25. 6. 5
足柄上 29. 3.12
箱根 27. 3.19
中栄 29. 1.22
中南 25. 9.13
新潟 26.12.10
26.10.20組織変更
57.8.2「きゅうじょう」に名称変更
平6.2.7合併、「群馬中央」に名称変更
平14.11.18合併、「ぐんま」に名称変更
27.5.7組織変更、「大栄」に名称変更
26.10.20組織変更、「甘楽郡」に名称変更
平6.4.1「かんら」に名称変更
平19.11.26合併、「しののめ」に名称変更
平16.11.22合併、「足利小山」に名称変更
平14.2.25宇都宮信金から事業の一部譲受
27.5.28組織変更
26.11.1組織変更
平14.3.25大日光信組から事業の全部譲受
27.6.25組織変更、「大田原」に名称変更
27.6.14組織変更
31.7.25合併
47.6.1合併
平12.5.8合併
平14.9.24石岡信金から事業の全部譲受
平15.1.6合併
27.6.7組織変更、「下館」に名称変更
31.6.23合併
平13.1.9小川信金から事業の全部譲受
27.10.21鳩ヶ谷信組を合併
平10.2.16合併
平14.1.4合併
27.1.10組織変更
29.10.1合併
平14.11.18合併
48.2.19東葛信組を合併、「市川東葛」に名称変更
平6.5.30城東信金(東京)と合併、「東京ベイ」に名称変更
平13.3.19合併
26.4潮田・鶴見信組を合併
29.3.30合併
32.5.1合併
42.4.1「三浦」に名称変更
40.12.1「藤沢」に名称変更
平3.9.17合併、「三浦藤沢」に名称変更
平26.1.6「かながわ」に名称変更
平元.7.17合併、「湘南」に名称変更
38.7.8「鎌倉」に名称変更
平3.7.17合併
平6.11.28東京大和信組を合併
平14.3.25神奈川県青果信組から事業の全部譲受
26.11.15組織変更
47.10.1「川崎」に名称変更
平11.2.22神奈川商工信組から事業の全部譲受
平14.8.12厚木信組から事業の全部譲受
27.4.1組織変更
46.4.1「足柄」に名称変更
平4.9.28合併、「さがみ」に名称変更
平10.9.28合併
平12.11.13西相信金から事業の全部譲受

加入時名称	加入日	加入後の変遷	現名称
長岡	26.12.20		長岡
栃尾	27. 1.23	55.9.30合併	
三条	25. 5.18	26.10.20組織変更	三条
新発田	28. 6.20		新発田
柏崎	25.11.25	26.12.10組織変更	柏崎
高田市	25.11.25	26.10.20組織変更 — 39.9.10「高田」に名称変更	上越
直江津	26. 2. 5	26.10.31組織変更 — 平16.1.19合併、「上越」に名称変更	
新井	25. 8.12	27.5.15組織変更	新井
村上	28. 2.14		村上
加茂	29. 6.28		加茂
甲府	25. 7.19	26.10.20組織変更	甲府
甲府商工	25. 6.26	26.12.20組織変更	山梨
大月商工	25. 9.13	26.10.20組織変更、「大月」に名称変更 — 平14.7.15合併、「山梨」に名称変更	
長野	25. 5.16	26.10.20組織変更 — 27.5.15篠ノ井信組を合併 — 平14.8.5上田商工信組から事業の一部譲受	長野
松本	27. 3.17		松本
上田	27. 6.18	平14.8.5上田商工信組から事業の一部譲受	上田
岡谷	25.10. 7	26.12.12諏訪市・下諏訪信組を合併、「諏訪」に名称変更 — 27.1.21組織変更	諏訪
飯田	25. 8. 1	26.10.20組織変更	飯田
伊那	25. 8.21	26.4.30辰野信組を合併 — 26.10.20組織変更	アルプス中央
赤穂	30.11.18	平15.7.22合併、「アルプス中央」に名称変更	
吉田	27. 3.17	29.12.21駿河銀行と合併	—
西相	30. 1.28	平12.11.13さがみ信金に事業の全部譲渡後解散	—
小川	25.11.20	26.10.20組織変更 — 平13.1.9埼玉縣信金に事業の全部譲渡後解散	—
宇都宮共福	25. 5.18	26.10.20組織変更、「宇都宮」に名称変更 — 38.12.9合併、「宇都宮」 — 平14.2.25栃木信金、烏山信金、鹿沼相互信金、小山信金、大田原信金に事業の全部譲渡後解散	—
石橋	30.11.19		
船橋	25. 5.16	平14.6.17東京東信金に事業の全部譲渡後解散	—
石岡	27. 5.21	平14.9.24水戸信金に事業の全部譲渡後解散	—

■東　京

上野	昭25.10.23	昭26.10.20組織変更 — 43.3.30合併、「朝日」に名称変更	朝日
庶民	25.10.25	26.10.20組織変更 — 43.3.30合併、「朝日」に名称変更 — 平8.10.7合併 — 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受	
浅草商工	28. 7. 7	28.12.24「浅草」に名称変更 — 平8.10.7合併 — 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受	
文京	28. 6.29	平14.1.4合併 — 平14.7.8東京食品信組から事業の一部譲受	
共積	27. 8. 7	平14.1.4合併 — 平14.7.8東京食品信組から事業の一部譲受	
江戸川	27.12. 9	平14.1.4合併 — 平14.7.8東京食品信組から事業の一部譲受	
神田市場	25. 9.18	26.10.20組織変更、「神田」に名称変更 — 平2.10.1合併、「神田」	興産
神田商工	28. 6.20	平2.10.1合併、「神田」 — 平12.6.5合併 — 平14.3.25せいか信組から事業の一部譲受 — 平14.7.8東京食品信組から事業の一部譲受 — 平14.7.15第三信組から事業の一部譲受	
興産	25. 5. 1	26.10.20組織変更 — 29.3.27合併 — 平12.6.5合併 — 平14.3.25せいか信組から事業の一部譲受 — 平14.7.8東京食品信組から事業の一部譲受 — 平14.7.15第三信組から事業の一部譲受	
葛飾	26. 1.16	26.10.20組織変更 — 29.3.27合併 — 平12.6.5合併 — 平14.3.25せいか信組から事業の一部譲受 — 平14.7.8東京食品信組から事業の一部譲受 — 平14.7.15第三信組から事業の一部譲受	
同栄	25. 5. 1	26.4.1旭商工信組を合併 — 26.10.20組織変更 — 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受	さわやか
東京港	27.12.26	35.2.1「港」に名称変更 — 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受 — 平13.10.9合併、「東都中央」に名称変更 — 平14.10.15合併、「さわやか」に名称変更	
東京産業	26. 8. 8	26.10.20組織変更 — 平14.7.8東京食品信組から事業の一部譲受 — 平14.10.15合併、「さわやか」に名称変更	
日本橋	27. 4.30		東京シティ
東京都商工	27. 5.30	平2.6.25「東京シティ」に名称変更	
東商	28. 7.11	平12.3.21合併	
京橋	28. 7.20	平12.3.21合併	
帝都	25.12.15	26.10.20組織変更 — 平12.3.21合併	
芝	25. 5.11	26.10.20組織変更 — 35.2.22合併 — 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受	芝
都	28. 7.30	35.2.22合併 — 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受 — 平15.7.7合併	
東調布	25. 6.12	26.10.20組織変更 — 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受	

加入時名称	加入日	加入後の変遷	現名称
東武	25. 5. 1	26.10.20組織変更 → 平5.4.5合併、「東武」 → 平11.1.4合併、「東京東」に名称変更 → 平14.6.17船橋信金から事業の全部譲受 → 平14.9.17永代信組から事業の一部譲受 → 平15.7.22合併	東京東
三光	28. 6. 3	平11.1.4合併、「東京東」に名称変更 → 平14.6.17船橋信金から事業の全部譲受 → 平14.9.17永代信組から事業の一部譲受 → 平15.7.22合併	東京東
協和	28. 7. 9	平11.1.4合併、「東京東」に名称変更 → 平14.6.17船橋信金から事業の全部譲受 → 平14.9.17永代信組から事業の一部譲受 → 平15.7.22合併	東京東
中央	25. 5.18	26.10.20組織変更 → 平11.1.4合併、「東京東」に名称変更 → 平14.6.17船橋信金から事業の全部譲受 → 平14.9.17永代信組から事業の一部譲受 → 平15.7.22合併	東京東
大東	27. 8. 7	平11.1.4合併、「東京東」に名称変更 → 平14.6.17船橋信金から事業の全部譲受 → 平14.9.17永代信組から事業の一部譲受 → 平15.7.22合併	東京東
小岩	25.10.18	26.10.22組織変更 → 平15.7.22合併	東京東
東栄	28. 7.21		東栄
亀有	28. 7.20		亀有
小松川	28. 7.20		小松川
足立	26. 8. 9	26.10.20組織変更 → 平14.12.16合併、「足立成和」に名称変更	足立成和
成和	28. 7. 2	平14.12.16合併、「足立成和」に名称変更	足立成和
東京三協	27. 3.31	平14.6.17池袋信組から事業の全部譲受	東京三協
新宿	25. 8. 2	26.9.27中野信組を合併、「大同」に名称変更 → 26.10.20組織変更 → 平4.2.3合併、「西京」に名称変更 → 平14.6.17都民信組から事業の一部譲受 → 平14.7.8東京食品信組から事業の一部譲受	西京
共栄	26.12.25	平4.2.3合併、「西京」に名称変更 → 平14.6.17都民信組から事業の一部譲受 → 平14.7.8東京食品信組から事業の一部譲受	西京
渋谷	26.12.19	31.3.1合併、「渋谷」 → 平4.4.6合併、「平成」に名称変更 → 平14.9.17合併	西武
東京相互	27. 6. 5	31.3.1合併、「渋谷」 → 平4.4.6合併、「平成」に名称変更 → 平14.9.17合併	西武
井荻	26. 8.10	26.10.15杉並信組を合併、「東邦」に名称変更 → 26.11.1組織変更 → 平4.4.6合併、「平成」に名称変更 → 平14.9.17合併	西武
野方	26.11.24	28.6.1「協立」に名称変更 → 44.6.30合併、「西武」に名称変更 → 平14.9.17合併	西武
福生	26. 8. 6	26.10.20組織変更 → 27.11.19「武陽」に名称変更 → 44.6.30合併、「西武」に名称変更 → 平14.9.17合併	西武
城南	25. 5. 2	26.10.20組織変更 → 34.2.1合併 → 36.7.2合併 → 46.7.1東京不動信金から事業の全部譲受	城南
東都	25. 8.22	26.10.20組織変更 → 34.2.1合併 → 36.7.2合併 → 46.7.1東京不動信金から事業の全部譲受	城南
芝商工	27.12.12	34.2.1合併 → 36.7.2合併 → 46.7.1東京不動信金から事業の全部譲受	城南
昭和	26.12.17	27.11.18平和信組を合併 → 平12.12.4松沢信金から事業の全部譲受 → 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受 → 平14.9.17永代信組から事業の一部譲受	昭和
目黒	28. 7.20	平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受	目黒
世田谷	28. 4.13		世田谷
東京山手	25. 5. 1	25.11京西信組を合併 → 26.10.20組織変更 → 31.1.1合併、「東京」に名称変更	東京
板橋	28. 7. 2	31.1.1合併、「東京」に名称変更	東京
豊島長崎	26.12.10	28.7.1「京北」に名称変更 → 31.1.1合併、「東京」に名称変更	東京
日興	25. 9. 4	26.10.20組織変更 → 平14.6.17都民信組から事業の一部譲受 → 平16.1.13合併、「城北」に名称変更	城北
王子	26. 8.11	26.10.20組織変更 → 平9.3.17都内５信金に事業の一部譲渡(平9.3.14)後、王子信金に合併 → 平12.8.7日本信販信組から事業の全部譲受 → 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受 → 平14.3.25せいか信組から事業の一部譲受 → 平16.1.13合併、「城北」に名称変更	城北
武蔵野	26. 3.28	26.10.20組織変更 → 平9.3.17都内５信金に事業の一部譲渡(平9.3.14)後、王子信金に合併 → 平12.8.7日本信販信組から事業の全部譲受 → 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受 → 平14.3.25せいか信組から事業の一部譲受 → 平16.1.13合併、「城北」に名称変更	城北
光	25. 8. 8	26.10.20組織変更 → 50.6.2合併、「太陽」に名称変更 → 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受 → 平16.1.13合併、「城北」に名称変更	城北
大洋	28. 7.20	50.6.2合併、「太陽」に名称変更 → 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受 → 平16.1.13合併、「城北」に名称変更	城北
荒川	25. 5. 1	26.10.20組織変更 → 平14.6.17都民信組から事業の一部譲受 → 平16.1.13合併、「城北」に名称変更	城北
瀧野川	26.11.20		瀧野川
巣鴨	26. 8.14	26.10.20組織変更	巣鴨
青梅町	26. 8. 8	26.10.20組織変更、「青梅」に名称変更	青梅
八王子	26.10.19	26.10.20組織変更 → 平18.1.10合併、「多摩」に名称変更	多摩
武蔵野市	26. 1.10	26.10.20組織変更 → 27.9.9「太平」に名称変更 → 平18.1.10合併、「多摩」に名称変更	多摩
多摩中央	26. 1.24	26.10.20組織変更 → 平13.2.26わかば信金から事業の一部譲受 → 平18.1.10合併、「多摩」に名称変更	多摩
城東	27.10. 4	平6.5.30市川東葛信金(千葉)と合併、「東京ベイ」に名称変更	関東地区に記載
東京都職員	25. 9.19	28.6.15法定脱退(信用金庫への組織変更期間満了後も未変更のため)	－
不動	27.11.29	39.3.3解散	－
東京不動	28. 3.17	46.7.1城南信金に事業の全部譲渡後解散	－
代々木	25.11. 9	26.10.20組織変更 → 29.1.1合併、「八千代」に名称変更 → 45.1.10日の出信組を合併 → 平3.4.1普通銀行に転換	－
町田町	26. 1. 8	26.7.19恩友信組を合併、「東神」に名称変更 → 26.10.20組織変更 → 29.1.1合併、「八千代」に名称変更 → 45.1.10日の出信組を合併 → 平3.4.1普通銀行に転換	－
三和	26.11.20	平3.10.1東海銀行と合併	－
松沢	28. 7. 8	平12.12.4昭和信金に事業の全部譲渡後解散	－

加入時名称	加入日	加入後の変遷	現名称
第一	26.12.24	平10.3.16合併、「わかば」に名称変更 → 平13.2.26都内9信金に事業の全部譲渡後解散	–
大恵	28. 7. 2		
永楽	25. 9. 4	26.10.20組織変更	

■北　陸

加入時名称	加入日	加入後の変遷	現名称
富山	昭25. 7.19	昭26.10.20組織変更 → 32.7.1合併 → 平15.10.20合併 → 平23.2.14合併	富山
四方	30. 7. 4		
射水	27. 9.13		
上市	26. 9.15	26.12.28組織変更	
高岡	26.10. 4	26.10.20組織変更 → 平16.3.8福光信金から事業の一部譲受	高岡
新湊	27. 8.22		新湊
新川	29. 2.19	31.5.15合併、「新川」 → 平2.4.1合併、「新川水橋」に名称変更 → 平17.11.21合併、「にいかわ」に名称変更	にいかわ
泊	29. 1.30		
水橋	27. 6.14		
滑川	27. 3. 6	45.7.1合併、「滑川」	
中加積	30. 3.31		
伏木	27. 4. 3	56.12.1合併、「氷見伏木」に名称変更	氷見伏木
氷見	27. 7.22		
砺波	26.11. 1		砺波
石動	27. 6.20		石動
福光	27. 4.11	→ 平16.3.22合併	
金沢	26. 3.22	26.10.20組織変更 → 29.5.22合併 → 52.11.1第一信組を合併 → 53.11.1石川県商工信組を合併 → 平12.10.2合併 → 平14.4.22だいしん信組から事業の一部譲受 → 平15.3.24石川銀行から事業の一部譲受	金沢
北国	25. 9.13	26.10.20組織変更	
山中	27.12.19	40.11.1「加南」に名称変更	
共栄	29. 6.28	→ 平15.11.4合併、「のと共栄」に名称変更	のと共栄
能登	27. 2.18	平14.2.18輪島信組から事業の全部譲受 → 平15.3.24石川銀行から事業の一部譲受	
松任	27. 3.22	39.8.8「石川」に名称変更 → 46.10.1合併、「北陸」に名称変更 → 平14.4.22だいしん信組から事業の一部譲受	北陸
小松	26.12.17	26.12.25組織変更	
美川	30. 1.31		
鶴来	27. 2.25		鶴来
興能	26. 1.22	26.10.20組織変更 → 平16.2.16高浜信組を合併	興能
福井	25. 5. 1	26.10.20組織変更 → 平13.4.16合併 → 平28.2.15合併	福井
鯖江	25.10. 5	27.1.14組織変更	
丸岡	25.10. 5	27.4.5組織変更 → 平3.10.7合併、「福井中央」に名称変更	
三国	27. 9.10		
武生	25.10.26	27.1.29組織変更	
敦賀	25.10. 5	27.1.9組織変更	敦賀
小浜	25. 8.11	27.3.25組織変更	小浜
大野南部	27. 9.10	29.5.3「大野」に名称変更 → 46.10.1合併、「越前」に名称変更	越前
勝山	25.10. 5	27.5.12組織変更	

■東　海

加入時名称	加入日	加入後の変遷	現名称
静岡	昭25. 5. 1	昭26.10.20組織変更 → 29.6.1清水信組を合併 → 令元.7.16合併、「しずおか焼津」に名称変更	しずおか焼津
焼津	25. 9.13	26.10.20組織変更	
静清	25. 6.16	26.10.20組織変更	静清
浜松	26. 2. 5	26.11.15組織変更 → 平31.1.21合併、「浜松いわた」に名称変更	浜松いわた
磐田	28. 4. 6		
沼津	27. 6. 5	→ 平20.1.15合併	沼津
駿河	29. 1.20		

加入時名称	加入日	加入後の変遷	現名称
三島	25.10.13	26.10.20組織変更 ― 平14.9.9下田信金から事業の一部譲受 ― 平18.10.16合併	三島
伊東	26.11.13	44.7.1合併、「伊豆」に名称変更 ― 平14.10.15合併、「伊豆」 ― 平18.10.16合併	
網代	28.11.16		
下田	29. 6.28		
富士宮市	25.11.27	26.10.20組織変更、「富士宮」に名称変更	富士宮
掛川	27.10.22	令元.6.24合併、「島田掛川」に名称変更	島田掛川
島田	25. 5. 1	26.10.20組織変更 ― 令元.6.24合併、「島田掛川」に名称変更	
富士	28. 5.30	46.4.1合併	富士
吉原	25. 8.17	27.2.1組織変更 ― 46.4.1合併	
引佐	28. 3.31	46.4.1合併、「遠州」に名称変更	遠州
浜名郡	27. 9.30	38.11.15「浜名」に名称変更 ― 46.4.1合併、「遠州」に名称変更	
岐阜	25. 5.10	46.6.1合併 ― 平14.3.18中津川信組から事業の全部譲受	岐阜
恵那	27. 8.18	26.10.20組織変更 ― 46.6.1合併 ― 平14.3.18中津川信組から事業の全部譲受	
大垣	25. 7.14	平28.1.12合併、「大垣西濃」に名称変更	大垣西濃
西濃	29. 2.15	26.10.20組織変更 ― 平28.1.12合併、「大垣西濃」に名称変更	
高山	25. 6.14	26.10.20組織変更 ― 27.7.20南吉城信組を合併 ― 平12.10.1合併	高山
船津	25. 9.30	27.2.8組織変更、「神岡」に名称変更 ― 平12.10.1合併	
駄知	25. 8.10	26.10.20組織変更 ― 27.5.29「岐陶」に名称変更 ― 54.4.1合併、「東濃」に名称変更 ― 平13.11.19瑞浪商工信組から事業の全部譲受	東濃
土岐津	25. 8.10	26.10.20組織変更 ― 54.4.1合併、「東濃」に名称変更 ― 平13.11.19瑞浪商工信組から事業の全部譲受	
多治見	25. 8.10	26.10.20組織変更 ― 32.4.1合併、「多治見」 ― 54.4.1合併、「東濃」に名称変更 ― 平13.11.19瑞浪商工信組から事業の全部譲受	
豊岡	25. 8.10	26.5.14広見信組を合併 ― 26.10.20組織変更 ― 32.4.1合併、「多治見」 ― 54.4.1合併、「東濃」に名称変更 ― 平13.11.19瑞浪商工信組から事業の全部譲受	
関	25. 9.12	27.3.28組織変更	関
八幡	25. 6. 7	27.3.28組織変更	八幡
愛知	27. 3.31		愛知
豊橋	27.10.29	45.2.2渥美信組を合併	豊橋
岡崎	25. 5. 1	26.10.20組織変更 ― 27.6.5幡豆信組を合併 ― 41.7.1大成信組を合併 ― 44.3.1東海商工信組を合併	岡崎
一宮	27. 2.15	平15.7.7合併、「いちい」に名称変更	いちい
津島	28. 7. 3	平15.7.7合併、「いちい」に名称変更	
愛北	30. 6.22	平15.7.7合併、「いちい」に名称変更	
瀬戸市	25. 5. 1	26.10.22組織変更、「瀬戸」に名称変更	瀬戸
半田	27. 3.25		半田
成岩	26. 7.19	26.10.20組織変更 ― 27.6.15「知多」に名称変更 ― 平14.3.18常滑信組から事業の全部譲受	知多
豊川	27. 3.18	平12.10.1東三信組を合併 ― 平14.10.14岡崎市民信組を合併	豊川
加茂	27. 2.14	41.9.1「豊田」に名称変更	豊田
碧海	27. 3.12		碧海
西尾	25.11. 7	26.10.20組織変更	西尾
蒲郡	25. 5. 1	26.10.20組織変更	蒲郡
尾西	30. 6.23		尾西
中日	29.11. 6		中日
東春	47.10. 2		東春
津	28.10.23		津
四日市	27.10.25	42.4.1合併、「北伊勢」に名称変更 ― 45.4.1四日市商業信組を合併 ― 平16.1.19合併、「北伊勢上野」に名称変更	北伊勢上野
鈴鹿	29. 6.28	42.4.1合併、「北伊勢」に名称変更 ― 45.4.1四日市商業信組を合併 ― 平16.1.19合併、「北伊勢上野」に名称変更	
上野	26.11. 8	平16.1.19合併、「北伊勢上野」に名称変更	
桑名	27. 1.23	平31.2.25合併、「桑名三重」に名称変更	桑名三重
松阪	25. 5.16	26.10.20組織変更 ― 36.10.2合併、「松阪伊勢」に名称変更 ― 平9.10.6「三重」に名称変更 ― 平31.2.25合併、「桑名三重」に名称変更	
宇治山田	28.11.16	30.8.1「伊勢」に名称変更 ― 36.10.2合併、「松阪伊勢」に名称変更 ― 平9.10.6「三重」に名称変更 ― 平31.2.25合併、「桑名三重」に名称変更	
紀北	27. 6. 2	平14.6.3長島信金から事業の全部譲受	紀北
錦	25.10.19	28.6.15法定脱退(信用金庫への組織変更期間満了後も未変更のため)	－

加入時名称	加入日	加入後の変遷	現名称
名古屋市民	25. 5. 1	26.10.20組織変更、「名古屋」に名称変更 ―― 44.5.1太道相銀と合併	－
長島	29. 6.28	平14.6.3紀北信金に事業の全部譲渡後解散	－

■近畿

彦根	昭26.12.25	平16.7.20合併、「滋賀中央」に名称変更	滋賀中央
八幡町	26. 4.27	27.3.1組織変更、「近江八幡」に名称変更	
長浜	25. 5. 1	26.10.20組織変更	長浜
湖東	27. 6.18		湖東
京都	26.11.15	36.6.19合併	
京栄	29. 9.21	49.4.1合併 ― 60.7.15京都府民信組を合併	京都
大津市	27. 6.18		
京都中央	26. 4.27	26.10.20組織変更	
西京都	29.10.16	46.3.18合併 ― 平13.1.4京都みやこ信金および南京都信金から事業の全部譲受	京都中央
福知山	25. 6.29	26.10.20組織変更	
東舞鶴	25. 9.25	27.7.30組織変更	
舞鶴	25. 8. 7	26.10.20組織変更	
綾部	27. 5.16	平14.11.5合併	京都北都
宮津	25. 8. 8	26.10.20組織変更	
岩滝	29. 6.28	45.10.1合併、「北京都」に名称変更	
網野	27. 3. 4	平8.1.16合併(丹後織物信組も含め)、「京都北都」に名称変更	
峰山	27. 6.18	27.11.26「丹後中央」に名称変更	
大阪	25. 5. 1	26.10.20組織変更	
三和	27. 6.18	平9.10.6合併 ― 平14.3.25 大阪第一信金から事業の全部譲受 ― 平14.6.10 相互信金から事業の全部譲受	
住吉	29. 9. 6	50.4.1合併、「三和」	
泉大津	27. 6.18	平16.10.12合併	大阪
岸和田市春木	29.11. 4	36.8.1「春木」に名称変更 ― 56.10.1合併、「泉州」に名称変更	
岸和田	27. 6.18	平13.11.12合併、「南大阪」に名称変更	
貝塚	27. 6.18	37.4.1「阪南」に名称変更	
堺	27. 4.15	52.4.1合併、「泉陽」に名称変更	
堺興業	27. 4.15	41.2.1合併、「堺市」に名称変更	
大阪厚生	27. 4. 2		大阪厚生
大阪市民	25. 5. 1	26.10.20組織変更、「大阪市」に名称変更	
大阪中央	26.11.30	平9.11.4合併、「大阪市」	
大福	27. 6.18	平25.11.5合併、「大阪シティ」に名称変更	
小阪	29. 6.28	44.4.1合併、「八光」に名称変更	
八尾	26. 2.10	26.10.20組織変更 ― 平9.11.4合併、「八光」	大阪シティ
大阪産業	25. 8.28	26.10.20組織変更	
布施	27. 4. 3	35.11.4「東大阪」に名称変更	
牧岡	27. 6.18	54.11.1合併、「阪奈」に名称変更 ― 平9.10.13合併、「阪奈」 ― 平17.2.14合併、「大阪東」に名称変更	
富士	28. 5.21		
大阪商工	25. 5. 1	26.10.20組織変更	大阪商工
山王	27. 4. 4	33.12.15「永和」に名称変更	永和
十三	26. 8.25	26.10.20組織変更	
茨木	29.10.14	32.7.8合併、「十三」	
豊中	27. 4. 4	平6.4.18合併、「水都」に名称変更	
大阪文和	27.10. 6	33.8.6「大阪殖産」に名称変更	
高槻	28. 6.26	41.10.1合併、「摂津」に名称変更 ― 平15.3.10合併、「摂津水都」に名称変更	
吹田	29.10.16		
枚方	28. 3.30	平26.2.24合併、「北おおさか」に名称変更	北おおさか
			枚方

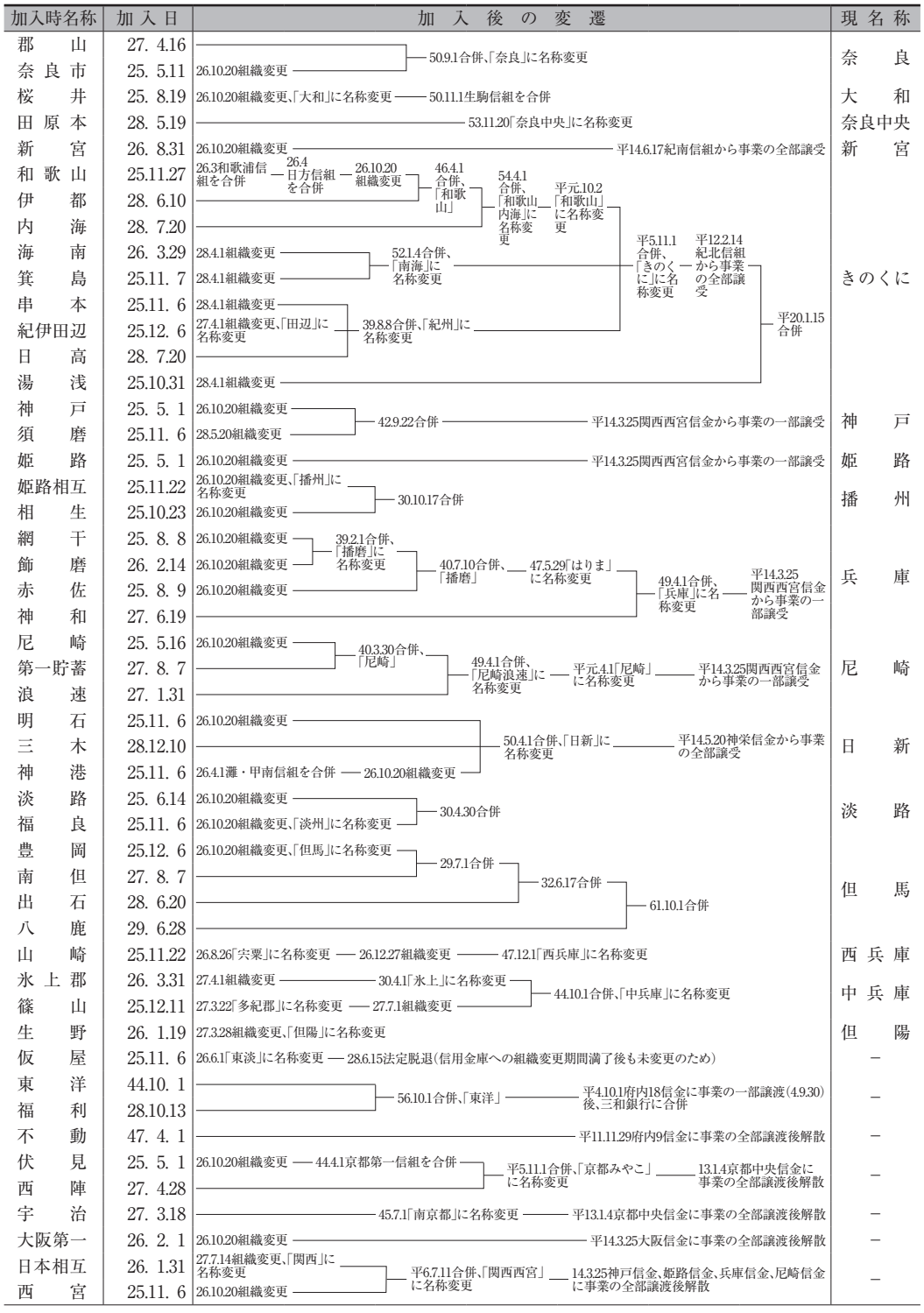
加入時名称
加入日
加入後の変遷
現名称
郡山 27. 4.16
奈良市 25. 5.11
桜井 25. 8.19
田原本 28. 5.19
新宮 26. 8.31
和歌山 25.11.27
伊都 28. 6.10
内海 28. 7.20
海南 26. 3.29
箕島 25.11. 7
串本 25.11. 6
紀伊田辺 25.12. 6
日高 28. 7.20
湯浅 25.10.31
神戸 25. 5. 1
須磨 25.11. 6
姫路 25. 5. 1
姫路相互 25.11.22
相生 25.10.23
網干 25. 8. 8
飾磨 26. 2.14
赤佐 25. 8. 9
神和 27. 6.19
尼崎 25. 5.16
第一貯蓄 27. 8. 7
浪速 27. 1.31
明石 25.11. 6
三木 28.12.10
神港 25.11. 6
淡路 25. 6.14
福良 25.11. 6
豊岡 25.12. 6
南但 27. 8. 7
出石 28. 6.20
八鹿 29. 6.28
山崎 25.11.22
氷上郡 26. 3.31
篠山 25.12.11
生野 26. 1.19
仮屋 25.11. 6
東洋 44.10. 1
福利 28.10.13
不動 47. 4. 1
伏見 25. 5. 1
西陣 27. 4.28
宇治 27. 3.18
大阪第一 26. 2. 1
日本相互 26. 1.31
西宮 25.11. 6
26.10.20組織変更
50.9.1合併、「奈良」に名称変更
26.10.20組織変更、「大和」に名称変更
50.11.1生駒信組を合併
53.11.20「奈良中央」に名称変更
26.10.20組織変更
平14.6.17紀南信組から事業の全部譲受
26.3和歌浦信組を合併
26.4日方信組を合併
26.10.20組織変更
46.4.1合併、「和歌山」
54.4.1合併、「和歌山内海」に名称変更
平元.10.2「和歌山」に名称変更
28.4.1組織変更
52.1.4合併、「南海」に名称変更
28.4.1組織変更
平5.11.1合併、「きのくに」に名称変更
平12.2.14紀北信組から事業の全部譲受
28.4.1組織変更
27.4.1組織変更、「田辺」に名称変更
39.8.8合併、「紀州」に名称変更
平20.1.15合併
28.4.1組織変更
26.10.20組織変更
42.9.22合併
平14.3.25関西西宮信金から事業の一部譲受
28.5.20組織変更
26.10.20組織変更
平14.3.25関西西宮信金から事業の一部譲受
26.10.20組織変更、「播州」に名称変更
30.10.17合併
26.10.20組織変更
26.10.20組織変更
39.2.1合併、「播磨」に名称変更
26.10.20組織変更
40.7.10合併、「播磨」
47.5.29「はりま」に名称変更
49.4.1合併、「兵庫」に名称変更
平14.3.25関西西宮信金から事業の一部譲受
26.10.20組織変更
27.6.19
26.10.20組織変更
40.3.30合併、「尼崎」
49.4.1合併、「尼崎浪速」に名称変更
平元.4.1「尼崎」に名称変更
平14.3.25関西西宮信金から事業の一部譲受
27. 1.31
26.10.20組織変更
50.4.1合併、「日新」に名称変更
平14.5.20神栄信金から事業の全部譲受
26.4.1灘・甲南信組を合併
26.10.20組織変更
26.10.20組織変更
30.4.30合併
26.10.20組織変更、「淡州」に名称変更
26.10.20組織変更、「但馬」に名称変更
29.7.1合併
32.6.17合併
61.10.1合併
26.8.26「宍粟」に名称変更
26.12.27組織変更
47.12.1「西兵庫」に名称変更
27.4.1組織変更
30.4.1「氷上」に名称変更
44.10.1合併、「中兵庫」に名称変更
27.3.22「多紀郡」に名称変更
27.7.1組織変更
27.3.28組織変更、「但陽」に名称変更
26.6.1「東淡」に名称変更
28.6.15法定脱退(信用金庫への組織変更期間満了後も未変更のため)
56.10.1合併、「東洋」
平4.10.1府内18信金に事業の一部譲渡(4.9.30)後、三和銀行に合併
平11.11.29府内9信金に事業の全部譲渡後解散
26.10.20組織変更
44.4.1京都第一信組を合併
平5.11.1合併、「京都みやこ」に名称変更
13.1.4京都中央信金に事業の全部譲渡後解散
45.7.1「南京都」に名称変更
平13.1.4京都中央信金に事業の全部譲渡後解散
26.10.20組織変更
平14.3.25大阪信金に事業の全部譲渡後解散
27.7.14組織変更、「関西」に名称変更
26.10.20組織変更
平6.7.11合併、「関西西宮」に名称変更
14.3.25神戸信金、姫路信金、兵庫信金、尼崎信金に事業の全部譲渡後解散
奈良
大和
奈良中央
新宮
きのくに
神戸
姫路
播州
兵庫
尼崎
日新
淡路
但馬
西兵庫
中兵庫
但陽
－
－
－
－
－
－
－
－

加入時名称	加入日	加入後の変遷	現名称
華僑	27. 6.19	53.9.18「神栄」に名称変更 → 平14.5.20日新信金に事業の全部譲渡後解散	−
大阪相互	25. 9.11	26.10.20組織変更 → 30.9.1「相互」に名称変更 → 44.4.1合併、「相互」 → 平14.6.10大阪信金に事業の全部譲渡後解散	−
明治	29. 9.21		

■中　国

鳥取	昭27. 2.23		鳥取
米子	25. 5. 1	昭26.10.20組織変更 → 32.4.1合併	米子
安来	29.10.26		
倉吉	25. 8.28	26.12.26組織変更	倉吉
松江	25. 5.15	26.10.20組織変更 → 46.10.1合併、「しまね」に名称変更	しまね
木次	27.12.30	28.7.3「雲南」に名称変更 → 46.10.1合併、「しまね」に名称変更	
浜田	26.12. 5	平7.5.22合併、「日本海」に名称変更	日本海
江津	30. 1.28		
川本	29.11. 4	44.8.1都野津信組を合併、「島根中央」に名称変更 → 49.4.1合併 → 平18.11.6出雲信組を合併	島根中央
大田	27. 7. 8		
岡山	25.12.13	26.10.20組織変更	おかやま
岡山相互	26. 2.10	26.12.25組織変更 → 平12.3.21合併、「おかやま」に名称変更 → 平13.2.5岡山市民信金から事業の全部譲受	
玉野	26. 1.20	26.10.20組織変更	
水島	27. 8.18		水島
津山	25.11.20	26.10.20組織変更	津山
倉敷	26. 1.11	26.10.20組織変更 → 平14.1.21合併	玉島
玉島	25.11.13	26.10.20組織変更	
高梁	27. 4.23	27.5.27「備北」に名称変更 → 平7.10.16合併	備北
新見	26. 1.12	27.5.2組織変更	
吉備	27. 8. 7		吉備
日生	25.12.31	27.5.7組織変更 → 令2.2.10合併、「備前日生」に名称変更	備前日生
片上	27. 8.28	45.10.1合併、「備前」に名称変更	
牛窓	28. 6.20		
広島	25. 5.18	26.10.20組織変更 → 平10.11.9合併 → 平17.11.21合併	広島
宮島	28. 3.20		
大竹	28. 5.21		
呉市	25.12.31	26.4.1忠海・安浦信組を合併 → 26.10.20組織変更、「呉」に名称変更 → 28.4.1合併 → 平2.4.1合併 → 平11.5.6合併	呉
吉浦	26. 1.12		
広	27. 7. 4		
阿賀	25.12.29	27.6.2組織変更 → 44.9.1合併、「呉中央」に名称変更 → 47.4.1呉市信組を合併	
仁方	27. 8. 7		
吉名	27. 8. 7		
川尻	27. 6.18	44.10.1合併、「芸陽」に名称変更	
安芸津	27.10.31		
鞆	25.12.29	26.10.20組織変更 → 平8.10.14合併、「福鞆」に名称変更 → 平11.10.12合併、「福鞆」 → 平15.1.14合併、「しまなみ」に名称変更	しまなみ
福山	27. 2.12		
東城	27.11.28		
三原	25.12.26	26.10.20組織変更 → 49.4.1合併、「三原」 → 平6.11.7合併、「かもめ」に名称変更	
河内	27.10. 3		
尾道	26. 4.27	26.10.20組織変更	
庄原	26. 2.19	27.1.16組織変更 → 平5.11.1合併、「広島みどり」に名称変更	広島みどり
三次	27. 9.26		
山口	25. 5. 1	26.10.20組織変更 → 平22.1.12合併、「萩山口」に名称変更	萩山口
萩	25. 7.19	26.10.20組織変更	

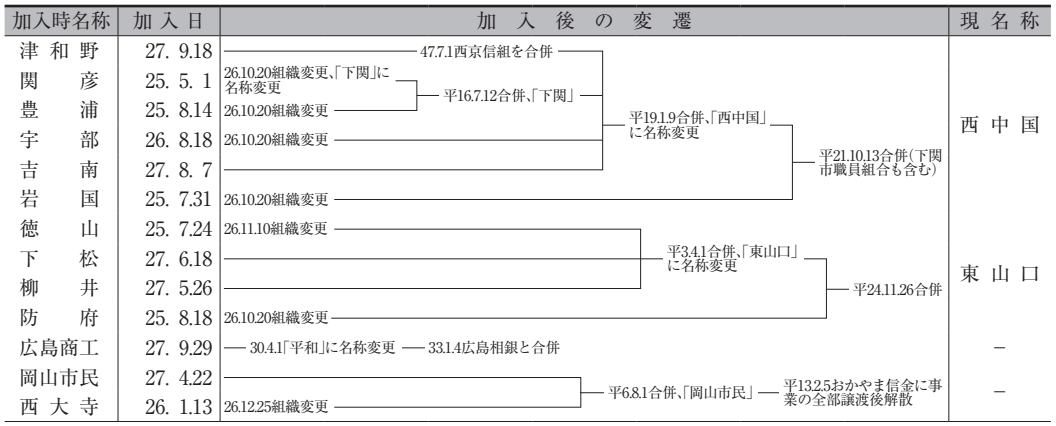
加入時名称
加入日
加入後の変遷
現名称
津和野 27. 9.18
関彦 25. 5. 1
豊浦 25. 8.14
宇部 26. 8.18
吉南 27. 8. 7
岩国 25. 7.31
徳山 25. 7.24
下松 27. 6.18
柳井 27. 5.26
防府 25. 8.18
広島商工 27. 9.29
岡山市民 27. 4.22
西大寺 26. 1.13
47.7.1西京信組を合併
26.10.20組織変更、「下関」に名称変更
平16.7.12合併、「下関」
26.10.20組織変更
26.10.20組織変更
平19.1.9合併、「西中国」に名称変更
平21.10.13合併(下関市職員組合も含む)
西中国
26.10.20組織変更
26.11.10組織変更
平3.4.1合併、「東山口」に名称変更
平24.11.26合併
東山口
26.10.20組織変更
30.4.1「平和」に名称変更
33.1.4広島相銀と合併
–
平6.8.1合併、「岡山市民」
平13.2.5おかやま信金に事業の全部譲渡後解散
–
26.12.25組織変更

■四　国

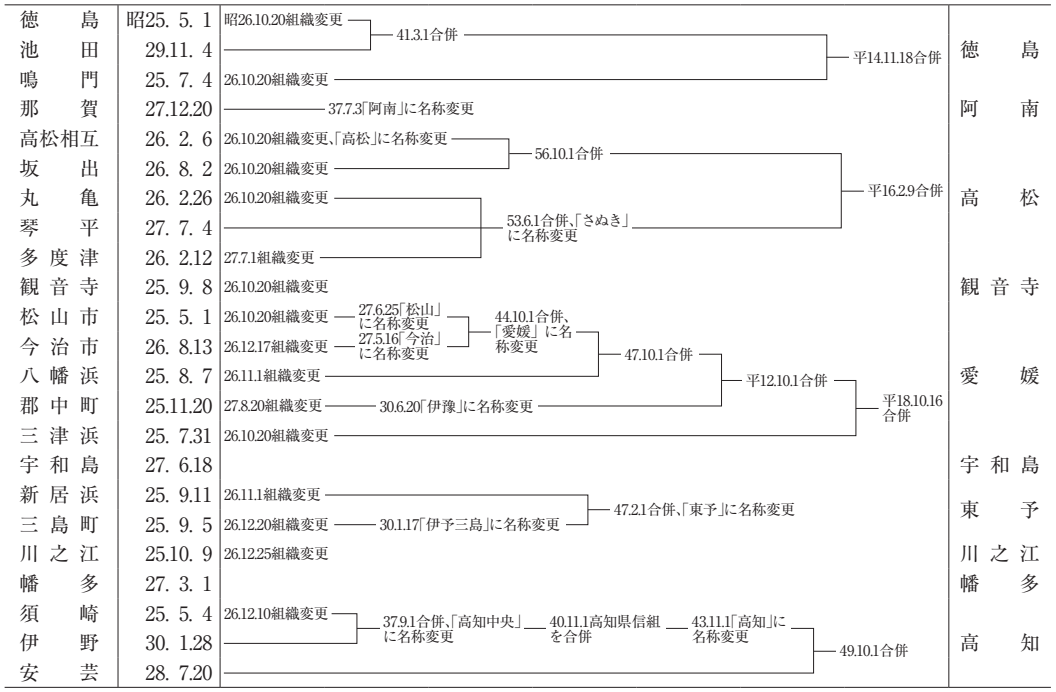
徳島 昭25. 5. 1
池田 29.11. 4
鳴門 25. 7. 4
那賀 27.12.20
高松相互 26. 2. 6
坂出 26. 8. 2
丸亀 26. 2.26
琴平 27. 7. 4
多度津 26. 2.12
観音寺 25. 9. 8
松山市 25. 5. 1
今治市 26. 8.13
八幡浜 25. 8. 7
郡中町 25.11.20
三津浜 25. 7.31
宇和島 27. 6.18
新居浜 25. 9.11
三島町 25. 9. 5
川之江 25.10. 9
幡多 27. 3. 1
須崎 25. 5. 4
伊野 30. 1.28
安芸 28. 7.20
昭26.10.20組織変更
41.3.1合併
平14.11.18合併
徳島
26.10.20組織変更
37.7.3「阿南」に名称変更
阿南
26.10.20組織変更、「高松」に名称変更
56.10.1合併
26.10.20組織変更
平16.2.9合併
高松
26.10.20組織変更
53.6.1合併、「さぬき」に名称変更
27.7.1組織変更
26.10.20組織変更
観音寺
26.10.20組織変更
27.6.25「松山」に名称変更
44.10.1合併、「愛媛」に名称変更
26.12.17組織変更
27.5.16「今治」に名称変更
47.10.1合併
26.11.1組織変更
平12.10.1合併
平18.10.16合併
愛媛
27.8.20組織変更
30.6.20「伊豫」に名称変更
26.10.20組織変更
宇和島
26.11.1組織変更
47.2.1合併、「東予」に名称変更
東予
26.12.20組織変更
30.1.17「伊予三島」に名称変更
川之江
26.12.25組織変更
幡多
26.12.10組織変更
37.9.1合併、「高知中央」に名称変更
40.11.1高知県信組を合併
43.11.1「高知」に名称変更
49.10.1合併
高知

加入時名称	加入日	加入後の変遷	現名称
■北九州			
福岡市	昭25. 5. 4	昭26.10.20組織変更 ― 33.12.4「福岡」に名称変更 ― 46.4.1合併	福岡
姪浜	25. 9.18	27.6.10組織変更 ― 31.4.6「福博」に名称変更 ― 46.4.1合併	福岡
八幡市	25. 5. 1	26.10.20組織変更 ― 31.7.1香月町信組を合併 ― 38.6.1「北九州八幡」に名称変更 ― 平8.10.21行橋信金から事業の全部譲受 ― 平13.11.12合併、「福岡ひびき」に名称変更 ― 平15.10.20合併	福岡ひびき
若松	25. 6.30	26.10.20組織変更、「若松市」に名称変更 ― 38.6.1「若松」に名称変更 ― 平8.10.21行橋信金から事業の全部譲受 ― 平13.11.12合併、「福岡ひびき」に名称変更 ― 平15.10.20合併	福岡ひびき
戸畑市	25. 7.19	26.10.20組織変更 ― 38.6.1「北九州中央」に名称変更 ― 46.10.1合併、「新北九州」に名称変更 ― 平15.10.20合併	福岡ひびき
苅田	31. 5. 7	46.10.1合併、「新北九州」に名称変更 ― 平15.10.20合併	福岡ひびき
小倉市	25. 5. 1	26.10.20組織変更 ― 30.4.1合併、「小倉市」 ― 38.6.11「小倉」に名称変更 ― 46.10.1合併、「新北九州」に名称変更 ― 平15.10.20合併	福岡ひびき
小倉市東	29. 2.15	30.4.1合併、「小倉市」 ― 38.6.11「小倉」に名称変更 ― 46.10.1合併、「新北九州」に名称変更 ― 平15.10.20合併	福岡ひびき
門司市	25. 5.22	26.10.20組織変更 ― 38.6.1「門司」に名称変更 ― 平15.10.20合併	福岡ひびき
直方市	25.10.31	26.10.20組織変更 ― 29.2.22「直方」に名称変更 ― 44.10.1小竹商工信組を合併 ― 平15.10.20合併	福岡ひびき
築上	25.10.10	27.7.1組織変更 ― 平15.10.20合併	福岡ひびき
大牟田	25. 6.26	26.10.20組織変更 ― 平16.11.15合併、「大牟田柳川」に名称変更	大牟田柳川
柳河町	25.10.31	26.4.23「柳川町」に名称変更 ― 27.4.1「柳川」に名称変更 ― 28.5.1組織変更 ― 平16.11.15合併、「大牟田柳川」に名称変更	大牟田柳川
久留米	25.10.31	26.10.20組織変更 ― 49.8.1合併、「筑後」に名称変更 ― 平14.7.15両筑信組から事業の全部譲受	筑後
福島	25.10.31	28.4.1組織変更 ― 29.9.17「八女」に名称変更 ― 49.8.1合併、「筑後」に名称変更 ― 平14.7.15両筑信組から事業の全部譲受	筑後
飯塚	25. 6.19	26.10.20組織変更 ― 46.4.1合併	飯塚
宮田	31. 4.17	46.4.1合併	飯塚
田川市伊田	25.10.31	27.5.1組織変更 ― 27.7.26「田川」に名称変更 ― 28.6.30「東田川」に名称変更 ― 48.4.1「田川」に名称変更	田川
大川	28. 5.11		大川
水巻	25.12. 8	28.3.25組織変更 ― 29.10.8「遠賀」に名称変更	遠賀
唐津	27. 6.28		唐津
佐賀	28.12.17		佐賀
伊万里	28. 5. 2		伊万里
杵島	29. 6.28	平22.2.15合併、「九州ひぜん」に名称変更	九州ひぜん
佐世保庶民	25.10.31	26.10.20組織変更 ― 38.4.1合併、「西九州」に名称変更 ― 平22.2.15合併、「九州ひぜん」に名称変更	九州ひぜん
大村	27.10.30	38.4.1合併、「西九州」に名称変更 ― 平22.2.15合併、「九州ひぜん」に名称変更	九州ひぜん
諫早	28. 9. 2	平11.11.1合併、「たちばな」に名称変更 ― 平14.7.15島原信組から事業の全部譲受	たちばな
長崎	27. 8.27	平11.11.1合併、「たちばな」に名称変更 ― 平14.7.15島原信組から事業の全部譲受	たちばな
後藤寺	25.10.31	27.2.1組織変更 ― 28.7.9「西田川」に名称変更 ― 48.1.13西日本相銀と合併	－
川崎	28. 9. 2	46.1.5解散	－
田主丸	25. 6.30	― 28.6.15法定脱退(信用金庫への組織変更期間満了後も未変更のため)	－
糸田町	25.10.31	― 28.6.15法定脱退(信用金庫への組織変更期間満了後も未変更のため)	－
箱崎	25.10.31	― 28.6.15法定脱退(信用金庫への組織変更期間満了後も未変更のため)	－
吉井	25.11.20	― 28.6.15法定脱退(信用金庫への組織変更期間満了後も未変更のため)	－
行橋	27. 9.10	平8.10.21北九州八幡信金に事業の全部譲渡後解散	－
■南九州			
熊本市	昭25. 7. 4	昭26.10.20組織変更 ― 37.10.1「熊本」に名称変更	熊本
熊本第一	27. 4.17	44.8.1合併	熊本第一
鹿本	27.11.18	31.4.23「山鹿」に名称変更 ― 44.8.1合併	熊本第一
水俣	27. 8.27	46.11.1合併、「熊本中央」に名称変更	熊本中央
玉名	28. 9. 2	44.1.1合併、「有明」に名称変更 ― 44.12.1合併、「有明」 ― 46.11.1合併、「熊本中央」に名称変更	熊本中央
荒尾	29. 8.17	44.12.1合併、「有明」 ― 46.11.1合併、「熊本中央」に名称変更	熊本中央
長洲	28.10.13	46.11.1合併、「熊本中央」に名称変更	熊本中央
本渡	28. 6.29	42.1.1「天草」に名称変更	天草
大分	25. 5.22	26.10.20組織変更 ― 平14.2.25臼杵信金から事業の全部譲受 ― 平14.6.10佐伯信金から事業の全部譲受	大分
別府	26.11.12	平4.6.1合併、「別府」 ― 平6.5.9「大分みらい」に名称変更 ― 平14.3.25中津信金および佐賀関信金から事業の全部譲受	大分みらい
府内	29. 9.21	平4.6.1合併、「別府」 ― 平6.5.9「大分みらい」に名称変更 ― 平14.3.25中津信金および佐賀関信金から事業の全部譲受	大分みらい

加入時名称	加入日	加入後の変遷	現名称
日田	33. 2.14		日田
宮崎	25. 9.28	26.10.20組織変更 → 平30.1.22合併、「宮崎都城」に名称変更 → 令2.1.20合併、「宮崎第一」に名称変更	宮崎第一
都城	27. 9.20		
南郷	27. 6.28	平13.3.26日南信金から事業の全部譲受 → 令2.1.20合併、「宮崎第一」に名称変更	
延岡	26.12. 5		延岡
西諸	28. 9.17	平17.10.17合併	高鍋
高鍋	27. 8.27		
鹿児島	25. 6. 5	26.10.20組織変更 → 29.7.7合併	鹿児島
柿本寺	27. 4.22		
鹿児島相互	26. 9.14	26.10.20組織変更 → 30.1.10合併 → 平16.2.9合併	鹿児島相互
鹿児島企業	27. 8.27		
川内	28. 9. 2		
奄美大島	29. 8.20		奄美大島
八代	28. 7.20	31.12.28西日本相銀と合併	－
日南	27. 6.18	平13.3.26南郷信金に事業の全部譲渡後解散	－
臼杵	31. 1.25	平14.2.25大分信金に事業の全部譲渡後解散	－
中津	26. 2.24	27.2.20組織変更 → 平6.10.17合併、「中津」 → 14.3.25大分みらい信金に事業の全部譲渡後解散	－
昭和	27. 9.26		
佐賀関	30. 1.28	平14.3.25大分みらい信金に事業の全部譲渡後解散	－
佐伯	29.10.16	平14.6.10大分信金に事業の全部譲渡後解散	－
杵築	30. 1.28	平17.3.14大分県信組と合併	－

■沖　縄

沖縄	昭47. 5.15	平14.3.18合併	コザ
コザ	47. 5.15		

（備考）1.令和2年6月末現在
2.令和2年9月7日、北陸信用金庫と鶴来信用金庫合併（合併後の名称「はくさん信用金庫」）

3. 組 織 図

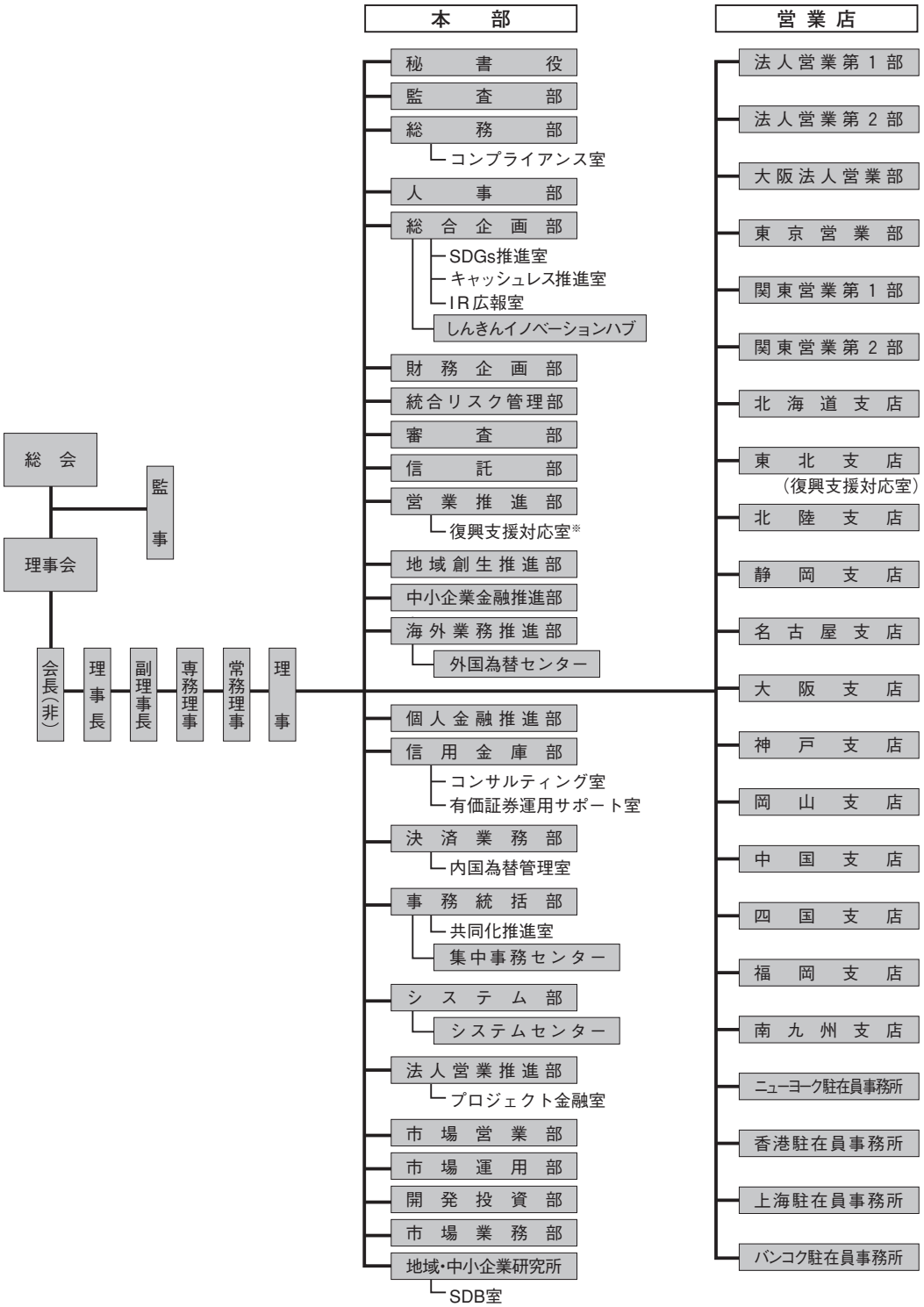

（備考）令和2年6月末現在

（※）営業推進部 復興支援対応室は、東北支店内に設置

4. 役職員数の推移

（単位：人）

年度末	役員			職員					
		常勤	非常勤		男子	女子	事務職員		庶務職員
昭25（1950）	24	−	24	9	8	1	8		1
26（1951）	24	−	24	27	17	10	20		7
27（1952）	25	1	24	65	41	24	57		8
28（1953）	23	1	22	88	54	34	78		10
29（1954）	26	2	24	96	61	35	84		12
30（1955）	26	2	24	145	98	47	134		11
31（1956）	24	2	22	157	110	47	145		12
32（1957）	25	2	23	177	122	55	155		22
33（1958）	25	2	23	189	127	62	167		22
34（1959）	25	2	23	224	142	82	199		25
35（1960）	25	3	22	262	160	102	237		25
36（1961）	24	3	21	276	171	105	254		22
37（1962）	27	3	24	299	187	112	272		27
38（1963）	30	5	25	335	213	122	295		40
39（1964）	30	6	24	418	261	157	364		54
40（1965）	27	6	21	492	303	189	433		59
41（1966）	28	6	22	520	315	205	456		64
42（1967）	28	6	22	549	333	216	481		68
43（1968）	28	6	22	576	352	224	507		69
44（1969）	28	6	22	623	384	239	550		73
45（1970）	26	6	20	680	414	266	604		76
46（1971）	29	6	23	738	435	303	661		77
47（1972）	28	6	22	832	471	361	758		74
48（1973）	28	6	22	806	479	327	731		75
49（1974）	27	5	22	836	504	332	754		82
50（1975）	31	8	23	908	535	373	829		79
51（1976）	31	8	23	922	554	368	845		77
52（1977）	30	8	22	915	565	350	839		76
53（1978）	32	9	23	901	579	322	824		77
54（1979）	32	9	23	875	585	290	797		78
55（1980）	32	9	23	894	596	298	817		77
56（1981）	32	9	23	908	603	305	832		76
57（1982）	29	9	20	906	617	289	836		70
58（1983）	32	9	23	895	620	275	822		73
59（1984）	32	9	23	904	624	280	832		72
60（1985）	31	9	22	950	643	307	878		72
61（1986）	31	9	22	952	669	283	882		70
62（1987）	32	9	23	976	679	297	909		67
63（1988）	30	9	21	970	682	288	901		69
平元（1989）	31	9	22	1,024	704	320	956		68
2（1990）	33	10	23	1,083	730	353	1,016		67
3（1991）	35	12	23	1,183	786	397	1,113		70
							総合職コース職員	一般職コース職員	庶務職員
4（1992）	35	12	23	1,232	820	412	760	404	68
5（1993）	37	14	23	1,267	823	444	775	432	60
6（1994）	38	14	24	1,283	839	444	792	428	63
7（1995）	39	14	25	1,310	861	449	812	433	65
8（1996）	37	13	24	1,286	883	403	834	388	64
9（1997）	38	13	25	1,287	921	366	876	351	60
10（1998）	38	13	25	1,214	920	294	879	279	56
11（1999）	35	12	23	1,143	901	242	870	231	42
12（2000）	34	12	22	1,110	892	218	870	203	37
13（2001）	35	11	24	1,094	906	188	886	176	32
							Aコース		Bコース
							総合職	専門職	事務職員	技能職員
14（2002）	30	10	20	1,087	912	175	901	8	152	26
15（2003）	31	11	20	1,093	915	178	900	8	157	28
16（2004）	31	10	21	1,087	919	168	899	8	150	30
17（2005）	31	13	18	1,060	897	163	875	8	148	29
18（2006）	33	13	20	1,052	880	172	855	10	159	28
19（2007）	32	12	20	1,054	874	180	848	12	166	28
20（2008）	31	12	19	1,066	889	177	866	12	159	29
21（2009）	31	11	20	1,096	913	183	888	11	167	30
22（2010）	35	12	23	1,113	918	195	897	10	177	29
23（2011）	33	12	21	1,130	927	203	906	10	183	31
24（2012）	35	13	22	1,158	938	220	924	10	195	29
25（2013）	35	13	22	1,170	951	219	935	10	196	29
26（2014）	36	14	22	1,191	960	231	947	9	202	33

（単位：人）

年度末	役員			職員							
		常勤	非常勤		男子	女子	事務職員				庶務職員
							Aコース		Bコース		
							総合職員	専門職員	上級事務職員	事務職員	技能職員
27（2015）	35	13	22	1,186	955	231	944	7	6	195	34
28（2016）	35	13	22	1,186	942	244	932	8	10	203	33
29（2017）	35	13	22	1,189	928	261	926	9	12	209	33
30（2018）	36	13	23	1,185	908	277	915	11	14	214	31
令元（2019）	36	13	23	1,210	918	292	933	10	15	220	32

（備考）
1. 平成4年8月の職能資格制度の改正により、事務職員を総合職コース職員と一般職コース職員に区分
2. 平成14年4月の職能資格制度の改正により、総合職コース職員をAコース総合職員とAコース専門職員に、一般職コース職員および庶務職員をBコース事務職員とBコース技能職員に区分
3. 平成27年4月の職能資格制度の改正により、Bコース事務職から転換可能な職務として、Bコース上級事務職が新設された。
4. 嘱託・海外現地採用を含み、パート・派遣職員は含まない。
5. 海外現地採用はBコース事務職員に含む。

5. 子会社の概要

■信金中金グループ

名　　称	主 な 業 務 内 容
■証券業務	
しんきん証券㈱	●有価証券の売買、デリバティブ取引、投資信託の募集の取扱い、引受などの証券業務
信金インターナショナル㈱	●ユーロ市場における債券の売買、仲介、引受などの証券業務
■投資運用業務	
しんきんアセットマネジメント投信㈱	●投資信託財産の運用業務 ●投資一任契約資産の運用業務
■消費者信用保証業務	
信金ギャランティ㈱	●個人向け無担保ローンの保証業務
■投資業務・M&A仲介業務	
信金キャピタル㈱	●投資業務 ●M＆A仲介業務
■データ処理の受託業務等	
㈱しんきん情報システムセンター	●電算機処理の受託業務 ●ソフトウェアなどのコンピュータシステムの開発業務
■事務処理の受託業務等	
信金中金ビジネス㈱	●信金中金の事務処理の受託業務

信金中金

（備考）令和2年6月末現在

■子会社概要

しんきん証券㈱

所在地	東京都中央区京橋3丁目8番1号
設立	平成8年9月18日　営業開始日　平成8年11月1日
資本金	200億円（信金中金100%）
代表者	工藤　淳
常勤役職員数	69人
財務項目（令和2年3月期）	総資産　74,373百万円　経常利益　478百万円 純資産　35,164百万円　当期純利益　320百万円

信金インターナショナル㈱

所在地	1st Floor, 85 London Wall, London EC2M 7AD, U.K.
設立	平成2年10月2日　営業開始日　平成3年7月31日
資本金	30百万£（6,941百万円（設立時レート：1£＝￥231.39）、信金中金100%）
代表者	坂本　卓也
常勤役職員数	12人
財務項目（令和元年12月期）	総資産　47,119千£（6,764百万円）　経常利益　526千£（75百万円） 純資産　46,802千£（6,718百万円）　当期純利益　425千£（61百万円） ※財務項目の換算ﾚｰﾄは、令和元年12月末現在（1£＝￥143.55）

しんきんアセットマネジメント投信㈱

所在地	東京都中央区京橋3丁目8番1号
設立	平成2年12月14日　営業開始日　平成3年4月1日
資本金	2億円（信金中金100%）
代表者	堀　泰彦
常勤役職員数	65人
財務項目（令和2年3月期）	総資産　6,762百万円　経常利益　1,313百万円 純資産　5,912百万円　当期純利益　904百万円

信金ギャランティ㈱

所在地	東京都中央区京橋3丁目8番1号
設立	平成14年11月1日　営業開始日　平成15年6月30日
資本金	10億円（信金中金100%）
代表者	岡島　尚也
常勤役職員数	23人
財務項目（令和2年3月期）	総資産　9,030百万円　経常利益　1,176百万円 純資産　7,572百万円　当期純利益　806百万円

信金キャピタル㈱

所在地	東京都中央区京橋3丁目8番1号
設立	平成13年6月25日　営業開始日　平成13年6月25日
資本金	490百万円（信金中金100%）
代表者	山口　和男
常勤役職員数	30人
財務項目（令和2年3月期）	総資産　3,549百万円　経常利益　143百万円 純資産　2,753百万円　当期純利益　99百万円

㈱しんきん情報システムセンター

所在地	東京都中央区八重洲1丁目3番7号
（厚木センター）	神奈川県厚木市森の里青山22番1号
設立	昭和60年2月19日　営業開始日　昭和60年2月19日
資本金	45億円（信金中金50.7%、信用金庫49.2%）
代表者	一柳　幹男
常勤役職員数	236人
財務項目	総資産　36,535百万円　経常利益　1,405百万円
（令和2年3月期）	純資産　25,845百万円　当期純利益　962百万円

信金中金ビジネス㈱

所在地	東京都中央区新川1丁目28番24号
設立	平成2年12月6日　営業開始日　平成3年3月1日
資本金	70百万円（信金中金100%）
代表者	成田　昌人
常勤役職員数	83人
財務項目	総資産　1,408百万円　経常利益　16百万円
（令和2年3月期）	純資産　1,298百万円　当期純利益　10百万円

（備考）1.資本金欄の（　）内は、議決権比率（小数点第2位以下切捨て）
2.令和2年3月末現在（ただし代表者は、令和2年6月末現在）

Ⅱ. 信金中金業務統計　1. 財務・損益状況

(1) 単体財務諸表

［貸借対照表］

■資　　産

（単位：千円）

科目	第 1 期 昭26. 3.31	第 2 期 昭27. 3.31	第 3 期 昭28. 3.31	第 4 期 昭29. 3.31	第 5 期 昭30. 3.31
現金	10,034	181	74,598	276,088	791,348
預け金	388,567	1,974,508	2,140,505	2,012,004	1,569,602
コールローン	―	―	376,000	320,000	5,378,000
金銭信託	90,000	145,000	958,000	315,150	240,000
有価証券	223,747	722,727	1,528,437	2,416,851	3,364,375
国債	－	－	－	26,850	－
地方債	－	－	76,502	130,058	189,024
社債	233,747	722,727	1,347,548	2,092,396	3,046,557
株式	－	－	24,386	52,046	32,613
受益証券	－	－	80,000	115,500	96,180
割引手形	―	―	140,441	246,469	133,782
貸付金	95,800	125,900	301,374	882,055	1,609,137
手形貸付	95,800	104,400	287,778	841,455	1,568,837
証書貸付	－	21,500	10,000	40,600	40,300
当座貸越	－	－	3,595	－	－
貸付有価証券	―	―	―	241,145	46,782
為替決済立替金	―	―	―	―	1,089
未達勘定	―	―	―	66	―
再預託金	―	1,200,000	7,149,200	2,312,460	1,569,055
その他資産	2,921	671	1,632	2,049	5,723
仮払金	2,921	671	1,632	2,049	5,723
動産不動産	5,479	72,288	83,522	87,315	89,836
事業用土地建物什器	5,479	72,288	83,522	87,315	89,836
創立費	200	―	―	―	―
合計	816,751	4,241,278	12,753,713	9,111,656	14,798,733

■負債及び会員勘定

（単位：千円）

科目	第 1 期 昭26. 3.31	第 2 期 昭27. 3.31	第 3 期 昭28. 3.31	第 4 期 昭29. 3.31	第 5 期 昭30. 3.31
預金	**689,347**	**4,054,564**	**12,395,093**	**8,747,441**	**14,236,464**
当座預金	－	－	160,105	163,134	115,249
普通預金	205,979	318,641	607,451	766,141	1,448,935
通知預金	147,233	417,857	725,762	535,403	907,366
定期預金	336,135	1,152,284	2,781,034	3,953,688	8,628,503
為替決済預り金	－	－	－	－	126,498
別段預金	－	965,780	980,739	1,019,314	1,439,280
政府関係預り金	－	1,200,000	7,140,000	2,309,760	1,570,630
（うち公金預金）	（－）	（－）	（－）	（－）	（1,570,630）
借用金	**－**	**－**	**50,000**	**－**	**－**
借入金	－	－	50,000	－	－
本支所勘定振替口借	**－**	**－**	**898**	**－**	**－**
その他負債	**7,154**	**28,099**	**117,543**	**133,814**	**221,246**
未払利息その他	5,976	21,862	107,563	123,272	205,661
納税引当金	－	－	－	－	1,191
未経過利益	660	497	2,795	6,957	13,489
未払諸税	－	4,058	6,000	856	801
預金利子諸税	16	－	－	－	－
払戻未済金	－	－	－	900	100
仮受金	500	1,681	1,184	1,827	3
引当金	**－**	**－**	**2,728**	**25,031**	**47,540**
貸倒準備金	－	－	－	－	11,842
価格変動準備金	－	－	2,213	23,931	33,763
退職給与引当金	－	－	515	1,099	1,933
負債計	**696,501**	**4,082,663**	**12,566,264**	**8,906,286**	**14,505,251**
会員勘定	**120,249**	**158,614**	**187,448**	**205,369**	**293,482**
出資金	115,300	139,900	159,500	171,500	246,200
法定準備金	－	500	2,500	5,500	8,500
特別積立金	－	－	500	2,500	5,000
前期繰越金	－	34	231	816	875
当期純益金	4,949	18,179	24,716	25,052	32,906
合計	**816,751**	**4,241,278**	**12,753,713**	**9,111,656**	**14,798,733**

■資　　産

（単位：千円）

科目	第 6 期 昭31. 3.31	第 7 期 昭32. 3.31	第 8 期 昭33. 3.31	第 9 期 昭34. 3.31	第 10 期 昭35. 3.31
現金	669,612	2,181,884	1,929,269	2,694,417	3,001,432
預け金	2,803,916	1,935,249	4,813,701	9,486,611	3,706,228
コールローン	1,598,000	9,251,000	16,876,000	21,960,000	31,739,000
金銭信託	12,997,854	5,666,052	1,737,314	1,345,700	894,800
有価証券	4,012,662	10,335,813	10,625,580	9,459,875	8,198,873
国債	20,582	10,150	−	−	−
地方債	303,273	254,555	243,663	196,969	157,915
社債	3,169,182	3,562,063	3,831,797	3,228,428	2,539,784
貸付信託	−	−	5,727,900	5,287,800	4,927,000
株式	519,624	731,144	822,220	746,677	574,172
受益証券	−	5,777,900	−	−	−
割引手形	77,104	39,454	―	―	―
貸出金	2,597,622	6,600,133	7,448,557	8,232,746	26,000,206
割引手形	−	−	−	11,756	−
銀行等貸付金	−	−	−	−	10,789,000
手形貸付	2,449,014	5,448,535	6,991,602	6,681,418	7,578,919
特別預託金	57,000	587,275	−	−	16,000
証書貸付	86,608	559,322	450,713	623,118	570,491
当座貸越	5,000	5,000	5,698	3,913	26,000
為替決済貸越	−	−	542	621	5,075
代理貸付金	−	−	−	911,916	7,014,720
貸付有価証券	142,594	1,494,000	798,340	797,228	792,021
為替決済立替金	1,228	2,314	―	―	―
代理店勘定	―	―	―	29,188	170,830
再預託金	1,610,030	1,836,830	1,785,110	1,776,210	1,794,110
その他資産	1,654	8,970	14,913	14,655	12,576
未経過借入金利息その他	−	1,052	14,073	10,872	5,827
仮払金	1,654	7,917	839	3,783	6,749
動産不動産	90,574	104,826	161,131	304,421	397,134
事業用土地建物什器	90,574	104,826	−	−	−
事業用動産	−	−	16,624	17,888	46,876
事業用不動産	−	−	76,761	92,092	295,767
敷金	−	−	57,000	57,036	47,712
権利金	−	−	4,875	5,096	6,777
建設仮勘定	−	−	5,869	132,307	−
合計	26,602,854	39,456,527	46,189,919	56,101,056	76,707,211

（備考）「貸出金」の第6期および第7期は「貸付金」

■負債及び会員勘定

（単位：千円）

科目	第 6 期 昭31. 3.31	第 7 期 昭32. 3.31	第 8 期 昭33. 3.31	第 9 期 昭34. 3.31	第 10 期 昭35. 3.31
預金	**25,883,227**	**25,639,346**	**18,162,151**	**18,041,801**	**21,996,589**
当座預金	140,597	351,449	840,808	766,795	1,527,300
普通預金	1,608,793	1,532,034	1,732,150	1,952,253	2,828,563
通知預金	1,306,880	812,842	243,333	144,346	185,997
為替決済預り金	184,567	620,735	653,942	718,119	787,900
別段預金	299,728	601,474	669,135	547,496	766,128
政府関係預り金	1,340,630	1,340,630	1,340,630	1,340,630	1,340,630
地方公共団体預り金	270,000	56,000	248,000	253,000	256,000
定期預金	20,732,028	20,324,179	12,434,151	11,561,260	10,456,268
積立定期預金	－	－	－	428,700	3,632,200
出資引当預金	－	－	－	329,200	215,600
（うち公金預金）	（1,610,630）	（1,396,630）	（1,588,630）	（1,593,630）	（1,596,630）
借用金	**－**	**12,764,500**	**26,816,500**	**36,700,520**	**52,428,600**
借入金	－	4,029,000	6,118,000	5,446,900	4,559,000
金庫短期資金	－	－	－	－	47,869,600
コールマネー	－	8,735,500	20,698,500	31,253,620	－
その他負債	**289,643**	**499,016**	**533,172**	**513,489**	**772,211**
未払利息その他	263,972	460,972	475,824	457,397	696,477
納税引当金	1,490	2,291	2,514	5,649	8,677
未経過利益	23,080	34,212	54,047	48,988	64,533
未払諸税	1,096	1,239	176	1,326	2,473
払戻未済金	－	300	100	－	－
仮受金	2	－	511	127	50
引当金	**115,509**	**239,879**	**348,227**	**448,215**	**577,352**
貸倒準備金	28,444	41,954	55,280	93,972	239,252
価格変動準備金	84,433	194,257	288,319	348,161	330,800
退職給与引当金	2,630	3,667	4,627	6,080	7,300
負債計	**26,288,379**	**39,142,741**	**45,860,051**	**55,704,026**	**75,774,753**
会員勘定	**314,475**	**313,786**	**290,656**	**304,038**	**469,570**
出資金	252,300	253,900	255,000	255,000	368,900
法定準備金	12,000	16,500	20,000	26,500	47,000
特別積立金	8,000	12,000	14,500	20,500	39,000
退職給与積立金	－	－	－	－	10,000
前期繰越金	941	1,040	1,156	2,038	4,670
当期純益金	41,233	30,345	－	－	－
当期純益金	**－**	**－**	**39,210**	**92,991**	**462,887**
合計	**26,602,854**	**39,456,527**	**46,189,919**	**56,101,056**	**76,707,211**

■資　　産

（単位：千円）

科目	第 11 期 昭36. 3.31	第 12 期 昭37. 3.31	第 13 期 昭38. 3.31	第 14 期 昭39. 3.31	第 15 期 昭40. 3.31
現金	4,457,756	9,335,250	21,379,704	24,901,210	30,665,154
預け金	3,836,342	6,233,064	7,972,335	11,205,091	12,964,670
コールローン	24,330,000	24,083,000	35,177,000	54,733,000	84,846,000
金銭信託	55,000	25,000	25,000	25,000	25,000
有価証券	8,425,272	9,605,992	11,563,726	16,119,978	20,988,645
国債	－	－	458,508	458,508	86,112
地方債	147,635	144,947	117,603	57,835	22,480
社債	3,066,381	3,737,100	5,491,473	10,321,977	15,667,107
貸付信託	4,532,000	4,902,000	4,560,000	4,268,000	4,131,000
株式	679,255	821,944	936,139	1,013,656	1,081,944
貸出金	50,026,524	79,812,214	117,270,198	125,363,475	188,545,946
割引手形	－	－	99,521	161,462	203,591
銀行等貸付金	25,330,000	40,193,000	62,404,000	44,042,000	90,700,000
手形貸付	8,473,805	11,466,213	11,742,744	15,128,741	16,056,632
特別預託金	209,750	71,000	245,250	198,400	268,000
証書貸付	1,004,049	1,843,203	2,769,185	6,059,756	8,479,810
当座貸越	46,133	42,500	70,000	－	54,993
為替決済貸越	5,468	9,036	5,167	4,274	9,168
代理貸付金	14,957,316	26,187,260	39,934,328	59,768,840	72,773,751
貸付有価証券	772,637	538,864	760,477	768,786	776,243
代理店勘定	358,297	157,094	304,112	1,152,262	489,800
再預託金	821,023	1,106,371	1,708,105	1,655,964	1,778,474
その他資産	19,000	19,766	46,050	98,999	145,592
未経過借入金利息その他	1,436	2,387	1,554	2,705	2,492
仮払金	17,563	17,379	44,495	96,293	143,100
動産不動産	428,437	501,063	708,385	1,045,379	1,594,178
事業用動産	52,072	59,440	52,872	70,038	75,041
事業用不動産	314,133	347,667	570,990	781,953	1,427,529
敷金	50,945	53,131	55,349	55,833	56,828
権利金	9,094	11,221	19,057	20,800	32,814
建設仮勘定	2,192	29,602	10,115	116,752	1,965
合計	93,530,292	131,417,683	196,915,095	237,069,148	342,819,705

■負債及び会員勘定

（単位：千円）

科目	第 11 期 昭36. 3.31	第 12 期 昭37. 3.31	第 13 期 昭38. 3.31	第 14 期 昭39. 3.31	第 15 期 昭40. 3.31
預金	**33,512,940**	**56,559,087**	**85,419,502**	**116,105,868**	**167,530,614**
当座預金	3,818,686	8,142,118	17,023,278	22,328,186	27,298,620
普通預金	2,581,286	3,309,364	4,208,938	4,867,185	7,355,723
通知預金	75,703	122,401	73,174	137,913	242,186
為替決済預り金	993,819	1,354,881	1,582,955	1,947,784	2,321,086
別段預金	808,246	915,975	926,085	1,623,187	1,526,296
政府関係預り金	7,600	32,920	36,090	68,060	173,074
地方公共団体預り金	484,800	509,100	1,315,300	1,093,000	1,166,700
定期預金	10,620,598	11,934,306	21,846,779	39,272,141	58,766,996
積立定期預金	14,014,000	30,238,020	38,406,900	44,768,410	63,548,777
出資引当預金	108,200	－	－	－	－
政保債引当預金	－	－	－	－	5,131,153
（うち公金預金）	（492,400）	（542,020）	（1,351,390）	（1,161,060）	（1,339,774）
借用金	**56,731,550**	**69,314,000**	**103,390,750**	**110,539,000**	**160,824,000**
借入金	4,902,000	5,152,000	5,369,000	4,658,000	4,549,000
金庫短期資金	51,829,550	64,162,000	98,021,750	105,881,000	156,275,000
その他負債	**1,248,802**	**2,591,064**	**4,041,616**	**4,570,122**	**7,162,213**
未払利息その他	1,156,529	2,459,342	3,900,302	4,385,828	6,748,529
納税引当金	9,271	11,428	11,460	15,749	231,598
未経過利益	77,101	116,686	125,764	163,249	174,377
未払諸税	1,780	2,575	2,812	3,536	4,835
払戻未済金	－	－	－	1,000	－
仮受金	4,119	1,031	1,276	759	2,873
引当金	**687,012**	**1,084,136**	**1,788,153**	**2,504,069**	**3,699,859**
貸倒準備金	389,718	849,097	1,549,198	2,227,734	3,268,149
価格変動準備金	288,176	221,997	221,997	257,938	405,417
退職給与引当金	9,118	13,041	16,956	18,395	26,292
負債計	**92,180,305**	**129,548,288**	**194,640,022**	**233,719,060**	**339,216,687**
会員勘定	**878,446**	**1,277,075**	**1,649,127**	**2,660,204**	**3,603,017**
出資金	476,400	584,600	584,600	1,200,000	1,200,000
法定準備金	100,000	150,000	210,000	275,000	345,000
特別積立金	77,000	107,000	207,000	322,000	455,000
振興基金	200,000	400,000	600,000	800,000	1,000,000
退職給与積立金	20,000	30,000	42,000	57,000	67,000
前期繰越金	5,046	5,475	5,527	6,204	7,197
当期利益金	－	－	－	－	528,820
当期純益金	**471,541**	**592,319**	**624,945**	**689,882**	**－**
合計	**93,530,292**	**131,417,683**	**196,915,095**	**237,069,148**	**342,819,705**

■資　産

（単位：千円）

科目	第 16 期 昭41. 3.31	第 17 期 昭42. 3.31	第 18 期 昭43. 3.31	第 19 期 昭44. 3.31	第 20 期 昭45. 3.31
現金	28,654,823	28,035,258	36,203,843	32,823,717	38,759,747
預け金	13,313,713	10,793,264	15,234,365	18,718,454	18,261,130
コールローン	44,644,000	33,604,000	29,529,000	118,195,000	125,680,000
有価証券	51,530,708	97,259,340	92,632,986	128,360,007	143,364,355
国債	3,501,865	20,239,485	19,203,999	25,440,599	29,697,783
地方債	546,515	1,812,039	1,429,809	1,706,075	1,589,616
社債	40,343,805	67,638,339	64,671,027	93,920,895	104,939,829
貸付信託	5,992,000	6,382,000	6,102,000	6,000,000	5,795,000
株式	1,146,523	1,187,476	1,226,150	1,292,437	1,342,125
貸出金	266,082,614	281,095,383	359,298,228	367,674,421	425,758,338
割引手形	55,561	－	－	－	－
銀行等貸付金	124,100,000	97,100,000	103,000,000	74,500,000	79,500,000
手形貸付	24,135,658	21,964,668	31,324,962	39,091,335	35,757,189
特別預託金	84,000	－	716,000	－	－
証書貸付	9,316,980	8,859,989	9,001,612	11,008,640	12,384,792
当座貸越	493	130,000	－	20,000	50,000
為替決済貸越	3,105	23,609	21,329	26,341	44,067
代理貸付金	108,386,814	153,017,116	215,234,323	243,028,102	298,022,289
貸付有価証券	780,546	781,944	781,944	254,332	251,886
代理店勘定	527,300	662,218	1,849,378	ー	59,500
再預託金	1,647,689	2,378,406	3,155,836	3,650,892	4,305,654
その他資産	98,107	1,106,794	2,213,063	3,242,069	5,060,550
未経過借入金利息その他	4,009	5,008	7,260	6,537	6,966
未収利息その他	－	1,034,939	2,151,443	3,172,817	3,576,749
仮払金	94,097	66,846	54,359	62,714	1,476,835
動産不動産	2,255,856	2,496,086	2,521,924	2,647,967	2,702,822
事業用動産	99,989	95,187	92,387	103,583	87,959
事業用不動産	1,802,407	2,296,587	2,352,694	2,485,240	2,364,628
敷金	52,368	32,780	32,358	32,064	34,489
権利金	34,107	31,506	28,984	26,632	24,957
建設仮勘定	266,983	40,024	15,499	446	190,787
合計	409,535,361	458,212,698	543,420,570	675,566,861	764,203,985

■負債及び会員勘定

（単位：千円）

科目	第 16 期 昭41. 3.31	第 17 期 昭42. 3.31	第 18 期 昭43. 3.31	第 19 期 昭44. 3.31	第 20 期 昭45. 3.31
預金	**357,779,688**	**410,054,658**	**401,787,553**	**438,607,744**	**505,103,515**
当座預金	23,354,588	24,348,000	29,933,387	25,725,239	26,861,621
普通預金	8,132,228	10,514,571	13,547,077	20,681,109	20,036,214
通知預金	75,765	339,822	442,113	452,700	377,267
為替決済預り金	3,099,559	4,279,175	5,823,581	7,603,694	9,288,275
別段預金	4,109,668	3,699,973	2,295,426	1,691,877	1,379,678
政府関係預り金	220,689	266,256	301,526	403,208	619,888
地方公共団体預り金	1,347,000	2,135,000	2,921,550	3,343,780	3,735,112
定期預金	232,406,968	257,342,492	234,071,929	239,935,652	267,745,047
積立定期預金	67,710,889	59,318,598	56,113,960	68,579,710	89,319,090
国債引当預金	3,416,244	20,810,679	20,275,652	25,463,471	29,619,239
政保債引当預金	13,906,087	27,000,088	36,061,350	44,727,301	56,122,081
（うち公金預金）	（1,567,689）	（2,401,256）	（3,223,076）	（3,746,988）	（4,355,000）
借用金	**32,260,000**	**22,507,000**	**111,078,000**	**199,528,000**	**215,938,000**
借入金	90,000	35,000	20,000	3,020,000	3,000,000
金庫短期資金	32,170,000	22,472,000	111,058,000	196,508,000	212,938,000
その他負債	**11,556,932**	**13,483,150**	**14,647,972**	**15,938,648**	**18,500,478**
未払利息その他	11,268,023	13,211,059	13,792,896	14,781,595	17,000,552
納税引当金	107,162	64,047	373,256	671,226	926,820
未経過利益	165,654	198,531	376,602	361,961	439,006
未払諸税	5,775	6,484	6,281	8,730	9,369
職員預り金	−	−	98,460	113,391	121,051
仮受金	10,316	3,026	474	1,742	3,677
引当金	**4,100,085**	**6,671,351**	**9,742,170**	**11,271,899**	**12,884,339**
貸倒準備金	3,344,696	4,890,330	7,021,194	8,463,844	10,073,072
価格変動準備金	721,450	1,739,592	2,671,328	2,580,814	2,537,418
退職給与引当金	33,939	41,428	49,648	227,240	273,848
負債計	**405,696,706**	**452,716,160**	**537,255,696**	**665,346,292**	**752,426,333**
会員勘定	**3,838,655**	**5,496,537**	**6,164,873**	**10,220,569**	**11,777,652**
出資金	1,200,000	2,500,000	2,500,000	5,000,000	5,000,000
法定準備金	398,000	433,000	480,000	569,000	750,000
特別積立金	807,000	985,000	1,165,000	1,415,000	1,920,000
振興基金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,300,000	1,800,000
退職給与積立金	89,000	112,000	138,000	164,000	200,000
前期繰越金	8,017	7,655	8,537	8,873	14,330
当期利益金	336,637	458,882	873,336	1,763,695	2,093,322
合計	**409,535,361**	**458,212,698**	**543,420,570**	**675,566,861**	**764,203,985**

■資　産

（単位：千円）

科目	第 21 期 昭46. 3.31	第 22 期 昭47. 3.31	第 23 期 昭48. 3.31	第 24 期 昭49. 3.31	第 25 期 昭50. 3.31
現金	42,600,865	39,730,478	58,847,072	75,433,199	55,624,508
預け金	24,928,716	198,360,723	24,450,546	28,456,210	20,887,694
コールローン	257,735,000	152,003,000	65,181,000	112,214,000	86,882,000
金融機関貸付等	―	196,300,000	1,500,000	61,265,000	436,035,000
銀行等貸付金	－	34,500,000	1,500,000	1,265,000	1,035,000
買入手形	－	161,800,000	－	60,000,000	435,000,000
金銭信託	―	―	10,000,000	―	―
有価証券	137,631,939	349,662,414	537,416,894	444,281,244	499,310,657
国債	17,128,444	95,230,492	234,321,251	126,982,315	101,015,864
地方債	1,803,438	10,108,062	10,386,855	10,708,031	29,247,505
社債	113,809,969	194,021,748	248,308,186	271,292,367	334,397,285
貸付信託	3,417,000	44,423,000	30,518,000	20,168,000	20,168,000
証券投資信託	－	2,185,100	5,786,484	5,786,484	5,786,484
株式	1,473,086	1,705,906	3,303,302	3,519,731	3,432,396
外国証券	－	1,988,104	4,792,814	5,824,314	5,263,120
貸出金	472,600,605	482,438,429	768,384,417	886,378,536	881,226,164
銀行等貸付金	92,500,000	－	－	－	－
手形貸付	34,559,138	91,592,576	150,050,446	148,994,790	69,297,509
証書貸付	16,611,560	32,802,580	66,119,013	79,232,287	83,899,058
当座貸越	50,000	870,000	2,277,127	－	－
為替決済貸越	105,018	－	－	－	－
代理貸付金	328,774,888	357,173,272	549,937,829	658,151,458	728,059,596
貸付有価証券	237,436	14,124,447	14,124,447	18,887,984	20,449,688
代理店勘定	―	―	20,968,030	5,847,840	12,529,703
再預託金	4,584,475	5,288,431	6,402,752	9,348,248	13,070,295
その他資産	3,913,391	10,018,428	12,701,572	11,611,242	14,162,422
未経過借入金利息その他	5,055	3,697	3,963	5,963	7,282
未収利息その他	3,529,925	8,335,070	11,515,699	10,862,954	12,830,177
為替決済貸越	－	452,545	559,214	595,932	899,011
仮払金	378,411	1,227,115	622,694	146,392	425,951
動産不動産	5,568,500	6,827,163	7,562,608	8,907,199	9,335,416
事業用動産	90,792	195,820	147,731	296,324	292,408
事業用不動産	4,959,178	6,016,473	6,192,229	8,528,794	8,945,391
敷金	27,732	28,882	23,820	20,013	18,549
権利金	23,887	22,951	22,461	22,570	21,862
建設仮勘定	466,907	563,036	1,176,365	39,496	57,205
合計	949,800,930	1,454,753,517	1,527,539,341	1,662,630,704	2,049,513,549

■負債及び会員勘定

（単位：千円）

科目	第 21 期 昭46. 3.31	第 22 期 昭47. 3.31	第 23 期 昭48. 3.31	第 24 期 昭49. 3.31	第 25 期 昭50. 3.31
預金	**604,312,786**	**1,286,271,582**	**1,372,995,481**	**1,377,013,415**	**1,355,518,160**
当座預金	35,051,298	33,014,057	42,507,147	69,720,587	48,828,088
普通預金	24,566,149	16,274,532	24,155,010	27,634,147	28,989,970
通知預金	375,948	1,161,060	974,484	1,273,826	1,414,848
為替決済預り金	12,158,755	−	−	−	−
別段預金	1,092,515	1,192,945	926,207	1,991,819	3,700,957
政府関係預り金	679,669	774,471	−	−	−
地方公共団体預り金	3,934,222	4,528,060	−	−	−
定期預金	324,374,052	942,364,855	928,692,306	921,960,316	927,499,685
積立定期預金	118,362,850	160,667,200	178,731,000	131,612,300	112,434,000
国債引当預金	17,257,636	43,784,658	96,002,891	101,382,140	97,917,683
政保債引当預金	66,459,689	82,509,741	101,006,432	121,438,277	134,732,927
（うち公金預金）	（4,613,891）	（5,302,531）	（267,869）	（44,591）	（82,346）
借用金	**293,160,000**	**63,807,000**	**24,565,000**	**136,786,000**	**523,492,000**
金庫短期資金	291,330,000	63,807,000	24,565,000	135,586,000	521,402,000
借入金	1,830,000	−	−	1,200,000	2,090,000
預託金	**−**	**−**	**6,562,752**	**9,607,948**	**13,255,295**
その他負債	**23,972,868**	**70,873,191**	**88,726,764**	**96,809,240**	**112,080,674**
未払利息その他	22,707,527	50,925,438	59,311,464	61,318,581	62,270,652
納税引当金	705,599	269,060	232,667	185,234	1,150,790
未経過利益	391,594	1,749,728	1,394,011	2,266,879	10,932,849
未払諸税	13,657	16,606	21,605	15,797	17,697
為替決済預り金	−	17,500,947	27,291,855	32,448,700	37,058,978
職員預り金	148,859	199,950	233,945	320,762	379,208
仮受金	5,630	211,457	241,214	253,283	270,497
引当金	**15,043,106**	**15,405,870**	**16,198,624**	**23,820,762**	**24,902,100**
貸倒準備金	12,647,462	−	−	−	−
貸倒引当金	−	12,971,914	12,971,914	15,060,573	20,487,437
価格変動準備金	2,025,121	2,025,121	2,763,121	8,258,121	3,436,832
退職給与引当金	370,522	408,834	463,588	502,066	977,831
負債計	**936,488,761**	**1,436,357,644**	**1,509,048,622**	**1,644,037,366**	**2,029,248,230**
会員勘定	**13,312,169**	**18,395,872**	**18,490,718**	**18,593,338**	**20,265,319**
出資金	5,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
法定準備金	1,000,000	1,300,000	1,375,000	1,466,000	1,566,000
特別積立金	2,550,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000
振興基金	2,300,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000
退職給与積立金	250,000	300,000	300,000	300,000	300,000
前期繰越金	37,791	154,636	10,872	12,718	15,338
当期利益金	2,174,377	741,236	904,845	914,619	2,483,981
合計	**949,800,930**	**1,454,753,517**	**1,527,539,341**	**1,662,630,704**	**2,049,513,549**

■資　　産

（単位：千円）

科目	第 26 期 昭51. 3.31	第 27 期 昭52. 3.31	第 28 期 昭53. 3.31	第 29 期 昭54. 3.31	第 30 期 昭55. 3.31
現金	46,936,921	55,335,225	61,894,946	69,984,069	73,010,438
預け金	25,848,046	28,788,443	17,957,432	28,764,051	20,122,877
コールローン	102,826,000	132,443,000	76,424,000	98,805,000	249,087,000
金融機関貸付等	358,105,000	258,575,000	823,445,000	1,180,115,000	360,500,000
銀行等貸付金	805,000	575,000	4,845,000	4,615,000	4,500,000
買入手形	357,300,000	258,000,000	818,600,000	1,175,500,000	356,000,000
有価証券	693,675,712	974,208,875	1,182,922,356	972,049,814	777,508,685
国債	240,204,677	418,535,182	432,187,634	5,624,824	52,878,394
地方債	50,249,475	60,496,163	71,994,754	97,568,059	53,523,893
社債	367,711,953	460,780,451	627,222,669	817,646,229	622,991,159
貸付信託	19,878,000	19,878,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000
証券投資信託	5,838,484	5,838,484	5,838,484	5,838,484	2,260,100
株式	4,431,001	4,371,233	4,426,732	4,547,888	4,840,331
外国証券	5,362,120	4,309,358	6,252,081	5,824,329	6,014,807
貸出金	969,989,438	1,146,664,075	1,108,331,930	1,063,134,353	1,697,064,609
割引手形	－	－	－	1,641,372	2,612,155
手形貸付	74,619,161	132,709,704	162,291,971	154,257,530	416,376,563
証書貸付	81,724,878	71,911,121	63,862,043	68,349,776	78,273,505
代理貸付金	813,645,399	942,043,249	882,177,915	838,885,674	1,199,802,384
貸付有価証券	24,553,361	18,404,832	9,985,371	9,935,575	9,000,000
代理店勘定	10,292,410	16,639,453	10,553,371	17,991,256	42,893,022
再預託金	17,014,787	17,588,732	24,159,674	28,026,884	35,421,460
未決済為替貸	―	―	―	445,663	776,932
その他資産	19,155,293	24,754,651	27,385,739	20,527,156	21,448,686
その他出資金	－	－	2,000,000	2,500,000	2,500,000
未経過借入金利息その他	9,468	19,711	17,466	27,447	41,193
未収利息その他	17,747,718	24,086,631	24,526,131	17,458,309	18,315,238
為替決済貸越	986,830	96,146	201,066	－	－
仮払金	411,275	552,163	641,075	511,921	269,746
その他の資産	－	－	－	29,477	322,507
動産不動産	9,571,187	10,051,632	10,790,615	12,022,632	11,274,351
事業用動産	239,500	243,429	1,009,156	944,487	809,591
事業用不動産	9,044,867	9,568,468	9,751,034	10,203,552	9,703,502
敷金	16,223	14,126	9,294	8,129	－
権利金	21,462	21,297	21,129	360,963	－
建設仮勘定	249,133	204,310	－	505,500	728,315
保証金その他	－	－	－	－	32,941
合計	2,277,968,159	2,683,453,922	3,353,850,438	3,501,801,458	3,298,108,064

■負債及び会員勘定

（単位：千円）

科目	第 26 期 昭51. 3.31	第 27 期 昭52. 3.31	第 28 期 昭53. 3.31	第 29 期 昭54. 3.31	第 30 期 昭55. 3.31
預金	**1,909,860,615**	**2,360,271,399**	**3,027,169,578**	**3,201,877,379**	**2,365,815,365**
当座預金	46,452,959	55,002,268	59,524,954	66,728,783	61,243,735
普通預金	19,957,295	24,608,595	29,590,880	40,933,652	68,018,478
通知預金	2,103,527	3,157,365	4,239,257	4,274,024	5,518,419
為替決済預り金	－	－	－	－	1,016,540
別段預金	2,936,217	2,231,641	2,797,005	5,876,650	4,775,923
定期預金	1,271,261,214	1,491,701,985	2,043,158,817	2,544,462,386	1,929,790,267
積立定期預金	180,331,900	186,780,600	235,209,000	265,057,000	295,452,000
国債引当預金	240,772,430	418,769,617	431,000,177	－	－
政保債引当預金	146,045,071	178,019,326	221,649,485	275,544,881	－
（うち公金預金）	（54,513）	（137,484）	（66,213）	（141,532）	（162,120）
借用金	**162,768,000**	**123,743,000**	**95,280,000**	**93,166,372**	**712,877,155**
金庫短期資金	159,972,000	123,743,000	95,280,000	91,525,000	710,265,000
借入金	2,796,000	－	－	－	－
再割引手形	－	－	－	1,641,372	2,612,155
預託金	**17,297,287**	**17,946,232**	**24,180,874**	**28,030,684**	**35,421,460**
未決済為替借	**－**	**－**	**－**	**505,807**	**1,785,479**
その他負債	**134,365,961**	**122,878,446**	**148,689,492**	**118,478,386**	**115,117,682**
未払利息その他	77,191,200	81,621,696	106,683,651	107,044,934	106,210,012
納税引当金	2,919,585	1,407,536	874,047	309,836	3,636,246
未経過利益	2,874,942	2,759,989	5,574,783	6,182,466	4,491,010
未払諸税	24,865	30,783	38,236	42,986	48,733
為替決済預り金	50,551,704	36,189,389	34,559,615	4,130,214	－
職員預り金	461,571	542,956	608,321	649,438	646,426
仮受金	342,093	326,093	350,838	118,509	85,252
引当金	**25,873,124**	**27,835,903**	**24,655,750**	**25,581,415**	**20,878,338**
貸倒引当金	20,828,877	20,828,877	23,294,271	22,325,607	18,194,208
（債権償却引当金）	（341,440）	（341,440）	（339,766）	（－）	（－）
価格変動準備金	4,033,003	5,787,675	－	1,734,462	867,231
国債価格変動引当金	－	－	－	56,248	－
退職給与引当金	1,011,242	1,219,350	1,361,479	1,465,096	1,589,166
不動産圧縮引当金	－	－	－	－	227,732
負債計	**2,250,164,988**	**2,652,674,981**	**3,319,975,696**	**3,467,640,046**	**3,251,895,482**
会員勘定	**27,803,171**	**30,778,941**	**33,874,742**	**34,161,411**	**46,212,581**
出資金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
法定準備金	1,900,000	2,800,000	3,400,000	4,000,000	4,200,000
特別積立金	3,300,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	7,200,000
振興基金	3,800,000	6,500,000	8,000,000	10,000,000	10,000,000
退職給与積立金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
前期繰越金	153,319	735,823	1,452,820	1,754,742	1,639,411
当期利益金	8,349,851	5,443,118	4,721,921	1,106,669	12,873,169
合計	**2,277,968,159**	**2,683,453,922**	**3,353,850,438**	**3,501,801,458**	**3,298,108,064**

■資　産

（単位：千円）

科目	第 31 期 昭56. 3.31	第 32 期 昭57. 3.31	第 33 期 昭58. 3.31	第 34 期 昭59. 3.31	第 35 期 昭60. 3.31
現金	61,290,336	63,635,087	65,561,034	66,899,121	106,479,995
預け金	21,907,730	21,197,025	19,584,741	21,627,501	30,654,295
コールローン	332,376,000	634,547,000	236,149,000	—	—
金融機関貸付等	799,400,000	768,700,000	381,300,000	752,951,532	1,438,665,532
銀行等貸付金	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000
買入手形	789,900,000	759,200,000	371,800,000	401,000,000	1,052,400,000
コールローン	−	−	−	342,451,532	376,765,532
金銭信託等	—	200,726,325	310,726,325	462,449,882	535,784,791
有価証券	813,302,040	1,306,443,281	1,990,370,202	2,318,285,467	2,432,420,054
国債	52,928,556	50,782,407	593,218,388	863,739,133	1,162,569,366
地方債	94,457,678	250,321,657	306,675,878	326,490,425	291,813,905
社債	637,342,187	949,815,904	1,026,333,710	−	904,009,389
金融債	−	−	−	139,007,154	−
事業債	−	−	−	921,773,455	−
貸付信託	17,500,000	18,066,000	17,673,000	−	−
株式	4,997,658	6,692,021	6,868,446	7,005,012	13,514,498
外国証券	6,075,959	30,765,291	39,600,778	−	−
その他の証券	−	−	−	57,591,015	57,740,385
貸付有価証券	−	−	−	2,679,270	2,772,510
貸出金	1,452,056,467	1,359,889,587	1,424,741,096	1,552,897,428	1,523,142,994
割引手形	2,172,386	3,745,754	3,566,355	3,713,792	5,122,406
手形貸付	103,891,000	138,106,000	180,276,000	144,934,000	63,915,645
証書貸付	118,483,032	146,411,087	206,430,942	305,752,233	433,445,079
代理貸付金	1,227,510,047	1,071,626,745	1,034,467,798	1,098,497,402	1,020,659,863
貸付有価証券	8,972,943	8,861,321	5,679,270	—	—
代理店勘定	10,476,382	10,099,157	15,263,858	—	—
再預託金	41,832,370	47,461,607	56,066,872	55,734,135	61,409,977
外国為替	—	—	511,729	700,208	785,120
外国他店預け	−	−	11,726	29,710	75,707
買入外国為替	−	−	168,255	218,908	132,729
取立外国為替	−	−	331,747	451,588	576,683
未決済為替貸	635,634	964,776	1,611,089	3,242,880	6,756,798
その他資産	23,597,388	30,733,086	43,400,279	51,187,644	54,759,509
その他出資金	2,500,000	3,500,000	3,500,000	−	−
未経過借入金利息その他	33,116	39,963	37,264	−	−
未収利息その他	19,378,770	26,319,303	36,222,792	44,516,677	49,612,725
仮払金	1,440,403	701,539	3,531,030	−	−
その他の資産	245,097	172,279	109,191	6,670,966	5,146,784
動産不動産	12,170,844	12,368,904	12,223,791	12,673,981	12,403,295
事業用動産	739,600	608,522	503,238	768,876	673,419
事業用不動産	10,199,708	11,733,651	11,688,400	11,511,274	11,649,019
建設仮勘定	1,203,992	270	1,040	358,615	−
保証金その他	27,542	26,460	31,112	35,216	35,856
債務保証見返	—	—	448,766	866,225	1,421,430
合計	3,578,018,138	4,467,627,161	4,563,638,058	5,299,516,008	6,204,683,794

■負債及び会員勘定

（単位：千円）

科目	第 31 期 昭56. 3.31	第 32 期 昭57. 3.31	第 33 期 昭58. 3.31	第 34 期 昭59. 3.31	第 35 期 昭60. 3.31
預金	**2,892,793,498**	**3,877,027,975**	**3,970,184,258**	**4,685,568,489**	**5,355,010,131**
当座預金	58,081,044	62,439,187	61,718,240	62,369,926	102,761,524
普通預金	44,005,877	50,440,688	54,096,872	50,816,408	43,732,899
通知預金	6,580,236	7,895,981	8,671,445	10,320,805	12,408,073
為替決済預り金	495,122	347,443	335,497	－	－
別段預金	5,038,701	7,594,276	6,280,561	－	－
定期預金	2,340,155,516	3,349,906,397	3,392,458,641	4,051,109,450	4,642,403,088
積立定期預金	348,437,000	398,404,000	446,623,000	503,988,000	542,576,000
その他の預金	－	－	－	6,963,897	11,128,546
（うち公金預金）	（52,695）	（84,250）	（582,785）	（－）	（－）
（うち金融機関預金）	（－）	（－）	（3,932,606,832）	（－）	（－）
コールマネー	**－**	**－**	**249,756**	**－**	**－**
借用金	**414,990,386**	**272,941,754**	**276,356,355**	**262,047,857**	**453,263,383**
金庫短期資金	408,637,000	265,022,000	268,616,000	254,093,000	441,317,000
借入金	4,181,000	4,174,000	4,174,000	4,174,000	4,233,777
再割引手形	2,172,386	3,745,754	3,566,355	3,713,792	5,122,406
コールマネー	－	－	－	67,065	2,590,200
預託金	**41,832,370**	**47,461,607**	**56,066,872**	**55,734,135**	**61,409,977**
外国為替	**－**	**－**	**－**	**－**	**1,483**
売渡外国為替	－	－	－	－	1,483
未決済為替借	**2,804,641**	**5,182,697**	**10,328,533**	**8,392,449**	**11,096,774**
その他負債	**162,338,024**	**190,745,118**	**164,221,695**	**192,711,300**	**216,319,260**
未払利息その他	156,640,790	184,989,188	157,369,667	185,715,036	200,671,298
納税引当金	858,373	1,056,790	3,630,428	－	－
納税充当金	－	－	－	3,147,052	5,014,602
未経過利益	4,235,898	4,068,108	2,586,306	－	－
未経過収益	－	－	－	2,983,707	9,866,608
未払諸税	61,466	55,867	43,653	－	－
職員預り金	506,309	536,137	526,874	532,970	530,146
仮受金	35,185	39,026	64,763	－	－
その他の負債	－	－	－	332,534	236,604
引当金	**1,939,681**	**20,084,447**	**21,868,848**	**24,708,123**	**27,785,691**
貸倒引当金	18,194,208	18,194,208	13,709,198	13,709,198	13,709,198
退職給与引当金	1,744,469	1,874,932	2,200,673	2,334,741	2,423,074
国債価格変動引当金	1,003	15,306	5,958,976	8,664,184	11,653,418
債務保証	**－**	**－**	**448,766**	**866,225**	**1,421,430**
負債計	**3,534,698,603**	**4,413,443,601**	**4,499,725,086**	**5,230,028,580**	**6,126,308,133**
会員勘定	**43,319,534**	**54,183,560**	**63,912,972**	**69,487,427**	**78,375,661**
出資金	10,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
法定準備金	5,500,000	5,600,000	5,800,000	6,900,000	8,000,000
特別積立金	8,600,000	9,000,000	9,300,000	10,800,000	13,000,000
振興基金	16,000,000	17,000,000	17,000,000	20,000,000	22,000,000
退職給与積立金	300,000	300,000	300,000	300,000	500,000
前期繰越金	1,994,948	597,534	558,560	－	－
当期利益金	924,585	1,686,025	10,954,412	－	－
当期未処分剰余金	－	－	－	11,487,427	14,875,661
（うち当期利益金）	（－）	（－）	（－）	（10,809,587）	（14,138,452）
合計	**3,578,018,138**	**4,467,627,161**	**4,563,638,058**	**5,299,516,008**	**6,204,683,794**

■資　　産

（単位：千円）

科目	第 36 期 昭61. 3.31	第 37 期 昭62. 3.31	第 38 期 昭63. 3.31	第 39 期 平 元. 3.31	第 40 期 平 2. 3.31
現金	**68,628,452**	**128,031,917**	**134,339,809**	**109,032,413**	**268,754,782**
預け金	**50,634,666**	**400,751,453**	**897,633,633**	**1,197,216,774**	**718,758,356**
金融機関貸付等	**2,451,675,878**	**3,542,518,959**	**3,113,406,527**	**1,729,381,156**	**925,839,823**
銀行等貸付金	9,500,000	11,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
買入手形	2,102,800,000	3,086,000,000	2,633,000,000	1,319,000,000	437,500,000
コールローン	339,375,878	445,018,959	475,906,527	405,881,156	483,839,823
買入金銭債権	**－**	**－**	**－**	**－**	**255,000,000**
金銭信託等	**535,784,791**	**608,111,657**	**528,109,402**	**421,561,610**	**578,258,997**
商品有価証券	**－**	**63,311,429**	**93,180,985**	**60,147,276**	**39,585,076**
商品国債	－	63,311,429	93,180,985	60,147,276	39,585,076
有価証券	**2,636,723,279**	**2,833,923,839**	**3,732,584,184**	**5,057,367,407**	**5,032,983,396**
国債	1,312,551,133	1,293,945,389	1,730,374,387	2,411,866,431	1,983,233,893
地方債	259,135,507	234,985,879	229,230,990	211,069,084	139,412,936
社債	905,284,272	834,695,336	959,796,826	1,159,651,406	1,207,463,710
株式	26,917,284	36,210,028	43,895,461	117,111,543	268,696,264
その他の証券	59,435,081	287,187,205	732,586,517	1,157,668,942	1,434,176,590
貸付有価証券	73,400,000	146,900,000	36,700,000	－	－
貸出金	**1,685,340,603**	**1,737,663,259**	**2,006,982,265**	**2,173,932,439**	**3,267,645,021**
割引手形	2,938,182	3,022,019	3,996,496	3,877,859	5,683,880
手形貸付	99,931,105	106,791,330	175,873,461	204,597,831	871,509,381
証書貸付	576,002,872	651,680,591	738,705,267	794,435,439	836,784,377
当座貸越	－	－	－	－	400,000
代理貸付金	1,006,468,443	976,169,318	1,088,407,039	1,171,021,309	1,553,267,382
再預託金	**59,085,400**	**75,470,880**	**86,818,672**	**97,579,945**	**113,999,987**
外国為替	**758,108**	**1,505,298**	**3,215,191**	**4,156,780**	**5,074,018**
外国他店預け	62,229	225,066	442,542	506,010	738,975
買入外国為替	307,804	301,900	703,642	714,003	854,066
取立外国為替	388,074	978,331	2,069,005	2,936,766	3,480,976
未決済為替貸	**8,593,744**	**13,065,889**	**10,629,662**	**13,922,008**	**13,276,237**
その他資産	**53,961,625**	**62,857,916**	**153,106,882**	**564,771,849**	**123,606,488**
未収利息その他	49,537,842	54,798,022	68,687,176	104,079,638	114,188,586
先物取引差入証拠金	－	－	－	－	81,373
先物取引差金勘定	－	－	－	－	990
その他の資産	4,423,782	8,059,893	84,419,706	460,692,210	9,335,538
動産不動産	**12,326,026**	**12,391,580**	**15,148,588**	**22,880,128**	**25,958,317**
事業用動産	898,731	696,098	981,192	1,600,284	1,274,315
事業用不動産	11,389,560	11,654,601	14,111,967	15,779,371	18,367,715
建設仮勘定	800	－	4,563	5,450,143	6,234,619
保証金その他	36,933	40,881	50,864	50,330	81,665
債務保証見返	**1,824,921**	**2,722,100**	**5,979,715**	**8,975,636**	**12,334,014**
合計	**7,565,337,498**	**9,482,326,184**	**10,781,135,521**	**11,460,925,428**	**11,381,074,518**

■負債及び会員勘定

（単位：千円）

科目	第 36 期 昭61. 3.31	第 37 期 昭62. 3.31	第 38 期 昭63. 3.31	第 39 期 平 元. 3.31	第 40 期 平 2. 3.31
預金	**6,546,274,309**	**8,093,443,649**	**9,303,690,759**	**9,763,400,265**	**8,478,172,001**
当座預金	67,236,730	105,186,207	107,453,476	100,441,308	196,335,064
普通預金	70,734,357	60,197,425	48,827,649	78,753,303	68,654,315
通知預金	13,569,773	16,111,691	18,555,349	21,905,182	24,931,816
定期預金	5,805,714,178	7,280,345,616	8,444,235,868	8,847,379,669	7,060,627,205
積立定期預金	577,915,000	612,571,000	650,537,000	694,231,000	697,115,000
その他の預金	11,104,270	19,031,708	34,081,416	20,689,800	430,508,599
譲渡性預金	**100,000**	**－**	**2,507,000**	**14,542,000**	**53,110,000**
債券	**－**	**－**	**－**	**－**	**64,104,110**
債券発行高	－	－	－	－	63,154,110
債券募集金	－	－	－	－	950,000
借用金	**516,741,164**	**790,160,388**	**841,120,336**	**946,861,214**	**2,028,179,438**
金庫短期資金	501,999,000	608,583,000	542,154,000	576,489,000	1,770,872,000
借入金	4,199,900	3,996,200	3,384,200	2,759,400	2,361,700
再割引手形	2,938,182	3,022,019	3,996,496	3,877,859	5,683,880
コールマネー	7,604,081	174,559,168	291,585,640	363,734,954	249,261,857
預託金	**59,085,400**	**75,470,880**	**86,818,672**	**97,579,945**	**113,999,987**
外国為替	**143**	**14,312**	**62,458**	**231,954**	**226,777**
外国他店預り	－	11,260	18,329	17,854	28,555
外国他店借	－	510	38,583	190,976	150,072
売渡外国為替	143	2,542	5,545	23,123	37,074
未払外国為替	－	－	－	－	11,074
未決済為替借	**36,425,543**	**30,134,825**	**35,849,598**	**42,686,641**	**38,531,629**
その他負債	**275,822,684**	**316,688,758**	**311,661,723**	**322,085,636**	**323,671,809**
未払利息その他	243,551,216	264,599,320	243,712,713	270,002,281	283,494,651
納税充当金	8,326,452	6,109,392	21,187,270	32,111,876	9,346,742
未経過収益	23,002,209	22,327,917	14,730,646	9,201,815	4,345,241
職員預り金	552,915	620,024	724,327	795,834	870,663
先物取引受入証拠金	－	－	－	－	859,686
その他の負債	389,890	23,032,104	31,306,764	9,973,827	24,754,824
引当金	**30,465,802**	**35,137,347**	**40,025,097**	**44,628,276**	**41,383,210**
貸倒引当金	14,027,463	17,954,988	17,342,976	14,830,442	12,414,931
退職給与引当金	2,578,827	2,720,465	2,801,582	2,904,967	3,105,779
国債価格変動引当金	13,859,511	14,265,817	19,588,610	26,268,692	24,961,453
商品有価証券売買損失引当金	－	196,076	291,928	624,174	901,010
証券取引責任準備金	－	－	－	－	34
債務保証	**1,824,921**	**2,722,100**	**5,979,715**	**8,975,636**	**12,334,014**
負債計	**7,466,739,970**	**9,343,772,263**	**10,627,715,361**	**11,240,991,571**	**11,153,712,979**
会員勘定	**98,597,528**	**138,553,920**	**153,420,160**	**219,933,857**	**227,361,539**
出資金	20,000,000	50,000,000	50,000,000	100,000,000	100,000,000
法定準備金	9,500,000	12,200,000	14,600,000	17,300,000	20,300,000
特別積立金	16,000,000	21,600,000	25,600,000	30,500,000	39,500,000
（うちセンター新築積立金）	（－）	（－）	（－）	（－）	（5,000,000）
振興基金	25,000,000	30,000,000	35,000,000	40,000,000	44,000,000
退職給与積立金	700,000	1,000,000	1,300,000	1,600,000	1,600,000
当期未処分剰余金	27,397,528	23,753,920	26,920,160	30,533,857	21,961,539
（うち当期利益金）	（26,671,990）	（23,090,261）	（26,346,269）	（29,703,986）	（20,618,004）
合計	**7,565,337,498**	**9,482,326,184**	**10,781,135,521**	**11,460,925,428**	**11,381,074,518**

■資　　産

（単位：千円）

科目	第 41 期 平 3. 3.31	第 42 期 平 4. 3.31	第 43 期 平 5. 3.31	第 44 期 平 6. 3.31	第 45 期 平 7. 3.31
現金	**212,426,996**	**94,916,619**	**158,370,859**	**104,785,817**	**152,513,127**
預け金	**1,252,354,941**	**1,652,742,996**	**1,415,115,407**	**2,233,505,717**	**3,961,570,955**
金融機関貸付等	**1,441,492,758**	**2,202,344,998**	**2,349,418,774**	**1,676,432,204**	**1,763,403,453**
銀行等貸付金	4,500,000	4,500,000	4,500,000	9,500,000	15,000,000
買入手形	939,100,000	165,000,000	116,500,000	30,000,000	569,300,000
コールローン	497,892,758	2,032,844,998	2,228,418,774	1,636,932,204	1,179,103,453
買入金銭債権	**13,500,000**	**13,500,000**	**22,000,000**	**54,200,000**	**200,000**
金銭信託等	**827,338,732**	**527,078,653**	**423,876,615**	**414,418,518**	**274,876,938**
商品有価証券	**111,960,226**	**74,089,674**	**135,618,104**	**197,173,717**	**135,575,554**
商品国債	111,960,226	74,089,674	135,618,104	197,173,717	135,575,554
有価証券	**4,390,154,137**	**4,161,863,307**	**4,863,589,369**	**5,162,053,858**	**5,326,773,151**
国債	1,758,661,309	1,618,704,799	1,384,714,482	1,353,925,130	1,343,883,681
地方債	134,005,412	151,092,948	148,531,270	94,414,731	76,559,033
社債	903,336,747	776,060,349	1,865,828,118	2,272,672,749	2,445,559,500
株式	130,205,952	82,898,488	47,146,808	75,146,717	62,353,084
その他の証券	1,463,944,714	1,533,106,721	1,417,368,689	1,365,894,529	1,398,417,851
貸出金	**3,315,750,591**	**3,931,599,247**	**4,271,818,844**	**3,896,335,679**	**3,535,137,350**
割引手形	6,159,593	3,664,111	2,750,637	3,380,173	2,639,993
手形貸付	374,992,891	314,093,784	448,751,076	315,344,780	324,804,265
証書貸付	1,105,388,114	1,233,406,780	1,140,583,033	1,054,249,332	1,078,195,586
当座貸越	600,000	36,076,000	48,443,894	46,226,900	11,607,300
代理貸付金	1,828,609,992	2,344,358,571	2,631,290,203	2,477,134,493	2,117,890,204
再預託金	**103,051,299**	**104,693,881**	**120,950,532**	**126,906,508**	**128,566,854**
外国為替	**4,676,311**	**4,679,346**	**5,312,603**	**5,359,554**	**5,731,627**
外国他店預け	988,622	948,240	1,211,834	1,022,676	885,176
買入外国為替	967,159	1,061,215	1,480,342	1,110,424	1,531,854
取立外国為替	2,720,529	2,669,889	2,620,426	3,226,452	3,314,596
未決済為替貸	**20,974,715**	**21,476,261**	**－**	**－**	**－**
その他資産	**137,253,103**	**130,357,225**	**131,169,271**	**121,253,278**	**148,226,106**
未収利息その他	129,843,780	122,453,585	106,778,540	95,053,448	101,206,914
先物取引差入証拠金	67,502	51,875	66,604	22,602	26,240
先物取引差金勘定	19,659	26,526	4,450	3,760	6,030
保管有価証券等	－	－	1,096,104	1,395,974	638,184
その他の資産	7,322,159	7,825,238	23,223,571	24,777,492	46,348,736
動産不動産	**47,414,829**	**50,242,776**	**50,784,598**	**61,631,571**	**57,236,605**
事業用動産	2,058,840	3,336,348	2,606,433	2,428,559	1,963,330
事業用不動産	44,780,091	41,080,000	39,332,871	58,622,129	54,256,207
建設仮勘定	49,556	5,300,196	8,308,542	－	3,578
保証金その他	526,341	526,231	536,750	580,881	1,013,489
債務保証見返	**16,000,741**	**17,230,058**	**17,299,784**	**18,864,529**	**18,092,061**
合計	**11,894,349,386**	**12,986,815,046**	**13,965,324,764**	**14,072,920,956**	**15,507,903,784**

■負債及び会員勘定

（単位：千円）

科目	第 41 期 平 3. 3.31	第 42 期 平 4. 3.31	第 43 期 平 5. 3.31	第 44 期 平 6. 3.31	第 45 期 平 7. 3.31
預金	**8,608,604,597**	**9,703,254,978**	**10,421,174,314**	**10,347,721,510**	**11,574,800,943**
当座預金	207,195,178	103,310,813	156,852,474	121,973,845	133,774,277
普通預金	58,462,308	91,605,133	314,316,118	154,760,212	115,560,471
通知預金	38,036,715	34,218,110	39,363,146	38,578,601	38,936,574
定期預金	7,068,348,344	8,169,062,626	8,760,792,996	9,294,003,966	10,753,073,347
積立定期預金	731,913,000	815,584,000	646,397,000	310,386,000	203,033,000
その他の預金	504,649,050	489,474,295	503,452,578	428,018,883	330,423,272
譲渡性預金	**61,698,250**	**44,919,500**	**14,406,000**	**10,445,550**	**9,375,000**
債券	**349,107,110**	**692,780,110**	**1,043,149,110**	**1,329,357,110**	**1,670,343,000**
債券発行高	348,207,110	692,780,110	1,043,149,110	1,329,357,110	1,670,343,000
債券募集金	900,000	－	－	－	－
借用金	**1,996,638,230**	**1,646,201,809**	**1,628,130,459**	**1,593,926,168**	**1,426,287,141**
金庫短期資金	1,781,843,000	1,535,118,000	1,480,545,000	1,503,634,000	1,286,718,000
借入金	1,998,900	1,673,100	56,320,000	56,019,000	78,836,459
再割引手形	6,159,593	3,364,111	2,750,637	3,064,714	2,272,597
売渡手形	5,000,000	5,000,000	15,000,000	－	－
コールマネー	201,636,737	101,046,597	73,514,821	31,208,454	58,460,085
預託金	**103,051,299**	**104,693,881**	**120,950,352**	**126,922,308**	**128,567,854**
外国為替	**90,377**	**134,275**	**95,250**	**175,204**	**182,770**
外国他店預り	35,750	29,131	29,157	29,620	16,628
外国他店借	7,923	8,680	8,639	4,037	34,123
売渡外国為替	42,497	93,170	56,532	113,530	127,279
未払外国為替	4,205	3,293	920	28,016	4,738
未決済為替借	**47,554,848**	**60,832,906**	**－**	**－**	**－**
その他負債	**427,301,138**	**426,222,856**	**426,138,348**	**348,451,967**	**378,577,824**
未払利息その他	375,186,366	399,769,635	380,800,711	322,393,802	331,499,552
納税充当金	11,420,792	5,591,351	7,081,651	12,217,312	13,896,100
未経過収益	11,520,215	3,386,141	2,692,215	882,196	2,412,587
職員預り金	820,607	932,701	1,064,716	1,201,813	1,352,134
先物取引受入証拠金	1,430,819	1,171,231	1,217,554	1,403,944	646,214
先物取引差金勘定	7,803	－	－	－	－
その他の負債	26,914,534	15,371,794	33,281,498	10,352,898	28,771,235
引当金	**47,696,572**	**48,118,854**	**44,783,282**	**41,922,179**	**40,343,645**
貸倒引当金	16,752,358	20,967,682	23,074,802	20,111,835	18,920,586
（うち債権償却特別勘定）	（－）	（－）	（320,717）	（921,548）	（889,097）
退職給与引当金	4,043,041	4,282,075	4,445,403	4,447,860	4,519,058
国債価格変動引当金	25,163,234	20,397,605	14,211,125	13,900,186	13,197,343
商品有価証券売買損失引当金	1,737,879	2,471,418	3,051,869	3,462,240	3,706,612
証券取引責任準備金	58	72	80	55	43
債務保証	**16,000,741**	**17,230,058**	**17,299,784**	**18,864,529**	**18,092,061**
負債計	**11,657,743,166**	**12,744,389,230**	**13,716,127,081**	**13,817,786,528**	**15,246,570,241**
会員勘定	**236,606,219**	**242,425,816**	**249,197,683**	**255,134,427**	**261,333,543**
出資金	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
法定準備金	22,400,000	24,200,000	25,600,000	27,100,000	28,600,000
特別積立金	46,500,000	53,000,000	56,400,000	59,600,000	62,100,000
（センター新築積立金）	（10,000,000）	（15,000,000）	（17,000,000）	（19,000,000）	（－）
振興基金	46,000,000	47,000,000	48,000,000	50,000,000	54,000,000
退職給与積立金	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
当期未処分剰余金	20,106,219	16,625,816	17,597,683	16,834,427	15,033,543
当期利益金	17,317,020	13,888,376	14,834,487	14,015,549	12,290,580
合計	**11,894,349,386**	**12,986,815,046**	**13,965,324,764**	**14,072,920,956**	**15,507,903,784**

■資　　産

（単位：百万円）

科目	第 46 期 平 8. 3.31	第 47 期 平 9. 3.31	第 48 期 平10. 3.31	第 49 期 平11. 3.31	第 50 期 平12. 3.31
現金	135,589	54,715	36,468	31,167	37,341
預け金	2,554,014	2,898,037	3,316,073	2,760,210	2,847,928
金融機関貸付等	1,763,023	1,755,676	1,588,555	2,536,775	1,427,070
金融機関貸付金	119,000	209,856	181,175	50,000	－
買入手形	－	80,000	222,000	931,500	30,000
コールローン	1,644,023	1,465,820	1,185,380	1,555,275	1,397,070
買入金銭債権	31,162	23,185	53,235	11,360	112,794
特定取引資産	―	―	―	196,107	555,609
商品有価証券	－	－	－	53,636	361,259
金融派生商品	－	－	－	5,008	3,991
その他の特定取引資産	－	－	－	137,462	190,358
金銭信託等	268,324	305,211	308,697	―	―
金銭の信託	―	―	―	209,515	125,987
商品有価証券	56,234	128,858	1	―	―
商品国債	56,234	128,858	1	－	－
有価証券	6,012,386	6,567,019	6,487,942	6,946,615	10,313,095
国債	1,693,662	2,179,363	2,122,365	2,248,659	5,439,116
地方債	88,544	122,657	189,904	606,496	995,177
社債	2,532,987	2,454,613	2,551,477	2,630,642	2,506,433
株式	61,349	95,640	101,844	64,612	65,523
その他の証券	1,635,841	1,714,745	1,522,350	1,396,205	1,306,844
貸出金	4,076,710	4,141,626	4,794,611	5,990,846	5,629,176
割引手形	2,395	1,639	1,173	750	527
手形貸付	431,934	385,209	311,451	1,253,587	1,413,654
証書貸付	1,270,911	1,392,097	2,089,404	2,419,791	2,242,772
当座貸越	22,145	96,751	189,458	194,522	118,816
代理貸付金	2,349,322	2,265,928	2,203,124	2,122,194	1,853,405
再預託金	112,022	129,749	178,894	243,940	273,463
外国為替	5,523	4,777	3,797	3,607	7,579
外国他店預け	1,058	1,486	1,372	1,209	5,694
買入外国為替	1,821	954	884	484	462
取立外国為替	2,643	2,336	1,539	1,912	1,423
その他資産	107,500	130,871	148,303	145,740	133,942
未収利息その他	95,817	88,921	83,662	75,668	66,531
先物取引差入証拠金	104	57	84	13	34
先物取引差金勘定	100	10	－	13	－
保管有価証券等	1,029	427	193	100	210
その他の資産	10,447	41,454	64,362	69,944	67,167
動産不動産	56,070	55,435	54,813	77,903	76,604
事業用動産	2,228	2,161	2,701	2,159	1,654
事業用不動産	51,356	51,523	50,069	71,981	71,103
建設仮勘定	1,411	652	952	2,696	2,816
保証金その他	1,074	1,097	1,090	1,065	1,030
繰延税金資産	―	―	―	22,049	15,108
債務保証見返	20,817	20,004	16,803	18,372	17,258
貸倒引当金	―	―	―	―	△ 34,760
（うち個別貸倒引当金）	（－）	（－）	（－）	（－）	（△16,585）
投資損失引当金	―	―	―	―	△ 7
合計	15,199,380	16,215,170	16,988,198	19,194,211	21,538,194

■負債及び会員勘定

（単位：百万円）

科目	第 46 期 平 8. 3.31	第 47 期 平 9. 3.31	第 48 期 平10. 3.31	第 49 期 平11. 3.31	第 50 期 平12. 3.31
預金	**11,293,329**	**11,699,398**	**12,106,410**	**12,050,196**	**13,676,083**
当座預金	168,560	92,270	80,041	74,203	52,271
普通預金	137,533	199,875	209,115	892,529	1,458,780
通知預金	5,530	5,140	10,049	140,559	4,783
定期預金	10,097,199	10,469,271	11,052,683	10,413,793	11,524,934
その他の預金	884,506	932,841	754,519	529,111	635,313
譲渡性預金	**22,029**	**19,947**	**7,585**	**22,009**	**16,212**
債券	**1,842,840**	**2,181,587**	**2,452,678**	**2,912,700**	**3,516,770**
債券発行高	1,842,840	2,181,587	2,452,678	2,912,700	3,516,770
特定取引負債	**—**	**—**	**—**	**4,890**	**3,877**
特定取引有価証券派生商品	–	–	–	4	–
金融派生商品	–	–	–	4,885	3,877
借用金	**1,218,678**	**1,507,105**	**1,385,158**	**2,180,276**	**2,080,359**
金庫短期資金	868,082	1,065,222	927,774	1,033,838	1,768,081
借入金	176,982	176,988	77,954	78,035	44,520
再割引手形	2,075	1,525	1,092	750	527
売渡手形	100,900	100,000	42,100	–	130,500
コールマネー	70,638	163,369	336,238	1,067,652	136,730
預託金	**112,022**	**129,749**	**178,894**	**243,940**	**273,463**
外国為替	**224**	**263**	**352**	**158**	**288**
外国他店預り	16	13	13	16	12
外国他店借	37	–	6	–	–
売渡外国為替	155	236	187	120	235
未払外国為替	15	13	144	21	39
その他負債	**339,113**	**267,797**	**402,824**	**1,188,125**	**1,319,280**
未払利息その他	262,244	182,349	137,295	108,197	74,405
納税充当金	24,356	14,934	–	–	–
未払法人税等	–	–	27,527	23,255	14,836
未経過収益	388	464	480	591	470
職員預り金	1,454	1,419	1,310	1,183	1,039
先物取引受入証拠金	1,035	427	193	100	210
先物取引差金勘定	2	–	–	112	–
債券貸付取引担保金	–	–	–	954,086	709,593
その他の負債	49,631	68,201	236,017	100,598	518,725
貸倒引当金	**37,688**	**28,966**	**35,535**	**72,946**	**—**
（うち債権償却特別勘定）	(17,820)	(8,850)	(12,141)	(－)	(－)
（うち個別貸倒引当金）	(－)	(－)	(－)	(37,682)	(－)
退職給与引当金	**4,698**	**4,809**	**4,928**	**4,746**	**4,833**
債権売却損失引当金	**—**	**—**	**—**	**2,307**	**—**
その他の引当金	**—**	**—**	**1,843**	**—**	**—**
特別法上の引当金	**21,060**	**26,052**	**0**	**0**	**—**
国債価格変動引当金	17,268	22,230	–	–	–
商品有価証券売買損失引当金	3,791	3,822	–	–	–
証券取引責任準備金	0	0	0	0	–
再評価に係る繰延税金負債	**—**	**—**	**—**	**7,023**	**6,242**
債務保証	**20,817**	**20,004**	**16,803**	**18,372**	**17,258**
負債計	**14,912,503**	**15,885,682**	**16,593,016**	**18,707,693**	**20,914,670**
会員勘定	**286,877**	**329,488**	**395,181**	**486,518**	**623,524**
出資金	109,998	119,998	129,998	149,998	249,998
普通出資金	100,000	100,000	100,000	100,000	200,000
優先出資金	9,998	19,998	29,998	49,998	49,998
法定準備金	39,898	51,098	63,998	89,098	93,198
資本準備金	9,998	19,998	29,998	49,998	49,998
利益準備金	29,900	31,100	34,000	39,100	43,200
再評価差額金	–	–	–	15,409	15,760
特別積立金	65,100	68,100	84,100	125,700	153,700
（うち退職給与積立金）	(－)	(－)	(－)	(1,600)	(1,600)
振興基金	56,000	57,000	60,000	60,000	60,000
退職給与積立金	1,600	1,600	1,600	–	–
当期未処分剰余金	14,280	31,690	55,484	46,311	50,867
（うち当期利益金）	(11,638)	(28,961)	(－)	(－)	(－)
当期利益	–	–	50,143	26,091	41,731
合計	**15,199,380**	**16,215,170**	**16,988,198**	**19,194,211**	**21,538,194**

■資　　産

（単位：百万円）

科目	第 51 期 平13. 3.31	第 52 期 平14. 3.31	第 53 期 平15. 3.31	第 54 期 平16. 3.31	第 55 期 平17. 3.31
現金	**58,582**	**51,707**	**20,003**	**16,400**	**12,881**
預け金	**2,776,271**	**1,710,225**	**2,232,127**	**1,649,783**	**1,817,409**
金融機関貸付等	**1,570,826**	**630,732**	**702,667**	**531,822**	**528,069**
金融機関貸付金	3,000	2,000	7,000	－	－
買入手形	23,000	－	－	－	5,700
コールローン	1,544,826	538,732	675,670	453,824	398,377
買現先勘定	－	89,999	19,997	77,998	123,992
買入金銭債権	**95,704**	**122,804**	**403,445**	**579,117**	**876,368**
特定取引資産	**518,532**	**395,903**	**472,318**	**591,243**	**561,876**
商品有価証券	371,538	1,117	51,205	13,600	5,231
特定金融派生商品	11,506	19,315	37,002	16,192	19,679
その他の特定取引資産	135,487	375,470	384,110	561,451	536,965
金銭の信託	**121,025**	**163,175**	**109,164**	**125,713**	**109,793**
有価証券	**11,745,211**	**11,690,450**	**12,347,221**	**14,246,796**	**15,077,078**
国債	6,507,903	6,209,171	6,668,281	8,174,408	8,576,994
地方債	1,232,909	1,295,811	1,167,509	867,213	845,651
短期社債	－	－	－	49,999	184,997
社債	2,467,502	2,423,500	2,251,546	2,109,268	2,102,886
株式	69,632	64,455	71,338	80,724	84,560
その他の証券	1,467,263	1,697,510	2,188,545	2,965,182	3,281,987
貸出金	**6,448,231**	**9,595,133**	**10,105,663**	**8,872,384**	**7,285,346**
割引手形	170	－	－	－	－
手形貸付	1,386,171	2,400,059	72,040	54,542	46,528
証書貸付	3,462,194	5,743,890	8,710,371	7,533,674	6,006,241
当座貸越	150,450	258,435	261,217	320,691	366,169
代理貸付金	1,449,244	1,192,748	1,062,033	963,476	866,407
再預託金	**294,311**	**521**	**－**	**－**	**－**
外国為替	**3,648**	**6,394**	**3,120**	**3,654**	**3,589**
外国他店預け	1,618	4,629	1,949	2,752	2,964
買入外国為替	217	396	288	288	136
取立外国為替	1,812	1,368	882	613	488
その他資産	**296,682**	**250,133**	**228,822**	**228,836**	**171,769**
前払費用	269	196	516	588	422
未収収益	71,113	71,123	67,621	67,836	68,972
先物取引差入証拠金	41	－	－	53	254
先物取引差金勘定	－	17	－	8	2
保管有価証券等	146	－	－	－	－
金融派生商品	2,818	3,157	395	28,613	7,464
繰延ヘッジ損失	61,627	67,771	101,508	60,346	34,082
その他の資産	160,664	107,867	58,779	71,389	60,570
動産不動産	**74,924**	**72,804**	**75,085**	**80,637**	**77,152**
事業用動産	1,459	2,092	1,725	1,432	1,708
事業用不動産	70,907	69,121	65,638	66,166	63,280
建設仮勘定	1,546	567	6,724	11,272	245
保証金その他	1,011	1,022	998	1,767	11,918
債務保証見返	**15,184**	**14,250**	**143,663**	**156,581**	**118,610**
貸倒引当金	**△ 36,267**	**△ 33,408**	**△ 32,865**	**△ 25,594**	**△ 21,133**
（うち個別貸倒引当金）	（△ 18,059）	（△ 13,969）	（△ 18,013）	（△ 12,358）	（△ 10,195）
投資損失引当金	**－**	**－**	**－**	**－**	**△ 3,548**
合計	**23,982,868**	**24,670,826**	**26,810,437**	**27,057,379**	**26,615,263**

■負債及び会員勘定

（単位：百万円）

科目	第 51 期 平13. 3.31	第 52 期 平14. 3.31	第 53 期 平15. 3.31	第 54 期 平16. 3.31	第 55 期 平17. 3.31
預金	17,270,204	16,931,460	17,013,840	16,819,078	16,123,427
当座預金	95,018	109,327	81,498	71,678	61,588
普通預金	1,020,875	1,917,910	1,633,998	1,526,399	1,730,215
通知預金	2,196	2,645	1,899	2,154	5,680
定期預金	15,655,099	14,396,510	14,680,582	14,501,992	13,536,771
その他の預金	497,014	505,065	615,861	716,853	789,172
譲渡性預金	52,038	44,772	81,736	98,102	389,404
債券	4,089,420	4,308,220	4,508,780	4,455,030	4,238,650
債券発行高	4,089,420	4,308,220	4,508,780	4,455,030	4,238,650
特定取引負債	12,618	20,577	38,611	18,433	19,030
特定取引有価証券派生商品	9	1	3	–	–
特定金融派生商品	12,608	20,576	38,608	18,433	19,030
借用金	398,404	1,613,136	3,884,026	4,114,504	4,547,998
借入金	44,335	49,381	253,782	263,790	255,760
再割引手形	157	–	–	–	–
売渡手形	136,800	204,000	943,700	798,000	519,700
コールマネー	217,111	950,363	296,597	282,941	235,220
売現先勘定	–	409,391	1,534,347	669,145	1,036,250
債券貸借取引受入担保金	–	–	855,598	2,100,627	2,501,067
預託金	294,311	521	ー	ー	ー
外国為替	331	311	250	363	325
外国他店預り	12	11	4	1	2
外国他店借	–	54	–	–	–
売渡外国為替	284	200	180	178	249
未払外国為替	34	44	66	183	73
その他負債	969,982	882,692	228,647	471,247	245,903
未払費用	75,516	68,187	57,596	36,461	40,323
未払法人税等	18,671	17,456	15,270	16,155	20,017
前受収益	837	933	658	561	324
職員預り金	977	–	–	–	–
先物取引受入証拠金	146	–	–	–	–
先物取引差金勘定	19	–	1	–	–
金融派生商品	63,496	69,736	101,032	75,236	59,092
債券貸付取引担保金	223,566	547,642	–	–	–
有価証券関係未払金	–	–	–	321,168	–
特定取引未払金	335,167	24,018	15,110	–	–
その他の負債	251,583	154,717	38,978	21,664	126,145
賞与引当金	ー	1,306	1,170	1,206	1,153
退職給付引当金	11,862	11,984	12,385	13,258	13,974
繰延税金負債	21,402	8,213	15,250	12,441	4,456
再評価に係る繰延税金負債	6,161	6,026	6,093	6,712	6,724
債務保証	15,184	14,250	143,663	156,581	118,610
負債計	23,141,920	23,843,471	25,934,457	26,166,960	25,709,659
会員勘定	840,947	827,355	ー	ー	ー
出資金	290,998	290,998	–	–	–
普通出資金	200,000	200,000	–	–	–
優先出資金	90,998	90,998	–	–	–
資本準備金	100,678	100,678	–	–	–
利益準備金	47,400	51,800	–	–	–
再評価差額金	15,772	15,428	–	–	–
特別積立金	180,700	206,700	–	–	–
退職給与積立金	1,600	1,600	–	–	–
固定資産圧縮積立金	293	334	–	–	–
別途積立金	178,807	204,766	–	–	–
振興基金	60,000	60,000	–	–	–
当期未処分剰余金	55,745	51,010	–	–	–
当期利益	43,323	38,018	–	–	–
評価差額金	89,652	50,739	–	–	–
会員勘定	ー	ー	875,979	890,418	905,604
出資金	–	–	290,998	290,998	290,998
普通出資金	–	–	200,000	200,000	200,000
優先出資金	–	–	90,998	90,998	90,998
資本剰余金	–	–	100,678	100,678	100,678
資本準備金	–	–	100,678	100,678	100,678
利益剰余金	–	–	397,099	429,393	459,237
利益準備金	–	–	55,700	59,800	64,300
特別積立金	–	–	228,495	251,921	279,721
退職給与積立金	–	–	1,600	1,600	1,600
固定資産圧縮積立金	–	–	529	566	535
別途積立金	–	–	226,366	249,754	277,586
振興基金	–	–	60,000	60,000	60,000
当期未処分剰余金	–	–	52,903	57,672	55,215
当期純利益	–		40,453	44,787	42,542
土地再評価差額金	–	–	15,600	14,725	14,751
株式等評価差額金	–	–	71,602	54,622	39,938
合計	23,982,868	24,670,826	26,810,437	27,057,379	26,615,263

■資　　産

（単位：百万円）

科目	第 56 期 平18. 3.31	科目	第 57 期 平19. 3.31	第 58 期 平20. 3.31
現金	**11,690**	**現金**	**29,249**	**11,144**
預け金	**1,586,873**	**預け金**	**906,908**	**932,371**
金融機関貸付等	**390,849**	**コールローン**	**506,964**	**426,981**
コールローン	390,849	**債券貸借取引支払保証金**	**160,089**	**97,958**
買入金銭債権	**884,727**	**買入金銭債権**	**1,126,486**	**964,112**
特定取引資産	**466,536**	**特定取引資産**	**442,575**	**545,720**
商品有価証券	－	商品有価証券	－	4,994
特定取引有価証券派生商品	1	特定取引有価証券派生商品	－	0
特定金融派生商品	38,160	特定金融派生商品	20,641	34,750
その他の特定取引資産	428,374	その他の特定取引資産	421,933	505,976
金銭の信託	**78,581**	**金銭の信託**	**68,744**	**73,748**
有価証券	**17,009,822**	**有価証券**	**16,410,692**	**16,765,934**
国債	9,953,779	国債	9,767,347	9,112,651
地方債	707,741	地方債	651,679	621,012
短期社債	134,978	短期社債	－	－
社債	1,990,837	社債	1,558,397	1,199,711
株式	203,313	株式	214,134	273,596
その他の証券	4,019,171	その他の証券	4,219,132	5,558,963
貸出金	**5,986,923**	**貸出金**	**5,586,974**	**5,853,467**
手形貸付	43,042	手形貸付	20,717	17,772
証書貸付	4,819,035	証書貸付	4,213,642	4,655,744
当座貸越	341,725	当座貸越	661,746	575,327
代理貸付金	783,119	代理貸付金	690,868	604,623
外国為替	**4,209**	**外国為替**	**3,655**	**5,251**
外国他店預け	3,242	外国他店預け	3,179	4,789
買入外国為替	423	買入外国為替	322	293
取立外国為替	543	取立外国為替	153	167
その他資産	**154,476**	**その他資産**	**580,594**	**292,114**
前払費用	145	前払費用	171	417
未収収益	62,704	未収収益	57,294	57,289
先物取引差入証拠金	293	先物取引差入証拠金	321	292
先物取引差金勘定	－	先物取引差金勘定	108	0
金融派生商品	9,110	金融派生商品	14,618	201,705
繰延ヘッジ損失	162	有価証券関係未収金	496,364	－
有価証券関係未収金	－	その他の資産	11,715	32,411
その他の資産	82,061			
動産不動産	**83,670**	**有形固定資産**	**73,998**	**78,545**
事業用動産	1,337	建物	20,932	27,925
事業用不動産	70,917	土地	47,756	47,756
建設仮勘定	308	建設仮勘定	4,332	1,038
保証金その他	11,106	その他の有形固定資産	977	1,825
		無形固定資産	**8,899**	**7,668**
		ソフトウェア	7,351	5,938
		その他の無形固定資産	1,547	1,729
繰延税金資産	**35,709**	**繰延税金資産**	**10,602**	**112,431**
債務保証見返	**75,041**	**債務保証見返**	**58,562**	**50,233**
貸倒引当金	**△ 15,659**	**貸倒引当金**	**△ 8,955**	**△ 10,934**
（うち個別貸倒引当金）	（△ 7,128）	（うち個別貸倒引当金）	（△ 1,933）	（△ 1,828）
投資損失引当金	**△ 3,924**	**投資損失引当金**	**△ 6,781**	**△ 376**
合計	**26,749,529**	**合計**	**25,959,262**	**26,206,373**

■負債及び会員勘定、純資産

（単位：百万円）

科目	第 56 期 平18. 3.31	科目	第 57 期 平19. 3.31	第 58 期 平20. 3.31
預金	**16,359,538**	**預金**	**18,022,715**	**18,633,516**
当座預金	68,423	当座預金	97,329	63,003
普通預金	1,451,946	普通預金	1,442,355	1,401,085
通知預金	2,053	通知預金	2,331	2,090
定期預金	13,890,860	定期預金	15,805,258	16,623,486
その他の預金	946,255	その他の預金	675,439	543,851
譲渡性預金	**358,589**	**譲渡性預金**	**159,833**	**81,347**
債券	**4,168,350**	**債券**	**4,267,650**	**4,460,280**
債券発行高	4,168,350	債券発行高	4,267,650	4,460,280
特定取引負債	**43,720**	**特定取引負債**	**21,283**	**31,387**
特定取引有価証券派生商品	－	特定取引有価証券派生商品	0	－
特定金融派生商品	43,720	特定金融派生商品	21,283	31,387
借用金	**4,752,915**	**借用金**	**440,260**	**405,760**
借入金	355,760	借入金	440,260	405,760
売渡手形	837,100			
コールマネー	405,953	**コールマネー**	**478,438**	**941,793**
売現先勘定	1,228,135	**売現先勘定**	**113,747**	**73,455**
債券貸借取引受入担保金	1,925,966	**債券貸借取引受入担保金**	**1,265,705**	**520,151**
外国為替	**249**	**外国為替**	**244**	**254**
外国他店預り	6	外国他店預り	1	1
売渡外国為替	175	売渡外国為替	198	216
未払外国為替	67	未払外国為替	44	37
その他負債	**123,498**	**その他負債**	**183,488**	**256,226**
未払費用	45,325	未払費用	73,080	107,120
未払法人税等	16,426	未払法人税等	8,800	10,700
前受収益	337	前受収益	529	698
先物取引差金勘定	15	先物取引差金勘定	0	－
金融派生商品	46,042	金融派生商品	45,403	77,846
その他の負債	15,351	その他の負債	55,675	59,860
賞与引当金	**1,156**	**賞与引当金**	**1,146**	**1,071**
役員賞与引当金	**－**	**役員賞与引当金**	**70**	**69**
退職給付引当金	**14,162**	**退職給付引当金**	**14,218**	**14,186**
役員退職慰労引当金	**－**	**役員退職慰労引当金**	**－**	**237**
再評価に係る繰延税金負債	**7,458**	**再評価に係る繰延税金負債**	**7,438**	**7,438**
債務保証	**75,041**	**債務保証**	**58,562**	**50,233**
負債計	**25,904,680**	**負債計**	**25,034,803**	**25,477,409**
会員勘定	**844,849**	**純資産**	**924,458**	**728,964**
出資金	290,998	出資金	290,998	290,998
普通出資金	200,000	普通出資金	200,000	200,000
優先出資金	90,998	優先出資金	90,998	90,998
資本剰余金	100,678	資本剰余金	100,678	100,678
資本準備金	100,678	資本準備金	100,678	100,678
利益剰余金	489,420	利益剰余金	513,072	535,299
利益準備金	68,600	利益準備金	72,900	76,600
特別積立金	305,268	その他利益剰余金	440,172	458,699
退職給与積立金	1,600	特別積立金	331,140	351,169
固定資産圧縮積立金	530	退職給与積立金	1,600	1,600
別途積立金	303,138	固定資産圧縮積立金	525	520
振興基金	60,000	別途積立金	329,014	349,048
当期未処分剰余金	55,551	振興基金	60,000	60,000
当期純利益	42,865	当期未処分剰余金	49,032	47,530
土地再評価差額金	14,038	**会員勘定計**	**904,749**	**926,976**
株式等評価差額金	△ 50,286	その他有価証券評価差額金	486	△ 214,725
		繰延ヘッジ損益	5,227	2,718
		土地再評価差額金	13,995	13,995
		評価・換算差額等計	**19,708**	**△ 198,011**
合計	**26,749,529**	**合計**	**25,959,262**	**26,206,373**

■資　　産

（単位：百万円）

科目	第 59 期 平21. 3.31	第 60 期 平22. 3.31	第 61 期 平23. 3.31	第 62 期 平24. 3.31	第 63 期 平25. 3.31
（資産の部）					
現金	**8,286**	**8,216**	**7,929**	**19,815**	**17,324**
預け金	**3,291,007**	**2,460,960**	**2,012,596**	**1,937,399**	**3,090,246**
コールローン	**640,212**	**612,207**	**750,984**	**663,867**	**636,264**
買現先勘定	**－**	**29,997**	**86,983**	**73,990**	**80,985**
債券貸借取引支払保証金	**－**	**－**	**－**	**－**	**113,130**
買入金銭債権	**879,480**	**642,208**	**492,290**	**390,101**	**329,858**
特定取引資産	**206,499**	**394,533**	**383,535**	**387,453**	**396,119**
商品有価証券	3,074	24,997	－	－	－
商品有価証券派生商品	38	18	－	14	－
特定取引有価証券派生商品	－	0	6	－	13
特定金融派生商品	39,466	52,970	63,571	61,699	52,351
その他の特定取引資産	163,921	316,548	319,957	325,740	343,754
金銭の信託	**71,015**	**211,677**	**211,106**	**181,193**	**182,901**
有価証券	**16,202,812**	**17,324,312**	**21,547,910**	**20,624,250**	**19,681,236**
国債	8,204,417	9,992,330	13,982,097	13,779,009	12,249,815
地方債	729,413	457,780	370,046	296,402	220,685
短期社債	－	49,979	19,990	－	14,998
社債	1,059,161	898,136	1,307,145	1,430,556	1,975,692
株式	216,540	167,744	129,490	99,159	89,500
その他の証券	5,993,280	5,758,340	5,739,140	5,019,121	5,130,543
貸出金	**5,437,196**	**6,263,796**	**5,254,796**	**5,374,685**	**5,460,155**
手形貸付	20,097	10,241	3,352	108,769	106,367
証書貸付	4,376,760	5,407,237	4,427,305	4,559,608	4,686,458
当座貸越	523,280	412,344	456,359	394,191	391,350
代理貸付金	517,058	433,971	367,779	312,117	275,979
外国為替	**2,754**	**4,929**	**4,001**	**3,126**	**4,413**
外国他店預け	2,454	4,647	3,537	2,747	3,967
買入外国為替	165	174	287	192	254
取立外国為替	134	107	177	186	191
その他資産	**380,806**	**319,543**	**415,227**	**286,528**	**102,089**
前払費用	323	299	247	270	333
未収収益	51,066	55,788	61,037	55,219	53,155
先物取引差入証拠金	368	345	234	231	264
先物取引差金勘定	0	1	－	1	14
金融派生商品	228,592	247,179	309,170	190,105	37,029
その他の資産	100,455	15,928	44,538	40,700	11,291
有形固定資産	**77,888**	**74,799**	**72,379**	**70,867**	**68,744**
建物	27,735	25,291	23,480	21,844	20,999
土地	47,756	47,756	47,439	47,095	43,855
建設仮勘定	95	45	1	586	611
その他の有形固定資産	2,301	1,706	1,458	1,341	3,277
無形固定資産	**8,326**	**7,314**	**5,772**	**7,181**	**5,813**
ソフトウェア	7,716	7,140	5,160	6,362	5,667
その他の無形固定資産	610	174	612	818	146
繰延税金資産	**81,593**	**44,279**	**27,177**	**9,071**	**－**
債務保証見返	**52,894**	**42,791**	**34,828**	**47,496**	**44,765**
貸倒引当金	**△ 28,529**	**△ 40,749**	**△ 23,586**	**△ 27,915**	**△ 29,159**
（うち個別貸倒引当金）	（△ 14,697）	（△ 25,862）	（△ 7,194）	（△ 5,886）	（△ 5,269）
投資損失引当金	**△ 376**	**△ 326**	**△ 215**	**△ 78**	**△ 52**
資産の部合計	**27,311,870**	**28,400,491**	**31,283,720**	**30,049,035**	**30,184,837**

■負債及び純資産

（単位：百万円）

科目	第59期 平21.3.31	第60期 平22.3.31	第61期 平23.3.31	第62期 平24.3.31	第63期 平25.3.31
（負債の部）					
預金	**18,819,913**	**19,733,379**	**21,580,632**	**21,608,601**	**22,010,396**
当座預金	60,038	58,130	60,051	77,062	68,159
普通預金	2,000,365	1,994,077	2,007,906	1,746,443	1,748,679
通知預金	1,943	905	885	960	1,493
定期預金	16,379,550	17,377,243	19,243,108	19,488,621	19,971,771
その他の預金	378,015	303,023	268,681	295,513	220,293
譲渡性預金	**1,040**	**2,910**	**530**	**450**	**1,770**
債券	**4,728,880**	**4,815,810**	**4,340,630**	**3,965,870**	**3,548,380**
債券発行高	4,728,880	4,815,810	4,340,630	3,965,870	3,548,380
特定取引負債	**36,738**	**47,826**	**60,584**	**74,623**	**88,013**
特定取引有価証券派生商品	0	－	－	2	－
特定金融派生商品	36,737	47,826	60,584	74,621	88,013
借用金	**1,938,360**	**628,950**	**630,950**	**792,410**	**811,890**
借入金	1,938,360	628,950	630,950	792,410	811,890
コールマネー	**394,578**	**401,901**	**378,272**	**448,439**	**519,088**
売現先勘定	**105,885**	**－**	**－**	**－**	**－**
債券貸借取引受入担保金	**252,774**	**1,272,652**	**2,813,644**	**1,583,194**	**1,599,947**
外国為替	**175**	**122**	**144**	**162**	**187**
外国他店預り	2	0	6	5	4
売渡外国為替	139	92	108	111	163
未払外国為替	32	29	28	45	19
その他負債	**529,884**	**427,375**	**393,294**	**429,442**	**257,272**
未払費用	144,883	132,124	105,716	71,215	53,830
未払法人税等	82	54	56	56	53
前受収益	509	335	389	252	203
先物取引差金勘定	－	2	4	－	－
金融派生商品	41,228	15,594	25,074	99,715	157,814
金融商品等受入担保金	－	－	－	－	13,681
その他の負債	343,181	279,265	262,053	258,203	31,690
賞与引当金	**1,075**	**916**	**1,057**	**1,119**	**1,143**
役員賞与引当金	**－**	**45**	**64**	**69**	**77**
退職給付引当金	**14,721**	**15,469**	**16,226**	**16,918**	**17,302**
役員退職慰労引当金	**276**	**344**	**321**	**348**	**357**
繰延税金負債	**－**	**－**	**－**	**－**	**49,920**
再評価に係る繰延税金負債	**7,426**	**7,426**	**7,366**	**6,499**	**6,129**
債務保証	**52,894**	**42,791**	**34,828**	**47,496**	**44,765**
負債の部合計	**26,884,624**	**27,397,921**	**30,258,547**	**28,975,645**	**28,956,639**
（純資産の部）					
出資金	**290,998**	**490,998**	**490,998**	**490,998**	**490,998**
普通出資金	200,000	400,000	400,000	400,000	400,000
優先出資金	90,998	90,998	90,998	90,998	90,998
資本剰余金	**100,678**	**100,678**	**100,678**	**100,678**	**100,678**
資本準備金	100,678	100,678	100,678	100,678	100,678
利益剰余金	**338,883**	**367,248**	**381,397**	**395,975**	**414,357**
利益準備金	80,100	80,100	83,000	85,800	88,800
その他利益剰余金	258,783	287,148	298,397	310,175	325,557
特別積立金	369,895	198,783	210,778	220,973	231,992
固定資産圧縮積立金	515	511	506	501	521
別途積立金	369,379	198,271	210,271	220,471	231,471
振興基金	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
当期未処分剰余金又は当期未処理損失金（△）	△ 171,112	28,365	27,619	29,201	33,564
会員勘定合計	**730,559**	**958,925**	**973,074**	**987,652**	**1,006,034**
その他有価証券評価差額金	**△ 339,227**	**10,741**	**35,733**	**156,799**	**298,723**
繰延ヘッジ損益	**21,906**	**18,896**	**2,490**	**△ 85,557**	**△ 90,092**
土地再評価差額金	**14,007**	**14,007**	**13,875**	**14,495**	**13,532**
評価・換算差額等合計	**△ 303,314**	**43,644**	**52,098**	**85,737**	**222,163**
純資産の部合計	**427,245**	**1,002,570**	**1,025,172**	**1,073,389**	**1,228,197**
負債及び純資産の部合計	**27,311,870**	**28,400,491**	**31,283,720**	**30,049,035**	**30,184,837**

■資　　産

（単位：百万円）

科目	第 64 期 平26. 3.31	第 65 期 平27. 3.31	第 66 期 平28. 3.31	第 67 期 平29. 3.31
（資産の部）				
現金	7,094	16,802	15,207	14,274
預け金	4,920,228	6,837,571	9,091,614	10,577,402
コールローン	578,351	510,601	339,088	362,234
買現先勘定	86,980	49,987	14,999	19,999
債券貸借取引支払保証金	104,692	85,418	101,033	77,522
買入金銭債権	269,583	229,858	174,689	178,977
特定取引資産	162,090	160,130	240,911	205,696
商品有価証券	－	－	－	－
商品有価証券派生商品	－	－	－	－
特定取引有価証券派生商品	－	－	1	6
特定金融派生商品	48,102	55,140	62,881	47,645
その他の特定取引資産	113,987	104,989	178,028	158,044
金銭の信託	132,854	132,774	72,826	―
有価証券	18,450,501	19,132,160	17,839,405	17,204,776
国債	11,475,114	11,223,617	9,839,630	7,901,651
地方債	184,904	175,437	357,689	586,126
短期社債	14,996	14,997	－	－
社債	2,408,050	2,814,263	2,942,390	3,570,547
株式	92,279	119,820	111,202	110,141
その他の証券	4,275,157	4,784,024	4,588,492	5,036,309
貸出金	5,975,832	5,885,739	6,763,822	7,995,390
手形貸付	109,097	106,408	106,233	130,578
証書貸付	5,218,884	5,114,461	6,026,872	7,128,709
当座貸越	381,495	399,095	375,218	478,194
代理貸付金	266,355	265,774	255,498	257,907
外国為替	5,212	9,178	13,800	20,514
外国他店預け	4,840	8,760	13,421	20,128
買入外国為替	219	218	259	265
取立外国為替	152	198	119	121
その他資産	130,148	79,741	99,100	484,467
前払費用	320	330	454	470
未収収益	45,185	42,234	38,272	32,796
先物取引差入証拠金	289	338	－	－
先物取引差金勘定	13	－	271	－
金融派生商品	7,000	2,648	20,047	25,127
金融商品等差入担保金	－	1,601	6,146	212,247
その他の資産	77,339	32,588	33,907	213,825
有形固定資産	68,797	69,773	69,969	70,054
建物	22,251	21,142	21,668	22,680
土地	44,614	45,223	45,223	45,223
建設仮勘定	20	2,408	937	437
その他の有形固定資産	1,910	998	2,139	1,712
無形固定資産	4,602	4,543	8,292	8,000
ソフトウェア	4,090	2,528	6,742	6,380
その他の無形固定資産	512	2,015	1,550	1,619
債務保証見返	82,383	108,691	88,564	83,632
貸倒引当金	△ 39,919	△ 43,723	△ 45,682	△ 45,103
投資損失引当金	△ 5	―	―	―
資産の部合計	30,939,429	33,269,249	34,887,645	37,257,840

■負債及び純資産

（単位：百万円）

科目	第 64 期 平26. 3.31	第 65 期 平27. 3.31	第 66 期 平28. 3.31	第 67 期 平29. 3.31
（負債の部）				
預金	23,684,023	25,565,283	27,236,693	29,176,089
当座預金	58,270	69,011	74,464	137,088
普通預金	1,808,194	1,676,966	1,666,332	1,626,800
通知預金	981	1,060	1,096	1,111
定期預金	21,584,276	23,354,729	25,138,691	27,110,997
その他の預金	232,300	463,514	356,108	300,091
譲渡性預金	5,290	5,810	130	40
債券	3,168,110	3,007,780	3,055,520	2,952,900
債券発行高	3,168,110	3,007,780	3,055,520	2,952,900
特定取引負債	89,700	99,260	111,022	76,413
特定取引有価証券派生商品	22	－	－	－
特定金融派生商品	89,677	99,260	111,022	76,413
借用金	937,320	935,320	829,320	1,203,870
借入金	937,320	935,320	829,320	1,203,870
コールマネー	366,767	382,108	48,397	24,821
売現先勘定	35,437	73,944	63,804	188,402
債券貸借取引受入担保金	950,945	1,281,700	1,409,435	1,602,791
外国為替	558	264	256	368
外国他店預り	40	122	134	210
売渡外国為替	455	95	78	70
未払外国為替	61	47	42	88
信託勘定借	―	―	―	74
その他負債	273,344	263,554	299,242	227,760
未払費用	42,181	36,406	38,379	34,635
未払法人税等	163	14,366	12,816	6,546
前受収益	201	201	196	192
先物取引差金勘定	－	28	－	1
金融派生商品	137,323	186,189	202,336	111,460
金融商品等受入担保金	3,254	1,489	22,099	34,894
その他の負債	90,220	24,871	23,414	40,029
賞与引当金	1,214	1,235	1,356	1,311
役員賞与引当金	78	80	80	83
退職給付引当金	17,537	18,049	18,696	20,337
役員退職慰労引当金	327	358	381	389
繰延税金負債	65,164	111,750	105,473	88,974
再評価に係る繰延税金負債	6,106	6,106	6,109	6,109
債務保証	82,383	108,691	88,564	83,632
負債の部合計	29,684,307	31,861,297	33,274,483	35,654,367
（純資産の部）				
出資金	490,998	490,998	690,998	690,998
普通出資金	400,000	400,000	600,000	600,000
優先出資金	90,998	90,998	90,998	90,998
資本剰余金	100,678	100,678	100,678	100,678
資本準備金	100,678	100,678	100,678	100,678
利益剰余金	433,230	477,520	499,438	522,706
利益準備金	92,100	95,700	101,800	105,900
その他利益剰余金	341,130	381,820	397,638	416,806
特別積立金	245,016	260,011	296,006	314,000
固定資産圧縮積立金	516	511	506	500
別途積立金	244,500	259,500	295,500	313,500
振興基金	60,000	60,000	60,000	60,000
当期未処分剰余金	36,113	61,809	41,632	42,805
会員勘定合計	1,024,907	1,069,197	1,291,115	1,314,383
その他有価証券評価差額金	286,209	439,773	477,440	348,338
繰延ヘッジ損益	△ 69,436	△ 114,477	△ 168,850	△ 72,705
土地再評価差額金	13,441	13,457	13,455	13,455
評価・換算差額等合計	230,215	338,754	322,045	289,088
純資産の部合計	1,255,122	1,407,951	1,613,161	1,603,472
負債及び純資産の部合計	30,939,429	33,269,249	34,887,645	37,257,840

■資　　産

（単位：百万円）

科目	第 68 期 平30. 3.31	第 69 期 平31. 3.31	第 70 期 令 2. 3.31
（資産の部）			
現金	27,443	26,452	10,318
預け金	12,351,357	13,311,857	13,507,644
コールローン	413,259	765,887	107,166
買現先勘定	89,999	39,999	19,999
債券貸借取引支払保証金	－	－	－
買入金銭債権	177,359	221,732	222,175
特定取引資産	217,220	205,854	385,224
特定取引有価証券派生商品	－	6	－
特定金融派生商品	36,191	31,824	31,034
その他の特定取引資産	181,029	174,023	354,189
金銭の信託	99,789	150,317	103,727
有価証券	17,137,785	16,613,593	16,477,301
国債	6,359,350	4,790,165	4,599,206
地方債	811,316	1,087,576	1,425,190
短期社債	40,008	45,015	38,016
社債	4,349,349	4,704,289	4,705,432
株式	107,844	119,708	97,893
その他の証券	5,469,915	5,866,838	5,611,561
貸出金	6,952,659	7,045,582	8,474,068
手形貸付	134,678	134,678	134,664
証書貸付	6,158,967	6,194,451	7,463,909
当座貸越	375,493	368,576	514,364
代理貸付金	283,520	347,875	361,130
外国為替	20,460	21,130	79,114
外国他店預け	20,134	20,817	78,870
買入外国為替	186	207	149
取立外国為替	139	105	94
その他資産	961,269	930,347	1,181,019
前払費用	813	785	928
未収収益	30,325	30,455	28,473
金融派生商品	37,618	8,696	9,828
金融商品等差入担保金	170,786	182,652	347,959
中央清算機関差入証拠金	684,438	700,000	700,000
その他の資産	37,287	7,757	93,830
有形固定資産	68,994	67,233	66,710
建物	21,468	21,874	21,007
土地	45,120	43,545	43,545
建設仮勘定	1,055	427	593
その他の有形固定資産	1,349	1,385	1,563
無形固定資産	7,179	7,695	5,774
ソフトウェア	5,236	7,604	5,267
その他の無形固定資産	1,943	90	506
債務保証見返	70,653	54,879	23,689
貸倒引当金	△ 42,730	△ 29,822	△ 30,665
資産の部合計	38,552,702	39,432,740	40,633,271

■負債及び純資産

（単位：百万円）

科目	第 68 期 平30. 3.31	第 69 期 平31. 3.31	第 70 期 令 2. 3.31
（負債の部）			
預金	30,260,341	30,966,816	31,208,596
当座預金	126,140	104,257	72,992
普通預金	1,867,751	1,781,031	1,745,953
通知預金	1,160	1,155	1,311
定期預金	27,856,346	28,625,273	29,188,555
その他の預金	408,942	455,098	199,782
譲渡性預金	―	―	―
債券	2,714,890	2,486,710	2,141,480
債券発行高	2,714,890	2,486,710	2,141,480
特定取引負債	53,882	48,554	36,937
特定取引有価証券派生商品	－	－	－
特定金融派生商品	53,882	48,554	36,937
借用金	1,637,770	1,967,180	3,250,980
借入金	1,637,770	1,967,180	3,250,980
コールマネー	25,313	22,878	16,191
売現先勘定	98,373	152,777	228,458
債券貸借取引受入担保金	1,776,158	1,776,263	1,788,395
外国為替	447	1,397	1,413
外国他店預り	354	690	1,136
売渡外国為替	67	69	99
未払外国為替	24	637	177
信託勘定借	5,375	14,025	22,021
その他負債	196,352	190,350	325,971
未払費用	32,803	30,831	29,592
未払法人税等	5,274	7,433	10,848
前受収益	174	186	166
先物取引差金勘定	－	9	－
金融派生商品	88,717	88,890	213,329
金融商品等受入担保金	40,994	16,023	8,022
その他の負債	28,387	46,976	64,011
賞与引当金	1,334	1,329	1,371
役員賞与引当金	89	86	90
退職給付引当金	22,023	23,461	24,826
役員退職慰労引当金	456	435	489
繰延税金負債	80,105	86,009	35,438
再評価に係る繰延税金負債	6,100	6,081	6,081
債務保証	70,653	54,879	23,689
負債の部合計	36,949,667	37,799,235	39,112,432
（純資産の部）			
出資金	690,998	690,998	690,998
普通出資金	600,000	600,000	600,000
優先出資金	90,998	90,998	90,998
資本剰余金	100,678	100,678	100,678
資本準備金	100,678	100,678	100,678
利益剰余金	549,623	570,860	589,181
利益準備金	110,100	114,800	119,100
その他利益剰余金	439,523	456,060	470,081
特別積立金	331,995	353,990	371,985
固定資産圧縮積立金	495	490	485
別途積立金	331,500	353,500	371,500
振興基金	60,000	60,000	60,000
当期未処分剰余金	47,528	42,069	38,095
会員勘定合計	1,341,300	1,362,537	1,380,858
その他有価証券評価差額金	298,604	322,706	278,789
繰延ヘッジ損益	△ 50,303	△ 66,632	△ 153,703
土地再評価差額金	13,433	14,894	14,894
評価・換算差額等合計	261,734	270,967	139,980
純資産の部合計	1,603,035	1,633,504	1,520,838
負債及び純資産の部合計	38,552,702	39,432,740	40,633,271

［損益計算書］

■損　　失

（単位：千円）

科目	第　1　期 自昭25. 6. 1 至昭26. 3.31	第　2　期 自昭26. 4. 1 至昭27. 3.31	第　3　期 自昭27. 4. 1 至昭28. 3.31	第　4　期 自昭28. 4. 1 至昭29. 3.31	第　5　期 自昭29. 4. 1 至昭30. 3.31
預金利息	16,543	114,635	298,572	1,019,915	721,429
借入金利息	－	－	327	611	－
支払雑利息	－	27,747	52,322	－	－
支払手数料	0	1,056	1,352	2,865	172
報酬給料手当	1,156	3,408	10,232	18,311	28,880
事務費	1,975	8,826	20,996	27,757	34,777
土地建物賃借料	41	4	128	4,475	12
営繕費	－	213	1,231	980	1,726
税金	8	2,161	8,503	10,945	3,870
雑損	620	－	10	48	0
未経過割引料その他戻入	660	－	－	－	－
退職手当金	－	－	－	138	616
価格変動準備金繰入	－	－	2,213	23,931	－
退職給与引当金繰入	－	－	515	628	－
計	**21,007**	**158,054**	**396,405**	**1,110,607**	**791,484**
有価証券売却損	－	－	－	2,453	1,817
動産不動産売却損	－	－	－	668	－
有価証券償却	－	－	4,663	14,413	17,989
動産不動産償却	－	－	5,949	7,800	8,802
貸倒準備金繰入	－	－	－	－	11,842
価格変動準備金繰入	－	－	－	－	33,763
退職給与引当金繰入	－	－	－	－	890
計	**－**	**－**	**10,613**	**25,336**	**75,106**
創立費償却	97	200	－	－	－
当期剰余金	4,949	18,214	24,948	25,869	33,782
（うち当期純益金）	(4,949)	(18,179)	(24,716)	(25,052)	(32,906)
合計	**26,053**	**176,468**	**431,967**	**1,161,814**	**900,373**

■利　　益

（単位：千円）

科目	第　1　期 自昭25. 6. 1 至昭26. 3.31	第　2　期 自昭26. 4. 1 至昭27. 3.31	第　3　期 自昭27. 4. 1 至昭28. 3.31	第　4　期 自昭28. 4. 1 至昭29. 3.31	第　5　期 自昭29. 4. 1 至昭30. 3.31
貸付金利息	2,666	9,029	20,081	56,047	109,989
割引料	－	61	3,143	16,117	16,289
有価証券貸付料	－	－	－	3,282	4,797
有価証券利息配当金	2,278	43,630	110,809	163,865	289,415
預け金利息	14,725	58,401	144,984	241,881	394,888
信託収益配当金	3,948	18,515	61,700	47,690	22,233
受入手数料	－	0	0	1	1
預託金利息	－	26,858	52,444	583,862	25,392
土地建物賃貸料	－	320	4,190	4,244	4,245
未払利息その他戻入	－	5,976	－	－	－
雑益	233	82	1,826	5,521	1,146
計	**23,851**	**162,876**	**399,182**	**1,122,514**	**868,399**
有価証券償還益	124	218	278	469	218
有価証券売却益	2,077	11,608	24,346	25,610	6,891
動産不動産売却益	－	－	1,564	2,488	－
価格変動準備金戻入	－	－	－	2,213	23,931
退職給与引当金戻入	－	－	－	41	56
納税引当金戻入	－	1,732	6,362	7,659	－
計	**2,201**	**13,558**	**32,553**	**38,482**	**31,097**
前期繰越金	－	34	231	816	875
合計	**26,053**	**176,468**	**431,967**	**1,161,814**	**900,373**

■損　失

（単位：千円）

科目	第 6 期 自昭30. 4. 1 至昭31. 3.31	第 7 期 自昭31. 4. 1 至昭32. 3.31	第 8 期 自昭32. 4. 1 至昭33. 3.31	第 9 期 自昭33. 4. 1 至昭34. 3.31	第 10 期 自昭34. 4. 1 至昭35. 3.31
預金利息	1,383,616	2,198,655	1,328,277	1,080,998	1,162,061
借入金利息	－	96,742	462,320	458,208	416,600
金庫短期資金利息	－	－	－	－	2,782,793
コールマネー利息	－	130,478	2,000,222	2,742,050	1,081,986
支払雑利息	－	－	4,791	－	－
支払手数料	3,479	2,398	3,742	3,260	36,973
報酬給料手当	40,883	52,077	60,430	68,554	86,384
事務費	40,161	40,778	45,638	36,680	43,905
動産不動産費	－	－	14,844	18,944	17,317
土地建物賃借料	2,386	3,782	－	－	－
営繕費	1,802	464	－	－	－
事業費	－	－	5,454	13,988	28,218
福利厚生費	－	－	6,289	8,624	11,386
税金	3,811	9,102	8,781	8,743	23,714
雑損	22	1	9	11	395
退職手当金	3,349	3,234	－	－	－
計	**1,479,513**	**2,537,717**	**3,940,803**	**4,440,066**	**5,691,739**
退職手当金	－	－	2,182	1,291	2,579
有価証券売却損	－	－	－	12	－
動産不動産売却損	13	0	24,625	224	563
有価証券償却	947	4,891	65,507	－	4,297
動産不動産償却	8,634	7,392	6,517	6,958	20,395
その他資産償却	－	－	74	－	－
貸倒準備金繰入	16,601	13,510	13,325	39,015	145,279
価格変動準備金繰入	84,433	194,257	288,319	348,161	330,800
退職給与引当金繰入	1,092	1,501	1,826	2,294	2,783
計	**111,724**	**221,553**	**402,379**	**397,957**	**506,698**
当期剰余金	42,175	31,386	－	－	－
（うち当期純益金）	（41,233）	（30,345）	（－）	（－）	（－）
当期純益金	－	－	39,210	92,991	462,887
合計	**1,633,412**	**2,790,657**	**4,382,393**	**4,931,015**	**6,661,326**

■利　益

（単位：千円）

科目	第 6 期 自昭30. 4. 1 至昭31. 3.31	第 7 期 自昭31. 4. 1 至昭32. 3.31	第 8 期 自昭32. 4. 1 至昭33. 3.31	第 9 期 自昭33. 4. 1 至昭34. 3.31	第 10 期 自昭34. 4. 1 至昭35. 3.31
貸付金利息	171,330	379,851	839,255	820,216	1,070,243
割引料	11,702	4,094	1,654	60	86
有価証券貸付料	3,836	5,909	15,545	4,301	3,163
有価証券利息配当金	390,731	869,072	938,089	887,923	804,620
預け金利息	436,198	109,312	304,785	338,253	474,872
信託収益配当金	349,672	644,659	277,507	114,267	95,622
コールローン利息	－	485,764	1,667,876	2,338,243	3,410,629
受入雑利息	－	－	914	1,094	807
受入手数料	0	454	2,263	590	6,062
預託金利息	178,176	－	－	－	－
再預託金利息	－	101,736	122,314	118,171	119,901
土地建物賃貸料	3,684	3,889	－	－	－
未経過借入金利息その他戻入	－	1,052	－	－	－
雑益	1,005	693	2,571	2,644	812
計	**1,546,338**	**2,606,460**	**4,162,778**	**4,625,768**	**5,986,824**
有価証券償還益	5,532	13,941	11,108	15,265	15,775
有価証券売却益	38,643	84,246	13,382	497	309,000
動産不動産売却益	8,098	39	－	－	0
貸倒準備金戻入	－	－	－	322	－
価格変動準備金戻入	33,763	84,434	194,257	288,319	348,161
退職給与引当金戻入	94	464	867	841	1,564
計	**86,132**	**183,126**	**219,614**	**305,247**	**674,502**
前期繰越金	941	1,040	－	－	－
合計	**1,633,412**	**2,790,657**	**4,382,393**	**4,931,015**	**6,661,326**

■損　　失

（単位：千円）

科目	第 11 期 自昭35. 4. 1 至昭36. 3.31	第 12 期 自昭36. 4. 1 至昭37. 3.31	第 13 期 自昭37. 4. 1 至昭38. 3.31	第 14 期 自昭38. 4. 1 至昭39. 3.31	第 15 期 自昭39. 4. 1 至昭40. 3.31
預金利息	1,525,013	2,559,700	3,846,778	5,405,090	8,076,439
借入金利息	372,303	414,101	391,451	392,015	377,902
金庫短期資金利息	5,373,935	8,712,716	11,868,623	10,623,078	18,187,638
コールマネー利息	3,289	2,775	95	388	665
支払手数料	119,001	215,753	350,976	530,261	726,299
報酬給料手当	108,398	139,383	169,491	213,087	278,039
事務費	57,392	71,269	80,818	112,946	150,256
動産不動産費	21,390	26,486	28,355	35,611	44,383
事業費	59,103	89,008	162,841	233,099	273,017
福利厚生費	14,928	18,660	23,251	26,799	33,234
税金	53,441	57,234	76,324	75,586	307,626
雑損	14	136	248	1,469	746
計	**7,708,213**	**12,307,228**	**16,999,257**	**17,649,433**	**28,456,247**
退職手当金	8,948	3,243	2,500	18,199	2,710
動産不動産売却損	552	182	4,602	2,407	823
有価証券償却	－	20,910	526	3,346	3,051
動産不動産償却	25,594	30,827	34,832	40,782	71,025
貸倒準備金繰入	150,477	831,161	1,219,577	1,440,771	3,268,149
価格変動準備金繰入	288,176	221,997	221,997	257,938	405,417
退職給与引当金繰入	3,756	4,929	6,101	7,494	9,725
計	**477,506**	**1,113,252**	**1,490,139**	**1,770,940**	**3,760,902**
当期純益金	471,541	592,319	625,945	689,882	－
当期利益金	－	－	－	－	528,820
合計	**8,657,260**	**14,012,800**	**19,115,342**	**20,110,257**	**32,745,970**

■利　　益

（単位：千円）

科目	第 11 期 自昭35. 4. 1 至昭36. 3.31	第 12 期 自昭36. 4. 1 至昭37. 3.31	第 13 期 自昭37. 4. 1 至昭38. 3.31	第 14 期 自昭38. 4. 1 至昭39. 3.31	第 15 期 自昭39. 4. 1 至昭40. 3.31
貸付金利息	2,216,618	4,459,893	10,600,578	12,474,944	16,380,583
割引料	－	715	236	6,555	19,170
有価証券貸付料	3,035	3,516	3,589	4,325	3,938
有価証券利息配当金	684,569	716,391	853,796	103,746	1,335,524
預け金利息	124,954	130,902	154,232	89,300	105,794
信託収益配当金	32,034	2,852	1,767	1,767	1,767
コールローン利息	5,164,302	7,911,994	6,599,981	5,293,448	12,176,807
受入雑利息	709	1,753	2,086	1,858	1,537
受入手数料	7,514	7,999	7,651	8,419	9,310
再預託金利息	75,866	108,821	121,661	160,998	166,235
雑益	765	793	10,156	5,168	3,888
計	**8,310,640**	**13,345,634**	**18,355,738**	**19,081,533**	**30,204,556**
有価証券償還益	9,590	6,200	10,669	26,432	53,240
有価証券売却益	3,981	－	5,272	12,000	670
動産不動産売却益	298	－	1	2	－
貸倒準備金戻入	11	371,782	519,476	762,235	2,227,734
価格変動準備金戻入	330,800	288,176	221,997	221,997	257,938
退職給与引当金戻入	1,938	1,006	2,186	6,055	1,828
計	**346,620**	**667,165**	**759,603**	**1,028,724**	**2,541,413**
合計	**8,657,260**	**14,012,800**	**19,115,342**	**20,110,257**	**32,745,970**

■損　　失

（単位：千円）

科目	第 16 期 自昭40. 4. 1 至昭41. 3.31	第 17 期 自昭41. 4. 1 至昭42. 3.31	第 18 期 自昭42. 4. 1 至昭43. 3.31	第 19 期 自昭43. 4. 1 至昭44. 3.31	第 20 期 自昭44. 4. 1 至昭45. 3.31
預金利息	17,432,800	26,014,292	27,360,873	27,308,483	31,313,463
借入金利息	137,560	63,810	65,910	231,848	258,844
金庫短期資金利息	6,255,283	2,201,384	5,435,641	17,956,726	24,919,052
コールマネー利息	916	515	310	2,499	2,773
支払雑利息	－	－	－	8,422	9,262
支払手数料	876,575	1,292,655	1,721,282	2,366,941	2,417,439
報酬給料手当	339,807	401,066	451,704	522,370	626,374
事務費	155,784	172,997	185,429	203,277	220,031
動産不動産費	50,268	53,422	65,847	61,184	75,160
事業費	181,290	71,467	66,564	113,972	121,440
福利厚生費	39,814	49,671	53,888	62,479	79,018
税金	206,515	203,405	475,898	829,421	1,089,392
雑損	18,250	15,282	18,131	95,322	499
計	**25,694,868**	**30,539,974**	**35,901,483**	**46,762,950**	**61,132,751**
退職手当金	7,257	12,598	12,161	11,228	44,706
有価証券売却損	4,685	52,910	317,955	289,829	177,535
動産不動産売却損	870	1,569	1,460	1,297	1,355
有価証券償却	150	9,900	57,052	94,748	51,794
動産不動産償却	76,075	113,359	125,419	201,219	166,491
貸倒準備金繰入	3,344,696	4,890,330	7,021,194	8,463,844	10,073,072
価格変動準備金繰入	721,450	1,739,592	2,671,328	2,580,814	2,537,418
退職給与引当金繰入	12,087	14,168	16,184	185,444	64,737
計	**4,167,272**	**6,834,430**	**10,222,756**	**11,828,426**	**13,117,111**
当期利益金	336,637	458,882	873,336	1,763,695	2,093,322
合計	**30,198,778**	**37,833,286**	**46,997,576**	**63,355,071**	**76,343,184**

■利　　益

（単位：千円）

科目	第 16 期 自昭40. 4. 1 至昭41. 3.31	第 17 期 自昭41. 4. 1 至昭42. 3.31	第 18 期 自昭42. 4. 1 至昭43. 3.31	第 19 期 自昭43. 4. 1 至昭44. 3.31	第 20 期 自昭44. 4. 1 至昭45. 3.31
貸付金利息	13,106,696	20,309,365	24,969,025	34,420,832	36,005,956
割引料	2,298	505	194	－	－
有価証券貸付料	3,934	3,856	2,481	2,108	1,095
有価証券利息配当金	2,247,231	5,717,272	7,703,668	8,156,490	10,093,011
預け金利息	122,025	137,425	148,272	174,060	186,632
信託収益配当金	1,791	－	－	－	－
コールローン利息	10,784,690	7,048,776	6,740,489	9,948,588	18,107,252
受入雑利息	4,063	2,425	1,645	958	1,311
受入手数料	10,018	216,663	229,024	192,836	183,404
再預託金利息	176,137	205,229	228,681	280,274	308,423
雑益	8,660	67,039	246,428	296,431	246,854
計	**26,467,548**	**33,708,561**	**40,269,913**	**53,472,581**	**65,133,944**
有価証券償還益	34,980	41,076	69,980	88,334	121,470
有価証券売却益	190	10,819	1,840	270	24,977
動産不動産売却益	18,050	4	17,954	93,511	3
貸倒準備金戻入	3,268,149	3,344,696	4,890,330	7,021,194	8,463,844
価格変動準備金戻入	405,417	721,450	1,739,592	2,671,328	2,580,814
退職給与引当金戻入	4,441	6,679	7,965	7,851	18,129
計	**3,731,230**	**4,124,725**	**6,727,662**	**9,882,490**	**11,209,240**
合計	**30,198,778**	**37,833,286**	**46,997,576**	**63,355,071**	**76,343,184**

■損　　失

（単位：千円）

科目	第 21 期 自昭45. 4. 1 至昭46. 3.31	第 22 期 自昭46. 4. 1 至昭47. 3.31	第 23 期 自昭47. 4. 1 至昭48. 3.31	第 24 期 自昭48. 4. 1 至昭49. 3.31	第 25 期 自昭49. 4. 1 至昭50. 3.31
預金利息	37,628,322	67,231,235	97,816,222	92,689,773	102,862,067
借入金利息	224,868	27,519	−	26,235	137,426
金庫短期資金利息	27,235,276	13,473,351	3,667,972	181,156,835	76,286,124
コールマネー利息	3,725	3,745	3,750	5,907	4,888
売渡手形利息	−	−	95,890	−	−
預託金利息	−	−	468,170	539,115	681,867
支払雑利息	10,572	430,340	301,696	382,475	456,761
支払手数料	2,624,806	2,846,492	3,544,723	5,328,008	5,924,147
信用保険料	−	−	−	−	−
人件費	−	1,142,356	1,450,603	1,776,459	2,781,379
物件費	−	1,083,842	1,002,970	1,199,227	1,855,346
報酬給料手当	800,291	−	−	−	−
事務費	291,943	−	−	−	−
動産不動産費	101,622	−	−	−	−
事業費	200,539	−	−	−	−
福利厚生費	95,652	−	−	−	−
税金	915,125	380,214	755,833	968,087	1,068,742
雑損	2,261	−	−	−	−
貸倒引当金繰入	−	324,452	−	2,088,658	5,426,863
その他経常費用	−	1,975	2,246	12,826	2,407
経常費用計	**70,135,007**	**86,945,527**	**109,110,080**	**123,173,611**	**197,488,023**
退職手当金	56,077	6,151	16,799	14,502	26,375
有価証券売却損	157,129	168	22,881	4,600,756	6,647,698
動産不動産売却損	1,963	−	−	−	−
動産不動産処分損	−	5,056	486	1,689	9,523
滞貸金償却	269,397	−	−	−	−
貸出金償却	−	91,622	90,232	−	−
有価証券償却	4,326	20,229	212,101	−	4,761,886
動産不動産償却	190,798	−	−	−	−
貸倒準備金繰入	12,647,462	−	−	−	−
価格変動準備金繰入	2,025,121	−	738,000	5,495,000	−
退職給与引当金繰入	113,397	−	−	−	−
その他臨時費用	−	15,067	120,798	−	−
臨時費用計	**15,465,674**	**138,294**	**1,201,300**	**10,111,948**	**11,445,483**
法人税等引当金	−	50,000	−	−	1,010,000
当期利益金	2,174,377	741,236	904,845	914,619	2,483,981
合計	**87,775,060**	**87,875,059**	**111,216,227**	**134,200,179**	**212,427,488**

■利　　益

（単位：千円）

科目	第 21 期 自昭45. 4. 1 至昭46. 3.31	第 22 期 自昭46. 4. 1 至昭47. 3.31	第 23 期 自昭47. 4. 1 至昭48. 3.31	第 24 期 自昭48. 4. 1 至昭49. 3.31	第 25 期 自昭49. 4. 1 至昭50. 3.31
貸付金利息	40,755,973	33,885,911	44,080,297	71,016,444	79,679,674
有価証券貸付料	1,010	13,399	43,728	106,267	96,735
有価証券利息配当金	10,409,334	15,030,078	39,594,630	37,873,036	36,592,017
預け金利息	237,321	2,940,339	10,486,068	273,756	330,592
信託利益金	−	−	460,882	150,734	−
コールローン利息	22,660,716	23,646,805	6,450,079	18,465,569	37,428,941
銀行等貸付金利息	−	5,758,557	481,181	105,476	87,688
買入手形利息	−	4,741,322	6,876,523	2,032,831	46,022,900
受入雑利息	1,604	41,448	51,299	98,497	112,707
受入手数料	166,007	286,585	467,356	565,656	538,889
再預託金利息	357,140	418,381	464,640	535,808	681,624
雑益	249,423	−	−	−	−
その他経常収入	−	12,312	51,060	98,704	243,577
経常収入計	**74,838,533**	**86,775,143**	**109,507,748**	**131,322,783**	**201,815,349**
有価証券償還益	309,272	404,947	452,488	437,589	727,130
有価証券売却益	−	649,993	1,134,165	301,542	16,249
動産不動産売却益	41	−	−	−	−
動産不動産処分益	−	44,975	121,823	145	582
貸倒準備金戻入	10,073,072	−	−	−	−
価格変動準備金戻入	2,537,418	−	−	−	−
退職給与引当金戻入	16,723	−	−	−	−
その他臨時収入	−	−	−	2,138,117	9,868,176
臨時収入計	**12,936,528**	**1,099,916**	**1,708,478**	**2,877,395**	**10,612,139**
合計	**87,775,060**	**87,875,059**	**111,216,227**	**134,200,179**	**212,427,488**

■損　　失

（単位：千円）

科目	第 26 期 自昭50. 4. 1 至昭51. 3.31	第 27 期 自昭51. 4. 1 至昭52. 3.31	第 28 期 自昭52. 4. 1 至昭53. 3.31	第 29 期 自昭53. 4. 1 至昭54. 3.31	第 30 期 自昭54. 4. 1 至昭55. 3.31
預金利息	129,211,388	177,521,524	214,256,939	203,384,283	184,511,875
金庫短期資金利息	50,157,591	18,055,472	11,089,816	9,672,492	31,569,700
借入金利息	478,624	9,008	−	−	−
再割引料	−	−	−	16,944	168,354
売渡手形利息	71,061	−	−	209,809	206,506
預託金利息	834,484	912,319	1,007,509	1,061,960	1,125,387
支払雑利息	503,006	486,326	201,094	121,181	42,449
支払手数料	6,711,520	7,420,757	7,448,600	6,317,454	7,283,066
信用保険料	−	−	15	1,193	6,682
人件費	3,006,605	3,722,556	4,129,318	4,397,517	4,625,918
物件費	2,018,384	2,216,693	2,952,749	2,805,727	2,379,244
税金	1,663,179	1,504,125	566,648	437,688	1,596,033
貸倒引当金繰入	−	−	2,467,068	−	−
その他経常費用	1,122	4,442	3,383	11,106	4,751
経常費用計	**194,656,968**	**211,853,227**	**244,123,144**	**228,437,361**	**233,519,970**
退職手当金	42,980	5,792	14,134	90,807	11,807
有価証券償還損	−	−	−	671,826	592,117
有価証券売却損	2,434,587	775,348	501,929	1,482,904	5,197,783
動産不動産処分損	524	2,235	2,159	4,157	199,749
貸出金償却	341,440	−	−	157,929	−
有価証券償却	944,504	2,090,240	6,179	185,018	3,392,919
その他資産償却	−	−	−	170,632	72,040
不動産圧縮損	−	281	57,674	−	227,732
価格変動準備金繰入	596,171	1,754,671	−	1,734,462	−
国債価格変動引当金繰入	−	−	−	56,248	−
その他臨時費用	−	−	1,627,082	130,327	−
臨時費用計	**4,360,209**	**4,628,569**	**2,209,159**	**4,684,314**	**9,694,150**
法人税等引当金	2,740,000	1,180,000	1,735,794	2,029,736	4,325,943
当期利益金	8,349,851	5,443,118	4,721,921	1,106,669	12,873,169
合計	**210,107,030**	**223,104,915**	**252,790,019**	**236,258,083**	**260,413,234**

■利　　益

（単位：千円）

科目	第 26 期 自昭50. 4. 1 至昭51. 3.31	第 27 期 自昭51. 4. 1 至昭52. 3.31	第 28 期 自昭52. 4. 1 至昭53. 3.31	第 29 期 自昭53. 4. 1 至昭54. 3.31	第 30 期 自昭54. 4. 1 至昭55. 3.31
貸付金利息	86,619,167	95,150,274	98,177,963	80,605,154	100,028,371
割引料	−	−	−	16,944	168,355
有価証券貸付料	85,172	84,769	50,521	29,999	28,372
有価証券利息配当金	49,075,204	71,733,876	88,566,707	84,874,108	66,134,979
預け金利息	354,100	357,765	222,103	118,694	176,924
コールローン利息	13,768,723	13,520,351	7,108,807	4,591,835	18,746,782
銀行等貸付金利息	70,148	52,098	54,864	226,776	328,836
買入手形利息	55,687,418	36,568,432	46,041,566	58,663,304	65,314,554
受入雑利息	110,999	82,810	32,523	45,540	2,117
受入手数料	1,085,945	1,548,390	1,639,106	1,111,863	451,703
再預託金利息	820,782	888,781	974,871	1,061,751	1,125,469
その他経常収入	256,237	324,793	272,468	281,947	199,503
経常収入計	**207,933,900**	**220,312,344**	**243,141,506**	**231,624,920**	**252,705,971**
有価証券償還益	632,827	401,835	501,233	632,536	387,680
有価証券売却益	395	458,817	3,298,635	1,904,647	296,800
動産不動産処分益	424	33,745	58,566	19,239	244,930
その他臨時収入	1,539,483	1,898,172	5,790,076	2,076,738	6,777,852
臨時収入計	**2,173,130**	**2,792,570**	**9,648,512**	**4,633,162**	**7,707,263**
合計	**210,107,030**	**223,104,915**	**252,790,019**	**236,258,083**	**260,413,234**

■損　　失

（単位：千円）

科目	第　31　期 自昭55. 4. 1 至昭56. 3.31	第　32　期 自昭56. 4. 1 至昭57. 3.31	第　33　期 自昭57. 4. 1 至昭58. 3.31
預金利息	204,565,519	268,570,518	258,236,580
コールマネー利息	−	−	8,892
金庫短期資金利息	78,364,644	33,059,941	32,316,105
借入金利息	254,791	315,733	319,236
再割引料	268,523	276,851	259,292
預託金利息	1,829,027	2,027,278	2,104,792
支払雑利息	38,737	40,207	42,971
支払手数料	8,987,548	8,258,269	7,265,094
信用保険料	10,829	10,043	10,723
外国為替売買損	−	−	61,480
人件費	4,954,114	5,619,581	5,927,883
物件費	2,503,284	2,766,994	2,722,878
税金	219,070	801,640	2,171,493
その他経常費用	4,048	3,667	5,583
経常費用計	**302,000,139**	**321,750,727**	**311,453,007**
退職手当金	11,538	40,179	16,592
有価証券償還損	14,375	23,759	0
有価証券売却損	103,523	642,309	502,286
動産不動産処分損	4,431	1,819	1,390
有価証券償却	60,115	−	49,639
その他資産償却	72,040	72,040	72,040
国債価格変動引当金繰入	1,003	14,303	5,943,669
不動産圧縮損	−	535,207	−
臨時費用計	**267,026**	**1,329,619**	**6,585,617**
法人税等引当金	**2,926,108**	**3,278,117**	**6,978,802**
当期利益金	**924,585**	**1,686,025**	**10,954,412**
合計	**306,117,859**	**328,044,490**	**335,971,841**

■利　　益

（単位：千円）

科目	第　31　期 自昭55. 4. 1 至昭56. 3.31	第　32　期 自昭56. 4. 1 至昭57. 3.31	第　33　期 自昭57. 4. 1 至昭58. 3.31
貸付金利息	141,131,010	117,321,933	110,894,919
割引料	268,525	276,853	259,294
有価証券貸付料	29,219	27,019	23,080
有価証券利息配当金	61,994,773	92,609,649	117,639,186
預け金利息	366,181	321,608	273,664
譲渡性預け金利息	−	11,111	−
信託利益金	−	2,110,916	16,024,166
コールローン利息	29,520,623	39,721,318	24,929,562
銀行等貸付金利息	601,022	407,984	413,619
買入手形利息	67,612,446	66,648,499	54,160,030
受入雑利息	1,451	1,597	24,140
受入手数料	561,640	631,521	853,468
外国為替売買益	−	−	74,376
再預託金利息	1,829,100	2,027,532	2,105,018
その他経常収入	143,261	146,776	263,811
経常収入計	**304,059,255**	**322,264,322**	**327,938,340**
有価証券償還益	395,906	715,066	447,304
有価証券売却益	745,161	2,248,333	727,282
動産不動産処分益	304	535,651	23
償却債権取立益	−	−	20,705
その他臨時収入	917,231	2,281,116	6,838,185
臨時収入計	**2,058,603**	**5,780,168**	**8,033,500**
合計	**306,117,859**	**328,044,490**	**335,971,841**

（単位：千円）

科目	第 34 期 自昭58. 4. 1 至昭59. 3.31	第 35 期 自昭59. 4. 1 至昭60. 3.31	第 36 期 自昭60. 4. 1 至昭61. 3.31	第 37 期 自昭61. 4. 1 至昭62. 3.31	第 38 期 自昭62. 4. 1 至昭63. 3.31
経常収益	**379,235,830**	**426,713,269**	**499,818,509**	**543,405,317**	**565,099,087**
貸出金利息	118,318,309	121,187,556	122,143,831	116,243,163	113,383,479
預け金利息	412,912	1,157,716	1,354,016	5,297,686	29,685,786
金融機関貸付等利息	49,519,037	72,607,864	127,464,184	149,325,454	131,179,489
銀行等貸付金利息	384,406	374,931	385,195	325,818	233,702
買入手形利息	30,681,427	51,210,559	106,080,556	133,623,522	114,599,477
コールローン利息	18,453,204	21,022,373	20,998,433	15,376,113	16,346,309
信託利益金	34,831,923	35,283,646	39,174,657	50,689,288	43,600,828
有価証券利息配当金	170,503,213	187,881,946	197,741,181	201,501,967	210,546,343
再預託金利息	2,276,736	2,294,675	2,523,637	1,839,414	1,721,960
その他受入利息	80,460	129,220	123,747	1,511,867	5,859,289
受入手数料	1,215,044	1,586,471	1,547,896	1,786,185	2,119,928
外国為替売買益	9,491	－	－	－	－
商品有価証券売買益	－	－	－	1,960,763	958,525
有価証券売却益	1,382,326	3,570,477	6,226,729	11,932,432	24,318,275
有価証券償還益	373,869	643,438	1,160,058	723,347	1,015,564
その他経常収益	312,504	370,254	358,568	593,746	709,615
経常費用	**356,592,256**	**403,554,212**	**462,396,666**	**510,164,474**	**512,753,355**
預金利息	310,771,183	344,424,186	396,551,239	444,631,484	414,317,816
譲渡性預金利息	－	－	302	644	9,837
借用金利息	22,697,504	26,972,958	31,182,989	28,006,909	36,991,799
預託金利息	2,276,490	2,294,434	2,523,392	1,839,182	1,721,603
その他支払利息	58,332	64,644	64,983	1,715,439	4,047,424
人件費	6,009,023	6,317,737	6,880,801	7,176,768	7,403,672
物件費	2,847,791	3,461,078	3,704,181	3,298,926	3,776,679
税金	635,366	680,666	589,611	471,264	517,909
支払手数料	7,137,933	7,120,257	5,844,069	6,118,405	5,683,488
外国為替売買損	－	417,423	172,704	889,214	3,195,634
貸倒引当金繰入額	－	－	318,265	3,927,525	－
有価証券売却損	2,575,643	3,783,620	1,958,694	4,699,181	4,852,202
有価証券償還損	84,578	4,763,939	9,333,108	5,258,840	21,931,696
有価証券償却	－	26,043	32,332	81,986	346,878
その他資産償却	48,026	－	－	－	－
退職手当金	20,341	115,209	26,662	24,571	175,218
事業税	1,400,000	3,100,000	3,200,000	2,000,000	5,800,000
その他経常費用	30,041	12,010	13,328	24,128	1,981,493
経常利益	**22,643,574**	**23,159,057**	**37,421,842**	**33,240,843**	**52,345,732**
特別利益	**966,378**	**6,020,209**	**3,760,893**	**96**	**621,988**
動産不動産処分益	313	839	310	96	13
その他特別利益	966,065	6,019,369	3,760,582	－	621,975
特別損失	**2,715,689**	**3,066,180**	**2,269,621**	**616,025**	**5,420,370**
動産不動産処分損	10,481	76,945	63,528	13,643	1,725
国債価格変動引当金繰入額	2,705,207	2,989,234	2,206,092	406,306	5,322,792
商品有価証券売買損失引当金繰入額	－	－	－	196,076	95,852
税引前当期利益金	**20,894,263**	**26,113,086**	**38,913,114**	**32,624,914**	**47,547,350**
法人税等引当金	**10,084,676**	**11,974,634**	**12,241,124**	**9,534,652**	**21,201,081**
当期利益金	**10,809,587**	**14,138,452**	**26,671,990**	**23,090,261**	**26,346,269**
前期繰越金	**677,840**	**737,208**	**725,538**	**663,658**	**573,891**
当期未処分剰余金	**11,487,427**	**14,875,661**	**27,397,528**	**23,753,920**	**26,920,160**

（単位：千円）

科目	第 39 期 自昭63. 4. 1 至平元. 3.31	第 40 期 自平元. 4. 1 至平 2. 3.31	第 41 期 自平 2. 4. 1 至平 3. 3.31	第 42 期 自平 3. 4. 1 至平 4. 3.31	第 43 期 自平 4. 4. 1 至平 5. 3.31
経常収益	**612,260,603**	**681,233,628**	**828,554,879**	**869,232,344**	**720,695,158**
資金運用収益	**－**	**606,871,769**	**693,335,360**	**764,682,043**	**682,188,488**
貸出金利息	116,968,088	151,270,914	200,723,012	257,165,447	252,248,401
預け金利息	53,119,387	60,525,089	66,916,852	77,766,209	63,274,843
金融機関貸付等利息	83,170,633	65,085,984	101,461,366	117,186,472	87,188,816
銀行等貸付金利息	193,449	266,297	350,822	320,991	193,053
買入手形利息	71,482,500	50,045,605	80,848,834	55,672,987	14,162,408
コールローン利息	11,494,683	14,774,081	20,261,709	61,192,494	72,833,354
信託利益金	52,201,417	－	－	－	－
有価証券利息配当金	270,317,402	314,875,503	309,656,746	286,556,943	264,432,416
再預託金利息	1,797,158	1,954,872	2,932,309	3,140,948	2,776,847
金利スワップ受入利息	－	784,776	727,890	15,338,168	6,478,923
その他受入利息	17,255,528	12,374,629	10,917,183	7,527,852	5,788,241
役務取引等収益	**－**	**2,974,027**	**3,529,022**	**3,652,484**	**3,728,630**
受入為替手数料	－	815,691	708,191	871,683	940,996
その他の役務収益	－	2,158,335	2,820,831	2,780,800	2,787,634
その他業務収益	**－**	**26,540,737**	**27,643,707**	**29,679,569**	**11,443,356**
受入手数料	2,293,468	－	－	－	－
外国為替売買益	－	－	－	567,758	815,126
商品有価証券売買益	3,322,451	2,768,369	8,368,681	7,335,393	5,804,509
有価証券売却益	6,937,019	－	－	－	－
有価証券償還益	4,182,828	－	－	－	－
国債等債券売却益	－	21,342,775	18,092,400	20,291,944	2,431,838
国債等債券償還益	－	616,095	425,166	321,031	1,139,807
その他の業務収益	－	1,813,497	757,459	1,163,441	1,252,073
その他経常費用	**695,220**	**44,847,094**	**104,046,788**	**71,218,247**	**23,334,681**
株式等売却益	－	5,341,214	27,917,174	6,008,236	428,555
金銭信託等運用益	－	39,505,879	76,129,614	65,210,011	22,906,126

（単位：千円）

科目	第 39 期 自昭63. 4. 1 至平元. 3.31	第 40 期 自平元. 4. 1 至平 2. 3.31	第 41 期 自平 2. 4. 1 至平 3. 3.31	第 42 期 自平 3. 4. 1 至平 4. 3.31	第 43 期 自平 4. 4. 1 至平 5. 3.31
経常費用	550,673,914	658,016,999	807,632,771	865,846,774	711,270,369
資金調達費用	―	555,968,020	740,225,741	794,674,448	654,913,637
預金利息	433,665,029	460,021,412	534,498,310	589,151,079	516,820,201
債券利息	－	510,539	12,820,183	34,951,821	53,876,453
譲渡性預金利息	713,802	2,363,815	3,114,477	1,276,933	1,121,865
借用金利息	49,248,870	90,795,263	186,424,676	147,581,655	67,109,336
預託金利息	1,796,691	1,954,582	2,932,075	3,140,727	2,777,760
金利スワップ支払利息	－	－	－	16,637,003	12,346,222
その他の支払利息	280,903	322,405	436,018	1,935,227	861,796
役務取引等費用	―	6,056,202	7,532,340	9,755,558	12,357,639
支払為替手数料	－	656,132	399,963	279,359	310,498
その他の役務費用	－	5,400,069	7,132,376	9,476,198	12,047,141
その他業務費用	―	34,021,397	13,043,074	8,099,154	12,998,717
債券発行費用償却	－	4,978	4,025	3,199	4,094
外国為替売買損	－	1,680,082	34,202	－	－
国債等債券売却損	－	29,859,655	11,948,442	5,963,496	2,762,260
国債等債券償還損	－	497,573	887,226	2,020,969	10,204,141
国債等債券償却	－	836,044	33,331	－	－
その他の業務費用	－	1,143,064	135,844	111,489	28,220
経費	―	14,988,572	18,314,638	23,770,092	23,635,904
人件費	7,880,063	8,576,709	10,211,244	10,685,711	11,381,776
物件費	4,167,606	5,659,312	6,946,184	11,484,393	10,276,486
税金	424,648	752,550	1,157,209	1,599,987	1,977,640
その他経常費用	―	46,982,807	28,516,977	29,547,520	7,364,470
貸倒引当金繰入額	－	－	4,337,735	4,215,469	1,786,599
貸出金償却	－	－	－	－	320,717
株式等売却損	－	348,524	12,875,660	948,379	2,858,756
株式等償却	－	40,185,010	9,279,788	24,327,898	1,096,595
金銭信託等運用損	－	4,716,292	526,072	－	255,398
支払手数料	5,339,342	－	－	－	－
外国為替売買損	239,946	－	－	－	－
有価証券売却損	6,742,300	－	－	－	－
有価証券償還損	28,013,288	－	－	－	－
有価証券償却	4,395,956	－	－	－	－
退職手当金	257,751	32,980	197,721	55,536	106,402
事業税	7,500,000	1,700,000	1,300,000	－	940,000
その他経常費用	7,711	－	－	236	－
経常利益	61,586,688	23,216,628	20,922,108	3,385,569	9,424,788
特別利益	2,512,786	3,723,759	1,613,915	11,774,010	7,008,080
動産不動産処分益	253	111	116	－	－
国債価格変動引当金取崩額	－	1,307,238	－	4,765,629	6,186,479
その他の特別利益	2,512,533	2,416,409	1,613,798	7,008,381	821,600
特別損失	7,015,601	282,330	1,043,692	827,181	619,295
動産不動産処分損	3,273	5,459	5,019	93,628	38,836
国債価格変動引当金繰入額	6,680,082	－	201,780	－	－
商品有価証券売買損失引当金繰入額	332,245	276,836	836,868	733,539	580,450
証券取引責任準備金繰入額	－	34	23	13	8
税引前当期利益金	57,083,874	26,658,057	21,492,331	14,332,398	15,813,573
法人税等引当金	27,379,887	―	―	―	―
法人税及び住民税	―	6,040,052	4,175,310	444,022	979,086
当期利益金	29,703,986	20,618,004	17,317,020	13,888,376	14,834,487
前期繰越金	829,871	1,343,534	2,789,199	2,737,439	2,763,196
当期未処分剰余金	30,533,857	21,961,539	20,106,219	16,625,816	17,597,683

（単位：千円）

科目	第 44 期 自平 5. 4. 1 至平 6. 3.31	第 45 期 自平 6. 4. 1 至平 7. 3.31
経常収益	**648,290,517**	**599,710,974**
資金運用収益	**612,741,493**	**573,173,559**
貸出金利息	206,891,510	158,103,406
預け金利息	54,621,046	73,117,167
金融機関貸付等利息	72,713,669	53,020,992
銀行等貸付金利息	170,916	1,127,679
金融機関貸付金利息	－	－
買入手形利息	3,680,794	4,839,417
コールローン利息	68,861,958	47,053,895
有価証券利息配当金	265,973,638	263,820,477
再預託金利息	2,641,649	1,942,160
金利スワップ受入利息	7,309,952	17,700,283
その他受入利息	2,590,025	5,469,071
役務取引等収益	**3,900,972**	**4,162,659**
受入為替手数料	988,643	1,054,457
その他の役務収益	2,912,328	3,108,201
その他業務収益	**13,312,303**	**6,392,178**
外国為替売買益	685,406	906,021
商品有価証券売買益	4,103,715	2,443,715
国債等債券売却益	4,460,070	799,010
国債等債券償還益	2,767,215	322,741
その他の業務収益	1,295,896	1,920,689
その他経常費用	**18,335,747**	**15,982,577**
株式等売却益	1,339,114	1,405,384
金銭信託等運用益	16,996,633	14,577,193

（単位：百万円）

第 46 期 自平 7. 4. 1 至平 8. 3.31	第 47 期 自平 8. 4. 1 至平 9. 3.31	第 48 期 自平 9. 4. 1 至平10. 3.31
596,903	**537,193**	**527,654**
563,460	**515,791**	**505,066**
135,021	115,835	109,242
75,268	59,191	75,949
39,906	31,113	35,827
－	－	－
832	1,086	1,370
3,308	56	505
35,764	29,970	33,951
251,777	236,795	239,880
1,780	420	459
50,809	63,266	39,806
8,897	9,168	3,899
4,377	**4,555**	**4,904**
1,063	1,020	990
3,314	3,534	3,914
18,951	**9,754**	**10,262**
672	502	103
852	301	266
14,183	6,061	7,025
1,346	1,182	1,333
1,896	1,706	1,533
10,115	**7,092**	**7,421**
1,453	－	－
8,661	7,092	7,421

（単位：千円）

科目	第 44 期 自平 5. 4. 1 至平 6. 3.31	第 45 期 自平 6. 4. 1 至平 7. 3.31
経常費用	**630,133,809**	**582,505,833**
資金調達費用	**556,400,708**	**495,343,425**
預金利息	414,715,185	353,877,293
譲渡性預金利息	498,911	536,082
債券利息	69,424,412	78,240,205
借用金利息	50,354,300	34,404,091
預託金利息	2,641,563	1,942,214
金利スワップ支払利息	17,542,267	17,084,275
その他の支払利息	1,224,066	9,259,262
役務取引等費用	**12,535,141**	**11,425,019**
支払為替手数料	305,961	276,997
その他の役務費用	12,229,179	11,148,022
その他業務費用	**32,996,599**	**39,782,086**
債券発行費用償却	4,452	1,975
国債等債券売却損	5,725,513	2,529,270
国債等債券償還損	25,870,660	35,827,410
国債等債券償却	1,360,606	1,331,644
その他の業務費用	35,366	91,785
経費	**24,171,768**	**27,241,016**
人件費	11,795,742	12,055,910
物件費	10,705,386	13,519,800
税金	1,670,640	1,665,306
その他経常費用	**4,029,592**	**8,714,284**
貸倒引当金繰入額	－	－
貸出金償却	637,094	－
株式等売却損	－	1,013,578
株式等償却	998,150	4,495,030
金銭信託等運用損	154,529	811,295
その他資産償却	－	473,000
退職手当金	249,818	201,380
事業税	1,990,000	1,720,000
その他経常費用	－	－
経常利益	**18,156,707**	**17,205,141**
特別利益	**4,630,949**	**1,910,958**
動産不動産処分益	53	88
国債価格変動引当金取崩額	310,939	702,843
証券取引責任準備金取崩額	24	11
その他の特別利益	4,319,932	1,208,014
特別損失	**3,219,013**	**455,065**
動産不動産処分損	19,508	121,858
国債価格変動引当金繰入額	－	－
商品有価証券売買損失引当金繰入額	410,371	244,371
証券取引責任準備金繰入額	－	－
その他の特別損失	2,789,133	88,834
税引前当期利益金	**19,568,643**	**18,661,035**
法人税及び住民税	**5,553,093**	**6,370,454**
当期利益金	**14,015,549**	**12,290,580**
前期繰越金	**2,818,877**	**2,742,963**
当期未処分剰余金	**16,834,427**	**15,033,543**

（単位：百万円）

第 46 期 自平 7. 4. 1 至平 8. 3.31	第 47 期 自平 8. 4. 1 至平 9. 3.31	第 48 期 自平 9. 4. 1 至平10. 3.31
567,226	**494,002**	**482,301**
456,758	**375,466**	**338,465**
297,319	221,403	173,440
958	1,444	762
79,481	67,960	62,032
14,246	9,120	11,106
1,780	420	459
22,410	29,650	26,585
40,561	45,466	64,077
10,683	**11,749**	**12,142**
269	232	210
10,414	11,517	11,932
43,498	**45,185**	**61,490**
2	12	117
5,602	3,494	1,004
37,838	41,621	60,348
－	－	－
55	57	19
27,493	**28,438**	**27,582**
12,542	12,534	11,850
13,885	14,636	14,157
1,065	1,267	1,574
28,792	**33,162**	**42,620**
1,836	247	3,278
16,899	8,806	3,275
－	1,969	－
17	3,998	6,450
－	32	88
439	1,310	－
228	251	139
4,480	2,400	5,500
4,892	14,145	23,887
29,677	**43,191**	**45,353**
3,031	**7**	**26,309**
28	7	256
－	－	－
－	－	－
3,002	－	26,052
4,491	**5,202**	**456**
268	210	456
4,070	4,961	－
85	30	－
0	－	－
66	－	－
28,216	**37,996**	**71,205**
16,577	**9,034**	**21,061**
11,638	**28,961**	**50,143**
2,641	**2,729**	**5,340**
14,280	**31,690**	**55,484**

（単位：百万円）

科目	第 49 期 自平10. 4. 1 至平11. 3.31	第 50 期 自平11. 4. 1 至平12. 3.31	第 51 期 自平12. 4. 1 至平13. 3.31	第 52 期 自平13. 4. 1 至平14. 3.31	第 53 期 自平14. 4. 1 至平15. 3.31
経常収益	**485,378**	**433,263**	**325,105**	**303,938**	**271,375**
資金運用収益	**458,762**	**406,096**	**301,181**	**272,189**	**244,531**
貸出金利息	113,402	105,069	92,372	80,656	74,666
預け金利息	73,953	46,042	29,139	16,161	9,415
金融機関貸付等利息	22,757	9,893	10,226	8,057	6,133
金融機関貸付金利息	2,128	158	0	17	0
買入手形利息	867	310	961	25	16
コールローン利息	19,761	9,423	9,264	7,999	6,006
買現先利息	−	−	−	14	5
債券貸借取引受入利息	−	−	−	−	104
有価証券利息配当金	225,503	218,620	159,939	162,148	151,638
再預託金利息	569	508	188	165	0
金利スワップ受入利息	18,189	17,686	−	−	−
その他受入利息	4,386	8,275	9,315	4,999	2,676
役務取引等収益	**4,828**	**5,201**	**5,560**	**5,446**	**5,514**
受入為替手数料	817	931	940	1,007	1,010
その他の役務収益	4,010	4,269	4,620	4,439	4,504
特定取引収益	**744**	**895**	**1,120**	**866**	**1,453**
商品有価証券収益	9	52	437	110	40
特定取引有価証券収益	74	−	−	−	−
特定金融派生商品収益	145	238	199	468	1,137
その他の特定取引収益	515	604	482	287	276
その他業務収益	**7,794**	**15,520**	**16,228**	**23,340**	**16,949**
国債等債券売却益	4,417	11,258	14,515	21,753	15,280
国債等債券償還益	1,394	2,612	−	−	−
その他の業務収益	1,982	1,650	1,712	1,587	1,668
その他経常収益	**13,248**	**5,548**	**1,013**	**2,095**	**2,927**
株式等売却益	8,557	0	20	2,029	−
金銭の信託運用益	4,690	5,401	962	14	51
その他の経常収益	−	147	31	51	2,875

（単位：百万円）

科目	第 49 期 自平10. 4. 1 至平11. 3.31	第 50 期 自平11. 4. 1 至平12. 3.31	第 51 期 自平12. 4. 1 至平13. 3.31	第 52 期 自平13. 4. 1 至平14. 3.31	第 53 期 自平14. 4. 1 至平15. 3.31
経常費用	443,476	380,751	263,401	248,987	218,913
資金調達費用	274,146	226,108	201,149	179,945	153,991
預金利息	126,329	91,137	93,333	78,785	48,934
譲渡性預金利息	427	1,594	2,683	2,021	980
債券利息	58,451	58,428	56,980	55,474	50,336
借用金利息	10,234	8,815	13,206	9,043	12,001
預託金利息	569	508	188	165	0
金利スワップ支払利息	24,826	32,482	13,111	23,257	36,287
その他の支払利息	53,307	33,142	21,644	11,197	5,450
役務取引等費用	12,327	12,361	10,104	8,225	7,756
支払為替手数料	170	160	153	153	156
その他の役務費用	12,156	12,201	9,951	8,071	7,599
特定取引費用	－	237	148	32	307
特定取引有価証券費用	－	237	148	32	307
その他業務費用	76,643	96,967	15,200	22,700	19,710
債券発行費用償却	136	172	189	113	173
外国為替売買損	3,133	3,195	9,264	10,624	10,578
国債等債券売却損	1,148	5,957	3,916	5,353	3,135
国債等債券償還損	72,131	87,601	－	596	2,330
国債等債券償却	－	－	1,794	5,873	2,816
金融派生商品費用	－	－	－	5	458
その他の業務費用	94	41	35	132	216
経費	28,266	26,249	27,397	27,291	27,599
人件費	11,442	11,258	11,647	11,583	11,611
物件費	15,491	13,968	13,806	13,931	14,429
税金	1,332	1,022	1,943	1,777	1,558
その他経常費用	52,091	18,825	9,401	10,792	9,547
貸倒引当金繰入額	37,640	－	1,511	－	－
株式等売却損	4,348	5	－	0	－
株式等償却	917	518	410	7,214	4,516
金銭の信託運用損	11	－	－	461	99
その他資産償却	－	－	188	14	20
退職手当金	270	221	－	－	－
その他の経常費用	8,904	18,079	7,290	3,101	4,911
経常利益	41,901	52,511	61,703	54,950	52,462
特別利益	256	17,245	9	457	555
動産不動産処分益	256	114	4	－	13
証券取引責任準備金取崩額	0	0	－	－	－
その他の特別利益	－	17,131	4	457	542
特別損失	524	6,727	395	225	395
動産不動産処分損	524	273	16	225	395
その他の特別損失	－	6,453	378	－	－
税引前当期利益金	41,632	63,030	61,316	55,182	52,623
法人税、住民税及び事業税	22,868	14,492	16,522	15,287	13,215
法人税等調整額	△ 7,327	6,806	1,470	1,876	△ 1,045
当期利益	26,091	41,731	43,323	38,018	40,453
前期繰越金	5,497	8,839	12,372	12,647	12,622
再評価差額金取崩額	－	296	49	344	－
土地再評価差額金取崩額	－	－	－	－	△ 172
過年度税効果調整額	14,722	－	－	－	－
当期未処分剰余金	46,311	50,867	55,745	51,010	52,903

（単位：百万円）

科目	第 54 期 自平15. 4. 1 至平16. 3.31	第 55 期 自平16. 4. 1 至平17. 3.31	第 56 期 自平17. 4. 1 至平18. 3.31
経常収益	**252,849**	**274,145**	**322,853**
資金運用収益	**227,973**	**250,873**	**290,281**
貸出金利息	69,238	63,783	58,388
預け金利息	4,195	6,281	11,633
金融機関貸付等利息	4,099	3,856	4,071
金融機関貸付金利息	0	0	0
買入手形利息	8	2	1
コールローン利息	4,006	3,767	3,961
買現先利息	9	8	6
債券貸借取引受入利息	74	77	102
有価証券利息配当金	148,265	174,485	212,585
その他の受入利息	2,175	2,466	3,602
役務取引等収益	**6,975**	**7,149**	**6,358**
受入為替手数料	933	816	736
その他の役務収益	6,041	6,332	5,621
特定取引収益	**1,664**	**927**	**2,350**
商品有価証券収益	52	29	－
特定取引有価証券収益	5	－	－
特定金融派生商品収益	1,416	716	2,073
その他の特定取引収益	190	181	277
その他業務収益	**11,830**	**14,647**	**17,449**
外国為替売買益	－	59	－
国債等債券売却益	9,860	12,734	15,649
その他の業務収益	1,970	1,853	1,800
その他経常収益	**4,405**	**547**	**6,412**
株式等売却益	2	40	5,868
金銭の信託運用益	8	380	289
その他の経常収益	4,394	126	255

（単位：百万円）

科目	第 54 期 自平15. 4. 1 至平16. 3.31	第 55 期 自平16. 4. 1 至平17. 3.31	第 56 期 自平17. 4. 1 至平18. 3.31
経常費用	198,967	218,104	264,282
資金調達費用	146,523	163,930	201,566
預金利息	38,163	44,357	62,828
譲渡性預金利息	631	1,140	3,049
債券利息	43,114	36,452	29,656
借用金利息	18,151	35,259	54,465
金利スワップ支払利息	41,145	38,492	35,219
その他の支払利息	5,316	8,228	16,346
役務取引等費用	7,556	7,597	7,726
支払為替手数料	166	141	108
その他の役務費用	7,389	7,456	7,617
特定取引費用	―	45	93
商品有価証券費用	－	－	85
特定取引有価証券費用	－	45	8
その他業務費用	13,008	12,864	24,980
債券発行費用償却	271	301	461
外国為替売買損	2,018	－	556
国債等債券売却損	3,811	11,930	21,559
国債等債券償還損	6,431	221	1,452
金融派生商品費用	301	374	445
その他の業務費用	173	36	505
経費	27,586	29,356	28,161
人件費	12,161	11,609	11,636
物件費	13,917	15,987	15,166
税金	1,508	1,760	1,358
その他経常費用	4,293	4,309	1,754
株式等売却損	0	－	－
株式等償却	696	407	816
金銭の信託運用損	265	－	－
その他資産償却	333	0	16
その他の経常費用	2,997	3,901	921
経常利益	53,882	56,040	58,570
特別利益	7,045	5,081	3,767
動産不動産処分益	8	539	－
償却債権取立益	－	327	－
その他の特別利益	7,037	4,214	3,767
特別損失	280	55	538
動産不動産処分損	280	55	538
税引前当期純利益	60,646	61,066	61,798
法人税、住民税及び事業税	15,667	19,804	17,966
法人税等調整額	191	△ 1,280	966
当期純利益	44,787	42,542	42,865
前期繰越金	12,700	12,700	12,700
土地再評価差額金取崩額	184	△ 26	△ 14
当期未処分剰余金	57,672	55,215	55,551

（単位：百万円）

科目	第 57 期 自平18. 4. 1 至平19. 3.31	第 58 期 自平19. 4. 1 至平20. 3.31	第 59 期 自平20. 4. 1 至平21. 3.31	第 60 期 自平21. 4. 1 至平22. 3.31
経常収益	**345,697**	**421,717**	**462,491**	**370,040**
資金運用収益	**314,407**	**368,483**	**389,893**	**291,793**
貸出金利息	63,162	72,207	75,755	65,437
預け金利息	12,606	25,828	44,148	12,207
買入手形利息	6	0	81	－
コールローン利息	5,564	7,823	5,457	2,683
買現先利息	278	438	455	105
債券貸借取引受入利息	1,728	2,220	1,107	463
有価証券利息配当金	223,635	245,865	249,500	194,230
金利スワップ受入利息	－	－	－	9,876
その他の受入利息	7,424	14,098	13,386	6,787
役務取引等収益	**7,181**	**8,471**	**7,560**	**7,532**
受入為替手数料	713	654	589	502
その他の役務収益	6,467	7,816	6,971	7,030
特定取引収益	**9,356**	**11,114**	**8,071**	**9,327**
商品有価証券収益	36	66	－	－
特定取引有価証券収益	－	－	596	－
特定金融派生商品収益	7,847	5,614	4,562	8,966
その他の特定取引収益	1,471	5,434	2,912	361
その他業務収益	**2,665**	**23,748**	**38,850**	**38,365**
外国為替売買益	－	－	520	－
国債等債券売却益	869	22,212	35,651	35,826
その他の業務収益	1,795	1,535	2,678	2,538
その他経常収益	**12,086**	**9,899**	**18,115**	**23,021**
株式等売却益	10,822	9,892	17,060	21,747
金銭の信託運用益	481	－	632	1,232
その他の経常収益	783	7	422	41

（単位：百万円）

科目	第 57 期 自平18. 4. 1 至平19. 3.31	第 58 期 自平19. 4. 1 至平20. 3.31	第 59 期 自平20. 4. 1 至平21. 3.31	第 60 期 自平21. 4. 1 至平22. 3.31
経常費用	298,203	372,769	682,582	352,853
資金調達費用	226,617	300,045	310,106	227,347
預金利息	106,617	158,573	172,730	149,521
譲渡性預金利息	4,164	6,281	1,382	2
債券利息	32,164	41,159	50,692	57,062
借用金利息	5,557	7,032	13,595	13,242
売渡手形利息	23	－	－	－
コールマネー利息	8,411	6,444	4,353	633
売現先利息	1,626	1,208	579	62
債券貸借取引支払利息	36,159	26,861	11,323	2,827
金利スワップ支払利息	4,501	8,154	26,172	－
その他の支払利息	27,389	44,329	29,278	3,994
役務取引等費用	8,324	8,888	8,212	8,070
支払為替手数料	105	105	117	105
その他の役務費用	8,219	8,782	8,094	7,964
特定取引費用	275	475	271	595
商品有価証券費用	－	－	271	125
特定取引有価証券費用	275	475	－	470
その他業務費用	33,024	26,157	184,258	30,420
債券発行費用償却	424	435	446	359
外国為替売買損	2,237	1,994	－	524
国債等債券売却損	20,908	434	10,304	4,081
国債等債券償還損	3,890	2,398	40,938	24,186
国債等債券償却	－	16,374	130,422	1,173
金融派生商品費用	5,511	4,164	2,057	65
その他の業務費用	52	356	88	31
経費	26,910	27,428	27,397	25,355
人件費	11,137	11,160	11,083	10,870
物件費	14,556	14,475	14,840	13,192
税金	1,216	1,791	1,473	1,292
その他経常費用	3,051	9,774	152,334	61,064
貸倒引当金繰入額	－	2,526	17,732	16,568
貸出金償却	－	－	42	46
株式等売却損	－	－	48,613	36,057
株式等償却	37	1,937	78,388	5,606
金銭の信託運用損	－	630	－	－
その他資産償却	－	－	4	－
その他の経常費用	3,013	4,681	7,553	2,785
経常利益又は経常損失	47,494	48,947	△ 220,090	17,186
特別利益	2,531	3	0	50
固定資産処分益	0	－	－	0
貸倒引当金戻入益	2,530	－	－	－
償却債権取立益	0	3	0	－
投資損失引当金戻入益	－	－	－	50
その他の特別利益	－	0	－	－
特別損失	941	157	154	8
固定資産処分損	74	157	154	8
減損損失	49	－	－	－
その他の特別損失	817	－	－	－
税引前当期純利益又は税引前当期純損失	49,084	48,793	△ 220,244	17,228
法人税、住民税及び事業税	12,364	17,208	85	106
法人税等還付額	－	－	11,626	－
法人税等調整額	430	△ 3,244	△ 24,890	△ 11,244
法人税等合計	－	－	△ 36,432	△ 11,137
当期純利益又は当期純損失	36,288	34,830	△ 183,812	28,365
前期繰越金	12,700	12,700	12,700	－
土地再評価差額金取崩額	43	－	－	－
当期未処分剰余金又は当期未処理損失金	49,032	47,530	△ 171,112	28,365

（単位：百万円）

科目	第 61 期 自平22. 4. 1 至平23. 3.31	第 62 期 自平23. 4. 1 至平24. 3.31	第 63 期 自平24. 4. 1 至平25. 3.31	第 64 期 自平25. 4. 1 至平26. 3.31
経常収益	**336,352**	**370,209**	**383,891**	**280,637**
資金運用収益	**278,927**	**263,702**	**240,538**	**229,617**
貸出金利息	52,480	45,247	39,605	33,257
預け金利息	6,912	6,197	4,045	6,471
買入手形利息	－	－	－	－
コールローン利息	2,322	2,639	1,280	891
買現先利息	148	79	77	104
債券貸借取引受入利息	232	134	285	255
有価証券利息配当金	212,586	206,202	192,706	186,739
金利スワップ受入利息	－	－	－	－
その他の受入利息	4,244	3,201	2,538	1,897
役務取引等収益	**7,208**	**7,001**	**6,720**	**7,485**
受入為替手数料	498	455	423	406
その他の役務収益	6,709	6,545	6,297	7,078
特定取引収益	**12,567**	**14,832**	**11,403**	**14,724**
商品有価証券収益	－	－	－	－
特定取引有価証券収益	－	－	－	－
特定金融派生商品収益	12,034	14,419	10,981	14,480
その他の特定取引収益	532	413	421	244
その他業務収益	**30,454**	**80,270**	**122,312**	**22,087**
外国為替売買益	－	159	－	－
国債等債券売却益	27,363	77,430	118,797	16,927
国債等債券償還益	－	－	986	2,692
その他の業務収益	3,090	2,680	2,528	2,467
その他経常収益	**7,194**	**4,402**	**2,915**	**6,721**
償却債権取立益	－	20	41	154
株式等売却益	6,782	3,189	1,386	6,516
金銭の信託運用益	22	1,005	1,452	－
投資損失引当金戻入益	－	136	25	46
その他の経常収益	389	50	9	2

（単位：百万円）

科目	第 61 期 自平22. 4. 1 至平23. 3.31	第 62 期 自平23. 4. 1 至平24. 3.31	第 63 期 自平24. 4. 1 至平25. 3.31	第 64 期 自平25. 4. 1 至平26. 3.31
経常費用	299,689	334,633	342,727	231,985
資金調達費用	223,479	197,168	161,980	141,222
預金利息	116,128	81,921	65,010	53,322
譲渡性預金利息	1	1	0	0
債券利息	55,777	47,067	35,101	23,564
借用金利息	12,571	12,607	10,905	9,584
売渡手形利息	－	－	－	－
コールマネー利息	565	760	906	652
売現先利息	1	8	6	1
債券貸借取引支払利息	5,214	4,371	4,280	2,593
金利スワップ支払利息	29,909	44,790	44,876	50,268
その他の支払利息	3,308	5,639	894	1,233
役務取引等費用	7,841	7,322	6,687	6,518
支払為替手数料	127	121	131	225
その他の役務費用	7,713	7,201	6,555	6,292
特定取引費用	774	44	751	243
商品有価証券費用	39	17	115	19
特定取引有価証券費用	734	26	635	224
その他業務費用	23,242	85,587	138,737	45,851
債券発行費用償却	265	283	287	311
外国為替売買損	199	－	1,512	326
国債等債券売却損	16,380	21,154	10,652	28,612
国債等債券償還損	5,938	5,876	6,883	12,245
国債等債券償却	－	1,052	－	－
金融派生商品費用	342	57,200	119,388	4,040
その他の業務費用	115	21	13	313
経費	26,080	26,325	26,241	26,390
人件費	11,758	11,783	11,692	11,882
物件費	13,005	13,009	13,080	13,103
税金	1,316	1,532	1,467	1,404
その他経常費用	18,271	18,185	8,328	11,759
貸倒引当金繰入額	－	4,328	1,829	10,851
貸出金償却	99	383	168	－
株式等売却損	10,056	12,179	5,919	168
株式等償却	4,575	1,273	407	－
金銭の信託運用損	－	－	－	716
その他資産償却	1,108	19	3	3
その他の経常費用	2,432	－	1	19
経常利益	36,662	35,575	41,163	48,651
特別利益	1,704	51	56	334
固定資産処分益	－	51	56	334
貸倒引当金戻入益	1,580	－	－	－
償却債権取立益	13	－	－	－
投資損失引当金戻入益	111	－	－	－
その他の特別利益	－	－	－	－
特別損失	292	323	1,831	320
固定資産処分損	38	54	18	320
減損損失	253	268	1,813	－
その他の特別損失	－	－	－	－
税引前当期純利益	38,074	35,303	39,389	48,665
法人税、住民税及び事業税	61	63	55	1,845
法人税等調整額	10,625	6,232	7,308	11,423
法人税等合計	10,687	6,296	7,364	13,269
当期純利益	27,387	29,007	32,024	35,396
繰越金（当期首残高）	99	20	579	637
土地再評価差額金取崩額	132	173	960	79
当期未処分剰余金	27,619	29,201	33,564	36,113

（単位：百万円）

科目	第　65　期 自平26. 4. 1 至平27. 3.31	第　66　期 自平27. 4. 1 至平28. 3.31
経常収益	**278,236**	**269,637**
資金運用収益	**219,379**	**204,650**
貸出金利息	27,652	23,783
預け金利息	7,454	9,506
コールローン利息	1,107	1,064
買現先利息	58	20
債券貸借取引受入利息	180	8
有価証券利息配当金	181,504	169,408
その他の受入利息	1,422	859
役務取引等収益	**7,774**	**8,055**
受入為替手数料	389	375
その他の役務収益	7,384	7,679
特定取引収益	**18,185**	**12,054**
商品有価証券収益	－	0
特定取引有価証券収益	－	129
特定金融派生商品収益	17,996	11,785
その他の特定取引収益	188	138
その他業務収益	**23,266**	**38,314**
外国為替売買益	357	806
国債等債券売却益	19,855	34,637
国債等債券償還益	543	－
その他の業務収益	2,510	2,869
その他経常収益	**9,630**	**6,562**
償却債権取立益	43	8
株式等売却益	8,114	6,554
金銭の信託運用益	1,465	－
投資損失引当金戻入益	5	－
その他の経常収益	0	0

（単位：百万円）

科目	第　65　期 自平26. 4. 1 至平27. 3.31	第　66　期 自平27. 4. 1 至平28. 3.31
経常費用	**197,038**	**213,665**
資金調達費用	**130,710**	**127,242**
預金利息	48,543	44,594
譲渡性預金利息	2	1
債券利息	13,938	10,579
借用金利息	11,129	10,864
コールマネー利息	695	657
売現先利息	97	239
債券貸借取引支払利息	2,216	4,470
金利スワップ支払利息	52,240	53,663
その他の支払利息	1,845	2,171
役務取引等費用	**6,223**	**7,021**
支払為替手数料	236	245
その他の役務費用	5,986	6,776
特定取引費用	**238**	**－**
商品有価証券費用	7	－
特定取引有価証券費用	231	－
その他業務費用	**29,366**	**48,001**
債券発行費用償却	317	324
外国為替売買損	－	－
国債等債券売却損	3,325	2,835
国債等債券償還損	13,258	12,893
国債等債券償却	249	－
金融派生商品費用	12,199	31,914
その他の業務費用	16	33
経費	**26,418**	**27,382**
人件費	12,395	12,546
物件費	12,571	13,018
税金	1,450	1,818
その他経常費用	**4,081**	**4,016**
貸倒引当金繰入額	3,924	2,058
株式等売却損	68	1,158
株式等償却	23	74
金銭の信託運用損	－	721
その他資産償却	4	3
その他の経常費用	61	0
経常利益	**81,198**	**55,971**
特別利益	**－**	**37**
固定資産処分益	－	37
特別損失	**192**	**131**
固定資産処分損	128	131
減損損失	64	－
税引前当期純利益	**81,005**	**55,878**
法人税、住民税及び事業税	**17,686**	**15,259**
法人税等調整額	**2,501**	**△ 257**
法人税等合計	**20,187**	**15,002**
当期純利益	**60,817**	**40,875**
繰越金（当期首残高）	**915**	**756**
会計方針の変更による累積的影響額	**87**	**－**
会計方針の変更を反映した繰越金（当期首残高）	**1,003**	**756**
土地再評価差額金取崩額	**△ 11**	**－**
当期未処分剰余金	**61,809**	**41,632**

（単位：百万円）

科目	第 67 期 自平28. 4. 1 至平29. 3.31	第 68 期 自平29. 4. 1 至平30. 3.31	第 69 期 自平30. 4. 1 至平31. 3.31	第 70 期 自平31. 4. 1 至令 2. 3.31
経常収益	**284,018**	**273,648**	**258,686**	**266,519**
資金運用収益	**201,454**	**223,718**	**193,711**	**207,066**
貸出金利息	17,868	17,597	19,546	20,409
預け金利息	8,431	8,407	8,454	9,010
コールローン利息	753	706	946	670
買現先利息	0	0	△ 336	△ 778
債券貸借取引受入利息	133	115	4	－
有価証券利息配当金	173,730	196,249	164,286	176,645
その他の受入利息	536	642	809	1,109
信託報酬	**0**	**117**	**399**	**759**
役務取引等収益	**8,263**	**8,295**	**8,289**	**8,630**
受入為替手数料	347	341	349	344
その他の役務収益	7,916	7,953	7,940	8,285
特定取引収益	**4,738**	**3,600**	**3,727**	**1,502**
特定取引有価証券収益	53	－	－	199
特定金融派生商品収益	4,638	3,579	3,690	1,084
その他の特定取引収益	46	21	36	218
その他業務収益	**59,434**	**25,162**	**34,547**	**45,794**
外国為替売買益	209	641	4,208	5,283
国債等債券売却益	54,417	14,351	26,754	38,405
国債等債券償還益	2,271	6,654	1,057	－
金融派生商品収益	－	861	－	－
その他の業務収益	2,535	2,653	2,526	2,104
その他経常収益	**10,127**	**12,753**	**18,011**	**2,767**
貸倒引当金戻入益	578	2,373	12,715	－
償却債権取立益	10	4	36	33
株式等売却益	9,312	10,375	5,259	2,203
金銭の信託運用益	224	－	－	529
その他の経常収益	2	0	0	1

（単位：百万円）

科目	第 67 期 自平28. 4. 1 至平29. 3.31	第 68 期 自平29. 4. 1 至平30. 3.31	第 69 期 自平30. 4. 1 至平31. 3.31	第 70 期 自平31. 4. 1 至令 2. 3.31
経常費用	235,676	212,969	200,124	213,883
資金調達費用	122,340	121,536	119,523	113,685
預金利息	39,690	37,841	40,219	41,879
譲渡性預金利息	0	0	－	－
債券利息	8,005	5,930	4,499	3,080
借用金利息	8,244	7,040	3,571	1,775
コールマネー利息	254	463	541	591
売現先利息	1,062	1,920	1,258	1,750
債券貸借取引支払利息	9,265	15,872	23,686	19,782
金利スワップ支払利息	52,831	50,964	44,790	44,583
その他の支払利息	2,985	1,502	956	241
役務取引等費用	6,605	6,520	6,743	7,353
支払為替手数料	243	223	221	225
その他の役務費用	6,362	6,297	6,522	7,127
特定取引費用	4	136	317	―
商品有価証券費用	4	3	0	－
特定取引有価証券費用	－	133	316	－
その他業務費用	74,768	54,389	42,075	54,135
債券発行費用償却	237	170	199	146
国債等債券売却損	23,595	13,309	11,456	1,481
国債等債券償還損	7,693	40,655	20,370	24,513
国債等債券償却	366	－	－	－
金融派生商品費用	42,747	－	9,057	27,838
その他の業務費用	128	253	991	154
経費	29,234	29,500	30,867	31,163
人件費	13,826	14,156	14,087	14,016
物件費	13,806	13,933	14,992	15,654
税金	1,602	1,411	1,787	1,492
その他経常費用	2,724	886	596	7,545
貸倒引当金繰入額	－	－	－	843
株式等売却損	2,719	752	471	6,701
株式等償却	－	－	1	0
金銭の信託運用損	－	128	112	－
その他資産償却	4	2	11	0
その他の経常費用	0	2	－	－
経常利益	48,342	60,678	58,562	52,636
特別利益	―	2,143	81	―
固定資産処分益	－	－	81	－
その他の特別利益	－	2,143	－	－
特別損失	3	166	1,596	346
固定資産処分損	3	106	28	260
減損損失	－	60	1,567	86
税引前当期純利益	48,338	62,656	57,047	52,290
法人税、住民税及び事業税	10,555	14,389	12,189	14,697
法人税等調整額	△ 3,601	1,768	2,570	△ 332
法人税等合計	6,954	16,157	14,760	14,365
当期純利益	41,383	46,498	42,286	37,924
繰越金（当期首残高）	1,422	1,007	1,229	171
土地再評価差額金取崩額	―	22	△ 1,447	―
当期未処分剰余金	42,805	47,528	42,069	38,095

［剰余金処分計算書］

（単位：千円）

科目	第 1 期 自昭25. 6. 1 至昭26. 3.31	第 2 期 自昭26. 4. 1 至昭27. 3.31	第 3 期 自昭27. 4. 1 至昭28. 3.31	第 4 期 自昭28. 4. 1 至昭29. 3.31	第 5 期 自昭29. 4. 1 至昭30. 3.31
当期剰余金	**4,949**	**18,214**	**24,948**	**25,869**	**33,782**
前期繰越金	－	34	231	816	875
当期純益金	4,949	18,179	24,716	25,052	32,906
剰余金処分額	**4,914**	**17,982**	**24,131**	**24,994**	**32,840**
法定準備金	500	2,000	3,000	3,000	3,500
納税引当金	1,732	6,362	7,659	7,000	9,000
出資に対する配当金	2,682	8,869	10,972	11,994	16,840
役員賞与金	－	250	500	500	500
特別積立金	－	500	2,000	2,500	3,000
次期繰越金	**34**	**231**	**816**	**875**	**941**

科目	第 6 期 自昭30. 4. 1 至昭31. 3.31	第 7 期 自昭31. 4. 1 至昭32. 3.31	第 8 期 自昭32. 4. 1 至昭33. 3.31	第 9 期 自昭33. 4. 1 至昭34. 3.31	第 10 期 自昭34. 4. 1 至昭35. 3.31
当期未処分剰余金	**42,175**	**31,386**	**40,367**	**95,030**	**467,558**
前期繰越金	941	1,040	1,156	2,038	4,670
当期純益金	41,233	30,345	39,210	92,991	462,887
剰余金処分額	**41,134**	**30,229**	**38,328**	**90,360**	**462,512**
法定準備金	4,500	3,500	6,500	20,500	53,000
納税引当金	11,000	5,500	6,500	21,000	130,000
出資に対する配当金	20,934	18,229	18,328	18,360	29,512
役員賞与金	700	500	1,000	2,000	2,000
特別積立金	4,000	2,500	6,000	18,500	38,000
振興基金	－	－	－	－	200,000
退職給与積立金	－	－	－	10,000	10,000
次期繰越金	**1,040**	**1,156**	**2,038**	**4,670**	**5,046**

科目	第 11 期 自昭35. 4. 1 至昭36. 3.31	第 12 期 自昭36. 4. 1 至昭37. 3.31	第 13 期 自昭37. 4. 1 至昭38. 3.31	第 14 期 自昭38. 4. 1 至昭39. 3.31	第 15 期 自昭39. 4. 1 至昭40. 3.31
当期未処分剰余金	**476,587**	**597,795**	**631,472**	**696,087**	**536,017**
前期繰越金	5,046	5,475	5,527	6,204	7,197
当期利益金	471,541	592,319	625,945	689,882	528,820
剰余金処分額	**471,112**	**592,268**	**625,268**	**688,890**	**528,000**
法定準備金	50,000	60,000	65,000	70,000	53,000
納税引当金	140,000	170,000	180,000	200,000	－
出資に対する配当金	38,112	46,768	46,768	70,890	96,000
役員賞与金	3,000	3,500	3,500	5,000	5,000
特別積立金	30,000	100,000	115,000	133,000	352,000
振興基金	200,000	200,000	200,000	200,000	－
退職給与積立金	10,000	12,000	15,000	10,000	22,000
次期繰越金	**5,475**	**5,527**	**6,204**	**7,197**	**8,017**

科目	第 16 期 自昭40. 4. 1 至昭41. 3.31	第 17 期 自昭41. 4. 1 至昭42. 3.31	第 18 期 自昭42. 4. 1 至昭43. 3.31	第 19 期 自昭43. 4. 1 至昭44. 3.31	第 20 期 自昭44. 4. 1 至昭45. 3.31
当期未処分剰余金	**344,655**	**466,537**	**881,873**	**1,772,569**	**2,107,652**
前期繰越金	8,017	7,655	8,537	8,873	14,330
当期利益金	336,637	458,882	873,336	1,763,695	2,093,322
剰余金処分額	**337,000**	**458,000**	**873,000**	**1,758,239**	**2,069,861**
法定準備金	35,000	47,000	89,000	181,000	250,000
出資に対する配当金	96,000	200,000	200,000	300,000	500,000
事業の利用分量に対する配当金	－	－	－	228,239	131,861
役員賞与金	5,000	5,000	8,000	8,000	8,000
特別積立金	178,000	180,000	250,000	505,000	630,000
振興基金	－	－	300,000	500,000	500,000
退職給与積立金	23,000	26,000	26,000	36,000	50,000
次期繰越金	**7,655**	**8,537**	**8,873**	**14,330**	**37,791**

（単位：千円）

科目	第 21 期 自昭45. 4. 1 至昭46. 3.31	第 22 期 自昭46. 4. 1 至昭47. 3.31	第 23 期 自昭47. 4. 1 至昭48. 3.31	第 24 期 自昭48. 4. 1 至昭49. 3.31	第 25 期 自昭49. 4. 1 至昭50. 3.31
当期未処分剰余金	**2,212,169**	**895,872**	**915,718**	**927,338**	**2,499,319**
前期繰越金	37,791	154,636	10,872	12,718	15,338
当期利益金	2,174,377	741,236	904,845	914,619	2,483,981
剰余金処分額	**2,057,533**	**885,000**	**903,000**	**912,000**	**2,346,000**
法定準備金	300,000	75,000	91,000	100,000	334,000
出資に対する配当金	400,000	800,000	800,000	800,000	800,000
事業の利用分量に対する配当金	245,533	－	－	－	－
役員賞与金	12,000	10,000	12,000	12,000	12,000
特別積立金	550,000	－	－	－	200,000
振興基金	500,000	－	－	－	1,000,000
退職給与積立金	50,000	－	－	－	－
次期繰越金	**154,636**	**10,872**	**12,718**	**15,338**	**153,319**

科目	第 26 期 自昭50. 4. 1 至昭51. 3.31	第 27 期 自昭51. 4. 1 至昭52. 3.31	第 28 期 自昭52. 4. 1 至昭53. 3.31	第 29 期 自昭53. 4. 1 至昭54. 3.31	第 30 期 自昭54. 4. 1 至昭55. 3.31
当期未処分剰余金	**8,503,171**	**6,178,941**	**6,174,742**	**2,861,411**	**14,512,581**
前期繰越金	153,319	735,823	1,452,820	1,754,742	1,639,411
当期利益金	8,349,851	5,443,118	4,721,921	1,106,669	12,873,169
剰余金処分額	**7,767,348**	**4,726,121**	**4,420,000**	**1,222,000**	**12,517,632**
法定準備金	900,000	600,000	600,000	200,000	1,300,000
出資に対する配当金	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
事業の利用分量に対する配当金	1,649,348	806,121	－	－	2,995,632
役員賞与金	18,000	20,000	20,000	22,000	22,000
特別積立金	1,700,000	1,000,000	1,000,000	200,000	1,400,000
振興基金	2,700,000	1,500,000	2,000,000	－	6,000,000
次期繰越金	**735,823**	**1,452,820**	**1,754,742**	**1,639,411**	**1,994,948**

科目	第 31 期 自昭55. 4. 1 至昭56. 3.31	第 32 期 自昭56. 4. 1 至昭57. 3.31	第 33 期 自昭57. 4. 1 至昭58. 3.31	第 34 期 自昭58. 4. 1 至昭59. 3.31	第 35 期 自昭59. 4. 1 至昭60. 3.31
当期未処分剰余金	**2,919,534**	**2,283,560**	**11,512,972**	**11,487,427**	**14,875,661**
前期繰越金	1,994,948	597,534	558,560	677,840	737,208
当期利益金	924,585	1,686,025	10,954,412	10,809,587	14,138,452
剰余金処分額	**2,322,000**	**1,725,000**	**10,835,132**	**10,750,219**	**14,150,123**
法定準備金	100,000	200,000	1,100,000	1,100,000	1,500,000
出資に対する配当金	800,000	1,200,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
事業の利用分量に対する配当金	－	－	3,600,132	3,600,219	4,800,123
役員賞与金	22,000	25,000	35,000	50,000	50,000
特別積立金	400,000	300,000	1,500,000	2,200,000	3,000,000
振興基金	1,000,000	－	3,000,000	2,000,000	3,000,000
退職給与積立金	－	－	－	200,000	200,000
次期繰越金	**597,534**	**558,560**	**677,840**	**737,208**	**725,538**

科目	第 36 期 自昭60. 4. 1 至昭61. 3.31	第 37 期 自昭61. 4. 1 至昭62. 3.31	第 38 期 自昭62. 4. 1 至昭63. 3.31	第 39 期 自昭63. 4. 1 至平元. 3.31	第 40 期 自平元. 4. 1 至平 2. 3.31
当期未処分剰余金	**27,397,528**	**23,753,920**	**26,920,160**	**30,533,857**	**21,961,539**
前期繰越金	725,538	663,658	573,891	829,871	1,343,534
当期利益金	26,671,990	23,090,261	26,346,269	29,703,986	20,618,004
剰余金処分額	**26,733,869**	**23,180,029**	**26,090,289**	**29,190,322**	**19,172,340**
法定準備金	2,700,000	2,400,000	2,700,000	3,000,000	2,100,000
出資に対する配当金	1,600,000	2,800,000	4,000,000	6,000,000	8,000,000
事業の利用分量に対する配当金	11,453,869	8,600,029	9,100,289	7,100,322	－
役員賞与金	80,000	80,000	90,000	90,000	72,340
特別積立金	5,600,000	4,000,000	4,900,000	4,000,000	2,000,000
センター新築積立金	－	－	－	5,000,000	5,000,000
振興基金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	4,000,000	2,000,000
退職給与積立金	300,000	300,000	300,000	－	－
次期繰越金	**663,658**	**573,891**	**829,871**	**1,343,534**	**2,789,199**

（単位：千円）

科目	第 41 期 自平 2. 4. 1 至平 3. 3.31	第 42 期 自平 3. 4. 1 至平 4. 3.31	第 43 期 自平 4. 4. 1 至平 5. 3.31	第 44 期 自平 5. 4. 1 至平 6. 3.31	第 45 期 自平 6. 4. 1 至平 7. 3.31
当期未処分剰余金	20,106,219	16,625,816	17,597,683	16,834,427	15,033,543
前期繰越金	2,789,199	2,737,439	2,763,196	2,818,877	2,742,963
当期利益金	17,317,020	13,888,376	14,834,487	14,015,549	12,290,580
積立金取崩額	－	－	－	19,000,000	－
センター新築積立金取崩額	－	－	－	19,000,000	－
剰余金処分額	17,368,780	13,862,620	14,778,806	33,091,464	12,392,220
法定準備金	1,800,000	1,400,000	1,500,000	1,500,000	1,300,000
出資に対する配当金	8,000,000	8,000,000	8,000,000	6,000,000	6,000,000
役員賞与金	68,780	62,620	78,806	91,464	92,220
特別積立金	1,500,000	1,400,000	1,200,000	21,500,000	3,000,000
センター新築積立金	5,000,000	2,000,000	2,000,000	－	－
振興基金	1,000,000	1,000,000	2,000,000	4,000,000	2,000,000
次期繰越金	2,737,439	2,763,196	2,818,877	2,742,963	2,641,323

（単位：百万円）

科目	第 46 期 自平 7. 4. 1 至平 8. 3.31	第 47 期 自平 8. 4. 1 至平 9. 3.31	第 48 期 自平 9. 4. 1 至平10. 3.31	第 49 期 自平10. 4. 1 至平11. 3.31	第 50 期 自平11. 4. 1 至平12. 3.31
当期未処分剰余金	14,280	31,690	55,484	46,311	50,867
前期繰越金	2,641	2,729	－	－	－
当期利益金	11,638	28,961	－	－	－
剰余金処分額	11,550	26,349	49,987	37,471	38,494
利益準備金	1,200	2,900	5,100	4,100	4,200
普通出資に対する配当金	6,000	4,000	4,000	4,000	5,041
優先出資に対する配当金	252	352	789	1,275	2,157
優先配当金	－	－	－	588	924
参加配当金	－	－	－	687	1,232
役員賞与金	98	97	97	96	95
理事賞与金	－	－	－	84	85
監事賞与金	－	－	－	11	10
特別積立金	3,000	16,000	40,000	28,000	27,000
固定資産圧縮積立金	－	－	－	－	293
別途積立金	－	－	－	－	26,707
振興基金	1,000	3,000	－	－	－
次期繰越金	2,729	5,340	5,497	8,839	12,372

（単位：百万円）

科目	第 51 期 自平12. 4. 1 至平13. 3.31	第 52 期 自平13. 4. 1 至平14. 3.31	第 53 期 自平14. 4. 1 至平15. 3.31	第 54 期 自平15. 4. 1 至平16. 3.31	第 55 期 自平16. 4. 1 至平17. 3.31
当期未処分剰余金	55,745	51,010	52,903	57,672	55,215
積立金取崩額	－	1	6	30	4
固定資産圧縮積立金取崩額	－	1	6	30	4
計	55,745	51,011	52,910	57,703	55,220
剰余金処分額	43,097	38,389	40,210	45,003	42,520
利益準備金	4,400	3,900	4,100	4,500	4,300
普通出資に対する配当金	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
優先出資に対する配当金	4,603	4,603	4,603	4,603	4,603
優先配当金	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124
参加配当金	2,478	2,478	2,478	2,478	2,478
役員賞与金	93	89	75	68	65
理事賞与金	83	79	65	58	56
監事賞与金	10	10	10	9	8
特別積立金	26,000	21,796	23,432	27,831	25,551
固定資産圧縮積立金	41	196	43	－	－
別途積立金	25,959	21,600	23,388	27,831	25,551
次期繰越金	12,647	12,622	12,700	12,700	12,700

（単位：百万円）

科目	第 56 期 自平17. 4. 1 至平18. 3.31	第 57 期 自平18. 4. 1 至平19. 3.31	第 58 期 自平19. 4. 1 至平20. 3.31	第 59 期 自平20. 4. 1 至平21. 3.31	第 60 期 自平21. 4. 1 至平22. 3.31
当期未処分剰余金	55,551	49,032	47,530	△ 171,112	28,365
積立金取崩額	4	4	1,604	171,112	4
固定資産圧縮積立金取崩額	4	4	4	4	4
退職給与積立金取崩額	－	－	1,600	－	－
別途積立金取崩額	－	－	－	171,108	－
計	55,556	49,036	49,135	―	28,370
剰余金処分額	42,856	36,336	36,435	―	28,270
利益準備金	4,300	3,700	3,500	－	2,900
普通出資に対する配当金	8,000	8,000	8,000	－	8,767
優先出資に対する配当金	4,603	4,603	4,603	－	4,603
優先配当金	2,124	2,124	2,124	－	2,124
参加配当金	2,478	2,478	2,478	－	2,478
役員賞与金	76	－	－	－	－
理事賞与金	67	－	－	－	－
監事賞与金	8	－	－	－	－
特別積立金	25,876	20,033	20,331	－	12,000
別途積立金	25,876	20,033	20,331	－	12,000
次期繰越金	12,700	12,700	12,700	―	99

（単位：百万円）

科目	第 61 期 自平22. 4. 1 至平23. 3.31	第 62 期 自平23. 4. 1 至平24. 3.31	第 63 期 自平24. 4. 1 至平25. 3.31	第 64 期 自平25. 4. 1 至平26. 3.31	第 65 期 自平26. 4. 1 至平27. 3.31
当期未処分剰余金	27,619	29,201	33,564	36,113	61,809
積立金取崩額	4	4	4	5	5
固定資産圧縮積立金取崩額	4	4	4	5	5
計	27,624	29,206	33,569	36,119	61,814
剰余金処分額	27,603	28,627	32,931	35,203	61,057
利益準備金	2,800	3,000	3,300	3,600	6,100
普通出資に対する配当金	10,000	10,000	12,000	12,000	14,000
優先出資に対する配当金	4,603	4,603	4,603	4,603	4,957
優先配当金	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124
参加配当金	2,478	2,478	2,478	2,478	2,832
特別積立金	10,200	11,024	13,028	15,000	36,000
固定資産圧縮積立金	－	24	－	－	－
別途積立金	10,200	11,000	13,028	15,000	36,000
繰越金（当期末残高）	20	579	637	915	756

（単位：百万円）

科目	第 66 期 自平27. 4. 1 至平28. 3.31	第 67 期 自平28. 4. 1 至平29. 3.31	第 68 期 自平29. 4. 1 至平30. 3.31	第 69 期 自平30. 4. 1 至平31. 3.31	第 70 期 自平31. 4. 1 至令 2. 3.31
当期未処分剰余金	41,632	42,805	47,528	42,069	38,095
積立金取崩額	5	5	5	4	5
固定資産圧縮積立金取崩額	5	5	5	4	5
計	41,637	42,810	47,533	42,074	38,101
剰余金処分額	40,215	41,803	46,303	41,903	37,403
利益準備金	4,100	4,200	4,700	4,300	3,800
一般普通出資に対する配当金	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
特定普通出資に対する配当金	1,512	3,000	3,000	3,000	3,000
優先出資に対する配当金	4,603	4,603	4,603	4,603	4,603
優先配当金	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124
参加配当金	2,478	2,478	2,478	2,478	2,478
特別積立金	18,000	18,000	22,000	18,000	14,000
別途積立金	18,000	18,000	22,000	18,000	14,000
繰越金（当期末残高）	1,422	1,007	1,229	171	697

(2) 連結財務諸表

[連結貸借対照表]

■資　　産

（単位：百万円）

科目	第 49 期 平11. 3.31	第 50 期 平12. 3.31	第 51 期 平13. 3.31	第 52 期 平14. 3.31
現金及び預け金	2,819,088	2,889,983	2,839,327	1,766,599
金融機関貸付等	2,549,775	1,427,070	1,567,826	628,732
買入金銭債権	20,769	115,794	103,017	128,218
特定取引資産	201,112	574,337	552,368	452,321
金銭の信託	209,515	125,987	121,025	163,175
有価証券	6,903,932	10,266,792	11,699,837	11,645,792
貸出金	5,998,389	5,628,155	6,447,531	9,594,694
再預託金	243,940	273,463	294,311	521
外国為替	3,607	7,579	3,648	6,394
その他資産	158,938	149,208	353,306	324,512
動産不動産	79,398	77,950	81,462	80,600
繰延税金資産	21,999	15,665	518	688
債務保証見返	18,372	17,258	15,159	14,225
貸倒引当金	－	△ 34,760	△ 36,267	△ 33,424
投資損失引当金	－	△ 7	－	－
合計	**19,228,839**	**21,534,480**	**24,043,074**	**24,773,052**

■負債、少数株主持分及び会員勘定

（単位：百万円）

科目	第 49 期 平11. 3.31	第 50 期 平12. 3.31	第 51 期 平13. 3.31	第 52 期 平14. 3.31
預金	11,997,735	13,562,904	17,263,983	16,923,865
譲渡性預金	22,009	16,212	52,038	44,772
債券	2,910,100	3,514,370	4,083,116	4,296,318
特定取引負債	4,890	4,035	25,329	67,368
借用金	2,182,438	2,081,373	409,904	1,669,136
預託金	243,940	273,463	294,311	521
外国為替	158	288	331	311
その他負債	1,258,825	1,421,793	1,009,784	890,959
貸倒引当金	81,926	－	－	－
賞与引当金	－	－	－	1,657
退職給与引当金	4,864	4,971	－	－
退職給付引当金	－	－	13,099	13,261
役員退職慰労引当金	54	71	90	82
債権売却損失引当金	2,307	－	－	－
特別法上の引当金	0	0	1	1
繰延税金負債	－	－	21,382	8,212
再評価に係る繰延税金負債	7,023	6,242	6,161	6,026
債務保証	18,372	17,258	15,159	14,225
負債計	**18,734,647**	**20,902,987**	**23,194,693**	**23,936,720**
少数株主持分	**3,367**	**3,888**	**4,262**	**4,632**
会員勘定	**490,823**	**627,604**	**844,118**	**831,700**
出資金	149,998	249,998	290,998	290,998
資本準備金	49,998	49,998	100,678	100,678
再評価差額金	15,409	15,760	15,772	15,428
連結剰余金	275,417	311,846	348,828	374,949
評価差額金	－	－	89,668	50,748
為替換算調整勘定	－	－	△ 1,828	△ 1,102
合計	**19,228,839**	**21,534,480**	**24,043,074**	**24,773,052**

■資　　産

（単位：百万円）

科目	第 53 期 平15. 3.31	第 54 期 平16. 3.31	第 55 期 平17. 3.31	第 56 期 平18. 3.31
現金及び預け金	2,263,234	1,671,410	1,834,629	1,602,343
金融機関貸付等	778,292	626,383	643,544	483,772
買入金銭債権	412,136	581,757	879,478	889,311
特定取引資産	539,084	670,196	641,315	542,675
金銭の信託	109,164	125,713	109,793	78,581
有価証券	12,297,266	14,197,965	15,029,318	16,962,443
貸出金	10,100,519	8,867,426	7,285,384	5,986,958
外国為替	3,120	3,654	3,589	4,209
その他資産	232,434	231,549	175,991	157,587
動産不動産	91,672	86,822	82,507	89,226
繰延税金資産	610	4,145	2,966	35,973
債務保証見返	143,638	162,521	131,512	93,475
貸倒引当金	△ 32,880	△ 25,676	△ 21,365	△ 16,065
投資損失引当金	－	－	－	△ 376
合計	**26,938,292**	**27,203,869**	**26,798,665**	**26,910,117**

■負債、少数株主持分及び会員勘定

（単位：百万円）

科目	第 53 期 平15. 3.31	第 54 期 平16. 3.31	第 55 期 平17. 3.31	第 56 期 平18. 3.31
預金	16,997,644	16,799,664	16,100,387	16,335,616
譲渡性預金	81,736	98,102	389,404	358,589
債券	4,483,680	4,418,540	4,209,930	4,141,180
特定取引負債	101,742	91,450	90,534	112,800
借用金	3,969,291	4,222,079	4,681,106	4,851,187
外国為替	250	363	325	249
その他負債	236,810	480,280	251,862	136,833
賞与引当金	1,560	1,604	1,511	1,503
退職給付引当金	13,795	14,925	15,889	16,375
役員退職慰労引当金	101	120	30	77
特別法上の引当金	1	1	1	1
繰延税金負債	15,260	12,452	5,576	3
再評価に係る繰延税金負債	6,093	6,712	6,724	7,458
債務保証	143,638	162,521	131,512	93,475
負債計	**26,051,608**	**26,308,820**	**25,884,795**	**26,055,352**
少数株主持分	**6,504**	**3,967**	**4,711**	**5,137**
会員勘定	**880,179**	**891,081**	**909,157**	**849,627**
出資金	290,998	290,998	290,998	290,998
資本剰余金	100,678	100,678	100,678	100,678
利益剰余金	402,364	431,206	463,565	494,819
土地再評価差額金	15,600	14,725	14,751	14,038
株式等評価差額金	71,607	54,630	39,949	△ 50,273
為替換算調整勘定	△ 1,069	△ 1,158	△ 785	△ 634
合計	**26,938,292**	**27,203,869**	**26,798,665**	**26,910,117**

■資　　産

（単位：百万円）

科目	第 57 期 平19. 3.31	第 58 期 平20. 3.31	第 59 期 平21. 3.31	第 60 期 平22. 3.31	第 61 期 平23. 3.31
現金及び預け金	940,794	949,700	3,314,910	2,485,776	2,026,383
買入手形及びコールローン	506,964	430,281	640,212	612,207	750,984
買現先勘定	－	－	－	29,997	86,983
債券貸借取引支払保証金	226,275	188,710	83,914	66,925	93,138
買入金銭債権	1,128,566	965,629	883,682	642,908	495,643
特定取引資産	494,807	622,638	277,323	458,532	466,569
金銭の信託	68,744	73,748	71,015	211,677	211,106
有価証券	16,369,574	16,739,686	16,174,894	17,295,991	21,516,667
貸出金	5,587,005	5,853,497	5,437,226	6,263,824	5,254,813
外国為替	3,655	5,251	2,754	4,929	4,001
その他資産	584,460	296,988	384,845	324,854	419,077
有形固定資産	75,320	80,171	79,452	77,196	76,745
建物	21,210	28,316	28,185	25,723	23,897
土地	47,756	47,756	47,756	47,756	47,439
リース資産	－	－	15	1,199	3,325
建設仮勘定	4,332	1,396	157	59	41
その他の有形固定資産	2,020	2,701	3,337	2,457	2,040
無形固定資産	13,001	11,993	12,918	13,348	14,271
ソフトウェア	11,245	9,388	11,922	11,599	8,449
リース資産	－	－	105	1,396	4,861
その他の無形固定資産	1,755	2,604	891	353	960
繰延税金資産	9,843	113,691	83,018	45,732	28,823
債務保証見返	82,775	80,261	87,962	83,039	81,515
貸倒引当金	△ 9,950	△ 11,750	△ 28,641	△ 40,947	△ 23,811
投資損失引当金	△ 376	△ 376	△ 376	△ 326	△ 215
合計	**26,081,465**	**26,400,125**	**27,505,115**	**28,575,669**	**31,502,697**

■負債及び純資産

（単位：百万円）

科目	第 57 期 平19. 3.31	第 58 期 平20. 3.31	第 59 期 平21. 3.31	第 60 期 平22. 3.31	第 61 期 平23. 3.31
預金	18,001,758	18,617,447	18,804,798	19,720,544	21,568,801
譲渡性預金	159,833	81,347	1,040	2,910	530
債券	4,263,180	4,459,390	4,717,680	4,802,920	4,323,600
特定取引負債	65,532	93,868	100,010	102,896	139,458
借用金	440,260	405,760	1,938,360	628,950	630,950
売渡手形及びコールマネー	518,438	991,793	444,078	452,101	435,272
売現先勘定	113,747	73,455	105,885	－	－
債券貸借取引受入担保金	1,279,793	554,820	301,068	1,297,387	2,843,378
外国為替	244	254	175	122	144
その他負債	191,549	268,085	533,479	435,776	406,050
賞与引当金	1,509	1,456	1,467	1,266	1,413
役員賞与引当金	70	69	－	45	64
退職給付引当金	16,655	16,883	17,748	18,988	20,363
役員退職慰労引当金	84	324	363	483	498
特別法上の引当金	1	1	1	1	1
繰延税金負債	56	33	3	7	22
再評価に係る繰延税金負債	7,438	7,438	7,426	7,426	7,366
債務保証	82,775	80,261	87,962	83,039	81,515
負債計	**25,142,930**	**25,652,693**	**27,061,550**	**27,554,868**	**30,459,430**
純資産	**938,534**	**747,431**	**443,564**	**1,020,800**	**1,043,267**
出資金	290,998	290,998	290,998	490,998	490,998
資本剰余金	100,678	100,678	100,678	100,678	100,678
利益剰余金	520,421	546,546	351,423	380,630	395,280
会員勘定計	912,098	938,222	743,100	972,307	986,957
その他有価証券評価差額金	583	△ 214,661	△ 339,204	10,776	35,783
繰延ヘッジ損益	5,227	2,718	21,906	18,896	2,490
土地再評価差額金	13,995	13,995	14,007	14,007	13,875
為替換算調整勘定	563	330	△ 3,638	△ 3,016	△ 3,876
評価・換算差額等計	20,369	△ 197,616	△ 306,928	40,664	48,272
少数株主持分	6,066	6,825	7,392	7,828	8,037
合計	**26,081,465**	**26,400,125**	**27,505,115**	**28,575,669**	**31,502,697**

■資　　産

（単位：百万円）

科目	第 62 期 平24. 3.31	第 63 期 平25. 3.31	第 64 期 平26. 3.31	第 65 期 平27. 3.31	第 66 期 平28. 3.31
現金及び預け金	1,963,108	3,117,393	4,938,807	6,861,925	9,113,465
買入手形及びコールローン	663,867	636,264	578,351	510,601	339,088
買現先勘定	73,990	80,985	86,980	49,987	14,999
債券貸借取引支払保証金	71,529	187,023	173,390	142,726	120,541
買入金銭債権	392,916	330,758	269,583	231,858	177,689
特定取引資産	463,463	475,025	237,261	217,866	274,153
金銭の信託	181,193	182,901	132,854	132,774	72,826
有価証券	20,592,299	19,647,850	18,418,791	19,101,480	17,808,601
貸出金	5,374,701	5,460,170	5,975,834	5,885,741	6,763,824
外国為替	3,126	4,413	5,212	9,178	13,800
その他資産	292,485	105,724	137,413	87,294	106,115
有形固定資産	74,653	74,669	73,929	75,679	74,342
建物	22,226	21,351	22,598	21,590	22,102
土地	47,095	43,855	44,614	45,223	45,223
リース資産	2,990	5,285	4,493	5,085	3,631
建設仮勘定	631	611	25	2,424	955
その他の有形固定資産	1,709	3,563	2,197	1,355	2,429
無形固定資産	15,778	18,003	15,537	14,687	16,596
ソフトウェア	8,862	7,731	5,827	4,082	8,229
リース資産	5,529	9,969	9,050	8,424	6,604
その他の無形固定資産	1,386	302	659	2,181	1,762
繰延税金資産	10,853	1,863	3,896	3,370	3,637
債務保証見返	102,672	117,054	176,908	234,952	239,266
貸倒引当金	△ 28,069	△ 29,346	△ 40,183	△ 44,051	△ 46,043
投資損失引当金	△ 78	△ 52	△ 5	－	－
合計	**30,248,492**	**30,410,702**	**31,184,564**	**33,516,073**	**35,092,905**

■負債及び純資産

（単位：百万円）

科目	第 62 期 平24. 3.31	第 63 期 平25. 3.31	第 64 期 平26. 3.31	第 65 期 平27. 3.31	第 66 期 平28. 3.31
預金	21,595,428	21,998,539	23,672,509	25,549,540	27,213,896
譲渡性預金	450	1,770	5,290	5,810	130
債券	3,953,960	3,537,350	3,161,810	3,000,680	3,052,920
特定取引負債	136,023	148,338	158,537	146,314	129,461
借用金	792,410	811,890	937,320	935,320	829,320
売渡手形及びコールマネー	497,739	559,088	408,067	415,108	54,397
売現先勘定	－	－	35,437	73,944	63,804
債券貸借取引受入担保金	1,605,617	1,637,068	966,659	1,299,828	1,414,550
外国為替	162	187	558	264	256
その他負債	441,464	269,541	282,706	272,465	310,449
賞与引当金	1,476	1,508	1,593	1,616	1,765
役員賞与引当金	69	77	78	80	80
退職給付引当金	21,609	22,452	－	－	－
退職給付に係る負債	－	－	28,414	27,906	40,419
役員退職慰労引当金	529	551	508	524	554
特別法上の引当金	1	1	1	1	1
繰延税金負債	23	49,923	65,230	111,851	102,554
再評価に係る繰延税金負債	6,499	6,129	6,106	6,106	6,109
債務保証	102,672	117,054	176,908	234,952	239,266
負債計	**29,156,138**	**29,161,473**	**29,907,738**	**32,082,317**	**33,459,936**
純資産	**1,092,354**	**1,249,229**	**1,276,826**	**1,433,756**	**1,632,969**
出資金	490,998	490,998	490,998	490,998	690,998
資本剰余金	100,678	100,678	100,678	100,678	100,678
利益剰余金	410,621	429,841	450,930	497,099	520,923
会員勘定合計	1,002,298	1,021,518	1,042,607	1,088,776	1,312,600
その他有価証券評価差額金	156,850	298,822	286,413	440,090	477,944
繰延ヘッジ損益	△ 85,557	△ 90,092	△ 69,436	△ 114,477	△ 168,850
土地再評価差額金	14,495	13,532	13,441	13,457	13,455
為替換算調整勘定	△ 4,163	△ 3,313	△ 1,865	△ 1,285	△ 1,653
退職給付に係る調整累計額	－	－	△ 3,489	△ 2,563	△ 10,270
その他の包括利益累計額合計	81,625	218,948	225,064	335,222	310,625
非支配株主持分	8,430	8,763	9,154	9,758	9,743
合計	**30,248,492**	**30,410,702**	**31,184,564**	**33,516,073**	**35,092,905**

■資　　産

（単位：百万円）

科目	第 67 期 平29. 3.31	第 68 期 平30. 3.31	第 69 期 平31. 3.31	第 70 期 令 2. 3.31
現金及び預け金	10,611,955	12,393,632	13,346,876	13,532,061
買入手形及びコールローン	362,234	413,259	765,887	107,166
買現先勘定	19,999	89,999	39,999	20,725
債券貸借取引支払保証金	86,206	15,340	23,229	1,430
買入金銭債権	180,477	177,359	221,732	222,175
特定取引資産	232,088	250,424	248,586	411,275
金銭の信託	－	99,789	150,317	103,727
有価証券	17,164,425	17,108,434	16,583,668	16,456,230
貸出金	7,995,391	6,952,660	7,038,785	8,468,123
外国為替	20,514	20,460	21,130	79,114
その他資産	488,622	967,208	936,752	1,187,809
有形固定資産	73,899	71,353	76,866	74,613
建物	23,084	21,823	22,226	21,357
土地	45,223	45,120	43,545	43,545
リース資産	3,129	1,772	8,710	7,022
建設仮勘定	448	1,056	801	703
その他の有形固定資産	2,014	1,580	1,582	1,984
無形固定資産	14,843	12,999	21,570	22,312
ソフトウェア	7,905	7,251	9,988	15,484
リース資産	4,938	2,842	6,914	4,628
その他の無形固定資産	1,998	2,905	4,667	2,199
繰延税金資産	3,895	3,996	4,160	4,394
債務保証見返	255,536	256,687	244,051	208,005
貸倒引当金	△ 45,499	△ 43,157	△ 30,238	△ 31,070
合計	**37,464,593**	**38,790,449**	**39,693,375**	**40,868,096**

■負債及び純資産

（単位：百万円）

科目	第 67 期 平29. 3.31	第 68 期 平30. 3.31	第 69 期 平31. 3.31	第 70 期 令 2. 3.31
預金	29,150,074	30,230,956	30,941,297	31,173,847
譲渡性預金	40	－	－	－
債券	2,950,000	2,705,490	2,484,300	2,134,520
特定取引負債	84,345	66,636	72,165	37,558
借用金	1,203,870	1,637,770	1,967,180	3,250,980
売渡手形及びコールマネー	27,821	40,313	37,878	46,191
売現先勘定	188,402	98,373	152,777	232,066
債券貸借取引受入担保金	1,606,958	1,789,012	1,784,546	1,788,395
外国為替	368	447	1,397	1,413
信託勘定借	360	5,375	14,025	22,021
その他負債	234,605	204,426	198,002	335,863
賞与引当金	1,726	1,721	1,779	1,812
役員賞与引当金	83	89	86	90
退職給付に係る負債	41,524	41,525	42,406	44,539
役員退職慰労引当金	535	595	587	650
特別法上の引当金	1	1	1	1
繰延税金負債	86,387	78,321	84,345	33,770
再評価に係る繰延税金負債	6,109	6,100	6,081	6,081
債務保証	255,536	256,687	244,051	208,005
負債計	**35,838,750**	**37,163,843**	**38,032,909**	**39,317,809**
純資産	**1,625,842**	**1,626,605**	**1,660,465**	**1,550,287**
出資金	690,998	690,998	690,998	690,998
資本剰余金	100,678	100,678	100,678	100,678
利益剰余金	546,678	571,563	595,294	615,918
会員勘定合計	1,338,355	1,363,240	1,386,971	1,407,595
その他有価証券評価差額金	348,931	299,808	323,683	279,543
繰延ヘッジ損益	△ 72,705	△ 50,303	△ 66,632	△ 153,703
土地再評価差額金	13,455	13,433	14,894	14,894
為替換算調整勘定	△ 3,246	△ 2,848	△ 3,383	△ 3,237
退職給付に係る調整累計額	△ 9,351	△ 7,681	△ 6,892	△ 7,014
その他の包括利益累計額合計	277,083	252,409	261,669	130,482
非支配株主持分	10,403	10,956	11,824	12,209
合計	**37,464,593**	**38,790,449**	**39,693,375**	**40,868,096**

［連結損益計算書］

（単位：百万円）

科目	第 49 期 自平10. 4. 1 至平11. 3.31	第 50 期 自平11. 4. 1 至平12. 3.31	第 51 期 自平12. 4. 1 至平13. 3.31	第 52 期 自平13. 4. 1 至平14. 3.31
経常収益	**504,659**	**454,232**	**345,235**	**323,495**
資金運用収益	460,399	407,457	301,579	272,606
貸出金利息	113,920	105,722	92,350	80,641
預け金利息	74,528	46,371	29,418	16,405
金融機関貸付等利息	22,784	9,943	10,234	8,057
有価証券利息配当金	225,606	218,722	159,961	162,175
再預託金利息	569	508	188	165
その他の受入利息	22,989	26,189	9,426	5,161
役務取引等収益	21,139	24,647	25,418	24,717
特定取引収益	759	1,267	1,321	755
その他業務収益	9,213	15,311	15,900	23,319
その他経常収益	13,147	5,548	1,014	2,095
経常費用	**459,638**	**399,628**	**280,372**	**266,610**
資金調達費用	274,426	226,359	201,111	179,901
預金利息	126,276	91,069	93,293	78,773
譲渡性預金利息	427	1,594	2,683	2,021
債券利息	58,412	58,397	56,923	55,404
借用金利息	10,320	8,874	13,215	9,043
預託金利息	569	508	188	165
その他の支払利息	78,420	65,915	34,806	34,493
役務取引等費用	11,992	11,979	9,858	8,030
特定取引費用	－	248	148	224
その他業務費用	78,122	97,427	15,309	23,226
経費	42,899	43,528	44,537	44,435
その他経常費用	52,197	20,084	9,407	10,792
貸倒引当金繰入額	41,662	－	1,511	－
その他の経常費用	10,535	20,084	7,896	10,792
経常利益	**45,021**	**54,604**	**64,862**	**56,884**
特別利益	**270**	**17,275**	**9**	**457**
動産不動産処分益	256	114	4	－
その他の特別利益	14	17,161	4	457
特別損失	**547**	**7,840**	**1,227**	**516**
動産不動産処分損	547	292	43	265
証券取引責任準備金繰入額	0	0	－	－
その他の特別損失	－	7,547	1,183	251
税金等調整前当期純利益	**44,744**	**64,039**	**63,643**	**56,825**
法人税、住民税及び事業税	**24,222**	**15,767**	**17,517**	**16,203**
法人税等調整額	**△ 3,688**	**6,198**	**1,476**	**1,733**
少数株主利益	**398**	**566**	**420**	**415**
当期純利益	**23,812**	**41,507**	**44,229**	**38,472**

（単位：百万円）

科目	第 53 期 自平14. 4. 1 至平15. 3.31	第 54 期 自平15. 4. 1 至平16. 3.31	第 55 期 自平16. 4. 1 至平17. 3.31	第 56 期 自平17. 4. 1 至平18. 3.31
経常収益	**292,833**	**274,359**	**295,936**	**346,626**
資金運用収益	244,954	228,390	251,334	290,822
貸出金利息	74,658	69,206	63,755	58,389
預け金利息	9,603	4,342	6,419	11,781
金融機関貸付等利息	6,156	4,123	3,879	4,088
有価証券利息配当金	151,878	148,524	174,807	212,953
再預託金利息	0	−	−	−
その他の受入利息	2,656	2,193	2,471	3,609
役務取引等収益	26,316	28,312	29,097	30,220
特定取引収益	1,810	1,992	905	2,436
その他業務収益	16,824	11,254	14,051	16,891
その他経常収益	2,927	4,409	547	6,255
経常費用	**238,799**	**218,443**	**232,852**	**283,021**
資金調達費用	153,945	146,353	163,768	201,500
預金利息	48,927	38,159	44,354	62,824
譲渡性預金利息	980	631	1,140	3,049
債券利息	50,283	42,911	36,263	29,566
借用金利息	12,014	18,166	35,271	54,479
預託金利息	0	−	−	−
その他の支払利息	41,738	46,484	46,739	51,580
役務取引等費用	7,607	7,428	7,583	7,684
特定取引費用	307	−	45	8
その他業務費用	20,069	12,902	12,701	24,820
経費	47,310	47,460	47,983	47,207
その他経常費用	9,559	4,298	769	1,799
その他の経常費用	9,559	4,298	769	1,799
経常利益	**54,033**	**55,915**	**63,083**	**63,605**
特別利益	**567**	**6,981**	**4,969**	**3,444**
動産不動産処分益	13	8	539	−
償却債権取立益	−	−	327	0
その他の特別利益	554	6,973	4,102	3,444
特別損失	**1,675**	**11,008**	**988**	**595**
動産不動産処分損	405	360	648	557
その他の特別損失	1,270	10,648	339	37
税金等調整前当期純利益	**52,925**	**51,889**	**67,064**	**66,454**
法人税、住民税及び事業税	**13,649**	**16,436**	**20,255**	**18,708**
法人税等調整額	**△ 951**	**△ 3,346**	**1,007**	**2,550**
少数株主利益又は少数株主損失	**△ 53**	**△ 2,537**	**744**	**1,257**
当期純利益	**40,280**	**41,336**	**45,056**	**43,937**

（単位：百万円）

科目	第 57 期 自平18. 4. 1 至平19. 3.31	第 58 期 自平19. 4. 1 至平20. 3.31	第 59 期 自平20. 4. 1 至平21. 3.31	第 60 期 自平21. 4. 1 至平22. 3.31
経常収益	**369,790**	**445,864**	**484,597**	**392,799**
資金運用収益	315,221	369,525	390,726	292,334
貸出金利息	63,163	72,208	75,756	65,438
預け金利息	12,747	25,998	44,271	12,237
買入手形利息及びコールローン利息	5,570	7,833	5,545	2,683
買現先利息	278	438	455	105
債券貸借取引受入利息	1,868	2,556	1,434	583
有価証券利息配当金	224,155	246,369	249,840	194,599
その他の受入利息	7,436	14,120	13,422	16,687
役務取引等収益	30,754	31,585	29,099	29,768
特定取引収益	9,576	11,623	8,509	9,942
その他業務収益	2,150	23,225	38,137	37,583
その他経常収益	12,088	9,904	18,124	23,170
経常費用	**315,316**	**392,034**	**701,378**	**373,071**
資金調達費用	226,663	300,229	310,349	227,349
預金利息	106,598	158,527	172,684	149,477
譲渡性預金利息	4,164	6,281	1,382	2
債券利息	32,085	41,086	50,632	56,988
借用金利息	5,557	7,033	13,598	13,259
売渡手形利息及びコールマネー利息	8,552	6,670	4,622	712
売現先利息	1,626	1,208	579	62
債券貸借取引支払利息	36,178	26,933	11,397	2,851
その他の支払利息	31,899	52,488	55,452	3,995
役務取引等費用	8,497	8,989	9,939	10,539
特定取引費用	275	475	－	470
その他業務費用	32,681	25,833	183,965	30,075
経費	46,964	47,348	44,779	43,486
その他経常費用	234	9,157	152,344	61,150
貸倒引当金繰入額	－	2,824	17,742	16,654
その他の経常費用	234	6,333	134,602	44,495
経常利益又は経常損失	**54,473**	**53,829**	**△ 216,781**	**19,728**
特別利益	**1,637**	**5**	**0**	**50**
固定資産処分益	0	0	－	0
貸倒引当金戻入益	1,633	－	－	－
償却債権取立益	1	4	0	－
投資損失引当金戻入益	－	－	－	50
その他の特別利益	2	0	0	－
特別損失	**1,316**	**545**	**342**	**64**
固定資産処分損	297	505	237	25
減損損失	49	34	－	－
その他の特別損失	969	5	104	38
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失	**54,794**	**53,289**	**△ 217,122**	**19,714**
法人税、住民税及び事業税	**14,164**	**18,968**	**1,449**	**1,244**
法人税等還付額	**－**	**－**	**11,627**	**－**
法人税等調整額	**1,449**	**△ 5,263**	**△ 25,059**	**△ 11,240**
法人税等合計	**－**	**－**	**△ 35,236**	**△ 9,995**
少数株主利益	**942**	**857**	**633**	**503**
当期純利益又は当期純損失	**38,238**	**38,727**	**△ 182,518**	**29,206**

（単位：百万円）

科目	第 61 期 自平22. 4. 1 至平23. 3.31	第 62 期 自平23. 4. 1 至平24. 3.31	第 63 期 自平24. 4. 1 至平25. 3.31	第 64 期 自平25. 4. 1 至平26. 3.31
経常収益	**360,140**	**395,226**	**408,860**	**307,837**
資金運用収益	279,303	264,149	240,936	230,006
貸出金利息	52,480	45,247	39,605	33,258
預け金利息	6,926	6,215	4,069	6,495
買入手形利息及びコールローン利息	2,322	2,639	1,280	891
買現先利息	148	79	77	104
債券貸借取引受入利息	360	311	430	367
有価証券利息配当金	212,809	206,445	192,930	186,990
その他の受入利息	4,255	3,209	2,541	1,898
役務取引等収益	31,111	31,861	31,443	34,287
特定取引収益	12,919	15,363	11,969	15,462
その他業務収益	29,610	79,449	121,520	21,355
その他経常収益	7,195	4,402	2,989	6,726
償却債権取立益	－	20	41	154
投資損失引当金戻入益	－	136	25	46
その他の経常収益	7,195	4,245	2,922	6,524
経常費用	**321,980**	**357,327**	**365,637**	**255,220**
資金調達費用	223,574	197,241	162,183	141,383
預金利息	116,110	81,914	65,006	53,319
譲渡性預金利息	1	1	0	0
債券利息	55,693	46,927	35,061	23,540
借用金利息	12,675	12,716	11,033	9,701
売渡手形利息及びコールマネー利息	624	827	966	696
売現先利息	1	8	6	1
債券貸借取引支払利息	5,249	4,415	4,337	2,621
その他の支払利息	33,217	50,430	45,770	51,502
役務取引等費用	10,808	10,483	10,622	11,301
特定取引費用	734	26	635	224
その他業務費用	22,984	85,310	138,465	45,584
経費	45,606	46,148	45,256	44,890
その他経常費用	18,271	18,115	8,473	11,836
貸倒引当金繰入額	－	4,258	1,862	10,927
その他の経常費用	18,271	13,856	6,611	908
経常利益	**38,160**	**37,898**	**43,223**	**52,616**
特別利益	**1,679**	**51**	**56**	**334**
固定資産処分益	－	51	56	334
貸倒引当金戻入益	1,553	－	－	－
償却債権取立益	13	－	－	－
投資損失引当金戻入益	111	－	－	－
その他の特別利益	0	－	－	－
特別損失	**380**	**335**	**1,831**	**328**
固定資産処分損	95	66	18	325
減損損失	253	268	1,813	－
その他の特別損失	30	－	－	3
税金等調整前当期純利益	**39,458**	**37,614**	**41,448**	**52,622**
法人税、住民税及び事業税	**790**	**1,251**	**1,006**	**3,282**
法人税等調整額	**10,437**	**6,097**	**7,180**	**11,021**
法人税等合計	**11,228**	**7,349**	**8,186**	**14,304**
少数株主損益調整前当期純利益	**28,230**	**30,265**	**33,261**	**38,318**
少数株主利益	**342**	**459**	**399**	**706**
当期純利益	**27,887**	**29,805**	**32,862**	**37,612**

（単位：百万円）

科目	第 65 期 自平26. 4. 1 至平27. 3.31	第 66 期 自平27. 4. 1 至平28. 3.31	第 67 期 自平28. 4. 1 至平29. 3.31
経常収益	**307,894**	**302,116**	**319,307**
資金運用収益	219,763	204,873	201,637
貸出金利息	27,652	23,783	17,869
預け金利息	7,481	9,532	8,448
買入手形利息及びコールローン利息	1,107	1,064	753
買現先利息	58	20	0
債券貸借取引受入利息	279	75	148
有価証券利息配当金	181,761	169,535	173,879
その他の受入利息	1,422	860	538
信託報酬	－	－	595
役務取引等収益	37,122	40,562	42,685
特定取引収益	18,836	12,555	5,260
その他業務収益	22,542	37,559	59,028
その他経常収益	9,630	6,565	10,099
貸倒引当金戻入益	－	－	544
償却債権取立益	43	8	10
投資損失引当金戻入益	5	－	－
その他の経常収益	9,581	6,557	9,544
経常費用	**222,835**	**241,940**	**266,467**
資金調達費用	130,841	127,331	122,381
預金利息	48,540	44,590	39,689
譲渡性預金利息	2	1	0
債券利息	13,921	10,561	7,998
借用金利息	11,224	10,933	8,292
売渡手形利息及びコールマネー利息	731	690	254
売現先利息	97	239	1,062
債券貸借取引支払利息	2,237	4,478	9,267
その他の支払利息	54,086	55,835	55,817
役務取引等費用	12,363	14,249	14,784
特定取引費用	231	－	－
その他業務費用	29,092	47,696	74,534
経費	46,160	48,611	52,043
その他経常費用	4,144	4,050	2,724
貸倒引当金繰入額	3,987	2,092	－
その他の経常費用	157	1,958	2,724
経常利益	**85,059**	**60,175**	**52,840**
特別利益	**－**	**37**	**－**
固定資産処分益	－	37	－
特別損失	**193**	**156**	**35**
固定資産処分損	128	156	11
減損損失	64	－	－
その他の特別損失	－	－	24
税金等調整前当期純利益	**84,866**	**60,057**	**52,804**
法人税、住民税及び事業税	**18,988**	**16,909**	**12,199**
法人税等調整額	**2,594**	**△ 278**	**△ 3,948**
法人税等合計	**21,583**	**16,631**	**8,250**
当期純利益	**63,282**	**43,425**	**44,554**
非支配株主に帰属する当期純利益	**586**	**643**	**682**
親会社株主に帰属する当期純利益	**62,696**	**42,781**	**43,871**

（単位：百万円）

科目	第 68 期 自平29. 4. 1 至平30. 3.31	第 69 期 自平30. 4. 1 至平31. 3.31	第 70 期 自平31. 4. 1 至令 2. 3.31
経常収益	**304,692**	**293,727**	**301,954**
資金運用収益	220,528	193,754	207,202
貸出金利息	17,597	19,518	20,371
預け金利息	8,417	8,466	9,026
買入手形利息及びコールローン利息	706	946	670
買現先利息	0	△ 336	△ 780
債券貸借取引受入利息	131	6	0
有価証券利息配当金	193,032	164,344	176,804
その他の受入利息	642	810	1,109
信託報酬	351	399	759
役務取引等収益	42,779	43,670	44,151
特定取引収益	3,904	4,078	2,001
その他業務収益	24,406	33,801	45,067
その他経常収益	12,722	18,023	2,772
貸倒引当金戻入益	2,341	12,727	－
償却債権取立益	4	36	33
その他の経常収益	10,376	5,259	2,738
経常費用	**243,841**	**230,274**	**245,243**
資金調達費用	121,559	119,534	113,700
預金利息	37,839	40,218	41,878
譲渡性預金利息	0	－	－
債券利息	5,920	4,489	3,077
借用金利息	7,066	3,595	1,795
売渡手形利息及びコールマネー利息	461	537	590
売現先利息	1,920	1,258	1,748
債券貸借取引支払利息	15,883	23,687	19,784
その他の支払利息	52,467	45,746	44,824
役務取引等費用	15,386	15,758	16,243
特定取引費用	133	316	－
その他業務費用	54,228	41,883	54,119
経費	51,647	52,183	53,645
その他経常費用	886	596	7,534
貸倒引当金繰入額	－	－	832
その他の経常費用	886	596	6,702
経常利益	**60,850**	**63,452**	**56,711**
特別利益	**2,200**	**81**	**－**
固定資産処分益	－	81	－
その他の特別利益	2,200	－	－
特別損失	**177**	**1,598**	**353**
固定資産処分損	117	31	266
減損損失	60	1,567	86
その他の特別損失	－	－	－
税金等調整前当期純利益	**62,873**	**61,935**	**56,358**
法人税、住民税及び事業税	**16,389**	**13,997**	**16,066**
法人税等調整額	**1,490**	**2,280**	**△ 409**
法人税等合計	**17,880**	**16,278**	**15,656**
当期純利益	**44,992**	**45,657**	**40,701**
非支配株主に帰属する当期純利益	**526**	**875**	**474**
親会社株主に帰属する当期純利益	**44,466**	**44,781**	**40,227**

［連結剰余金計算書］

（単位：百万円）

科目	第 49 期 自平10. 4. 1 至平11. 3.31	第 50 期 自平11. 4. 1 至平12. 3.31	第 51 期 自平12. 4. 1 至平13. 3.31	第 52 期 自平13. 4. 1 至平14. 3.31
連結剰余金期首残高	**256,755**	**275,417**	**311,846**	**348,828**
連結剰余金増加高	101	296	49	347
再評価差額金取崩額	－	296	49	344
連結子会社に対する持分所有割合の変動に伴う剰余金増加高	101	－	－	3
連結剰余金減少高	5,252	5,373	7,297	12,699
配当金	4,789	5,275	7,198	12,603
役員賞与	99	97	98	95
連結子会社の減少に伴う剰余金減少高	363	－	－	－
当期純利益	**23,812**	**41,507**	**44,229**	**38,472**
連結剰余金期末残高	**275,417**	**311,846**	**348,828**	**374,949**

科目	第 53 期 自平14. 4. 1 至平15. 3.31	第 54 期 自平15. 4. 1 至平16. 3.31	第 55 期 自平16. 4. 1 至平17. 3.31	第 56 期 自平17. 4. 1 至平18. 3.31
資本剰余金期首残高	**100,678**	**100,678**	**100,678**	**100,678**
資本剰余金増加高	－	－	－	－
資本剰余金減少高	－	－	－	－
資本剰余金期末残高	**100,678**	**100,678**	**100,678**	**100,678**
利益剰余金期首残高	**374,949**	**402,364**	**431,206**	**463,565**
利益剰余金増加高	40,280	41,520	45,056	43,937
当期純利益	40,280	41,336	45,056	43,937
土地再評価差額金取崩額	－	184	－	－
利益剰余金減少高	12,865	12,678	12,697	12,683
配当金	12,603	12,603	12,603	12,603
役員賞与	89	75	68	65
土地再評価差額金取崩額	172	－	26	14
利益剰余金期末残高	**402,364**	**431,206**	**463,565**	**494,819**

科目	第 57 期 自平18. 4. 1 至平19. 3.31	第 58 期 自平19. 4. 1 至平20. 3.31	第 59 期 自平20. 4. 1 至平21. 3.31	第 60 期 自平21. 4. 1 至平22. 3.31
資本剰余金期首残高	**100,678**	**100,678**	**100,678**	**100,678**
資本剰余金増加高	－	－	－	－
資本剰余金減少高	－	－	－	－
資本剰余金期末残高	**100,678**	**100,678**	**100,678**	**100,678**
利益剰余金期首残高	**494,819**	**520,421**	**546,546**	**351,423**
利益剰余金増加高	38,281	38,727	－	29,206
当期純利益	38,238	38,727	－	29,206
土地再評価差額金取崩額	43	－	－	－
利益剰余金減少高	12,679	12,603	195,122	－
当期純損失	－	－	182,518	－
配当金	12,603	12,603	12,603	－
役員賞与	76	－	－	－
利益剰余金期末残高	**520,421**	**546,546**	**351,423**	**380,630**

（単位：百万円）

科目	第 61 期 自平22. 4. 1 至平23. 3.31	第 62 期 自平23. 4. 1 至平24. 3.31	第 63 期 自平24. 4. 1 至平25. 3.31
資本剰余金期首残高	100,678	100,678	100,678
資本剰余金増加高	－	－	－
資本剰余金減少高	－	－	－
資本剰余金期末残高	100,678	100,678	100,678
利益剰余金期首残高	380,630	395,280	410,621
利益剰余金増加高	28,020	29,979	33,823
当期純利益	27,887	29,805	32,862
土地再評価差額金取崩額	132	173	960
利益剰余金減少高	13,370	14,637	14,603
配当金	13,370	14,603	14,603
連結子会社の減少に伴う減少	－	34	－
利益剰余金期末残高	395,280	410,621	429,841

科目	第 64 期 自平25. 4. 1 至平26. 3.31	第 65 期 自平26. 4. 1 至平27. 3.31
資本剰余金期首残高	100,678	100,678
資本剰余金増加高	－	－
資本剰余金減少高	－	－
資本剰余金期末残高	100,678	100,678
利益剰余金期首残高	429,841	450,930
会計方針の変更による累積的影響額	－	87
会計方針の変更を反映した利益剰余金期首残高	－	451,017
利益剰余金増加高	37,692	62,696
当期純利益	37,612	62,696
土地再評価差額金取崩額	79	－
利益剰余金減少高	16,603	16,615
配当金	16,603	16,603
土地再評価差額金取崩額	－	11
利益剰余金期末残高	450,930	497,099

科目	第 66 期 自平27. 4. 1 至平28. 3.31	第 67 期 自平28. 4. 1 至平29. 3.31
資本剰余金期首残高	100,678	100,678
資本剰余金増加高	－	－
資本剰余金減少高	－	－
資本剰余金期末残高	100,678	100,678
利益剰余金期首残高	497,099	520,923
利益剰余金増加高	42,781	43,871
親会社株主に帰属する当期純利益	42,781	43,871
利益剰余金減少高	18,957	18,115
配当金	18,957	18,115
利益剰余金期末残高	520,923	546,678

（単位：百万円）

科目	第　68　期 自平29. 4. 1 至平30. 3.31	第　69　期 自平30. 4. 1 至平31. 3.31	第　70　期 自平31. 4. 1 令 2. 3.31
資本剰余金期首残高	**100,678**	**100,678**	**100,678**
資本剰余金増加高	－	－	－
資本剰余金減少高	－	－	－
資本剰余金期末残高	**100,678**	**100,678**	**100,678**
利益剰余金期首残高	**546,678**	**571,563**	**595,294**
利益剰余金増加高	44,488	44,781	40,227
親会社株主に帰属する当期純利益	44,466	44,781	40,227
土地再評価差額金取崩額	22	－	－
利益剰余金減少高	19,603	21,050	19,603
配当金	19,603	19,603	19,603
土地再評価差額金取崩額	－	1,447	－
利益剰余金期末残高	**571,563**	**595,294**	**615,918**

(3) 自己資本比率

■単　体

（単位：億円、%）

項目		第 49 期 平11. 3.31	第 50 期 平12. 3.31	第 51 期 平13. 3.31	第 52 期 平14. 3.31	第 53 期 平15. 3.31	第 54 期 平16. 3.31
自己資本額		5,275	6,275	7,399	7,198	9,185	8,887
増減		778	1,000	1,124	△201	1,987	△298
基本的項目（Tier1）		4,657	6,004	7,228	7,484	7,760	8,083
出資金		1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
優先出資金		499	499	909	909	909	909
資本準備金		499	499	1,006	1,006	1,006	1,006
利益準備金		432	474	518	557	598	643
特別積立金		2,137	2,407	2,667	2,884	3,119	3,397
次期繰越金		88	123	126	126	127	127
その他有価証券の評価差損		－	－	－	－	－	－
補完的項目（Tier2）		805	560	998	1,028	3,161	3,044
有価証券含み益		33	40	561	317	448	357
再評価差額		100	99	98	96	97	96
一般貸倒引当金		350	180	179	194	148	132
永久劣後ローン		－	－	－	－	－	－
期限付劣後ローン等		320	240	160	420	2,467	2,457
控除項目		△ 188	△ 289	△ 828	△ 1,315	△ 1,737	△ 2,241
リスク・アセット等		42,969	42,370	45,440	48,221	57,482	53,908
	増減	756	△599	3,070	2,781	9,261	△3,574
自己資本比率	国際統一基準	12.27	14.81	16.28	14.92	15.98	16.48
	国内基準	－	－	－	－	－	－

項目		第 55 期 平17. 3.31	第 56 期 平18. 3.31	第 57 期 平19. 3.31	第 58 期 平20. 3.31	第 59 期 平21. 3.31	第 60 期 平22. 3.31
自己資本額		8,919	9,277	10,673	8,681	11,212	12,946
増減		32	358	1,396	△1,992	2,531	1,734
基本的項目（Tier1）		8,382	8,181	8,921	6,957	7,305	9,455
出資金		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	4,000
優先出資金		909	909	909	909	909	909
資本準備金		1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006
利益準備金		686	729	766	801	801	830
特別積立金		3,652	3,911	4,111	4,298	2,587	2,707
次期繰越金		127	127	127	127	－	0
その他有価証券の評価差損		－	△ 502	－	△ 2,186	－	－
補完的項目（Tier2）		2,925	3,639	4,241	4,245	6,533	6,534
有価証券含み益		261	－	17	－	－	－
再評価差額		96	96	96	96	96	96
一般貸倒引当金		109	85	70	91	138	148
永久劣後ローン		－	1,000	1,000	1,000	3,269	3,269
期限付劣後ローン等		2,457	2,457	3,057	3,057	3,029	3,019
控除項目		△ 2,388	△ 2,543	△ 2,489	△ 2,521	△ 2,626	△ 3,043
リスク・アセット等		57,183	65,416	53,534	55,496	49,985	46,131
	増減	3,275	8,233	△11,882	1,962	△5,511	△ 3,854
自己資本比率	国際統一基準	15.59	14.18	19.93	15.64	－	－
	国内基準	－	－	－	－	22.43	28.06

（備考）自己資本比率は、平成18年3月末以前は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に定められた基準（平成5年大蔵省告示第62号）」に基づき算出し、19年3月末以降は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出している。
また、21年3月末以降は、バーゼルⅡに基づき算出している。

■単　体

（単位：億円、％）

項目		第 61 期 平23. 3.31	第 62 期 平24. 3.31	第 63 期 平25. 3.31
自己資本額		13,267	13,604	14,013
増減		321	337	409
基本的項目（Tier1）		9,584	9,730	9,894
出資金		4,000	4,000	4,000
優先出資金		909	909	909
資本準備金		1,006	1,006	1,006
利益準備金		858	888	921
特別積立金		2,809	2,919	3,050
繰越金（当期末残高）		0	5	6
補完的項目（Tier2）		6,549	6,685	6,840
再評価差額		95	94	88
一般貸倒引当金		163	220	238
永久劣後ローン		3,269	3,269	3,269
期限付劣後ローン等		3,019	3,101	3,243
控除項目		△ 2,866	△ 2,811	△ 2,721
リスク・アセット等		41,740	41,803	41,925
	増減	△ 4,391	63	122
自己資本比率	国内基準	31.78	32.54	33.42

（備考）1. 自己資本比率は、平成21年3月末以降、バーゼルⅡに基づき算出している。
2. 単体自己資本額のうち、繰越金（当期末残高）は、平成23年3月末まで次期繰越金である。

■単　体

（単位：億円、％）

項目	第64期 平26. 3.31		第65期 平27. 3.31		第66期 平28. 3.31		第67期 平29. 3.31	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目の額	18,124	／	17,799	／	19,298	／	18,703	／
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,083	／	10,502	／	12,729	／	12,947	／
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,916	／	5,916	／	7,916	／	7,916	／
うち、利益剰余金の額	4,332	／	4,775	／	4,994	／	5,227	／
うち、外部流出予定額（△）	166	／	189	／	181	／	196	／
うち、上記以外に該当するものの額	－	／	－	／	－	／	－	／
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	353	／	377	／	418	／	374	／
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	353	／	377	／	418	／	374	／
うち、適格引当金コア資本算入額	－	／	－	／	－	／	－	／
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	7,599	／	6,839	／	6,079	／	5,319	／
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	／	－	／	－	／	－	／
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	87	／	79	／	70	／	61	／
コア資本に係る調整項目の額	1,480	／	1,515	／	1,290	／	1,280	／
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の合計額	－	33	6	26	23	35	34	23
うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	－	33	6	26	23	35	34	23
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	26	－	－	－	－	－	－
適格引当金不足額	－	－	－	－	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－	－	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－	－	－	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－	－	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	1,480	236	1,509	189	1,267	113	1,245	106
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－	－	－	－	－	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
特定項目に係る15％基準超過額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
自己資本の額	16,644	／	16,283	／	18,008	／	17,422	／
リスク・アセット等の額の合計額	43,985	／	44,661	／	42,485	／	45,503	／
信用リスク・アセットの額の合計額	42,642	／	42,657	／	40,716	／	44,088	／
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 324	／	△ 89	／	29	／	237	／
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	33	／	26	／	35	／	23	／
うち、繰延税金資産	26	／	－	／	－	／	－	／
うち、前払年金費用	－	／	－	／	－	／	－	／
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 816	／	△ 501	／	△ 315	／	△ 87	／
うち、上記以外に該当するものの額	431	／	385	／	309	／	301	／
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	1,343	／	2,003	／	1,768	／	1,415	／
信用リスク・アセット調整額	－	／	－	／	－	／	－	／
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	／	－	／	－	／	－	／
自己資本比率（国内基準）	37.84	／	36.46	／	42.38	／	38.28	／

（備考）自己資本比率は、平成26年3月末以降、バーゼルⅢに基づき算出している。

■単　体

（単位：億円、％）

項目	第68期 平30. 3.31		第69期 平31. 3.31	第70期 令 2. 3.31
		経過措置による不算入額		
コア資本に係る基礎項目の額	**17,517**	／	**15,386**	**15,569**
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,216	／	13,429	13,612
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,916	／	7,916	7,916
うち、利益剰余金の額	5,496	／	5,708	5,891
うち、外部流出予定額（△）	196	／	196	196
うち、上記以外に該当するものの額	－	／	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	353	／	284	294
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	353	／	284	294
うち、適格引当金コア資本算入額	－	／	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,894	／	1,624	1,624
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	／	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	52	／	47	37
コア資本に係る調整項目の額	**1,239**	／	**1,244**	**911**
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の合計額	41	10	55	41
うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	41	10	55	41
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－	－	－
適格引当金不足額	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	1,197	55	1,188	870
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
特定項目に係る15％基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
自己資本の額	**16,278**	／	**14,142**	**14,657**
リスク・アセット等の額の合計額	**51,475**	／	**57,765**	**58,199**
信用リスク・アセットの額の合計額	49,973	／	56,180	56,419
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	190	／	179	179
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	10	／	－	－
うち、繰延税金資産	－	／	－	－
うち、前払年金費用	－	／	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 70	／	△ 30	△ 30
うち、上記以外に該当するものの額	250	／	209	209
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	1,501	／	1,584	1,779
信用リスク・アセット調整額	－	／	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	／	－	－
自己資本比率（国内基準）	**31.62**	／	**24.48**	**25.18**

（備考）自己資本比率は、平成26年3月末以降、バーゼルⅢに基づき算出している。

■連　結

（単位：億円、％）

項目	第49期 平11. 3.31	第50期 平12. 3.31	第51期 平13. 3.31	第52期 平14. 3.31	第53期 平15. 3.31	第54期 平16. 3.31
自己資本額	5,351	6,354	7,473	7,287	9,292	8,933
増減	784	1,003	1,119	△186	2,005	△359
基本的項目（Tier1）	4,733	6,083	7,301	7,574	7,867	8,130
出資金	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
優先出資金	499	499	909	909	909	909
資本剰余金	499	499	1,006	1,006	1,006	1,006
利益剰余金	2,699	3,045	3,360	3,622	3,896	4,185
その他有価証券の評価差損	－	－	－	－	－	－
為替換算調整勘定	－	－	△ 18	△ 11	△ 10	△ 11
少数株主持分	33	38	42	46	65	39
補完的項目（Tier2）	806	560	999	1,028	3,161	3,044
有価証券含み益	33	40	561	317	448	357
再評価差額	100	99	98	96	97	96
一般貸倒引当金	351	180	179	194	148	132
永久劣後ローン	－	－	－	－	－	－
期限付劣後ローン等	320	240	160	420	2,467	2,457
控除項目	△ 188	△ 289	△ 828	△ 1,315	△ 1,737	△ 2,241
リスク・アセット等	42,829	42,167	45,214	47,992	57,344	53,684
増減	852	△662	3,047	2,778	9,352	△3,660
自己資本比率 国際統一基準	12.49	15.07	16.52	15.18	16.20	16.64
自己資本比率 国内基準	－	－	－	－	－	－

項目	第55期 平17. 3.31	第56期 平18. 3.31	第57期 平19. 3.31	第58期 平20. 3.31	第59期 平21. 3.31	第60期 平22. 3.31
自己資本額	9,003	9,377	10,818	8,865	11,375	13,128
増減	70	374	1,441	△1,953	2,510	1,753
基本的項目（Tier1）	8,464	8,279	9,059	7,140	7,467	9,634
出資金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	4,000
優先出資金	909	909	909	909	909	909
資本剰余金	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006
利益剰余金	4,508	4,820	5,076	5,338	3,512	3,669
その他有価証券の評価差損	－	△ 502	－	△ 2,185	－	－
為替換算調整勘定	△ 7	△ 6	5	3	△ 36	△ 30
少数株主持分	47	51	60	68	73	78
補完的項目（Tier2）	2,926	3,641	4,248	4,246	6,534	6,536
有価証券含み益	261	－	18	－	－	－
再評価差額	96	96	96	96	96	96
一般貸倒引当金	110	87	75	92	139	150
永久劣後ローン	－	1,000	1,000	1,000	3,269	3,269
期限付劣後ローン等	2,457	2,457	3,057	3,057	3,029	3,019
控除項目	△ 2,388	△ 2,543	△ 2,489	△ 2,521	△ 2,626	△ 3,043
リスク・アセット等	57,080	65,367	53,836	55,958	50,419	46,597
増減	3,396	8,287	△11,531	2,122	△5,539	△ 3,822
自己資本比率 国際統一基準	15.77	14.34	20.09	15.84	－	－
自己資本比率 国内基準	－	－	－	－	22.56	28.17

（備考）1．自己資本比率は、平成18年3月末以前は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に定められた基準（平成5年大蔵省告示第62号）」に基づき算出し、19年3月末以降は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出している。
また、21年3月末以降は、バーゼルⅡに基づき算出している。
2．連結自己資本額のうち、資本剰余金および利益剰余金は、平成14年3月末まで資本準備金および連結剰余金である。

■連　結

（単位：億円、％）

項目		第 61 期 平23. 3.31	第 62 期 平24. 3.31	第 63 期 平25. 3.31
自己資本額		13,448	13,793	14,223
増減		320	345	430
基本的項目（Tier1）		9,763	9,918	10,102
出資金		4,000	4,000	4,000
優先出資金		909	909	909
資本剰余金		1,006	1,006	1,006
利益剰余金		3,805	3,958	4,131
為替換算調整勘定		△ 38	△ 41	△ 33
少数株主持分		80	84	87
補完的項目（Tier2）		6,551	6,687	6,842
再評価差額		95	94	88
一般貸倒引当金		166	221	240
永久劣後ローン		3,269	3,269	3,269
期限付劣後ローン等		3,019	3,101	3,243
控除項目		△ 2,866	△ 2,811	△ 2,721
リスク･アセット等		42,335	42,531	42,360
	増減	△ 4,262	196	△ 171
自己資本比率	国内基準	31.76	32.43	33.57

（備考）自己資本比率は、平成21年3月末以降、バーゼルⅡに基づき算出している

■連　結

（単位：億円、％）

項目	第64期 平26.3.31		第65期 平27.3.31		第66期 平28.3.31		第67期 平29.3.31	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目の額	18,402	／	18,090	／	19,558	／	18,949	／
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,259	／	10,696	／	12,944	／	13,186	／
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,916	／	5,916	／	7,916	／	7,916	／
うち、利益剰余金の額	4,509	／	4,970	／	5,209	／	5,466	／
うち、外部流出予定額（△）	166	／	190	／	181	／	196	／
うち、上記以外に該当するものの額	－	／	－	／	－	／	－	／
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	△ 18	／	△ 17	／	△ 57	／	△ 88	／
うち、為替換算調整勘定	△ 18	／	△ 12	／	△ 16	／	△ 32	／
うち、退職給付に係るものの額		／	△ 5	／	△ 41	／	△ 56	／
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	／	－	／	－	／	－	／
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	356	／	381	／	422	／	378	／
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	356	／	381	／	422	／	378	／
うち、適格引当金コア資本算入額	－	／	－	／	－	／	－	／
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	7,626	／	6,863	／	6,101	／	5,338	／
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	／	－	／	－	／	－	／
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	87	／	79	／	70	／	61	／
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	91	／	87	／	77	／	72	／
コア資本に係る調整項目の額	1,476	／	1,521	／	1,310	／	1,302	／
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の合計額	－	103	20	80	46	70	63	42
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	－	103	20	80	46	70	63	42
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	33	0	0	0	0	0	0
適格引当金不足額	－	－	－	－	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－	－	－	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－	－	－	－	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－	－	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	1,476	235	1,501	188	1,263	113	1,239	105
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－	－	－	－	－	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
特定項目に係る15％基準超過額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－	－	－	－	－
自己資本の額	16,926	／	16,569	／	18,248	／	17,646	／
リスク・アセット等の額の合計額	44,696	／	45,512	／	44,394	／	47,653	／
信用リスク・アセットの額の合計額	43,452	／	43,800	／	42,064	／	45,628	／
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 247	／	△ 36	／	64	／	256	／
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	103	／	80	／	70	／	42	／
うち、繰延税金資産	33	／	0	／	0	／	0	／
うち、退職給付に係る資産	－	／	－	／	－	／	－	／
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 816	／	△ 501	／	△ 315	／	△ 87	／
うち、上記以外に該当するものの額	431	／	384	／	308	／	301	／
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	1,244	／	1,712	／	2,330	／	2,025	／
信用リスク・アセット調整額	－	／	－	／	－	／	－	／
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	／	－	／	－	／	－	／
自己資本比率（国内基準）	37.86	／	36.40	／	41.10	／	37.03	／

（備考）自己資本比率は、平成26年3月末以降、バーゼルⅢに基づき算出している。

■連　結

（単位：億円、％）

項目	第68期 平30. 3.31		第69期 平31. 3.31	第70期 令 2. 3.31
		経過措置による不算入額		
コア資本に係る基礎項目の額	**17,716**	／	**15,590**	**15,785**
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,435	／	13,673	13,878
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,916	／	7,916	7,916
うち、利益剰余金の額	5,715	／	5,952	6,159
うち、外部流出予定額（△）	196	／	196	197
うち、上記以外に該当するものの額	－	／	－	－
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	△ 89	／	△ 102	△ 102
うち、為替換算調整勘定	△ 28	／	△ 33	△ 32
うち、退職給付に係るものの額	△ 61	／	△ 68	△ 70
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	／	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	357	／	289	298
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	357	／	289	298
うち、適格引当金コア資本算入額	－	／	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,894	／	1,624	1,624
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	／	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	52	／	47	37
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	65	／	59	48
コア資本に係る調整項目の額	**1,264**	／	**1,335**	**1,022**
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の合計額	73	18	151	156
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	73	18	151	156
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0	－	－
適格引当金不足額	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	1,190	55	1,183	866
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
特定項目に係る15％基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
自己資本の額	**16,452**	／	**14,254**	**14,762**
リスク・アセット等の額の合計額	**53,812**	／	**60,262**	**60,716**
信用リスク・アセットの額の合計額	51,704	／	58,051	58,302
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	198	／	176	179
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	18	／	－	－
うち、繰延税金資産	0	／	－	－
うち、退職給付に係る資産	－	／	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 70	／	△ 33	△ 30
うち、上記以外に該当するものの額	250	／	209	209
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	2,107	／	2,211	2,414
信用リスク・アセット調整額	－	／	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	／	－	－
自己資本比率（国内基準）	**30.57**	／	**23.65**	**24.31**

（備考）自己資本比率は、平成26年3月末以降、バーゼルⅢに基づき算出している。

2. 資金調達業務

(1) 資金量の推移

（単位：百万円）

年度末	預　金	要求払預金	定期性預金	非居住者円預金	外貨預金	譲渡性預金	債　券	金庫短期資　金	資 金 量
昭25（1950）	689	353	336	－	－	－	－	－	689
26（1951）	4,054	2,902	1,152	－	－	－	－	－	4,054
27（1952）	12,395	9,614	2,781	－	－	－	－	－	12,395
28（1953）	8,747	4,793	3,953	－	－	－	－	－	8,747
29（1954）	14,236	5,607	8,628	－	－	－	－	－	14,236
30（1955）	25,883	5,151	20,732	－	－	－	－	－	25,883
31（1956）	25,639	5,315	20,324	－	－	－	－	8,735	34,374
32（1957）	18,162	5,727	12,434	－	－	－	－	20,698	38,860
33（1958）	18,041	5,722	12,319	－	－	－	－	31,253	49,295
34（1959）	21,996	7,692	14,304	－	－	－	－	47,869	69,866
35（1960）	33,512	8,770	24,742	－	－	－	－	51,829	85,342
36（1961）	56,559	14,386	42,172	－	－	－	－	64,162	120,721
37（1962）	85,419	25,165	60,253	－	－	－	－	98,021	183,441
38（1963）	116,105	32,065	84,040	－	－	－	－	105,881	221,986
39（1964）	167,530	40,083	127,446	－	－	－	－	156,275	323,805
40（1965）	357,779	40,339	317,440	－	－	－	－	32,170	389,949
41（1966）	410,054	45,582	364,471	－	－	－	－	22,472	432,526
42（1967）	401,787	55,264	346,522	－	－	－	－	111,058	512,845
43（1968）	438,607	59,901	378,706	－	－	－	－	196,508	635,115
44（1969）	505,103	62,298	442,805	－	－	－	－	212,938	718,041
45（1970）	604,312	77,858	526,454	－	－	－	－	291,330	895,642
46（1971）	1,303,772	74,446	1,229,326	－	－	－	－	63,807	1,367,579
47（1972）	1,400,287	95,854	1,304,432	－	－	－	－	24,565	1,424,852
48（1973）	1,409,462	133,069	1,276,393	－	－	－	－	135,586	1,545,048
49（1974）	1,392,577	119,992	1,272,584	－	－	－	－	521,402	1,913,979
50（1975）	1,960,412	122,001	1,838,410	－	－	－	－	159,972	2,120,384
51（1976）	2,396,460	121,189	2,275,271	－	－	－	－	123,743	2,520,203
52（1977）	3,061,729	130,711	2,931,017	－	－	－	－	95,280	3,157,009
53（1978）	3,206,007	121,943	3,084,064	－	－	－	－	91,525	3,297,532
54（1979）	2,365,815	140,573	2,225,242	－	－	－	－	710,265	3,076,080
55（1980）	2,892,793	114,200	2,778,592	－	－	－	－	408,637	3,301,430
56（1981）	3,877,027	128,717	3,748,310	－	－	－	－	265,022	4,142,049
57（1982）	3,970,184	131,102	3,839,081	－	－	－	－	268,616	4,238,800
58（1983）	4,685,568	130,454	4,555,097	－	16	－	－	254,093	4,939,661
59（1984）	5,355,010	168,600	5,184,979	－	1,430	－	－	441,317	5,796,327
60（1985）	6,546,274	158,755	6,383,629	0	3,889	100	－	501,999	7,048,373
61（1986）	8,093,443	192,879	7,892,916	0	7,647	－	－	608,583	8,702,026
62（1987）	9,303,690	182,847	9,094,772	13,400	12,670	2,507	－	542,154	9,848,351
63（1988）	9,763,400	211,932	9,541,610	－	9,857	14,542	－	576,489	10,354,431
平元（1989）	8,478,172	368,113	7,757,742	3,000	349,316	53,110	64,104	1,770,872	10,366,258
2（1990）	8,608,604	309,643	7,800,261	5,000	493,700	61,698	349,107	1,781,843	10,801,252
3（1991）	9,703,254	234,081	8,984,646	6,000	478,527	44,919	692,780	1,535,118	11,976,072
4（1992）	10,421,174	517,361	9,407,189	3,000	493,622	14,406	1,043,149	1,480,545	12,959,274
5（1993）	10,347,721	321,278	9,604,389	1	422,051	10,445	1,329,357	1,503,634	13,191,158
6（1994）	11,574,800	308,543	10,956,106	2,300	307,850	9,375	1,670,343	1,286,718	14,541,236
7（1995）	11,293,329	802,108	10,097,199	8	394,014	22,029	1,842,840	868,082	14,026,280
8（1996）	11,699,398	814,650	10,469,271	20	415,456	19,947	2,181,587	1,065,222	14,966,155
9（1997）	12,106,410	783,811	11,052,683	41	269,873	7,585	2,452,678	927,774	15,494,448
10（1998）	12,050,196	1,436,366	10,413,793	74	199,961	22,009	2,912,700	1,033,838	16,018,743
11（1999）	13,676,083	1,865,368	11,524,934	22	285,758	16,212	3,516,770	1,768,081	18,977,147
12（2000）	17,270,204	1,423,963	15,655,099	49	191,090	52,038	4,089,420	－	21,411,662
13（2001）	16,931,460	2,331,315	14,396,510	44	203,588	44,772	4,308,220	－	21,284,452
14（2002）	17,013,840	1,998,818	14,680,582	71	334,368	81,736	4,508,780	－	21,604,356
15（2003）	16,819,078	1,848,473	14,501,992	56	468,556	98,102	4,455,030	－	21,372,211
16（2004）	16,123,427	2,083,044	13,536,771	58	503,552	389,404	4,238,650	－	20,751,482
17（2005）	16,359,538	1,896,921	13,890,860	117	571,639	358,589	4,168,350	－	20,886,478
18（2006）	18,022,715	1,886,313	15,805,258	65	331,077	159,833	4,267,650	－	22,450,198
19（2007）	18,633,516	1,776,703	16,623,486	210	233,115	81,347	4,460,280	－	23,175,143
20（2008）	18,819,913	2,317,948	16,379,550	141	122,272	1,040	4,728,880	－	23,549,833
21（2009）	19,733,379	2,226,304	17,377,243	21	129,809	2,910	4,815,810	－	24,552,099
22（2010）	21,580,632	2,240,392	19,243,108	33	97,097	530	4,340,630	－	25,921,792
23（2011）	21,608,601	1,953,429	19,488,621	39	166,509	450	3,965,870	－	25,574,921
24（2012）	22,010,396	1,922,343	19,971,771	121	116,160	1,770	3,548,380	－	25,560,546
25（2013）	23,684,023	1,970,255	21,584,276	57	129,432	5,290	3,168,110	－	26,857,423
26（2014）	25,565,283	1,851,482	23,354,729	83	358,988	5,810	3,007,780	－	28,578,873
27（2015）	27,236,693	1,834,797	25,138,691	87	263,117	130	3,055,520	－	30,292,343
28（2016）	29,176,089	1,898,167	27,110,997	84	166,840	40	2,952,900	－	32,129,029
29（2017）	30,260,341	2,080,228	27,856,346	93	323,673	－	2,714,890	－	32,975,231
30（2018）	30,966,816	1,969,267	28,625,273	110	372,164	－	2,486,710	－	33,453,526
令元（2019）	31,208,596	1,900,964	29,188,555	156	118,919	－	2,141,480	－	33,350,076

（備考）1. 預金には為替決済預り金を含む。
2. 金庫短期資金には昭和34年7月までのコールマネーを含む。
3. 金庫短期資金は平成12年7月に定期預金化

(2) 会員・会員外別および預金者別の預金残高の推移

（単位：百万円）

年度末	会員・会員外別預金残高		預金者別預金残高						預金計
	会員	会員外	個人	法人					
				一般法人	金融機関	公金	その他	計	
昭25（1950）	669	20	－	－	689	－	－	－	689
26（1951）	2,786	1,268	－	－	2,854	1,200	－	－	4,054
27（1952）	5,167	7,227	－	－	5,255	7,140	－	－	12,395
28（1953）	6,367	2,379	－	－	6,437	2,309	－	－	8,747
29（1954）	12,639	1,597	－	－	12,665	1,570	－	－	14,236
30（1955）	24,229	1,653	－	－	24,272	1,610	－	－	25,883
31（1956）	24,204	1,435	－	－	24,242	1,396	－	－	25,639
32（1957）	16,523	1,638	－	－	16,573	1,588	－	－	18,162
33（1958）	16,351	1,689	－	－	16,448	1,593	－	－	18,041
34（1959）	20,278	1,717	－	－	20,399	1,596	－	－	21,996
35（1960）	32,859	652	－	－	33,020	492	－	－	33,512
36（1961）	55,774	784	－	－	56,017	542	－	－	56,559
37（1962）	83,772	1,647	－	－	84,068	1,351	－	－	85,419
38（1963）	114,371	1,734	－	－	114,944	1,161	－	－	116,105
39（1964）	165,840	1,690	－	－	165,322	1,339	868	－	167,530
40（1965）	353,602	4,177	－	－	353,537	1,567	2,674	－	357,779
41（1966）	406,999	3,054	－	－	406,468	2,401	1,184	－	410,054
42（1967）	397,242	4,545	－	－	397,075	3,223	1,488	－	401,787
43（1968）	433,362	5,244	－	－	433,063	3,746	1,797	－	438,607
44（1969）	500,354	4,748	－	－	499,364	4,355	1,384	－	505,103
45（1970）	598,123	6,189	－	－	597,789	4,613	1,909	－	604,312
46（1971）	1,296,005	7,768	－	－	1,295,892	5,358	2,520	－	1,303,772
47（1972）	1,390,462	9,825	－	－	1,396,978	267	3,041	－	1,400,287
48（1973）	1,389,685	19,777	－	－	1,403,522	44	5,894	－	1,409,462
49（1974）	1,373,628	18,949	－	－	1,382,704	82	9,790	－	1,392,577
50（1975）	1,931,394	29,018	－	－	1,947,836	54	12,521	－	1,960,412
51（1976）	2,365,367	31,094	－	－	2,381,683	137	14,639	－	2,396,460
52（1977）	3,027,849	33,880	－	－	3,042,029	66	19,633	－	3,061,729
53（1978）	3,181,230	24,778	－	－	3,181,887	141	23,978	－	3,206,007
54（1979）	2,340,505	25,310	－	－	2,341,091	162	24,561	－	2,365,815
55（1980）	2,862,705	30,087	－	－	2,864,318	52	28,421	－	2,892,793
56（1981）	3,838,440	38,587	－	－	3,840,430	84	36,513	－	3,877,027
57（1982）	3,929,735	40,449	－	－	3,932,606	582	36,994	－	3,970,184
58（1983）	4,637,866	47,701	0	44,331	4,640,417	819	－	4,685,567	4,685,568
59（1984）	5,295,787	59,223	158	54,966	5,298,415	1,470	－	5,354,852	5,355,010
60（1985）	6,459,763	86,509	309	59,693	6,463,484	22,786	－	6,545,964	6,546,274
61（1986）	8,011,896	81,547	527	70,997	8,020,113	1,805	－	8,092,915	8,093,443
62（1987）	9,164,130	139,559	305	72,718	9,228,728	1,937	－	9,303,384	9,303,690
63（1988）	9,504,309	259,091	184	92,788	9,667,457	2,969	－	9,763,215	9,763,400
平元（1989）	7,814,604	663,567	262	181,961	8,291,669	4,279	－	8,477,909	8,478,172
2（1990）	7,817,436	791,168	531	138,628	8,465,173	4,270	－	8,608,073	8,608,604
3（1991）	8,892,859	810,395	337	139,740	9,557,523	5,653	－	9,702,917	9,703,254
4（1992）	9,517,913	903,261	219	161,215	10,256,201	3,538	－	10,420,955	10,421,174
5（1993）	9,585,208	346,143	222	181,096	9,745,332	4,700	－	9,931,129	9,931,352
6（1994）	10,931,494	347,759	278	210,963	11,065,133	2,878	－	11,278,975	11,279,254
7（1995）	10,524,239	381,666	335	174,480	10,729,596	1,492	－	10,905,570	10,905,905
8（1996）	10,856,914	423,991	409	186,917	11,091,717	1,862	－	11,280,496	11,280,905
9（1997）	11,445,098	401,429	542	205,004	11,640,296	684	－	11,845,985	11,846,528
10（1998）	11,481,169	375,405	726	190,989	11,664,815	42	－	11,855,847	11,856,574
11（1999）	12,952,215	458,339	1,148	230,549	13,167,685	11,171	－	13,409,406	13,410,554
12（2000）	16,695,898	279,754	1,048	208,626	16,735,560	30,417	－	16,974,604	16,975,653
13（2001）	15,930,195	538,210	1,817	418,460	16,004,306	43,821	－	16,466,588	16,468,405
14（2002）	15,929,673	655,455	1,655	434,434	15,999,754	149,284	－	16,583,472	16,585,128
15（2003）	15,499,490	806,260	1,676	464,310	15,562,064	277,699	－	16,304,074	16,305,750
16（2004）	15,109,989	543,406	1,696	189,083	15,216,996	245,620	－	15,651,699	15,653,396
17（2005）	15,179,232	704,701	1,443	234,120	15,381,677	266,691	－	15,882,490	15,883,933
18（2006）	16,872,314	698,850	1,286	224,532	16,952,807	392,537	－	17,569,878	17,571,164
19（2007）	17,713,135	638,113	1,181	209,099	17,802,882	338,085	－	18,350,067	18,351,249
20（2008）	18,144,183	634,289	1,213	187,017	18,239,901	350,340	－	18,777,258	18,778,472
21（2009）	19,025,518	594,358	1,186	174,711	19,089,866	354,111	－	19,618,689	19,619,876
22（2010）	20,854,443	647,959	1,290	177,250	20,922,985	400,876	－	21,501,112	21,502,402
23（2011）	20,739,161	719,765	1,504	204,226	20,798,105	455,090	－	21,457,422	21,458,927
24（2012）	21,180,312	730,772	1,573	167,891	21,249,319	492,301	－	21,909,512	21,911,085
25（2013）	22,835,302	733,634	1,203	169,669	22,906,203	491,859	－	23,567,732	23,568,936
26（2014）	24,642,478	576,441	597	171,699	24,712,744	333,879	－	25,218,322	25,218,920
27（2015）	26,478,475	506,355	445	207,002	26,543,009	234,373	－	26,984,385	26,984,830
28（2016）	28,450,090	569,302	416	302,060	28,549,393	167,521	－	29,018,975	29,019,392
29（2017）	29,471,002	480,061	362	285,702	29,537,370	127,628	－	29,950,701	29,951,064

（備考）1. 預金には為替決済預り金を含む。
2. 預金者別預金残高の法人預金の「その他」は、一般法人預金のほか個人預金を含む。
3. 平成5年度末以降は特別国際金融取引勘定の預金を除く。また、12年度末以降は海外店の預金を除く。
4. 平成30年度末以降は非開示

3. 資産運用業務

(1) 貸出金残高の推移

■会員・会員外別貸出金残高の推移

（単位：百万円）

年度末	会員貸出	会員外貸出		貸出金計
			代理貸付	
昭25（1950）	96	−	−	96
26（1951）	118	8	−	126
27（1952）	410	32	−	442
28（1953）	1,057	72	−	1,129
29（1954）	1,583	160	−	1,743
30（1955）	2,211	464	−	2,675
31（1956）	5,642	998	−	6,640
32（1957）	6,829	620	−	7,449
33（1958）	6,762	1,471	911	8,233
34（1959）	7,425	7,786	7,014	15,211
35（1960）	8,588	16,109	14,957	24,697
36（1961）	11,512	28,107	26,187	39,619
37（1962）	12,195	42,671	39,934	54,866
38（1963）	15,937	65,384	59,768	81,321
39（1964）	17,018	80,828	72,773	97,846
40（1965）	24,812	117,171	108,386	141,983
41（1966）	22,759	161,236	153,017	183,995
42（1967）	33,293	223,005	215,234	256,298
43（1968）	42,302	250,872	243,028	293,174
44（1969）	39,367	306,891	298,022	346,258
45（1970）	41,290	338,811	328,774	380,101
46（1971）	93,737	388,701	357,173	482,438
47（1972）	152,144	616,240	549,937	768,384
48（1973）	150,287	736,092	658,151	886,379
49（1974）	70,732	810,494	728,059	881,226
50（1975）	72,986	897,003	813,645	969,989
51（1976）	132,330	1,014,334	942,043	1,146,664
52（1977）	161,657	946,675	882,177	1,108,332
53（1978）	158,153	904,981	838,885	1,063,134
54（1979）	427,914	1,269,151	1,199,802	1,697,065
55（1980）	117,393	1,334,663	1,227,510	1,452,056
56（1981）	158,302	1,201,588	1,071,626	1,359,890
57（1982）	206,912	1,217,829	1,034,467	1,424,741
58（1983）	169,998	1,382,899	1,098,497	1,552,897
59（1984）	81,473	1,441,670	1,020,659	1,523,143
60（1985）	116,862	1,568,479	1,006,468	1,685,341
61（1986）	97,400	1,640,263	976,169	1,737,663
62（1987）	163,153	1,843,829	1,088,407	2,006,982
63（1988）	207,416	1,966,516	1,171,021	2,173,932
平元（1989）	873,659	2,393,985	1,553,267	3,267,645
2（1990）	240,421	3,075,329	1,828,609	3,315,750
3（1991）	180,738	3,750,860	2,344,358	3,931,599
4（1992）	252,478	4,019,338	2,631,290	4,271,818
5（1993）	220,207	3,676,128	2,477,134	3,896,335
6（1994）	201,890	3,333,246	2,117,890	3,535,137
7（1995）	324,008	3,752,701	2,349,322	4,076,710
8（1996）	220,233	3,921,393	2,265,928	4,141,626
9（1997）	92,056	4,702,555	2,203,124	4,794,611
10（1998）	98,328	5,892,517	2,122,194	5,990,846
11（1999）	127,261	5,501,915	1,853,405	5,629,176
12（2000）	119,318	6,328,913	1,449,244	6,448,231
13（2001）	180,667	9,414,465	1,192,748	9,595,133
14（2002）	169,188	9,936,474	1,062,033	10,105,663
15（2003）	185,215	8,687,169	963,476	8,872,384
16（2004）	169,257	7,116,089	866,407	7,285,346
17（2005）	192,671	5,794,252	783,119	5,986,923
18（2006）	159,552	5,427,422	690,868	5,586,974
19（2007）	255,369	5,598,098	604,623	5,853,467
20（2008）	287,924	5,149,272	517,058	5,437,196
21（2009）	250,810	6,012,985	433,971	6,263,796
22（2010）	278,428	4,976,367	367,779	5,254,796
23（2011）	344,790	5,029,895	312,117	5,374,685
24（2012）	392,564	5,067,591	275,979	5,460,155
25（2013）	378,879	5,596,952	266,355	5,975,832
26（2014）	387,735	5,498,003	265,774	5,885,739
27（2015）	435,238	6,328,584	255,498	6,763,822
28（2016）	530,071	7,465,318	257,907	7,995,390
29（2017）	512,217	6,440,441	283,520	6,952,659
30（2018）	548,551	6,497,030	347,875	7,045,582
令元（2019）	572,526	7,901,541	361,130	8,474,068

（備考）1. 金融機関貸付金を除く。
2. 昭和25年度末から63年度末までは、代理貸付を除き原則として単位未満を四捨五入、平成元年度末以降は全項目について切り捨て

■代理貸付金残高の推移

（単位：口、百万円）

年度末	残高合計		年度中貸付・回収額	
	口数	金額	新規貸付額	回収額
昭33（1958）	355	911	…	…
34（1959）	3,417	7,014	…	…
35（1960）	7,492	14,957	14,558	6,616
36（1961）	10,959	26,187	23,225	11,995
37（1962）	16,123	39,934	32,174	18,427
38（1963）	22,201	59,768	49,155	29,320
39（1964）	25,550	72,773	54,650	41,645
40（1965）	31,033	108,386	85,253	49,640
41（1966）	41,647	153,017	113,326	68,696
42（1967）	53,671	215,234	152,281	90,064
43（1968）	58,768	243,028	135,298	107,504
44（1969）	69,407	298,022	175,382	120,388
45（1970）	75,750	328,774	160,950	130,197
46（1971）	78,661	357,173	181,846	153,448
47（1972）	83,786	549,937	392,397	199,632
48（1973）	88,009	658,151	336,056	227,843
49（1974）	91,446	728,059	285,156	215,247
50（1975）	95,654	813,645	376,925	291,340
51（1976）	101,004	942,043	509,541	381,143
52（1977）	94,341	882,177	449,787	509,652
53（1978）	83,062	838,885	456,919	500,211
54（1979）	91,201	1,199,802	699,793	338,877
55（1980）	93,223	1,227,510	425,023	397,315
56（1981）	87,051	1,071,626	286,800	442,683
57（1982）	78,442	1,034,467	367,444	404,603
58（1983）	72,838	1,098,497	489,062	425,033
59（1984）	65,753	1,020,659	438,075	515,912
60（1985）	59,286	1,006,468	501,493	515,685
61（1986）	51,199	976,169	650,851	681,150
62（1987）	47,478	1,088,407	712,952	600,714
63（1988）	44,976	1,171,021	517,818	435,204
平元（1989）	46,723	1,553,267	817,915	435,669
2（1990）	46,465	1,828,609	755,053	479,711
3（1991）	48,365	2,344,358	1,286,061	770,312
4（1992）	48,116	2,631,290	1,273,712	986,780
5（1993）	45,076	2,477,134	983,327	1,137,483
6（1994）	40,912	2,117,890	540,181	899,425
7（1995）	44,967	2,349,322	1,324,750	1,093,318
8（1996）	46,040	2,265,928	629,238	712,632
9（1997）	45,898	2,203,124	610,767	673,571
10（1998）	45,022	2,122,194	561,622	642,551
11（1999）	42,557	1,853,405	368,900	637,688
12（2000）	37,358	1,449,244	199,565	603,727
13（2001）	32,426	1,192,748	254,453	510,948
14（2002）	29,676	1,062,033	189,204	319,919
15（2003）	27,488	963,476	171,946	270,503
16（2004）	25,273	866,407	113,894	210,963
17（2005）	23,607	783,119	117,449	200,737
18（2006）	21,648	690,868	74,368	166,619
19（2007）	19,753	604,623	62,997	149,243
20（2008）	17,458	517,058	39,806	127,370
21（2009）	15,322	433,971	32,603	115,689
22（2010）	13,294	367,779	36,143	102,335
23（2011）	11,663	312,117	31,264	86,926
24（2012）	10,522	275,979	46,008	82,147
25（2013）	9,847	266,355	53,613	63,236
26（2014）	9,629	265,774	55,455	56,037
27（2015）	9,289	255,498	51,076	61,351
28（2016）	9,083	257,907	69,434	67,025
29（2017）	9,400	283,520	76,785	51,172
30（2018）	10,139	347,875	118,285	53,930
令元（2019）	10,097	361,130	86,980	73,725

（備考）新規貸付額および回収額は、昭和33年度末から63年度末までは単位未満を四捨五入、平成元年度末以降は切り捨て

(2) 市場運用残高の推移

■短期市場運用残高の推移

年度末		現　金	短期市場運用				
				預け金			
				当座預け金	普通預け金	通知預け金	振替貯金
昭54 (1979)	702,719	73,010	20,122	507	16,609	3,000	−
55 (1980)	1,214,973	61,290	21,907	469	12,837	8,600	−
56 (1981)	1,490,079	65,635	21,197	651	11,925	8,600	−
57 (1982)	702,594	65,561	19,584	535	11,449	7,600	−
58 (1983)	841,477	66,899	21,627	615	15,011	6,000	−
59 (1984)	1,575,798	106,479	30,654	117	12,283	6,000	−
60 (1985)	2,570,937	68,628	50,634	1,024	11,019	6,000	−
61 (1986)	4,071,300	128,031	400,751	768	10,735	6,000	−
62 (1987)	4,145,378	134,339	897,633	921	7,559	5,000	−
63 (1988)	3,035,629	109,032	1,197,216	881	6,525	5,000	−
平元 (1989)	2,168,351	268,754	718,758	246	10,208	6,000	−
2 (1990)	2,919,772	212,426	1,252,354	341	8,447	−	−
3 (1991)	3,963,502	94,916	1,652,742	1,517	13,395	−	−
4 (1992)	3,944,903	158,370	1,415,115	1,125	11,181	−	−
5 (1993)	4,068,922	104,785	2,233,505	989	5,446	−	−
6 (1994)	5,877,686	152,513	3,961,570	1,211	1,732	−	−
7 (1995)	4,483,788	135,589	2,554,014	452	1,966	−	−
8 (1996)	4,731,613	54,715	2,898,037	1,078	11,631	2,045	−
9 (1997)	4,994,331	36,468	3,316,073	29,759	10,178	785	−
10 (1998)	5,339,512	31,167	2,760,210	7,110	14,999	3,007	1,025
11 (1999)	4,425,135	37,341	2,847,928	494,421	161,088	11,934	535
12 (2000)	4,501,384	58,582	2,776,271	90,920	162,649	1,033	558
13 (2001)	2,515,469	51,707	1,710,225	181,751	44,856	91,032	798
14 (2002)	3,358,243	20,003	2,232,127	797,410	10,547	2,200	450
15 (2003)	2,777,124	16,400	1,649,783	525,713	3,534	550	520
16 (2004)	3,234,729	12,881	1,817,409	683,906	3,222	−	450
17 (2005)	2,874,141	11,690	1,586,873	591,572	7,790	1,330	554
18 (2006)	2,729,698	29,249	906,908	38,837	11,313	500	537
19 (2007)	2,432,569	11,144	932,371	30,981	1,161	1,330	537
20 (2008)	4,818,986	8,286	3,291,007	1,191,979	1,415	3,960	426
21 (2009)	3,753,590	8,216	2,460,960	563,689	1,835	8,000	486
22 (2010)	3,350,785	7,929	2,012,596	381,885	1,145	28,000	382
23 (2011)	3,085,174	19,815	1,937,399	227,484	1,587	4,000	530
24 (2012)	4,267,808	17,324	3,090,246	1,365,484	12,259	5,000	763
25 (2013)	5,966,930	7,094	4,920,228	3,098,424	3,374	1,500	838
26 (2014)	7,730,240	16,802	6,837,571	5,610,650	3,073	5,000	1,020
27 (2015)	9,736,632	15,207	9,091,614	8,116,485	1,861	21,000	1,215
28 (2016)	11,230,410	14,274	10,577,402	9,643,437	799	700	1,346
29 (2017)	13,059,420	27,443	12,351,357	11,752,611	1,262	−	9,958
30 (2018)	14,365,929	26,452	13,311,857	12,827,310	2,390	−	9,990
令元 (2019)	13,867,304	10,318	13,507,644	13,117,530	2,329	−	8,210

(備考) 1. 金融機関貸付金は平成18年度末以降貸出金に含む。
2. その他は買現先勘定および債券貸借取引支払保証金

（単位：百万円）

		コールローン等					買入金銭債権
譲渡性預け金	定期預け金		コールローン	金融機関貸付金	買入手形	その他	
－	5	609,587	249,087	4,500	356,000	－	－
－	1	1,131,776	332,376	9,500	789,900	－	－
－	20	1,403,247	634,547	9,500	759,200	－	－
－	0	617,449	236,149	9,500	371,800	－	－
－	0	752,951	342,451	9,500	401,000	－	－
－	12,252	1,438,665	376,765	9,500	1,052,400	－	－
5,000	27,590	2,451,675	339,375	9,500	2,102,800	－	－
42,000	341,247	3,542,518	445,018	11,500	3,086,000	－	－
102,757	781,395	3,113,406	475,906	4,500	2,633,000	－	－
153,305	1,031,505	1,729,381	405,881	4,500	1,319,000	－	－
25,740	676,564	925,839	483,839	4,500	437,500	－	255,000
232,638	1,010,927	1,441,492	497,892	4,500	939,100	－	13,500
25,321	1,612,508	2,202,344	2,032,844	4,500	165,000	－	13,500
3,489	1,399,319	2,349,418	2,228,418	4,500	116,500	－	22,000
492,063	1,735,006	1,676,432	1,636,932	9,500	30,000	－	54,200
1,221,787	2,736,839	1,763,403	1,179,103	15,000	569,300	－	200
17,127	2,534,468	1,763,023	1,644,023	119,000	－	－	31,162
151,723	2,731,558	1,755,676	1,465,820	209,856	80,000	－	23,185
73,963	3,201,387	1,588,555	1,185,380	181,175	222,000	－	53,235
6,822	2,727,246	2,536,775	1,555,275	50,000	931,500	－	11,360
15,401	2,164,545	1,427,070	1,397,070	－	30,000	－	112,794
11,835	2,509,274	1,570,826	1,544,826	3,000	23,000	－	95,704
21,348	1,370,439	630,732	538,732	2,000	－	89,999	122,804
15,218	1,406,300	702,667	675,670	7,000	－	19,997	403,445
2,114	1,117,350	531,822	453,824	－	－	77,998	579,117
62,685	1,067,145	528,069	398,377	－	5,700	123,992	876,368
19,535	966,091	390,849	390,849	－	－	－	884,727
9,626	846,093	667,053	506,964	－	－	160,089	1,126,486
8,271	890,089	524,940	426,981	－	－	97,958	964,112
445,720	1,647,505	640,212	640,212	－	－	－	879,480
410,751	1,476,198	642,204	612,207	－	－	29,997	642,208
252,223	1,348,959	837,968	750,984	－	－	86,983	492,290
186,733	1,517,062	737,858	663,867	－	－	73,990	390,101
243,333	1,463,405	830,380	636,264	－	－	194,116	329,858
47,622	1,768,466	770,024	578,351	－	－	191,673	269,583
32,661	1,185,166	646,006	510,601	－	－	135,405	229,858
31,427	919,624	455,122	339,088	－	－	116,033	174,689
96,158	834,960	459,757	362,234	－	－	97,522	178,977
37,131	550,393	503,259	413,259	－	－	89,999	177,359
34,126	438,039	805,887	765,887	－	－	39,999	221,732
31,477	348,096	127,166	107,166	－	－	19,999	222,175

■有価証券運用残高の推移

年度末		有価証券運用					
		国債	地方債	短期社債		社債	
						金融債	事業債
昭54（1979）	786,508	52,878	53,523	－	622,991	138,661	484,329
55（1980）	822,274	52,928	94,457	－	637,342	113,158	524,183
56（1981）	1,315,304	50,782	250,321	－	949,815	76,388	873,427
57（1982）	1,996,049	593,218	306,675	－	1,026,333	89,440	936,893
58（1983）	2,318,285	863,739	326,490	－	1,060,780	139,007	921,773
59（1984）	2,432,420	1,162,569	291,813	－	904,009	158,400	745,609
60（1985）	2,636,723	1,312,551	259,135	－	905,284	163,041	742,242
61（1986）	2,833,923	1,293,945	234,985	－	834,695	161,599	673,095
62（1987）	3,732,584	1,730,374	229,230	－	959,796	309,061	650,735
63（1988）	5,057,367	2,411,866	211,069	－	1,159,651	521,882	637,768
平元（1989）	5,032,983	1,983,233	139,412	－	1,207,463	641,786	565,677
2（1990）	4,390,154	1,758,661	134,005	－	903,336	453,027	450,309
3（1991）	4,161,863	1,618,704	151,092	－	776,060	334,507	441,552
4（1992）	4,863,589	1,384,714	148,531	－	1,865,828	1,411,037	454,790
5（1993）	5,162,053	1,353,925	94,414	－	2,272,672	1,933,438	339,233
6（1994）	5,326,773	1,343,883	76,559	－	2,445,559	2,066,789	378,769
7（1995）	6,012,386	1,693,662	88,544	－	2,532,987	1,946,136	586,851
8（1996）	6,567,019	2,179,363	122,657	－	2,454,613	1,624,372	830,240
9（1997）	6,487,942	2,122,365	189,904	－	2,551,477	1,498,854	1,052,622
10（1998）	6,946,615	2,248,659	606,496	－	2,630,642	1,343,800	1,286,842
11（1999）	10,313,095	5,439,116	995,177	－	2,506,433	1,068,703	1,437,730
12（2000）	11,745,211	6,507,903	1,232,909	－	2,467,502	666,493	1,801,008
13（2001）	11,690,450	6,209,171	1,295,811	－	2,423,500	445,791	1,977,708
14（2002）	12,347,221	6,668,281	1,167,509	－	2,251,546	319,576	1,931,969
15（2003）	14,246,796	8,174,408	867,213	49,999	2,109,268	304,306	1,804,961
16（2004）	15,077,078	8,576,994	845,651	184,997	2,102,886	353,764	1,749,122
17（2005）	17,009,822	9,953,779	707,741	134,978	1,990,837	406,922	1,583,915
18（2006）	16,410,692	9,767,347	651,679	－	1,558,397	205,891	1,352,506
19（2007）	16,765,934	9,112,651	621,012	－	1,199,711	92,432	1,107,278
20（2008）	16,202,812	8,204,417	729,413	－	1,059,161	83,648	975,512
21（2009）	17,324,312	9,992,330	457,780	49,979	898,136	132,570	765,566
22（2010）	21,547,910	13,982,097	370,046	19,990	1,307,145	209,192	1,097,952
23（2011）	20,624,250	13,779,009	296,402	－	1,430,556	223,401	1,207,155
24（2012）	19,681,236	12,249,815	220,685	14,998	1,975,692	203,455	1,772,237
25（2013）	18,450,501	11,475,114	184,904	14,996	2,408,050	183,256	2,224,794
26（2014）	19,132,160	11,223,617	175,437	14,997	2,814,263	193,470	2,620,792
27（2015）	17,839,405	9,839,630	357,689	－	2,942,390	183,357	2,759,033
28（2016）	17,204,776	7,901,651	586,126	－	3,570,547	184,217	3,386,329
29（2017）	17,137,785	6,359,350	811,316	40,008	4,349,349	176,187	4,173,161
30（2018）	16,613,593	4,790,165	1,087,576	45,015	4,704,289	152,295	4,551,993
令元（2019）	16,477,301	4,599,206	1,425,190	38,016	4,705,432	60,037	4,645,394

（備考）その他は貸付有価証券、優先出資証券等

（単位：百万円）

株　式	貸付信託	投資信託	外国証券	そ の 他
4,840	35,000	2,260	6,014	9,000
4,997	17,500	−	6,075	8,972
6,692	18,066	−	30,765	8,861
6,868	17,673	−	39,600	5,679
7,005	17,500	−	40,091	2,679
13,514	17,500	−	40,240	2,772
26,917	17,500	−	41,935	73,400
36,210	131,905	−	155,282	146,900
43,895	317,500	100,000	315,086	36,700
117,111	417,500	100,000	640,168	−
268,696	417,500	0	1,016,676	−
130,205	417,400	0	1,046,544	−
82,898	500,000	500	1,032,606	−
47,146	436,000	89,135	892,233	−
75,146	421,000	100,226	844,668	−
62,353	427,000	42,845	928,572	−
61,349	421,000	44,932	1,169,908	−
95,640	376,000	48,458	1,290,287	−
101,844	325,000	63,035	1,134,315	−
64,612	255,000	199,630	941,575	−
65,523	255,000	177,507	874,336	−
69,632	255,000	239,972	972,291	−
64,455	100,000	406,938	1,189,072	1,500
71,338	15,000	422,753	1,728,611	22,180
80,724	−	158,706	2,732,296	74,180
84,560	−	161,225	3,015,561	105,200
203,313	−	768,355	3,115,802	135,013
214,134	−	835,134	3,238,031	145,967
273,596	−	827,212	4,566,316	165,434
216,540	−	420,364	5,371,824	201,090
167,744	−	338,709	5,166,771	252,859
129,490	−	228,109	5,256,096	254,935
99,159	−	223,920	4,534,327	260,873
89,500	−	290,880	4,586,398	253,264
92,279	−	342,637	3,687,957	244,562
119,820	−	440,299	4,092,155	251,569
111,202	−	516,213	3,828,969	243,309
110,141	−	636,727	4,173,179	226,402
107,844	−	630,968	4,622,375	216,571
119,708	−	690,952	4,978,534	197,351
97,893	−	537,021	4,886,917	187,623

4. 決済業務

(1) 内国為替取扱高の推移

年度	送金		振込					
					テレ為替振込		メール振込	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭29 (1954)	25	26	47	54	−	−	−	−
30 (1955)	29	34	68	86	−	−	−	−
31 (1956)	35	46	82	119	−	−	−	−
32 (1957)	36	51	95	152	−	−	−	−
33 (1958)	34	52	110	176	−	−	−	−
34 (1959)	33	53	126	199	−	−	−	−
35 (1960)	33	61	148	250	−	−	−	−
36 (1961)	36	70	162	303	−	−	−	−
37 (1962)	38	80	181	342	−	−	−	−
38 (1963)	40	96	214	461	−	−	−	−
39 (1964)	39	93	247	552	−	−	−	−
40 (1965)	38	98	283	703	−	−	−	−
41 (1966)	39	132	372	1,034	−	−	−	−
42 (1967)	40	154	590	1,735	−	−	−	−
43 (1968)	36	192	867	2,711	−	−	−	−
44 (1969)	30	162	1,209	4,285	−	−	−	−
45 (1970)	25	139	1,601	5,912	−	−	−	−
46 (1971)	18	115	4,322	19,124	−	−	−	−
47 (1972)	13	127	6,276	33,308	−	−	−	−
48 (1973)	10	120	8,189	50,418	−	−	−	−
49 (1974)	8	78	8,541	67,568	−	−	−	−
50 (1975)	6	107	10,326	86,593	−	−	−	−
51 (1976)	5	150	13,031	111,913	−	−	−	−
52 (1977)	4	176	16,176	144,795	−	−	−	−
53 (1978)	3	179	19,834	189,402	−	−	−	−
54 (1979)	9	407	37,752	302,777	33,806	297,736	3,946	5,041
55 (1980)	11	505	45,576	366,741	41,345	361,276	4,231	5,465
56 (1981)	10	538	49,458	416,765	45,040	410,965	4,418	5,800
57 (1982)	10	648	52,629	464,265	48,167	458,028	4,462	6,237
58 (1983)	10	633	59,449	526,368	54,893	519,907	4,556	6,461
59 (1984)	10	716	67,826	610,663	63,121	604,035	4,705	6,628
60 (1985)	10	790	76,015	725,533	71,234	718,836	4,781	6,697
61 (1986)	8	753	83,902	865,208	78,855	857,948	5,047	7,260
62 (1987)	7	664	94,619	1,099,391	89,402	1,091,840	5,217	7,551
63 (1988)	6	656	107,294	1,365,328	101,196	1,356,210	6,098	9,118

年度	送金		振込					
					テレ為替・ＭＴ伝送		メール振込・文書振込	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平元 (1989)	5	655	119,582	1,598,842	111,972	1,586,736	7,609	12,106
2 (1990)	4	500	136,800	1,740,537	127,709	1,725,741	9,090	14,795
3 (1991)	5	936	151,193	1,782,027	141,277	1,765,491	9,916	16,536
4 (1992)	4	662	163,349	1,837,528	153,330	1,821,326	10,018	16,201
5 (1993)	3	706	174,422	1,793,678	163,523	1,776,806	10,898	16,871
6 (1994)	3	709	184,318	1,850,380	173,320	1,833,337	10,997	17,042
7 (1995)	3	603	196,931	1,999,408	185,604	1,982,080	11,327	17,328
8 (1996)	2	415	210,832	2,023,841	199,259	2,005,810	11,573	18,030
9 (1997)	2	366	220,825	2,052,157	209,150	2,033,809	11,675	18,348
10 (1998)	2	376	229,233	2,003,469	217,872	1,985,729	11,361	17,739
11 (1999)	1	416	239,120	2,052,890	228,183	2,036,015	10,937	16,875
12 (2000)	1	290	250,125	2,096,277	240,881	2,082,349	9,243	13,927
13 (2001)	1	213	259,273	2,104,030	251,586	2,092,138	7,687	11,892
14 (2002)	0	136	267,459	1,997,428	261,897	1,989,217	5,561	8,210
15 (2003)	0	24	271,882	2,053,352	267,038	2,046,876	4,844	6,476
16 (2004)	0	21	273,327	2,082,055	268,729	2,076,390	4,598	5,664
17 (2005)	0	15	276,776	2,177,665	273,055	2,173,352	3,721	4,312
18 (2006)	0	12	277,104	2,219,767	274,695	2,216,852	2,408	2,915
19 (2007)	0	8	279,434	2,257,073	277,702	2,254,848	1,731	2,224
20 (2008)	0	2	276,469	2,143,053	275,096	2,140,991	1,373	2,061
21 (2009)	0	0	275,630	1,935,806	274,824	1,934,341	805	1,465
22 (2010)	0	0	271,578	1,929,305	270,691	1,927,925	887	1,380
23 (2011)	0	0	268,774	1,965,914	268,146	1,964,585	627	1,328
24 (2012)	0	0	269,467	2,003,830	268,868	2,002,529	598	1,301
25 (2013)	0	0	271,768	2,049,935	271,176	2,048,652	591	1,282
26 (2014)	0	0	276,107	2,150,575	275,526	2,149,271	580	1,304
27 (2015)	0	0	278,283	2,218,972	277,787	2,217,952	496	1,019
28 (2016)	0	0	278,869	2,221,167	278,384	2,220,089	485	1,077
29 (2017)	0	0	276,413	2,251,786	275,926	2,250,666	487	1,119
30 (2018)	0	0	276,553	2,329,319	276,039	2,328,139	514	1,179
令元 (2019)	0	0	278,922	2,387,455	278,410	2,386,240	511	1,215

(備考) 1. 昭和51年10月17日以前は請求件数、それ以降はデータ発信件数
2. 昭和51年10月18日以降53年度までの雑為替には集中代金取立およびメール振込の計数を含む。
3. 昭和54年度以降の計数には雑為替は含まない。
4. 昭和63年度の振込およびテレ為替による給与振込には、同年10月から始まったＭＴデータ伝送の計数を含む。
5. 平成元年度以降の振込および給与振込にはＭＴデータ伝送の計数を含む。
6. 昭和54年2月13日全国銀行内国為替制度に加盟
7. 昭和29年度から63年度までは単位未満を四捨五入、平成元年度以降は切り捨て

（単位：千件、億円）

テレ為替による給与振込		代金取立		雑　為　替		合　　計	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額
−	−	102	71	3	0	177	151
−	−	190	134	0	0	287	254
−	−	272	201	2	0	391	366
−	−	361	312	6	0	498	515
−	−	461	390	19	0	624	618
−	−	566	490	23	0	748	742
−	−	816	718	30	3	1,027	1,032
−	−	1,070	1,118	36	2	1,304	1,493
−	−	1,330	1,543	44	2	1,593	1,967
−	−	1,587	1,917	48	3	1,889	2,477
−	−	1,970	2,468	60	5	2,316	3,118
−	−	2,311	2,898	69	7	2,701	3,706
−	−	2,839	3,918	86	3	3,336	5,087
−	−	3,788	6,033	100	6	4,518	7,928
−	−	4,552	8,295	87	7	5,542	11,205
−	−	5,124	11,096	22	14	6,385	15,557
−	−	5,533	15,162	16	39	7,175	21,252
−	−	5,786	17,226	23	65	10,149	36,530
−	−	5,850	19,082	24	79	12,163	52,596
−	−	6,316	27,650	26	118	14,541	78,306
−	−	6,028	34,014	36	224	14,613	101,884
−	−	6,040	36,082	43	270	16,415	123,052
−	−	4,031	24,619	1,080	18,818	18,147	155,500
−	−	1,779	5,737	2,302	40,314	20,261	191,022
−	−	1,940	6,835	2,447	42,097	24,224	238,513
618	941	17,680	115,964	−	−	56,059	420,089
1,441	2,283	18,407	135,607	−	−	65,435	505,136
2,345	3,887	17,590	134,157	−	−	69,403	555,347
3,563	6,067	17,012	136,312	−	−	73,214	607,292
5,248	8,990	16,645	137,837	−	−	81,352	673,828
7,296	12,887	16,038	139,523	−	−	91,170	763,789
9,784	17,485	16,458	149,951	−	−	102,267	893,759
11,925	21,120	15,708	141,938	−	−	111,543	1,029,019
14,109	25,407	15,365	142,734	−	−	124,100	1,268,196
16,769	31,126	15,618	159,488	−	−	139,687	1,556,598

（単位：千件、億円）

給与振込		代金取立		合　　計	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額
19,748	37,708	15,328	176,728	154,665	1,813,936
22,501	44,425	15,950	206,311	175,257	1,991,774
25,137	50,837	16,187	221,778	192,523	2,055,580
27,624	56,032	15,109	199,291	206,087	2,093,514
29,808	60,329	14,758	180,474	218,992	2,035,188
31,842	65,648	13,980	171,401	230,145	2,088,139
33,985	70,309	13,282	162,683	244,202	2,233,004
36,134	75,159	13,728	171,058	260,698	2,270,474
38,095	79,073	12,967	164,748	271,891	2,296,346
39,971	82,316	11,823	147,817	281,030	2,233,979
41,511	84,713	11,168	135,068	291,801	2,273,088
42,849	86,972	10,442	127,422	303,417	2,310,962
44,019	88,409	10,126	122,579	313,420	2,315,233
45,982	90,831	9,409	110,343	322,851	2,198,739
47,149	92,776	9,848	102,056	328,881	2,248,209
49,145	96,623	8,046	99,097	330,520	2,277,797
51,176	100,265	7,520	95,020	335,473	2,372,967
52,948	103,328	6,728	87,772	336,781	2,410,881
54,365	105,202	6,659	89,653	340,459	2,451,937
55,169	104,781	5,771	79,462	337,410	2,327,299
53,727	98,392	4,899	60,807	334,257	2,095,006
53,834	98,798	4,671	57,828	330,085	2,085,932
54,125	98,744	4,351	55,148	327,251	2,119,807
54,410	98,652	4,229	56,193	328,108	2,158,677
54,930	99,234	4,105	55,278	330,804	2,204,449
56,128	101,467	3,843	54,234	336,080	2,306,278
56,734	102,671	3,563	51,273	338,581	2,372,917
57,496	104,282	3,295	47,649	339,662	2,373,100
58,527	106,830	2,993	43,884	337,935	2,402,501
59,293	108,941	2,874	43,138	338,722	2,481,399
59,446	109,647	2,712	41,633	341,081	2,538,736

(2) 外国為替取扱高の推移

年度	合計		貿易					
					輸出		輸入	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭57 (1982)	1,753	14	933	9	499	5	434	4
58 (1983)	5,563	86	3,244	39	1,576	21	1,668	18
59 (1984)	9,048	340	4,014	57	1,794	29	2,220	28
60 (1985)	16,437	1,047	5,037	78	2,110	23	2,927	54
61 (1986)	33,064	2,381	8,108	125	2,462	31	5,646	93
62 (1987)	42,209	4,828	12,584	248	3,528	53	9,056	195
63 (1988)	53,824	3,466	19,858	442	4,868	85	14,990	356
平元 (1989)	65,102	3,864	26,148	666	5,798	123	20,350	543
2 (1990)	85,114	4,752	36,939	880	9,029	187	27,910	693
3 (1991)	111,132	4,708	46,501	1,175	9,894	246	36,607	929
4 (1992)	128,888	6,578	52,900	1,389	12,012	337	40,888	1,051
5 (1993)	139,467	10,212	61,452	1,714	12,291	390	49,161	1,323
6 (1994)	144,527	6,580	67,032	1,977	12,458	433	54,574	1,544
7 (1995)	143,655	5,652	70,843	2,114	11,107	375	59,736	1,739
8 (1996)	135,959	3,978	68,178	1,859	11,042	338	57,136	1,520
9 (1997)	126,220	3,981	63,747	1,619	10,954	348	52,793	1,270
10 (1998)	123,354	3,557	65,524	1,466	10,311	263	55,213	1,203
11 (1999)	135,508	2,974	77,636	1,849	10,795	316	66,841	1,533
12 (2000)	143,951	3,254	84,094	2,162	11,416	335	72,678	1,826
13 (2001)	135,100	3,015	85,418	1,896	11,671	273	73,747	1,621
14 (2002)	125,643	2,784	79,972	1,730	12,868	319	67,104	1,411
15 (2003)	120,789	3,715	76,166	1,737	13,938	362	62,228	1,374
16 (2004)	111,450	3,610	66,186	1,716	13,715	462	52,471	1,253
17 (2005)	103,139	3,345	59,623	1,596	14,250	484	45,373	1,112
18 (2006)	102,512	4,023	57,900	1,492	14,462	406	43,438	1,086
19 (2007)	99,052	4,095	53,061	1,425	14,953	432	38,108	993
20 (2008)	92,624	2,977	49,096	1,385	13,424	400	35,672	985
21 (2009)	81,277	2,919	43,567	1,227	11,911	361	31,656	866
22 (2010)	82,783	2,756	43,377	1,417	12,996	511	30,385	907
23 (2011)	79,408	3,603	43,308	1,472	13,219	456	30,089	1,016
24 (2012)	75,008	2,702	40,911	1,469	12,782	501	28,129	968
25 (2013)	71,967	2,535	38,732	1,273	13,240	409	25,492	863
26 (2014)	70,412	3,356	36,480	1,239	14,155	471	22,325	767
27 (2015)	69,913	1,994	36,054	1,118	13,383	424	22,671	694
28 (2016)	68,293	2,253	35,552	1,050	13,072	362	22,480	687
29 (2017)	70,863	2,489	37,086	1,209	13,013	432	24,073	776
30 (2018)	77,561	2,733	40,557	1,324	12,745	438	27,812	886
令元 (2019)	80,260	2,745	41,563	1,338	11,180	452	30,383	886

(備考) 1. 外国送金等には取立および両替を含む。
2. コルレス業務は、昭和61年2月に大蔵大臣の認可後邦銀3行と契約締結を行い、4月から業務を開始

（単位：件、百万米ドル、行）

貿易外		外貨預金		外貨貸付		外国送金等		信用状開設		コルレス契約先銀行数	
											うち外国銀行
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
820	5	−	−	−	−	820	5	255	4	−	−
2,319	47	104	32	−	−	2,215	14	695	14	−	−
5,034	282	816	221	189	39	4,029	22	854	24	−	−
11,400	968	3,395	811	362	87	7,643	69	1,120	32	3	−
24,956	2,256	11,795	1,716	1,720	442	11,441	97	2,133	86	20	16
29,625	4,579	10,482	3,422	3,857	1,019	15,286	138	3,692	178	31	21
33,966	3,023	8,657	1,716	3,629	1,121	21,680	186	5,298	287	40	30
38,954	3,197	7,864	2,287	2,185	683	28,905	226	6,432	390	65	55
48,175	3,871	7,136	3,302	609	245	40,430	323	9,716	492	77	66
64,631	3,533	5,958	2,987	261	139	58,412	406	13,248	642	81	70
75,988	5,189	5,890	4,481	303	269	69,795	437	15,052	734	85	74
78,015	8,497	5,980	7,854	298	182	71,737	460	18,037	941	87	75
77,495	4,602	4,810	3,836	216	130	72,469	635	20,302	1,075	121	103
72,812	3,538	2,570	2,786	137	97	70,105	654	19,937	1,101	139	120
67,781	2,119	1,416	1,395	123	86	66,242	637	18,642	922	147	127
62,473	2,362	1,334	1,532	108	69	61,031	760	17,083	757	162	144
57,830	2,090	2,441	1,384	68	35	55,321	670	17,592	703	172	155
57,872	1,125	2,513	115	75	223	55,284	786	19,877	848	182	165
59,091	1,093	2,216	62	103	371	56,772	659	20,175	879	195	178
48,890	1,118	1,711	374	97	247	47,082	497	19,328	763	201	186
44,937	1,053	1,440	225	61	96	43,436	732	15,423	612	189	177
43,875	1,976	1,591	226	86	655	42,198	1,095	12,867	553	192	180
44,483	1,892	1,469	495	108	430	42,906	967	8,988	427	196	184
42,811	1,750	722	47	115	637	41,974	1,065	6,214	312	192	184
43,942	2,531	533	65	65	544	43,344	1,921	5,066	254	210	202
45,361	2,671	446	152	68	351	44,847	2,167	3,878	216	247	237
42,931	1,594	516	75	55	330	42,360	1,188	3,231	192	248	234
37,149	1,692	387	295	24	267	36,738	1,129	2,615	156	246	237
36,556	1,321	616	96	23	205	38,272	1,040	2,582	182	247	238
33,301	2,114	532	526	15	55	34,712	1,549	2,462	188	247	238
31,191	1,219	614	111	34	58	32,558	1,062	2,284	167	246	237
30,245	1,251	661	60	39	295	31,723	905	1,933	155	243	234
31,062	2,105	549	61	53	1,014	32,622	1,040	1,657	127	238	229
31,634	867	471	62	8	29	32,798	784	1,365	96	236	227
30,990	1,196	462	99	10	148	31,529	954	1,158	89	230	221
32,026	1,273	408	38	26	118	32,603	1,123	1,137	92	227	216
35,434	1,401	647	87	30	130	35,631	1,189	1,073	83	186	175
37,319	1,400	547	142	31	82	37,546	1,182	892	65	169	151

Ⅲ. 全国信用金庫統計　1. 主要勘定等

年度末	資産								
	現金	預け金	金融機関貸付等	コールローン等	買入金銭債権	金銭の信託	商品有価証券	有価証券	貸出金
昭26（1951）	43	…	－	－	－	－	－	34	616
27（1952）	65	373	1	－	－	－	－	55	1,146
28（1953）	81	334	6	－	－	55	－	91	1,610
29（1954）	83	419	36	－	－	74	－	152	1,866
30（1955）	93	573	24	－	－	78	－	253	2,269
31（1956）	111	656	236	－	－	66	－	317	2,907
32（1957）	130	670	572	－	－	64	－	358	3,595
33（1958）	142	779	706	－	－	65	－	530	4,369
34（1959）	167	932	1,021	－	－	61	－	669	5,566
35（1960）	244	1,210	1,111	－	－	60	－	943	7,332
36（1961）	327	1,677	1,476	－	－	63	－	1,007	9,874
37（1962）	424	2,402	1,996	－	－	50	－	1,250	13,188
38（1963）	657	2,911	2,355	－	－	37	－	1,449	17,170
39（1964）	808	3,625	3,488	－	－	25	－	1,680	20,070
40（1965）	811	5,556	1,497	－	－	32	－	2,814	24,014
41（1966）	870	6,327	1,126	－	－	33	－	3,414	29,324
42（1967）	1,060	6,445	2,621	－	－	30	－	3,954	35,312
43（1968）	1,272	6,967	3,706	－	－	35	－	5,055	41,629
44（1969）	1,526	7,890	3,923	－	－	35	－	5,863	52,809
45（1970）	1,902	9,450	5,040	－	－	46	－	6,838	63,557
46（1971）	2,216	16,601	1,036	－	－	56	－	9,086	75,925
47（1972）	2,823	18,340	495	－	－	54	－	11,516	99,500
48（1973）	4,285	19,895	1,876	－	－	45	－	13,834	121,850
49（1974）	4,639	19,555	8,397	－	－	46	－	18,467	134,743
50（1975）	5,290	25,544	2,814	－	－	45	－	23,598	158,252
51（1976）	5,887	30,114	2,031	－	－	39	－	25,356	181,860
52（1977）	5,819	36,699	1,998	－	－	37	－	31,416	194,602
53（1978）	6,157	38,141	1,654	－	－	34	－	40,963	216,529
54（1979）	7,353	29,967	8,543	－	－	31	－	51,237	245,642
55（1980）	8,162	35,818	6,025	－	－	57	－	59,299	264,168
56（1981）	8,339	45,509	3,973	－	－	737	－	69,357	283,287
57（1982）	9,343	46,728	3,836	－	－	2,420	－	76,375	305,631
58（1983）	10,158	54,318	4,320	－	－	2,981	－	78,154	328,709
59（1984）	10,860	61,492	7,201	－	－	5,127	－	82,312	351,364
60（1985）	10,792	73,917	9,390	－	－	9,200	－	83,458	365,734
61（1986）	11,234	89,280	9,772	－	－	15,752	528	90,539	384,230
62（1987）	11,336	102,180	9,947	－	－	17,245	1,598	97,711	417,738
63（1988）	12,511	107,853	13,337	－	－	17,854	1,720	103,244	466,364
平元（1989）	15,236	104,358	29,579	－	3,355	18,197	1,614	112,026	538,005
2（1990）	16,723	106,341	29,705	－	5,556	12,481	1,772	118,105	602,582
3（1991）	15,355	114,460	28,729	－	7,180	10,088	1,217	116,025	624,893
4（1992）	15,158	116,088	29,151	－	8,268	8,029	993	123,594	647,124
5（1993）	14,115	118,150	31,077	－	8,489	6,391	1,073	136,636	661,371
6（1994）	13,446	129,919	28,338	－	8,498	5,611	763	140,926	679,164
7（1995）	13,922	128,416	23,696	－	6,958	5,955	578	151,921	698,984
8（1996）	14,351	130,096	27,778	－	6,420	5,625	518	159,044	702,016
9（1997）	13,988	130,852	26,841	－	8,317	5,189	503	162,760	704,088
10（1998）	14,014	135,398	17,118	－	7,890	4,642	434	180,479	712,062
11（1999）	14,277	146,973	24,425	－	4,182	4,725	535	198,272	687,159
12（2000）	14,238	183,867	11,180	－	4,134	4,057	198	221,566	661,879
13（2001）	19,391	182,044	3,004	－	2,084	3,103	188	236,169	639,805
14（2002）	17,492	194,070	2,654	－	3,274	2,463	197	248,064	626,342
15（2003）	16,040	196,398	2,175	－	3,095	2,729	159	268,761	622,364
16（2004）	19,162	199,157	2,472	－	3,142	2,678	78	287,574	620,948
17（2005）	16,963	194,245	1,949	－	2,825	2,668	69	306,055	626,702
18（2006）	17,490	193,753	－	8,821	2,641	2,637	59	318,110	634,953
19（2007）	16,670	208,064	－	10,717	2,452	2,205	45	323,482	635,433
20（2008）	16,741	214,336	－	3,199	2,653	1,768	36	324,132	648,786
21（2009）	15,872	227,793	－	3,918	3,090	1,657	51	343,384	641,574
22（2010）	16,187	258,109	－	1,691	2,839	1,898	52	344,224	637,550
23（2011）	15,189	264,639	－	3,109	3,289	1,932	44	370,593	637,888
24（2012）	14,501	275,885	－	2,804	3,493	2,010	53	390,414	636,876
25（2013）	15,048	297,649	－	1,756	2,105	1,408	32	400,267	644,791
26（2014）	14,662	314,770	－	1,637	2,386	1,273	30	423,234	658,015
27（2015）	14,440	327,585	－	847	2,058	1,262	25	432,426	673,201
28（2016）	14,754	350,164	－	485	1,575	1,316	47	426,196	691,675
29（2017）	14,999	365,177	－	753	1,794	1,561	56	425,704	709,634
30（2018）	15,131	376,847	－	483	2,351	1,736	19	432,763	719,837
令元（2019）	15,105	379,640	－	396	3,438	1,926	18	430,760	726,752

（備考）1. 昭和26年度末および27年度末の計数には、信用金庫への組織変更期限（28年6月14日）までに信用金庫に組織変更した信用組合の計数を含む。
2. 金融機関貸付等は、金融機関貸付金、買入手形、コールローン、買現先勘定および債券貸借取引支払保証金の合計。コールローン等は、コールローン、買入手形、買現先勘定および債券貸借取引支払保証金の合計。なお、平成18年度末以降の金融機関貸付金は貸出金に含む。
3. 平成11年度末以降の諸引当金には、貸倒引当金を含まない。
4. 純資産（平成17年度末以前は会員勘定）は、当期利益を含む。なお、12～14年度末の「出資金」は、普通出資金および優先出資金の合計
5. 店舗数には出張所を含む。

（単位：億円、店、人）

負債・純資産							店舗数	常勤役職員数	会員数
預金・積金	譲渡性預金	借用金	債務保証	諸引当金	純資産	出資金			
873	−	5	…	…	…	…	1,528	…	946,921
1,531	−	14	…	…	…	…	1,806	…	1,105,174
2,012	−	25	…	16	142	101	2,076	31,118	1,233,976
2,426	−	28	…	28	173	121	2,197	34,175	1,318,440
3,040	−	28	…	46	202	139	2,306	36,489	1,410,303
3,918	−	81	…	67	248	160	2,381	39,136	1,515,563
4,847	−	136	…	92	317	185	2,430	42,033	1,606,948
5,944	−	141	…	122	384	212	2,519	45,588	1,702,862
7,611	−	161	…	155	483	247	2,614	49,196	1,813,781
9,890	−	185	…	178	695	286	2,716	53,330	1,936,945
13,093	−	218	…	234	932	348	2,806	57,495	2,075,716
17,583	−	223	…	295	1,282	427	2,918	63,453	2,221,185
22,439	−	265	…	381	1,557	523	3,050	69,231	2,403,257
27,084	−	275	…	481	1,880	630	3,220	74,861	2,586,208
31,748	−	313	1,923	543	2,205	718	3,393	80,839	2,795,870
37,555	−	309	2,664	657	2,668	812	3,459	85,195	3,065,520
44,795	−	432	3,609	846	3,295	911	3,539	87,798	3,322,655
53,017	−	542	4,171	1,083	3,897	1,022	3,636	90,907	3,493,518
65,302	−	504	5,121	1,314	4,879	1,141	3,767	94,679	3,672,928
78,857	−	506	5,862	1,593	5,858	1,251	3,890	100,109	3,839,613
95,248	−	1,124	6,662	1,794	7,112	1,340	4,006	105,566	3,496,987
120,449	−	1,780	9,712	2,393	6,986	1,459	4,197	112,772	3,830,976
147,351	−	1,745	11,773	2,893	8,026	1,584	4,329	118,004	4,081,570
169,487	−	934	13,099	3,047	9,568	1,695	4,496	124,093	4,294,655
197,006	−	943	14,202	3,150	11,214	1,818	4,632	130,419	4,571,239
224,214	−	1,585	15,994	3,397	12,912	1,934	4,866	136,239	4,840,629
247,814	−	2,003	16,278	3,504	14,731	2,039	5,021	141,122	5,083,405
280,126	−	2,058	16,723	3,879	16,617	2,159	5,249	145,124	5,304,913
313,995	88	4,695	20,994	3,913	18,158	2,259	5,379	146,546	5,525,731
342,824	179	1,585	21,463	4,062	19,776	2,346	5,670	148,682	5,660,594
378,153	300	1,986	20,121	4,257	21,415	2,418	5,891	150,660	5,784,157
407,459	453	2,579	19,920	4,551	23,663	2,477	6,246	152,020	5,909,615
434,126	1,708	2,219	20,804	4,837	26,198	2,536	6,509	152,370	6,027,967
469,429	2,884	1,463	20,939	5,158	28,692	2,618	6,859	153,045	6,210,141
500,491	4,329	2,019	20,617	5,513	31,091	2,705	7,124	152,288	6,411,408
539,734	6,911	3,458	20,620	5,986	34,062	2,836	7,385	151,755	6,607,536
594,318	4,933	3,988	22,837	6,135	37,068	2,949	7,551	151,748	6,850,917
660,990	4,806	4,385	24,290	6,209	40,536	3,059	7,754	152,052	7,106,295
750,795	5,175	11,502	28,564	6,203	43,190	3,161	7,936	151,932	7,363,468
823,135	3,811	6,050	31,900	6,242	46,201	3,269	8,146	152,458	7,550,272
851,133	2,183	4,950	37,133	6,350	47,640	3,296	8,233	151,492	7,652,180
874,891	1,599	5,521	41,364	7,030	49,831	3,343	8,371	154,544	7,809,897
904,183	778	3,949	41,555	8,162	51,778	3,391	8,454	158,869	7,958,562
941,478	308	3,730	37,566	9,925	54,205	3,427	8,524	160,293	8,117,397
962,236	458	5,773	37,556	12,880	56,126	3,503	8,600	158,973	8,309,835
977,321	522	3,882	35,846	18,315	55,406	3,688	8,643	155,701	8,457,735
984,372	282	2,668	34,253	26,835	50,930	3,870	8,668	151,721	8,599,612
1,005,732	193	3,356	32,240	29,845	55,815	4,015	8,673	148,535	8,733,839
1,020,320	122	2,109	28,482	3,118	52,760	4,751	8,638	144,805	8,876,360
1,038,043	105	2,588	23,380	3,371	59,991	5,205	8,480	137,920	8,941,138
1,028,198	114	4,060	19,683	3,909	55,188	5,428	8,400	133,036	8,981,084
1,035,536	244	5,356	16,363	3,829	57,047	5,699	8,263	127,565	9,001,391
1,055,175	789	4,279	14,204	3,735	57,146	6,112	8,059	121,792	9,091,805
1,074,324	999	5,060	12,704	3,723	60,750	6,471	7,879	117,115	9,134,192
1,092,212	1,181	5,798	11,393	3,588	60,235	6,702	7,777	113,638	9,191,407
1,113,772	998	1,897	9,974	3,465	64,759	6,898	7,734	112,365	9,256,033
1,137,275	911	2,853	8,728	3,534	62,308	7,046	7,687	112,473	9,278,994
1,154,531	517	3,527	7,538	3,640	57,943	7,192	7,671	114,012	9,311,661
1,173,806	470	2,802	6,398	3,708	65,098	7,468	7,619	115,633	9,317,116
1,197,465	525	3,800	5,487	3,733	66,230	7,712	7,584	115,960	9,318,325
1,225,884	498	5,522	4,712	3,674	69,516	8,066	7,535	115,260	9,318,366
1,248,763	510	6,086	4,184	3,570	75,973	8,095	7,504	113,800	9,305,143
1,280,602	580	9,185	3,977	3,457	78,147	8,097	7,451	112,525	9,282,698
1,319,433	625	15,738	3,857	3,397	84,710	8,113	7,398	111,477	9,270,457
1,347,476	791	20,024	3,671	3,288	89,634	8,129	7,379	110,428	9,273,887
1,379,128	730	23,976	3,671	3,200	88,579	8,135	7,361	109,587	9,264,892
1,409,771	1,007	24,926	3,807	3,058	89,962	8,275	7,347	108,475	9,242,088
1,434,771	901	23,385	4,444	2,887	92,809	8,304	7,294	106,541	9,197,080
1,452,678	747	22,960	4,516	2,819	89,202	8,382	7,237	104,042	9,137,735

2. 損益状況

年度	業務収益						業務費用		
		貸出金利息	預け金利息	金融機関貸付等利息	コールローン等利息	有価証券利息配当金		預金利息	譲渡性預金利息
昭29（1954）	237	195	14	−	−	8	201	74	−
30（1955）	288	229	20	3	−	13	246	98	−
31（1956）	358	275	30	6	−	22	302	130	−
32（1957）	477	341	26	60	−	23	391	176	−
33（1958）	564	407	26	74	−	29	473	224	−
34（1959）	688	493	33	87	−	43	570	287	−
35（1960）	871	620	40	121	−	55	721	374	−
36（1961）	1,152	800	47	196	−	72	908	464	−
37（1962）	1,502	1,042	66	269	−	83	1,180	602	−
38（1963）	1,825	1,353	87	243	−	98	1,468	787	−
39（1964）	2,290	1,629	89	419	−	103	1,805	976	−
40（1965）	2,478	1,880	157	231	−	150	2,035	1,170	−
41（1966）	2,939	2,263	281	104	−	217	2,482	1,390	−
42（1967）	3,526	2,704	314	171	−	258	2,899	1,669	−
43（1968）	4,252	3,170	312	368	−	307	3,459	1,971	−
44（1969）	5,191	3,877	350	453	−	402	4,123	2,403	−
45（1970）	6,329	4,844	423	477	−	460	5,043	2,996	−
46（1971）	7,452	5,743	731	232	−	596	6,034	3,698	−
47（1972）	8,954	6,944	1,062	60	−	713	7,474	4,440	−
48（1973）	11,445	9,051	1,005	267	−	893	9,575	5,764	−
49（1974）	15,458	11,761	1,116	1,125	−	1,184	13,002	8,166	−
50（1975）	18,160	13,825	1,381	877	−	1,752	15,655	10,156	−
51（1976）	19,966	15,361	1,867	283	−	2,079	17,478	10,933	−
52（1977）	20,969	15,899	2,205	164	−	2,301	18,317	11,059	−
53（1978）	20,952	15,340	2,079	149	−	2,902	17,943	9,976	−
54（1979）	23,461	17,007	1,942	478	−	3,475	20,308	11,682	7
55（1980）	30,301	22,067	2,162	1,246	−	4,183	27,555	17,951	25
56（1981）	32,286	23,132	2,784	549	−	5,079	29,439	19,480	24
57（1982）	33,603	23,611	2,657	502	−	5,869	29,703	18,886	35
58（1983）	35,299	24,582	3,188	357	−	6,067	30,671	19,557	83
59（1984）	36,674	25,214	3,539	433	−	6,225	32,218	20,432	181
60（1985）	38,389	25,831	4,079	622	−	6,285	34,055	21,604	259
61（1986）	38,733	25,216	4,521	408	−	6,158	33,529	20,387	320
62（1987）	37,454	24,367	4,270	398	−	5,981	33,086	19,120	256
63（1988）	39,020	25,715	4,468	481	−	5,798	33,516	19,071	234
平元（1989）	44,714	29,525	5,069	1,426	−	6,180	38,870	22,872	264
2（1990）	59,263	41,309	6,437	2,665	−	6,503	53,754	36,679	314
3（1991）	64,468	46,271	6,799	2,151	−	6,465	58,320	41,131	211
4（1992）	57,249	41,031	5,481	1,305	−	6,337	51,614	33,645	73
5（1993）	51,332	36,153	4,303	950	−	6,465	46,333	27,988	22
6（1994）	46,856	32,805	3,647	721	−	6,530	39,489	20,457	7
7（1995）	42,609	28,504	2,878	358	−	6,314	34,445	14,672	3
8（1996）	36,733	24,203	2,056	258	−	5,879	28,230	8,252	2
9（1997）	34,308	22,247	1,631	256	−	5,538	26,369	6,304	1
10（1998）	31,997	21,043	1,264	162	−	5,252	25,592	4,983	1
11（1999）	29,902	20,089	802	49	−	5,176	23,692	3,767	0
12（2000）	27,985	18,848	848	76	−	4,521	21,497	3,184	0
13（2001）	25,855	17,372	640	24	−	4,094	20,842	2,140	0
14（2002）	24,317	16,442	408	5	−	3,653	18,435	1,233	0
15（2003）	23,078	15,964	300	3	−	3,503	17,014	979	0
16（2004）	23,207	15,766	373	5	−	3,720	16,895	818	0
17（2005）	23,368	15,477	516	8	−	4,039	16,774	847	1
18（2006）	24,304	15,778	981	−	41	4,424	17,966	1,650	3
19（2007）	25,929	16,453	1,590	−	90	4,495	21,339	3,511	6
20（2008）	25,893	16,408	1,920	−	56	4,299	22,559	3,818	6
21（2009）	24,766	15,515	1,739	−	11	4,330	19,519	2,979	3
22（2010）	24,427	14,755	1,490	−	10	4,204	18,405	2,111	2
23（2011）	23,158	14,121	1,183	−	8	4,105	17,629	1,573	2
24（2012）	22,352	13,403	1,013	−	9	4,064	16,787	1,299	1
25（2013）	21,345	12,693	984	−	8	4,292	16,361	1,141	1
26（2014）	21,297	12,453	966	−	8	4,335	16,495	1,153	1
27（2015）	20,761	12,069	894	−	8	4,370	16,371	1,185	1
28（2016）	20,129	11,553	674	−	4	4,309	16,312	975	1
29（2017）	19,307	11,254	622	−	5	4,317	15,959	800	1
30（2018）	19,200	11,104	600	−	8	4,353	15,930	725	1
令元（2019）	19,649	10,934	522	−	7	4,708	15,853	640	1

（備考）1. 業務収益および業務費用は、昭和57年度までそれぞれ経常収益および経常費用、58年度から平成元年度まで事業収益および事業費用。また、経常利益は、昭和58年度から平成元年度まで事業利益。税引前当期純利益および当期純利益は、平成14年度まで税引前当期利益および当期利益

2. 金融機関貸付等利息は、金融機関貸付金利息、買入手形利息、コールローン利息、買現先利息および債券貸借取引受入利息の合計。コールローン等利息は、コールローン利息、買入手形利息、買現先利息および債券貸借取引受入利息の合計

3. 借用金利息等は平成17年度まで借用金利息。18年度以降は売渡手形利息、コールマネー利息、売現先利息および債券貸借取引支払利息を含む。

（単位：億円）

借用金利息等	経費	人件費	物件費	業務純益	経常利益	特別利益	特別損失	税引前当期純利益	当期純利益
3	112	70	39	－	35	2	7	30	19
2	130	82	44	－	42	4	10	35	24
4	147	93	49	－	56	4	15	45	30
14	177	112	59	－	86	3	18	71	45
14	205	129	68	－	91	5	15	81	53
13	240	149	81	－	118	12	22	107	71
15	290	179	98	－	150	17	24	143	94
18	377	229	131	－	244	16	41	219	145
18	493	293	174	－	322	13	22	313	208
18	590	351	205	－	356	20	53	324	220
24	727	423	269	－	484	16	55	445	298
11	819	486	283	－	442	30	54	418	283
15	914	554	310	－	456	56	66	446	319
19	1,057	643	361	－	626	137	109	654	481
44	1,325	831	424	－	792	113	106	799	573
53	1,449	933	497	－	1,068	127	121	1,074	717
50	1,767	1,186	555	－	1,285	79	95	1,269	854
22	2,132	1,432	665	－	1,418	156	109	1,465	972
55	2,604	1,760	798	－	1,479	387	182	1,684	1,074
112	3,293	2,249	984	－	1,869	212	414	1,667	1,084
115	4,490	3,079	1,331	－	2,456	200	177	2,479	1,602
78	5,341	3,692	1,543	－	2,504	219	158	2,565	1,708
54	6,309	4,221	1,796	－	2,487	270	272	2,485	1,777
59	7,150	4,755	2,041	－	2,651	486	343	2,794	1,941
54	7,768	5,178	2,214	－	3,009	692	858	2,843	2,001
129	8,335	5,568	2,419	－	3,152	474	1,272	2,355	1,687
290	9,130	6,031	2,734	－	2,746	382	521	2,606	1,805
66	9,713	6,441	2,842	－	2,846	703	780	2,769	1,838
94	10,503	6,909	3,072	－	3,899	513	659	3,753	2,461
98	10,723	7,237	3,277	－	4,628	523	999	4,200	2,791
76	11,282	7,552	3,513	－	4,456	751	1,121	4,090	2,708
117	11,762	7,868	3,654	－	4,334	1,219	1,440	4,192	2,642
137	12,268	8,153	3,827	－	5,203	2,381	2,581	5,095	3,186
189	12,650	8,390	3,957	－	4,367	3,197	2,711	4,915	3,230
201	13,252	8,738	4,188	－	5,503	2,274	2,216	5,682	3,734
460	13,909	9,166	4,471	－	5,844	2,483	4,171	4,456	3,018
461	14,825	9,706	4,839	6,298	4,843	530	262	5,111	3,348
289	15,267	9,929	5,056	6,771	4,196	729	453	4,472	2,842
193	16,047	10,338	5,356	6,002	4,493	478	370	4,601	2,891
102	16,413	10,678	5,367	5,243	3,771	551	438	3,885	2,512
103	16,755	10,927	5,456	7,510	4,588	436	360	4,665	2,870
109	17,045	11,099	5,562	8,251	4,684	1,010	996	4,697	2,868
85	17,672	11,071	6,218	8,555	4,287	3,773	3,625	4,435	2,740
77	17,511	10,991	6,134	7,976	2,849	7,155	6,873	3,132	1,591
68	17,250	10,689	6,154	6,431	2,218	5,617	5,717	2,117	2,491
58	16,895	10,411	6,100	6,229	△ 2,014	611	1,443	△ 2,846	△ 3,942
66	16,354	10,089	5,891	6,504	2,048	864	1,031	1,881	972
63	15,903	9,776	5,769	5,023	△ 1,649	631	1,082	△ 2,100	△ 2,622
36	15,155	9,267	5,534	5,885	△ 354	787	629	△ 196	△ 921
35	14,547	8,849	5,359	6,066	1,824	687	323	2,188	1,171
36	14,372	8,651	5,385	6,314	2,742	715	373	3,083	1,852
40	14,270	8,534	5,405	6,596	3,750	822	619	3,953	2,662
61	14,328	8,555	5,449	6,342	3,518	774	204	4,087	2,698
82	14,500	8,587	5,599	4,599	1,332	758	250	1,840	903
75	14,630	8,630	5,697	3,341	△ 1,872	661	245	△ 1,456	△ 2,086
57	14,336	8,469	5,572	5,251	2,162	414	156	2,420	1,540
49	14,465	8,534	5,635	6,025	2,782	382	253	2,911	2,001
48	14,358	8,466	5,599	5,532	2,661	41	154	2,547	1,355
47	13,963	8,358	5,326	5,566	3,197	35	148	3,084	2,165
48	13,772	8,253	5,246	4,984	4,522	42	130	4,433	3,228
52	13,914	8,285	5,333	4,803	4,634	54	156	4,533	3,413
60	13,532	8,224	4,991	4,391	4,430	105	149	4,387	3,337
56	13,445	8,154	4,985	3,817	3,778	40	159	3,659	2,783
60	13,255	8,045	4,911	3,348	3,610	67	152	3,525	2,652
94	13,006	7,885	4,827	3,271	3,204	73	178	3,099	2,334
84	12,877	7,761	4,808	3,796	2,863	62	175	2,751	2,011

3. 経営諸比率

年　度	預け金利　回	有価証券利　回	貸出金利　回	資金運用利　回	預金利回	借用金利　回	資金調達利　回	経費率	資金調達原価率
昭29（1954）	…	…	…	…	…	…	－	…	…
30（1955）	5.33	7.62	11.25	10.10	3.82	8.32	－	5.05	8.86
31（1956）	5.68	7.82	10.88	9.68	3.97	8.24	－	4.47	8.44
32（1957）	5.74	7.29	10.62	9.99	4.25	7.79	－	4.27	8.49
33（1958）	5.26	6.98	10.48	9.64	4.40	7.66	－	4.03	8.40
34（1959）	5.36	7.34	10.29	9.44	4.49	7.58	－	3.74	8.22
35（1960）	5.29	7.17	10.01	9.33	4.52	7.60	－	3.50	8.01
36（1961）	4.89	7.39	9.66	9.50	4.28	7.62	－	3.48	7.75
37（1962）	5.22	7.53	9.42	9.41	4.20	7.56	－	3.44	7.64
38（1963）	5.59	7.04	9.21	8.86	4.22	7.42	－	3.17	7.39
39（1964）	4.53	6.91	9.01	8.93	4.21	7.48	－	3.14	7.35
40（1965）	4.65	6.55	8.92	8.16	4.24	7.04	－	2.97	7.21
41（1966）	6.04	6.93	8.77	8.15	4.24	7.09	－	2.79	7.04
42（1967）	6.36	6.94	8.64	8.17	4.26	7.13	－	2.70	6.96
43（1968）	6.32	6.97	8.54	8.19	4.24	7.35	－	2.85	7.09
44（1969）	6.29	7.41	8.50	8.22	4.24	7.34	－	2.56	6.80
45（1970）	6.47	7.32	8.51	8.25	4.34	7.33	－	2.56	6.90
46（1971）	6.78	7.35	8.53	8.15	4.44	7.28	－	2.56	7.00
47（1972）	6.62	7.18	8.21	7.85	4.28	7.13	－	2.51	6.80
48（1973）	6.40	7.07	8.30	8.00	4.43	7.42	－	2.53	6.97
49（1974）	7.21	7.60	9.49	9.28	5.38	8.66	－	2.96	8.34
50（1975）	7.72	8.33	9.68	9.37	5.75	8.85	－	3.02	8.77
51（1976）	7.73	8.51	9.24	8.95	5.36	8.02	－	3.09	8.45
52（1977）	7.37	8.31	8.64	8.41	4.84	7.45	－	3.13	7.97
53（1978）	6.24	7.72	7.68	7.47	3.89	5.74	－	3.03	6.91
54（1979）	6.36	7.46	7.52	7.40	4.03	6.44	－	2.87	6.90
55（1980）	7.95	7.61	8.84	8.65	5.63	8.21	－	2.86	8.48
56（1981）	7.67	7.81	8.69	8.41	5.55	6.08	－	2.76	8.30
57（1982）	7.07	7.85	8.23	8.03	4.95	6.04	－	2.75	7.69
58（1983）	7.15	7.86	7.94	7.84	4.80	6.20	4.81	2.62	7.42
59（1984）	6.82	7.77	7.60	7.54	4.69	5.77	4.70	2.57	7.25
60（1985）	6.57	7.53	7.39	7.33	4.62	6.03	4.62	2.48	7.09
61（1986）	5.90	6.96	6.89	6.82	4.05	5.06	4.06	2.40	6.44
62（1987）	4.77	6.24	6.20	5.95	3.44	5.17	3.46	2.25	5.69
63（1988）	4.55	5.62	5.93	5.66	3.11	5.62	3.13	2.13	5.25
平元（1989）	4.96	5.61	6.03	5.79	3.32	5.83	3.35	1.99	5.32
2（1990）	6.74	5.49	7.42	7.07	4.76	6.61	4.79	1.91	6.72
3（1991）	6.91	5.42	7.76	7.31	5.08	5.63	5.11	1.88	7.00
4（1992）	5.15	5.20	6.54	6.11	3.97	3.38	3.99	1.89	5.88
5（1993）	3.87	4.91	5.60	5.19	3.19	2.35	3.20	1.87	5.07
6（1994）	3.04	4.59	4.96	4.60	2.24	2.47	2.28	1.83	4.11
7（1995）	2.37	4.19	4.18	3.92	1.55	2.47	1.63	1.80	3.43
8（1996）	1.69	3.76	3.50	3.29	0.86	2.37	0.93	1.84	2.77
9（1997）	1.29	3.36	3.21	2.96	0.65	2.99	0.71	1.80	2.51
10（1998）	1.01	3.01	3.02	2.72	0.51	2.87	0.55	1.75	2.30
11（1999）	0.58	2.68	2.88	2.50	0.37	2.76	0.40	1.66	2.07
12（2000）	0.52	2.17	2.86	2.34	0.31	4.19	0.35	1.61	1.97
13（2001）	0.32	1.77	2.74	2.09	0.20	2.33	0.23	1.55	1.78
14（2002）	0.21	1.55	2.68	1.97	0.12	0.76	0.13	1.50	1.63
15（2003）	0.15	1.35	2.61	1.86	0.09	0.66	0.10	1.41	1.51
16（2004）	0.18	1.34	2.58	1.83	0.07	0.70	0.08	1.36	1.44
17（2005）	0.25	1.38	2.51	1.81	0.07	0.67	0.09	1.32	1.41
18（2006）	0.50	1.42	2.53	1.89	0.15	1.31	0.16	1.30	1.47
19（2007）	0.76	1.40	2.63	1.96	0.31	1.69	0.32	1.29	1.61
20（2008）	0.89	1.29	2.58	1.91	0.33	1.63	0.34	1.27	1.61
21（2009）	0.76	1.29	2.43	1.79	0.25	1.62	0.26	1.23	1.48
22（2010）	0.59	1.22	2.33	1.66	0.17	1.51	0.18	1.21	1.39
23（2011）	0.43	1.15	2.23	1.54	0.12	0.97	0.13	1.17	1.31
24（2012）	0.36	1.08	2.13	1.44	0.10	0.80	0.11	1.12	1.23
25（2013）	0.33	1.10	2.01	1.37	0.09	0.65	0.09	1.09	1.18
26（2014）	0.31	1.07	1.93	1.31	0.08	0.42	0.09	1.06	1.15
27（2015）	0.27	1.04	1.83	1.24	0.08	0.29	0.09	1.01	1.09
28（2016）	0.19	1.02	1.70	1.15	0.07	0.17	0.07	0.98	1.03
29（2017）	0.17	1.03	1.62	1.10	0.05	0.12	0.06	0.95	0.99
30（2018）	0.16	1.03	1.57	1.07	0.05	0.11	0.05	0.91	0.95
令元（2019）	0.13	1.11	1.53	1.07	0.04	0.11	0.05	0.89	0.92

（備考）1. 預け金利回は無利息分を除く。また、預金利回は譲渡性預金を含む。
2. 昭和53年度までの総資金利鞘は運用資金利鞘。また、57年度までの資金運用利回および資金調達原価率は、それぞれ運用資金利回および預金借用金原価率
3. 昭和57年度までの業務収支率は経常収支率、また、58年度から平成元年度までは事業収支率
4. 昭和49年度までの総資産経常利益率は総資金運用利鞘
5. 自己資本比率の算式は次のとおり

昭和60年度まで　　：自己資本率　＝［会員勘定（外部流出分を除く）＋引当金］／［預金積金＋譲渡性預金＋借用金］×100

昭和61年度～平成8年度：自己資本比率（国内基準）　＝［自己資本の額｛会員勘定（外部流出予定額を除く）＋諸引当金勘定（債権償却特別勘定を除く）｝＋税効果相当額として別に定めるもの］／［総資産－債務保証見返勘定のうち別に定めるもの－債権償却特別勘定相当額］×100

（単位：％）

預金貸出金利鞘	総資金利鞘	業務収支率	総資産経常利益率	自己資本比率	預貸率		預証率	
					（期末）	（平残）	（期末）	（平残）
…	…	85.00	…	…	76.90	…	6.26	…
2.38	1.24	85.38	…	…	74.62	…	8.32	…
2.44	1.24	84.28	…	…	74.20	76.88	8.09	8.71
2.10	1.50	81.90	…	…	74.17	77.44	7.38	7.89
2.05	1.24	83.77	…	5.02	73.50	76.20	8.91	8.26
2.06	1.22	82.84	…	4.75	73.13	74.76	8.78	9.26
1.99	1.32	82.72	…	4.55	74.14	74.74	9.53	9.41
1.90	1.75	78.82	…	4.43	75.41	76.35	7.69	9.05
1.78	1.77	78.55	…	4.40	75.01	77.19	7.10	7.77
1.82	1.47	80.44	…	4.63	76.52	78.81	6.45	7.52
1.66	1.58	78.84	…	4.86	74.10	78.05	6.20	6.47
1.71	0.95	82.14	…	5.17	75.64	76.36	8.86	8.30
1.74	1.11	84.46	…	5.21	78.08	78.80	9.09	9.58
1.68	1.21	82.23	…	5.13	78.83	79.91	8.82	9.49
1.45	1.10	81.36	…	5.27	78.52	79.83	9.53	9.48
1.70	1.42	79.43	…	5.19	80.87	80.45	8.97	9.58
1.61	1.35	79.69	1.63	5.20	80.60	82.35	8.67	9.02
1.53	1.15	80.97	1.50	5.12	79.69	80.89	9.53	9.75
1.42	1.05	83.47	1.14	4.82	82.61	81.56	9.56	9.58
1.34	1.03	83.66	1.15	4.65	82.69	83.90	9.38	9.72
1.15	0.94	84.11	1.28	4.67	79.50	81.65	10.89	10.27
0.91	0.60	86.21	1.16	4.80	80.33	80.77	11.97	11.91
0.79	0.50	87.54	1.08	4.93	81.11	81.49	11.30	11.98
0.67	0.44	87.36	1.03	5.12	78.53	80.56	12.67	12.12
0.76	0.56	85.64	1.05	5.18	77.30	77.86	14.62	14.66
0.62	0.57	86.56	0.97	5.17	78.21	77.97	16.31	16.06
0.35	0.24	90.94	0.76	5.22	77.02	78.20	17.28	17.21
0.38	0.17	91.18	0.72	5.15	74.85	75.68	18.32	18.51
0.53	0.42	88.40	0.91	6.81	74.93	75.06	18.72	19.54
0.52	0.42	86.89	0.94	7.03	75.42	75.67	17.93	18.87
0.34	0.29	87.85	0.86	7.09	74.39	75.43	17.42	18.21
0.29	0.24	88.71	0.80	7.17	72.45	73.83	16.53	17.63
0.44	0.38	86.57	0.90	6.79	70.29	71.53	16.56	17.26
0.51	0.26	88.34	0.79	6.69	69.71	69.82	16.30	16.88
0.69	0.41	85.89	0.80	6.64	70.05	69.80	15.50	16.44
0.72	0.47	86.93	0.53	6.28	71.17	70.24	14.81	15.64
0.75	0.35	89.37	0.56	6.03	72.87	71.67	14.28	15.09
0.80	0.31	89.50	0.46	5.95	73.23	73.32	13.59	14.53
0.68	0.23	89.51	0.47	5.95	73.83	73.96	14.10	14.25
0.54	0.12	89.78	0.39	5.98	73.08	73.41	15.09	14.93
0.89	0.49	83.97	0.46	6.07	72.11	72.39	14.96	15.52
0.83	0.49	80.63	0.45	6.17	72.61	72.12	15.78	15.90
0.80	0.52	76.71	0.41	6.17	71.79	71.81	16.26	16.23
0.76	0.45	76.75	0.27	8.99	71.51	71.20	16.52	16.87
0.76	0.42	79.90	0.21	8.90	70.79	70.78	17.94	17.70
0.85	0.43	79.16	△ 0.18	8.88	67.34	68.85	19.43	19.03
0.94	0.37	76.75	0.18	10.07	63.76	64.99	21.34	20.54
0.97	0.31	80.57	△ 0.14	10.04	62.21	61.92	22.96	22.47
1.05	0.33	75.79	△ 0.03	10.50	60.47	60.96	23.94	23.36
1.10	0.35	73.71	0.16	10.78	58.93	59.30	25.45	25.19
1.14	0.38	72.78	0.23	11.23	57.74	57.80	26.74	26.27
1.11	0.40	71.77	0.32	11.27	57.31	56.99	27.99	27.02
1.07	0.42	73.90	0.29	11.96	56.95	56.87	28.53	28.28
1.02	0.34	82.26	0.11	11.74	55.82	55.78	28.42	28.51
0.97	0.30	87.09	△ 0.15	11.80	56.17	55.31	28.06	28.95
0.94	0.30	78.79	0.17	12.34	54.63	54.80	29.24	28.82
0.93	0.27	75.33	0.21	12.67	53.21	53.17	28.73	28.72
0.93	0.23	76.11	0.20	12.85	52.01	51.79	30.21	29.23
0.90	0.21	75.09	0.24	13.04	50.97	50.61	31.25	30.13
0.83	0.19	76.64	0.33	13.16	50.32	49.80	31.24	30.76
0.77	0.15	77.44	0.32	13.17	49.84	49.42	32.06	30.93
0.73	0.15	78.84	0.30	13.08	49.93	49.29	32.07	31.18
0.65	0.11	81.03	0.25	12.78	50.12	49.38	30.88	30.62
0.61	0.11	82.65	0.23	12.51	50.29	49.60	30.17	29.90
0.60	0.12	82.96	0.20	12.27	50.13	49.59	30.14	29.71
0.59	0.14	80.67	0.18	12.10	50.00	49.44	29.63	29.41

平成9年度～平成17年度：自己資本比率（国内基準バーゼルⅠ）＝[自己資本の額（基本的項目＋補完的項目－控除項目）]／[資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額＋各オフ・バランス取引の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額]×100

平成18年度～平成24年度：自己資本比率（国内基準バーゼルⅡ）＝[自己資本の額（基本的項目＋補完的項目－控除項目）]／[信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額]×100

平成25年度～令和元年度：自己資本比率（国内基準バーゼルⅢ）＝[自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）]／[信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額]×100

4. 業態別計数

年度末	金融機関数					店舗数				
	信用金庫	都市銀行	地方銀行	第二地銀	信用組合	信用金庫	都市銀行	地方銀行	第二地銀	信用組合
昭28（1953）	559	13	66	71	332	2,076	1,573	3,552	2,125	…
29（1954）	556	13	66	71	373	2,197	1,552	3,607	2,213	626
30（1955）	549	13	65	71	415	2,306	1,789	3,575	2,271	739
31（1956）	547	13	65	71	433	2,381	1,781	3,652	2,316	817
32（1957）	541	13	65	70	447	2,430	1,802	3,662	2,343	921
33（1958）	540	13	64	72	462	2,519	1,787	3,762	2,412	992
34（1959）	538	13	64	72	472	2,614	1,797	3,795	2,442	1,078
35（1960）	538	13	64	72	486	2,716	1,827	3,821	2,499	1,166
36（1961）	535	13	64	72	496	2,806	1,785	3,856	2,534	1,276
37（1962）	534	13	65	72	504	2,918	1,820	3,917	2,578	1,391
38（1963）	530	13	65	72	520	3,050	1,869	4,037	2,631	1,511
39（1964）	527	13	64	72	527	3,220	1,953	4,154	2,733	1,633
40（1965）	524	13	63	72	535	3,393	2,048	4,287	2,834	1,751
41（1966）	523	13	63	72	536	3,459	2,080	4,343	2,858	1,839
42（1967）	520	13	63	72	540	3,539	2,081	4,380	2,883	1,926
43（1968）	519	14	62	71	542	3,636	2,248	4,400	2,770	2,016
44（1969）	507	15	61	71	538	3,767	2,386	4,297	2,818	2,058
45（1970）	499	15	61	72	534	3,890	2,402	4,341	2,883	2,095
46（1971）	483	14	61	71	526	4,006	2,407	4,400	2,935	2,132
47（1972）	484	14	63	72	510	4,197	2,429	4,576	3,058	2,140
48（1973）	484	13	63	72	497	4,329	2,438	4,673	3,158	2,176
49（1974）	476	13	63	72	491	4,496	2,475	4,787	3,288	2,207
50（1975）	471	13	63	72	488	4,632	2,506	4,905	3,354	2,278
51（1976）	469	13	63	71	488	4,866	2,544	5,124	3,412	2,342
52（1977）	468	13	63	71	489	5,021	2,578	5,248	3,521	2,426
53（1978）	466	13	63	71	485	5,249	2,626	5,395	3,630	2,461
54（1979）	462	13	63	71	483	5,379	2,660	5,496	3,734	2,505
55（1980）	461	13	63	71	475	5,670	2,722	5,677	3,861	2,575
56（1981）	456	13	63	71	473	5,891	2,788	5,874	3,973	2,619
57（1982）	456	13	63	71	468	6,246	2,879	6,096	4,096	2,681
58（1983）	456	13	63	71	468	6,509	2,941	6,298	4,227	2,748
59（1984）	456	13	64	69	461	6,859	3,006	6,727	4,213	2,796
60（1985）	456	13	64	69	448	7,124	3,060	6,913	4,333	2,838
61（1986）	455	13	64	68	446	7,385	3,212	7,027	4,320	2,872
62（1987）	455	13	64	68	439	7,551	3,245	7,152	4,417	2,899
63（1988）	455	13	64	68	418	7,754	3,316	7,292	4,510	2,923
平元（1989）	454	13	64	68	414	7,936	3,412	7,429	4,626	2,931
2（1990）	451	12	64	68	407	8,146	3,489	7,561	4,727	2,979
3（1991）	440	11	64	68	397	8,233	3,555	7,751	4,820	2,989
4（1992）	435	11	64	66	393	8,371	3,568	7,861	4,843	3,012
5（1993）	428	11	64	65	383	8,454	3,522	7,972	4,775	3,008
6（1994）	421	11	64	65	373	8,524	3,502	7,980	4,771	2,975
7（1995）	416	11	64	65	369	8,600	3,459	7,980	4,761	2,904
8（1996）	410	10	64	65	363	8,643	3,389	7,949	4,742	2,872
9（1997）	401	10	64	64	351	8,668	3,346	7,902	4,670	2,822
10（1998）	396	9	64	61	322	8,673	2,996	7,872	4,659	2,677
11（1999）	386	9	64	60	291	8,638	2,854	7,800	4,570	2,575
12（2000）	371	9	64	57	280	8,480	2,750	7,881	4,216	2,487
13（2001）	349	7	64	56	247	8,400	2,712	7,768	4,037	2,315
14（2002）	326	7	64	53	191	8,263	2,529	7,584	3,790	1,985
15（2003）	306	7	64	50	181	8,059	2,483	7,521	3,567	1,955
16（2004）	298	7	64	48	175	7,879	2,452	7,534	3,354	1,922
17（2005）	292	6	64	47	172	7,777	2,364	7,470	3,312	1,901
18（2006）	287	6	64	46	168	7,734	2,346	7,421	3,274	1,858
19（2007）	281	6	64	45	164	7,687	2,359	7,442	3,252	1,826
20（2008）	279	6	64	44	162	7,671	2,363	7,441	3,253	1,785
21（2009）	272	6	64	42	159	7,619	2,363	7,506	3,149	1,765
22（2010）	271	6	63	42	158	7,584	2,375	7,478	3,138	1,755
23（2011）	271	6	64	42	158	7,535	2,391	7,489	3,128	1,737
24（2012）	270	6	64	41	157	7,504	2,401	7,514	3,061	1,723
25（2013）	267	5	64	41	155	7,451	2,397	7,505	3,053	1,718
26（2014）	267	5	64	41	154	7,398	2,732	7,491	3,057	1,709
27（2015）	265	5	64	41	153	7,379	2,725	7,491	3,055	1,695
28（2016）	264	5	64	41	151	7,361	2,683	7,471	3,048	1,679
29（2017）	261	5	64	41	148	7,347	2,708	7,479	3,052	1,660
30（2018）	259	5	64	40	146	7,294	2,633	7,590	2,966	1,633
令元（2019）	255	5	64	38	145	7,237	2,603	7,762	2,812	1,614

（備考）1. 日本銀行資料、全国銀行協会資料、全国信用組合中央協会資料等より作成
2. 平成3年度までの第二地銀には相互銀行を含む。
3. 店舗数は国内店（出張所を含む。ただし、昭和30年度までの都市銀行および地方銀行には含まない。）
4. 銀行の役職員数には執行役を含む。また、信用組合の昭和29年度の役職員数は369信用組合を調査対象とした人数
5. 金融機関数には次の先を含む。ただし、店舗数、役職員数には含まない。
都市銀行：日本勧業（昭和28年度、29年度）、北海道拓殖（28年度、29年度）
信用組合：朝銀大阪（平成９年度）、田辺（９年度）、高島（10年度）、和歌山県商工（10年度）

（単位:機関、店、人）

役職員数				
信用金庫	都市銀行	地方銀行	第二地銀	信用組合
31,118	73,458	66,325	…	4,079
34,175	75,471	68,948	…	7,722
36,489	87,848	70,593	…	9,372
39,136	88,493	70,581	…	10,396
42,033	88,326	71,955	…	11,828
45,588	89,758	74,062	…	13,670
49,196	91,947	76,253	58,552	15,232
53,330	94,686	79,031	60,438	17,153
57,495	98,879	82,391	63,376	19,387
63,453	103,081	87,806	66,338	21,690
69,231	110,976	93,005	68,703	24,191
74,861	121,129	97,269	70,855	26,752
80,839	130,701	103,137	73,804	29,278
85,195	138,109	108,725	74,263	31,361
87,798	139,389	111,264	74,408	32,982
90,907	145,186	112,279	69,426	34,545
94,679	153,971	109,395	70,648	34,700
100,109	157,691	113,612	73,382	35,348
105,566	162,817	119,877	76,070	36,913
112,772	170,158	128,085	78,681	36,557
118,004	174,884	134,353	80,300	37,081
124,093	180,565	142,166	85,529	39,402
130,419	183,425	147,952	90,299	41,180
136,239	183,576	152,689	88,579	42,605
141,122	180,552	156,711	90,746	44,373
145,124	179,680	159,544	91,346	44,995
146,546	176,018	159,926	90,853	45,159
148,682	173,022	162,378	91,767	45,957
150,660	171,901	165,190	92,385	46,366
152,020	176,831	167,837	95,181	46,693
152,370	172,589	166,305	95,857	47,321
153,045	166,611	168,615	91,973	47,344
152,288	160,456	166,150	91,168	46,327
151,755	158,396	163,785	87,015	45,710
151,748	154,777	161,489	86,585	45,126
152,052	152,589	160,069	87,056	44,492
151,932	152,715	159,383	87,895	44,239
152,458	152,794	159,990	88,708	44,013
151,492	155,286	162,854	90,955	43,976
154,544	157,620	165,997	91,382	44,064
158,869	159,130	169,667	91,751	44,128
160,293	155,965	169,225	91,224	43,934
158,973	149,195	166,944	88,827	42,119
155,701	139,858	163,864	85,998	40,226
151,721	133,823	159,726	81,703	38,246
148,535	124,878	156,507	79,306	35,492
144,805	119,585	152,468	76,117	33,096
137,920	113,306	149,011	66,927	31,078
133,036	104,957	142,249	62,812	28,560
127,565	102,049	136,588	58,088	24,422
121,792	93,518	131,150	54,026	23,510
117,115	86,885	127,893	50,375	22,953
113,638	85,615	125,210	49,127	22,483
112,365	84,785	125,869	48,426	22,034
112,473	86,914	127,587	48,772	22,005
114,012	91,235	130,464	49,628	21,966
115,633	94,710	133,658	49,091	21,811
115,960	94,094	134,379	48,455	21,696
115,260	92,950	133,833	47,947	21,570
113,800	91,890	133,364	46,523	21,284
112,525	91,182	132,568	45,791	21,015
111,477	93,505	131,766	45,436	20,892
110,428	95,197	131,740	45,393	20,689
109,587	97,693	131,876	45,359	20,436
108,475	97,913	131,430	44,894	19,899
106,541	96,004	130,983	42,247	19,416
104,042	92,897	129,834	38,170	19,039

Ⅳ. 年　表

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

昭和 25 年　(1950)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1. 6 政府、対日援助見返資金による中小企業に対する融資を開始	1.18 全信協（当時：全国信用組合協会）、顧問会議で中小企業等協同組合法上の協同組合連合会設立を決定	5. 1 全国信用協同組合連合会創立総会開催（定款承認、役員選出等）
3. 6 政府、国庫余裕金を指定預金として市中金融機関に預入	1.23 第1回月曜会（東京財務部管内有力信用組合の会合）開催	5. 1 酒井熊次郎（城南信用組合長）を総会終了後の役員会で初代会長に選任
3.27 大蔵省、都市銀行11行に対し、中小金融特別店舗の設置を認可	2.27 月曜会が地区別連合会・地区別協会の設立を決定	5.29 設立登記
6. 5 住宅金融公庫（現住宅金融支援機構）設立	3.27 全信協、全国信用協同組合連合会の設立を決議	5.31 事業免許取得（協同組合による金融事業に関する法律上の事業免許）
6.25 朝鮮動乱勃発	3.29 有力組合等による中小企業金融機関設立期成同盟会結成	6. 1 東京都品川区五反田の城南信組本店内で業務開始（出資金5,140万円、会員組合数60、預金受入額3,100万円、総務部・業務部の2部3課）
12.14「中小企業信用保険法」公布（12.15施行）	4.13 全国信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法上の協同組合連合会）設立準備会開催	9.14 北海道支所を開設
12.28 日本輸出銀行設立（現国際協力銀行）	7.29 期成同盟、月曜会に運動参加を要請（8.10月曜会総会で同調を承認）	9.14 九州支所を開設
		10. 1 業務取扱所を全国30か所に開設（28年5月までに43か所開設、41.6.1廃止完了）

昭和 26 年　(1951)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
4.20 日本開発銀行設立（現日本政策投資銀行）	6.15 信用金庫法・信用金庫法施行法公布（同日施行）	4.17 第1回通常総会開催（本所移転）
6. 4「証券投資信託法」公布（同日施行）	6.15 信用金庫法改正（商法改正に伴う改正）（7.1施行）	5. 1 本所を千代田区神田鍛冶町に移転
6. 5「相互銀行法」公布（同日施行）	7. 1 信用金庫法施行規則公布（同日施行）	8.13 指定口通知預金を創設（27.3.31廃止）
7.10 朝鮮戦争休戦会談開始	8.11 信用協同組合の信用金庫への組織変更に伴う経過措置に関する政令公布（同日施行）	8.14 政府指定預金の受入開始（35.5.31引揚げ完了）
9. 8 対日平和条約・日米安全保障条約調印	8.23 全信協、全国信用金庫協会に名称変更	10.23 第2回臨時総会開催（信用金庫法上の信用金庫連合会への組織変更を決定）
10. 1 公定歩合日歩2厘引上げ（日歩1銭6厘）	10.20 信用組合から信用金庫への組織変更開始（同日226信金）	11. 1 事業免許取得（信用金庫法上の事業免許）
10.20 無尽会社から相互銀行への組織変更開始	11.28 大蔵省、信用金庫の経営指針である業務運営基準等について通達	11. 1 全国信用協同組合連合会から全国信用金庫連合会に組織変更（定款・業務方法書制定）
		12. 6 会員以外の信用金庫および信用組合への貸付、コールローンの放出を開始（11.28認可）
		12.20 通知預金・定期預金に対し、奨励金を付加
		12.20 地方公共団体に対する貸付開始

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

昭和27年 (1952)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
4.28 対日平和条約・日米安全保障条約発効	5. 2 信用金庫法改正（法人会員資格拡大、地方公共団体・金融機関等員外貸付先範囲を拡大等）(同日施行)	2.20 第3回臨時総会開催（本所移転、大阪支所開設に係る定款変更を決定）
6.12「長期信用銀行法」公布（12.1施行）	6. 3 信用金庫法施行法改正、信用金庫への組織変更に伴う経過措置に関する政令改正（全信連の既会員信組を会員とできる期間を28.6.14まで延長）	3.11 本所を中央区日本橋呉服橋に移転
6.14「貸付信託法」公布（同日施行）	6.20 第1回全国信用金庫大会開催	3.31 指定口別段預金を創設（31.3.15廃止）
7. 1 東京外国為替市場開設	6.29 大蔵省、信用金庫の定款、業務方法書例を変更（1貸付先に対する貸出最高限度額を「自己資本の20%以内」に設定）	5. 1 大阪支所を開設
8. 1 大蔵省、銀行局に金融制度調査室を設置		5.20 第4回通常総会開催（代表理事制を導入）
8.13 日本、国際通貨基金（IMF）・国際復興開発銀行（IBRD）に加盟		7.10 振替口預金制度を創設（29.5.10廃止）
12. 1 日本興業銀行、長期信用銀行法に基づく銀行に転換（現みずほ銀行）		7.25 本所、日本銀行と当座預金取引を開始（45.12青森・松江出張所の取引開始で国内全店取扱い）
12. 1 日本長期信用銀行設立(現新生銀行)		8. 1 預金倍加運動を実施（～10.31）（新規定期預金に特別奨励金付加）
		8.28 本所、東京手形交換所に加盟（46.4松江出張所の加盟で国内全店が手形交換所に加盟）

昭和28年 (1953)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
4. 1 農林漁業金融公庫設立（現日本政策金融公庫）	2.19 大蔵省、信用金庫の1貸付先に対する貸出最高限度額を「自己資本の20%と1,000万円のいずれか低い額」に変更	5.27 第5回通常総会開催
5.11 IMF理事会、日本の通貨平価を純金2.46853ミリグラム=1円、1ドル=360円正式決定と発表	6.14 信用金庫への組織変更期間満了（信用金庫数561）	6.15 信用金庫への組織変更期間満了に伴い未変更の7信組が法定脱退（会員数451信金）
8.20 中小企業金融公庫設立（現日本政策金融公庫）	7.10 大蔵省、信用金庫の事業免許に関する事務の取扱いについて通達（新設は認めない）	9. 1 本所、東京都の公金収納事務の取扱開始（地区ベースによる最初の資金中継業務）
10. 1 日本銀行、高率適用制度の適用強化など金融引締め措置を実施	8. 1 信用金庫法改正（信用金庫の名称保護強化）(同日施行)	9.22 本所、代理交換業務を開始（受託、興産信金）
	9.21 信用金庫に全信連を決済機関とする内国為替取引を認可	

昭和29年 (1954)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
4.10「外国為替銀行法」公布（同日施行）	1. 1 東神・代々木信金合併（八千代信用金庫、信用金庫法施行後初の同種合併）	5.10 内国為替集中決済制度を創設（振替口預金制度廃止）
5.15「利息制限法」公布（6.15施行）	7.28 大蔵省、信用金庫の内国為替取引認可基準について通達	5.28 第6回通常総会開催
6.23「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」公布（一部は即日、他は8.1および10.1施行）	12.23 大蔵省、信金の1貸付先に対する貸出最高限度額算定の対象に債務保証（代理業務に付随するものを除く。）を追加	7. 1 本所住居表示、中央区八重洲2丁目1番地に変更
8. 1 東京銀行、外国為替専門銀行として新発足		10. 1 信用金庫振興預金制度を創設（38.9.30廃止）
12.10 鳩山一郎内閣発足		12.23 資金量100億円突破

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

昭和30年 (1955)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
6.30「租税特別措置法の一部を改正する法律」公布（7.1施行、預金利子課税の全免措置実施） 8.10 公定歩合日歩4厘引上げ（日歩2銭） 9.10 日本、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）に加盟	4.25 大蔵省、信用金庫の営業所・事務所の概念を明確化し出張所の設置を承認 8.29 大蔵省、信用金庫に対し30年9月末の仮決算実施を決定（31年度仮決算以降恒久的に実施）	1.26 第7回臨時総会開催（専務理事設置に係る定款変更を決定） 4. 1 名古屋支所を開設 4. 1 広島支所を開設 5.25 第8回通常総会開催（代理理事制を廃止） 6.22 業務運営委員会を設置（47.5.30活動中止、56.3.31廃止） 9.15 地方公共団体経由資金還元制度を創設

昭和31年 (1956)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
5.15 日本銀行、内国為替集中決済を改正し、為替交換決済方式を採用（日銀の立替払廃止） 6. 7「金融制度調査会設置法」公布（同日施行） 12.18 日本、国連に加盟 12.23 石橋湛山内閣発足	3.10 大蔵省、信用金庫の経理基準を改正（決算承認制度を創設） 6.20 全信協会長、金融制度調査会委員に任命される 7.11 全信協、金融制度対策委員会を設置	1.25 全金庫が会員に加入（会員数549信金） 2. 9 全信連の運営方針を策定 3.10 特別貸出制度を創設（3.20特別預託金制度に改称、43.5.10廃止） 5.21 酒井熊次郎、会長を退任 5.25 第9回通常総会開催 10. 1 信用金庫からコールマネー（3か月もの）の受入開始（32.1.21取扱中止、34.7.15金庫短期資金に改称） 11. 1 振興資金制度を創設（46.10.1廃止） 12. 1 営業用不動産拡充資金援助貸出を実施（39.6.1廃止）

昭和32年 (1957)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1.23 金融制度調査会、預金保障基金（預金者保護に関する制度）等について答申 2.21 金融制度調査会、準備預金制度創設について答申 2.25 岸信介内閣発足 3.20 公定歩合日歩1厘引上げ（日歩2銭1厘） 4. 1 日本不動産銀行設立（現あおぞら銀行） 5. 8 公定歩合日歩2厘引上げ（日歩2銭3厘） 5.27「準備預金制度に関する法律」公布（同日施行） 5.27「預金等に係る不当契約の取締に関する法律」公布（7.1施行、導入預金の取締り） 12. 5 金融制度調査会、「中小企業信用補完制度に関して」を答申	3. 1 大蔵省、信用金庫の出資配当率を年8分以内に制限 4. 1 信用金庫拡充3か年計画を実施（32～34年度） 12.10 大蔵省、信用金庫に移動・臨時店舗の設置を承認	1. 1 内国為替決済保証金を減額 1.21 コールマネー制度の恒久化措置を実施 3.14 村上義之助（埼玉縣信金理事長）を第2代会長に選任 4.22 本所を店舗新築のため中央区日本橋富士ビルに移転 5. 1 仙台支所、金沢支所、高松支所を開設 5.28 第10回通常総会開催

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

昭和33年 (1958)

4.26「中小企業信用保険公庫法」公布（同日施行、7.1公庫設立） 5.15「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律」公布（同日施行、為替自由化開始） 5.30 金融制度調査会、「協同組織による中小企業金融制度について」を中間答申（信用金庫と信用協同組合の業務分野調整等） 6.18 公定歩合日歩2厘引下げ（日歩2銭1厘） 6.25 日本銀行、為替交換決済制度を改正し為替決済制度を実施（日銀は決済事務のみ担当し、各地銀行協会に為替交換室を設置） 9. 5 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩2銭）	3.17 大蔵省、信用金庫の記念配当（年2分以内）を認可	5.28 第11回通常総会開催 7. 1 出資引当預金を創設（36.4.1廃止） 12.20 代理貸付制度を創設 12.20 積立定期預金（2年もの）の取扱開始（47.2.25取扱中止）

昭和34年 (1959)

2.19 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩1銭9厘） 3. 2 全銀協、貸出金利に標準金利方式を導入 4.10 皇太子明仁親王御成婚 9.11 日本銀行、準備預金制度を発動 12. 2 公定歩合日歩1厘引上げ（日歩2銭）	3.11 大蔵省、利用配当の自粛を要請 8.15 大蔵省、信用金庫基本通達として「信用金庫の監督について」を通達 11.26 近畿地区府県協会、信用金庫のキャラクターに「信ちゃん」を決定	1. 7 資金量500億円突破 4. 1 出資金を3億6,890万円に増額（出資引当預金1億1,390万円を出資金に振替） 5.22 第12回通常総会開催 6. 1 本所を中央区八重洲2丁目1番地の新築店舗に移転 10. 6 住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）の貸付資金振込業務に係る資金中継業務（全国業務）の取扱開始（全国初） 10.20 中小企業退職金共済事業団（現独立行政法人勤労者退職金共済機構）の代理業務（退職金共済業務）の取扱開始（初の代理業務） 11. 1 静岡出張所を開設（36.9.1支店昇格） 11. 1 熊本出張所を開設（36.9.1支店昇格）

昭和35年 (1960)

4.30 大蔵省、指定預金制度廃止を決定（5.31までに引揚げ） 6.19 新日米安保条約発効 7.19 池田勇人内閣発足 8.24 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩1銭9厘） 9.20 金融制度調査会、「日本銀行制度について」を答申	1.13 大蔵省、信用金庫に対し決算予想徴求制度採用を決定 4. 1 信用金庫拡充第2次3か年計画を実施（35～37年度） 6. 1 全信協、信用金庫統計業務を全信連に移管 8.16 全国信用不動産を設立（10.5営業開始）	3. － 定期性預金等に対する優遇実施措置を実施（初の歩戻し） 4. 1 出資金を4億7,640万円に増額（出資引当預金1億750万円を出資金に振替） 4. － 信用金庫理事長懇談会開催（39.4信用金庫役員懇談会に改称）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
12.27 政府、経済審議会の答申した国民所得倍増計画(成長率10年間平均7.2%)を新長期経済計画に採用	12.20 日本銀行、信用金庫（城南）と初めて当座預金取引を開始	5.10 振興基金制度を創設 5.29 第13回通常総会開催 5.29「創業十年の回顧」を発刊 5.29 10周年記念配当を実施（年2分） 6. 1 創立10周年 9. 1 本所を本店、支所を支店に改称 9. 5 岡山出張所を開設（40.10.1支店昇格）

昭和36年 *(1961)*

1.26 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩1銭8厘） 7.22 公定歩合日歩1厘引上げ（日歩1銭9厘） 9. 1 OKチェック（地方銀行本支店を結ぶ旅行者為替制度）の取扱開始（47.11.1廃止） 9.29 公定歩合日歩1厘引上げ（日歩2銭）	5.31 全国信用金庫預金量1兆円突破 7.10 大蔵省、信用金庫の代理業務機関に日本銀行を追加 7.10 日本銀行、城南信金を信用金庫として初めて歳入代理店に指定 10.20 10周年記念全国信用金庫大会開催（信用金庫発展の基本方向を採択） 11. 6 大蔵省、信用金庫の支払準備資産の保有と運用について通達（コール偏重是正要請）	1.26 資金量1,000億円突破 2. －代理店監査を開始 3. －定期性預金に対し歩戻しを実施 4. 1 出資金を5億8,460万円に増資（出資引当預金1億820万円を出資金に振替、出資引当預金を廃止） 5.10 業務推進委員会を設置（平8.6.30廃止） 5.28 第14回通常総会開催 7.25 基本問題臨時委員会を設置（38.10.9基本問題委員会に改称、56.3.31廃止） 10. 1 内国為替制度を改正（全店が決済店となる） 10. －会章を制定（平元.11.28新会章制定により廃止）

昭和37年 *(1962)*

6.21 大蔵省、預貯金等の特利自粛について通達 10.27 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩1銭9厘） 11. 1 日本銀行、従来の高率適用制度を廃止し貸出限度額適用制度を実施（新金融調節方式採用） 11.27 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩1銭8厘） 12.10 大蔵省、「今後の金融環境に対処する相互銀行及び信用金庫の行政運営の基本要綱」を発表	4. 1 信用金庫基本方向推進3か年計画を実施（37～39年度） 4. 2 大蔵省、信用金庫の1貸付先に対する貸出最高限度額を「自己資本の20%と3,000万円のいずれか低い額」に変更 4. 2 大蔵省、信用金庫の地区拡張認可を弾力化 4.20 信用金庫法改正（商法改正に伴う改正）(38.4.1施行) 10.26 大蔵省、信用金庫法第43条第2項の解釈(総会に代わる総代会)について通達 10.26 基本方向推進全国信用金庫大会開催	3. －定期性預金に対し歩戻しを実施 5. 1 代理貸付に小口貸付の取扱開始 5. 1 代理貸付制度を改正（代理店専決限度額、1貸付先貸付限度額を5,000万円に引上げ） 5. 1 積立定期預金（3・5年もの）の取扱開始（3年ものは47.2.25に、5年ものは46.7.26に取扱中止） 5.21 第15回通常総会開催 5.25 預金支払準備に関する制度を創設（46.10.1廃止） 6.18 代理貸付優良代理店表彰制度を創設 11. 7 日本銀行と貸出取引を開始

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

昭和38年 (1963)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
2.27 大蔵省、「歩積両建預金の整理についての考え方」を示す	3.19 預金残高200億円超の信用金庫に準備預金制度適用	3. －定期性預金に対し歩戻しを実施
3.19「準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（相互銀行および信用金庫の一部に準備預金制度を適用）(4.1施行)	4.30 全信協、歩積・両建預金の自粛申合せ	5. 7 伸展資金制度を創設（40.3.31廃止）
3.20 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩1銭7厘）	6. 8 信用金庫基本通達を改正（決算承認制度を一部緩和）	5.24 第16回通常総会開催
4. 1 少額貯蓄非課税制度発足（いわゆるマル優制度）	7. 9 信用金庫法改正（商業登記法施行に伴う改正）(39.4.1施行)	5.30 村上義之助、任期満了に伴い会長を退任
4. 8 大蔵省、預金代理店の復活、不動産規制の緩和など通達（銀行行政の自由化措置）	7.20 大蔵省、信用金庫の1貸付先に対する貸出最高限度額を「自己資本の20%と5,000万円のいずれか低い額」に引上げ	5.30 小原鐵五郎（城南信金理事長）を第3代会長に選任
4.20 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩1銭6厘）	11. 6 基本方向達成全国信用金庫大会開催	9.19 小原会長、5大構想を発表
5. 9 金融制度調査会、オーバーローンの是正に関し答申	11. 6 全国杉の子会連合会（全杉連）発足	10. 1 神戸支店を開設
		10. 1 出資金を12億円に増額（39.1.9増額完了）
		12.25 保養所山中荘竣工

昭和39年 (1964)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1.10 日本銀行、市中銀行の貸出増加額規制措置を実施（新窓口指導）	3. 3 不動信金（東京）解散（信用金庫法施行後初の解散）	1.15 社内誌「連友」を創刊（平成12年10月号から「れんゆう」に誌名変更）
2.28 政府、初の中小企業白書（38年度）を発表	4. 1 信用金庫間の内国為替取引にテレックスの使用を開始	1.28 基本問題委員会、5大構想について答申
3.18 公定歩合日歩2厘引上げ（日歩1銭8厘）	5.25 全杉連、第1回全国杉の子大会開催	3. －定期性預金に対し歩戻しを実施
4. 1 日本、国際通貨基金（IMF）8条国に移行	6. 1 日本銀行、債券売買の対象先に信用金庫を追加	4. 1 融資委員会を設置
4.28 日本、経済協力開発機構（OECD）に加盟	7.22 全信協中小金融制度委員会、預金支払準備制度に関する改正についての意見を答申	5.20 政府保証債の引受開始（政保債引当預金を創設（54.12.5廃止））
6.25 大蔵省、歩積・両建預金の自粛の徹底について通達	9.12 大蔵省、信用金庫の大口信用供与規制を強化	5.26 第17回通常総会開催
10. 1 東海道新幹線開業	10.19 全信協中小金庫伸展対策委員会、今後の中小金庫伸展対策等に関して答申	6. 1 事業用不動産拡充資金貸付制度を創設（43.5.10廃止）
10.10 第18回オリンピック東京大会開幕（10.24まで）	11.13 基本方向第2次計画策定、全国信用金庫大会開催	6.15 資金運用委員会（62.6.1廃止）、業務推進会議を設置
11. 9 佐藤栄作内閣発足		8.18 保養所伊東南山荘竣工（平11.4.1閉鎖）
		10. 1 代理貸付に住宅資金貸付制度を創設（56.7.1住宅ローンに改称）
		10. 1 松江出張所を開設（46.7.1支店昇格、平13.2.23廃止）
		11. 2 京都支店を開設
		12. 1 青森出張所を開設（46.7.1支店昇格、平11.4.26廃止）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

昭和40年 (1965)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1. 9 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩1銭7厘）	4. 1 信用金庫基本方向達成第2次3か年計画スタート（40～42年度）	2. 1 しんきんチェックの取扱開始（48.3.31廃止）
4. 1 少額貯蓄非課税限度額を100万円に引上げ	5.27 全国信用金庫研修所を開設	3.15 基本方針、経営方針を策定
4. 3 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩1銭6厘）	7.19 全信協、中小企業近代化促進融資を実施	3. － 定期性預金に対し歩戻しを実施
5.29 山一證券への日銀特別融資を実施	11.19 全信協・全信連、信用金庫の国債引受けシンジケート団（シ団）加入を決定	4. 1 信用金庫事業拡充資金制度を創設（平6.9.22廃止）
6.25 日本銀行、窓口規制を廃止		4. 1 信用金庫為替拡充委員会を設置（48.3.20廃止）
6.26 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩1銭5厘）		5.26 第18回通常総会開催
11. 8 金融制度調査会、「国債発行に伴う金融制度のあり方に関して」を答申		7.20 理事会で1年もの定期預金利率（日歩2銭）の据置を決定
		8. 1 期日指定預金の取扱開始
		11. － 全信連営業店別為替委員会を設置（43.3地区別為替委員会に改称）
		12. 1 地方開発公社に対する貸出を開始

昭和41年 (1966)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1.28 7年もの長期国債を発行（戦後初の赤字国債）	7.14 日本銀行、33信金を国債代理店に指定（8.1事務取扱開始）	1.17 国債および政府保証債引受委員会を設置
6. 6 金融制度調査会、中小企業金融問題特別委員会を設置	11.18 全信協制度研究委員会、中小企業金融機関育成の必要性と信用金庫の制度に関して中間答申	1.19 国債の引受けを開始（国債引受けシンジケート団に加入）
10. 1 東京・大阪証券取引所、国債を上場（戦後初の国債の市場取引）		1.27 国債引当預金を創設（53.9.11廃止）
12. 2 大蔵省、店舗の新・増設、配置転換等についての新基準を通達（原則として1行1店舗に限り新設認可）		4. 1 出資金を25億円に増額
		5. 2 政保債引受けシンジケート団に加入
		5.26 第19回通常総会開催
		10. 1 内国為替契約方式に自動契約制を採用

昭和42年 (1967)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
2. 2 日本銀行、戦後初の国債買オペを実施	1. 1 全国信用金庫厚生年金基金発足	5.26 第20回通常総会開催
5.30「住宅融資保険法の一部を改正する法律」公布（全信連による取扱いが可能となる）(6.1施行)	6. 5 東京産業信金（現さわやか信金）、業界初のオンライン稼働	6.28 住宅融資保険付代理貸付の取扱開始（平18.4.3新規取扱中止）
7. 1 欧州共同体（EC）発足		8.10 信用金庫経営合理化促進融資の取扱開始（47.3.31廃止）
7. 1 政府、第1次資本取引自由化を実施		9. 1 定期性預金に対し奨励金を付加
9. 1 公定歩合日歩1厘引上げ（日歩1銭6厘）		
10.20 金融制度調査会、「中小企業金融制度のあり方について」を答申		

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

昭和43年 (1968)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1. 6 公定歩合日歩1厘引上げ（日歩1銭7厘）	6. 1 信用金庫法改正・信用金庫法施行令公布（卒業生金融等）(同日施行)	1.11 資金量5,000億円突破
6. 1「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」および「金融機関の合併及び転換に関する法律」公布（いわゆる金融二法）(同日施行)	6.12 大蔵省、信用金庫の1貸付先に対する貸出最高限度額を「自己資本の20%と1億円のいずれか低い額」に引上げ	5.24 第21回通常総会開催
7. 1 地方銀行データ通信システム稼働	10. 9 信用金庫躍進全国大会開催（3大ビジョン決定）	9. 1「全信連職員像」を制定
8. 7 公定歩合日歩1厘引下げ（日歩1銭6厘）	12.31 全国信用金庫の預金量5兆円を突破	10. 1 出資金を50億円に増額
12.18 大蔵省、金融機関の店舗行政について通達（44年度から配置転換を弾力化）		

昭和44年 (1969)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
7. 1 地価公示制度を実施	2.26 大蔵省、信用金庫の統一経理基準の実施を通達	1. 4 全信連機能拡充委員会を設置
7.20 米宇宙船アポロ11号、人類初の月面着陸に成功	3. 1 岡崎信金・東海商工信組合併（合併転換法施行後初の異種合併）	1. 4 共同事務センター設置促進委員会を設置（46.1.3廃止）
7.22 大蔵省、金融機関の営業時間の弾力化について通達	4. 1 信用金庫躍進5か年計画を実施（44～48年度）	4. 1 常務会（平3.10.21経営会議に名称変更）を設置
9. 1 日本銀行、公定歩合0.41%引上げとともに年利建に移行（年6.25%）	8. 1 三徳信組、東洋信金に転換（信用金庫への初の異種転換）	5.30 第22回通常総会開催
9. 1 大蔵省、貿易外取引を自由化	8.25 日本銀行、信用金庫と初めて貸出契約を締結（城南・岡崎信金）	5.30 初の利用配当(43年度利用配当)実施を決定
	10. 1 信用金庫、貸出金利を年利建に移行	11. 1 代理貸付金利率に年利建を採用

昭和45年 (1970)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
3.14 日本万国博覧会、大阪千里丘陵で開幕（～9.13）	2.19 全信協中小金庫伸展対策委員会、中小金庫伸展方策に関して答申	4. 1 信用金庫事業拡充資金制度による推進資金貸出の取扱開始（49.3.31廃止）
4. 1「利率等の表示の年利建て移行に関する法律」公布（同日施行）	3.31 信用金庫基本通達を改正（信金の合併転換についての方針明示、異種金融機関との内国為替取引を認可、外為取引に関する債務保証を認可）	4. 1 預金利率に年利建を採用
7. 2 金融制度調査会、「一般民間金融機関のあり方等について」を答申	8. －全信協、長期資金供給対策委員会を設置	5.28 第23回通常総会開催
9. 1 政府、第3次資本自由化を実施（銀行業、第1種自由化業種となる）	12.21 大蔵省、信用金庫の1貸付先に対する貸出最高限度額を「自己資本の20%と2億円のいずれか低い額」に変更	5.28 創立20周年記念式典を挙行
10.28 公定歩合0.25%引下げ（6.00%）		5.28 44年度利用配当、記念配当実施を決定
		6. 1 創立20周年

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

昭和46年 (1971)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1.20 公定歩合0.25%引下げ（5.75%）	1.25 全信協長期資金供給対策委員会、長期安定資金供給のための資金源の確保方策に関して答申	4. 1 異種金融機関と内国為替取引を開始
5. 8 公定歩合0.25%引下げ（5.50%）	2. 1 1年6か月もの定期預金の取扱開始（49.1.14廃止）	4. 1 信用金庫預金代払制度を創設（51.10.18廃止）
5.20 手形売買市場発足	4. 1 信金東京共同事務センター稼働（業界初の共同事務センター）	4. 1 出資金を100億円に増額
6. 1「勤労者財産形成促進法」公布（財形貯蓄制度新設）（同日施行）	6.25 信用金庫法施行令改正（金融機関に対する手形割引を認可、地方住宅供給公社等への貸出を認可）	5.27 第24回通常総会開催
7. 1 預金保険機構発足	7.24 信金大阪共同事務センター稼働	5.27 45年度利用配当実施を決定
7.28 公定歩合0.25%引下げ（5.25%）	9.28 全信協、当面の中小企業金融対策（ドルショック対策）を発表	6.14 事務センターを新宿区市ヶ谷本村町に開設（事務管理部を移転）
8.15 ニクソン米大統領、ドル危機緊急経済対策を発表（金・ドル交換停止、輸入課徴金実施等）	10.20 信用金庫20周年記念全国大会開催（地域協調しんきん運動実施を決定）	6.19 資金量1兆円突破
8.28 政府、円の変動為替相場制移行を発表		8.10 代理貸付制度を改正（1貸付先貸付限度額を1億円に引上げ）
10. 1 第一・日本勧業銀行合併（第一勧業銀行）		9.20 為替オンライン研究会を設置（48.2.13廃止）
12.18 10か国蔵相会議で通貨調整合意（スミソニアン合意、1ドル＝360円から308円に変更）		10. 1 信用金庫相互援助資金制度、預金支払資金融資制度を創設
12.29 公定歩合0.5%引下げ（4.75%）		10. 6 会員外貸出の取引範囲を拡大（対象範囲を一般事業会社まで拡大）
		12. 1「全国信用金庫連合会二十年史」を発刊

昭和47年 (1972)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1. 1 勤労者財産形成貯蓄非課税制度を創設	2. 5 信用金庫基本通達を改正（決算承認制を改正、債務保証の範囲を拡大）	5.15 代理貸付特別融資制度を創設（48.4.5廃止）
4.17 東京ドル・コール市場発足	4. 4 大蔵省、信用金庫の会員外小口貸出限度額を80万円に引上げ	5.29 第25回通常総会開催
5.15 沖縄が日本に復帰	5.15 沖縄信金・コザ信金、信用金庫業界に加入	9.11 代理貸付住宅ローン保証保険の取扱開始（57.3.31廃止）
6. 9 日本銀行、手形オペの実施を決定（金融調節手段の多様化）	7.31 全国信用金庫預金量10兆円突破	
6.11 田中通産相、日本列島改造論構想発表	8.25 10兆円達成記念全国信用金庫大会開催	
6.24 公定歩合0.5%引下げ（4.25%）	10. 2 東京・大阪信金共同事務センター、相互ネット預金の取扱開始	
7. 7 田中角栄内閣発足	12. 9 東海地区信金共同事務センター稼働	
11.17 大蔵省、「金融機関の土地取得関連融資について」を通達		

昭和48年 (1973)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
2. 2 大蔵省、金融機関の店舗の認可について通達（2年度分一括内示方式採用等）	1.25 全信協、電算機推進委員会を設置	4. 2 定期預金1年ものに対し奨励金を付加
2.14 政府、外為売買相場の変動幅制限を撤廃（円、変動相場制に移行）	4. 1 信用金庫躍進第2次3か年計画を実施（48～50年度）	4. 5 輸出関連中小企業対策特別融資制度を創設（10.31廃止）
3.24 大蔵省、現金自動支払機の店外設置について通達		5.22 機関紙「全信連レポート」を創刊
4. 2 公定歩合0.75%引上げ（5.0%）		5.23 第26回通常総会開催
		9. 1 会員外預金受入の認可を取得

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
4. 9 全国銀行データ通信システム稼働（地方銀行データ通信システム廃止） 5.30 公定歩合0.5%引上げ（5.5%） 7. 2 公定歩合0.5%引上げ（6.0%） 8.29 公定歩合1.0%引上げ（7.0%） 10.17 アラブ石油輸出国機構（OAPEC）10か国、原油生産削減を決定（第1次石油危機） 12.22 公定歩合2.0%引上げ（9.0%）	7. 2 信用金庫法改正（法人会員資格を資本金2億円に引上げ、全信連の会員外役員比率を3分の1に拡大、全信連の会員外預金受入等業務範囲を拡大）（同日施行） 7. 2 大蔵省、信用金庫の会員外小口貸出限度額を100万円に引上げ 7.16 中期預金（2年もの定期預金）の取扱開始 7.18 大蔵省、信用金庫の1貸付先に対する貸出最高限度額を「自己資本の20％と4億円のいずれか低い額」に引上げ 11.15 信用金庫、交換振込制度に加盟	10. 1 本店営業部、日本銀行歳入代理店・国債代理店業務の取扱開始（54.8.10札幌・神戸支店の取扱開始により全店完了） 10. 1 信用金庫相互援助資金500億円の増額完了 12. 7 本店（現京橋別館）店舗竣工（12.17本店移転）

昭和49年 *(1974)*

4. 1 少額貯蓄非課税限度額を300万円、少額国債非課税限度額を300万円、財形貯蓄非課税限度額を500万円に引上げ 6. 1 預金保険法施行令を改正（保険限度額を300万円に引上げ） 12. 9 三木武夫内閣発足	3.29 大蔵省、信用金庫の卒業生金融の融資可能期間を延長 4. 2 信用金庫法改正（商法準用規定の改正）（10.1施行） 4.17 全信協経営対策委員会、「新情勢に対応する新種預金の開発」に関して答申 7. 1 都内信金、「しんきんグループ団信制度」の取扱開始	1. 4 定期性預金利率の設定を基本約定と奨励金付加方式に変更 2.18 新種の積立定期預金（2年もの）の取扱開始 5.13 本店営業部・神戸・岡山・広島支店、交換振込制度に加盟（50.10熊本支店の加盟で国内全店加盟） 5.22 第27回通常総会開催 6.25 テレビコマーシャル（全信連自体のPR）を開始 9.24 2年もの定期預金の取扱開始（会員外向け）

昭和50年 *(1975)*

4.16 公定歩合0.5%引下げ（8.5%） 6. 7 公定歩合0.5%引下げ（8.0%） 8.13 公定歩合0.5%引下げ（7.5%） 10.24 公定歩合1.0%引下げ（6.5%） 11.15 先進6か国首脳会議（第1回サミット）、パリで開催 12.25「昭和五十年度の公債の発行の特例に関する法律」公布（赤字国債発行の根拠法）（同日施行）	4. 3 全信協経営対策委員会、業界における信用保証機関のあり方に関して答申 4.14 CD共同利用のしんきんネットキャッシュサービス取扱いを東京・名古屋・大阪の3共同事務センター間で開始 6.23 福祉定期預金の取扱開始 8. 4 北海道信金共同事務センター稼働 9.20 九州信金共同事務センター稼働 11. 1 全国しんきん保証（現しんきん保証基金）を設立（11.18営業開始） 11.18 大蔵省、信用金庫の会員外小口貸出限度額を200万円に引上げ 11. －信用金庫、しんきん個人ローンの取扱開始 12.23 東北地区信金共同事務センター稼働	1. 1 信用金庫団体信用生命保険制度の取扱開始 3.20 定期性預金に対し歩戻しを実施 3.27 為替専門部会を設置（52.3.27廃止） 5.27 第28回通常総会開催 7.21 代理貸付制度を改正（代理店専決限度額を1億円、1貸付先貸付限度額を2億円に引上げ） 8.30 代理貸付災害復旧特別融資制度を創設（9.1の5号台風災害に対して初めて特別融資を実施） 9. 8 預金等の付利単位を1,000円から100円に変更 11.10 定期性預金に対し歩戻しを実施

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

昭和51年 (1976)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
3.10 大蔵省、現先取引の取扱基準について通達（現先売買を公式認知）	4. 1 信用金庫安定成長3か年計画を実施（51～53年度）	3. 6 全信金センターを東京都千代田区大手町電電サイエンスビルに開設
4.20 金融制度調査会、銀行の役割についての中間報告を発表	4.22 信用金庫、全国銀行内国為替制度への加盟を認められる	4. 1 内国為替運営委員会を設置
5.14 政府、新経済5か年計画を決定	6.30 全国信用金庫預金量20兆円突破	5.26 第29回通常総会開催
10.21 邦銀42行、SWIFT（国際銀行間データ通信システム）に加盟	8.24 全信協経営対策委員会、信用金庫業界における住宅金融会社のあり方に関して答申	5.26 50年度利用配当実施を決定
11.18 大蔵省、歩積・両建預金の自粛強化について通達（拘束性預金範囲の明確化等）	9. 9 20兆円達成記念全国信用金庫大会開催	10. 1 日本銀行の国庫金振込事務の取扱開始
12.24 福田赳夫内閣発足	10. 1 中国地区信金共同事務センター稼働	10. 1 商業手形を担保とする代理貸付特別制度を創設（取扱期間延長後、60.10.1廃止）
	10. 1 国庫金振込事務、全信用金庫で取扱開始	12.24 共同事務センター連絡委員会を設置（60.6.30廃止）
	10.18 全国信用金庫データ通信システム（全信金システム）稼働（業界のオンラインネットワーク）	

昭和52年 (1977)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1.20 大蔵省、5年もの中期割引国債を発行	6. 8 信用金庫基本通達を改正（事業用不動産取得承認申請基準を改正等）	2. 2 オンライン金庫連絡委員会を設置（60.6.30廃止）
3. 1 米・ソ連、200カイリ漁業専管水域を設定	11.10 全信協機構問題研究委員会、業界における系統機関のあり方に関して答申	2.23 オンライン利用検討委員会を設置（56.5.30廃止）
3.12 公定歩合0.5%引下げ（6.0%）	11.18 全信協経営対策委員会、信用金庫教育ローンの大綱に関して答申	3.28 電算機対策協議会を設置（60.6.30廃止）
4.15 大蔵省、金融機関の保有国債の売却制限を緩和	12.26 大蔵省、信用金庫の地区変更について通達（以後2年ごとの内示方式となる）	5.10 内国為替運営委員会の下部組織として内国為替専門部会を設置
4.19 公定歩合1.0%引下げ（5.0%）		5.27 第30回通常総会開催
9. 5 公定歩合0.75%引下げ（4.25%）		5.27 51年度利用配当実施を決定
		8.20 自己保有希望金庫に対する既発国債の譲渡を実施

昭和53年 (1978)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
2. 1 金融機関、教育ローンの取扱開始	1.31 大蔵省、信用金庫の会員外小口貸出限度額を300万円に引上げ	1. 1 本店（現京橋別館）の住居表示、中央区京橋に変更
2.20 永大産業、会社更生法適用を申請	2. 1 信用金庫、しんきん教育ローンの取扱開始	2. 1 代理貸付に全信連教育ローンを創設（56.7.1教育ローンに改称）
3.16 公定歩合0.75%引下げ（3.5%）	4. 1 しんきん保証基金を設立（全国しんきん保証は営業を全部譲渡し解散、5.1営業開始）	5.26 第31回通常総会開催
5.20 成田新東京国際空港開港	5.23 信用金庫基本通達を改正（業務日および業務取扱時間の明記）	5. － 新発国債の全金庫自己保有の取扱いを実施
6.16 大蔵省、公募入札方式による3年もの利付国債を発行	10. 2 信用金庫相互間における「勤労者財産形成預金の移管制度」発足	7.28 第1次オンラインシステム稼働
6.29 日本銀行、入札方式による国債買オペを実施	12. 1 信用金庫、小口融資（応急ローン）の取扱開始	8. 1 代理貸付制度を改正（代理店専決限度額を2億円、1貸付先貸付限度額を4億円に引上げ）
7.31 金融機関保有国債に対する国債価格変動引当金制度創設（53年9月期から実施）		8.21 信用金庫への既発国債の全面譲渡実施
12. 7 大平正芳内閣発足		11. 1 日本銀行再割引適格商業手形割引制度を創設（全店が日本銀行と手形割引取引を開始）
12.17 OPEC総会、原油価格の段階的引上げを決定（第2次石油危機）		

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

昭和54年 (1979)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
2.13 第2次全銀システム稼働	2.13 信用金庫、全国銀行内国為替制度に加盟	2.13 全国銀行内国為替制度に加盟
4. 2 コールレートの建値制を廃止（コール市場の金利自由化）	3.15 電算機対策協議会、「信用金庫業界における普通預金のオンライン提携について」を答申	2. － 内国為替業務をオンライン処理に移行（主要業務のオンライン化終了）
4.17 公定歩合0.75%引上げ（4.25%）	4. 1 信用金庫第2次安定成長3か年計画を実施（54～56年度）	4.13 オンライン提携検討部会、オンライン設計部会を設置（58.4.30廃止）
5.16 預金金利自由化スタート（金融機関、譲渡性預金の取扱開始）	10. 1 信用金庫間の振込代理事務の取扱開始	4. － 新発政保債の全金庫自己保有の取扱いを実施
7.24 公定歩合1.0%引上げ（5.25%）	12.31 全国信用金庫預金量30兆円突破	5.16 譲渡性預金の取扱開始
10.16 手形市場金利の建値制を廃止（手形市場の金利自由化）		5.24 第32回通常総会開催
11. 2 公定歩合1.0%引上げ（6.25%）		9.26 代理貸付金残高1兆円突破
12.18「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（新外為法）」公布（55.12.1施行）		10. 1 既発政保債の信用金庫への全面譲渡を実施
12.29 大蔵省、有価証券償却の評価方法に原価法と低価法の選択制を採用（55年3月期から実施）		

昭和55年 (1980)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
2.19 公定歩合1.0%引上げ（7.25%）	5.20 大蔵省、卒業生金融の期間等に関する告示を改正（卒業生金融の取引期間を1年延長等）	1. － 地区為替拡充委員会を全国11地区に設置
2.20 日本銀行、国債振替決済制度を導入	5.20 大蔵省、信用金庫の会員外小口貸出限度額を500万円に引上げ	2.20 日本銀行国債振替決済制度に参加
3.10 都銀下位6行、CDオンライン（SICS）稼働	11.17 信用金庫の普通預金オンライン提携（しんきんネットキャッシュサービス）稼働	5.27 第33回通常総会開催
3.19 公定歩合1.75%引上げ（9.0%）	11.19 信用金庫法改正（行政管理庁設置法改正に伴う改正）（56.4.1施行）	5.27 54年度利用配当実施を決定
4. 1 都銀上位7行、CDオンライン（TOCS）稼働	12.24 大蔵省、信用金庫の1貸付先に対する貸出最高限度額を「自己資本の20%と8億円のいずれか低い額」に引上げ	6. 1 創立30周年
7.17 鈴木善幸内閣発足		10. 1 信用金庫内国為替増強運動を実施（以後、平成4年度まで毎年10～11月実施）
8.20 公定歩合0.75%引下げ（8.25%）		
10.13 地銀全行、CDオンライン（ACS）稼働		
11. 6 公定歩合1.0%引下げ（7.25%）		

昭和56年 (1981)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1.14 大蔵省、金融の分野における官業のあり方に関する懇談会（郵貯懇）を設置	6. 1 信用金庫法改正（法人会員資格を資本金4億円に引上げ、外国為替業務取扱等）（同日施行）	3.27「全国信用金庫連合会三十年史」を発刊
3.17 日本銀行、公定歩合とは別金利による基準外貸付制度の導入を決定	6. 1 信用金庫法改正（銀行法の施行に伴う改正）（57.4.1施行）	5.26 第34回通常総会開催
3.18 公定歩合1.0%引下げ（6.25%）	6. 9 信用金庫法改正（商法改正に伴う改正）（10.1施行）	7.29 全信連の英文名称「The Zenshinren Bank」を制定
6. 1 金融機関、新型期日指定定期預金の取扱開始	7.28 信用金庫30周年記念躍進全国大会開催	10. 1 代理貸付住宅ローンにしんきん保証基金の住宅ローン保証の取扱開始
6. 1 新銀行法公布（57.4.1施行）	11. 2 日本銀行、信用金庫（城南）に初めて一般代理店業務を認可	10. 1 出資金を200億円に増額
6.25 大蔵省、56・57年度の金融機関の店舗認可について通達（店舗間振替制度を導入）		11.27 全信連第2次オンラインシステム検討委員会を設置
		12. 4 1年もの定期預金利率に新規利率と継続書替利率を導入

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
10. 6 大蔵大臣の私的諮問機関である銀行の国債窓販問題を審議するための有識者による懇談会（いわゆる「3人委員会」）発足 12.11 公定歩合0.75%引下げ（5.5%）		

昭和57年 (1982)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
2.20 日本銀行、登録国債処理システムの運用を開始 3.11 大蔵省、三人委員会の報告を受け銀行の証券業務認可方針等を発表（銀行の国債販売は58年4月から実施） 4. 1 預金保険機構、預金保険料率を0.008%に引上げ 4. 1 金融機関、金売買業務を開始 5. 1 大蔵省、国債の発行等に関する省令改正（定率公募方式の採用等） 5.24 大蔵省、店外CD設置の弾力化を実施 7. 9「公衆電気通信法の一部を改正する法律」公布（10.23施行、データ通信回線の使用自由化） 10. 1 勤労者財産形成年金貯蓄制度発足 11.17 大蔵省、定率公募方式による中期利付国債の入札を実施 11.27 中曽根康弘内閣発足	2.12 大蔵省、7信金に外国為替業務の取扱認可（第1次認可：城南・八千代（現きらぼし銀行）・巣鴨・岐阜・岡崎・京都・尼崎浪速（現尼崎）、2.16取扱開始） 3.27 大蔵省、信用金庫法施行令改正（出資総額の最低限度引上げ） 4. 1 信用金庫独自性発揮3か年計画を実施（57～59年度） 12. 1 信用金庫、財形年金預金の取扱開始	2.24 第35回臨時総会開催（外為業務取扱いに係る定款変更を決定） 3.23 外為業務の認可取得 4. 1 東京営業部、外為業務の取扱開始（平2.10.1全店が外国為替取扱店に） 4. － 資金為替ディーリング業務を開始 5.24 金売買業務を開始 5.27 第36回通常総会開催 7. 1 両替業務を開始 10. 1 信用金庫相互援助資金総額を1,000億円に倍額増額 10. － 外国為替公認金庫連絡会を設置（61.12.26しんきん外国為替会に改組） 12. 1 財形年金預金の取扱開始（平2.10.1廃止） 12.25 外貨預金の取扱開始

昭和58年 (1983)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
3.14 第2次臨時行政調査会最終答申 3.24 国際金融情報センター発足 4. 8 大蔵省、58・59年度の金融機関の店舗認可について通達（店外ATM、ポータブル端末機の導入、企業内CD、ATMの設置を認可） 4. 9 金融機関、公共債の窓口販売を開始 4.20 金融制度調査会、「金融自由化の現状と今後のあり方について」を報告 5.16 都銀、変動金利型住宅ローンの取扱開始 6. 6 国債発行残高100兆円突破 6.23 大蔵省、超長期国債（15年変動利付）を発行 7.26 金融制度調査会、「金融機関における技術革新の進展の現状と今後のあり方」を報告 8.13 金融機関、月1回（第2土曜日）の休業を実施 10. 7 金融機関、中期利付国債の窓口販売、中期国債定期口座の取扱開始	2. 1 信用金庫、日本輸出入銀行（現日本政策金融公庫）の協調融資機関に指定される 3.15 大蔵省、54信金に国債等の窓口販売業務を認可（4.9取扱開始、62.5全信用金庫取扱い） 9.22 大蔵省、1～3次窓販業務認可信用金庫に中期国債および割引国債の窓口販売を認可（10.12中期国債、11.21割引国債販売開始） 11. 1 信用金庫海外経済研究所ニューヨーク事務所を開設（全信連職員出向） 11.22 全信協理事会、金融機械化に対応する業界の電算機問題についての検討機関として「電算機問題特別委員会」の設置を決定 12. 1 外為第1次認可7信金、インパクトローンの取扱開始 12. 2 信用金庫法改正（国家行政組織法改正に伴う改正）（59.7.1施行）	2.23 第37回臨時総会開催（国債等の募集業務の取扱いに係る定款変更を決定） 3.15 公共債の窓口販売業務の認可を取得（4.9取扱開始） 3.22 信用金庫の普通預金オンライン提携（しんきんネットキャッシュサービス）完成（6.1信用金庫オンライン提携に改称） 4.30 中小企業金融公庫（現日本政策金融公庫）の代理業務（直貸償還金とりまとめ業務）の取扱開始 5.26 第38回通常総会開催 5.26 57年度利用配当実施を決定 7. 1 電算機対策検討部会を設置（60.6.30廃止） 9. 1 代理貸付リフォーム資金貸付の取扱開始 10. 1 代理貸付制度を改正（代理店専決限度額を3億円、1貸付先貸付限度額を6億円に引上げ）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
10.22 公定歩合0.5%引下げ（5.0%） 10.28 日本銀行、輸入決済手形制度の取扱再開 11. 9 レーガン米国大統領来日（日米円・ドル委員会設置等に合意）		10.12 中期国債、割引国債の窓口販売を開始 11.14 全国信用金庫（新）データ通信システム（全信金システム）稼働 12. 5 日本銀行輸入決済手形貸付の取扱開始

昭和59年 *(1984)*

1. 4 都銀13行のCDオンライン網、都銀キャッシュサービス（BANCS）に一本化 2.23 第1回日米円・ドル委員会開催 3.26 郵貯オンラインネット完成 4. 1 大蔵省、為替先物取引の実需原則を撤廃 5.29 日米円・ドル委員会作業部会、報告書を竹下大蔵大臣およびリーガン米財務長官に提出 6. 1 大蔵省、円転規制（直物外為売持規制）を廃止	1.23 全信協、電算機対策推進室を設置 4. 1 全信協、会員増強運動を実施（21世紀までに1,200万人達成） 4.11 小原会長、全信協電算機問題特別委員会で信金VAN構想を発表 8.14 信用金庫法改正（社会福祉・医療事業団法制定に伴う改正）（60.1.1施行） 9.27 信用金庫法施行規則改正（信用金庫の海外拠点の道が開かれる。）	1. 4 資金量5兆円突破 3. 6 しんきん共同自動通知システム（音声応答システム）の取扱開始 3.14 インパクトローンの取扱開始 5.23 第39回通常総会開催 5.23 58年度利用配当実施を決定 9.17 対外接続検討委員会を設置（61.10.28廃止） 11. 1 ロンドン駐在員事務所を開設

昭和60年 *(1985)*

3.29 大蔵省、金融機関と証券会社の業際間規制の緩和措置を発表 4. 1 日本電信電話（NTT）・日本たばこ産業、民営化し発足 4. 1 大蔵省、NCDの発行条件を緩和（最低預入金額を1億円に引下げ等） 4. 1 通信の自由化スタート（VAN事業を開放） 6. 1「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」公布（61.4.1施行） 6. 1 円建BA（銀行引受手形）市場発足 6. 5 金融制度調査会、「金融自由化の進展とその環境整備について」を答申 7.29 短資会社、無担保コール（翌日・7日もの）の取扱開始 9.22 先進5か国蔵相・中央銀行総裁会議（G5）、ドル高是正のための協調行動について発表（いわゆるプラザ合意） 9.26 金融制度調査会、「制度問題研究会」を設置（専門金融機関制度について検討開始） 10. 1 大口定期預金（10億円以上）の金利を自由化	4. 1 信用金庫金融自由化対応3か年計画を実施（60～62年度） 8.12 信用金庫、信組等と振込代理事務の取扱開始 12.24 信用金庫法改正（「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律」による改正）（同日施行） 12.31 全国信用金庫預金量50兆円の大台突破	1.22 ニューヨーク駐在員事務所を開設（信用金庫海外経済研究所ニューヨーク事務所を改組） 2. 1 全国しんきん抵当証券を設立（4.1営業開始） 2.19 しんきん情報システムセンター（略称：SSC）を設立、営業開始 3. 4 全信金センターの運営管理をしんきん情報システムセンターに移管 3. - 為銀金庫とダイレクトディーリングを開始 4. 1 市場金利連動型預金（MMC）の取扱開始（平元.11.21廃止） 5.23 第40回通常総会開催 5.23 59年度利用配当実施を決定 8. 1 代理貸付に特別融資制度を創設（平2.4.2取扱中止） 10.19 アニュアルレポート（年次営業報告書）を作成 11. 1 シンガポール駐在員事務所を開設（平14.5.1廃止） 11.11 第2次オンラインシステム（勘定系）稼働（12.2経営情報系稼働）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

10.19 債券先物市場発足

昭和61年 (1986)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1.30 公定歩合0.5%引下げ（4.5%）	2.13 大蔵省、城南・京都信金にコルレス業務の取扱いを認可（4.1取扱開始）	2.13 コルレス業務の認可を取得（4.1取扱開始）
3.10 公定歩合0.5%引下げ（4.0%）	5.30 城南・岐阜・岡崎・京都・京都中央信金、公共債ディーリング業務の認可を取得（6.2取扱開始）	3.19 しんきんデータ伝送システムを利用した資金中継業務の取扱開始
4. 1 大蔵省、一連の金融自由化措置を実施（大口定期の最低預入金額を5億円に引下げ等）	9.10 50兆円達成記念全国信用金庫大会開催	5.27 第41回通常総会開催
4. 7 経済構造調整研究会、国際協調型経済への変革を目指し産業構造の積極的転換を柱とする提言（いわゆる前川レポート）を提出	11.25 静岡県下15信金と静岡銀行、県単位の地域CDオンライン提携を開始（業界初）	5.27 60年度利用配当実施を決定
4.21 公定歩合0.5%引下げ（3.5%）		6. 2 公共債ディーリング業務を開始（5.30認可取得）
5.27「預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律」公布（預金保険機構の業務範囲を拡大等）(7.1施行)		8. －ユーロ円市場に参入
5.27 大蔵省、外為公認銀行の対外取引に新ガイドラインを発表		9.18 自由金利型定期預金（大口定期預金）の取扱開始
8.16 金融機関、第3土曜日の休業を実施		10. 1 代理貸付に変動金利制を導入
8.29 短資会社、ウィークエンドもの無担保コールの取扱開始		10. 1 出資金を500億円に増額
9. 1 大蔵省、一連の金融自由化措置を実施（最低預入金額を大口定期3億円、MMC3,000万円に引下げ等）		10.28「対外接続検討委員会」を発展的に解消し、「第3次オンラインシステム検討委員会」を設置
10.20 大蔵省、20年もの超長期国債を発行		11. 4 信用金庫オンライン提携システムをしんきん情報システムセンターに移管
11. 1 公定歩合0.5%引下げ（3.0%）		12. 1 東京オフショア市場に参入
12. 1 東京オフショア市場発足		

昭和62年 (1987)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
2.23 公定歩合0.5%引下げ（2.5%）	4. 1 大蔵省、信用金庫の法人会員資格を資本金6億円に引上げ	4.29 小原会長、勲一等瑞宝章受章
4. 1 JRグループ発足（旧国鉄の民営化）	11.12 小原会長勲一等受章記念寿像を建立	5.26 第42回通常総会開催
4. 6 大蔵省、一連の金融自由化措置を実施（最低預入金額を大口定期1億円、MMC2,000万円に引下げ等）		5.26 61年度利用配当実施を決定
4.24 大蔵省、62・63年度の金融機関の店舗認可について通達(法人取引店舗、消費者金融店舗の認可等)		6. 1 ALM委員会を設置
7. 1 短資会社、無担保コール（2～6日もの）の取扱開始		6. 2 フルディーリング業務を開始
10. 5 大蔵省、一連の金融自由化措置を実施（MMCの最低預入金額を1,000万円に引下げ等）		9. 1 代理貸付制度を改正（代理店専決限度額を4億円に、1貸付先貸付限度額を8億円に引上げ）
10.19 ニューヨーク株式市場大暴落（ブラックマンデー）		9.21 SWIFT（海外データ通信システム）に加盟
11. 6 竹下登内閣発足		11. 6 ニューヨーク駐在員事務所を支店に昇格（10.8大蔵大臣認可、10.10ニューヨーク州銀行局認可）
11.16 第3次全銀システム稼働		
11.20 大蔵省、国内CPおよび非居住者ユーロ円CPの発行を解禁（CP市場の創設）		

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
12. 4 金融制度調査会制度問題研究会、「専門金融機関制度のあり方について」を報告 12.10 大蔵省、銀行の自己資本比率規制の国際統一基準を発表（65年度末7.25%、67年度末8%）		

昭和63年 *(1988)*

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
2.12 金融制度調査会、金融制度第一・第二委員会を設置 4. 1 マル優制度等の少額貯蓄非課税制度、原則廃止 4. 4 大蔵省、一連の金融自由化措置を実施（大口定期、NCDの最低預入金額を5,000万円に引下げ等） 5.31「金融先物取引法の一部を改正する法律」「証券取引法の一部を改正する法律」公布（インサイダー取引規制強化等）（平元.3.27施行） 6. 9 金融制度第一委員会、「相互銀行制度のあり方について」を報告 7.11 BIS（国際決済銀行）中央銀行総裁会議、銀行の自己資本比率の国際統一基準を決定 9. 3 東京・大阪証券取引所、株価指数先物取引を開始 10.17 日銀ネット、営業系対外オンライン稼働 11. 1 日本銀行、短期金融市場での新金融調節を開始 11. 7 大蔵省、一連の金融自由化措置を実施（大口定期の最低預入金額を3,000万円に引下げ） 12. 8 金融制度第一委員会、連合組織の機能充実について検討を行うための作業部会を設置	1.27 全信協、信用金庫のディスクロージャー統一開示基準を制定 4. 1 信用金庫第2次金融自由化対応3か年計画を実施（63～65年度） 5.31 信用金庫法改正（証券取引法に伴う改正）（8.23施行、一部平元.3.27施行） 5.31 信用金庫法改正（金融先物取引法に伴う改正）（平元.3.27施行） 6.11 信用金庫法改正（不動産登記法等の改正に伴う改正）（平元.5.1施行）	5.10 資金量10兆円突破 5.26 第43回通常総会開催 5.26 62年度利用配当実施を決定 7. 1 代理貸付特別融資制度（個別特融）の取扱開始 8. 8 ニューヨーク支店、リンバージング業務を開始 8.12 ディスクロージャー誌「全信連の現況」刊行（以降毎年刊行） 10. 1 出資金を1,000億円に増額 11.30 全信連元受方式による一括支払システムの取扱開始 12.22 大蔵省、全信連の自己資本比率について国際統一基準によることを通達

昭和64年／平成元年 *(1989)*

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1. 7 昭和天皇崩御（1.8平成と改元） 1.27 金融制度第一委員会作業部会、「全国信用金庫連合会の債券発行について」をとりまとめ（2月に委員会より大蔵大臣に報告） 2. 1 相互銀行52行、合併転換法に基づき普通銀行に転換 2. 4 金融機関、完全週休2日制実施 4. 1 消費税導入（3%） 4.28 金融制度第一委員会作業部会、「協同組織金融機関の連合組織の機能充実について」を報告	1.31 城南・京都信金、コルレス包括承認を取得 6.28 信用金庫法改正（「信用金庫法の一部を改正する法律」による改正、全国を地区とする信用金庫連合会の債券発行）（同日施行） 6.30 16信金、金融先物取引開始 7. 7「全国を地区とする信用金庫連合会の債券発行に関する政令」公布（同日施行）	1.27 小原会長逝去 1.31 コルレス包括承認を取得 3.16 山口勇（朝日信金会長）を第4代会長に選任 5.25 第44回通常総会開催（債券発行等に係る定款変更を決定） 5.25 63年度利用配当実施を決定 6.28 ビジョン委員会を設置（2.7.10廃止） 6.30 金融先物取引開始（6.28許可取得）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
5.15 金融制度第一委員会、「協同組織形態の金融機関のあり方について」を中間報告 5.26 金融制度第二委員会、「新しい金融制度について」を第1次中間報告 5.31 公定歩合0.75%引上げ（3.25%） 6. 2 宇野宗佑内閣発足 6. 5 最低預入金額300万円の市場金利連動型定期預金（小口MMC）の取扱開始 6.16 大蔵省、歩積・両建預金の自粛通達を廃止 6.30 東京金融先物取引所、取引開始 8. 9 海部俊樹内閣発足 10. 2 大口の定期預金（1,000万円以上）金利の自由化完了 10.11 公定歩合0.5%引上げ（3.75%） 10.27 大蔵省銀行局長通達「土地関連融資の取扱いについて」発出 12.25 公定歩合0.5%引上げ（4.25%） 12.29 日経平均株価、3万8,915円と史上最高値を記録	7.17 横須賀・鎌倉信金合併（湘南信用金庫） 7.19 全信協、「歩積両建預金の自粛措置の自主管理」を決定 12.22 信用金庫法改正（「民事保全法」附則第36条による改正）(3.1.1施行） 12.25 大蔵省、信用金庫基本通達の一部改正（決算速報様式の全面改正）	6. －ニューヨーク支店、スタンドバイ・クレジットによる現地金融の取扱開始 7.20 金庫短期資金（1か月もの）の取扱開始 9.21 第45回臨時総会開催（債券業務取扱いに係る定款変更を決定） 9.25 代理貸付親子リレーローン（住宅ローン）を創設 10. 2 特別定期預金の取扱開始（～11.30） 10. 2 金庫短期資金（2・3か月もの）の取扱開始 10. 3 債券発行業務の認可取得 11. 1 金庫短期資金（1･2･3週間もの）の取扱開始 11.28 第1回全信連債券（5年もの利付金融債）の募集開始（12.27発行） 11.28 シンボルマークおよびロゴタイプの使用開始（VI：ヴィジュアル・アイデンティティ導入）

平成２年 *（1990）*

2. 5 都銀と地銀のCDオンライン提携（MICS）稼働 3.20 公定歩合1%引上げ（5.25%） 3.22 大蔵省、一般貸付債権の流動化を解禁 3.27 大蔵省銀行局長通達「土地関連融資の抑制について」を発出（4月から総量規制を導入） 4. 1 三井・太陽神戸銀行合併（太陽神戸三井銀行、4.4.1さくら銀行に行名変更） 5.14 都銀・地銀オンライン提携を信託・第二地銀にも拡大実施 5.28 日銀ネット（国債系）稼働 7.13 金融制度第一委員会作業部会、「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」を報告 7.13 金融制度第一委員会、「地域金融のあり方について」を中間報告 7.13 金融制度第二委員会、「新しい金融制度について」を第2次中間報告 8. 2 イラク軍、クウェート侵攻（湾岸危機） 8.30 公定歩合0.75%引上げ（6.0%）	4. 1 新川・水橋信金合併（新川水橋信用金庫） 4. 1 呉・呉中央信金合併（呉信用金庫） 5. 6 高松信金、金融界初の一般店舗でのCD・ATM日曜稼働実施 6.29 信用金庫法改正（「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」第21条による改正）(3.4.1施行） 7. 2 全信金システム（全銀システム）、内国為替取引における仕向超過限度額管理制度の本格実施 7.16 信用金庫と都市銀行・地方銀行のCDオンライン提携スタート（同時に都銀・地銀と信組・農協・労金もCDオンライン提携） 10. 1 神田・神田商工信金合併（神田信用金庫） 12.25 大蔵省、信用金庫の同一人に対する信用供与の限度額を「自己資本の20%と15億円のいずれか低い額」に引上げ	1. 8 特別定期預金の取扱開始（～3.30） 1.16 代理貸付について受託金庫の専決限度額を8億円、1貸付先に対する貸付限度額を最高30億円に引上げ（ただし、3.4.1までは20億円で運用） 1.25 債券先物取引取次業務の取扱開始（元.5.31認可取得） 3.19 金庫短期資金（翌日もの）の取扱開始 4. 2 特別定期預金の取扱開始 5.14 MAPチームを設置(12.17FITチームに改組、3.10.21廃止） 5.24 第46回通常総会開催 6. 1 創立40周年 8. 1 営業店の外為業務の一部（対為銀決済等）を外国業務部に集中 10. 1 中長期（2・3年もの）定期預金を創設 10. 2 全信連インターナショナル（略称：ZIL）を設立（3.7.4英国証券先物委員会の会員資格を取得、3.7.31営業開始） 12. 6 全信連ビジネスサービスを設立（3.3.1営業開始）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
		12.14 全信連投資顧問（現しんきんアセットマネジメント投信）を設立（3.3.29大蔵大臣による投資顧問業者登録、3.4.1営業開始）

平成３年 *(1991)*

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1.13 都銀・地銀、CD・ATMの日曜稼働開始	1.22 告示の一部改正（信用金庫の小口貸出の限度額を700万円に引上げ）	1. 4 代理貸付マルチローン（消費者ローン）を創設（9.4.18SCBフリーローンに改正）
4. 1 埼玉･協和銀行合併（協和埼玉銀行、4.9.21あさひ銀行（現りそな・埼玉りそな銀行）に行名変更）	2. 4 信用金庫・第二地方銀行加盟行・信用組合・系統金融・労働金庫の相互間での業態間CD・ATMオンライン提携スタート	1. 4 信用金庫相互援助資金制度を改正（相互援助資金を2,000億円に増額等）
6.19 証券取引審議会、「証券取引に係る基本的制度の在り方について」を報告	2.17 しんきんネットキャッシュサービスでCD・ATM等の休日稼働スタート	2.28 厚木システム開発センター竣工（神奈川県厚木市森の里）
6.25 金融制度調査会、「新しい金融制度について」を答申	4. 1 長期経営計画しんきんHOP21実施（3～5年度）	3.15「全国信用金庫連合会四十年史」を発刊
7. 1 公定歩合0.5%引下げ（5.5%）	4. 1 徳山・下松・柳井信金合併（東山口信用金庫）	3. －信用金庫に対する経営コンサルティングを開始
10. 9 証券保管振替機構、株券等保管振替制度を開始	4. 1 八千代信金、普通銀行に転換（八千代銀行(現きらぼし銀行)）	4. 1 長期経営計画を実施(3～5年度)
11. 5 宮沢喜一内閣発足	4. 4 城南信金と第一勧業銀行（現みずほ銀行）が包括的業務提携覚書に調印（取引先の相互紹介・斡旋、商品の共同開発など双方の機能を補完し合う形での業務提携）	4. 1 代理貸付について受託金庫の専決限度額を最高15億円、1貸付先に対する貸付限度額を最高30億円に引上げ
11. 5 銀行等、預入額300万円以上の自由金利定期預金「スーパー定期」の取扱開始	7.17 湘南・茅ヶ崎信金合併（湘南信用金庫）	4.19 業務方法書を変更（会員外直接貸出に係る貸付先の範囲・貸出枠を拡大。公共・公益法人、証券取引所上場会社等に範囲を拡大）
11. 6 長信銀、2年もの利付金融債の発行を開始	7.18 全信協、信用金庫長期ビジョン研究会「信用金庫21世紀ビジョン」を報告（最終報告）	5.21 第47回通常総会開催
11.14 公定歩合0.5%引下げ（5.0%）	8.13 東洋信金元職員の架空預金証書発行による不正融資事件発覚	7. 1 信用金庫の会員等に対する直接貸出の取扱開始
12.20 大蔵省銀行局長通達「土地関連融資の取扱いについて」を発出（3年末をもって総量規制を解除）	9.11 信用金庫法制定40周年記念全国大会開催	7. 1 信用金庫顧客向け商品の取扱開始(事業承継相談業務「ZISPLAN」ほか)
12.30 公定歩合0.5%引下げ（4.5%）	9.17 北海・長万部信金合併（北海信用金庫）	9.11 第48回臨時総会開催（副会長の定員増に係る定款変更を決定）
	9.17 三浦・藤沢信金合併（三浦藤沢信用金庫）	9. －会員向け定期預金金利の設定を同期間の市場実勢に連動して決定する方法に変更
	10. 1 三和信金（東京）・東海銀行合併(東海銀行(現三菱UFJ銀行))	10.21 ALM委員会の上部組織としてALM会議を設置、常務会を経営会議に改組等
	10. 7 丸岡・三国信金合併（福井中央信用金庫）	10.30 代理貸付金残高2兆円突破
		10. －信用金庫経営コンサルティング業務の取扱開始
		11. 5 自由金利型定期預金M型を創設
		11. －CPプライマリー・ディーラー業務の取扱開始

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

平成４年 (1992)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1.28 証券取引審議会、「証券市場における適正な競争の促進について」を報告	2. 3 大同・共栄信金（東京）合併（西京信用金庫）	1. 6 第3次オンラインシステム稼働
3.31 政府、緊急経済対策を決定	2.14 大蔵省、7年3月決算から信用金庫の配当率上限を8%から10%に引き上げることを決定	3. －総合企画部内に営業店の見直しプロジェクトチームを設置（～12月）
4. 1 公定歩合0.75%引下げ（3.75%）	3. 1 桐生・桐生中央・上毛信金合併（桐生信用金庫）	4. 1 全信連投資顧問（現しんきんアセットマネジメント投信）、投資一任業者として営業開始（3.31大蔵大臣から認可取得）
4. 1 東邦相互銀行が伊予銀行に吸収合併（預金保険制度創設以来初めての発動）	4. 6 渋谷・東邦信金合併（平成信用金庫）	4.10「日本輸出入銀行法第18条第1号に規定する金融機関を定める政令」の一部改正により日本輸出入銀行との協調融資が可能となる（5.7.16業務方法書改正）
4.30 大蔵省、「金融システムの信頼回復のための措置について」を発表	4.28 東洋信金救済策決定（大阪府下18信金が大半の店舗と従業員を引き継ぎ、残りの店舗等を三和銀行（現三菱UFJ銀行）が引き継ぎ、同信金を合併）	4. －信用金庫に対するALM支援業務を開始
6.26「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」（金融制度改革法）公布（5.4.1施行）	6. 1 別府・府内信金合併（別府信用金庫）	5.26 第49回通常総会開催
7.20 大蔵省証券取引等監視委員会発足	6.26 信用金庫法改正（「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」第5条による改正）（5.4.1施行）	6.22 預金体系改正（会員向け定期性預金奨励金を廃止、規制金利の3か月ものおよび6か月もの定期預金を廃止等）
7.27 公定歩合0.5%引下げ（3.25%）	9.28 小田原・足柄信金合併（さがみ信用金庫）	8.10 全信連債券の愛称「リツレン」に決定
8.18 大蔵省、「金融行政の当面の運営方針」を発表	10. 1 東洋信金、大阪府下18信金に事業を一部譲渡（9.30）し、三和銀行と合併（三和銀行（現三菱UFJ銀行））	9. 1 第1回相互援助資金制度運営委員会開催
8.28 政府、総合経済対策を決定（総事業規模10兆7,000億円）	10.12 磐洋・平信金合併（ひまわり信用金庫）	10. 1 信用金庫相互援助資金制度を改正（相援運営委員会の設置、毎年信用金庫の預金量の一定割合（0.25%）を相互援助預金として預入）
12. 2 金融制度調査会、「金融機関の資産の健全性に関する情報開示について（中間報告）」を発表		
12.11 大蔵省銀行局長の私的研究会「協同組織金融機関の優先出資に関する研究会」、「協同組織金融機関の優先出資について」をとりまとめ		
12.17 大蔵省、「金融制度改革実施の概要について」を発表		

平成５年 (1993)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1. 1 EC市場統合（物の移動の完全自由化）	3. 3 金融制度改革法施行に伴う信用金庫法政省令公布	2.26 世界貿易センタービル爆破事件でニューヨーク支店職員避難（ビル爆破被害により千葉銀行ニューヨーク支店内で業務、4.5支店での業務再開）
1.20 金融制度調査会、協同組織金融機関の優先出資に関する研究会報告書「協同組織金融機関の優先出資について」を了承	3.22 全信金システム（全銀システム）、内国為替取引における同日決済化実施	2.26 全信連債券発行残高1兆円突破
1.27 共同債権買取機構設立（2.1営業開始）	3.31 金融制度改革法施行に伴う信用金庫法告示公布	4. 5 金庫短期資金（為決もの）の取扱開始
2. 4 公定歩合0.75%引下げ（2.50%）	4. 5 東武・三光信金合併（東武信用金庫）	5.25 第50回通常総会開催（専任理事長制、副理事長新設・副会長廃止、私募債の取扱い等に係る定款変更を決定）
3.31 相互銀行法廃止	5.23 一部マスコミが釜石信金が清算・事業譲渡と報道	5.25 宮本保孝を初代専任理事長に選任
4. 1 大蔵省銀行局長通達「信託代理店の取扱いについて」を発出	6.14 信用金庫法改正（「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第12条による改正）（10.1施行）	
4.13 政府、新総合経済対策を決定（総事業規模13兆2,000億円）	10. 1 釜石信金、地銀3行と信金3金庫（盛岡・宮古・一関）に事業譲渡	
5.12「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」公布（6.4.1施行）		

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
6.14「商法等の一部を改正する法律」公布（社外監査役、社債発行限度規制廃止等）(10.1施行) 6.21 自由金利定期預金（スーパー定期）の最低預入金額制限撤廃（定期性預金金利の完全自由化） 7.26 日本興業銀行（現みずほ銀行）、日本長期信用銀行（現新生銀行）、農林中央金庫の証券子会社が営業開始 8. 9 細川護熙内閣発足 9.16 政府、緊急経済対策を決定（総事業規模6兆2,000億円） 9.21 公定歩合0.75%引下げ（1.75%） 12.31 民間金融機関および郵便局の窓口業務年末休業（CD、ATMは稼働）	11. 1 伏見・西陣信金合併（京都みやこ信用金庫） 11. 1 紀州・和歌山・南海信金合併(きのくに信用金庫) 11. 1 庄原・三次信金合併（広島みどり信用金庫）	5. － 政府保証債の端債買取制度を創設 6.18 私募債受託業務の取扱開始（社債の募集の受託業務の認可を取得） 7.16 業務方法書を変更（非居住者向け貸出の貸出先の範囲の拡大。日本輸出入銀行（現日本政策金融公庫）との協調融資等が可能となる。） 7.30 東北6県の信用金庫と共同で東北しんきんファクタリングを設立（8.2営業開始） 8.26 ムーディーズが全信連の長期預金債務についてA1、短期預金債務についてP-1と勝手格付け 9.13 特別定期預金の取扱開始（～10.29） 10. － 信用金庫との円―円金利スワップ取引開始 11. 5 全信連債券（2年もの利付金融債）の発行開始 11.17 PR問題検討委員会を設置 12. 9 神戸システム開発センター竣工

平成６年 *(1994)*

2. 8 政府、総合経済対策を決定（総事業規模15兆2,500億円） 2. 8 大蔵省、「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」を発表 3.25 金融制度調査会のディスクロージャーに関する作業部会、中間報告「ディスクロージャー誌の充実について」をとりまとめ 4. 1 大蔵省、生損保のCP発行を解禁 4. 1 10億円超の大口取引に係る株式売買委託手数料を自由化 4.28 羽田孜内閣発足 4. － 日本銀行、国債決済のDVP化を開始 6.27 東京外為市場で1ドル＝100円突破の円高（戦後初めて） 6.28 大蔵省、「金融分野における規制の緩和について」を公表 6.28 行政改革推進本部、「今後における規制の緩和について」で279項目の規制緩和案を決定 6.30 村山富市内閣発足 9. 4 関西国際空港開業 10. 1 大蔵省、金利、外国為替の先渡し取引（FRA、FXA）を解禁	1.17 全信金システム（全銀システム）、仕向超過額管理制度改定 2. 7 前橋・きゅうじょう信金合併（群馬中央信用金庫） 4. 1 長期経営計画しんきんSTEP21実施（6～8年度） 4. 1 地方税法の改正により、信用金庫が所有しかつ使用する事務所・倉庫への固定資産税が課税標準を価格の2分の1とする特例措置に移行 4. 1 公共債ディーリング業務の認可信用金庫42信金および全信連、日本証券業協会に特別会員として加入 4.18 豊中・大阪殖産信金合併（水都信用金庫） 5.30 市川東葛・城東信金合併（東京ベイ信用金庫） 7.11 関西・西宮信金合併（関西西宮信用金庫） 7.31 信用金庫の会員数800万人突破 8. 1 岡山市民・西大寺信金合併（岡山市民信用金庫）	2.14 PR問題検討委員会（5.11.17設置）、「今後の全信連のPR活動について」を報告 2.22 しんきん信託銀行を設立（3.4 大蔵大臣から銀行業の営業の免許および信託業務兼営の認可取得、4.1営業開始） 2. － 冊子「ユーロ仕組み債の研究」を作成・配布 3.14 特別定期預金の取扱開始（～4.28） 3.17 加藤敬吉（岐阜信金理事長）を第5代会長に選任 4. 1 長期経営計画を実施(6～8年度) 4. 1 会員向け定期預金（1・2・3か月もの）の取扱開始、金庫短期資金（1・2・3か月もの）を廃止 4. － 全信連債券（5年もの利付金融債）の信用金庫向け販売開始 5.24 第51回通常総会開催（優先出資の発行に伴う定款変更を決定） 5.24 5年度普通出資配当率を引下げ（8%→6%）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
10.17 流動性預貯金（当座預金を除く。）金利自由化（預金金利自由化完了、日本銀行ガイドライン廃止） 12. 2 金融制度調査会、「預金を考える懇談会」を設置（7.5.29報告書とりまとめ） 12.20 全国銀行公正取引協議会、景品類の提供に関する自粛の緩和を決定	10.17 中津・昭和信金（大分）合併（中津信用金庫） 10.26 全信協経営対策委員会、「信用金庫保険の取扱いをめざして」を中間報告 11. 7 三原・尾道信金合併（かもめ信用金庫） 11. 7 城南信金、懸賞金付定期預金「スーパードリーム」を発売 11.28 湘南信金・東京大和信組合併（湘南信用金庫）	6.22 広報問題研究会を設置（14.12.9廃止） 7.20 デリバティブ問題研究会を設置 7. －社債の担保の受託会社としての業務を開始 8. －システム整備基本計画を策定 9.22 経営理念・運営方針を策定 10. 1 営業店業務体制検討会を設置（7.5.29廃止） 10. 1 マルチメディア問題研究会を設置 10. 3 長期駐在員制度を創設 10.17 普通預金、通知預金および別段預金の金利設定方法を変更（市場実勢に連動して決定） 11.25 香港駐在員事務所を開設

平成７年 *（1995）*

1.13 東京共同銀行設立（3.20営業開始、8.9.2整理回収銀行に改組、現整理回収機構） 1.17 阪神・淡路大震災 3.31 大蔵省、「社債の適債基準の撤廃等について」を発表 4.14 公定歩合0.75%引下げ（1.00%） 4.14 政府、緊急円高・経済対策を決定（総事業規模未公表） 4.19 東京外国為替市場1ドル=79円台の最高値を記録 6. 1 金融制度調査会、金融システム安定化委員会および金融機能活性化委員会を設置 6. 8 大蔵省、「金融システムの機能回復について」を発表 7.31 東京都、コスモ信組に業務停止命令 8.30 大阪府、木津信組に業務停止命令 8.30 大蔵省、兵庫銀行の破綻処理方針を発表 9. 8 公定歩合0.5%引下げ（0.50%、史上最低水準） 9.20 政府、「経済対策―景気回復を確実にするために―」を決定（総事業規模約14兆2,000億円） 9.26 大和銀行（現りそな銀行）、ニューヨーク支店での巨額損失事件発覚 9.27 大蔵省、「金融機関の不良債権の早期処理について」を発表 10.27 兵庫銀行の受皿として、みどり銀行（現みなと銀行）設立 11.13 第4次全銀システム稼働	2. 6 鳥海・矢島信金合併（羽後信用金庫） 3. 1 信用金庫業界で阪神復興スーパー定期の取扱開始 3.16 全信協、大規模災害に係る信用金庫相互支援資金制度を創設 4. 1 秋田・土崎信金合併（秋田信用金庫） 5.22 浜田・江津信金合併（日本海信用金庫） 5.26 11信金、担保付社債信託法に基づく免許を取得 10.16 備北・新見信金合併（備北信用金庫） 11.13 しんきん情報システムセンター、厚木・神戸両センター間の相互バックアップシステム稼働 11.21 全信協、ディスクロージャー統一開示基準の一部改正（8年3月期から破綻先債権額を開示）	1.18 阪神・淡路大震災により神戸支店（店舗）が臨時休業（～23日） 1.18 地震対策本部を設置 1.20 地方公共団体および地方3公社に対する信用金庫融資推進に係る資金融通制度を創設 1.23 兵庫県南部地震災害復旧特別融資制度を創設 1. －法制問題勉強会（その後、法制問題研究会に改称）を設置（10.7.1法制問題研究チームに改称、11.8.2廃止） 4.28 信用金庫向けキャップ・フロアー取引および円金利先物取引の取次ぎを開始 4. －対外PR誌「全信連のご案内」の名称を「The Bank 全信連―プロフィール―」に変更 5.25 第52回通常総会開催（代表理事を専務理事以上に変更する定款変更を決定） 6.22 優先出資（第1回）200億円発行 6. －貿易投資相談ニュースの発行開始 7. 3 為銀金庫取引の外為センターへの集中化開始（11.6完了） 8. 7 代理貸付SCB住宅ローン（長プラ基準変動金利5・10年ごと見直し）の取扱開始 8.10 愛称「しんきんセントラルバンク」、略称「SCB」を制定 8.21 ムーディーズが全信連の財務格付けについてD+と勝手格付け

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
12.13 日本長期信用銀行（現新生銀行）および日本債券信用銀行（現あおぞら銀行）が他発券行より高い発行利率で金融債を発行 12.19 政府、「住専問題の具体的な処理方策について」を閣議決定 12.22 金融制度調査会、「金融システム安定化のための諸施策」を答申		8.28 金庫短期資金（無条件もの）を廃止し、別段預金(短期運用口)を新設（10.9振替完了） 9. 1 地方公共団体および地方3公社向け貸出債権を対象とするローン・パーティシペーション制度を創設 9. 1 ベンチャーエンタープライズセンター（VEC）の債務保証制度を利用したベンチャー企業向け貸出制度を創設（14.1.10新規案件受付中止） 9. 1 与信権限規程制定 9.18 規定整備検討会を設置 9. －本店（現京橋別館）リニューアル工事を開始（12年7月終了） 10. 2 一部支店の名称変更（新名称：北海道支店、東北支店、北陸支店、四国支店、南九州支店） 11.21 役員予選規程を改正（会員選出役員予選規程に改称。会員外監事を設置、全信連理事長指名枠を創設）

平成８年 *(1996)*

1.11 橋本龍太郎内閣発足 4. 1 東京・三菱銀行合併（東京三菱銀行（現三菱UFJ銀行）） 4. －現金担保付債券貸借取引（債券レポ取引）開始 6.21「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」公布（同日施行） 6.21 金融三法公布（同日預金保険改正法施行、9.4.1金融機関健全性確保法および金融機関更生手続特例法施行） 7.22 預金保険機構、金融安定化拠出基金を設置 7.26 住宅金融債権管理機構設立（11.4.1整理回収銀行と合併、現整理回収機構） 8.31 住宅金融債権管理機構、住専7社と財産譲渡契約を締結（8.10.1住専7社は清算法人に） 9. 2 東京共同銀行が整理回収銀行に改組 9.25 新金融安定化基金設立 9.30 銀行局長の私的研究会として「早期是正措置に関する検討会」を設置	1.16 北京都・網野・丹後中央信金と丹後織物信組合併（京都北都信用金庫） 6.15 信用金庫業界、「信用金庫の日」で初のキャンペーンを展開 6.21 信用金庫法改正（「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」第4条および「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」附則第8条による改正）(9.4.1施行） 8.26 北奥羽・青森信金合併（あおもり信用金庫） 10. 7 朝日・浅草信金合併（朝日信用金庫） 10.10 赤穂信金・駒ヶ根スタンプ協同組合・沖電気工業、長野県駒ヶ根市で電子マネー実用実験開始 10.14 鞆・福山信金合併（福鞆信用金庫） 10.21 行橋信金、北九州八幡信金に事業譲渡し解散 11.19 全信協、「信用金庫社会貢献賞」の創設を決定	3. －「中国投資ガイドブック」を発刊 4. 1 SCBネットワーク稼働 4.15 信用金庫向け募集型キャップローンの取扱開始 4. －会員外直接貸出管理システム稼働（11.1.22廃止） 5.10 SCB事業者保険付ローンの取扱開始 5.24 第53回通常総会開催（初代常勤監事を選任） 6.14 業務方法書を変更（非居住者向け貸出の貸出先範囲を拡大。本邦法人の海外現地法人に対して全信連単独での融資が可能となる。） 7. 8 SCBファームバンキング稼働 7.30 リスク等管理体制整備検討会を設置（11年7月にリスク等管理体制検討会に改組） 7. －貿易投資相談室情報の発行開始 9.18 しんきん証券を設立（10.1大蔵大臣から証券業の免許取得、11.1営業開始）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
11.11 橋本首相、金融システム改革案を提示（日本版金融ビッグバンに向けて銀行・証券・保険の相互参入など具体的な作業に入るよう指示） 11.21 大蔵省、阪和銀行（10.1.26紀伊預金管理銀行に営業譲渡、14.3.31解散）に業務停止命令 12. 6 日本銀行、当座預金決済のRTGS化を表明 12.26 早期是正措置に関する検討会、「中間とりまとめ」を公表		10. 1 信用金庫相互援助資金制度を改正（預替方式、金利差上限3%およびいわゆる6･2･2方式採用、信用金庫に対するモニタリング業務開始） 10.25 全信連債券発行残高2兆円突破 11. 5 しんきん情報システムセンターにシステム運用業務を委託 11.29 第5回全信連債券（2年もの利付金融債）から証券会社に募集の取扱いを委託開始 12.11 厚生施設SCB市ヶ谷荘開館

平成９年 *(1997)*

4. 1 消費税率3%から5%に引上げ 4. 1 日本銀行、当座預金決済のRTGS化について枠組みを発表 4.15 日本公認会計士協会、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」公表 5.23「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律」公布（10.4.1施行） 6. 6 企業会計審議会、「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表 6.13 大蔵省、「金融システム改革のプラン」を公表 6.18 改正日本銀行法公布（10.4.1施行） 6.20「金融監督庁設置法」および「金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」公布（6.22施行） 7. 1 香港、中国に復帰 7.31 早期是正措置に係る省令および告示公布、大蔵省銀行局長通達発出 7.31 大蔵省、劣後ローンの借り手の範囲を全預金取扱金融機関に拡大、貸し手にも預金取扱金融機関を追加 7. － アジアの金融・経済危機 11. 3 三洋証券破綻（会社更生法適用申請） 11.10 証券投資信託協会が協会自主ルールを改正した旨、大蔵省から事務連絡発出（12月から銀行等による投信の店舗貸し方式による窓販解禁） 11.17 北海道拓殖銀行が破綻（北洋銀行に営業譲渡） 11.24 山一證券が破綻（自主廃業決定） 11.26 徳陽シティ銀行が破綻（仙台銀行に営業譲渡）	3.17 武蔵野信金、東京都内5信金に一部事業譲渡後、王子信金（現城北信金）と合併 3.24 大曲・能代信金合併（秋田ふれあい信用金庫） 4. 1 長期経営計画しんきんJUMP21実施（9～11年度） 5.23 信用金庫法改正（「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律」附則第21条による改正）（10.4.1施行） 6. 6 信用金庫法改正（「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」第14条による改正）（10.1施行） 6.13 信用金庫法改正（「運輸施設整備事業団法」附則第23条による改正）（同日施行） 6.20 信用金庫法改正（「金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」第22条による改正）（6.22施行） 10. 6 大阪・三和信金合併（大阪信用金庫） 10.13 北海・岩内信金合併（北海信用金庫） 10.13 阪奈･富士信金（大阪）合併（阪奈信用金庫） 11. 4 大阪市・大阪中央信金合併（大阪市信用金庫） 11. 4 八光・大阪産業信金合併（八光信用金庫） 11.19 大阪府しんきん共同機構設立 12.10 信用金庫法改正（「罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律」第4条による改正）（12.30施行）	1.20 保養所SCB八ヶ岳山荘開業 2. 3 信用金庫向けスワップション取引の取扱開始 2.13 デリバティブ取引活用例を信用金庫に提案 3. 7 第46回内国為替運営委員会において地区為替拡充委員会の廃止を決定 3. 7 優先出資（第2回）200億円発行 3.31 インターネットホームページ開設 4. 1 第1次長期経営計画を実施（9～11年度） 5.23 第54回通常総会開催（員外監事の選任、会計監査人の選任） 5.23 8年度の普通出資配当率を引下げ（6%→4%） 6.23 金庫情報システム稼働 7. 1 第1回全信連懸賞論文募集開始（～11月末） 10.13 香港駐在員事務所を支店に昇格（7.10香港金融管理局認可、9.1大蔵大臣認可） 10.13 第2次業務体制検討会を設置（11.3.31解散） 11. 4 信用金庫を貸付対象とした劣後ローンの取扱開始 12.12 資産自己査定規程、自己査定対象先・対象資産抽出基準および資産の自己査定基準等を制定（9年11月末を基準日とした第1回目の資産の自己査定を実施）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
12.12「持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律」・「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律」公布（10.3.11施行） 12.16 自民党、金融システム安定化のための緊急対策を決定 12.24 大蔵省、「いわゆる「貸し渋り」への対応について」を公表	12.12 信用金庫法改正（「持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律」附則第4条による改正）（10.3.11施行） 12.12 信用金庫法改正（「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律」に伴う改正）（10.3.11施行） 12.30 全国信用金庫預金量100兆円突破	

平成 10 年 *(1998)*

2.18「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」および「預金保険法の一部を改正する法律」公布（同日施行） 3.12 大手21行に総額1兆8,156億円の公的資金を資本注入 3.31「土地の再評価に関する法律」公布（同日施行） 4. 1 早期是正措置導入 4.24 政府、総合経済対策を公表（総事業規模16兆円超） 5.20「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」公布（11.9施行） 5.27「郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律」公布（11.1.18施行） 6. 8 大蔵省、金融関係通達等を全面的に見直し 6.12「中央省庁等改革基本法」公布（同日施行） 6.15「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」公布（9.1施行） 6.15「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」公布（銀行等による投信窓販の解禁等）（12.1施行） 6.16 企業会計審議会、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表 6.22 金融監督庁発足 6.23 政府、「金融再生トータルプラン（第1次とりまとめ）」を公表 7. 2 政府、「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」を公表 7.30 小渕恵三内閣発足	1.23 全信協、ディスクロージャー統一開示基準改正（10年3月期から延滞債権額、金利減免等債権額、経営支援先に対する債権額の開示） 2.16 千葉・両総信金合併（千葉信用金庫） 3. 2 しんきん情報システムセンター、「Face To Faceネットワーク」（略称：FTFネット）稼働 3.16 永楽・第一・大恵信金合併（わかば信用金庫） 3.23 あおもり・津軽信金合併（あおもり信用金庫） 6.15 信用金庫法改正（「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に伴う改正）（9.1施行） 6.15 信用金庫法改正（「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」に伴う改正）（12.1施行） 6.24 信用金庫100兆円達成記念全国大会開催 9.28 さがみ・箱根信金合併（さがみ信用金庫） 10.16 信用金庫法改正（「金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に伴う改正）（12.15施行） 11. 9 広島・宮島信金合併（広島信用金庫）	1.13 優先出資（第3回）200億円発行 2.15 代理業務・資金中継業務の集中化を開始 3. 2 FTFネットへの情報提供開始 3.23 大蔵大臣から特別取引勘定の設置に係る認可取得（4月から時価会計を導入） 3.27 第100回全信連債券（5年もの）発行 4. 1 組織改正（システム部・市場事務部を新設、人事部厚生グループを廃止し業務を全信連ビジネスサービス（現信金中金ビジネス）に委託等） 4. 1 システム企画委員会およびシステム評価委員会（21.8.14プロジェクト評価委員会に改称）を設置 4.27 北陸支店、静岡支店、名古屋支店、岡山支店および広島支店の外為業務を本店に統合。大阪支店で取り扱っていた四国支店、福岡支店および南九州支店管内信用金庫との外為取引を本店に移管 6.24 第55回通常総会開催 7. 1 事務集中センターにおける代理業務・資金中継業務を全信連ビジネスサービス（現信金中金ビジネス）に委託（事務集中センターを廃止） 7. 1 組織改正（法制問題研究チームを設置） 7. － 全信連倫理綱領を策定 8. 1 2000年問題委員会を設置 8.21 信用金庫向け通貨スワップ取引の取扱開始

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
9. 9 日本銀行、政策金利を0.25%へ利下げ		10. 1 信用金庫相互援助資金制度改正（預金保険制度の適用、出資金の全額保護およびいわゆる6･2･2方式を7・3方式に変更）
10. 1 信用保証協会、中小企業金融安定化特別保証制度を創設		10.30 第56回臨時総会開催（青森支店廃止、子会社に係る定款変更を決定）
10.16「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」公布（10.23施行）		11. 4 全信連投資顧問を全信連の100%子会社化
10.16「預金保険法の一部を改正する法律」公布（10.23施行等）		11. 9 北海道支店を店舗建替えのため新北海道ビル内の仮店舗に移転
10.16「債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）」公布（11.2.1施行）		11.18 全信連投資顧問、しんきんアセットマネジメント投信に名称変更
10.16「金融再生委員会設置法」および「金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」公布（12.15施行）		11.24 員外情報システム稼働（20.12.30廃止）
10.21「当せん金付証票法の一部を改正する法律」公布（宝くじ販売等に係る事務受託金融機関を拡大、信用金庫が参入可能となる）（11.4.1施行）		12. 1 組織改正（総合企画部関連会社グループを関係会社グループに改称、財務企画部リスク管理グループをリスク統括室に改組）
10.22「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」公布（10.23施行）		12. 1 投信窓販業務を開始（信用金庫法上の認可および証券取引法上の登録を受ける）
10.23 日本長期信用銀行（現新生銀行）の特別公的管理開始（12.3.1終了）		12. 7 外国為替円決済制度の事務受託（代行決済）の取扱開始
10.30 企業会計審議会、「連結財務諸表制度における見直しに関する意見書」を公表		12. 9 しんきんアセットマネジメント投信、証券投資信託委託業の認可を取得
11.16 政府、緊急経済対策を公表（総事業規模17兆円超）		
12. 7 東銀協、新しい外国為替円決済制度運営開始（代行決済制度導入等）		
12.13 日本債券信用銀行（現あおぞら銀行）の特別公的管理開始（12.9.1終了）		
12.15 金融再生委員会発足（金融監督庁を同委員会の下に設置）		

平成 11 年 *(1999)*

1. 1 欧州通貨統合（単一通貨ユーロ誕生）	1. 4 東武・中央・協和・大東信金合併（東京東信用金庫）	1. 4 組織改正（総合企画部に宝くじ準備室を新設）
1. 4 郵貯を含む9金融機関、デビットカードサービスを開始	1.18 城南信金、郵貯とのATM相互利用を開始	1.13 優先出資（第4回）400億円発行
1.22 企業会計審議会、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表（金融商品の時価会計を12.4.1以後開始する事業年度から適用）	1.29 信用金庫法施行規則改正（サービサー法施行規則による改正。信用金庫でサービサー子会社の設立が可能となる。）（2.1施行）	3. 4 内国為替運営委員会において、新決済リスク対策として自己責任方式を採用すること等を決定
2.12 日本銀行、実質ゼロ金利政策導入	2.22 川崎信金、神奈川商工信組の事業譲受	3.12 全国信用不動産と全国しんきん抵当証券に対する出資比率を変更（全信不動産50.4%→9.1%、しんきん抵当証券51.38%→100%）
3.12 金融再生委員会、大手15行申請の総額7兆4,592億円の公的資金の資本注入を決定	5. 6 呉･芸陽信金合併（呉信用金庫）	3.15 組織改正（総合企画部に2000年問題対策室を新設）
3.29「特定融資枠契約に関する法律」公布（同日施行）		3.15 S&Pが全信連にApiと勝手格付け

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
3.31「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」公布（同日施行） 4. 1 整理回収機構（RCC）発足 4. 8 金融監督庁、「金融検査マニュアル（最終とりまとめ）」を公表 5.28「国民金融公庫法の一部を改正する法律」公布（10.1施行） 6.23「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律」公布（7.23施行） 7. 1 金融監督庁、金融検査マニュアルを発出 7.28 日本銀行、振決国債（預り口）のDVP化を公表 7.30「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI推進法）」公布（9.24施行） 8.13「商法等の一部を改正する法律」公布（株式交換・株式移転制度を創設）（10.1施行等） 11.11 政府、経済新生対策を公表（総事業規模18兆円程度） 12. 3「中小企業基本法等の一部を改正する法律」公布（中小企業者の範囲を拡大等）（同日施行） 12.21 金融審議会、答申「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」を公表 12.22「中央省庁等改革関係法施行法」公布（13.1.6施行等）	5.28 信用金庫法改正（国民金融公庫法の改正に伴う改正）（10.1施行） 6.23 信用金庫法改正（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律」による改正）（7.23施行） 8.13 信用金庫法改正（商法等の改正に伴う改正）（10.1施行） 10.12 福鞆・東城信金合併（福鞆信用金庫） 11. 1 諫早・長崎信金合併（たちばな信用金庫） 11.29 不動信金、大阪府内9信金に事業全部譲渡後解散 12.22 信用金庫法改正（「中央省庁等改革関係法施行法」による改正）（13.1.6施行）	3.29 信金・郵貯ATM相互利用に伴う資金決済を開始 4. 1 組織改正（総合企画部に優先出資上場準備室を設置等） 4.26 大阪支店の外為業務を本店に統合（外為業務の本部集中化完了） 4.26 組織改正（青森支店を廃止し東北支店に統合、青森県分室を開設） 5. 6 大阪支店を店舗建替えのため南森町中央ビル内の仮店舗に移転 6.24 第57回通常総会開催（代表理事を副理事長以上に変更する定款変更を決定） 7. 1 組織改正（総務部に予算統括室を新設等） 7. 1「プレミアム・デポジット」の名称で、系統預金とスワップション取引の組合せ運用を信用金庫に提案を開始 7. 7 一括支払システムのファクタリング方式の取扱開始 7.28 優先出資者を対象とした決算説明会を初めて開催 7. － 本店業務部の有価証券元利金支払事務を全信連ビジネスサービスに委託 8. 2 組織改正（総合企画部に法制問題対策室を新設等） 8. 2 劣後ローン取扱規程改正（貸付対象に自己資本比率4%台金庫を追加） 9.20 コンプライアンス・プログラムを策定 11. 1 本邦事業会社に対する総合与信管理制度を導入 11.30 全国しんきん抵当証券、臨時株主総会にて解散を決議 12.14「コンプライアンス・マニュアル」を策定 12.30 2000年問題対策本部を設置、年末年始における特別体制を構築

平成 12 年 *(2000)*

3.13 政府、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（PFI基本方針）」を公表 3.30 東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例成立（4.1公布）	2.14 きのくに信金、紀北信組の事業譲受 3.21 岡山相互・岡山・玉野信金合併（おかやま信用金庫） 3.21 東京シティ・帝都・東商・日本橋・京橋信金合併（東京シティ信用金庫）	1. 6 各部店にコンプライアンス担当者を設置 1.11 日債銀債権回収（現あおぞら債権回収）に出資。業務提携によるサービサー業務取扱開始

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
4. 1 信用組合の検査・監督事務を都道府県から金融監督庁に移管 4. 1 退職給付会計の適用開始 4. 5 森喜朗内閣発足 4. －保証協会連合会、特定社債保証制度を創設 5.11 金融機関等、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会を設立 5.19「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」公布（13.4.1施行） 5.31「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」公布（銀行等による保険窓販が可能となる。）（13.4.1施行） 5.31「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（SPC法）等の一部を改正する法律」公布（11.30施行） 5.31「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」公布（証券取引所等の株式会社化等）（12.1施行等） 5.31「預金保険法等の一部を改正する法律」公布（預金等全額保護を14年3月末まで1年延長、および金融機関の破綻処理制度を整備等）（13.4.1施行等） 5.31「商法等の一部を改正する法律」公布（会社分割制度の創設）（13.4.1施行） 5.31「金融商品の販売等に関する法律」公布（13.4.1施行） 6.27 金融審議会、答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」を公表 7. 1 金融庁発足（金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合） 7.19 新紙幣（二千円）発行 8. 3 金融庁、「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応」を公表 8.11 日本銀行、ゼロ金利政策を解除 9.29 第一勧業・富士・日本興業銀行の3行、国内初の銀行持株会社「みずほホールディングス」発足 10.18 東京都の外形標準課税対象行21行、東京都と東京都知事を提訴 10.19 政府、「日本新生のための新発展政策」を公表（総事業規模11兆円程度） 12. 1 政府、「行政改革大綱」を閣議決定	3.31 金融監督庁、自己資本比率の基準を定める告示を改正（原則、信用金庫が保有する信金中金の資本調達手段を控除項目から除外） 4. 1 業界の長期経営計画「しんきんフロンティア21」（12年4月～15年3月）スタート 5. 8 水戸・龍ヶ崎信金合併（水戸信用金庫） 5.19 信用金庫法改正（独占禁止法改正に伴う改正）（13.4.1施行） 5.31 信用金庫法改正（SPC法等の改正に伴う改正）（11.30施行） 5.31 信用金庫法改正（証券取引法および金融先物取引法の改正に伴う改正）（12.1施行） 5.31 信用金庫法改正（預金保険法等の改正に伴う改正）（13.4.1施行） 5.31「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」改正（預金保険法等の改正に伴う改正。信用金庫の優先出資発行が可能となる。）（6.30施行） 5.31 信用金庫法改正（商法等の改正に伴う関係法律整備法による改正）（13.4.1施行） 6. 2 信用金庫法改正（「信用金庫法の一部を改正する法律」による改正。「全国信用金庫連合会」を「信金中央金庫」に名称変更）（10.1施行） 6. 5 興産・神田信金合併（興産信用金庫） 7.26 全信協、SSCから業界次期システムに係る答申を受領 8. 7 王子信金、日本信販信組の事業譲受 10. 1 愛媛・伊豫信金合併（愛媛信用金庫） 10. 1 高山・神岡信金合併（高山信用金庫） 10. 1 豊川信金・東三信組合併（豊川信用金庫） 10. 2 金沢・加南信金合併（金沢信用金庫） 10.20 全信協、業界次期システムの構築を決定 11.13 さがみ信金、西相信金の事業譲受	1.31 日本アジア投資が組成する「ジャイク・インキュベーション一号投資事業有限責任組合」に出資 3. 6 デビットカードサービスに係る資金決済業務取扱開始 3.21 日本銀行当座預金に係る信用金庫との資金回送金取引を本店業務部に集中化 3.29 普通出資を2,000億円に増額（1,000億円増資） 3.30 全国しんきん抵当証券清算 3. －東京都の中小企業向け融資証券（CLO）の発行を前提とした、中小企業に対する東京信用保証協会保証付代理貸付商品の提供を開始 4. 1 第2次長期経営計画（12～14年度）を実施 4. 1 組織改正（経営管理部を新設、総合企画部に確定拠出型年金準備室を新設等） 4. 1 与信取引におけるカントリーリスクの一元管理を開始 4. 3 第2次システム整備計画策定 4.24 振決国債（預り口）のDVP化に係る代行決済の取扱開始 4. －資金量20兆円突破 5. 1 劣後ローン取扱規程改正 5. 8 防災管理規程制定 5.19 信用金庫モニター制度を創設 6. 1 創立50周年 6.23 第58回通常総会開催（名称変更を内容とする定款変更を決定） 6.23 11年度の普通出資・優先出資配当率に創立50周年記念配当1%を上乗せ 7.24 金庫短期資金の定期預金化 7.25 リスク管理の基本方針および各リスクの管理方針を策定 9. 4 北海道支店を新築移転 9.13 しんきん情報システムセンターとの共同開発による「企業信用格付システム」の提供開始 9. －信用金庫における信用保証協会共同保証付私募債の発行支援スキームの提供を開始 10. 1「全国信用金庫連合会」から「信金中央金庫」に名称を変更 10. 1 新しいシンボルマークとロゴタイプを使用開始

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
	11. －全信協、経営対策委員会の諮問機関として相互補完体制のあり方に関する研究会を設置 12. 4 昭和信金、松沢信金の事業譲受	10. 1 全信連インターナショナルを「しんきんインターナショナル」に、全信連ビジネスサービスを「しんきん中金ビジネス」に社名変更 10. 1 債券の名称を「全信連債券」から「しんきん中金債券」に変更 10. 2 創立50周年記念定期預金（6か月もの、年1%）を提供 11.21 第59回臨時総会開催（目的規定の創設等に係る定款変更） 11.22 東京証券取引所から優先出資上場の承認取得 12. 7 S&Pから長期格付けAA−、短期格付けA−1+を取得 12.20 7年もの・10年ものしんきん中金債券の発行開始 12.22 優先出資を東京証券取引所に上場（916億円を公募増資）

平成 13 年 *(2001)*

1. 4 日本銀行、当座預金決済および国債決済をRTGS化 1. 4 東銀協、内国為替決済制度の運営を開始 1. 6 中央省庁再編（1府22省庁から1府12省庁に再編） 1. 6 金融再生委員会廃止 2. 9 日本銀行、ロンバート型貸出の新設を発表 3. 3 サッカーくじ販売開始 3.19 日本銀行、量的金融緩和政策を導入 3.23 金融機関、日本マルチペイメントネットワーク運営機構を設立 4. 1 さくら・住友銀行合併（三井住友銀行） 4. 2 東京三菱銀行、三菱信託銀行、日本信託銀行による銀行持株会社「三菱東京フィナンシャルグループ」設立 4. 2 三和銀行、東海銀行、東洋信託銀行による銀行持株会社「UFJホールディングス」設立 4. 6 政府、緊急経済対策を公表 4.26 小泉純一郎内閣発足 6.15「確定給付企業年金法」公布（14.4.1施行） 6.21「特殊法人等改革基本法」公布（6.22施行） 6.26 政府、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(骨太の方針）を公表	1. 4 京都中央信金、京都みやこ・南京都信金の事業譲受 1. 9 埼玉縣信金、小川信金の事業譲受 2. 5 おかやま信金、岡山市民信金の事業譲受 2.26 わかば信金、都内9信金に事業譲渡 3.19 根室・厚岸信金合併（大地みらい信用金庫） 3.19 東京ベイ・松戸信金合併（東京ベイ信用金庫） 3.26 南郷信金、日南信金の事業譲受 4. 1 信用金庫法施行令改正（会計監査人・常勤監事を義務付ける信用金庫の範囲拡大等） 4. 1 全信協および信金中金、信用金庫経営力強化制度を創設 4.16 福井・福井中央・鯖江信金合併（福井信用金庫） 6.27 信用金庫法改正（「短期社債等の振替に関する法律」による改正）(14.4.1施行） 6.29 信用金庫法改正（商法等の改正等法律の整備法による改正）(10.1施行） 10. 9 北海・道央・夕張信金合併（北海信用金庫） 10. 9 同栄・港信金合併（東都中央信用金庫）	1. 1 組織改正（総合企画部優先出資上場準備室を廃止等） 1. 4 日本銀行国債決済RTGS化に伴い国債振替決済事務取扱手続等を変更 2. 1 総合与信管理規程を制定 2.24 組織改正（松江支店を廃止し、業務を広島支店に移管のうえ同支店を中国支店に改称。鳥取・島根県分室を開設） 2.28「全国信用金庫連合会五十年史」発刊 3. 3 サッカーくじ業務の資金決済を開始 3. 6 ムーディーズから依頼格付け取得(銀行財務格付けC+） 3. －「ファイアーウォール遵守の手引き」を制定 4. 1 信用金庫経営力強化制度の運営開始 4. 1 組織改正（信用金庫部を新設、考査部を廃止等） 4. 1 内国為替運営委員会および内国為替専門部会を「決済業務運営委員会」および「決済業務専門部会」に改組 4.10 早稲田大学に寄付講座を開設 4.16 慶應義塾大学に寄付講座を開設 4.23 地方公共団体融資マニュアルを制定

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
6.27「短期社債等の振替に関する法律」および「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律」公布（14.4.1施行） 6.29「商法等の一部を改正する等の法律」公布（金庫株制度の解禁等）(10.1施行） 6.29「確定拠出年金法」公布（10.1施行） 8. 8 金融庁、「証券市場の構造改革プログラム」を公表 9.11 米国同時多発テロ発生 9.14 マイカル、東京地裁に民事再生法の適用申請 10.26 政府、「改革先行プログラム」を発表（総事業規模5.8兆円程度） 10.31 FATF（マネー・ローンダリング問題に関する金融活動部会）、テロへの資金供与に関する特別勧告を公表 11. 9「銀行法等の一部を改正する法律」公布（事務所設置を認可制から届出制へ変更等）(14.4.1施行） 11.26 フィッチ、S&Pおよびムーディーズ、日本国債の格付けをそれぞれ1段階引下げ（～12.4） 11.28「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」公布（14.1.4施行） 11.28「商法等の一部を改正する法律」および「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」公布（14.4.1施行） 12.12「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」および同法施行に伴う整備法の公布（14.5.1施行） 12.14 政府、「緊急対応プログラム」を公表（総事業規模4.1兆円程度） 12.19 政府、「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定（住宅金融公庫の5年以内の廃止等）	11. 1 信用金庫法制定50周年記念全国大会開催 11. 9 信用金庫法改正（銀行法等の改正に伴う改正）(14.4.1施行） 11.12 泉陽・泉州信金合併（南大阪信用金庫） 11.12 北九州八幡・若松信金合併（福岡ひびき信用金庫） 11.28 信用金庫法改正（商法等の改正に伴う整備法による改正）(14.4.1施行） 12.12 信用金庫法改正（商法及び株式会社の監査等に関する商法改正に伴う整備法による改正）(14.5.1施行）	4.26 第6代会長に長野幸彦（朝日信金会長）就任 4. －保険商品の資金決済業務取扱開始 5.17 第1回決済業務運営委員会開催 5.23 業務方法書を一部変更（会員等以外の者に対する貸出限度の対象から国および預金保険機構を除く等） 6.11 金融商品販売法対応マニュアルを制定 6.21 ペイオフ対策用パンフレット「信用金庫はどうしてそんなに強いのか」を作成・配付 6.22 第60回通常総会開催（信金中金の略称「しんきん中金」の規定の削除等の定款変更を決定） 6.25 信金キャピタルを設立 6.29 危機管理規程を制定 7. 9 大阪支店、新築移転 7. 9 総合特定与信限度額管理（証券化商品等に係る与信限度額管理）を導入 7.17 個別金庫に対する「緊急時における現金手配対応計画」を策定開始 7.27 与信取引の基本方針を策定(9.11クレジットポリシーに改称し、内容を改正） 9. 3 信金キャピタル、「信金キャピタル一号投資事業有限責任組合」を組成 9.11 セキュリティポリシー（情報資産の保護に関する基本的考え方）を策定 10. 1 組織改正（営業推進部に戦略商品グループおよび年金センターを設置等） 11. 1 外貨宅配サービスの取扱開始 11. －確定拠出年金業務（業界共同スキーム）の取扱開始

平成 14 年 *(2002)*

1.15 三和・東海銀行合併（UFJ銀行） 1.25 政府、「構造改革と経済財政の中期展望」を決定 1.30 銀行等保有株式取得機構設立 2.27 政府、「早急に取り組むべきデフレ対応策」を公表	1. 4 旭川・富良野信金合併（旭川信用金庫）(13.9.17北門信金に富良野信金の一部事業譲渡） 1. 4 伊勢崎・太田信金合併（伊勢崎太田信用金庫） 1. 4 千葉・木更津・成田信金合併(千葉信用金庫）	1. 1 信金中金月報の発行開始 2.18 流動性資金貸付制度を創設 2.18 日本格付研究所（JCR）から邦銀最高位の長期格付けAAAを取得 2.20 格付投資情報センター（R&I）から邦銀最高位の長期格付けAAを取得

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
4. 1 第一勧業・富士・日本興業銀行が分割・合併（みずほ銀行、みずほコーポレート銀行に再編） 4. 1 定期性預金のペイオフ解禁 4.12 金融庁、「より強固な金融システムの構築に向けた施策」を公表 4.16 S&P、日本国債の格付けを「AA」から「AA−」に引下げ 4.26「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」公布（15.1.6施行） 5. 7「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」公布（金融機関等による顧客の本人確認に係る努力規定を義務化等）（15.1.6施行） 5.29「商法等の一部を改正する法律」公布（委員会等設置会社制度の導入等）（15.4.1施行） 5.29「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」公布（大規模会社の株式保有総額の制限を廃止等）（11.28施行） 5.31 ムーディーズ、日本国債の格付けを「Aa3」から「A2」に2段階引下げ 6.12「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」公布（15.1.6施行） 6.21 日本銀行、「新しい法的枠組みに基づく国債振替決済制度への移行について」を公表 6.21 政府、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を閣議決定（以降21年度まで毎年度決定） 6.28 金融庁、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）を発出 7.10 金融庁、「地域金融機関を中心とした合併等を促進する施策」を公表 7.31 日本郵政公社法公布（15.4.1施行） 8. 6 金融庁、「証券市場の改革促進プログラム」を発表 8. 9 企業会計審議会、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表 8.29 金融庁、「金融機関の合併等促進策について」を公表 9.18 日本銀行、「金融システムの安定化に向けた日本銀行の新たな取り組みについて」を発表（金融機関保有株式の買取方針等） 9.30 金融審議会、「中期的に展望したわが国金融システムの将来ビジョン」を公表	1. 4 朝日・江戸川・共積・文京信金合併（朝日信用金庫） 1.21 玉島・倉敷信金合併（玉島信用金庫） 2.25 宇都宮信金、県内5信金（栃木・烏山・鹿沼相互・小山・大田原）に事業譲渡 2.25 大分信金、臼杵信金の事業譲受 3.18 コザ・沖縄信金合併（コザ信用金庫） 3.25 大阪信金、大阪第一信金の事業譲受 3.25 関西西宮信金、県内4信金（尼崎・神戸・兵庫・姫路）に事業譲渡 3.25 大分みらい信金、中津・佐賀関信金の事業譲受 5.20 日新信金、神栄信金の事業譲受 5.29 信用金庫法改正（商法等の改正に伴う改正）（15.4.1施行） 5.29 信用金庫法改正（独占禁止法の改正に伴う改正）（11.28施行） 6. 3 紀北信金、長島信金の事業譲受 6.10 大阪信金、相互信金の事業譲受 6.10 大分信金、佐伯信金の事業譲受 6.12 信用金庫法改正（証券決済システム改革法による改正）（15.1.6施行等） 6.17 東京東信金、船橋信金の事業譲受 6.17 仙台・宮城第一信金、宮城県中央信組の事業譲受 6.24 秋田ふれあい・角館信金合併（秋田ふれあい信用金庫） 6.24 酒田信金・庄内信組合併（酒田信用金庫） 7.15 甲府商工・大月信金合併（山梨信用金庫） 7.25 全信協、半期情報開示の基準を策定 9.17 西武・平成信金合併（西武信用金庫） 9.24 水戸信金、石岡信金の事業譲受 10.14 豊川信金・岡崎市民信組合併（豊川信用金庫） 10.15 東都中央・東京産業信金合併（さわやか信用金庫） 10.15 伊豆・下田信金合併（伊豆信用金庫）（9.9三島信金に下田信金の一部事業譲渡）	3. 1 代理貸付新型住宅ローン「しんきんGOOD住まいリング」の取扱開始 3.25 生命保険会社等から借り入れた劣後ローンの借換等を実施（400億円） 4. 1 組織改正（信用金庫部経営相談グループをコンサルティングセンターに統合等） 4. 1 情報管理規程を制定 4. 1 新人事制度を導入（自己申告制度・昇格基準・人事考課規程の大幅改定等） 4. 1 新経費管理システム稼働 4.15 セマウル金庫連合会（韓国）と「相互交流に関する合意書」を締結 4.16 S&Pによる長期格付けAA−からA+に引下げ 4.30 国内大学院（夜間）への派遣者の公募を開始 5. 1 組織改正（シンガポール駐在員事務所を廃止し香港支店に統合） 5. 7 新営業店システム、経理・決算システム稼働 6.20 経営相談ミニ情報の提供を開始 6.21 第61回通常総会開催（振替業に関する業務の追加等に係る定款変更を決定） 7.31 日本政策投資銀行と業務協力合意書を締結 8. 1 組織改正（消費者金融保証会社設立の準備をするため、保証会社設立準備室を設置） 8.20 PFI第1号案件を成約 8.20 四半期情報開示（14年度第1四半期）を開始 9. 1 組織改正（IT戦略室を設置） 9. 6 代理貸付住宅ローン「しんきんGOOD住まいリング」提携住宅ローン制度を導入 9.24 外為業務関連システム稼働、外為ファームバンキング取扱開始 10. 8 経営トップ等による個人投資家向けIRセミナーを開始 10.28 保養所山中荘閉鎖 11. 1 消費者金融保証会社「信金ギャランティ」を設立 11. 1 組織改正（保証会社設立準備室を廃止） 11. 1 情報システム管理規程を制定

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
10.11 日本銀行、「株式買入等基本要領」等を制定（11.29買取開始） 10.30 金融庁、「金融再生プログラム―主要行の不良債権問題を通じた経済再生―」を公表 12. 2 三井住友銀行、銀行持株会社「三井住友フィナンシャルグループ」を設立 12.13 政府、「政策金融改革について」を公表 12.13「会社更生法（全面改正）」および「会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」公布（15.4.1施行） 12.18「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」公布（決済用預金の創設、ペイオフ全面解禁を17年4月に延期）（15.4.1施行） 12.18「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」公布（15.1.1施行、公的資金の資本注入の規定は15.4.1施行）	10.30 全信協経営戦略システム会議、「業界次期システムに関する今後の対応方針」を策定 11. 5 京都北都・福知山・東舞鶴・舞鶴・綾部信金合併（京都北都信用金庫） 11.11 全信協、外部機関による業界次期システムに係るシステム監査を実施（～12.24） 11.18 群馬中央・大栄信金合併（ぐんま信用金庫） 11.18 銚子・旭信金合併（銚子信用金庫） 11.18 徳島・鳴門信金合併（徳島信用金庫） 12.13 信用金庫法改正（会社更生法の改正に伴う改正）（15.4.1施行） 12.16 足立・成和信金合併（足立成和信用金庫）	11. 7 加藤前会長逝去 11. 7 部門業績評価制度を導入（18年度以降運用停止） 11.27 新人事制度に考課者評価制度を導入 12. 2 自己啓発の一環としてオープンセミナーの開催を決定（15.2第1回開催、18.3.31廃止） 12. 9 代理業務・資金中継業務の本部集中化を完了 12. 9 信用金庫から2,057億円の劣後ローンの借入れを実施 12. 9 IR広報推進責任者を各部門に設置

平成 15 年 *(2003)*

1.27 日本銀行、新しい国債振替決済制度の運営開始（国債のペーパーレス化） 3.10 個人向け国債発行開始 3.19 イラク戦争勃発（5.1終結） 3.28 金融庁、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表 3.31 証券保管振替機構、短期社債振替制度の運営開始（CPのペーパーレス化） 4. 1 日本郵政公社発足 4. 9「株式会社産業再生機構法」および「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」公布（4.10施行） 4.16 産業再生機構設立 4.25 共同発行市場公募地方債の発行開始 5.30「個人情報の保護に関する法律」公布（同日一部施行、17.4.1全面施行） 5.30「証券取引法等の一部を改正する法律」公布（証券仲介業制度の創設等）（16.4.1施行等） 6.30 りそな銀行への公的資金の資本注入実施 8. 1「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」公布（銀行等保有株式取得機構による株式買取りを2年延長）（8.30施行）	1. 6 札幌・石狩中央信金合併（札幌信用金庫） 1. 6 水戸・土浦信金合併（水戸信用金庫） 1.14 かもめ・福鞆信金合併（しまなみ信用金庫） 3.10 摂津・水都信金合併（摂津水都信用金庫） 3.20 全信協、業界次期システムに関する今後の基本方針等を決定 4. 1 業界の長期経営計画「しんきんチャレンジ21」（15年4月～18年3月）スタート 5.30 信用金庫法改正（証券取引法等の改正に伴う改正）（16.4.1施行。ただし、協同組織金融機関による書面取次ぎ業務の解禁は15.6.30施行） 7. 7 芝・東調布信金合併（芝信用金庫） 7. 7 一宮・愛北・津島信金合併（いちい信用金庫） 7.22 東京東・小岩信金合併（東京東信用金庫） 7.22 赤穂・伊那信金合併（アルプス中央信用金庫）	2. 3 総合研究所（現地域・中小企業研究所）ホームページを開設 2. －確定拠出年金業務（取次スキーム）の取扱開始 4. 1 組織改正（電子手形企画室、信用金庫部経営相談第1・2グループを設置等） 4. －資金量25兆円突破 5.26 電子署名法に基づく特定認証業務の認定を取得 5.26 新SCBネットワーク稼働 6.24 第62回通常総会開催（京都支店廃止等に係る定款変更を決定） 6.30 信金ギャランティ開業 6.30 ロンドン駐在員事務所を廃止 7. 1 組織改正（関東営業第3部を廃止等） 7. 7 信金・アイワイバンク銀行ATM提携に伴う資金決済を開始 7. 7 営業店のテレ為替発信事務の本部集中化を開始（10.1本店業務部・決済業務部（市ヶ谷）への集中化完了） 7. 8 しんきん証券に業務改善命令 7.26 組織改正（京都支店を廃止し大阪支店に統合）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
9.17 東京都と大手行、外形標準課税の訴訟で和解に合意 10.31 企業会計基準委員会、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を公表（17年度から強制適用） 11.17 第5次全銀システム稼働 12. 1 預金保険機構、足利銀行のすべての株式を取得し、実質国有化	10.20 秋田・五城目信金合併（秋田信用金庫） 10.20 富山・射水信金合併（富山信用金庫） 10.20 福岡ひびき・新北九州・門司・直方・築上信金合併（福岡ひびき信用金庫） 11. 4 能登・共栄信金合併（のと共栄信用金庫）	10.20 しんきん信託銀行を利用した既存の劣後ローン等債権の流動化（700億円）の実施 11.21 理事会規程改正（リスク管理に関する重要事項等を理事会決議事項に追加） 12. 1 特別定期預金（6か月もの、年0.6%）の取扱開始（12.26まで）

平成 16 年 *(2004)*

1. 4 統合ATMシステム稼働 1.19 日本マルチペイメント運営機構、収納サービス（Pay-easy（ペイジー））を開始 2.26 金融庁、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）を改訂 3.19 政府、「規制改革・民間開放推進3か年計画」を閣議決定 3.23 全銀協、「大口決済システムの構築等資金決済システムの再編について」を公表 4. 1 東京都、新銀行東京を設立 5.31 金融庁、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を公表 6. 9「証券取引法等の一部を改正する法律」公布（銀行等の金融機関本体による証券仲介業務の解禁等）(12.1施行等) 6. 9「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」公布(21.1.5施行等) 6.18「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」公布（8.1施行） 6.18「預金保険法の一部を改正する法律」公布（8.1施行） 6.26 バーゼル銀行監督委員会、新BIS規制（バーゼルⅡ）最終案を公表 7. 1 中小企業基盤整備機構設立 9.10 政府、「郵政民営化の基本方針」を閣議決定 10.28 金融庁、新BIS規制に基づく自己資本比率規制の素案を公表 11. 1 新紙幣（一万円、五千円、千円）発行 12. 1「民法の一部を改正する法律」公布(17.4.1施行) 12. 1「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」公布（19.4.1施行）	1. 5 フィッチ・レーティングス、全国314信用金庫の財務力格付けを公表 1.13 王子・日興・太陽・荒川信金合併（城北信用金庫） 1.19 直江津・高田信金合併（上越信用金庫） 1.19 北伊勢・上野信金合併（北伊勢上野信用金庫） 2. 9 高松・さぬき信金合併（高松信用金庫） 2. 9 鹿児島相互・川内信金合併（鹿児島相互信用金庫） 2.16 興能信金・高浜信組合併（興能信用金庫） 3.22 金沢・福光信金合併（金沢信用金庫）(3.18高岡信金に福光信金の一部事業譲渡) 3.31 東北しんきんファクタリング清算 4. 1 信用金庫法施行令改正（会計監査人・常勤監事が義務付けられる信用金庫の範囲拡大） 4.21 信用金庫法改正（特殊法人等改革(中小企業基盤整備機構設立)に伴う改正）(7.1施行) 6. 2 信用金庫法改正（破産法の改正に伴う改正）(17.1.1施行) 6. 9 信用金庫法改正（証券取引法等の改正に伴う改正）(17.4.1施行等) 6. 9 信用金庫法改正（株式等決済合理化法による改正）(21.1.5施行等) 6.18 信用金庫法改正（不動産登記法の施行に伴う改正）(17.3.7施行) 7.12 下関・豊浦信金合併（下関信用金庫） 7.20 彦根・近江八幡信金合併（滋賀中央信用金庫）	1.15 信用金庫職員を対象とした「中小企業経営改善支援実務研修」を開始 1.19 マルチペイメントネットワークの資金決済業務を開始 1.23 信金中金理事会、武蔵野信用金庫の相援制度の資金援助における地区拠出額の軽減を承認 2.16 SWIFT受発信管理システム稼働（SWIFT.netに移行） 3. 1 SCBネットワーク、海外拠点との接続開始 3. 2 電子手形システムが第5回日本IT経営大賞において日本経済団体連合会会長賞を受賞 3.31 信用金庫保証付私募債の取扱開始 4. 1 組織改正（金融法人部と事業法人部公共法人室を統合し公共・金融法人部に改称等） 4. － 総資産30兆円突破 5. 1 勤務管理システム（人事ワークフローシステム）稼働 5. 6 代理貸付事務を集中化（送金依頼書等に係る審査・登録および勘定処理を本店業務部に集中化） 6.14 市場・リスク管理システム稼働 6.21 直接貸出事務を本店業務部に集中化（第2次システム整備計画に係る営業店事務集中化を完了） 6.25 第63回通常総会開催 6.28 確定拠出年金と確定給付年金を組み合わせた「総合提案スキーム」の取扱開始 7. 1 組織改正（電子手形企画室をIT戦略室に改称等） 9.10 上海駐在員事務所を開設

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
12. 1「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」公布（動産譲渡登記制度の創設等）(17.10.3施行)	10.12 大阪・南大阪信金合併（大阪信用金庫）	10.14 信金中金のあり方検討会を設置（17.3.31廃止）
12. 3 改正「信託業法」公布（12.30施行）	11.15 大牟田・柳川信金合併（大牟田柳川信用金庫）	11. 9 信用金庫役職員向けパンフレット「信金中金のご案内」を作成
12.10「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律」公布（12.30施行）	11.22 足利・小山信金合併（足利小山信用金庫）	11.22 信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース（SDB）における法人データベース稼働
12.24 金融庁、「金融改革プログラム―金融サービス立国への挑戦―」を公表	12. 1 信用金庫法改正（民法改正に伴う改正）(17.4.1施行)	12.20 しんきんインターナショナルおよびしんきん証券を利用した既存の劣後ローン等債権（200億円）の流動化の実施
	12. 3 信用金庫法改正（改正信託業法による改正）(12.30施行)	12. －東京三菱銀行を通じたCLS銀行の利用を開始
	12. 8 信用金庫法改正（金融先物取引法の改正に伴う改正）(17.7.1施行)	

平成 17 年 (2005)

3.29 金融庁、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（17～18年度）」を公表	2.14 北海・古平信金合併（北海信用金庫）	2.28「信用金庫の経営モデル」を発刊
4. 1 ペイオフ全面解禁	2.14 阪奈・八光信金合併（大阪東信用金庫）	3.22 無利息型普通預金(決済用預金)の取扱開始
7. 1 金融庁、「預金等受入金融機関に係る検査評定制度（金融検査評定制度）」を策定	3.14 杵築信金・大分県信組合併（大分県信用組合）	3.31「信金中金のあり方」をとりまとめ
7.26「会社法」および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」公布（18.5.1施行）	5. 2 信用金庫法改正（保険業法等の改正に伴う改正）(18.4.1施行)	3.31 産業経済新聞社等の第3回「誠実な企業」賞において、コンプライアンス・内部統制に積極的に取り組む企業として金融機関部門賞を受賞
8. 8 衆議院解散（いわゆる郵政解散）	7.19 仙台・塩竈信金合併（杜の都信用金庫）	4. 1 組織改正（信金業務本部（組織規程外の組織）を設置等）
8.10「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預貯金者保護法）」公布（18.2.10施行）	7.26 信用金庫法改正（会社法施行に伴う改正。総（代）会への「附属明細書」報告および「業務報告」承認を廃止等）(18.5.1施行)	4. 1 営業情報システム稼働
10.21 郵政民営化関連6法公布（19.10.1施行等）	10.17 高鍋・西諸信金合併（高鍋信用金庫）	4. 1 個人情報保護宣言を策定・公表
11. 2「銀行法等の一部を改正する法律」公布（銀行代理業制度の創設等）(18.4.1施行)	10.21 信用金庫法改正（郵政民営化法等施行整備法による改正）(19.10.1施行)	4.15 総合型福利厚生サービス（ライフサポート倶楽部）を導入
11.17 国土交通省、建築設計事務所による構造計算書の偽造とその対応について公表	11. 2 信用金庫法改正（銀行法等の改正に伴う改正。信用金庫代理業制度の創設等）(18.4.1施行)	4.25 SCB延長特約付定期預金の取扱開始
11.22 金融庁、バーゼルⅡ第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）の実施方針を公表	11.21 広島・大竹信金合併（広島信用金庫）	5.25 流動性リスク対応訓練を本格的に開始
11.29 政府、「政策金融改革の基本方針」を決定	11.21 新川水橋・滑川信金合併（にいかわ信用金庫）	5.31 信用金庫との協調融資を行う態勢を強化
11.29 日本銀行、「日本銀行当座預金決済における次世代RTGSの展開」を公表	12.31 全国信用金庫預金量110兆円突破（17年12月末：110.3兆円）	6.10「信金業務本部通信」を発行
12. 8 企業会計審議会、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」を公表		6.23「信金中金（SCB）における行動3原則」(スピード、チャレンジ、ベーシック）を制定
		6.23 第64回通常総会開催
		6.23 第2代理事長に中平幸典就任
		7.27 協同組織中央機関機能強化推進計画を策定
		9.13 災害用伝言ダイヤルを導入
		10. 1 統合リスク管理を導入
		10. 1 組織改正（総合企画部IT戦略グループを廃止）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
12.24 政府、「行政改革の重要方針」を閣議決定 12.28 法務省・経済産業省・金融庁、「電子債権に関する基本的な考え方」を公表		10. 3 信金キャピタル、「信金キャピタル二号投資事業有限責任組合」を組成 11.21 SCB積立定期預金の取扱開始

平成 18 年 *(2006)*

1. 1 東京三菱・UFJ銀行合併（三菱東京UFJ銀行） 1.10 証券保管振替機構、社債・地方債等を対象とする一般債振替制度の運営を開始 1.23 日本郵政設立（民営化の準備企画会社） 3. 9 日本銀行、量的金融緩和政策を解除 3.27 金融庁、「新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ第1の柱）」を告示 3.31 金融庁、新しい自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示案を公表 3.31 財務省、国債募集引受団（シ団）を廃止 6.14「証券取引法等の一部を改正する法律」および「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」公布（証券取引法を改組し、金融商品取引法とする等）（19.9.30全面施行） 7.14 日本銀行、ゼロ金利政策を解除 9.22「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」および「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」公布（19.1.4施行） 9.26 安倍晋三内閣発足 12.15 改正「信託法」および「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」公布（19.9.30施行）	1.10 多摩中央・八王子・太平信金合併（多摩信用金庫） 1.23 信用金庫、新銀行東京とのATM提携を開始 2.14 全信協等金融5団体、「構造計算書偽装マンションに係る住宅ローンへの対応について」を公表（住宅ローン借入者に対し負担軽減措置を実施） 3.29 信用金庫法施行令改正（信用金庫による独立行政法人およびPFI選定事業者への貸付けが可能となる）（4.1施行） 4. 1 業界の長期経営計画「しんきんルネッサンス2006」（18年4月～21年3月）スタート 4. 3 全信協、しんきん共同システム運営機構を設立（業界次期システム構想の実現に向けた共同センターの中枢機関・意見集約機関として設立） 6. 2 信用金庫法改正（公益法人制度改革整備法に伴う改正）（20.12.1施行） 6.14 信用金庫法改正（証券取引法等の改正に伴う改正。利用者保護ルールの徹底、利用者利便の向上、信用金庫役員の任期変更等）（19.9.30施行） 10.16 三島・伊豆信金合併（三島信用金庫） 10.16 愛媛・三津浜信金合併（愛媛信用金庫） 11. 6 島根中央信金・出雲信組合併（島根中央信用金庫） 12.15 信用金庫法改正（改正信託法による改正）（19.9.30施行）	1.10 証券保管振替機構を振替機関とする一般債振替制度に参加 1.19「地域振興支援実務研修」を開始 1.23 信金・新銀行東京ATM提携に伴う資金決済を開始 2. 5 山口相談役（元会長）逝去 2.13 信用格付・自己査定システム稼働 2.27 証券化を前提とした1,000億円の永久劣後ローンの取入れを実施 2.27 宮本理事相談役（元理事長）逝去 2. －外為インターネットバンキングシステム稼働 3.15 優先出資の価格、上場来最高値を記録（終値62万3,000円） 3.17 全国信用金庫協会への加入を理事会において決定 4. 1 組織改正（総合企画部新規業務グループ、総合研究所SDB推進室、特別室を設置） 4. 1 継続雇用制度を導入（最長満65歳まで再雇用可能となる。） 5.25 内部統制に関する体制の整備に係る基本的な方針等を策定 6.19 SCB延長特約付定期預金の商品を拡充 6.19 SCB積立定期預金の商品を拡充 6.22 第65回通常総会開催（会社法制の現代化等に伴う定款変更を決定） 6.22 第7代会長に大前孝治（城北信金理事長）就任 7.13 しんきん中金債券、信金中金債に名称変更 8.17 あずさ監査法人を一時会計監査人に選任 9. 1 信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険の取扱開始 10.30 しんきん長期固定金利ローンサポートの取扱開始

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
		12.11 SCB延長特約付定期預金の商品を拡充

平成19年 (2007)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
3.15 産業再生機構解散	1. 9 下関・吉南・宇部・津和野信金合併（西中国信用金庫）	1.24 設備担保信用補完制度（しんきんMEサポート）の取扱開始
3.23 金融庁、バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部改正及び第3の柱に関する告示等を公布	2.22 全信協、通常総会において協同組織による信用金庫制度を堅持する基本方針を確認	2.20 ニューヨーク支店をミッドタウンUSトラストビルに移転
3.31「犯罪による収益の移転防止に関する法律」公布（20.3.1施行）	4. 1 全信協、コンプライアンス室と地域活性化推進室を設置	3.20 信金中金理事会、武蔵野信金の支援に係る2次損失への相援制度による資金援助を決定
3.31 新BIS規制（バーゼルⅡ）適用開始	5.25 信用金庫法改正（株式会社日本政策金融公庫法による改正）（20.10.1施行）	3.26 劣後ローンの増額借換え（400億円→1,000億円）による資本増強を実施
4. 5 金融庁、「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」を公表	6. 1 信用金庫法改正（株式会社商工組合中央金庫法による改正）（20.10.1施行）	4. 1 組織改正（リスク統括部を新設等）
6.19 政府、「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」を閣議決定	6. 1 告示の一部改正（信用金庫の子会社等が会員のために行う債務の保証業務について、事業性ローンに係る保証業務の制限が撤廃）	6.21 第66回通常総会開催（金融商品取引法への対応のための定款変更を決定）
6.22 政府、「規制改革推進のための3か年計画」を閣議決定	7.26 全信協、「信用金庫業界の環境問題に関する行動計画」を策定	6.21 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）を会計監査人に選任
6.27「電子記録債権法」公布（20.12.1施行）	10. 9 名寄・士別信金合併（北星信用金庫）	10.15 エージェント業務支援システム稼働
8.24 金融庁、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正（「地域密着型金融の推進」を監督指針に盛り込み恒久化）	11.26 かんら・ぐんま・多野信金合併（しののめ信用金庫）	10.22 営業店取引統合管理システム稼働
10. 1 日本郵政グループ（日本郵政、郵便事業、郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）発足		11.20 顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程を制定
10. 1 全国の信用保証協会と金融機関の間で「責任共有制度」導入（信用保証協会の保証割合が原則100％から80％となる。）		12. 3 本店を中央区八重洲の新築店舗に移転
12.21 金融庁、「金融・資本市場競争力強化プラン」を公表		
12.21「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）」公布（20.6.21施行）		
12.22 銀行等が行う保険窓販全面解禁		

平成20年 (2008)

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
4. 4 政府、「成長力強化への早期実施策」を公表	1.15 沼津・駿河信金合併（沼津信用金庫）	1.15 証券決済システムに国債振替決済機能を追加
7.11 WTI原油相場、一時史上最高値を更新（1バレル＝147.27ドル）	1.15 きのくに・湯浅信金合併（きのくに信用金庫）	2.25 全信金システム障害発生
8.29 政府、「安心実現のための緊急総合対策」を公表	1.21 伊達信金・室蘭商工信組合併（伊達信用金庫）	3.19 内部監査基本方針を策定
9.15 米国証券会社リーマン・ブラザーズ社経営破綻	2.20 全信協、信用金庫業界の環境自主行動計画に係る数値目標を設定	3.28 財務報告に係る内部統制の構築に関する基本的計画および方針を策定
9.18 日本銀行、米ドル資金供給オペレーションの導入		4. 1 組織改正（営業推進部に業務グループを新設）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
10. 1 株式会社日本政策投資銀行発足 10. 1 株式会社日本政策金融公庫発足 10. 1 地方公営企業等金融機構設立 10. 1 株式会社商工組合中央金庫発足 10.10 日米欧の主要7か国（G7）財務大臣・中央銀行総裁会議開催（金融危機対応を合意） 10.14 日本銀行、次世代RTGS（第1期）対応を実施（外為円決済取引の完全RTGS化、流動性節約機能の導入） 10.27 日米欧の主要7か国（G7）財務大臣・中央銀行総裁、急激な円高に懸念を示す緊急の共同声明を発表 10.28 企業会計基準委員会、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」を公表 10.30 政府、「生活対策」を公表（総事業規模26.9兆円程度） 10.31 保証協会、「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」(緊急保証制度）を創設 11. 7 金融庁、「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」を公表 11. 7 金融庁、「銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化について」を公表 12. 5 企業会計基準委員会、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」を公表 12.16「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布（協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置の新設等）(12.17施行) 12.19 政府、「生活防衛のための緊急対策」を公表（総事業規模37兆円程度）	2.21 全信協、通常総会において「協同組織金融機関のあり方」の検討開始にあたっての決意表明を採択 3.17 鶴岡・酒田信金合併（鶴岡信用金庫） 3.28 金融審議会金融分科会第二部会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」、「協同組織金融機関のあり方」の検討を開始 5.19 八戸・十和田信金合併（八戸信用金庫） 6.13 信用金庫法改正（金融商品取引法等の改正に伴う改正。外国銀行代理業務、投資助言業務および算定割引料の取引が可能となる。)(12.12施行。ただし顧客の利益の保護のための体制整備等は21.6.1施行） 6.16 260信金がイオン銀行とATM提携 7. 7 盛岡・二戸信金合併（盛岡信用金庫）	4.24 理事会規程を改正（「内部監査に関する重要事項」および「顧客保護等管理に関する重要事項」を理事会決議事項に追加） 5. 8 若手総合職を対象とした内部事務実務研修を導入 6.16 信金・イオン銀行ATM提携に伴う資金決済を開始 6.19 第67回通常総会開催（本店京橋出張所の設置等に係る定款変更を決定） 7. 1 中小企業向け格付付与サービスの信用金庫における取扱いへの支援開始 7.14 本店京橋出張所を開設 7.25 軽装勤務を励行開始 7. － 若手総合職を対象とした海外拠点研修を開始 9.10 eラーニングシステムによるコンプライアンス研修を導入 9.26 信用金庫から永久劣後ローン2,269億円を借入れ 11.14 決済業務運営委員会、「全信金システムの障害（H20.2.25）に係る再発防止策および緊急時対応の改善策について」を承認 12.10 しんきん傷害保険付定期積金の取扱開始 12.15 特定業務担当者を対象とした海外派遣研修を導入

平成21年 *(2009)*

1.22 日本銀行、社債買入れの導入を決定(2.19開始) 3. 4「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」公布（銀行等保有株式取得機構による株式買取りを再開等)(3.10施行) 3.10 日経平均株価、バブル経済崩壊後の最安値（終値）7,054円98銭を記録 4.10 政府、「経済危機対策」を公表（事業規模56.8兆円程度）	2.16 山形信金・山形庶民信組合併（山形信用金庫） 4. 1 業界の長期経営計画「しんきん「つなぐ力」発揮2009」(21年4月～24年3月）スタート 6.10 信用金庫法改正（独占禁止法の改正に伴う改正)(22.1.1施行等) 6.24 信用金庫法改正（金融商品取引法等の改正に伴う改正)(22.4.1施行等)	1. 5 国内勘定系システムを更改 2. 6 平成21年3月期通期業績予想の修正および配当予想の修正（赤字および無配）を公表 2.26 第68回臨時総会開催（海外支店廃止、資本調達手段多様化に係る定款変更を決定） 3.24 組織改正（ニューヨーク支店および香港支店を廃止し、駐在員事務所を設置）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
4.27 WHO、豚インフルエンザの警戒レベルについて「フェーズ4」を宣言 4.30 金融庁、新型インフルエンザの発生に伴う対応を金融機関に要請 6.24「金融商品取引法等の一部を改正する法律」公布（裁判外紛争解決制度（金融ADR）の創設等）(22.4.1施行等。金融ADRの創設は22.10.1施行) 8.30 衆議院総選挙において民主党、社会民主党および国民新党が過半数の議席を確保 9.16 鳩山由紀夫内閣発足 9.24 全銀協、全銀電子債権ネットワーク（略称：でんさいネット）を設立し、24年5月の開業を目指すことを公表 10.14 企業再生支援機構設立 10.20 政府、「郵政改革の基本方針」を閣議決定 10.20 金融庁、「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的なパッケージ」を公表 12. 1 日本銀行、固定金利方式の共通担保資金供給オペレーションを導入 12. 3「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」公布（12.4施行） 12. 8 政府、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を公表（総事業規模24.4兆円程度）	6.24 信用金庫法改正（資金決済に関する法律による改正）(22.4.1施行) 6.29 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ、「中間論点整理報告書」を公表 7.13 羽後・秋田ふれあい信金合併（羽後信用金庫） 9.18 全信協、総代会機能向上策に関する業界申合せの見直しを実施 10.13 西中国信金・岩国信金・下関市職員信組合併（西中国信用金庫） 11. 9 八戸・あおもり・下北信金合併（青い森信用金庫） 11.24 北見・紋別信金合併（北見信用金庫）	4. 1 組織改正（リスク統括部にリスク管理を一元的に行うリスク管理グループを設置等） 4. 9 平成21年3月期通期業績予想の修正を公表（赤字拡大による下方修正） 5.11 新型インフルエンザに係る緊急対策本部を設置（22.5.27解散） 6. 1 顧客保護等管理方針を改正（利益相反管理態勢を整備） 6. 1 ぐるなびと連携した食に関するBtoB（企業間取引）サイト「日本全国しんきん旨いもん地図」を立上げ（23.3.31終了） 6.17 第3代理事長に田邉光雄就任 6.24 第69回通常総会開催 6.26「中小企業経営改善支援ガイドブック」を作成 6.30 普通出資を2,000億円から4,000億円に倍額増資 8. 1 優先出資分割（1口→2口）を実施 9. 7 全国信用不動産を子会社化（信用金庫保有株式を買い取り100%子会社化） 9.23 中平理事相談役（前理事長）逝去 9. - 投信インターネットサービスの取扱開始 11. 2 新SCBファームバンキング稼働 11. 9 中期経営計画の策定に係るワーキング・チームを設置（22.3.31解散） 11.16 信金中金ビジネスと全国信用不動産合併（存続会社信金中金ビジネス） 12. 1 朝日信託と業務提携し、信用金庫の遺言・相続関連業務への支援を開始 12.18 安否確認システムの運用を開始

平成22年 *(2010)*

1.19 日本航空、会社更生法の適用を申請 4.23 ギリシャ、EU・IMF・ECBに対し、資金支援を要請 6. 8 菅直人内閣発足 6.18 改正貸金業法、完全施行 9.10 政府、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策～円高、デフレへの緊急対応～」を閣議決定（事業規模9.8兆円程度）	1.12 共同事務センターのハード集約に伴い、西日本センターへの信用金庫の共同利用型勘定系システムの移行を開始 1.12 山口・萩信金合併（萩山口信用金庫）	2. 1 金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を制定 2. 8 BCP（業務継続計画）の策定に係る「被災シナリオ」を特定するとともに「継続すべき重要業務」を選定 3.15 SCB法人インターネットバンキングサービス取扱開始

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
9.10 日本振興銀行、金融庁に破綻申請（初のペイオフ適用） 9.28 武富士、経営破綻し会社更生法の適用を申請。過払い金返還請求が消費者金融の経営を圧迫。プロミス、アコムは9月中間決算が最終赤字に 10. 5 日本銀行、包括的な金融緩和を導入（実質的なゼロ金利復活） 10. 8 政府、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ２～」を閣議決定（事業規模21.1兆円程度） 11. 3 Fed、QE2開始を決定 12.16 バーゼル銀行監督委員会、新しい自己資本比率規制（バーゼルⅢ）の詳細な枠組みを公表	1.28 全銀協が設立する電子債権記録機関（でんさいネット）に業界として参加することを決定（中継センター業務はSSCが担当） 2.15 杵島・西九州信金合併（九州ひぜん信用金庫） 4. 1 呉信金、総合型の確定拠出年金導入 7.22 金沢信金、二酸化炭素（CO_2）の排出量取引の仕組みを導入した「カーボンオフセット通帳」を導入 10.19 全信協、2020年を目途としたビジョン策定のため、「信用金庫長期ビジョン研究会」を発足 11.19 信用金庫法改正（保険業法等の改正に伴う改正） 12.31 全国信用金庫預金量120兆円突破（22年12月末：120.8兆円）	3.30 しんきんMEサポート（東京都版）の取扱開始 3.31 全信金システムにおいて仕向電文の送信遅延発生、緊急対策本部を設置（5.27解散） 4. 1 組織改正（信金業務支援部を新設等） 4. 1 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2010」(22～24年度）を実施 5. 6 全信金システム更改 5.10 内国為替管理強化に伴う組織改正（内国為替管理室の新設） 5.27 香港駐在員事務所をAdmiraltyのTwo Pacific Placeに移転 6. 1 創立60周年 6.23 第70回通常総会開催 9.10 代理貸付「SCB地域活性化ローン」取扱開始 10. 4 バンコック銀行（バンコク）と業務提携 11. 1 SCB延長特約付積立定期預金（愛称：えんつみ）取扱開始 12.16 交通銀行（上海）と業務提携

平成23年 *(2011)*

3.11 東日本大震災 3.11 金融庁、日本銀行、各金融機関が東日本大震災の被害者に適切な措置を講じるよう要請（本人確認のみでの預金払戻し等） 3.15 みずほ銀行で大規模なシステム障害発生（全国ATMの利用停止、振込遅延等） 4.27 Fed、QE2終了を決定 7. 1 東電、東北電力管内の金融機関が政府の要請を受けて15％の節電開始 9. 2 野田佳彦内閣発足 10.21 政府、「円高への総合的対応策～リスクに強靭な社会の構築を目指して～」を閣議決定（事業規模23.6兆円程度） 10.31 円相場が戦後最高値を更新（一時1ドル＝75円32銭） 11. 1 マリオ・ドラギ、ECB新総裁に就任	1. 9 全信協、高校・高専生対象にビジネスアイデア・コンテスト全国大会を初開催（1.9と1.10の２日間） 2.14 富山・上市信金合併（富山信用金庫） 3.17 城南信金、震災復興支援でボランティア預金の取扱開始 3. －信金業界、被災信金を支援するための活動が全国に広がる 5.25 信用金庫法改正（資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の改正に伴う改正・非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う改正） 6.24 信用金庫法改正（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の改正に伴う改正） 9.29 信用金庫法制定60周年記念全国大会開催	1.28 優先出資者向け優待制度の導入を決定 2.14 ローンサポート「SCB地域活性化ローンⅡ」取扱開始 3.15 しんきん傷害保険付定期積金フラット型提供開始 3.17 代理貸付を活用した「東北地方太平洋沖地震災害復旧特別融資制度」を創設 4. 1 組織改正（復興支援対応室、海外業務支援センター、開発投資部の新設等） 4. 1 信用金庫経営力強化制度の運営方法見直し 4.25 SCBマルチコーラブル預金取扱開始 5.10 中国銀行（北京）と業務提携 5.27 しんきん震災復興支援定期積金取扱開始 6.22 第71回通常総会開催（電子債権記録機関の業務の受託を追加するための規定の新設等）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
		6.23 しんきんアセットマネジメント投信、投信窓販商品「しんきん復興支援育英ファンド（限定追加型）（愛称：こどもの未来）」募集開始 8. 1 東日本大震災に伴い、ボランティア休暇新設 9. 1「信金中央金庫六十年史」を発刊 9.22 東北復興支援カタログ「しんきんの絆」取扱開始 10. 1 信金中金ビジネスが信金パートナーズを吸収合併 10.12 代理貸付「SCB住宅ローン「スーパー！」」取扱開始 11.17 東日本大震災に係る信用金庫相互支援体制の構築 11.21 四国支店を高松フコク生命ビルに移転 12.19 復興支援ファンド「しんきんの絆」運営開始

平成24年 *(2012)*

1.25 Fed、2％のインフレ目標導入を決定 2.14 日本銀行、「中長期的な物価安定の目途」として物価上昇率1％を設定 2.24 金融庁、年金資産消失でAIJ投資顧問に業務停止命令。社長ら4人が逮捕。厚生年金基金や企業年金の課題を浮き彫りに 8.10 3党合意に基づく消費税法案が成立 9.13 Fed、QE3開始を決定 9.18 日本の尖閣諸島国有化に反発し中国で大規模反日デモ発生 11.14 野田首相が衆議院解散表明 11.30 政府、「日本再生加速プログラム ～経済の再生と被災地の復興のために～」を閣議決定（事業規模　第1弾7,500億円超・第2弾1.2兆円程度） 12.26 政権交代で自民党・第2次安倍晋三内閣発足	2. 2 金融庁、信金中金による被災地4信金への資本増強（金融機能強化法に基づく）を決定 3. 1 青梅・東北6県・全国100余の信金の協賛で「東北・夢の桜街道」ツアー開催 3.30 全信協、反社会的勢力の会員からの排除に関する定款例の一部を改正 3.31 信用金庫法改正（保険業法等の改正に伴う改正） 4. 1 業界の長期経営計画　第2次「しんきん『つなぐ力』発揮」3か年計画～地域の課題解決と持続的発展をめざして～（24年4月～27年3月）スタート 4. 1 全信協、しんきん保証基金、一般社団法人に移行 9.12 信用金庫法改正（金融商品取引法等の改正に伴う改正） 11. 1 東京都や東北地方を中心とした63信金共催による商談会「日本を明るく元気にする“よい仕事おこし”フェア」が初開催（以降、毎年開催） 11.26 東山口・防府信金合併（東山口信用金庫）	2.10 三越と連携し、ギフトカタログ「旬彩カタログ　しんきんのつなぐ力」を案内 3. 1 ローンサポート「地公体ローンサポート」提供開始 4. 1 組織改正（海外業務支援部、業務継続対応室の新設等） 4. 2 しんきん実務研修プログラム運営開始 6.11 復興支援連絡会開催（以降毎年開催） 6.20 第72回通常総会開催 7. 2 しんきん東日本大震災こども応援定期積金提供開始 7. 2 インドネシア国際銀行（ジャカルタ）と業務提携 7.10 金融円滑化出口戦略サポートプログラム提供開始 7.10 販路応援通販カタログ「しんきんの絆」および販路応援通販サイト「しんきんの絆」取扱開始 8.20 イプロスと連携した販路拡大支援スキーム取扱開始 10. 1 バンコク駐在員事務所を開設 11.26 証券決済システム更改

平成25年 (2013)

1.11 政府、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定（事業規模20.2兆円程度）
1.22 政府・日本銀行、2％物価目標を柱とする共同文書発表
2.18 全銀電子債権ネットワーク「でんさいネット」がサービス開始
3.20 黒田東彦、日本銀行総裁に就任
4. 4 日本銀行、「量的・質的金融緩和」の導入
5.22 バーナンキFRB議長、QE3縮小の可能性に初めて言及（バーナンキ・ショック）
7. 1 みずほ・みずほコーポレート銀行合併（みずほ銀行）
9. 7 2020年東京五輪が開催決定
10. 9 オバマ米大統領、FRB新議長にジャネット・イエレンを指名
12. 5 政府、「好循環実現のための経済対策」を閣議決定（事業規模18.6兆円程度）
12.18 Fed、QE3縮小を決定

4. 1 しんきん共同センター設立。母体であった信金共同事務センターの地区センター（全国7地区）を東西2か所に集中
4.19 石巻信金、携帯電話回線を利用した災害対策緊急回線を導入
4.30 信用金庫業界、預貸率が初めて50％を下回る。(4月末時点：49.7％)
5.31 信用金庫法改正（マイナンバー法の施行に伴う改正）
6.19 信用金庫法改正（金融商品取引法等の改正に伴う改正）
8.13 瀬戸信金、信金初の海外駐在員事務所をバンコクに開設
11. 5 大阪市・大福・大阪東信金合併（大阪シティ信用金庫）

1. 4 しんきん傷害保険付定期積金（天災補償タイプ）提供開始
1.11 三重県と「産業振興等に関する包括協定」締結
2.18 SCBでんさいサービス取扱開始
3.27 島根県と「産業振興等に関する包括協定」締結
4. 1 組織改正（個人金融支援部を新設等）
4. 1 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2013」実施(25～27年度)
4. 8 香港駐在員事務所をWan ChaiのCentral Plazaに移転
4.26 ベトナム投資開発銀行(ハノイ)と業務提携
4.30 信用金庫間の情報共有用ホームページ「しんきん情報共有プラットフォーム」を開設
6. 3 しんきん東日本大震災こども応援定期積金Ⅱ提供開始
6.21 第73回通常総会開催
7.30 三菱商事と業務提携
9. 1 新しい自己資本比率規制に基づく資本増強制度運営規程の改正
9. 2 代理貸付「SCB事業資金特別ローン「ハイパー！」」提供開始
9.25 富山県と「観光・産業振興に関する協定」締結
10. 1 ABL導入サポートプログラム提供開始
11.12 東亜銀行（香港）と業務提携
11.18 ニューヨーク駐在員事務所をミッドタウン655 Third Avenueに移転

平成26年 (2014)

1. 1 少額投資非課税制度(NISA)開始(以降､非課税枠拡大やジュニアNISA創設など制度拡充)
4. 1 消費税率5％から8％に引上げ
6. 5 ECB、マイナス金利導入を決定
7.17 マレーシア航空の旅客機、ウクライナ上空で撃墜
8. 8 アメリカ軍、IS（イスラム国）に対する空爆開始

2.24 十三・摂津水都信金合併（北おおさか信用金庫）
5.30 信用金庫法改正（金融商品取引法等の改正に伴う改正）
6.27 信用金庫法改正（会社法改正に伴う改正）
6.30 全国信用金庫預金量130兆円突破（26年6月末：130.6兆円）

3.19 ライフステージ・サポートプログラム提供を公表
4. 1 組織改正（財務企画部の主計第1グループと主計第2グループを統合し、主計グループに改組）
4. 1 代理貸付「SCB事業資金特別ローン「ハイパー500」」提供開始
4. 1 しんきんファミリーサポート定期積金提供開始

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
9.11 金融庁、「金融モニタリング基本方針」公表。検査・監督の方針を一本化 10.29 Fed、QE3終了を決定 10.31 日本銀行、「量的・質的金融緩和」を拡大 10.31 GPIF、資産構成見直しを発表 12.27 政府、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を閣議決定（国費3.5兆円程度）	9.17 北上信金、北上市とふるさと納税制度の振興を柱とした「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結。同制度を活用した自治体との連携は金融機関で全国初 10.14 信用金庫業界、来店不要の個人融資（住宅ローンを除く。）の取扱開始（パイロット信金にて試行） 11.12「信金発！地域発見フェア～全国のイチオシ企業と物産が東京ドームに大集結～」を開催（11.12と11.13の2日間で来場者約3万3,200名）	4. 1 日本貿易保険（NEXI）と「業務協力に関する覚書」締結 4.28 電子チラシ「しんきん ニッポンの贈りもの」を案内 5.16 信用金庫団信制度の見直しを決定（保険料率算定方法の見直し、適用は27年1月） 6.20 第74回通常総会開催 6.25 中小企業向け創業・育成＆成長支援ファンド「しんきんの翼」の運営開始 9. 1「しんきんの絆」復興応援定期積金提供開始 10.31 上海銀行（上海）と業務提携 11. 5「しんきん　食の商談会in香港」開催 11. 7 ジャカルタ信金会開催。駐在員事務所を設置していない国で初 11.10 岡山県と「連携・協力に関する包括協定」締結 12.15 事業承継支援サポートプログラム提供開始 12. －資金量30兆円突破

平成27年 *(2015)*

1.22 欧州中央銀行（ECB）、量的緩和導入を決定 1.25 ギリシャ総選挙、反緊縮派の急進左派連合が圧勝 3. 8 金融庁、新たな自己資本比率規制（国内基準）に係る告示公布 4. 3 東芝、「不適切会計」を公表 6. 1 日本年金機構、サイバー攻撃で基礎年金番号など個人情報約125万件が流出 7. 5 ギリシャ、財政緊縮策への賛否を問う国民投票実施、緊縮反対派上回る。 8.11 中国、人民元を3日連続で大幅切下げ 9. 3 マイナンバーの利用範囲を広げる改正マイナンバー法が成立。28年1月の制度開始に備え、信金・信組は出資者に番号告知を要請 11. 4 日本郵政グループ3社（日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）、東京証券取引所に上場。NTT以来の大型民営化案件が実現 12.16 Fed、9年半ぶりの利上げを決定 12.18 日本銀行、「量的・質的金融緩和」を補完するための諸措置を導入	1.29 さわやか、芝、目黒、城南、湘南の5信金がしんきん成年後見サポートを設立。金融機関による成年後見事業の法人設立は全国初 3.19 全信協、信用金庫業界の環境自主行動計画に係る数値目標を設定 3.25 城北信金、信金で初めて一時金給付型遺言代用信託（しんきん信託銀行）の取扱開始 4. 1 業界の長期経営計画 「しんきんスクラム強化3か年計画～独自性発揮による地域の成長と価値創造をめざして～」（計画期間：27年4月～30年3月）スタート 11.16 信金業界、日本弁護士連合会等と連携した遺言・相続に係る全国一斉無料法律相談会の実施（以降毎年開催）	1. 8 信用金庫向けタイバーツ・ファンディング取引開始 3. 9 創業支援サポートプログラム提供開始 4. 1 組織改正（しんきん地方創生支援センターを新設等） 4. 1 就業不能保障付団信提供開始 4. 1 医療・介護分野向け融資参入サポートプログラム提供開始 4. 1 経営改善支援サポートプログラム提供開始 4. 1 情報共有サイト「しんきん知識の泉」開設 5. 8 代理貸付「SCB事業資金特別ローン「ハイパーＬ」」提供開始 5. 8 ローンサポート「SCB地域活性化ローンα（アルファ）」提供開始 6. 1「しんきんの絆」復興応援定期積金Ⅱ提供開始 6.19 第75回通常総会開催（特定普通出資に係る残余財産の分配に関する規定の変更等）

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
		9. 1 サイバーセキュリティ管理態勢の整備の一環として、金融ISACに加入 9.16 商工会議所会頭に就任している信金の役員等をメンバーとする商工会議所会頭金庫連絡会を開催（27年度を初回とし、以降毎年度開催） 9.30 特定普通出資による2,000億円の増資 11.12 M&A活用サポートプログラム提供開始 12. 1 組織改正（総合企画部に信託兼営準備室を設置） 12. 8 電子チラシ「しんきんの逸品」提供開始 12.30 地方創生支援パッケージ提供開始

平成28年 *(2016)*

1.29 日本銀行、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入 2. 9 長期金利が史上初のマイナスに 4.16 熊本地震（前震4.14、本震4.16） 6. 1 政府、消費税率の10%への引上げを31年10月まで2年半先延ばしすることを表明 6.24 英国民投票でEU離脱派多数 7.29 日本銀行、ETF買入れ額を増額（年3.3兆円→6兆円） 8. 2 政府、「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定（事業規模28.1兆円程度） 9.15 金融庁、金融機関における「金融仲介機能のベンチマーク」55項目を策定・公表 9.21 日本銀行、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入 9.23 金融庁、金融機関の営業時間規制を弾力化。昼休みの閉店や半日営業可能に 11. 8 ドナルド・トランプ、米大統領選で勝利	1.12 大垣・西濃信金合併（大垣西濃信用金庫） 2.15 福井・武生信金合併（福井信用金庫） 4. 1 東京都、東京都よろず支援拠点の実施機関として東京都信用金庫協会を採択 4.18 全国の信用金庫（265金庫）、「平成28年熊本地震災害義援金」を受入開始（日本赤十字社を通じて被災地に寄付） 5.27 高崎、高岡、高山、高松、高鍋の5信金が「たかしんサミット」を開催。地域活性化で包括連携協定を締結し、連携グループの名称を「たかしん５（ファイブ）」に 6. 1 東信協と会員金庫と準会員金庫の計25金庫、大規模災害時等における相互支援協定を締結 6. 3 信用金庫法改正（情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の改正に伴う改正）	2.10 インバウンド専門家紹介プログラム提供開始 2.17 宮崎県と産業振興等に関する「包括連携協定」締結 2. 5 信用金庫取引先海外子会社向け実査スキームを構築・案内 3. 2 上海輸出入商会と連携したビジネスマッチングサポートを開始 4. 1 組織改正（信託企画部を新設等） 4. 1 中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム2016」実施（28～30年度） 4. 1 ローンサポート「SCB地域活性化ローン未来」取扱開始 4.25 エネルギー分野向け融資参入サポートプログラム提供開始 6.24 第76回通常総会開催（信託業務を追加するための規定の整備等） 6.24 第8代会長に佐藤浩二（多摩信用金庫会長）就任 6.24 組織改正（法人営業本部（組織規程外の組織）を設置等） 7.11 国土交通省および民間都市開発推進機構とのパートナー協定締結 7.20 滋賀県と「産業振興等に関する協定」締結 10. 5 信託業務の兼営に係る認可取得

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
		11. 1 組織改正（信託業務の取扱開始に向けて信託企画部を信託部に改組） 11. 8 和歌山県と「観光・産業振興等に関する連携協定」締結 12.26 秋田県と「地域経済活性化に関する包括連携協定」締結

平成29年 *(2017)*

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫
1.25 NYダウ、史上初の2万ドル突破 3.30 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表。各金融機関は取組方針公表へ 4.25 商工中金、危機対応融資の不正で第三者委員会による調査結果を発表。10月までに2回の行政処分、社長は辞任表明 5.26 120年ぶりとなる改正民法成立。債権法改正で金融業界は実務対応が課題に（公布29.6.2、施行令2.4.1） 6.14 Fed、バランスシート縮小を決定 8.31 金融庁、検査局を廃止する組織再編案公表 10.22 衆院選で自民・公明の与党圧勝 10.24 日経平均株価が史上初の16連騰。約26年ぶりに2万3,000円台を記録 11. 2 トランプ米大統領、FRB新議長にジェローム・パウエルを指名 11.13 みずほFG、今後10年で約1.9万人を削減するなどの構造改革案を発表。三菱UFJFG、三井住友FGも大幅な業務量削減を打ち出す 12.22 米税制改革法案が成立	1.23 江差・函館信金合併（道南うみ街信用金庫） 1.23 全国18信金、信金中金の個人向け信託商品を取扱開始 1.23 城北信金、DMO（「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりのための法人）を目指し、観光協会を設立（4.1業務開始）。信金主導は全国初 3. 1 城南信金、認知症高齢者の預金保護のための「成年後見サポート口座」を開始 5.24 信用金庫法改正（金融商品取引法の改正に伴う改正） 6. 2 信用金庫法改正（民法改正に伴う改正・銀行法等の改正に伴う改正） 6.30 全国信用金庫預金量140兆円突破（29年6月末：140.3兆円） 7. 3 沼津信金、全国の信金で初めて後見支援預金の取扱いを開始	1.19 バノルテ銀行（メキシコシティ）と業務提携 1.23 信託業務取扱開始。しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」提供開始 3.21 BDOユニバンク（マニラ）と業務提携 4. 1 代理貸付「SCB事業資金特別ローン「ハイパーSL」」および「SCB事業資金特別ローン「ハイパーMAX」」提供開始 4. 1 日本財団「わがまち基金」を活用した地域創生支援スキーム提供開始 4. 3 しんきんCSR私募債「輝く未来」提供開始 4. 4 長野元会長逝去 4. － 資金量35兆円突破 6.21 第77回通常総会開催（信金中金の認可対象会社に業務高度化等会社を追加するための規定の新設等） 8.21 食品海外販路開拓商談会を開催（以降毎年開催） 9.19 三菱UFJ信託銀行との合併によりしんきん信託銀行解散 10. 1 デジタルイノベーション推進プロジェクトチームの設置 10. 5 ナインシグマ・ジャパンと連携した技術マッチング支援を実施 11. 6 運用商品「SCBグローバル信託」提供開始 11.29 お客様本位の業務運営に関する取組方針を制定

平成30年　(2018)

金融・経済

1.26 コインチェックから不正アクセスで580億円相当の仮想通貨「NEM（ネム）」が流出
4. 1 三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ銀行に改称
6.12 米朝首脳会談
6.14 ECB、量的緩和政策終了を決定
7. 6 米国、対中関税第1弾発動
7.31 日本銀行、長期金利の変動幅拡大（±0.1%→±0.2%程度）など政策修正
8.23 米国、対中関税第2弾発動
9.24 米国、対中関税第3弾発動
10. 2 日経平均株価、約27年ぶりの高値回復（2万4,245円）
10. 5 スルガ銀行、業務の一部停止命令を受ける。シェアハウス向け融資で審査資料を改ざん
10. 9 全銀協、全銀システムの稼動時間拡大を開始（モアタイムシステム）。銀行間振込の即時着金が24時間365日可能に

信用金庫

1. 1 札幌・小樽・北海信金合併（北海道信用金庫）
1.22 宮崎・都城信金合併（宮崎都城信用金庫）
4. 1 業界の長期経営計画 「しんきん『共創力』発揮3か年計画～地域と共に未来へ歩み続ける協同組織金融機関を目指して～」（計画期間：30年4月～33年3月）スタート
5.14 全信協、IT戦略研究会においてフィンテックを活用した決済サービス等に関する報告書をとりまとめ、会員金庫に送付
5.18 全信協､「2025年信用金庫ビジョン（追補版）～これからの10年を見据えた業界への新たな提言～」を策定
6. 8 信用金庫法改正（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の改正に伴う改正）

信金中央金庫

3. 1 日用品・雑貨海外販路開拓商談会を開催（以降毎年開催）
3.29 取引先ワイナリーPR企画「東北しんきんワイナリー紀行」を実施
4. 1 組織改正（総合企画部にデジタルイノベーション推進室を新設、信用金庫部に有価証券運用サポート室を新設等）
4. 2 国際協力銀行と連携したツー・ステップ・ローン取扱開始
4.26 地域創生支援パッケージ提供開始
5. 1 信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険提供開始
5. － 運用商品「SCBコーラブル信託」提供開始
6.14 BASEと連携したネットショップ活用による販路拡大支援を実施
6.15 事業承継ホットラインを開設
6.20 第78回通常総会開催
6.20 第4代理事長に柴田弘之就任
6.20 組織改正（法人営業本部（組織規程外の組織）を廃止）
6.20 JR東日本商事と連携したビジネスマッチング企画を案内
6.25 預金調査事務に係る事務受託の開始
7. 2 投資商品販売システム「しんきん預かり資産ナビ」提供開始
8. 1 業務改革プロジェクトを設置
9.14 Origamiと資本・業務提携
9.26 第79回臨時総会開催
10. 9 全銀システムの稼働時間拡大（24時間365日稼働）に対応した全信金システムの稼働
12.25 情報提供サイト「しんきん情報ライブラリー」を設置
12.25 全国信用金庫EDI中継システム稼働（XML電文への対応）

平成31年／令和元年　(2019)

4.29 日本銀行、フォワードガイダンスの見直しおよび緩和継続に資する諸措置の実施を決定
5. 1 令和と改元
7.31 Fed、10年7か月ぶりの利下げを決定
9. 1 米国、対中関税第4弾発動
9.12 ECB、量的緩和の再開とマイナス金利の深掘りを決定
10. 1 消費税率8％から10％に引上げ
10.31 日本銀行、フォワードガイダンスを修正
11. 1 クリスティーヌ・ラガルド、ECB新総裁に就任
12. 5 政府、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定（事業規模26.0兆円程度）
12.13 米中交渉、第1段階合意、米国は追加関税を一部緩和
12.18 金融庁、金融検査マニュアルを廃止
12.27 金融庁・関東財務局、不適正な保険募集行為などを理由に日本郵政Gに対して行政処分

1.15 大阪シティ信金、SBI証券の金融商品仲介開始
1.21 浜松・磐田信金合併（浜松いわた信用金庫）
2.25 桑名・三重信金合併（桑名三重信用金庫）
3.19 全信協、報告書「バックオフィス事務の効率化について」を策定
4. 1 福井信金、全国の信金で初めて平日休業を導入
6. 7 信用金庫法改正（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律の改正に伴う改正）
6.14 信用金庫法改正（「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴う改正）
6.24 掛川・島田信金合併（島田掛川信用金庫）
7.16 静岡・焼津信金合併（しずおか焼津信用金庫）
12.11 信用金庫法改正（会社法改正に伴う改正）

1. 7 SBI証券と「金融商品仲介業務等に関する基本合意書」を締結
2. 1 中小企業基盤整備機構と中小企業等の海外展開支援に係る業務協力に関する協定書締結
2.15 インバウンド商談会を開催
4. 1 組織改正（総合企画部に共同化推進室を新設、営業推進部に業務グループを新設等）
4. 1 中期経営計画「SCBストラテジー2019」実施（令元～令3年度）
5. 7 しんきん福利厚生型私募債「ベネフィットサポート」提供開始
5.23 トランビと資本・業務提携（信金キャピタルを通じて出資）
6. 3 専業信託銀行と連携した再委託スキームの構築および同スキームによる国民年金基金加入勧奨業務の取扱開始
6.19 第80回通常総会開催
7.30 信用金庫団信制度の再見直しを決定（保険料率算定方法の見直し、適用は2年1月）
9. 6 東日本電信電話と業務提携し、マルチQRコード決済サービスを提供開始
9.27「信金中央金庫グループSDGs宣言」を公表
10. 1 個人型確定拠出年金「しんきんiDeCo」提供開始
10. 1 ベトナム大手人材送出機関Esuhai Co., Ltdと業務提携
10.10 デジタル活用による地域活性化プロジェクト「しんきんデジタルイニシアティブ～地域を豊かに～」開始
10.11 パーソルホールディングスと業務提携
12.25 社会変革推進財団とパートナー協定締結。休眠預金を活用した制度について連携

金融・経済	信用金庫	信金中央金庫

令和２年 *(2020)*

1.30 WHO、新型コロナで緊急事態宣言
1.31 英国、EUを離脱（完全離脱を準備する移行期間入り）
3. 6 OPECとロシア等による減産協議が決裂
3.15 Fed、1％幅の緊急利下げ、事実上のQE4開始を決定
3.15 日米欧など6中銀、ドルの流動性拡充で合意、スワップ金利引下げ
3.16 日本銀行、追加緩和を決定
3.18 ECB、パンデミック緊急プログラム（PEPP）の導入を決定
3.20 原油価格が約18年ぶりに1バレル＝20ドルを割り込む
4. 7 政府、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」を閣議決定（4.20変更・事業規模117.1兆円程度）

1.20 宮崎都城・南郷信金合併（宮崎第一信用金庫）
2.10 備前・日生信金合併（備前日生信用金庫）
5. 1 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、民間金融機関でも制度融資活用により実質無利子・無担保の融資が可能に

1. 6 しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」提供開始
1. 6 生産性向上支援サポートプログラム提供開始
1. 6 人材紹介業務参入サポート提供開始
1.23 メルカリおよびメルペイと業務提携
2.10 中国・東南アジア向け越境ECフェアを開催
2.25 インバウンド・ソリューションフェアを開催
3.10 大和証券と「金融商品仲介業務に関する基本合意書」を締結
3.13「しんきん知識の泉」に新型コロナウイルス対策専用ページを設置
3.30 新型コロナウイルス感染症特別融資制度を創設・取扱開始
4. 1 組織改正（地域創生推進部、しんきんイノベーションハブ、SDGs推進室を新設等）
4. 1 業界専用M&Aプラットフォーム「しんきんトランビプラス」運用開始
4.21 SCBユニバーシティを設立
6. 1 創立70周年

■主要参考文献・資料（書名、編・著・監修者）50音・アルファベット順

本史の編纂にあたって参考にさせていただいた主な文献は、次のとおりである。

銀行経理の実務 第9版
銀行経理問題研究会

金融行政方針・金融レポート
金 融 庁

金融システムレポート
日本銀行

金融正常化へのジレンマ
岩田　一政、左三川　郁子、日本経済研究センター

金融庁の1年
金 融 庁

経済がわかる論点50
みずほ総合研究所

決済システムのすべて（第3版）
中島　真志、宿輪　純一

国際金融規制と銀行経営
みずほ総合研究所

実務必携 信用金庫法
鈴木　仁史

週刊金融財政事情
金融財政事情研究会

詳解 優先出資法
戸恒　東人

信金中央金庫六十年史
信金中央金庫

信用金庫50・60年史
全国信用金庫協会

信用金庫史
全国信用金庫協会

信用金庫新聞
全国信用金庫協会

信用金庫二十五・四十年史
全国信用金庫協会

信用金庫の経理事務
全国信用金庫協会

信用金庫便覧
信用金庫研究会

図説 日本の財政 平成30年度版
宇波　弘貴

全国銀行財務諸表分析
全国銀行協会

全国信用金庫概況・統計
信金中央金庫

全国信用金庫連合会五十年史
信金中央金庫

全国信用金庫連合会二十・三十・四十年史
全国信用金庫連合会

全国信用組合財務諸表
金融図書コンサルタント社

創業十年の回顧
全国信用金庫連合会

中小企業白書
中小企業庁

通商白書
経済産業省

日本経済論　史実と経済学で学ぶ
櫻井　宏二郎

日本版ビッグバン以後の金融機関経営
山沖　義和、茶野　　努

年次経済財政報告
内 閣 府

バーゼルⅢ 自己資本比率規制　国際統一/国内基準告示の完全解説
北野　淳史、緒方　俊亮、浅井　太郎

平成の経済
小峰　隆夫

マイナス金利政策
岩田　一政、左三川　郁子、日本経済研究センター

マネー・ローンダリング 反社会的勢力 対策ガイドブック 2018年金融庁ガイドラインへの実務対応
白井　真人、芳賀　恒人、渡邉　雅之

信用金庫
全国信用金庫協会

Practical 金融法務 債権法改正（第2版）
三井住友銀行 総務部法務室

World Economic Outlook
IMF

あとがき

地域・中小企業研究所に年史編纂担当が配置されたのは、平成30年4月のことであった。爾来3年を経て、このたびようやく「信金中央金庫七十年史」を発刊する運びとなった。

信金中金ではこれまで10年ごとに年史を発刊してきている。本史の編纂にあたっては、設立からの59年間を前編に、平成21年度から令和元年度までの11年間を後編に区分して編纂することとした。

平成21年度を境にしたのは、世界的な金融危機により、平成20年度決算において創業以来初めての赤字・無配になるという困難に直面した後、会員信用金庫の協力や経営努力によって黒字化・復配を実現し、信用金庫との絆の強化等経営態勢の大きな転換期となったのが平成21年度であったからである。

なお、前編については、これまで10年ごとに発刊してきた既刊年史を要約した。

後編は、信金中金設立の原点に立ち返り、信用金庫に軸足を置いた施策を柱に据えた３次にわたる中期経営計画「SCB中期アクション・プログラム」や、新たな中期経営計画「SCBストラテジー2019」に掲げた各施策について、紙幅を割いて詳細に記述した。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災について、将来再び起こり得る不測の事態への参考として、震災発生直後に信金中金がとった行動を「東日本大震災発生直後における対応の記録」として掲載した。

編纂にあたっては、多くの関係者の方々に、資料の提供や原稿の校閲など長期間にわたってご協力をいただくとともに、非常勤役員の方々にもお忙しいなか様々なご協力を賜わった。ご支援いただいたすべての皆様に、この場を借りてお礼を申し上げたい。

おわりに、発刊にあたり大日本印刷株式会社および株式会社DNPコミュニケーションデザインの懇切丁寧な制作協力に対して、心から感謝の意を表する次第である。

令和2年12月

信金中央金庫　専務理事　中原　広
地域・中小企業研究所長　松崎英一
安川武志
長谷川慶和
綾藤健一

信金中央金庫七十年史

令和3年3月1日　発行

編集・発行　信金中央金庫
東京都中央区八重洲1丁目3番7号
電話　03（5202）7711
URL：https://www.shinkin-central-bank.jp/

制 作 協 力　株式会社DNPコミュニケーションデザイン
印刷・製本　大日本印刷株式会社
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号